

神宮司廳藏版

古事類苑

動物部一

古事類苑刊行會


LIBRARY
MAR 23 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

古事類苑

動物部第一册目錄

古事類苑

動物部一

動物部二

動物部三

獸三

動物部四

獸四

動物部五

獸五

動物部六

獸六

猨	同

動物部七

獸七

動物部八

鳥一

動物部九

鳥二

動物部十

鳥三

古事類苑

動物部一

獸一

獸ハ、ケモノ、又ハケダモノト云ヒ、古クハ又、ケノアラモノ、ケノニゴモノトモ云ヘリ、支那ニ六畜ノ名アレドモ、我國ニテハ其說區々ニシテ、甚ダ詳ナラズ、

神代ノ時、大己貴命、少彥名命ノ二神、戮力シテ天下ヲ經營シ、又人類及ビ畜產ノ爲ニ其療病ノ方ヲ定メ、又鳥獸昆蟲ノ災異ヲ攘ハンガ爲ニ、禁厭ノ法ヲ定メ、又仁明天皇ノ承和十二年三月、山城國綴喜相樂ノ兩郡、蝱蟲多ク、好ミテ牛馬ヲ咬ミ、咬メバ卽チ腫ル、依テ治疫方ヲ賜フト云フ、蓋シ是レ皆獸醫ノ事ナリ、

古人ハ獸肉ヲ以テ常食トス、然ルニ天武天皇ノ四年四月、詔シテ牛、馬、犬、猿、鷄ノ肉ヲ食フコトヲ禁ゼラル、蓋シ牛馬ハ、人ニ代テ勤勞シ、犬ハ人ノ門戶ヲ守リ、猿ハ其狀人ニ近ク、鷄ハ時辰ヲ報ズ、故ニ此禁アリシナラン、大寶令制定ノ時ニ至リ、凡ソ畜產人ニ觝ルヽ者ハ兩角ヲ截チ、人ヲ踏ム者ハ之ヲ絆シ、人ヲ齧ム者ハ兩耳ヲ截ツ、稱シテ標幟羈絆ノ法ト云フ、若シ失レ、畜產狂犬畜養法ノ如クナラズ、或ハ官私畜產ヲ放テ官私物ヲ損食スルモノ、或ハ五等以上ノ親ノ畜ヲ殺ス者、或ハ畜產、他人ノ畜產ヲ殺傷スルモノヽ如キ、並ニ其制アリ、

牛ハウシト云ヒ、犢ハコウシト云フ、犢ハ卽チ牛子ナリ、神代紀ノ一書ニ、月夜見尊保食神ヲ殺シヽ時、其頂化シテ牛馬ト爲ルト云フ、牛馬ノ事始テ此ニ見ユ、特牛ハ此ニコトヒト云フ、

卽チ大牛ナリ、其物ヲ負フコト殊ニ多シ、故ニ斯ク謂フト云フ、若シ其毛色ヲ云ヘバ、黄牛アリ、アメウシト云ヒ、又アメマダラト云フ、又烏牛アリ、マイト云ヒ、又クルマイト云フ、又犴牛アリ、ホシマダラト云フ、

馬ハウマト云ヒ、駒ハコマト云フ、駒ハ、卽チ小馬ニテ、馬ノ子ノ謂ナリト云フ、サレド必シモ又馬ノ子ニノミ稱スルニアラズ、汎ク馬ヲ駒ト稱スル事モアリ、馬ハ主トシテ九州ノ南部、及ビ奥羽ニ產シ、其毛色種々アリ、而シテ其名ヲ呼ブニハ、大抵毛色ニ依ル、馬ハ古來名馬甚ダ多ク、甲斐ノ黑駒、生㗔、摺墨等ノ如キハ、人口ニ膾炙スル所ナリ、

犬、狆、猫、羊、豕ハ、牛馬ニ亞ギテ人家ニ畜フモノニシテ、犬ハ夜ヲ守リ、猫ハ鼠害ヲ除キ、羊、豕ハ食用ト爲シ、或ハ毛皮ヲ採ル爲ニ供ス、而シテ狆ハ只娛樂ニ供スル爲ニスルモノナリ、

鼠ハ人家ニ棲息シテ、多ク物品ヲ嚙毀シ、甚ダ人ニ惡マル、而シテ鼠ノ屬ハ非常ニ多クシテ、山野及ビ水中ニ棲息スルモノアリ、

鼹鼠(ウコロモチ)ハ田畑ノ土中ニ棲ミテ、多クノ穀類ノ根ヲ害シ、鼬鼠(イタチ)、貂等ハ古屋若シクハ山野ニ棲ミ、皆鼠ノ類ニ屬ス、而シテ其皮肉ハ皆大ニ効用アリ、其內鼯鼠(ムササビ)ハ善ク空中ヲ飛ブ、

蝙蝠ハ鳥ニ類スル獸ニシテ、空中ヲ飛ブコト鼯鼠ヨリモ巧ナリ、

兎、鹿ハ山野ニ生長シ、其皮肉共ニ世用ニ供ス、且ツ鹿ハ神社ノ境內ニ養ハルヽモノアリテ、其角亦大ニ世ニ用キラル、

猿ハ山中ニ棲ミ、其性狀最モ人ニ近シ、而シテ猿ハ猨ノ俗字ニシテ、テナガザル、卽チエンカウナリ、ナレド我國ニハ猨ナク、所謂サルト稱スルモノハ、皆獼猴、又ハ猴ナリト云フ、

狒々、猩々ハ、猿ノ類ニシテ、狒々ハ山猩、又ハ山童ト稱スルモノト同一ナリト云フ、此他野女、罔兩等、皆人ニ近キ一種ノ怪獸ニシテ、狒々ノ類ニ外ナラザルガ如シ、

狐ハ一種狡猾ナル山獸ニシテ、能ク人ヲ魅スルモノト信ゼラル、是ヲ以テ古來之ヲ利用シテ狐ヲ使役シ、吉凶ヲ前知スルナド稱シテ世ヲ害スルモノアリ、因テ又世人之ヲ恐レ、稻荷大明神ノ神使ト號シ、遂ニ直ニ之ヲ祀リテ崇拜スルニ至レリ、

狸、猯、狢ハ略、同一ノモノニシテ、其性狀稍、狐ニ類ス、

狼、豺、熊、羆、野猪等ハ、皆深山ニ棲ム猛獸ニシテ、人ヲ害ス、

獅子、虎、豹、犀、象、駱駝ハ、我國ニ產セザルモノナリ、サレド古來三韓又ハ支那ヨリ輸入シテ、史上多ク其事蹟ヲ存ス、麒麟ハ支那ニテハ靈獸ト稱スレドモ、我國ニハ正シク出デタルコトナシ、只其名ヲ國史ニ存スルノミ、

又水中ニ棲ム獸多シ、水獺、海獺、貂、水豹、膃肭獸、獵虎ノ類ナリ、河童ハ、水中ニ棲ム怪獸ニシテ、能ク人ヲ害スト云フ、

此他、雷獸、木狗ナド、怪奇ノ獸モ亦多シ、

〔倭名類聚抄 十八毛群〕獸 文選注云、毛群曰獸也、爾雅注云、四足而毛謂之獸、音狩、和名介毛乃、

畜 野王按、六畜、音宙、一音救、俗云畜生、如軸生二音、和名介太毛乃、牛馬羊犬雞豕也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕所引爾雅○中略釋鳥正文注字恐衍、○中略說文、獸守備者、从嘼从犬、段玉裁曰、以疊韻爲訓、能守能備、如虎豹在山是也、○中略神代紀、獸同訓、介多毛乃見古今集壬生忠岑長歌、本居氏曰、介多毛乃蓋毛都物之轉、都是助語、則其實與介毛乃無異、源君分訓、恐非是、又按說文、畜、田畜也、淮南子曰、玄田爲畜、田畜字見史記貨殖傳、段玉裁曰、田畜謂力田之畜積也、說文又云、嘼牲也、象耳頭足内地也、是二字不同、六畜字作嘼爲正、諸書多用畜字者、假借也、爾雅、在野曰獸、在家曰畜、然終義云、古者天子諸侯必有養獸之官、周禮、獸醫、獸卽牛馬、則畜亦稱獸、蓋對文則別、散文則通矣、○中略所引文○牛馬以下文今本玉篇無載、按爾雅釋畜之末、別釋馬、牛、羊、豕、犬、雞、六者之名、其下題曰六畜、周禮

庖人職云、掌共六畜、注、六畜、六牲也、膳夫職云、膳用六牲、注、六牲、馬、牛、羊、豕、犬、雞也、皆與此合、

〔類聚名義抄三犬〕獸獸（並正　音狩　ケモノ、）

〔干祿字書去聲〕獸獸（並正）

〔伊呂波字類抄計動物〕畜（ケダモノ）

〔字彙午田〕畜（屋次濟昌六切、音觸、止也、(中略)又屋次濟、許六切、音旭、養也、論語、君賜生必畜之、又與蓄同、）

〔康熙字典午集上田〕畜（古文𤰞(中略)釋文、畜、許又反、又集韻、丑救切、並去聲、）

〔禮記九禮運〕故聖人作則、必以天地爲本、以陰陽爲端、(中略)人情以爲田、四靈以爲畜(キウ)、

○按ズルニ、右ノ禮記ノ古訓ニキウトアレバ、日本ニテモ畜ヲバキウト訓ゼシヲ知ルベシ、

〔和漢三才圖會三十七畜類〕畜類

按、四足而毛者總名曰獸、（和名介毛乃）豢養者曰畜、（和名太毛乃）周禮曰、庖人掌六畜（馬牛羊豕犬雞）六獸（麋鹿熊麕野豕兎）辨其死生鮮薨之物也、鮮者（與鱻同）新肉也、薨者（音考）乾肉也、

〔日本書紀一神代〕一書曰、(中略)夫大己貴命、與少彦名命、戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜產(ケモノ)、則定其療病之方、又爲攘鳥獸(ケダモノ)昆虫之災異、則定其禁厭之法、

〔古今和歌集十九雜體〕ふる歌にくはへてたてまつれる長うた　壬生忠峯

いにしへも、くすり、けがせる、けだもの、、雲にほえけん、(下略)

〔八代集抄十九古今集〕これは淮南王劉安が、仙藥を服して仙にのぼりける時、其藥をなめたりし鶏犬皆仙になりて、雲の上にほえたりといふ事なり、

〔圓珠庵雜記〕獸（ケダモノ）毛生ひて四肢なれば、毛肢物といふべきを、略せるか、

〔倭訓栞前編九計〕けだもの　倭名抄に畜をよめり、毛田物の義、牛馬の類をいふ也、けものと別稱にや、或はかふけものとよめり、(中略)

けもの　倭名抄に獸をよめり、毛物の義也、畜をけだものと訓せり、今俗野獸をけだものといひ、畜產をけものと覺えたるは、反せるに似て、神代紀の訓也、兩訓實は一語なるべし、

〔日本書紀神代一〕一書曰、(中略)天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國、(中略)又嚮山、則毛麁毛柔亦自口出、(下略)

〔古事記傳十七〕毛麁物毛柔物は、氣能阿良母能、氣能爾古母能と訓べし、(廣瀨大忌祭詞に、和支物荒支物とあるに依て、使な添て讀は、中々にわろし、ざこと上に云るが如し、)諸獸を云る古の雅言なり、氣母能又氣陀母能も、毛を以て云る名にて同じ、(和名抄に、獸を介毛乃、畜を介太毛乃と分たるは、いかなる由にか、介太毛乃も毛津物とこそ聞えたれ、)

〔古事記上〕火照命者、爲海佐知毘古、(此四字以音、下效此、)而取鰭廣物、鰭狹物、火遠理命者、爲山佐知毘古、而取毛麁物、毛柔物、

〔延喜式祝詞八〕廣瀨大忌祭(中略)
山爾住物者、毛能和支物、毛能荒支物、(中略)
龍田風神祭(中略)
山爾住物者、毛乃和物、毛乃荒物、(下略)

〔東雅十八畜獸〕牛ウシ(中略)　我國いにしへ、凡獸をばシヽと云ひけり、日本紀に、獸の字讀てシヽといふ即是也、其肉の食ふべきをや云ひぬらん、牛をウシといひ、鹿をシカと云ひ、羚羊をカマシヽといひ、羊をヒツシといふが如き、皆これ其肉の食ふべくして、また角生ふる者共なり、必その故ありぬべけれども、今は其義は隱れぬ、東國の俗には、牛をタシといふなり、タシとは田鹿なり、

〔倭訓栞前編三十六與〕よつあし(中略)　海人藻介に、四足は惣て供御に備へずといふは、獸類をいふ也、後村上院はめさせられしとも見えたり、

〔塵袋四〕猛獸トハ、虎、ヲホカミ、師子等ノ名歟、

獸體

常ニハサヤウニ思ヒ習ハセリ、但シ帝範ノ注ニ、猛獸ノ二字ヲ釋スルニ、西蜀ヨリ獻之大如犬ト云ヘリ、コレヲ思フニ別ノケダモノ歟、毛詩ニハ獻其貔皮ト云ヘル注ニ貔猛獸也、追貊之來貢也、本作貔曰狐也、一名執吏ト云ヘリキツネナラバワヅラハシキ人也、オボツカナシ、若シ狐ノ類歟、

〔本草和名 十五 獸〕六畜 毛蹄甲 楊玄操音許救反、陶景注云、六畜謂馬、牛、羊、猪、狗、鷄也、駱駝毛、騾驢、其類也

〔伊呂波字類抄 呂 動物〕六畜 牛馬羊犬鷄豕也、但諸家說多以不同、或牛馬狗猪鳩鵝、或牛馬驢豕狗魚云々、○拾芥抄、牛馬羊猪狗鷄、亦同

○按ズルニ、名稱ノ條ニ載スル、倭名抄ニモ、亦牛馬羊犬雞豕ヲ謂テ六畜トセリ、此レ皆爾雅ノ釋畜、及ビ周禮庖人膳夫等ノ條ナル鄭玄注ニ基ク者ニシテ、他說有レド採ラザルナリ、

〔傍廂 前篇〕五畜、六畜、

皇朝にて五畜といへるは、牛、馬、犬、猿、雞にて、人の家に畜ひ置きて、人の用にあつれば、産死の穢も、人につぎてあり、されば食ふは甚しき穢なり、外戎の六畜は、牛、馬、羊、犬、豕、雞なり、是は畜ひ置きて、次第に殺して、食料にあつるなり、同じ畜にても大に異なり、たとへば皇朝の五畜は、下人の部屋に住めるが如く、用あれば出で、仕へ、用なければやすらひをれり、外戎の六畜は、重罪人の囚獄に置かるゝ如く、遲くも速くも、刑伐に行はれんを待つがごとし、

〔倭名類聚抄 十八 毛群體〕角 附觡 觤 野王按、角 古岳反、豆乃、獸頭上出骨也、有枝曰觡、居額反 無枝曰角、唐韻云、觤 物救反、上聲(上聲天文本作去聲)之輕、和名都太波太、又用觤字、音皆脊反、上聲、角上浪皮也、

〔箋注倭名類聚抄 七 獸體〕今本玉篇角部、出骨作骨外出、○中略 今本玉篇角部觡字注同、釋名、角者生於額角也、說文、角、獸角也、象形、角與刀魚相似、又云、觡、骨角之名也、段玉裁曰、骨角者、角之如骨者、樂記注、無䚡曰觡、無䚡者其中無肉、其外無理、山海經注、麋鹿角曰觡是也、牛羊角有肉有理、惟麋鹿角有枝、故顧氏云、有枝曰觡、觡即枝格之意、史記律書、角者、言萬物皆有枝格如角也、○中略 廣本去聲誤、上聲、○中略 廣韻、皺皮寬、

〔類聚名義抄三角〕角ツノ

〔倭名類聚抄十八毛群體〕觗。 說文云、觗(先來反、本草云、牛角觗、和名古豆乃、)角中骨也、

〔箋注倭名類聚抄七獸體〕樂記角觡註、牛羊有觗曰角、牛角觗新修本草獸部中品載之、牛角觗又見牛馬體、○中略 本草和名、牛角觗、和名宇之乃古都乃、按源君所擧觗、非特言牛、故只云古豆乃也、○中略 所引角部文、段玉裁曰、骨當作肉、字之誤也、禮記注、無觗曰觡、謂角中堅實無肉者、麋鹿是也、說文觡骨角、亦謂中無肉者也、本草牛角觗、謂角之中、角之本、當中有肉之處、外有文理可觀、然李時珍曰、此卽角尖中堅骨也、輔仁訓古豆乃者、其說蓋與李同也、

〔類聚名義抄三角〕觗牛ノコツノ コツノ

〔倭名類聚抄十八毛群體〕牙。 山海經云、象牙大者長一丈、

〔箋注倭名類聚抄七獸體〕下總本有注字、按原書南山經云、天虞之山多象、注云、大者牙長一丈、則有注字似是、說文、牙、牡牙也、象上下相錯之形、

〔倭名類聚抄十八毛群體〕蹯。 唐韻云、蹯(音煩)熊掌也、

〔箋注倭名類聚抄七獸體〕廣韻云、番、說文曰、獸足謂之番、蹞、足有文也、說文同上、蹯亦同上、見左傳、與此不同、按、番象獸掌、見說文、是蹯泛言諸獸之足、非特言熊掌、文元年左傳云、王請食熊蹯而死、杜注云、熊掌難熟、釋文云、蹯、掌也、則熊蹯二字可訓熊掌、單蹯字不得訓熊掌也、孫氏解釋不當如此、源君所引恐誤、

〔類聚名義抄五足〕蹯番二正 蹞或 タナコヽロ 熊蹯

〔和漢三才圖會四十獸類〕蹯(けもの・たなこゝろ)(音番) 禸(音柔)

蹯者獸之掌也、熊蹯味美、煮之難爛、得酒醋水三件同煮、熟卽大如皮毬也

爾雅云、狸狐貒貈醜、其足蹯、其跡禸、郭璞曰、禸者指頭處、與厹同字、蓋三隅矛曰厹、此相似故名、

獸性

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕蹄　毛詩注云、蹢(音適)蹄也、孫愐切韻云、畜足圓曰蹄、(杜奚反、和名比豆米、)岐曰甲、(今案、瓜甲也、和名豆米、)

〔箋注倭名類聚抄 七獸體〕所引小雅漸々之石篇毛傳文、玉篇同、按說文、蹢蹢住足也、賈侍中說、足垢也、非此義、以爲獸足者、蓋蹢之假借也、○中略廣韻云、蹢、足也、與此不同、孫愐以下三十字、舊(○天文本)及福井本、伊勢本、下總本皆無、唯廣本有之、今附存、蹄又見牛馬體、

〔類聚名義抄 五足〕蹢 正 ヒツメ　蹄 俗　蹄 ヒツメ

〔倭名類聚抄 十一牛馬體〕尾株　李緒曰、尾株欲角、(角猶大也、辨色立成云、尾柱、一云尾根、俗云保之、手)

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕毨毛　尙書云、中冬鳥獸毨毛、(上音如典反、和名不由介、)孔安國注云、鳥獸皆生細毛自溫也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸體〕所引堯典文、原書中作仲、如勇反依釋文、○中略原書細毛上有耎毳二字、自上有以字、也作焉、按說文無毨有毬云、毛盛也、虞書曰、鳥獸毬毛、段玉裁曰、說文作毬、蓋壁中本如是、今本作毨、蓋別體、

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕𪖙　說文云、𪖙(五忽反、字亦世流、)以鼻動物也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸體〕按玉篇云、𪖙音兀、仰鼻、廣韻云、𪖙鼻也、五忽切、又云、𪖙豕掘地也、呼恢切、集韻並與廣韻同、是入聲平聲、其義不同也、此云五忽反、恐非、○中略原書不載𪖙字、恐源君誤引文選七命、𪖙林豚石注、𪖙以鼻搖動也、晉書音義、𪖙以鼻搖物、按新撰字鏡、豴九物九運二反、豕以鼻發土也、又己劣反、保利於己須、卽𪖙此也、廣韻、豴豕豴地、新撰字鏡所訓卽是字、

〔新猿樂記〕稻荷山阿小町之愛法𪖙(クイナ)鰹破前喜、

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕觝　說文云、觝(丁禮反、楊氏漢語抄云、牛相觝、豆木之波比、)以角觸物也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸體〕原書牛部云、牴、觸也、按玉篇云、牴或作觝、故此引從角、然注文繁簡不同、或源君誤引他書也、

〔新撰字鏡 齒〕齝(刃之反、食已出入嚼、牛乃爾介加三、)

牝牡

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕齝 爾雅集注云、獸吞芻噬反出而嚼、牛曰齝、音台、唐韻有笞詩二音、字亦作䶣、羊曰齸、音益、麋鹿曰齸、音益、已上三字皆邇介加無、今按俗謂麋鹿反爲味氣是、

〔箋注倭名類聚抄 七獸體〕笞詩二音、廣韻同、廣韻又云、齝䶣上同、○中略 爾雅云、牛曰齝、羊曰齥、麋鹿曰齸、郭注云、食之已久、復出嚼之、此所引蓋舊注也、說文、齝、吐而噍也、齥羊粻也、齸、鹿麋粻、新撰字鏡、䶣、牛乃爾介加三、靈異記訓釋、齝䶣爾介可無、古本新撰字鏡、呞、黍之反、牛呞也、牛乃爾介加牟、按呞蓋䶣譌、廣韻、齝䶣上同、玉篇、䶣牛噍也、按万葉爲鹿遞痛歌云、吾美義波、御鹽乃波夜之、豈非此所言味氣耶、

〔日本靈異記 下〕强非理以徵債取多倍而現得惡死報緣第廿六

田中眞人廣忠女者、讃岐國美貴郡大領外從六位上小屋縣主宮手之妻也、○中略 死亡逕于七日不燒而置、○中略 其七日夕、更甦還之、棺蓋自開、於是望棺而見、甚臰無比、自腰上方既成牛、額生角長四寸許、二手作牛足、爪皴似牛足甲、自腰下方成人形、嫌飯噉草、食已齝䶣、○中略

齝䶣 爾介可無

〔延喜式 二十大學〕牲者皆載右胖、○中略 餘皆不設、餘者左方也、獸臥下左、故不用左也、

○按ズルニ獸牲ハ獸ノ種類ニ依リテ異ナル者アリ、宜シク各獸條下ヲ參看スベシ、

〔倭名類聚抄 十八毛群〕牝 說文云、牝、音臏、和名米計毛乃、畜母也、

牡 說文云、牡、音母、和名乎介毛乃、畜父也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕所引並牛部文、邶風匏有苦葉傳、飛曰雌雄、走曰牝牡、正義曰、此其定例耳、若散則通、故書曰牝雞之晨、傳曰、獲其雄狐是也、然則走者亦得稱雌雄、小雅無羊云、以雌以雄、謂牝牡也、

〔類聚名義抄 四牛〕牡 音母 ヲケモノ　牝 音臏 メケモノ

遊牝

〔倭名類聚抄十八毛群〕遊牝　禮記云、遊牝于野、唐厩牧令云、諸牧馬毎年三月遊牝、俗云由比、日本紀私記云、豆流比、

〔箋注倭名類聚抄七獸體〕所引月令文、原書野作牧、○中略唐厩庫律疏議云、準令牧馬駝牛驢羊牝牡常同羣、其牝馬驢毎年三月遊、此所引卽是、唐六典云、諸牧監掌群牧孳課之事、凡馬以季春游牝者、亦其事也、唐律釋文云、遊牝謂三月春分時、放畜使相配、令牝牡相會以生駒犢也、

〔倭訓栞前編十六都部〕つるむ　禽獸の交にいへり、日本紀に交字、遊牝字をつるひとよめり、月令には雉も訓せり、靈異記に婚をつるふとよみたり、和名抄に、俗に由比と云とあるは遊牝の音也、又孳尾をよめり、

〔日本書紀十六武烈〕八年三月、使女躶形坐平板上、牽馬就前遊牝、○下略

〔日本靈異記中〕見鳥邪淫厭世修善緣第二

婚都流夫

〔法成寺攝政記〕寬弘二年七月六日壬子、雖物忌依輕人々來、賴光朝臣申云、去三日北邊故滿季家地有放母牛、而馬來遊牝、吳○吳恐其誤牛卽斃了者、奇思間、義懷朝直○直恐臣誤去月二日候國々問、馬欲遊牝牛者、

獸產

〔倭名類聚抄十八毛群〕獸產　淮南子云、犬三月而生、豕四月而生、猨五月而生、鹿六月而生、虎七月而生、春秋說題辭曰、馬十二月而生、

〔拾芥抄下末觸穢〕一六畜產忌三日牛馬犬

瑞獸

〔延喜式二十一治部〕祥瑞

騶虞義獸也、狀如虎、白色黑文、尾長於身、不食生物也、　白澤一名澤獸、能言語、知萬物情、○中略　周匝神獸也、知星宿之變化也、　角端日行万八千里、能言語、曉四夷言、

解廌如牛一角、或狀如羊、有青色、知性曲直、有罪則觸、　比肩獸前足鼠、後足兎、不比不行、　六足獸瑞獸也　玆白形似白馬、鋸牙、食虎豹、○中略　一角獸

鱗首鹿形龍鬣共色○中略　鱉封若彘、前後有首、　酋耳身若虎豹、尾長於身、食虎豹、○中略　玉猛獸大如六十日犬子、食氣飮露也、○中略　右大瑞

三角獸瑞獸也○中略 赤狡其角如牛香犬狀、○中略無二 兕形如牛、蒼黑色、或青色、有二一角、重二十斤、○中略 右上瑞

九眞奇獸駒形麟色牛角、仁而愛人、○中略 右中瑞

○按ズルニ、本書ニハ此他、神馬、白象等ノ瑞獸甚ダ多シ、宜シク馬、象等ノ各條ニ就テ看ルベシ、

〔本草綱目譯義 五十 獸〕鮓答 ムマノタマ セキフン 〔

是ハ走獸牛馬肝膽ノ間ニアリト云リ、諸獸ニアリ、別テ馬ニ多シ、馬ニヨツテ數多キモアリ、一ツアルモアリ、一ツアルハ丸ク大也、又小キモアリ、多ハコニダ馬ニアル、一ツニシテ大ニ眞丸也、乘馬ニアルハ數多シ、大小アリ、是二多キハ一所ニアツマリアル故、形正丸カラズ、三角モ四角モ扁キモアリ、小ハフント一所ニ交リ下ル石糞ト云、ゴイシ、或ハケシ、或ハゴマホドアリ、是ハ糞中ニ交リテシレ難シ、氣ヲ付レバシレル、馬ノ積氣ノ如シ、初ハ小ク年フレバ次第ニ大ニナル、破ルト外ヨリ中迄幾重モ重リアリ、ケイランノ皮ノ如シ、皮ノ厚サノ物也、色ハ白モ鼠モウス茶赤ミ帶ル黑ミアルアリ、ハダヘハ、ケイランノ如キ光アルナリ、又サメハダノ如キアリ、又マキ雲ノ如キモヤウアルアリ、コニダ馬ニアル形大ナルモ然リ全氐石ノ如クニ重シ、世上ニ是大ナルヲ龍ノ玉ナド云、虎ノ玉ナド云テ貴ベドモ、皆馬ノ玉ノ大ナルナリ、大ハ西瓜ホドアルアリ、馬ニ不限牛ニモアリ、牛ノハ珍シ、病牛ニアリ、犬モ小モアリ、碁石ノ如キモアリ、鼠色ニシテ光ルモアリ、眞黑モアリ、又牛ニモカギラズ、鹿ノ腹中、猿、狐ナドニモアリ、蕃來ハヘイサルバザルト云、ヘイタラバサルトモ、ヘイサラバサラトモ、ヘイタルバサラトモ、皆誤リ云也、ヘイサト云石ノコト也、バザルト云ハケモノヽ名ナリ、此獸ノ腹中ニアル石ナリ、是ヲ紅毛人物泥波斯國ヨリ取來ル、是ハ馬ノ玉トハチガイ、丸キモアレドモ多ハケイランノ如シ、ヒツナリニシテウス茶色多シ、紅毛人ノ持來ルハ、牛馬ノ玉トチガイ功モヨシ、之ヲ削リ火ニヤケバ乳香ノ香ヒアリ、是ハバザルト云ケモノヽイル處、乳香多シテ食用スト見ユ、一名 豬丹蓬窓日錄

〔茅窻漫錄 上〕舍利幷パサル・
佛者のいふ舍利は、翻譯名義、金剛明經、法苑珠林等に多く載せて尊重せしより、此邦にも永觀律師が舍利講式、妙幢が舍利驗論、亮汰が舍利禮科注などに、佛者より至寶奇瑞の事さま〴〵に傳はれど、是は獸畜魚介にも多くあるものにて、實は病癖の凝滯したる物なり、獸畜にある者は本草綱目に載せたる鮓答なり、其色白黑黃赤ありて一樣ならず、人にある者は、火燒する故に多くは瑩白なり、狗にあるを狗寶といひ、猿にあるを猿棗といひ猪にあるを猪暑といふ、其中馬に多くある者なり、至りて大なるは毬鞠のごとく、小なるは木槵子のごとし、其形も一樣ならず、○中略馬、狗、猿、猪の類、此病癖あるときは、此獸にもあるべし、一物には限るべからず、浪華蒹葭堂に、パサル獸を寫眞せしあり、圖のごとし、○圖略
外に一種阿媽港より渡す大舍利あり、是は鮓答にあらず菩薩石なり、本草綱目にも見えて、嘉州峨眉山より出だす事、諸書に多く見ゆ、此邦にては、能登國鳳至郡菩薩谷より出づる者、色靑にして長一寸許、又大和國反田よりも出づ、又對馬の六方石も同種なり、

斃死

〔倭名類聚抄 十一 牛馬病〕斃　四聲字苑云、斃毗祭反、和名多布流、死也、
〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬病〕所引文國語晉語注、呂覽圜道篇注同、按說文無斃、有獘云、仆也、一曰敗衣、韓注爲凡敗之稱、後從死作斃也、
〔塵袋 四〕一斃ト云フハ獸ノシヌルニ限ル字歟
常ニハ其心也、但魯顏高、タヽカヒノニハニ、人弓ヲ奪フニ藉丘ノ子鉏ト云フモノ、是ヲウチタヲス、其タウルヽニハ、斃ノ字ヲ用フ、是ハ死ニハ非ズ、タヾタウルヽ也、注ニ斃ハ仆也ト云ヘリ、顏高フシナガラ子鉏ヲイコロシツ、ソレヲイフニハ殪タウシヌト云ヘリ、是シヌル也、注ニハ子鉏死也ト云ヘリ、左傳ニ晉ノ驪姫ガ胙ニ毒イレタル事ヲ云フ所ニ、犬子ニアタフルニ犬子斃、小臣ニアタフル

ニ小臣斃レヌト云ヘリ、其ニ斃ノ字ヲ用タリ、獸ニ限ザル歟、周禮注ニハ、四足アルガ死ヌルヲバ曰ㇾ殰賜ズト云ヘリ、

〔倭名類聚抄毛群十八〕殰　禮記云、四足死曰ㇾ殰、前智反、與ㇾ漬同、

〔箋注倭名類聚抄獸體七〕所ㇾ引曲禮下篇文、原書無ㇾ死字、殰作ㇾ漬、按說文無ㇾ殰字、玉篇、殰、獸死也、廣韻同、蓋後人從ㇾ歹以別ㇾ浸漬字ㇾ也、是條舊文〇天文本及伊勢本、下總本皆無、唯廣本有ㇾ之、今錄存、

〔拾芥抄下末觸穢〕一六畜死忌五日　馬牛犬　近代不ㇾ忌ㇾ此外、

療病

〔日本書紀神代一〕一書曰〇中略大己貴命與ㇾ少彥名命ㇾ戮ㇾ力一ㇾ心經ㇾ營天下ㇾ復爲ㇾ顯見蒼生及畜產ㇾ則定ㇾ其療ㇾ病之方ㇾ又爲ㇾ攘ㇾ鳥獸昆虫之災異ㇾ則定ㇾ其禁厭之法ㇾ是以百姓至ㇾ今咸蒙ㇾ恩賴ㇾ〇下略

〔續日本後紀仁明十五〕承和十二年五月乙卯、山城國言、綴喜相樂兩郡境內、始ㇾ自ㇾ去三月上旬ㇾ蝱虫殊多、〇中略好咬ㇾ牛馬ㇾ咬處卽腫、相樂郡牛斃盡無ㇾ餘、綴喜郡病死相尋、〇中略令ㇾト其由ㇾ綴喜郡樺井社、及道路鬼吏爲ㇾ祟、卽遣ㇾ使祈ㇾ謝之ㇾ兼賜ㇾ治ㇾ牛疫ㇾ方幷祭料物ㇾ

獸醫

〔駿牛繪詞〕後堀河院御代の程にや、傳法院法師御房道嚴五明の道くらからずして、人畜の醫療も鏡をかけておはしましゝが、牛の事その隨一にて、當道の先達にはこれをぞあふぎ申侍し、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

定ㇾ諸國貢上御馬騎士等數ㇾ事

右得ㇾ美濃國解ㇾ偁、件騎士等其數不ㇾ同、或騎士已衆、牧長又從、或馬醫兩人、居飼相添、望請折ㇾ中彼此ㇾ以定ㇾ限數ㇾ謹請ㇾ處分ㇾ者、左大臣宣、依ㇾ請者、須ㇾ信濃上野兩國各牧監一人、甲斐武藏兩國各主當一人、馬醫每ㇾ國一人、但騎士者率ㇾ馬六疋ㇾ以宛ㇾ二人ㇾ

天長三年二月十一日

〔療馬元鑑集〕武州聰鼻和住人安西播磨守平朝臣　右安四古河之僧正末孫

「憲久――水野善心――同久庵――同與次右衛門尉
「同善大夫――宮崎勘右衛門――景逸――並――鈴木五助

人王三十一代敏達天皇五世孫、井手左大臣橘諸兄公末孫、山城國自水野里出、尾州知多郡小川村一色住人水野下野守末孫善心、自馬醫之道傳來、子久右衛門傳之、亦子與次右衛門傳之、善大夫傳、然後宮崎勘右衛門傳受、後鈴木五助傳、當家爲秘書、承應元壬辰年四月望日相傳之、

此書號療馬元鑑集、當家雖秘密之巻、十有五年以來、勤馬醫術、依爲實傳受之、永雖有執心輩、自實子外不可有傳受、毎日不怠見察考究、當信病馬志也、

〔好古小錄 乾〕馬醫繪一卷 往年、古本ヲ見ル、無用ノ長物トイヘドモ、古色アル者也、住吉家傳ル所ハ、貞享五年八月ノ畫本也、後附藥草圖、一二據ルベキコト有、

○按ズルニ馬醫ノ事ハ、官位部左右馬寮篇、武技部騎術篇等ニ載セ、又犬醫ノ事ハ、犬條引ク所ノ松屋筆記ニ載セタリ、

〔令義解 八 廐牧〕凡國郡所得闌畜。。謂闌與闌同、闌、妄也、言無主闌妄以放逸也、皆仰當界內訪主、若經二季無主識認者、先充傳馬、若有餘者出賣、得價入官、謂國郡所得闌畜、各經二季無主識認、皆出賣、得價先充當所囚徒衣糧、即餘財物亦准此法、其在京者、先申官、下贓贖司也、其在京、經二季無主識認者、出賣、得價送贓贖司、後有主識認者、謂物賣見在、而識認者、其馬牛已死、及餘物無實者、不得仍復認訪之、勘當知實、還其本價、

凡闌遺之物、五日內申所司、謂此稱闌遺之物者、廣據畜産及財物等、皆是、五日之內送所司、即六日以外者、既違送限、違令及坐贓、從重科之也、其贓畜事未分決、謂六贓馬牛等、應入之人未分決者、即付京職養、充雜徭、若應入之人分明者、令其養之、在京者、付京職斷定之日、若合沒官出賣、謂出賣得價、納贓贖司也、在外者准前條、謂先充傳馬之類

〔政事要略〕七十糺彈雜事 闌遺亡失物事

可禁制宮城以北山野事

四至 東限圖書司東大道 南限宮城以北 西限野寺東 北限靈嚴寺

右右近衛大將藤原朝臣、侍殿上宣、闌入件山野內人等、及放飼牛馬之類、嚴立牓示、一切禁斷、若有强犯、固捉其身奏聞者、

弘仁五年十月十日　　佐安倍朝臣雄能麿奉

齊衡三年六月二日宣旨云、與侍當麻眞人浦虫宣、北野闌遺馬牛、犯一度、其收人決笞五十、犯二度加一等、經十日不來、其主又犯三度者、作小印燒額、以爲官馬牛、若返給其主、及斃死者、度別錄年月日奏聞、但且行且奏、立爲恒例者、

撿非違使式云、闌入宮中及北野馬牛、總送馬寮、令充公用、但彼主申者決笞、其圍牧者五十、然後給了、

寬平三年十二月十日宣旨云、與侍春澄朝臣給子宣、奉勅、宮中闌遺牛馬、隨撿非違使、取送於寮、撿納若有其主請申者、一度者決笞五十免之、犯二度者、准北野闌遺馬牛、作小印燒額、爲官馬牛、充用雜役、立爲恒例者、○中略

與侍從三位藤原朝臣灌子宣、奉勅、撿非違使今日奏云、宮中闌遺畜、時而不絕、放牧之輩、已以數多、使等任式文、決罰收人、免行其畜、至無收人、取送馬寮、寮須守式文、謹以勤行、而畜主屬託之日、不辨度數之重疊、妄以免行、徒有取之爲名、曾無徵肅之實、又七十以上、十六以下收人、須免行其當、依法徵贖、而只從杖驗、立以勘免、故實時反不能改行、于時追取闌畜之日、畜主存但申出、幼稚之兒、稱放牧之豎、不加見次、忽以原免、闌畜難絕、莫不由斯、非蒙勅裁、何行將來者、所申可然、自今以後、七十以上十六以下收人、依法徵贖、至無收人、令馬寮差申其主、但以同畜免行者、謹錄其驗、若及三度、奏聞其由、實御鷹人左近將監藤原信輔

康保三年閏八月廿七日　左衛門權佐大江朝臣澄景奉

〔令義解十雜〕凡畜產觝人者、截兩角、蹹人者絆之、齧人者截兩耳、其有狂犬、所在聽殺之、

〔政事要略七十雜事〕馬牛及雜畜事

厩庫律云、畜產及噬犬、有觝蹹齧人、而標幟羈絆不如法、若狂犬不殺者、笞三十、依雜令、畜產觝人者、截兩角、蹹人者絆之、齧人者截兩耳、此等標幟羈絆之法、以故殺傷人者、以過失論、若故放令殺傷人者、減鬪殺傷一等、其犯畜主及長幼親屬等、各依本犯、謂加減爲罪、其畜產殺傷人、仍作他物傷人、保辜廿日、辜內死者、減鬪殺一等、辜外及他故死者、自依以他物傷人法、即被雇療畜產、被傷者、同過失法、及无故觝之、而殺傷者、畜主不坐、有人被雇療畜產、及无故觸人畜產、而被殺傷者、畜主不坐、被雇本是規財、无故、謂故自犯觸、如此被殺傷者、畜主之不在坐限、若被傷療畜產、被殺傷、依賊法、

〔政事要略五十五交替雜事〕馬牛事

厩庫律云、驗畜產不以實者、一笞卌、三加一等、罪止杖一百、依厩牧令、厩馬每年國司檢簡、其有太老病不堪乘用者、隨便貨賣、檢簡者並須以實、不以實者、即當此科、若以故價有增減、贓重者、計所增減坐贓論、入己者以盜論、謂以檢簡不實之故、令價有增減者、計增減之贓、坐贓論、若因此增減之贓、將入己者、計罪亦同以盜、仍徵倍贓、監主三端加二等、三匹以上除名、其中有增減不平之贓、有入己、不入己者、若一處犯、俱是一事、分爲二罪、罪法不等、即以重法併滿輕法、須將以盜之贓累於坐贓之上科之、其應除免倍贓、各盡本法、

又云、受官羸病畜產、養療不如法、笞廿、依厩牧令、官畜在道、有羸病不堪前進者、留付隨近國郡、養飼療救、粟草及藥官給、而所在官司受之、須養療依法、有不如法者、即得此坐、以故致死者、一笞卌、四加一等、罪止杖六十、交替式云、厩牧令、凡在牧失官馬牛者、並給百日訪覓、限滿不獲、各准失處當時估價十分論、七分徵牧子、三分徵長帳、如有闕及身死、唯徵見在人分、

私記云、厩牧令、在牧失官馬牛者、並給百日訪求、限滿不獲、各准失處當時估價十分論、七分徵牧子、三分徵長帳、如有闕及身死、唯徵見在人分、義解云、皆據首從法徵之、若首從難定者、即須均徵、謂未失之所有闕者、若已失之後去任者、不在此限也、問於在牧失官馬牛者、只徵牧子及長、不徵監牧圖司哉、答、可徵監牧、何者令無監牧之徵、牧子、今有監牧者何不備償、

〔政事要略七十雜事〕馬牛及雜畜事

又（廐庫律）云、凡官私畜産、毀食官私之物、登時殺傷者、各減故殺三等、（毀、謂有所唐突、或觸蹹之類、）償所減價、畜主備所毀、臨時專制者亦爲主、餘條准此、（假如甲有牛馬、借乙乘用、有所毀食、即乙合當罪、仍合備償、）其畜産欲觝齧人、而殺傷者不坐、亦謂登時殺傷者、即絶時皆爲故殺傷、

宗云、家畜毀食、主登時殺傷无罪也、（釋、從之、）釋云、若緣傷重、五日內致死者何科、古答、或云、稱登時者、時絶者科故殺罪故、然則五日內致死、亦依殺法、○中略

又云、放官私畜産、損食官私物者、笞卅、（損食雖少、即得此坐、）贓重者、坐贓論、（若准贓得布二端一尺、合笞卅、是名計贓重者坐贓論、）失者減二等、（謂非故放、因亡逸而損食者、）各償所損、（謂各須償所損之宜、既云損食官私之物、或損或食、各令畜主備償、）若官畜損食官物者坐而不償、（若公廐畜産、損食當司公廐、既不同私物、亦坐而不償、若損食餘司公廐、並得罪仍償、一准上文、）

〔法曹至要抄中〕一畜産損食官私物事

廐庫律云、放官私畜産、損食官私物者、笞二十、○中略

疏云、假令一牛直布五端、毀食人物直布兩端、其物主登時殺傷此牛、出賣直布三端、計減二端、牛主償所損食布二端、物主酬所減牛價布亦二端之類、

案之、畜産損食雖少、可得笞卅也、若損食多者計贓可坐贓論也、各償所損之、又公廐畜産損當司公廐、既不同私物、仍坐而不償、又毀食之、即殺畜産者、准故殺徒一年之上減三等、可杖八十也、傷者計減價、准盜論、於減價者見于疏文矣、

〔政事要略七十糺彈雜事〕馬牛及雜畜事

廐庫律云、凡故殺官私馬牛者、徒一年、贓重及殺餘畜産、若傷者、計減價准盜論、（贓重、謂計贓得罪、重於一年徒、假令有殺馬、直布十端、准盜合徒一年半、此名贓重、餘畜、謂除馬牛之外、並爲餘畜、減價、謂畜産直布十端、殺訖准直布兩端、即減八端價、或傷止直九端、是減一端價、殺減八端、償八端、傷減一端、償一端之類、）各償所減價、價不減者笞卅、（見血踠跌、即爲傷、踠跌、謂雖不見血、骨節蹉跌、亦即爲傷、若傷重五日內致死者、從殺罪論、）其誤殺傷者不坐、但償其減價、主自殺馬牛、杖一百、（誤殺者不坐、）

釋云、未知六日致死者計死減價、爲當計傷減價、答、六日致死者科傷罪、然則計傷減價科罪耳、○中略

又○廐庫律云、殺五等以上親馬牛者、與主自殺同、殺餘畜者、坐贓論、罪止杖六十、各償其減價、○中略

廐庫律云、凡乘駕官馬牛、而脊破領穿、創三寸笞廿、五寸以上笞五十、謂圍繞爲寸者、謂乘騎者脊破、稱駕用者領穿、以上者、創雖更大、罪亦不加、若是傷非乘駕所損、自從傷官畜產之罪、不當此坐、注云、謂圍繞爲寸者、假是創圍三寸、徑一寸、圍五寸、徑一寸七分、雖或方圓、准此爲法、但廐牧不定、皆以圍繞爲寸、若放飼瘦者、計十分爲坐、一分笞廿、一分加一等、謂牧方(方恐子誤)以上令瘦者、計十分爲坐、假令一群、放百匹馬、十匹瘦、爲一分、合笞廿、一分加一等、九分坐、瘦或百匹皆瘦、合杖一百、即不滿十者、一笞卅、一加一等、各罪止杖一百、謂止放八匹、一匹瘦笞卅、八匹並瘦更加七等、合杖一百、故云、各罪止杖一百、牧長及皆以所管通計爲罪、已上、○中略

播磨豊忠問寬弘二年二月九日、明法博士令宗朝臣元正、答、

假令隨近人々之牛、相當草干之時、不令繫立、放飼山野、然間二月十六日、依例燒播野、爰件人々牛幷豊忠牛、都合四頭、慮外燒死、仍彼牛主等、責可辨之由、償不之理、謹請明判、謹問、

答、廐庫律云、故殺官私馬牛者、徒一年、其誤殺傷不坐、但償其減價、疏云、減價謂畜產直布十端、殺訖唯直布兩端、即減八端、價殺減八端、償八端之類、廐牧令云、牧地恒以正月以後、從一面以次漸燒、至草生使遍、義解云、謂二月以前、雜律云、失火及非時燒田野者、笞五十、注云、非時、謂二月一日以後、十月卅日以前、又條云、水火有所損敗、故犯者徵償、誤失者不償、舊說云、如有殺傷畜產、雖非故犯、必可償其減價者、畜產之類、殺傷之時、各隨所爲之趣、皆判可償之法、但燒野之處、自致燒牛之過、仍尋損害之狀、雖無故犯之由、只免本罪、宜辨減價、主稅式云、辟馬直法、此法又在馬部、

〔政事要略七十糺彈雜事〕馬牛及雜畜事

名例律云、以贓入罪、正贓見在者、還官主、注云、生。產。蕃。息。皆爲見在、疏云、生產蕃息者、謂馬生駒之類、

今私牧牝馬、到官牧遊牝、即牝馬歸來本牧產子、件駒若依母可爲私馬歟、將依父可爲官馬歟者、賁課之法、只計母不求父、徵贓之條、亦依牝不謂○謂一本作課牡、乃知生產之駒、須隨生產之母、以彼淫奔之

雖禁、難有零獨之相通、存為私馬之理、可無官畜之疑、

右一駒之爭、三章存理、公私之論、是非可知、仍勘申、

長保四年八月廿二日左衞門權佐惟宗朝臣允亮依右將軍數勘之、在信濃國收事云々、

〔日本書紀 二十九 天武〕四年四月庚寅、詔諸國曰、〇中略且莫食牛馬犬猿雞之宍、以外不在禁例、若有犯者罪之、

〔續日本紀 十一 聖武〕天平二年九月庚辰、詔曰、〇中略造陸多捕禽獸者、先朝禁斷、〇中略而諸國〇中略殺害猪鹿、計無頭數、〇中略宜須諸道並須禁斷、

〔續日本紀 二十 孝謙〕天平寶字二年七月甲戌、勅、比來皇太后寢膳不安、稍經旬日、朕思延年濟疾、莫若仁慈、宜令天下諸國、始自今日迄今年十二月三十日、禁斷殺生、又以猪鹿之類、永不得進御、

〔續日本紀 三十 稱德〕寶龜元年七月乙亥、勅曰、〇中略來今顯識及尊卑而同棠、宜令普告天下、斷辛肉酒、各於當國諸寺奉讀、〇下略

〔海人藻芥〕四足ハ摠テ不備之、然ヲ吉野帝後村上院ハ、四足ノ物共ヲモ憚ラセ給ハズ聞召シケルトカヤ、サレバ御合體ノ後、男山マデ御幸成ラセ給ヒケレドモ、又吉野ノ奥ヘ還幸成セ給フテ、都ヘハ終ニ一日片時モ入セ給ハズ、是ハ併天照太神ノ神慮ニ違ハセ給ヒケル故ナリトゾ、人皆申合ヒケル、

〔公室年譜略 八 高山公〕慶長十三年十月二日、伊州名張郡支配ノ梅原勝右衞門武政和田與齋入道ヘ渡シ玉フ制度ノ書付、

法度、〇中略

一鹿猪牛犬、一切くい申間敷事、〇中略

慶長十三年十月二日

公 書判

梅原少右衞門殿
和田眞齋

○按ズルニ、右ハ藤堂高虎ノ年譜ナリ、

〔泰山集 雜著甲乙錄 一〕忌獸肉自神代始、法定於延喜之間、垂加〇山崎闇齋曰、以其似人也、卜部家曰、二字物不食、馬、牛、猫、鹿等也、三字物食之、兎、狸等也、泰福卿曰、四足物禁裏戒之、決不可食也、馬牛犬之類、託人而居、殺之不仁、甚似異國人、但卵不忌之、仁德紀有佐伯部獻牡鹿事、古者或進、或不進歟、日本姬甚忌之、泰福卿曰、後光明帝甚信儒教、師尊信庵、輕神道、不用佛法、嘗勅供獸肉、有司以狸進御、內膳正將施庖丁、而忌其不祥、不敢下手、歷代人而皆不肯、終棄之、尋御淸所出火、內裏炎上、翌年新殿未成、帝患疱瘡崩、此帝世奉稱聖帝、然未合神慮歟、浮屠家乃罪佛之祟、凡帝之所以改正皆復舊、可惜之甚、

〔難波江 六〕獸肉を喰ふ事エトリ 穢多

友人山田昌榮の說に、近日人多く獸肉を喰ふ、よからぬことなり、攝生にわろし、いかで禁斷の御令もがなといひて、道三翁養生物語と、太田氏の梧窓漫筆後篇とを證とす、

道三翁養生物語にいはく、天照太神ノ御慈悲ト、大己貴尊ノ知惠ニテ、肉食ハケガレニタテ、戒メテクハセ玉ハズ、

太田氏梧窓漫筆後篇上にいはく、我邦は四面大海故、魚類極テ多シ、故ニ人獸肉ヲ食フコトヲ不好、四足ヲ食ヘバ穢レ也トテ、國家ノ令甲ニモアリ、世人モ斯ク覺エテ忌ミ嫌ヒツ、是モ佛法仁柔ノ餘功ナルベシ、然ルヲ香川修德トイヘルモノ、邦人ハ獸肉ヲ食ハザル故ニ虛弱ナリナド丶云ヒオドセシ故、近年ハ山國ノ人ノミナラズ、海邊ノ魚肉多キ處マデ、皆々好テ食フコトニハナリタリ、

考〇岡本保孝云、香川修德太沖父ト云モノ、一本堂藥選三卷ヲカキテ、其下編鹿ノ條ニ、本邦ニテ

牛馬通載初見

牛馬制度

ハ獸肉ヲ忌避クト云ハアヤマリニテ、古人禁忌シタルコトハキカズト云ヒ、其證ニ仁德紀三十八年天武紀四年持統紀五年延喜式ナドヲ引用シタリ、延喜式ハ下文附錄ニ詳ニ出ス

サレド猶、古昔ノスガタヲ孝ニ詳ニ聞マホシトイフ、孝ツラ〳〵攷フルニ、本邦ノ昔、獸肉ヲ食ヒタルコトハ、猪甘首ト云姓アルニテモシラレタリ、姓氏錄ニアリ古事記下卷安康ニ、我者山代之猪甘也トアリ、甘ハ養ナリ、例アリ、古事記傳四十卷四十七ニ詳ナリ、又古事記中卷崇神ニ、弓端之調ト云コトアリ、本居氏云、上代ニハ獸肉ヲ食ヒ、又其皮ヲ衣褥ナドニセシコトモ多カリシ故ニ云々、傳二十三ウ九十トイヘリ、サテ又コレヲ食ハザルヤウニナレルハ、必佛氏ニマヨヘルヨリノコトナリ、續日本紀卷十一天平四年七月丁未、詔和買畿內百姓畜猪四十頭、放於山野、令遂性命、トアルヤ始メナラム、サテ又獸肉ヲ食ヘバ穢ルト云フハ、後世ノアヤマリナリ、

〔日本書紀神代一〕一書曰、中略天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、中略夫品物悉備、貯之百机而饗之、是時月夜見尊、忿然作色曰、穢矣鄙矣、寧可以口吐之物敢養我乎、廼拔劍擊殺、中略是後天照大神、復遣天熊人往看之、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、下略

〔日本書紀孝德二十五〕二年正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰、中略凡官馬者、馬原作長、據一本改、中馬每一百戶輸一疋、若細馬每二百戶輸一疋、其買馬直者、一戶布一丈二尺、

〔律疏賊盜〕凡盜官私馬牛而殺者、徒二年半、馬牛軍國所用、故與餘畜不同、

〔令義解二僧尼〕凡齋會、不得以奴婢牛馬及兵器充布施、謂若違法輒充、及受之人、各當違令之罪、仍准上條僧尼畜財物法、其物皆須沒官之、其僧尼、不得輙受、

〔令義解八廐牧〕凡牧牝馬、四歲遊牝、謂遊牝、猶交接也、五歲責課、牝牛三歲遊牝、四歲責課、各一百每年課駒犢各六十、謂依上條、以一百爲群、即牝牡併數也、此條稱一百者、唯數母畜、凡謂母畜數、立責課法、故舉成數、以制大例、並是必以一百爲度數、假令母畜十、課駒犢六之類、其牧牝馬五十、充牧子一人、課卅駒、

即乘一者、依下條賞稻十束、若有六十者、充牧子二人、即乘二者、賞稻廿束、其馬三歲遊牝而生駒者、仍別簿申、○中略

凡官畜在道羸病、不堪前進者、謂官馬牛上京、及向軍所、在道羸病之類也、留付隨近國郡、養飼療救、草及藥官給、差日遣專使、送還所司、謂不更達前所、使送還本司也、其死者、充當處公用、謂上條云送傳納本司者、據驛傳馬、此文非為驛傳、故云死者充當處公用、

〔延喜式四十一彈正〕凡王臣馬數、依格有限、過此以外、不聽蓄馬、

〔延喜式四十二左右京〕凡朱雀大路放飼馬牛、繫充職中雜事、隨其主來、即加決罪放免、

〔延喜式四十八左右馬〕凡寮馬牛斃者、以其皮充鞍調度幷籠頭等料、唯御靴料牛皮七張半充內藏寮、年中神事料馬皮一張充木工寮、騎射的料馬皮各二張充近衞兵衞等府、其除年中用之外、賣却充寮中用、

〔類聚三代格十二〕詔、馬牛代人、勤勞養人、因玆先有明制、不許屠殺、今聞國郡未能禁止、百姓猶有屠殺、宜有犯者不問蔭贖、先決杖一百、然後科罪、

天平十三年二月七日○又見續日本紀

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年六月乙酉、其一王臣馬數、依格有限、過此以外、不得蓄馬、其二依令隨身之兵、各有儲法、過此以外、亦不得蓄、

〔日本後紀十二桓武〕延曆廿三年十二月壬戌、勅、牛之為用、在國切要、負重致遠、其功實多、如聞無賴之輩、爭事驕侈、尤剝斑犢、競用鞍韉、為弊良深、事須禁絕、自今已後、殺剝及用鞍幷胡籙等之具、一切禁斷、若有違犯、科違勅罪、主司阿容、亦與同罪、

〔類聚三代格十二〕太政官符

禁斷出馬事

右中納言兼右近衞大將從三位行陸奧出羽按察使勳三等巨勢朝臣野足奏狀偁、軍團之用莫先於馬、而權貴之使、豪富之民、互相往來、搜求無絕、遂則託煩吏民、犯强夷獠、國內不肅、大略由之、非唯馬直踊貴、兼復兵馬難得、仍去延曆六年、下騰勅符、特立科條、而年久世移、狎習不遵、望請新下嚴制、更增禁

斷者、被右大臣宣偁、奉勅、宜强壯之馬堪充軍用者勿出國堺、若違此制者、罪依先符、物則沒官、但駄馬者不在禁限、其出羽國宜准此、

弘仁六年三月廿日

太政官符

應禁斷出馬事

右得陸奧國解偁、撿案內、太政官去弘仁六年三月廿日符偁、〇符文略然則禁斷之制自昔成例、如今年世移久、制法弛紊、儻有機急、難可亦支、望請新增嚴制、堪軍用者、不論牝牡、皆咸禁斷、以備警固、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請、若違制旨者、罪准先格、物亦如之、

貞觀三年三月廿五日

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月二十三日乙巳、參議從四位上行太宰大貳藤原朝臣冬緒進起請四事、〇中略其二曰、比年之間、公私雜人、或陸或海、來集深入遠尋營求善馬、及其歸向、多者二三十、少者八九疋、惣計過所年々〇々原脫、據一本補、出關之數、凡千餘疋、夫機急之備、馬尤爲用、而无賴之輩、每年搜取、若有警之、如非常何、今將施禁制、翻致謗讟、望請下知豐前長門兩國、四箇年間禁止出馬、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應專當國飼御馬官人事

右被內大臣宣偁、奉勅、國飼御馬設爲機速、而大和、河內、攝津、山背、伊勢、近江、美濃、丹波、播磨、紀伊等諸國所飼、或有病患、或有疲弊、若有彼事、必致闕失、此國司等不存捉搦怠慢所致、奉公之道豈合如此、宜令長官專當其事、能加撿挍、勿令更然、自今以後、永爲恒例、

寶龜三年五月廿二日〇中略

太政官符

應徵課欠駒價稻每疋二百束事

右撿案內、太政官去延暦廿年三月九日、下遠江、甲斐、武藏、美濃、上野、陸奥、太宰等府國符偁、去年八月十四日下彼府國等符偁、去神護景雲二年正月廿八日格偁、內廐寮解偁、信濃國牧主當伊那郡大領外從五位下勳六等金刺舍人八麿解偁、課欠駒者、計數應決、而免罪徵價者、依律科罪、不合徵價者、右大臣宣、奉勅、雖行來年久、然爲姦日甚、自非功徵、何遏巧詐、宜科罪徵馬一匹、其所免者、右大臣宣、奉勅、自今以後、停徵馬、每駒一疋、徵稻四百束者、今被右大臣宣偁、奉勅、如聞所徵之價、其數既多、貧弊百姓、不堪塡價、未進年積、公私有損、自今以後、宜減其數依件令進、

弘仁三年十二月八日

〔政事要略 五十五 交替雜事〕馬牛事

太政官符、停徵課欠駒直事、

右參議左近衞中將從四位上兼行近江守淸原眞人夏野奏狀偁、有格徵諸國課欠駒直、牧子等不堪其苦、競逃他鄕、諸國雖共被此弊、而信濃尤甚成、依監牧與課闕、伏望請、停徵駒直、依法科罪、永罷監牧、令國司掌者、奉勅、今所徵稻每駒二百束、宜減百束徵百束、國司者政事繁己、不可兼掌、牧事須監牧二員、省一員留一員、國司一人相共撿按、其監牧歷以六年爲限、遷替之日、准國司責解由、

天長元年八月廿日

私記云、問、今所徵稻每駒二百束、宜減百束徵百束者、徵監牧、不徵牧子哉、何者有格諸國課闕駒直、牧子不堪其苦、競逃他鄕、故減折其直、然則不徵牧子哉、答、尙不徵牧子、以上依減折直、不可免牧子之、

〔令義解 八 廐牧〕凡官私馬牛(謂、文云附朝集使、卽知京內馬牛不在此限也、)帳、每年附朝集使、送太政官、(謂自太政官、更下兵部、卽兵馬司職掌云、公私馬牛)是、

官私馬牛帳

烙印

〔享祿本類聚三代格十七〕太政官符
應進馬牛帳別巻事
右被右大臣宣偁、奉勅、凡貢馬牛、課其在令條、今也太宰府内馬牛、徒載公文、都無生益、或國雖經數年、而其帳未進、或國雖僅進帳、而事多脱誤、加以馬牛者軍國之資、不可暫無、而不加捉搦、致此疎略、是則府官之過也、自今以後、宜責細其課、別造簿帳、毎年令進、
延暦八年九月四日

〔令義解八厩牧〕凡在牧駒犢、至二歳者、毎年九月、國司共牧長對、以官字印、印左髀上、謂股外爲髀犢印右髀上、並印訖具錄毛色歯歳、爲簿兩通、一通留國爲案、一通附朝集使申太政官、

〔尺素往來〕凡葦毛、青、雲雀毛者木性之馬、略○中倶自奥州閉伊郡到來、其印鹿笛者北方、飛雀者南方、此内羽折雀、小雀、殊可有御賞翫候、其外菴下二、遠雁、文文字、有文字、引量、丸等者、纔以一疋之耆、可播六龍之徳候、大輪違者彦間立菴下一万者御所御牧候、別可有御秘藏乎、

〔貞丈雜記十三馬〕一馬の印と云事舊記にあり、馬のかねとよむべし、馬のびわもゝに、びわもゝとは、馬のあとあしのもゝの事也、琵琶の形に似たり、ひらもゝともいふ、やきがねの印をおす事也、此事上古よりある事也、令第八令は書名也、文武天皇大寶元年に撰ばれたる書なり、厩牧令曰、凡在牧駒犢、至二歳者、毎年九月、國司共牧長對、以官字印、印左髀上云々、義解曰、謂股外爲髀云々、此心は牧にある牧とは馬牛をかふところ也馬の子、牛の子二才になるをば、毎年九月、其牧のある國の國司と、牧をあづかる役人と共に、牧に行て官の字の燒印を馬牛の左の股の外におせと被仰付たる也、扨官の字の燒印ある馬牛は、天子の御物に上る也、後世に及ても、馬の股外に色々の燒印をおして、馬の品位をわかつ也、舊記に見たる印の名品々あり、されどもつまびらかならず、先琴柱といふは、ことぢの形 如此歟、菴と云は  如此歟、雀は  目結は  輪違は 引両は  四目結は  丸は  遠雁は  右推量を以て其形を志るす、大方如此

なるべし、此内遠雁是は舊記に繪樣あり、又鹿笛と云は、狩人鹿を寄する爲に吹く笛也、その笛の形を印にしたる成べし、つくさびと云は詳ならず、下山と云も詳ならず、もし山形と云物は如此の類歟、金鑿と云は、舊記にかねはる道具也、繪やう不見知也と有り、詳ならず、金をほる道具の形なるべし、雨雀と云、雨の殿に雀をおしたる也、是を雨印といふ、雀目結とあるも、雀と目結と雨印也、松皮は松皮びしなるべし、如此歟、三日月は如此歟、舊記に松皮三日月不見及とあり（印の名、書札の部に見たり、）

一舊記に馬の印を記したる條に、つくさい金鑿かねはり道具也、繪やう不見知也とあり、（馬具す法、書札井雑々聞書等の書に見たり、）つくさいはつんさいともいふ也、同じもの也、職人盡歌合に、金ほりの歌に云、ながむとてこがねもほらぬつんさいのさびてぞ見ゆる秋のよの月、判の詞に云、左歌、月みるとて金ほらぬは、つんさいのさびたるらん、ことはり叶て聞ゆ、つんさいとは、金ほる具足にやとあり、（具足とは道具と云事也、）扨右の金堀の形を土佐光信が繪がきたるには、金ほりがひざのもとに、如此なる物を繪がきたり、是つんさいといふ物也、（擬るに、つんさいなつくさいといふも、あやまりにはあらざる歟、ウツスクヌフムユルウト五音通ずる也、つくともつんともかよふ成べし、）

一馬の印に鹿笛といふ形あり、鹿笛は狩人が鹿をあつむる爲に、鹿のなく聲をまねて吹く笛也、その形を鐵印にして、燒て馬の殿におす也、

鹿笛





木にて作る也、傾城のはきたるあしだにて作りたる笛をふけば、よく鹿の寄るといふ事、つれづれ草にみえたり、

檢牛馬數

〔國牛十圖〕御厨牛〈○中略〉印〈○印圖略〉大文字に柄檜、〈自故今出川入道太政大臣家被下此印云々〉或云、大文字にはあらず、散毬打に柄檜といふと云々、〈○中略〉

遠江牛〈○中略〉

印いほりのなかにものあり、又すはまをもさすにや、

〔平家物語〕〈四〉競事

むね盛卿、〈○中略〉あつはれ馬や、馬〈○下略〉木はまことによひ馬で有けり、されどあまりにおしみつるがにくきに、主が名のりを<u>かなやき</u>にせよとて、仲綱といふかなやきをして、馬屋にこそ立られけれ、まらふ人來て、聞え候名馬を、見候はゞやと申ければ、そのなかつなめにくらをけ、ひき出せのれ、うて、はれなんとぞの給ひける、〈○中略〉たゞ今しも三井寺には、わたなべたうより合て、きおふがさた有けり、〈○中略〉きおふ、かしこまつて申けるは、伊豆のかみ殿〈○源仲綱〉の、木のしたがかはりに、六はらのなんれうをこそ取てまいつて候へ、まいらせ候はんとて奉る、伊豆のかみなのめならずよろこび給ひて、やがておがみをきり、かなやきをして、その夜大はらへつかはさる、夜半ばかりに、門の內へおひ入たりければ、むまやに入て馬共とくひあひければ、その時とねりおどろきあひ、なんれうがまいつて候と申す、宗盛の卿いそぎ出て見給ふに、むかしはなんれう、今は平らのむねもり入道といふ、かなやきをこそしたりけれ、

〔牛馬定目留書〕覺

一總馬員數改人、今度被遣候間、立合急度相改、帳面にて差上可申事、

一上中下之母駄、本帳にて遂吟味、本帳之外ニ上中江加可然駄有之候はゞ、尤帳面に加可申候、上中下共に向後母駄之分、髮を切置可申候、并父馬其外能馬者、髮をきり可申事、

一今度之改に、若帳はづれの馬有之候はゞ、百姓共氣遣無之改に合、本帳江加候樣に可申付候、來年より帳はづれに仕置、脇より相知候はゞ、馬主は不及申、肝煎五人組まで、急度可被仰付事、

一他領江隱道有之、馬通し候樣に相聞得候、通し候道筋、近所之百姓共、其外何もの成共、右之馬押、訴人に罷出候はゞ、押候馬者不及申、其上依品宜御ほうび可被下候間、此旨相心得、隱道有之近所之百姓共所々江可申付候、尤總百姓江も可申渡事、

一近年上駒上馱段々少成候樣相聞得候、因是向後其所之御代官遂吟味候樣に被仰出候間、左樣相心得可申事、

一預置父馬幷持來候馬、老馬歟、又者惡敷成、拂度と申もの候はゞ、先年被仰付候通、所々御代官吟味之上爲拂可申、縱小長にても、無疵三歲者、他領江堅爲拂申間敷候、拾歲以上之小荷馱尻旋桑門おさへ有之馬、其外下駒之分者、他領に爲出可申事、

一他領出之小荷馱御役錢、向後盛岡兩御馬別當致吟味、前々御定之通取上、通判相出候樣にと、去年ゟ被仰出候間、所々御代官所より、馬數歲毛性書付、添狀印判にて、兩御馬屋別當江差遣可申事、

一他御代官所江地遣拂に小荷馱、其所之御代官遂吟味、御役錢前々御定之通、壹步に付六拾五錢宛取上可申候、尤歲毛性書付、他御代官へ送手形印判にて差添越可申事、

一他領之もの、奥筋其外所々江通り小荷馱、猥に調候樣相聞得候、右他領のもの入込候て、自然まぎれ馬も可有之候間、向後他領ものに賣申間敷候、併他領之もの小荷馱調候事、盛岡、郡山、花卷、右三ヶ所にて賣買可仕事、

右之通、今度被仰出候間、此旨急度相守、尤支配中江も可被申渡候、以上、

寶永三年二月　　御用人中印判

所々御代官中
壹通宛相渡

(牛馬定目留書)覺

一今度牛御改被成候付、向後他領へ賣拂候はゝ、御役錢壹歩ニ付而六拾五錢宛、小荷駄馬同前取上、他領判者兩御馬也、御別當判鑑所之御境御番所江兼而遣置候間、似鳥甚右衛門、美濃部長右衛門、大崎二郎兵衛、判形紙札相渡置可申、右紙札へ他領出牛員數所御代官書付添狀にて不依何方御境通し可申候、御馬別當判鑑に引合改、他領出可仕候由、牛引出候ものに可被申渡候、

一八戸御領より此方へ買出し、他領へ出し候牛者、何方不依、一箇所にて前書之通、御役錢取上、送添狀他領へ出し可被申付候、牛直段者、相知間敷候間、此方御領にて賣買有之候牛、上中下之直段に指積、御役錢取上可申候、右御役錢添手形にて五割所へ差上可申、尤此方仲間江茂御役錢員數書付可被指渡候、右之通、今度御老中へ被仰付候間、可被得其意候、以上、

寶永三年四月五日

御用人中印判

所々御代官

覺

只今迄女牛多他領へ出候樣相聞候、向後女牛は少相出し、男牛は女牛より餘程相出候而も不苦候間、遂吟味相出可申候、

四月

(牛馬定目留書)覺

一駒貳歲駮、佐目、鴾毛、河原毛、尾白、黑毛、猿佐目、水靑、此類にて能馬五疋御用に候間、御馬代は前々御定之通買上可被申候、縱中之駒に候共、右之毛にて無疵に候はゝ、買上可申候、馬一切惡敷候

はゞ、無用に仕、覺書にいたし認歸候節可差出事、

一駒當歳改可爲如例年事

一駄當歳も、駒當歳同前に改、別帳差上可申事、

一所々村々母駄有之候而も、能父馬無之候得者、能馬不出、御爲も惡敷、其上駄馬持候御百姓之ためも惡敷候間、其村里母駄馬數に應じ、先年より駒二歳殘置候樣にと被仰付候、せたをひすりこほう、小長ケ、疵馬は父に置不申、長ケ立能貳歳、御買馬之外に而、父馬殘置、父馬帳に記之可申事、

一諸給人持馬買馬望候はゞ、御買馬殘にて貳歳如先年爲買持立させ可申候、買馬は代金御定之通、上駒壹兩、中駒三歩、下駒貳歩可申付候、買人御給人之外、御町人御百姓に一切爲買申間敷候、御給人共買候共、馬惡敷、小荷駄に仕置候而も、御町人御百姓渡不申、急度持置、來年秋、盛岡にて御改に合候樣にと堅申付、爲買可申候、疵馬は買馬に爲仕間敷候、買馬仕候而も、小荷駄之望にて買度と申が持立兼可申樣成ものには一切爲買申間敷候、買馬は卽時髮切渡可申事、

一給所地頭持馬仕度と申候はゞ、貳歳迄見分御買馬之外にて持馬爲仕、尤馬改帳に付、來年盛岡にて御改之砌分申斷、急度爲改可申候、馬惡敷、盛岡江牽寄不申、小荷駄に仕、知行所に差置候はゞ、來秋其所へ御改人被遣候節、其所々にて貳歳帳に合爲改可申候、若馬落候はゞ、地頭下代ゟ其邊御代官江申斷、尾頭持參拜見可申事、○中略

右馬改、在々村々江廻役可被申候、馬主共遠方江牽參候得者、物入迷惑候之間馬牽參掛次第無滯改、早々返候樣に可仕候、駒貳歳揃駒之事、每年寄所にて爲揃可被申候、以上、

寶永六年七月

三五六七戸　野部地田名部　沼宮内福岡

右之所々者、上駒壹兩、中駒三步、下駒貳步也、

郡山大廻　花巻八御代官　遠野大槌　宮古野田　花輪　毛馬内

盛岡通并石澤內

右之所々上駒三步、中駒貳步、下駒壹步半、○下略

〔仙臺產馬沿革誌〕馬籍調查

一所々二才馬、肝入馬改の砌、其所の肝入、組頭、先立、當才より帳に相附、二才の時分、又村々迄、當才の時相附候帳面引合改指置候樣に被申付、役人衆罷出候はゞ、其帳面を以賣渡、當才二才附落無之樣に申付、若し肝入組頭令不念、付落於有之は、其品各被承屆、急度可被申付事、(貞享三年九月廿七日)

一媽馬預候者、誰方より媽馬何疋預置候由證文、其所二才肝入に相渡置、紛無之樣可仕候事、(元祿二年十月)

一在々厩元大肝入改被仰渡、御郡方横目不意相改の事、(寬政十一年)

一正月中、年々前年分厩本帳に增欠首尾合、諸判紙と同樣、二月朔日境元馬に相改の事、(文政二年)

一厩元改の節、諸判紙并本帳、屹度引合相改可申事、

一十才以下の媽、他領出被相留由の義、并小荷駄、他領者江賣方の義共、每に被仰渡置候趣相心得、不正等の取計不相出樣、兼見聞吟味可申事、

一御分領中、當才馬等、別紙案文の通、年々六月中、二才横目等手前にて吟味取調、御代官手前より七月中旬迄、拙者共手前江相廻、御分領中、一紙立、各樣江取揃差出、御承知之上被相渡置、生產開之義、御吟味罷成候筈、文政四年申達、御分領中、御代官等、連名被仰渡候處、其節御郡方横目手前より取調差出候處、近年其年々不相仕組、無幾度と責付首尾仕候義にて、御用多、且年々御買渡

前取揃置吟味不仕候得ば、不宜筋に御座候間、當年より、此末無紛七月中旬迄、取揃指出候樣、御代官江御首尾罷成否被仰渡置候樣仕度、別紙相添、右の段相達候、以上、(文政十二年二月)

中目義右衛門
佐藤助右衛門

尙以、尾花子出生馬分、其時に調差出候に不及候間、御代官等、手前にて取揃置、御買渡の節、吟味仕候樣仕度、此段とも相達候、以上、○中略

一近年他領へ拔馬有之、犯人御吟味に被相懸候の儀にも候處、御領內馬倍合之義、此節別段に御世話御制導被成下、馬數可相倍譯に候處、却て年々有馬相減候に付、御代官御郡方、橫目一紙の馬改之外、不意に相改候儀、去年中申渡置候通に有之、且他領入馬關東行を始、出入御境にて始末、御境橫目、屹と見屆首尾せしめ、萬一脇道閑道密馬相拔候風唱も相聞得、甚不取締不相濟事に候條、此末御境橫目、御境通折入、廻村見聞致、御境付御足輕等無怠相廻り、御取締相立候樣、首尾可有之候、拔馬之義は、根元厩元改不行屆之方より、徒の所行も相出候者に相見得、當時不意改迄も相成居候間、拔馬無之、有馬相增可申義に候得共、前書不意改は勿論、御境目出入始末、何分制道押及し、不取締無之樣、嚴に首尾可有之候、以上、(天保二年十月廿九日)

貢獻

〔延喜式四十八左右馬〕凡年貢御馬者、甲斐國六十疋、(眞衣野柏前兩牧卅疋、穗坂牧卅疋、)武藏國五十疋、(諸牧卅疋、立野牧廿疋、)信濃國八十疋、(諸牧六十疋、望月牧廿疋、)上野國五十疋、

凡諸國所貢繫飼馬牛者、二寮均分撿領、訖移兵部省、其數遠江國馬四疋、駿河國牛四頭、相模國馬四疋、牛八頭、武藏國馬十疋、上總國馬十疋、下總國馬四疋、常陸國馬十疋、上野國馬卅五疋、牛六頭、下野國馬四疋、周防國馬四疋、長門國牛二頭、讃岐國馬四疋、伊豫國馬六疋、牛二頭、每年十月以前長牽貢上、(路次之國不充牽夫、)並放飼近都牧、

〔享祿本類聚三代格十八〕勅、供奉端午之節國飼御馬、自今以後、宜付專知官貢進、如有事故者、差目已上官宛替、

寶龜五年五月九日

太政官符

諸國貢繫飼馬牛事

右被大納言正三位紀朝臣古佐美宣偁、奉勅、諸國所貢馬牛、或年齒過老、不中乘用、或疲瘦殊甚、不似御馬、加以貢上違期、總爲緩怠、此則所司撿領乖方、國司繫飼不勤之所致也、宜仰所司馬五六歲、牛四五歲爲限令貢、

延曆十五年十月廿二日〇中略

太政官符

應復舊進上國飼御馬事

右得伊勢國解偁、撿案內、弘仁以往、件御馬以四月廿日爲入京之期、而依太政官去天長三年三月廿九日符旨、改五月五日、以四月廿七日爲節、國飼御馬亦縮例期、四月十日入京、而太政官去天長十年四月廿一日符偁、四月廿七日節、是一時之權制也、非歷代之通範、宜復舊例以五月五日爲節者、須供節御馬復舊例、而頃年之間、偏執縮期、既忘後改、因茲去年以四月廿日令入京、而左馬寮勘云、無官符輙改其期、於事不當者、羸瘦御馬未飽生草、雖勤勞飼、忽難肥息、望請因循舊例、四月廿日令得入京、謹請官裁者、左大臣宣、奉勅依請、

承和十三年三月廿一日

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年四月甲辰朔、令上野國例貢駒之外、今年加貢五十疋、

〔續日本紀十一聖武〕天平三年十二月丙子、甲斐國獻神馬、黑身白髮尾、

賣買

〔續日本紀十三聖武〕天平十年正月、信濃國獻神馬、黑身白髮尾、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年六月庚子、土左國安藝郡少領外從六位下凡直伊賀麻呂、稻二万束、牛六十頭、獻於西大寺、授外從五位上、

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年八月壬辰、參河國守從五位下安倍朝臣氏主、獻白馬四十疋、牛四十頭、支子四十斛、爲是奉賀天皇寶算滿于四十也、

〔令義解九關市〕凡賣奴婢、皆經本部官司、取保證、立券付價、(謂奴婢之主、自修辭狀、連保證署、乃申送官司、官司判立券契也、)其馬牛、唯責保證、立私券、(謂不經官司、自立私券、賣與、其餘貨物、不在此限、)

〔法曹至要抄中〕一有舊病馬牛可還事

雜律云、買奴婢馬牛、已過價不立券、過三日、笞卅、賣者減一等、立券之後、有舊病者、三日內聽悔、无病欺者市如法、違者笞卅、

案之、假令買時不知舊病、立券之後始知者、三日內可還、若三日內病死畜生可還、其減價、慮有舊病之故也、但非理死之類、不可悔還歟、

○按ズルニ、牛馬賣買ニ關スル手附金ノ事ハ、法曹至要抄ニ在レド、產業部商業篇ニ引用シタレバ、此ニ之ヲ略ス、

〔續日本紀十一聖武〕天平六年四月甲寅、許東海、東山、山陰道諸國、賣買牛馬出堺、

〔木曾舊記錄四〕三尾村庄屋市右衞門處に有之御書付(○中略)

一二歲駒賣買有まじく候、三歲に成候はゞ、福島江牽出し見せ候て、其上商賣尤候事、(○中略)

慶長十三申五月朔日　　山甚兵衞花押

三尾村肝煎

同總御百姓中

（梅津主馬政景日記 六）元和三年九月二十一日、御馬共見究、七ッ所望致候内、雲雀さく三才小田部五郎八、馬銀四百五拾目、下馬鹿毛内鹿毛三才、太町帯刀、馬銀四百目、下馬青内栗毛三才、横堀新七、馬銀四百目、内青毛三才、筏五右衛門、馬銀三百目、内鹿毛三才、太山與一左衛門、馬銀三百目、内、鹿毛三才、飯田十郎右衛門、馬銀貳百五拾目、内黒糟毛三才、四目町伊右衛門、馬銀貳百五拾目に所望仕候、外に栗毛三才、太町與助、馬銀三百目、下馬鹿毛、澀江彌五郎、雲雀さく三才、上田理介、馬小判三両、小袖三ッ、澀江善太郎、黒四才、太貫八兵衛、馬銀貳百目、下馬あしげ、小貫太藏、栗毛糟毛三才、六郷二郎助、馬銀貳百目、小袖壹ッ、どんすの袴壹具、信太主水、鹿糟毛四才、銀百五拾目、木綿拾端、刀壹ッ、滑川左馬丞、馬佐藤源右衛門、蘆毛三才、仙屋彌七郎、馬銀貳百五拾目、はくのきる物壹ッ、梅津長三郎、栗毛月ひたい三才、馬藏玄番、馬銀貳百五拾目、下馬青栗毛さく三才、太町市兵衛、馬銀貳百目、らゑやのどうふく壹ッ、右貳疋之馬、我等買申候、右合拾五之馬、今日一日に買究申候、

（於江戸博勞馬御留書帳）一諏訪部文右衛門樣ゟ、前々馬喰馬御買上之品を書上候樣被仰遣候付、文右衛門樣、稲垣運平樣、左之通書上候寫、

南部大膳亮在所、馬喰馬御買上之儀、前々之通、所におゐて見拔被仰付、爲差登候ニも、又者去年之通、於當御地御見分被仰出候而も、大膳宛内々ニ而差支之儀曾而無御座候、去冬於當御地御買馬、初年之儀、下屋敷ニ而御見分之節、事たり不申、品輕ク取繕申候故、前々在所ニ而御買上被仰付候節ゟは、少々物入增ニも可有御座哉、去春右之用意も仕候間、今年よりは物入も御座有間敷哉と奉存候、

一城下町馬喰、并百姓馬喰共、所拂之心懸ニ而、駒持立候もの、當御地江罷出候儀、勝手ニ合不申候はゞ、馬持立兼可申哉、左候はゞ、末々馬喰馬相減可申哉と奉存候、吟味仕候處、右之通御座候、以上、

南部大膳亮家來　岸宇右衛門

享保九年六月

（仙臺産馬沿革誌）二歳駒市

一二才馬、役人衆御村へ不罷出内、不寄誰々、二才馬、一切商賣仕間敷候事、（貞享三年九月廿七日）

一脇々より、二才馬相賴候共、誂馬の分、役人衆、一疋も取不申樣に可被申渡事、（同上）

一二歳御買渡并生産方の儀、文政六年以前之通、御郡方横目へ係被仰付候事、（文政十三年二月）○中略

一二才馬の直段、糶合に爲仕可被申候、縱高直の馬成共、取人請人不慥に候はゞ、大肝入、村肝入、撿斷引添、吟味の上、下直の方成とも、慥成者に相渡、且又糶金五兩を限り、其餘には糶揚させ申間敷事、（貞享三年九月七日）

一近年、諸品高直に連合、馬直も莫大引揚、市中賣買直段と引合不申、五兩糶留と罷成居候ては、馬主共相痛候、中略馬一疋に付七兩二歩迄糶越被相免云々、（文久三年）

一馬の善惡無差、先は七兩二歩糶留直段にて、馬喰共糶合取方仕、其後馬喰共賣買と相成候ては、分外の高直立所に廣大の利潤に相至り候を、右馬主共眼前に見聞罷在、乳附の春より二才の秋まで三ヶ年の世話養育に應じ、馬の善惡甲乙有之を、無其指引、普に糶留直段にて被買取、馬喰共、利潤にのみ相成候を怨み、糶留の直段被相仕組置候ては、何分馬主共、氣然不宜、畜産御取行の衰微にも可相至相見得候間、當秋御買渡より、糶留の直段不被相仕組置、世上賣買直段に應じ、勝手次第爲糶取候方云々、（慶應二年七月四日）

（日本山海名物圖繪三）仙臺馬市

毎年三月上旬より四月中旬まで、仙臺芭蕉の辻より、國分町上中下町と三段に分ちて、一日がはりに馬市の行事をつとむ、市はじまりて、五七日は、江府馬寮より官使來りて、御物を撰む、其次は

牛馬廛

牛名稱

國司の乘馬小荷駄を撰む、其後は朝五ツより暮七ツ時を限りて賣買市あり、馬主馬を引來れば、買主これを見て、仲買に賴みて其あたひを定むる也、仲買馬主を打擲して、其あたひの高下を定め賣買すること也、

〔日本山海名物圖繪　四〕天王寺牛僧(うしいち)

備前備中の國おほく牛を飼て子を產す、則これを大坂天王寺におくる、天王寺孫右衛門と云者、牛市のつかさなり、此人の印形なければ、諸國に賣買することは叶はずと也、年中備前備中より牛を引來ること日々にたえず、毎年霜月に牛市あり、近鄕の百姓思ひ〳〵に牛を引來りて、互に交易賣買す、これを牛博勞と云、すべて牛を商ふに直段相定る時は、互に牛に米をかましむ、是を賣買の證據とするかや、

〔延喜式　四十二東西市〕馬廛(○中略)　右五十一廛東市

牛廛　右卅三廛西市

〔倭名類聚抄　十一牛馬〕牛(附犢)　四聲字苑云、牛(語丘反、和名宇之)土畜也、爾雅注云、犢(音讀、和名古字之)牛子也、

〔箋注倭名類聚抄　七牛馬〕北魏書禮志云、牛、土畜、說文、牛、事也、理也、象角頭三封尾之形、(○中略)釋獸牛屬云、其子犢、郭注云、今青州呼犢爲㸬、無牛子也之文、此所引、或是舊注、按文選江賦云、夔㸸翹陸於夕陽、注引爾雅注云、今青州呼犢爲㸸、㸸夔牛之子也、㸸與㸬同、胡克家曰、爲㸸㸸當作爲㸬㸬、邵晉涵曰、注夔字衍、宋板六家文選、爲㸸下有然此二字、恐謂當作今青州呼犢爲㸬、然此㸬牛之子也、㸸與㸬同、言爾雅注謂青州犢呼㸬、㸬㸸同字、則賦所謂㸸者牛之子也、是今青州呼犢爲㸬七字郭注、然此以下十一字、李善引爾雅注、解賦文㸸字之語、非爾雅注文、恐源君從文選注引之、所見本亦無然此二字、以李善㸸牛之子也之語、誤爲爾雅注文也、又說文、犢、牛子也、或此誤引說文、未可知也、

〔段注說文解字　二上牛〕牛事也、理也、(事也者、謂能事其事也、牛任耕、理也者、謂其文理可分析也、庖丁解牛依乎天理、批大郤、道大窾、牛事理三字同在古音第一部、此與羊

詳也、馬怒也、武也、一例自淺人不知此義、乃改之云大牲也、牛件也、件事理也、與吳字下妄增之曰姓也、亦郡也、同一紕繆、像角頭三封尾之形也、角頭三者、謂上三岐者、象兩角與頭爲三也、牛角與頭而三、馬足與尾而五、封者謂中畫象封也、封者肩甲墳起之處、字亦作犎、尾者謂直畫下垂像尾也、羊禾馬象皆像其四足、牛略之者可思而得也、語求切、古音讀如疑、○中略犢牛子也、見釋嘼、从牛賣聲、徒谷切三部、

〔本草和名十五獸禽〕牛角䚡略○註黃犍牛、居言反、仁諝音、䲹牯牛、古、仁諝音、牸牛、犪牛、佳鳥反、青牛、最良、水牛、可食、已上三名出陶景注、犢一名大牢、一名大武、已上出兼名苑、陰獸玄精、尿汁、陰獸當門、臏也、已上二名出藥決、○下略

〔類聚名義抄四牛〕牛ウシ　犆ウシ　㹀ウシ　犢コーウシ　ウシノコ

〔伊呂波字類抄宇動物〕牛ウシ大牲也

〔和漢三才圖會三十七畜〕牛　瞿摩帝梵書　牯コトヒ牡　特同　犅コトヒ同　㹌メウシ牝　牸メウシ同　犍ヘノコナシノイヌ去勢　和名字之

〔八雲御抄三下獸〕牛　ことゐのうしを牛　うし○し原脱、據二一本補、　かひの　くろうし名所　牛の車は三車の一也

〔日本釋名中獸〕牛　うるさし也、うらめしき意、其形おそろしくうらめしきもの也、うらめしきをうしと云、

〔東雅十八畜獸〕牛ウシ　義詳ならず、牛の如きも、太古の時に既に聞えし事、馬の註に見えたり、これも其初に名づけ呼びし所は、今いふ所の如くにはあらざりしを、後の代に至て、今の名の出來たりけむも知るべからず、牛をウといふ事は、韓地の方言とこそ見えたれ、卽今も朝鮮の方言、牛を呼ぶ事はウといふなり、

〔閑珠庵雜記〕牛ウシ　日本紀に、大人ぞも、犢をもしとよめり、しかれば是も中央土畜にて、田をすき車を引き、其用多ければ、このよき名をあたふるか、又うしとぬしと同韻にて通せり、眞淵云、うしは猶思ふよしあれど、いまだ定かならず、

〔物類稱呼二動物〕牛うし　特牛を、畿内及び中國西國ともにことひと云、東國にはこてといふ、遠江國にてはあこゝと云、犢を四國にてべゞの子といふ、中國東國ともにべことといふ、又こつていといひ、こてといふは、和名ことひの誤なり、又牝牛は諸國ともにあめうじと呼なり、

〔下學集上氣形〕○桃林（牛異名也、尙書云、放牛桃林野、）○瓘栗（小牛異名也、言其牛角如瓘栗、）○黑牡丹（牛異名也、唐人劉訓京師春遊觀牡丹、劉訓後迎客賞花、乃繫水牛在前、指曰、此劉訓之黑牡丹也、）

〔塵嚢抄七〕牛ヲ桃林ト云ハ何事ゾ

桃林ハ只牛ノ異名也、尙書ニ云、放牛於桃林野ト、仍テ云爾也、○中略牛ニモ又異名多侍リ、山。中。書生。ナンド共云、瓘栗共云、黑牡丹共云、黑牡丹ト云事ハ、唐劉訓京師ヲ遊覽スルニ、見牡丹、仍テ後劉訓迎客此花ヲ賞スル、乃繫水牛在前、故ニ指之劉訓ガ黑牡丹也ト云ヘリ、愛ヲ以テ云爾云云、

〔尙書下周書〕武成

厥四月哉生明、王來自商、至于豐、乃偃武修文、歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、示天下弗服、

〔漢書二十五郊祀〕天地牲角繭栗（師古曰、牛角之形、或如繭、或如栗、言其小、）

〔本草綱目譯義五十獸〕牛　ウシ　コトイ　コトイノウシ（古歌）　コフトイ（雄）　コツテイ（同）　コテ（東國）　アコ（遠州中略）○　本條一名　黄毛菩薩（甘泉）　格餌（同）　不花（甘泉）　書生（同）　文武（異名）　特氏（同）　古旃（同）　桃林隱士（同）　兀哥皂兒（同蒙古名）　桃林處士（法書）　斑特處士（異名）　八百里（異名）　肉ヲ特味（異名）　牢味（同）　干肉ヲ物腴（同）　特脩（同）

〔後深心院關白記〕延文三年九月十日丙午、桃林一頭引遣、一品許、連々所望之故也、

〔類聚名義抄四牛〕犃（俎項牛、チウシ、）　犉（メウシ、ヘウシ、）

〔日本靈異記上〕借用涌湯之分薪而與他牛役之示奇表緣第二十

尺惠勝者、延興寺之沙門也、○中略其寺有一牸、而生犢子、

牛性質
牛形體

牸メウシ

〔袋草子 四〕俊綱朝臣下向播磨之間、於高砂各詠和歌、而大宮先生藤原義定詠之、

われのみとおもひこしかどたかさごのをのへのまつもまだたてりけり

人々感歎、良暹云、女牛ニ腹ツカレタルヒガゴトト云々、自有如此事也、

〔本草和名 十五獸禽〕牛角鰓 楊玄操音、蘇來反、角中骨也、○中略 和名宇之乃古都乃、

〔倭名類聚抄 十一牛馬體〕牛角 本草云、牛角鰓 先來反、和名古都能、角中骨等已見上文、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬體〕本草和名、牛角鰓、和名宇之乃古都乃、按標目角下似脱鰓字、本書獸禽載角胎鮒鰓、故云已見上文、

〔本朝食鑑 十一獸〕牛○中略

集解、○中略 凡擇牛之旋毛、有養家之吉凶、旋毛者俗謂豆之也、黄牛黄額、靑牛黄額、黑牛黄額、赤牛黄額、是皆主養家之大吉兆、或牛之黄黑色而脊背上有一條白處者、黄牛胸前白如手掌大者、牛角兩間相去一尺者、白牛頭黄者、此亦有大吉之利也、白牛鼻上毛逆者、白牛眼下有旋毛者、白牛耳後有旋毛者、黑牛遊毛當目下者、黑牛兩角間有亂毛起者、黑牛頭白尾白者、牛有鹿斑者、牛頭上白者、靑牛頭脚倶黄角白者、此皆大凶不祥主也、以上數件之旋毛、吉凶民間可常擇者、而貧窮飢渴之民不能擇之、竟不遭災厄、亦大幸哉、

〔和漢三才圖會 三十七畜〕牛○中略

按、牛馬見風則走、牛喜順風、馬喜逆風、牛常食草葉、就中喜烏歛草葉、蕘人誤苅入毒草、則一一擇之不食毒草、其齡也凡四十八而止、如病牛則齡數少、若不齡者必死、寗成相牛經甚詳、其略云、　頭欲瘦小、　面欲得長、如短則命促、　眼圓大而去角近、有白脈貫瞳吉、　眼赤者觸人　眼下有旋毛、名淚濆、主喪服、　鼻欲軟而大易牽、鼻如鎊鼻難牽、　口欲方大易餵　齒欲白　角短方大紋浪角形如仰弓吉

牛毛色

向前吉、向後凶、兩角間有亂毛、名頭陀坊主、　耳去角要近、可容指方好、　耳後有旋毛、名剌環、招盗賊、　頸骨欲長大、　毛短密硬而黑者奈寒、疎長如鼠毛者怕寒、　前脚欲直而闊、後脚若曲而開、股瘦小則捷快　蹄欲得大、青黑紫色吉、　乳紅者多子、乳疎黑者無子、　尿射前脬者快、直下者鈍、尿欲踏放、如繩旋有力、臀欲厚重、　尾稍長大吉

〔枕草子 二〕心ゆくもの

うしは、ひたひいとちいさくしろみたるが、はらのした、足の下、尾のすそ白き、

〔吾妻鏡 二十三〕建保五年五月廿五日壬寅、於御持佛堂、被供養文殊像、導師壽福寺長老、而將軍以年來御所持牛玉、爲御布施、廣元朝臣不可然之由雖傾申、不能御許容云云、

〔視聽草 五集四〕白牛〇出房州嶺丘者

〇按、是非家牛、非犛牛、別是一種、白牛鬱林人謂之州留牛、疑此物耳、實嘗聞諸浮屠氏、天竺國白牛多有之、生於雪山及他山林中、好食茅草及諸香草、彼國俗採其乳酪、貴重之、猶此方蜂蜜、其屎尿常用、而不以爲穢、反以爲淨、供于賓客灑掃之用云、法華經曰、大白牛車、又有以牛糞塗於祕密壇場之事、皆山生白牛糞也、由此觀之、山牛之與家牛別、豈同日而論之乎、漢土人不知之、曰牛羊水牛馬乳並可作酪、是皆臭穢之物、安在登人哉、漢地元來無此物、以家牛爲牛、其白牛、亦是家牛而巳、我日本此物未嘗之有也、至于有德廟、〇德川吉宗始放白牛三頭於房州嶺丘、聖德仁惠之不空、其牛蕃息、殆向六七十頭、今茲壬子春、〇寬政四年岩本石州公奉台命、攀躋于嶺丘、得牛乳數石、以製乾酪、使不佞實考其治功云、

〔雲錦隨筆 一〕攝州東生郡淳江村の農家に、文化五年戊辰四月、白牛出生しけるにより、其評判四方に高く、殊更に物見高き浪花の貴賤、我も〳〵と彼地に到り、群集する事夥し、古今の珍事といふべし、〇予曉鐘成幼き頃白鹿、白猪等は觀物とせしを見たり、白猪は異國より渡りしなどいひて、名をウキットハルケンといへり、按するに、ウキットは蘭語の白といふこと、ハルケンとは猪の蘭語

也、然れども白牛は未だ見聞せざる所也、本草綱目に、黄額牛は額上に一花黄なる者あり、白胸牛は黄牛にして、胸前一花白く、掌の大さなる者あり、　牛中王は、白牛にして頭黄なる者也、龍門牛は角の濶さ相去ること一尺、是亦牛中の王也、

〔笈埃隨筆八〕長州萩府白牛山龍麿寺に、純白牛一頭あり、飼事數百年、何の故は知ずと、若其牛斃時は、必國中に一白牛を生ず、牛主則牽て此寺に獻ず、

〔倭名類聚抄十一牛馬毛〕黄牛。　宜都記云、黄牛灘、有人牽黄牛、（辨色立成云、阿米字之、）

〔箋注倭名類聚抄七牛馬毛〕藝文類聚引云、自峽口泝江百許里、至黄牛灘、南岸有重山、山頂有石壁、上有人負刀牽黄牛、人迹所絶莫得究焉、此所引蓋節原失當、又按水經云、江水又東逕黄牛山、注云、下有灘名曰黄牛灘、南岸重嶺疊起、最外高崖間、有石如人負刀牽牛、人黑牛黄、成就分明、既人跡所絶、莫得究焉、亦即此、

〔新撰字鏡牛〕蒀（黄音、阿。女。万。太。耳。）

〔類聚名義抄四牛〕黄牛　アメウシ　アメマダラ

〔庖厨備用倭名本草首食禁〕牛ハ服藥ノ人ハ黄牛ヲ食スベカラズ、病人ハ食スベカラズ、黑牛尤食スベカラズ、凡無病人ハ常ニ嗜食ノタメニ、牛馬鷹雉ヲ食スベカラズ、病アラバ病ニ對スルヲ食スベシ、病愈後ハ食スベカラズ、

〔百練抄四冷泉〕安和二年九月廿四日、黄牛入外記廳、經結政所、卽登南築垣上、東行落出去畢、可謂奇異、

〔倭名類聚抄十一牛馬毛〕烏牛。　辨色立成云、烏牛（楊氏漢語。抄云、麻伊。）黑牛也、

〔駿牛繪詞〕又いはく、獨以白牛、膚色光潔、形體殊好、有大筋力、行步平正、其疾如風といへり、かゝるところの白牛、はだへいさぎよく、其姿殊よく、おほきに力ありて、あゆみたひらかにたゞしく、はやき事風のごとくといへり、黑白は相對の色なり、これによりて、白牛は人間にあらざれば、黑牛を

これになずらふ、そのさまをもてあそび、はやきをこのむ、又々經文に叶へり

〔倭名類聚抄 十一牛馬毛〕犎牛 唐韻云、犎、音封、今按此間云保之萬太良、牛色駮如星也、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬毛〕按說文、犎、牛駮如星、孫氏依之、

〔日本書紀 二十九天武〕十三年十一月、是年〇中略丹波國氷上郡言、有十二角犢、

〔扶桑略記 四皇極〕三年十一月、有二赤牛、如人立行、

〔日本紀略 桓武〕延曆廿一年七月乙卯朔、大和國有牛、產犢二頭六足、

〔日本紀略 嵯峨〕弘仁九年七月乙酉、讃岐國多度郡有牛、產犢一身二頭、

〔續日本後紀 十六仁明〕承和十三年三月庚申、大和國言、居住山邊郡長屋鄕、京戶左京三條一坊戶主犬甘千麻呂牛、產三足犢、下唇長、於上唇、行步不便、動則顚仆、

〔文德實錄 四〕仁壽二年八月己未、淡路國言上、有牛產犢一身兩頭、

〔文德實錄 七〕齊衡二年八月辛丑、長門國言、牛產犢一身兩頭、

〔三代實錄 二十七淸和〕貞觀十七年五月二日癸未、伯耆國言、有牛生犢、一身兩頭三眼三角二口、面各相背、遍身灰色、既產之後、母爲狼被害、犢亦死、

〔扶桑略記 二十三醍醐裏書〕昌泰二年十月五日乙丑、太宰府申兩頭犢怪、

〔皇年代略記 醍醐〕昌泰二十五、太宰府申兩頭犢圖、

〔日本紀略 一醍醐〕延喜六年八月七日戊子、紀伊國言、管牟婁郡熊野村、去四月十八日、牝牛產犢、形體黑斑白蹄、自一頭〇頭或作頸相分兩面、左面短而右面長、令陰陽寮勘申佐異、國依盜兵事、有繫囚之乎者、仰國宰令勤愼矣、 十六年八月廿二日甲辰、太宰府言上、筑前國早良郡司今月八日解云、十〇十恐一字、一本作於、郡司三宅春則宅、今月三日未剋、牝牛生犢、頭兩分、胷腹合體、前足有四、後脚有兩、圖其形體言上者、府令卜筮、

牛種類
特牛

〔日本紀略朱雀二〕天慶六年三月四日壬午、太宰府言上、壹岐島去年十月二日、牝牛生二尾八足犢、即爲犬所喫、

〔扶桑略記後朱雀二十八〕長久四年癸未、牛產兩頭犢、仍有御卜、

〔本朝世紀〕康和元年五月廿三日乙丑、加賀國國分寺塔下、牡牝誤○牡恐牛生兩頭犢、頭白目耳皆具

〔百練抄後冷泉四〕治曆三年七月廿七日、參河國進國解、犢牛繪樣相副、三頭八足云々、晉大興元年有此例、

〔扶桑略記後冷泉二十九〕治曆三年八月十六日、參河國解狀偁、管寶飯郡渡津鄉住人、壬生眞世所領牝牛、以去七月廿七日辰一點、所生犢牛、其體長三尺許、毛色赤斑、額腰少白、有四牙、有二尻二尾七足、其四足如例、自餘三足、相添前後之足裏、後二足有腹際、前一足有腹下、自膝下相分、已生二蹄、凡有七足八蹄、又一尻一尾有臍下股裏、具圖其體、相副進上、但彼牛領主眞世恐其奇怪、不申子細、打斃了、老者令神祇官、陰陽寮等占申之處、神祇官占申云、可有天下病事口舌所致歟者、陰陽寮占申云、自怪所及艮坤方、非奏口舌鬪諍事、有天下疾疫憂歟、祈愼无其咎乎者、正三位行權中納言兼治部卿皇后宮權大夫源朝臣隆俊宣、奉勅、宜仰五畿內七道諸國、符到之後、擇定吉日、奉幣神社、轉經佛寺、攘兵革於未萌、消疾疫於方來、仍須長官以下共致潔齋、自詣諸社奉幣禱祠、又於國分二寺、及諸定額寺、啒請淨行僧侶、三箇日間、轉讀仁王般若經、薰修之間、禁斷殺生、殊致精誠、必顯冥感者、諸國承知、依宜行之、符到奉行者、

〔台記〕康治二年三月廿日丁丑、巳剋參上、左相已下多參集、朝導幽嵐、問濟圓、夕導義曉、問覺晴、左相已下引布施、高如男山、僧十人皆賜牛各一頭、其中有背生石之牛、若陰陽錯綜之所致歟、亦吉凶之祥歟、問有識之者可知云々、

〔倭名類聚抄牛馬十一〕特牛　辨色立成云、特牛俗語云古度比頭大牛也、

〔箋注倭名類聚抄牛馬七〕万葉集牡牛、訓己止比宇之、又事負乃牛、亦是、本居氏曰、古止比、殊負也、謂負物殊多、按源君自敍云、或漢語抄之文、或流俗人之説、先舉本文正説、各附出於其注、若本文未詳、則直舉辨色立成楊氏漢語抄、日本紀私記、然禮記王制云、用特、注、特、特牛也、説文云、特朴特牛父也、玉篇云、特、牡牛、是等皆非僻書、源君不引之、而引辨色立成、可疑、其頭大牛之訓、亦似有誤、

〔類聚名義抄牛四〕特牛コトヒ

〔萬葉集十六有由縁雜歌〕無心所著歌

吾妹兒之額爾生流雙六乃事負乃牛之倉上之瘡○中略

右歌者、舍人親王令侍座曰、或有作無所由之歌人者、賜以錢帛、于時大舍人安倍朝臣子祖父乃作此歌獻上、登時以所募物錢二千文給之也、

〔古今和歌六帖二〕うし

足引のやまとことひのうしなればおもしろくこそけふはひきけれ

〔倭名類聚抄牛馬十一〕乳牛 唐厩牧令云、乳牛、犢十頭、給丁一人牧飼、乳牛者、牝牛有子之名也、和名知字之、

〔箋注倭名類聚抄牛馬七〕按唐六典云、典厩令、掌繫飼馬牛給養雜畜之事、乳駒乳犢十、給一丁、厩牧令應與六典同、乳駒乳犢、謂馬牛之子猶飲乳汁者、疑源君所見本衍牛字、誤以乳牛為牝牛有子之名也、按典藥寮式有乳牛、謂母牛採乳湩者、與此不同、按玉篇、牸、母牛也、説苑政理篇、畜牸牛、生子而大賣之、是牸可以為牝牛有子之名、王念孫曰、牸之言字、生子之名、廣雅、字、生也、牛母謂之牸、猶麻母謂之学矣、

〔類聚名義抄牛四〕乳牛チウシ

〔令義解八廐牧〕凡廐、○中略 其乳牛給豆二升、謂給草之法、待式處分、稻二把、取乳日給、

〔延喜式三十七典藥〕凡乳牛七頭、犢七頭、年料乾芻四千四百卅四斤、白田芻二千三百卅二斤、野芻五百斤、山城國進之、白田芻一千六百二斤、丹

波國進之、

〔政事要略五十五 交替雜事〕延喜格云、太政官符、應復舊行味原牧乳牛課法年限事、

右得宮內省解偁、典藥寮解偁、勘件乳牛課法、元來起自四歲、停十二歲、行來年久、而前頭源朝臣道偏偁、令條自去元慶五年、勘發十九歲之課、申載勘解由使報符、下寮已畢、今案事情、乳牛院立飼牛揔十四頭、就中母牛七頭、其息七頭、遞相輪轉、以充供御、因茲蕃息之牛、不同餘牧、望請從勘發年、被免件課、復舊將勘四歲已上、十二歲已下之課、然則供御之儲自備、逃散之輩更歸、謹請官裁者、左大臣宣、奉勅依請、

元慶八年九月一日

○按ズルニ、乳牛ノ事ハ、方技部藥方篇牛乳條ヲ參照スベシ、

野牛

〔長崎聞見錄一〕野牛(ヤギウ)

野牛は、唐人蠻人食料とするなり、稻佐立山邊に飼ひおきて、唐人蠻人にうる事なり、其かたち犬に三倍す、ぶたに比すれば甚小きものなり、味ひもまたぶたに及ばず、しかれどもいたつて溫物(おんぶつ)なれば、嗜もの多きをもつて、ぶたよりも高價なり、毛色はみな白色なり、よく人に馴て食ふには忍びざるものなり、

犛牛

〔大和本草附錄二 獸〕犛牛　時珍曰、居深山中野牛也、狀及毛尾俱同犏牛、犏小而犛大、

牛產地

〔本朝食鑑十一 獸畜〕牛

集解略○中 大抵參遠以東至奧夷、馬多牛少、故耕耘運轉皆用馬、尾濃以西至海國、牛多馬少、故耕耘運轉皆用牛、就中播州備州最產牛、而蕃息者多矣、

〔和漢三才圖會三十七 畜〕牛○中略

大抵關東馬多牛少、關西牛多馬少、

〔圖牛十圖〕あらたなり、こゝに馬は東圖をもちてさきとし、牛は西圖を以てもとゝす、はかりしんぬ、陰陽の精靈たるによりて、名をふたつの境にえたりといふことを、事すこしきなりといへども、あへて此ことはりをわきまふるもの、まれらなるものか、但馬は賢哲のをしへかた〳〵あきらかに、牛は蒭蕘のうたがひなをのこるところなり、王侯將相これをもてあそび、黎民匹夫これをたのしむによりて、五畿七道より京洛にあつまる事蟻のごとし、其うち、皮肉筋骨に付て、彼の所生の圖あらはなることゝ、まゝみ及ぶ所わづかに十ケ國、見んものさとりやすからむがため、其形體をしるして、十圖と名づく、もとより管見のいたりなれば、十に八九はあやまる事おほかるべしといへども、をのづからかなふところあらば、又その要なかるべきにあらず、これたゞ志のゆくにまかす、後見のあざけりかねて思ひまうくるものなり、

○筑紫牛。以二壹岐島牛一稱レ之

その形めうしがほにて角さき細く、耳じるしをきる、くびきの下すこしうすく、骨ほそく皮うすく完すくなう、筋あらはに毛みじかく、すべて其姿うつくしく、えだづめ堅く、年おふまで、つまもときはやかなり、印○燒印、以下同、まち〳〵なり、

上古より上牛駿牛これにおほかりけるに、ひとゝせ異賊此島にをそひ來て、かずをつくしていけにへにもちひけるによりて、なかごろまれになりたりしが、いまはもとのごとくいできにたりとかや、○圖略、以下同、

○御厨牛。以二肥前國宇野御厨貢牛一稱レ之

角ながく、骨ふとく、皮完あつく、えだふとく、おほかた牛大きなり、中古の名牛おほくこれにあり、印大文字に柄繪、自二故今出川入道太政大臣家一被レ下二此印一云々 或云、大文字にはあらず、散毬打に柄繪といふと云々、

○淡路牛。

あたませばく、角さき上へはねて、完かたく、なか骨すぐに、みじかぶとなり、凡せいちいさくして

力たゞし、すぐれたる逸物すくなきものか、

近年西園寺より、御厨の印をさゝせられ、又大きなる牛も出來歟、

但○馬○牛○

ほねほそく宍かたく、皮うすく、腰背まろし、つの蹄ことにかたく、はなのあなひろし、逸物おほし、

丹○波○牛○

大略但馬牛におなじ、ひたゐのかみしげり、まなこおほきに出たり、〔　　〕ひりて皮さきの骨つき出て、よせなはのあたりかれたることにけやし、近年逸物おほし、

大○和○牛○

ほねふとく、宍皮あつく頭肩大に、ひくさがり、すべて前うしろおほきなり、腰ひらにあしふとく、蹄大にうすく、角はこまかにひさしくつく、角蹄やはらかによはし、ふるうなるまゝに、足もと見ぐるし、近年逸物おほし、

河○内○牛○

角のつきやう、あたまよりことにおひ出たるさまにて、頸さし出て、こうろぎがほなり、はなのかはつよくあなひろし、蹄かたくえだに宍なく、せなかうすくはらぼねさしはる、逸物あり、

遠○江○牛○（相良牧、白羽立牛等ニ相良牛、件庄蓮花王院領、）

あたませばく、角もとすぎ、つらそりて、耳のねつよく小ひくさがり、上頸あつく、頸骨まろく、身ながくして、したすぎたり、皮のかゝりえだ蹄、つくし生にまがふ、腰尻さきまですぐにて、頸骨のあたりみにくし、よせなはのあたりかれたり、すべて牛すくなうして駿牛あり、車にてはねるくせあり、人おほく誤りてつくし牛といふ、印いほりのなかにものあり、又すはまをもさすにや、

故今出川入道太政大臣家より、つくし牛のちちははを、このままにうつされてより、このすが

たなるよし、有某說、

越前牛
角もとふとくさきほそく耳すこしおほきなり、はなのかはながくつよし、うへすぐにわたりてしたくつろぎ、骨ふとく宍あつく、しかもかたし、腕すこしそりして、蹄うすくしてさきぼそなり、あたらしき時は、みじかくしてうすらかに見ゆるものなり、大なる牛逸物おほし、

越後牛
あたませばくて、額のかみなし、つのながくおほきに、耳おほきに肩うすく、腹おほきに骨太く宍うすく、牛大に力あり、逸物まれにあり、十牛のすがた大概はしにしるしをはりぬ、このほか出雲、石見、伊賀、伊勢などよりも、事よろしき物いできたるよし、つたえきゝはべれども、そのさまいまだ見さだめず、抑おなじたちのうち、角のかづき身のつゞきよりはじめて、晡駿おなじからざるさましな〳〵にして、いひつくししるを、このたつおもてに目をとゞめて難をくはふる人あるべし、是柱ににかはするたとへ、をろかなるをしはかりなるべし、たゞしるとしらざると、もちひるもちびざるとなり、時に延慶三年庚戌五月十日あまり、雨の中のひまにしるしをはりぬ、

河東牧童寧直麿記之

〔日本書紀十八安閑〕二年九月丙辰、別勅大連云、宜放牛於難波大隅島與媛島松原、冀垂名於後、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆三年十月庚午、勅、備前國兒島郡小豆島所放官牛、有損民產、宜遷長島、其小豆島者、住民耕作之、

〔日本紀略一九條〕正曆二年五月八日丙午、攝政藤原道隆召阿波國牛五頭、給大外記中原致時、并六位外記三人、

〔古今著聞集九武勇〕鬼同丸〈○中略〉くらまのかたへむかひて、市原野の邊にて、びんぎの所をもとむる

に、立かくるべき所なし、野飼の牛のあまた有ける中に、ことに大き成を殺して、路次に引ふせて、うしの腹をかきやぶりて、其中に入て、目ばかり見出して待けり、

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等刺史執鞭之圖也、〈中略〉宅常擁集諸國土產貯甚豐也、所謂〈中略〉長門牛、

〔見聞雜記二十四〕一牛數之儀、三百疋程御座候、信濃越後ゟ毎年夏內四五歲以上之牛牽連參候、四拾疋程宛相求申候、直段之儀者、壹兩貳三分ゟ七八兩迄仕候、喰之義者、信州つのかはいそ村墨川戶村、幷上州猿ヶ原之者共ニ御座候、牛之長ヶ四尺ゟ四尺四五寸迄御座候、不殘車牛ニ遣申候、男牛ニ御座候、女牛小牛等無之候、尤五歲比より五六年程遣申候、古牛之儀者、駿州安西町、其外近在江遣申候事も御座候、牛所持仕候者、只今八人ニ而御座候、

一播磨丹波ゟ出候牛之義相尋候處、京都筋江出申候、關東江者參不申候由申候、

　享保六年丑七月

右書付丑七月十一日、有馬兵庫頭殿江中山出雲守ゟ上ル、

〔伊豆海島風土記上〕八丈島之事

一此島に牛を飼ふ事、家毎に二疋三疋、或は五六疋づゝ、飼置て田畑をすかせ、材木をひかせ薪をつけ、都て作物を取入るゝにも、悉牛に附運びて人力の助とす、牛は太くたくましふして、長門の牛にもおとらず、又おのづから山に育つ山牛多し、民家の飼牛不足なる時は、此山牛を狩捕て飼ふ、

〔蝦夷國風俗記一〕牛馬之事

松前所在島一圓は、牛馬を飼て野放しにかひ置なり、〈中略〉扨又牛は松前ゟより錢龜澤といふ處に少々あり、後々は漸々と殖べき勢ひなり、

○按ズルニ、牧牛ノ事ハ、地部牧篇ニ載ス、

牛飼養法

〔令義解　三田〕凡畿內置官田、謂畿者、堰也、言王畿之內、大和攝津各卅町、河內山背各廿町、每二町配牛一頭、其牛令一戶養二頭、謂養牛之戶、免其雜徭也、謂中々以上戶、

〔延喜式　四十八左右馬〕凡細馬十疋、中馬五十疋、下馬廿疋、牛五頭、○中略其飼秣者、○中略下馬及牛不須、○中略凡馬牛分充衞府者、○中略左衞門牛四頭、其穩飼充秣草、牛亦充草、

牛小屋

〔吾妻鏡　十一〕建久二年十月一日丙子、爲佐々木三郞盛綱、宮六傔仗國平等沙汰、自奧州幷越後國召進駿牛十五頭、今日有御覽、是法住寺殿、義仲叛逆之時、惡徒亂入、又文治元年地震悉頹傾之間、爲關東御沙汰、被加修理、爲被立其牛屋也、

〔江戶名所圖會　一〕牛小屋　牛町○芝高輪にあり、延寶江戶圖に、此地を牛の尻と云とあり、牛を畜する家多く、牛の數一千疋に餘れり、養ふ處の牛、額小く其角後に靡きたるを藪覆(やぶくゞり)と號けて上品なり、都て牛は行事正しく殊に早し、形婉にして精氣撓ず、力量勝たるに、轅をかけ、重を乘せて遠きに運ぶ、人の用を助る事、其功誠に少からず、古は淀、鳥羽にのみありて、都の外には牛車なかりしに、御入國の頃より許宥ありて、江府にも是を用ゆる事となれり、餘は駿河にあるのみにて、唯此三ヶ所に限れりとぞ、

駿牛

〔駿牛繪詞〕又問云、牛にさま〴〵の名をつけらるゝ事、いづれの頃よりか出來たるぞや、答云、○中略我朝には甲斐國より聖德太子に奉りける龍馬は、黑駒とて、別の異名はははべらざりけり、又江談とて、江中納言おほせられたる事をしるされたるには、日本の名物どもの中に、馬はおほく見え、牛は見え侍らぬとかや、但ざい中將殿とて、やさしき人のためしに申傳へたるは、平城天皇の御子なにがしの親王とかやの御息、皇孫とてもてなし申されて、仁明天皇の御宇承和十四年正月、藏人頭になり給ひて、おなじ二月、春日まつりの使にたゝれしに、公家よりびりやうの御車に、角白と申御牛をかけて下されけり、さればかの角白や、此の國の牛の名のはじめにてはべらむ、さてその中げんの事は、しりはべらず、後白河院猿丸、後鳥羽院師子丸、香象、漆黑など、その影をうつ

されて、鳥羽殿の寶藏におさめられ侍とぞうけ給はる、後嵯峨院の御代よりの牛、洛中に名あるほどの牛、いくらか見をよび侍つらむ、すぎぬるかたは、次第にわすれ侍れども、おもひ出すにしたがひてかたり申べし、又ことになをえたる牛どもは、所々に影にかきとゞめたる事おほくはべり、なにの要なき事にて侍れども、小童部よりふかく思ひそめにしほどに、上らうの御あたりに見をよびはべりしを、所望してとりをきたるが侍し、もとめ出て見せ奉らむとて、後日にをくりたびたりしを、少々寫しとゞめたるかくなん、

猿 筑紫牛　後白河院御牛、鳥羽殿へ御幸に羅城門の前よりかけらるゝに、彼御所の門まで歩足なくをどり侍ける駿牛也、

香象 筑紫牛　以下後鳥羽院御牛也、

獅子丸 越前牛　もと尊長法印牛、彼法印兩度車を破て落車す、名譽の駿牛なり、

湊黒　以上四頭、勝光明院寶藏本之由有其說、

新大納言　伊良禮子 出雲牛　小額 筑紫牛　御室御牛　傳法院寶螺丸 越前牛　荒鳥 筑紫牛　歷牽 越前牛　已上五頭、左中將實忠朝臣筆、

織木 筑紫牛　山口 但馬牛　玉箒 越前牛　松谷樹 筑紫牛　以上四頭、仙洞筆、

牛玉 筑紫牛　常盤井入道相國、仙洞に進せらる、

引水 御厨牛　同前

下帷 筑紫牛　雨雲 越前牛　教朝朝臣牛、仙洞へめさる、勢大になりよき逸物也、

小角 筑紫牛　若宮別當實清法印牛、仙洞へ進、容儀ことにすぐれたり、ちいさき角のおひめぐりて、目のしりにさゝへ侍し程に、度々さきをきられしなり、

長頭巾 越前牛　教朝朝臣の牛、女院へめさる、ながき角のさがりてうしろへまがりて、角顏あり

がたき牛の、心すぐれたる逸物也、

○丁子染 越前牛　北山入道大相國、仙洞へ進せらる、此牛本國にて、やぶさめかさかけに、馬のごとく乘用し侍けるに、すぐれたる走りにて侍ける、角のさきをきり侍りしを、後につくりあはせられしかども、ふつゝかにて見にくゝ、こそ侍しか、ありがたき牛也、

○足白 丹波牛　持衡朝臣牛、北山入道相國、仙洞に進せらる、

○宇和末濃　北山入道大相國、仙洞に進せらる、

○文字鳥 筑紫牛　一條大納言公勝卿牛、仙洞にめさる、異賊がために筑紫牛まれなりし程、この牛逸物にて出來侍しは、めづらしき事にてはべりき、

○臥猪 相見牛　同大納言牛、仙洞へめさる、勢大きに心はやき逸物也、

此兩頭撿非違使宗村法師是を飼いたす

○初花 丹波牛　妙觀院經海僧正牛、仙洞へめさる彌松丸、龜山殿にて、東の四足より東西の上中門、すべて三門をひ入て、勅祿にあづかりける駿牛也、あまりにつよくふるまひけるほどに、西中門の砌下の石輪にあたりて、車くだけたりしは、其まゝにて、いまに彼御所に殘りはべりけるとぞ、

○花菖蒲 但馬牛　威德寺實寶僧正牛、仙洞へめさる、勢ちいさくなりよく、心又逸物なり、

○池尻 大和牛　持衡朝臣牛、仙洞へめさる、

○方丈 丹波牛　六條院長老牛、仙洞にめさる、角頭眼すぐれたり、又きつきの骨、左右へいでたる事、普通のうしにこえたり、尾毛ながくおほし、振まひことなる逸物なり、

○夜叉天 周防牛　毘沙門堂實超僧正牛、女院へめさるゝ、かゝるところ、すまひ、またすこし物におどろくくせあり、

○黒栗○（越前牛）　四辻經豪法印牛、女院へめさる、

○椙村○（椙村一本作二村林一）（大和牛）　高倉二位（公兼卿）牛、暫仙洞へめさる、遣手をわきへいれず侍しを、彌松丸祭御幸還御に、左右殊にふかく入て、雨皮つけに付て、しづかにあゆませて侍し駿牛なり、

○諸鬘○（筑紫牛）　任寛法印牛、仙洞へめさる、此牛前のえだはりてながほそく、すべてなりおもふやうならず、目の前に、獅子の眉の如き完あり、腹あしくてをどりをこのむ、

○唐庇○（牛名）　安嘉門院の御牛、北白川そだちなり、所生のはじめより、さまざまにいたはりたてられしかば、勢もおほきに、容儀もたぐひなき程の上牛也、女院御秘藏の次第のべつくしがたきもの也、眞影を花幔にうつされて、清凉寺の本尊の帳にかけていまにあり、

土用鶴丸（牛飼名○土用鶴丸牛上恐脱二牛名一）

○岩山○（牛名）　座王丸（敦朝牛飼）　敦朝朝臣牛、後嵯峨院へめさる、勢大なる逸物也、

○鷹法師○　鷹王丸

○三色○（牛名）　堀川大相國（于レ時春宮大夫）牛、仙洞へ進せらる、

○唐柑子○　伏見宴遍僧正牛、仙洞へめさる、万里小路殿より常盤井亭へ御幸はじめにめされ侍しを、賽王丸仕まつりて、御車のくび木を引きらす、勢ことにちいさく、心ことなる駿牛也、

○荒屋○　彌禪師丸　善勝寺大納言（隆顯卿）牛なり、龜山院御脱屣のはじめこれをめさる、

○頸上○（筑紫牛）　萱王丸

○難波津○　乙王丸

○大袖○（丹波牛）　六王丸　前藤大納言（爲世卿）牛、しばらく伏見院にめしをかる、勢ちいさき牛の心こ、とにわきかへりたる逸物也、

○鵠　小鷹丸　室町院御牛、被レ進二後深草院一、弘安二年六月三日、仁和寺宮御受戒のとき、後深草院龜

山院、兩院、一條御棧敷にて御見物、還御の時、小鷹深草院の御遣手にて、此御牛をつかふまつり侍き、諸人目をおどろかし侍しなり、

角總。河内牛　七王丸

夏引。御厩牛、一名長黑、　彌王丸

常盤井入道大相國、仙洞へ進せらる、勢大に、なりすがた美しく、身まろくながくて、深山の骨そばよりはたかく見え、前よりは、掌をあはせたる如くにうすく、木つきの骨、左右へさしはりて三角にみえたり、あゆみをどり、たゞひ少き車引の逸物なり、後には女院に進せらる、

虎丸。同牛名　子細さきのごとし、勢大きにふとくあつく、完かたく、力つよく、大かた心に和讒ある逸物なり、　高倉宰相茂通卿、賀茂祭近衛使にて花山院より出立侍りしに、かざり車にかく、西の四足の内より出て北へ向てをどる、彌王如木して是に付てはしりて、ことゆへなくわたし侍りしこそ、いとめづらかなる事にて侍りしか、是もはじめ仙洞、後には女院へ進せらる、

薄彩色。河内牛　彌松丸　女院ちかごろたぐひなく御秘藏あり、そのあいだの子細つぶさにのべがたし、大方そのふるまひありがたく侍りき、彌松丸がほか、つゐにこれをやらせられず、

大黑。越前牛　彌一丸　女院より大覺寺殿へ進せらる、大きなる牛の容儀よく進退ある逸物なり、

武藏野。筑紫牛　彌鷹丸　實淵僧正牛、女院へめさる、をどりてとゞまらぬ駿牛なり、うす色、むさし野とて一雙に申侍き、

岩波。大和牛、本名伊和野邊、　彌六丸　左中將爲道朝臣牛、女院へめさる、ことなる逸物なり、車にて餘にかしらの高く侍と難ありき、

雁。越前牛　彌石丸　任寛法印牛、仙洞へめさる、勢大に容儀すぐれたる牛也、をどりを好みてや

牛病

すくとゞまらず、

横。笛。御厩牛　彌孫丸　北山入道相國牛、龜山院へ進せらる、大なるうしの容儀よく心はやくたぐひなき駿牛なり、

八。幡。末。濃。[illegible]牛　松一丸　尙清法印仙洞に進、毛色めづらしう勢大に心ある逸物なり、

松。風。大和牛　彌壹丸　朝忠朝臣牛、仙洞へめさる、庭にて殊に愛あり、

大。笛。　松有丸　妙法院僧正牛、仙洞へめさる、大なる牛の力ありて、こゝろはやりたる逸物なり、庭にても車にても、こまやかにけふあるさまに見えはべらず、

〔本朝食鑑　十一獸〕牛〇中略

集解〇中略俗呼牛之病曰多智、按宜作立字、古曰、馬病則臥、牛病則立、此之謂乎、或牛有病、而傳染流行、一村一鄕所患一般、竟及一國一天下、恰如人之疫癘、故號牛。疫。、而多斃、是時令之運歟、土地其然歟、江東牛不多、而有此疫者鮮矣、

〔倭名類聚抄　十一牛馬病〕蹄蹁〇天文本作蹁、下同、　四聲字苑云、疾古叶反、與頰同、俗云、豆萬以利、牛蹄蹁病也、

〔箋注倭名類聚抄　七牛馬病〕山田本疾作疾、伊勢本作𤺋、下總本作𤺋、下總本牛下有馬字、伊勢廣本標目作蹁、那波本標目正文皆作蹁、蓋俗連蹄字、變水從足也、與玉篇訓蹁也蹁字自別、類聚名義抄亦作蹄蹁、彼所見本書不从足也、按說文、疾、病息也、徐音苦叶切、玉篇廣韻同、其謂漏蹄病爲疾者、蓋假借也、後從足作蹇、以別病息義、玉篇蹇、古洽苦洽二切、羊蹄疲疾、廣韻、蹇古洽切、蹇蹄足病、是也、而蹇字說文不載、又按、南史明山賓傳、牛患漏蹄、齊民要術有治牛漏蹄方、並謂是病也、四聲字苑尙用疾字、未失古也、

〔倭名類聚抄　十一牛馬病〕蛒蜶　說文云、蛒蜶各岳二音、和名久比、在牛馬皮中虫也、

〔箋注倭名類聚抄　七牛馬病〕原書虫部作蟲在牛馬皮中者、玉篇、蛒蜶、牛馬皮中蟲也、與此略似、爾雅釋

牛事蹟

文引字林云、蛤蜒似蟻、

〔紀勢和州御領分記〕牛買代

一紀州勢州在々ニ而、牛疫病はやり、牛數多落候所々は、其段願出、牛壹疋ニ付、勢州は金壹兩、紀州は銀八拾目宛借渡、三年賦ゟ段々取立申候、

〔日本靈異記上〕僧用涌湯之分薪而與他牛役之示奇表緣第廿

尺惠勝者、延興寺之沙門也、法師平生時、涌湯分薪、誂一束與他而死、其寺有一牸、而生犢子、長大之後、駕車載薪无懟、所駈控車入寺、時不知僧過寺門曰、惠勝法師者、炎經雖能讀、而不能引車、牛聞之流涙、長息忽而死、將牛之人嘖其僧言、汝呪牛殺、捉之由官、官將問狀、請僧見之、面姿奇貴、身體姝妙而遜、實嘿居於淨屋、召請繪師言、如彼法師之容不誤繪之持來、繪師等奉詔、繪持進之於官、官見之、皆觀音并之像也、彼師忽然不覩焉、諒委觀音所示更不應疑、事所迫飢雖食沙土、謹不用食常住僧物、所以大方等經云、四重五逆、我亦能救、盜僧物者、我所不救者、其斯謂之矣、

〔日本靈異記中〕己作寺用其寺物作牛役緣第九

大伴赤麻呂者、武藏國多磨郡大領也、以天平勝寶元年己丑冬十二月十九日死、以二年庚寅夏五月七日生黑斑犢、自負碑文矣、探之斑文謂、赤麻呂者擅於己所造寺而隨恣心借用寺物、未報納之死亡焉、爲償此物、故受牛身者也、於玆諸眷屬及同僚發慚愧心而懷无極、謂作罪可恐、豈應无報矣、此事可報季葉楷模、故以同年六月一日傳乎諸人矣、冀无慙愧者、覽乎斯錄、改心行善、事飢苦所迫飲銅湯、而不食寺物、古人諺曰、現在甘露未來鐵丸者、其斯謂之矣、誠知非无因果不怖愼歟、所以大集經云、盜僧物者、罪過於五逆云々、

〔續日本後紀十八仁明〕嘉祥元年八月甲辰、紀伊國言、牛一產三頭牛、

〔今昔物語十四〕令誦方廣經知父成牛語第三十七

今昔、大和ノ國添上ノ郡山村ノ里ニ住ケル人有ケリ、十二月ニ方廣經ヲ令轉讀メテ、前ノ世ノ罪ヲ懺悔セムト思テ、僧ヲ請ゼムガ爲ニ使ヲ遣ル、使問テ云ク、何レノ寺ノ僧ヲ可請キト、主ノ云ク、其ノ寺ト不撰ズ、唯值ハムニ隨テ可請シト、使主ノ云フニ隨テ出デヽ行クニ、道ニ一人ノ僧值ヘリ、其レヲ請ジテ家ニ將行、家主心ヲ至テ供養ス、其ノ夜僧其ノ家ニ宿ス、家主衾ヲ持來テ僧ニ覆フ、僧此ノ衾ヲ見テ極テ用ニ思テ、心ノ内ニ思フ樣、明日定メテ布施ヲ令得メムトス、其レヲ不得ズシテ、唯此ノ衾ヲ盜テ、今夜ヒ逃ナムト思テ、夜半ニ人ノ无キ隙ヲ量テ、衾ヲ取テ出ヅル程ニ、音有テ云ク、其ノ衾盜ム事无カレト、僧此レヲ聞テ大ニ驚テ、竊ニ出ルト思ヒツルニ、人ノ見ケルヲ不知ズシテ、誰ガ云ヒツル事ゾト思テ、立留テ音ノ有ツル方ヲ伺ヒ見ルニ、人不見ズ、唯一ノ牛有リ、僧此ノ音ニ恐レテ返リ留リヌ、情ラ思フニ、牛ノ可云キニ非ずバ、怪ビ思ヒ乍ラ寢ヌ、其ノ夜ノ夢ニ、僧牛ノ邊ニ寄タルニ、牛ノ云ク、我レハ此レ此ノ家ノ主ノ父也、前生ニ人ニ與ヘムガ爲ニ不告ズシテ、子ノ稻ヲ十束取レリ、今其ノ罪ニ依テ牛ノ身ヲ受テ此ノ業ヲ償フ也、汝ハ此レ出家ノ人也、何ゾ輙ク衾ヲ盜テ出ル、若シ其ノ虛實ヲ知ラムト思ハヾ、我ガ爲ニ座ヲ儲ケロ、我レ其ノ座ニ登ラバ、卽チ父ト可知シト云フト見テ夢覺ヌ、僧驚ヂ思テ明ル朝ニ人ヲ去テ、家主ヲ呼テ夢ノ告ヲ語ル、家主悲テ牛ノ邊ニ寄テ藁ノ座ヲ敷テ云ク、牛實ノ我ガ父ニ在サバ、此ノ座ニ登リ給ヘト、牛卽チ膝ヲ屈テ藁ノ座ニ登リ座シヌ、家主此ヲ見テ音ヲ擧テ泣キ悲テ云ク、牛實ノ我ガ父ニ在シケリ、速ニ前ノ世ノ罪ヲ免シ奉ル、亦年來不知シテ仕ヒ奉ツル罪ヲ免シ給ヘト、牛此レヲ聞キ畢テ、其ノ日ノ申ノ時ニ至テ淚ヲ流テ死ヌ、其ノ後家主泣々ク夜前覆ヘル所ノ衾、及ビ餘ノ財物ヲ僧ニ與フ、亦其ノ父ノ爲ニ□修シケリ、僧衾ヲ盜テ去マシカバ、此ノ世ニモ後ノ世ニモ惡シカリナマシトゾ心ノ内ニ思ヒケル、僧ノ語ルヲ聞キ繼テ、此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十九〕母牛實殺復語第三十八

今昔、奈良ノ西ノ京邊ニ住ケル下衆ノ、農業ノ爲ニ家ニ特牛ヲ飼ケルガ子ヲ一ツ持タリケルヲ、秋比田居ニ放タリケルニ、定マリテ、夕サリハ小童部行テ追入レケル事ヲ、家主モ小童部モ皆忘レテ不追入ザリケレバ、其ノ牛子ヲ具シテ田居ニ食行ケル程ニ、夕暮方ニ大キナル狼一ツ出來テ、此ノ牛ノ子ヲ咋ハムトテ付テ廻リ行ケルニ、母牛子ヲ悲ムガ故ニ、狼ノ廻ルニ付テ、子ヲ不咋セジト思テ、狼ニ向テ防ギ廻ケル程ニ、狼片岸ノ築垣ノ樣ナルガ有ケル所ヲ後ニシテ廻ケル間ニ、母牛狼ニ向樣ニテ、俄ニハタト寄テ突ケレバ、狼其ノ岸ニ仰樣ニ腹ヲ被突付ニケレバ、否不動デ有ケルニ、母牛ハ放ツル物ナラバ、我ハ被咋殺ナムズト思ケルニ、力ヲ發シテ後足ヲ強ク踏張テ、強ク突カヘタリケル程ニ、狼ハ否不堪ズシテ死ニケリ、牛其レヲモ不知ズシテ、狼ハ未ダ生タルトヤ思ヒケム、突ヘ乍ラ終夜秋ノ夜ノ永キニナム踏張テ立テリケレバ、子ハ傍ニ立テナム泣ケル、此ヲ牛主ノ隣也ケル小童部、其レモ亦牛追入レムトテ田ニ行ダリケルガ、狼ノ牛ヲ廻行ケルマデハ見ケレドモ、幼キ奴ニテ日ノ暮ニケレバ、牛ヲ追テ家ニ返來タリケレドモ、此モ彼モ不云デ有ケルニ、彼ノ牛主ノ夜睦テ夜牛ヲ不追入ザリケル其ノ牛ハ、食ヤ失ヌラムト云ケル時ニゾ、隣ノ小童部、御牛ハ夜前然々ノ處ニテコソ狼ノ廻リ行シカト云ケレバ、牛主聞驚テ迷ヒ騒テ行テ見ケレバ、牛大キナル狼ヲ片岸ニ突付テ不動デ立テリ、子ハ傍ニ泣テ臥セリ、牛主ノ來レルヲ見テ、其ノ時ニナム狼ヲ放タリケレバ、狼ハ死テ皆□テナム有ケル、主此ヲ見テ奇異ト思ケルニ、夜前狼ノ來テハ咋ムトシケルヲ、此ク突付タリケルニ、放テバ被殺ナムト思テ、終夜不放ザリケル也ナリト心得テ、牛ヲナム極ク賢カリケル奴カナト讃メテ、具シテ家ニ返ニケリ、然レバ獸ナレドモ魂有リ、賢キ奴ツハ此ゾ有ケル、此レハ正シク其ノ邊ナル者ノ聞繼テ、此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕御室殿○藤原道長、儀同三司○藤原伊周の御車に乘り具し給ひて御ありきありけ

るに、辻をかいまはりける所を牛殊によく引たりければ、御堂殿感せさせ給ひて、此牛はいづくより出來たりけるぞと尋申されければ、儀同三司これは祇園へ人の誦經に參らせたりけるを、人のたびたると答へ申されければ、御堂おどろかせ給ひて御車をめしよせてぞ、べちに歸らせ給ひける、神物を恐れさせ給ひける故なり、

〔百練抄 四後一條〕治安元年十一月、運關寺材木牛、爲迦葉佛化身之由、依人々夢想、欲斃去之日、入道大相國、〇藤原道長幷禪定准后〇道長室倫子擧子息參向拜之、

〔今昔物語 十二〕關寺駈牛化迦葉佛語第廿四

今昔、左衞門ノ大夫平ノ朝臣義淸ト云フ人有ケリ、其ノ父ハ中方ト云フ、越中ノ守ニテ有ケル時、其ノ國ヨリ黑キ牛一頭得タリ、中方年來此レニ乘テ行ク程ニ、淸水ニ相ヒ知レル僧ノ有ルニ、此ノ牛ヲ與ヘツ、其ノ淸水ノ僧、此ノ牛ヲ大津ニ有ル周防ノ掾正則ト云フ者ニ與ヘツ、而ル間關寺ニ住ム聖人ノ關寺ヲ修造スル間ニ、此ノ聖人雜役ノ空車ヲ持テ牛ノ无キヲ見テ、正則此ノ牛ヲ聖人ニ與ヘツ、聖人此ノ牛ヲ得テ喜テ車ニ懸テ、寺ノ修造ノ料ノ材木ヲ令引ム、材木皆引キ畢テ後ニ、三井寺ノ明尊前ノ大僧都〇都一本作正ニテ、夢ニ自ラ關寺ニ詣ヅ、一ノ黑キ牛有リ、堂ノ前ニ繫タリ、僧都此レハ何ゾノ牛ゾト問フニ、牛答テ云ク、我レハ此レ迦葉佛也、而ルニ此ノ關寺ノ佛法ヲ助ケムガ爲ニ、牛ト成テ來レル也ト云フト見ル程ニ夢覺ヌ、僧都此レヲ恠ムデ、明ル朝ニ弟子ノ僧一人ヲ以テ關寺ニ遣ル敎テ云ク、若シ寺ノ材木引ク黑キ牛ヤ其ノ寺ニ有ルト問テ來レト、僧關寺ニ行テ卽チ返來テ云ク、黑キ大ナル牛ノ角少シ平ミタル、聖人ノ房ノ傍ニ立タリ、此レハ何ゾノ牛ゾト問ヘバ、聖人ノ云ク、此寺ノ材木引ムガ爲ニ儲タル牛也ト、僧返テ其ノ由ヲ僧都ニ申ス、僧都此ヲ聞テ驚キ貴ミテ、三井寺ヨリ多ノ止事无キ僧共ヲ引將テ、步行ニテ關寺ニ詣テ、先ヅ牛ヲ尋ルニ牛不見エズ、牛何ニゾト問ヘバ、聖人飼ハムガ爲ニ山ノ方ヘ遣シツ、速ニ取リニ可遣

シト云テ童ヲ遣リツ、牛童ニ違テ堂ノ後ノ方ニ下リ來レリ、僧都取テ將來レト宣フ程ニ、牛不被取ズ、僧都心敬ヒ貴テ云ク、速ニ不可取ズ、只離レテ行キ給ハムヲ可禮キ也トテ、恭敬禮拜スル事无限シ、他ノ僧共モ皆禮拜ス、其ノ時ニ牛堂ヲ右ニ三匝廻テ、庭ニ佛ノ御前ニ向テ臥シヌ、僧都ヨリ始メテ此ンヲ見テ佛ヲ三匝廻ル、此レ希有ノ事也ト云テ彌ヨ貴ブ、其ノ中ニ聖人達タル僧共ハ皆泣キヌ、如此クシテ僧都返ヌ、其ノ後此ノ事世ニ廣ク聞エテ、京中ノ人首ヲ擧テ不詣ズト云フ事无シ、入道大相國ヨリ始メ奉テ、公卿殿上人皆不詣ヌ人无シ、而ルニ小野ノ宮ノ實資ノ右大臣ノミゾ不參給ザリケル、閑院太政大臣公季ト申ス人參給テ、下人共ノ遣ラム方无ク多カリケレバ、車ヨリ下テ入ラムガ、頗輕々ニ思エ給ヒケレバ、車ニ乍乘ラ牛屋ノ程近ク車ヲ引キ寄セタルニ、此ノ牛寺ノ内ニ車ニ乍乘ラ入給ヘルヲ、罪得ガマシクヤ思エケム、俄ニ索ヲ引切テ山様ニ逃ゲ去ヌ、太政大臣此レヲ見給テ下居テ云ク、乍乘ヲ入ツルヲ无禮也ト思テ、此ノ牛ノ逃ヌル也ト、悔イ悲ビテ泣キ給フ事无限シ、其ノ時ニカク懺悔シ給フヲ哀レトヤ思ヒケム、牛漸ク山ヨリ下來テ牛屋ノ内ニ臥ヌ、其ノ時ニ太政大臣草ヲ取テ牛ニ含メ給フニ、牛殊ニ草モ不食テ臥タル心地ニ此ノ草ヲ含メバ、太政大臣襧ノ袖ヲ面ニ塞テ泣キ給フ事无限シ、見ル人モ皆貴ガリテ泣キヌ、女房ハ鷹司殿關白殿ノ北ノ方皆參リ給ヘリ、如此四五日ノ間首ヲ擧テ諸ノ上中下ノ人參リ集ル程ニ、聖人ノ夢ニ此ノ牛告テ云ク、我レ此ノ寺ノ事勤畢ヌ、今ハ明後日ノ夕方歸ナムトスト云フト見テ、夢覺テ泣キ悲テ、三井寺ノ僧都ノ許ニ詣テ此ノ由ヲ告グ、僧都ノ云ク、此ノ寺ニモ而ル夢見テ語人有リツ、哀ナル事カナトテ泣々ク貴ブ、其ノ時ニ此ノ事ヲ諸ノ人聞キ繼テ、彌ヨ詣ル事道隙无シ、其ノ日ニ成テ山三井寺ノ人參リ集リ、阿彌陀經ヲ、讀ム事山ヲ響カス、昔ノ沙羅林ノ儀式被思出テ悲キ事无限シ、漸ク夕晩方ニ至ル間ニ、牛露泥ム氣色无シ、此ノ參リ合ヘル中ニモ邪見ナル者共、牛不死デ止ナムズルナメリ、ト云ヒ嘲ル、而ル間漸ク晩方ニ成ル程ニ、臥タル

牛立走テ堂ニ詣テ三匝廻ルニ、二度ニ成ルニ忽ニ苦ブ氣色有テ、臥テハ起ク、如此ク兩三度シテ三匝ヲ廻リ畢テ後ニ、牛屋ニ返リ至テ枕ヲ北ニシテ臥シヌ、四ノ足ヲ指シ延ベテ寢入ルガ如クシテ死ヌ、其ノ時ニ參リ集レル、若干ノ上中下ノ道俗男女、音ヲ擧テ泣キ合ヘリ、阿彌陀經ヲ讀ミ念佛ヲ唱ル事无限シ、人皆返ヌレバ、牛ヲバ牛屋ノ上ノ方ニ少シ登テ土葬ニシツ、其ノ上ニ卒都婆ヲ起テ釘拔ヲ差セリ、夏ノ事ナレバ土葬也ト云ヘドモ、少モ香可有キニ、露其臭キ香无シ、其後七日毎ニ佛經ヲ供養ス、七々日、若ハ明ル年ノ其ノ日ニ至ルマデ、諸ノ人皆取々ニ佛事ヲ行フ、下〇略

〔日本紀略十三後一條〕萬壽二年五月十七日戊戌、入道大相國〇藤原道長向關寺給、彼牛稱迦葉佛所化云々、
廿三日甲辰、右大臣〇藤原實資向關寺給、

〇按ズルニ、本書印本頭書ニ牛佛讃、又見略記〇扶桑及百練抄、榮花物語峯之月卷、今昔物語、古事談等、廣道曰、是與據駿牛畫詞僞作淸涼寺牛皮華鬘緣起相類也、浮屠氏欺愚俗、固不足論也、大臣而信街談巷說、可勝歎哉、トアリ、

〔榮花物語二十五峯の月〕この比〇萬壽二年五月きけばあふさかのあなたに、せきでらといふ所に、うし佛あらはれ給て、よろづの人まいりみたてまつる、年比この寺におほきなる御だうたてゝ、彌勒をつくりすゑたてまつりける、くれえもいはぬ大木どもを、たゞ此うし一してはこびあぐることをしけり、あはれなるうしとのみ、御寺のひじりおもひいたりける程に、てらのあたりにすむ人かりて、あすつかはんとておきたりける夜の夢に、我はかせう佛なり、此寺の佛をつくり堂をたてさせんとて、年ごろするにこそあれ、たゞ人はいかでかつかふべきと見たりければ、おきてかうかう夢をみつるといひて、おがみさはぐ也けり、牛もさやにて黑くて、さゝやかにおかしげにぞありける、つながねどゆきさる事もなく、例の牛の心ざまにもにざりけり、入道どの〇藤原道長をはじ

めたてまつりて、世中におはしける人まいらぬなく參りこみ、よろづの物をぞたてまつりける、たゞみかど、春宮、宮々ぞみおはしまさゞりける、この牛ぼとけなにとなく心ちなやましげにおはしければ、とくうせ給べきとて、かく人まいりこみて、このひじりはゑいざうをかゝむとていそぎけり、かゝる程に、にしの京に、いとたうとくおこなふひじりのゆめにみえたるかせう佛だうにねはんのだんなり、ちさたうとくけちえんせよとぞみえたりければ、いとゞ人々まゐりこむ人もあり、いづみ、

きゝしよりうしにこゝろをかけながらまたこそこえねあふさかのせき、人々あまたきこゆれど、おなじ事なればかゝず、日ごろこの御かたかゝせて六月二〇萬壽二年二日ぞ御まなこいれんとしける程に、その日になりて、この御堂を此牛みめぐりありきて、もとの所にかへりきて、やがてしにけり、これあはれにめでたきことなりかし、御かたに眼いれけるをりぞはて給にける、ひじりいみじくなきて、やがてそこにうづみて念佛して、七日々々に經佛供養しけり、後にこのかきし御かたを、內一〇後一條にも宮〇上東門院にもおがませ給ける、かゝることこそありけれ、まことのかせう佛、このおなじ日ぞかくれ給ける、いまは此寺の彌勒供養せられ給、この聖もいそぎけり、車をたれもたれもとりてまいりける中に、まいらぬ人などありければ、それは罪ふかきにやなどぞさだめける、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕近江國高島郡に、平等院河上庄といふ所に、武藏阿闍梨勝覺といふ僧あり、くだんの勝覺が父家にかひける牛、夜每に必うめく事侍けり、其うめきごゑたゞにあらで、物を云やうに聞えければ、人あやしみて、耳をたてゝ聞ければ、阿彌陀經になんきゝなしてけり、若ひが聞かと、人をかへてきかするに、皆同じさまにきくうめきはじむるよりこゑをあはせてあみだ經をよむに、首尾あひかなひてはてけり、必夜に一度かくうめきける、先生のあみだ經の持者

鬪牛

の畜生道に入にけるにや、あはれなる事なり、

〔東大寺造立供養記〕抑天下亂逆當初、平大臣宗盛之牛、自然出來也、形體殊好、勢力無雙也、或引樹木、或叶雜事、實是牛王也、非普通牛、又有貴德也、瘧病者祈禱其牛、卽得平愈、經十有餘年之後斃矣、爲之築墓立卒都婆、以其皮張大鼓、云生時、云死皮、〇皮恐疲誤旁叶寺用也、

〔西遊記續編 三〕牛合(うしあはせ)

薩摩鹿野谷といふ所には、牛合といふ遊びあり、上方の鷄合せのごとし、牛を雙方より出して戰はしめて見物する事なり、甚だ猛勢なるものなり、よくつき合ふものとぞ、もし退ぞかずして難義に及ぶ時は、竹箒を其中に入るれば、忽ち左右へわかれ離る、外のものにて分んとすれば、いよいよ勢ひ付き、多く疵付死する事もあり、斯猛勢なるものといへども、唯眼を用心する事甚だし、竹箒の和らかなるが、目のあたりにさへぎれば、力業にあらそひがたく引退くとぞ、是も上方には珍らしき遊びなり、唐土には鬪牛とて牛を突合せて遊ぶ事見へたり、唐近き國なれば其風なりけらし、

〔南總里見八犬傳 七輯 七〕第七十三回 仇を謀て奈四郎頭顱を喪ふ 客を留て次團太鬪牛に誇る

次團太歡びて、扇を笏に物々しくうち咳きつゝ、講ずらく、抑越後州古志郡なる二十村は、東山邊の總名にて實は二十六村あり、そが屬村を相加えて、細かにこれを數れば、五十个村にも及ぶとなん、然れば這二十村なる、荒屋、逃入、虛木の三个村、合保の鎭守の神を、十二大權現と齋稱へて、各各その村落に神社あり、この神の祭祀と倡へて、年の三月四月の間、宿雪の消果る遲速によりて、定日なく、又定りたる地所もあらねど、大約寅か申の日に當る吉日を卜定めて、里人鬪牛を興行す、これを地方の俚語に牛の角突と呼做したり、この事いづれのおん時より、當郡にのみあることやらん、昔より今に至て、こゝに斷絕あらずといへども、よくその始をいふものなし、〇中略然程

牛利用

に鬪牛の時刻にもなりければ、村人各〻彼此に、繫置たる牛共を、漸々に牽もて出して、迭に勝負を決せしむ、その事の爲體、今の相撲の土苞、、入、攏組といふものに異ならず、且その牛と牛とを鬪するとき、東は某村のム右衞門、西は甲村の乙兵衞と呼はり名告て、看官にこれを知しむ、初は形體巨大からず、膂力飽まで猛からざる牛をもてこれを鬪し、中は大ならず、又小ならず、強からず、弱からぬ、前頭たる牛を鬪し、後は大關小結と唱らるゝ大牛の、強勢なるを鬪すること、亦是今の相撲の如し、既にして一番二番と、勝負を爭ふものを觀るに、且東西より牛主、各一頭を牽もて出して、牛と牛と相距ゑむること、その間若干丈、力士等牛縻を解放てば、雙方齊一奔蒐りて角を突合するもあり、或は迭に疾視て、左右なくは蒐らず、相違ること數回にして、やうやく相近づくとき、突然として額を合し、角を騰て推すもあり、亦牛縻を解くとそが儘、一隻の角をもて、田を鋤き圃を打ごとく、大地を數間鑿り進みて、角を鬪する牛もあり、又敵を見て進み得ず、俄然として逃るもあれど大かたは牛縻を解くと、そが儘相進みて角を鬪する牛多かり、迭に膂力の捷れし牛は推戻し衝返され、漸に眼中含血て、朱を注ぎたるものゝ如く、全體より汗を流して、四箇の角を鬪する音、戞々として遠く聞えたり、掎角の勢ひ怕るべし、又手段ある強牛どちは、組では離れ、はなれては突く、その勢ひ迅速にて、もし殍て実外さば、忽地眉間を劈かれんと、見る目危く思ふものから、よく服煉して敓つことなし、就中大牛の膂力大象に敵するものは、角を以て投仆し、更に又角をもて突殺すべく見えたるとき、力士等群蒐推隔て、捷誇りたる牛を駐む、事及ずして挂ざれば、負牛は隝を突れて、矢庭に斃れざることなし、〇中略實に是北國中の無比名物、宇内の一大奇觀也、この牛の角突の事は、大圖太が物がたりの段よりこゝに至りて皆眞說也、〇下略

〔本朝食鑑十一獸〕牛訓宇之〇中略

膽〇黄牛尤貴 氣味古謂苦寒無毒、主治驚風、黄症、除熱、殺蟲、收癰鼠、

集解、造膽星法、臘月取黃牡牛膽汁、和生南星末、納入膽中、高懸風處乾之、年久不蛀者彌佳、
發明、古人用牛膽南星、治中風及小兒驚風、此是南星得牛膽、則不燥、故少毒多功、屢用無遺害、
。皮、集解、牛皮作車用造器、生乾則造木劒鐔、及用兵器、堅厚能拒刀劒箭砲之故也、熬則製阿膠、(詳見阿膠條)
。角、集解、牛角造器不好、若無水牛角、則代用、然劣水牛者甚遠矣、○(中略)

牛黃

集解、黃者牛之黃病也、雖有神牛四種黃之說、俱不足用之、大抵有黃之牛多病而易死、或疫癘之死牛皆有黃、在心及肝膽之間、故主心肝膽之病及中風入臟腑、或引血脈骨髓之風、往昔予(○平野必大)據宗澤時珍之說、教播州郡守而取病死牛之黃、後豫州郡守亦取之、俱得其眞、外面黃赤黑重疊成片、內有眞黃如黃蘗色、是不減於自華來者、入藥亦佳、予少時偶見江城官庫之牛黃如黃蘗色、以爲極眞、此昔自華來而貢獻於官府者也、然則播豫之產亦無疑乎、但恨世人泥神牛之說、不取病死之黃矣、

〔和漢三才圖會〕三十七畜牛○(中略)
凡牛角漁人以鉤鰹、東海多用之、牛皮可爲大鼓、或旋於履裏呼曰雪踏、民間每用之、其他爲器者多、古皮以可作阿膠、
牛黃(ごわう うしのたま)　丑寶　瞿盧折娜(釋典)　俗云宇之乃太末、○(中略)
按、俗間有牛寶、形如玉石、外面有毛、蓋此如狗寶、而鮓答之類、牛之病塊、與牛黃一類二種也、儈愚賣僧之輩爲靈物、或以重價索之、其惡甚哉、

〔重修本草綱目啓蒙〕三十三畜牛黃　ゴワウ(通名)　一名土精(外臺秘要)　西黃(黴瘡秘錄)　吐月華(證治準繩)　丑玄(萬病回春)　西牛黃(本經逢原)
古ヨリ牛黃ヲゴワウト讀ミ來ルハ、牛膝、牽牛ノ例ナリ、牛黃ハ舶來アリ、形小ク圓ニシテ木槵子(ムクロジ)ノ大サノ如シ、或ハ小ニシテ豆粒ノ如ク、蕎麥ノ如キアリ、色黃ナリ、破レバ內モ黃色ニシテ小白

點アリ、外ヨリ内マデ重疊シテ片ヲナスコト鮓答ノ如シ、輕虛ニシテ微香アリ、重キ者ハ下品ナリ、指甲ヲ措テ黃色ニ染マル者ヲ眞トス、蘇頌モ但措摩手甲上透甲黃者爲眞ト云、破テ色ハ黃ナレドモ片ヲ成サズ、體重クシテ白點香氣ナキモノハ猫黃ヲ用テ膠水ニ溲成シ僞ル者ナリ、本草原始ニ、眞者有實色有層次體輕微香透甲、僞者色黃無光彩體重ト云、本經逢原ニ、置舌上尤苦後甘、清涼透心者爲眞ト云リ、今和產アリ、亦用ベシ、藥舖ニテ眞ノ牛黃ト呼ブ、船來ヨリ大ニシテ一二寸ナル者モアリ、色微黑ヲ帶ル者モアリ、破レバ層次白點香氣アリテ輕ク、船來ニ異ナラズ、外ニ皮アリテ大小數箇ヲ包ム故圓アリ、扁アリ、稜アル者アリ、皆犢牛ノ心肝膽中ニアリ、和ニテハ死牛ヨリ取ル、ソノ初ハ皆黃水ニシテ乾テ塊ヲナスナリ、　本邦ニテ昔ヨリ牛ノ額上ヨリ出ル毛塊ヲ貴テ浮屠家ニ靈寶トス、ソノ形圓ニシテ大サ一寸餘、長毛塊ヲナシテ內ニ小硬心アリ、白色褐色數品アリ、牛ノ毛色ニ隨フ、コレヲウシノタマト呼ブ、轉ジテ牛王ト云、古來牛黃ヲウシノタマト訓ズ、故ニ世醫モ亦二名ノ同キニ惑ヒ、遂ニ毛塊ヲ認テ牛黃ト爲シ用ルモノアリ、甚誤レリ、其毛塊ハ牛贅ニシテ水牛ノ額ヨリ出テ落ルモノナリ、或ハソノ白色ナルヲ僞テ白狐ノタマト呼者アリ、又他獸ノ皮或ハ尾ヲ以テ僞造スルモアリ、又一種堅硬ニシテ無患子ヨリ稍大ナルアリ、又俗ニ民家ノ門上ノ牛玉寶命ト書スル符ヲ牛王ト云フ、此ハ本ソノ土地ノ神社ヨリ出ス符ナリ、故ニ生土寶印ト書スルヲ、今ハ多ク法華宗ノ寺院ヨリ此符ヲ出シ、誤テ牛玉寶命ト書ス、此ハ生字ノ下ノ一畫ヲ土ノ字ノ上ニ連ネテ牛玉ト爲シ、寶ノ字ノ下ニ人ノ字ヲ添テ命ト爲スナリ、コノ符ニ牛玉ノ字アル故ニ、寺院ニ牛贅ヲ寶トスルナリ、

〔令義解八廐牧〕凡官馬牛死者、各收皮腦角膽、謂腦者、馬腦也、膽者、牛膽也、此皆於所在、依處分用之也、若得牛黃者別進、謂不待處分、隨得即進、故云別進、

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

甲斐國(中略)牛皮三張〇中略　相摸國(中略)履牛皮十二枚〇中略　武藏國(中略)履料牛皮二枚〇中略　常陸國(中略)膠料牛皮九張〇中略、信濃國(中略)履牛皮三張〇中略　上野國(中略)履料牛皮廿張〇中略　下野國(中略)履料牛皮七張〇中略　越前國(中略)履料牛皮六張〇中略　加賀國(中略)履料牛皮二張〇中略　能登國(中略)履料牛皮四張〇中略　越中國(中略)履料牛皮四張〇中略　越後國(中略)履料牛皮八張〇中略　太宰府(中略)履料牛皮廿四張

〔延喜式三十七典藥〕凡味原牛牧死牛皮者、貢用寮修理料、但所貢得數、附年終帳申送之、

〔續日本紀一文武〕二年正月己巳、土左國獻牛黃、十一月乙酉、下總國獻牛黃、

〔續日本紀二十三淳仁〕天平寶字五年十月辛酉、仰東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海等道諸國、貢牛角七千八百隻、初高元度自唐歸日、唐帝語之曰、屬祿山亂離、兵器多亡、今欲作弓、交要牛角、聞道本國多有牛角、卿歸國、爲求使次相贈、故有此儲焉、

〔源平盛衰記二十九〕礪並山合戰事

木曾ハ礪並山黑坂ノ北ノ麓、埴生社八幡林ヨリ松永柳原ヲ後ニシテ、黑坂口ニ南ニ向テ陣ヲ取、平家ハ倶梨伽羅ガ峠、猿ノ馬場塔ノ橋ヨリ始テ、是モ黑坂口ニ進ミ下テ北ニ向テ陣ヲ取、〇中略木曾ハ追手ニ寄セケルガ、牛四五百匹取集テ、角ニ續松結付テ夜ノ深ルヲゾ相待ケル、去程ニ樋口次郎林富樫ヲ打具シテ、中山ヲ打上、葎原ヘ押寄セタリ、根井小彌太二千餘騎、今井四郎二千餘騎、小室太郎三千餘騎、巴女一千餘騎、五手ガ一手ニ寄合セ、一萬餘騎、北黑坂南黑坂引廻シ、時ヲ作、太鼓ヲ打、法螺ヲ吹、木本萱本ヲ打ハタメキ、蟇目鏑ヲ射上テトヾメキ懸タレバ、山彥答テ幾千萬ノ勢共覺エザリケルニ、木曾スハヤ搦手ハ廻シケル時ヲ合セヨトテ、四五百頭ノ牛ノ角ニ松明ヲ燃シテ平家ノ陣ヘ追入、胡頹子ノ木原、柳原、上野邊ニ扣ヘタル軍兵三萬餘騎、鬨ヲ合、喚叫黑坂表ヘ押寄ル、前後四萬餘騎ガ鬨、山モ崩、岩モ摧ラント悸シ、道ハ狹シ山ハ高シ、我先我先ト進ム兵ハ多シ、馬人共ニ壓ニ押レテ矢ヲハゲ弓ヲ引ニ及バズ、打物ハ鞘ハヅシ兼タリ、追手ハ搦手ニ押合セ

ント責上、搦手ハ追手ト一ニナランント喚叫ブ、

〔北條九代記〕八相模守時頼入道政務附青砥左衛門廉直

相州時頼ノ三島詣アリケルニ、藤綱生年二十八歳、忍ビテ供奉イタシ、下向道ニ趣キ給フ所ニ、人人ノ雜具ドモヲ牛ニトリツケテ、鎌倉ニ歸ルトテ、片瀬川ノ川中ニテ、此牛尿シケルヲ、藤綱申ケルハ、哀レ已ハ守殿ノ御佛事ノ風情シケル牛カナト打笑ヒテ通リケル、侍ドモ聞付テ、咎メ問シカバ、藤綱申スヤウ、サレバコソ、此比數日雨フラズ、田畠葉ヲカラシ、諸民ウエヲ悲シム所ニ、此牛尿ヲセバ、田畠ノ近キ所ニテモアラデ、川中ニテ捨流シツルコトヨ、

食牛

〔本朝食鑑十一獸〕牛〇中略

肉、氣味、古謂甘温無毒、牛病死者有大毒、令人生疔、牛自死者、或白首者、食之殺人、疥牛食之發痒、黄牛合猪肉黍米酒食、並生寸白蟲、合韮薤食令人熱病、合生姜食損齒、煮牛肉入杏仁蘆葉易爛相宜、必大(平野)按、疥牛未詳、然病牛歟、本邦俗謂疥癬牛者乎、主治、補氣益血、壯筋骨、強腰脚、令人肥健、諸虚百損無不用之、大補脾胃、以消逐於停痰積血、而無不周流、最畜中之上品也、發明、中華以牛爲大牲、爲大牢、天下日用之物雖嚴法不能禁也、本邦以牛爲穢物、爲温毒、自古社祠禁之、雖嚴法不好食也、凡華者在四方之中州、其人性壯實堅固、其所食者、非厚膩之肉味、則不能保養于內外、故用牛羊豕爲上饌也、本邦者居東方之海隅、其人性升騰浮揚、其所食者、非淡薄之味、則不能調護于上下、故用穀菽魚鳥爲常供也、然雖云沈實有時宜淡薄者、雖云升騰有時宜厚膩者、於是本邦之人亦有宜牛肉者、何稱穢物妄禁之、爲有神明之尤、可據法式之禁忌、惟惡皮膠之臊臭、皮膠臊臭而製藥造器、則無觸穢之理耳、予每思之、上古神明深愛國民、而懼夭扎瘢疾之害、永禁獸肉之肥厚、國民若犯之、則早遭瘡疔癩疥天疱厲風之淫毒而終命、必可待神靈之祟乎哉、

〔和漢三才圖會三十七畜〕牛〇中略

肉甘温　益氣養脾胃、補腰脚、煮之入杏仁蘆葉易爛相宜、其補氣與黄芪同功、黑牛白頭者、及自死牛、有大毒不可食、　惡馬食牛肉即

馴、亦物性也、(合韮薤食、令人熱病、合生薑食損齒、)

〔古語拾遺〕昔在神代、大地主神營田之日、以牛宍食田人、于時御歳神之子、至於其田、唾饗而還、以狀告父、御歳神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、

〔日本書紀神武三〕戊午年八月乙未、弟猾大設牛酒、以勞饗皇師焉、

〔古事記傳十九〕設牛酒と書れたるは、漢籍に倣へる潤色の文なり、我國にてこそ、かゝる饗などにも牛肉を主とはすれ、皇國にては、古も今もさらに無きことなり、天武天皇の御世に、牛馬肉を食ふことを禁められしは、やゝ後に民間などにては、食し者もありたらむ、上代にはさらにさることなし、縱ひ食し者は稀々ありしにもあれ、かゝる大御饗などに用ひしことは、決て無きことなり、ゆめ虛文にな惑ひそ、

〔日本書紀皇極二十四〕元年七月戊寅、群臣相語之曰、隨村々祝部所敎、或殺牛馬、祭諸社神、或頻移市、或禱河伯、既無所効、(○下略)

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁制殺牛用祭漢神事

右被右大臣宣偁、奉勅、如聞諸國百姓、殺牛用祭、宜嚴加禁制、莫令爲然、若有違犯、科爲殺牛罪、

延暦十年九月十六日

〔傍廂後篇〕以牛祭神

神祇正道に於ては、牛馬犬猿雞は人に畜はれ、人の用をなす故に、繼ぎて產死の穢あり、食料は甚しき穢惡なり、後漢書に以牛祭神とあり、廣州記に、殺牛取血、和泥塗石牛背祀とあり、これら神も異の神にあらず、牛馬も穢とせざるなり、天竺にては雨を祈るに、以牛糞塗場地、以牛乳酪食法師といへり、皇朝にては、甚しき穢として、いみさくる故に、牛肉を田人に食しめたる時に、御歳神い

かり給ひて、災ありし事、古語拾遺にあり、さるをいつの程にか、異國の風義うつりつらん、皇極天皇紀に、隨村々祝部所敎、或殺牛馬、祭諸神社云々、桓武天皇紀に、斷百姓殺牛用祭漢神云々、自然と悪風義うつりたるなり、

〔本朝食鑑 獸 十一〕牛闕字之〇中略

集解、牛者土畜也、有青黑黃赤白駁雜數色、食之者以黃爲上、其餘不宜用矣、本邦自古崇神祇、謂食六畜者稱穢忌、時乃不能到社祠而奉祀拜詣、若有犯之者必得祟、故上下甚惲之、牛鹿最爲重、猪豕犬羊之類亦皆是、或曰、牛者宜人、牛肉牛膽牛黃入藥、用牛皮作器用、爲阿膠入藥、造器雜工悉用之、其生者農耕運物及爲百官之乘、於是神祇之穢忌稍少矣、然穢人乞食之廢、以爲屠牛之業、而不列四民之席、則穢中之大穢乎、凡有官牛、市牛、農牛之分、官牛者天子三公之乘、及被免牛車之公卿乘之、天子皇后之牛車者舍人牽之、今內舍人之府爲總稱舍人、常耕食于洛之御菩薩(ミソロイケ)池、市原、鞍馬邊、以飼官牛、古者內舍人使居飼常養飼車牛于官厩所、其食糠菽藁草也、或古有乳牛院、在右近馬場之西、牧飼于乳牛小犢、乳牛者牝牛有子也、市牛者運轉于大家平生資給、及商賈日用之販蓄、其食者糠菽、或市中庖厨之雜穢汁也、農牛者牽犁鉏、負穀菽、載薪炭、以爲生計之資、

〔倭名類聚抄 毛群 十八〕嘷〇中略 唐韻云、吼(呼后反、字亦作吽呴、訓保由、)牛鳴也、

〔嬉遊笑覽 禽蟲 十二〕牛の聲をもう〱と聞ことは昔もかはらず、守武千句、けふもとはれず心もうもうことの葉をいひちがゆるはうしに似て、

〔駿牛繪詞〕重問云、牛をさかりにもてなさるゝ事は、いつごろよりの事にて侍りけるやらんといふ、答云、〇中略 これも上臈の仰られ侍しは、漢家には農耕のもとゝして、牛を車などにもちひることはいと侍らぬにや、本朝には仙洞の儀式は、白河鳥羽の御時よりこそはじまらせ給けれども、かの兩御代は猶こと幽玄にて、牛馬の御沙汰などまでは分明ならず、臣下の御中にはさる人々

もおはしましけるやらん、江中納言殿匡房御才覺、人より殊におはしましけるが、牛の事もはらさたし給ひけるとなん、さては後白河院御代こそ、よろづのみち〳〵はなやかなる御事にておはしましけるが、その御代には、池大納言（賴盛、平太政入道殿御をとゝ）、牛道よく知給たりければ、勅定によりて一卷の文をつくりて奏聞せられける、御牛童十王丸おなじくこの道をきはめ存知したりければ、十王丸が說とのせられたり、又堤大納言殿（朝方、冷泉中納言殿御息）、牛馬の道すぐれたる人にておはしましける、出雲國を知行し給けるに、牛相すべき樣など、當國へしるし下されたりけるをば、堤。大納。言。殿。牛。文。とて、今の世までも殘りとゞまりたるとぞうけ給はり及ぶ、ふるき名牛の類の中に、新大納言伊良薗子、（出雲牛云）これはもし彼亞相の御牛にやおぼつかなし、其後は後鳥羽院（八十二）御代、諸道を御輿行ありしかば、牛馬の御沙汰も、ことにはえある御事にて侍ける、王胤には冷泉宮（賴仁親王、小島宮と）申、ことに御このみありて、一卷の文をえらび給、これ小。島。宮。牛。文。とて世にとゞまり侍、執柄家には普賢寺禪定殿下（○藤原基通）なにごとにもくらからぬ御事にておはしましけるが、それこそ又うるはしく牛の髓腦をはしらせ給ひて、あるべき式まで御記にとゞまりたるとうけ給はりをよび侍しが、畫圖の御筆までもたぐひなき御事と聞えさせおはしましゝに、後京極攝政殿（○良經）又御才覺もめでたく、御手跡人よりことなる御事にておはしましけるが、御筆の自在に御意にまかせられけるあまりにや、御繪をぞあそばされ侍ける、さてぞ後京極殿御馬、普賢寺殿御牛とて、一雙の御事には申つたへて侍、卿相には、按察使中納言殿（光親、葉室中納言光雅息）、雲客には牛玉中將殿（御實名なにと申させ給ひしやらん、ゆゝしき達手也、）僧には二位法印御房（尊長、一條二位殿能保息）この道をこのみて、人々にあらそひ申されける紫野のかへり遊に申ける事に、法印御房がしきりに按察殿の車をぬかむとせられけれども、ひまもあらせずやりければ、前途を遂せられず、師子丸と申名牛は、すなはち彼法印の牛なり、それもかへり遊の日、彼牛をかけられけるに、一條大宮にて、石にはせかけて車をうちかへし

て落車す、時にとりて世のさたにて侍き、かゝるほどに順德承久に時うつり事變せし後は、天下いたくはれ〴〵しきこともはべらざりけり、おほかたかの御代には、牛馬の事にも、いとめづらかに興ある御事どもおほく承及びしかども、あまりに久しくなりて、みなわすれ侍、同御代吉田邊に、播磨僧都〈實名何と申しやらむ〉と申人こそ、うしにとりてゆゝしきすき人にて侍しか、坊中に數十間の牛屋をつくりて、洛中の病牛もしは小牛のゆくすゑを、かひたつる事をこのみ沙汰しければ、世こぞりて飼口をつけをきてあづけ侍しかば、さま〴〵いたはりたてゝ、本主にかへしつかはしけり、播磨僧都の牛文と申て、世につたはりて侍なり、又後堀河院御代の程にや、傳法院法師御房〈道嚴〉五明の道くらからずして、人畜の醫療も鍼をかけておはしましゝが、牛の事その隨一にて、當道の先達にはこれをぞあふぎ申侍し、さても後嵯峨院は末代の明王、何事もむかしにはぢずめでたきはなやかなる御事にておはしましゝに、御隨身御牛飼までもすぐれたるともがら林をなして侍き、御馬御牛も名をとゞめたるおほくきこえ侍き、寛元四年御脱屣のはじめ、西園寺太政入道殿〈公經〉もとより牛馬の御沙汰世にすぐれておはしましければ、御隨身御牛飼も、彼御かたよりめし進せられ侍き、孫太郎、鷹法師、賽王丸等也、これらかたへにこえたるともがらにて侍き、又室町院〈暉子〉女宮にてわたらせおはしましゝかども、牛の善惡をもしらせおはしまして、御このみ他事なかりしかば、彼院中の月卿雲客をはじめて、上下われも〳〵とさたありしかば、牛逸物も、牛飼の遺牛も世におほく、この道の中興とも申べく侍き、

〔沙石集〈八〉〕愚癡僧成牛事

三河國ノ或山寺ニ、修學ノ二事闕タル若キ僧有ケリ、緣ニ付テ近江國ニ住ケルガ、年月經テ三河ノ師ノ許ヘ行テ、坊ヘ入ラントスルヲ、小法師棹ヲ以テ打ントス、コハ何事ゾト云ントスレドモ、物モイハレズニゲ去ヌ、又行バ先ノゴトシ、遙々ト思ヒ立テ來リ、空ク歸ルニ及バズト思テ、又行

時此小法師、此牛ハ思フ事ノアルヤラム、度々來ルト云テ、馬屋ニ引入レテツナギツ、其時我身ヲ見レバ牛ナリ、心ウキ事限ナシ、是ハ日來ノ信施ノ罪深キ故ニコソト思テ、尊勝陀羅尼コソ信施ノ罪ヲ消滅スル功能アレト、サスガ聞置テ誦セムト思ヘドモ、習モセネバ叶ハズ、セメテハ名字ヲモ唱ヘムト思ヘドモ、舌コハクシテタヾシクハ云ハレズ、只ソヽトゾ云ハレケル、此牛ハ病ノアルニヤ、草モクハズ、水モノマズ、ソヽメクト人云ケレドモ、心ウサニ食物ノ事モ忘レテ、三日三夜ソヽメキテ、志ノ積リニヤ尊勝陀羅尼ト云ハレタリケル時、本ノ法師ニ成ヌ、サテ繩解キテ師ノ前へ行ヌ、イツ御房來ルト云ヘバ、三日ニ成候ト云フ、何クニ有ツルゾト問ヘバ、馬屋ニ候ツルトテ、事ノ子細有ノ儘ニ語ケリ、

〔徒然草上〕牛をうる者あり、買人、明日其あたひをやりて牛をとらんといふ、夜のまに牛死ぬ、かはんとする人に利あり、うらんとする人に損ありとかたる人あり、是をきゝてかたへなるもの、云、牛の主誠に損ありといへども、又大なる利あり、其故は、生あるもの死の近きことをしらざる事、牛すでにしかなり、人また同じ、はからざるに牛は死し、はからざるに主は存せり、一日の命萬金よりもおもし、牛の價鵝毛よりも輕し、萬金を得て一錢をうしなはん人、損ありといふべからずといふに、皆人嘲りて、其理は牛の主にかぎるべからずといふ、

〔西遊記一〕牛の生皮(いきがは)

鹿兒島に遊びける頃、めづらしき罪人有りけり、城下を去る事遠き田舍の百姓何某といへる者、慾心深く愚かなりしが、かねて何者にか聞けん、牛の生皮は價たつときものなりとて、親しき友壹人かたらひて、牛をいきながらに皮を剝取りぬ、其くるしみ鳴事たとへんかたなし、剝終りて其皮を賣けれど、格別の重寶になるものにあらずとて、誰買求る人もなかりし、此事村役人聞及て、けしからざる心根の者なりとにくみて、城下へ訴へ、城主にもいたくにくませ給ひて、貳人共

に獄屋にめしこめられ、ついに刑をくはへられにけり、仁政禽獸に及べりといふべし、

〔倭名類聚抄 十一 牛馬〕水牛 文選上林賦注云、沈牛（今按、又一名潛牛也、見南越志、）即水牛也、能沈沒於水中者也、唐韻云、犺（音岡）水牛也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬〕南越志無傳本、李善引云、潛牛形、角似水牛、一名沈牛也、注所引即是、按南越志以爲沈牛似水牛、張揖注賦謂沈牛即水牛、二説不同、源君不置辨、非是、所引郭璞注載張揖也、

〔本朝食鑑 十一 獸〕牛〇中略

集解〇中略 源順和名載水牛、然今本邦無水牛、惟華船蠻舶多載水牛角、來于長崎、以販之、長崎市人傳于四方、以作器用、其角有過丈尺者、則如擔矛、能與虎鬪、亦宜乎、

〔本草綱目譯義 五十 獸〕牛〇中略

二通リアリ、犦牛水牛ノコト集解ニクワシ、形小ニシテ農家ニツカフハ犦牛ト云、スナハチ北牛也、唐デ北國ニ生ル、故ニ名ヅク、又京ニ車ヲヒカセルヲ車ウシト云、是ハ時セツノ水牛ト云也、コトヒノコト也、全タイハ雄ヲコトイト云、シカレドモ大ナル故誤テ云也、漢名水牛也、又和名ニスイギウト云モノアリ、蠻國ヨリ大ナル角バカリ來ル、クシコウガイニスル、和生ナシ、是蠻國ヨリ唐ヘモ行、故ニ唐デ書牛角ト云、（廣東新語）

〔松屋筆記 七十九〕水牛

本草綱目（五十下卷）の獸部牛の條ノ集解に、時珍曰、牛有犦牛水牛二種、犦牛小而水牛大、犦牛有黃黑赤白駁雜數色、水牛色靑蒼大腹銳頭、其狀類豬、角如擔矛云々、文選（八卷）の司馬長卿上林賦に、沈牛麈麋、注に、張揖曰、沈牛水牛也、能沈沒水中云々、史記司馬相如傳に、沈牛麈麋、注に、漢書音義曰、沈牛水牛也、正義曰、麈似鹿而大、按麋似水牛云々、漢書司馬相如傳上に、沈牛麈麋、注に、張揖曰、沈牛水牛也、能沈沒水中云々、玉篇（二十三の卷）牛部に、犺（カウ）古郎切水牛、また[牛冘]（チン）直深切、水牛云々、五音集韻□□□□□

□□□□□□正字通に、犺は牤字之譌、舊註訓水牛、改音剛非云々、また牤稱人切音沈、海牛、相如上林賦、沈牛註、張揖曰、水牛能沒入水中、(中略)〇格致鏡原(八十六の卷)牛部詳類條に、異物志周留水牛也、毛青大腹銳頭、靑尾、鬱林異物志、州留者、其寔水牛、蒼毛豕身、角若擔矛、衞護其犢、與虎爲讐、廣志、州留項上肉大如斗、似橐駝、日行三百里云々、また群書考索、牛有二種、一曰沈牛、牛之善水者也、一曰沙牛、俗亦謂之黃牛云々、勝之助漂流記に巴旦國、水牛は牛より大に相見エ、毛ノ色は牛より薄く御座候、角杯も牛より太く大きに相見エ候、車抔を曳せ申候、用事濟候時は、水中へ追入、顏ばかり出し居申候、食物は牛同樣にて候云々、與淸曰、水牛二種あり、家畜の水牛と牤牛と也、牤牛一名は周留(鬱林異物志)字亦作州留(廣志)一名は海牛(正字通)一名は濇牛(寰宇志)といふ、虎と戰ふ猛獸にて、水牛の皮の楯などに作れるこれ也、勝之助が西洋巴旦國にて見しは、家畜水牛なるべし、勝之助天保元年寅三月、備前國岡山を船出し、漂流して、西洋巴旦呂宋などにいたり、同三年辰七月歸朝せるほどの記一卷あり、

〔日本書紀(二十七天智)〕十年六月、新羅遣使進調、別獻水牛一頭、山鷄一隻、

古事類苑

動物部二

獸二

〔倭名類聚抄十一牛馬〕馬〇（附駒等）　四聲字苑云、馬（麻之上聲、和名無萬）、南方火畜也、爾雅注云、牝〇馬、一名騲馬（上音草、和名米萬）、牡〇馬、一名騭馬（上音父、和名乎萬）、　王仁煦曰、駒〇（音俱、和名古萬）、馬子也、

〔箋注倭名類聚抄七牛馬〕晉書索紞傳云、馬火也、説文、馬怒也、武也、象馬頭髦尾四足之形、（中略）○按釋畜馬屬云、牡曰騭、郭注、今江東呼駁馬爲騭、釋畜又云、牝曰騇、郭注、草馬名、此所引蓋舊注也、玉篇、騭、牡馬也、騲、牝馬也、（中略）○王仁煦增加切韻字、見廣韻卷首、現在書目録云、切韻五卷、王仁煦撰、今無傳本、説文、馬二歲曰駒、即此義、

〔段注説文解字十上馬〕馬怒也、武也、（以疊韻爲訓、亦門聞也、戸護也之例也、釋名曰、大司馬馬武也、大總武事也、）象馬頭髦尾四足之形、（古籀文皆以彡象髦、石建奏事、事下、建讀之曰、誤書、馬字與尾當五、今乃四、不足一、上譴死矣、莫下切、古音在五部、○中略）𩡧馬一歲也、从馬一、絆其足、（絆其足三字、蓋衍文、誡當云从馬一而已、一説馽下云从馬二其足、此當作一、其足絆字、牘韻書字書皆作馽、疑非是、不當从十也、）讀若弦、（小徐作紘）一曰若環、（戸關切、十四部、按今玉篇有爲萌一切、集韻類篇收入耕韻、皆讀若紘之本也、集韻類篇又收入咍韻、未詳、又按紘蓋誤字、弦是也、釋嘼元駒音義曰、元字林作駭、音同、廣韻駭胡涓切、馬一歲、諸必本諸字林、蓋字林始變爲駭也、）駒馬二歲曰駒、三歲曰駣、（周禮、庾人教駣攻駒、鄭司農云、馬三歲曰駣、二歲曰駒、月令曰、犧牲駒犢、舉書其數、犢爲牛子、則駒馬子也、小雅老馬反爲駒、言已老矣、而孩童慢之也、按詩駒四見、而漢廣株林皇皇者華、於義皆當作驕、乃與毛傳説文合、不當作駒、依韵讀之、則又當作駒、乃入韵、不當作驕、深思其故、蓋角弓用字之本義、南有喬木株林皇皇者華、則皆讀者求其韵、不得改驕爲駒也、駒未可駕車、故三詩斷非用駒本義、駣字既見周禮、何以遺之、不錄此篆也、曰疑周禮故書本作兆、或借羊部挑爲之、許解中駣字蓋非許君原文、後人依周禮改之耳、不當如玉篇擅增也、）从馬句聲、（舉朱切、古音在四部、）

〔下學集上氣形〕胡馬ウマ二字共也、然日本人呼馬之一字曰胡馬也、似無其理歟、馬多出於北胡、故曰胡馬也、何云、胡馬嘶北風、越鳥巢南枝、

〔圓珠庵雜記〕駒は小馬なれど、唯うまと同じくよめり、○中略

馬、ウマ　美、うまの義に名付くるか日本紀に、よも人をうま人といへるにて思ふべし、涅槃經には、馬は世の財なる故に、其肉をくはずと見えたり、

異淵云、牛も馬につぎて人の用をなせるを、から人は好みてくへば、財とてくはぬにはあらで、味のわろければ成るべし、馬はけものゝ中によき物にて、うまけものといふか、いにしへは何にてもよき事をうましといへり、うま人といふもよき人てふ意なり、

涅槃經云、或言、如來不聽比丘食十種肉、何等爲十、人、蛇、象、馬、驢、狗、獅子、猪、狐、獼猴、其餘悉聽、

史記秦本紀云、初繆公亡善馬、岐下野人共得而食之者三百人、吏逐得欲法之、繆公曰、君子不以畜產害人、吾聞、食善馬肉不飮酒傷人、乃皆賜酒而赦之云々、この事韓詩外傳、呂氏春秋、說苑等にもみえたり、

〔日本釋名中獸〕馬　まといはんとて、むの字を付たり、むはまの發語也、まは馬の字の音也、音を以て訓とせし例おほし、

〔東雅十八畜獸〕馬ムマ　保食神殺されし後に、馬牛と化れる事、舊事紀に見えたり、其後大己貴神の倭國に上り給ひし時、御馬の鞍に手をかけられしなど、古事記に見えしは、此時既に馬に騎する事ありけるなり、又舊事紀に、素戔烏神、天斑駒を逆剝にし給ひしと見えしかば、駒を呼びてコマといふことも、其代に聞えしなり、古事記には天斑馬と志るしたれば、かよはしては馬とも駒とも云ひしなるべし、ムマといふ義詳ならず、コマは卽小馬也、爾雅註にも、駒は小馬也と見ゆ、

萬葉集抄に、昔百濟國より馬を此國へ奉りたりけるに、いくばくもなかりければ、めづらしき獸にして、ウマをば其時にはイバフミヽノモノとぞ云ひける、それを秦氏の先祖よく乘れり

けり、さて帝これをいみじき者にせさせ給ひて、ウマと云はんといふ事定り、始ていこま山といふ山に放ちて、飼はしめ給ひけりといふ事見えたり、もし此說の如くならんには、我國の馬といふ者は、人代に及びて百濟より奉りしに始りたるなり、疑しき事なれど、然るべき人のまるせしところなれば、必うけ傳へし所ありぬべし、或は我國の初よりありつるものは、たとへば今の土佐駒などいふ者の如くに、其形も小しきなりしに、今の如くなる物の出來し事は、百濟より其國の馬を奉りしに始れりしにや、さらばウマとは大馬の謂にして、コマは小馬の謂にやあるならむ、太古の時には、獸をば毛麁物、毛柔物など云ひしと、舊事古事等の書にも見えたり、馬の如きをも、ムマといふ事はなくて、外に呼びにし名もありしを、後の代にムマといふ事になりて、もとより此國にあるものをば、コマなど云ひしほどに、馬とも駒とも相通はしていふ俗、ありしも知るべからず、國史には、應神天皇の御代に、百濟王遣阿直岐、貢良馬二疋、卽養於輕坂上厩、因以阿直岐令掌飼、故號其養馬之處、曰厩坂也、と見えけり、いみじきものにせさせ給ひて、ウマといはんといふ事、定まれりといふ事に依らば、古語に凡そ譽めて云ひぬる事には、ウマと云ふ事ありけり、可美葦牙彥舅神、可美少男、可美少女などいふが如き是也、馬の如きも其良材をほめ給ひて、ウマとは名づけられしなるべし、或はまた百濟王貢上したるは、世のつねの物にもあらず、胡地に出でし所の者なりしかば、ウマと名づけられしもまた知るべからず、胡馬の字、漢音をもて呼びぬれば、ウマといふべし、

むかし西洋の人の、其國の馬を畫がきしものども見るに、そのたけは高けれど、其形にも似ず、うで爪のふとくして、心得ぬ事に思ひしほどに、喎蘭陀人に其事を問ひしに、あはれ此國の馬ほどめでたきものはあらず、本國の人ゆきかふ所、西洋の地方、凡百二十餘國のうちに、巴爾斯亞の國の產のみ、此國の物には似たる所もあるなり、其の餘は悉く皆畫がきし者の如しと云

ひけり、其後慶長中に暹國の王、毎年使して我國の馬賜らむ事を、請ひし書數通を得しに及びて、噶蘭陀人の言、經ひざりし事は知りたりき、凡は世のつねに見もし聞きもしつる事は、その常に習ひて、さのみには覺えず、又近きをいとひて、遠きを貴ぶ事も人の心なり、こゝろすべき事也と思へば、こゝに附し註しぬ、

〔物類稱呼二動物〕馬むま　下總國にてはまあとよぶ、同國猨嶋郡及び下野國にてはまあめといふ、其外此國にて歛め、とんぼめなど、下にめの字を付てよぶ、〇中略牡馬を伊勢國にてまる馬といふ、牝馬を奧州南部にてかけだといふ、西國及四國又は上總にてだまとも、だ馬ともいふ、駄は和名におひむま、今いふ小荷駄なり、又諸國にてざふやくと云、其意は、軍馬に用ひず、もろ〳〵の雜役につかふ故也、

〔本草綱目譯義五十獸〕馬　ムマ　ミヽノケモノ古名　イナヲヽセドリ古歌　マア下總　マアメ下野　雄。ヲマルムマイセ　雌。ヲカケタ南部　ダマ西國四國　ダンマゾウヤク雲州、京ニ、メムマツチカハズ、〇中略

本條一名君耳法言　三公甘泉　四足仙人同　赭歷兒同　爺屈良同　木罕同　雙虫同　雌馬同　驛馬事準　小馬同　騄調諧

〔古事記上〕片御手者、繫御馬之鞍、片御足踏入其御鐙而歌曰、〇下略

〔古事記傳十一〕馬は、和名抄には無萬とあれど、書紀雄略卷歌にも、宇麼とありて、古言は皆然り、但和名抄などにも、牡馬を手萬、牝馬を米萬、駒を古萬とある例の如く、御馬は美馬と訓べし、萬葉五二十五丁に、美麻知可豆加婆御馬近者なりとあり、

〔塵袋四〕一牝馬ヲ駄ト申スハ、駄ヲヤガテメムマトヨム歟、メムマトハ騲字、日本紀ニハ、草馬ノ二字ヲ、メムマトヨメリ、トモ訓トモカク、サレドモ駄ノ字ヲバオホストヨム、雜物ヲセナカニオホスルナリ、サレバ牡馬ナリトモ物ヲオホスルホドノ馬ヲバ駄トモナドカ云ハザラム、ナレドモ、カヤウノ事ハ、イヒナ

馬性質

ラハシタルニヨリテ、人ノ心エヤスキヤウニ、多分ニツキテ云フ歟、

〔下學集 上 氣形〕龍蹄 逸馬異名也 追風 逸馬異名 騮騄 驊騮 騏驥 以上皆逸馬也 駑駘 駄段 二共凡馬也

〔塵袋 四〕一駿足トハ牛馬ノハヤキヲバ共ニ云フコト歟　牛馬トモニ、ハヤキヲバ駿足トハ云フメリ、但シ駿足トハ馬ノ異名云云、ムチトハ馬ヲ云ベキ事歟、

〔壒囊抄 七〕凡テ馬ノ異名多侍リ　龍蹄、龍駒、駿足ナンド常事也、浮雲、飛兎、蒼龍、紫鸞、絶塵ナンド云、皆是駿馬ノ名也、駑駘、跛驢ナンド云ハ駑馬也、

〔伊呂波字類抄 波 疊字〕沛艾 馬イサム也

〔康熙字典 申集上 艸〕艾（中略）張衡東京賦、齊騰驤而沛艾、注、沛艾、作㆓姿容㆒之貌也、

〔源平盛衰記 二十八〕宗盛補㆓大臣㆒幷拜賀事

頭右大辨親宗朝臣、吉書ヲ下シテ次第ノ事ヲ被㆓宣下㆒ケリ、内大臣被㆓供奉㆒タリケルニ、馬沛艾シテ春日ノ大宮ニテ、高クアガリテ走リ廻リケレバ、路上ニ下リ立レケリ、見物ノ貴賤、異口同音ニ稱美シケリ、

〔尺素往來〕祇園御靈會、○中略 晩頭白河鉾、可㆓入洛㆒之由風聞候、○中略 仍爲㆓其警固㆒、待所之勢、就㆑可㆑被㆑打㆓出河原邊㆒、同御進發之旨傳承候之間、蟷蜋二十疋牽㆓進之㆒候、

〔安齋隨筆 十〕蟷蜋廿疋　一條兼良公の尺素往來に、蟷蜋廿疋進之候とあり、是は馬を卑下してカマキリの如くやせたる馬と云事也、此外の書にも瘦馬の事を蟷螂と書たるあり、俗に瘦たる人を見てタウロギの如くやせたりと云は、蟷螂の云ひ誤也、カウロギと云虫もあるゆへ、紛れて云誤れる也、十七馬ヲ蟷蜋と云事、故事あるか追て尋ぬべし、

〔新撰字鏡 馬〕驁驐 同、五高反、平、駿馬也、止支馬、

〔倭名類聚抄 十一 牛馬〕駿馬　穆天子云、駿 音俊、漢語抄云、土岐宇萬、日本紀私記云、須久禮太留宇萬、馬之美稱也、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬〕原書卷一云、天子之駿、郭注云、駿者馬之美稱、此所引卽是、說文、駿、馬之良材者、毛詩長發箋云、駿之言俊也、

〔日本書紀 十四雄略〕九年七月壬辰朔、河內國言、(中略)伯孫得駿(トキムマ)甚歡、驟而入廐、(下略)

〔日本書紀 十九欽明〕七年七月、倭國今來郡言、於五年春、川原民直宮(宮名)登樓騁望、乃見良駒、(紀伊國漁者貢贄草馬之子也)睨影高鳴、輕超母脊、就而買取、襲養兼年、及壯鴻驚龍翥、別輩越群、服御隨心、馳驟合度、超渡大內丘之壑十八丈焉、川原民直宮檜隈邑人也、

〔倭訓栞 前編八久〕くはし(中略)美女をくはしめ、よき馬をくはしまといふは細字をよめり、

〔令義解 八廐牧〕凡廐細馬一疋、中馬二疋、駑馬三疋、(細馬者上馬也、駑馬者下馬也、○下略)

〔儀式 八〕五月五日節儀

六日儀

其日早旦御武德殿、警蹕如常、(中略)先是左右馬寮各擇細馬十疋、

〔倭名類聚抄 十一牛馬〕駑馬(駄附) 唐韻云、駘(音臺)駑馬也、野王曰、駑(音奴、漢語抄云、於曾岐宇萬、)馬之最下也、郭知玄曰、駄(唐佐反)負物馬也、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬〕廣韻同、按廣雅、駑、駘也、玉篇、駘、駑也、孫氏蓋依之、今本玉篇馬部、作駑最下馬也、慧琳音義引作六種馬中最下者也、(中略)那波本駄作馱、與廣韻合、然玉篇作馱、說文新附字亦作馱、云从馬大聲、則作馱、亦後俗增畫、非從犬也、廣本者作馬、玉篇、馱、馬負貌、廣韻、馱負馱、按說文無馱字、古以佗字爲之、漢書趙充國傳、以一馬自佗負、顏師古曰、凡以畜產載負物者、皆爲佗、方言、凡以驢馬馲駝載物者、謂之負他、

〔乘騎要法 中〕駑馬之事

駑ノ音ハ覓、馬ノ惡多キ也、所謂駑馬是也、夫馬ハ性最モ直也、故ニ其癖アルガ如キ、大卒馬ノ性ニ

アラズ、或ハ乘騎度ニ合ハズ、牽行節ニ中ラザルガ故ニ、終ニ邪ヲ生ズルニ至ル、愼ズンバアルベカラズ、抑癖アル馬ニ騎ニ、其敎化寬和シテ善剛ニ、柔順ニシテ善實アルニアラザレバ、乘癖終ニ治スコト能ハズ、蓋馬皆必ズ性ニ邪曲ナキニシモアラズ、適得テ邪アルガ如キモ、馭人心正ク氣一ニシテ妄ニ之ニ悖逆セズ、善其中ヲ得テ以テ御育スルトキハ、則其邪發スルコト無シテ、終ニ馬蹄ノ能ヲ失セズ、且夫乘馬ニ騎ニ、先癖ノ萌生スルヲ察スルニアラザレバ、馭ノ道ニ入コト能ハズ、

〔倭名類聚抄十一牛馬〕騂馬。 孫愐曰、騂〈音旱、今按、此間云、波禰無萬、〉突惡馬也、

〔箋注倭名類聚抄七牛馬〕廣韻引說文曰、馬突也、玉篇亦云、馬突也、蓋謂馬之突也、按韓非子五蠹篇、無轡策御騂馬、淮南子氾論訓、御馯馬、注馯馬、突馬也、騂馯同字、然則騂馬二字訓突馬、單騂字不得訓突馬也、此所引恐有誤、

〔今昔物語二十二〕內麻呂大臣乘惡馬語第四

今昔、內麻呂ノ右大臣ト申ケル人ハ、〈○中略〉而ルニ此ノ大臣年未ダ若ク御ケル時ニ、他戶ノ宮ト申ス太子御ケリ、白壁ノ天皇ノ御子也、其ノ人心猛クシテ人ニ被恐テナム御ケル、其ノ時ニ一ノ惡馬有ケリ、人ノ乘ラムト爲ル時ニ必ズ踏咋ケリ、

〔古事談六亭宅諸道〕宇治殿〈○藤原賴通〉ワカク座ケル時、花形ト云揚馬ヲタテマツリケルヲ、兼時ト云ケル御隨身奉見テ、此馬腹立候ニタリ、トクオリサセオハシマセト申ケレバ、下サセ給テ他人ヲ乘テ御覽ジケレバ、御馬臥マロビ、乘人ヲクヒナドシケレバ、御堂召兼時テ纏頭云々、

〔倭訓栞中編一阿〕あげむま 東鑑に馬長をよめり、又揚馬とも馬上とも見ゆ、神社に奉る馬なるべし、

〔續古事談五諸道〕右大將通房、春日使セラレケルニ、カタノ大將ニテ、大二條殿〈○藤原敎通〉イデタチノ所

馬形體

へ、オハシタリケルニ、宇治殿〇藤原頼通ヒキイデ物ノ馬二匹タテマツラレケル、出羽ノ一栗毛、後ノ精毛也、コノ精毛ハ、高名ノアガリ馬ナリ、ノリタマル人ナシ、〇下略

〔乘騎要法中〕於路志之馬之事

凡於路志ノ馬ニ騎ニ、轡ト鞍鐙ト善一合シテ、而テ鞍中寛順ニ鐙中實アルヲ以テ主トス、餘ハ巳ニ上ニ見ユ、

或問、於路志ト云ニ故アリヤ、曰按ズルニ、於路志一ニ下嵐ニ作リ、一ニ下風ニ作ル、〇中略本朝馬ノ行歩ヲ相シテ於路志ト謂者ハ、其疾ニ因テ名ヅクル者ニシテ、則山下風ニ比スル者也、

〔源平盛衰記二十八〕源氏落燧城事

加賀國ノ住人、林六郎光明ガ嫡子ニ、今城寺太郎光平ト云者アリ、〇中略八寸ニ餘リタル大栗毛ト云馬ニ、白覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル、此馬キハメテ口強クシテ、國中ニハ乘隨ヘル者ナシ、林六郎光明ガ郎等ニ、六動太郎光景ト云者計ゾ乘從ヘケル、今度モ光景ヲノスベカリケルヲ、打出ントテノ時、光平父ニ逢フテ、今度ハ大栗毛ニ乘テ軍ニ出ント云フ、父光明此言ヲ聞テ、弓取ハ口ノ強キ馬ニ乘テハ、必犬死スル事アリ、不可有事也、光景ヲ乘セヨト云ケレ共、光平ハ弓矢取ル身ハ軍場コソ晴ニテ候ヘ、此日比勞リ飼置キテ、此大事ニノラデハイツカ乘ルベキトテ、父ガ諫ニモ隨ハズ、〇下略

〔倭名類聚抄十一牛馬體〕廻毛　爾雅注云、廻毛、一云旋毛、和名都無之

〔箋注倭名類聚抄七牛馬體〕釋言、回毛在膺宜乘、郭注、伯樂相馬法、旋毛在腹下、如乳者、千里馬、此所引蓋舊注也、

〔本朝食鑑十一獸〕馬

集解〇中略旋毛者古稱都無之、今俗稱都之、志茂久都之、頬車フラカマチ乃都之、波世宇毛乃都之、鐙乃端乃都之、

初地入乃都之、又稱掻分乃都之、此皆青毛之吉旋毛也、見上乃都之、冠乃緒留都之、前垂繫乃都之、波斬乃都之、或稱波分乃都之、知布佐乃都之、或稱韋門乃都之、此皆黑毛之吉旋毛也、涙乃都之、布倍加羅美乃都之、前膊外都之、項下都之、俗稱小松原之都之、尾引乃都之、肘後腹下乃都之、此皆鹿毛之凶旋毛也、腮上旋毛、俗稱皆下都之、無那加幾豆久之乃都之、或曰喪門、加美那加都之、涙乃都之、或稱笠鞨都之、腋下都之、志利都之、俗稱七喪乃都之、此皆赤毛雲雀之凶旋毛也、耳根都之、替加羅美都之、㞮於仁那布都之、或稱閉門乃都之、切腹乃都之、矢負乃都之、猿登乃都之、此皆宿月毛之旋毛也、以上駁馬旋毛之吉凶者、華和倶今古忌之、不可犯侮也、近代阿蘭陀獻有遍體黑白虎斑之馬、命馬職而牧養之、馬職乘之駿之、倶不及尋常之馬、惟稱美色爾、或曰騾之族也、然騾者牡驢交馬而生、大于驢、健于馬、其力在腰、其後有鎖骨、不能開、故不孳乳也、源順曰、驢父馬母所生也、又有駃騠駞駱騙𩣡䮫驢、通呼爲騾矣、中華僅有之、本邦未見之、

〔安齋隨筆二〕一馬旋毛吉凶、碧雲瑕、聞見後錄並曰、碧雲瑕厩馬也、莊憲太后臨朝以賜荊王、王惡其旋毛、太后知之曰、旋毛能害人耶、吾不信留備上閑、爲御馬第一、〈獸經曰、旋毛在腹者名宜乘、〉とあり、婦人だに志あるは用ず、況丈夫として彼に𛀙かざらんや、〈俗說辨附編三十六、井澤長秀說、〉

〔常山紀談十五〕黑田孝隆入道如水、關ケ原の亂の時、九州を打平げられしに、乘られし馬は、二寸計の黑き馬なるが、百會に手負といふ旋毛あり、如水此馬を指さして、われ此凶相を𛀙らざるに非ざれども、人は万物の靈なりと聞きたり、人に勝べき万物なし、吾不道ならば凶相これより大なるはなし、此馬の毛きずにかゝはらずといはれしとぞ、

〔新撰字鏡彡〕鬣鬐𩮜𩯁〈四形同、力葉反、項也、髻也、馬項上毛也、立加美、〉

〔倭名類聚抄十一牛馬體〕鬣〈附鬃〉 唐韻云、鬣〈音獵、今按、鬣說、俗云字奈加美、又魚之鬣見魚體、〉馬頂上長毛也、文選云、軍馬弭鬐而仰秣、〈鬐音毛、師說、多知賀美、〉

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬體〕説文、鬣、髮鬣鬣也、又有㲫字、云毛㲫也、象髮在囟上、及毛髮鬣鬣之形、按㲫鬣古今字、皆謂人髮也、以爲馬鬣者轉注也、廣韻、長毛二字作鬐、按説文、無鬐字、疑古只用耆字、所引文選○呉都賦文、説文、髦髮也、玄應音義、髮中豪者也、按髦亦謂人髮、以爲馬鬣字者轉注也、醫心方、鬐同訓、新撰字鏡、鬣、立加美、今俗呼多天賀美、

〔倭名類聚抄 十一牛馬體〕耳。筒。　李緒相馬經云、耳筒、又云耳管、○中略

鼻。梁。　辨色立成云、鼻梁、俗云波奈美祢

食。槽。　李緒相馬經云、食槽、欲寛、食槽、和名宇末乃岐保祢、○中略

排。鞍。肉。　李緒相馬經云、排鞍肉、欲成、成猶平也、排鞍肉、俗云久良於岐度古路、

脊。梁。　辨色立成云、脊梁、世都賀、俗云世美祢、

承。鐙。肉。　李緒相馬經云、承鐙肉欲垂、承鐙肉、俗云阿布美豆利、

三。封。　李緒曰、三封欲齊如一、

汗。溝。　李緒曰、汗溝欲深、汗溝、俗云阿世美蘇、

歷。草。　辨色立成云、歷草、曾保岐、俗云曾布岐、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬體〕歷草未詳、按平家物語瀬尾最後條、藤戸條、及太平記、多云馬草和岐、指胷前可排野草之處、所謂歷草或是、

〔倭名類聚抄 十一牛馬體〕尾。株。　李緒曰、尾株欲麁、麁猶大也、辨色立成云、尾柱一云尾根、俗云乎保祢

烏。頭。　李緒曰、烏頭欲摩、辨色立成云、曲肘、俗云久波由岐、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬體〕齊民要術云、烏頭欲高、注云、烏頭、後足外節、平家物語逆櫓條、有馬乃加良須加之良之名、今依之、

〔倭名類聚抄 十一牛馬體〕夜。眼。　辨色立成云、夜眼、呉米、漢語抄説同、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬體〕齊民要術云、前後目、注云、夜眼、金匱要略、馬脚無夜眼者不可食之、

〔倭名類聚抄 十一牛馬體〕蹄。附護杵 玉篇云、蹄（徒奚反、訓比豆米、辨色立成云、護杵和名上同、）牛馬蹄也、

〔倭名類聚抄 十一牛馬體〕糞門。附糞 伯樂曰、糞門、（今按、謂馬尿也、尿音死、見形體部、）李緒曰、糞欲八方、

陰。豚。 伯樂相馬經云、陰豚、（俗云、陰頁佐夜）

〔囬流騎馬法 三〕馬體之次第

一耳たち天をさすが吉　一耳間ちかく付くが吉　一耳先とがりたるが吉　一耳の根ふときが吉　一耳ちいさきが吉　一額の辻あがりたるが吉　一額ひしげたるがよし

一面に肉なきがよし　一下口びる三分長きがよし　一眼見ひらきたるがよし

一眼の下こけたるがよし　一眼の内、其馬の毛色なるが吉　一眼の下骨たかく、竹をわりて當たるやう成、　一大笹の事　一小笹の事　一鼠眼の事　一眼張、上は弓のごとく曲、下はすぐなり、　一眼三角なるがよし　一鼻の穴ひろきがよし　一息のいかしの事

一ふきあかしあかくみゆるがよし　一かうぎわの髮うすきがよし　一首長きがよし

一ほくと折たるがよし　一平首、弓を張たるやう成がよし、　一ゑり合廣きがよし

一かうぎは一重なるがよし　一首立て强きがよし　一三ケ月骨さがりたるがよし

一かうぎはうすくなへざるがよし　一肩骨はゞ廣成がよし　一肩二ツの骨、物をあてたるやう成がよし、　一夜目のふし、ふとく肉なきがよし、

〔都會節用百家通〕馬形之名所

尾本
汗溝
三頭
百會
折骨
腰
脊梁
鬣
公松原
馬膚の方
障泥摺
伏兎
山間
耳笛
膽胸
平頸
肩
肮
胸先
頰骨
鏡臺骨
琵琶股
陰脉
承鐙肉
助骨
下腿
蹄
羊鬚龍の毛
夜眼
實脉
顏骨
三髙
鼻梁
肝骨
裂目
吹嵐

馬毛色

○按ズルニ、此圖ニ、耳箇トアルハ、耳筒ノ誤ニシテ、而シテ伊勢家所傳馬書ニハ山間ヲ兩耳ノ間ト爲セリ、

〔今川大雙紙下〕馬に付て式法之事

一馬上の人に鞭渡次第、鞭を右に持かたぬるやうにして、左の方の七寸を左の手に而取り、天松原のとをりをさしこし渡す也、

〔一騎前意得中〕長乘様第二

艫足ツク内ハタチカヽル故、鞍ニタマリ難シ、小松原ヲ持テ水ヘオシコメバ、馬ソクキリオヨギ出ス、

〔平家物語四〕橋合戰の事

あしかゞ大音じやうをあげて、よはき馬をばしたてに立よ、つよき馬をば上手になせ、○中略水しとまば、三頭の上にのりかゝれ、○下略

〔太平記二十五〕住吉合戰事

山名伊豆守ハ我身深手ヲ負ノミナラズ、馬ノ三頭ヲ二太刀切ラレテ、馬ハ弱リヌ、

〔太平記二十九〕小清水合戰事附瑞夢事

河津左衞門○中略敵ノ群リタル中ヘ、會尺モナク懸入ント、一段高キ岸ノ上ヘ懸ケル處ニ、十方ヨリ鏃ヲ汰テ射ケル矢ニ、馬ノ平頸、草ワキ、弓手ノ小ガイナ、右ノ膝口、四所マデ、篦深ニ射ラレテ、馬ハ小ヒザヲ折テドウト臥ス、

〔尺素往來〕凡葦毛、青雲雀毛者木性之馬、鹿毛、栗毛者火性之馬、糟毛、駮者土性之馬、佐目、鴾毛、皆色者金性之馬、黑毛、瓦毛者水性之馬、倶自奥州閉伊郡到來、

〔本朝食鑑獸十一〕馬

集解〇中略凡本邦之士據生年五行之性、而卜馬之吉凶相剋、故馬分五行之毛色、或以駮毛旋毛論吉凶焉、今俗稱青毛、水青毛、鼠毛、青黑毛、葦毛、白葦毛、黑葦毛、尾花毛、連錢葦毛、以上九品者、木色也、青雲雀毛、青糟毛、葦毛雲雀、山鳥葦毛、以上四品者、木中之土色也、赤毛今稱栗毛、柑子赤毛、今稱柑子栗毛、山鳥赤毛、今稱山鳥栗毛、白赤毛今稱白栗毛、鹿毛、黑鹿毛、赤鹿毛、白鹿毛、古那久知鹿毛、栗毛古之紫馬、黑栗毛、以上十一品者火色也、雲雀毛、白雲雀毛、赤雲雀毛、赤糟毛、虎鹿毛、鹿毛雲雀、口黑鹿毛雲雀、鹿毛糟毛、栗毛雲雀、栗毛糟毛、以上十品者、火中之土色也、月毛或作鴾毛、紅梅月毛、佐比月毛、鹿月毛、唇黑月毛、河原毛、鴾河原毛、白河原毛、以上八品者金色也、虎河原毛、月毛雲雀、月毛糟毛、黃河原毛、河原糟毛、以上五品者、金中之土色也、壘之黑毛、黑雲雀糟毛、水青駮馬、葦毛駮、白赤駮、片目駮、以上七品者、水色也、雲雀駮、河原毛駮、月毛駮、以上三品者、水中之土色也、假使木性之人不乘土金之馬、火性之人不乘水金色之馬乎、然雖近世本邦之定法、而古法未聞之、紛擾急促戰場暗夜之際、或貧窮之士民不能拘泥之、則復不足信哉、若曰死生有命、何據馬之吉凶、而好乘凶馬、則招災求害耳、駮者馬色不純而有白處之稱也、月題流星、或稱尺馬、黑毛面額白、鼻尖白、黑毛白鬣、腹白鹿毛、股白黑毛、利宇乃毛、白額、四足白、三足白、四蹄白、前右足白、前左脚白、後右足白、後左脚白、尾白、尾本白、肛門白、俗稱穴白、牛蒡馬、或稱牛尾馬、以上皆駮也、耳白黑毛、口耳入佐久、仁志幾流佐久、白鬣耳腰白、頭白黑毛、啄白雲雀、黑鬣、白河原毛面白蹄黑月毛、左比腹白流佐久乃一白、膝下黑月毛、前足二白、後足二白、佐也駮背多於是悉駮馬之凶者也、

〔御法寶鑑下〕五性十毛之事

五性ハ木火土金水、十毛ハ騆騘騂駵騜驃騢駱驪騧也、其毛色ニ因テ五行ニ配ス、偶ニ從フ、詳ニ左ニ記ス、

騆

音ハ銅、馬ノ淺驪ノ色、則今云青毛是也、

驄

音ハ聰、馬ノ青白雜毛、則今云葦毛是也、

木ハ東方ニ位ス、其色青シ、故ニ右二毛五行ニ於テ木ニ配ス、

或問、聰ヲ葦毛ト呼者ハ、則葦ノ色ニ因者乎、曰、驄ハ元義ヲ蔥ニ取ル、定幸ガ驪黃物色ノ圖說ニ曰、驄今按ルニ、阿志計、爾雅翼ヲ引テ曰、蔥ハ本白シテ末青色最美ナリ、馬ノ青驪ヲ驄ト稱ルモ亦義ヲ蔥ニ取ル、

驊

音ハ華、馬ノ赤色、則今云栗毛是也、

或問、今世皆赤毛ノ馬ヲ栗毛ト云、蓋栗實ノ色ニ因者乎、曰、其來コト故ト雖、元是本朝ノ俗語、未何ノ故ト云コトヲ知ズ、栗實ノ色彼馬ノ色ト大抵相類ス、恐ハ吾子ガ言ノ如ケン、義ニ於テ害ナシ、官厩ニ於テモ赤毛ノ馬ヲ斥テ、皆之ヲ栗毛ト云、○中略

騮

音ハ劉、赤身黑鬣尾ノ馬、則今云鹿毛是也、

火ハ南方ニ位ス、其色赤シ、故ニ右二毛五行ニ於テ火ニ配ス、

或問、鹿毛トハ鹿ノ毛色ニ因テ名ヅクル者乎、曰、吾子ガ言ノ如ケン、先師ノ說又此ノ如シ、直善按ルニ、古來往々誤テ騮ヲ以テ土ニ配ス、舊本又然リ、蓋考ルニ、騮ニ未土色アルノ說ヲ見ズ、先賢黑澤定幸ガ驪黃物色ノ圖說及相馬鑑ノ補註ヲ閱ニ、皆騮ヲ以テ火ニ配ス、故ニ今之ヲ改ム、

騜

音ハ黃、黃ニシテ微キ白色雜ルヲ騜ト云、則今云雲雀毛是也、蓋今世、黃ニシテ諸色ヲ雜ル者ヲ斥

ヲ、通ジテ雲雀毛トス、其稱可也、

或問、雲雀毛トハ、本鶬鶊ノ色ニ因者乎、曰、恐クハ吾子ガ言ノ如ケン、余未詳ナラズ、曰、今世黄ニシテ諸色ヲ雜ル者ヲ斥テ、通ジテ雲雀毛トス、其稱可也トハ何ゾヤ、曰、先賢定幸ガ曰、按ルニ、雲雀毛ハ、萬葉倭名ノ集ニ於テ未之ヲ視ズ、今ノ雲雀毛ト云者ハ、黄ニシテ諸色ヲ交ユ、故ニ先人之ヲ土ニ配ス、土色黄ニシテ氣ヲ五行ニ賦スルガ故也、雲雀ハ鶬鶊也、彼馬ノ色ト親ク相似ズ、何ノ故ニカ之ヲ雲雀毛ト謂ヤ、我未詳ナラズ、蓋經典諸書多ク騜ノ字アリ、騜馬ヲ以雲雀毛ト名ヅクルモ、强テ義ニ害ナカランヤ、獨建久中ヨリ此名アリ、故ニ今衆ニ從フ、

驃

音ハ票、黄馬白色ヲ帶ル者ヲ驃ト云、則今云白鹿毛是也、

土ハ中央ニシテ其色黄也、故ニ右二毛五行ニ於テ土ニ配ス、

直春按ルニ、古來往々騜ヲ以テ火ニ配シ、驃ヲ除キ油馬ヲ以テ土ニ配ス、舊本又然リ、蓋考ルニ、未顯書ニ其據ヲ見ズ、先賢黒澤定幸ガ驪黄物色ノ圖說ニ於テモ、騜ト驃トヲ以テ土ニ配ス、其最然リ、故ニ今之ヲ改ム、且夫油馬ハ、今世ニ云精毛也、定幸以テ水ニ配ス、其圖ヲ見ニ、五色皆精毛アリテ、或ハ驊油馬ト稱シ、或ハ騧油馬ト稱シテ、其色ニ因テ五行ニ配ス、其彩色各今世稱スル所ノ精毛ト同ジ、卷中惟リ驪馬ノ精毛ノミヲ以テ、唯油馬ト記テ驪油馬トセズ、圖說ニ於テモ五色皆油馬ノ名アリテ、何ノ故ニ之ヲ油馬ト稱スルノ說ナシ、今世又黒色ノ油馬ヲ斥テ黒精毛ト呼テ、唯之ヲ精毛ト呼ズ、官厩ニ於テモ又然リ、然バ則惟リ驪馬ノ精毛ノミヲ以テ、唯油馬ト稱スルモ敢テ是トナシ難シ、又且先師言ルコトアリ、馬ノ毛色頗白相雜ル者ヲ精毛トス、青色ニシテ半白雜毛ナルヲ青毛精毛ト稱シ、白黄色ニシテ赤毛相雜ルヲ月毛精毛ト稱シ、赤毛ニシテ半白相雜ルヲ赤毛精毛ト稱シ、又是ヲ栗毛精毛ト稱ス、精ハ滓也、蓋其色純ナラザル

ノ義ニ因乎、未黒色ノ油馬ヲ以テ唯之ヲ精毛ト稱セズト、然バ則唯油馬ト稱シテ、五行ニ於テ一色ニ定ガタシ、故ニ之ヲ除ク、

騢

音ハ遐、彤白雜毛ノ馬、彤ハ赤也、白馬ニシテ微ク赤色ヲ帶ルノ稱、則今云月毛是也、蓋今世純白色ノ馬ヲ斥テ、通ジテ月毛ト呼、其稱可也、

駱

音ハ洛、白馬ニシテ鬣尾黒ク、脊ニ一道ノ黒色ヲ通ル者ヲ駱ト云、則今云川原毛是也、

金ハ西方ニ位ス、其色白シ、故ニ右二毛五行ニ於テ金ニ配ス、

或問、純白色ノ馬ヲ斥テ、通ジテ月毛ト呼、其稱可也トハ何ゾヤ、曰、先師曰、月毛ハ元其色白ニシテ、月光ノ如ニ因テ名ヅクル者也、純白色ノ馬其最明白也、故ニ通テ月毛ト呼者也、曰、駱ヲ川原毛トス、名ヅクル所故アリヤ、曰、余未詳ナラズ、然レドモ倭名抄ニ於テモ、已ニ川原毛ノ文字アリ、定幸モ又之ヲ引用ス、今之ニ從フ、

驪

音ハ離、純黒ノ馬、則今云黒毛是也、

騟

音ハ魚、馬ノ目中白色ヲ帶テ魚目ニ似タルノ稱、則今云鮫馬是也、

水ハ北方ニ位ス、其色黒クシテ且陰也、故ニ右兩馬五行ニ於テ水ニ配ス、是則五色ヲ以テ五行ニ賦スル所以ン也、蓋斑駁雜毛ノ馬ハ、其本色ニ因テ性ヲ分ツ、本色トハ、喩バ黒白雜レル者、其黒色勝レルトキハ、則之ヲ本色トシテ水ニ配シ、其白色勝レルトキハ、則之ヲ本色トシテ金ニ配ス、五色皆然リ、

或問、今世鮫馬ト稱スル者皆白毛也、今唯目中白色ヲ帶テ魚目ニ似タルヲ鮫馬ト云テ、其毛色ヲ云ザル者ハ何ゾヤ、曰、鮫馬舊毛色ヲ云ズ、唯目中ノ色ヲ以テ之ヲ稱ス、本朝往々、惟リ白毛ニシテ目中色異ナル者ノミヲ斥テ鮫馬トス、蓋之ヲ誣ベカラズ、其來ルコト故シ、然レドモ其實ハ白毛一色ノミニハアラズ、或ハ青毛、或ハ赤毛、大抵色不同ニシテ唯目ヲ以テ名トス、然ルニ今世白毛ニシテ目中色異ナル者ヲ視テ、多ク之ヲ鮫馬ト稱シ、其餘目中色異ナル者ヲ視テ、多ク之ヲ鮫馬ト稱セズ、或ハ之ヲ毛目ト呼、或ハ之ヲ目變ト呼、毛目トハ則其毛色照テ目中ニ在ノ稱、目變トハ則目色常馬ト異ルノ稱也ト、俚俗ノ謬誤最是笑ベシ、世人秘傳ト稱スル者多ク此類也、專目變リ毛目等ト呼ンヨリハ、其目色ヲ捨テ唯毛色ヲ以テ稱センニハシカジ、元來五色皆鮫馬アリテ、或ハ驄驒ト呼、或ハ駱驒ト呼、或ハ騢驒ト呼、惟リ白毛ノミニハアラズ、曰、然バ則五行ニ於テ惟リ水ノミニ配スベカラズ、然ルヲ水色ニ賦スル者ハ何ゾヤ、曰、鮫馬性ニ陰氣アリ、又且黒白變化ノ理アリ、故ニ水ニ配ス、曰、敢テ問、請詳ニ之ヲ告ヨ、曰、善哉吾子ガ問コトノ切ナル、余ガ見ル所ノ先賢ノ遺論アリ、其說最高シ、今爲ニ之ヲ告ン、子愼テ藏ヨ、黒澤定幸ガ曰、按ズルニ、鮫馬多白毛也、然ニ今水ニ配ス、之ヲ如何ン、則本朝ノ先輩皆以水ニ配ス、載テ往牒ニアリ、愚敢テ妄意ヲ以テ之ヲ言ニハ非ズ、古老傳テ云、水色舊黒、然ト雖モ白雪也、白霜也、白露也、白浪也、其變皆白、一隅ノ見ヲ以テ事物變化ノ理豈窮ベケンヤ、凡鮫馬惟リ白毛一色ノミニハアラズ、淺黒アリ、淺赤アリ、一目ノ鮫馬アリ、二目ノ鮫馬アリ、大抵色不純ニシテ、而テ目ヲ以テ名トス、故ニ本朝ノ人彼馬ノ眼、鮫魚ノ目ニ似タルヲ以ノ故ニ、名テ鮫馬ト云、異邦ノ俗之ヲ銀眼馬ト云、爾雅ニ焉ヲ道リ、

〔日本書紀〕二十八天武元年七月壬子、是日、三輪君高市麻呂、置始連菟、當上道戰于箸陵、大破近江軍、而乘勝、兼斷鯨軍之後、鯨軍悉解走、多殺士卒、鯨乘白馬以逃之、馬墮埿田不能進行、則將軍吹負謂甲斐勇

者曰、其乘白馬者盧井鯨也、急追以射、於是甲斐勇者馳追之、比及鯨、鯨急鞭馬、馬能拔以出深泥、卽馳之得脫、將軍亦更還本處而軍之、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲二年九月辛巳、勅、今年七月八日、得參河國碧海郡人長谷部文選所獻白烏、又同月十一日、得肥後國葦北郡人刑部廣瀨女、日向國宮崎郡人大伴人益所獻白龜赤眼、青馬白髮尾、並付所司、令勘圖諜、奏偁、〇中略顧野王符瑞圖曰、青馬白髮尾者神馬也、孝經援神契曰、德協道行、政至山陵、則澤出神馬、仍勘瑞式、白烏是爲中瑞、靈龜神馬並合大瑞、朕以菲薄、頻荷鴻貺、思順先典、式覃惠澤、宜免肥後日向兩國今年之庸、但瑞出郡者、特免調庸、大伴人益、刑部廣瀨女並授從八位下、賜絁各十四、綿二十屯、貲布三十端、正稅一千束、〇下略

〔古事記傳 十八〕又或說に、白馬(アヲウマ)を青馬と云例あれば、雪に限らず白き物を青某(アヲナニ)と云、其は甚く白き物は、青く見ゆる故なりと云るも心得ず、甚く白き物のいさゝか青みて見ゆればとて、推て青とはいかでか云む、さては白と青との名混ひて分りがたし、かの白馬節會を青馬とも云は、白馬をやがて青馬と云には非ず、是は舊は實に青馬にて、白馬には非ず、故萬葉又文德實錄延喜式などに、皆青馬とのみありて、凡て古書には白馬と作ることなきを、後に更て白馬を用ひらるゝことになりて、白馬節會と云ひ、又舊の名をも呼て、青馬節會とも云なり、平兼盛集に、降雪に色もかはらで牽ものを誰か青馬と名づけ初けむ、是白馬を用ひられて、なほ青馬と云名のある故の歌なり、

〔新撰字鏡 馬〕騘〇驄 同、倉江反、馬白色、又青色、阿乎支馬、

〔倭名類聚抄 十一 牛馬毛〕驄馬 說文云、驄、音聰、漢語抄云、驄青馬也、黄驄馬、葦花毛馬也、日本紀私記云、美太豆乎乃宇萬、青白雜毛馬也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬毛〕驄馬見雄略九年紀、新撰字鏡、驄訓阿乎支馬、按葦花毛見拾遺集歌、所引馬部文、原書無馬也二字、玉篇、驄、青白雜毛色、亦無馬字、

〔南留別志 三〕一さめ馬のさめは、驄馬なるべし、

〔倭名類聚抄十一牛馬毛〕桃花馬　辨色立成云、桃花馬、華花毛之紅色者也

〔箋注倭名類聚抄七牛馬毛〕爾雅云、黃白雜毛駓、郭注云、今之桃華馬、

〔倭名類聚抄十一牛馬毛〕青驄馬　唐韻云、騆、大玄反、漢語抄云、鉄驄馬、久路美度利能宇麻青驪馬、今之鉄驄馬也、

〔箋注倭名類聚抄七牛馬毛〕廣韻引爾雅曰、青驪騆、郭璞云、今之鐵驄、按今本釋畜注同、說文騆青驪馬、

玉篇、騆、青驪馬、今之鐵驄、孫氏本之、

〔新撰字鏡馬〕駼度都反、耳馬也、騊駼獸、止耳介、又須毛馬、

〔倭名類聚抄十一牛馬毛〕連錢驄　爾雅注云、色有深淺斑駁、謂之連錢驄、漢語抄云、連錢驄、虎毛馬也、一云、駼馬、駼音余、又云、薄漢馬、今案、俗云、連錢葦毛是、

〔箋注倭名類聚抄七牛馬毛〕釋畜、青驪驎驒郭注、與此所引同、但駁下有隱粼二字、謂作今、○中略按連錢驄、其斑圖文相連、大如錢、故源君謂俗云連錢葦毛是也、漢語抄以連錢驄為虎毛馬、非也、連錢葦毛、見東鑑文治二年十月條、新撰字鏡、駼、止良介、以駼為虎毛馬、與漢語抄合、然駼騊駼馬見爾雅、海外北經云、北海內有獸、其狀如馬、名曰騊駼、色青、逸周書王會篇、禺氏騊駼、說文、騊駼、北野之良馬也、爾雅釋文引瑞應圖云、幽隱之獸也、有明王在位即至、爾雅又有騉駼枝蹄趼善陞甗、皆非虎毛馬、蓋駼即悇字之異體、說文、悇、黃牛虎文、故謂虎毛馬為悇馬、後變从馬作駼、與騊駼騉駼混也、然則駼馬可訓虎毛馬、馬名合云、安佐千不之虎毛、即是、與連錢驄自異、薄漢馬未聞、

〔書言字考節用集五氣形〕連錢驄（レンゼンアシゲ）薄漢馬、圖子青、並同、本名驄、爾雅注、色有深淺斑駁者、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

六條判官為義、○中略連錢葦毛ナル馬ニ、白覆輪ノ鞍置テゾ被乘タル、

〔新撰字鏡馬〕驃碑妙反、黃馬發良、輕疾也、迅也、赤久利介、

〔倭名類聚抄十一牛馬毛〕驃馬附赤驃　說文云、驃毗召反、漢語抄云、驃馬、白鹿毛也、赤驃馬、赤鹿毛也、黃馬同上、黃白色馬也、

〔箋注倭名類聚抄七牛馬毛〕續日本紀、靈龜二年六月、伊史伊麻呂等、獻新羅國紫驃馬二匹、紫驃馬、卽赤驃馬也、原書馬部云、黃馬發白色、按廣韻、驃馬黃白色、則疑源君引唐韻、誤爲說文也、

〔倭名類聚抄十一牛馬毛〕騮馬。。紫馬附　毛詩注云、騮、音留、漢語抄云、騮馬、鹿毛也、烏騮、黑鹿毛也、黃騮、赤栗毛也、紫騮、黑栗毛也、赤身黃鬣馬也、唐韻云、騟、羊朱反、辨色立成云、紫馬、栗毛也、紫馬也、

〔箋注倭名類聚抄七牛馬毛〕按上條引漢語抄云、騮馬、鹿毛馬也、此引云、騮馬、鹿毛也、其說不同、可疑、又按、騮是赤身黃鬣、當訓栗毛、然則紫騮當訓赤栗毛、烏騮當訓黑栗毛、黃騮當訓白栗毛、黑鹿毛見空物語吹上下卷、新撰字鏡、驃、赤久利介、又黑栗毛、見東鑑文治二年十月及五年五月條、魯頌駉毛傳、秦風小戎鄭箋、並作赤身黑鬣曰駵、按玉篇云、駵、赤馬黑鬣、又云、騮紫騮馬、廣韻云、駵赤馬黑髦尾、又云、騮、騂騮周穆王馬、二字不同、然說文云、騮赤馬黑髦尾也、無駵字、段玉裁曰、說文騮字、當作駵、五經文字有駵無騮、又漢書地理志華騮作華駵、顏師古急就章注云、赤馬黑髦曰駵、駵字或作騮、音義同、慧琳音義引毛傳作騮云、亦作駵、則知騮卽駵字之俗、故源君引詩注作騮、玉篇廣韻分爲二字、非是、栗毛見法隆寺資財帳、及東鑑壽永元年條、馬名台、白糸之栗毛、卽是廣韻同、按玉篇騟、紫色馬、孫氏依之、

〔源平盛衰記三十七〕義經落鵯越幷畠山荷馬附馬因緣事

畠山ハ赤威ノ鎧ニ護田鳥毛ノ矢負ヒ、三日月ト云フ栗。毛。馬。ノ太逞シキニ乘タリケリ、此馬鞭打ニ三日ノ月程ナル月影ノ有ケレバ名ヲ得タリ、

〔太平記九〕六波羅攻事

爰ニ六波羅ノ勢ノ中ヨリ、年ノ程五十計ナル老武者ノ、黑絲ノ鎧ニ五枚甲ノ緖ヲ縮メテ、白。栗。毛。ノ馬ニ、青總懸テ乘タルガ、馬ヲシヅ〳〵ト步マセテ、高聲ニ名乘ケルハ、〇下略

〔倭名類聚抄十一牛馬毛〕驪馬。。　毛詩注云、驪、音離、漢語抄云、驪馬、黑毛馬也、純黑馬也、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬毛〕馬名合、烏玉黒、萬葉集大伴郎女和藤原麻呂歌、夜干玉之黒馬、雄略紀歌、農播拕磨能柯彼能矩盧古磨是也、魯頌駉毛傳作驪、黒曰驪、說文、驪馬深黒色、

〔新撰字鏡 馬〕騧 古華反、黄馬黒喙也、淺黄也、馬黄白色也、騧奈夫佐乃馬、又馬者、

〔倭名類聚抄 十一牛馬毛〕騧馬　爾雅注云、騧 音花、漢語抄云、騧馬、鹿毛馬也、淺黄色馬也、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬毛〕鹿毛馬見法隆寺資財帳、馬名合、木下鹿毛、即是新撰字鏡、騧、奈夫佐乃馬、釋畜郭注、作今之淺黄色者爲騧、說文、騧、黄馬黒喙、

〔續日本紀 三十稱德〕寶龜元年八月庚寅朔、遣若狹國目從七位下伊勢朝臣諸人、內舍人大初位下佐伯宿禰老等、奉鹿毛馬於若狹彥神、八幡神宮、各一匹、

〔保元物語 二〕白川殿義朝夜討被寄事
爰ニ安藝守ノ郞等ニ、伊勢國ノ住人山田小三郎伊行、○中略　鹿毛ナル馬ニ黒鞍置テ乘タリケリ、

〔倭名類聚抄 十一牛馬毛〕騅 葦毛附　毛詩注云、騅 音錐、漢語抄云、騅馬、鼠毛也、　蒼白雜毛馬也、爾雅注云、葭騅 今按、葭者、蘆初生也、吐敢反、俗云、葦毛是、　青白如葭色也、

〔箋注倭名類聚抄 七牛馬毛〕馬名合云、久留志木鼠毛、即是、騅、毛傳作蒼白雜毛曰騅、釋畜同、說文、騅、馬蒼黒雜色、郝懿行曰、以六書故云徐本作黒推之、知唐本必作白也、○中略　按、詩大車毛傳、葭蒼也、盧之初生者也、此注蓋本之、馬名合云、何葉葦毛即是也、葦毛又見日本紀略天延二年閏十月條、釋言、葭、騅也、郭注、詩曰、毳衣如葭、葭草色如騅、在青白之間、此所引蓋舊注也、說文、剡萑之初生、一曰薍、一曰騅、按剡一名騅者、葭之初生如騅之蒼白雜色、故名、轉注葭初生亦謂之騅、再轉注謂凡蒼白雜色爲騅、釋言、葭騅、即釋毛詩毳衣如葭、是也、則所言葭騅、非謂馬毛色、此所引爾雅注皆宜刪、唯可證謂葦毛馬、爲騅馬者、猶青白色名葭又名騅也、

〔平治物語 一〕從六波羅紀州被立早馬事

和泉ト紀伊國トノ境ナル鬼ノ中山ニテ、蘆毛ナル馬ニ乘タル者、早馬ト覺シクテ揉ニ揉テ出來タリ、是ハ惡源太ガ使カト、皆人色ヲ失フニ、源氏ノ使ニハアラズシテ、六波羅ヨリノ早馬也、

〔源平盛衰記 二十七〕信濃横田川原軍事

上野國ノ住人、西七郎廣助ハ、火威ノ鎧ニ、白星ノ甲著テ、白葦毛ノ馬ノ太ク逞シキニ、白伏輪ノ鞍置テ乘タリケリ、

〔源平盛衰記 二十一〕小坪合戰事

重忠クマントテ打出ケリ、〇中略泥葦毛ノ馬ニ、中ハ金覆輪ニ、耳ハ白覆輪ノ鞍ヲ置キ、〇下略

〔倭名類聚抄 十一 牛馬毛〕赭白馬 毛詩注云、騢、音遐、漢語抄云、赭白馬、鴾毛也、赭 彤白雜毛馬也、爾雅注云、騢、今之赭白馬也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬毛〕鴾毛見東鑑壽永元年及文治五年條、按鴾字見鳥名鵐條注、騢毛傳、作彤白雜毛曰騢、按、釋畜、彤白雜毛、騢、毛傳依之也、說文騢馬赤白雜毛、謂色似鰕魚、

〔伊呂波字類抄 都 動物〕鴾ツキ

〔書言字考節用集 五 氣形〕駓ツキゲムマ 爾雅、黃白雜毛馬也、 騢同 桃花馬同 赭白馬同 名順和 月毛馬同 俗字、又用鴾字、誤矣、

〔平治物語 二〕待賢門軍附信頼落事

左衞門佐重盛ハ、〇中略黃鴾毛ナル馬ニ、柳櫻摺タル貝鞍オカセテ乘給ヘリ、

〔文正記〕甲斐總領千菊丸、其齡十有二、〇中略馬白駐シラツキゲ太逞、厥長六寸餘、

〔幽齋尊翁御葬禮記〕大なる香爐をわくに入てゆく〳〵沈香をわりくべたれば、異香四方にみてり、其次に靈公平生秘藏ありし月毛の駒に、ひたいに銀のすみとり紙を當、〇下略

〔源平盛衰記 四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

サラバ與一召レタリ、其日ノ裝束ハ、〇中略宿赫白馬ノ太逞ニ、洲崎ニ千鳥ノ飛散タル貝鞍置テ乘

タリケルガ、○下略

〔倭名類聚抄 十一 牛馬毛〕駱馬　毛詩注云、駱、音落、漢語抄云、駱馬、川原毛也、沙駱馬、黑川原毛也、白馬黑髦之馬也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬毛〕馬名合云、海河原毛、又河原毛、黑瓦毛見東鑑壽永元年正月條、及建久二年奉太神宮神馬毛付、小雅四牡、及魯頌駉毛傳、並作白馬黑鬣曰駱、按爾雅釋畜、禮記月令注、明堂位注、呂氏春秋孟冬紀注、及說文皆同、此作髦誤、

〔書言字考節用集 五 氣形〕騢カハラゲ黃白同色、駱同、順和名　川原毛同、俗字、又作瓦毛、

〔保元物語 二〕白川殿義朝夜討被寄事

中務少輔重盛○中略平、黃河原毛ナル馬ニ乘進出テ、○下略

〔明德記 中〕御所○足利義滿　其日ノ御裝束ニハ、○中略　御秘藏ノ大河原毛五尺ノ馬ト聞エシニ、○下略

〔總見記 十九〕播州被向御人數附從關東進名馬事

同月○天正七年四月　十七日、關東常陸國、多賀谷修理亮朝宗、星河原毛ノ御馬、長四寸八分、年七歲、太逞シキ駿馬、遙々奉上セ進上ス、

〔倭名類聚抄 十一 牛馬毛〕油馬　辨色立成云、油馬、黃毛馬也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬毛〕按、馬名合、有梅花粧毛、訓牟女乃八奈乃加須介、粧當是糚之譌、糟毛又見東鑑文治五年五月條、是條舊○天文本及伊勢本無、下總本、廣本有之、今錄存、伊呂波字類抄亦載之、

〔書言字考節用集 五 氣形〕鴇カスゲ的[illegible]、驄白雜毛馬也、油馬同、順和名　霞毛同、俗字　糟毛同上、

〔殿曆〕天仁二年九月六日丁未、今日上皇○白河　御幸高陽院亭御覽競馬、○中略

三番○中略　右、右府生秦兼久、侯院人也、黑精毛、去手冬、中將白院給之、

〔倭名類聚抄 十一 牛馬毛〕騂馬附赤騂　唐韻云、騂、音征、漢語抄云、騂馬、赤毛馬也、赤騂、山鳥赤毛馬也、騂音辛、馬赤色也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬毛〕按漢語抄騂及赤騂、皆恐騂字之譌、騂即騂字、源君所見本誤从華作騂、故

以爲騂駋字、遂音華雖騂駋亦赤馬名、然須連言騂駋、不得單言騂、則渡語抄本作騂可證也、音華者誤、馬名合云、山葉耕、卽是、雄略紀赤駿訓阿加牟万、萬葉集卷四、天皇賜海上女王御歌有赤駒、又山上憶良哀世間難住歌有阿迦胡麻、廣韻同、毛詩魯頌、有騂有騏、注、赤黃曰騂、尙書洛誥、蒸祭歲、文王騂牛一、武王騂牛一、明堂位周騂剛、周禮草人凡糞種、騂剛用牛、注、故書騂爲挈、杜子春挈讀爲騂、謂地色赤而土剛強也、說文新附、騂、馬赤色也、按說文、無騂字、有垶字、云赤剛土也、則知轉注赤剛土之垶字爲赤馬、後从馬作騂、俗書譌作騂、又轉以騂爲牲赤色、又爲赤剛土字也、

〔萬葉集五雜歌〕山上臣憶良哀世間難住歌
世間能、同弊奈伎物波、(中略)阿迦胡麻爾、志都久良宇知意伎、(下略)

〔倭名類聚抄十一牛馬毛〕戴星馬　爾雅注云、白顚、一名的顙、俗呼爲戴星馬、(和名宇比太非、能無、)

〔箋注倭名類聚抄七牛馬毛〕釋畜云、駒顙白顚、郭注云、戴星馬也、毛詩正義引舍人云、的、白也、顙、額也、額有白毛、今之戴星馬也、此所引蓋舊注、秦風有馬白顚、毛傳、白顚、的顙、易說卦傳爲的顙、說文的作馰、云、馬白額也、東鑑建久二年條、有久利計己比太比、恐宇比太比之訛、己字宇字草書甚似、

〔書言字考節用集五氣形〕白顚馬(毛詩註、額有白毛、今謂之的顙、)戴星馬(同)　月額馬(同)　驖(唐韻、馬額白也、)騢(同)　騅(同)　戴星馬(同又云、白顚)馬、

〔嬉遊笑覽四武事〕的顱といふ馬は、額に白點あるを云と(通俗三國志によりて也)心得て、繪などにかけり、(中略)又的顱は、晉書庾亮傳、初亮所乘馬有的顱、殷浩以爲不利於主、勸亮賣之、亮曰、有己之不安而移之於人、浩慙而退、さて字彙をみるに、的顱馬首飾、又呼的顱紅點也、又黑也など見えたり、盧は黑きをいへば、黑點といへる然るべき歟、いづれにも白點にはあらず、

〔書言字考節用集五氣形〕騂(黃色之馬)鴾毛(同俗用此字謬)

〔吾妻鏡十一〕建久二年八月十八日甲午、此間人々所進馬被立于新造御厩、(中略)

一疋鴾毛　小山左衛門尉進

〔大坪本流馬道秘書 體術〕乘初〈正月〉ニ駕馬ハ、青毛、栗毛、雲雀毛、右ノ馬ヲ乘ベシ、

〔倭名類聚抄 十一 牛馬毛〕落星馬　楊氏漢語抄云、落星馬、〈保之豆岐乃宇萬〉

〔書言字考節用集 五 氣形〕驙（ホシツキノムマ）　落星馬〈同、和名〉

〔倭名類聚抄 十一 牛馬毛〕駺馬　唐韻云、駺、〈音狼、漢語抄云、宇之路比宇麻、〉馬尾白也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬毛〕廣韻同、玉篇、駺馬尾白、按爾雅釋畜、尾白、駺、郭注、但尾毛白、顧氏孫氏並依之、按說文、驝、一曰、白髦尾也、是驝即駺、而說文无駺字、蓋古作狼、爾雅釋文云、駺本多作狼、藝文類聚引爾雅、正作狼、

〔倭名類聚抄 十一 牛馬毛〕駮馬　說文云、駮、〈補角反、駮馬、俗云、布知無萬、〉不純色馬也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬毛〕下總本俗人云作和名、按古事記有天斑馬、神代紀作天斑駒、則布知无万非俗語、然廣本亦作俗云、則作和名者、恐係後人所改、又按馬名合云、無底井淵、借淵爲駮、則布知不濁呼、可證、今俗呼夫知、非是、○中略 按原書馬部云、駮、馬色不純、玉篇廣韻並同、此作不純色馬、恐非許氏之舊、那波本駮作駁、與原書合、按說文又有駁字云、獸如馬、鋸牙食虎豹、是駮駁二字不同、此作駁爲是、漢楊孟文石門頌碑、駮作駮、荀子大玄經史漢諸書多以駮爲駁、玉篇亦云、駮今作駁、則混用已久、源君引說文、多字體或從俗寫、故此亦作駮也、其作駮者、那波氏所校改、

〔古事記 上〕天照大御神坐忌服屋而、令織神御衣之時、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而所墮入時、天衣織女見驚而、於梭衝陰上而死、〈訓陰上云富登〉

〔古事記傳 八〕天斑馬、和名抄に駮馬俗云布知無萬（フチムマ）、說文云、駮不純色馬也、〈布知を俗云とあれども、俗稱にはあらじ、〉また驓馬、爾雅注云、四骹皆白曰驓、俗云阿之布知と云り、後世には夫知（ブチ）と濁て云ども、凡て首を濁言は古は無ければ、布を清べし、今世にも淸て云處も有となむ、○中略 書紀には即斑駒と書れた

り、さて御國には本牛馬はなかりしを、百濟國より渡し奉たる物ぞと云説あれども、後漢書にも、御國には牛馬なしと云り、此にかくある上に、八千矛神の所にも、御馬のこと見え、保食神(ウケモチノ)の項に、化爲牛馬こととも書紀に見えたるをや、此說馬は鹿を云など云るは、云に足ず、

〔倭名類聚抄 十一 牛馬毛〕驓馬(踏雪馬附)　爾雅注云、四骹皆白曰驓、音僧、俗云、阿之布知、骹謂膝以下也、四蹢皆白曰騚、音前、蹢、蹄也、俗呼爲踏雪馬、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬毛〕按四骹皆白驓、四蹢皆白騚、是釋畜正文、郭璞注、骹膝下也、又注騚云、俗呼爲踏雪馬、無蹢蹄也之文、此所引蓋舊注也、又郭本爾雅唐石經宋板本以下諸本、騚皆作首、藝文類聚、初學記引亦同、蓋郭所據本作前、因字形相涉、誤爲首也、此引舊注作騚、其字雖俗亦可以證今本爾雅之誤、按玉篇云、騚、馬四蹄白、廣韻云、騚、馬四蹄皆白也、顧孫二家蓋依舊注也、又按、元雪牕書院所刊、郭注爾雅作騚、然郭注爾雅各本誤作首、則郭本作前、不从馬、與舊注所依本作騚不同、雪牕本作騚者、蓋後人依玉篇廣韻改、非郭氏之舊也、

〔書言字考節用集 五 氣形〕驔(ニケノムマ 毛詩)(同)鼠毛馬　驓(ヨツシロ 順和名、四蹄皆白馬也、)(同)騚　(同)蹈雪(爾雅註)　騚(ツマシロ)(同)驓

〔安齋隨筆 二十〕一二毛の事(○註略)

大坪流傳書

好玄曰、雲雀毛火性と候はふゑんに存候、そのゆへは、かすけとびばり毛とは、此二毛何ノ馬にもさす毛にて候得ば、性有間敷と存候、

高忠秘傳書ノ相傳　二毛とはにたり毛と書候、此秘傳はさる毛に似たりよりての事と云々、見ゑりやうは毛色のやうはをなじやうなりへのこあかきはさる毛と云と云々、毛かはるなりと云々、

刃毛と云は、又飛々ふぢあひのにきあひたるやうなるを刃毛と云、是をば文字には二毛とか

やうに書候と云々、此にげなど、申事を、陣にきらふやうなる事を、みやうせんと是をも云成、

〔源順馬名合〕一番左　山葉栚ヤマノハノアケ　右　木下鹿毛コノシタカケ　二番左　海河原毛アマノカハラケ　右　比佐加多の月鹿毛ヒサカタノツキケ　三番左　葦原鶴駮アシハラツルフチ　右　何葉葦毛ナニハ乃アシケ　四番左　安佐千不之虎毛アサチフ乃トラケ　右　白糸之栗毛シライトノクリケ　五番左　烏玉黒ムハタマノクロ　右　綠乃背見トリ乃アヲ　六番左　神人之懸木綿鹿毛カミヒトノカケツルユフカケ　右　相坂木綿付鳥毛アフサカノユフツケトリノケ　七番左　梅花粧毛ムメ乃ハナノカスケ　右　久留志木蘭毛クルシキニヽケ　八番左　海乃積磯栗草アマノツムイソナクサ　右　天奈留鶴鹿毛アメナルヒハリケ　九番左　無底井淵ソコヒナキフチ　右　海乃多久奈者返留淵アマ乃タクナハノクリケ　十番左　和多都美乃腹白和タツ見ノハラシロ　右　千者也不留神黒チハヤフルノカミクロ

○按ズルニ、右引ク所ノ源順馬名合ノ歌ハ之ヲ省略セリ、

〔吾妻鏡十二〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等、欲歸洛之間、自政所賜祿物、行政、仲業、家光等、奉行之、其上有別祿、馬十二疋云云、

自幕下引給御馬

一疋おほくりげ　一疋つきげ　一疋くりげこびたい

一疋さゝつきのひばりげ　一疋あくりくろ　一疋こかげ

一疋くろぶち　一疋くろ　一疋しらくりげ

一疋をほあしげ　一疋くりげきめびたい　一疋かげ

參河守被引馬

馬尺

一疋くろかわらげ　　一疋かげ　　一疋あをさぎかすげ
一疋くろ　　一疋あしげ　　一疋をばなあしげ〇下略

〔儀式八〕五月五日節儀
大輔進就位、丞一人騎馬、率走馬而進、大輔取牘奏親王以下及五位諸王四位諸臣以上姓名馬毛等、其詞云、其司乃其朝臣我其毛馬、親王稱二其官親王一訖還本位、

〔壒囊抄一〕馬ヲ一寸、二寸ト云ハ、何ト定ル事ゾ、凡ソ馬尺ト云ハ、四尺ヲ定テ、其上ヲ一寸、二寸、三寸、四寸、五寸、六寸、七寸、八寸ト云、八寸ニ餘ルヲバ長ニ餘ルト云、長ニ餘ル大馬モ多キニヤ、生食ハ五尺二寸アリケル也、四尺ニ足ヌヲバ駒ト云、是曲尺ノ尺也、四尺ヲ一尺トスルニハ非ズ、四ノ音ヲ忌ム故ニ、都テ尺ト云也、毛詩ノ注ニハ、六尺以上ヲ曰馬、又五尺以上曰駒云々、是ハ周ノ尺ナルベシ、周ノ一尺ハ曲尺ノ八寸二分トヤラン云ハ、毛詩ノ六尺ハ日本ノ八寸ノ馬ニ當ル歟、五尺以上ヲ駒ト云ハ、此方ノ尺ニ足ルマデヲ駒ト云也、ウルハシクハ、曲尺ヲバマガリカネト云ベキヲ、略語ニカネト云也、

〇按ズルニ、馬尺ノ事ハ、稱量部度篇丈尺寸條ニアリ、參看スベシ、

〔古今要覽稿禽獸骨度馬〇〕凡馬のたけは四尺を定とす、されば四尺あるをば尺といひ、それより一寸高きをば壹寸といふ、二寸あるをば二寸といふ、三寸、四寸、五寸、六寸、七寸、八寸、九寸とかぞへ、その上をば五尺といふ、伊勢家馬具其外記、馬方四尺の馬をばよのつねの馬とするがゆへに、是を小馬といひ、四尺五寸あるを中馬といひ、五尺を大馬といふ、馬醫穴喩度功そのたけをはかるには、鬐甲骨より前蹄の側地につく處までの寸をとり、四尺とも四尺五寸とも、その實寸にしたがひて稱するなり、たゞし四尺を定寸とするがゆへに、身内の度はみな四尺の馬にて定むることなり、たとへば鬐甲骨より百會まで二尺百

會より督強まで一尺二寸といふ類は、四尺の馬ならば別に論なし、五尺の馬にては、その高さを四にわりて一尺として、二尺あるひは一尺二寸とはかるなり、されば五尺の馬の髻甲骨より百會までは、實二尺五寸あるを猶二尺といひ、百會より督強まで一尺五寸あるを一尺二寸といふ也、餘は推して知べし、〇下略

〔安齋隨筆　二十〕一二毛の事

同書、〇大坪流傳書大坪にて馬ノ尺ヲナス物ヲ見ツエト云ワロシ、見ナシト云ベシ、又ココニアテ見ヲ斗物ヲバぶんきと云也、分木也、

〔本朝食鑑　獸十一〕馬

釋名、(中略)必大(平野)按、近世馬一歲稱當歲駒、二歲三歲四歲同稱駒、以齒之生而識之、至六歲而齒盡落、此俗稱換齒、至十二三歲、齒稱老、然尚壯、至六七十歲亦稀有之、

〔和漢三才圖會　三十七畜〕馬〇中略

馬三十二歲以齒知歲

一歲駒齒二　二歲齒四　三歲齒六　四歲成齒二　五歲成齒四　六歲肉牙生　七歲角區缺　八歲盡區如一　九歲咬下中區二齒臼　十歲同四齒臼　十一歲六齒臼　十二歲同二齒平　十三歲四齒平　十四歲同六齒平　十五歲咬上中區二齒臼　十六歲同四齒臼　十七歲同六齒臼　十八歲二齒平　十九歲同四齒平　二十歲咬上下盡平　自二十一歲次第齒黃至二十六歲咬上下盡黃　自二十七歲次第齒白至三十二歲上下盡白、

〔馬病治療書〕齒ノ事

馬ノ齒ハ、年齡五歲ニシテ全生ス、總數四拾枚アリ、其中餡齒二十四枚、前齒十二枚、及ビ餡齒ト前齒ノ間ニ生ズル犬齒犬齒ノ如ク鋭ク尖ルヲ以テ此名ヲ命ズ四枚、但シ壯馬ニハ犬齒ナキヲ常トス、乳馬初生ノトキ、已ニ内齒前齒ノ眞中ニ在ル二枚ヲ云フ萌生セリ、

馬生益
異形馬

第一歲ニシテ、前齒全ク萌生セント欲スル痕跡ヲ見ハス

第三歲ニ至ル、前內齒代リ生ズ、

第四歲ニシテ、中齒ル二枚ヲ云フ内齒ノ兩側ニア代リ生ズ、

第五歲ニシテ代齒全ク備ル、

第六歲ニシテ、前齒表面ノ窪ミ、心ノ中齒ヨリ次第ニ消磨ス、其窪ミヲ徵候ト名ヅク、

第七歲ニシテ、其徵候漸ク消磨シ、隅齒假令ソノ徵候ヲ存スト雖モ、稍ヤ平匾ナリ、

第八歲ニシテ、隅齒ノ徵候モ亦全ク消磨ス、此時老馬ト稱ス、五歲以上ハ假令老練ノ者ト雖モ、ソノ年齡ヲ確定スルコト難シト云フ、然レドモ齒ノ形狀次第ニ變化シ、前齒漸ク圓ク、次ハ橢圓、終ニ三角ニ變ズルモノナレバ、全クソノ徵候ナキニシモアラズ、馬商人、時トシテハ、老馬ヲ以テ壯馬ニ欺カンコトヲ欲シ、齒ヲ製作スルコトアリ、卽チ前ニ云ヘル齒ノ徵候ヲ擬似センガ爲メニ、齒表ヲ窪メルナリ、然レドモ眞ノ窪ミニハ、ソノ周圍ニ白色圈アレドモ、人造ニテハ之ヲ擬似スルコト能ハズ、齒モ亦自然ンノ形狀ヲ異ニス、ソノ他年齡等ノ徵候ニ因テ、容易クソノ人造タルヲ知ルベシ、

〔鹽尻五十四〕一馬の一歲なるを駆音遭ツンといひ、二歲なるを駒ともいふ、我俗三歲四歲なるを駒と呼は非かと云ふ人あり、予〇天野信景おもふに、凡五尺以上の馬をすべて駒といふよし字書にあれば、二歲のみに限らざるにや、

〔鹽尻二十二〕一馬の一歲なるを駆音遭と云、二歲なるを駒と云、三歲なるを騑と云、四歲なるを駣と云、

〔倭名類聚抄十八毛群〕獸產〇中略　春秋題辭曰、馬十二月而生、

〔吾妻鏡十三〕建久四年七月廿四日戊子、橫山權守時廣引‑進一疋異馬、參‑營中、將軍覽之、有‑其足九、前足五、後

四是出來于所領淡路國國分寺邊之由、去五月之比依有告、乍惟召寄之旨言上、仰左近將監家景可被放遣陸奧國外濱云云、周室三十二蹄者、八疋之所企也、本朝一疋之九足、誠可稱珍歟、然而房星之精不足愛、令被却之於千里瀧桃、尤可爲笑者哉、

〔羅山文集十八記〕寄進東照大權現之馬角記

武州江戸有駿馬、斑駁連錢兩耳下有角、至春角解、不日又生、二十年來每歲如此、角長二寸餘、其端如栗稍屈曲、可謂奇物乎、〇中略今捧此馬角一雙、謹以奉進呈日光山東照大權現之齋庫、嗚呼比其謂寶雞、爲遼東之豕、表此寸丹、似鷹澗邊之毛者乎、

寛永十三年孟夏十七日、代阿部對馬守重次作、

馬種類 野馬

〔兼葭堂雜錄二〕甲斐國保坂の牧の馬、野飼の牛と交て出生せし者とて、頭は馬にして余身は牛なり、四足も左の爪は馬にて、右の爪は牛の如し、明和二年酉の正月甲斐國より牽來り、浪華に於て觀物とす、實に古今の奇畜といふべし、

〔本草綱目譯義五十一獸〕野馬　シレズ

馬ニ似テ馬ト違フ、故ニ野馬ト云、爾雅ニアリ、品類多シ、本邦ニテハツチノ馬ヲ野ニ牧飼ニスルヲ野馬ト云、ソレニ非ズ、

〔重修本草綱目啓蒙三十四獸〕野馬

和產ナシ、形ノ似タルヲ以テ名ク、本邦ニテ野馬ヤマト云ハ、尋常ノ馬ノ山野ニ在ルモノナリ、三種ノ松原、小金ゲ原等ニアリ、此トハ別ナリ、又山馬ト云モノ、華夷考廣東新語ニ出、又別物ナリ、

果下

〔下學集上氣形〕果下クワカ小馬異名也、其馬長三尺、乘之可過果下之低枝之下也、故曰果下、宋人荊公句云、呼童鞴我果下騮云云、

〔魏書百高句麗〕凡出三尺馬、云本朱蒙所乘馬種、卽果下也、

〔雲州消息下〕請案內

右明日行幸何時乎、馬俄相違、只有塞驢、奥州之所送進、聞其名、未見其實、願以沛艾云々、但果下之類歟、花厩之中定有細馬歟、被申事由、早朝可給、爲習控御也、謹言、

〔壒囊抄七〕明衡往來ニ、馬ヲ指テ果下(クハカ)ノ類ト云ハ何事ゾ、果下トハ小馬(マ)ノ異名也、其長ケ三尺也、仍テ是ニ乘テハ果子(クワシ)低枝(ナイシ)ノ下ヲモ過ツベシ、故ニ果下ト云ト云云、爰ヲ以テ宋人荊公ガ句云、呼童羈我果下騮ト作レリ、

〔日本紀略四村上〕康保二年六月七日丙午、於弘徽殿有競馳菓下馬之戲、

瑞馬

〔延喜式治部二十一〕祥瑞

神馬(龍馬、長頸、胳上有翼、蹈水不沒、澤黃、其色黃、狀如狐、背上有兩角、飛兎、日行三萬里、騕褭、赤喙黑身、日行三萬里、澤馬、白馬赤騣、白馬赤髦、青馬白髦、騊駼、狀如馬、出於北海、駃騠自能言語、○中略)　右大瑞

馬渡來

〔古事記中應神〕亦百濟國主照古王、以牡馬壹疋、牝馬壹疋、付阿知吉師以貢上、

〔政事要略五十五交替雜事〕馬牛事(婦女乘馬知男夫事、牧監秩限在此中、但通可見、八月七日、國飼馬事、在公務給復部、)

古事記云、百濟國主肖古王、以牡馬一疋、牝馬一疋、附阿知吉師以貢上、(此阿知吉師者、阿直史等之祖、)百濟王本系云、牡始此馬種蕃息於天下也、日本紀云、保食神已知(○知下、日本書紀有死字、)唯(○唯下、日本書紀有有字、)其神之頂化爲牛馬、日本決釋記曰、今案保食神已死、神之頂化爲牛馬、爰雖者云、倭國无馬牛事見書傳、故應神天皇之世、百濟進牛馬、自此而後倭國有牛馬、若本无牛馬者、古先君臣事杖策徒步乎、雄計天皇二年十月、天下安平、民無徭役、歲比登稔牛馬被野、(私案、神代有馬、又見交替雜田部、)

〔古事記傳三十三〕さて馬は、御國に神代よりある物にて、書紀欽明卷に、百濟の使人の國に還る時、良馬七十疋を彼國に賜ひし事さへ見えたるに、今返て彼より貢りしは、殊なる良馬にてぞありけむ、

〔秋齋間語三〕馬は其むかし唐土より渡りし時は、名をば耳のけだ物といふて、殊に希なりければ、

帝王の御けしきよき公卿大臣の外は拜領して乘る事もなし、されば良家と書てむまへとよむ事も此ゆへなり、日本紀万葉の所見分明なり、

〔日本書紀十應神〕十五年八月丁卯、百濟王遣阿直岐貢良馬二匹、卽養於輕坂上廐、因以阿直岐令掌飼、故號其養馬之處、曰廐坂也、

〔續日本紀七元正〕靈龜二年六月辛亥、正七位上馬史伊麻呂等、獻新羅國紫驃馬二疋、高五尺、

〔續日本紀八元正〕養老三年閏七月癸亥、新羅使人等、獻調物幷騾馬牡牝各一疋、

〔扶桑略記二十五裏書朱雀〕承平四年七月十七日、薩摩國唐馬一疋、(牝馬)(赤毛)牽進左大臣家、

〔太閤記十六〕遊擊將軍日本再渡の事

大明正使參將謝用梓龍岩、副使遊擊將軍宇愚兩人、小西攝津守同船にて、八月(文祿三年)○晦日、大坂に至て著岸せしかば、正使は羽柴備前中納言秀家所にて馳走申べし、副使は蜂須賀阿波守所にしてもてなし候へとなり、九月朔日御禮申上、大明の皇帝より御裝束紅葉衣(赤色)袖紫緋の大口、輸書を獻す、

生物○中略馬

〔板坂卜齋記中〕慶長四年の冬、○中略龍伯(○島津)も御禮被參、進物ムリヤウ十卷、朝鮮馬一疋(アチ)家康公路次の外へ迎に出、御同道數寄屋へ御連立、○中略馬は島津駮とて御秘藏にて、關ケ原へも召、駿府迄も十年餘被爲召候、

〔内安錄〕一享保より天明の間は、バルシヤ馬度々御取よせに相成、數多御用に相成に付、阿蘭陀甲比丹へ別段銅被下候、此馬は齋藤三右衞門御預、乘込棒飛の上覽もあり、房州峯岡牧へ父馬に御放し、今もバルシヤ筋といふ野子あり、方今騎戰調練も有之、或は神奈川本牧へ早乘等には、專要のものなり、阿蘭陀へ軍艦蒸氣船の御誂はあれども、バルシヤ馬の御誂をきかず、德廟騎戰の思

馬產地

召にて、此馬を御取寄になりしなるべし、

〔閑窻自語〕月薩摩貢琉球驢馬於關東事付先年貢大寬馬事

安永十年〇天明元年大國の汗血馬二疋を、關東へ異國より引かしめ、これもふしみをとほりしを聞きしに、たけ五尺あまりすぐれたる馬にて、まことに目をおどろかす、見物せし人のたてるうへに、馬の脊ありとなん、杜子美が詩に、胡馬大寬名ありといへるこれなり、

〔本朝食鑑〕獸十一馬〇中略

集解、馬以關東之產爲上、故奧常爲第一、信州、甲州、上下野州、上下總州次之、關西之產、劣弱不及也、近代九州有稍良者、就中薩州之產、高大强捷、不劣關西之產、或曰古來若斯焉、古者八月、信濃守奉勅、貢獻于駒六十匹、〇中略十七日貢獻於甲斐穗坂牧馬、二十日貢獻於武州秩父立野牧馬十六匹、常州小野牧馬四十匹、二十八日貢獻於信州望月牧馬二十匹、上野州馬五十匹、〇中略近世江都使御馬職官遣于武州府中、常之秋田、奧之仙臺、南部等地、擇良逸而市之、以奉京師、賜公侯以下、或入官厩也、

〔產駒地名錄〕安房國峯岡御牧之名

一ノ牧　二ノ牧　上ノ牧　下ノ牧　東ノ牧　西ノ牧　久保山　墨山　高根　宮山　丸井　飯森〇中略

小金牧者、寬政五年丑二月十九日、御納戶頭取岩本石見守殿掛りに而御改、佐倉牧者、同年六月十六日、同掛りに而御改、

下總國小金原御牧之名

上野　中野　下野　高田臺　中澤　印西　白子　鎌ケ井　流水　日暮　金ケ澤　所澤　千飼

藤ケ谷　小山　柴崎　馬柳　柏井　岩井　長澤　栗山　中根〇中略

佐倉御牧之名

內野　取香　柳澤　岩山　小間子　矢作　油田　大竹　飯中　小泉　吉岡　駒井野　櫻田

〇中略

陸奥國仙臺馬出所　領主松平陸奥守殿

三廻　若柳　花山　一廻　宮崎　川口　大瀧　西郡　市川　松倉　佐沼　登米　村岡　岩ヶ崎〇中略

同國南部馬出所　領主南部大膳大夫殿

奥戸　三戸　五戸　七戸　八戸　有戸　福岡　梅内　花卷　野田　千引　田名部　館崎

桐田　沖山　岩沼　岩泉　關口　梅村　二森　住谷　戸澤　相坂　岸山　新山　宮城野〇中略

同國津輕馬出所　領主津輕越中守殿

瀧野　村市　瀧野澤　坂牧　入内　長濱　田代　野米　白澤　筒井

同國三春馬出所　領主秋田信濃守殿

葛尾　早稻川　春山　江口　船引　西村　長谷（ナガタニ）　前澤　新田　津島　築館　大越　大原

同國二本松馬出所　領主丹羽左京大夫殿

福崎　梅澤　太田

同國棚倉馬出所　領主小笠原能登守殿　文化十五年四月、井上河内守殿

石住　富岡

同國會津馬出所　領主松平肥後守殿

關根　常盤　今泉　會津　山潟

同國白川馬出所　領主松平越中守殿

小沼　白川　石川　樋口　上郡

同國米澤馬出所　領主上杉彈正大弼殿

立石　赤湯　見谷内　高畠　玉川　米澤　高山　小雲　中山　小關　岩倉

出羽國秋田馬出所　領主佐竹右京大夫殿

横手　山根　能代　笹岡　久保田　角館　根木屋　長野　浦田　花館　扇田　湯澤　六鄕

大館　十二所　芝野　下杉　升島　鷹巣　笹森　最上　高關　戸島

同國最上郡新庄馬出所　領主戸澤主計頭殿

最上　小國　笹森

同國庄内馬出所　領主酒井左衞門尉殿

庄内　黒川　草津　升田(マスタ)　石田

常陸馬出所　領主水戸宰相中將殿　外ニ領主八大名在所府中、矢田部、土浦、笠間、宍戸、牛久、麻生、下館、

黒川　井關　香取　松井　森戸　川中子(カハナカコ)　横川　富岡　生瀨(イクセ)　中丸　大川

甲斐馬出所

鹿谷　小尾　下條　駒井　中條　藤田　小倉　黒澤　谷戸(ヤキト)

信濃松本馬出所　領主松平丹波守殿

石坂　佐野　飯森　更科　武石

尾張馬出所　領主尾張大納言殿

須原　畑中　金山　川村　野村　立花　瀨部　岩渡

越後長岡馬出所　領主牧野備前守殿

長岡　杉澤　黒木　小貫　川崎　大野　移島　柳野　藤島　高田　川井　麻生田　谷村

雄谷　山口　荷頃　矢島　大貫　輕井澤　一階

越中富山馬出所　　領主松平出雲守殿

館本　牲川　松瀬

越前丸岡馬出所　　領主有馬左衛門佐殿

丸岡　相谷　桃原　甲川

加賀金澤馬出所　　領主加賀中將殿

下立　西中　內山　縄又　横水　三階　下山　深見

紀伊馬出所　　領主紀伊中納言殿

涌谷　葛岡　黑木　津島　淸水　樋口　友ヶ島　沖ヶ島　中村

出雲馬出所　　領主松平出羽守殿

秋山　福村　高岡　眞山

薩摩馬出所　　領主松平薩摩守殿

末吉　福山　長島　吉野　寄野

右之外、駒の出る國々は、松前の箱立、伊豆の大島、三河、飛驒、美濃、(濃州ニテハ郡上ノ產を冝とす)能登、伯耆、隱岐、四國にては伊豫、土佐、九州にては薩摩駒を第一とす、肥後これに次ぐ、平戸五島等之駒は遙に劣れり、其外九州之內、處々より出るといへども、いづれも薩摩肥後之駒にはをよばず、薩摩には牧の數四十八ありといふ、

〔常陸風土記 行方郡〕麻生里、古昔麻生于潴沭之涯、圍如大竹、長餘一丈、周里有山、椎栗槻櫟生、猪猴栖住、其野出勅馬、口飛鳥淨御原大宮臨軒天皇(天武)之世、同郡大生里建部袁許呂命得此野馬、獻於朝廷、所謂行方之馬、或云茨城之里馬非也、

〔新編常陸國誌 六十 土產〕馬

延喜兵部式云、諸國馬牛牧、常陸國信太馬牧云々、右諸牧馬五六才、牛四五才、毎年進ニ左右馬寮一各備ニ梳刷剉、信名抜ニ、信太郡ノ馬牧トハ、所謂小野御牧ニテ小野郷ニアリ、今ハ河内馬ニ入ル、馬ヲ牧フコト廢セリ、弘安ノ太田文ニハ南野牧アリ、今土人ノ稱セル南野庄ニアリ、コレハ公家ノ御牧ニハアラズ、領家ノ庄牧ト見エタリ、コノ牧モ今ハ廢セリ、水戸義公命ジテ、多珂郡大能ノ廣原ニ馬牧ヲ置ル、

〔近江國輿地志略土産九十七〕大津馬

大津驛の駄馬なり、百五匹の定なり、天智天皇大津の宮を造らせたまふとき、大津馬飛驒の材木を運しこと、近江風土記の脫簡に見へたり、爾來大津馬と號し、和歌にも詠せり、理なる哉、彼鎌倉の生食といへる馬も近江より出たり、新六帖爲家の歌に、關越て暮ればかへる大津馬おのがひとつれ道いそぐなり、今土俗、老さらばへたるを、大津の馬のおひからしといへるも、舊き俚言なるべし、

〔下野國誌國産名物十二〕牧馬

兵部省式に、下野國朱門牧馬とあり、さて朱門と云所は、今はなし、山口安良が云、朱門は朱間の誤字にて、都賀郡赤間ならんといへり、さてまた右大將賴朝卿の召されし、生食(イケズキ)、磨墨(スルスミ)と云名馬は、當國査(ヒトマ)間の牧より出しといへど、査間は安蘇郡なり、或人は朱門は査間の誤ならんと云、然らば査間はもと疋(ヒトマ)馬の義か、または天皇に奉る馬と云義にて、査馬にてもあらんか、牧村も都賀郡にあり、考合すべし、

〔本草綱目譯義獸五十〕馬

一種土佐ゴマト云アリ、小ニシテ逹者也、土州ニ出、ヨクソダツ、穀ヲクハセズ草バカリクハス、又薩州ニ琉球ゴマアリ、土佐ゴマヨリ少シ大也、甚ツヨシ、鼻ノ下ニ長毛アリ、猫ノヒゲノ如シ、トサ

馬飼養法

ゴマノ類也、トサゴマノ漢名果下馬、馬ニノリナガラ、小木ノ下ニユキテ果ヲトル也、一統志、　雙脊馬同　果餡廣東　石馬同凡馬ノ小圍石也

〔土州淵岳志中 産物〕土佐駒

一名物ナリ、稻若水ノ木艸別集ニ、土佐駒ハ果下馬ト云トアリ、

〔本朝奇跡談下〕又同國土佐より小馬出る、是を世に土佐駒と云、是は彼國の馬なれども、片輪者といふ類也、抱而此國の馬、肝强く丈高く足强し、百數十里の道沓を打ずして江都に至り、足痛むの憂なし、彼國に限り小馬のみ有と心得る事甚誤りなり、彼小馬は所にては用ゆる事なし、馬口勞體の者に價にかゝはらずして遣すよし、

〔西遊雜記六〕日向大隅の二州にて、一家に女馬三疋も五疋も飼て、駒を數多出す國にて、九州すべて兩國の駒を用ゆる事也、兩國にては年毎に三千疋も產せると土人物語き、

〔國花萬葉記二十一〕薩摩國名物出所中略〇

牧駒マキノコマ

〔東遊雜記三〕松前には馬の數多ある所にて、少しき荷物にても馬に付る也、其馬を見るに日本の馬よりは小なりといへども、力至て强く、日本の馬の二駄も一疋にて付て、嶮しき山坂を越るに屈せる體更になし、汗抔の出る事見へず、しかも稱をうつと云ふ事をしらず、石原を通行せるに爪を損ふ事なし、御三所とも評判せらるゝには、此馬小なれども軍馬に用ひて然るべし、江戸にても人々の知らざるも不審也、海內を放レし遠國にて行程遙成ると、乘馬にならざる事の有にやと評せし也、

〔令義解八 廐牧〕凡廐、細馬一疋、中馬二疋、駑馬三疋、謂細馬者、上馬也、駑馬者、下馬也、各給丁一人、穫丁毎馬一人、謂以馬戶丁充、其飼乾之日、不充穫丁、但於採木葉者、不可每馬充一人、此須兼口而量充、即依下條、番役之外、亦輸調草、是也、日給細馬、粟一升、稻三升、謂稻者、半穀米、故稲升也、豆二升、

鹽二勺、中馬、稻若豆二升、鹽一勺、擬馬、稻一升、乾草各五圍、木葉二圍、周三尺爲圍 青草倍之、謂倍於乾草也 皆起十一月上旬飼乾、四月上旬給青、○中略

凡馬戶、分番上下、謂次丁次上也 其調草、正丁二百圍、謂若有水旱年實不登者一准調庸例、唯免其輸不免番役也 次丁一百圍、中男五十圍、

〔兵法一家言 一〕馬ハ元來野生ノ獸ニテ、草ヲ食ヒ水ヲ飲ミ、風雨ヲ承テ生長スルハ天性ナリ、然ルニ今時武家ニテ乘馬ヲ飼フヲ見ルニ、甚上品ニ過テ宜シカラザルコト多シ、故ニ馬モ亦習性ト成リ、奢慢リ、懦弱ニ爲リ、艱難ニ堪ルコト能ハズ、此等ノ天理ヲ說示スト雖モ、馬役等ハ己ガ寃貫ノ減少コトナルヲ以テ、種々虛托タル便計ノ論ヲ發シテ、予○佐藤信淵ガ敎ヲ毀コト甚シ、沼々タルモノハ天下皆是ニテ奈ントモスベカラザル俗習ナリ、其敎フベカラザルモノハ暫ク措置キ、眞實ノ武備ヲ修ンコトヲ欲スル者ハ、天性ノ自然ヲ心得テ、草ヲ以テ飼ヒ立ツベシ、試ニ見ヨ、田舍ノ小荷駄馬ハ、其形容瘦枯シテ見苦シケレドモ、人ヲ駕セテ疾ク遠行スルニ至テハ、其力ノ極メテ强キ者ナルコトヲ、又今世ノ厚養ノ乘馬ナル者ハ、御庭ヤ馬場ヲ平行スルニハ、踏正較穩カニシテ、甚立派ニ見ユレドモ、此ニ乘リテ篠竹荊棘等ノ滋蔓タル藪中ヲ通行センコトヲ欲シ、或ハ泥深ク草繁リタル沼澤等ニ乘掛リテ渡サンコトヲ欲シ、如何ニ叱テ鞭ツト雖モ、進ムコトヲ得ル者ニ非ズ、然ルニ野飼ノ藪ニ馴レ深田ヲ耕タル馬ナレバ、平然トシテ通行ス、此ヲ以テ察スベシ、今時ノ如ク飼ヒタル乘馬ハ、戰場ニ出テ必死ノ勝敗ヲ爭フトキニ臨テハ、何ノ役ニモ立ザルコトヲ、○中略 中古ノ時代ニハ、奧羽兩州ニハ、六貫一匹ノ軍役アリキ、六貫トハ、予ガ農政本論ニ說キタル如ク、唐渡錢六貫文ノ小役錢ト、籾六十石ノ租稅ノ出ヅル領地ニテ、今ノ世ナレバ金六兩ト糙米三十石ニ當ルベシ、此六貫文ノ知行高ヨリ、馬乘一騎ヅヽ出ス軍役ナリ、然ルニ今時ノ如ク、上品ナル飼料ニテハ容易ニ馬ヲ飼フコト能ハズ、千石以上ノ大身ト雖モ、馬ヲ持タザル家ノ

アル所以ナリ、故ニ我家ノ法ハ、野草或粃ヤ、稗藁糠ノ類ヲ用ヒテ、馬ヲ養ヒ、大豆等ヲ飼フコト無シ、然レドモ其馬ノ重キヲ乘セテ遠ヲ致シ、其力ノ强キコト、世上ノ大豆ヲ食テ奢侈ニ馴レタル馬ノ及バザルコト有リ、故ニ我家法ハ、乘馬ト雖ドモ、艱難ニ馴レシメンガ爲ニ、小荷駄ニ用ヒ、駄賃ヲ取テ以テ馬ヲ多ク飼フニ從ヒ、內證愈富饒ニ成テ、馬モ亦丈夫ナルコト甚シク、如何ナル艱處ヲモ、自在ニ奔走スルコトヲ得ル者ナリ、故ニ大身モ小身モ馬ヲ飼フニハ、質朴ナル馬役ヲ抱ヘテ、日々駄賃ヲ取シムルヲ常例トスベシ、此ノ如クスルトキハ、毎日ノ小使錢ヲバ、乘馬ノ駄賃ニテ賄フコトヽ心得居ルトキハ馬ヲ多ク飼フト雖ドモ、枉費アルコト無シ、馬ハ子立ヨリ踏ヲ掛ルコト無ク、素足ニテ使フベシ、松前ハ寒國ニテ、悉石地ナレドモ、藁ノ無キ處ナルガ故ニ、馬踏ヲ掛ルコト無シ、然レドモ未曾テ足裏ノ痛タル馬ノ有ルコトヲ聞ズ、總テ活物ハ全ク馴習ニ因者ニテ、平生踏ヲ用ザレバ、足ノ裏自然ニ硬ク成ルモノナリ、是翅ニ馬ノミナランヤ、人モ亦然リ、常ニ履ナク走行スル人ハ、足ノ裏ノ皮厚ク硬固ヲ見テ、其理ヲ會得スベシ、若又踏ヲ掛ザレバ、足ノ痛ム馬ナラバ、宜ク藥ヲ用フベシ、我家ニ金履傳ト名ケテ、足ノ下ノ皮ヲ硬クスル妙藥數方アリ、其中ノ一方ヲ斯ニ記ス、五倍子十匁、鐵粉十五匁、山藥十匁、密陀僧八匁、以上四品ヲ細末ニシ、鐵漿ヲ適宜ニ加ヘ、膏藥ノ如ク微火上ニテ煉リ、木綿布ヲ馬ノ迹ノ大サニ切リ、厚ク攤テ爪裏ニ貼シ、明日乘ルニハ、今日ヨリ、貼テ、踏ヲ掛置クベシ、如斯スルコト七八度モ貼トキハ、足ノ裏皆堅固ニ硬マル者ナリ、馬ハ平生三匹モ五匹モ同居同食セシメ、且其傍ニ牝馬ヲモ置キテ、能ク見馴レサスベシ、如斯セザレバ、馬ノ多集ルトキニ、或ハ咬合蹶合テ騷動シ、或ハ牡馬ヲ稀見ルトキハ、淫狂ヲ發スルコト有リ、馬ハ總テ乘馬ニモ小荷駄ニモ用フベキナレドモ、軍馬ニハ牡馬ノ强健ナルヲ用ルコト別シテ利益多シト知ベシ、又田舍ノ古諺ニ、馬ハ飼殺セ、使殺セト云フハ、信ニ至言ナリ、故ニ一日ニテモ休メ置タコト宜シカラズ、但餘リ骨折タル翌日ニハ、輕キ荷ヲ負セテ歩マ

スベシ、又其食物ヲバ澤山ニ飼フヲ良トス、野草ヲ第一トシテ、竹ノ葉、菽殼、雜木ノ若葉、藁等モ宜シ、時ニ麥稗黍等ヲ殼トモ煮テ喰シムベシ、豆ハ多ク與フルハ宜シカラズ、米糠亦然リ、又海河ノ藻モ甚好ム者ナリ、馬ハ自身ニ此ヲ世話シ、食物ヲ飼フモ、洗足スルモ、皆自ラ懇ニシ遣スベシ、或ハ乘リ或ハ牽モ、厚ク愛育シテ、使御ヲ常トス、斯ノ如クセザルトキハ、己ガ自由ニ成ラザル者ナリ、今時ノ武士ノ馬ヲ取扱フヲ觀ルニ、一向ニ其心得ノ無キヲ以テ、馬ヲ扱フコト馬夫ニモ劣レル、モノ多シ、假令バ乘ルコトハ上手ニテモ、扱フコトノ下手ナルハ恥ベキノ事ニ非ズ乎、皆是平生武道ニ心ヲ用ルコト無ク、唯馬夫ニノミ任セ置クガ故ナリ、又洗足ヲスルモ、平生ハ水洗足ニ仕付置テ、爪ノ根ト爪ノ裏トヲ念ヲ入レテ洗フベシ、但四五日ニ一度ヅヽ、上湯ヲ以テ大肩ヨリ總身ヲ能ク洗ヒ遣スベシ、又流レ川ニ四足ヲ浸スコトハ甚能ク、馬足ノ邪氣ヲ除クノ療法ニテ、馬ヲ壯健ニスルコト、湯洗足ニ勝レリ、若夫レ足ニ血ノ溜滯コト有リト雖ドモ休メテ置トキハ愈血溜滯テ、是不自由ニ成ル者ナリ、故ニ血ノ來ルコト有ラバ、針ヲ用ヒ、速カニ瀉血シテ、愈油斷ナク乘ルベシ、然レドモ保養ノ爲ニ乘廻スコトナルヲ以テ、其心得ニテ適宜ニ乘ルベキコト論ズルニ及バズ、

〔御法實鑑下〕畜養之事

畜ハ許六切養也　凡馬ヲ養ニ、冬ハ厩ヲ暖ニシテ南ニ面、夏ハ棚ヲ涼シテ北ニ面フ、頭ヲ平ニ繫ゲ、厩器ヲ潔淨ニセヨ、新草ヲ揀擇シ、豆穀ヲ篩簸ス、熟料ハ新水ヲ以テ浸淘シ、放冷シテ方ニ之ヲ食シム、其馬ニ飲セシムルニ、惟新水ニ宜シ、時ヲ以テセヨ、切ニ宿水凍料陳草沙石灰土蛛絲諸雜毛髮ヲ忌、若之ヲ食バ即瘦瘠シテ病ヲ生ズ、且夫日ハ則其形狀ヲ觀、夜ハ則其喘息ヲ聽、草料ノ多寡ヲ勘考シテ、疾病ノ有無ヲ詳察ス、溺清糞潤ハ則病ナシ、斯所謂ル畜養ノ道也、

又曰、凡馬ヲ御育スルニ、春夏ハ未明ヨリ騎テ馳驟ヲ慣熟シ、秋冬ハ日出ヨリ騎テ行驟ヲ調習ス、

且夫飲食時アルニアラザレバ、馬羸繁息ナシ難シ、晝ハ午申ノ時ニ槽ヲ進メ、夜ハ戌子寅ノ時ニ槽ヲ進ム、一日一夜ニ五次、四時其別ナシ、春夏ハ穀料ヲ減ジテ芻水ヲ增、秋冬ハ芻水ヲ減ジテ穀料ヲ益、御人日夜馬ノ側ヲ去ズ、其形狀ヲ察テ食料ノ多寡ヲ度レ、御人若志切ナラザレバ痞窒言コト能ズ、或ハ飽或ハ飢テ忽肥滿シ羸瘦ス、抑馬ハ飲食度ニ合ヒ、乘騎節ニ中リ、洗浴法ニ應テ而テ後ニ馳驟則アリ、三ノ者若其一モ缺ルトキハ、百馬ニ一モ繁息スルコト能ズ、學者意ヲ留テ子細ニセヨ、

又曰、凡牧養スルニ、未明ニ馬ヲ槽ラニ移シテ頭ヲ高ク繫ギ、馬刷ヲ以テ身體ヲ掃除セヨ、日々ニ洗浴ヲ失スルコト勿レ、若四蹄及ビ𩑛毛ノ上リニ瘀血生ゼントスルガ如キハ、洗浴ノ後速ニ食鹽ヲ傅ヨ、總テ洗浴足ザルトキハ、則氣血流通セズ、脈絡閉塞シテ身體詰屈ス、抑乘騎洗浴芻穀ノ三ノ者全ク調フニ非レバ、駿馬ト雖ドモ疾步スルコト能ズ、馭人心ヲ切ニセヨ、

〔牛馬定目留書〕寬政十一己未歲十一月、上杉樣衆より牧。馬。取。扱。方問合、箇條書江依。御沙汰。御答書附札書上候、　松尾紋左衛門

一十一月八日、卯ノ刻付、御用人方ゟ之御用狀到來左之通、

一筆申達候、上杉彈正大弼樣衆ゟ別紙之通問合之趣、江戶表ゟ申來候處、一體指圖いたし差越候儀者難。相成。事と被。存候得共、先心付之義共、附札仕、自分被。相越。候砌、持參可。被。申候、尤右書面之內、牝牡之處難。相分。被。存候、尙問合申越候間、被。相越。候節可。申達。候、是又爲。心得。申入候、以上、

十一月八日　御用人中

松尾紋左衛門殿

其御許樣御領內ニ而、牧馬之事者、御地も雪國之由ニ候得者、多分は放牧之馬共、皆以民家之厩江牽入候事之由、何月頃牧江相放、何月頃厩江牽入候事ニ御座候哉、

附札 當地牧馬之事、海邊之內、雪吹拂枯草多も相見得候程之場所は、四季押通置附ニいたし候、放牧も有之候、雪多降積冬置附難相成場所は、三四月草萌候頃見合、牧江馬共相放、九十月頃厩ニ牽入候、

一牧之廣狹ニ依而、放馬多少可有之、又草生之多寡ニも依可申、大凡積四月ゟ九月迄、日數百八十日、馬壹疋一日一坪ニシテ百八十坪、十二丁位之地江貳百疋位も相放可申哉、草ハ一箇年四度ハ萌可申候得共、雪國三度と見、馬壹疋一日三坪位之積ニ可有之哉、

附札 馬壹疋一日之喰草苅取與へと違、牧に而者、場廣ニ差積不申候ては不宜候、大凡三四丁四方壹疋之積ニシテ、竪貳里積、横壹里程之牧江馬貳百疋程放候積ニ御座候、右牧之內、風雨之節驅入凌候爲、木立又は谷合ニ而も、無之候而者不宜候、且水無之地者放牧ニ難成候、

一一日切ニ野牧等いたし候と違、四月ゟ九月迄牧ニ放置候而者、馬荒く、容易繫留がたき事ニは有之間敷哉、箇樣之手當者如何いたし事に候哉、

附札 放牧之馬は、如仰荒く相成候故、馬留土手柵之內見合、追廻し宜場所江、土手か柵を以、十間或者貳三十間四方之牧袋、一方口ニ補理、其口ゟ左右、追ヒ手向、箕ノ手形に土手柵を構、野取之節ニ至、土手陰ニ伏勢子備置、牧中散亂いたし居馬共、人數を以狩出し、右牧袋江段々追入、總追込ミ之上、袋之內ニ小牧袋を假柵に而仕切、一間程之口を明け、壯夫數人を撰み、袋之內ゟ小牧袋江五三疋ツヽ引分追出し、捕押繫留ル、

一牝牡之數は、牝馬何程ニ、牡馬何程之割合ニ放シ生育宜敷御座候哉、

附札 貳歲已上牝馬五七拾疋ゟ、百疋程之牧江、牡馬壹疋之割合を以放來候、

一冬分厩江入候節、厩ヲ大キにして、牡馬は合同ニ入置候事之由、何間位之厩江何疋程入置、飼料船等も大キにして、合同ニ喰候樣いたし候哉、是又何疋位何程之船ニ致候哉、

附札 冬中村里江預候ニは民一軒江壹貳疋宛預ヶ置候、厩ニ別段ニ大ニ致候ニも及不申候、舟は壹疋ニ付壹斗程入候、塌舟或者釣桶相用候、民間ニ而一日限之野放馬は、十疋廿疋も合同ニ厩江入置候も有之候、大概壹疋ニ付一坪半程之積ニも可有之候、船合同ニ致候而は、母子之外は爭ひの氣味有之、不宜物之樣相聞得候、勿論牝牡合同ニは入置不申候、

一懷胎之牝馬は放不申、厩ニ繫置候事ニ候哉、若亦其儘放置、野ニ而出產いたし候事ニ御座候哉、出產之砌、母馬子馬共ニ飼料各別之手當之者ニ候哉、

附札 懷胎之牝馬も、其儘放置、野ニ而出產致候、難產ニも無之候得ば、母子共別段手當ニも及不申候、村里江預置候馬者、多飼中出產候得ば、母馬江は干葉汁幷煮候大豆糠取交、七日中一日六七度宛爲相用、七八尺四方杭垣仕切いたし、母子七日程入置申候、尤產前、辛ミ之ものは忌ミ申候、且水飼不宜候得ば、子を荒し候事有之候、

一野ニ而致出產子馬共、秋厩江入候上、合同之內母馬相添入置候事ニ候哉、又子付之母馬は別厩江入置候哉、

附札 野取之上、母子相揃、厩江入置候、多者別馬共ニ合同も不苦候、

一貳歲之夏、是も牧江放置候哉、母馬江は生出ゟ何月位附置候事ニ候哉、

附札 貳歲之夏共ニ牧江放置候、母馬江者貳歲之土用後迄付置、秋ニ至、野取之上貳歲牽放候、

一乘馬仕候事は、心懸各別之事ニも有之哉、二才末秋ゟ厩ニ繫置候、三歲ゟ乘立可申と存候、

附札 乘馬ニ仕候は、貳歲之節、摠馬之內撰候而用候迄、當才二才迄、別段之仕込と申も無之、合同ニ致置候、貳歲末秋ゟ、厩江繫置、三才ゟ乘り立候、

一御地ニ而右牧馬所持之民、一軒何疋位立置、右牧馬前後常之通遣ひ候事ニ候哉、

附札 牧馬所持之民、壹軒何疋と難定候、田畑所持之多少ニ依、馬數持立不同ニ御座候、粟稗大豆

等多く作り出し候民は、其から糖等を飼料に用ひ候故、馬も多く持立候、大凡田畑打交三四反も耕候民は、壹軒ニ付馬壹貳疋も持立候、併野近之場所は、馬數に應じ、原野ニ而末秋ニ至、草苅干ニ而圍置、飼料足シニ用候故、右差積之外、馬數所持之者も間々有之候、稻過ニ耕候場所は、至而馬不足ニ御座候、
主用之牧馬は專ラ公用ニ付申付置候間、厩へ牽入置候節も、堅く違不申候樣申付置候、尤民間自分之野放馬前後輕荷ニ致勞遣候趣ニ御座候、

一牧之前後馬留之柵者、何れニ而も補理置候事ニ候哉、

附札 馬留之柵は、一間柱貳本迯り、高サ五六尺、根入貳三尺、或者三本迯り貫三通、尤野取之節追込、袋柵は如何ニも丈夫ニ致、高サ七八尺貫四通ニも致候、土手ニ而便利之場所は、高サ七尺、根幅八尺程築立候、袋土手は右ゟ壹貳尺も高ク不致候而は、馬共荒立難防御座候、且生來之垣ニ而、根通四五尺ツヽ堀廻候而、馬留致候場所も間々有之候、

一牧之場者、見渡之處江、馬番之者附置候迄に候哉、又者牧士樣之者、時々牧江入、馬共取扱候事等も有之者ニ候哉、

附札 牧場近邊見渡之處へ、馬番之者壹兩人宛申付、日々之樣、牧中爲見廻、爲見守候、右之外牧馬別當、并馬喰、馬醫等申付置、野放野取之節、万端吟味下知爲致候、牧馬生死等も見守之者ゟ其向々江爲訴出、時々馬數吟味爲致候、

一牧江狼入、牧馬を痛候事有之者之由、箇樣之防方如何仕候事ニ御座候哉、

附札 牧江狼入候而、馬を痛候事、間々有之候、其節は、鐵炮ニ而威し、或者討留、牛馬之死骸江毒藥を仕込ミ、餌を以□、□□壓、落穴等ニ而防候、

右之通、其御役筋江御達、委細御附札被成御教示被下度と存候、尤此外ニも心得ニ相成候箇條も

御座候はゞ、被仰知被下度存候、

九月　　上杉彈正大弼内　高橋平左衞門

右御答書、此度出府ニ付持參、御馬懸御用人中村左中方江差出候處、書取方思召相叶、其儘一箇條限御附札被成、末ニ至ヲ、別段御附札ニは放牧之場所其所、山野地理之樣子ニ寄、書面之通ニ難至義も有之趣、一箇條御書加へ、早速江戶表江御立詑遣候旨承之、

寬政十一年十一月　　松尾紋左衞門

〔蝦夷國風俗記　一〕牛馬之事

松前所在島一國は、牛馬を飼て野放しにかひ置なり、夏より秋は靑草枯草も有て食用に飢せず、仍而曠野曠陸に遊ぶ、冬に至りて雪ふりつもれば、雪中より秀る薄の蘊などを喰居るといへども、極寒の頃になれば、雪も大につもりて、薄の蘊も積る雪に埋りて、食物も絕ければ、濱邊に出て遠冲より波浪に打よせられたる海藻を拾ひ食ふ、土人其時を待て馬を取集て、雪のうへにやらひを結ひ、其内に飼置干草とて、每秋刈干て貯へ置たる蓬交りの芽を與へるなり、如斯の存在の手當なれども、馬の剛强なる事、日本の馬に比類なし、轡ももちひず、沓をかけず、山坂の岩石、磯邊河原等をいとわずつかへども、少もひるむ事なく、予天明丙午の七月下旬、喜古内といふ村に一宿せし時、宵より明日の乘馬を賴置けるに、翌朝になりて馬を牽來らず、よつて其ゆへを尋るに野にはなれゆきたりといへり、趣意をきくに、野放に飼置たる馬昨日捕へ置しに、彼馬手綱を切て山へにげ歸りたりといへり、夜中にげたればゆきがたしれがたきといふ、時に柚人來りて云、其馬二里程山奧の澤邊に居たると知らせたるによつて、いそぎまた捕へに遣したるよしいひける、暫過て彼馬を牽來りたり、予取あへず打乘て行先急ぎけり、道すがら土人の風儀を見るに、太古の風はかくもあるべきかとおもわる、也馬子壹人にて馬五疋繫ぎ連て牽往來するを見

るに、屈曲の山路にて人足も安からざる險組の山坂を往來するに難しとも見へず、また夫より
はるかに過て、濱邊に出て通りけるに、渚に飼馬と見へて、六七疋遊び見へたり、馬子予にいひけ
るは、暫く馬を駐て待居給はれと云て渚端に行く、予手綱を取て馬をとゞめて待居しに、彼馬子
渚端の馬を擒廻し、よく見て戻る、予不審におもひ、其故をとふ、ときに馬子云、某の馬二十日計以
前に、野放しに仕置たるが未見へず、よつて渚端の馬某が馬に能似たるゆへ扁と捕へ見れば、某
が馬にあらずといふ、予失ひたるかと問へば、馬子云、もし熊にとられたるか、生てだに居ば終に
はいつか尋ねあたる也といへり、

〔明良洪範八〕神君、藤ノ森ノ御屋敷ノ厩破損シケル、加々爪隼人新造セント申上ル、上意ニ兩端ヲ
バ其所計リ防ギ置、壁崩レナバ其所計土付ヨ、破レヌ所ハ其儘置ベシト也、隼人又申上ルハ、今上
方ノ諸侯夏ハ蚊帳ヲ釣リ、冬ハ布團ヲ著セテ馬ヲ愛セラル、御家ノ厩ハ戸口ニ菰筵ヲ下ゲ候、餘
リ麁末也ト云ケレバ、武士ノ馬ヲ畜ハ用立所專一也、外見ヲ飾ルニ及ズ、予ガ菰筵ヲ掛テ畜ヲ馬
ト、他家ノ蚊帳ヲ釣テ畜フ馬ト、何レカ勝ルト思フヤ、險阻ヲ乘リ、川ヲ渡リ、堀ヲ越エ、極寒極暑ニ
モ疲レザルヲ能シトス、夫ハ常々畜樣ニ有事也、馬ヲ畜フ事、上方風ニ習フ事ナカレト宣ヒシト
也、

〔明良洪範十一〕信州ノ人曰、常ニ米ノ葉ヲ喰フ馬ハ、冬野ニ放チ置キテ、脊ニ霜カヽレバ忽チ消ル、
常ニ粟ノ葉ヲ喰フ馬ハ、脊ニカヽル霜暫時消ズト也、信州ハ至テ寒國ナレバ、カヤウナル事有ヌ
ベシ、米ノ德アル事、今更イフベクモアラズ、

〔倭名類聚抄十一牛馬病〕脊瘡　陶隱居曰、瓥有九種、柔瓥、疵馬脊瘡、俗云多胡

腹瘇　伯樂曰、馬腹瘇、俗云多知波禮、今案、瘇即腫字也、無病直立腹下腫是也、遣人騎行、則汗出卽差、

脚病　伯樂曰、脚病、俗云阿奈岐知、馬有此病、則欬嗽、衣毛焦折、前足重不能行、

腹轉病　伯樂曰、腹轉病、〈俗云波良夜無〉馬有此病、則起顧開腹、又有腹結病、馬有此病、則臥起腹脹汗出、

䮤　唐韻云、䮤、〈抄利反、與緻同、俗云太利〉馬脚屈重也、

〔塵袋四〕一馬ノ足ノ病ヲタリト云フハ足ノ字歟、足ヲハタレリトモ、タリトモヨメバ、サモアリヌベケレドモ、䮤ノ字ヲ用フ、馬脚ノ屈重也ト釋セリ、

〔御法寶鑑下〕五勞之事

五勞ハ筋勞、骨勞、皮勞、氣勞、血勞ヲ謂也、筋勞ハ久歩スルニ因テ之ヲ得、其狀終日驅馳シ放テ騣バザル者是也、其病タルヤ、則血踏間ニ凝滯シテ痛テ氣ヲ凌グ、骨勞ハ久立スルニ因テ之ヲ得、其狀騣ト雖モ、而モ時ニ起ザル者是也、其病タルヤ、則癰腫ヲ發ス、皮勞ハ久汗シテ乾ザルニ因テ之ヲ得、其狀騣テ起ト雖モ、而モ毛ヲ振ザル者是也、其病タルヤ、肤脊之ヲ摩バ熱スル也、氣勞ハ汗未息ザルニ乘燥テ飲ヲ飼ニ因テ之ヲ得、其狀毛ヲ振ト雖モ、而モ卽噴氣セザル者是也、其病タルヤ、苦氣シテ宣通セズ、緩ク之ヲ繫テ櫪上ニ芻草ヲ遠クベシ、乃噴也、血勞ハ驅馳節ナキニ因テ之ヲ得、其狀噴氣スト雖モ、而モ卽溺セザル者是也、其病タルヤ、則發テ强テ行、高ク之ヲ繫テ飲食セシメズ、少時タスレバ乃大ニ溺スル也、

七傷之事

七傷ハ寒傷、熱傷、水傷、飢傷、飽傷、肥傷、走傷ヲ謂也、寒傷ハ冬月宿水ヲ飲シ、寒處ニ繫ニ因テ之ヲ得、其病馬ヲシテ毛燋テ塵ヲ受シムル者是也、熱傷ハ暑月ニ乘騎過多シ、時ナラズシテ飲食スルニ因テ之ヲ得、其病馬ヲシテ煩躁悶亂セシムル者是也、水傷ハ騎コト速ガ故ニ、便停滯ヲナシテ散ゼザルニ因テ之ヲ得、其病馬ヲシテ腸胃ニ積聚ヲ結シテ、病ヲ成シムル者是也、飢傷ハ馬飢コト蹙ナルニ、更ニ大走セシメテ、喘息未定ザルニ、爭然トシテ飲食スルニ因テ之ヲ得、其病馬ヲシテ

心脾ノ氣結シ、草料消セザラシムル者是也、飽傷ハ飽トキニ乘騎シテ再便飲食セシメ、馬草ヲ喫コト太猛ナルニ因テ之ヲ得、其病馬ヲシテ腸胃ニ積聚シ、糞行遲澀ナラシムル者是也、肥傷ハ馬膘大ニシテ力行スルニ因テ之ヲ得、走傷ハ馬極テ走コト大過スルニ因テ之ヲ得、二ノ者ハ皆馬ヲシテ肉斷脂消氣積ザラシム、

〔圓流騎馬法四〕療治之卷

一揔而馬の病は二しやを以ておこる物也、此は此はじめは一つには物飼所、一つには乘つからす所を以て、二しやと云ふなり、又云、二しやと云ふは呂律の二つ、是を以ておこる、乘人息合をもちらず曲する時に、くどく、蓄わきまへもなく、心にまかせ乘ば、彌曲さかんに成、息はつまるゆへ、其曲なをらず、息の病と成、それより四百四病のやまひ出る也、依之息合を大事に乘ば曲もなをり、息もつまらぬゆへに、病出ぬ物なり、口傳有、

〔令義解八廐牧〕凡官畜應請脂藥療病者、所司預料須數、毎季一給、(謂官畜者、馬寮之畜也、所司者、左右馬寮也、言應請脂及藥療治廐馬病者、馬寮預料數中官、官部毎季一給、其牧畜者、不在此例、)

〔壒囊抄七〕馬藥師ヲハクラクト云何ゾ、文字如何ニ、

伯樂ト書ク、是古人ノ名也、〇中略近比ハ小河ノ乘澄コソ、無雙ノ伯樂ニテ、安驥ト云名書ヲ作ラレケル也、彼文頗ブル名物ナレバ、甲乙(エトカイ)飼ノ秘藥許リ注シ侍リ、

春三箇月分

肝(木、王、スル、スシ、) 心(シン)(火、本苦子味甘、母味スシ、) 脾(ヒ)(ニガシ、仲人藥、) 肺(ハイ)(金、シハヽ、ユシ、仲人藥、) 腎(ジン)(水、本味シハヽ、ユシ、母味スシ、子味カラシ、)

夏三箇月分

心(火、王、ニガシ) 脾(土、本味アマシ、母味ニガシ、) 肺(金、アマシ、仲人藥、) 腎(水、スシ、仲人藥、) 肝(木、本味スシ、子シハヽ、ユシ、母味ニガシ、)

四季土用分

脾土、王、アマシ　肺金、本味辛、母甘、子味シハヽユシ、　腎木、カラシ、仲人薬、　肝木、ニガシ、仲人薬、　心火、木味ニガシ、母味アマシ、子味スシ、

秋三箇月分

肺金、王、カラシ　腎木、本味シハヽユシ、母辛、子スシ、　肝木、シハヽユシ、仲人薬、　心火、アマシ、仲人薬、　、脾土、本アマシ、子ニガシ、母カラシ、

冬三箇月分

腎木、王、シハヽユシ　肝木、スシ、母シハヽユシ、子ニガシ、　心火、スシ、仲人薬、　脾土、カラシ、仲人薬、　肺金、カラシ、母シホハユシ、子アマシ、

五臓薬分

酢天目七分水一盞入ベシ、苦辛一盞、甘草一分、煎ズベシ、甘草ノ代、串柹五キザミスル也、胡椒卅五粒磨テ用ベシ、胡椒ノ代、土薑（ツチハジカミ）五節キザミスル、鹽一盞煎テスルベシ、是ハ相加相剋ノ馬ニ可飼薬ノ分是也、　是ハ長六寸七寸ノ分也

一臓三味ニ可飼薬方

酢天目半分、水一盞入ベシ、三分二母味三分一、子味苦辛八杓、母味ハ三分二、子味三分一、串柹三ツ母味二、子味一、土薑五節、母味三節、子味二節、鹽銭十銭、母味七銭、子味三銭、是モ六寸七寸ノ馬之分也、此加減ヲ以テ、馬ノ大小ニ依テ、可飼者也、

内火薬

苦辛ヲカラフ也、次ニ女ノ付ル漿（カネ）、天目半分、赤子ノ糞、小土器一、夏子（カイコ）ノヒヽイルノコ二銭、是三色ヲ合テ、冷水ニテ飼也、キヨウタウヨリ、血ヲ出スベシ、能々頭ヲ冷スベシ、其後一身ヲ冷ス也、猶ヲ能モ不成、熊ノ井、榎子三程ヲ、水ニ能々ヲロシテ、夏子ノヒヽルノコ三銭、是二ツヲ合入テ、水天目七八分ニカキ立テヽ飼也、此等ハ尤最上ノ秘薬也、　瀧頂煎ジユハリノ様、鯉ヲ少ニ切テ、鰹一節、人参一分粉ニスベシ、鹽二合、古酒二升、水一升入テ、一時ニ煎テ、其汁ヲ茶碗ノ鉢ニ入テ、檀紙ヲ十二ニ切テ、青竹ニ懸テ、十二染干スベシ、次一竹ヅヽ竹ノ子ノ皮ニテツヽムベシ、是ヲ飼ハンニハ、大馬ナ

ヲバ一竹、小馬ナラバ半分、冷水天目八分ニ、此紙ヲヲロシテ、藥ニ合テ可飼、灌頂ノ眞言有也、亦灌頂ノ返藥ノ事、馬能成テ半時有テ、甘草一寸ヲキザミテ、藥袋ニ入テ、葱白根七筋、水天目一盃ヲ入テ、一盃ニ煎ジテ可飼也、於此書者、最上ノ秘藥也、敢テ不可聊爾ト云云、

〔圓流騎馬法四〕療治之卷

一尿結と云ふは、後肢をかゞめ臥て、おきる時はいぬふしにして、しばらく有て起聞のねをかき、又目たゝきをする事も有、

飼汁は昆布をあらいて、其汁にて可用、又葱茎を煎じて飼もよし、

一虫腹と云ふは右の二病より急にして、そりかゞみ尾をふり煩なり、虫の付たる所をかきせゞりをしてもだへおきふししげかるべし、此時はおはこを煎じて飼べし、

三段之藥

一牽牛子　一白朮　一莪朮　一大黃　一木香各壹兩宛　一苦辛貳分

右結馬強くば黃芩黃連を加へ、尿結には澤瀉木通を加へ、虫腹には胡黃連、苦辛、大、良香、葛根、槐白皮、各中周麻少加へ、

右細末して飼汁時によるべし、是もつよく熱したらば、大黃黃芩黃連を加べし、虫強くば右の藥に三稜を可加、尿結強くば猪苓を可加、

一内羅と云ふは、寒熱有寒にみゆる時は、毛たちふしよくし、なにともしれず煩なり、熱の時は耳たれ毛ふし煩ふ也、

藥之事

一良香　一細辛　一茯苓　一防風　一桂枝　一干姜　一縮砂　一川芎各等分

一五味子　一當歸各三分

伯樂

右調合してにごり酒にて可飼、又葱苳を煎じても可飼也、又内亂の時は、

一　一桂枝中　一防風大　一細辛中　一茯苓大　一滑石大

右細末して右の飼汁にて可用也、又引内羅には右の藥を川ゑびをすりて、にごり酒にてのべて飼べし、

〔安齋隨筆二〕一暑氣ニ乘ル馬ニ飼藥　戰場ニテハ未明ニ此藥ヲ飼ベシ

白朮（五匁、皮ヲ去、炒ル、）　藿香（三匁、其儘、但砂ヲ洗落ス、）　陳皮（五匁、白ミヲ去、）

右水三升と、蟶牛合ヲ加ヘ、一升ニ煎ジツメ、一合ヲ可飼、（但ヌカ前ニ飼也、）

一寒氣ニ乘ル馬ニ飼藥　同前

麻黃（十匁、其儘、キザミイル、）　防風（五匁、拵樣前ニ同、）　白朮（二十匁）　馬兜鈴（二十匁、其儘、）　木通（十匁、其儘、）

右二ツニ分ケ、水カゲン前ノ如シ、是ニモ蟶牛合入、呑セ樣同前、

〔甲陽軍鑑品第四十四十六〕馬の一藥の事、牡蠣散、馬のつちのさがりたるは上戸、あがりたるは下戸、蠣のからを七ケ、七度燒、度々藥の汁に付ては燒付てはやき、七日十日に十九度燒、能く粉にして栗毛、鹿毛、何も上戸の馬には酒にて飼べし、馬の舌よく〳〵洗ひてすりて飼べし、舌にぬる也、下戸の馬には水にて飼、又云、雉子の雌の足を取集めて、黑燒にして、せゝなぎの水にてのますべし、いかなる大事の頓病にもよし、

○按ズルニ、馬藥ノ事ハ、武技部騎術篇ニ在リ、

〔居龍工隨筆〕伯樂は、馬を守る星の名なるが故に、夫あづかる職の者を號くるなり、

〔康熙字典辰集中木〕樂（ハク唐韻、五角切、集韻、韻會、正韻、逆角切並音岳、（中略）ラク又唐韻、昔刀切音勞、廣韻、伯樂相馬、一作博勞、）

〔南留別志の辨〕ばくらうといふも、伯樂の誤りなるべし、

伯樂をはくらうとよみたるはよし、誤るにあらず、くとうと通ふは始に云り、

馬子

〔壒囊抄 七〕馬藥師(クスシ)ヲ伯樂ト云何ゾ、文字如何ニ、 伯樂ト書ク是古人ノ名也、昔漢朝七雄戰國ノ時ノ馬相人也、故ニ日本ニモ馬醫師ヲ伯樂ト云也、又伯樂ハ元ヨリ星名也、此星典二天馬一、仍相二馬者伯樂ト云、勇故ヘアル也、俗ニハクラクト云、和ゲテ云心ニヤ、又云誤ル歟、文選ニハ張里ヲムマクスシトヨメリ、然レバムマクスシト云ン時ハ、張里ト可レ書也、近頃ハ小河ノ乘澄コソ無雙ノ伯樂ニテ、安驥ト云名書ヲ作ラレケル也、

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年六月十八日辛未、武藏太郎秘藏馬一兩匹、於二宇治一中レ矢、其鏃込二身中一、于レ今不レ出之、愁雖レ不レ幾太辛苦、雖レ訪二諸人一、稱レ無二其治術一之由、生虜西面中有二友野右馬允遠久者一、飼レ馬之藝、可レ謂二古伯樂一、聞二此事一可レ治之由云云、武州頻入レ興、則引二送彼馬一之處、拔レ鏃療養、忽得レ愈也、珍事由世以謳謌云云、

〔一話一言 六〕武具要說の中に

一今川義元ノ家中ニ米マキト申ス伯樂、肢フリアシキ馬ノ筋ヲ切申候、

〔玉勝間 八〕馬子(マゴ)

西宮記に、馬子六人馬子四人など見えたり、馬につきたる者なり、今の世にまごといふはこれなり、

〔安東郡專當沙汰文〕一濱下者籠擲(コカラツ)日即下レ之、彼時馬子(マゴノ)酒(トナ)專當方五升出レ之、前々彼酒直料百文自(ヨリ)レ之云云、近代酒五升出レ之也、丁部等面々馬一疋口付一人宛出レ之、御粮俵餅俵等津湊、度々員下之間、湊漕丁部請二取之一、御船奉レ積レ之、

〔享保集成絲綸錄 四十五〕承應四未年三月

一馬士馬ニ乘候事、此以前ヨリ御法度ニ被二仰付一候處、猥ニ罷成候由被二聞召一候ニ付、芝口者札之辻ヨリ内、淺草口は駒形堂ヨリ内、其外下谷本鄉小石川牛込之御門、市ケ谷之御門、桃町之御門、赤

名馬

坂之御門ヨリ内、侍町者勿論、町中にて、馬かた、馬ニ乘候事、御法度候旨被仰出候間、少も違背不仕樣ニ、町中馬かた共に急度可申付候、若相背もの於有之は、其町之辻番之者相改、堅のらせ申間敷候、此上違背仕候はゞ、曲事ニ可被仰付候事、

一往行幷橋之上ニ牛馬立置申間敷候、荷物付候時は、かたわきにてつけ可申事、

三月

〔聖德太子傳曆上〕六年戊午夏四月、太子○厩戶命左右、求善馬、符諸國令貢、甲斐國貢一驪駒四脚白者、數百疋中、太子指此馬曰、是神馬也、餘皆被還、令舍人調子麿加之飼養、秋九月、試馭此馬、浮雲東去、侍從仰觀、麿獨在御馬之右、直入雲中、衆人相驚、三日之後、廻轡歸來、謂左右曰、吾騎此馬、躡雲凌霧、直至富士嶽上、轉至信濃、飛如雷電、經三越、竟今得歸來、麿汝忘疲隨吾、寔忠士也、

〔江談抄三雜事〕高名馬名等

赤六、穗坂、十七栗毛、懸地、烏子、尾白、榛原、翡翠、若栗、別栗毛、御坂、近江栗毛、三日月、本白、和琴、宇都濱、穗積、口精毛、鳥形、花形見、野口、宮橋、前黑精毛、後黑精毛、望月、宮城野里、尾花、弓差、蝶額、大甘子、小甘子、白栍、夏引、

〔源平盛衰記十四〕木下馬事

抑三位入道賴政ノ係ル惡事ヲ宮○高倉宮以仁王ニ申勸メ奉ル事ハ、馬故ナリ、嫡子伊豆守仲綱ガ家人、東國ニ有ケルガ、八箇國第一ノ馬トテ、伊豆守ニ進ラセタリ、鹿毛ナル馬ノ太逞ガ、曲進退ニシテ逸物也、所々ニ星有ケレバ、星鹿毛ト云ケリ、仲綱是ヲ秘藏シテ、立飼ケリ、實ニ難有馬ナリケレバ、武士ノ寶ニハ能馬ニ過タル物ナニカハ有ベキトテ、アダニモ引出ス事ナケレバ、木下ト云名ヲ付テ、自愛シテ飼ケル程ニ、或人、右大將○平宗盛ニ申ケルハ、伊豆守ノ許ニコソ、東國ヨリ究竟ノ逸物ノ馬出來テ侍ナレ、召レテ御覽候ヘカシト申、大將聽テ人ヲ遣シテ、誠ヤ面白キ馬ノ出來テ侍ル

ナル、少シ見度候ト云レタリ、仲綱コレヲ聞テ、暫ハ物モイハズ、良久有テ、御目ニ懸ルベキ馬ニハ侍ザリシカドモ、ケシカル馬ノ遠國ヨリ上テ、爪ヲカキテ見苦シゲニ候シ間、相勞ハラントテ、田舍ヘ下シテ候ト返事シケリ、人申ケルハ、一昨日ハ湯洗、昨日ハ庭乘、今朝モ坪ノ内ニ引出テ有ツルナリト申、右大將サテハ惜ムニコソトテ、重テ使ヲ遣ス、彼馬ハ、一定是ニ侍ル由承ル、サル名馬ニテ侍ルナレバ、一見ノ志計也ト謂レケリ、伊豆守ハ、我ダニモ猶見飽ズ、不得心ナリト思テ、猶モナシト答ケレバ、大將ハ負ジト、一日ニ二度三度使ヲ遣シ、六七度遣日モ有ケレ共、惡ク惜テ終ニヤラズ、一首カクコソ讀タリケレ、

戀敷バキテモミヨカシ身ニ副ルカゲヲバイカヾ放遣ベキ、木下ハ鹿毛ノ馬也、我身ノ影ニ添ケルニヤ、最ヤサシク聞エケレ共、一門亡テ後ニコソ放ツマジキ影ヲ放テ角亡ニケリ、歌ニ讀負タリトノ申ケル、三位入道、仲綱ヲ呼テ、イカニ其馬ヲバ遣サヌゾ、アノ人ノ乞カケタランニハ、金銀ノ馬ナリトテモ進ラスベシ、縱乞給ハズトテモ、世ニ隨フ習ナレバ、追從ニモ進ラスベキニコソ、增テ左程ニ乞給ハンヲバ、惜ムベキニ非ズ、況馬ト云ハ乘ン爲也、家內ニ隱シ置テハ何ノ詮カ有ベキ、疾々其馬進ラスベシト宣ヒケレバ、仲綱力及バズ、父ノ命ニ隨テ、木下ヲ右大將ノ許ヘ遣シケリ、聞ニ合テ實ニ能馬也ケレバ、舍人餘多附テ、內厩ニ秘藏シテ立飼ケリ、日數經テ後、伊豆守以使者召置レ候シ木下丸返給ベキ由申タリ、右大將、此馬ヲバ惜テ其代リト覺シクテ、南鐐ト云馬ヲ賜タリケリ、極テ白馬也ケレバ、南鐐トハ呼ケリ、是モ誠ニ太逞クシテ好馬ナリケレドモ、木下ニハ及付ベキ馬ニ非ズ、係リシ程ニ、當家他家ノ公卿殿上人、右大將ノ亭ニ會合ノ事アリ、或人實ヤ仲綱ガ秘藏ノ木下ト申馬ノ此御所ニ參テ侍ケルハ、逸物ト聞エケリ、見侍バヤト申タリ、大將サル馬侍リトテ、伊豆守ガサシモ惜ツル心ヲ惡テ、木下ト云名ヲバ呼バズシテ、馬主ノ實名ヲ呼デ、其伊豆ニ轡ハゲテ引出シ、庭乘シテ見參ニ入ヨト宣フ、仰ニ依テ引出シ、庭乘樣々シケリ、下○

〔源平盛衰記二十〕石橋合戰事

與一〇佐奈田義貞ガ乘タル馬ハ、白葦毛太逞ガ七寸ニ餘テ、鼻ノサキ瓠ノ花ノ如ク白カリケレバ、名ヲバ夕貌ト云、東國一ノ強馬也、モト三浦介ガ許ニ有ケルガ、餘ニ強テ輙乘者モナカリケルヲ、岡崎所望シテ乘ケルガ、ソレモ進退シ煩タリケルニ、與一計ゾ乘隨タリケル、去共岡崎持和テ三浦へ返タレバ、本ノ栖へ歸タリトテ都返リト名付タリ、佐奈田折節馬ナクテ、又乞返タレバ、古巣へ歸タリトテ鴬共呼ケリ、元來ツヨキ馬也ケレ共、己ガ力ヲ憑ツヽ、出雲轡ノ大ナルニ、手綱二筋ヨリ合テゾ乘タリケル、

〔源平盛衰記三十四〕東國兵馬汰幷佐々木賜生唼附象王太子事

鎌倉殿ノ侍所ニテ評定アリ、合戰ノ習、敵ニ向城ヲ落スハ、案ノ内ナリ、大河ヲ前ニアテ、兵ヲ落サン事、ユヽシキ大事也、都ニ近キ近江國ニハ勢多ノ橋、其流ノ末ニ、山城國ニハ宇治橋二ノ難所アリ、定テ橋ハ引ヌラン、河ハ底深クシテ流荒シ、ナベテノ馬ノ渡スベキ川ニ非ズ、其上河中ニ亂杭逆茂木打、水ノ底ニ大綱張、流カケヌラシ、ヨキ馬共ヲ渡テ、宇治勢多ヲ渡シテ、高名アルベシトゾ被議ケル、斯リケレバ、大名小名黨モ高家モ、面々ニ其用意アリ、上總國住人介八郎廣經ハ磯ト云馬ヲ引セテ參タリ、下總國住人千葉介經胤ハ、薄櫻ト云馬ヲ引ク、武藏國住人平山武者所季重ハ、目糟馬トテ引ク、同國澀谷庄司重國ハ、子師丸トテ引タリ、畠山庄司次郎重忠ハ秩父鹿毛、大黑人妻、高山葦毛トテ引タリ、相模國住人三浦和田小太郎義盛ハ、鴨ノ上毛、白浪トテ引タリ、伊豆國住人北條四郎時政ハ、荒磯トテ引タリ、熊谷次郎直實ハ、權太栗毛トテ引タリ、大將軍九郎御曹子ハ、薄墨、青海波トテ被引タリ、同蒲御曹子ハ、一霞、月輪トテ被引タリ、是等ハ皆曲進退ノ逸物、六鈴沛艾ノ駿馬、強事ハ獅子象ノ如ク、早キ事ハ吹風ノ如シ、サレバ越後越中ノ境ナル姫早川ト、利根川

ト、駿河國ニハ富士川ト、天中大井川ナンド云大河ヲ渡セシ馬共也、マシテ宇治勢多ヲ思フニ、物ノ數ニヤトゾ各勇申ケル、此中ニ佐々木、梶原馬ニ事ヲゾ闕キタリケル、折節秘藏ノ御馬三匹也、生唼、磨墨、若白毛トゾ申ケル、陸奥國三戸立ノ馬、秀衡ガ子ニ元能冠者ガ進タル也、太逞ガ、尾髮アクマデ足タリ、此馬鼻強シテ、人ヲ釣ケレバ、異名ニハ町君ト被付タリ、生唼トハ黒栗毛ノ馬、高サ八寸、太ク逞ガ、尾ノ前チト白カリケリ、當時五歳猶イデクベキ馬也、是モ陸奥國七戸立ノ馬、鹿笛ヲ金燒ニアテタレバ少モ紛ベクモナシ、馬ヲモ人ヲモ食ケレバ生唼ト名タリ、〇中略梶原源太ハ磨墨ニ増ル馬モヤ有ルラント思ヒテ、大名ノ中ヲ廻リテ馬共ヲ見ルニ、九郎御曹子ノ青海波七寸、蒲御曹子ノ月輪七寸二分、和田小太郎ノ白波七寸五分、畠山ノ秩父鹿毛七寸八分、此等ヲ始トシテ、大名小名五十匹、三十匹、五匹、十匹引セタリ、サレ共磨墨ニ倍ル馬ナシ、源太大キニ悦ビ、一重アガリタル所ニ居テ、引廻シ引廻シ愛シ居タリ、餘ノ嬉サニ、人ガ嘆ヨカシ、引出物セント思フ處ニ、村山黨ノ大將ニ、金子十郎家忠、折節爰ヲ通リケリ、招寄セテ、如何ニ金子殿、此馬何程ノ馬ニテ候ゾ御覽ゼヨト云、金子ハ元ヨリ勇ミ狂シタル男ナリ、打見テ誑レ笑ヒ、コレハ佐殿〇源頼朝ノ磨墨ニヤ、御邊ノ親父梶原殿、御内ニハ一人ニテ御座ス、サレバ御邊此御馬賜リ給ヒニケリ、此程ノ馬ヲバ能キトモ惡キトモ、中々詞ヲ加フル事沙汰ノ外ニ侍リ、只時ノ紿徐（コヘツリ）ノ人目コソ美敷候ヘト嘆タリケレバ、源太大ニ悦ビテ、小櫻ヲ黄ニ返シタル鎧ニ、太刀一振取副テ引ク、源太ハ舍人三人付テ摩ヨ、ハタケヨ、飼勞レトテ、他事ナク是ヲ愛シケリ、佐々木四郎高綱ハ、生唼ニ黄覆輪ノ鞍置、白キ轡、二引兩ノ手綱結ビテ、舍人六人付テ、浮島原ヲ西へ向テゾ引カセタル、原中宿ヲ過、平々タル春ノ野ナレバ、生唼不斜勇ミ、身振ヒシテ、三聲四聲嘶タリ、鐘ヲツクガ如クナリケレバ、遙ニ二里ヲ隔テタル田子ノ浦ヘゾ響キタル、畠山是ヲ聞テ、コハイカニ生唼ガ鳴音ノスルハ、誰人ノ給テ、將來タルヤラント云フ、半澤六郎申ケルハ、是程ノ大勢ノ中ニ、數千匹、逸物共多ク侍リ、何ノ馬

ニテカ侍ラン、大樣ノ御事ト覺ヘ候、其上生喫ハ蒲殿梶原ナドノ被レ申ケレ共、御免シナシト承ハル、サテハ誰人カ給フベキトイヘバ、人々ゲニモト思ヒテ、アザ咲フテゾ有ケル、畠山重忠ハ一度モ聞損スマジ、人ニタビタバズハ不レ知、一定生喫ガ音ナリ、只今思合セヨト云モハテヌバ、生喫ハ、東ノ方ヨリ舍人六人ヒキモタメズ、白泡カマセテ出來タリ、サテコソ畠山ヲバ神ニ通ジタルヤラントモ、申ケレバ、源太ハ磨墨ホメ愛シテ居タル處ヲ、舍人共生喫引テゾ通ケル、ユヽシク見エツル、磨墨モ勝ル生喫ニ逢ヒタレバ、無下ニウテヽゾ見エタリケル、源太是ヲ見、蒲御曹子ノ賜ハル歟、九郎御曹子ノ給歟、ヨキ次トテ院ヘ進セラルヽカト思テ、郎等ヲ以テ、其御馬ハ何方ヘ參リ、如何ナル人ノ馬ゾト問フ、舍人、是ハ佐々木殿ノ御馬ト申ス、佐々木殿トハ誰ゾ、三郎殿カ、四郎殿カト問、四郎殿ノ御馬ト答、源太此事ヲキヽ、口惜事ニコソ、景季再三所望申ツルニ、御免ナキ馬ヲ、高綱ニタビケル事ノ遺恨サヨ、佐々木ニタブ程ナラバ、先ノ所望ニ付テ景季ニ給フベシ、景季ニ給ハヌ程ナラバ、後ノ所望ナリ、高綱ニ給フベカラズ、大將軍タル人ノ、源平ノ大事ヲ前ニ拘ヘテ、惡クモ偏頗シ給ヘリ、是程ノ御氣色ニテハ、イカデモ有ナン、千世ヲ榮ベキ世中ニ非ズ、思ヘバ電光朝露ノ如クナリ、イツ死ナンモ同事、日比佐々木ニ宿意ナシ、時ニ取テ日ノ敵ナリ、高綱サル剛ノ者ナレバ、無二左右一ヨモセラレジ、互ニ引組テ落重リ、腰ノ刀ニテ指違、耻アル侍二人失ヒ、鎌倉殿ニ大損トラセ奉ラン、高綱景季二人ハ、一人當千ノ兵ヲヤト思テ相待處ニ、佐々木爭カ角トハ知ベキナレバ、十七騎ニテサシクツロゲテ歩セ來タル、源太ハ最後ト思ヒツヽ、磨墨ニ乘、太刀モ持ズ、刀バカリゾ指タリケル、遙ニ佐々木ニ目ヲ懸テ、眞横ニ歩セ塞グ、高綱是ヲ見テ、郎等共ニ申ケルハ、爰ニ引ヘタルハ梶原源太ト覺ヘタリ、アノ景氣ヲ見ルニ、馬ノ立樣人ヲ待樣、直事トハ覺ヘズ、生喫ユヘニ、一定高綱ニ組マント思フ意趣アルラン、鎌倉殿〇源賴朝ノ意セヨトハ此事ニコソ、組テ落ルモノナラバ、指違テゾ死ナンズラン、但梶原佐々木、公ノ馬ヲ論ジテ命ヲステン事、人目實

事面目ナシ、陳ジテミンニ不叶シテ、梶原我ニ組ムナラバ、心アレトサヽヤキテ、打通ラントスル處ニ、源太打並ビテ云ケルハ、如何ニ佐々木殿、遙ニ不奉見參、アノ御馬ハ上ヨリ給テカト云懸テ押並ブ、高綱ニコト打咲テ申樣、實ニ久不奉見參、去年十月ノ比ヨリ近江ニ侍リツルガ、近キニ付テ京ヘ打ベカリツレ共、暇申サデハ其恐有リ、又何方ヘ向ヘトノ仰ヲ蒙ラント存ジテ、三日ニ鎌倉ヘ馳下ラント打程ニ、只一匹持タリツル馬ハ疲損ジヌ、サテハ乘替ナシ、如何スベキト思煩ヒ、御厩ノ馬一匹申預ラバヤト存ジテ、內內伺キケバ、磨墨ハ御邊ノ賜ハラセ給ケリ、生唼ハ御邊モ蒲殿モ再三御所望有ケレ共、御許シナシト承ル、サテ高綱ナドガ給ハラン事難叶、中々申サンモ尾籠ナリト存ジテ、心勞セシ程ニ、由井濱ノ勢汰ニモハヅレヌ、サテ又馬ナシトテ留マルベキ事ニモ非ズ、如何セント案ズル程ニ、抑是ハ君ノ御大事ナリ、後ノ御勘當ハ左右モアレ、盜テ乘ント思テ、御厩小平ニ心ヲ入、盜出シテ夜ニマギレ、酒勾ノ宿マデ遣シテ、此曉引セタリ、只今ニヤ御使走テ、不思議ナリト云御氣色ニヤ預ラント閑心ナシ、若御勘當モアラン時ハ、可然樣ニ見參ニ入給ヘトゾ陳ジタル、源太誠ト心得テ、ゲニ〳〵佐々木殿、輙クモ盜出シ給ヘリ、此定ナラバ景季モ盜ムベカリケリ、正直ニテハ能馬ハマフクマジカリケリト狂言シテ、打連テコソ上リケレ、

〔源平盛衰記 三十五〕巴關東下向事

畠山巴強チニ近ク廻合、是ハ得タル便宜ト思、馬ヲ早メテ馳寄テ、巴女ガ弓手ノ鎧ノ袖ニ取付タリ、巴叶ハジトヤ思ケン、乘タル馬ハ春風トテ、信濃第一ノ強馬也、一鞭アテヽアヲリタレバ、鎧ノ袖フツト引切テ、二段計ゾ延ニケル、

〔源平盛衰記 三十六〕熊谷向大手事

熊谷ハ〈略〇中〉紅ノ母衣懸テ、權太栗毛ニ乘タリケリ、此馬ハ熊谷ガ中ニ權太ト云舍人アリ、李緒ガ流ヲモ不習、伯樂ガ傳ヲモ不聞ケレ共、能馬ニ心得タル者成ケレバ、召向テ當時ニ源平ノ合戰ア

ルベシ、折節然ベキ馬ナシ、海ヲモ渡シ山ヲモ越ベキ馬、尋得サセヨト云テ、上品ノ絹二百匹持セテ奥ヘ下ス、權太陸奥國一戸ニ下テ、牧ノ内走廻テ、撰勝ッテ四歳ノ小馬ヲ買タリケリ、長コソチト卑カリケレ共、太逞コタヘ馬ノ、ハタハリタル逸物也、サテコソ此馬ヲバ權太栗毛トハ呼ケレ、略○中子息小次郎ハ、略○中是モ紅ノ母衣懸テ、白浪ト云馬ニ乘タリケリ、此馬ハ奥州姉葉ト云所ニ、白波ト云牧ヨリ出來タル上ニ、尾髮飽マデ白ケレバ、白浪ト名リ、權太栗毛ニ上下論ジタル逸物也、又西樓ト云秘藏ノ馬アリ、後戸風ト云舍人男ニ引セタリ、權太栗毛イカナル事モアラン時ハトテ、乘替ノ料ニ引セタリ、白キ馬ノ太逞ガ、尾髮飽マデ足レリ、三戸立ノ馬也、餘ニ秘藏シテ假居ノ西ニ厩ヲ立テ、晝ハ人目ヲ憚テ、夜ハ引出シ愛シケレバ、馬ノ白キヲ月ニ喩、西ノ厩ヲ樓ニ喩テ、西樓トゾ號ケタル、

〔源平盛衰記三十七〕一谷落城幷重衡卿虜事

重衡卿今ハ叶ハジトテ、濱路ニ懸リ、渚ニ打副テ、西ヲ差テ落給フ、其日ノ裝束ハ、褐衣ニ、白絲ヲ以テ群千鳥ヲ縫タル直垂ニ、紫スソゴノ鎧ヲゾ著給ヘル、馬ハ童子鹿毛トテ究竟ノ逸物、早走ナリ、大臣殿ノ御馬ヲ預リ給テゾ乘リ給ヘル、庄三郎家長ガヨキ大將軍ト見テ、父子乘替ノ童三騎ニテ追テ懸ル、三位中將ハ、蓮ノ池ヲモ打過ギ、小馬林ヲ南ニ見ナシ、板宿須磨ニゾ懸リ給フ、庄三郎目ニ懸テ、鞭ニ鐙ヲ合セテ追ヒケレ共、逸物ニハ乘給ヘリ、只延ニノビ給ヒケル間、今ハ叶ハジト思ヒ、十四束取テ番ヒテ追樣ニ馬ヲ志テ遠矢ニ射、其矢馬ノ草頭ニ射籠メタリ、其後ハ障泥レドモ打テ共、疵ヲ痛ミテ働カズ、三位中將ノ侍ニ、後藤兵衛尉守長トテ、少クヨリ召仕ヒ給テ、如何ナル事有リトモ、一所ニテ死ナント深ク契給テ、被召具タリ、三位中將ノ秘藏セラレタリケル夜目ナシ鴾毛ト云フ馬ニゾノセラレタル、是ハ童子鹿毛、若ノ事アラバ、乘カヘントノ約束ナリ、馬モ秘藏ノ馬ナリ、主ハ深ク憑給ヘル侍ナリケレ共、童子鹿毛ニ矢立ヌト見テ、守長ハ我馬召レナバ、

我如何セントト思フテ、主ヲ打捨奉リ、射向ノ袖ノ赤符カナグリ棄テ、西ヲ差テ落行キケリ、

〔源平盛衰記三十八〕知盛遁戰場乘船事

其紛ニ、新中納言〇平知盛ハ、井上ト云フ究竟ノ馬ニ乘給ヒタリケレバ、海上三町計游ガセテ、船ニ乘移リテ助カリ給ヒニケリ、知章ハ忽獲勇兵之首、專顯壯士之名、遂救父之死、永亡己之命、船ニハ馬立ベキ所ナカリケレバ、舟ノセカヒヨリ馬ノ頭ヲ礙ヘ引向ケテ、一鞭アテタレバ、馬ハ游ギ返リケリ、阿波民部大夫成良ガ、アノ御馬射殺給ヘ、敵ノ物ニ成リナントト申シケレ共、中納言ハ、敵ノ馬ニ成ルトテモ、如何デ我命ヲ助ケタラン馬ヲバ殺スベキトテ、遺惜ゲニオハシケル、馬ハ渚ニ游ギ上リ、鹽々トヌレテ、年來ノ好ミヲ慕ヒツヽ、舟ノ方ヲ見返リテ、三度嘶タリケルコソ、畜類ナレ共哀ナレ、此馬ハ中納言ノ武藏ノ國司ニテ座シケル時、當國ノ河越ヨリ進リタリケレバ、名ヲバ河越黑トゾ申ケル、餘リニ秘藏シ給ヒテ、馬ノ爲ニ月ニ一度太山府君ノ祭ヲゾセラレケル、其驗ニヤ、馬ノ命モ四十ニ成リケリ、我御身モ今度被助給ヌ、九郎御曹司、此馬ヲ院ノ御所ヘ被進タリケレバ、聞ユル名馬ナリトテ、御厩ニゾ立ラレケル、

〔源平盛衰記四十二〕源平侍共軍附繼信盛政孝養事

日モ西山ニ傾キケル上、判官ニハ多クノ郎等ノ中ニ、四天王トテ殊ニ身近ク憑ミ給ヘル者ハ四人アリ、鎌田兵衞政清ガ子ニ鎌田藤太盛政、同藤次光政ト、佐藤三郎兵衞繼信、弟ニ四郎兵衞忠信ナリ、藤太盛政ハ一谷ニテ討タレヌ、一人闕タル事ヲコソ日比歎キシニ、今日二人ヲ失ヒテ、今ハ軍モ詮ナシトテ、繼信光政ガ死骸ヲ舁キテ、當國ノ武例高松ト云フ柴山ニ歸リ給ヒテ、其邊ヲ相尋ネテ僧ヲ請ジ、薄墨ト云フ馬ニ、金覆輪ノ鞍置テ申シケルハ、心靜ナラバ、懸ニコソ申スベケレ共、斯ル折節ナレバ力ナシ、此馬鞍ヲ以テ、御房庵室ニテ卒都婆經書キ、佐藤三郎兵衞尉繼信、鎌田藤次光政ト廻向シテ、後世ヲ弔ヒ給ヘトテ、舍人ニ引カセテ僧ノ庵室ニ被送ケリ、此馬ト云ハ、貞

任ガヲキ黑ノ末トテ黑キ馬ノ少チイサカリケルガ、早走ノ逸物ナリ、多ノ馬ノ中ニ、秀衡殊ニ秘藏ナリケレ共、軍ニハ能馬コソ武士ノ寶ナレバ、山ヲモ河ヲモコレニ乘リテ敵ヲ攻メ給ヘトテ、判官奥州ヲ立ケル時進セタル馬ナリ、宇治川ヲモ渡シ、一谷ヲモ落セシ事此馬ナリ、一度モ不覺ナカリケレバ、吉例ト申シケルヲ、判官五位尉ニ成ケルニ、此馬ニ乘リタリケレバ、私ニハ大夫トモ呼ビケリ、片時モ身ヲ放タジト思ヒ給ヒケレドモ、責テモ繼信、光政ガ悲サニ、中有ノ路ニモ乘レカシトテ被引タリ、兵共是ヲ見テ、此君ノ爲ニ命ヲ失ハン事、惜カラズトゾ勇ミケル、

〔吾妻鏡二〕治承五年(○養和元年)六月廿一日乙丑、令還鎌倉(○源頼朝)義澄獻甲以下、又進馬一疋、號髪不揃、度度合戰駕之、無雌伏之例云云、

〔吾妻鏡十五〕建久六年六月廿八日辛巳、令著御于美濃國青波賀驛、(○中略)爰稻毛三郎重成妻、(北條殿息女)於武藏國病惱太危急之由、飛脚到著、仍欲馳下、將軍賜駿馬一疋、(黑)重成則駕之揚鞭云云、　七月一日癸未、今日稻毛三郎重成、馳付武藏國、恩賜馬已如龍、仍號三日黑云云、

〔太平記六〕關東大勢上洛事

長崎惡四郎左衞門尉ハ、(○中略)一部黑トテ、五尺三寸有ケル、坂東一ノ名馬ニ、(○下略)

〔太平記十〕稻村崎成干潟事

懸ル處ニ、濱ノ手破テ、源氏已ニ若宮小路マデ攻入タリト騷ギケレバ、相摸入道嶋津ヲ呼寄テ、自ラ酌ヲ取テ酒ヲ進メ三度傾ケケル時、三間ノ馬屋ニ被立タリケル關東無雙ノ名馬、白波ト云ケルニ、白鞍置テゾ被引ケル、見ル人是ヲ不浦山ト云事ナシ、(○中略)

長崎次郎高重最後合戰事

長崎次郎、甲ヲバ脱捨、(○中略)兎鷄(トケイ)ト云ケル坂東一ノ名馬ニ、金貝ノ鞍ニ、小總ノ鞦懸テゾ乘タリケル、

〔太平記十三〕龍馬進奏事

鳳闕ノ西二條高倉ニ、馬場殿トテ、俄ニ離宮ヲ被立タリ、天子常ニ幸成テ、歌舞蹴鞠ノ隙ニハ、弓馬ノ達者ヲ被召、競馬ヲ番ハセ、笠懸ヲ射サセ、御遊ノ興ヲゾ被添ケル、其比佐々木鹽冶判官高貞ガ許ヨリ、龍馬也トテ、月毛ナル馬ノ三寸計ナルヲ引進ス、其相形ゲニモ尋常ノ馬ニ異也、骨挙リ、筋太クシテ、脂肉短シ、頸ハ雞ノ如ニシテ、須彌ノ髮膝ヲ過ギ、背ハ龍ノ如ニシテ、四十二ノ辻毛ヲ卷テ、背筋ニ連レリ、兩ノ耳ハ竹ヲ刹テ直ニ天ヲ指シ、雙ノ眼ハ鈴ヲ懸テ地ニ向フ如シ、今朝ノ卯剋ニ出雲ノ富田ヲ立テ、酉剋ノ始ニ京著ス、其道已ニ七十六里、鞍ノ上閑ニシテ徒ニ坐セルガ如シ、然共旋風面ヲ撲ニ不堪トゾ奏シケル、則左馬寮ニ被預、朝ニハ禁池ニ水飼、夕ベニハ花厩ニ秣飼、其比天下一ノ馬乘ト聞エシ、本間孫四郎ヲ被召テ被乘、半漢雕梁甚不尋常、四蹄ヲ縮ムレバ雙六盤ノ上ニモ立チ、一鞭ヲ當ツレバ十丈ノ堀ヲモ過ツベシ、誠ニ天馬ニ非ズハ斯ル駿足ハ難有トテ、叡慮更ニ類無リケリ、○中略

藤房卿遁世事

三月二〇建武年十一日ハ、八幡ノ行幸ニテ、諸卿皆路次ノ行粧ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、御供ノ官人、悉ク目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、大理ハ○中略甲斐ノ大黑トテ、五尺三寸有ケル名馬ノ太ク逞ニ、イカケ地ノ鞍置テ、○下略

〔太平記二十二〕畑六郎左衛門事

畑六郎左衛門、敵外ニ引ヘタル程ハ、態アリ共被知ザリケルガ、敵已ニ一二町ニ責寄セタリケル時、○中略鹽津黑トテ五尺三寸有ケル馬ニ、鎧ノ冑懸サセテ、○下略

〔難太平記〕式部大輔入道殿事、號三郎國。中先代時○北條行合戰の時、海道の大將として自京都下向、○中略相摸國湯本にて、海道のてき要害を構て支ける間、北の山に打上りて、式部入道殿の手勢計にて

落されて、敵の大勢の中に馳入られしかば追破られき、今此難所をみるに、更に人馬の通ふべき道ならず、一谷よりさかしき岩崎を五町計り落されき、二條殿より給られける、松風と云名馬の荒馬に乘給ひけり、馬の尻足のはひすねの皮、みな破れけるとかや、

〔北條五代記　五〕清水太郎左衛門大力の事

太郎左衛門〈○中略〉扨又奥州より出たる岩手鵯毛と號す駿馬を持たり、尾かみあくまでちゞみ、九寸あまりにて強馬なり、長久保より、鷲巣の嶺へは、上道五里程あり、此馬を心見んため、甲冑を帶し、旗をさし、卯の剋に長久保を乘出し、鷲巣を目がけ、むち打て、野原を眞直に馳行有樣、たゞ逸物の鷹八重羽の雉を見て、升かきの羽を飛がごとし、鷲巣の嶺へのり上、いきもつかせず引返し、巳剋長久保へ歸馬するに、あせをくださゞる名馬也、

〔常山紀談　四〕山内土佐守一豐、其はじめ織田家に仕へたりけり、東國第一の駿馬なりとて、安土に牽來てあきなふ者あり、織田家の士、是を見るに、誠に無雙の駿足なれど、價あまりに貴しとて、求むべき人なく、いたづらに牽きて歸らんとす、一豐其比は猪右衛門といひしが、此馬望に堪かねたれども、いかにも叶ふべからざれば、家に歸り、身貧きほど口惜き事はなし、一豐奉公の初に、あつはれかゝる馬に乘りて、屋形の前に打出べき物をと、ひとり言しければ、妻つくづくと聞て、其價はいかばかりにてか候と問ふ、黄金十兩とこそいひつれと答ふ、妻聞きて、さほどに思ひ給はんには、其馬求め給へ、其の料をばまゐらすべしとて、鏡の奩の底よりとり出して、一豐が前にさし置きたり、一豐大におどろき、此年ごろ身貧しくて、苦しき事のみ多かりしに、此金ありともしらせ給はず、心強くも包み給ひけん、今此馬得べしとは思ひもよらざりきと、且は悅び、且は恨む、妻仰の旨ことはりにてこそ候へ、さりながら、これはわらは此御家に參りし時、父此のかゞみの下に入れ給ひて、あなかしこ、世の常の事にゆめゆめ用ふべからず、汝が夫の一大事とあらん時

にまゐらせよと戒めたまひ候ひき、されば家の貧しきも、世の常なれば堪忍ても過ぬべし、誠に今度京にて馬揃あるべしと承れば、此事天下の見物なり、君も又つかへの始なり、よい馬召て見參せさせまうさんと存じ候ふてこそ奉れといふ、一豐悦ぶ事限りなく、頓て其馬求めてけり、程なく京にて馬揃ありし時、打乘て出しかば、信長大におどろき、あつはれ馬やとて、事の由聞き給ひ、東國第一の馬遙にわが方にひきて來りしを、空しく歸さんは口をしき事ぞとよ、それに年比山內は久しく浪人して有りしと聞、家も貧しからんに、求得たるは、信長が家の恥をすゝぎたるうへ、弓箭とる身のたしなみ、是に過たる事やあると感じて、是より次第に用ひられしとぞ、

○按ズルニ、覽馬ノ事ハ、兵事部棟兵篇馬揃條ニアリ、參看スベシ、

〔日本書紀 雄略 十四〕九年七月壬辰朔、河內國言、飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也、伯孫聞女產兒、往賀聟家、而月夜還、於蓬蔂丘譽田陵下、(蓬蔂此云伊致寐姑)逢騎赤駿者、其馬時濩略而龍翥、欻聳擢而鴻驚、異體蓬生、殊相逸發、伯孫就視而心欲之、乃鞭所乘驄馬、齊頭並轡、爾乃赤駿超攄絕於埃塵、驅騖迅於滅沒、於是驄馬後而怠、足不可復追、其乘駿者知伯孫所欲、仍停換馬相辭取別、伯孫得駿甚歡、驟而入廐、解鞍秣馬眠之、其明旦赤駿變爲土馬、伯孫心異之、還覓譽田陵、乃見驄馬在於土馬之間、取而代而置所換土馬、

〔三代實錄 二十四 清和〕貞觀十五年十月九日庚子、狂馬追手入太政官、於辨官廳事前相戰、

〔古今著聞集 二十 魚虫禽獸〕永延元年五月九日、右近の馬場にて競馬五番ありけるに、三番左府生下野公里、穗坂七葦毛に乘たりけり、右近衞三宅忠正、同九鵯毛に乘たりけるに、左五尺勝にけり、鵯毛次日の朝やまひもなきに、目に淚をうかべてやがて死にけり、獸なれども負たる事を思ひいれたりけるにや、不思議なる事也、

〔窻の須佐美 三〕薩摩の士のかたりしは、光久朝臣(松平大隅守從四位上中將)の時、秘藏の乘馬二十年に及んだ

りしかば、今年は國許へは引れまじ、邸中に殘し置れべしとありしほどに、今日明日は立れなんと云頃に、附のもの馬を飼とて、今年は殘るげなと人に云如くいひける、馬は頭をうなだれて、ぬかを食はず、餘りにあはれげに見へければ、人々驚きあへる折ふし、朝臣側近く來り、これを見て、馬の煩ふにや、いかにかくはあると問はれしに、右のよしを申ければ、かねて秘藏の事なれば、大に感じつゝ、いたはりてこそのこさんといひし、此上はなにとか引ざらんとて、馬の頭を撫て、自身も感涙をながして、かならず連行んと有ければ、人の聞入如くにて、元の如く勢ひ出ける程に、頓て引具して、國に趣て後、名馬なれば、種を殘す爲なりとて、牧へはなちおかれしかば、頓て駒を生しぬ、彼國狼多く出て、駒を取故、常に駒をば中に寐させて、親ども多く集り、外を圍ひ丸く居るなるが、やゝもすれば駒をとらるゝなるに、彼馬は、狼の出ると見ると、その廻りを走りつゞけて、折ふしは狼を蹴殺しぬる事多かりけり、一年を經て、勝れたる逸物なれば、今も乘られなんやとて、馬場にて掛に、少も前にかはらず有たりけるゆへ、いよ／＼大切にして飼置れしとぞ、あやしきやうなれど、質直の士の語りしゆへ記し置ぬ、かつ犬馬人近きものなれば、稀にさもありなんか、陸士衡が故郷へ書を傳へし犬などもあるなればなり、

〔閑田耕筆三〕過し癸丑歲〇寛政五年七月二十二日、攝津高槻の近邑農家の男兒、纔六歲にて、馬を追て城下に出て歸るさ、道なる川に水出て渡るべからず、いかにせんと見をりける間、暮にせまりて雨いよ／＼はげしければ、人かげもなし、童大に叫び歎きしかば、馬やがて此子を喰へてやすやす川を渡り、むかひにして地にはなつといへども、闇夜に雨篠をつくがごとくなれば、行べき方をしらざりしに、馬また先にたちて歩みければ、童も泣々綱を取て、つひに故なく我やどにかへりたり、むかへに人を出したれども、馬は間道を歸りたれば逢ざりし、さるにことなく歸りて、しかじかのよしを語りしかば、家こぞりて限なくよろこび、先馬をもてなし、明る日餅を搗て其邊

の家々へ配りしが、其隣へ行たる士その日聞て語られし趣也とぞ、凡牛馬は人の勢をたすけて、世の爲有益の物なること、他の獸にまされり、疎かにあつかふべきかは、牛も舊主を見去りて涙を流せし話、既に續崎人傳の評に錄せり、智も亦人にちかし、老て用る所なしとて、餌取の手に委て屠などは、其情牛馬におとれり、

〔兎園小說 三〕五馬、三馬、二馬、　著作堂稿

陸奧の伊達郡箱崎の農民傳兵衞が子に、松五郎と呼ばれしものは、その性馬を好むにより、栗毛の馬を一疋もてり、さればをり〳〵乘り走らするに、その秣飼ふことも、又撫で洗ひする事も、よろづ人には任せずして、手づからするをたのしと思へり、その馬既に五歲になりける文政二年己の卯の冬のころ、松五郎は病みわづらひて、その年の十二月十二日に身まかりぬ、〇中略されば松五郎が遺愛の馬は、ぬしの不幸の事に紛れて、誰とて見かへるものもなく、纔に秣を與ふるのみ、厩に繋ぎ置きたりしに、その次の夜の子の時ばかりに、馬はにはかに狂ひたけりて、絆をちぎり、戸を蹴はなちて、いづことはなく、馳せ出でたり、あるじはさらなり、僕共もこの物音に驚き覺めて、こはいかにまさしく、馬こそはなれたれ、とく追ひとめよと罵り騷ぐに、眞夜中の月鮮やかなれば、松明を把るまでもなく、索を腰にし、棒を引き提げて、おの〳〵追ふ程に、馬ははやくも松五郎が墓所のほとりに馳せゆきて其處につどひし癖者等を駈けたふし蹴にじる勢ひ特に猛くして、當るべくもあらざりけん、矢庭に四五人蹴仆されて、去ばしは起も得ざりし折、傳兵衞が奴僕等は推しつゞきて、追ひかけ來て、此ありさまに又おどろきて、あたりを見るに、松五郎があら墓を發(アバカ)れたり、扨はしやつらが所爲にこそ、みな逃すなと罵りて、ひとりも漏さず生捕りけり、〇下略

〔日本書紀 十六 武烈〕由是太子欲往期處、遣近侍舍人、就平群大臣宅、奉太子命、求索官馬(ツカサウマ)、大臣戲言陽進曰、

官馬爲誰飼養、隨命而已、久之不進、

〔新撰字鏡 口〕嘽 王于反、阿波久、又馬平馬勞也、伊奈久、

〔倭名類聚抄 十一 牛馬體〕嘶 附驚 玉篇云、嘶 音西、訓以波由、俗云以奈々久、 馬鳴也、唐韻云、驚 音遲、俗云布久利部岐、 馬腹下聲也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬體〕以波衣見源氏物語須磨卷、以波由流見源氏物語總角卷、後拾遺集春部上權僧正靜圓歌、伊奈々久、見拾遺集戀部四歌、按萬葉集以音假借馬聲二字、廣韻聲也、作鳴、玉篇作驚馬腹下聲也、孫氏蓋依之、廣韻作鳴、未必是孫氏之舊、說文、驚、馬行徐而疾也、段玉裁曰、說文、本有馵驚二字、馵訓馬行徐而疾也、驚訓馬腹下聲也、今本驚下脫馬腹下聲之訓、以馵下馬行徐而疾塡之、遂脫馵字、

〔倭訓栞 前編 伊 三〕いなゝく　倭名鈔に嘶をよめり、玉篇に馬鳴也と見ゆ、いの鳴なり、萬葉集に、馬聲をいとよめり、新撰字鏡に、嘽をいなくとよめり、○中略いばゆ　倭名鈔に嘶をよめり、いばえともいへば、いばえの義なり、馬聲をいとよめるも萬葉集に見えたり、

〔源氏物語 四十七 總角〕御ともの人々おきて、こはづくり馬どものいばゆるをも、たびのやどりのあるやうなど、○下略

〔拾遺和歌集 十四 戀〕題しらず　よみ人しらず

わがかへるみちのくろこま心あらば君はこずともをのれいなゝけ

〔明良洪範 二十三〕相馬彈正少弼昌胤ハ、其先將門ニ出タリ、千葉之介常胤ガ二男總州相馬ニ住セシヨリ在名也、奥州中村ノ城主ナリ、千葉家ノ氏神妙見ハ七星ノ其一ヲ祀リ、千葉七家ニテ妙見ヲ以テ宗廟トス、千葉嫡子相續シテ、神體ハ飯高ニ在ト云、奥州相馬領分ニシテ、六月妙見祭リニ神事ノ野馬追ト云事アリ、惣家中甲冑弓箭ヲ帶シ、兵具ヲ揃ヘ、行伍ヲ建テ、勢子ヲ以テ野馬ヲ追

出シ、馬ドメ有テ夫ヘ追込メ、其中三匹ヲ取テ洗ヒ、轡ヲ掛鞅脊ニテ馬場ヲ三篇欠サセ、其後追放ス迄ナリ、其アラ馬ヲ捕内ニ、怪我モ多ク種々ノ事有トイヘドモ、妙見ノ御手洗ノ池水ニ入テ、一時過レバ疵忽チ愈ルト也、毎年ノ神事ナレバ、上下其方ヲ自然ト熟シ、貝太鼓ニ叶ヒ、將ノ下知ニ從フ、左右ノ手ヲ使ガ如シ、然ルニ一年大江本立軒ト云毛利大江家ノ奥儀ヲ究メタル軍學ノ者アリ、實ハ武田家高坂彈正菩提所富士ノ裾野ナル寺ニ、高坂ガ覺書數通收メ置シヲ盗ミ出シ、富士書ト號シ、夫ヨリ一流ヲ立、諸流ヲ附會シ、軍法者土屋民部少輔利直ノ師タルニ付、本立軒利直ヲ頼ミ、相馬家ノ野馬追ノ備立、武者押ノ次第コソ、當時治世ニテ珍ラシク、軍陣ノ試ミニ勝ル事又有ベカラズ、何卒一度采配ヲ取テ、人數ヲ指揮シ申度旨ヲ望ミシカバ、總家士ヲ三組ニ分ケテ、其一組ヲ本立軒ニ預ケラレシガ、前日ヨリ内ナラシ有ケリ、元ヨリ書面計リノ備立ナル故ニヤ、當日野馬追ノ人數組一番ニ崩レ合期セズシテ神事違亂ニ及ビシカバ、家臣相馬將監采配取テ前々ノ通リ仕ルベシト、一言ノ下知ニ依テ、ヒシ〳〵ト立直シ、神事例ノ如ク執行有ケリ、本立軒面目ナク、今一度ト願ヒケレドモ、一旦ハ親敷土屋家ヨリノ賴ミ故ニ許容シケレドモ最早神事モ相濟ケレバ無用ナリ迚事濟ケリ、

〔兵法一家言　一〕先年予〈〇佐藤信淵〉上總國大豆谷ニ在シ時、小金牧ノ牧士等、過半我家門人ナリキ、其内ニ於テ瀧澤村清兵衛頗ル乘馬ノ達者ニテ、小金七牧ノ第一ト呼レタル牧士ナリ、小金ノ柳澤牧ニ直徑二町餘ノ泥沼アリ、此ヲ馬ニテ乘リ渡ル者ハ、時ニ予ト清兵衛ト二人ヨリ外ニハ絶テ無カリシナリ、文化年中、野馬懸リ中山信濃守殿、野馬捉御用ニ付キ、小金牧ニ出役ノ砌、予ト清兵衛ガ彼泥沼ヲ乘渡ルコトヲ内々切ニ懇望ニ因テ、巳コトヲ得ズ行テ乘渡セリ、

〔西遊記　一〕權馬

薩州、日州の邊は、都遠ければ却て古代の風殘れる事多し、諸所の神社に權馬といふ事あり、權馬

といふ名目、東鑑にも見へたりとぞ、其權馬といふ事いかなる事と所の人に問ふに、何にても心願ある人、其思ひ崇ふ所の神社に權馬を奉るといふ、其式小荷駄馬、野飼馬を不撰、數十百疋取集め、鞍あぶみ皆具して、其上に幣を切かけ、口取の者馬壹疋に三人程ヅヽ付て、皆白衣に襷(タスキ)かけ、神樂の太鼓を相圖に其馬を壹度に追立、鳥井前より拜殿を廻る事三遍、數十百の馬、數百人の口取、いやが上に折重り、我先にと一同に押廻る、其間神樂を頻りに奉る、太鼓の響、人馬の聲夥敷して、一村に震ふ事なり、此事濟て流鏑馬を始む、いといさましくて、古風なる事なり、

〔異國日記 一〕自東埔寨捧書、慶長十三申七月廿五日、於前將軍尊公駿府御城御前、與圓光寺共讀之、其書云、東浦寨浮哪王嘉致書、敬奉大日本國主足下、〇中略 本處馬疋頗多、因小不堪用、聞貴國出有好馬、乞買二隻、要高五尺外、付握坤寔字帶來、感恩不淺、願此奉聞、謹具、〇中略

龍飛戊申年　吉日書

〔羅山文集 四十九序〕驪黄物色圖序〇中略

本朝有奥產者、甲信產者、諸州獻貢者、市易者、皆輸來爲隊爲群、望之如雪如練、雖屈產宛名、蓋不能過乎方今、黑澤氏定幸、世掌官馬、以世俗難正其名、難辯其色、難識其字、故暇日與舍弟弘忠相共諳按驥、校群書、聞鄕談、認俗稱、而參之于其家說、乃倩畫工設之以色、而貌馬師皇子軸初、欲除馬蜅也、一旦開之則神駿踊躍、宛然生活、或其勢騑騑駸駸、或四蹄深穩不驚、或揚駿掀(タナガミ)尾、或馴擾調良、或與龍爲友、或志氣千里、或國馬也、或超軼絕塵、天下馬也、至若其骨相之多品、則不能盡言也、恰如臨汧渭之水、似過冀北之野、焉不可知、非子爲之欲牧、孫陽爲之屢顧乎、傳曰、宗廟齊毫、田獵齊足、軍旅齊力、若今使見之者能知齊其毫、則齊足齊力亦在其中乎、余壯歲遊事駿府、定幸纔弱冠、奉命齎瘞馬集來就余問字、至今殆三十餘年、其永好之交如此、故依其請以書諸軸端、嗚呼今我馬齒加長矣、此畫新麗而壯矣、如蘇子作詩、吾豈敢哉、若夫馬爲軍用、余嘗彼書序言之矣、肆唯言毛色氣勢而已、

正保四年丁亥十一月中浣　　法性寺入道殿下

〔本朝無題詩二動物〕狗馬詩

何因狗馬爲題目、共叶人功感自然、霞裏尋聲桃浦地、雪間知跡柳營天、春嘶郊野浮煙底、曉吠都城殘月前、文學由來遊與苦、感成篇只被客心牽、

〔本草和名十五獸禽〕驢屎、草驢、和名宇佐岐宇末、

〔倭名類聚抄十一牛馬〕驢騂　說文云、驢、力居反、與閭同、和名、宇佐岐無麻、似馬長耳、騾、音螺驢父馬母所生也、

〔箋注倭名類聚抄七牛馬〕下總本有和名二字、本草和名、驢屎宇佐岐宇末、參天台五臺山記作兎馬、夫木集仲正歌、省云字左幾末、〇中略所引亦馬部文、原書騾作驘、按初學記、太平御覽引並作騾、與此同、干祿字書云、騾驘上通下正、

〔段注說文解字十上馬〕驘駃騠逗　馬父驘子也、謂馬父之騾也、言馬父者以別於驢父之騾也、今人謂馬父驢母者爲馬騾、謂驢父馬母者爲驢騾、不言驢母者疑事蓋當作馬父驢母驘也、六字孟康曰、駃騠生七日而超其母、从馬夬聲古穴切十五部

〔本朝食鑑十一獸〕驢和名訓字佐岐無麻、今如字　集解、源順曰、似馬長耳、必大〇平野按、本邦未見、如中華之產者、近世來自韓國、而大抵褐色、或黑白斑、似馬長耳、其頭頰長似牛、蹄無岐、土人呼號牛頭驢、或曰騾之類也、未詳、

〔本草綱目譯義五十獸〕驢　ウサギムマ

和產ナシ、繪ニハ書テアリ、馬ノ形ニシテ耳長大ナリ、此內ニ色黑キハ烏驢ト云、此皮ヲ阿井水ニテ製スルヲ阿膠ノ上品トス、

〔日本書紀二十二推古〕七年九月癸亥朔、百濟貢駱駝一疋、驢一疋、羊二頭、白雉一隻、

〔閑窻自語〕月鐘摩貢琉球驢馬於關東事付先年貢大寬馬事

寬政五年四月十九日、さつまの國より琉球のうさぎ馬を二疋關東に引かしむ、その時伏見をと

ほりけるを見し人のかたりしは、耳ながくしてかたちちいさく、やせたるものなりとぞ、〇下略

〔桃源遺事〕五一西山公〇德川光圀むかしより、禽獸草木の類ひまでも、日本になき物をば唐土より御取寄被成、又日本の國にても、其國に有て此國〇常陸になきものをば、其國よりこの國へ御うつしなされ候、〇中略

獸の類〇中略　驢馬

古事類苑

動物部三

獸三

犬名稱

〔倭名類聚抄 十八 毛群名〕犬 兼名苑云、犬一名尨、(莫江反) 爾雅集注云、狗(音苟、〔苟天文本作句〕和名惠沼、又與犬同、)犬子也、

〔箋注倭名類聚抄 七 獸名〕按說文、犬狗之有縣蹏者也、象形、又云、尨犬之多毛者、从犬彡、穆天子傳、天子之尨狗、郭注、尨尨茸、謂猛狗、然則尨卽下條獢是也、又爾雅、尨狗也、召南野有死麕毛傳同、統言之也、故兼名苑以尨爲犬一名也、○中略 伊勢本作音苟、廣本同、按音苟、與廣韻合、在上聲四十五厚、句在去聲十過、則作苟似是、按犬訓以奴、見崇峻紀、犬子乃曰惠奴、此訓狗爲惠奴是也、犬吣訓以奴乃太万比、狗尾草訓惠奴乃古久佐、可見犬狗其訓不同、或以惠奴爲犬之和名者非是、若統言之則狗亦可訓以奴、武烈紀天武紀狗字訓以奴是也、故此云又與犬同、○中略 釋畜、犬未成毫狗、郭注、狗子未生𩌏毛者、此所引蓋舊注也、按說文云、狗孔子曰、狗叩也、叩氣吠以守、不云犬子、莊子釋文引司馬彪曰、狗犬同實異名、又月令言食犬、燕禮言烹狗、其實一也、其說並不與爾雅同也、墨子經下云、狗犬也、禮記曲禮正義云、通而言之、狗犬通名、若分而言之、則大者爲犬、小者爲狗、又按、爾雅、馬二歲曰駒、熊虎之子曰狗、故犬子亦爲狗也、

〔類聚名義抄 三 犬〕犬(決泫反、イヌ、) 狗(音苟、エヌ、又イヌ、) 狗(上俗、下正、) 獷(古猛反、イヌ、) 獷(俗)

〔伊呂波字類抄 伊 動物〕犬(イヌ) 𤞞 狗(犬子也) 猫 獶 犴 獒(大犬) 猧(イヌ 已上) 〔同 恵 動物〕狗(エヌ、イヌ、犬子也、) 猷(エイヌ、亦作猶、朧、四朔二大子、爲猷) 猧(同)

〔下學集上 氣形〕韓盧使犬也、韓氏之盧也、黃耳晉陸機之犬名二黃耳一、此犬常爲二書使一也、

〔八雲御抄三上 獸〕犬　けだもの、くもにほえけんと云は、師子又犬也、淮南王藥なめたる也、食味けだ物仰レ天て吠なり、　さとのいぬ　むら　万、いぬよびこすといふ、　是かり人などの、かきをよびこすなり、　つなぎいぬ　あゆき日本紀吉犬也

〔東雅十八 獸〕犬エヌ　倭名鈔に爾雅集注を引て、狗はエヌ、與レ犬同じと注せり、エヌ亦轉じてイヌといひし也、義並に不レ詳、火酢芹命の苗裔、諸隼人等、天皇宮墻之傍を離れず、吠狗に代りて事へまつるもの也といふ事、舊事紀、日本紀等に見えしに依らば、エヌといひ、イヌといふは、その家畜なるをいひしと見えたり、イへといふ語を引結びて呼びぬれば、エといふ也、ヌといふは詞助なるべし、また唐韻を引いて、獶ムクゲイヌ深毛犬也と注したり、今も俗に細毛なばムクゲと云ふ也

〔松屋叢考二〕いぬ、ゑのこ、

定家卿鷹三百首冬部に

はし鷹の木ゐとる雉のおちはまり鼻つけかぬるゑのこ犬かな、群書類從本には、雉を椎に誤れり、○中略　唐流鷹秘決第四十八條、犬の法式のことば万の事の條、に、ゑのこ犬は、いまだ引いれ初ぬをいふ也云々、按にゑのこはゑぬのこの略語なり、倭名抄草部に、辨色立成云、猶尾草、惠沼能古久佐エヌノコグサと有にてゑるし、古訓玉篇十三の卷草部には、莠、余受切、ハグサ、ヒワグサ、イノコグサとも見ゆ、　そは穗に出し貌の狗尾に似たる草なれば也、爲家卿歌夫木抄雜十八、莠草に、

ゑのこ草おのがころ〴〵ほに出て秋おく露の玉やどるらん、玄旨法印歌室町殿日記廿の卷に、

ゑのこ草ほえかゝるこそ道理なれなたりに近き狐亂菊キツネランギク、また水楊をゑのころ柳といふも、おなじ心なり、物類稱呼三の卷、倭訓栞惠部、本草啓蒙廿一の卷、さて倭名抄毛群名部に、兼名苑云、犬一名尨、莫江反、和名惠奴、○中略　類聚名義抄佛下本卷、犬部、に、猶エヌ、又イヌ云々、以呂波字類抄十の卷惠部に、狗、エイヌ、イヌ、犬子也云々、猷エイヌ、亦作

猶、口口謂二犬子一爲二エイヌ一、猧同云々、按にエイヌトいふは、エノコイヌを省たる語なり、」節用集下卷惠部に、狗猧エノコ云々、崇峻紀前紀に、犬ウヌ云々など見えて古言に惠奴とも、以沼とも宇奴ともいふを、通音ならねばとて、初學の輩はおもひ惑ふめり、こはもと唸聲(ウナル)のウエヌ〳〵約れば、ワンワンともきこゆ、といふより呼し名にて、宇を省ては惠奴といひ、惠を省ては宇奴といひ、宇を通はしては以奴ともいふなりけり、武藏相摸の方言に、犬子を、イナリコといへり、そは、ウナリコの通音也、應仁別記に、旁は敵ヲ指置テイナリイナリ出ラル云々、

また骨皮左衞門道源が訪取れし時の落書に、

昨日マデイナリマハリシ道犬(ダウケン)が今日骨皮ト成ゾカアユキ、此いなり〳〵は唸々(ウナリ〳〵)也、いなりまはりに、唸廻也、犬ノ子も唸ものなれば、イナリコとは呼るなるべし、

〔日本釋名中獸〕犬　いぬる也、主人になつきてはなれぬ物也、故に他所に引よせて、よき食を飼へども、もとの主人の所へいぬる也、久しくつなぎおけば、其主人になつきてかへらず、

〔倭訓栞前編三伊〕いぬ　犬をいふ、家に寢るの義なるべし、夜を守るものなり、夫木集に、

おもひくる人は中々なきものをあはれに犬のぬしを知ぬる、風俗通に、狗別二賓主一善守禦すと見えたり、埤雅に、犬喜二雪一と見ゆ、諺に雪は犬の小母(ヲバ)といふ是也、

〔嬉遊笑覽十二上禽蟲〕狗を犬ころといふ、犬子(イヌコロ)等なり、また子等が犬を呼に、ころ〳〵といふ、子等來なり、狂言記拾集一むかひどのゝゑのころは、まだ目があかぬ、ころく〳〵ころ〳〵は鳥の聲にもいへり一休咄に、ひるけの燒飯を取出し、犬にみせてころ〳〵と云ふ、後撰夷曲集宗鑑が手向に、薄ほどまだ目はあかでゑのころの物にざれ句の手向草哉、ト犀

〔壒嚢抄五〕人ノ跟躋(タメライ)テ不二進得一事之猶豫スルト曰ハ何ノ心ゾ、猶豫二字共ニ獸ノ名也、此獸疑心深シテ不レ進、仍人ノ有レ疑何事ヲ猶豫スルト云也、委細ニ申ハ猶ハイヌ也、或ハ五尺ノ大犬共註セリ、

犬性質
犬形體

又隴西ト云所ニハ犬ヲ猶ト云也、博聞錄ニハ、猶子ノ二字ヲエヌコト云、今俗ニエノコト云歟、然共エヌノハ相通ナレバ同詞也、又禮記ニハ猲ヲ猶子ト云リ、其義一卷ニ見タリ、猶豫ノ二字ヲ、訓ニハ、ウラヲモフトヨム、其意ハ、人ノ飼犬ハ路ヲ具シテ行ニ、必ズ犬先ニ立テ走ニ、人遲キ時ハ、犬返リ見テ待ツ、又若シ道類アルニハ、人ノ行方ノ先ヘ走ル也、仍人ノ物ヲ不思定シテ跟躇ハ、走ル犬ノ返見テ侍ガ如シ、万葉ニハ猶豫ノ二字ヲタユタヒニシテト讀リ、喩ヘバ、ウラヲモフト同心也、豫ノ字ヲバ、アラカジメトヨム、アラカジメトハ、兼テ先立ツ心也、(略)○(中)凡ソ犬ト云字多ク侍リ、韓獹ノ二字ヲモイヌトヨミ、獫猲獢ノ三字ヲモイヌトヨメリ、文選曰、屬車之簉、載獫猲獢ノイヌヲ載セタリト、又曰、韓獹ノイヌノ噬於楪末ト云云、韓獹ハ韓武ノ俊犬也又犬ヲ黃耳共云、晉ノ陸機ガ犬ノ名也、此黃耳、常ニ書ノ使ヲシケルトナン、定テ耳ノ黃ナリケルニヤ、

〔秇苑日涉 十二〕犬名

餘名類聚鈔、餘爾雅二書、稱爲博洽、然引證未確、譯語或錯、至東涯先生名物六帖、博大精詳、前古未有、所械器財人品人事三帖之外、似未全備、屬者有間西洋狗事者、因閱六帖未詳悉、竊補犬名一條云、

犬(イヌ)(エヌ)(說文、狗之有懸蹏者也、象形、孔子曰、視犬之字、如畫狗也、)　狗(イヌ)(エノコ)(爾雅、未成毫、狗註、狗子未生乾毛者、埤雅、家獸也、孔子曰、狗叩也、叩氣吠以守也、許愼以爲从犬句聲、蓋狗从苟、韓子曰、蠅營狗苟、狗苟故从苟也、禮記曲禮疏、狗犬通名、若分而言之、則大者爲犬、小者爲狗、故月令皆爲犬、而周禮有犬人職、無狗人職也、但蓋禮享狗、或是小者、或通語耳、)　意奴(イヌ)(薛俊日本寄語、狗意奴、)　俱俱嚧(梵語雜名、狗梵名俱嚧、又云指但羅、)　指但羅(見上)　家稀(雞林類事、犬曰家稀、)　揑褐(遼史、八月八日、國俗屠白犬於寢帳前七步、瘞之、露其喙、後七日中秋、移寢帳於其上、國語謂之揑褐耐、揑褐犬也、耐首也、)　內餘(事物異名、蒙古云、)　那害(庶物異名疏、那害中名犬也、見懷嶽山人譯語、一曰訥害、兒狗曰尼列訥害、母狗曰尼滅訥害、見重譯、)

〔和漢三才圖會 三十七〕狗(音苟)　犬(音圏)　地羊　尨(ムクイヌ)(同、多毛之犬、)　獒(タウケン)(高四尺犬)　猗(ヘノコナシノイヌ)(犬去勢)　和名惠沼　俗云伊沼(略)(中)

肉(溫鹹酸)　治五勞七傷、益氣力、安胷、補胃氣、(黃犬爲上、黑犬白犬次之、)

凡食犬不可去血、去血則力少不益人、〔但因食穢不食者衆、〕術家以犬為地厭、能禳辟一切邪魅妖術、故道家不食犬、〔南陸森養與犬同、不可食、○中略〕

按、犬性喜雪、怕暑惡濕、知恩酬仇、鼻利能齅氣、能守家不入非常人於內、嚴吠防竊盜、官家賤民共不可不畜之者也、其田犬則狩獵時、先放入山野、令齅禽獸所在、乃官家之寶獸也、凡犬離栖家遠走則數遺尿於路傍、至歸齅其尿氣、雖數十里不失己栖、猶山行之栞也、不苦創傷、如被小疵則自舐即瘥、若傷耳鼻則不能舐、而不易治、急煮小豆令食則愈、性喜肉腥而不害生物、吃糞穢而不舐餒腐、多食魚腸則却皮毛禿爛、故魚肆獵狗多焉、常不遺糞於四壁間、却不畜犬門外犬糞多矣、凡犬子等、寒暑不假人手自育、早壯而速衰、其一歲當人十歲乎、過十歲者希也、至病死不令見其屍、

異形犬

〔笈埃隨筆八〕雜說八十ヶ條

薩摩大隅の犬はすべて足短く、腹を地に摺て歩む計也、

〔視聽草三集六〕異犬

文政十亥年五月城州宇治郡山科郷花山村博勞渡世いたし候庄右衛門方に、廿日程已前出生いたし候飼犬子、〔○圖略〕

毛色　白黑〔但頭ニ茶色交リ毛有之候〕　前足　貳本　後足　四本　尾　壹本　肛門　貳ツ〔但尾ノ兩脇ニ〕

陰莖　貳ツ〔有之〕

右犬の子近日見せ物に出し候積りにて買候、當時宮川筋松原上ル町丸屋九兵衛方ニ飼置申候、御届ニ相成候よし、

犬生產

〔倭名類聚抄十八毛群〕獸產　淮南子云、犬三月而生

犬種類

〔本草綱目譯義五十獸〕狗イヌ　今エヌ、古名エノコ、子ノ名、エヌノコノ異名也、エノコロ、

唐ニテ家ニカフテ食用ニス、之ヲ食犬ト云、集解ニ食犬、田犬、吠犬三種アリ、田犬ハカリイヌ也、長

喙ト云テ、カホ長キ犬ヲ用ユ、ヨク獸ヲカギ出シ咬ミ付ナリ、之ヲ俗ニ獵犬獵狗ト云、吠犬ハ家ニカヒ盜ノ用心ニスル、夜ヲ守ル犬ノコト也、一名守犬花鏡食犬ト云ハ則ムクイヌノコト、毛長シテ肥タル物ナリ、之ハ常ノ犬ノ内ニ自然ニ出來ルナリ、是ヲ唐ニハ食用ニヨシト云テ名ヅク、又カリニスルニ、形大ナル犬アリ、力强キト云テ、本舶來ノ物ト云、俗ニ唐犬ト云、是ハ書名ニ高四尺曰獒ト云モノナリ、多曰麗ト云ハ水犬也、紅毛ヨリ來ル、チンノ類ナリ、形小シテ毛長シ、晝ニアル唐シヽノ形ノ如ク、毛ヲオフテ目ノ所見ヘズ、是モヨク守ル、知ヌヒトナドニモ吠ル也、一名毛獅狗、鄭漁正音金聯狗、花鏡、金色ノモノチ云、又毛短ク形小ナルヲチント云、モト蠻國ノ犬也、今ハ京ニモ諸國ニモアリ、菓子ヲクハスベシ、飯ヲ食スルハ大ニナル、モト阿蘭陀人持來ル、又紅毛人ノ蓄ニハ、又至テ小ク馬ノ鐙ノ内ヘハイルアリ、之ヲ上品トス、

〔秋苑日涉十二〕犬名

○田○犬（カリイヌ）埤雅、傳曰、犬有三種、一者田犬、二者吠犬、三者食犬、若今菜牛也、花鏡、田犬、長喙細身、毛短脚高、以尾卷無毛、使之上山、履險甚捷、胎三月、而其性比他犬尤烈、豺見之而跪、兎見之而藏、每事之出獵、靈爲眼目、靈之所向、犬即趨而擾之、故好獵者多畜焉、　敵犬（カリノイヌ）汲冢周書、譬若敗犬、驕用逐禽、其猶不克有獲、　獵犬 西京雜記、楊萬年有猛犬、名青駮、　獵狗（カリイヌ）史記蕭相國傳　細犬（カリイヌ）宋史禮志、太祖建隆二年、始校獵於近郊、先出禁軍爲圍場、五坊以鷹犬從、西遊記、那怪伸出頭、來要咬二郎、被二郎細犬、撲上去、往的一口、把頭血淋淋的咬將下來、按細獵細作之細、　細狗（カリイヌ）埤雅、傳曰、狡兎死良犬烹、良犬即今細狗、　阿散犬（カリイヌ）事物異名、蒙古呼細犬云阿散犬、　網犬（カヒイヌ）佩文韻府、戴復古詩、籠鷄爲鴨抱、網犬逐鵝飛、　○守○犬（カヒイヌ）禮記、犬則執緤、守犬、田犬、則授擯者、既受、乃問犬名、註、緤所以繫制之者、花鏡、守犬、短喙善吠、畜以司昏、　守狗（カヒイヌ）穆天子傳　吠犬（カヒイヌ）見上、即守犬也、又荀子王制篇、北海則有走馬吠犬焉、楊倞註、吠犬今北之大犬也、　吠狗（カヒイヌ）左傳、昭二十三年、請其吠狗、　畜犬（カヒイヌ）澠水燕談　畜狗（カヒイヌ）禮記、仲尼之畜狗死、　獖（カヒイヌ）廣韻、獖守犬、　家犬（カヒイヌ）見聞雜錄、張莊簡公有家犬、坐於灶上、　家狗（カヒイヌ）左傳、宣十二年疏　闞犬（カヒイヌ）佩文韻府、獨孤及趙郡李公中集序、闞犬迎吠、

〔日本書紀十六武烈〕八年三月、及是時穿池起苑、以盛禽獸、而好田獵走狗試馬、

〔續日本紀八元正〕養老五年七月庚午、詔曰、〇中略宜其放鷹司鷹狗、〇中略悉放本處令遂其性、

〔江家次第二正月〕大臣家大饗

次引出物○中略　尊者若好鷹者被牽之、尊者前駈相跪受之、受時問犬名云々、

〔西遊記　二〕獵犬

薩摩は武國にて、若き人々山野に出て鳥獸を獵る事、他國よりも多し、すべて山野に獵するには、よき犬を得ざれば不叶事なり、彼邊の犬、常の人家に養ひ飼ものは、長ヶ低く上方の犬よりも少し小なり、常に座敷の上に養ふて、上方の猫を飼ふがごとし、至極行儀よく、上方の犬よりは柔和なり、異品といふべし、又獵に用る犬は、格別に長ヶ高く猛勢にて、座敷に養ふことなく、上方の犬を飼ふ通りなり、其猛勢なる事は、上方の犬に十倍せり、先年虎の餌の爲に、彼國の犬を入れしに、其犬虎の喉に咬み付て虎を殺せし事、世間の人の物語にあるごとくなり、かゝる猛勢なる犬ゆへに、常々は二三疋寄り集れば早必咬合て喧しきに、大勢獵に出る時などは、諸方の犬を皆々各繋ぎて牽行事なるに、町を出るまでは側近く寄れば必咬合て騷けれども、既に山に入ると、其犬ども常々はいかやうに中惡敷、よく咬合ふ犬にても、甚中よく成りて、綱を解き離して、犬の心任せに馳廻らすれども、犬同士咬合ふ事無く、互に助合て山を働くなり、是向ふに猪鹿といふ敵あるゆへに、犬ども皆一致の味方に成りて中よき事とぞ、是に依ていふに、むかし朝鮮御陣の時、彼地にては、日本人いかなる者も皆一致に成りて、相互に助け合ひ、至極親しかりしとぞ、向ふに異國人の敵あるゆへに、日本人同士は格別に親しみ厚く成りける事尤の事なり、一家の中にても、親子兄弟夫婦等の中あしく爭ひ怒る事は內證ごとにて、畢竟は榮曜我儘などともいふべきにや、もし盜賊にても入らば、いかなる中惡敷家內にても一致に成りて防ぐべし、此故に詩經にも、兄弟かきにせめげども、外には其あなどりをふせぐとも見へて、他人の親しきよりは、中惡敷骨肉の方厚かるべし、此所を心をひそめて考へ辨へば、自ら友愛弟順の道にも叶ひて、親しきより以て疎に及ぶの數をも知るべし、人畜の別なく、同種の親しみ同根の愛は、天地自然の道なり、

〔倭名類聚抄十八毛群名〕獶○　唐韻云、獶（奴刀反、和名無久介以沼、）深毛犬也、

〔箋注倭名類聚抄七獸名〕廣韻作長毛犬、按爾雅釋文引字林及玉篇並云、獶多毛犬也、孫氏蓋本之、說文、獶犬惡毛也、郭注爾雅、獶長也、郝懿行曰、卽今獅獶狗也、

〔擁書漫筆一〕和名抄毛群類部に、唐韻云、獶深毛犬也、和名無久介以沼、空穗物語菊の宴の卷は、宏ゝゆうの角をれたる牛のたぐひなりや、中將うちわらひてむくいぬのあひだの耳のやうにて、字鏡集八の卷才部に、狵（ムクイヌ）色葉字類抄无の部動物の條に、獶（多毛犬也、ムクイヌ、）毴（ムクイヌ）狵亦作尨羊犬（同）已上新韻集牟の部、平に、毴犬（ムクイヌ）（多毛也、）狵犬（ムクイヌ）（多毛、）獶（ムクイヌ）平他字類抄動物部平聲に、狱（ムクイヌ）童蒙頌韻江三に、狵（ムクイヌ）倭玉篇下卷、犬部に、獶（ムクイヌ）狵（ムクイヌ）倭訓栞牟の部に、椋鳥、ひえ鳥に似て群飛す、鶸の類也、むくわりは別種也、小むくといふも味よろしなど見えし、むく犬、むく鳥も、また毛羽の細弱なるによれる名、人のむく毛も同義なるをおもふべし、

〔百品考下〕厖　和名ムクイヌ

詩緝、厖犬之多毛者、　說文、多毛曰厖、長喙曰獫、短喙曰猲、　本草綱目、李時珍曰、狗類甚多、其用有三、田犬長喙善獵、吠犬短喙善守、食犬體肥供饌、凡本草所用、皆食犬也、

本草ニ、田犬、吠犬、食犬ノ三種ヲ擧グ、田犬ハカリイヌ、田獵ニ用ユルモノナリ、吠犬ハホエイヌ、人家ニ畜テ夜ヲ守ラシムル者ナリ、食犬ハ、ムクイヌ、狀チ肥テ毛長シ、西土常ニ飼テ肉ヲ食用ニ供ス、卽厖ナリ、古說ニ厖ヲスキケント訓ズ、非ナリ、此ハ花鏡ヲ誤讀シナリ、花鏡ニ多毛曰厖トアゲテ、其下ニスキケンノ形狀ヲ載タル故ニ誤タルナリ、スキケン、卽金絲狗ニシテ、拂林狗ノ一種、毛長ク面ヲ掩フモノナリ、拂林狗ハ、スキケンノ毛短キモノナリ、漢土ニモ元ナシ、西域拂林國ヨリ唐ノ世初テ來ル、故ニ拂林狗ト云、唐書ニ見エタリ、厖ノ字ハ、爾雅詩經ナドノ古書ニ載ス拂林狗ニアラザルコト明ナリ、

瑞犬

犬渡來

〔徒然草下〕西大寺靜然上人、腰かゞまり、眉白く、誠にとくたけたる有さまにて、内裏へ參られたりけるを、西園寺内大臣殿、あなたうとのけしきやとて、信仰のきそくありければ、資朝卿これを見て、年のよりたるに候と申されけり、後日にむく犬の、あさましく、老さらぼひて、毛はげたるをひかせて、此氣色たうとくみえて候とて、内府へ參らせられたりけるとぞ、

〔倭名類聚抄毛群名十八〕獨犴。　唐韻云、犴俄寒反、又音岸、今按和名未詳、但本朝式云、葦鹿皮獨犴皮云々、犴音如簡、此名所出亦未詳、胡地野犬名也、

〔箋注倭名類聚抄獸名七〕延喜民部式下、載交易雜物、陸奧出羽二國並云、葦鹿皮獨犴皮數隨得、此所引卽是、○中略廣韻云、豻胡地野狗、似狐而小、或作犴、按說文豻胡地野狗、又載犴字云、豻或从犬、孫氏蓋本之、

〔延喜式民部二十三〕交易雜物

陸奧國葦鹿皮獨犴皮數隨得、○中略　出羽國熊皮廿張、葦鹿皮獨犴皮數隨得、

〔延喜式治部二十一〕祥瑞

豹犬、鉅口赤身、四足三目、露犬、能飛食虎豹、○中略　右大瑞

〔日本書紀天武二十九〕八年十月甲子、新羅遣阿飡金項那、沙飡薩藥生朝貢也、調物金銀鐵鼎、錦布皮、馬狗騾駱駝之類十餘種、　十四年五月辛未、高向朝臣麻呂、都努朝臣牛飼等、至自新羅、乃學問僧觀常靈觀從至之、新羅王獻物、馬二疋、犬三頭、鸚鵡二隻、鵲二隻、及種々寶物、

朱鳥元年四月戊子、新羅進調、從筑紫貢上、細馬一疋、騾一頭、犬二狗、○中略幷百餘種、

〔續日本紀聖武十一〕天平四年五月庚申、金長孫○新羅使等拜朝、進○中略蜀狗一口、獵狗一口、

〔類聚國史殊俗百九十四〕天長元年四月丙申、覽越前國所進渤海國信物、幷大使貞泰等別貢物、又契丹大狗二口、猲子二口、在前進之、　辛丑、幸神泉苑、試令渤海狗○狗一本作猲逐苑中鹿、中途而休焉、

〔駿府政事錄〕慶長十七年二月三日、於遠江國堺川二川山有御鹿狩、凡列卒五六千人、以弓鐵炮驅之、

唐。犬。六七十匹縱橫追レ之、（中略）猪二三十獲レ之、時大雨降來、故令レ止二御狩一、

〔明良洪範十八〕元和太平ノ後、天下ノ貴賤、漸々花美ニ趣クコロ、唐犬ヲ飼ハルヽ事流行シ、大名役ノヤウニ成ケル、駿河大納言忠長卿、何方ヘカ出行ノ時、唐犬ヲ多ク牽セラレ、御先ヲ追レシニ、薩摩中納言家人、世ニ野郞組ト云ヒシ士ノ畏テ居ケルニ、當時駿河殿ノ威勢ニマカセ、天ガ下ニ肘ヲ張ケル犬牽ドモ、イタヅラニ彼唐犬ヲ放シカケタリ、元ヨリ逸物ナレバ、一文字ニ飛カヽリケリ、彼野郞組立退ナガラ、刀ヲ拔テ切ハラヒケルニ、唐犬ノ鼻ヅラカケテ切割タリ、其場ヲ早々立退ケレバ、彼犬牽ドモ、案ニ相違シケレバ、己ガ牽爾ハ押カクシ、薩州ノ野郞組コソ御犬ヲ切タリケレト、支配ノ方ヘ訴ヘケリ、駿河殿ニハ大キニ怒リテ、早々使者ヲ薩州ヘツカハシ、犬アヤメタル者ヲ賜ハルベシト有シニ、薩摩守聞モアヘズ、唐犬ハ猪鹿ナド取ラスベキ爲ニコソ牽セ玉フベケレ、家久ガ家人ニ犬ヲカケラレシ事其謂レナシ、噛付タランニハ何デ捨置カルベキ、切タルハ尤ナリ、手前ノ犬牽ヲ吟味モセズシテ、他ノモノヲ唐犬切タレバ出スベシトハ存ジモヨラズ、其者ハ歸リテ候ラヘドモ、犬ノ代リニハエコソ出スマジケレトノ返答也、大納言家ヨリハ、是非是非請取ベシトイヒツノル、家久意地ヲ立ルナラバ、江戸ニテハ憚リアレバ、交代ノ節追討ニセヨナドイカメシク云ヒツノルニ、島津ニテモ堪忍セズ、元ヨリ此方ノ家人、道理ナレバ何條御連枝トテ恐ルベキ、既ニ事破レントセシニ、土井利勝ノ聞レテ、家久ヲナダメラレ、亞相家ヲモ異見シテ、扱家久ニ談ゼラレシハ、唐犬ヲ放シカケタルハ、駿河殿ノ知シメサレタル事ニハアラズ、下ノ奴原ガ仕業ナリ、然ルニ御連枝ヘ對シ、加樣ノ事申シツノルハ如何也、昔モ今モ下部コソワザハヒノ元ナレ、忠長卿ニ無事ヲ思ハレンニハ、家久ニモ穩便コソアルベケレ、然レドモ御連枝ヘ對シテ對揚ノ禮義ハイカヾナリ、放犬シカケタルハ、犬牽ノ科ニシテ、其犬ニ科ナシ、然ラバ犬ヲバ追ヒ拂ヒテモ有ベキニ、刀ヨゴシニ切タルハ、島津殿ノ者ノ誤リナレバ、雙方對揚シテ見レバ、

犬飼養法

唐犬切ラレタルハ駿河殿ノ損ナリ、然レバ右申ス如ク、御連枝ヘ對揚ノ禮義ハ如何ナレバ、駿河殿ノ館マデ家久參ラレテ然ルベシ、諸事ハ大炊頭ニ御任セアルベシトテ、家久モ漸得心セシカバ、則同道シテ北丸ヘ案內シ、式臺ニテ薩摩守是迄參リタリト、大炊頭ノ申シ置レテ事ハ濟ケリ、

〔令義解雜十〕凡畜產、觝人者、截兩角、踏人者絆之、齧人者截其兩耳、其有狂犬、所在聽殺之、

〔政事要略七十糺彈雜事〕馬牛及雜畜事

又○廐庫律云、犬自殺傷他人畜產者、犬主償其減價、餘畜自相殺傷者、償減價之半、卽故放令殺傷他人畜產者、各以故殺傷論、○中略

廐庫律云、畜產及噬犬、有觝踴齧人、而標幟羈絆不如法、若狂犬不殺者、笞卌、（依雜令、畜產觝人者截兩角、踏人者絆之、齧人者截兩耳、此爲標幟羈絆之法、）以故殺傷人者、以過失論、若故放令殺傷人者、減鬪殺傷一等、（其犯尊卑長幼親屬等、各依本犯、加減爲罪、其畜產殺傷人、仍作他物傷人、課事廿日、事內死者、減鬪殺一等、事外及他故死者、自依以他物傷人法、）卽被雇療畜產、被倩者、同過失法、及无故觝之、而被殺傷者、畜主不坐、（有人被雇療畜產、及无故觸人畜產、而被殺傷者、畜主不坐、故雇本是規財无故、謂故自犯觸、如此被殺傷者、畜主之不在坐限、若被倩療畜產、被殺傷、依鬪法、）

〔毛利文書百四十七〕一犬之事、鷹幷狩山のために所持候ものは、鈴札を付、なにがしと可書付候、此外の者、無體にかい候儀、はたと停止之事、

付、すゞ札付たる犬屋內ヘ入候共、打殺事可用捨候、若無體に殺候はゞ、過料に可申付事、

但、飼猫、かひとりなど取候はゞ、一つがひにならべ可置事、○中略

慶長拾三五月十三日

犬病

〔倭名類聚抄十八毛群體〕犬吢（○吢天文本作吣、下同、）　唐韻云、吢（七鴆反、以奴太末比、）犬吐也、

〔箋注倭名類聚抄七獸體〕病類、歐吐訓太万比、類聚名義抄作伊奴乃川多三、恐非、○中略　廣韻同、下總本吣作吢、那波本同、按玉篇作吢、云亦作吣、然此引唐韻、則作吣似是、

〔和漢三才圖會三十七畜〕狗○中略

犬害

治猫犬病、以烏藥汁灌之、以下藥方、出袁竹堂簡便方、

治猫犬生癩、用桃樹葉擣爛遍擦其皮毛、隔少時洗去之、

治狗猫生虱、用白色朝腦滿身擦之、以桶或箱覆蓋之、少時放出其虱俱落、生癬疥者、好茶濃煎、過夜冷洗之、

凡狗舌出而尾唾者、卽風狗也、人被之咬、用木鱉子七個、檳榔二錢、水二鍾、煎七分服、秘笈云、碎杏仁納傷處卽愈、所謂風狗、卽猘犬也、保嬰全書云、凡猘犬之狀必吐舌流涎、尾垂眼赤、誠易辨、如所咬則毒甚、

〔重修本草綱目啓蒙三十三〕狗寶　イヌノタマ

狗ノ腹中ニアル石ナリ、牛馬ノ鮓答ト同ジ、亦狗ノ病也、故ニ狗寶生癩狗腹中ト云、凡狗瘦セ毛落皮ノミニナリシ腹中ニアリ、故ニ留青日札ニ、凡狗有寶則羸瘦、毛落不勝、其熱入水自濡、其塊如栗、同胞破之可、千葉、入藥治毒瘡ト云、五雜俎ニ、又有一種狗、不飮不食、常望月而嘷者非獒也、乃肚中有狗寶也、寶如石、大者如鵞卵、小如雞子、專治噎食之疾ト云フ、形ハ馬ノ鮓答ヨリ小ク、馬鍐ノ形ニシテ白色微青、或ハ灰色微黑、圓ナルモ扁ナルモアリ、碎ケバ内ハ皮ノミ多ク重リ、鮓答ニ異ナラズ、本經逢原ニ、擊碎其理如蟲、白蠟者眞ト云ハ、ソノ層疊ノ狀ヲ云ヘルナリ、

〔古老口實傳〕一犬具參事禁之○中略

一飼犬事、不淨基、鬪諍種也、更无其要者哉、

〔古今著聞集十六興言利口〕一條二位入道能保のもとに、下太友正と云隨身おさなくよりみや仕へけり、禪門天下執權の後、諸大夫侍おほく初參したりけるに、此友正我ひとりこそ、年頃の者にては侍れとて、一座をせめけるを、傍輩ども惡む事限りなし、去程に其近邊に事なのめならず、人くふ犬有けり、侍共寄會たりけるが、其犬とりてんやと、何となく云出したりけるに、友正やすく取てんといひけるを、傍輩共よきつゐでにくはせんと思て、皆一方に成てあらがひてけり、友正云やう、

またゝめおほせたらば、殿原皆引出物を一づゝ、友正にたびてはかりなき事をすべし、若取得ぬ物ならば、友正其ぢやうにきらめくべしと云堅めてけり、かくて友正葛袴にそば取りて、件の犬の前を過けるに、案の如く、犬走りかゝりて、大口あきてくいつかんとするを、友正拳を握りて、犬の口へ突入てければ、犬敢てくはず、今片手にて、かうづるを取りて、死ぬばかり打てけり、其後此犬人くふ事なく成にけり、あらがひつる侍共、目もあやに覺えて、ゆゝしき事して引出物取らせけり、すべてあらがひおこの事也、

〔良將達德抄 十〕南龍院殿御足江猛犬喰付之時直に喉中に踏入給ふ事

宰領の歩行の者、小姓衆に向ひ、此犬ことの外人に荒く候と申を、御構なく、橡鼻にて、此犬はりやうぎゝにて可有能貌がまへ也と、御足にて犬の貌を御なで候得ば、其犬大きにほえて、御足に喰付を、御足を直に犬ののどへ踏入させ給ふ、犬はのどへ足をつきこまれ、散々吠て尾をすぼめ逃のく、是より頼宣卿を、彼犬見奉りては恐れて、いつも尾をしきたる也、此時御足御引候はゞ、かみ切可申を、直に犬ののどへ踏込給ふ、其早業剛强たとえん方なし、

〔事實文編附錄 十一〕書若狹義婢事　天爵

義婢名綱、若狹小松原人、父角右衛門、家貧賤、以捕魚爲業、綱年十五、仕于邦人松見氏、松見之兒未免懷、則綱常懷焉、一日綱負其兒而出、遇瘈狗走、綱曰、吾聞、傷於瘈狗者死、乃伏兒於地、以己身覆之、則狗來齧綱傷數創、流血濺葛、然恐兒壓死、四肢據地以得全腹下之兒、松見聞其事、卽走救之、則綱唯言、賢子無恙、而後死、實明和六年己丑七月三日也、事聞邦君、乃賜錢于其父、以葬于邑之西德寺、爲立石以旌其義云、

○按ズルニ、瘈狗ハ狂犬ナリ、近世畸人傳ニ此事ヲ載セテ以テ狠ト爲スハ、恐ラクハ誤ナラン、

〔燕石雜志 五上〕俗呪方

解犬毒、犬に囓傷られたるとき、はやく冷水を汲て、傷られたる處を浸し、ふたゝび糞汁に漬て、そのまゝ瘡の上に灸して、急に蝦蟇湯(蝦蟇一枚去首尾)を用ふべし、もし活ながら蝦蟇を捕、その股の肉を食へば、その效いよ〳〵速也、大約猘犬のみならず、禽獸怒るときは必毒あり、猫鼠鷄の類みな惡か也、手して鼠を捕ふべからず、牡鷄の鬪ふとき、手をもてこれをわくべからず、倘傷らるゝことあれば、その毒猘犬と異ならず、但犬毒を酷しとす、囓れたるとき、瘡淺く痛深からずとも、療治等閑なれば、その毒期月に至て再發し、終に命を隕すものあり、或は狂亂して狗鳴をなすものあり、これその毒猵なるによつて也、怪むに足らず、縱仙丹神藥を用るとも、赤小豆を忌むこと三年つゝしまざれば、毒の發すること初に倍して救ひがたし、恐るべし、主ある犬も生人を見れば、その人を囓傷るあり、これらは速に打殺してその害を除くべし、婦人の情をもてこれを憐むべからず、この犬罪あり、畜生を愛して人を害することあらば、主人の德を傷ふなり、東海道岡部驛より十八九町ばかりなる田舍に、犬除の符を出す家ありといふ、その名を忘る、尋ぬべし、

犬狩

〔禁秘御抄下〕一犬狩

藏人承仰下知、所衆瀧口參、瀧口帶弓箭儲所々射犬、所衆入緣下狩出、而此役太見苦、仍近代好遲參、定蒙召籠、仍衞士幷取夫入緣下、匡房記曰、堀川院御時、犬狩被閉諸陣、而先例當御物忌時、犬狩尤有便云々、予俊忠又藏人一兩人持弓、先例犬狩時、仰左右近陣吉上等狩之云々、殿上將佐已下可持弓也、

〔侍中群要十〕犬狩事

家無佛神事之時、幷休日御物忌等之間、隨仰召仰左右近陣官行之、瀧口等相從之、藏人等追御所犬、所狩獲幷召左右衞門官人令放流之、遲參之間、右兵衞陣外頭陣官令守之、隨來給之、

犬事蹟

〔播磨風土記飾磨郡〕伊和里(イワ)略〇中昔大汝命之子、火明命心行甚强、是以父神患之欲遁棄之、乃到因達

神山、遣其子汲水、未還以前、卽發船遁去、於是火明命汲水還來、見船發去、卽大瞋怨、仍起風波追迫其船、於是父神之船不能進行、遂被打破、所以其號波立、○中略犬落所者、卽號犬丘、

〔日本書紀六垂仁〕八十七年二月、昔丹波國桑田村有人、名曰甕襲(ミカソ)、則甕襲家有犬名曰足往(アユキ)、是犬咋山獸名牟士那而殺之、則獸腹有八尺瓊勾玉、因以獻之、是玉今在石上神宮、

〔日本書紀七景行〕四十年十月癸丑、日本武尊發路之、○中略日本武尊進入信濃、是國也、山高谷幽、翠嶺万重、人倚杖而難升、巖嶮磴紆、長峯數千、馬頓轡而不進、然日本武尊披烟凌霧遙徑大山、既逮于峯而飢之、食於山中、山神令苦王、以化白鹿立於王前、王異之、以一箇蒜彈白鹿、則中眼而殺之、爰王忽失道不知所出、時白狗自來有導王之狀、隨狗而行之、得出美濃、○下略

〔播磨風土記託賀郡〕伊夜丘者、品太天皇○應神獵犬名麻奈志漏與猪走上此岡、天皇見之云射乎、故曰伊夜丘、此犬與猪相鬪死、卽作墓葬、故此岡西有犬墓、

〔古事記下雄略〕自日下之直越道、幸行河内、爾登山上、望國内者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答白、志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎、己家似天皇之御舍而造、卽遣人令燒其家之時、其大縣主懼畏稽首白、奴有者、隨奴不覺而過作、甚畏、故獻能美之御幣物、能美二字以音布繫白犬、著鈴而已族名謂腰佩人令取犬繩以獻上、

〔日本書紀十四雄略〕十三年八月、播磨國御井隈人文石小麻呂(アヤシノヲマロ)有力强心、肆行暴虐、○中略於是天皇遣春日小野臣大樹、領敢死士一百、並持火炬圍宅而燒、時自火炎中白狗暴出、逐大樹臣、其大如馬、大樹臣神色不變、拔刀斬之、卽化爲文石小麻呂、

〔日本靈異記上〕狐爲妻令生子緣第二

昔欽明天皇是磯城島金刺宮食國天皇、天國押開廣庭命也、御世、三野國大野郡人、應爲妻覓好孃、乘路而行、時曠野中遇於姝女、其女媚牡馴睇之、牡睇之言、何行稚孃之、答言、將覓能緣而行女也、牡心語言、成妻耶、女答曰、聽、卽

將於家交通相住、比頃懷任生一男子、時其家犬、十二月十五日生子、彼犬之子、每向家室而期剋、睚眥嗥吠、家室脅惶、告家長言、此犬打殺、雖然患告而猶不殺、於二月三月之頃年米舂時、其家室於稻舂女等將充間食入於碓屋、卽彼犬子將咋家室而追吠、卽驚譟恐、成野干登籬上而居、○下略

〔日本書紀 三十持統〕朱鳥元年○天武是歲蛇犬相交、俄而俱死、

〔日本後紀 十七平城〕大同四年正月壬辰、有犬登太極殿西樓上吠、烏數百群翔其上、

〔日本紀略 淳和〕天長七年八月庚午、犬登栖鳳樓而吠、

〔古事談 一王道后宮〕延喜野行幸之時、被入腰輿之御劒ノ石付落失云々、希有事也、古物ヲトテ、大ニ令驚給テ、タカキ岡上ニテ御覽ジケレバ、御犬ノ件石付ヲクハヘテマイリタリケレバ、殊ニ興ジテ令悅給ケリ、○下略

〔大鏡 八〕六條式部卿の宮と申しは、延喜帝一腹御兄弟におはします、野の行幸せさせ給ひしに、此宮供奉せしめ給ふべかりけれど、京の程遲參せさせ給ひて、かつらの里にぞまいりあはせ給へりしかば、御こしとゞめて、さきだて奉らせ給ひしに、なにがしといひし犬かひの、犬のまへ足をふたつながら肩に引こして、ふかき河の瀨わたりしこそ、行幸につかうまつり給へる人々さながら興じ給はぬなく、御門も興ありげにおぼしたる御けしきにこそ、みえおはしましゝか、

〔今昔物語 二十八〕中納言紀長谷雄家顯狗語第廿九

今昔、中納言紀ノ長谷雄ト云フ博士有ケリ、才賢ク悟廣クシテ、世ニ並ビ無ク止事无キ者ニテハ有ケレドモ、陰陽ノ方ヲナム何ニモ不知ザリケリ、而ル間狗ノ常ニ出來テ築垣ヲ越ツヽ、尿ヲシケレバ、此レヲ怪ト思テ、□□ノ□□ト云フ陰陽師ニ、此ノ事ノ吉凶ヲ問タリケレバ、某ノ月ノ某ノ日、家ノ内ニ鬼現ズル事有ラムトス、但シ人ヲ犯シ祟ヲ可成キ者ニハ非ズト占タリケレバ、其ノ日物忌ヲ可爲キナリト云テ止ヌ、而ル間其ノ物忌ノ日ニ成テ、其ノ事忘レテ物忌ヲモ不爲ザ

リケリ、然テ學生共ヲ集メテ作文シテ居タリケルニ、文頌スル盛ニ傍ニ物共取置タリケル塗籠ノ有ケル内ノ方ニ、極テ怖シ氣ナル者ノ音ニテ吠ケレバ、居並タル學生共此ノ音ヲ聞テ、此レハ何ノ音ゾ口リト云ツヽ恐ヂ迷ケル程ニ、其ノ塗籠ノ戸ヲ少シ引開タリケルヨリ、動出ル者有ルヲ見レバ、長二尺許リ有ル者ノ、身ハ白クテ頭ハ黑シ、角ノ一ツ生テ黑シ、足四ツ有テ白シ、此レヲ見テ皆人恐迷フ事无限シ、而ルニ其ノ中ニ一人ノ人、思量有リ心强カリケル者ニテ、立走ルマヽニ此ノ鬼ノ頭ノ方ヲハタト蹴タリケレバ、頭ノ方ノ黑キ物ヲ蹴拔キツ、其ノ時ニ見レバ、白キ狗ノ行ト哭テ立テリ、早ウ狗ノ棣ヲ頭ニ指入タリケルヲ、棣ヲ蹴拔タルマヽニ見レバ、狗ノ夜ル塗籠ニ入ニケルガ、棣ニ頭ヲ指入テケルヲ否不引出テ鳴ク音ノ怪シキ也ケリ、其レガ走リ出タルヲ、物恐ヲ不爲ズ量リ有ケル者ノ、狗ノ然カ有ケル也ケリト見テ、蹴顯シタル也ケリ、此ク見テ後ニナム人共肝落居心直リケル、其ノ後ハ集テ咲ケリ、然レバ實ノ鬼ニ非ネドモ、現ニ人ノ目ニ鬼ト見ユレバ鬼トハ占ケル也、其レニ人ヲ犯シ祟ヲ可成キ者ニハ非ズト占ヒタル、實ニ微妙キ事也ト云テゾ、人々皆占ヲ讃メ喤リケル、但シ中納言ノ然許才有ル博士ニテハ、物忌ノ日ヲ忘ル、最ト云フ甲斐无ウ弊キ事也トゾ聞ク人謗ケル、其ノ比ハ此ノ事ヲナム、世ニ云ヒ繚ヒ咲ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔日本紀略冷泉五〕安和元年四月一日癸丑、今日犬登殿上、嚙御殿御座、咋拔時杭逃去、又攪掘御前炬屋前地、

〔江談抄雜事二〕上東門院御帳內犬出來事

上東門院爲一條院女御之時、帳中ニ犬子不慮之外ニ入天有道見付給、大ニ奇恐、被申入道殿、道長入道殿召匡衡テ密々令語此事給ニ、匡衡申云、極御慶賀也ト申ニ、入道殿何故哉ト被仰ニ、匡衡申云、皇子可令出來給之徵也、犬ノ字ハ是點ヲ大ノ字ノ下ニ付バ太ノ字也、上ニ付レバ天ノ字也、以

之謂之、皇子可出來給、サテ立太子、次ニ至天子給歟、入道大令感悦給之間、有御懷妊、令奉產後朱雀院天皇也、此事秘事也、退席之後、匡衡私令勘件字、天令傳家云々、

〔枕草子 一〕うへにさぶらふ御ねこは、かうぶり給はりて、命婦のおもとゝて、いとおかしければ、かしづかせ給ふが、はしに出たるを、めのとのむまの命婦あなまさなやいり給へとよぶに、きかで日のさしあたりたるに、うちねぶりてゐたるを、おどすとて、おきなまろ〇犬名いづら、命婦のおもとくへといふに、まことかとて、しれものはしりかゝりたれば、をびえまどひて、みすのうちにいりぬ、あさがれいのまにうへ〇一條はおはします、御らんじて、いみじうをどろかせ給ふ、ねこは御ふところにいれさせ給ひて、おのこどもめせば、藏人たゞたかまいりたるに、此おきなまろうちてうじて、いぬ島につかはせ、たゞいまとおほせらるれば、あつまりてかりさはぐ、むまの命婦もさいなみて、めのとかへてん、いとうしろべたしとおほせらるれば、かしこまりて御前にも出ず、いぬばかり出て、たきぐちなどしてをひつかはしつ、あはれいみじくゆるぎありきつるものを、三月三日に、頭辨、柳のかづらをせさせ、もゝの花かざしにさゝせ、さくらこしにさゝせなどしてありかせ給ひしおり、かゝるめ見んとは、おもひかけんやとあわれがる、おものゝおりはかならずむかひさぶらふに、さう〴〵しくこそあれなどいひて、三四日になりぬ、ひるつかた、犬のいみじくなくこゑのすれば、なにぞの犬のかくひさしくなくにかあらんときくに、よろづの犬どもはしりさはぎとぶらひにゆき、みかはやうどなるものはしりきて、あないみじ、犬を藏人二人してうち給ひ、しぬべし、ながさせ給ひけるが、かへりまいりたるとててうじ給ふといふ、心うのことや、おきなまろなり、たゞたかさねふさなんうつといへば、せいしにやるほどに、からうじてなきやみぬ、しにければ、門のほかにひきすてつといへば、あはれがりなどする、夕つかた、いみじげにはれ、あさましげなる犬のわびしげなるが、わなゝきありければ、あはれまろか、かゝるいぬやは、

このごろは見ゆるなどいふに、おきなまろとよべどみゝにも聞いれず、それぞといひ、あらずといひ、くち〳〵申せば、右近ぞ見志りたるよべとて、志もなるを、まづとみのことゝてめせば、まいりたり、これはおきなまろかと見せさせ給ふに、似て侍れども、これはゆゝしげにこそ侍るめれ、又おきなまろとよべば、よろこびてまうでくるものを、よべどよりこず、あらぬなめり、それはうちころしてすて侍りぬとこそ申つれ、さる物共の二人してうたんには、生なんやと申せば、心うがらせ給ふ、くらうなりて物くはせたれどくはねば、あらぬものにいひなしてやみぬる、つとめて御けづりぐしにまいり御てうづまいりて、御かゞみ持せて御らんずれば、さふらふに、犬のはしらのもとについゐたるを、あはれきのふおきなまろをいみじう打しかな、志にけんこそかなしけれ、何の身にか此たびはなりぬらん、いかにわびしきこゝち志けんと、うちいふほどに、此ねたるいぬふるひわなゝきて、なみだをたゞおとしにおとす、いとあさまし、さてこれおきな丸にこそありけれ、よべばかくれ志のびてあるなりけりと、あはれにて、おかしきことかぎりなし、御かゞみをもうちをきて、さはおきなまろといふに、ひれふしていみじくなく、御前にもうちわらはせ給ふ、人々まいりあつまりて、右近内侍めしてかくなどおほせらるれば、わらひのゝしるを、うへにもきこしめしてわたらせおはしまして、あさましう犬などもかゝるこゝろある物なりけりと、わらはせ給ふ、うへの女房たちなどもきゝにまいりあつまりて、よぶにもいまぞたちうごく、なをかほなどはれためり、ものてうぜさせばやといへば、つゐにいひあらはしつるなどわらはせ給ふに、たゞたかきゝて、大ばん所のかたより、まことにや侍らん、かれ見侍らんといひたれば、あなゆゝし、さるものなしといはすれば、さりともつゐにみつくるおりも侍らん、さのみもえかくさせ給はじといふ也、さてのちかしこまりかうじゆるされて、もとのやうになりにき、なをあはれかくれて、ふるひなき出たりしほどこそ、よに志らずおかしくあはれなりしか、人々に

もいはれてなきなどす、

〔宇治拾遺物語十四〕今は昔、御堂關白殿(道長)法成寺を建立し給て後は、日毎に御堂へ參らせ給けるに、白き犬を愛してなん飼せ給ければ、いつも御身をはなれず、御ともしけり、或日例の如く御ともしけるが、門をいらんとし給へば、此犬御さきにふたがるやうに吠まはりて、内へ入れ奉らじとしければ、何條とて、車よりおりて、いらんとし給へば、御衣のすそをくひて、引とゞめ申さんとしければ、いかさまやうある事ならんとて、榻をめしよせて御尻をかけて、晴明にきと參れと、めしにつかはしたりければ、晴明則參りたり、かゝる事のあるはいかゞとたづね給ければ、晴明しばしうらなひて申けるは、これは君を呪咀し奉りて候物を道にうづみて候、御越あらましかばあしく候べき、犬は通力の物にてつげ申て候なりと申せば、さてそれは、いづくにかうづみたる、あらはせとのたまへば、やすく候と申て、しばしうらなひて、此にて候と申所をほらせてみたまふに、土五尺ばかり堀たりければ、案の如く物ありけり、(中略)犬はいよ／＼不便にせさせ給ひけるとなん、

〔今昔物語十九〕達智門弃子狗密來令飲乳語第四十四

今昔、嵯峨ノ邊ナドニ行ケル人ニヤ有ケム、朝ニ達智門ヲ過ケルニ、此ク門ノ下ニ生レテ十餘日許ニ成タル男子ノ糸清氣ナルヲ弃テ置タリ、見ルニ无下ノ下衆ナドニハ非ヌナメリト見エ、筵ノ上ニ臥タルヲ見レバ、未ダ生テ泣ケレバ、糸惜シト思ケレドモ、急グ事有テ此ク見置テ過ニケリ、明ル朝ニ返ケルニ、其ノ子未ダ生キテ同ジ様ニテ有リ、此レヲ見ルニ奇異ク思フ、昨日狗ニ被食ニケルト思フニ、今夜モ若干ノ狗ニ不被食ザリケルト思テ守リ立レバ、昨日ヨリハ□テ不泣デ筵ノ上ニ臥タリ、此ヲ見テ家ニ返ニケル、猶此事ヲ思フニ糸難有キ事也、未ダ生タラムヤト思ヒ、次朝ニ行テ見レバ、猶生キテ同様ニテ有リ、其時ニ男極テ不心得ズ、此ハ様有ル事ナラムト

思テ返ヌ、猶此ノ事ヲ不審ク思ケレバ、夜ニ入テ竊ニ達智門ニ行テ、築垣ノ崩ニ隱レテ見ルニ、□ノ程狗多ク有レドモ、兒ノ臥タル當ニモ不寄ズ、然レバコソ此ハ樣有ル事也ケリト奇異ク見ル程ニ、夜打深テ何方ヨリ來ルトモ无クテ、器量ク大キナル白キ狗出來ヌ、他ノ狗共皆此レヲ見テ逃去ヌ、此ノ狗此ノ兒ノ臥タル所ヘ只寄ニ寄ルニ、早ウ此ノ狗ノ今夜此ノ兒ヲバ食テムト爲ル也ケリト見ルニ、狗寄テ兒ノ傍ニ副ヒ臥ヌ、吉ク見レバ狗兒ニ乳ヲ吸スル也ケリ、兒人ノ乳ヲ飲ム樣ニ糸吉ク飲ム、男此レヲ見テ、早ウ此兒ハ此ノ夜來狗ノ乳ヲ飲ケレバ、生テ有ケル也ト心得テ、密ニ其ノ邊ヲ去テ家ニ返ヌ、次ノ夜亦今夜モヤ夜前ノ樣ニ爲ルト思テ亦行テ見ルニ、前夜ノ如ク狗來テ乳ヲ飲セケリ、亦次ノ夜モ猶不審カリケレバ行テ見ルニ、其ノ夜ハ兒モ不見エ、亦狗モ不來ザリケレバ、夜前人氣色ナドヲ見テ外ヘ將行ニケルニヤト思ヒ疑テ返ニケリ、其ノ後其ノ有サマヲ不知テ止ニケリ、此レ實ニ奇異ノ事也カシ、此レヲ思フニ、此ノ狗糸只者ニハ非ジ、諸ノ狗此レヲ見テ逃去ケムハ可然キ鬼神ナドニヤ有ケム、然レバ定メテ其ノ兒ヲバ平カニ養ヒ立テケム、亦佛ノ變化シテ兒ヲ利益セムガ爲ニ來リ給ヒタリケルニヤ、狗ハ然カ慈悲可有キニモ非ズ、然レドモ亦前生ノ契ナドノ有ケルニヤ、樣々ニ此ノ事ヲ思フニ難心得シ、此ノ事ハ彼ノ見ケル男ノ語ケルヲ聞キ繼テ此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十六〕東小女與狗咋合互死語第二十

今昔□□國□□ノ郡ニ住ケル人有ケリ、其家ニ年十二三歳許有女ノ童ヲ仕ヒケリ、亦其隣ニ住ケル人ノ許ニ白キ狗ヲ飼ケルガ、何ナルコトニカ有ケン、此女ノ童ダニ見ユレバ、此狗咋懸リナ敵ニシケリ、然レバ亦女ノ童モ此狗ダニ見ユレバ打ントノミシケレバ、此ヲ見人モ極シク怪ビ思ケル程ニ、女ノ童身ニ病ヲ受テケリ、世ノ中心地ニテ有ケルニヤ、日來ヲ經ルマヽニ病重カリケレバ、主此女ノ童ヲ外ニ出サント爲ニ、女ノ童ノ云ク、己ヲ人離タル所ニ被出ナバ、必ズ此狗ノ

爲ニ被咋殺ナントスル、病无クシテ、人ノ見時ソラ、己ダニ見ユレバ只咋懸ル、何況ヤ人モ无キ所ニ己重病ヲ受テ臥タラバ、必ズ被咋殺ナン、然レバ此狗ノ知マジカラン所ニ出シ給ヘト云ケレバ、主現ニ然ル事也ト思テ、遠キ所ニ物ナド皆拈テ密ニ出シツ、毎日ニ一二度ハ必ズ人ヲ遣テ見セント云誘ヘテ出シツ、而ルニ其亦ノ日ハ此狗有リ、然レバ此狗知ラヌナメリト心安ク思テ有ニ、次ノ日此狗失ヌ、此ヲ怪ビ思テ此女童出シタル所ヲ見セニ人ヲ遣タリケレバ、人行テ見ニ狗女ノ童ノ所ニ行テ、女ノ童ニ咋付ニケリ、然レバ女ノ童狗ト互ニ齒ヲ咋違ナム死テ有ケル、使返テ此由ヲ云ケレバ、女ノ童ノ主モ、狗ノ主モ、共ニ女ノ所ニ行テ、此ヲ見テ驚キ怪ビ哀ガリケリ、此ヲ思フニ此世ノミノ敵ニハ非ケルニカトゾ、人皆怪ビケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語三十一〕北山狗人爲妻語第十五

今昔、京ニ有ケル若キ男ノ、遊ガ爲ニ北山ノ邊ニ行タリケルガ日ハ只暮ニ暮ニケルニ、何クトモ不思エズ野山ノ中ニ迷テ道モ不思エザリケレバ、可返キ様モ無カリケルニ、今夜可宿キ所モ無クテ思ヒ繚テ有ケル程ニ、谷ノ迫ニ小キ菴ノ髴ニ見エケレバ、男此ニ人ノ住ニコソ有ケレト喜テ、其ヘ掻行テ見ケレバ、小キ柴ノ菴有リ、此ク來レル氣色ヲ聞テ、菴ノ内ヨリ若キ女ノ年廿餘許ニテ糸淨氣ナル出來タリ、男此ヲ見テ彌ヨ喜ト思ケルニ、女男ヲ打見テ、奇異氣ニ思テ、此ハ何ナル人ノ御タルゾト云ヘバ、男山ニ遊ビ行キ侍ツルニ、道ヲ踏違ヘテ否返リ不待ヌ程ニ、日ノ暮ニタレバ、可行宿キ所モ無カリツルニ、此ヲ見付テ喜ビ乍ラ急ギ參タルニナムト云ヘバ、女此ニハ□ノ人ノ不來ズ、此ノ菴ノ主ハ只今來ナムトス、其レニ其ノ菴ニ御セムズルヲバ、定メテ己レガ知タル人トコソ疑ハムズラメ、其レヲバ何カヾシ給ハムト爲ルト云ヘバ、男只何カニモ吉カラム様ニコソハ、但シ可返キ様ノ无ケレバ、今夜許ハ此テコソ侍ラメト云ヘバ、女然ラバ此テ御セ、我ガ兄ノ年來相ヒ不見ザリツルヲ戀ツル程ニ、思ヒモ不懸ズ、山ニ遊ビニ行キタリケル道ヲ踏

違テ、此ニ來レル也ト云ハムズル也、其ノ由ヲ心得テ御セ、然テ京ニ出タマヒタラムニ、努々此ル所ニ然ル者ナム有ツルトナ不宜ソト云ヘバ、男喜テ糸喜ク侍リ、然心得テコソハ侍ラメ、亦此ク宜フ事ナレバ、何デカ人ニハ申サムト云ヘバ、女男ヲ呼入レテ、一間ナル所ニ筵ヲ敷テ取セタレバ、男其レニ居タルニ、女寄來テ忍テ云ク、實ニハ己ハ京ニ其々ニ侍シ人ノ娘也、其レガ思ヒ不懸ズシテ奇異キ物ニ被取レテ、其レニ被領テ年來此テ侍ル也、今此ノ具シタル物ハ只今來ナムトス、見給テム、但シ乏シキ事ハ不侍ヌ也ト云テサメ〱ト泣ケバ、男此ヲ聞テ何ナル物ナラム、鬼ニヤ有ラムナド怖シク思ヒ居タル程ニ、夜ニ入テ外ニ極ク怖シ氣ニムメク物ノ音有リ、男此ヲ聞クニ、肝身□マリテ怖シト思ヒ居タル程ニ女出來テ戸ヲ開テ入來ル物ヲ男見バ、器量ク大キナル白キ狗也ケリ、男早ウ狗也ケリ、此ノ女ハ此ノ狗ノ妻也ケリト思フ程ニ、狗入來テ男ヲ打見テムメキテ立レバ、女出來テ年來戀シト思ツル兄ノ、山ニ迷タリケル程ニ、思ヒ不懸ズ此ニ坐シタレバ、奇異ク喜キ事ト云テ泣ケバ、其ノ時ニ狗此ヲ聞知リ顏ニテ入テ竈ノ前ニ臥セリ、〇此間恐有脱字苧ト云フ物ヲ績テ狗ノ傍ニ居タリ、食物糸淨氣ニシテ食スレバ、男吉ク食テ寢ヌ、狗モ内ニ入テ女ト臥スナリ、然テ夜明ヌレバ、女男ノ許ニ食物持來テ、男ニ密ニ云ク、尙々穴賢此ニ此ル所有ト人ニ語リ不給ナ、亦時々ハ御セ、此ク兄ト申シタレバ此レモ然知テ侍ル也、自然ラ要事有ラム事ナドハ叶ヘ申サムト云ヘバ、男敢ヘテ人ニ申シ不可侍ズ、今亦參リ來ムナド懃ニ云テ、物食畢ツレバ、京ヘ返ヌ、返ケルマヽニ男昨日然々ノ所ニ行タリシニ、此ル事コソ有シカト、會フ人每ニ語ケレバ、此ヲ聞ク人興ジテ亦人ニ語リケル程ニ、普ク人皆聞テケリ、其ノ中ニ年若ク勇タル冠者原ノ落所モ不知ヌ集テ、去來北山ニ〇此間恐有脱字妻ニシテ菴ニ居ルナル、行テ其ノ狗射殺シテ妻ヲバ取テ來ムト云テ、各出立テ此ノ行タル男ヲ前ニ立テヽ行ニケリ、一二百人有ケル者共手每ニ弓箭兵仗ヲ持テ行ケルニ、男ノ敎ヘケルニ隨テ、既ニ其ノ所ニ行著テ見レバ、實ニ谷迫ニ小キ

菴有リ、彼ゾ彼ゾト各音ヲ高クシツヽ云ケルヲ、狗聞テ驚キ出テ打見テ、此ノ來タリシ男ノ顏ヲ見ルマヽニ、菴ニ返入テ、暫許有テ狗女ヲ前ニ突立テ菴ヨリ出テ山ノ奥樣ニ行キケルヲ、立衝（衝〇恐誤字）ムテ多ノ人射ケレドモ更ニ不當ズシテ、狗モ女モ行ケレバ、追ケレドモ鳥ノ飛ブガ如ニシテ山ニ入ニケリ、然レバ此ノ者共モ、此ハ只者ニモ非ヌモノ也ケリト云テ皆返ケリ、此ノ前ニ行タリケル男ハ、返ケルマヽニ心地惡ト云テ臥ニケルガ、二三日有テ死ニケリ、然レバ物思エケル者ノ云ケルハ、彼ノ狗ハ神ナドニテ有ケルナメリトゾ云ケル、糸益无キ事云タル男也カシ、然バ信无カラム者ハ、心カラ命ヲ亡ボス也ケリ、其ノ後其ノ狗ノ有所知タル人无シ、近江ノ國ニ有ケリトゾ人云傳ヘタル、神ナドニテ有ケルニヤトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集魚虫禽獸二十〕後白河院の御時、兵衛尉康忠と云もの候けり、三條烏丸殿の兵亂の夜うせにし者なり、仁安の頃、黑まだらなるをとこ犬の異體なる院中に見えけり、ある者の夢に、康忠院中に祗候のこゝろざし深くて、此犬になりたる由見たりける、あはれなる事なり、

〔玉海〕承安二年五月廿九日丁酉、早旦問穢事於候院之人々、各答云、昨日寅剋許、御寵犬（大庭云々）夭死云云者、彼所人等定觸穢歟、

〔百練抄後鳥羽十〕建久元年八月廿日壬寅、感神院拜殿內、有犬行道事、遣御廐小舍人被實撿云々、

〔百練抄四條十四〕嘉禎元年六月廿九日庚寅、晝御座上遺犬矢事、於藏人所被行御卜、

〔古今著聞集魚虫禽獸二十〕越中國高崎郡に、左兵衛尉平行政と云者のまだらなる犬をかひけるが、月の十五日には必斷食をなんしける、魚鳥のたぐひに限らず、すべて物をくはざりける、これもあみだ佛の悲願を報じ奉る故にや、ふしぎに有難き事也

〔新著聞集勇烈四〕犬虎ともに噬

秀吉公、大坂の城に虎をかわせたまふ、其餌に、近國の村里より犬をめされしに、津の國丹生の山

田より白黒斑の犬、つら長く眼大に脚の太り逞しきをぞ曳來りける、實も尋常の形には異なりたり、件の犬虎の籠に入と齊く隅をかたどり、毛をさかしまにたて、、虎を睨む、虎日來は犬をみて尾をふり踊上てよろこびいさみけるが、この犬をみて日月のごとくかゞやく眼に尾をたて、さうなく噬かゝらんともせず、嗔りをのゝく氣色おそろしなどいふばかりなし、すはや珍しき事のあるは、あれ見よとて走りあつまり、息をつめて見る處に、虎はさすがに猛き物にて飛かゝる處を、犬は飛ちがへて虎の咽に咀つきしを、左右の爪にてずだ〳〵に引さきしかど、犬はなを咀つきし處をはなたずして共に死けり、此事御所にきこしめされて、其犬の出所をたづねさせたまふに、丹生山田に夫婦の獵者あり、朝毎に能物くわせてはやく歸れよといへば、尾をふりて疾山に行く、主は犬の歸るべき時をはかりて、鐵炮を提げゆくに、近きあたりまで猪鹿を逐まはして、主にわたして打せける、しかるを庄屋よりしきりに所望せしかど、この犬はわれ〳〵をやしなひければ、いかに申さるゝとてつかはす事なりがたきとてやらざりしを、ふかくねたみけるにや、此たびの犬駈に、此犬の代りを出さんとしきりに願ひしかど、此儀なりがたしとて、かの犬をわたしけるほどに、夫婦犬にむかひ涙を流し、汝いかなる宿縁によりてか、今までの夫婦をやしなひつらん、今度庄屋が所爲にて、非理に虎の餌になす事口惜くおもへども力におよばず、我々を恨みそ、敵を取て死すべしとかき口說しかば、能言をや聞しりつらん、しほ〳〵として出行しと、一々上聞に達しければ、御所にも哀れがらせたまひ、庄屋が心根ふとゞきなりとて、刑罰に仰付られ、犬の跡弔へとて、庄屋が財寶のこりなく夫婦の者に賜ひけるとなり、

〔兼葭堂雜錄 二〕寬永の初の頃、尾州熱田白鳥の住持慶呑和尙、濱松普濟寺の住職に當り入院せられ、一兩日過て町の徒、薄黑色の犬を一疋連來て、寺に飼給へと勸む、和尙見て毛色いと珍しき犬なりとて、留置て飼給ひしが、年限すみて退院せらるゝ時、彼犬も又用なしとて、本つれ來りし男

の方へ歸されしが、其夜和尚の夢に、彼犬來りて我は足下の親なり、連て行飼べしといふ、和尚夢さめて翌朝僧衆に向ひ、扨々犬と言ども油斷のならぬ者かな、我親なる程に連て行よと告るなりと笑ひて語られけるが、又次の夜の夢に同じく犬來つて、我實に其方の親なり、若連て行めされずば、御身の命を取べしといふ時に、和尚夢さめて大に驚き、今は疑ひを晴し、彼犬を呼かえし連て熱田へかへられしが、白鳥にては此犬地を踏ず、座敷にのみ居て、飯を喰にも和尚と相伴にして、夜は和尚の閨に臥す、寛永十年の頃、江湖を置れしが、彼犬和尚と同く一番の座の飯臺に付ゆへ、大衆見て數々嘆り、何の譯ありて斯畜生と一所に飯臺に付ことあらん哉、是を止給はんずんば江湖を分散せんといふ、和尚きゝて大衆に對ていはく、其憤所理なり、去ながら此犬は我親なり、其故は如何々々なり、宥し給へと侘言せられしかば、大衆も漸承引て堪忍せり、彼犬江湖の次の年死す、其時龕、幡、天蓋を拵、念頃に送り、三日の中懺法を修し弔らはれしぞと、本秀和尚のたしかに知て語られしとなり、江湖會といへるが、彼宗において假初ならぬことにして、大勢の禪僧其寺に集り、永く滯留して勤る也、

〔雲錦隨筆〕丹後國與謝郡宮津より程近きに、犬の堂といへる小堂あり、往昔九世戸の智恩寺と波治村の海岸寺とに畜養し、犬の菩提の爲に建る所とぞ、海ばたの小坂の上なり、堂内に標石ありて、林道春の碑文あり、

丹後國九世戸文珠堂近邊有寺、曰海岸、傳稱、昔海岸寺僧衆管文珠堂、其僧畜養一犬、愛之、此犬每日自海岸寺往來文珠堂、累年、犬死、僧憐之建一宇、弔祭之、號犬堂、嗚呼猶慕其寺主之愛、僧亦思及口口之物不亦奇乎、爾來星霜既舊、堂宇毀壞、非無懷古之感、今與土木之事、成斧斤之功、乃記其趣、以爲御後證、

延寶六戊午月日　當國宮津城大江姓尚長立

弘文院林學士誌

〔日本書紀崇峻二十一〕二年〇用明七月、蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋大連、〇中略爰有迹見首赤檮、射墮大連於枝下、而誅大連幷其子等、〇中略物部守屋大連資人捕鳥部萬萬名也、將一百人守難波宅、而聞大連滅、騎馬夜逃向茅渟縣有眞香邑、仍過婦宅、而遂匿山、〇中略以刀子刺頸死焉、河內國司以萬死狀、牒上朝廷、朝廷下符偁、斬之八段、散梟八國、河內國司卽依符旨、臨斬梟時、雷鳴大雨、爰有萬養白犬、俯仰廻吠於其屍側、遂嚙擧頭、收置古冢、橫臥枕側、飢死於前、河內國司尤異其犬、牒上朝庭、朝廷哀不忍聽、下符稱曰、此犬世所希聞、可觀於後、須使萬族作墓而葬、由是萬族雙起墓於有眞香邑、葬萬與犬焉、河內國言、於餌香川原有被斬人、計將數百頭身既爛姓字難知、但以衣色收取其身者、爰有櫻井田部連膽渟所養之犬、嚙續身頭、伏側固守、使收己至、乃起行之、

〔元亨釋書寺像二十八〕播州犬寺者、昔蘇入鹿大召兵亡上宮太子之胤、播有枚夫者從軍、枚夫有妻好、枚夫之僕、以間潛通、既而枚夫歸、僕恐事覺受誅、語主曰、山中有一所、鹿猪之所集、人未知、我適山行見之、我願與君二人潛往獵之、不令他人知、若人有知非鎭長君之有矣、枚夫大喜、枚夫善射畋、素養二黑狗、便與二犬及僕入山中、行數十里、僕上高所彎弓架矢曰、我昔主君、比來匹敵也、此山無獵所、我紿君至此也、此一箭可得君命、不知君有所思乎、我雖奪命能濟君身後、枚夫曰、甚矣我之衰也、我未知此事、餘又何言乎、但有一事、願子且待、須臾枚夫腰帶畋粮解包、呼二犬、分粮爲二、各與之、便撫二犬曰、我畜汝等者有年、恩意宛如子弟、此飯是我之餐也、今與汝等、我有一言、汝等聞之、我今死於此、汝二犬一時嚙其屍莫令有遺餘矣、所以然者、我自少壯得雄武之譽、故又逼驅從蘇氏之軍也、恥今爲僕隸所紿、空死山中、國人競來定見我屍指笑哀愍、是我之大患也、故我欲二狗盡我屍、二犬不啜垂耳而聽、言已一犬高躍嚙斷僕之弓絃、一犬又躍嚙僕喉而死、枚夫將二犬而返家、乃逐其妻、又語親屬曰、我因二犬得全命、自今立二狗爲我子、我之莊田資財皆是二犬之有也、畜齡短促不幾二犬自斃、枚夫曰、我鄕以二犬爲子、付資財、今其殂矣、前言不可渝也、便捨田貨建伽藍、安千手大悲像、爲冥福、祠二犬爲地主神、此像靈

感日新、野火四面而來、伽藍無恙、凡三度、桓武帝聞之、勅爲官寺、捨田數頃、

〔今昔物語二十九〕陸奧國狗山狗咋殺大蛇語第卅二

今昔、陸奧ノ國□□ノ郡ニ住ケル賤キ者有ケリ、家ニ數ノ狗ヲ飼置テ、常ニ其ノ狗共ヲ具シテ深キ山ニ入テ、猪鹿ヲ狗共ヲ勸メテ咋殺セテ取ル事ヲナム晝夜朝暮ノ業トシケル、然レバ狗共モ役ト猪鹿ヲ咋習ヒテ、主山ヘ入レバ各喜テ後前キニ立テゾ行ケル、此ク爲ル事ヲバ世ノ人狗山ト云ナルベシ、而ル間此ノ男例ノコトナレバ、狗共ヲ具シテ山ニ入ニケリ、前々モ食物ナドモ具シテ、二三日モ山ニ有ル事也ケレバ、山ニ留リテ有ケル夜、大キナル木ノ空ノ有ケル内ニ居テ、傍ニ賤ノ弓胡錄太刀ナド置テ、前ニハ火ヲ燒キテ有ケルニ、狗共ハ廻ニ皆臥タリケリ、其レニ數ノ狗ノ中ニ殊勝レテ賢カリケル狗ヲ、年來飼付テ有ケルガ、夜打深更ル程ニ異狗共ハ皆臥タルニ、此ノ狗一ツ俄ニ起走テ、此ノ主ノ木ノ空ニ寄臥シテ有ル方ニ向テ、愕タヾシク吠ケレバ、主ハ此ハ何ヲ吠ルニカ有ラムト怪ク思テ、喬平ヲ見レドモ可吠キ物モ无シ、狗尙吠ルコト不止ズシテ、後ニハ主ニ向テ踊懸リツヽ吠ケレバ、主驚テ此ノ狗ノ可吠キ物モ不見エヌニ、我レニ向テ此ク踊懸リテ吠ユルハ、獸ハ主不知ヌ者ナレバ、我レヲ定メテ此ル人モ无キ山中ニテ咋テムト思フナメリ、此奴切殺シテバヤト思テ、太刀拔テ恐シケレドモ、狗敢テ不止ラズシテ、踊懸リツヽ吠ケレバ、主此ル狹キ空ニテ、此ノ奴咋付キテハ惡カリナムト思テ、木ノ空ヨリ外ニ踊出ル時ニ、此ノ狗我ガ居タリツル空ノ上ノ方ニ踊上リ物ニ咋付ヌ、其ノ時ニ主我レヲ咋ハムトテ吠ケルニハ非ザリケリト思テ、此奴ハ何ニ咋付タルニカ有ラムト見ル程ニ、空ノ上ヨリ器量キ物落ツ、狗此レヲ不免サズシテ咋付タルヲ見レバ、大キサ六七寸許有ル蛇ノ長サ二丈餘許ナル也ケリ、蛇頭ヲ狗ニ痛ク被咋テ否不堪ズシテ落ヌル也ケリ、主此レヲ見ルニ極テ怖シキ物カラ、狗ノ心哀レニ思エテ、太刀ヲ以テ蛇ヲバ切殺シテケリ、其ノ後ゾ狗ハ離テ去ニケル、早ウ木末遙ニ高キ大キ

ナル木ノ空ノ中ニ、大キナル虵ノ住ケルヲ不知ズシテ、寄臥タリケルヲ呑ムト思テ虵ノ下ケルガ、頭ヲ見テ此ノ狗ハ、踊懸リツヽ吠ケル也ケリ、主其レヲ不知ズシテ上ヲバ不見上ザリケレバ、只我レヲ咋ムズルナメリト思テ、太刀ヲ拔テ狗ヲ殺サムトシケル也ケリ、殺タラマシカバ、何計悔シカラマシト思テ、不被寢ザリケル程ニ、夜明テ虵ノ大キサ長サヲ見ケルニ、半バ死ヌル心地ナムシケル、寢入タラム程ニ、此ノ虵ノ下テ卷付ナムニハ何態ヲカセマシ、此狗ハ極カリケル我ガ爲メノ此ノ不世ヌ財ニコソ有ケレト思テ、狗ヲ具シテ家ニ返ニケリ、此レヲ思フニ、實ニ狗ヲ殺タラマシカバ、狗モ死テ主モ其ノ後虵ニ被呑マシ、然レバ然樣ナラムコトヲバ、吉々ク思ヒ靜メテ、何ナラムコトヲモ可爲キ也、此ル希有ノコトナム有ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集魚虫禽獸二十〕遠江守朝時朝臣のもとに、五代民部丞といふ者有けり、件の民部丞あを毛なる犬のちいさきをかひけり、此犬十五日、十八日、廿七日、月に三度はいかにも魚鳥のたぐひをくはざりけり、人あやしみてわざとくゝめけれども、猶くはざりけり、十五日十八日はあみだ觀音の緣日なれば、畜生なれども、心あればさも有ぬべし、廿七日は何故にかくあるにかとおぼつかなし、是をよく〳〵あんずれば、此犬いまだおさなかりけるを、かの民部丞が子息の小童かひたてたりけるなり、件の小童そのかみうせにけり、かの月忌廿七日にて有けるを忘れずしてかかりけるにや、あはれふしぎなる事也、佛菩薩の緣日、幷に主君の月忌を忘れず、恩を報ずる事、人倫の中にも有難き事にて侍に、いふかひなき犬畜生のかくしけん事、有難き事也、

〔新著聞集酬恩二〕犬喩難を救ふ

寬文三年に、駿府の在番に酒井伊豫守殿おはせし小屋に白犬のありしが、常に豫州殿の前に出るを、小坊主に仰て物を喰せたまひし、ある時、豫州殿遠回りにとうめといふ所に出たまふ、小坊主も供にまいりしが、過て谷に落たりしに、いづくより來りしやらん、件の白犬走より、帶のむす

保護犬

びめを噬へ曳て岡をみあげて吠ければ、各これに驚き引あげて助けてけり、

〔事實文編附錄十四〕義犬記　箕作省吾

天保丁酉春、天下大飢、而京攝之間爲最甚、余適客京師、友人言曰、近日浪華之屠兒、暗夜四出、以器械擒犬、取肉充食、其皮當衣、以爲活計、或夜追犬將殺、有一俠客憫之、出囊金一顆償之、屠兒知其有餘金、竊僵之、而恣奪其金逸去、時已五鼓、無人知之者、逾月反賊大鹽某被誅、屠兒舁其屍將至法場、乍有犬突出、噬其前脚、衆疑狂、既而復來咋、於是屠兒面色如土、不能起行、衆疑大鹽氏之犬、吏曰不然、必別有故也、縛屠兒嚴訊始得其實云、嗟夫犬者無知之一獸耳、而不忘報讐、名之曰義固宜、

義犬傳　菅野狷介

讃邸大夫人有一犬、愛之特甚、飼以粱肉、待御不得妄叱焉、歲餘夫人薨、犬傍徨不食數日、如有憂色者、既而夫人歸葬于國、素旐發邸、仗儀肅然、犬來隨衆、叱之不去、毆之已去復來、如是一日程、從士意其有故、乃不復逐、而飲食宿止比之衆隸、犬不食腥羶、凡十餘日、到國、夫人定于城外先塋、犬又隨儀仗如初、窆畢頓伏墓前、哀鳴不已、衆叱毆不復去、遂縛舁之、衆議以其義既至、乃再遣還東邸、既就舟、犬嚙縛斷之、自赴水死、衆莫不驚嘆而感其義、終瘞之大夫人塋側、作義犬塚、

〔松屋筆記六十二〕犬を愛す及犬醫師

護國太平記柳澤氏成立を記す三の卷、柳澤美濃守、甲斐國拜領事の條に、何某の院、將軍○德川綱吉を申進め、猥に生類の命を取ル事は、誠に其報恐しく、此一事急度上意有之、生類の命救給はゞ、御子孫万々代といふとも盡ル事不可有之、目出度御代をいつ迄も治給はん御計らひ、何事か是にまさかん、とりわけ君は、正保三丙戌正月八日御誕生なれば、生類の内にて犬をば分て御愛憐有べしと、詞を巧にして申上ル、さしもの御明君如何成天魔の見入けん、尤と御賢慮遊ばし、嚴しく申渡すべしとの上意に依て、美濃守下知を傳ふ、是ゟ江戸町中犬食に飽き、北條九代高時禪門が所爲に過たり、

子を生[ナス]時は其一町の家主下役名主に訴、年寄に告ゲ、町奉行に至り、犬醫師といふ者有てうやうやしく禮を掛て招き、犬の脈を伺ふなどゝて、術を盡して藥に大人參を用ひ、命危き迚藥店へ人を走らせ、或は布蒲團新に仕立重ね敷き、又上より布蒲團を以覆ひ、美食を調へ、美肴を調味し、二七日の內は晝夜朝夕數十人代り〳〵張番し、繁き店中を明て是をいれ、三七日にいたり、犬醫師の指圖にて氣晴し足ならし迚、所の家主下役五人組繩を取て其犬を引き、十間二十間も町筋を引廻ル、其うつけたる有樣、前代未聞の事也、誤て犬に疵付、万一犬死する時は、申譯くらきものは、其品に依て死罪、又は遠島擧て數へがたし、北條高時、犬を集て戰せしのみ、末犬の代として重き人倫の命を取し事不聞云々、按に三國志吳孫皓犬を愛して鬪犬の戲をなし、太平記相摸入道また鬪犬の遊戲をなせし、犬醫師はをさ〳〵ものに見えねど、物理小識に、犬病を療治する方あり可考、

〔勝海一得上〕宋朱弁曲洧舊聞曰、崇寧初、范致虛上言、十二宮神、狗居戌位、爲陛下本命、今京師有以屠狗爲業者、宜行禁止、因降指揮、禁天下殺狗、告者賞錢至二萬トアヽ、諛臣ノ言、天下ニ禍スル可惡、狗ニ因テ罪不辜ニ及ブ、徽宗ノ五國ニ死ル、不幸ニハアラズ、

〔半日閑話二〕一元祿八亥年　東叡山下谷坂下（壹丁目、貳丁目、三丁目）犬毛付書上帳

一貳疋　内（壹疋黒虎男犬、壹疋赤ぶち男犬）　主孫左衛門印

一壹疋　白ぶち男犬　主五郎兵衛印

一壹疋　虎ぶち男犬　旅犬

一壹疋　同断　同断

一壹疋　白男犬　同断

一赤黒絞女犬壹疋　主付犬主權左衛門印

一壹疋　白男犬　主新右衛門印

一壹疋　赤ぶち男犬　主重兵衛印

一壹疋　赤男犬　同断

一壹疋　赤男犬　同断

一壹疋　赤女犬　同断（此下缺文）

一黒毛男犬壹疋　主付犬主權之丞印

一白赤紋男犬壹疋　主付犬主 彥兵衛印

男犬拾七疋　女犬六疋　男子犬一疋　女子犬壹疋

三丁目
犬數貳拾六疋内 前々ゟ調來候犬十六疋 町内養犬十疋

覺

町内に若主無犬參候節者、犬番人相改、近所の家抔共江早速主付養育仕候、食物之儀者、一日食椀にて朝夕一盃宛二度爲給、米に積り、外にも殘り物等集爲給可申候、病犬に御座候節者、犬醫師五郎兵衛に見せ養生仕り、唯今者病犬、疲犬、疵犬無御座候、惣而犬憐之義、月行事之外家主共幷犬番人節々見廻り、麁末に無之樣養育仕候、

一家之内ニ而子を產候節者、其所を圍養育仕候、家の外ニ產候節は其所を圍、亦者風雨に當り不申候樣ニ犬部屋へ入養育仕候、母犬不斷ゟ節々食物爲給可申候、子犬ころ有候上者、隨分入念、名主年寄月行事犬番共に節々見廻り、麁末ニ無之樣に仕候、

一友喰合候節者、犬番近所の者早々出合、水をかけ草箒にて分、强喰合候節者、籠をかぶせ分申候、

一犬之義ニ付相替義御座候へば、御奉行所へ訴申上候、

右之書付之通、少も相違無御座候、若疲犬、病犬、疵犬隱居候哉と御尋被成候得共、左樣之義曾而無御座候、少も僞不申上候、以上、

元祿八年亥十月　名主 市三郎印
組頭 長治郎印 以下人名略

梶田彥右衛門樣
神谷又左衛門樣

附紙
右者犬御改ニ付、壹町内に致吟味、無主旅犬之分者、銘々主付、御觸之通り隨分憐之養育仕

候、以上、

年月日〇中略

一元祿九年十月三日、芝山一郞左衞門鳥見役ゟ御犬預被仰付、同年十二月十二日御役料五十俵被下、右之通、家督之節、中野、上役有之候得共此頃御犬預を上役とも唱候と相見候と相見候事、以上、以下之差別未詳、

〔一話一言二十六〕元祿年中犬の御觸

元祿十五午年

覺

町方致養育置候犬、前々書出候外飼犬無之候哉、若書出候外有之、當六月頃より紛失いたし候儀は無之候哉、町々名主共遂吟味、町年寄方へ書付差出可申候、以上、

午八月廿一日

右御觸之趣、慥に承屆申候に付、町中家持は不及申、借屋店がり等迄爲申聞吟味仕候處、前方書上申候外に、私共町方に養育仕置候犬壹疋も無御座候、若隱置、脇より相知申候はゞ、何樣之曲事にも可被仰付候、爲後日連判手形差上申候、仍如件、

元祿十五年午八月廿一日

御奉行所

〔窻の須佐美三〕元祿年中、殺生の禁甚しかりける時、芝邊にて犬を切しもの知れざりしかば、疑しきものは、先執へて推問ありしかど、その證いまだ明らかならざる時に、薩摩の邸外に、手紙に血附たるありとて差出す、その名薩摩の臣なりしかば、町奉行に差出して問れしに、その士の云、窻の中にて髭を剃候とて、面を餘ほど切て候、手元に紙なくして、折から有合候ゆへ、反古にて血を

押拭ひ、窓に置しを、風の吹ちらして、窓の外へ落失候ゆへ、そのまゝにて置しとて、則疵をも見せつ、されども名の記したる紙に、血の附たれば、先吟味のうち、揚屋に往て居られよとありしかば、士云、某名記したる紙に血の付たるが落去り候は、運命に候、則御仕置に被仰付給るべし、揚屋へは得參るまじといふ、奉行これを聞て、もつともには候へども、證も跡もなきに、死罪に處すべき樣もなし、三度も吟味する法なればかく云たり、揚屋は旗本の面々も度々入置、事濟たる後少も恥辱なる事はなし、大法なれば入置ばかりなりとあり、士の云、さも有べく候へども、公儀は廣き事ゆへ、人々得申候なり、吾國は小國にて、心も小く候へば、一度左樣の事にあひ候ては、朋友みな交りも斷申事に候得ば、おのづから主人へも召使がたく候、左候はゞ、國をはなれ、他へ出る事は得せず候、いかなる死刑にも處せられ候へば、大幸に候、若事濟、出牢にては自殺より外なく候、此御情に、今日重科に處せられ給へと、くれ〴〵と云しかば、奉行にも古き大家の作法、さもこそ有べく候へと感歎して、然ば吟味の中、留守居中へ預り申され候へ迚、歸されつゝ、一兩度尋の上に濟たりしと、

〔一話一言三十四〕一來り犬之儀ニ付、訴訟申上候口上書之寫、

一傳通院門前町之者共申上候、此比町内ニ來リ御犬殊之外多御座候て、不斷かみあひ、晝夜共に、所之者、又は往來之者にほゑ掛り候に付、近所之者出合、追かけ申候得共、夜更候ては、道通り、又は所之者諸人難儀仕候、自然怪我も御座候ては如何と奉存候に付、御訴訟申上候、御慈悲に御移し被遊被下候樣、被爲仰付被下候はゞ、難有可奉存候、以上、

傳通院門前町
月行持　市郎右衛門〇以下人名略

寶永四年亥五月

御奉行所樣

〔駿國雜志二十五〕府犬

安倍郡府中に有り、駿府在番代々記云、寶永四年三月十日、御徒目付伊丹伊右衛門、大平彌五兵衛、御小人目付二葉源六郎、林田清四郎、豊田勝藏、犬御用として到著、同十五日發足、犬百餘疋、江戸に牽云々、是府中及近郷の犬成べし、

〔窻の須佐美三〕武州□□郡八幡村成田無二左衛門と云者、夜盗を業として、老後まで健に有ける、寶永のころ、江戸にて犬を殺せる者走り來り、賴みければ、犬切たる刀を取替遣し、聟のかたへ忍ばせけるを、捜出されて刑せらる、無二左衛門並聟ともに隱し置、殊に刀を取かへ遣したる科にて梟首されける、

惜犬

〔古事談一王道后宮〕後三條院ハ犬ヲニクマセ給テ、內裏ニヤセイヌノキタナゲナルガアリケルヲ、取弃ヨト藏人ニ被仰タリケレバ、犬ヲ分惡給トテ、京中ヨリハジメテ諸國マデ犬ヲコロシケリ、帝キコシメシテ被驚仰ケレバ、又殺サズト云々、

鬪犬

〔太平記五〕相摸入道弄田樂幷鬪犬事

相摸入道高時〇北條懸ル妖怪ニモ不驚、增々奇物ヲ愛スル事止時ナシ、或時庭前ニ犬共集テ嚙合ヒケルヲ見テ、此禪門面白キ事ニ思テ、是ヲ愛スル事、骨髓ニ入レリ、則諸國ヘ相觸テ、或ハ正稅官物ニ募リテ犬ヲ尋、或ハ權門高家ニ仰テ是ヲ求ケル間、國々ノ守護國司、所々ノ一族大名、十匹二十匹飼立テ、鎌倉ヘ引進ス、是ヲ飼ニ、魚鳥ヲ以テシ、是ヲ維グニ金銀ヲ鏤ム、其弊甚多シ、輿ニノセテ路次ヲ過ル日ハ、道ヲ急グ行人モ馬ヨリ下テ是ニ跪キ、農ヲ勤ル里民モ、夫ニ被執テ是ヲ舁、如此賞翫不輕ケレバ、肉ニ飽キ錦ヲ著タル奇犬、鎌倉中ニ充滿シテ、四五千匹ニ及ベリ、月ニ十二度犬合セノ日トテ被定シカバ、一族大名、御內、外樣ノ人々、或ハ堂上ニ坐ヲ列ネ、或ハ庭前ニ膝ヲ屈シテ見物ス、于時兩陣ノ犬共ヲ一二百匹宛放シ合セタリケレバ、入違ヒ追合テ、上ニ成下ニ成、嚙合聲天ヲ響シ地ヲ動ス、心ナキ人ハ是ヲ見テ、アラ面白ヤ、只戰ニ雌雄ヲ決スルニ不異ト思ヒ、智ア

犬利用

ル人ハ是ヲ聞テ、アナ忌々シヤ、偏ニ郊原ニ尸ヲ爭フニ似タリト悲メリ、見聞ノ准フル處、耳目雖レ異、其前相、皆鬪諍死亡ノ中ニ在テ、淺猿シカリシ擧動也、

〔徒然草上〕養ひかふ物には、馬牛つなぎ苦しむるこそ痛ましけれど、なくてかなはぬ物なれば、いかゞはせむ、犬は守り防ぐつとめ、人にもまさりたれば、必有べし、されど家毎にある物なれば、殊更にもとめかはずともありなん、

〔白石紳書下〕一宿直に犬を用る事、日本武麻呂よりおこれるといふ、

〔日本書紀二神代〕一云、○中略是以火酢芹命苗裔、諸隼人等至レ今不レ離二天皇宮墻之傍一、代二吠狗一而奉事者也、○下略

〔右記〕一鷹獸類飼之事、○中略大師○空海以二二犬一爲二高野山使者一給、謂二大黑小白一也、或大白小黑云々、先德記有二此異一、

〔松屋筆記六十〕雪車橇幷蝦夷の犬

船長中巻にカムサツカの事をいひて、此國冬は雪三丈五六尺計積る云々、扨そりに乘て犬に引せてありく也、雪舟をサンカと云木を二本竪に並べて、其上に巨樋やぐらのやうに組たて、中を高くして跨て乘らるゝやうに皮にて作りたるが、綱を付、其綱を犬五疋か六疋にてひかするに、よき犬を先に立、二側に立て引する也、後に立る犬はあしくてもよし、四辻にいたれば犬何方へかゆかんと差圖を待て居る時、カツ〳〵といへば直に行也、アヽ〳〵といへば止る也、棒の本の方をとがらし、頭の方には錫杖のごとき銀の輪を付たるものを持て、木などに行當るか、又は傍へ寄過などする時は、その棒のもとにてこぢて直す也、犬のすゝまぬ時はそれを振上て、鐵輪をガラ〳〵とならせば、先に立たる犬進出る也、かくしても進兼る時は、エツカナイドロベタメなどいふ心也エヒヨーノマツイマ〳〵シイヤツなどいふ事也ソバカ犬と云事也といひて、前に立たる犬を彼棒にて打ば、先に立たる犬かけ出すなり、先に立る犬はよき犬

をよく仕込たるならではよろしからず、雪の上のみを行なれば、其中にも人々踏ならして、一筋かたまりたる所を行に、もし傍なる和なる所へ半分か丶れば、雪車横さまに倒れて、人も横さまに落るを、犬はかまはずむちやうに引て行を、先に立て行人あればとめてくれる事也、下り坂になれば、彼棒を前へ押かひ、あひしらはざれば進み過る也、一軒の家にても、是は誰が犬彼はたが犬とて、銘々に食をあたへ飼置事也、食ハセリジ(ニシンの事也)を五六ツ、與フる也、遠方へ行時は前夜に八ツ九ツ計も食せ置て、其朝は先へ行つくまでくはせぬ也、はやく行てくはんとていそぐ也、

按に犬に雪車を引すること蝦夷草紙、東遊雜記などにも見ゆ、

〔太平記 二十二〕畑六郎左衞門事

畑六郎左衞門ト申ハ、武藏國ノ住人ニテ有ケルガ、○中略彼ガ甥ニ所大夫房快舜トテ、少シモ不劣惡僧アリ、又中間ニ惡八郎トテ缺脣ナル大力アリ、又犬獅子ト名ヲ名タル不思議ノ犬一匹有ケリ、此三人ノ者共闇ニダニナレバ、或ハ帽子甲ニ鎧ヲ著テ足輕ニ出立時モアリ、或ハ大鎧ニ七ツ物持時モアリ、樣々質(スガタ)ヲ替テ敵ノ向城ニ忍入、先件ノ犬ヲ先立テ城ノ用心ノ樣ヲ伺フニ、敵ノ用心密(キビシク)テ難伺隙時ハ、此犬一吠吠テ走出、敵ノ寢入夜廻モ止時ハ、走出テ主ニ向テ尾ヲ振テ告ケル間、三人共ニ此犬ヲ案內者ニテ、屛ヲ乘越、城ノ中ヘ打入テ、叫喚テ縱橫無礙ニ切テ廻リケル間、敵千ノ敵軍驚騷テ城ヲ被落ヌハ無リケリ、夫犬ハ以守禦養人トイヘリ、誠ニ無心禽獸モ、報恩酬德ノ心有ニヤ、

〔甲陽軍鑑 二品第六〕信玄公御時代諸大將之事

一武州岩つきの住人太田源五郎、後に太田美濃と云、此者幼少より、犬すきをする、ある年武州松山の城を取もつ、己が居城は岩つき也、然れば松山にて飼たてたる犬を、五十疋岩付にをき、岩付にて飼たてたる犬を、五十疋松山におく、各の沙汰に太田美濃はうつけたる者也、稚者のごとく、

犬雜載

犬にすかる丶と申あへり、或時岩付の城に、美濃守在之剋、松山にて一揆以外にをこり、北條氏康公御出馬たるべしと有しに、岩付へ使者を立てんには、路次ふさがりて、五騎三騎にては叶はじ、十騎とやらば、松山に人數すくなし、況んや飛脚は叶ふまじきに、内々隱密にて、前の日美濃守留主居の者にをしへたればこそ、文をかき竹の筒を手一束に切て、此狀を入、口をつ丶み犬の頸にゆひ付て、十疋はなしければ、片時の間に岩つきへ、其文を犬共持來る、さる間美濃守やがて松山へ後詰をする、一揆共見之、速に岩付へ聞へ、うしろづめをしたるは、希代不思議の名人かなと不審をなし、爾來松山に一揆發事なし、是は太田三樂と申す者也、

〔日本書紀 十五清寧〕三年十月乙酉、詔、犬馬器翫、不得獻上、

〔法華經驗記 中〕橫川永慶法師

沙門永慶、覺超僧都弟子、楞嚴院住僧也、宿善所催、志在法華、受持諷誦、累年月矣、乃至於本山、籠箕面瀧、夜在佛前、誦經拜禮、左右人々睡臥同夢、老狗高音吼、立居禮佛、夢覺驚見、沙門永慶擧音禮拜、以此夢語永慶、比丘聞己欲知事緣、七日斷食籠堂祈念、至第七日夢、龍樹菩薩現宿老形告云、汝前生身是耳垂大狗也、其狗常在法華經持者房、晝夜聞法華、因其善力轉狗果報、感得人身、誦法華經、餘殘習氣在汝身心、是故夢見狗形禮佛耳、比丘夢覺、深懷慚愧、羞歎宿業、尋有緣所、留跡止住、誦法華經、勤六根懺、以今生善、遙期菩提、願不還三途、必生淨土矣、

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕嘷○中略　唐韻云、○中略　吠(符廢反、已上三字、嘷、吼、吠、)訓皆保由、犬聲也、

〔枕草子 二〕すさまじきもの

ひるほゆる犬

にくきもの

しのびてくる人見しりてほゆる犬は、うちもころしつべし、○中略　犬のもろごゑに、ながながと

なきあげたる、まが〱しくにくし、

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕犬の聲をべう〱といふは、彼遠吠するをいふなるべし、猿樂狂言にもみえたり、又卜養が狂歌集に、いぬまもちといふものを出しけるに、べう〱と廣き庭にてくひつくは白黑まだらいぬま餅かな、望一千句、古宮はびやう〱とあれ秋さびし狐を犬の追まはりぬる、夷曲集に、犬櫻みてよむ歌は我ながらゑかるべうともおもほえず候、土佐國人は今も犬の聲をべうべうといふ、又べか犬とは、めかゝうしたるやうの犬の面なればいふにや、埋草寛文元年成安撰、堺云也、獨吟千句、半井卜養落髮千句なりくれもせぬ花一枝を所望してのぞいてみればべゐか紅梅、垣の内に日も永べえの犬ふせり、因果物語に、べか犬をつれて來れり、又べいかともいへり、是をおもへば、吠狗の訛れるもゑるべからず、續山井、珍花とてあいすべいかの犬ざくら、重昌 珍花は林狗(チン)を含めり、中井竹山が茅草危言に、狗の子をべかと云といへり、子狗には限るべからず、

〔松屋筆記九十七〕尾を振て物を乞

俗に尾を振て物を乞といふは、犬にたとへたる詞也、輟耕錄十五十七丁オに、若喪家之狗垂首貼耳搖尾乞憐と有、

〔今昔物語二十六〕陸奧國府官大夫介子語第五

此父ノ介沙汰有事有テ、御館ニ有テ、久ウ家ニ不返リケル程ニ、繼母此郎等ヲ呼取テ云ク、此ニ人數有レ共、見タル樣有テ、汝ヲ殊ニ哀レニストハ知タリヤ、郎等ノ云ク、犬馬ソラ哀ニ爲ル人ニハ尾不振樣ヤハ候フ、何ニ申シ候ハムヤ、人ニ取テモ己ハ喜キ事ヲバ喜ビ、⿰亻曲キ事ヲバ⿰亻曲トコソハ思ヒ被取候ニ、无限御顧ノ替ニハ生死モ只仰ニ隨ハントコソハ思ヒ給ヘ候ヘ、〇下略

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕けし〱とて犬をかくるをけしかくるといふ、古きことゝ見えて、筑波集四作者法師 我心なたね許に成にけり人くひ犬をけしといはれて、

矮狗

〔足薪翁記三〕犬のさんたさんたせよ〳〵といへば、前足をあげてとびつく事のありしが、他國はしらず、江戸にてさる戯をする者を見ず、手をくれといふが、此餘波ともいはん歟、

〔書言字考節用集氣形五〕矮狗

〔秇苑日涉十二〕犬名

矮狗玉篇犬名、本作猧、集韻小犬、　猧子酉陽雜俎、天寶中、上夏日嘗與親王棊、貴妃立於局前觀之、數子將輸、貴妃放康國猧子於坐側、猧子乃上局、局子亂、上大悅、又見天寶遺事、　猧兒高啓詩猧兒吠客、板橋雜記、猧兒吠客、鸚歌喚茶、　雪猧兒佩文韻府、康彦登詩、盧前鶯起雪猧兒、　嬌猧元稹之詩、嬌猧睡且起、　拂林狗唐書、高昌直京師西四千里面麴、武德中獻狗、高六寸長尺、能曳馬銜燭、云出拂菻、中國始有拂菻狗、按高六寸長尺、白孔六帖作高六尺長數尺者誤、通鑑類函引舊唐通典、唐武德中、高昌王文泰獻狗、雌雄各一、高六寸、長尺餘、性甚慧、能曳馬銜燭、云本出拂菻國、中國有拂菻狗、自此始也、　馬鐙狗留青日札、馬鐙狗長四五寸、可藏之馬鐙中者、唐高祖時、高昌獻狗、高六寸長尺、能曳馬銜燭、云出拂菻國、中國始有拂菻狗、菻或作菻、　羅江犬古今詩話、淳化中、合州貢羅江犬、甚小而性慧、常馴擾於御榻之前、每坐朝、犬必掉尾先吠、人乃肅然、太宗不豫、犬不食、及上仙、犬號呼涕泗、以顇至疲瘠、章聖初即位、左右引令前導、鳴吠、併循、意若不忍、章聖令以奉陵、即搖尾飲食如故、詔造大鐵籠、施藤上言、蜀有羅江狗、赤面尾小者、其警如神、願衆稍、置幽薄中、行路見者頻泣、後因以斃、詔以敝蓋葬於熙陵之側、養此狗於禁庭、以警倉卒、時人謂之宋羅江、　波斯犬池北偶談、寄於慈仁寺市、見一波斯犬、高不盈尺、毛質如紫貂、聳耳尖喙短尾、以吻羅尾覆其背、云通曉百戲、索價至五十金、亦宋太宗桃花犬之屬也、　波斯狗北史、齊南陽王綽傳、綽留守晉陽、愛波斯狗、淵鑑類函引三國典畧、齊高緯以波斯狗爲赤虎儀同、逍遙郡君、飼以粱肉、食給三邑、常於馬上、設[illegible]褥以抱之、　短狗汲冢周書註、短狗之著者也、廣東新語、獸則狎狼短狗、　西洋狗嶺南雜記、西洋狗、小者最貴、有鬻者、有貴者、鬼子與之同飲食寢處、又有一種稍大而毛長尺許、深目短喙、狀如獅子、尤狎馴、

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕拂菻狗、日本紀略に、契丹大猧二口、猧子二口と見えたり、猧子是なり、大猧は俗にいふ唐犬なるべしといへれど、猧子一本には猻子ともありて、定かならず、近くはいつの頃わたりしか、續山井の發句、○珍花とてあいすべいかの犬ざくら、重昌、は、これをいへりと見ゆ、安澹泊答寒川儀太郎手簡、さつまより出候犬の一種ちんと申候、正字御尋にござ候、すべてかうやうのこと心に留不申、一切覺不申候、北齋書通鑑に有之候、東魏孝靜帝高澄に逼られ、朕々狗脚朕と申され候は、近代の落しば

なしに能合申候儀と、日ごろ戯言に申出候迄にござ候とあり、これもとよりチンの名義にはあらず、をかしきことなれば、こゝに錄す、さてチンの名義、例の押あてながら、犬に似て小きもの故、ちいといひしが、チンとなりしにや、近時チンも位を給はりしと云る物がたりあり、耳袋に、天明九年、ある大名衆、上京のことありしに、常に寵愛のチン、あとをしたひて付隨ひしかば、やむことを得ずして召つれしことさたありて、天聽に入ぬれば、畜類ながら、主人の跡を慕ふ心あはれなりとて、六位を賜はりしとかや、これを聞て、何者か喰ひ付犬とは兼て知ながらみな世の人のうやまわん〳〵、根なしことには有べけれど、其節處々にて取はやしけるまゝ、志るすといへり、

〔類聚國史 百九十四 殊俗〕天長元年四月丙申、契丹大狗二口、猧子二口在前進之、

〔傍廂 前篇〕ちん犬

矮犬をチンといひて、狆字をあてたれど非なり、狆は字書に狂也とありて、くるふ事なり、小犬のチンは字音にあらず、ちいぬの音便にて、ちいぬは、ちいさいぬの略なり、もと皇朝の物ならねば、名はなかりしなり、類聚國史に、○中略契丹大狗二口、猧子二口在前進之、これ皇朝に矮犬わたりたる始なり、

〔俗耳鼓吹〕此頃狆の名とて、人の見せけるをみれば、

壹まい黑　壹まい白　白黑ぶち　目黑　鼻黑　赤ぶち　栗ぶち　かふり　むじな毛

耳は大耳べつたりだれ　毛なが　毛づまり

當世は地ひくの毛長流行申候

上田すじ　こくすじ　冶郎すじ　小田すじ　大島すじ

〔狆飼養書〕一夫狆は、いにしへ交趾國より渡り候て、交趾の狗ゆへ、交趾狗と申候、いつの頃よりか、毛ものへんに中と、中文字にて、狆と書ならわし申候、又かぶりと申は、阿蘭陀人持渡り候、水犬と

も申候、水くゞり候事はしつけ不致候得ば、相成不申、右のかぶりを、江戸にて毛長の狆にかけあわせ候て、かぶり亦は毛長半毛長抔いでき候もの、御座候、唯今におらんだかぶり持わたり御座候得共、とかく大かぶりにて、かたち見ぐるしく、又薩摩種と申、四足のみぢかき狆、かをなぞもなれ〳〵して、地犬のちいさきかたち御座候へ共、是は近年かたちあしきゆへに、もてあそび不申、おり〳〵まへあしのひらきぢひくなる、毛つまりかたちあしき狆、時といたし候と、見當り申候事も候へ共、是右は薩摩種と存候、まことなるさつま犬御座なく候、三拾年程いぜんには、鹿だちと申、毛の至極につまり、四足はほそく、惣たひじんしやうにて、すつかりといたし候て、惣體身ぎれひなるゆへに、狆もはやり、近頃は四足みぢかくて、ほそく、しんしやうにて、まる〳〵といたし候狆、人々もてあそび申候、右の形ちの狆は、おふ方半毛長なるものにて、ほん毛づまりは無御座候、上田筋と申は、前にしるし候鹿立にて、いかにもしんしやうにて、白赤のぶちか、赤は白黒ぶちの毛のはへぎはしつかりとまことにすりたるよふになり、ぶちも日の丸と申て、白赤黒ぶち成り候ても丸くなり候、ぶちとかくぶちの内にも、一ッそこらはせひ出申候ものにて、しつかりとわかり、頭のかまへも、口もしんしやうにて、目のはりよく、耳はあふきく、たれ候てこれなく、半分たれ候かたおふく御座候、しかし半たれにても、大きくたれ候よりは、かたちよく見へ申候、一體品よく御座候、此外江戸にて掛合せ、上田筋、大島すじ、溜屋筋、平松すじ、淺草さんやすじなぞと申て、いろ〳〵御座候へ共、先は上田すじ宜御座候、狆は渡りは勿論、京大坂長崎其外の國々にも、江戸にて出來候狆程、ちいさくしんしやうなるは無御座、とかく狆は、平常かゐしつけよく致し、さかりつき、かけ候節も、狆のすじを見わけ合せ、子狆の内より、兩便のしつけくせのつき不申樣致し、奇麗に致し候事、かんよふに御座候、近年は所々に狆多く御座候得共、二三拾年以前と違ひ、飼方しつけ、ゐかひとふ惡敷、かけあわせ惡敷になり候也、あまりよき狆も出來不申、療治かたも、

平常のかいかたにて、藥なぞもよくきゝ、あまりやみ候事もなきものに御座候、療治、狆の樣子をとくと考へ、藥は用ひ申候、先あら〳〵斯の如し、

一男狆は、生れてより拾五ヶ月目あたりより、女狆にかけ申候、初めかけ候節は、一度かけ、一日あひを置かける、其節隨分かい方つよく、ゑがひいたし候、尤夫より三ヶ月四ヶ月もあいを置かけ申候、とかく狆あせりのつかぬ樣に、かゝりぐせのつかぬ樣に致す事口傳あり、

一女狆は、生れてより丈夫なる狆は、九ヶ月め十ヶ月あたりに初さかりつくものなり、よわき狆は、十一ヶ月より四五ヶ月ぐらゐ迄にさかり付も有之、初さかりは、まづは一ッかけおきとふすがよき方、はつさかりよくかいこみかける時は、うみ候事もよく、段々かいかた口傳あり、

一女狆は、さかりつきてより、十四日めあたりより、男狆にあわすべし、又十二日めぐらひより、男狆このむもあり、これはさかりのつき候を見そこなひと存候、さかりの内に、早遲いろ〳〵あり、さかりのつき候前に、開の口より白き物出、かゐをとぢる事、其の前三四日もすぎ、ほんものになる、夫より二七日ぐらひも立て、男狆にさかり候ものなり、

一女狆はかゝり候て、かけとめの日より六十一日めには、產とこゝろふべし、かけはじめの日より六十日にうむもあり、是は初めより毎日一ッ宛三日かけ候へば、是かけとめより、五十七日目ぐらひにあたるゆへ、そだち候得ば、かけはじめより五十七日目にうむ時は、まづ日も不足ゆへ、そだつ事さだかなり、

一うみまへに、不食なぞいたし、病氣の節用ひ候藥法左るし候、

一山査　貳分　一縮砂　同　一香附子　同　一甘草　少し　一黃連　壹分

右せんじ用ひ、又はんごん丹なぞ用ひてよし、奇應丸は忌むべし、又、香砂平胃散なぞ、烏藥を加へせんじ用ゆ、狆は魚のどくあたる事多くあるもの故に、山査子は少し宛も加へるがよし、

猫、名稱

○按ズルニ、本書ノ奧書ニ、或云ク、舊幕府時代麴町貝坂邊ニ、狆醫者アリ、是蓋シ其者ノ著述ナラントアリ、

〔本草和名 十五獸禽〕家狸、一名猫、和名禰古末、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕猫　野王按、猫(音苗、和名禰古萬、)似虎而小、能捕鼠爲粮、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕本草和名同訓、或省云禰古、新撰字鏡、狸禰古、又狸一名猫、見本草和名、下總本句末有者也二字、今本玉篇犬部作猫食鼠也、慧琳音義一引、作猫似虎而小、人家所養畜、以捕鼠也、一引作似虎而小、人家畜養令捕鼠、一引、作猫如虎而小、食鼠者也、各有小異、郊特牲云、迎貓爲其食田鼠也、太平御覽引尸子云、使牛捕鼠不如猫狌之捷、莊子秋水篇云、騏驥驊騮、一日而馳千里、捕鼠不如貍狌、爾雅翼、貓小畜之猛者、性陰而畏寒、雖盛暑在日中不憚、鼻端四時冷濕、惟夏至卽溫、目睛早晚員、日中如線、就陰則復員、李時珍曰、貓捕鼠小獸也、處々畜之、有黃黑白駮數色、貍身而虎面、柔毛而利齒、按說文無猫字、爾雅䗁貓、說文引作䗁苗、則知古借用苗字、

〔類聚名義抄 三犬〕猫(俗通猫正、莫交反、子コ、カラ子コ、)　〔同 四豸〕貓(正猫俗、莫交反、子コ、音苗、)

〔一切經音義 一〕新華嚴經音義第七十八卷

猫狸(上又作貓字、亡朝亡包二反、下力其反、猫、捕鼠也、貍狸也、又云野貍、倭言上尼古、下多々既、)

〔下學集 上氣形〕猫ネコ(鼻常冷、夏至一月暖、旦暮目睛圓、午時細如線、毛色似虎、故呼世俗曰於菟、則喜矣、)

〔運歩色葉集 禰〕如虎ネコ　猫

〔日本釋名 中獸〕猫　ねはねずみ也、こはこのむ也、ねずみをこのむけもの也、一說、猫はよくねるをこのむ意か、順和名抄にねこまと訓ず、まとむと通ず、このむのむの字也、のを略せり、

〔東雅 十八畜獸〕猫ネコマ略○中　子とは鼠也、コマとは、コマといひ、クマといふは轉語也、鼠の畏るゝ所なるを云ひし也、卽今俗に子コといふは、其語の省ける也、

〔南留別志五〕一ねこまを略してねこといふ、こまといふも略言なり、

〔圓珠庵雜記〕猫（ネコマ）鼠子待（ネコマチ）の略か、鼠の類につらねことといふあれば、ねことのみいふは略語の中にことわり背くべし、猫の性は、鼠にても鳥にてもよくうかゞひて、かならず取り得んと思はねば、とらぬものなり、よりて待ちとつけたるか、

頭註眞淵云、たゞ睡獸の略なるべし、けものゝ反となり、或人、苗の字につきて、なへけものかといへるはわろし、

〔兎園小說二集〕まみ穴、まみといふけだものゝ和名考幷にねこま、いたち和名考、奇病、附錄

著作堂主人稿

猫は和名鈔（毛群部）に、和名禰古萬なり、しかるに中葉より下略して、禰古といへり、枕草紙（翁丸の段）に、うへにさふらふおんねこは云々といひ、又源平盛衰記（義仲歎屋の段）に、猫間中納言の猫に、間の字を添へたり、こは猫一字にてはねこと讀む故に、猫間と書きたるなり、これふるくよりねこまゝいはず、ねことのみ唱へ來れる證なり、しかれども彼を呼ぶときは、上略してこま〳〵といふ事、枕草紙これも（翁丸の段）に見えて、今も亦しかなり、いづれまれ略辭なれば、物にはねこまと書くこそよけれ、契冲雜記に、猫はねこま、鼠子（コ）待（マチ）の略歟、鼠の類につらねことといふあれば、ねことといふは略語の中に、ことわり背くべし、猫の性は鼠にても、鳥にても、よくうかゞひて、必とり得んと思はねばとらぬものなり、よりて待とつけたる歟といへり、その書の頭書に、眞淵云、ねこはたゞ睡獸（ネフリケモノ）の略なるべし、けものゝけの字反、コなり、ある人苗の字につきて、なづけしもの歟といへるはわろしといへり、解、按ずるに、兩說共にことわりしかるべくもおぼえず、鼠子待は求め過ぎたる僻說なれば、今さら論ふべくもあらず、ねむりけものゝ義といへるも、いかにぞやおぼゆ、大凡睡を好むけものは、猫にのみ限らず、狸、猯、鼬の類、みなよく睡るものなり、わきて陽睡をたぬきねむりと唱へて、ね

ふりの猫よりたぬきむじなのかたに名高し、是この和名に、ねもじをかけて唱へざりしをもて、ねこまのねも、けむりけもの、義にあらざるを知るべし、さばれ狸猯の類は、眞の睡りにあらず、そらねむりなれば、ねといはずといはん歟、猫とても熟眠は稀にて、多くはそらねむりなり、かれがいざときをもて知るべし、且けもの、けの字反、コなりとのみいひて、下のマの字を解かざるはいかにぞや、前輩千慮の一失歟、いと信じがたき説なり、按するに、猫をねこまと名づけしは、さるよしにあらずかし、猫はねう〱と鳴くけものなれば、ねこまと名づけたり、（猫のねう〱となくよしは、猫丸の段に見えたり、）是もこまのコはケと五音通へり、マとモと是も音かよへり、コマはケモにて、けもの、ノを略したり、是ねう〱と鳴くけものといふ義にて、ねこまといへり、（今も小兒は、猫をにやあにやあといふ、その義自然とかなへり、）かゝればねことのみいへば、ケなり、こまとのみいへばケもなり、（の、字略せり）をいづれも略語の中にことわり背くといふべからず、然れども、ねこまといふにますことなし、又鼠の類なるつらねこのねこは、ねこまのねことおなじかるべくもあらず、こはよく考へて追ひ去るすべし、又部言に猫の老大なるものを、ねこまたといへり、この事つれ〲に見えたり、又くだりて貞享中の印本、猫又つくしといふ繪草紙あり、又今川本領猫股屋敷といふふるき淨瑠璃本もあり、このねこまたは、丸太にこたなどの如く、ねこまにたを添へて唱ふるにはあらで、猫岐（マタ）の義なるべし、猫の老大に至りて、變化自在なるときは、尾のさきに岐いで來て、ふたつに裂くることありといへば、老大にて岐尾なるものを、ねこまたといふ歟、こはまたくさとび言なり、又按するに、猫は貓に作るを正しとす、埤雅に、陸佃云、鼠善害苗、猫能捕鼠、故字从苗といへり、ねこまをなへけものの義といへるは、これより出でたり、すべて字體によりて、和名をとくものは附會なり、信ずるに足らず、

〔傍廂後篇〕猫

猫は惡獸にて、牛馬犬猿雞の類にあらねど、鼠といへる賊獸を征伐する事、猫にしくものなし、禮記に、迎レ猫爲三其食二田鼠一也といひ、説苑に、騏驥騄駬倚衡負軛、而趨一日千里、此至疾也、然使レ捕レ鼠、曾不レ如二百錢之狸一云々とある狸は則猫なり、和名抄に、猫、禰古万、似レ虎而小、能捕レ鼠爲レ粮とあり、家猫ともいへり、

〔物類稱呼動物三〕猫ねこ　上總の國にて山ねこと云、これは家に飼ざるねこなり關西東武ともにのらねことよぶ、東國にてぬすびとねこ、いたりねこともいふ、

夫木集　まくず原下はひありくのら猫のなつけがたきは妹がこゝろか　仲正

この歌人家にやしなはざる猫を詠せるなり、又飼猫を東國にてとらと云、こまといひ、又かなと名づく、

今按に猫をとらとよぶは、其形虎にたる故に、とらとなづくる成べし、和名ねこま下略してねこといふ、又こまとはねこまの上略なり、かなといふ事は、むかしむさしの國金澤の文庫に、唐より書籍をとりよせて納めしに、船中の鼠ふせぎにねこを乘て來る、其猫を金澤の唐ねこと稱す、金澤を略してかなとぞ云ならはしける、〇中略今も藤澤の驛わたりにて、猫兒を囉ふに、其人何所猫にてござると問へば、猫ぬし、是は金澤猫なりと答るを常語とす、〇中略又尾のみじかきを、土佐國にては、かぶねこと稱す、關西にては牛房と呼ぶ、東國にては、牛房尻といふ、東鑑五分尻とあり、

〔源氏物語若菜三十四〕から猫のいとちいさくおかしげなるを、すこしおほきなる猫のをひつゞきて、俄にみすのつまよりはしり出るに、人々おびえさはぎて、そよ〳〵とみじろきさまよふけはひどもきぬの音なひみゝかしましきこゝちす、猫はまだよく人にもなつかぬにや、つないとながくつきたりけるを、ものにひきかけまつはれにけるを、にげんとひこしろふ程に、みすのそばい

猫性質
猫形體

とあらはにひきあげられたるを、とみにひきなをす人もなし、

〔源氏物語若菜三十五〕春宮に參り給て、○中略柏木、六條の院のひめ宮の御かたにはべるねここそ、いとみえぬやうなるかほして、おかしうはべりしか、はつかになんみ給へしとけいし給へば、ねこわざとらうたくせさせ給御心にて、くはしくとはせ給ふ、から猫のこゝのにたがへるさましてなんはべりし、おなじやうなるものなれど、こゝろおかしく人なれたるは、あやしくなつかしきものになん侍るなど、ゆかしくおぼさるばかりきこえなし給、

〔壒嚢抄五〕猫ヲ乙ト云ハ何ノ故ゾ
虎ヲ於菟ト云也、然ニ猫ノ姿幷ニ毛ノ色似虎、故ニ世俗猫ヲ呼テ於菟ト云ヘバ、猫則喜ト云リ、○中略猫ヲ差シテ虎ノ名ヲ呼ハ悦コブ覽、サモアリヌベキ事也、猫ハ鼻常ニ冷シ、夏至ノ日一日ハ暖カ也、惣ベテ旦ト暮ベトハ目睛圓シ、午ノ時ハ細クシテ如線ト云リ、

〔世事百談〕手飼の虎　山猫
虎と猫とは、大小剛柔ははるかに殊なりといへども、その形狀の相類すること絶えてよく似たり、さればわが邦のいにしへ、猫を手がひの虎といへること、古今六帖の歌に、
あさぢふの小野のしの原いかなれば手がひのとらのふし所なる、また源氏物語女三宮のくだりに見えたり、唐土の小說に、虎を山猫といふこと、西遊記第十三回、蹈虎穴金星解厄といへる條に、伯欽道風晌、是個山猫來了云々、只見一隻斑爛虎とあり、形似をもて互に異名とすることおもしろくおぼえたり、

〔本朝食鑑獸十一〕猫
集解、源順曰、似虎而小、能捕鼠爲粮、必大○平野謂、本邦古來宮中多愛之、頸繫錦繡、著金鈴、或名之以美稱、喚懷抱弄之、有黃白黑駁數色、狸身虎面柔毛利齒、以長尾短腰上顎多稜者爲良、能捕鼠、凡捕鼠得

一先嚙而半殺、又捕他鼠、如初、譬雖當數十、亦不倦、此俗稱逸物、若得一先食盡之、而及他者次也、其中有不喜捕鼠、惟晝夜潛行、窺雞鴨鳩雀之雛、竊殘肉餘腥之肴者、此猫中之貪賊而不足言、若斯之類、必性如愚而偷人之眼、以捕物去、潛器之陰處而不出、故俗稱人之匿心中之貪欲、而不露于外者、曰猫根情也、冬至後初乳、至夏至後孕而生子、此號夏子、初秋後初乳、至初冬後孕而生子、此號冬子、兩月而生、一乳數子、復有自食子者、此畜類之性也、春雄呼雌而乳、秋雌呼雄而乳、是陽升迎陰、陰下與陽之義乎、猫睛如線、如月之弦、李時珍詳論之、予亦試之、以知其實、猫性喜煖怕寒、冬春之際、必眠爐邊、踞負暄、或倚人之膝腰、夏月亦似不苦暑、是陰類所以固然乎、凡老雄猫作妖、其變化不減狐狸、而能食人、俗呼稱猫麻多、其純黃毛純黑毛最作妖、惟於暗處、以手逆撫背毛、則放光如火點、是所以爲佐也、近聞、患老痰久喘者好食之、曰猫肉味甘膩、烹之則泛脂、生小團子、深青澄徹如玉、其味尤甘美、能下痰定喘、予未試之、

〔重修本草綱目啓蒙獸三十四〕猫 子コ和名鈔 子コマ同上 アサクサマヌ古歌 カラ子コ同上
トラ東國 カナ同上 子コ 一名貍奴卓氏藻林 女奴燥蘭雜志 虎舅留南詩稿 鼠將清異錄 貍甡事物紺珠
街蟬奴同上 玉狻猊異名事物 紅叱撥 街蟬共同上 家豹故事成語考 黑猫、一名烏圓、名物法言釋名ノ烏圓同、
白猫、一名白雪姑、清異錄 白老唐餘錄

猫ノ毛色一ナラズ、秘傳花鏡ニ、以純黃、純黑、純白者爲上、人多美其名、曰靑葱、曰叱撥、曰紫英、曰白鳳、曰錦帶、曰雲圖、如肚白背黑者、名烏雲蓋雪、身白尾黃或尾黑者、名雪裏拖鎗、四足皆花及尾有花、或貍色或虎斑色者、謂之纏得過ト云、黑猫ヲ暗夜ニ逆ニ撫ル時ハ光ヲ生ズト云、酉陽雜俎ニモ、黑者暗中逆循其毛、卽若火星、俗言猫洗面過耳則客至トアリ、集解ニ、或云、其睛可定時、子午卯酉如一線、寅申巳亥如滿月、辰戌丑未如棗核、本邦俗歌ニ六圓ク四八瓜子五ト七ト卵形ニテ九ハ針ト云、瑯琊代醉ニ、有人授予占猫睛法、曰子午線、卯酉圓、辰戌丑未杏仁尖、寅申巳亥棗核樣ト云、事物原始ニ、子

午一線、卯酉正圓、辰戌丑未棗核尖、寅申巳亥銀杏樣ト云、集解トハ小異アリ、凡猫晝眠ルモノハ夜善鼠ヲ捕フ、晝眠ラズシテ食ヲ求ルモノハ夜鼠ヲ捕ルコト能ハズ、俗ニノラ子コト云、徐氏筆精ニ、猫不捕鼠者名麒麟猫ト云、又俗ニ老猫尾岐ヲ成シ、人ヲ魅スルヲマタ子コト云說アリ、酉陽雜俎及月令廣義ニ、金華猫ヨク人ヲ妖スルコトヲ云ヘリ、金華ハ地名ナリ、集解ニ、猫死引竹ト云ハ、死猫ヲ竹林ノ邊ニ埋ムレバ、ソノ處ヘ竹生ジ來ルコトナリ、

〔倭訓栞前編二十二〕ねこ〇中略 猫の眼は十二時にかはり、鼻は夏至の一日あたゝか也といへり、

〔過庭紀談二〕世上ニ牡丹ノ下ニ猫ノ眠リ居ル圖ヲヱガケル多シ、是亦彼圖ノ元來ノ起リニ相違セリ、彼圖ノ猫ハ睡ラスル筈ニテハ無シ、本右ノ圖ハ唐ノ時、或人サル能畫師ニ正午ノ牡丹ヲ圖シクレヨト賴ミシニ、右ノ畫師、牡丹ヲヱガクハ易キコトナレドモ、日中正午ノ趣ヲイカヾシテ畫キ寫サンヤト、色々工夫ヲメグラシテ思ヒ付キ、牡丹ノ傍ニ猫ヲアシラヒ、其猫ノ眼ヲ正午ノ眼ニヱガキテ、ソレニテ正午ノ牡丹ト云フ所ヲアラワセシナリ、左スレバ右ノ圖ノ猫ハ、眼コソ專一ノ主ナルニ、睡猫ニヱガキテハ何ノ面白キコトモ無シ、

〔兎園小說三集〕むじなたぬき〇中略

佛庵老人の云、日光鉢石町の人の話に、黑猫にも月の輪めきたるものありて、月の盈闕によりて、あるとなきとありとかたりしが、今熊の事につきて思ひ出だしぬとかたられき、

乙酉三月　海棠庵

美成云、右佛庵翁の黑猫と、熊と似たる話、世人のかつてしらざる事にて、いと珍らし、又猫と虎とは形狀もよく似て、歌にも猫を手がひの虎などよめり、しかるにその所爲も亦おなじき事あり、無冤錄卷下八十二丁云、虎咬死云々、一云、月初咬頭頂、月中咬腹脊、月盡咬足、猫咬鼠亦然、これらうきたることにあらず、奇といふべし、

解云、象と熊とは、その膽四時にしたがひて、その在る所の異なるよしさへ、古人辨じおきたれば、右の月の輪の説などもことわり、或はさるよしあらん、しかれども猫と熊とはおなじかるべくもおぼえず、めのをんなのわかゝりし時、好みて黒猫をかひしこと、年ごろをふるまゝに、その年年にうませし子も、多くは黒猫なるをもて、これらのうへは、予もよく知れり、しかるに、黒猫毎に胸のあたりに、月の輪めきたるもののあるにあらず、稀にはあるもあれど、そは黒白のぶちなれば、熊の月の輪に類すべからず、いかにとなれば、熊はすべて雜毛なく、猫には雜毛多ければなり、かかれば鉢石なる人の説も、ひたすらにはうけがたく、無冤錄に載せたる説も、必とすべからず、虎は皇國になきものなれど、猫の事は知り易かり、大約猫の鼠をとるに、必先その吭(ノドブエ)を拉きて、半死半生ならしめつゝ、弄ぶこと半時ばかり、既に喫はんとするにおよびて、必鼠の頂より咬ひはじめて、扨全身を盡くすものなり、或は巣たちせし雛鼠などをば、只一口にくらふことあり、或は多くとり得し時、又は大鼠にして、飽く時は、その頭頂より咬ひはじめ、その足より喫ふことは絶えてなし、こは予がさかりなりし時、凡はたとせあまりの程、いくたびとなく見し事なれば、遠く書をあさるに及ばず、もし疑ふ人もあらば、ためし見て、予が言の誣へざるを知りねかし、

附けていふ、猫の純黒なるものは、尤得がたし、その純黒と見えたるも、その毛をわけてよく見れば必白きさし毛あり、よしや、さし毛なきものは、或はその爪の白く、或はあなうらの白きあり、かの藥劑に用ふといふ眞の純黒の得がたきこと、かくの如し、かゝれば黒猫の胸の白きは、偶然たるぶちにして、熊の月の輪と異なり、

〔提醒紀談五〕猫の性鼠にしかず

ある人一疋の鼠を畜て、猫とともに居らしむるに、日をふるまゝに互にあひ馴れて、鼠も畏れず、猫も亦喫ふことを憶はず、却て鼠のまゝなること懇なるものゝ如し、思ふにその性のもとより

鼠を喫はんことを欲ざるにはあらねど、人を畏るゝことの專なるにあるのみ、願ふにその初め鼠と猫とを馴しむるの時、かりそめにも猫の鼠を喫んとすれば、叱り擊たゝきてこれを懼れしむ、かく嚴く攻らるゝが心にしみて、數月をふるまゝに、遂に猫の心の動くことなく、鼠も亦ならび居るといへども、怛ることなきやうになるなり、こゝに於て己が鼠なるをも忘るゝもさもあるべきことぞかし、かくて客至れば主人まづ猫を呼て座に就しむ、次に鼠を出して猫に頭を下げ、あいさつをなさしむるに、猫これに答ること慇懃なるが如し、又鼠一截の肴と酒とを持て猫の前に置くに、猫あいさつをしてその肉を喫ふ、應對のふるまひ鼠との交り、殊になからひあしからず見ゆ、是もとより猫の性ならんや、これ性を枉て發さゞるは、その人を懼るゝが故なり、鼠の又ならび居て怛れざるは、これ習ひ性となるものなり、夫習ひて性となるものゝ性を爍て、人に懼れ從ふものは、天地懸隔の違ひといふべし、これによつて猫の性の鼠に去かざるを知れりといふ、〔諸國 初稿〕予嘗て鼠に躍を習はしむるは、塔墟を火にかけて熱らしめ、さて鼠の後足へ履をはかしめて、その中へ放ち入るれば、前足のみ徒跣にて熱きに堪えざれば、やがて起て跳るものといふ、後には地にさへ放てば、必起て躍るといへり、これ禽獸に藝を教るの術といへり、唐土にも似たることあり、珍珠船に、教舞鼈(スツポン)者、燒地置鼈其上、忽抵掌使其跳梁、既慣習、雖冷地聞拊掌、亦跳梁、教龜鶴舞、亦用此術といへり、

異形猫　〔鹽尻　三十四〕一寶永二年乙酉五月、東都大久保なる所の某の家に(御書物預り川内傳四郎)飼置し猫、二頭六足二尾灰色毛の子を產せしよし、生れてやがて死けるとかや、

猫飼養法　〔雲萍雜志　一〕猫を飼ふもの、多くは猫をやしなふことを去らず、飯をあたふるに鰹ぶしを入れ、肉味を加ふ、猫は常に厚味を食とする時は、鼠をとらず、猫は麥をたきて、味噌汁をかけ與ふべし、その他の食をあたふべからず、常に肉食にならはすれば、肉なき時は、必他の家にいたりて、魚肉を

盜めり、人を養ふも亦復玄かり、

〔燕石雜志五上〕俗呪方

治病猫、禽獸の病はみな疫也、鳥獸魚類の病死したるものは食ふべからず、猫の疫は必吐す、はやく銅杓子を削て、魚肉に交て餌ば即活、亦鳥巣水を以灌ㇾ之甚良と、時珍はいへり、凡猫は鐵を忌もの也、魚骨を飯に和て餌とて常に鐵火箸をもてすれば、その猫瘦て命短し、

〔夫木和歌抄猫二十七〕御集　花山院御製

しきしまのやまとにはあらぬからねこのきみがためにぞもとめ出たる

此御歌は、三條の太皇太后宮より、ねこやあるとありしかば、人のもとなりしが、おかしげなりしを、とりてたてまつりしに、あふぎのおれをふだにつくりて、くびにつなぎてあそばされし御歌と云々、

〔小右記〕長德五年〇長保元年九月十九日戊戌、日者內裏御猫產ㇾ子、女院左大臣右大臣有ㇾ產養事、有ㇾ衝重垸飯、納ㇾ筥之□□云々、猫乳母馬命婦、時人咲ㇾ之云々、奇恠之事、天下以ㇾ目、若是可ㇾ有ㇾ徵歟、未ㇾ聞ㇾ禽獸用ㇾ人乳、嗟乎、

〔枕草子一〕うへにさぶらふ御猫は、かうぶり給はりて、命婦のおもととていとおかしければ、かしづかせ給ふが、はしに出たるを、めのとの馬の命ぶ、あなまさなや、いり給へとよぶに、きかで日のさしあたりたるにうちねぶりてゐたるを、おどすとて、翁まろ(犬名)いづら、命婦のおもとくへといふに、まことかとて、玄れもの、はしりかゝりたれば、をびえまどひてみすのうちにいりぬ、あさがれいのまにうへ〇一條おはします、御らんじていみじうをどろかせ給ふ、猫は御ふところにいれさせ給ひて、おのこどももめせば、藏人たゞたかまいりたるに、此翁まろうちてうじて、いぬ島につかはせ、たゞいまと仰せらるれば、あつまりてかりさはぐ、馬の命婦もさいなみてめのとか

へてん、いとうしろへたしとおほせらるれば、かしこまりて御前にも出ず、いぬばかり出て、たきぐちなどして追ひつかはしつ、

〔更科日記〕おなじおりなく成玉ひし侍從大納言〇藤原行成の御むすめの書を見つゝ、すゞろにあはれ成に、五月ばかり、夜ふくるまで、物がたりをよみておきゐたれば、きつらんかたもみえぬに、ねこのいとながうないたるを、おどろきて見れば、いみじうおかしげなる猫あり、いづくよりきつるねこぞと見るに、あねなる人、あなかま人にきかすな、いとおかしげなる猫なり、かはんとあるにいみじう人なれつゝ、かたはらに打ふしたり、尋ぬる人やはと、是をかくしてかふに、すべて下すのあたりにもよらず、つとまへのみありて、ものもきたなげなるは、ほかざまにかほをむけてくはず、あねおとゝの中につとまとはれて、おかしがりらうたがるほどに、あねのなやむ事あるに、物さわがしくて、此ねこをきたおもてにのみあらせてよばねば、かしがましくなきのゝしれども、なをさるにてこそはとおもひてあるに、わづらふあねおどろきて、いづら猫はこちゐてことあるを、などゝとへば、夢に此ねこのかたはらにきて、おのれはじゝう大納言殿の御むすめのかくなりたる也、さるべきえんのいさゝかありて、この中の君のすゞろにあはれとおもひ出たまへば、たゞしばしこゝにあるを、此ごろ下すのなかにありて、いみじうわびしきことゝいひて、いみじうなくさまは、あでにおかしげなる人と見えて、打おどろきたれば、此ねこの聲にて有つるが、いみじく哀成とかたり玉ふを聞に、いみじくあはれ也、そののちは此ねこを北面にもいださず、おもひかしづく、たゞひとりゐたる所に、此ねこがむかひゐたれば、かいなでつゝ、侍從大納言の姫君のおはするな、大納言殿にしらせ奉らばやといひかくれば、かほをうちまもりつゝ、なかようなくも、心のおもひなし、めのうちつけに、れいのねこにはあらず、きゝしりがほにあはれや、〇中略そのかへる年〇治安三年四月の夜中ばかりに火のことありて、大納言殿の姫君と思かしづ

養猫

きし猫もやけぬ、大納言殿のひめ君とよびしかば、聞しりがほになきて、あゆみきなどせしかば、て、なりし人も、めづらかに哀なること也、大納言に申さむなどありし程に、いみじうあはれに、口おしくおぼゆ、

〔古今著聞集二十魚虫禽獣〕保延のころ、宰相中將なりける人の乳母、猫をかひけり、その猫たかさ一尺、ちからのつよくて綱をきりければ、つなぐ事もなくてはなち飼けり、十歳にあまりける時、夜に入て見ければ、せなかに光あり、かの乳母つねに此猫にむかひて、汝死なん時われに見ゆべからずとをしへければ、十七になりける年、ゆくかたをしらずうせにけりとぞ、

〔台記〕康治元年八月六日丙寅、僕少年養猫、猫有疾、即書千手像祈之曰、請疾速除愈、又令猫滿十歳、猫即平愈、至十歳死、〔裹衣入棺葬也〕爰知此菩薩靈驗新、

〔古今著聞集二十七變化〕觀教法印が嵯峨の山庄に、うつくしきからねこの、いづくよりともなく出きたりけるをとらへてかひけるほどに、件のねこ玉をおもしろく取ければ、法印愛してとらせけるに、秘藏のまもり刀を取いでゝ、玉にとらせけるに、件のかたなをくわへて、ねこやがてにげはしりけるを、人々追てとらへんとしけれども、かなはず、行がたをしらずうせにけり、此ねこもし魔のへんげして、守りを取てのち、憚所なくをかして侍るにや、おそろしき事也、

〔古今著聞集二十魚虫禽獣〕ある貴き所に、しろねといふ猫をかはせ給ひける、その猫ねずみすゞめなどを取けれども、あえてくはざりけり、人のまへにてはなちける、ふしぎ成ねこなり、

〔新著聞集二酬恩〕猫舌を噉斃す

大坂博勞の內、葉山町鍛冶屋八兵衞が妻、かぎりにわづらひて死すべき程ちかづきし比、久しく飼おきし猫、床のあたりを離ずありしに、病人の曰、我は頓て死するなり、なきあとにては汝を可

愛がる人もあらじ、いづくへなりとも行よと口説しかば、打しほれてかたはらに居たりしが、病人はかなく成て野おくりに、件の猫輿の跡につき、一町ばかり行しを追反しければ、宅に歸り、舌をくひ切て死したりし、貞享二年十月廿八日の事にて侍りし、

〔宮川舍漫筆　四〕猫恩を報

文化十三子年の春、世に專ら噂ありし猫恩を報んとしてうち殺されしを、本所回向院江埋め碑を建、法名は徳善畜男と號す、三月十一日とあり、右由來之儀者、兩替町時田喜三郎が飼猫なるが、平日出入の肴屋某が、日々魚を賣ごとに、魚肉を彼猫に與へける程に、いつとても渠が來れる時には、猫先出て魚肉をねだる事なり、扨右の肴屋病氣にて長煩ひしたりし時、錢一向無之難儀なりし時、何人ともしらず金二兩あたへ、其後快氣して商賣のもとでを借らんとて、時田がもとに至りける時、いつもの猫出ざるにつき、猫はと問ければ、此程打殺し捨たりしと、其譯は先達而金子二兩なくなり、其後も金を兩度まで喰わへて逃出たり、併兩度ともに取戻しけるが、然らばさきの紛失したりし金も、此猫の所爲ならんとて、猫をば家内寄集りて殺したりといふ、肴屋泪を流して、其金子はケ樣〳〵の事にて、我等方にて不思義に得たりと、其包紙を出し見せけるに、此家の主が手跡なり、去からば其後金をくはえたるも、肴屋の基手にやらんとの猫が志にて、日頃魚肉を與へし報恩ならん、扨々知らぬ事とて不便の事をなしたりとの事也、後にくはへ去らんとしたる金子をも、肴屋に猫の志を繼て與へける、肴屋も彼猫の死骸をもらひ、回向院に葬したる事とぞ、凡恩を知らざるものは猫をたとへにひけど、又斯る珍らしき猫もありとて、皆人感じける、

〔閑窻瑣談　一〕猫の忠義

遠江國蓁原郡御前崎といふ所に、高野山の出張にて、西林院といふ一寺あり、此寺に猫の墓鼠の

墓といふ石碑二つ有り、そも／＼此所は伊豆の國石室崎、志摩國鳥羽の湊と同じ出崎にて、沖よりの目當に高燈籠を常燈としてあり、されば西林院の境内にある猫塚の由來を聞に、或年の難風に沖の方より、船の敷板に子猫の乘たるが、波にゆられて流れ行を、西林院の住職は丘の上より見下して、不便の事に思はれ、舟人を急ぎ雇ひて小舟を走らせ、既に危き敷板の子猫を救ひ取、やがて寺中に養れけるが、畜類といへども必死を救はれし大恩を、深く尊み思ひけん、住職に馴てその詞を能聞解、片時も傍を放れず、斯る山寺にはなか／＼能伽を得たることゝちにて、寵愛せられしが、年を重ねて彼猫のはやくも十年を過し遖れ逸物の大猫となり、寺中には鼠の音も聞事なかりし、さて或時寺の勝手を勤める男が、椽の端に轉寢して居たりしに、彼猫も傍に居て庭をながめありし所へ、寺の隣なる家の飼猫が來て、寺の猫に向ひ、日和も宜しければ伊勢へ參詣ぬかといへば、寺の猫が云、我も行たけれど、此節は和尚の身の上に危き事あれば、他へ出難しといふを聞て、隣家の猫は、寺の猫の側近くすゝみ寄何やら囁き合て後に別れ行しが、寺男は夢現のさかひを覺へず、首をあげて奇異の思ひをなしけるが、其夜本堂の天井にて最怖ろしき物音し、雷の轟くにことならず、此節寺中には住職と下男ばかり住て、雲水の旅僧一人止宿て、四五日を過し居たるが、此騷ぎに起も出ず、住持と下男は燈火を照らして彼是とさはぎけれども、夜中といひ、高き天井の上なれば、詮方なく夜を明しけるが、夜明て見れば、本堂の天井の上より生血のしたゝりて落けるゆへ、捨おかれず、近き傍の人を雇ひ、寺男と倶に天井の上を見せたれば、彼飼猫は赤に染て死し、又其傍に隣家の猫も疵を蒙りて半は死したるが如し、夫より三四尺を隔りて、丈け二尺ばかりの古鼠の、毛は針をうへたるが如きが生じたる怖ろしげなるが、血に染りて倒れ、いまだ少しは息のかよふ樣なりければ、棒にて敲き殺し、やう／＼に下に引おろし、猫をばさま／＼介抱しけれども、二疋ながらたすからず、彼鼠はあやしひかな、旅僧の著て居たる衣

怖猫

を身にまとひ居たり、彼是と考へ察すれば、古鼠が旅の僧に化て來り、住職を喰はんとせしを、飼猫が舊恩の爲に命を捨て、住職の災を除きしならんと、人々も感じ入、頓て二疋の猫の塚を立て回向をし、鼠も最怖ろしき變化なれば、捨おかれずと、住持は慈悲の心より猫と同じ樣に塚を立て、法事をせられしが、今猶傳へて此邊を往來の人の噂に殘り、塚は兩墓ともものさびて寺中にあり、

〔花月草紙 四〕むすめの十あまり六つ七つになりたるを、月花にもかへじと思ひたるに、としごろかふ猫の、むすめがかはやへゆけば、かならずあとよりつきて行く、いかにせいすれどもきかず、つなぎをくにかはやへ行くときは、かならず去りてたけうなりて、なはくひきりてはせてゆく、いかにとたづぬれば、かはやのうちにつとつきそひて居侍るといふ、いかにも心のそこ去りがたしとて、おやなりけるもの、つるぎもちゐてかのねこのかはやへはせ行くとき、かうべをきりたれば、そのかうべかはやのうちにいりぬ、彌あやしみおどろきてみれば、そのかうべかはやのうちなるくちなはにくひつきて、くちなはゝ死してけり、さらばそのむすめにくちなはの思ひいりたるを去りて、かくはありけりと、なみだおとさぬはなかりしとなり、冤牛とかいふ事、かの國のふみにもありとなり、猫のうらみはいかにといへば、もとよりものいふ事ならぬみなれば、それにうらみもなし、かのくちなはをころして、君の難をすくひぬれば、たゞにほゐとげしなり、もとより功名に心なければ、おもひをくこともあらじかし、たゞかひをけるあるじの心はいかがありけむ、

〔今昔物語 二十八〕大藏大夫藤原清廉怖猫語第卅一

今昔、大藏ノ丞ヨリ冠リ給ハリテ、藤原ノ清廉ト云フ者有キ、大藏ノ大夫トナム云ヒシ、其レガ前世ニ鼠ニチヤ有ケム、極ク猫ニナム恐ケル、然レバ此ノ清廉ガ行キ至ル所々ニハ、若男共ノ勇ク

ルハ、清廉ヲ見付ツレバ、猫ヲ取出テ見スレバ、清廉猫ヲダニ見ツレバ、極キ大切ノ要事ニテ行タル所ナレドモ、顔ヲ塞テ逃テ去ヌ、然レバ世ノ人此ノ清廉ヲバ猫恐ノ大夫トゾ付タル、然テ此ノ清廉、山城大和伊賀三箇國ニ田ヲ多ク作テ、器量ノ德人ニテ有ルニ、藤原ノ輔公ノ朝臣、大和ノ守ニテ有ル時ニ、其ノ國ノ官物ヲ清廉露不成ザリケレバ、守何シテ此レヲ責取テムト思フニ、无下ノ田舍人ナドニモ非ズ、諸司勞ノ五位ニテ、京ニ爲行ク者ナレバ、廳ナドニモ可下キニモ非ズ、然ドモ緩ヘテ有レバ、盜人ノ心有奴ニテ、此彼云テ出シモ不遣ズ、何ガセマシト思ヒ廻シテ思ヒ得テ居タル程ニ、清廉守ノ許ニ來ヌ、守可謀樣ヲ案ジテ、侍ノ宿直壺屋ノ極ク全クテ二間許有ル所ニ守一人入テ居ヌ、然テ彼ノ大藏ノ大夫此ニ坐セ、忍テ聞ヌベキ事有ト云セタレバ、清原例ハ氣色惡氣ニ坐スル守ノ、此ク透ヤカニ宿直壺屋ニ呼ビ入レ給ヘバ、喜ヲ成シテ垂布ヲ引キ開テ、ユクリモ无ク、這入ヌレバ、後ヨリ侍出來テ其ノ入ツル遣戸ヲバ引立テツ、守ハ奧ノ方ニ居テ此ニト招ケバ、清廉畏マリツヽ居ザリ寄ルニ、守ノ云ク、大和ノ任ハ漸ク畢ヌ、只今年許也、其レニ何ニ官物ノ沙汰ヲバ今マデ沙汰シ不遣ヌゾト、何ニ思フ事ゾト、清廉其ノ事ニ候フ、此ノ國一ツノ事ニモ不候ズ、山城伊賀ノ事ヲ沙汰仕リ候フ間ニ、何方モ沙汰仕リ不遣ズシテ、事多ク罷成ニタレバ否仕リ不遣ヌヲ、今年ノ秋皆成シ畢候ヒナムトス、異折ニコソ此モ彼モ候ハメ、殿ノ御任ニハ何カデカ愚ニハ候ハム、此マデ下申テ候コソ、心ノ内ニハ奇異ク思給ヘ候ヘバ、今ハ何ニテモ仰セニ随テ員ノマヽニ辨ヘ申テムト爲ル物ヲバ、宍糸惜シ千萬石也ト云フトモ、未進ハ罷リ負ナムヤ、年來隨分ノ貯ヘ仕タレバ、此マデ疑ヒ思食シテ仰セ給フコソ口惜ク候ヘト云テ、心ノ内ニハ、此ハ何事云フ貧窮ニカ有ラム、屁ヲヤハヒリ不懸ヌ、返ラムマヽニ伊賀ノ國ノ東大寺ノ庄ノ内ニ入居ナムニハ、極カラム守ノ主也トモ否ヤ責メ不給ザラム、何ナル狛ノ者ノ大和ノ國ノ官物ヲバ辨ヘケルゾ、前ニモ天ノ分地ノ分ニ云成シテ止ヌル物ゾ、此ノ主ノシタリ顔ニ、此ク慥ニ

取ラムト宣フ、嗚呼ノ事也カシ、大和ノ守ニ成給フニテ、思エノ程ハ見エヌ可レ咲キ事也ナシト思ヘドモ、現ニハ極ク畏マリテ手ヲ摺ツヽ云居タルヲ、守盗人ナル心ニテ、否主此ク口浄クナ不レ云ソ、然リトモ返ナバ使ニモ不レ會ズシテ、基ノ沙汰ヨモ不レ爲ジ、然レバ今日其ノ沙汰切テムト思フ也、主物不レ成ズシテ否不レ返ラジト云ヘバ、清廉我ガ君罷返テ、月ノ内ニ辨ヘ切候ヒナムト云フヲ、守更ニ不レ信ズシテ云ク、主ヲ見進テ既ニ年來ニ成ヌ、主モ亦輔公ヲ見テ久ク成ヌラム、然レバ互ニ情无キ事ヲバ否不レ翔ヌ也、然レドモ只今有心ニテ此ノ辨ヘ畢テヨト、清廉何デカ此テハ辨ヘ申シ候ハム、罷返テ文書ニ付テコソハ沙汰シ申シ候ハメト云フ、其ノ時ニ守音糸高ク成テ居上テ、左右ノ腰ヲユスリ上テ氣色糸惡ク成テ、主然バ今日不レ辨ジトヤ、今日輔公主ニ會テ只死ナムト思フ也、更ニ命不レ惜ラズト云テ、男共ヤ有ルト聲高ヤカニ呼ブニ、二音許ニ呼ベドモ、清廉聊カ動モ不レ爲ズシテ、頰咲テ只守ノ顏ヲ護テ居タリ、而ル間侍答ヘシテ出來タレバ、守其ノ儲タリツル物共取テ詣來ト云ヘバ、清廉此レヲ聞テ、我ニハ否恥ハ不レ見セジ物ヲ、何事ヲ何ニセムトテ此ハ云フニカ有ラムト思ヒ居タル程ニ、侍共五六人許ガ足音シテ來テ、遣戸ダニテ將參テ候フト云ヘバ、守其ノ遣戸ヲ開テ、此チ入レヨト云ヘバ、遣戸ヲ開ルヲ清廉見遣レバ、灰毛斑ナル猫ノ長一尺餘許ナルガ、眼ハ赤クテ虎珀ヲ磨キ入タル樣ニテ、大音ヲ放テ鳴ク、只同樣ナル猫五ツ次ギテ入ル、其ノ時ニ清廉目ヨリ大ナル涙ヲ落シテ、守ニ向テ手ヲ摺テ迷フ、而ル間五ツノ猫壺屋ノ内ニ離レ入テ、清廉ガ袖ヲ聞キ、此ノ角彼ノ角ヲ走リ行クニ、清廉氣色只替リニ替テ難レ堪氣ニ思タル事无レ限シ、守此レヲ見ルニ糸惜ケレバ、侍ヲ呼ビ入レテ皆引出サセテ、遣戸ノ許ニ繩ヲ短クシテ繋セツ、其ノ時ニ五ツノ猫ノ鳴合タル音耳ヲ響カス、清廉汗水ニ成テ目ヲ打叩テ生タルエモ非ヌ氣色ニテ有レバ、守然バ官物不レ出サジトヤ、何カニ、今日其ノ切テムト云ヘバ、清廉无下ニ音替リテ篩テ云ク、只仰セ事ニ隨ハム、何ニモ命ノ候ハムゾ、後ニモ辨メモ候ベキト、其時ニ守侍

ヲ呼テ、然バ硯ト紙ト取テ持來ト云ヘバ、侍取テ持來タリ、守其レヲ清廉ニ指取セテ、可成キ物ノ員ハ既ニ五百七十餘石也、其レヲ七十餘石ハ家ニ返テ、竿ヲ置テ吉ク計ヘテ可成キ也、五百石ニ至テ慥ニ下文ヲ成セ、其ノ下文ヲバ伊賀ノ國ノ納所ニ可成キニ非此ク許ノ心ニテハ虛下文モゾ爲ル、然レバ大和國ノ宇陀ノ郡ノ家ニ有ル稻米ヲ可下キ也、其ノ下文ヲ不書ズバ、亦有ツル樣ニ猫ヲ放チ入レテ輔公ハ出ナム、然テ壺屋ノ遣戶ヲ外ヨリ封結ニ籠テ出ナムト云ヘバ、清廉只我ガ君我ガ君、然テハ清廉ハ暫クモ生テハ候ヒナムヤト云テ、手ヲ摺テ宇陀ノ郡ノ家ニ有ル稻米籾三種ノ物ヲ五百ガ方ニ下文ヲ書テ守ニ取ラセツ、其ノ時ニ守下文ヲ取ツレバ清廉ヲバ出シツ、下文ヲバ郎等ニ持セテ、清廉ヲ具シテ宇陀ノ郡ノ家ニ遣テ、下文ノマヽニ悉ク下セテ慥ニナム取テケル、然レバ清廉ガ猫ニ恐ルヲ鳴呼ノ事ト見ツレドモ、大和ノ守輔公ノ朝臣ノ爲ニハ、極メタル要事ニテナム有ケルトゾ、其ノ時ノ人云繚テ、世擧テ咲合ヘリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔枕草子二〕心ゆくもの

猫はうへのかきりくろくて、ことはみなしろからん、

〔枕草子五〕なまめかしきもの

夏のもかうのあざやかなる、すのとのかうらんのわたりに、いとおかしげなるねこのあかきくびつなに、白きふだつきて、いかりのをくひつきてひきありくもなまめひたり、

〔ねこのさうし〕まづけうちやう七年八月中旬に、洛中にねこのつなをときて、はなち給ふべき御さたあり、ひとしく御奉行より一でうの辻にたかふだを御たて有、其おもてにいはく

一洛中ねこのつなをとき、はなちがひにすべき事、

一同猫うりかひ停止の事、

此むね相そむくにおゐては、かたく罪科に處せらるべきものなり、よつて件の如し、
右かくのごとく御せいたうある上は、面々ひぞうせし猫どもに札をつけてはなち申せば、猫なのめならずによろこふで、こゝかしこにとびまはること、ゆさんといひ、ねずみをとるにたよりあり、程なくねずみをぢおそれて、にげかくれ、けたうつばりをもはしらず、ありくといへども、さなりもなく、走のびありきのていなり、かゝるきのうまき事なし、ねがはゝは此御法度つゝがなくけだひする事なかれと、万民かくのごとし、

〔毛利文書百四十七〕一他人のねこはなれたるをつなぎ候儀、一切停止之事、○中略

慶長拾三五月十三日

〔閑窻自語〕當家猫靈神事付不入盲女於當家中

いつの比にや、猫の怪異とて、よろしからぬ事のみうちつゞきける、當家○柳原の青侍ふるきねこをころすといふによりて、曩祖あんずるに、後の安勢業光の誤かなどの驗者に仰せ合され、かの靈を當家守護神のやしろ地より、第二のうちに勸請せられ、猫靈と號す、これによりて當家には猫をころす事を制すべしといひつたふるなり、

〔武江年表九〕嘉永五年壬子、淺草花川戶の邊に住る一老嫗、猫を畜て愛しけるが、年老て活業もすすます、貧にして他の家に寄宿して、餘年を送らんとせし時、その猫に暇を與へ、なく／＼他家へ趣しが、其夜の夢中に、かの猫告ていふ、我かたちを造らしめて祭る時は、福德自在ならしめんと教へければ、さめて後その如くしてまつる、夫よりたつきを得て、もとの家に住居しけるよし、他人此噂を聞て、次第にこの猫の造り物を借てまつるべきよしをいひふらしければ、世に行れて、いくらともなく今戶燒と稱する泥塑の猫を造らしめ、これを貸す、かりたる人は、布團をつくり供物をそなへ、神佛の如く崇敬して、心願成就の後、金銀其外色々の物をそへて返す、其鄽は淺草

寺三社權現鳥居の傍にありて、此猫を求るもの夥し、此事兒女輩といへども、心ある人は用ひず、まして大人の駭くべきにあらずといへども、此頃は丈夫も竊にこの猫をかりて、祈りけるもこれあるよしなりしが、四五年にして此噂止みたり、○中略 夏の頃より神田松枝町なる大工保五郎が畜猫、鼠を愛して乳をふくませ、我うみ落せし小猫とともに養育す、

〔松屋筆記四〕猫をなやませし童

齋藤謙が談に、靈巖島にすめりしころ、隣の家に伊豆の新島(ニヒジマ)よりめしおける童ありけるが、垣下に猫の晝寐せしを見て、息を吹引(フキヒキ)けるに、やがて猫くるひ出てめぐりなどするを見きようじけり、謙あやしみて、そはなにぞのわざにかととひければ、童いらへいふやう、こは猫に限れる事にあらず、何にても生類の寐て息を外へ吐とき、此方の息を吸、彼が息を引時、此方の息を吐やりて、かく息を合することと五度に及時は、必狂出るなり、五度に滿ざらん內、彼が走去などしたらんにはせんすべなし、五度息を合たらんには狂廻ことうつなし、かくて息を合する間は、いつまでもこゑを立ずして、おなじさまに狂居れど、此方の息を止むれば、とみにもとのごとくなりて走行なりといへりとなん、今按に狐狸などの人をうなすといふも、かゝるわざするにや、

〔北越雪譜初編下〕泊り山の大猫

我が隣驛、關にちかき飯士山に續く東に、阿彌陀峯とて樵する山あり、村々持分の定あり 二月にいたり、雪の降止たる頃、農夫ら、此山に樵せんとて、語らひあはせ、連日の食物を用意し、かの山に入り、所を見立て、假に小屋を作り、こゝを寢所となし、毎日こゝかしこの木を心のまゝに伐とりて、薪につくり、小屋のほとりにあまた積おき、心に足るほどにいたれば、そのまゝに積おきて、家に歸る、これを泊り山といふ、山にとまりゐて事をなすゆゑ也○中略 ひとゝせ、泊り山したるものゝかたりしは、ことし二月、とまり山せし時、連のもの七人、こゝかしこにありて、木を伐りて居たりしに、山々に響くほどの

大聲して、猫の鳴しゆゑ、人々おそれおのゝき、みな小屋にあつまり、手に手に斧をかまへ、耳をすましてきけば、その聲ちかくにありときけば、又遠くに鳴、とほしときけばちかし、あまたの猫かとおもへば、其聲は正しく一ッの猫也、されどすがたはさらに見せず、なきやみてのち、七人のもの、おそる〱ちかくなきつる所にいたりて見るに、凍たる雪に踏入れたる猫の足跡あり、大さつねの丸盆ほどありしとかたりき、天地の造物かゝるものなしともいふべからず、

〔倭訓栞前編二十二〕ねこ○中略 諺に猫根性といふは、人の心の貪欲を匿し、外に露はさぬ者をいふ、土佐國にしらが山あり、大山也、多く猫住て、獵人も至り得ずといへり、是はまたなるべし、鼠とる猫は爪を藏といふ諺は、說苑に、君子愛口、虎豹愛爪と見えたり、○中略 猫の二歲にて死たりし兒に化て、母の乳を毎夜吸たりし事、奥州白川に有、又妻に化し事、江戸にあり、歌に手かひの虎ともよめり、本草に、今南人犹呼虎爲猫と見えたり、猫に堅魚節あづけるといふ諺は、後漢書に、使餓狼守庖厨、飢虎牧牢豚といふに同じ、猫に小判見せるといふ諺は、野客叢書に、對牛彈琴といふ類也、但馬養父郡の一村に、猫をもて使とする社あり、農家蠶を養ふ節には、必其使を乞て鼠をかる、其使の猫は、社前の一拳石を持歸也、謝するに及び、又一拳石を隨ふ、よて小石丘壑の如しといふ、○下略

○按ズルニ、猫またノ事ハ、猿條狨狿ノ下ニ載セタリ、

〔和漢三才圖繪三十八獸〕靈猫（じやかうねこ）（リンメウ） 靈貍 香貍 神貍類 俗云麝香猫○中略

按、靈猫俗云麝香猫 咬嚼吧（ジャガタラ）及天竺有之、似猫大尾、毛色有數品、云一種有麝香鼠、出于鼠類、一種有麝香木、大明一統志云、眞臘國有麝香木、其木氣似麝臍香、

〔重修本草綱目啓蒙三十四獸〕靈貓 ジャカウネコ 一名香髦丹鉛總錄 香猍泉州府志、猍貍同、 鈴貍本草彙言 狐貍麝香藥性要略大全 果貍廣東新語

和產詳ナラズ、薩州及長崎ニハ稀ニ舶來アリ、猫ノ形ニシテ大ク、體ニ香氣アリト云フ、京師ニテハ間ジヤカウ猫ト名テ觀場ニ出スコトアリ、貍類ノ獸ヲ飾リ、旁人摺扇(アフギ)ヲ以扇グ時ハ香氣アリ、是獸ニ香氣アルニ非、摺扇中ニ香ヲ入テ人ヲ欺クナリ、唐山ニテハ此獸肉ヲ食ヒ、毛ノ筆ニ用ユ、本草彙言ニ其毛可以爲筆、寫書不鈍ト云、廣東新語ニ、其食惟美果、故肉香脆而甘、秋冬百果皆熟、肉尤肥ト云フ、

〔南島志 下 物產〕畜獸則烏牛(水牛)犬豕麞鹿之屬、皆無不有者、而無虎豹犀象、亦產異色貓、

〔桃源遺事 五〕一西山公(光圀○德川)むかしより、禽獸草木の類ひまでも、(中略)この國(○常陸)へ御うつしなされ候、(中略)獸の類(中略)靈猫(ジヤコウネコ)

羊

〔本草和名 十五 獸〕羖羊角(仁諝音古)青羝(仁諝丁奚反)羱羊、羦羺(仁諝音、上女佳反、下乃鉤反)一名羯毛、一名參事、一名羝、一名羭、一名柔毛、一名羬(音針、出兼名苑)一名髯鬚主簿(出古今注)未物脂(防也、出墨子五行記)

〔倭名類聚抄 十八 毛群名〕羊(附羔)　兼名苑云、羝(音低)一名攊(音歷、和名比豆之)羊也、羔(音高)一名羜(音佇)羊子也、

〔箋注倭名類聚抄 七 獸名〕按羊有白黑二種、白曰吳羊、黑曰夏羊、故郭璞注爾雅羒云、謂吳羊白羝、注夏羊云、黑羖攊、又吳羊、牡曰羒、牝曰牂、夏羊、牡曰羖、牝曰羭、見爾雅及說文顏師古注急就篇亦云、羭夏羊之牝也、羖夏羊之牡也、今本爾雅說文作牡羭牝羖者誤、又毛詩大雅傳說文並云、羝牡羊也、玄應音義引三倉云、羝特羊也、則羝與夏牡羊之總名、又按本草衍義云、羖羊角謂羖攊羊、則知攊即羖也、又依兼名苑注、泛言羊也、則兼名苑所舉恐不止羝攊二名、蓋源君截其一端耳、郝懿行曰、夏羊牝牡皆有角、吳羊牝者無角、其有角者別名觟也、(中略)羊也、二字及羊子也三字、蓋兼名苑注文、按說文云、羔羊子也、爾雅云、未成羊、羜、兼名苑蓋本之、說文、羜五月生羔也、毛詩正義引薛綜答韋昭曰、羊子初生名達、小名羔、未成羊曰羜、大曰羊、長幼之異名、按依說文廣雅、達當作羍、

〔類聚名義抄九羊〕羊羊今正、音陽、ヒツジ、羗、　善羊チヒツジ　羺奴頭反、羖羺、胡羊、細毛羊、　羝羖羺俗ヒツジ　羱音歴ヒツジ
羝羺俗　羒羒今正、音汾、メヒツジ、牝羊、　羖羯或正、擧謁反、羖羊ヒツジ、　羭ヒツジ　羔ヒツジ
〔八雲御抄三下獸〕羊、ひつじのあゆみとは、物をまつたとへなり、いかなりとも始終有と云り、
〔日本釋名中獸〕羊　ひつじの時は、日の天にのぼりて西へさがるつじ也、日本にもとより羊なし、後代にもろこしより渡りし時、十二支の未の時の意を以て訓とせり、
〔南留別志二〕一虎をとらといふ、羊をひつじといふ、此國になき物なれば、和名あるべきやうなし、とらは朝鮮語なりといふ、さもあるべし、ひつじも異國の詞なるにや、
〔本朝食鑑獸十一〕羊
集解、近世自華來、世未蕃息、其狀頭身相等、而毛短、惟一兩公家牧之、至數十頭、故人亦食之者希矣、儘有食之者、謂肉軟味美、而能補虛、予○平野必大不食之、則未詳其主治也、牧家戲令與紙食、羊喜食紙、然非常食、而畫翫爾、
肉、氣味、古甘大熱無毒、同、李時珍云、若素有痰火病、及患瘡疾、禁之、主治、補五勞七傷、然予未試之、惟據俗稱也、
〔本草綱目譯義五十獸〕羊　ヒツジ
是ハ和產ナシ、唐デヤシナイ食物トス、犧ナドニモスル也、京ニナシ、舶來ノ物ヲ用ユ、長崎ニアリ、
後大和本草ニ處々海頭ニハナシガイデアルト云、大抵馬ノ形ニシテ小也、犬ヨリ大也、
〔重修本草綱目啓蒙三十三畜〕羊　ヒツジ和名鈔　一名、胡髯郎、述異記　青鳥同上　卷婁仇池筆記　髯鬚主
簿古今注　髯鬚參軍中華古今注　髯主簿典籍便覽　獨笋子事物紺珠　主人　髯郎　忽魯乎共同上、蒙古ノ名
羝根事物異名　餼羊　白石道人　忽儞共同上、蒙古ノ名　羶籬菜類書纂要　羶根通雅　羔兒訓蒙字會　肉
一名、肥羜、事物異名　肥羜　羜味　羸畜共同上、人ニ贈ル名　膽一名、百草精、秘方集驗　脂一名、味物脂、石室雅談
唐山ニテハ畜テ食用ニ供ス、本邦ニテハ京師ニハ畜フモノナシ、他州ニハ畜フ處モアリ、皆漢種

ナリ、稀ニ觀場ニ出ス、形馬ニ比スレバ小ク、狗ニ比スレバ最大ナリ、多クハ淡褐色ナリ、白色ノ者モアリ、頭ハ駱馬ニ類シテ短シ、喉下ヨリ胸ニ至テ長毛アリ、喜デ紙ヲ食フ、此獸惡臭アリ、羊羶ト云、唐山ヨリ白羊皮毛ヲ連ヌル者ヲ渡ス、ハラゴモリヲ上品トス、臭氣ナシ、用テ裘ニ作ル、毛軟ニシテ綿ノ如シ、母羊ノ腹中ニアルヲ取ル、コレヲ胞羔(天工開物)ト云、已ニ長ジタル羊ハ惡臭アリ、故ニ羊皮裘母賤子貴ト云フ、一種綿羊、今舶來アリ、ソノ毛極テ細クシテ長シ、天鵞絨(ヒロウド)ヲ織リ、哆羅絨(ラシヤ)ヲ製スベシ、唐山ニテ母羊ノ毛ヲ以、毛氈ニ作ルト云フ、羊皮ハ甚薄クシテ紙ニ代ヘ書畫ヲナシ、書皮ニ造ル、

〔庖厨備用倭名本草(首食巻)〕羊ハ熱病天行病瘧痔、此等ノ病後ニハ食スベカラズ、白羊黑頭、黑羊白頭、獨角羊、此類皆食スベカラズ、銅器ニテ煮タルハ毒アリ、食スベカラズ、

〔日本書紀(二十二推古)〕七年九月癸亥朔、百濟貢駱駝一疋、驢一疋、羊二頭、白雉一隻、

〔日本紀略(嵯峨)〕弘仁十一年五月甲辰、新羅人李長行等、進羖羊二、白羊四、山羊一、鵞二、(○一本無白羊二字)

〔日本紀略(二朱雀)〕承平五年九月□日、大唐吳越州人蔣承勳來、獻羊數頭、

〔本朝世紀〕天慶二年六月四日甲戌、爰上卿召飼藏人所羊二頭於軒廊、柱繫令左近陣官折集木枝葉令飼之、宛如牛食草、良久以角相競似牛、

〔水左記〕承保四年六月十八日、自殿被獻覽羊於高倉殿、件羊牝牡子三頭、其毛白如白犬、各有胡鬚、又有二角、豫(○豫恐象誤)如牛角、身體似鹿、其大如犬、其聲如猿動、尾纔三四寸許、

〔扶桑略記(三十白河)〕承保四年(○承曆元年)二月廿八日己酉、引見大宋國商人所獻羊二頭、　八月、今月返遣羊二頭了、

〔百練抄(八高倉)〕承安元年七月廿六日、入道大相國(○平清盛)進羊五頭、麝一頭於院、　十月廿三日、近日稱羊病、貴賤上下煩病患、羊三頭在仙洞、人傳、承曆之頃有此事、件羊返却之、

山羊

〔玉海〕文治元年十月八日丁巳、和泉守行輔進羊於大將、其毛白、如葦毛、好食竹葉枇杷葉等云々、又食紙云々、其體太無興、

〔伊豆海島風土記 中〕大島之事

羊の多き事其數難計、五疋七疋あるひは二三十疋宛打むれて、人家近くも出、作物をぬすみ喰ひ、山奥には一むれに、百も二百も打集りて遊ぶ、然るに此ひつじも、むかし上より二疋とかわたさせられしが、子を生じ年を追ふて數彌增、又享保の頃、御用ひの事ある迚、二三疋生捕にして奉りける事もありけるゆへ、羊を殺たるものは、おもき罪をかふむる事といひならはせて、追散らす事もせざるゆへ、猪增長して徘徊するといふ、此外の獸は猫鼠ばかりなり、

〔古今要覽稿 禽獸〕むくひつじ　やぎ　夏羊

むくひつじ、一名むくげひつじ、一名やぎうは漢名を夏羊といひ、その牡を羖、一名羖䍽羊、其牝を羭、その黑色なるを黑羖䍽、一名黑羖羊、一名骨䍽、白色なるを古羊、青色なるを青羖羊、又その角を羖羊角、一名皂莢といふ、先年江都觀場時にこれありしものは、所謂白色のものにて、今肥前長崎に多し、其狀犬に三倍して、家猪よりは少さし、漢客蠻人ともに日用の食品なるによりて、土人これを稻佐立山邊に飼をきて居るよし、長崎聞見錄 其毛長く、角は彎曲して後にむかひ、眼旁及び鼻邊淺紅を帶て臭氣あり、觀文獸譜 此卽本草圖經に所謂羖羊白色のものにて、膳夫錄にいはゆる古羊なり、一種朝鮮やぎあり、その毛色形狀すべて尋常のやぎに似て黑斑あり、角少して彎曲して、前に向ふを異なりとす、同上 此卽瀛涯勝覽に、閩羊頗似綿羊、角彎曲向前、上帶小鐵牌と、天中記引 いへる類なるべし、又阿蘭陀やぎあり、毛至て長く額毛垂て眼を覆ひ、角は尋常のやぎに同じ、觀文獸譜 此卽本草圖經にいはゆる毛長尺餘のものなるべし、又全身黑色のものは、長崎及び薩摩大隅等に多しと西遊記 いへり、さて今長崎にあるは、すべて白色のものなれども、橘春暉が見しは、卽郭璞注爾雅に

綿羊

いはゆる黒羖䍽にして、膳夫錄に所謂骨䍽なり、また背のみ黒くして、其餘は白色のものあり、此即紹興本草に圖する處の羖羊也、これを證類本草には、全身白黒斑文のものに圖すれ共、恐らくは傳寫の誤りならん、

〔本草綱目譯義 獸五十一〕山羊 和産不レ知

唐ニハ品類多シ、近來ミセ物ニスルウミムコト云者アリ、此ハ杜撰也、是ハ馬ノ形ノ如シ、大サモ同ジ、頭ハ高ク細ク羊ノ如シ、甚臭氣アリ、額ノ眞中ニ大ナル角一ツアリ、高サ一寸ホド立、上ハ左右ニ分レ、ウシロヘマガル、一尺バカリ、牛角ホドノ大ニシテ、其角ヒツナリニシテマロカラズ、色クロシ、

〔日本紀略 嵯峨〕弘仁十一年五月甲辰、新羅人李長行等、進羖䍽羊二、白羊四、山羊一、鵞二、〇一本無二白羊三字一

〔筬埃隨筆 八〕雜說八十ケ條

薩摩大隅の犬は、すべて足短く、腹を地に摺て步む計也、又ヤギといふ獸あり、羊に似て色黒く毛長し、肥前長崎には取分多し、大隅には、此ヤギの牧有て多く育つ、其故は知らず、嘉栗曰、ヤギ野牛と書るが羊に似て甚臭し、

〔古今要覽稿 禽獸〕さいのこま 綿羊

さいのこま一名らしやけんは、漢名を綿羊といひ、其大なるものを無角白大羊といふ、これまた夏羊の一種也、今官苑に畜育せしは、凡百三四十頭もあり、そのうちにて大なるは、牝鹿の如く、小なるは犬の如し、すべて頭小さくして身大なり、毛至て細密にして、長さ二寸許もあり、その年を經ざるものは色潔白にして、年を經るものは、やゝ褐色を帶たり、又黒駁のものあり、眼邊及び口鼻並に淡紅色にて、口小さく鼻低し、喉下より胸に至りて長鬚あるは吳羊とおなじ、耳は横に垂て前に向ふといへ共、後に向たるもあり、牝牡共に角なきは常なれども、たまたま角を生するも

麢羊

のあり、されば其の百餘のうちにて角あるものは、僅に三四頭に過ぎず、その角に圓なるも扁なるもあり、また吳羊と同じく後へ向ふもあれば、よこにわかれて牛角の如きもあり、一種眼邊及び四脚共に黑色のものあり、これは百三四十頭のうちにて、たゞ一頭なれば奇品なり、今此毛をかりて、羅紗(ラシャ)絨を製するに、舶來のものに異ならず、その毛を採には、四足を木材に結付て刈といへり、扮觀文獸譜に、これを餌するに、豆葉を以てする事、馬の如しとあれども、今は大麥を煮熟して食せしむるは、正に餌畜の法を得たるものなるべし、又海外には種々の綿羊ありといへ共、清舶の皇國に載來りしは、たゞ此一種也、

〔桃源遺事 五〕一西山公(○德川光圀)むかしより禽獸草木の類ひまでも、(○中略)この國(○常陸)へ御うつしなされ候、(○中略)獸の類(○中略)羊(年々子を生餘多に相成申候)綿羊(右同斷)

〔新撰字鏡 ヲ〕羖(侯夾反、加万志之、古作羬、)

〔本草和名 十五獸禽〕零羊角(仁諝音義、正作羚、)山羊一名羱羊、(仁諝音元、已上二名出陶景注、)羚一名大羊、一名羱羊、一名野羊、又有山羚、和名加末之々乃都乃、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕麢羊　爾雅注云、麢羊(力丁反、或作羚、和名加萬之々、)大於羊而大角者也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕廣韻、麢羚上同、(○中略)釋獸麢大羊、郭注云、麢羊似羊而大、角員銳、好在山崖間、字句少異、此所引蓋舊注但大角恐有誤、說文、麢大羊而細角、西山經、翠山其陰多旄牛麢麝、注、麢好在山崖間、上林賦注張揖曰、羚羊、麢羊也、似羊而靑、廣雅作冷角、本草作零羊、陶注、多兩角者、一角者爲勝、角甚多節、蹙々員繞、本草拾遺云、羚羊角有神、夜宿以角掛樹、不著地、但取角彎中深銳緊小猶有掛痕者、卽是眞、唐本注、如牛大、其角堪爲鞍橋、今用細如人指長四寸蹙文細者、(○中略)伊勢本有內藏式云麢羊角零羊九字、蓋後人所加、

〔類聚名義抄七鹿〕鹿靈カマシヽ

〔下學集上氣形〕麢羊レイヨウカモシヽ 麢或作羚、懸角而睡、避跡者也、

〔日本釋名中獸〕羚羊 にくは褥也、しとねの事を云、羚羊の皮、毛ふかくして褥とするによし、故に羚羊をにくと云、又かもしゝと云、かもは氈の字けむしろ也、むかし毛むしろをかもと云、順和名に見えたり、にくの皮をけむしろにする故に、かもしゝと云、

〔本朝食鑑十一獸〕麢羊和名加萬之个

集解、麢羊、處處山中有之、狀似羊而青色、腹白帶微黃、毛粗兩角短、小彎曲深銳、夜以角懸樹枝、不著地而宿、晝亦如此、而棲性身輕捷躍、獨脚粘著于巖壁山崖而垂、俱是遠害防難之備乎、若獵夫驅逐時逼之亦然、世人用皮造障泥、其價賤於熊虎皮、以其多也、采角入藥、以肉而食、謂能祛風强筋、其肉味甘軟淺、優於鹿猪、故世以嗜食、而謂羚羊身輕能飛、懸角棲木、其態比禽類、以無穢忌、最詣神祠亦無害、然本邦有四足之穢、而不可犯之、若此之事、可尋祝巫之家、予未詳其理、爾

〔和漢三才圖會三十八獸〕麢羊 羚羊 麙羊 九尾羊 和名加萬之个 俗云爾久〇中略

按麢羊似羊及鹿而灰青色、腹白微黃、眼略大也、於吉野山中捕之畜養、而不食穀肉等、未知常所好食者、試投諸草及菓子、止食榧葉、竹嫩葉、葪葉、而不多食、故難育、其屎亦如鹿屎、

〔百品考下〕麢羊 和名カモシヽ ニク〇中略

郭璞爾雅註、麢羊似羊而大、其角圓銳、好在山崖間、

諸說紛紛タリ、爾雅及本草蘇恭陳藏器ノ說ニ據レバ、カモシヽニ充ツル穩當トス、カモシヽハ東北國ニ多シ、形羊ニ似テ微大ニシテ、毛色蒼黑ニシテ至テ柔軟ナリ、首モ羊ニ同ジ、兩角駢生ジテ長サ四五寸許、細直ニシテ末下ニ曲ル、色黑シテ半ヨリ本ノ處ニ縮文多シ、末ハ細シテ銳ナリ、角ノウラニスレタル痕アリ、此ハ夜山中樹枝、或ハ岩角ニ掛テ眠ル故ナリ、此皮敷物ニ用

テ良ナリ、時珍モ以爲座梅ト云ヘリ、カモシヽト云モ此義ナリ、カモトハ毛氈ノ古名ナリ、又ニクモ梅ノ音轉ナリ、又舶來ノ羚羊角蘇頌ノ所說モノナリ、此ト同名異物ナリ、

〔延喜式 内藏 十五〕諸國年料供進〇中略

羚羊角(諸國所進、其數隨所出、)

〔延喜式 民部 二十三〕年料別貢雜物〇中略

遠江國(中略)零羊角四具　駿河國(中略)零羊角四具　伊豆國零羊角四具〇中略　甲斐國(中略)零羊角六具〇中略　相摸國(中略)零羊角四具〇中略　近江國(中略)零羊角四具〇中略　美濃國(中略)零羊角六具〇中略　信濃國(中略)零羊角六具〇中略　上野國(中略)零羊角六具〇中略　陸奥國(中略)零羊角四具　出羽國零羊角十具〇中略　越中國零羊角二具　越後國零羊角六具〇中略　安藝國零羊角四具〇中略　土佐國零羊角四具

〔延喜式 典藥 三十七〕諸國進年料雜藥〇中略

駿河國十七種、〇中略 零羊角四具、〇中略　飛驒國九種、〇中略 零羊角卅具、〇中略　出羽國二種、〇中略 零羊角卅具、〇中略　越中國十六種、〇中略 零羊角四具、　越後國七種、〇中略 零羊角卅具、

〔日本書紀 皇極 二十四〕二年十月戊午、蘇我臣入鹿獨謀、將廢上宮王等、而立古人大兄爲天皇、于時有童謠曰、伊波能杯爾、古佐屢渠梅野俱、渠梅多爾母、多礙底騰裒羅栖、歌麻之々能鳥賦、　十一月丙子朔、蘇我臣入鹿、遣小德巨勢德太臣、大仁土師娑婆連、掩山背大兄王〇上宮王郎等於斑鳩、〇中略 於是山背大兄王等、自山還入斑鳩寺、〇中略 終與子弟妃妾一時自經俱死也、〇中略 時人說前謠之應曰、以伊波能杯爾而喩上宮、以古佐屢而喩林臣、(林臣、入鹿也、)以渠梅野俱而喩燒上宮、以渠梅多爾母陀礙底騰裒羅栖柯麻之之能鳥賦而喩山背王之頭髮斑雜毛似山羊、又曰、棄捨其宮匿深山相也、

〔紀伊國續風土記 物產 十下〕羚羊(張氏獸經、日本紀歌麻之之、本草和名に零羊、和名鈔に靈羊の字を用ふるは、並に非なり、)

日高牟婁兩郡の深山中に多し

〔桃源遺事〕五 一西山公（光圀○德川）むかしより、禽獸草木の類ひまでも、（中略）この國（常陸○）へ御うつしなされ候、（中略）

獸の類（中略）羚羊（和名カモシヽ、年々多相成候、）

〔本草和名〕十五 獸禽 豚又有獖、（相似獖、莫丁反、長二尺者、出崔禹、）豕、一名豨、一名剛鬣、（音稀、已上出兼名苑、）和名、布。留。毛。知。乃。爲。（中略）豭猪肉（古暇反、牡豕也、）一名豯（豕生三月曰豯、音朝（朝恐胡誤）雞反、）豱（徒公反、黑身白頭白蹄者、）豥（亡狄反、白身黑頭、）一名豨（力仁反、黃身白雜斑音駁者、）豥（湖才反、豕而回（而回恐面四誤）蹄皆白者、出崔禹、）蹄（王女臂猪蹄也、出錄驗方、）和名爲乃古、

〔倭名類聚抄〕十八 毛群名 猪（附豚）爾雅注云、猪（徵居反）一名彘（音弟、和名井、）兼名苑云、一名豕（音子）方言注云、豚（徒昆反、字亦作㹠、）豕子也、

〔箋注倭名類聚抄〕七 獸名 按釋畜云、豕子、猪、郭注云、今亦曰彘、此所引蓋舊注也、王念孫曰、釋畜子字衍、當刪作豕猪、說文、豬豕而三毛叢居者、段玉裁曰、謂一孔生三毛也、說見本草圖經犀下、今之豕皆然、說文又云、彘豕也、後蹏廢謂之彘、从彑、从二匕、矢聲、彘足與鹿足同、段玉裁曰、廢鈍置也、彘之言滯也、豕前足僅屈伸、後足行步蹇劣、故謂之廢、（中略）○按本草和名、豚卵、和名爲乃布久利、豚脂、和名爲乃阿布良、故源君訓猪爲井、然毛詩爾雅方言說文所載猪、卽家猪、故一名彘、一名豕、豕六畜之一、今俗所謂不。多。是也、其井雖狀似豕、非可畜養者、可以本草野猪充之、然則爲乃古亦可謂野猪子、今俗呼字利保字者、非豚也、（中略）○本草和名猪條、引兼名苑不載豕名、按毛詩漸々之石傳云、豕猪也、兼名苑蓋本之、說文、豕彘也、竭其尾、故謂之豕、象毛足而後有尾、段玉裁曰、竭負擧也、豕怒而豎其尾、則謂之豕（中略）○原書卷八云、豬關東西、或謂之彘、或謂之豕、其子或謂之豚、無注、按云豚豕子也者、檃栝方言文也、注字恐衍、說文、豚小豕也、从象省、象形、从又持肉以給祠祀、豚篆文从肉豕、

〔類聚名義抄〕三 犬 猪（徵居反、ヰ、一名豕、正豬、）〔同〕二 肉 豚（音屯、ヰノコ、亦作㹠、）豘（俗上正）江豘（ヰノコ）〔同〕四 豕 豕（音于、ヰ）豢（カヘル、ヰノコ、）

〔干祿字書 平聲〕猪豬 上通下正　腞豚 上通下正

〔爾雅註疏 十一釋獸〕豕子猪、註、今亦曰彘、江東呼豨、皆通名、䝐豶、註、俗呼小豶猪爲䝐子、䝐音偉豶音墳、幺幼、註、最後生者、俗呼爲幺豚、幺音腰、奏者豱、註、今豱猪短頭、皮理腠蹙、奏音腠豱音溫、豕生三豵二師、一特、註、猪生子常多、故別其少者之名、豵音宗、所寢橧、註、橧其所臥蓐、橧音繒、四豴皆白豥、註、詩云、有豕白蹢、蹢蹄也、豴音滴豥音垓、其跡刻絕有力㺧、註、即豕高五尺者、㺧音厄、牝豝、註、詩云、壹發五豝、豝音巴、疏、此辨豕之種類也、其子名豬、郭云、今亦曰彘、江東呼豨、皆通名也、說文云、豬豕而三毛叢居者、字林云、豕後蹄廢謂之彘、小爾雅云、彘豬也、其子曰豚、大者謂之豝、方言云、北燕朝鮮之間謂之豭、關東西或謂之彘、或謂之豕、南楚謂之豨、其子或謂之豚、或謂之豯、吳揚之間謂之豬子、云、䝐豶者、舍人曰、䝐一名豶、郭云、俗呼小豶豬爲䝐子、謂䝐豶豬也、云、幺幼者、豕之最後生者名也、郭云、最後生者俗呼爲幺豚、云、奏者豱者、謂皮理腠蹙者名豱、郭云、今豱豬短頭皮理腠蹙、云、豕生三豵二師一特者、郭云、豬生子常多、故別其少者之名、詩召南云、一發五豵、鄭箋云、豕生三曰豵、張逸問、曰豕生三曰豵、不知母豕也、豚也、荅曰、豚也、過三以往、猶謂之豵、以自三以上、更無名也、故知過三亦爲豵、其生子二者爲師、一者爲特、云、所寢橧者、郭云、橧其所臥蓐、方言云、其檻及蓐曰橧、是也、舍人曰、豕所寢草名爲橧、某氏曰、臨淮人謂野豬所寢爲橧、李巡曰、豬臥處名橧、橧是所居之處、云、四豴皆白豥者、蹢蹄也、豕四蹄皆白名豥、其跡名刻、絕有力名㺧、即下篇豕高五尺者也、云、牝豝者、豕之牝者名豝、註云、有豕白蹢者、小雅漸漸之石篇文也、

〔古今要覽稿 禽獸〕ふるもちのゐぶた 豕

ふるもちのゐ俗名ぶたは、漢名を豕、一名象中略○といひ、中略○凡本草和名に猪をゐのしと訓せし外に、豕をふるもちのゐ、猳猪肉をゐのこと訓せしによれば、ふるもちのゐも、ゐのこも今のぶたなる事明か也、延喜式大學寮に、三牲は大鹿、小鹿、中略○註豕、及び犧實には豚胎五合といひ、中略○註貞觀儀式和訓栞引にも、近江豚一頭といへるは、即今のぶたなるべし、中略○一種象ぶた觀文禽譜あり、牙長く形常のものよりも至て肥大也といへり、おもふに之を爾雅にて所謂㺧の類なるべし、又和名鈔に彘を井、野猪を久佐井奈岐と訓す、この稱誤らざるに似たり、然れども古事記、日本紀等に、赤猪白猪などいへるは、皆ゐのしゝの事にて、古歌にもゐとよむものはゐのしゝ也、然る時は、古は豕をも猪をも野猪をも、ゐと稱せしとみえたり、後に豕をぶたと訓せしより、野猪をのみゐのことといひて、豕をばゐと訓せぬ樣になりたる也といひ、同上また古事記に、我者山代之猪甘也といへる注

に、甘は養なり、古へは上下おしなべて常に獸肉を食たりし故に、其料に猪をも養置るなり、中昔よりこなたには獸肉を食こと無き故に、猪を養こともなくして、猪といへば、たゞ野山に放れ居る猪のみにて、其は漢國にて野猪と云、崇峻紀には山猪とあり、人家に養る猪は豕にて、俗に夫多と云、豬と云も同物也、豕を韋能古と云は、たゞ猪と云ことにて、鹿を加古と云、馬を古麻と云と同じ、猪之子のよしには非ず、猪之子は豚字也、○下略

〔本朝食鑑獸十一〕猪訓布多

集解、猪處處畜之、多是厭溝渠之穢也、猪能喜溝渠庖厨之穢汁而食、日日肥腯、食物亦至寡、易畜之、或殺猪以養獒犬、獒犬者善獵、而公家毎厩養之、凡猪得刀創、或爲狂犬被嚙、倶不患創處、最生肉者捷不日而痊、故俗爲金瘡之藥、未詳其功、

〔和漢三才圖會畜三十七〕豕ぶた音詩　豕スウ　豭テイノコ牡　豝メイノコ牝　豶ヘノコナシノイ去勢　豝大豕　猪イノコ豕子、豬同、豚豰並同、　豕ブタ和訓井、俗云布太、

猪キノコ和訓井乃古○中略

按豕以易畜、長崎及江戸處處多有之、然本朝不好肉食、又非可愛翫者、故近年畜之者希也、且豕猪ブタキノコ共有小毒、不益于人、而華人及朝鮮人以雞豕爲常食、

〔本草綱目譯義獸五十〕豕イ、古名、イノシ、トハ異也　ブタ

唐ニテ家毎ニカフテ食スル也、故ニ家猪ト云ナリ、之ニ對シテ野猪ト云アリ、野猪ハイノシ・ノコト也、形大抵相似タリ、イノシ丶ハ牙有、是ハ牙ナシ、カラダヨクコヘル、人家ノアマリ物ヲ食フ、京ニナシ、長崎ニアリ、唐人阿蘭陀人ニウル多ナリ、日本人モ食フ、此油ヲ蠻語ニマンナイカト云テ藥用ニス、漢名猪脂膏、猪油トモ云、陽龍膏ト云藥子ノ名ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙畜三十三〕豕　イ和名鈔　ブタ○中略

唐山ニハ家ニ畜フテ日用ノ食品トス、故ニ家猪ト云フ、山ニ自生シテ田地ノ害ヲナス者ハ、キノシヽト云フ、卽野猪ナリ、長崎ニハ異邦ノ人多來ル、故ニ豕ヲ畜ヲキテ賣ルト云フ、東都ニハ畜フモノ多シ、京ニハ稀ナリ、形野猪ニ似テ肥大、尾ハ短小鼻長ク出、牙ハ口外ニ見レズ、毛深黑ニシテ

粗シ、又黒白相間ル者アリ、頌ノ説ニ食物至寡甚易畜、養之甚易生息ト云フ、猪脂ヲマンテイカト云フ、石薬爾雅ニ陰龍膏ト云フ、

〔庖厨備用倭名本草 首食巻〕豕イノコ ブタハ白猪、花猪、猿猪、牝猪、病猪、黄膔猪、米猪、是皆食スベカラズ、猪膓、猪肝ハ食スベカラズ、

〔新撰字鏡 豕〕𧰨 九物九運二反、豕以鼻發土也、又土穷反、保利於己須

〔本草和名 十五獸禽〕𧰾卵 仁徒昆反 ○○ 一名𧰾顚、和名爲乃布久里、

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕豚卵　本草云、豚卵一名豚顚、和名爲乃布久里

〔箋注倭名類聚抄 七獸體〕原書獸部下品同、下總本有和名二字、爲乃布久利依輔仁、按豚卵即豚陰核、非陰囊、宜訓爲乃古、訓布久利非是、

〔類聚名義抄 二肉〕肶卵 キノフクリ　肶顚 同

〔古語拾遺〕昔在神代大地主神營田之日、以牛宍食田人、于時御歳神之子、至於其田、唾饗而還、以狀告父、御歳神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫 志止止鳥 肱巫 今俗竈輪及米占也、占求其由、御歳神爲祟、宜獻白猪白馬白鶏、以解其怒、依敎奉謝、○中略 仍從其敎、苗葉復茂年穀豐稔、是今神祇官、以白猪白馬白鶏、祭御歳神之緣也、

○按ズルニ、祈年祭ノ時ニ白猪ヲ用キル事ハ、神祇部祈年祭篇ニ載ス、

〔古事記 下安康〕於是市邊王之王子等意富祁王袁祁王 二柱 聞此亂而逃去、故到山代苅羽井、食御粮之時、面黥老人來奪其粮、爾其二王言、不惜粮、然汝者誰人、答曰、我者山代之猪甘也、故逃渡玖須婆之河、至針間國、入其國人名志自牟之家、隱身役於馬甘牛甘也、

〔古事記傳 四十〕猪甘(ヰカヒ)、甘は養(カヒ)なり、養に甘字を書ること、中卷玉垣宮段鳥甘部(トリカヒベ)の下、傳廿五の卅九葉に云、古は上下おしなべて常に獸肉をも食たりし故に、其料に猪をも養置るなり、中昔よりこなたには獸肉を食こと無き故に、猪を養こともなくして、猪といへばたゞ

野山に放れ居る猪のみにて、其は漢國にて野猪と云、崇峻紀には山猪とあり、人家に養る猪は豕にて、俗に夫多と云、豕と云も同物なり、豕を韋能古と云は、たゞ猪と云ことにて、鹿を加古と云、馬を古麻と云と同じ、猪之子のよしには非ず、猪之子は豚字なり、

〔日本書紀 武烈 十六〕十一年八月、億計天皇崩、○仁賢、中略○ 太子○武烈 甫知鮪曾得影媛、悉覺父子○平群臣眞鳥、鮪、無敬之狀、○中略 戮鮪臣於乃樂山、○中略 影媛收理既畢、臨欲還家、悲哽而言、苦哉今日失我愛夫、卽便灑涕、愴矣纒心歌曰、婀嗚儞與志乃樂能婆娑摩儞、斯々貳暮能、瀰逗矩陛御暮黎、瀰儺曾々矩、思寐能和俱吾嗚、阿娑理逗那偉能古、

〔續日本紀 元正 八〕養老二年四月丙辰、筑後守正五位下道君首名卒、首名少治律令、曉習吏職、和銅末出爲筑後守、兼治肥後國、勸人生業、爲制修教耕營、頃畝樹菓菜、下及雞肫、皆有章程、曲盡事宜、　五年七月庚午、詔曰、○中略 宜其放鷹司鷹狗、大膳職鸕鶿、諸國鷄猪、悉放本處、令遂其性、

〔土佐軍記 下〕土佐寄船事

慶長元年九月八日、元親公居城長家ノ森種崎ノ麓、葛木濱浦戸ノ湊へ夥敷唐船ヨリ來ル、元親公軍兵ヲツカハシ、此船湊へ引ヨスル、是ハ南蠻ノ內延須蠻ト云國へ通船也、○中略 右ノ趣ヲ元親公ヨリ秀吉卿へ言上アリ、時ヲ不移増田右衛門尉ヲ遣シ船中ヲ改ルニ、アフムト云鳥井豕射干等アリ、

〔太閤記 十六〕土佐國寄船之事

土州長曾我部居城ちようかの森かつら濱うら戸の湊より、十八里沖におびたゞしき大船、慶長元年九月八日寄來之旨、長曾我部方へ告來りしなり、則小船を仕立見せにつかはしければ、南蠻國より、のびすぱんと云ふ國へ商賣のため通ふ舟にて侍りけるが、○中略 歸朝の御いとま申上ければ、入べき物どもを注文を取て下行せしめつかはし申べきむねなるによつて、注文を出し候へと、長盛申つかはしければ、八木五百石、豚百、雞千疋と申上けり、

〔長崎聞見錄　一〕家猪

家猪は唐人紅毛人常々の食料なり、長崎立山又は稲佐等に多く飼置て商ふ、唐人館紅毛館等にもあり、野猪に似てよく肥たるものなり、

古事類苑

動物部四

獸四

鼠名稱

〔本草和名十六虫魚〕牡鼠矢、一名唐鼠、一名鼷(音奚)一名易腸、(已上出兼名苑)一名仲、(百歳以上者也、出抱朴子)和名乎禰須美、

〔倭名類聚抄十八毛群名〕鼠　四聲字苑云、鼠(昌與反、和名禰須美、)穴居小獸種類多者也、

〔箋注倭名類聚抄七獸名〕下總本有和名二字、谷川氏曰、蓋寢盜之義、按說文云、鼠穴虫之總名也、象形、漢五行志云、鼠盜竊小蟲、夜出晝匿、爾雅翼云、鼠穴蟲之黠者、其種類極多、李時珍曰、鼠形似兎而小、青黑色、有四齒而無牙、長鬚露眼、前爪四、後爪五、尾文如織而無毛、長與身等、

〔類聚名義抄十鼠〕鼠鼠(今正、音暑、子ズミ、和シヨ、或ソ、)　鼠舉覺鼠(四俗、)

〔八雲御抄三下獸〕鼠　あなねずみ　月のねずみ(子細在他卷、本文也、世無常也、)

〔日本釋名中獸〕鼠　ぬすみ也、ぬとねと相通す、ぬすみするけもの也、

〔東雅十八獸〕鼠(子ズミ)　義不詳、大己貴神、素戔烏神のまします根堅洲國に參り給ひしを、其大神鳴鏑を大野之中に射入て、其矢を執らしめて卽火をもて其野を廻らし燒給ひしに、鼠來りをしへまいらせしまゝに、其處を踏落して、隱れ入り給ひし間に、火は燒過にけりといふ事、舊事紀、古事記に見えて、倭名鈔には、四聲字苑の鼠は穴居小獸也といふ注を引けり、さらば子ズミといふは、子とは猶根堅洲國などいふが如く、幽陰之所をさす也、スミとは栖也、其穴居するを云ひしなるべし、(古語に子と云ひしに、幽陰之義ある也、草木の根を子といふが如き、寢を子と云ひ、眠を子ブルといふが如き、並に是也、或人之說に、子スミとは、ススミの轉語也といふ也、大朴の世の

如きも、既に鼠竊などいふ事もありしにこそ、ヌスミなどいふ語は、鼠に因りて云ひしなるべけれど心得がたき事なり、

〔倭訓栞前編二十二禰〕ねずみ　倭名抄に鼠をよめり、寢盜の義成べし、人の寢て後によく出て、物を盜食ふもの也、增韵に虫似獸、法苑珠林に鼠盜竊小獸、夜出晝匿と見えたり、子鼠をこねらといふ、羽州には鼠をばかといふ、白鼠を福といふは、太平廣記に金玉之精といへり、日本後紀に、山城國獻㆓白鼠㆒と見ゆ、今は甚多し、とき色あり、斑あり、黑色なるあり、光仁紀に見ゆ、

〔物類稱呼二動物〕鼠ねずみ　關西にてよめ、又よめが君といふ、上野にて夜(よる)のもの、又よめ、又おふく、又むすめなどいふ、東國にもよめとよぶ所多し、遠江國には年始にばかりよめとよぶ、其角が發句に、

明る夜もほのかにうれしよめがきみ

嵯峨住去來が曰、除夜より元朝かけて、鼠の事を嫁が君と云にや、本說しらずとぞ、野坡が云、娶が君は春氣にてねずみの事なり、今按に年の始には、萬の事祝詞を述侍る物にしあれば、寢起(ねおき)と云へる詞を忌憚て、いねつむいねあぐるなど唱ふるたぐひ數多有、鼠も寢のひゞきはべれば、嫁が君とよぶにやあらん、又春氣といふ時は、春三月のことなれば、いかゞ有べきか、尙說有、こゝに略す、

鼠性質
鼠形體

〔本朝食鑑十一鼠〕鼠訓㆓禰須美㆒

釋名、家鼠、此即人家所㆓常有㆒之物也、雖㆓其種類最多㆒、今未㆑詳㆑之、

集解、家家皆有、人人毎見、則不㆑可㆑言㆑之、然言㆓其大略㆒、狀似㆑兎而小、青黑色帶㆑白、故俗呼㆓色之黑色相合者㆒、曰㆓鼠色㆒、四齒無㆑牙、口唇向㆑下、能嚙㆓剛柔㆒、長鬚露眼、前脚爪四、後脚爪五、尾無㆑毛、而紋如㆑織、晝伏夜出、穿㆓屏障㆒、穴㆓牆壁㆒、入㆓倉庫㆒、窺㆓庖厨㆒、掀㆑盃舐㆑缶、升㆑燈吸㆑油、糞㆑衣溺㆑書、若人逐㆑之、匿㆓小器之間㆒、或伏如㆓死者㆒、惟盜與㆑黠是鼠之性也、或有㆘著㆓人及牛馬雞犬㆒而嚙者㆖、一著㆑之則不㆑離、戀戀覓來而終無㆑息、既竭㆓其物㆒而去矣、故若

鼠種類 白鼠

著人及牛馬、則有辟術厭法、而禳去、凡老鼠性有智、能識吉凶禍福、今捕鼠有地獄墜弓掠鼠籠等器、能察人之設置、竟避其處、而不至、復預知人之科擧遷居行旅、毎夜擧床上席間之微塵、則有應、從古曆筭家以鼠爲十干之子、當十月極陰之象、世俗所謂鼠必生十二子、而合一年之數、算家用之爲法、今考之不然、或八九子、或過十而生者無定、其赤子稍長、生毛而走者、俗稱二十日鼠也、一種有純白者、有斑白者、俚俗謂大黑天之使、而畜之、相祝稱福鼠、曰福鼠所聚居、名隱里、而金銀珠玉不乏、其壽千歲也、是卽仙鼠中陽洞之舊主人耶、夫物之性、經年氣血衰耗、變化爲白質、則白猿白蝙蝠之類、豈與人物殊乎、然則福鼠亦老鼠首鼠之屬也、

肉、氣味、(古訓)甘熱無毒、主治、鼓脹水腫、及小兒疳疾雀目

鼠糞(以兩頭尖爲上、卽猳鼠糞也、猳鼠者牡鼠也、)氣味、甘冷無毒、發明、本邦未聞以鼠糞而治病者、但蕙臍方中入用、若有混飮食之中者、誤食之亦無害、然有痰痞塊積之人、必發嘔吐者、惡其穢氣也、

〔和漢三才圖會 三十九鼠〕鼠(音暑) 鼸鼠 家鹿 首鼠 老鼠 (鼠字象其頭齒腹尾之形) 和名禰須美○(中略)

鼠咬用胡椒末傅之、(凡鼠所咬人、禁食小豆、愈後亦食小豆則痛再發、) 性畏莨蒻、用生莨蒻水煉塞鼠穴、則不出、

鼠糞(有毒) 養小鳥之餌誤入、食之鳥皆死、又鏽腐鐵器、鼠屎塗小刀表、安醋桶上、得醋氣、一宿刮去之、肌如古刃、凡鼠屎尿損絹紙以可知、

〔和漢三才圖會 三十九鼠〕鼸(しろねずみ 音巽) 白鼠

按、鼸、白鼠也、非老鼠變色者、而自一種也、故往往見小鼸、然不多、人以爲福祥、且謂大黑天使、畜之者、多出於米倉、

〔續日本紀 九聖武〕神龜三年正月辛巳、京職獻白鼠、

〔續日本紀 二十九稱德〕神護景雲二年十一月壬申、美作掾正六位上恩智神主廣人獻白鼠、

〔續日本紀 三十五光仁〕寶龜九年四月甲申、攝津國獻白鼠、　十二月癸未、太宰府獻白鼠赤眼、

〔續日本紀 桓武四十〕延暦九年九月己卯、攝津職貢白鼠赤眼、

〔日本後紀 平城十七〕大同四年三月辛酉、山城國獻白鼠、

〔文德實錄 四〕仁壽二年二月戊午、太宰少貳從五位下橘朝臣高宗獻白鼠一頭、

〔扶桑略紀 醍醐二十三〕寛平九年十一月一日壬申、因幡國獻白鼠、

黄鼠

〔和漢三才圖會 鼠三十五〕黄鼠(きいろねずみ)　禮鼠　拱鼠　鼮鼠　貔貍

本綱、黄鼠狀類大鼠、黄色而足短善走、極肥、穴居有土窖、如牀榻之形者、則牝牡所居之處、秋時畜豆粟草木之實以禦冬、各爲小窖別而貯之、村民以水灌穴而捕之、味極肥美也、晴暖則出坐穴口、見人則交其前足拱而如揖、乃竄入穴、其皮可爲裘領、性最畏鼠狼(イタチ)、此鼠大原及沙漠等北地有之、遼人尤以供上膳爲珍饌、

〔重修本草綱目啓蒙 鼠三十五〕黄鼠　詳ナラズ　一名相鼠 天中記　沙鼠 通雅　豆鼠 盛京通志

朝鮮ノ產ナリ、色ニ因テ黄鼠ト名ク、此鼠人ヲ見レバ手ヲ拱スル故ニ、禮鼠拱鼠ノ名アリ、棲トコロノ穴常鼠ニ異ナリ、○中略 和名鈔及新校正俱ニテント訓ズルハ非ナリ、

鼨鼠　鼮鼠

〔和漢三才圖會 鼠三十九〕鼨(とらふねずみ) 音終　鼮 音亭

本綱、鼨鼠、郭璞云、大如拳、其文如豹、漢武帝會獲得以問終軍者、○中略

鼮(まだらねずみ) 音平　鼢 音含

本綱、鼮、一名鼢、有斑文、

按近頃有三色鼠、常色有白與柿斑、以爲珍物、或有染成僞者、但如鼨鼠豹文者、未聞出于本朝、

〔重修本草綱目啓蒙 鼠三十五〕鼠 ○中略

鼮鼠マダラネズミ、卽黒白ノ斑鼠ナリ、印本○本草綱目鼨鼠ニ作ル、今爾雅ニ據リ改テ鼮鼠音廷トス、

○中略

鼪鼠　マダラネズミ、今斑鼠數品アリ、此ニ形狀ヲ詳ニセザレバ、何レヲ指スカ知ルベカラズ、

野鼠

〔和漢三才圖會　三十九鼠〕鼠〇中略

野鼠（一名田鼠）　形狀不異家鼠而別種也、在田野竊食菽穀、人捕之切尾端（止血傳灰其）養之、豫令飢、每數之爲汲水或書使之形勢、勝於家鼠之黠、乞丐出市衢使之糊錢也、旣載五雜組、則和漢共然矣、（月令云、田鼠化爲鴽之田鼠非此鼪也）

山鼠

〔土州淵岳志　中雜〕山鼠

土州氣形深山幽谷適見之、其性怖寒氣、冬月蟄於荊棘竹叢之中、首尾無曲形、如圍炭採之、猶採石也、藏嚢之如非生物、然或人持之歸於府城、而嚢之繫之竈上而窺之、有日而覺嚢微動也、括開見之生鼠也、遂走去、

〔和漢三才圖會　三十九鼠〕隱鼠（よだねずみ）　鼴鼠　偃鼠　鼠母　鼴（音奮）

本綱、隱鼠在山林中、而獸類非鼠之儔、大如水牛、形似豬灰赤色、脚類象而驢蹄、口銳胸前尾上白色、有力而鈍、性畏狗、見則主水災、（梁書云、倭國有山鼠如牛、又有大蛇能呑之、蓋日本未聞有如此者、其何物耶、）

〔南史　七十九夷狛〕倭國〇中略有獸如牛、名山鼠、又有大蛇呑此獸、

水鼠

〔和漢三才圖會　三十九鼠〕水鼠（みづねずみ）　鼪（音沈）

本綱、水鼠似鼠而小、食菱芡魚蝦、或云、小魚小蟹所化也、

按鼪水鼠也、有溪澗、狀小色稍白、或灰黃赤斑而善走水、食水草魚蝦、

〔重修本草綱目啓蒙　三十五鼠〕鼠〇中略

水鼠、カハネズミ、谿澗溝瀆中石岸ノ間ニ穴居シ、水ヲクヾリ、小魚ヲ捕ヘ食フ形扁ク、尾短ク、四足俱ニ蹼（ミヅカキ）アリ、大サ三四寸、色黑シ、又褐色灰色ノ斑アルモノアリ、

火鼠

〔倭名類聚抄　十八毛群名〕火鼠　神異記云、火鼠（和名比須三）取其毛織爲布、若汚以火燒之更令清潔矣、

鼸鼶

〔箋注倭名類聚抄獸名七〕神異經一卷、舊題漢東方朔撰、此作記恐誤、原書作南荒外有火山、其中生不盡之木、晝夜火燃、得暴風不猛、猛雨不滅、不盡木火中有鼠、重千斤、毛長二尺餘、細如絲云々、取其毛績紡、織以爲布用之、若有垢涴、以火燒之、則淨、此所引即是、

〔類聚名義抄鼠十〕火鼠ヒネスミ

〔運歩色葉集久〕火鼠皮クワソカハ

〔重修本草綱目啓蒙鼠三十五〕鼠○中略火鼠ヒチズミ、火中ニ棲ム鼠和產ナシ、典籍便覽云、南荒之外有火山、晝夜火燃、火中鼠重百斤、毛長二尺、細如絲、可以作布、時出外、以水逐而沃之乃死、取緝其毛織爲西域火浣布ト云、事物紺珠ニ、火鼠出炎山國、山皆火、然鼠生其中、毛長二尺、可爲布、入火不焚、俗謂火浣布ト云フ、竹取物語ニ無コトノ譬ニ火鼠ノコトヲ云ヘリ、火鼠ノ毛ヲ以テ織タル布ハ、垢ヅク時ハ、火ニテ燒ケバ鮮白ニナル故火浣布ト云、造法諸說アリ、蠻人ノ造法モアリ、此ニ火山ノ草木ニテモ織ルコトヲ云ヘリ、

〔竹取物語〕世かいのをのこ、あてなるも、賤しきもいかで此かくや姬をえてしがな、見てしがなと、音に聞めでゝまどふ、○中略其中になほいひけるは、色好みといはるゝ限五人、おもひやむ時なくよるひる來けり、○中略かくや姬○中略今ひとり、○安倍のみむらじには、もろこしにある火鼠の革ごろもをたまへ○中略といふ、

〔倭名類聚抄毛群名十八〕鼸鼶　玉篇云、鼸鼶謙離二音、和名豆良禰古、小鼠相銜而行也、

〔箋注倭名類聚抄獸名七〕今本鼠部作鼶鼸、廣韻同、此所引恐誤倒、小野氏曰、肥前島原所有七郎鼠、蓋此類、

〔類聚名義抄鼠十〕鼸鼶謙離二音ツラネコ

〔和漢三才圖會鼠三十九〕鼶鼸　鼸鼶玉篇離謙音　和名豆良禰古　豆良者連也、禰者鼠也、古者小之通稱、

按、本綱、鼶䶎、小鼠也、相啣而行也、(秦記及草木子)群鼠數萬相啣而行、以爲鼠妖者卽此也、(玉篇與本草文字上下也)

〔重修本草綱目啓蒙 三十五鼠〕鼠〇中略〇鼶䶎 ツラネコ(和名抄) 七郎ネズミ(肥前) 一名土鼠(格致鏡原) 義鼠(同上) 小鼠尾ヲ啣ミ多ク連行シ、或ハ遠所ニ移行ク、肥前島原ニハ、菜花ノ時、黑色ノ鼠數多ク尾ニ附キ行コト菜圃中ニアリ、少者ハ七八、多キ者二三步相連ル、方言七郎ネズミ、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕鼷鼠 說文云、鼷鼠(上音奚、和名阿末久知禰須美)小鼠也、食人及鳥獸雖至盡不痛、今謂之甘口鼠、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕所引鼠部文、伊勢廣本無正文鼷鼠之鼠字、與原書合、似是、原書無食人以下十六字、按慧琳音義云、鼷、說文、小鼠也、爾雅鼷鼠、郭璞曰、有螫毒也、食人及鳥獸、雖至盡而不知、亦不痛、今之甘口鼠也、今檢郭注、只云有毒螫者、而無食人以下字、音義又云、顧野王云、卽甘口鼠也、食人及食鳥獸、雖至盡而不痛、亦不知覺、今本玉篇云、鼷、小鼠也、螫毒食人及鳥獸、皆不痛、今之甘口鼠也、依慧琳所引、蓋舊本玉篇小鼠也上、有說文云字、螫毒上亦有爾雅云、鼷鼠、郭璞曰字、食人以下乃顧氏之釋也、舊本玉篇零卷釋字之體、每條槪如是、今本皆纂節、然則此源君從玉篇引之、併顧氏之言誤爲說文之文也、陳藏器曰、此蟲極細、不可卒見、按俗今呼甘日鼠、越前謂之野鼠、

〔類聚名義抄 十鼠〕鼷(音奚、アマクチネズミ、和ケイ、)

〔重修本草綱目啓蒙 三十五鼠〕鼷鼠 アマクチネズミ(和名抄) 〇ハツカネズミ〇(京) 〇ノネズミ〇(備前) 一名甘鼠(博物志) 林鼠(雨航雜錄) 熏鼠(名物圖說) 地鼠(同上)

〔塵袋 四〕一アマクチネズミハ毒アル物也、何ノ故ニカアマクチト云フヤ、ニガグチトモ云フ歟如何、アマクチネズミ鼷字也、鼷鼠トモ云フ、是ヲ釋スルニハ、食人及鳥獸主尺ニ皆不痛ト云ヘリ、毒アレドモクハル丶ガイタカラヌ也、鴆ト云フ毒鳥アリ、羽ヲモテ酒ヲカイテ人ニノマスルニ、卽

時ニシヌルホドノ毒アレド、氣味ハキハメテアマキ物也毒ノ中ニモ辛ク苦キモアルベシ、又甘モアリ、一准ナラズ、其ノ易隨煬毒ノ口ニアマキ也ト、帝範ニ云ヘル也、アマクチネズミモ是ニ同ジ、博物志ニハ鼷鼠ヲムグロモチト云ヘリ、鼷鼠鼢、是等ハツチノウグロモチ也、鼷ヲウグロモチト云フハ珍シキ説也、

〔倭訓栞（中編阿）一〕あまくちねずみ　倭名鈔に鼷鼠をよめり、甘口鼠ともいふによる也、今いふ廿日鼠也といへり、甘口は人を嚙て痛まざるをいひ、廿日は極て細小なるをいふ、凡鼠毒の害をなすは、此鼠なる事本草に見えたり筑紫に髮きりといふは、酉陽雜俎に、人夜臥無故失髻者鼠妖也とみゆ、曾て聞く江都に此事ありて、夜々髻短くなるをもて、其人恐て一二里の外に居を移せども、終に喰盡すによりて病死せり、又岡崎の醫桂氏夫妻及子三年に毒鼠咬をもて皆死とぞ、

〔和漢三才圖會（鼠）三十九〕鼷（音奚）　甘口鼠　和名阿末久知禰須美

本綱、鼷者鼠之最小者、嚙人不痛、食人及牛馬等皮膚、成瘡至死不覺、正月食鼠殘多爲鼠瘻、小孔下血者皆此病也、治之以猪膏摩之及食貍肉爲妙、

〔本草綱目譯說（獸）五十一〕鼷鼠　ハツカネヅミ　アマクチ鼠（和名抄）　釋名ノ甘口鼠ニトリ合タル也、

此ハ市中ニ多シ、害ヲナス、小キ鼠也、親ハ二寸計、子ハ寸計、常ノ鼠ヨリ黑ミアリ、臭氣アリ、皆土ニ穴ヲホリ、土ニスム、今ハ鼠ヲ蓄コトハヤリテ、豆鼠ト云アリ、此ハ鼷鼠ヨリ小也、品類多シ、

〔燕石雜志五上〕俗呪方

避鼷鼠、鼷鼠は小鼠なり、これを甘口鼠といふ、（和名阿末久知禰須美）人を食ひ、牛馬を食ふに、盡るに至れども不痛、この鼠もし人につけば、每夜にその毛髮手足を食ふ、これを禦ぐことを百計すれども功なきとき、大きなる糸瓜を取て、その人の臥たる四方を引繞らして、これを枕方に置ば、その鼠亦

鼩鼱

麝香鼠

來ることなし、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕鼱鼩　文選注云、鼱鼩(精劬二音、漢語抄云、乃良禰、)小鼠也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕文選答客難云、譬由鼱鼩之襲狗、諸注無小鼠也之解、按漢書東方朔傳注、如淳曰、鼱鼩小鼠也、疑源君引之、誤出典也、按說文、鼩精鼩鼠也、則知鼱俗字、爾雅云、鼩鼠、注、小鼱鼩也、亦名鼷鼩、文選注、引李巡爾雅注云、鼱鼩一名奚鼠、邵晉涵曰、鼩鼠爲鼠之小者、故有奚鼠之名、然與食人之鼠、爲二鼠也、羅願曰、似鼠而小、李時珍曰、卽今地鼠也、小野氏曰、今俗呼日不見、或呼地鼠者、

〔類聚名義抄 十鼠〕田鼠(ノラ子)　鼱鼩(精劬二音、ノラ子)　鼩(俗)　鼮鼣(二或)

〔和漢三才圖會 三十九鼠〕鼩鼱(はつかね、のら)　和名抄爲鼱鼩二字、　和名乃良禰　俗云二。十。日。鼠。也

本綱、鼩鼱似鼠小、卽今地鼠也、

按鼩鼱大不過二寸、雖老不敢長大、而甚進疾、每出廚下碓頭、竊食米糠、俗以爲鼷與鼩鼱一物者非也、(鼷噬不痛、鼩鼱噬痛、)或謂鼩鼱卽家鼠子、出窠可二十日、故名之者亦非也、家鼠之赤子皆大於鼩鼱、

〔重修本草綱目啓蒙 三十五鼠〕鼠(中略)

鼩鼱、ノラ子(和名抄)　ヒ。ミ。ズ。　チ。子。ズ。ミ。、一名鼩鼠、(埤雅)　鼱鼩　鼷鼩(共同上)　山中ノ菜園ニ多シ、市中土內ニ棲ム者ハ鼷鼠ナリ、鼩鼱ハ鼷鼠ニ似テ小ク鼷鼠(ハツカネズミ)ノ如シ、手ハ小ニシテ鼷鼠ニ似ズ、鼻長ク出テ、尾モ長クシテ潤シ、常ニ土中ヲ潛行シテ蚯蚓ヲ索メ食フ、若誤テ土上ニ出テ、日ヲ見レバ便死ス、

〔和漢三才圖會 三十九鼠〕麝香鼠(じやかうねずみ)

按肥州長崎有異鼠、俗呼曰麝香鼠、大如家鼠之小者、而喙尖、每出庭砌廚下竊食物、其體有臭氣而不可近、猫亦惡臭不欲捕之、其香雖不似于麝而有謂靈猫號麝香猫對之名爾矣、近世來於外國、惟有長崎、未蕃息于餘國者何耶、

〔重修本草綱目啓蒙獸三十四〕靈貓〇中略

鼠ニ麝氣アルモノアリ、ジヤカウネズミト云フ、諸州倶ニアリ、長崎及薩州ニハ殊ニ多シ、薩州ニテ琉球ネズミト呼、常鼠ノ形ニシテ頭狹小、全身麝氣アリテ猫モ食フコト能ハズ、死シテ久キ時ハ香氣脱去ス、是香鼠ナリ、桂海虞衡志、及因樹屋書影ニ出、

〔西遊記三〕麝香鼠

薩州鹿兒嶋城下に麝香鼠といふものあり、水屋のもと床の下などに住て、其形鼷鼠に似て其糞甚臭し、少しじやかうの匂ひに似たり、故に麝香鼠といふ、食物をむさぼり、器をやぶりそこなふ事、常の鼠より甚し、膳椀飯びつなどに此鼠一たび入る時は、其匂ひ留りて幾度洗ひ清むれどもさらず、此鼠又座近く出る時は、其にほひ鼻を穿てたへがたき程なり、其鳴聲甚大にして、雀の聲に似たり、それゆへ中山傳信錄には、琉球の鼠は雀の聲ありと書置り、此鼠ももとは琉球の舟より渡り來り、今にては城下町々家々に甚多き事と成れりといふ、長崎にも唐船より渡り來りて、町家にも多くあり、されど薩州程は多からず、其外の國にてはたへて無き鼠なり、一說に阿蘭陀人は此鼠を以て煉り合せ、じやかうを造る法ありといふ、誠に秘法あらば、麝香にもなるべき程の強きにほひある鼠なり、

〔長崎聞見錄一〕麝香鼠

麝香鼠は、もと唐よりわたりたるものにて、長崎におふく、他國には見ぬものなり、このねずみ觜(くちばし)ながく香氣あり、晝眼見えがたく夜鳴、其聲鼬鼠に似たり、長崎の人此鼠の能なくを聞、吉兆とてよろこぶなり、

鼠害

〔續日本紀三十三光仁〕寶龜六年四月己巳、河內攝津兩國有鼠、食五穀及草木、遣使奉幣於諸國群神、七月丁未、下野國言、都賀郡有黑鼠數百許、食草木之根數十里所、

〔續日本後紀二十仁明〕嘉祥三年三月庚寅、鈴印櫃鳴、聲如振、膳部八人之履共爲鼠嚙、又內印印盤褥爲鼠喫亂、　壬辰、卜食申柏原山陵告祟、仍遣使奉宣命、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年十一月廿日甲申、先是少主鈴從八位上美和眞人清江言、鼠嚙內印盤褥、至是神祇官卜云、觸穢之人供神事、仍成祟、由是大祓於建禮門前、

〔三代實錄二十七清和〕貞觀十七年六月十三日甲子、此日每夜有鼠跡、無方數、滿京路、或自北向南、或入宮城、或出城外、

〔三代實錄三十九陽成〕元慶五年正月、是月諸衞陣多恠異、○中略左近衞府生佐伯安雄劒胡簶等緒有鼠嚙斷而將去、○中略右兵衞陣官人劒胡簶等緒數爲鼠所嚙、

〔吾妻鏡十八〕建永二年○承元元年八月十七日庚申、放生會御出之時、○中略而隨兵之中、吾妻四郎助光無其故不參之間、以行光被仰云、○中略助光謝申云、依爲晴儀、所用意鎧、爲鼠致損之間、失度申障云云、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕安貞の頃、伊與國矢野保のうちに黑島といふ島あり、人里より一里ばかりはなれたる所なり、かしこにかつらはざまの大工といふあみ人あり、魚をひかんとてうかゞひありきけるに魚の有所より光りて見ゆるに、かの島のほとりの磯ごとにおびたゞしく光りければ、悅て網をおろし引たりけるに、つや〳〵となくてそこばくのねずみを引あげて侍けり、其鼠引上られて皆々ちり〴〵ににげうせにけり、大工あきれてぞありける、ふしぎの事なり、すべてかの島には鼠みち〳〵て、畠の物などをも皆くゐうしなひて、當時までもえつくり侍らぬとかや、くがにこそあらめ、海のそこまで鼠の侍らん事、まことにふしぎにこそ侍れ、

〔一話一言四十八〕奥州赤鼠

延寶七年四月比、奥州津輕領浦人磯山の頂上に登りて海原を見わたせば、おびたゞしく鰯のより候樣に見へければ、獵船をもよふし網を下げ引上げ見れば、下腹の白く頭と脊通りは赤き鼠

億々無量網にかゝりあがるや、濱へひきあげ人々立寄りうちころしたり、其鼠の殘りどもことごとく陸へあがり、南部佐竹領まで逃ちりて、あるひは苗代をあらし、竹の根を喰ひ、あるひは草木の根を堀起し、在家へ入りて、一夜のうちに五こくをそこばく費す事際限なかりし、山中へ入たる鼠ども毒草こそありつらめ、一所に五百三百づゝ、いやがうへにかさなりて死てありしとかや、

近頃下總のシンカイといふ處にても、獵師の網に鼠かゝり、網を損せしといふ、船子のいふに、島わたりの鼠ともいふ、寛政三辛亥年、美濃國大垣に鼠つきて、五穀を損せしといふ、戸田釆女正殿領分なり、

〔半日閑話 四〕一鼠喰田畑

寛政三年亥夏、美濃國大垣領に鼠多く出て、田畑を喰ふ、〈虛實未分明〉

〔道樓閑話 下〕鼠咋衣領

俗ニイフ、鼠人ノ衣領ヲ咋ヘバ禍有リ、初學記ニ百怪書ヲ引テ云ク、鼠咋人衣領有福、至吉、又武備志ニ云ク、鼠咬將軍服襖有喜、然レバ華人モイフコトナリ、魏志ニ、公子蒼舒云、鼠嚙衣不吉、コレマタ百怪書武備志ト相反ス、

〔古事記 上〕御祖命告子〈○大穴牟遲神〉云、可參向須佐能男命所坐之根堅洲國、必其大神議也、故隨詔命而參到須佐之男命之御所者、其女須勢理毘賣出見爲、目合而相婚、還入白其父言、甚麗神來、爾其大神出見而告、此者謂之葦原色許男、卽喚入而令寢其蛇室、〈○中略〉亦鳴鏑射入大野之中、令採其矢、故入其野時、卽以火廻燒其野、於是不知所出之間、鼠來云、內者富良富良、〈此四字以音〉外者須夫須夫、〈此四字以音〉如此言故、踏其處者落隱入之間、火者燒過、爾其鼠咋持其鳴鏑出來而奉也、其矢羽者、其鼠子等皆喫也、

〔日本書紀 二十五 孝德〕大化元年十二月癸卯、天皇遷都難波長柄豐碕、老人等相謂之曰、自春至夏、鼠向難

波、遷都之兆也、二年、是歲、越國之鼠、晝相連向東移去、三年、是歲、〇中略造渟足柵置柵戶、老人等相謂之曰、數年鼠向東行、此造柵之兆乎、

白雉五年正月戊申朔夜、鼠向倭都而遷、十二月己酉、是日皇太子〇天智乃奉皇祖母尊、遷居倭河邊行宮、老者語之曰、鼠向倭都、遷都之兆也、

〔日本書紀 二十七 天智〕元年四月、鼠產於馬尾、釋道顯古曰、北國之人將附南國、蓋高麗破而屬日本乎、五年、是多京都之鼠、向近江移、

〇按ズルニ、明年三月、都ヲ近江ノ志賀ニ遷ス、蓋シ其兆ナルベシ、

〔扶桑略記 二十九 後三條〕治曆四年六月廿一日辛酉、行幸神祇官可即位之由奉幣告伊勢太神宮、但路次之間、鼠自乘輿中躍落、神祇陰陽等所占爲吉兆者、

〔源平盛衰記 十〕賴豪成鼠事

賴豪ハカラキ骨ヲ碎テ、皇子ヲバ祈出シ進セタレドモ、戒壇ハ御免ナシ、大惡心ヲ起シテ早死シケルゾ無慙ナル、去程ニ山門又皇子ヲ奉祈出御位ニ卽セ給タリケレバ、賴豪ガ死靈モイトヾ成怨靈、山門ト云處ガアレバコソ、我等ニ戒壇ヲバ免サレネ、サレバ山門ノ佛法ヲ亡サント思テ、大鼠ト成、谷々坊々充滿テ聖敎ヲゾカブリ食ケル、是ハ賴豪ガ怨靈也トテ、上下是彼ニテ打殺踏殺ケレ共、彌鼠多ク出來テ夥ナンドハ云計ナシ、此事只事ニ非ズ、可有怨靈トテ、鼠ノ寶倉ヲ造テ神ト奉祝、サテコソ鼠モ鎭ケレ、圓宗ノ敎ヲ學シテ可成佛賴豪ガ、由ナキ戒壇ダテユヘニ鼠トナルコソオカシケレ、〇中略

守屋成啄木鳥

昔モ今モ怨靈ハ恐ロシキ事ナリ、賴豪鼠トナラバ、猫ト成テ降伏スル人モナカリケルヤラン、神モ祝モ覺束ナシ、

〔台記〕天養二年〇久安元年十一月廿五日丙申、欲拜賀茂、鼠食淨席、問其拜有無於登宣、對曰、春秋之義、譏鼠食郊牛、延其祭、准彼可延拜、仍延之、

〔源平盛衰記 一〕清盛捕化鳥幷一族官位昇進附禿童幷王莽事

去程ニ夢見テ、七日ト申夜ハ、內裏ニ伺候シタリケリ、夜半計ニ及テ、南殿ニ鵼ノ音シテ、一鳥ヒヾキ渡ダリ、藤侍從秀方、折節番ニテオハシケルガ、殿上ヨリ高聲ニ、人ヤ候〳〵ト被召ケリ、左衞門佐ニテ、間近候ケレバ、清盛ト答、南殿ニ朝敵アリ、罷出テ搦ヨト仰ス、清盛〇中略投テトテ音ニ附テ踊懸ル處ニ、此鳥驚テ左衞門佐ノ、左ノ袖ノ內ニ飛入、則取テ進セタリ、叡覽アレバ實ニ小キ鳥也、何鳥ト云事ヲ不知食、希物ナリトテ有御評定、ヨク〳〵見レバ、毛シユウ也、毛シユウトハ、鼠ニシテ唐名也、加様ノ者マデモ、皇居ニ懸念ヲナシケルニヤ、博士召セトテ召レタリ、

〔源平盛衰記 二十六〕馬尾鼠巢例幷福原怪異事

此入道清盛〇平ノ世ノ末ニ成テ、家ニ様々ノサトシ有キ、坪ノ內ニ秘藏シテ立飼レケル馬ノ尾ニ、鼠ノ巢ヲ食テ、子ヲ生タリケルゾ不思議ナル、舍人數多付テ、朝夕ニ撫ケル馬ニ、一夜ノ中ニ巢ヲ食、子ヲ生ケルモ難有、入道相國大ニ驚給フニ、陰陽頭安倍泰親被尋問ケレバ占文ノサス處、重キ愼トバカリ申テ、其故ヲバ不申ケリ、內々人ニ語ケルハ、平家滅亡ノ瑞相既ニ顯タリ、近クハ入道ノ薨去、遠クハ平家都ニ安堵スベカラズ、如何ニト云ニ、子ハ北ノ方也、馬ハ南ノ方也、鼠上ルマジキ上ニ昇ル、馬侵サルマジキ鼠ニ巢ヲ作ラセ子ヲ生セタリ、既ニ下尅上セリ、サレバ子ノ北ノ方ヨリ、夷競上リテ馬ノ南ノ方ニオハスル、平家ノ卿上ヲ都ノ外ニ追落スベキ瑞相トコソ申ケレ、サレ共入道ノ威ニ恐テ、只重キ御愼ト計申タリケレバ、マヅ陰陽師七人マデ、様々ニ祓セラレケリ、又諸寺諸山ニシテ、御祈共始行アリ、件ノ馬ハ、相模國住人大場三郎景親ガ、東八箇國第一ノ馬トテ進セタリ、黑キ馬ノ太ク逞キガ、額月ノ大サ白カリケレバ、名ヲバ、望月トゾ申ケル、秘藏セラ

レタリケレ共、重キ愼ト云恐シサニ、此馬ヲバ秦親ニゾ給ヒケル、昔天智天皇元年壬戌四月ニ、寮ノ御馬ノ尾ニ鼠巢ヲ造リ、子ヲ生ケリ、御占アリ、重キ愼ト申ケリ、サレバニヤ世ノ騷モ不斜、御門モ程ナク隱サセ給ヒニケリ、日本紀ニ見エタリ、異國ニハ前漢ノ成帝ノ御宇、建治三年九月ニ、長安城ノ南ニ木アリ、鼠彼末ニ登テ巢ヲクヒ子ヲ生キ、サレバニヤ成帝程ナク亡給ニケリ、思寄ラザル處ニ鼠ノ巢ヲ食、子生事ハ、其家ノ可レ亡怪異也、

鼠鬚筆

〔大和本草十六獸〕鼠○中略　鼠ノ鬚ヲ筆トス、ツヨシ、

〔明良洪範四〕寛文八年ノ大火ニ、御本丸近キ大殿共燒ル、傺炎御守殿ニ移リ、大奧モ燒ナントス、御臺所○德川家綱室ハ常ニ鼠ヲ嫌ハセ給ヒテ、天井上ヘアザミヲ積置セラレシニ、夫ヘ火移ケレバ、防ガントト思ヘド、階子無ケレバ、○下略

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕鼠のよめ入といふ事、藥師通夜物語寛永廿年の饑饉の時の雙紙いにしへは鼠のよめ入とて、果報の物と世にいはれ云々、白鼠、野鼠、小鼠、廿日ねずみ、こねら、おねら、おねの子產屋の內の赤鼠に至る迄、皆是飢饉に及申云々、こねらは子鼠、おねらは雌の子鼠か、狂歌咄五古き歌に、よめの子のこねらはいかになりぬらんあなうつくしとおもほゆるかな、物類稱呼に、鼠關西にてよめ、又嫁が君、上野にて夜のもの、又よめ、又おふく、又むすめなどいふ、東國にもよめと呼所多し、○中略と云り、此名あるより鼠の嫁入といふ諺は出きしなるべし、又鼠を夜の物、狐を夜のとのといふ、似たる名なり、おもふに狐の嫁入は鼠の後なるべし、

〔世事百談〕鼠のよめ入り

ふるき繪冊子に、鼠のよめ入りといふことをつくりしものあり、今も猶錦繪などにのこりて、たまたま見ることあり、こは鼠の異名を嫁とも嫁の君ともいへるより、作意したるものとおもはれたり、古歌に、

秋なすびわさゝのかすに漬けませて棚におくともよめにくはすな、といへるも、鼠をよめといふあかしなり、また季吟が師走の月といふ俳書に、

月の鼠よめ入りするやむこの山、といふ句あり、これにつきて滑稽の一話あり、荻生徂徠ある人にいへるは、われかつてより讀書に心をひそめ、和漢ともに表紙のつきたらん書によまざるといふものなし、およそ世にしれぬといふことはなきものをと、廣言いはれしかば、その人云、さらば鼠のよめ入りといふ册子に、道具持の宰領につきたる侍の鼠の名を棚渡仲右衛門といふ名あり、かゝることにも據のあることにやと問ひけるに、されぱとよ、そはどぶ鼠の仲間が出世して、足輕になりたるにて、抱朴子内篇に、鼠壽三百歲、滿百歲則色白、善憑人而下、名曰仲、といふことあり、その侍鼠も年へしからに、名をば仲とよべるなりと、こたへられしに、ある人もその博識に服せしとかや、

〔先哲叢談 六〕物茂卿

大岡忠相 越前守 曰、聞徂徠博識治聞、無所不知、余將試問以躓其答、乃招問曰、世有鼠婚之說何謂也、徂徠答曰、事出於其年某人所著一小說也、乃其書所載鼠類之眷屬名姓、矢口縷縷如注、忠相始服其强記、

〔西遊記 續編 三〕鼠島

肥後と天草の島との間に海中に小き島あり、いかなることにや、此島には鼠むかしよりおびただしく住るとぞ、元より小き島なれば人も住ず、此鼠のみなりといふ、此故に此海を通ふ船にては、三味線をひくことを、船頭かたく留めて敎さず、若此邊にて此禁を用ひず三味線を彈ば、かならず波風大きに起りて船危き事あり、三味線は猫の皮にて張たるものなれば、鼠のいむ故也とぞ、都方にては近きころの價の安き三味線は、唯狗子皮にて張事なり、此島の鼠はむかしよりの

事のみ知れるにや、又隱岐國の北の海中にある竹島には猫のみ多く有て、世間の猫よりは格別に强くして、鼠を取る事もよしといへり、かゝる猫のみ住る島もありといへば、鼠ばかり生ずる島もまことにや、

〔催馬樂〕老鼠

にしでらの、おいねずみわかねずみ、おんもつんづ、けさつんづ、けさつんづ、ほうしにまうさん、しにまうせ、ほうしにまうさん、しにまうせ、

〔夫木和歌抄 二十七 鼠〕百首御歌　土御門院御製

ふゆがれの草葉にさわぐ日のねずみ昨日は今日になるぞ程なき

世をしのぶ心のうちのあなねづみやすくいづべき道もあるらん

〔柳亭記 下〕白鼠

白鼠は福の神といふ程の事にて、主人によくつかふる手代を、あの內の白鼠ぢやなどは、今もいふ事にて、めづらしからねど、ふるくもありしといふ證をたゞ二ッ三ッ錄す、

廣小路 延寶六年　酒藏の白鼠なり上野の花　撰者不卜

花咲ゆゑに、酒賣ルをいふ、上野の花は酒屋の福の神といふ意なり、○中略

又同書一○吉原三茶三幅一對、延寶九年板、に福鼠といふ事、ところ〲にあり、白鼠といふと同意、○中略

內鼠

內鼠は家にのみ籠り居て、世間知らずの人をいふ、此詞は白鼠より古く見えたり、他我身の上明曆三年刻、山岡元隣著、三の卷、たのしき庄屋殿一番子を一人まうけられ、朝夕是をかしづかれけるにて、うちかぶりの程も過ぎ、はや十六七にもなりにける、されども此太郎、內鼠にてありしかば、庄屋殿是をなげき、ある人に、我ゝ一人の子を持たりといへども、此內鼠にて、我內より外を知らず、さればい

猬

かにして人づきあいをもさせ、公儀をも見ならはしたく思へど云々とあるにて明なり、

〔本朝無題詩二動物〕賦鼠　藤原敦光

相鼠無牙只有皮、突垣奔走欲何爲、雲晴鳶翥心偷畏、燈暗猫來命殆危、應似贖官忘恥辱、更同貪祿失威儀、若逢衞國文公化、定判才疎行又虧、

〔空華集三〕戒鼠幷敍

晝伏夜動鼠之性也、今汝雖晝亦公然而動、蓋鼠之貪者也、作詩戒焉、

晝潛夜出鼠之常、何更啾啾白日忙、縱汝幸遭午猫睡、鳥搏鳶攫愼須防、

〔本草和名十六虫魚〕蝟皮一名彙（音謂）一名蜒（音延）一名毛刺（已上三名出兼名苑）猫虎脂（脂名也、出藥決）和名久。佐。布。

〔倭名類聚抄十九蟲豸〕蝟　說文云、蝟（音謂、和名久佐布）虫似豪猪而小者也、

〔箋注倭名類聚抄八蟲名〕今俗呼波利禰豆美、皇國不產、其皮舶來、新撰字鏡蝟訓伊良虫、蝟字之譌、○中略爾雅、彙毛刺、郭云、今蝟狀似鼠、蘇云、蝟極獰鈍、大者如小豚、小者猶瓜、蜀本圖經云、狀如貒豚、脚短多刺、尾寸餘蒼白色、李時珍曰、猬之頭嘴似鼠、刺毛似豪猪、蜷縮則形如芡房及栗房、攢毛外刺郝懿行曰、今蝟毛蒼白色、聲如犬嗥、

〔和漢三才圖會三十九鼠〕猬（音彙　ゐのこねずみ）　彙　毛刺　蝟鼠

本綱、猬頭觜似鼠、刺毛似豪猪（ヤマアラシ）、蜷縮則形如芡房及栗房、攢毛外刺、尿之卽開、其刺端分兩頭者爲猬、如棘針者爲𧍘、人犯之便藏頭足、毛刺人不可得、能制虎、跳入虎耳中、而見鵲便自仰腹受啄、物相制如此、其脂烊鐵中、入水銀則柔如鉛錫、

〔重修本草綱目啓蒙三十五鼠〕猬　クサフ（和名鈔）ハ。リ。子。ズ。ミ。　一名偸爪蝛（食物本草）　刺鼠（藥性纂要）　高所音猪（鄕藥本草）　古所音猪毛（村家方蝟皮）　脂、一名猛虎脂（石藥爾雅）

此條本草彙言ニ刺蝟皮ニ作ル、和產ナシ先年水戸公生ナル者ヲ取ヨセ、常陸山中ニ放タレシコ

鼹鼠

トアリト云フ、猬皮ハ古渡アリ、長サ一尺餘、闊サモ尺許、全ク剝タルモノナレドモ、頭脚尾備ルモノ稀ナリ、生ノ時體肥ヘ頭脚尾倶ニ小クシテ、全身皆刺アリ、只腹ニハ毛アリテ刺ナシ、刺ハ長サ三四分ニシテ粗ク、先後尖リテ透明ナリ、色黒キモノ色白キモノアリ、人ヲ見レバ頭脚ヲ隱サン爲メニ、圓カニ縮屈シテ栗彙ノ如シ、故ニ彙ト名ク、刺ヲ連子皮ヲ用テ治痔ト云、肉ハ舶來ナシ、

〔新撰字鏡虫〕蛖（牟久呂毛知）

〔本草和名獸禽十五〕鼹鼠（楊玄操音偃）一名隱鼠、一名鼢鼠（仁諝音扶粉反）鼠王（大如水牛、下脚、已上三名出陶景注）鼢鼠、一名𪕮鼠（音務）一名鐵鼠（已上三名出兼名苑）和名、宇古呂毛知、

〔倭名類聚抄毛群名十八〕鼹鼠　本草云鼹鼠（上音偃）一名鼢鼠（上扶粉反、上聲之重、字亦作鼢、和名宇古呂毛知）通俗文云、糞鼠一名𪖐鼠（音冥）兼名苑注云、恒在土中行、若見三光即死、

〔箋注倭名類聚抄獸名七〕原書獸部下品鼹鼠條、陶注云、俗中一名隱鼠一名鼢鼠、此所引即是、廣雅、鼹鼠鼢鼠、與陶合、爾雅、鼢鼠注、地中行者、說文、鼢地中行鼠、一曰偃鼠、莊子逍遙遊篇、偃鼠飲河不過滿腹、藝文類聚引廣志云、鼢鼠深目而短毛、別錄云、鼹鼠在土中行、陶弘景曰、鼹鼠形如鼠大而無尾、黒色、長鼻甚強、恒穿耕地中行、討堀即得、本草圖經云、其形類鼠而肥、多膏色黒、口鼻尖大、常穿地行、衍義云、其毛色如鼠、脚絕短但能行、尾長寸許、目極小、項尤短、按說文無鼹字、古只作偃鼠、莊子逍遙遊及說文鼢字注可證、又按、扶屬奉母、脣音、並母之輕、此云重不詳、鼢鼢同見集韻、○中略　宇古路毛知依輔仁新撰字鏡、蛖、蚡、並訓牟久呂毛知、廣韻引作猪糞曰𪖐音靈、集韻同、疑源君所見通俗文猪糞誤作鼠糞、又誤倒作糞鼠、遂以爲鼢鼠也、按糞鼠之名、又見新撰字鏡、然於西土諸書未見所出、恐音近而誤、又按、廣韻集韻𪖐音與苓同、證類本草木部猪苓條引陶隱居云、其皮至黒作塊、似猪屎、故以名之、則知𪖐是苓字之異文、而𪖐苓並猪糞之別名、亦可以證爲鼢鼠一名之誤也、其音冥亦非是、

〔類聚名義抄虫十〕蛖（ムクロモチ）　〔同鼠十〕糞鼠（ウクロモチ一名鼷）　鼹鼠（ウクロモチ）　𪕮鼠（ウクロモチ）　鼢（今）

〔下學集 氣形 上〕土豹（ウクロモチ）

〔日本釋名 獸 中〕鼹鼠（ウグロモチ）　田のうねくろをもちあぐる意

〔東雅 十八 畜獸〕鼠 子ズミ ○中略　鼹鼠をウゴロモチといひ、○中略　並に義不詳、ウゴロモチといふは、其地中を行きぬる時に、土の壌起しつゝるに依りて、云ひしなるべし、されはウゴロとは蠢動之謂にて、モチとは壌起するをいふ也、

〔物類稱呼 動物 二〕鼹鼠 うごろもち　京にてうごろもち、東武にてむぐらもち、西國にてもぐら、中國にてむぐろもち、四國にてをごらもち、遠江にていぐらもち、大和及伊賀伊勢にてをごろもち、越後にて土龍（どりう）といふ、

〔本朝食鑑 鼠 十一〕土撥鼠 訓二牟久羅毛知一、古訓二宇古呂毛知一

釋名、源順曰、鼹鼠一名鼢鼠、通俗文曰、糞鼠一名鼢音冥、必大（平野）按、鼹鼠者鼴鼠也、鼢鼠者田鼠也、糞鼠及鼢未詳、別有所據乎、

集解、土撥鼠處處常有、狀似鼠而扁肥、毛色亦似鼠而微黃、頭面窄眼纖長而微垂、四肢五指而短、屈嘴尖尾短、每棲土中、向昧旦而撥土、覩日則死、故源順曰恒在土中行、若見三光即死、若欲捕之、昧旦窺撥土處而急穿之、則必獲之、少緩滯者不能捕之、惟庭堦屋邊園圃草木根下撥土作害而不捕之則不息、

肉、氣味、未詳、主治、諸瘡瘻漏、或通俗取手足晒乾、收之言搔痘疹疥癬之癢則立愈、

〔重修本草綱目啓蒙 鼠 三十五〕鼹鼠　ウゴロモチ 和名鈔　ウゴロ 備後　ムグラ 水戸 江戸　ムグラモチ 薩州、備後、仙臺、　ムクロ 雲州　ムクロモチ 加州、越中、　ムグロ 雲州、佐州、　ムグロモチ 備前　ウグラ 三州、防州、　ウグラモチ 豐後　ウグロモチ 新校正　モグラ 大和本草、筑前、　モクロ 雲州　ヲゴロ 阿州、勢州、　ヲグラ 和州、伊賀、　ヲグラモチ 濃州　ヲゴラモチ 四國　ヲンゴロモチ 讃州　イグラモチ 遠州　ドリウ 江州、越後、和方書ニ土龍ト書ス、唐山ニテハ蚯蚓及鼴ヲ土龍ト云、　一名犁鼠 揚子方言　豆地兒 郷藥本草

此鼠常ニ土内ニ棲、早旦ニ地下三寸許ヲ潛行シテ蚯蚓ヲ索食フ、ソノ跡土高ク起リ空虛トナリ、圃中ノ草根ヲ浮動シ、大ニ害ヲナス、旱年ニハ殊ニ此患アリ、輕步シテ鋤ヲ以テ行、後ニ立ル時ハ

鼬鼠

驚テ土上ニ出、若足響ヲ聞ケバ速ニ避走リテ獲コト能ハズ、土上ニ出テ日光ヲ見レバ便死ス、此ニモ見日月光則死ト云、和名鈔ニハ、見三光即死ト云、形鼠ノ如クニシテ肥扁、長サ六七寸、毛柔細ニシテ微黒、用テ刀劔ヲ拭フベシ、頭痩鼻喙尖リ出ルコト五分許、淡紅色、脚モ亦同色ニシテ短ク、五指アリ、後足ハ小ク、前足ハ至テ大ニシテ左右ニヒラク、此足ニテ土ヲ撥シ行ク、甚力アリテ大石ヲモ動カス、尾ハ小ニシテ短シ、此鼠ヲ捕ヘ、諸腸ヲ去リ浄クシ焼テ灰ト爲ヲ、和方書ニ土龍霜ト云、土猪灰トモ云、和方多シ、又用テ拂林狗ノ疾ヲ治ス、

〔倭名類聚抄十八毛群名〕鼬鼠　爾雅集注云、鼬鼠上音酉狀如鼠赤黃而大尾、能食鼠、今江東呼爲鼪音性、和名以太知、楊氏漢語抄云鼠狼、

〔箋注倭名類聚抄七獸名〕爾雅、鼬鼠、郭注、今鼬似鼦赤黃色、大尾、啖鼠、江東呼爲鼪、此所引略同、但似鼦作如鼠、按說文云、鼬如鼠赤黃、尾大食鼠者、繫傳本作如鼦、是有如鼠如鼦二說、則似郭作似鼦、舊注作如鼠也、○中略按廣雅云、鼠狼鼬、藝文類聚引廣志云、黃鼠善走、凡狗不得、惟鼠狼能得之、

〔類聚名義抄三犬〕鼠狼イタチ　〔同四豸〕狖正、独狖二俗、イタチ、羊救反、黃狖、　貁今　狖宋　〔同十鼠〕鼬音酉、イタチ、和イウ、　鼪性イタチ

〔日本釋名中獸〕鼬　魚絕イオタチなり、このみて魚をとる、小池にいたち入れば魚たゆるゆへに名づけたり、一說、いたちは口よりいきをはけば火のごとし、火をはけば身を立て行くゆへに、いたちと云、いは火也、

〔東雅十八畜獸〕鼠ネズミ○中略　イタチといふ義不詳、古き諺に、イタチの道を斷ちぬれば、そのよしみ絕る事あるなりなどいふ也、これらの諺、古俗に出たらむには、然いふ故もありぬべけれど、今は聞えず、

〔倭訓栞中編二〕いたち　鼬をいふ、息絕の義、物を取らんとて、息を絕て來近づくに及んで取といへり、又氣立イキの義にや、鼬のいくつも累りて氣を吹が、自ら火と見ゆるを、俗に鼬の火柱といへり、

其消盡る所必す火災ありといふ、又群を成して鳴けば必吉と凶とあり、よて祝して鼬みめよしといふ時は、凶變じて吉兆と成ともいへり、四國にてとまこともひがんともいふ也、○中略、鼬の道をきるといふは、旅發などの時に忌る諺也、往斷といふ義に取成べし、鼬の最後屁といふ諺は、本草に畏狗逐之急便撒屁數十、滿室惡臭不可當と見えたり、刊本此語を闕たり、安德帝の時、大鼬踊騰御前といふ事、山槐記にみゆ、鼠鬚筆も此毫尾を用ゐる事、本草に見えたり、魚にいたちあり、よく似たり、

〔兎園小說二集〕まみ穴、まみといふけだものゝ和名考、幷にねこま、いたち和名考、奇病、附錄

著作堂主人稿

猫よりも、猶よく鼠を捕ふるものは鼬なり、その字鼬に從ひ由に從ふ、按ずるに、鼠に從ふよしは、形狀をもてす、由に從ふよしは、由は讀みて猶豫の猶の如し、鼬もその性疑ふものにて、人を見れば、走りつゝ、しば〳〵見かへるものなり、よりて由に從ふなるべし、譬へば狐の字の瓜に從ふが如し、瓜は讀みて孤獨の孤の如し、狐は群居せざるものなり、よりてその字瓜に從ふ、瓜は即孤なり又按ずるに、○中略いたちの釋名は、白石の東雅、契冲雜記にも見えず、按ずるに、いたちの言はきたちなり、又火たちにもかよふべし、イとキとヒと連聲なればなり、さて鼬をいたちと名づくるよしは、此けもの、夜は樹にのぼり或はむらがりて、氣を吹くときは、火氣天に冲ることあり、俗にこれを火柱といふ、この故にいたちと名づく、卽氣立(キタチ)也、又火起(ヒタチ)也、

〔本朝食鑑十一〕鼬鼠訓伊太知

釋名、鼠狼、楊氏漢語抄

集解、人家每有之、狀似大鼠而眼眩口邊微黑、身長尾大色黃赤、或有微黑斑、其氣極臊臭、一身柔撓偶入竹筩、反轉而出、故簷梁之小隙、巖石之穿竅倶無不通達、能捕鳥鼠、惟吮血不能全食之、飽則捐餘而

去、其聲短如笑、若夜間屋上聞鼠之走行、人作鼬聲、則鼠潛行而去、鼠之懼鼬者若斯矣、鼬性能馴人、畜之作弄戲、俚俗所謂能行怪、庭砌成群而鳴、則有吉有凶、人若看之、祝曰鼬眉目美（ミメヨシ）、則凶變作吉兆、復村市夜間空中有熖氣、高升如立柱、呼稱火柱、其消盡處必有火災、此言群鼬作妖也、一種狀大如狐狸、身亦稍長、尾亦彌大、純黃色有光、俗號天、源順訓貂、稱天者未詳、或曰老鼬也、世常不能見之、而深山希獲之、或謂棲于水中、若得之則剝皮、造鋒戟之飾、以爲貨、倶未詳、又取身尾柔毛、同製筆、然毫勁不及中華之產也、

〔和漢三才圖會 鼠三十九〕鼬（いたち）音佑　鼠狼　鼪音生　𪕹音谷　地猴　和名以太知〇中略

按鼬其眼眩、耳小吻黑、全體黃褐色、身長而柔撓、雖小隙竹筒反轉無不出、能捕鳥鼠、唯吮血而不全食之、其聲如鋸木音、群鳴則以爲不祥、或夜中有熖氣高外如立柱、呼稱火柱、其消倒處必有火災、蓋群鼬作妖也、

水鼬　本此一種、常棲屋壁穴、覘豬池、入水捕魚、性畏蟾蜍、如相見則鼬困迷、又畏瓢簞、故養魚池邊安瓢簞、

〔本草綱目譯義 獸五十一〕鼬鼠　イタチ

人家ニ多シ、世上知ル處也、鼠ヨリ大ニシテ體モ長ク、尾モ大ク巾ヒロシ、毛色黃ニシテ黑ミアリ、又少シ斑アルモアリ、頭鼠トチガイ丸ク口ノ上黑シ、身和ニシテ竹筒ニ入テ又アトヘ反ル、大和本草ニモ、鳥籠ノ目ヨリ入テ雞ヲ盜トアル也、一名、鼠郎、通雅　狠猫、同　鼪鼬、同　黃鼠、附方　騷鼠、盛京通志

〔源氏物語 東屋五十〕あやしく心をさなげなる人をまゐらせおきて、うしろやすくはたのみ聞えさせながら、いたちの待らんやうなる心ちのし侍れば、よからぬものどもに、にくみうらみられ侍ときこゆ、いとさいふばかりのおさなげさにはあらざめるを、うしろめたげにけしきばみたる御まかげこそわづらはしけれとて、わらひ給へるが、〇下略

〔松屋叢話〕春海の世におはせし頃、源氏物語に、いたちのまかげといふ事の見えたるがいぶかしきよし、常にいはれ侍りき、その家にて歌の會せられしをりに、橘千蔭、清水濱臣などにもかたりあはされしかど、とかうことはりいひたるものもなかりしに、このごろ余〈○小山田與淸〉がおもひよりたるふしあれば、こゝにいふべし、〈○中略〉今の世にも鼬の立て前足を目ノ上にかざしつゝ、人をまもることあるを、いたちのまかげとはいへる也けり、遠方のぞむ時は、かならずしも眼上に手をさしかざすわざ、今もむかしもなほおなじかるべし、

〔源氏物語〈五十三手習〉〕あま君しはぶきおぼゝれておきにたり、火かげに頭つきは、いと白きに黑きものをかづきて、此君〈○手習〉のふしたまへるをあやしがりていたちとりいふなるものがさるわざする、ひたひに手をあて、あやしこれは誰ぞと、しうねげなるこゑにて、見おこせたり、

〔源平盛衰記十三〕鳥羽殿鼬沙汰事
五月〈○治承四年〉十二日ノ午剋ニ、赤ク大ナル鼬ノ何クヨリ來リ參タリ共、御覽ゼザリケルニ、御前ニ參リ二三返走リ廻リ、大ニキヽメキテ法皇〈○後白河〉ニ向ヒ參セテ、踊上々々目影ナンドシテ失ニケリ、大ニ淺間シク思召テ、禽獸鳥類ノ恠ヲナス事、先縱多シトイヘドモ、此獸ハ殊ニ樣有ベシト覺タリ、

貂

〔倭名類聚抄〈十八毛群名〉〕貂　四聲字苑云、貂〈音凋、和名天〉似鼠黃色、皮堪作裘、

〔箋注倭名類聚抄〈七獸名〉〕天見著聞集、蓋貂字音轉、按說文、貂鼠屬、大而黃黑、出胡丁零國、李時珍曰、貂今遼東高麗及女眞韃靼諸胡皆有之、其鼠大如獺而尾粗、其毛深寸許、紫黑色、蔚而不耀、用皮爲裘帽風領、毛帶黃色者爲黃貂、白色者爲銀貂、依李所說、說文字苑所云者黃貂、時珍云紫黑色者、黑貂也、

〔東雅〈十八獸〉〕虎トラ〈○中略〉今俗ニ貂皮をトンピといふは、貂皮の音を轉せしにて、朝鮮の方言に依

れりと見えたり、

〔和漢三才圖會 三十九 鼠〕貂 鼦同 栗鼠 リス 松狗 和名天牟 黑貂 和名布流木〇中略

按貂在山中、狀類鼬而身長大、如獺、毛色亦似鼬、而胸腹褐色、頰短而醜、其皮爲鋒槍之鞘袋、時珍以爲栗鼠、蓋本朝謂栗鼠與貂、其類不遠而異也、栗鼠乃鼠屬、貂乃鼬屬、云老鼬變成貂、然乎否、能治眯、塵埃入目中曰眯

〔大和本草 附錄二 獸〕貂 說文貂鼠屬也、而大黃黑色、緋毛者也、其皮煖于狐貉、出于潛確類書、綱目、貂鼠一名栗鼠、今按ニ、二物不同、而爲一類、栗鼠ハ形大ニ尾大ニ、其色黃赤、好テ食栗、貂ハ形小、黃黑尾比栗鼠較小ナリ、蓋鼬之類、栗鼠許愼曰、似貂而大、

〔重修本草綱目啓蒙 三十五 鼠〕貂鼠 ○○○和名 フルキ 鈔 ○○○ トツピ 朝鮮 一名 獤 朝鮮賦 水鼠 事物異名、ホハ木ノ字ノ誤ナルベシ、 不魯還 同上、蒙古名、

和產ナシ、朝鮮ノ名物ニシテ、唐山ニモ無シ、此ニモ遼東高麗ニアルコトヲ言ヘリ、此鼠松樹ニ棲ミテソノ實ヲ食フ、土人樹下ヨリ伺ヒ射テ取ルト云、ソノ裘舶來アリ、本邦ニテハ、市人火鼠皮或ハ銀鼠皮ト呼ブ皆非ナリ、此ニ近火則毛易脫ト云時ハ、火鼠トハ別ナリ、裏面ヲ見レバ、至小ノ皮マデモ繼合セ製ス、毛柔軟ニシテ白色、是銀貂ナリ、一名白銀貂 天工開物 又紫色ナルアリ、銀貂ノ皮ト栗鼠ノ皮トヲ續合セ裘ト爲ス者アリ、紫貂ノ皮ヲ帽緣ニ造タルモノ舶來アリ、此ニモ裘帽風領ト云フ、帽緣及ビ裘領ニ用ユレバ寒風ヲ防グヲ云フ、天工開物ニ、貂產遼東外徼建州地及朝鮮國、其鼠好食松子、夷人夜伺樹下、屛息、悄聲而射取之、一貂之皮不盈尺、積六十餘貂僅成一裘、服貂裘者立風雪中、更暖于宇下、眯入目中、拭之即出、所以貴也、色有三種、一白者白銀貂、一純黑、一黯黃黑而毛長者、近值一帽套已五十金ト云フ、此書ニ栗鼠ノ名ヲ入ル、ハ誤ナリ、

〔臥雲日件錄 二〕寶德二年七月十日、天英西堂來、話次曰、栗鼠乃貂鼠也、見于爾雅、故山谷栗鼠尾筆用

黑貂

貂尾字也、人或不審、蓋不見爾雅也、

〔三代實錄四十七光孝〕仁和元年正月十七日癸酉、天皇御建禮門、觀射禮、是日始禁著用貂裘、但參議已上非制限、

〔延喜式四十一彈正〕凡貂裘者、參議已上聽著用之、

〔古今著聞集九武勇〕鬼同丸究竟のものにて、いましめたる縄金鎖ふみ切てのがれ出ぬ、狐戸より入て、頼光のねたる上の天井にあり、此天井引はなちて落かゝりなば、勝負すべきゝ異儀あらじと思ためらふ程に、頼光も直人にあらねば、はやくさとりけり、落かゝりなば大事と思ひて、天井にいたちよりも大きに、てんよりもちいさきものゝ音こそすれといひて、誰か候とよびければ、綱名乗て參りけり、

〔源平盛衰記三十三〕依行家謀叛木曾上洛事

斯リケル處ニ、木曾西國下向之時、乳母子ノ樋口次郎兼光ヲバ、京守護ニ候ヘトテ、留置タリケルガ、十一月二〇壽永二年日早馬ヲ立テ、十郎藏人殿コソ、融ノナキ間ノ貂誇(ナンホコリ)トカヤノ樣ニ、院ノキリ人シテ、院宣ヲ給リ、木曾殿ヲ可奉誅、其聞ヘ候ヘト申シタリケレバ、〇下略

〔倭名類聚抄十八毛群名〕黑貂　唐韻云、貂有黃貂黑貂、出東北夷、黑貂、和名布流木、

〔箋注倭名類聚抄七獸名〕廣韻云、貂鼠屬、出東北夷、與此不同、戰國趙策云、李兌送蘇子明月之珠、和氏之璧、黑貂之裘、黃金百鎰、按黃貂卽前條貂是也、黑貂、李時珍所謂紫黑色、蔚而不耀者當是、天工開物亦云、貂產遼東外徼建州地及朝鮮國、色有三種、一白者白銀貂、一純黑、一黯黃黑、黯黃黑者卽黃貂、純黑者卽黑貂也、

〔類聚名義抄四豸〕黑貂フルキ

〔西宮記臨時八〕皮衣

栗鼠

臨時祭月○十一賀茂舞人歸路服黑貂皮衣、

小一條大將○藤原濟時爲使、脱黑貂裘給兼時、後有悔氣、上代以此裘爲重物之故也、兼時得其心後日令人賣之、

〔江家次第〕五二月春日祭途中次第

昔蕃客參入之時、重明親王乘鴨毛車、著黑貂裘八重見物、此間蕃客纔以件裘一領持來爲重物見八重大慙云々、

〔多武峯少將物語〕中宮○村上后藤原安子よりくるみの色の御ひたゝれ、くちなしそめのうちき一かさね、ふるきの皮のおほんぞ、あをにびのさしぬき、あわせのはかまたてまつれたまふ、御うた、

夏なれど山は寒しといふなればこのかはぎぬぞ風はふせがん

〔空穗物語〕藏開中六尺ばかりのふるきのかはぎぬ、あやのうら付て、わたいれたる、御つゝみにつつませ給、

〔源氏物語〕六末摘花きたまへるものどもをさへいひたつるも、ものいひさがなきやうなれど、昔物語にも、人の御さうぞくをこそ先はいひためれ、○中略うはぎには、ふるきのかはぎぬ、いと清らにかうばしきをきたまへり

〔下學集〕上氣形栗鼠リス

〔本朝食鑑〕十一獸栗鼠訓須理

集解、山中處處所在有之、狀大於鼠、而略類鼬、色黄黑、尾粗大而長、性恐寒喜暖、穴居于古樹、日溫腹滿則踞立于石上樹梢、自被尾毛而匿身、寛舒如得意時、毎好食栗柿、葡萄、胡桃、椎實、榧子之類、身輕如飛、齒勁如鐵、故畜栗鼠之子者、隨其長大入鐵籠之中、其餘必能嚙破脱去、曾聞甲信越飛奧野之諸山亦有之、予○平野必大使野之二荒山中、時時見之、然形小漸如鼬大、卽是貂未聞有如獺之貂也、或謂二荒山

鼫鼠

中多鼫鼠、其稱栗鼠者蓋是鼫鼠之子、而栗鼠老變生肉翅也、予按傳聞鼫鼠之子、生後不經日而生肉翅也、二荒栗鼠亦別生子、故好事之人、探栗鼠之穴巢而捕子以畜之、至老禿亦栗鼠也、於是知二荒之栗鼠鼫鼠俱別生焉、

〔和漢三才圖會鼠三十九〕鼫鼠　碩鼠　鼩鼠　雀鼠　鼨鼠　此云栗鼠、稱利須、唐音、
本綱、鼫鼠似鼠而大也、居土穴樹孔中、頭似兎尾有毛、青黃色善鳴能人立、交前兩足而舞、好食粟豆、與鼢鼠俱爲田害、鼢小居田、而鼫大居山也、又專食山豆根、取其毛作筆、
按鼫鼠、形色行勢、乃此云栗鼠也、時珍以栗鼠爲鼫鼠別名者不審、其狀色似鼠而大於鼠、色淺於鼠、尾粗大而長、山中古樹穴在之、每好食栗柿葡萄之諸果、性怕寒、身輕如飛、日溫而腹滿則踞立于石上樹梢、自被尾蔽身、人畜於樊中、齒勁如鐵、故不用鐵網則齒破脫去、

〔重修本草綱目啓蒙鼠三十五〕貂鼠○中略
栗鼠ハリスニシテ、栗鼠ノ音轉ナリ、一名〓〓、泉州府志〓〓、閩書深山樹上ニ棲ミ果實ヲ食フ、栗、葡萄、榧、柿、椎子、山胡桃類、ソノ好トコロナリ、野州日光山ニ多シ、京師ニハ產セズ、形ハ尋常ノ鼠ニ同ジ、尾闊大ニシテ長ク、常ニ背ニ負テ頂上ニ戴クコト鼫鼠ノ如シ、ソノ枝上ヲツタヒ走ルコト速ニシテ飛ガ如シ、毛ハ淺黑色ト白色トノ細斑アリ、ソノ齒勁クシテ鐵ノ如シ、李田用田栗鼠ノ晝共ニ名物ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙鼠三十五〕鼫鼠　ヲカヅキ　一名豆鼠。盛京通志
形栗鼠ニ似テ大サ小兎ノ如シ、頭ハ大ニシテ兎ノ如ク、目モ亦大ナリ、耳ハ小クシテ鼠ノ如シ、尾ハ扁大二寸許、身ヨリ長ク、端ニ至テ更ニ闊シ、常ニ首ニ戴クコト栗鼠ノ如シ、全身黃褐微黑色、晝ハ睡テ靜ニ夜ハ躁シ、詩經ノ碩鼠ハ大鼠ノ謂ナリ、此釋名中ノ碩鼠ト同カラズ、

鼯鼠

〔本草和名獸禽十五〕鼺鼠仁諝力水反　一名鼯鼠、仁諝音吾　一名飛生、陶景注云、暗夜行飛行生、水馬、陶景注云、出海中、狀如馬形、　鼯鼠、一名飛猯

一名夷由、已上三名出兼名苑、和名毛三、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕鼯鼠　本草云、鸓鼠、上音力水反、又力追反、一名鼯鼠、上音吾、和名毛美、俗云無佐々比、兼名苑注云、狀如猨、而肉翼似蝙蝠、能從高而下、不能從下而上、常食火烟、聲如小兒者也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕原書獸部下品鸓鼠條、陶注云、鸓是鼯鼠、一名飛生、本草和名云、鸓鼠一名鼯鼠、一名飛生、然則鼯鼠之名出陶注、又此鼯鼠上有一名字、則源君蓋從本草和名引之也、說文作鸓云、鼠形飛走、且乳之鳥也、鼯鼠見爾雅、下總本有和名二字、毛美依輔仁、按今俗呼毛毛加、阿波土佐俗或呼毛毛、皆毛美之譌也、按萬葉集載志貴皇子御歌云、牟佐佐婢波木末求跡云云、又大伴坂上郎女歌云、里爾下來牟射佐妣曾此、據之无佐佐比非後世俗語、萬葉集又云、天平十一年己卯、天皇遊獵高圓野之時、小獸泄走堵里之中、注云、小獸、俗曰牟射佐佐妣、按萬葉集所謂俗者、猶言皇國語、非雅俗之俗、與本書稱俗云者、其例不同也、○中略　按劉逵吳都注云、鼯大如猿、肉翼若蝙蝠、其飛善從高集下、食火煙、聲如人號、爾雅、鼯鼠、夷由、郭注云、鼯鼠狀如小狐、似蝙蝠肉翅、翅尾項脅毛紫赤色、背上蒼艾色、腹下黃、喙頷雜白、脚短爪生、尾三尺許、飛且乳、亦謂之飛生、聲如人呼、食火烟、能從高赴下、不能從下上高、兼名苑注蓋本此二家、漢書司馬相如傳注、張揖曰、飛蠝飛鼠也、其狀如兎而鼠首、以其髯飛、郭璞曰、蠝鼯鼠也、毛紫赤色、飛且生、一名飛生、

〔類聚名義抄 十鼠〕鼯鼠モミ、俗云ムサヽヒ、　鼮[illegible]經靈二音、ムササヒ、

〔運歩色葉集 無〕狖ムサ、

〔爾雅註疏 十釋鳥〕鼯鼠夷由、註、狀如小狐、似蝙蝠、肉翅翅尾項脅毛紫赤色、背上蒼艾色、腹下黃、喙頷雜白、脚短爪長、尾三尺許、飛且乳、亦謂之飛生、聲如人呼、食火烟、能從高赴下、不能從下上高、鼯音吾、疏、鼯鼠一名夷由、

〔八雲御抄 三下獸〕鼯　とりまつとよめり　又山のまつをにあふと云、とふと云、

〔物類稱呼二動物〕鸓鼠むさゝび　畿内にて野衾(のぶすま)といふ、東國にても、むさゝびと呼ぶ、西國にてそばをしきといふ、薩摩にてもまといふ、もまは、和名もみの轉じたるなるべし、

〔兎園小説二集〕まみ穴、まみといふけだもの、和名考幷にねこま、いたち和名考、奇病附錄

著作堂主人稿

鼯鼠は和名モミ、一名はむさゝびなり、〇中略鼯鼠の和名は毛美なれども、いとふるくよりむさゝびとのみ唱へたるにや、歌にもモミとはよまず、萬葉集第三に、むさゝびは木ずゑもとむとあし引の山のさつをにあひにけるかも、といふ歌あるを見ても知るべし、しかれども古言は多く田舍に遺るものなれば、むかし關東にては、鼯鼠をさ〳〵モミとのみいひしなるべし、その證は、今も日光山のほとりにては、鼯鼠の老大なるものを、モモンクワアといへり、モモンは、モミの訛なり、クワアはそが鳴く聲なるべし、又高老の義にてもあらん、物の老大なるを高老を歷たりといふ是なり、さてこのもみを、下野にてはもんぐわあと唱へ、又武藏にては、まみといへるなるべし、モとマと音通へり

〔和漢三才圖會四十二原禽〕鸓鼠　鸓鼠　耳鼠　鼯鼠　夷由　鵜　飛生鳥　和名毛美　俗云無左々比　今云野衾　又云、毛毛加〇中略

按鼯鼠、擴肉翅於地、如氈衾、俗曰野衾、關東曰毛毛加、西國曰板折敷、

一種　形色似鼯鼠(雄大如狐、雌小如鼬、)大眼小耳、肉翅四足五指、尾如扇、(縮則二三寸、伸則等身長、)以掩頭背、如抱子時愛子甚、故雖捕己嘗不欲去、俗呼名飛鸓、食小鳥及椎椎等、乃能去其殼皮食、蓋此鼯鼠之老者乎、

〔重修本草綱目啓蒙三十二原禽〕鸓鼠　モミ和名鈔　ムサヽビ　モヽガ共同上　モヽ土州同州　モマ同上薩州

モモグハ東國　ソバヲシキ西國　ノブスマ古歌畿内　バンドリ　ヌレデ飛州　一名飛鸓埤雅　飛鼠廣輿記　催生同上　催生鼠王會新編　山鼠訓蒙字會　松鼠同上　夷鶮浮山志羅會編　飛牲同上

城州山中ニハ産セズ、他國深山ニハ多シ、古歌ニハ、和州ノ春日山高圓山、攝州ノ三國山等ニ詠ゼリ、今モ春日山ニ多シ、形ハ猫ニ似テ瘠、紫褐色、大尾身ヨリ長シ、腹下黄色、喙頷雜白色、四脚肉翅尾ニ連ル、翅ヲ開ケバ傘ヲ張ルガ如シ、常ニ木梢ニ穴居ス、夜出テ能飛ブ、然ドモ只高ヨリ飛下ルノミ、高ニ上ルコト能ハズ、

增、夫木集・エ、春日山夜深キ杉ノ梢ヨリアマタ落クルムサヽビノ聲トアリ、今モ和州春日山ニ多ク居テ、提燈ノ火ヲ見レバ眼前ヘ飛落ルト云、常ニ松ノ實ヲ取リ食フモノナリ、形大抵猫ノ如クシテ、全身二尺餘、頭圓ク目大ニシテ兎ノ目ノ如シ、全身黑褐色ナリ、腹ハ淡色尾ハ栗鼠ノ尾ノ形ニシテ、至テ長クシテ、體ニ餘ルコト一身有半許、常ニ尾ヲ上ヘ反折シテ體ヲ覆フ、伏翼ノ如キ肉翅アリテ、常ニ脇腹ニタヽム、飛ブ時ハコレヲ開ク、開キタル形四角ニ見ヘテ折敷ノ如シ、故ニソバヲシキノ名アリ、此レ亦伏翼ノ如ク、肉翅先ニ爪アリ、

〔鍼屑譚〕荀子云、鼯鼠は五技而窮す、和名毛美、あるひはいふむさゝび、○中略壺峯子云、此物晝は隱深山、夜に入りて出て、若人夜行照炬火則擊てこれを消す、其吹烟火故に人これを妖怪とす、我東濃、山家兒童之戲に衣をかぶり眼をいからし、手をはり臂をぬり、みづから聲をはげまし、摸々具和といひて、人を駭かす事をなせり、

〔出雲風土記意宇郡〕凡諸山野所在、○中略禽獸則有飛鼯(字或作蝹、作蝠、)獼猴之族、

〔宇治拾遺物語十二〕後鳥羽院御時、水無瀨殿によるく山よりからかさほどの物のひかりて、御堂へとび入事侍りけり、西おもて北おもてのものども、めんく にこれをみあらはして高名せんと、心にかけて用心し侍りけれ共、むなしくてのみ過けるに、ある夜、景かたたゞひとり中島にねて待けるに、例のひかり物やまより池のうへをとび行けるに、おきんも心もとなくてあふのきにねながらよく引て射たりければ、手ごたへして池へおち入物ありけり、その、ち人々につ

蝙蝠

げて火をともしてめん／＼見ければ、ゆゝしく大なるむさゝびの年ふり毛などもはげしふとげなるにてぞ侍りける、

〔萬葉集雜歌三〕志貴皇子御歌一首
牟佐々婢波、木末求跡、足日木乃、山能佐都雄爾、相爾來鳴、

〔萬葉集雜歌六〕十一年(天平○)己卯、天皇(聖武○)遊獦高圓野之時、小獸泄走堵里之中、於是適値勇士、生而見獲、卽以此獸獻上御在所、副歌一首、
大夫之、高圓山爾、迫有者、里爾下來流、牟射佐妣曾此、
右一首、大伴坂上郞女作之也、但未逕奏而小獸死斃、因此獻歌停之、

〔萬葉集譬喩歌七〕寄獸
三國山、木末爾住歷、武佐々妣乃、待鳥如、吾俟將痩、

〔新撰六帖二〕むさゝひ　家良
おく山の梢につたふむさゝひのこゑも寒けく夜は更にけり

〔本草和名蟲魚十六〕伏翼(蘇敬注云、皂形之名也、)一名蝙蝠(楊玄操音邊福二音)一名天鼠、一名仙鼠、(已上二名、出蘇敬注、)一名蟙蠌、(職墨二音、出兼名苑、)一名飛鼠、(出古今注、)和名加波保利、

〔倭名類聚抄蟲豸十九〕蝙蝠(天鼠矢附)本草云、蝙蝠、(邊福二音)一名伏翼、(和名加波保里)方言云、蟙蠌、(職墨二音)蘇敬曰、天鼠矢、(伏翼矢名也)

〔箋注倭名類聚抄蟲名八〕下總本本草作兼名苑、○中略今俗訛呼加宇毛利、見伊勢集、爾雅蝙蝠服翼、說文同、本草伏翼生太山川谷及人家屋間、蘇云、伏翼以其晝伏有翼爾、○中略千金翼方、證類本草、並載天鼠屎、證類本草引唐本注云、李氏本草云、卽伏翼屎也、則天鼠矢三字是本條文、伏翼矢名也、是蘇注、然則夾注五字當爲正文、

〔下學集 上氣形〕蝙蝠 似鳥與虫之形、爲佞而欺人、故契經喩末世比丘似僧非僧、似俗非俗、曰蝙蝠比丘也、此虫百年之後成白蝙蝠、倒懸枝或岩崖、見人正行、却以爲倒行也、又云伏翼也、

〔日本釋名 中蟲〕蝙蝠 蚊を欲する也、ほりするはこのむ也、欲の字をほりするとよめり、此物蚊をこのみて食す、

〔東雅 十七禽鳥〕蝙蝠カハホリ 略○中 義不詳 カハホリとは猨蛇醫をキモリと云ひ、守宮をヤモリといふが如く、カハモリといふなり、即俗にカフモリといふ是也、ホリといひ、モリといふは轉語なり、此物多くは河岸の石間、橋の下などに住むものなり、さればかく云ひしなり、或人の說に、蚊を欲りぬるをいふなりといへり、如何にさる事もやあるべき、

〔南留別志 五〕一蝙蝠をかはほりといふは、圍もりなるべし、やもりゐもりの類なるべし、

〔物類稱呼 二動物〕蝙蝠かふもり いにしへにかはほりといひしなり 畿内にて蚊くひ鳥とも云、近江にて蚊鳥とよぶ、

〔本朝食鑑 五原禽〕蝙蝠 訓加波保利、或曰加加宇毛利、

集解、伏翼、形似鼠灰黑色、有薄肉翅、翅有四足連尾、合如一、夏出冬蟄、晝伏夜飛、或黃昏群飛、食蚊蚋、自能生育、又嗜山椒、故兒童包椒于小紙拋之、則伏翼隨之而落、竟捕之、若誤嚙手指則難放、與椒則免、常棲人家簷宇、堵下之隅、或棲巖洞石窟者最大、而白者亦希有、然未知爲其仙鼠也、

肉、氣味鹹平、有毒、主治瀉下瘰癧金瘡內潰之毒、或愈久咳上氣及小兒魃病驚風、

天鼠屎、即夜明砂、源順曰、天鼠矢也、以水淘去灰土惡氣細砂、曬乾焙末、惡白斂白微、氣味、辛寒有毒、主治目翳、盲障五瘧五淋、瘰癧瘻癧、婦人帶下、小鼠魃病、疳毒、驚風、此皆厥陰肝經血分之病、而夜明砂蝙蝠能活血消積也、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二原禽〕伏翼 カハホリ 和名鈔 カフリ カクヒドリ カドリ 江州 一名簷鼠 函史 元老鼠 簷老鼠 共上同 飛翼 卓氏藻林 倒折 古今注 倒掛 南寧府志同名アリ 飛蝠 皮翼 共上同 蟙䘃 康熙字典 蟙䘃 同上 勃叱鼠 鄉藥本草 夜明沙 一名千里光 銀海精微 黑殺星 事物異名 爛柴精 博聞類纂

形鼹鼠ニ似テ薄キ肉翅アリ、肉翅ノ肩ニ鉤アリ、四足肉翅尾ニ連ル、口大ニシテ細齒上下ニ並ブ、黃昏ヨリ群飛シテ蚊蚋ヲ食ヒ、晝ハ屋隙ニ入テ伏ス、秋後ハ飛鳴ス、夏月ハ鳴カズ、全身黑色、巖洞

ニ棲者ハ褐色ナル者アリ、白色ナル者ハ稀ナリ、屎ヲ天鼠屎トス、卽藥用ノ夜明沙ナリ、形鼠屎ノ如クニシテ小ク、兩頭尖リ色黑シ

增、集解、時珍ノ說ニ夏出冬蟄ト云ハ誤ナリ、冬ト云ヘドモ蟄スルモノニ非ズ、伏翼(カハホリ)ノ性、山椒及ビ酒ヲ好ム、小兒紙ニ酒ヲ浸シ、或ハ紙ニ山椒ヲ包テ、黃昏ノ間飛行スルヲ伺テ、ソノ中ヘ投ズレバ、卽羅リテ落ツ、又人ノ手足等ヲ咬テ離シ難キ時、山椒ヲ側ニ置ケバ卽チハナスモノナリ、

〔百品考下〕大蝙蝠。　和名リウキウカハホリ略〇中

琉球ニ產ス、故ニリウキウカハホリト云、稀ニ島店ニ畜ヘリ、形常品ニ似テ大ナリ、毛皮淡紫色、肉翅常ノ蝙蝠ニ同ジ、淡紫ニシテ毛ナシ、日ニ映ズレバ紅紫ニシテ透徹スルガ如シ、前足ハ一ツノ鉤ナリ、翅ノ肩ニアリ、後足ハ鼠ノ足ノ如ク毛アリ、五指アリ、翅ヲ斂ムレバ、常鼠ノ大ナリ、好テ樹枝ニ倒懸ス、翅ヲ張レバ尺ニ過グルモノナリ、

〔南島志下物產〕蝙蝠產于八重山者、其形極大、(俗名ニ八重山蝙蝠)

〔提醒紀談五〕蝙蝠

江戶淺草阿部川町なる一商家の土藏の雨よけ、俗に玄たみといふもの破損せしかば、修復を加へんとて、その費を計るに、費はさのみ多からねども、折節儲の乏しかりければ、大工と相談するに、大工の云、增釘をうち、少々手を入れおかば、まづ此節は雨を防ぐに足りぬべし、さして改め造らざるも可らんといへるに任せて、遂に釘を加へうち、こゝかしこ補て事濟ぬ、其後三年を經て、再び大に破壞したれば、こたびはいよ／＼改めつくらんとて、大工をして玄たみの板をはなし見るに、その板と壁との間に、一疋の蝙蝠の棲るが、飛去りも得ずして居たり、これをよく／＼見るに、その翼の釘にうち貫れて、たゞくるりくるりと釘のまはりを遶るばかりなれば、これが爲に庫の壁も輪の如く窪みたり、さてうち貫れたる釘のめぐりは、翼に環の如く肉を生じたり、彼

大工これを見て嘆息して云、かく蝙蝠を苦むること、これ乃我罪なり、この蝙蝠の歳月を經ること已に久しきうち、何を食物として活ることを得たるにやと思つゝ、心をつけて見るに、その棲るところの下に糞あり、いと不思議のことといへば、近きあたりの者この事を聞て、觀に來るもの群集せり、その中にある人の云、その蝙蝠は雌か雄かは知らねど、その偶の一つが餌をはこびて扶け養ふこと疑ふべからずといへり、かゝれば人みな其夫婦の情の厚きを感じ、涙をおとして憐れがりしとぞ、大工も鎚をなげ捨て、涙ながらに、噫汝蝙蝠なれど、我ためには慈悲を諭すの善知識にも異ならず、吾今より生涯ゆめ〳〵この事をば忘るまじといへり、かくて主人も改め造るに忍びず、その中うち貫たる釘を拔き放ちやりて、老たみは改め造らざりけり、その蝙蝠はもとの如く棲みて、夕暮毎に出入をなしたりとかや、天然訓

〔嬉遊笑覧十二禽蟲〕蝙蝠の飛を見て、かうもり〳〵山椒くりよ柳の下で水のましよと呼ことは、彼よくむせる物とするによれり、おもふに鳴聲のちう〳〵といへるが咽ぶさまに見ゆるをいふなり、可笑記に、ぶをとこのさたの限りかうもりのつにむせたるやうになきづらなる侍あり云々、按ずるに、唾にむせるとは、後に訛りたるなり、犬筑波集に、活字版おぼろ月夜にわたるかうもり、照もせずくもりもやらずすにむせて、古くはみな酢といへり、咽ばせむとて、山椒くりよ水飲しよといふなるべし、又酢を飲ましよともいへり、同意なり、守武千句に、山しようことにむせわたらはやかうぶりのすものがたりのつれ〳〵に、かうもりに酢山椒をいへること古し、百物語に、山椒にむせてはあかゞねにかぶりつきてなをるなどみえたり、和漢三才圖會云、蝙蝠性好山椒、包椒於紙抛之、則伏翼隨落覓捕之、といへるは非なるべし、紙につゝむに山椒にはかぎらず、何にてもおなじ事なり、酢も山椒も彼が好惡によるにあらず、

〔春波樓筆記〕蝙蝠軒に掛りて、人の側に歩くを怪むとは、惡人の善人を見て、己の如くならざるを

兎

云ふ故なり、然れども飛ぶ時或は喰する時、亦糞する時は頭を上とす、只安居するに至りては、頭を下にして、倒に掛かる、人の伏すが如し、

〔本草和名 十五獸禽〕菟頭骨、菟竅、馬痏云、竅者、菟尻是也、一名猨、音遠、一名明視、已上出兼名苑、和名宇佐岐、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕兎　四聲字苑云、兎、音度、和名宇佐木、似小犬而長耳缺唇、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕說文、兔獸名、象踞後其毛形、兔頭與兔頭同、李時珍曰、事類合璧云、兔大如貍而毛褐、形如鼠而尾短、耳大而鋭、上唇缺而無脾、長鬚而前足短、尻有九孔、趺居、趫捷善走、

〔類聚名義抄 四儿〕兎 音度、ウサキ、　兔兎寃冤 三俗下正　菟 通

〔干祿字書 去聲〕菟兎 上通下正

〔伊呂波字類抄 字動物〕㝹 ウサキノコ

〔萬葉集 十四東歌〕相聞〇未勘國

等夜乃野爾、乎佐藝禰良波里、乎佐乎左毛、禰奈敝古由惠爾、波伴爾許呂波要、

〔八雲御抄 三下獸〕菟　月のうさき 月の中に有也

〔日本釋名 中獸〕兎　うすけ也、其毛うすし、すげとさぎと通す、

〔本朝食鑑 十一獸〕兎 和名宇佐木

集解、處處山谷有之、然山北諸州最多、其白者後越州有之、賀州飛州、中越、前越次之、大抵大者如貍而褐色、頭後背上有一道黑色、面身俱類鼠而尾短耳長鋭、上唇缺鬚長尻短、雖有九孔、但見糞溺二孔而已、每能趺居、前足短而上山則捷輕、下山則稍劣、然性善走如飛、良犬亦不追及、鷲鵰能搏之、或設弶而捕、弓砲亦斃、本邦製筆者、用兎毫及鹿羊貍毛鼠鬚、其白者兎毫多矣、專出賀越及山北諸州、或曰、北國之兎、十之八九、自秋末至春、悉變作白毛、餘月每褐毛也、是山北多鵰鷲、爲避其搏也、山北冬春至夏初宿雪不消、白者混雪而鵰鷲不能窺之、夏秋草茂穀秀而深、褐者潛伏隱處、則鵰鷲相疑、亦不能窺之、今

官家儀所畜之小白兎別一種、狀小而不長、眼及耳中甚深赤、毎食蔬穀而能馴、尋常之兎性狡、不馴人、凡兎肉味比餘肉則淡而美、故山野之人多嗜之、作雉鵰之伍、我聞、神大君草創之始、偶寓於信州、正月朔獵兎爲羹以獻之、今爲歲始之嘉例歟、古者有兎醢供於釋奠、本朝式大膳職收之、

〔本草綱目譯義獸五十一〕兎ウサギ

是山中ニヲホシ、穴ヲホリ内ニイル、外ニ出テハハシルコトハヤシ、京ニイルハ茶色、間ニハ黒キアリ、人家ニ養ハ白兎多アリ、又白黒変ルアリ、畜兎ハ人ニ馴ル、白キハ南京ウサギト云、唐ニハ古白キモノ希也、白兎瑞物ニスルコトアリ、瑞應圖ニ、王者恩加耆老白兎見云々、便寛、赤兎上瑞白兎中瑞云々、花鏡或云、兎壽可千歲、至五百歲、則色自白云々、今南京ウサギト云ハ、其種アリテヲコル者也、五百歲ノ者ニアラズ、唐ニモ家ニ蓄ニ白兎多ト云、故ニ通雅崇禎始白兎外國ヨリ多來リテ其後多ト云、花鏡、近日常門出一種白兎、乃銀鼠、非數百年之物云々、此說デハ白兎ハ銀鼠ト云、然ドモ此說非也、鼠ニアラズ、兎也、狡兎コガシコイウサギ也、穴ノ口ヲ三方ニホリ、一方カラ人ガノゾメバ脇ヨリ出ル、又獏ノ附錄ニ狡兎アリ、別也、兎ノ糞ヲ藥用ニス、是ハ野處々ニアリ、少丸シ、丸藥ノ如シ、藥名明目砂ト云、望月砂トモ、逢原 本條一名 缺唇先生異名 決鼻通雅 穴鼻紺珠 朴朔紺珠 宛脾通雅 朴堀便覽 朴握紺珠 建毛紺珠 菊道人同 陶哀故事白眉 含々迦紺珠 天竺言也、

〔出雲風土記意宇郡〕凡諸山野所在、〇中略禽獸則有、〇中略兎、〇中略獼猴之族、

〔紀伊續風土記物產十下〕兎本草、萬葉集ニウサギ、本草和名字佐岐、

人家に養ふもの數色あり、又各郡諸山に產するは、皆茶褐色のものなり、

〔延喜式治部二十一〕祥瑞

〇中略赤兎〇中略右上瑞、〇中略

白兎。〇月之精也、其壽千歳、〇中略　右中瑞

〔古事記　上〕大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神、所以避者、其八十神各有欲婚稻羽之八上比賣之心、共行稻羽時、於大穴牟遲神〇即大國主神負帒爲從者率往、於是到氣多之前時、裸菟伏也、爾八十神謂其菟云、汝將爲者、浴此海鹽、當風吹而伏高山尾上、故其菟從八十神之敎而伏、爾其鹽隨乾、其身皮悉風見吹折、故痛苦泣伏者、最後之來大穴牟遲神、見其菟言、何由汝泣伏、菟答言僕在淤岐島、雖欲度此地無度因、故欺海和邇此二字以音、下效此言、吾與汝競欲計族之多小、故汝者隨其族在悉率來、自此島至于氣多前、皆列伏度、爾吾蹈其上、走乍讀度、於是知與吾族孰多、如此言者、見欺而列伏之時、吾蹈其上讀度來、今將下地時、吾云、汝者我見欺言竟、即伏最端和邇捕我、悉剝我衣服、因此泣患者、先行八十神之命以誨告、浴海鹽當風伏、故爲如敎者、我身悉傷、於是大穴牟遲神、敎告其菟、今急往此水門、以水洗汝身、即取其水門之蒲黃、敷散而輾轉其上者、汝身如本膚必差、故爲如敎、其身如本也、此稻羽之素菟(シロウサギ)者也、於今者謂菟神也、故其菟白大穴牟遲神、此八十神者、必不得八上比賣、雖負帒汝命獲之、

〔日本紀略　桓武〕延暦十七年正月丁未、有兎出朝堂院東道、爲人所獲、

〔日本靈異記　上〕无慈心剝生菟皮而得現惡報緣第十六

大和國有一壯夫、鄕里姓名並未詳也、天骨不仁、喜殺生命、其人捕菟剝皮放之於野、然後不久之頃毒瘡遍身、肥膚爛敗、苦痛无比、終不得愈、叫號而死、嗚呼現報、其近怨己可仁、不无慈悲矣、

〔日本紀略　嵯峨〕弘仁四年五月辛酉、攝津國獲兎、一頭二身、

〔三代實錄　三十一陽成〕元慶元年五月九日己酉、太宰府言、肥後國獲白兎一、

〔日本紀略　後一條十三〕長和五年十月二日癸酉、今日兎入結政所、有御卜、

〔大塚嘉樹著書　上〕正月元日、柳營兎御吸物之起原、

德川左京亮源有親後改長阿彌者、新田大炊助源義重七代目大系圖ニハ八代目トアリ、ナリ、永享年中、京都將軍義

秋公ト、鎌倉管領足利持氏朝臣ト不和ニシテ、合戰ニ及、持氏敗北ス、有親ハ嫡子足利太郎義久ニ從テ御所ヲ守リ、敵ヲ門外ニ追出シテ、裏門ヨリ義久ヲ扇谷ヘ落ス、三浦葛西ノ輩終ニ生捕ル、有親父子圍ヲ破リテ領地德川ニ蟄居ス、永享十一己未年二月十日、持氏自害アリケレバ、京都ヨリ東國ノ制法ヲ改メ、コトニ新田ノ氏族、草ヲ分テ捜シ求ルノ由ナレバ、俗體ニテハ安堵ナリカタク、相州藤澤清淨寺ニ赴キ、剃髮シテ長阿彌ト號ス、斯テ東國ノ住居モ成ガタク、信州ニ赴ク、爰ニ林藤助光正ト云モノアリ、持氏ニ仕ヘ、有親ト交リ尤厚シ、永享九丁巳年、讒言ニ依テ、勘氣ヲウケ、信州田中ニ幽居ス、渠ヲ頼テ永享十一己未年十二月廿七日、長阿彌光正ガ宅ニ尋至ル、光正甚悅ビ、往事ヲ語ル、月迫シテ、其饗應ノ珍物ナシ、光正雪中ヲ厭ハズ、兎ヲ狩シテ一匹ヲ得タリ、中ノ正月元旦是ヲ以饗應ス、是兎ノ御吸物ヲ以テ御嘉例トスル權輿ナリ、○中略

木村氏曰ク、林氏代々歲末ニ兎ヲ獻ズ、シカルニ憲廟之治世ヨリ兎ヲ鮮鯛ニ換フ、是生殺ヲ禁ジ玉フ故ナリ、ア、惜哉ト云々、

右、本之儘うつし置くもの也、

天明五年九月廿七日　嘉樹

○按ズルニ、德川幕府ノ時、元旦ノ吉例トシテ兎ノ吸物ヲ用キシ事ハ、歲時部年始祝篇幕府年始祝條ニ詳ナリ、參看スベシ、

〔東大寺正倉院文書成卷之餘本書紙背翻用雜書〕以下亦造石山院所蓄貯継文也

第二
合用錢壹貫漆拾文　六百卌文苑毛筆廿管直管別卌二文○中略

六年天平寶字○二月五日　上馬養

〔和漢三才圖會十五技藝〕筆○中略

凡筆以兎毛爲上、軟而耐久、後白兎之毛最佳鼠鬚鼬毛亦佳、狐毛微赤色軟而耐久、亦次之、狸毛黑色腰弱末

猿名稱

猨、肥前之猨毛爲上

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕猨　風土記云、猨音園、字亦作猿、和名佐流、善負子乘危而投至倒而還者也、兼名苑云、一名獑猴、獼侯二音文選云、猿狖音友失木、唐韻云、猴猻音孫、楊氏漢語抄云胡孫、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕爾雅、猱蝯善援、說文、蝯善援、禺屬、徐鉉曰、今俗作猨、南山經、堂庭之山多白猿、郭注、今猨似獼猴而大、臂脚長、便捷、色有黑有黃、鳴其聲哀、玉篇、猨似獼猴而大、能嘯、陸璣疏云、長臂者爲猨、埤雅、猨臂通肩、今猨不復踐土、好上茂木、渴則接臂而飮、爾雅翼、猨與沐猴相類、靜躁不同耳、柳宗元憎王孫文云、惡者王孫兮善者猨、猨性仁不貪食、多群、雄者黑、雌者黃、雄者善啼、啼數聲則衆猨叫嘯、騰擲如相和焉、其音淒入肝脾、然猿以臂長身不便於行、舊或言其臂相通、其實未見、然猿所以壽者、以長臂好引其氣也、尤好攀緣、其飮水輒自高崖或大木上、纍纍相接、下飮畢復相收而上、在猴亦然、是猨可訓手長猴、皇國不產、○中略　按獼猴或單言猴、說文、猴夒也、爾雅翼、猴狀似愁胡而手足如人、其聲嗝々若咳、每食輒置肉嗛稍而出食之、好行未嘗暫止、李時珍曰、猴尻無毛而尾短、亦能豎行、是獼猴可充佐流、說文、以夒釋猴者、混言之耳、又按、說文、无獼字、樂記釋文獼本作彌、則知古作彌猴、或作沐猴、見史記、或作母猴、見說文、皆一聲之轉、而彌連下字、從犬旁作獼、後或省作獮、遂與秋獮之獮字混、○中略　猿狖失木、見西都賦、猨狖騰希而競捷、見蜀都賦、而西都賦注、引郭注山海經解猿、引蒼頡篇解狖、猿與狖非一物可知也、又蜀都賦、以虎豹長嘯而永吟、對猨狖騰希而競捷、虎豹是非一物、可見猨狖象擧二獸也、源君連二字爲一物、非是、猨已見上文、狖西都賦注引蒼頡篇云、狖似狸、淮南子覽冥訓注、狖猨屬也、長尾而昂尾、狖讀中山人相遺物之遺、劉逵吳都賦注引異物志云、狖猿類、露鼻、尾長四五尺、居樹上、雨則以尾塞鼻、廣雅、狖蜼也、文選江賦注、蜼狖也、然則狖與蜼同、爾雅、蜼卬鼻而長尾、郭注、蜼似獼猴而大、黃黑色、尾長數尺、似獺尾、末有歧、鼻露向上、雨卽自縣於樹、以尾塞鼻、或以兩指、江東人亦取養之、爲物捷健、說文、蜼如母猴、卬鼻長尾、郭注西山經云、蜼獼猴屬也、音贈遺

之遺、按說文無狖字、爾雅釋文云、蜼音誄、字林余繡反、或餘季餘水二反、是蜼有余繡音、故後人製狖字耳、其實蜼狖正俗字也、說文有貁字、云鼠屬善旋者、與此無關係、則狖可訓尾長猴、皇國不產、○中略廣韻、猻字注云、猴猻、則所引唐韻亦當猻字注文、按猻字古所無、蓋孫俗字、柳宗元所謂王孫是也、猢字亦古所無、當是胡俗字、羅願所謂狀如愁胡是也、則知猴猻猢猻、並獼猴之別名、猨與狖各自一物、三者不同也、而猨狖二物、皇國所無、故源君混言之、

〔類聚名義抄犬三〕猢猻 獼候二音 サル　猨猴 音圓、サル、下エムコ、　猨通　猿俗　蝯

〔干祿字書平聲〕猿猨蝯 上俗、中通、下正、今不行、

〔下學集上氣形〕猿猴 エンコウ 長臂也　獼猴 ミコウ 探水中月者也

〔東雅十八畜獸〕猨 サル ○中略 義不詳 サルとは、其性躁動、害物をいふなるべし、古語にサといひし、躁の義ある事、蕭の注に見えたり、ルとは語助也、又古語マシラといひしは、梵に摩斯吒といひし語の轉じ呼びしと見えたり、

〔翻譯名義集二畜生〕摩斯吒 或摩聲上迦吒、或末迦吒、此云獼猴、本行經云、我念往昔海中有一大虬、其婦懷妊、思獼猴心食、夫曰、此事甚難、我居於海、獼猴在山、汝且容忍、我當求之、時虬出岸、見獼猴在樹、善言慰問、結爲交友、我當將汝度海、彼岸別有大林、華果豐饒、汝可下來騎我背上、獼猴依虬言、倶下於水、虬即報言、我婦懷妊、思食汝心、故將汝來、獼猴即誑言、何不預說、我心適留沙羅樹上、不持將行、善友還回放我取心、得已却來、虬即復岸、獼猴努力、跳上大樹、其虬久停、告言速下、獼猴說偈言、汝虬計校雖能寬、而心智慮甚狹劣、汝但審諦自思忖、一切衆類誰無心、六度經將虬作黨、

〔八雲御抄三下獸〕猿 ましら　ましこ　まし　このはさる　さけぶ こころもうるほすこゑ

〔萬葉集二〕天皇賜鏡王女御歌一首 ○天智

妹之家毛、繼而見麻思乎、山跡有、大島嶺爾、家母有猿尾、一云、妹之當繼而毛見武爾、一云、家居麻之乎、

〔古今和歌集十九俳諧〕法皇にしかはにおはしましたりける日、さる山のかひにさけぶといふ事を題にてよませ給うける、　みつね

わびしらにましらななきそ足引の山のかひあるけふにやはあらぬ

〔重修本草綱目啓蒙三十五寓類怪類〕獼猴　コノミドリ古歌　ヨブコドリ　イソノタチハキ　イソノ

猿性質
猿形體

タ○モ○ト○マ○ヒ○、コ○ガ○ノ○ミ○コ○、タ○カ○ノ○ミ○コ○、タ○カ○、マシラ、マシコ、マシト今南部ニテモマシト云、梵書摩斯咤ノ香ナス○ヾ○ノ○ミ○コ○以上十名、共同上、サル、一名人君子抱朴木猴埤雅孫慧郎已編葛牂外集憤
尾君子錄清異、惺惺奴同上、黃褐侯事物紺珠、鞠侯餘統志、孫供奉事物異名、猴猻類書纂要、猢猻秘傳花鏡
馬猴東壺新語、猴兒字彙訓會、頭、一名封君、石藥爾雅、二千石腦同上

猿ノ字ヲサルト訓ズルハ非ナリ、猿ハテナガザルナリ、後ノ狨ノ附錄ノ猨ナリ、

〔本朝食鑑十一獸〕猴

集解、猴、今山市俱多有、狙公所養而人人每熟見者也、狙公馴教作戲、著烏帽子、被彩衣、勸扇上竿、以擬舞曲之容、呼稱猿舞、春初招猿舞而弄之、牧馬家最賞之、言能辟馬疫、華俗厩中畜之、亦同趣乎、猴雖能得人情、然性躁動、害物竊物、好菓實及豆菽而食、秋後入村墅園圃之中、竊柿栗之類、多喫藏于頰嗛內、次第細嚼而食、腹無脾、惟胃大能消食也、其身輕捷、飛跳而度樹杪及絕崖、若欲超斷橋及兩岸之斷、則臨岸畔、撓竹臭柳、懸藤蘿而垂、自動至前岸、而攀樹枝、或曰、山中群猴窺見漁人之放鵜捕魚、漁人去後群猴捕鵜、用藤蘿之蔓絲而縛之、相牽投水者數次、倦則棄鵜而去、鵜不能飛去竟死、若斯之類不少、皆不忍害物之故乎、但憂見血、故見如丹朱塗漆之椀盆、則去不近之、凡孕五月生子、必洛澗水、愛惜者甚、若獵人欲射孕猴、猴捷上樹指腹拱手乞命、或取子則悲叫欲絕、古所謂斷腸、亦不空言乎、寔山旅野行溪舟、偶聽猴猿之聲、仍生無邊之愁、予往昔遊信之木曾路、近歲使京遊台嶺、時時聞之、催鄉思之淚焉、曾聞猴者山王神使也、太古天孫幸雲州時、大己貴進岐神猿田彥于天孫、山王者大己貴之靈、故後人以猴爲神使乎、然後人誣之、則神何受之、神受之則必有故乎、今取猴膽、以亂熊膽、不可不知之、

〔和漢三才圖會四十寓類恠類〕獮猴　沐猴　爲猴　胡孫　王孫　馬留　狙音疽　摩斯咤マシタ梵書　和名佐流、又云、末之良、○中略

按和名抄、猨、獮猴以爲一物、其訛傳用猿字爲總名矣、猨猿同字畜之者、紀州岸甚兵衞、猿引之始云々、令擒扇及鞭、爲舞曲

容、毎食菓豆乃必剝去皮吃之多貯嗛中、而時徐食之、性與犬相嫉、又忌觸穢、見血則愁、惡見念珠、此書生惡死之意、因爲嘉儀之物弄之相傳猴者山王之神使也、

〔庭訓往來〕猿木取、鳥黐(中略)○氷魚等、或買僎、或乞索令進之候、

〔庭訓往來諸抄大成〕熊掌、狸澤取、猿木取、いづれも皆手足の事也、

〔倭名類聚抄(十八毛群體)〕猨嗛　爾雅注云、猨嗛(苦簟反、和名佐留保々、)猿類內藏食處也、

〔箋注倭名類聚抄(七獸體)〕釋獸𪕋屬云、寓鼠曰嗛、郭注、頰裏貯食處寓謂獮猴之類寄寓木上、此所引蓋舊注、郝云、嗛、含也、按、爾雅𪖈鼠郭注云、以頰裏藏食、說文、𪖈、𪕋也、𪕋鼠屬、讀若含、廣雅作𪕋、則知𪖈𪕋同義、故云嗛含也、又按、說文云、嗛、口有所銜、其爲頰裏貯食處之名者轉注也、

〔類聚名義抄(二口)〕嗛(戸占反、猿藏食處、サルホ、)　猿嗛(サルホ)

〔倭名類聚抄(十八毛群類)〕獸產　淮南子云、(中略)○猨五月而生、

〔秉燭譚(四)〕猿ト猴ノ事

鳥獸ノ中一種ニテ異類ナルモノ、ソレぐノ文字アリ、日本ニテ通用シテ書ケドモ、ソノ實ハナキモノアリ、猿ト猴トハ一類ナリ、ソノ內猿ト云ハ手長キサルニテ、イハユルエンコウナリ、日本ニアルコトヲキカズ、日本ノサルハ猴ナリ、獮猴ト云是ナリ、コノ外鹿アリテ麞ナシ、鵝鶩アリテ鴛鴦ナシ、有鳥而無鵲、有馬而無驢ノタグヒサマぐナリ、本草字書ヲ考テシルベシ、然ドモ猿鵲ハ、詩歌ノ內、古ヨリ通ジテ言付書來タルコトナレバ、今サライフマジキニアラズ、タヾソノワケヲ意得ヲクベキナリ、

〔本草綱目譯義(五十一獸)〕獮猴(中略)○何レノ山中ニモスムモノ也、形狀皆知ル處也、昔時ヨリ本邦獮猴ヲ猿ト書誤也、猿ハ俗ニ云猿猴ト云手ノ長キサル也、又四國ザルト云テ形小キアリ、是ヲ蓄也、尋常ノサルハ大ナリ惡シ、花鏡ニ

猨

獼猴ニ雖ヲ敎、又配膳ヲナスルコトアリ、此ハ四國ザルヨリモ小也、マ。メ。ザ。ル。トモ、コ。ノ。ハ。ザ。ル。トモ云、

〔但馬考物産二〕猿ハイヅクニモ多シ、ミナ獼猴ナリ、猿猴ハタエテ生ゼズ、

〔和漢三才圖會四十寓類恠類〕猨（ゑんこう）音園　猿同字　俗用猿猴二字稱之

本綱、猨産川廣深山中、似猴而長大、其臂甚長、能引氣故多壽、其臂骨作笛甚清亮、其色有青白玄黄緋數種、其性靜而仁慈、好食果實、其居多在林木、能越數丈、著地卽泄瀉死、惟附子汁飮之可免、其行多群、其鳴善啼、一鳴三聲、凄切入人肝脾、〇中略

按、猨字卽猿、本朝未有之、自中華來、有畜之耳、俗云、猨爲獵人被疵、其疵愈爲贅、名平佐羅婆左羅、蓋安也、詳于鮓答之下、

〔重修本草綱目啓蒙三十五寓類怪類〕猨〇中略

附錄、猨、テナガザル　エンコウ　一名九卿抱朴子　木巢南樹萱錄　孫文蔚　林大節共上同　參軍古今注　袁公吳越春秋　臂童淸異錄　眉眉蟲事物紺珠　李道般　白猿公共上同　巴兒典籍便覽　石眉蟲同上　野賓事物異名　黒衣郎　巴西侯　白袁公　林泉逸士　閑雲處士　石媚虬　山公共上同　猸獸經　小猴事南府志　猿猴類書纂要

猿ハ卽猨ノ俗字、和産ナシ、然ドモ畫圖ヲナシ、或土偶ト爲テ小兒ノ戲玩トスルモノ多シ、嶺南蜀川ノ産ニシテ、寒國ニテハ育セズ、常ニ木上ニ棲ミテ地ニ下ラズ、故ニ地ニ下ル時ハ泄瀉シテ死ストコフ、ソノ手甚長クシテ、足ハ猴ト同ジ、高山ノ樹枝ヨリ數十猿、手ト手トヲ連子下リテ溪水ヲ飮ム、謝靈運ガ遊名山記ニ、覩挂猿下飮、百臂相連ト云ヘリ、是左右ノ手俱ニ長キナリ、此ニ或言其通臂者誤矣ト云、通臂トハ左手ヲ伸セバ右手短クナリ、右手ヲ伸セバ左手短クナルヲ云、又此ニ其色有青白玄黄緋數種ト云、ソノ内白猨ハ稀ナレドモ、嶺南大庾嶺ニハ白猨多ク、梅花盛ナル

時ハ、花ト猨ト色ヲ爭ヒ分チ難シト云リ、說郛ニ白猿傳アリテ、老猨害ヲ爲スコトヲ載ス、和俗ノ言傳ル酒顚童子ノ事ノ如シ、又本邦ノ俗、猩猩ノ手ト稱シテ珍藏スル物アリ、其形小ニシテ毛深、赤色猩氈(セウ〳〵ヒ)ノ如シ、痘家競乞テ痘瘡ヲ瘙シム、是緋猿ノ手ナルベシト、先師ノ說ナリ、猨ハ猴ト類同ケレドモ、性善ニシテ貪心ナク猴ニ異ナリ、

〔蒹葭堂雜錄五〕文化六年冬、浪花道頓堀において猨を觀物とす、昔より其名を聞および畫きたる也、見といへども生物を見し事なき物ゆへ、見客山をなして流行せり、凡其形狀猿の大なるものにして、面體毛色等大同小異あり、面色黑く毛色鼠色に茶を帶たり其頭在留の蘭人加比丹ヘンテレキドヲフの云、此猿は瓜哇國に產するものにして、ヲーヲーと號くとぞ、實に稀代の觀物なり、　本草綱目、猨は川廣の深山の中に產す、猴に似て長大なる其臂甚長くして能氣を引ゆへに多壽なり、〇中略或云、黃なるは是牡にして黑きは是牝なりと、按ずるに當時の猨は面手足とも黑かりし故、正しく牝なりしならん、

〔倭名類聚抄十八毛群名〕玃　抱朴子云、猨壽五百歲、則變爲玃、音攫、漢語抄云夜鳥古、

〔箋注倭名類聚抄七獸名〕所引對俗篇文、原書無則字、玄應音義引古今注、猨五百歲、化爲玃也、又毛詩角弓正義引陸機云、猱、獼猴也、老者爲玃、與抱朴子略同、爾雅、玃父善顧、郭注、貑玃也、似獼猴而大、色蒼黑、能攫持人、好顧眄、說文、玃大母猴也、爾雅曰、玃父善顧、攫持人也、按攫持人、是郭璞注文、今本說文、蓋係後人依郭羼入、非許氏舊文、呂氏春秋察傳篇、玃似母猴、高誘注、玃貑玃獸名也、上林賦、蜼玃飛蠝、蛭蜩蠼猱、注、張揖曰、蠼似獼猴而大、司馬彪曰、蠼猱獼猴也、按蠼卽玃字、但賦文玃蠼兼舉可疑、博物志云、有物如獼猴、長七尺、能人行健走、名曰猴玃、或曰貑玃、李時珍曰、玃純牡無牝、故又名玃父、亦曰貑玃、善攫人婦女、爲偶生子、郝懿行曰、今俗呼馬玃、王念孫曰、善顧故曰玃父、玃之言猶矍也、說文、矍、視遽皃、徐鍇曰、左右驚顧也、震上六曰、視矍矍、左思魏都賦曰、吳蜀二客、矍焉相顧、是矍爲顧視

果然

貜也、虎豹熊羆之屬、皆能攫持人、而不謂之貜、然則貜父之名、非其能攫持人而命之也、按說文又云、玃、㝅玃也、徐音玃俱縛切、玃王縛切、則玃玃二字不同、說文、㝅犬屬、食母猴、郭璞子虛賦注云、㝅似䶂而大、食獮猴、然則㝅玃與玃父不同、今本爾雅作貜父、誤、南都㝅玃當从豸作貜、按夜末古未詳、

〔和漢三才圖會 四十寓類恠類〕玃 音却　玃父　猳玃　和名夜麻古

本綱、玃、老猴也、似猴而大、色蒼黑、能人行、善攫持人物、又善顧盻、純牡無牝、善攝人婦女為偶生子、○中略、按、飛驒美濃深山中有物、如猴而大、黑色長毛能立行、亦善為人言、豫察人意、不敢為害、山人呼名黑坊、互不怖、如有人欲殺之、則黑坊先知其意、疾遁去、故不能捕之、蓋此玃之屬乎、不知純牝純牡之是非耳、

〔爾雅註疏 十一釋獸〕貜父善顧 註、貑貜也、似獮猴而大、色蒼黑、能攫持人、好顧盻、貜音钁、父音甫、疏、大貜也、能攫持人、又善顧盻、因名云、

〔和漢三才圖會 四十寓類恠類〕果然(をながざる)　猓然　禺 音遇　狖 音又、或作貁、　蜼 音壘、或作猵、　仙猴

本綱、果然大于猨、白面黑頰多髯、其體不過三尺、而尾長于身、其末有岐、鼻孔向天、雨則挂木上、以尾岐塞鼻孔、其名自呼、其毛長柔細、滑白質黑文如蒼鴨脇邊斑毛之狀、集之為裘褥、甚溫暖也、喜群行、老者前、少者后、食相讓、居相愛、生相聚、死相趣、若人捕其一、則舉群啼而相赴、雖殺之不去、謂之果然、以來之可必也、仁讓孝慈獸也、古者畫蜼為宗彝、亦取其孝讓而有智也、

蜼、似猿而字從虫、麢似羊而從鹿、鰱鯉似獺而從魚、古作字當別有取義也、

〔大和本草 十六獸〕猿○中略　外國ヨリ猿ノ小ニシテ尾長キ者ワタル、是果然ナルベシ、一名狖ト云、津輕ニモ有ト云、

〔重修本草綱目啓蒙 三十五寓類怪類〕果然　オナガザル　トウザル　一名歌然 天中記　岐尾獸 天台山方外志

長崎ニハ稀ニ舶來アリ、大和本草ニハ津輕ニモ自生アリト云ヘドモ、今奧州地方ヨリ出ルコト

拳猴

ナシ、形ハ猴ニ同ジクシテ黒褐色、尾ハ身ヨリ長クシテ端ニ岐アリ、鼻ハ仰鼻ニシテ兩孔天ニ向フ、雨降レバ、體ヲ樹枝ニ掛ケ尾ヲ反シテ鼻孔ヲ塞グ、南州異物志ニ、集十餘皮可得一褥、繁文麗好、細厚温煖ト云フ廣東新語ニ、有猓然者生從化山中、似猴身黒面白、其尾長過於身、數以尾自度其身以自娛、其自愛尾亦似狨、狨尾短以金色而温柔不能自保、亦各有幸不幸歟ト云フ、集解ニ、畫蜼爲宗彝ト、宗彝ハ、宗廟ニ供スル酒樽ナリ、蜼ノ尾ヲ反シテ鼻孔ヲ塞ノ狀ヲ畫ク、是智慧アルニ象ルナリ、一種オナガザル、一名オランダザル、紅毛人携ヘ來ル、形常猴ニ同ジクシテ尾細長ニシテ淺黒色綠光アリ、性甚ダ貪黠、常猴ニ過グ、華夷鳥獸續考ニ、爪哇國、其港口有一洲、林木深茂、有長尾猢猻萬數衆止於上ト云フ、

〔輶軒小錄〕果然之事

一昔先子〇伊藤仁齋壯年の時、近里に中村宗全と云ふ老人あり、津輕へ往來して業をなす、彼地より珍しき猿寶石など餘多持ち來る、先子其家へ至れば、其猿を出だし示す、常の猿の如くにして、其色潔白雪の如し、尾甚豐にして長し、夜眠る時は其尾にて面を掩ひふす、甚だ人に馴れて憐むべし、其後家の小僕たはむれに天仙蓼(またゝび)を喰はせければ斃れける、先子云、此果然と云ふ猿なりとなん、本草を考ふれば、郭璞が云、果然自呼其名、亦南州異物志云、交州有果然獸、其名自呼、形大于猿、其體不過三尺、而尾長過頭、鼻孔向天、雨則挂木上、以尾塞鼻孔、其毛長柔細滑、白質黒文、如蒼鴨脇邊斑毛之狀、集之爲裘褥、甚温暖、雖仰鼻而長尾則此也、此文と少々違ふ事あれども、大樣此物なり、

〔重修本草綱目啓蒙〕三十五寓類怪類〕獼猴〇中略

拳猴ハ、一名石猴、嶺南雜記コノハザル、一名マメザル、江州嶺南ノ產ニシテ、大サ三寸許ナルモノ一種アリ、一種四海ザルハ、常猴ヨリ小ニシテ、家ニ畜フニ良ナリ、勢州ニテハ粉川ザル゜゜゜゜ト云フ、紀州ノ粉川ヨリ勢州ヘ出ス故ナリ、珍珠船ニ、漁人以猢猻毛置網四角、則多得魚云、魚見之如人見錦繡也ト

云フ、

〔夫木和歌抄 猿 二十七〕六帖題　爲家卿

時雨ゆく秋のこずゑの木葉ざるわがいろがほにをしみてぞなく

〔和漢文操 猿箴 六〕猿箴　僧一空

あらめでたや、猿は山王のつかはしめにて、老ては奥山に千とせをかさねて、岩に苔猿の名をかふむり、若きは孫子の枝もかさねて、木の葉猿ともいふなるよし、

千匹牧猿

〔靈松錄〕威鐵炮之義申上候書付

御付紙　伺之通たるべく候、尤行列に爲持候は無用に候、

銀山見分之儀、嶮岨深山江入込候而は、青葉の節、千疋牧と申猿、夥敷出、山入相障候義間々在之候、冬枯の節は、石塊等打候得共、青山に而は結句相集り候義御座候、左候而は、殊の外手間取、指支申候、罷成候御義に御座候は丶、無玉威鐵炮爲打候樣仕度奉存候、猿に不限、猪鹿狼等、青葉の節は、居所不相知、不時に相障候儀に御座候、私持筒貳挺、諸國御關所通用仕候樣、御留主居中江御斷被下候樣仕度奉存候、巳上、

亥五月　川崎平右衞門

獑猢

〔和漢三才圖會 寓類 四十 恠類〕獑猢（ざんこ）　䶂猢

䶂猢、此乃猨蜼之屬、黑身白腰如帶、手有長白毛、似握版之狀、甚捷在樹上、騰躍如飛鳥也、

〔雲錦隨筆 三〕同時（文政五年）に駱駝の觀物小屋の傍邊にて黑猿を見せたり、其形小く、凡長一尺二三寸許、尾長く全身黑く、腰の邊白し、是亦奇とするに足れり、和漢三才圖會に獑猢、又䶂猢とも書る獸あり、全く是類なるべし、

〔倭名類聚抄毛群名十八〕猱狿 文選注云、猱狿上乃交反、下音庭、漢語抄云、萬太、猨屬也、

〔箋注倭名類聚抄獸名七〕是名今不傳、或曰、今俗呼爾古麻多者蓋是、谷川氏曰、土佐國白髮山多猫、獵師畏不得入、當是麻多、○中略所引文原書不載、按吳都賦云、彈鸞鵠射猱狿、注、猱似猿、狿無解、南都賦云、穀玃猱狿戯其巓、李善引鄭玄禮記注曰、猱、獼猴也、又引張載吳都賦注云狿、猨屬、則猱狿同類異種、源君合猱狿爲一物者誤、但廣韻狿、猱狿、猨屬、與此同、蓋其意謂狿是猱狿之狿、猨之屬也、按猱正作夒、說文、夒、一曰母猴、似人从頁巳止夊其手足、又云、猴夒也、後增犬傍作獶、與訓獿之獿混、又譌獿、樂記鄭注、獶獼猴也、郭璞南山經注、引尸子云、左執太行之獶、犬旁諸柔聲作猱、初學記引孫炎曰、猱、母猴也、毛詩角弓正義引陸璣云、猱、獼猴也、楚人謂之沐猴、皆以獼猴釋猱、然匡謬正俗云、或問曰、今之戎獸、皮可爲褥者、古號何獸、答曰、按說文、夒、貪獸也李登聲類、音人周反、或作猱、引詩小雅角弓云、無敎猱升木、毛傳云、猨屬也、箋云、猱之性善登木、爾雅云、猱猨善援、郭景純曰、便攀援也、爾雅又云、蒙頌猱狀、郭注云卽蒙貴也、狀似蜼而小、紫黑色、猱亦獼猴類耳、按郭說蓋蒙頌爲獸、狀似猱、又上林賦云、蜼玃飛蠝、蛭蜩蠼猱、左思吳都賦云、射猱狿、劉逵注云、猱似猴而尾長、尋據諸說、驗其形狀、戎卽猱也、此字既有柔音、俗語變化謂之戎耳、猶今之香葇謂香戎、今謂柔別作狨字、蓋穿鑿不經、于義無取、陳藏器曰、戎似猴而大長、黃赤色、埤雅、狨一名猱、蓋猨狖之屬輕捷善緣木、大小類猨、長尾尾作金色、今俗謂之金線狨者是也、依此諸說、猱與獼猴不同、以獼猴釋猱者、統言之耳、按猱狿二物、並皇國所無、

〔和漢三才圖會寓類恠類四十〕狨音戎 またむくげざる 猱音惱 和名萬太
本綱、狨生西戎及山南川峽深山中、狀大小類猨、毛柔長如絨、可以藉、可以罽、其尾長作金色、俗名金線絨、輕捷善緣木、甚愛其尾、人以藥矢射之、中毒卽自齧其尾也、以其皮作鞍褥、

〔徒然草上〕奥山に猫またといふ物有て、人をくらふなると人のいひけるに、山ならね共、此等にも

猫のへあがりて、猫またに成て人とる事はあなる物をといふ者有けるを、何阿彌陀佛とかや連歌しける法師の、行願寺の邊に有けるが聞て、一人ありかん身は心すべき事にこそと思ひける比しも、或所にて夜更る迄連歌して只獨歸りけるに、小川のはたにて音に聞し猫またあやまたず、あしもとへふとよりきて、やがてかきつくまゝに、首の程をくはんとす、肝心もうせてふせがんとするに、力もなく足もたゝず、小川へころび入て、たすけよや猫また、よや猫またとさけべば、家々より松どもともして走り寄て見れば、此わたりに見しれる僧なり、こはいかにとて河の中より抱きおこしたれば、連歌のかけものとりて、扇小箱などふところに持たりけるも水に入ぬ、希有にしてたすかりたるさまにて、はふ〳〵家に入にけり、かひける犬のくらけれど、ぬしを玄りて飛つきたりけるとぞ、

猿產地

〔常陸國風土記 行方郡〕麻生里、（中略）猪猴栖住、

〔常陸國風土記 久慈郡〕其池以北謂谷會山、所有岸壁、形如磐石、色黃、穿𡸴獼猴集來、常宿喫啾、

〔出雲風土記 意宇郡〕凡諸山野所在、（中略）禽獸則有、（中略）獼猴之族、至繁多、不可題之、

〔土州淵岳志 中產物〕土佐猿

カシコスギテ、藝ノ仕入ヲヲシヘガタシト云ヘリ、

猿事蹟

〔日本靈異記 下〕依妨修行人得猴身緣第廿四

近江國野州郡部內御上嶺有神社、名曰陀我大神、奉依封六戶、社邊有堂、白壁天皇（光仁）御世、寶龜年中、其堂居住、大安寺僧惠勝暫頃修行時、夢人語言、爲我讀經、驚覺念恠、明日小白猴現來言、住此道場而爲我讀法華經云、僧問言、汝誰耶、猴答言、我東天竺國大王也、彼國有修行僧、從者數千所農業息、（數千者千餘數之數千也）因我制言、從者寔多、其時我者禁從衆多、不妨修道、雖不禁修道、因妨從者、而成罪報、猶後生受此獼猴身、成此社神、故爲脫斯身、居住此堂、爲我讀法華經、言、然者供養行也、時獼猴答曰、無本應供

物、僧言、此村糀多有、此乎宛我供養料、令讀經、獼猴答言、朝庭臣呪我、而有典主念之己物不免我、我恣不用(典主者即彼神社司也)僧言、無供養者何爲奉讀經、獼猴答言、然者淺井郡有諸比丘、將讀六卷抄、故我入其智識(淺井郡者、同國內有郡也、六卷抄者是律名也)、此僧念恠隨獼猴語、往告檀越曰、山階寺滿預大法師、陳猴誂語、其檀越師不受而言、此猴語也、我者不信不受不聽、即將讀抄爲設之頃、堂童子優婆塞忩々走來言、小白猴居堂上、纔見九間大堂仆如微塵、皆悉折摧、佛像皆破、僧坊皆仆、見誠如告、既悉破損、檀越曰、僧更作七間堂、信彼陀我大神題名猴之語、同入智識、而讀所願六卷抄、幷成大神所願、然後乎至于願了、都無障難、夫妨修善道、儻得成獼猴報、故僧勸催猶不可妨、得惡報故、往昔過去羅作國王時、制一獨覺不令乞食、入境不得、七日頃飢、依此罪報、羅睺羅不生六年、在母胎中者、其斯謂也矣、

〔今昔物語二十六〕美作國神依獵師謀止生贄語第七

今昔、美作國ニ中參高野ト申ス神在マス、其神ノ體ハ中參ハ猿、高野ハ蛇ニテゾ在マシケル、每年ニ一度其祭ケルニ生贄ヲゾ備ケル、其生贄ニハ國人ノ娘ノ未ダ不嫁ヲゾ立ケル、此ハ昔ヨリ近ク成マデ不怠シテ久ク成ニケリ、而ル間其國ニ何人ナラ子ドモ、年十六七許ナル娘ノ形チ清氣ナル持タル人有ケリ、父母此ヲ愛シテ身ニ替テ悲ク思ケルニ、此娘ノ彼生贄ニ被差ニケリ、此ハ今年ノ祭ノ日被差ヌレバ、其日ヨリ一年ノ間ニ養ヒ肥シテゾ次ノ年ノ祭ニハ立ケル、此娘被差テ後、父母无限歎キ悲ビケレ共、可遁樣无事ナレバ、月日ノ過ニ隨テ、命ノ促マルヲ、祖子ノ相見ム事ノ殘リ少ク成行ケバ、日ヲ計ヘテ互ニ泣悲ムヨリ外ノ事无シ、然ル間東ノ方ヨリ事ノ緣有テ、其國ニ來レル人有ケリ、此人犬山ト云事ヲシテ、數ノ犬ヲ飼テ山ニ入テ、猪鹿ヲ犬ニ令噉殺テ取事ヲ業トシケル人也、亦心ロ極テ猛キ者ノ物恐ヂ不爲ニテゾ有ケル、其人其國ニ暫ク有ケル間、自然ラ此事ヲ聞テケリ、而ルニ可云事有テ、此生贄ノ祖ノ家ニ行テ云入ル程ニ、延有ニ突居テ蔀ノ迫ヨリ臨ケレバ、此生贄ノ女糸清氣ニテ色モ白ク、形モ愛敬付ヶ髮長クテ田舍人ノ娘トモ不

見、品々シクテ寄臥タリ、物思タル氣色ニテ、髪ヲ振懸テ泣臥タルヲ見テ、此東人哀ニ思、糸惜ク思フ事无限、既ニ祖ニ會ヌレバ物語ナド爲、祖ノ云ク、只一人侍ル娘ヲ、然々ノ事ニ被差テ、歎キ暮シ思ヒ明シテ、月日ノ過ニ隨テ別レ畢ナムズル事ノ、近ク侍ヲ悲ビ侍ル也、此ル國モ侍ケリ、前ノ世ニ何ナル罪ヲ造テ、此ル所ニ生レテ、此ク奇異キ目ヲ見侍ラント、東ノ人此ヲ聞テ云ク、世ニ有人命ニ増物无、亦人ノ財ニ爲物子ニ増ル物无シ、其ニ只一人持給ヘラム娘ヲ目ノ前ニテ膾スニ造セテ見給ハンモ糸心疎シ、只死給ヒネ、敵有者ニ行烈シテ徒死爲者ハ无ヤハ有ル、佛神モ命ノ爲ニコソ怖シケレ、子ノ爲ニコソ身モ惜ケレ、亦其君ハ今ハ无人也、同死ヲ其君我ニ得サセ給ヒテヨ、我其替ニ死侍ナム、其ハ己ニ給フトモ苦シナド思給ソト、祖此ヲ聞テ、然テ其ハ何ニシ給ハムト爲ゾト問ヘバ、東ノ人只可爲樣ノ有也、此殿ニ有トテ人ニ不宜シテ、只精進ストテ注連ヲ引テ置給ベシト云ヘト、祖ノ云ク、娘ダニ不死バ我ハ亡ムニ不苦ト云テ、此ノ東ノ人ニ忍テ娘ヲ合セ、東人此ヲ妻トシテ過ル程ニ、難去思ヒケレバ、年來飼付タリケル犬山ノ犬ヲ二ツ撰リ勝リテ、汝ヨ我ニ代レト云ヒ聞セテ、懃ニ飼ケルニ、山ヨリ窃ニ猿ヲ乍生捕ヘ持來テ、人モ无所ニテ役ト犬ニ敎ヘテ噉セ習ハス、本ヨリ犬ト猿トハ中不吉者ヲ、然カ敎ヘテ習スレバ、猿ダニ見レバ敷懸テ噉殺ス、此樣ニ習ハシ立テ、我ハ刀ヲ微妙ク磨テ持タリ、東ノ人妻ニ云ク、我ハ其御代リニ死侍リナントス、死ハ然ル事ニテ別レ申シナムズルガ悲シキ也ト、女不心得ドモ哀レニ思フ事无限、既ニ其日ニ成ヌレバ、宮司ヨリ始メテ多ノ人來テ此ヲ迎フ、新キ長櫃ヲ持來テ此ニ入ヨト云テ、長櫃ヲ寢屋ニ指入タンバ、男狩衣袴許ヲ著テ、刀ヲ身ニ引副テ長櫃ニ入ヌ、此犬二ヲバ左右ノ喬ニ入臥セツ、祖共女ヲ入タル樣ニ思ハセテ取出タレバ、鉾榊鈴鏡ヲ持ル者雲ノ如クシテ、前ヲ追喤テ行ヌ、妻ハ何ナル事カ出來ラムズラント怖シキニ、男ノ我ニ替ヌルヲ哀ニ思フ、祖後ノ亡ンモ不苦、同ジ无ク成ランヲ此テ止ナント思居タリ、生贄御社ニ將參テ祝申テ、瑞籬ノ戸ヲ開テ、此長

櫃結タル緒ヲ切テ指入テ去ヌ、瑞籬ノ戸ヲ閉テ、宮司等外ニ著並テ居タリ、男長櫃ヲ塵許穿開テ見レバ、長七八尺許アル猿横座ニ有リ、歯ハ白シテ顔ト尻トハ赤シ、次々ノ左右ニ猿百許居並テ面ヲ赤ク成テ眉ヲ上テ叫ビ喤シル、前ニ俎ニ大ナル刀置タリ、酢塩酒塩ナド皆居エタリ、人ノ鹿ナドヲ下シテ食ンズル様也、暫許有テ横座ノ大猿立テ長櫃ヲ開ク、他ノ猿共皆立テ共ニ此ヲ開ル程ニ、男俄ニ出テ犬ニ噉ヲレ〳〵ト云ヘバ、二ツノ犬走リ出テ大ナル猿ヲ噉テ打臥ツ、男ハ凍ノ如ナル刀ヲ抜テ、一ノ猿ヲ捕ヘテ俎ノ上ニ引臥テ頭ニ刀ヲ差宛テ汝ガ人ヲ殺シテ肉村ヲ食バ此ク為ル、シヤ頸切テ犬ニ飼テント云ヘバ、猿顔ヲ赤メテ目ヲシバ扣テ、歯ヲ白ク食出シテ、涙ヲ垂テ手ヲ摺ドモ、耳ニモ不聞入シテ、汝ガ多年來多ノ人ノ子ヲ噉ルガ替ニ、今日殺テン、只今ニコソ有メレ、神ナラバ我ヲ殺セト云テ、頸ニ刀ヲ宛タレバ、此二ノ犬多ノ猿ヲ噉殺シツ、適ニ生ヌルハ木ニ登リ山ニ隠レテ、多ノ猿ヲ呼ビ集メテ、山響ク許呼バヒ叫ビ合レドモ、更ニ益无シ、而間一人ノ宮司ニ神託テ宣ハク、我レ今日ヨリ後永ク此生贄ヲ不得、物ノ命ヲ不殺サ、亦此男我ヲ此掕シツトテ、其男ヲ錯犯ス事无カレ、亦生贄ノ女ヨリ始テ其父母類親ヲモ不可掕ス、只我ヲ助ケヨト云ヘバ、宮司等皆社ノ内ニ入ヌ、男ニ御神此ク被仰、免シ被申ヨト忝シト云ヘバ、男不免シテ我ハ命不惜、多ノ人ノ替ニ此ヲ殺シテム、然シテ共ニ无成ナント云テ不免ヲ、祝申シ極誓言立ツレバ、男吉々今ヨリハ此ル態ナセソト云テ、免事レバ逃テ山ニ入ヌ、男ハ家ニ返テ其女ト永ク夫妻トシテ有ケリ、父母ハ聟ヲ喜ブ事无限、亦其家ニ露恐ル、事无リケリ、其モ前生ノ果ノ報ニコソハ有ケメ、其後其生贄立ル事无シテ國平カ也ケリトナム、語リ傳ヘタルトヤ。

飛驒國猿神止生贄語第八

今昔、佛ノ道ヲ行ヒ行僧有ケリ、何クトモ无ク行ヒ行ケル程ニ、飛驒國マデ行ニケリ、而ル間山深ク入テ道ニ迷ニケレバ、可出ヅ方モ不思エケルニ、道ト思シタテ木ノ葉ノ散積タリケル上ヲ分

行ケルニ、道ノ末モ无テ、大ナル瀧ノ簾ヲ懸タル樣ニ、高ク廣クテ落タル所ニ行著ヌ、返ラントスレ共道モ不覺、行ムトスレバ手ヲ立タル樣ナル巖ノ岸ノ、一二百丈許ニテ可攀登樣モ无レバ、只佛助ケ給ヘト念ジテ居タル程ニ、後ロニ人ノ足音シケレバ見返テ見ニ、物荷タル男ノ笠著タル歩テ來レバ、人來ルニコソ有ケレト喜ク思ヌ、道ノ行方問ハムト思フ程ニ、此男僧ヲ見テ極ク怪氣ニ思タリ、僧此ノ男ニ歩ビ向テ、何コヨリ何テ御スル人ゾ、此道ハ何コニ出タルゾト問ヘ共、答フル事モ无テ、此瀧ノ方ニ歩ミ向テ、瀧ノ中ニ踊リ入テ失ヌレバ、僧此ハ人ニハ非デ鬼ニコソ有ケレト思テ、彌ヨ怖シク成ヌ、我ハ今ハ何ニモ免レン事難シ、然レバ此鬼ニ不被食前ニ、彼ガ踊リ入タル樣ニ、此瀧ニ踊リ入テ身ヲ投テ死ナン、後ニハ鬼咋トモ非可苦カルト思得、歩ビ寄テ佛後生ヲ助ケ給ヘト念ジテ、彼ガ踊リ入ツル樣ニ、瀧ノ中ニ踊リ入タレバ、面ニ水ヲ灑グ樣ニテ瀧ヲ通ヌ、今ハ水ニ溺レテ死ヌラント思フニ、尚移シ心ノ有レバ、立返テ見レバ、瀧ハ只一重ニテ早ウ簾ヲ懸タル樣ニテ有也ケリ、瀧ヨリ内ニ道ノ有ケルマヽニ行ケレバ、山ノ下ヲ通テ細キ道有、其ヲ通リ畢ヌレバ、彼方ニ大キナル人郷有テ、人ノ家多ク見ユ、然レバ僧喜シト思テ歩ビ行程ニ、此有ツル物荷タリツル男、荷タル物ヲバ置テ走リ向テ來ル、後ニ長シキ男ノ淺黄上下著タル不後ト走リ來テ、僧ヲ引ヘツ、僧此ハ何ニト云ヘバ、此淺黄上下著タル男、只我許ヘ去來給ヘト云テ引將行ニ、此方彼方ヨリ人共數來テ、各我許ヘ去來給ヘト云テ引シロヘバ、僧此ハ何爲ル事ニカ有ント思フ程ニ、此ク猥ガハシクナ不爲ソトテ、郡殿ニ將參テ其定メニ隨テコソ得メト云テ、集リ付テ將行ハ、我ニモ非シテ行程ニ、大キナル家ノ有ニ將行ヌ、其家ヨリ年老タル翁ノ事々シ氣ナル出テ、此ハ何ナル事ゾト云ヘバ、此物荷ツル男ノ云、此ハ己ガ日本ノ國ヨリ將詣來テ此人ニ給ヒタル也ト、此淺黄上下著タル者ヲ指テ云ヘバ、此年老タル翁此モ彼モ可云ニ非ズ、彼主ノ可得ナヽリト云テ取セツレバ、異者共ハ去ヌ、然レバ僧淺黄ノ男ニ被得テ、其レガ將行方ニ行、僧此ハ

皆鬼ナメリ、我ヲバ將行テ噉ハンズルニコソト思フニ悲クテ涙落、日本ノ國ト云ツルハ、此ハ何ナル所ニテ此ク遠氣ニハ云ナラント怪ビ思フ氣色ヲ、此淺黃ノ男見テ僧ニ云ク、不心得ナ思不給ソ、此ハ糸樂キ世界也、思フ事モ无テ豐ニテ有セ奉ム爲也ト云程ニ家ニ行着ヌ、家ヲ見レバ有ツル家ヨリハ少シ小ケレドモ、可有カシク造テ、男女ノ眷屬多カリ、家ノ者共侍喜テ走リ騷グ事无限、淺黃ノ男、僧ヲ疾ク上リ給ヘトテ板敷ニ呼上レバ、負タル笈ト云物ヲ取テ傍ニ置テ、蓑笠藁沓ナド脱テ上ヌレバ、糸吉ク□タル所ニ居ヱキ、先物疾ク參ヨト云ヘバ、食物持來タルヲ見レバ、魚鳥ヲ艶ズ調ヘタリ、僧其ヲ見テ不食シテ居タレバ、此淺黃ノ男出來テ、何ト此ヲバ不食ゾト、僧幼クテ法師ニ罷リ成テ後、未ダ此ル物ヲナム食ネバ、此ク見居テ侍ル也ト云ヘバ、淺黃ノ男現ニ其ハ然モ侍ルラン、然レドモ今ハ此御マシヌレバ、此物共不食デハ否不有、悲ク思ヒ侍ル娘ノ一人侍ルガ未ダ嬬ニテ年モ漸ク積リテ侍レバ、其ニ合セ奉ランズル也、今日ヨリハ其御髮ヲモ生シ給テ御マセ、然リトテ今ハ外ヘ可御方モ有マジ、只申ニ隨テ御セト云ケレバ、僧此ク云ンニ違テ心ヲ持成サバ、被殺モコソ爲レ、怖ク思ルニ合セテ通レ可行方モ无レバ、習ヒ无事ナレバ然申ス許也、今ハ只宣ハンニコソ隨メト云ヘバ、家主喜テ我食ヲモ取出テ、二人指向テ食テケリ、僧佛何ニ思食ラント思ケレ共、魚鳥モ能食畢ツ、其後夜ニ入テ年廿許ナル女ノ形有樣美麗ナルガ、能裝束キタルヲ家主押出シテ、此奉ル、今日ヨリハ我思フニ不替哀ニ可思也、只一人侍ル娘ナレバ、其志ノ程ヲ押量リ可給トテ返入タレバ、僧云甲斐无テ近付ヌ此テ夫妻トシテ月日ヲ過スニ、樂キ事物ニ不似、衣ハ思ニ隨テ著ス、食物ハ无物無ク食スレバ、有シニモ不似引替タル樣ニ太リタリ、髮モ髻ニ被取ル許ニ生ヌレバ、引結上テ烏帽子シタル形チ糸清氣也、娘モ此夫ヲ極ク難去思タリ、夫モ女ノ志シノ哀ナルニ合セテ、我モ勞ク思エケレバ、夜晝起臥シ明シ暮ス程ニ、幾无テ八月許ニモ□□而ル間其程ヨリ此妻氣色替タ極ジク物思タル姿也、家主ハ前々ヨリモ勞ク增テ、

男ハ宍付キ肥タルコソ吉レ、太リ給ヘト云テ、日ニ何度トモ无物ヲ食スレバ、食肥ルニ随テ此妻ハサメ〳〵ト泣時モ有、夫此ヲ怪ビ思テ、妻ニ何事ヲ思ヒ給フゾ、心得ヌ事也ト云ヘドモ、妻只物ノ心細ク思ユル也ト云テ、其ニ付テモ泣増レバ、夫心モ不得怪シケレドモ、人ニ可問事ナラ子バ、然テ過ル程ニ、客人來テ家主ニ會タリ、互ニ物語爲ヲ和ラ立聞ケバ、客人ノ云ク、賢ク思ヒ懸ヌ人ヲ得給テ、娘ノ平カニ御サンズルコソ何ニ喜ク思スランナド云ヘバ、家主其事ニ侍リ、此人ヲ不得マシカバ、近來何ナル心侍ラマシ、只今マデハ求得タル方侍ラ子バ、明年ノ近來何ナル心センズラントテ、後ニ出テ去ヌレバ、家主返リ入マヽニ物參ラセツヤ、吉ク食ヨナド云テ、食物ドモ遣セタレバ、此ヲ食ニ付テモ妻ノ思ヒ歎泣ク心不得客人ノ云ツル事モ、何ナル事ニカト怖シク思レバ、妻ニ挺問ドモ、物云ハヾヤトハ思タル氣色乍ラ云事モ无シ、而ル間此郷ノ人々事急ク氣色ニテ、家毎ニ饗膳ナド調ヘ喤ル、妻泣思タル様日ニ副テ増レバ、夫妻ニ泣ミ咲ミ極キ事有トモ、我ニヨモ不隔給トコソ思ツルニ、此ク隔ケルコソ倫ケレトテ恨ミ泣ケレバ、妻モ打泣テ爭カ不申ジトハ思ハンズル、然ドモ見聞エンズル事ノ今幾モ有マジケレバ、此ク睦マシク成ケン事ノ悔キ也ト云モ不遣泣ケバ、夫我可死事ノ侍ルカ、其ハ人ノ遂ニ不免道ナレバ、苦カルベキ事ニモ非ズ、只其ヨリ外ノ事ハ何事カ有ン、只宣ヘト責云ケレバ、妻泣々云ク、此國ニハ糸ユヽシキ事ノ有也、此國ニ驗ジ給フ神ノ御スルガ、人ヲ生贄ニ食也、其御シ著タリシ時、我モ得ム〳〵ト愁ヘ喤シハ、此料ニセントテ云シ也、年ニ一人ノ人ヲ廻リ合ツヽ、生贄ヲ出スニ、其生贄ヲ求不得時ニハ、悲シト思フ子ナレドモ其ヲ生贄ニ出ス也、其不御マシカバ、此身コソハ出テ神ニ被食マシト思ヘバ、只我替テ出ナント思フ也ト云テ泣バ、夫其ヲバ何ニ歎キ給フ、糸安キ事ナヽリ、然テ生贄ヲバ人造テ神ニハ備フルカト問ヘバ、妻然ニハ非ズ、生贄ヲバ裸ニ成テ爼ノ上ニ直グ臥テ、瑞籬ノ内ニ搔入テ、人ハ皆去ヌレバ、神ノ造テ食トナン聞、痩弊キ生贄ヲ出シツレバ、神ノ怒テ作物モ不吉、

人モ病、郷モ不靜トテ、此何度ト无物ヲ食セテ食ヒ太ラセント爲也トイヘバ、夫月來勞ツル事共皆心得テ、然テ此生贄ヲ食ラン神ハ、何ナル體ニテ御スルゾト問バ、妻猿ノ形ニ御ストナン聞ト答フレバ、夫妻ニ語フ樣、我ニ金吉ラン刀ヲ求テ令得テンヤト、妻事ニモ非ズト云テ刀一ツヲ構テ取セテケリ、夫其刀ヲ得テ返々ス鋭テ隱シテ持タリケリ、過ヌル方ヨリハ勇ミ寵テ、物ヲモ吉ク食太リタリケレバ、家主モ喜ビ、此ヲ聞繼者モ郷吉カルベキナメリト云テ喜ビケリ、此テ前七日ヲ兼テ此家ニ注連ヲ引ツ、此男ニモ精進潔齋セサス、家々ニモ注連ヲ引愼ミ合タリ、此妻ハ今何日ゾト計ヘテ泣入タルヲ、夫云慰ツヽ、事ニモ不思ヲゾ妻少シ慰ケル、此テ其日ニ成ヌレバ、此男ニ沐浴セサセ、裝束直クサセテ、髪削ラセテ髻取セテ、鬢直ク掻疏ヒ傅立ル間ニ、使何度トモ无來ツヽ、遲々シト責レバ、男ハ舅ト共ニ馬ニ乘テ行ヌ、妻ハ物モ不云シテ引被テ泣臥タリ、男行著テ見レバ、山ノ中ニ大キナル寶倉有、瑞籬事々シク廣ク垣籠タリ、其前ニ饗膳多ク居エテ人共員不知著並タリ、此男ハ中ニ座高クシテ食ハズ、人共皆物食酒呑ナドシテ舞樂ヒ畢テ後、此男ヲ呼立テ裸ニ成、結ヲ放セテ努々不動シテ物云ナト敎ヘテ含テ、俎ノ上ニ臥テ、俎ノ四ノ角ニ榊ヲ立注連木綿ヲ懸ケ、集テ掻テ前ヲ追テ瑞籬ノ内ニ掻居エテ、瑞籬ノ戸ヲ引閉テ人一人モ无返ヌ、此男ハ足ヲ指延タル腔ノ中ニ、此隱シテ持タル刀ヲ然氣无テ夾ミテ持タリケリ、而ル間一ノ寶倉ト云フ寶倉ノ戸スヾロニキト鳴テ開ケバ、其ニゾ少シ頭ノ毛太リテムクツケク思ケル、其後次次ノ寶倉ノ戸共次第ニ開渡シツ、其時ニ大キサ人許ノ猿、寶倉ノ高ノ方ヨリ出來テ、一ノ寶倉ニ向テカヾメケバ、一ノ寶倉ノ簾ヲ掻開テ出ル者有、見レバ此モ同ジ猿ノ齒ハ銀ヲ貫タル樣ナル、今少シ大キニ器量キ歩出タリ、此モ早ウ猿也ケリト見テ心安ク成ヌ、此樣ニシツヽ、寶倉ヨリ次第ニ猿出居テ著並テ後、彼初メ寶倉ノ高ヨリ出來タリツル猿、一ノ寶倉ノ猿ニ向居タレバ、一ノ寶倉ノ猿カヾメキ云ニ隨テ、此ノ猿生贄ノ方樣ニ歩ビ寄來テ、置タル魚箸刀ヲ取テ、生贄ニ向テ

切ント爲程ニ、此生贄ノ男胯ニ夾タル刀ヲ取マヽニ俄ニ起走テ、一ノ寶倉ノ猿ニ懸レバ、猿周アワテ仰樣ニ倒タルニ、男ヤガテ不起シテ押懸リテ踏ヘテ刀ヲバ未ダ不指宛テ、己ヤ神ト云ヘバ、猿手ヲ摺、異猿共此ヲ見テ、一ツモ无逃去テ木ニ走リ登テカヽメキ合タリ、其時ニ男傍ニ葛ノ有ケルヲ引斷テ此猿ヲ縛テ柱ニ結付テ、刀ヲ腹ニ指宛テ云、ヤ己ハ猿ニコソハ有ケレ、神ト云虛名乘ヲシテ、年々人ヲ噉ハムハ極キ事ニハ非ズヤ、其二三ノ御子ト云ツル猿慥ニ召出セ、不然ハ突殺テン、神ナラバヨモ刀モ立ジヤ、腹ニ突立テ試ント云テ、塵許棲ル樣ニスルニ、猿叫テ手ヲ摺ニ男然ラバ二三ノ御子ト云フ猿疾召出セト云バ、其ニ隨テカヽメケバ二三ノ御子ト云猿出來タリ、亦我ヲ切ラントシツル猿召セトイヘバ、亦カヽメケバ其猿出來ヌ其猿ヲ以テ葛ヲ折ニ遣テ二三ノ御子ヲ縛テ結付ツ、亦其猿ヲモ縛テ己我ヲ切ンドシツレ共、此ク隨ハヾ命ヲバ不斷、今日ヨリ後案內モ知ヌ人ノ爲ニ祟ヲ成シ、不吉事ヲモ至サバ其時ニナン、シヤ命ハ斷テント爲ト云テ、瑞籬ノ內ヨリ皆引出シテ木ノ本ニ結付ツ、然テ人ノ食物共シタル火ノ殘テ有ケルヲ取テ、寶倉共ニ次第ニ付渡セバ、此社ヨリ鄉ノ家村ハ遠ク去タレバ、此ク爲事共ヲモ否不知ラ有ケルニ、社ノ方ニ火ノ高ク燃上タリケルヲ見テ、鄉ノ者共此ハ何ナル事ゾト怪ミ騷ケレドモ、本ヨリ此祭シテ後三日ガ程ハ家ノ門ヲモ閉籠テ、人一人モ外ニ出ル事无リケレバ、騷ギ迷ヒ乍ラ出テ見ル人モ无シ、此生贄ヲ出シツル家主ハ、我生贄ノ何ナル事ノ有ニカト、靜心无怖シク思ヒ居タリ、此生贄ノ妻ハ、我男ノ刀乞取テ隱シテ持タリツル怪カリツルニ合セテ、此ク火ノ出來タルハ、彼ガ爲態ナラント思テ、怖シクモ不審クモ思フ程ニ、此生贄ノ男、此猿四ヲ縛テ前ニ追立テ、裸ナル者ノ髻放タルガ、葛ヲ帶ニシテ刀ヲ指テ杖ヲ突テ、鄉ニ來テ家々ノ門ニ臨ツヽ見レバ、鄉ノ家々ノ人此ヲ見テ、彼生贄ノ御子達ヲ縛テ前ニ追立テ來ルハ何ナル事ゾ、此ハ神ニモ增タリケル人ヲ、生贄ニ出シタリケルニコソ有ケレ、神ヲダニ此ス、增テ我等ヲバ噉ヤセンズラント恐テ迷ヒケリ、

而ル間生贄男ノ家ニ行テ門ヲ開ヨト叫ケレ共、音モ不爲ヲ、只開ヨヨモ惡事不有、不開バ中々惡キ事有ナント、疾ク開ヨト門ヲ踏立レバ、男出來テ娘ヲ呼出シテ、此ハ極キ神ニモ増タリケル人ニコソ有ケレ、若我子ヲバ惡トヤ思フラム、和君門ヲ開テ云誘ヘヨト云ヘバ、妻怖シ乍ラ喜シク思テ、門ヲ細目ニ開タレバ、押開ルニ妻立レバ疾ク入テ、其裝束取テ得サセヨト云ヘバ、妻郎返入テ狩衣袴烏帽子ナド取出タレバ、猿共ヲバ家戸ノ許ニ強ク結付テ、戸口ニテ裝束シテ、弓胡籙ノ有ケルヲ乞出テ、其ヲ負テ男ヲ呼出テ云ク、此ヲ神ト云テ年毎ニ人ヲ食セケル事、糸奇異シキ事也、此ハ猿丸ト云テ、人ノ家ニモ繫テ飼バ被飼テ人ニノミ被掕テ有者ヲ、案内モ不知シテ、此ニ年來生タル人ヲ食セツラン事極テ愚也、己ガ此ニ侍ラン限ハ、此ニ被掕ル事有マジ、只己ニ任セテ見給ヘト云テ、猿ノ耳ヲ痛ク摘バ、念ジ居タル程糸可咲、此人ニハ隨ヒタリケル者ニコソ有ケレト見ルニ、憑シク成テ云ク、己等ハ更ニ此ル案内モ不知侍ケリ、今ハ君ヲコソハ神ト仰ギ奉テ、身ヲ任セ奉ラメ、只仰ノマヽト云テ手ヲ摺バ、去來給ヘ有シ大領ノ許ヘト云テ、男具シテ猿丸共ヲ前ニ追立テ行テ門ヲ叩クニ、其モ不開ヲ、男ト有テ此只開給ヘ、可申事有、不開給ハバ中々惡キ事有ナント云、恐シケレバ、大領出來テ恐々門ヲ開テ、此生贄ヲ見テ土ニ平ミ居タレバ、生贄猿共ヲ家ノ内ニ引列テ、目ヲ嗔カシテ猿ニ向テ云ク、己ガ年來神ト云虚名乘ヲシテ、年ニ一人ノ人ヲ食セ失ヒケル、己更ヨト云テ弓箭ヲ番テ射ヌレバ、猿叫テ手ヲ摺テ迷フ、大領此ヲ見テ、奇異シク怖シ氣ニ思テ、男ノ許ニ寄テ、我等ヲモヤ殺シ給ハンズラン、助ケ給ヘト云ヘバ、男只御セ己ガ侍ランニハ、ヨモ然ル事不有トイヘバ、憑シク思テ居ニ、生贄吉々己ガ命ヲバ不斷ジ、此ヨリ後ニ此邊ニ見エテ、人ノ爲ニ惡キ事ヲ至サバ、其時ニ必ズ射殺シテントスルゾト云テ杖ヲ以テ廿度許ヅヽ次第ニ打渡テ、郷ノ者共皆呼集テ、彼社ニ遣テ、姪タル屋共皆壞集メテ火ヲ付テ燒失ヒツ、猿ヲバ四年被負セテ追放ケリ、片塞キツヽ山深ク逃入テ、其後敢テ不見クリ、此ノ生贄ノ男ハ、其後其鄕

ノ長者トシテ、人ヲ皆進退シ仕ヒテ、彼妻ト棲テゾ有ケル、此方ニモ時々密ニ通ケレバ、語リ傳タル成ベシ、本ハ其ニハ馬牛モ狗モ无リケレドモ、猿ノ人捷スルガ爲トテ、狗ノ子カ仕ハン料ニトテ、馬ノ子ナド將渡シテ有ケレバ、皆子共産テゾ有ケル、飛驒國ノ傍ニ此ル所有トハ聞ケドモ、信濃國ノ人モ、美濃國ノ人モ行事无カ也、其ノ人ハ此方ニ密ニ通ナレドモ、此方ノ人ハ行事无カ也、此ヲ思フニ彼僧ノ其所ニ迷ヒ行テ生贄ヲモ止、我モ住ケル、皆前世ノ報ニコソハ有ラメトナン、語リ傳ヘタルトヤ

〔今昔物語二十九〕鎮西猿打殺鷲爲報恩與女語第卅五

今昔、鎮西ノ□□國□□ノ郡ニ賤キ者有ケリ、海邊近キ所ニ住ケレバ、其妻常ニ濱ニ出テ磯ヲシケルニ、隣ニ有ケル女ト二人、磯ニ出テ貝ツ物ヲ拾ケルニ、一人ノ女二歳許ノ子ヲ背ニ負タリケルヲ、平也ケル石ノ上ニ下シ置テ、亦幼キ童ノ有ケルヲ付テ遊バセテ、女ハ貝ヲ拾ヒ行ク程ニ、山際近キ濱ナレバ、猿ノ海邊ニ居タリケルヲ、此ノ女共見テ、彼レ見ヨ彼ニ魚伺フニヤ有ラム、猿ノ居ルヲ去來行テ見ムト云テ、此ノ女二人列テ歩ビ寄ルニ、猿逃テ行カムズラムト思フニ、怖シ氣ニハ思タル物カラ、難堪氣ニ思テ否不去テカヽメキ居ケレバ、女共何ナルコト有ルゾト思テ立廻テ見レバ、溝貝ト云物ノ大キナルガ、口ヲ開テ有ケルヲ、此ノ猿ノ取テ食ハムトテ手ヲ差入レタリケルニ、貝ノ覆テケレバ、猿ノ手ヲ咋ヘラレテ否不引出サテ、鹽ハ只滿ニ滿來ルニ、貝ハ底樣ニ堀入ル、今暫シ有テハ鹽滿テ海ニ入ベキ程ニ、此ノ女共此レヲ見テ咲ヒ喤ルニ、一人ノ女此ノ猿ヲ打殺サムトテ、大キナル石ヲ取テ搗ムト爲ルヲ、今一人ノ子負タリツル女、ユヽシキ態爲ル御許カナ、糸惜氣ニト云テ搗ムト爲ル石ヲ奪ヘバ、搗タヽトスル女、此ル次デニ此奴ヲ打殺シテ、家ニ持行テ燒テ食ハムト思フハト云ケレドモ、此ノ女強ニ乞請テ、木ヲ以テ貝ノ口ニ差入レテ口ケレバ、少シ排タレバ猿ノ手ヲバ引出デヽ、然テ猿ヲ助ケムトテ貝ヲ可殺キニ非ズト云テ、異

貝共ヲバ拾フ心ナレドモ、其ノ貝ヲバ和ラ引拔テ沙ニ掻埋テケリ、然テ猿ハ手ヲ引拔テ走リ去テ、此ノ女ニ向テ事吉氣顏造テ□□居ケレバ、女己ヨ人ノ打殺サントシツルヲ、强ニ乞請テ免スハ□□ノ志ニモ非ズ、獸也トモ思ヒ知レト云テ、猿此レヲ聞顏ニテ、山様ニ走リ、行ケルガ、此ノ女ノ子居タル石ノ方様ニ走リ懸リテ行ケレバ、女侘ト思フ程ニ、猿其ノ子ヲ掻抱テ山様ニ、逃テ行ケレバ、付テ置タリツル小童此レヲ見テ愕泣ケルヲ、母聞付テ見ヤリタルニ、猿我ガ子ヲ抱テ山様ニ走リ入レバ、女彼ノ猿ノ我ガ子ヲ取テ行クハ、物思ヒ不知ザリケル奴カナト云ヘバ、打殺サムトシツル女ハ然テコソヨ、和御許面ニ毛有ル者ハ物ノ恩知ル者カハ、打殺タラマシカバ我レ所得シタル者ノ、和御許ノ子ハ不被取ザラマシ、然テモ妬キ奴カナヽド云テ、女二人乍ラ走リ懸リテ追ヘバ、猿逃レドモ□□ニ遠クハ不逃去ズシテ山ヘ入ルニ、女共痛ク走リ追ヘバ、其レニ隨テ猿モ走ル、女共靜ニ歩ヘバ、猿モ靜ニ歩ビ去ツヽ一町許ヲ隔テ山深ク入レバ、後ニモ女共不走ズシテ猿ニ向テ、心疎カリケル猿カナ、己ガ命ノ失ヌベカリツルヲ助ケヌルヲ、其レヲ喜ト思ハムコトコソ難カラメ、我ガ悲ト思フ子ヲ取テ行クハ、何カニ思フゾ、譬ヒ其ノ子ヲ食ハムト思フトモ、命ヲ生ツル代ニ、我レニ其ノ子ヲ得サセヨト云フ程ニ、猿山深ク入テ大キナル木ノ有ルニ子ヲ抱キ乍ラ遙カニ登ヌ、母ハ木ノ本ニ寄テ異キ態カナト思テ、見上テ立テレバ、猿木ノ末ニ大キナル胯ノ有ルニ子ヲ抱テ居リ、一人ノ女ハ家ニ返テ、和御許ノ主ニ告ムト云テ走返テ行ヌ、母ハ木ノ本ニ留テ見上テ泣居タレバ、猿木ノ枝ノ大キナルヲ引撓テ持テ、子ヲバ脇ニ挾テ子ヲ動カセバ、子音ヲ高クシテ泣ク、泣止レバ亦泣カセ爲ル程ニ、鷲其音ヲ聞テ取ラムト思テ疾ク飛テ來ル也ケリ、母此レヲ見テ何様ニテモ我ガ子ハ被取ナムズルニコソ有ケレ、猿不取ズトモ、此ノ鷲ニ必ズ被取ナムトスト思テ泣居ル程ニ、猿此ノ引撓タル枝ヲ今少シ引撓テ、鷲ノ飛テ來ルニ合セテ放タレバ、鷲ノ頭ニ當テ逆様ニ打落シツ、其ノ後猿尙其枝ヲ引撓テ子ヲ泣セケレバ、亦鷲

飛來タルヲ、前ノ如クシテ打落シツ、其時ニハ母心得ケル、早ウ此ノ猿ハ子ヲ取ラムトニハ非ザリケリ、我レニ恩ヲ酬ムトテ、鷲ヲ打殺シテ我レニ得サセムト爲ル也ケリト思テ、彼ノ猿ヨ志ノ程ハ見ツ、然計ニテ只我ガ子ヲ平カニテ得サセヨト、泣々ク云ケル程ニ、同様ニシテ鷲五ツ打殺シテケリ、其ノ後猿他ノ木ニ傳テ、木ヨリ下テ、子ヲ木ノ本ニ和ラ居エテ、木ニ走リ登テ、身打搔テ居ケレバ、母泣々ク喜デ子ヲ抱テ、乳飲セケル程ニゾ、子ノ父ノ男走リ喘タキテ來タリケレバ、猿ハ木ニ傳ヒテ失ニケリ、木ノ下ニ鷲五ツ被打落テ有ケレバ、妻夫ニ此ノコトヲ語リケルニ、夫モ何カニ奇異ク思ケム、然テ夫其ノ鷲五ツガ羽尾ヲ切取テ、母ハ子ヲ抱テ、家ニ返リニケリ、然テ其ノ鷲ノ尾羽ヲ賣ツヽ、仕ケル、恩報ズト云乍ラ、女ガ心何カニ侘シカリケム、此レヲ思フニ獸ナレドモ恩ヲ知ルコトハ、此ナム有ケル、何況ヤ心有ラム人ハ、必ズ恩ヲバ可知キ也、但シ猿ノ術コソ糸賢ケレトゾ人云ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕越後の國に乙寺といふ寺に法花經持者の僧住て、朝夕讀しけるに、二の猿來りて經を聞けり、二三日をへて、僧こゝろみに猿に向て云やう、汝なにの故に常に來るぞ、もし經を書奉らんと思ふかといへば、二の猿掌を合て僧を頂禮志けり、あはれに不思議に思ふ程に、五六日をへて數百の猿あつまり、かうぞの皮をおふて來りて僧の前にならべおきたり、此時僧これを取て料紙にすかせてやがて經を書奉る、其間二の猿やう〳〵くだものを持て日々に來りて僧にあたへけり、かくて第五卷に至る時、此猿見えず、あやしく思て山をめぐりてもとむるに、ある山の奥にかたはらに山のいもをきて、頭を穴の中に入てさかさまにして二の猿死してあり、山のいもを深くほり入て、穴に落入てえあがらずして死したるなめり、僧あはれにかなしき事限りなし、其猿のかばねを埋みて念佛申て廻向して歸りぬ、其後經をばかきをへずして、寺の佛前の柱をゑりてその中に奉納してさりぬ、其後四十餘年をへて、紀躬高朝臣當國の守に

なりて下りたりけるに、先かの寺に詣て住僧を尋て問やう、もし此寺に書をはらざる經やおはしますと尋ければ、其昔の持經の僧、いまだいきて八旬のよはひにて、出て此經の根元をかたる、國司大きに歡喜して云く、われ此願を果さんが爲に、今當國の守に任じて下り來れり、昔の猿はされば我なり、經の力によりて身を得たるなりとて、則更に三千部を書奉り、かの寺いまだあり、更にうきたる事にあらず、○中略

文覺上人高雄興隆の頃、見まはりけるに、清瀧川の上に大なる猿兩三疋有けるが、一の猿岩の上にあふのき伏て動かず、二疋は立のきてゐたりけり、上人あやしみ思ひてかくれて見ければ、鳥一兩飛來て、此ねたる猿のかたはらにゐたり、とばしばかり有て、猿の足をつゝきけり、猿猶はたらかず死にたる樣にてあれば、鳥次第につゝきて、上にのぼりて目をくじらんとしける時、猿鳥の足を取ておきあがりにけり、其時殘の猿二疋出來りて、長きかづらを持て鳥の足に付てけり、鳥飛去らんとすれどもかなはず、さてやがて川におりて、鳥をば水に投入てかづらのさきを取て一疋は有、今二疋は川上より魚をかりけり、人の鵜つかひけるを見て、魚をとらせんとしけるにや、ふしぎにぞ思よりたりける、鳥は水になげいれられたれども、其益なくてとにければ、猿共は打すてゝ山へ入にけり、ふしぎなりし事まのあたり見たりしとて則上人かたりける事なり、

近頃常陸國たかの郡に一人の上人有けり、大なる猿をかひけり、件の上人妙法經かゝんとて、かうぞをこなして料紙すきけゝる時、此猿に向ひて、なんぢ人なりせば、是程の大願に助成なとはとてまし、畜生の身、口をしとは思はぬかといひたりければ、猿うち聞て何とかいふらん、目をはたらかせ共きゝとる人なし、かくて其夜猿うせにけり、朝にもとむれ共、すべて行方をとらす、はやく此猿他の郡へ行てけり、或人のもとに白栗毛なる馬をかひける馬屋に至て、件の馬を盗みてけり、いづくにてか取たりけん、下﨟の著る手なしといふ布著物を著て、鎌を腰にさしてあみ笠

をなんきたりける、其馬に打のりてひじりの許へ行けるを、馬主追て來けり、猿かねて其心を得て、人ばなれの山のそば野中などを來ければ、馬ぬしも見あはで人々に問ければ、其山のそば其野の中をこそ、十四五ばかりなる童、其色の馬にのりて行つれと對へければ、其道にかゝりて追て行に、はやく馬主のこざりけるさきに、此さるひじりの許に來て、馬つなぎて何とかいふらんひじりに向ひて、さま〴〵にくどきごとをしける、折ふし馬主追て來けり、上人此次第を有のままに始よりかたりて猿を見せければ、馬ぬしかく程のふしぎにて候はん、いかでか此馬返し給候べき、畜生だにも妙法經の助成の志候て、かゝるふしぎを仕候に、まして人倫の身にて、などか結縁したてまつらざらん、速に此馬を法花經に奉るべしといひて歸りにけり、なさけある馬主なり、此事更にうきたる事にあらず、まさしく其様見たりしとてかたり申人侍り、此事は、畠山庄司次郎がうたれし年の事になん侍ける、（建仁二年壬戌年也）

〔後鳥羽院御記〕建仁二年四月廿二日丙辰、抑今朝召前中納言敎成之猿丸見之、總三疋、父母子、於敎成家令生子云々、飼猿生子事、尤希代事云々、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕承久四年の夏の頃、武田太郎信光、駿河國淺間のすそにて狩をしけるに、むら猿を町中へ追出して面々に射けるに、三疋を殺し三疋をば生取にしてけり、其猿共を家に歸りて、いけ猿をばつなぎて、其前に死にたる猿共おきたりけるに、一疋の猿死にたる猿をつく〴〵とまもりて、其猿にひしといだき付、やがて是も死にけり、おのが妻などにて有けるにこそ、むざんなりける事なり、召人にて武田があづかりたる、其狩にぐせられて、まさしく見たりしとてかたりしなり、

又同五郎信正が狩をしけるに、大なる猿を一疋木に追のぼせて射殺さんとしけるに、其猿指をさして物ををしふる體なり、人心を得ずあやしみて、さうなくも射殺さで、志ばし見ゐたるに、猶

頬にゆびをさしければ、其ゆびさす方に人をやりて見すれば、大なる女鹿一疋ふしたりけり、あの鹿を射てわれをたすけよとをしへけるにこそ、をしへにつきて鹿をばやがて射ころしてけり、猿をばゆるすべきに、それをもやがて射てけり、信正折々此事のむざんにおぼゆるとて、妙法經を書たりしとかたり侍りけり、○中略

豐前國住人太郎入道といふ者ありけり、男なりける時、常に猿を射けり、或日山を過るに、大猿有ければ、木に追のぼせて射たりける程に、かせぎに射てけり、既に木より落んとしけるが、何とやらん物を木のまたにおくやうにするを見ければ、子猿なりけるを、をのがきずをおひて地に落んとすれば、子猿をおひたるをたすけんとて、木のまたにすてんとしける也、子ざるは又母につきて放れじとしけり、かくたび／＼すれども、猶子猿とりつきければ、もろともに地におちにけり、それより永く猿を射る事をばとゞめてけり、

〔類聚大補任首書〕仁治三年、鳥羽御厩猿子ヲ產云々、而被レ授二兵衛尉一ト云々、

〔沙石集八上〕鳥獸恩知事

中比、伊豆國ノ或處ノ地頭ニ若男有ケリ、獵シケルツイデニ、猿ヲ一疋イケドリニシテ、足ヲシバリテ、家ノ柱ニ結付タリケルヲ、彼母ノ尼公慈悲アル人ニテ、アライトヲシ、如何ニ侘シカルラム、アレトキ許シテ山ヘヤレトイヘドモ、郎等冠者原、主ノ心ヲ知テ、恐レテ足ヲトカズ、イデ去ラバ我トカントテ、足ヲトキ許シテ、山ヘヤリヌ、是ハ春ノ事成ケルニ、夏覆盆子ノ盛ニ、覆盆子ヲ栢ノ葉ニ褁ミテ、ヒマヲ伺ヒテ此猿尼公ニ渡シ奉ケリ、アマリニ哀ニイトヲシク思ヒテ、布ノ袋ニ大豆ヲ入テ猿ニトラセツ、其後栗ノ盛ニ先ノ布ノ袋ニ栗ヲ入テ、ヒマヲ伺ヒ又持テ來ル、此度ハ猿ヲトラヘテ置テ、子息ヲヨビテ、此次第ヲ語リテ、子々孫々迄モ此處ニ猿殺サシメジト起請ヲ書ケ、若サラズバ母子ノ儀有ベカラズト、ヲビタヾシク誓狀シケレバ、子息起請書キテ、常時迄モ此

處ニ猿ヲ殺サヌ由、或人語リキ、所ノ名迄ハ承ラズ、マシテ人トシテ恩ヲシラザランハ、ゲニ畜生ニモ猶劣レリ、近代ハ父母ヲ殺シ、師匠ヲ殺ス者、聞ヘ侍リ、悲キ濁世ノ習ナルベシ、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

般若院ノ法印ガ許ニ召仕ケル童、俄ニ物ニ狂テ、様々ノ事ヲ口走ケルガ、我ニ大八王子ノ權現ツカセ給タリト名乘テ、此御廟ノ材木急ギ本ノ處ヘ返シ運ブベシトゾ申ケル、○中略後日ニコソ奏聞ヲ經メト申テ、其日ノ奏シ事ヲ止メケレバ、神託空ク衆徒ノ胸中ニ藏レテ、知人更ニ無リケリ、山門ニハ西坂ニ軍アラバ本院ノ鐘ヲツキ、東坂本ニ合戰アラバ生源寺ノ鐘ヲ鳴スベシト、方々ノ約束ヲ定タリケル、爰ニ六月廿日ノ早旦ニ、早尾ノ社ノ猿共數多群來テ、生源寺ノ鐘ヲ、東西兩塔ニ響渡ル程コソ撞タリケレ、諸方ノ官軍九院ノ衆徒是ヲ聞テ、スハヤ相圖ノ鐘ヲ鳴ス、サラバ攻口ヘ馳向テ防ガントテ、我劣ラジト渡リ合フ、東西ノ寄手此形勢ヲ見テ、山ヨリ逆寄ニ寄スルゾト心得テ、○中略楯ヨ物具ヨト周章色メキケル間、官軍是ニ利ヲ得テ、山上坂本ノ勢十萬餘騎、木戸ヲ開キ逆茂木ヲ引ノケテ打テ出タリケル、○中略大將高豐前守○師重ハ太股ヲ我太刀ニ突貫テ引籠タリケルヲ、舟田長門守ガ手ノ者是ヲ生虜リ、白晝ニ東坂本ヲ渡シ、大將新田左中將○義貞ノ前ニ面縛ス、○中略若黨ノ一人モ無シテ、無云甲斐敵ニ被生捕ケルハ、偏ニ醫王山王ノ御罰也ケリト、今日ハ昨日ノ神託ニヨリケルニヤト被思合テ、身ノ毛モ彌立ツ計也、

〔常山紀談一〕持資○太田京に上りしとき、慈照院殿○義政饗應せんとなり、慈照院殿に一ツの猿あり、見しらぬ人をば、必かき傷ふといふ事を持資聞て、猿つかひに賂して猿をかり、旅亭の庭につなぎ、出仕の装束して側を過るに、猿飛かゝるを、鞭を以て思ふさまにたゝき伏たれば、後には猿首をたれて恐れ居たり、持資猿つかひの人に禮謝して猿をかへしたり、かくて饗應の日、かねて慈照院殿かの猿を、進るべき所につなぎおきて、持資が狼狽するを見んと待れたるに、持資をかの猿

見るとひとしく地に平伏す、持貧衣紋ひきつくろひ打過たりければ、唯人に非ずと、大に懼れたるとなり、

〔土佐軍記下〕土佐寄船事

慶長元年九月八日、元親公居城長家ノ森種崎ノ麓、葛木濱浦戸ノ湊へ、夥敷唐船ヨリ來ル、元親公軍兵ヲツカハシ、此船ヲ湊へ引ヨスル、是ハ南蠻ノ内延須蠻ト云國へ通船也、〈中略〉右ノ趣ヲ元親公ヨリ秀吉卿へ言上アリ、時ヲ不移増田右衛門尉ヲ遣シ船中ヲ改ルニ、〈中略〉

一生タル猿七疋 面白ク、毛ハ黑ク、尾ハ長ク、鼠ノ尾ノ如シ、

〔武隱叢話〕老人の物語に、我其昔藝州廣島に在し時、福島伊豫守屋舖書院の雪隱に化物在、〈中略〉夜半前團右衛門〈塙〉厠へ行、亭主心得て小姓に手燭持せて供に遣す、團右衛門何心なく手燭請取、厠へ行用達し、厠の上に二抱程の大松に蔦はひ茂りたる有、稍は十二三間高し、其梢より何とも知らず蔦の葉鳴さわぎ、物の傳下音して厠の屋根へ飛下事、其音大男などの足音なり、團右衛門吃と驚思に、內々世に云ならはす化物ならんと思ひ居たる處に、厠の屋根より內を差のぞき、其顏朱を塗たるがごとく、眼の光り鏡のごとく、牙を嚙出し、さながら鬼面に似たり、團右衛門少も騷がず、はたと睨返す、件の化物面を引込て不見、其儘厠の下より毛の生たる手にて、團右衛門が尻を撫る、心得たりとて、とらへんとするに手を引、又屋根よりのぞく、又睨たれば、其儘腕をとらへて內へ引込、厠の戶破れ、何とはしらず內へ引込て、團右衛門得たりやあふと引組、上を下へと返す、手燭も踏消、組合書院の椽に殘たる十五六歲の小姓、椽より飛下り走り行、其音居間へ聞るに付、皆々手燭を持走著、小姓は化物の足をとらへ居たり、團右衛門は血に染り、化物を脇差にて刺通たるを見たれば大成猿なり、

〔續撰淸正記七〕淸正家中江申出さる丶七箇條〈中略〉

江戸上り下りの船中にても、四書をよませて聞給ひけるが、ある時伏見にて、論語に自手朱引を致給ふを、子飼の猿が、常々傍に居てつく〳〵と見けるが、清正用有てた、れたる跡にて、此猿筆に朱を付、論語にめたと塗付たるを見給ひて、上古より猿は見る事學と見へたり、昔有僧、終南山に隱る、時に袈裟を失す、猿これを盜み、其身にきて岩上に座禪す、群猿これに効て座禪す、此猿たはふれに袈裟をかけ、人まねに座禪したれども、其功德によつて成佛したるときけば、此猿もわるさに、論語に朱を付たれども、少は聖人の道にかなふべきかと宣て、一笑し給といふ物語を、小耳に聞ける間、武勇一偏の大將にては無事必せり、

〔閑田耕筆三〕兒島尙善醫士語られしは、京師より丹波路を經て播磨に歸る山中にて、うち向ふ所物騷がしく、何ならんと見れば、猿どもあまた集りたるが中に、藤かづらやうの物にてあみたる春のごときものをする𛂞て、かはる〳〵たちより菓などあたへなぐさむるさま也、内には老さらぼひたる猿ほのかに見ゆ、子うまごども是につかふると𛀙られて、みづからも母の親もたれば、ことに更に感じて、かへるみちのいとゞいそがれしとなり、形人に近ければ、其情も亦近き成べし、されば是を畜もの、伎藝を敎れば馴てよく起舞せり、

〔新著聞集二慈愛〕猿子親を瘵して人心を感發す

信州下伊奈郡入野谷村の者、冬の日獵に出、不仕合にて歸る道の大木に大猿の居たりしを、これ究竟の事なりとて討とり、夜に入宿につき、明日皮を剝なん、凍ては剝がたしとて、圍爐裏のうへに釣おきぬ、深更に目をさましみれば、いけておきし火影みへつ隱れつするを不審しくおもひ、能々うかゞひみれば、子猿親の脇下にとりつき居けるが、一匹づゝかわる〳〵おりて火にて手をあぶり、親猿の鐵炮疵をあたゝめしを見るより哀さかぎりなくて、我いかなれば身一ッたてんとて、かゝる情なき事をなしつと先非を悔て、翌日頓て女房にいとまとらせて、頭をそり世を

のがれ、一心不亂の念佛者となり、諸國行脚に出しとなん、

〔奥州波奈志〕熊とり猿にとられしこと

これは、あや子がこゝに下りし、又のとしばかりのことなりき、二人組にて熊をとる狩人有しが、くまをもとむるとて、山にゆきしに、大木のもとに穴有て、其木にこと〳〵く爪にてかきし跡の有しをみつけて、壹人が是をとらばやといふを、ひとりはえきあらじ、たしかに猿なるべしとて、くみせざりしかば、歸りつれど、はじめにとらんといひ出し人は、とかく心すまで、我壹人行てとらむとていでたりしが、其夜かへらざりしかば、たしかに猿にとられつらんと思ひて、外に人ふたりをたのみて、三人づれにてゆきて、口の穴をふたぎ、熊とりのしかけにして、長柄の鎗にてつきころしつ、中に入てみたれば、昨日來りし人はとられてくはれたりと見えて、著たる横さしと帶計穴の中に有て、何もなし、皆猿の食盡したる也とぞ、その猿は九尺計有しと聞し、すべてさるといふものは、大食成物にて、また食するものなき時は、いく日もくはでをる物也とぞ、山にすむ獸はさとのものとごと也、をかしきふしなきことながら、大食の次にかきつ、

〔醍醐隨筆上末〕一飛驒の奥山に入て狩するに、猿の數々なきさはぎぬる、いかなる故ぞと見居たればむかふの大木の梢に鷲のすみけるが、猿の子をつかみ取てさきくらふなる、親猿にや有けむ、殊にすぐれてもだへかなしみけるが、後大木の葉かげよりねらひよりて上るに音もせず、友猿四五十つゞきたり、先懸の猿とびかゝり鷲の足にとりつけば、四五十の猿聲をあげてひたひたと取つゝ、足にも翅にも蟻のごとくつきたれば、鷲も多力の鳥なれ共、こらへず地へ落てけり、つたかづらと云物を手々にもちて、一まきづゝまきてとびのく、すべて百ばかりの猿にまかれて、鷲は少しもうごかず、たはら物のごとくに成ぬ、猿共谷々へかへりにたれば、狩人これをひろい取て、人々に見せける、親猿いかばかりかなしくて、身のをき所もなきまゝに、かゝるはかりご

とをやなしつらん、我業とする狩も此驚にたがふ事なしとて、それより狩をやめけると、不破翁飛驒の國に客遊せしとき、其人の語るをきゝけるとぞ、

〔親聽草 三集 六〕紫猿。

越後國頸城郡に住る獵師六藏といへるもの、鹿を狩んとて山中に入り、あやまりてかの穴といふおとし穴へ落いりけり、此穴深さ貳丈計も有ければ出べきやうなく、とやかくせしうちに夜も明ぬれども、人の來べきところならねば、只大空をのみあふぎ居たりけるに、いづくよりか猿五つ六つ穴の上に來り、人あるをあやしむ體にて、穴の中をうかゞひゐたり、六藏これを見て人に物いふごとく、ぬかづきて、われ誤りて此穴に落、出べきやうなし、なにとぞたすけくれよといふ、猿ども聞てがやがやとさゝやきつゝ、いづくにかゆきたりけるが、ほどなく猿の聲聞ゆとおもふ程に、此度は二三十打むれ來り、穴のめぐりを打かこみ、かしましくさけびあひしが、又打むれて去りぬ、いかゞなり行ならんと心ぼそくおもふうちに、丈高く毛いろ紫なる猿さきにすゝみ、先のましらどもをひきゐ來りて、穴のうちをのぞみ立て指揮するさまなれば、六藏うやまひふしおがみて、たすけ給へとこふ、かのさるどもいづくよりか藤づる一筋もち來りて穴の中に下し、とりすがれといふべきさまなれば、其つるにとりつきければ、猿ども力をあはせて引あげたり、あまりにうれしければ、再生の恩ねもごろに謝し、猿のかげ見ゆるかぎりふしおがみてぞありける、さるにてもさきの紫猿こそ二なきものなれ、かれが皮をはぎて毛ごろもとなしたらんには、黄金を得べきものならめと、まさなき心さし起りて、携居たる鐵砲に玉藥をこめ、かの猿のあとをうかゞひ行、一うちにうちころし、皮引はぎて山を下り、やがて國のかみにたてまつりければ、未曾有の寶也とて深くめでたまひ、黄金そくばく賜ふべし、さりとても、いかにしてかゝるものは得たるや、いかなる山にて獵し及たるやと問給へり、六藏さきのことどもつゝまず聞

えあげたりければ、領主ことにいかり給ひ、たとへ禽獸にまれ再生の恩を忘れて、却て其皮をはぎ來ること、鳥獸におとれる罪人なりとて、有司に命じ、六藏をひとやにつなぎ、やがて生ながら身の皮引はぎ、命をめされけると也、

〔兎園小説十一集〕。白猿賊をなす事　　文寶堂

佐竹侯の領國、羽州に山役所といふ處あり、此役所を預りをる大山十郎といふ人、先祖より傳來する所の貞宗の刀を秘藏して、毎年夏六月に至れば、是を取り出だして、風を入るゝ事あり、文政元年六月例のごとく座敷に出だし置きて、あるじもかたはら去らず、守り居けるに、いづこよりいつのまに來りけん、白き猿の三尺ばかりなるが一疋來りて、かの貞宗の刀を奪ひ立ち去り、ゆくりなき事にて、あるじもやゝといひつゝ、おつとり刀にて追ひかけ出づるを、何事やらんと從者共もあるじのあとにつきて走り出でつゝ、追ひゆく程に、猿は其ほとりの山中に入りて、ゆくへをしらず、あるじはいかにともせんすべなきに、途中より立ち歸り、この事從者等をはじめとして、親しきものにも告げしらせ、翌日大勢手配りして、かの山にわけ入り、奥ふかくたづねけるに、とある芝原の廣らかなる處に、大きなる猿二三十疋まとゐして、其中央にかの白猿は、藤の蔓を帶にしつゝ、きのふ奪ひし一腰を帶び、外の猿どもと何事やらん談じゐる體なり、これを見るより十郎はじめ、從者も刀をぬきつれ、切り入りければ、猿ども驚き、こと／＼く逃げ去りけれども、白猿ばかりは、かの貞宗を拔はなし、人々と戰ひけるうち、五六人手負たり、白猿の身にいさゝかも疵つかず、度々切つくるといへども、さらに身に通らず、鐵砲だに通らねば、人々あぐみはて、見えたるに、白猿は猶山ふかく逃げ去りけり、夫より山獵師共をかたらひけるに、此猿たま／＼見あたる時も候へども、中々鐵砲も通らずといへり、此後いかになりけん、今に手に入らざるよし、

〔縣門遺稿四〕白猿物語

も、とせばかりのむかしなりけるとかや、さがみの國に住ける人、にしの國に事やありけむ、海路をとりつゝゆかむとて、ともなふ人みたりよたりもありけらし、あるみなとより舟出してけるに、いとあらましきあらし眞風いたくおち來て、おもはぬかたにふねをやりぬるほどこそあれ、たゞ一時あまりがほどに、いく百里ともしら浪にゆられつゝをゆけば、いまやくつがへりて千尋の底のもくづともなりなましと、いと心ぼそくおぼゆるに、とあるしまにふきいたりぬ、猶はやちのふきやまねば、舟の中にはとゞまるべくもあらぬ物から、いかなる島ともしらねど、人人きそひおりつるに、島のたかさよこさいくばくしもあらねば、あなたのかぎりまで殘りなく見はるかに、人てふものもなく、家てふ物も見えず、木たちものふりてしげきに、浪かせ枝をならすおとたかく、草はらおひつゞきてふかきに、みづしほなぎさをひたすこと遠し、げにはからずも、あやしき所に來にけるかなと、かなたこなた見わたすほど、ましらどもあまたひきつれて出來ぬ、たけきざしなきけものなれど、むらがりつれば、いたくおそろしきこゝちす、○中略ほらの中にひとつのしろきましらすめり、これなむましらのをさなるとしられて、こゝらましらどもつきしたがひかしづくさまなりけり、やゝありて其しろきましら、あまた木のみをとり出してあたへつ、かの人うゑたりければよろこびてとりはみぬ、かくてより、ましら、かの人を洞のうちにこめおきて、ひごとにつとめて出行つゝ、くさぐさの木のみをとり來て、あたへけり、このましら、めのましらなりければ、かの人といもせのまじはりをなさんことを、ねんごろにこひけるに、あさましとおもふものから、いたくうとみなば、このゝちいかならむもはかりがたくて、心より外にむつまじくあひわたりければ、ましらはいやましに心をつくし、こゝろざしをはこび、朝なげにあさりして、はぐゝみやしなひけり、月日ふるがうちに、ましらみごもりてけるが、つひに子

猿藝

ざるをうみ出ぬ、彼人はましらにかしづかれて、木のみをはみゐければ、いたくもうゑやらずはらにかくろひて、露霜をさゝへぬれば、またこゞゆることもなかりき、○中略

元文未のとしみなづき望の夜たはぶれに志るす　　荷田在滿

〔新編常陸國誌六十土產〕猿白猿○中略

文化中、久慈郡諸澤村ノ農家ノ婦、子ヲ產テ二歲、夏月コレヲ浴セシメントシテ、湯盤ニ沸湯ヲイレ、兒ヲ傍ニ置テ水ヲトリニ行タル間ニ、家ニ飼タル老猿アリシガ、是兒ヲ浴セシメントヤ思ヒケン、沸湯トモ辨ゼズシテ、兒ヲ以テコレニ投ジケレバ、是兒忽ニ死ス、猿其屍ヲ抱持シテ驚噪スル處ヘ、農婦水ヲ取來リ、大ニ驚キ猿ヲイタク打コラシタルニ、コノ猿淚ヲ流シテワブルサマアリ、明日厩ヲ見レバ、コノ猿頸クヽリ死テアリシト云、

〔吾妻鏡三十六〕寬元三年四月廿一日乙酉、左馬頭入道正義自美作國領所稱將來之由、獻猿於御所、彼猿舞踏如人倫、大殿○藤原賴經幷將軍家○藤原賴嗣召覽于御前、爲希有事之旨及御沙汰、教隆云、是匪直之事歟、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕足利左馬入道義氏朝臣、美作國より猿をまうけたりけり、其猿えもいはずまひけり、入道將軍の見參に入たりければ、前能登守光村につゞみうたせられてまはせられけるに、誠に其興ありて、ふしぎなりけり、けんもんさの直垂小袴に、du卷まかせて、烏帽子をさせたりけり、始はのどかにまひて、末ざまにはせめふせければ、上下目を驚かして興じけり、舞はてゝは必纏頭をこひけり、とらせぬ限りはいかにも出ざりければ、興ある事にてまはせては必纏頭をとらせけり、件の猿やがて光村あづかりて養けるを、馬屋の前につなぎたりけるに、いかゞしたりけん馬にせなかをくはれたりけり、其後舞事もせざりければ、念なき事かぎりなし、

〔牛馬問四〕柳生但馬守殿、猿を貳疋飼給ひ、常々打太刀にして、劒術し給ひしに、此猿ども至極業に

通じて、初心の弟子衆は、いつも此猿に負しと也、爰に或浪人、鎗を自慢にて、何とぞ柳生公へ出合度と思ひ、緣を求て至り、對面の後、拙私儀少々鎗を心懸候、乍憚御覽被下といふ、但州聞玉ひ、安き事ながら、先此猿と立合見られよと有時、件の浪人大に腹あしき顏色にて、是はあまりなる事と申に、尤なれども、先立合見られよと有故、是非なく竹刀を持かゝりければ、猿も竹具足に面をかけ、小きしなへを持て、互に立合、彼もの只一突に突倒さんと懸りしに、猿つか〳〵と働て、何の造作もなく、件の男を打たり、案に相違し、今一度と望ければ、又一疋の猿を出さるゝに、立合、又此猿にたゝかれ、大に面目を失ひ歸り、それより四五十日程は、夜を以て日につぎ精心に工風をつくし、又柳生のもとへ行、對面の上、拙件の猿と立合申度と望ければ、但州聞玉ひ、見申に其方工夫先日よりも殊外上達也、今度は猿ども中々勝事成がたし、夫とも立合見られ候へとて、猿を出さるるに互に相向ひ、いまだ鑓を出ざるに、猿大に啼て逃しとなり、件の男も、但州の門弟となり、奥義を傳へたりといふ、これ猿さへも、學ぶ所をしれば、人中の有無を知、況や人として妙術を備へまじきや、

〔松屋外集二〕第五猿の劒術

武備志八十六卷陣練制 敎藝三に、影流劒術の目錄、幷其圖を出せるに、猿の劒術の圖あり、松下見林異稱日本傳中六卷九右丁今按に、及平足利氏之季、有日向守愛洲移香、磨霜刀年久、詣鵜戸權現、祈業精、夢神顯猿形示奥秘、名著于世、名家曰陰流、其徒上泉武藏守藤原信綱、用心損益之、號新陰流、有猿飛、猿囘、山影、月影、浮船、浦波、覽行、松風、花車、長短、徹底、磯波等手法云々、

〔倭訓栞中編九〕さるまはし　狙公也、莊子に出たり、さるつかひともいふ、朝四暮三の術は、狙に芧を與ふる事也、侯家に必猿まはしを扶持する厩馬の用也、さる木の下にくはし、

〔三十二番職人歌合〕二番　右勝　猿牽

花のさくかげにはよせじひく猿の枝をゆふらばちりもこそすれ〇中略

十八番　右勝　猿牽

ちく生もつかひいるれば中々にわれにはましの能のおほさよ

〔萬葉集三雜歌〕太宰帥大伴卿讃酒歌十三首〇中略

痛醜(アナミニク)、賢良乎爲跡(サカシラヲスト)、酒不飮(サケノマヌ)、人乎熟見者(ヒトヲヨクミバ)、猿二鴨似(サルニカモニル)、

〔日本書紀二十九天武〕四年四月庚寅、詔二諸國一曰、〇中略莫レ食二牛馬犬猿鷄之宍一、以外不レ在二禁例一、若有二犯者一罪之、

〔壓袋四〕一猿ヲ馬ノマホリトスルハ、イカナル子細ゾ、

猿ヲバ山父トナヅケ、馬ヲバ山子ト稱ス、コノユヘニ馬ニハサルヲオモクシテマホリトスト云云、文選ニハ、山父不レ貪二天地之衣一、曾參不レ慕二晉楚之富一ト云ヘリ、コノ山父ハ猿ニ非ズ、李善ガ注ニ山父卽巢父也ト云ヘリ、人ノ名也、別事也、譙周古老史記云、許由夏常居レ巢、故一號二巢父一云々、琴操曰、許由夏則巢居、冬則穴處、飢卽仍山而食、渴仍河而飮ト云ヘリ、コレラハ馬ノ事ニハ非ズ、又馬櫪神ト云フ神ハ馬ノマホリ也、ソノ神ノ形像ヲ圖スルニハ、兩足ノ下ニ猿ト鶺鴒トヲ踏テ、兩手ニツルキヲ持ス云々、宋朝ニハコレヲ馬ノマホリトス、此ノ神ノフメルモノナレバ、猿バカリヲモ用ル歟、櫪ノ字ヲバ常ニハフミイタトヨム、但シ馬寮式云、以二櫪一艘一宛二馬二疋一ト云ヘリ、ムマフチニハ槽ノ字ヲ用テ、フチトヨマスルニヤ、櫪ノ字又兩物ニ通ズル歟、

〔大和本草十六獸〕猿〇中略馬經ニムマヤニ母猴ヲカヘバ、馬ノ疫瘟ヲ除クトイヘリ、潛確類書曰、猴皮辟二馬疫一、本邦ニモ猴ノ馬病ヲサル事ヲシレリ、

〔安齋隨筆後編三〕一猿を厩に置事　稗海云、晉趙固之馬病、郭璞見之曰、使二獼猴相馴一之病可レ愈云、於レ是隨二璞之言一果病愈矣、此說にもとづけるのみ、しかれども妄作なり、信ずる事なかれ、同上

〔倭訓栞前編十佐〕さるぎ　厩にて馬をつなぐ木をよべり、猿木の義也、猿を馬の祈禱にするは、郭璞

が說によるとぞ、又猿の異名を馬留といへり、されど牧馬に猿が乘ば、馬多く驚るといふめり、河童はよく馬をなやますものにて、甚猿を畏るゝよし、物語多き事なれば、此故なるにや、馬經にも厩に母猴をかへば、馬の疫癘を除くよし見えたり、又宋朝に馬櫪神あり、其形像兩足に鶺鴒と猿を踏み、兩手に劒を執とぞ、是は陰陽家厩鎭の神也、

〔羅山文集 記十八〕馬厩額板畫猿記 堀田加賀守正盛求之

夫繫猿于厩、善除馬病、所從來已久矣、物理之自然不可誣也、按東晉幕府趙固乘馬疾將斃、固甚惜之、郭景純以奇術得一獸于社林而來、其形如猿、置之馬前、獸以鼻吸馬、馬起躍如初、李氏獨異志謂、世以獼猴置馬厩、此其義也、白香山題周皓大夫亭云、獼猴看櫪馬者、是其所見歟、又方書載、獼猴皮治馬疫氣、馬經云、厩畜母猴、辟馬瘟疫、逐月有天癸流草上、馬食之永無疾病、何可誣哉、今揭厩額畫以猿、則可知、馬之無疾病而肥健且衆多也、唯繫獼猴而不察雞豚可乎、且夫古人以名馬喩人才、千金馬必有千里之能、庶幾知人者、如孫陽如九方皐也、加之衛侯騋牝三千、以秉心塞淵故也、信公牧馬之盛、以思無邪故也、可不思乎、於是乎書、

〔嬉遊笑覽 十二禽蟲〕猿まなこ、蚤とり眼は同じ事なり、守武千句に、こすゑより來てこそはゆれ犬櫻、さるまなこにて花をみる頃、丹前能に、好物をいへば、猿がのみ取眼云々、今のみとり眼とのみいふは省きたることゝみゆ

〔常陸風土記 久慈郡〕自郡西北六里河內里、本名古々之邑、俗說謂猿聲為古々、

〔倭訓栞 中編九佐〕さるのみさけび　猿の三叫也、詩に三聲などいへるは、峽猿の物かなしきをのべたり、巫峽啼猿數行淚などもいへるによれるや、躬恒集猿の歌に、

心あらばみたびといふたび鳴聲を物思ふ人にきかせざらなん

〔夫木和歌抄 二十七猿〕六帖題　信實朝臣

ふかき夜の深山かくれのとのゐさるひとりおとなふ聲のさびしき

〔雜談集四〕目モミエズ耳モキコエズ音(コヱ)タヽズ三ツノ猿コソタモチヤスケレ

イワザルト見ザル聞ザルヨリモナヲオモハザルコソタモチガタケレ

不ㇾ言不ㇾ見不ㇾ聞、見惑斷ジ易キコト石ヲ破ガ如シ、思惑斷ジ難キコト藕絲ノ如シ云々、

〔のせざるさうし〕さるほどに、たんばのくに、のせの山に、としをへしさるあり、なをばましおのごんのかみと申ける、その子に、ごけまるどのとて、世にこえてちゑさいかくげいのふすぐれけるかたあり、此ごけまるどの、あふぎおつとり、一さしまふて入給ふを、いかなるものもみるより、心そらになし、おもしろからずといふ事なし、さるあひだ、ごけまるどの、やう〳〵はたちばかりにならせたまふ、ちゝはゝ、いかなるかたよりも、御よめごをと申させ給へ共、みゝにもきゝ入たまはず、われおもふちゑさい有、なみなみならんものをいかでかつまにむかへん、いかなるくぎやうてん上人のむすめならでは、ひさしからぬうき世に何かせんと、おぼしめしける、世中の人たち、身のほどしらぬ望して、おもひ給はんやからもあるべし、○下略

〔一話一言十五〕猿子眠

壽世青編云、伏氣有二三種眠法一、病龍眠、屈二其膝一也、寒猿眠、抱二其膝一也、龜鶴眠、踵二其膝一也、今も俗に膝を抱て眠るを猿子眠といふ也、

〔桃源遺事五〕一西山公○德川光圀むかしより、禽獸草木の類ひまでも、○中略この國○常陸へ御うつしなされ候、○中略

獸の類○中略　唐猿尾長有二尺餘一也

〔八丈島漂流記〕延享二年

麑猿兎などの類、都而なし、

猩猩

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕猩猩 爾雅注云、猩猩音星、此間云象掌、能言獸也、孫愐曰、獸身人面、好飲酒者也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕爾雅、猩猩、小而好啼、郭注云、山海經曰、人面豕身、能言語、今交趾封谿縣出猩猩、狀如貛㹠、聲似小兒啼、此所引蓋舊注也、按禮記曲禮云、猩猩能言、不離禽獸、逸周書王會解云、生生若黃狗、人面能言、注、生生一作狌狌、爾雅注、蓋本之、按說文、猩猩猩犬吠聲、非此義、依周書能言獸之猩々、本作生生、後人增作狌狌、或作猩猩、遂與犬吠聲之猩字混也、○中略廣韻云、能言似猿、聲如小兒也、與此不同、按淮南子氾論訓、高誘注云、猩猩、人面獸身黃色、又嗜酒、孫愐蓋本之、海內南經、狌狌知人名、其爲獸、如豕而人面、郭注、今交州封谿出狌狌、土俗人說云、狀如豚、而腹如狗、聲如小兒啼也、吳都賦注、引異物志曰、交趾封溪有猩猩、夜聞其聲、如小兒啼也、

〔下學集 上氣形〕猩猩(シヤウ〳〵) 人面身似猿能言、古語云、猩猩能言不離走獸、云、尤好酒屐者也、

〔本草綱目譯義 五十一獸〕狌々 猩ノ字ハ非也 和ナシ

俗ニシヤ〳〵ト云、嶺南八閩海南交趾邊ニ居ル、暖國ニイル、形サルノ如ク面人ノ如シ、髮赤シ、廣東新語云、猩々人面猨身、一名熊人、謂其熊而人也、一曰紅人、則謂其毛髮純紅也、性機警通八方言聲、如幼女子啼、亦淸越間學蟲鳥語音、一々曲肖、蓋獸中之百舌也、最嗜酒、人以酒滿注甕中、置高屐其傍、猩々見之、輒毀罵而去、已復還、姑以指染嘗之、遂至醉著屐而笑、人因縛取問之曰、○中略以血一升即得染布一丈、多血以染緋、久而不變、最可貴云々、日本ニテモ世俗猩々ノ血ニテ毛氈ヲソムルト云、中華ニモ云也、

〔淸正記 二〕主計頭登城進物には虎之皮五枚、三間續之猩々皮、折に積、御廣間の緣迄持出らる、治部少輔披露なり、太閤御諚に、此進物は、高麗にての亂妨物か、主計御前近く參候へと被仰、○下略

〔村庵稿 上〕猩々毛筆

醉遣束縛保身難、偶入文房插架看、安得酒船三百斛、貯爲硯滴不須乾、

〔重修本草綱目啓蒙寓類怪類三十五〕猩猩〇中略

増、本邦痘瘡ノ家ニ、猩猩ノ形ヲ作リテ祭ル、痘瘡ハ色紅ナランコトヲ欲ス、猩猩ハ酒ヲ好デ酒ハ一身ヲ順ラシ、紅色ナラシムル故ナリ、往昔黄蘗山萬福寺ノ開山隱元禪師、此猩猩ヲ祭ラシメ、痘瘡ヲ輕クスル禁呪ヲセシコトアリ、故ニ禪師入定ノ後モ祀ル者アリテ、好事ノ者、唐土ノ不倒翁ニ擬シテ、禪師ノ形ヲ作リ爲シテ、相共ニ祭ラシム、今ヲキアガリコボシト云人形是ナリ、老翁不倒堅固ノ形ヲ摸シ、小兒ニ祝シテ玩ビノ小人形トスル者ニシテ、今ニ至テ、痘瘡ノ家ゴトニ、猩猩トヲキアガリコボシトヲ祝物トス、因ミニ云、近年攝州ノ一比丘、痘瘡ノ呪ヲナスニ、小キ箕ノ裏ニ呪文ヲ書シ與ヘ、コレヲ祭ラシム、若痘痒キ時ハ、卽此箕ヲ掻ク、若シ痛ム時ハ、此箕ヲ摩スルト云、近比痘瘡家ニ、猩猩不倒翁小箕ノ三品ヲ以テ痘瘡ノ守護神トスト、本草綱目會誌ニ見ヘタリ、

〔松屋筆記九十八〕猩々といへる異名の者猩々瓶

武家盛衰記十九卷、忠輝卿御船遊ノ條に、越後國名生村ニ、今猩々ト云者アリ、渠ハ其浦ノ獵師ニテ庄左衞門ト申ケルガ、酒ヲ好テ飮ケルニ、如何程呑テモ醉タル事ナシ、依之諸人今猩々ト異名ヲ呼ブ云々、又猩々瓶ノ由來も見ゆ、近來天保六年豐前國宇佐八幡の神領小濱村の產子兄を猩壽とよび、弟を猩美とよぶ、二人江戶へ來り、猩々と號して、いづれも酒を一時に五合許呑む頭毛赤色にて實に猩々ともいひつべし、兄は十一歲、弟は八歲也、猩々の舞をまひおぼえて見せ物に出、諸家へも召れなどせり、天保十年にも石見竹島近き沖の孤島の獵師の子、頭髮赤くして大酒せる小兒、猩々と號て、京大坂邊へ見せ物に出たりといへり、

〔書言字考節用集五氣形〕狒狒ワラヒケモノ　梟羊同、山海經　野人同、方輿志　人熊同、説文　狒々ヒ、梟羊、人熊並同、人面長臂被髮迅走、又食人、詳山海經、本草

〔本草綱目譯義五十一獸〕狒々　通名也　山ワロウ

人ヲ見テヨク笑、薩摩豐後、其外深山ツヾキ處ニ居ル也、北國ハ飛驒農登邊ノ山ニ居ル也、形人ニ

シテ毛ノアルモノ、頭ノ毛長ク後ニ垂ル、唇大ニシテ笑ヘバ、上唇ニテ目ヲ覆也、能鐵炮ヲ返ト云、

〔重修本草綱目啓蒙三十五寓類怪類〕狒狒　ヤマワロ豐前、薩州、　一名　贛巨人山海經　㺐㺐典籍便覽　嘄陽庶物異名疏　萬費同上　費費通雅　吐嘍同上　山笑廣東新語

深山中ニ棲ム、木曾及豐前、薩州、飛州、能州ニアリト聞ケリ、人形ニシテ毛アリテ猴ノ如シ、毛ハ皆刺ノ如クシテ色赤シ、死スレバ脱落スト云フ、ソノ口至テ大ナリ、人ヲ見レバ笑フ、笑ヘバ上唇額ニ至リ目ヲ掩フ、故ニ人竹筒中ニ手ヲ入レテ前ニ出セバ、狒狒ソノ筒ヲ握リ笑テ唇目ヲ掩フ時、筒中ノ手ヲ拔出シ、錐ヲ以テ上唇ヲ額ニ釘シテ捕ルコト、集解ニ云ヘリ、

〔爾雅註疏十一釋獸〕狒狒、如人被髮、迅走食人、註、梟羊也、山海經曰、其狀如人、面長脣黑、身有毛、反踵、見人則笑、交廣及南康郡山中亦有此物、大者長丈許、俗呼之曰山都、狒音費、被音備、疏、狒狒獸名、狀如人、被髮疾走食人、山海經謂之梟羊、又謂之贛、周書王會云、北方謂之吐嘍、云山海經云者、海內南經文也、案彼文云、梟羊在北朐之西、其狀人面長脣有毛、反踵見人笑亦笑、左手操管、又海內經云、笑則脣蔽其目、因可逃也、故郭璞云、狒狒怪獸、被髮操竹、獲人則笑、脣蔽其目、終亦號咷、反爲我戲是也、云反踵者、脚跟反向也、大傳云、周成王時、州靡國獻之也、贛音感、

〔駿國雜志二十五〕狒々

巡村記云、志駄郡大堰河の奥深山にあり、身のたけ丈餘、唇長くして、上に反倒し、頭髪長き事、頭髪をたれたるが如し、進退とき事、迅風の如し、好て獸を食ひ、篠を食ふ、故に糞中獸毛と篠のみ也云云、獵師云、行人是に逢時は、身をひそめ聲を高ふすべからず、若人あるを知れば、害をなす事甚し云々、或云、是狒々に非ず、山丈(ヤマワラハ)也云々、按るに深山幽谷の内、何ぞ山丈のみならん、狒々も又在べし、

古事類苑

動物部五

獸五

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕鹿〇附麑 陸詞切韻云、鹿(音祿、和名加、)斑獸也、爾雅集注云、牡鹿曰麚〇(音家、日本紀私記云、牡鹿佐乎之加、)牝鹿曰麀〇(音憂、和名米加、)其子曰麛〇(音迷、字亦作麑、和名加奐、)

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕說文、鹿獸也、象頭角四足之形、鳥鹿足相似、从匕、李時珍曰、鹿馬身羊尾、頭側而長、高脚而行速、牡者有角、夏至則解、大如小馬、黃質白斑、俗稱馬鹿、牝者無角、小而無毛、雜黃白色、俗稱麀鹿、〇中略仁德三十八年紀有牡鹿、訓之加、顯宗卽位前紀訓注、牡鹿此云左嗚子加、則知所引私記顯宗紀也、本居氏曰、佐美稱、與眞通、故古事記作眞男鹿、地名有加稱佐者、有加稱眞者、其義同、如佐檜隈、眞熊野是也、是可知佐乎之加之爲眞牡鹿之義、然則佐衣、佐筵、佐夜、佐寢之佐、亦卽與眞通之佐、同美稱也、〇中略按仁德紀牝鹿訓女之加者、恐非古、〇中略爾雅、鹿牡麚、牝麀、其子麛、郭無注、此所引蓋舊注也、說文、麚牡鹿、麀牝鹿、麛鹿子、皆與爾雅合、隱十一年左傳正義、牡鹿之名麚、猶牡豕之名豭也、王引之曰、麚之言假也、爾雅釋詁、假大也、故獸之牡者名焉、按爾雅釋文、麛本或作麑、源君所據本亦作麑也、魯語、獸長麑麌、韋昭解鹿子曰麑、論語麑裘、皇侃疏、麑鹿子、皆是、按麑後世會意字、與說文狻麑形聲字自別、

〔類聚名義抄 七鹿〕鹿(今正音祿、和名カ)　麑(音迷、五號反、カコ、)　麛　麚麚麚(俗〇通〇正、音加、牡鹿カ〇ノ〇レ〇ヽ、サヲシカ、)　麀鹿(音憂、牝メカ、)　麈

或

〔伊呂波字類抄加動物〕鹿カ○カセ○キ○カノシヽ、麀鹿子カコ麛

〔八雲御抄三下獸〕鹿　をさを　秋清抄　きたちなくの万　きなくとも万　こよひはなかずいねにけらしも　かたぬくしかと云は、鹿のかたのほふをとりて、えひするうらをするなり、又占部とも云　万九、あきはぎを鹿のつまとはいふ也、さてはなのつまとはいふ、　すがる異名也　はちをもすがると云といへども、以鹿爲正說、　かせぎ　わひなき万　しかのしがらみとは、萩の中に入ほどにむすぼゝれたる也、　山よひとよみ　又山したとよみ　但このとよみの言、歌合に被咲事なり、　しろしか日本紀　日本武尊信の山にて、ひるをなげかけ給しか也、　伊勢大輔云、さをしかはかならずちゐさからねど、おほきならぬをばよむべし、

〔日本釋名中獸〕鹿シカ　しろくして臭ある也、かのしゝとは、かあしき肉也、

〔東雅十八畜獸〕鹿シカ　舊事紀に、眞名鹿讀てマナカと云ふ、また眞牡鹿と見えしをば、古事記には、眞男鹿としるしたり、眞名といひ、眞といふが如きは、美稱也と見えたれば、古には牡鹿をばヲシカと云ひしとぞ見えたる、カといひ、シカといふ、並に義不詳、舊事紀に、天斑駒といふものに、一說に鹿名也といふとしるされたり、其代に鹿をば眞名鹿、眞牡鹿などいひしに、亦呼て斑駒といふべき事とも思はれず、斑駒といひしは別に其物ありぬべけれど、義訓に隱れしかば異なる說もありしなるべし、

〔倭訓栞前編十一〕しか　鹿をいふ、肉香の義にや、角の岐の數によりて聲を發す、よて四聲を限るもの也と、山家の說也、角に十二の岐あるもの、南都正倉院の寶物たり、又楓の形したるもあり、軍用にせし事多く見えたり、眼科には角を角石といふ、〇中略　ともしの鹿は、鹿兒にて鳴ぬものなりといへり、〇中略　史に多入鹿爲證前言といふ事見えて、叛意なきの旨を明せり、さをしかの八耳より出たるにや、春日に鹿を神使といへるは、第一殿は鹿島神にて、神幸の時、鹿に乘たまふよし、古記に見えたり、よて春日嚴島ともに鹿民家に多くて犬の如し、〇中略　鹿を追者は、山を見ずとは、淮南子に逐獸者目不見大山と見ゆ、

〔藤原基俊家集下〕さがにまかりて、鹿のなくを聞てよめる、
を。し。か鳴この山里のさがなればかなしかりけり秋の夕ぐれ
〔塵袋四〕一シ。ヽ。ヲ鹿ト云歟
常ニハカノシヽニ限リテシヽト計云歟、但日本紀ニハ、鳥獸ト書テ、トリシヽト讀マセタリ、諸獸ニワタル詞歟、猪鹿ニ限リテ云フメリ、
〔古事記傳二十七〕白鹿は斯漏伎加と訓べし、和名抄に鹿和名加とあり、鹿は加と云ぞ正しき名なる故、萬葉の歌を書るに、鹿一字を書る處は、何れも加と訓て宜きを、今本にみなシカと訓るは非なり、シカと訓ては、皆句の調わろし、心を著べし、志加と云處には牡鹿と書たり、されば志加とは、牡鹿に限れる名と聞えたり、シカと訓べき處に、たゞ鹿と書るは、集中にいくばくもあらず、さて和名抄に、牡鹿佐乎之加、牝鹿米加、麑加呉とあり、又かのしゝと云も、猪をゐのしゝと云と同じくて、加と云名なればなり、其外地名或は借字などにも、凡て鹿字には加と云に用ひたり、是其正しき名なるが故なり、然るにかせぎと云を、古名と心得て、書紀などにても然訓るは、中々にひがことなり、凡て尋常に異りて耳なれざる言を以て、古言と心得るはひがことなり、鹿をかせぎと言ことも、正しくは見えたることなれ、其はたゞ春日ニ祭ル神の内なる、鹿島神の、東國より大和に來坐し事を傳へたるに、かせぎに乘てと云るのみなれば、是もかの父母をなかぞいろはと云と同じ類と知べし、
〔松の落葉三〕さ。を。し。か。
故鈴の屋大人のいはれしは、萬葉集なる、鹿の字は、みな加とよむべし、しかとよみては、いづれも文字あまりて、しらべわろし、しかにはかならず、牡鹿と牡の字をそへてかけり、心をつくべし、鹿の字をしかとよみてよろしきは、わづかにひとつふたつなりといはれき、此考によりて、ある人さをしかの事を、しかは牡鹿のことゝ、さはそへていへる詞にて、をは小のこゝろならんといへり、かの萬葉集に、左小牡鹿ともかきたれば、げにさることのやうなれど、よくおもひめぐらすに、さにはあらじ、さと小とかさねていへる例も見えず、さはそへていふ詞、をは男にて、しかは鹿なるべし、和名抄に鹿和名加とあれども、昔よりしかともいひつらんとおもはるゝは、同書に麋於保之加新撰字鏡に、麋久自加、又於保自加、とあるは、皆大鹿のこゝろにて、大牡鹿の心にはあらず、又萬葉集八の卷、十三

に八丁呼立而鳴奈流鹿之、同卷、三十九丁に猪養山爾伏鹿之、同卷、四十八丁に秋芽子師努藝鳴鹿毛、同卷、同丁に山下響鳴鹿之、同卷、四十九丁に秋野乎旦往鹿乃と見えたる歌ども、みなしかとよむべく、かとよみては、しらべとゝのはねば、鹿をしかともいひしこと、いよ〳〵さだかにて、牡鹿にかぎりていふ名にはあらざるなり、萬葉集にしかといふに、をり〳〵牡鹿ともかけるは、ことわりをもて、牡といふもじをそへたるものぞ、さるは鹿を歌によむは、鳴聲をめでゝの事にて、すべてみな牡鹿のうへをいへればなり、故大人はこの事に心つかれずして、おもひあやまられたり、かみのくだりにもいへるごとく、八の卷ひと卷にも、鹿といふもじを、加とはよまれぬ歌五つあれば、萬葉集なるはみな加とよむべしとは、いはれぬことなるをや、

〔日本書紀顯宗十五〕白髮天皇○清寧二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、一云、巡行郡縣收斂田租也、適會縮見屯倉首、縱賞新室、以夜繼晝、○中略天皇○顯宗次起自整衣帶、爲室壽曰、○中略吾子等、子者男子之通稱也脚日木此傍山牡鹿之角牡鹿、此云左鳴子加、擧而吾儛者、○下略

〔安齋隨筆前編九〕一眞男鹿、古事記にあり、是にマヲシカと訓を付たる本あり誤也、サヲシカとよむべし、眞ノ字ヲサヲとよむ也、ヲを略してサヲシカ也、マチシカと云ことへ例なき名目也

〔古事記上〕內拔天香山之眞男鹿之肩拔而、取天香山之天波波迦此三字以音、木名、

〔古事記傳八〕眞男鹿、書紀に眞名鹿ともあり、眞は稱辭なり、又書紀顯宗卷に、牡鹿此云左鳴子加とありて、佐袁鹿てふ名は、常に多く云めれど、眞男鹿と云るは他には見ず、故思に佐衣、佐筵、佐夜、佐驟など多く付云佐は眞と通ふなるべし、地名にも佐檜隈とも眞熊野とも云る通ひて聞ゆるなや、

〔袖中抄十〕すがるの

春なればすがるなる野のほとゝぎすほと〳〵いもにあはずきにけり

顯昭云、○中略草のすのかれてかるくなると云歟、○中略但古今歌に、

すがるなく秋の萩原あさたちて旅行人をいつとかまたん

此すがるをば、無名抄、綺語抄、奥儀抄、童蒙抄等に、みな鹿を云といへり、或はわかきしかともいへり、たしかなる證文は見えねども、かやうに申傳へつれば、和歌の事はさてこそは侍れ、其中奥儀抄には、さそりと云虫をもすがると云、〇下略

〔圓珠庵雜記〕しかは、しゝともかせぎともいへり、しか、かせぎ、ともに日本紀にみえたれど、歌にはしかとのみよめり、すがるはさそりといふ蜂なるを、誤りて鹿とおもへり、日本紀第十四にみえたり、

〔玉勝間十四〕鹿をかせぎといふ事

鹿をかせぎといふを、古の名と思ふめれど、此名すべて古書に見えたることなし、たしかならぬ名なり、おもふに和名抄の僧坊具の中に、鹿杖といふ物をあげて、加勢都惠としるせるはいかならむ、

〔倭訓栞前編六〕かせぎ　日本紀に鹿をよめり、角の體杵に似たるよりの名也といへれど、鹿楄を直に其物に呼たるなるべし、〇中略伊豆風土記に、鹿楄の射手といふ事見えたり、しかふせぎの訓なるべし、

〔玉葉和歌集雜十六〕寂然大原に住侍けるに、高野より山ふかみといふ事を上におきて、十首歌よみてつかはしける中に、　西行法師

山ふかみなるゝかせぎのけぢかさに世にとほざかるほどぞしらるゝ

〔比古婆衣七〕鹿をすがる又かせぎともいふ由

鹿の一名をすがるといふ由は、顯昭法橋の袖中抄すがるの條に、〇中略見えたるぞはじめなる、さて鹿をすがるといふよしは、鹿はあるがなかに、長高く痩弱たるが立てるさまの、腰のことに細

鹿性質
鹿形體

くみゆるものなれば、蜾蠃の腰の細きに譬へて、野山に近き里人などの目馴たるまゝに、あだ名にすがると呼たるが、おのづから世にもあまねき一名となれるものなるべし、（山里人云、鹿は肩駒のかたは強くて、腰の弱きものなり、狩すとて鹿欄に追入れ、或は雪になづみたるを、腰のつがひをつよく打てば、ありくこともえせずなるものなり、）舊說に、若き鹿なりともいへるは、かれが若きほどは、殊にひわづに痩ばみたれば、其たとへまさしくきこゆ、もとはかれが若きをいへるを、なべてのうへにおよぼして呼ぶ事となれるにてもあるべし、○中略又鹿をかせぎともいふよしは、牡鹿の角を織機具の桛の如く見なしてたとへたるなるべし、但し今の世になべて用ふ桛は、さばかりたとへつべくもあらぬを、其古ざまなるをおもひてかくはいへるなり、さるにあはせては、こゝにいはむこと〴〵しくてつきなけれど、いにしへの桛の事をもわきまへがてらいふべし、其はまづ古語拾遺に、御歳神の所爲を記せる文に、發レ怒以レ蝗放二其田一、苗葉忽枯損似二篠竹一云々、とありて、其を大地主神の占へ給へるに、御歳神の告給へる言に、宜下以二麻柄一作レ桛桛上レ之と見えたり、桛は新撰字鏡に、桛力棟反加世比とみえたるこれなり、○下略

〔本朝食鑑獸十一〕鹿（今訓二志加一、或曰二加乃之志一、）

集解、鹿處處山林有レ之、馬體短尾、頭類レ馬而長、高脚而行駛、四蹄有レ岐如レ驢、牡有レ枝、角夏月則解生レ茸、茸落生レ角、其角及茸潛藏不レ見、山人能察而收レ之、牡者黃質白斑、胸腹微白、尾端亦白、背上有二一道黑毛一、牝者無レ角、無レ斑而小也、鹿性多淫、一牡交二數牝一、而牡夜常喚レ牝而鳴、入レ秋最頻、故歌人以二萩薄紅葉一爲レ伍、以作二閑寂之嘆一也、六月而生レ子、鹿子無レ角、遍身有二白圓斑一、俗稱二鹿子斑一、在原業平詠二士峯之雪一是也、鹿每食二生草一、就レ中喜二穀蔬一、穿二田圃一爲二荒塲一、於レ是獵夫作二笛聲一、而聚二牡鹿一、其笛以二鹿角根及胎鹿皮一而造、或以二蝦蟇皮一爲レ勝、然吹レ之、動蛇蝮多聚、故近世用二胎鹿皮一而代レ之、其聲作二牝鹿之微音一、而牡鹿慕來、竟罹二弶墜一陷、復不レ免二弓炮之難一、或曰、牝鹿至誤爲二牡鹿之聲一、凡獵夫吹レ笛、自二山上一至二山下一、則鹿至、若吹二曠野林間一、則不レ至、吹レ笛之人少不レ動レ身、則忽至二于眼前一、若少動レ身則去、其來時必匍匐而至、雖二林中草間一絕無レ聲而至、人以

爲奇矣、自古五月暗夜、獵夫腰鐵籠焚薪竹、狀似松明、鹿見火而太喜來、竟不曉人之所爲、亦斃于射、此謂照射、歌人詠賞之、皆是民家所業、而公家非所用、惟促群卒列部伍、號呼山岡、驅逐林麓、則群鹿駭出、而弓砲戈戟無所免爾、世人多嗜鹿而食者、謂能益人、其肉甘淡軟肥、而少臊不硬、寔夫然乎、本邦食鹿者最多穢忌、此謂賀茂春日神使之故乎、內侍所、伊勢、石淸水、住吉、吉田、祇園、諏訪、熱田、鹿島、香取等亦然、大抵食生宍者五十日、干宍者九十日、或曰生鹿三十日、干鹿七十日、同火七日、同座五十日、忌之而詣神社、若賀茂春日等土人、殺鹿則必不免神祟、土人不識鹿肉而食亦多、尤故食之欲療痾者、請祝巫之赦狀、而食則無尤、此等食穢不獨鹿、其餘獸肉亦若斯、然以鹿最忌者、伊勢賀茂天子之宗廟社稷、春日攝關藤氏之祖宗也、

○肉、氣味、古謂甘温無毒、冬時可食、他月不宜、不可同雉肉白鮑魚蝦食、主治、補中益氣、療一切風虛、調血脈、○中略

○茸角、集解、鹿之角解見之者鮮矣、山中最希有、山人所謂蛞蝓好食鹿角、故得自解之角者最少、又曰、鹿每夏月須食土茯苗、既至角動時、往深山之溪澗濕土、而顚倒則角既留于泥中、土茯苗能落舊角、生新角者歟、二說俱未識其眞也、今市中所鬻之角者、獵夫殺而採者也、茸（フクロツノ）者角解而後生茸、茸長作角、或曰、鹿惜茸、故茸不長之際不出山下、此亦果然乎、未詳、今諸工收骨角以造器者、大抵用鹿角、或以靑紅染之者、先鋸作片、浸嚴醋四五日、用其醋煮角半日、取出浸靑紅、則經日自染、或用大鹿角作櫑木、而研藥石玉砂亦好、眼科家常用之、

〔大和本草十六獸〕鹿　鹿角春生夏長秋堅冬脫、牡鹿ハ鳴キ、牝鹿ハ不鳴、七月ノ末ヨリナキ、八月ノ中サカンニ、九月末マデナク、鹿ハ四五月ニ子ヲウム、姙ム事凡九月ニシテ、只一子ヲウム、其肉春夏ハ不可食、味惡シ、後足ハ多肉味好、前足ハ少肉味亦不佳、一種角ニ無枝アリ、形小ナリ、能傷物、常ノ鹿ヨリ性タケシ、

〔本草綱目譯義五十一獸〕鹿　シカ　カノシヽ、古歌ニヨブコドリ、モミジドリ、　山ノカセギ　カセギ

雄ヲサオシカ和名抄、日本紀古名、今ハ別ニサオシカト云モノアリ、雌ヲメカ和名抄スヽカ獸シカノ子ヲカゴ古歌カノコスヾガル獸

是ハ山中ニ多シ、ヒルハ隱レテ夜出ル、人ノ居ヌ所ニハヒルモイル、和州春日山、藝州宮島ニ多シ、何レモ市中ニモイル、何モ毒ガイ禁制也、家ノアマリ物ヲ犬ニクワセズ鹿ヲ蓄フ、犬ハ鹿ヲ害スル故カワズ、雄ハ茶色ニ白キ斑文アリ、集解ニ黃質白斑トアリ、子鹿ノ時ハ斑文ヨク明也、唐デ裘ニスル、日本ニハハラゴモリ皮ヲ巾著ニスル、是ヲ胎皮廣東新語是ヲ藥用ニスルヲ鹿胎ト云、達言ヲジカハ長角二ツアリ、年ヲフレバ長サ三尺多枝アリ、三四五モアリ、甚ハ十六股モアリ、是ハ珍シ、其等ト長キ角モ每年落ル、夏至ノ時分ヲツルト直ニ生ズ、鹿ハ陽物ニシテ陰氣ヲ生ズルニ感ジテ落ル、タラノ木ノ芽ヲ食故、楤木ノメノ名ヲ美濃デツノヲトシト云、又小薊ノ新葉ヲ食フト落ルト云、皆俗說也、是ハ下カラフクロヅノ出ル故也、鹿茸ト云、初ハ紫ニシテ丸ク茄子ノ如シ、一日〳〵中長ク出ル、枝ノアルハセウガノ如ク分レ出、子ノ內ニ生ズル角ハ枝ナシ、年ヲヘテ枝カヅ多シ、○中略雌ニハ角ナシ、形ハ同ジ、雄ヨリ小也、斑文ナシ、其內山中ニイル鹿ハ瘦小ニシテ色ハツキリトワカル、市中ハ形大ニシテ毛キタナシ、春日宮島ノハ紙ヲクラフ、然レドモ不淨ナレバ不食、

〔萬葉集十六有由緣幷雜歌〕乞食者詠

伊刀古、名兄乃君、居居而、物爾伊行跡波、韓國乃、虎云神乎、生取爾、八頭取持來、其皮乎、多多彌爾刺、八重疊、平群乃山爾、四月與、五月間爾、藥獵、仕流時爾、足引乃、此片山爾、二立、伊智比何本爾、梓弓、八多婆佐彌、比米加夫良、八多婆左彌、宍待跡、吾居時爾、佐男鹿乃、來立嘆久、頓爾、吾可死、王爾、吾仕牟、吾角者、御笠乃波夜詩、吾耳者、御墨坩、吾目良波、眞墨乃鏡、吾爪者、御弓之弓波受、吾毛等者、御筆波夜斯、吾皮者、御箱皮爾、吾宍者、御奈麻須波夜志、吾伎毛母、御奈麻須波夜之、吾美義波、御鹽乃波夜之、耆矣奴、吾身一爾、七重花佐久、八重花生跡、白賞尼、白賞尼、

右歌一首、爲鹿述痛作之也、

〔古事記 下安康〕淡海之佐々紀山君之祖、名韓帒白、淡海之久多(此二字以音)綿之蚊屋野、多在猪鹿、其立足者、如荻原、指擧角者、如枯樹。(日本書紀作其戴角類枯樹末、其聚脚如弱木林、)

〔令義解 三賦役〕凡調○中略次丁二人、中男四人、並准正丁一人、其調副物、(謂此唯爲正丁、不及次丁中男也、)正丁一人○中略

鹿角一頭、

〔空穂物語 祭の使〕平中納言殿より

見る人はをじかの角にあらねどもなぐさむほどのなきぞわびしき

あて宮

おもふらんことはしられて夏の、に角おちかはるしかとこそきけ

〔本草和名 十五獸禽〕鹿。茸。(而庸反、角鹿初生、)○中略鹿茸一名鹿角、(出雜要決)和名加乃和加都乃、

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕鹿茸　雜要決云、鹿茸(和名鹿乃和加豆乃)鹿角初生也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸體〕本草雜要決一卷、見隋書、今無傳本、本草和名云、鹿茸而庸反、鹿角初生、○中略鹿茸一名鹿角、出雜要決、按此蓋從本草和名引之、然鹿角初生與引雜要決、中間隔陶注及食經、則明鹿角初生非雜要決之文、恐源君誤引也、鹿角初生、證類本草所引諸家注皆不載、當是本草音義文、

〔類聚名義抄 七鹿〕鹿茸(カノ、和カツノ、)〔同 八艸〕茸(而爾反、和カツノ、)

〔伊呂波字類抄 加動物〕鹿茸(カノシヽノワカツノ)

〔和漢三才圖會 三十八獸〕鹿○中略

鹿茸(フクロツノ)甘溫　壯筋骨、生精、補髓、養血、益陽、治一切虛損、蓋古角既解新角初生時、鹿常茄、(月令云、冬至麋角解、夏至鹿角解、陰陽相反、如此、)稍長四五寸、形如分岐馬鞍、茸端如瑪瑙紅玉、破之肌如朽木者最善、(鹿茸不可以鼻齅之、中有小白蟲、視之不見、入人鼻、)

必爲蟲顯藥不及也、

按、鹿茸、和名鹿乃和加豆乃、俗云袋角、茸字、草生貌、俗以爲蕈菌之字、鹿角初生相似未開蕈故然矣、長二三寸、不尖不堅者爲良、以後尾鹿尾爲之、而此等短而有毛、本草必讀云、鹿角初生爲茸、至堅老成角不過兩月之久、其發生之性雖草木易生者、未有速於此者、其補益於人、又豈有過於此物乎、

〔重修本草綱目啓蒙獸三十四〕鹿○中略凡夏至ノ時角墮ツ、直ニ其跡ヨリ新角ヲ生ズ、初ハ茄子ノ如ク圓カニシテ光リ、紫褐色ニシテ茸形ノ如シ、採テ乾ス時ハ色黑クナル、コレヲフクロヅノト云、和名鈔ニカノワカツノト訓ズ、鹿茸ナリ、鹿茸ハ暫時ニ生長スルモノナリ、故ニ未ダ長ゼザル一寸半ヨリ二寸許ニシテ、柔ナルヲ藥用トス、四五寸ニ至レバ、硬クナリテ良ナラズ、故ニ未ダ角形ニナラズシテ圓ナルヲ、茄子茸ト云ヲ用ユ、又外ニ犹多キ者アリ、イボミ樣ト呼ブ、多クハ柔ナリ、鹿茸一名冲天寳、本草匯九女春、事物異名

〔延喜式典藥三十七〕諸國進年料雜藥

美濃國六十二種○中略鹿茸七具○中略　信濃國十七種○中略鹿茸十具○中略　播磨國五十三種○中略

鹿茸一具○中略　讚岐國卌七種○中略鹿茸鹿角各五具

〔徒然草下〕鹿茸を鼻にあてゝ嗅べからず、ちいさき虫ありて、鼻より入て腦をはむといへり、

〔夫木和歌抄加茂祭七〕六帖題

わさ角をかたにかけたるかは衣けふのみあれを待わたりけり　衣笠内大臣

〔日本書紀應神十〕十三年三月、天皇遣專使以徵髮長媛、(中略)一日、日向諸縣君牛仕于朝庭、年既老耆之、不能仕、仍致仕退於本土、則貢上己女髮長媛、始至播磨、時天皇幸淡路島、而遊獵之、於是天皇西望之、數十麋鹿浮海來之、便入于播磨鹿子水門、天皇謂左右曰、其何麋鹿也、泛巨海多來、爰左右共視而奇、則遣使令察、使者至見、皆人也、唯以著角鹿皮爲衣服耳、問曰、誰人也、對曰、諸縣君牛、是年耆之、雖致仕不得忘朝、故以己女髮長媛而貢上矣、天皇悅之、即喚令從御船、是以時人號其著岸之處、曰鹿子水門也、凡水手曰鹿子、蓋始起于是時也、

〔延喜式踐祚大嘗祭七〕凡應供神御由加物器料者、神語號雜贄、同爲由加物、九月上旬申官、差卜部三人、遣三國、先大

異形鹿

鹿種類

被後行事料、○中略鹿皮一張、(中略)已上、阿波國麻殖那賀兩郡所輸、

〔延喜式主計二十四〕凡諸國輸調、○中略大鹿皮一張、六尺以上小鹿皮二張、四尺以上

〔本朝奇迹談大和元〕又同國十津川千本鎗の百姓居住す、則此所にて御朱印被下置、長サ拾九里程横三里程有と云、田畑山林有、此所の百姓共、御預りの鎗千筋、鐵炮千挺、弓千張、今に在、御上洛の節、二條御城の御裏御門江相詰ると云、其節は鹿の皮千枚獻じ奉ると也、

〔新撰六帖二〕鹿　家良

五月雨のひまなきころも小男鹿のうはげのほしはくもらざりけり

〔夫木和歌抄夏七首〕家集首夏の心を　源仲正

おちかはるふたげの鹿のくもりほしや、あらはる、夏はきにけり

〔日本書紀天智二十七〕十年四月、是月筑紫言、八足之鹿生而卽死、

〔南留別志四〕一吾邦にて、大牢といへるは、大鹿、小鹿、猪なり、

〔百品考下〕小鹿○中略

天保四年、蠻舶小鹿二匹ヲ載來ル、高サ五六寸、常鹿ト異ナルトコロナシ、雄ニハ角アリ、雌ニハ角ナシ、雄ハ長崎ニテ死ス、雌ハ、大坂ヘ來リ江戸ヘ持行シト云、終ルトコロヲシラズ、

〔紀伊國續風土記物産十下〕須波伊(スハイ)九州にてサチシカといふ、牡鹿と同名なり、形常鹿より小にして角に岐なく、本幹の如し、故に名づく、總て鹿は角二岐のものは二聲鳴き、三岐のもの三聲なく、此兎は幾聲もなくといふ、

國中深山ニ鹿數十群居の中、稀に一二匹交はり居る事あり、

〔紀伊國續風土記物産十下〕白鹿(シロシカ)本草

國中深山稀にあり、享和二年、牟婁郡三木庄尾鷲郷の間八鬼山にて捕るもの、目及四足の爪赤し、

〔日本書紀景行七〕四十年十月、日本武尊進入信濃、是國也、山高谷幽、翠嶺萬重、人倚杖而難升、巖嶮磴紆、

瑞鹿

長峯數千、馬頓轡而不進、然日本武尊披烟凌霧、遙徑大山、既逮于峯而飢之、食於山中、山神令苦王、以化白鹿立於王前、王異之、以一箇蒜彈白鹿、則中眼而殺之、(中略)先是度信濃坂者、多得神氣以瘼臥、但從殺白鹿之後、踰是山者、嚼蒜塗人及牛馬、自不中神氣也、

〔日本書紀 仁德十一〕六十年十月、差白鳥陵守等充役丁、時天皇臨于役所、爰陵守目杵忽化白鹿以走、於是天皇詔之曰、是陵自本空、故欲除其陵守、而甫差役丁、今視是恠者甚懼之、無動陵守者、則且授土師連等、

〔延喜式 治部二十一〕祥瑞

天鹿(純靈之獸也、五色光耀洞明、一角長尾、(中略))　右大瑞(中略)

白鹿(仁鹿也、色如霜雪、(中略))　右上瑞(中略)

戴角麀鹿(牝鹿而有角也)　駮鹿(如鹿疾走(中略))　右下瑞

〔日本書紀 仁德十一〕五十三年、新羅不朝貢、五月遣上毛野君祖竹葉瀨、令問其闕貢、是道路之間獲白鹿、乃還之獻于天皇、

〔日本書紀 推古二十二〕六年十月丁未、越國獻白鹿一頭、

〔續日本紀 文武一〕元年九月丙申、丹波國獻白鹿、

〔扶桑略記 文武五〕慶雲元年十一月、周防國貢白鹿、

〔續日本紀 文武三〕慶雲三年七月己巳、周防國守從七位下引田朝臣秋庭等獻白鹿、

〔續日本紀 稱德二十九〕神護景雲二年正月乙卯、播磨國獻白鹿、

〔續日本紀 稱德三十〕寶龜元年五月壬申、先是伊豫國員外掾從六位上笠朝臣雄宗獻白鹿、勅曰、朕以薄德祗奉鴻基、善政未孚、嘉貺頻降、去歲得伊豫國守從五位上高圓朝臣廣世等進白鹿一頭、(中略)於是左大臣藤原朝臣永手、右大臣吉備朝臣眞備已下十一人奏、臣等言、(中略)臣等叨陪近侍、頻覩靈物、抃躍

之喜、實万恒情、白鹿是上瑞、白雀合中瑞、伏望進白鹿人叙位兩階、賜絁廿四、綿卅屯、布五十端、稻二千束、共捕白鹿五人、各叙位一階、牧長一人、挾抄二人、各賜稻四百束、捕鹿處驛使三人、水手十三人、各三百束、進白雀人叙位兩階、賜稻一千束、進瑞國司及所出郡司各叙位一階、又伊豫肥後兩國、神護景雲三年以往正稅未納、皆悉除免、出瑞郡田租免三分之一、臣等准勅商量、奉行如件、伏請付外施行、制曰、可、

〔日本紀略 桓武〕延暦十一年閏十一月壬辰、伊豫國獻白鹿、　廿一年正月乙亥、美作國獻白鹿、賜獲人稻五百束、

〔類聚國史 七十一 歳時〕延暦廿二年正月癸丑朔、廢朝雨也、　甲寅、受朝賀、美作國獻白鹿、○中略宴侍臣於前殿、賜被、

〔文德實錄 八〕齊衡三年十二月丁酉、美作國獻白鹿、放神泉苑、

〔文德實錄 九〕天安元年二月己丑、是日改元爲天安元年、緣美作常陸二國獻白鹿連理之瑞、遣雅樂頭從五位下藤原朝臣貞敏、○中略散位從五位下橘朝臣岑雄等於諸山陵、宣制曰、天皇恐美恐美毛掛畏岐山陵爾申賜倍止申久、公卿奏久、維齊衡三年十月二十日爾、常陸國木連理乎獻、同年十二月十三日爾、美作國白鹿乎獻禮留乎進止奏世利、如是支嘉瑞波、是薄德乃令感致須倍支物爾波非須、掛畏支山陵乃慈賜比示賜倍留物奈利止爲毛天奈、貴喜比受賜天、御世乃名乎改天天安元年止須留事乎、差使天進出天恐美恐美毛申賜止久奏、詔曰、○中略美作國貢白鹿一頭、色均霜雪、白絕毛群、性是馴良、足稱仁獸、不因仙來在彤庭、重彼遐齡、毓于靈囿、○中略朕之菲虛、非可能致、唯由宗社垂祐、股肱叶贊、今欲錫此休徵、不享獨美、施之惠澤、偏及萬方、宜復美作常陸二國百姓當年徭役廿日、就中瑞祥所出重以優矜、苦田郡調、眞壁郡庸今年可輸、並皆免之、

〔三代實錄 六 清和〕貞觀四年九月廿七日癸巳、美作國獻白鹿、

〔田氏家集上〕晩秋陪右丞相開府賜飮、于時美作獻白鹿、仍命賦四韻、同用勒徵升稱
金方銀獸色相仍、待得秋旻至有徵、過隙〇白字疑口駒人自感、度關疑馬吏先興、行時棘段翻三吏、臥處霜封可數升、勞苦挾輈州境遠、來呈上瑞聖君膺、

〔三代實錄十五清和〕貞觀十年十一月廿八日丁巳、太宰府獻白鹿一、放神仙苑、

〔三代實錄三十陽成〕元慶元年三月三日甲辰、備後國獲白鹿一而獻之、雪白可愛、奉覽太上天皇〇清和後放於神泉苑、

〔三代實錄四十三陽成〕元慶七年五月廿六日辛卯、大雨、神泉苑裏舊有放鹿、是月生白鹿、遠客〇渤海來朝、得此禎祥、豈不懿歟、

〔菅家文草九奏狀〕勸奏神泉苑白鹿狀
右謹案、史記平準書、漢武帝時、上林苑有白鹿、以發瑞應、又孝經援神契曰、德至鳥獸則白鹿見、宋均注曰、應宴嘉賓、然則神泉者、古之上林苑、嘉賓者今之渤海客、以今稽古、應在明時、圖諜所存、宜爲上瑞、臣伏奉勅勸申如右、謹奏、

〔日本紀略一醍醐〕延喜十七年閏十月廿六日、備後國獻白鹿、奉覽之後、放神泉苑、

〔扶桑略記二十四醍醐裏書〕延長六年九月四日丙子、天台山捕送白鹿二頭、依勅令放神泉、

〔小右記〕長元二年七月三日戊辰、昨夕前大貳惟憲妻入京、即參內云、惟憲明後日入洛、〇中略惟憲獻白鹿于關白〇藤原頼通云々、或云、被養高陽院內云々、甚以不甘心、又云、野鹿不可令在家、可忌事也者、　廿一日戊寅、昨日御覽白鹿、關白隨身二人引之、其夜預瀧口令候、翌日返遣關白第、御覽之間、左少將資房候御前、即資房所申也、　廿二日己卯、今日白鹿被放神泉苑、以延喜十七年例歟、神泉苑垣頓倒無涯岸、爲豺狼食歟、

〔百練抄四後一條〕長元二年七月十三日、前大貳雅定卿獻白鹿、天覽之後縱神泉苑、先被定吉否、

〔古事記上〕天照大御神見畏、閉天石屋戸而刺許母理此三字以音坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、〇中略是以八百萬神、於天安之河原神集集而、訓集云都度比高御產巢日神之子思金神令思訓金云加尼而、〇中略召天兒屋命、布刀玉命布刀二字以音、下效此而、內拔天香山之眞男鹿之肩拔而、取天香山之天波波迦此三字以音、木名而、令占合麻迦那波而、自麻下四字以音

〇按ズルニ、鹿トノ事ハ、神祇部太占篇ニ詳ナリ、

〔常陸風土記多珂郡〕古老曰、倭武天皇爲巡東陲、頓宿此野、有人奏曰、野上群鹿、無數甚多、其聳角如蘆枯之原、比其吹氣、似朝霧之立、

〔日本書紀十一仁德〕三十八年七月、天皇與皇后居高臺而避暑、時每夜自菟餓野、有聞鹿鳴、其聲寥亮而悲之、共起可憐之情、及月盡以鹿鳴不聆、爰天皇語皇后曰、當是夕而鹿不鳴其何由焉、明日猪名縣佐伯部獻苞苴、天皇令膳夫以問曰、其苞苴何物也、對曰、牡鹿也、問之何處鹿也、曰、菟餓野、時天皇以爲是苞苴者必其鳴鹿也、因謂皇后曰、朕比有懷抱、聞鹿聲而慰之、今推佐伯部獲鹿之日夜及山野、卽當鳴鹿、其人雖不知朕之愛、以適逢獮獲、猶不得已而有恨、故佐伯部不欲近於皇居、乃令有司移鄕于安藝渟田、此今渟田佐伯部之祖也、俗曰、昔有一人、往菟餓宿于野中、時二鹿臥傍、將及雞鳴、牡鹿謂牝鹿曰、吾今夜夢之、白霜多降之覆吾身、是何祥焉、牝鹿答曰、汝之出行、必爲人見射而死、卽以白鹽塗其身、如霜素之應也、時宿人心裏異之、未及昧爽、有獵人以射牡鹿而殺、是以時人諺曰、鳴牡鹿矣隨相夢也、六十七年十月甲申、幸河內石津原以定陵地、丁酉、始築陵、是日有鹿、忽起野中、走之入役民之中而仆死、時異其忽死、以探其痍、卽百舌鳥自耳出之飛去、因視耳中、悉咋割剝、故號其處曰百舌鳥耳原者、其是之緣也、

〔釋日本紀十二述義〕菟餓野鹿

攝津國風土記曰、雄伴郡有夢野、父老相傳云、昔者刀我野有牡鹿、其嫡牝鹿居此野、其妾牝鹿居淡路

國野島、彼牝鹿屢往野島、與妾相愛無比、既而牡鹿來宿嫡所、明旦牡鹿語其嫡云、今夜夢、吾背爾雪零於部利止見支、又日部久紀須草生多利止見支、此夢何祥、其嫡惡夫復向妾所、仍詐相之曰、背上生草者、矢射背上之祥、又雪零者白鹽塗宍之祥、汝渡淡路野島者、必遇船人射死海中、謹勿復往、其牡鹿不勝感戀、復渡野島、海中遇逢行船、終爲射死、故名此野曰夢野、俗說云、刀我野爾立留眞牡鹿母、夢相乃麻麻爾、

〔春日社記〕起　神護景雲二年正月九日、大和國添上郡三笠山御垂跡、同年十一月九日、寅日寅時宮柱立御殿造畢、自常陸國御影向、御乘物以鹿爲御馬、以柿木枝爲御鞭、

○按ズルニ、春日神鹿ノ事ハ、神祇部神使篇ニ詳ナリ、宜シク參考スベシ、

〔續日本紀 三十三光仁〕寶龜五年正月乙丑、山背國言、去年十二月、於管內乙訓郡乙訓社狼及鹿多、野狐一百許每夜鳴、七日而止、

〔類聚國史 三十二帝王〕延曆十七年八月庚寅、遊獵於北野、便御伊豫親王山莊、飲酒高會、于時日暮、天皇歌曰、氣佐能阿狹氣、奈久知布之賀農、曾乃己惠遠、岐嘉受波伊賀之、與波布氣奴止毛、登時鹿鳴、上欣然、令群臣和之、冒夜乃歸、

〔扶桑略記 二十四裏書醍醐〕延長六年閏八月廿九日辛未、神泉鹿仰六府幷左右京、令追放北山、雖然鹿不出、

〔扶桑略記 二十五裏書朱雀〕承平二年正月廿九日辛亥、鹿入承明門前、至國司町被射死、

〔貞信公記〕承平二年正月廿九日、辰剋、鹿入中陪、而陰陽寮占申云、非恠、天曆二年二月五日、明方語云、常陸國府鹿七頭來、又國分寺鐘皆濕、將門時鹿一頭鐘角濕、而此度多歟云々、甲斐守維幹小說也者、

〔日本紀略 十三後一條〕長和五年十一月廿三日癸亥、鹿入禁中、有御卜、御藥火事、
寬仁元年十月十六日辛巳、召主計頭吉平於藏人所、被占鹿入內裏之事、占申御藥火事、

〔扶桑略記二十九後冷泉〕永承六年正月八日、野鹿入禁中、
天喜四年九月十九日、鹿入大內、有御卜、　五年四月十六日、鹿上脩明門棟、須臾走失、

〔參考平治物語三〕頼朝遠流附盛安夢合事
京師本、杉原本、鎌倉本半井本並云、頼朝伊豆國蛭ガ島ヘ流サルベシト定ラル、池殿、宗清ガ許ヘ頼朝具シテ參レト宜、宗清佐殿ヲ具シテ參、池殿、頼朝ヲ近ク呼寄、(○中略)伊豆國ハ鹿多キ處ニテ、常ニ國人寄合狩スル處ゾ、人ト寄合狩ナドシテ、流人ノ思様ニ振舞トテ國人ニ訟ラレ、二度憂目見スベカラズト宜、

〔源平盛衰記三十六〕清章射鹿幷義經赴鵯越事
同六日(○元暦元年二月)ノ未明、上ノ山ヨリ巖崩レテ落、柴ノ梢ユルギケレバ、城ノ中ニハスハヤ敵ノ寄ルハトテ、各甲ノ緒ヲシメ、馬ニ騎笞ヲ取テ待處ニ、雄鹿二、雌鹿一ツヾキテ出來レリ、能登守(○敦經)ハ此鹿ノ下様ヲ思フニ、一定敵ガ寄ルト覺エタリ、爰ニハマン鹿ダニモ人ニ恐テ深ク山ニ入べシ、深山ノ鹿爭カ人近ク下ルベキ、菩薩ヲ山ノ鹿ニ喩ヘタリ、招ケドモ不來トイヘリ、敵ノ近付ル條子細ナシ、我ト思ハン者アマスナト宜ヘバ、伊豫國住人高市武者所清章ハ、馬ノ上ニモ歩立ニモ弓ノ上手ナル上ニ、而モ獵師成ケルガ、折節射付馬ノ早走ニ乘タリケリ、一櫛アテヽ弓手ニ相付テ箙ノ上サシ拔出シテ、雄鹿二ハ同ク草ニ射留ツ、雌鹿一ハ逃テケリ、不意狩シタリ、殿原草分ノカフソ、シヾノハヅレ、肝ノタハテ、舌ノ根、鹿ノ實ニハ能處ゾ、鹿食ヘ殿原ト云ケレ共、大形ノ慾ノ上、軍場ニテ鹿食フ事憚アリ、其上稻村明神トテ程近ク御座ケレバ、松ノ二三本有ケル本ニ弃置ケリ、ソレヨリシテコソ、ソコヲバ鹿松村トモ名付ケレ、(○中略)

鷲尾一谷案内者事
御曹司(○源義經)ハ、如何ニ鷲尾(○經春)山ノ案內ハト問給フ、此山ヲバ鵯越トテ極タル惡所、左右ナタ馬

鹿利用

入還ルベシ共覺エズ、略○中サテ此山ニハ鹿ヘ無カ、彼惡所ヲバ鹿ハ通ラズヤト問給フ、鹿コソ多ク候ヘ、世間寒ク成候ヘバ、雪ノ淺リニ食ントテ、丹波ノ鹿ガ一ノ谷ヘ渡リ、日影験ニ成ヌレバ、草ノ滋ミニ臥サントテ、一ノ谷ヨリ丹波ヘ歸候也ト申ス、略○中御曹司ハ是ヲ聞給ヒ、殿原サテハ心安シ、ヤヲレ鷲尾鹿ニモ足四、馬ニモ足四、尾髮ノ有ト無ト、爪ノ破タルト圓キト計也、西國ノ馬ハ不知、東國ノ馬ハ鹿ノ通ル所ハ馬場ゾ、打テヤ殿原トテ、略○中北ノ山ノ下ニゾ至リケル、

〔古今著聞集十六興言利口〕前大和守時賢が墓所は、長谷といふ所にあり、そこの留守する男く〻りをかけて鹿を取ける程に、或日大鹿か〻りたりける、此男が思ふやう、く〻りかけて取たらんいとねんなし、射殺したりといひて、弓の上手のよし人にきかせんと思ひて、く〻りにかけたる鹿にむかつて、大かりまたをはげて射たりける程に、其箭鹿にはあたらずして、く〻りにかけたりけるかづらにあたりければ、かづらはきれて鹿は事ゆえなく走りにげて行にけり、此男かしらがきをすれども、さらに益なし、

〔本草和名十五獸禽〕白膠一名鹿角膠、和名加乃都乃々爾加波、

〔本草綱目譯義五十一獸〕鹿略○中鹿ノ角ヲ製シテ膠ニスルヲ、鹿角膠、又白膠トモ云、前ノ角膠ト製スル人ノ名ヲ書タルモアリ、今不然、藥店ニハ牛皮膠ト此角膠ト混ジテアリ、牛皮膠ハニカハ、鹿角膠ハ酒製スルガヨシ、製法具ニアリ、是ヲ煮テ和ニシテ粉ニシタルヲ鹿角霜ト云、又日本ニテハ角直ニ燒テ角石ト云、色白シ、眼科ナドツカフ、

〔延喜式三十七典藥寮〕諸國進年料雜藥

攝津國卅四種略○中鹿角四具略○中　丹波國卅三種略○中鹿角一具略○中　播磨國五十三種略○中鹿角一具略○中　美作國卅一種略○中鹿角一具略○中　備中國卅二種略○中鹿角二具略○中　讃岐國卅

七種(中略)鹿茸鹿角各五具

〔本朝食鑑十一獸〕鹿(中略)

。。皮毛、集解、本邦未入藥用、惟作革造器、鼓鞴最多、或用胎鹿皮有豹文作檜鞘、爲希矣、

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

伊賀國(中略)鹿皮廿張(中略) 尾張國(中略)鹿革廿張、鹿角廿枚、鹿皮十張(中略) 參河國(中略)鹿革六十張(中略) 遠江國(中略)鹿皮十張、鹿革卅張(中略) 伊豆國(中略)鹿皮廿張(中略) 甲斐國(中略)鹿革十張、鹿皮卅張(中略) 相模國(中略)鹿革廿張、鹿角十枚(中略) 武藏國(中略)鹿革六十張、鹿皮十五張(中略) 安房國(中略)鹿革廿張(中略) 上總國(中略)鹿角十枚、鹿皮五十張(中略) 下總國(中略)鹿革廿張(中略) 常陸國(中略)鹿角十枚、鹿皮廿張(中略) 美濃國(中略)鹿革卅張(中略) 信濃國(中略)鹿皮九十張(中略) 上野國(中略)鹿革六十張(中略) 下野國(中略)鹿角十枚(中略) 能登國(中略)鹿皮十張(中略) 丹波國(中略)鹿革十張(中略) 丹後國(中略)鹿革十張(中略) 因幡國(中略)鹿皮十張 出雲國(中略)鹿皮廿張、鹿革廿張(中略) 石見國(中略)鹿革卅張 播磨國(中略)鹿革十五張(中略) 美作國(中略)鹿革廿張、鹿角十枚、鹿皮十張(中略) 備前國(中略)鹿革廿張、鹿角十枚、鹿皮十張(中略) 備中國(中略)鹿皮五十張(中略) 備後國(中略)鹿角十枚(中略) 安藝國(中略)鹿皮廿張、鹿革廿張、 周防國鹿革卅張(中略) 長門國鹿革廿張(中略) 紀伊國(中略)鹿革十張(中略) 阿波國(中略)鹿皮十張(中略) 讃岐國(中略)鹿革廿五張、鹿皮十五張(中略) 伊豫國鹿革五十枚、鹿皮十張、

〔日本書紀一神代〕一書曰、(中略)天照大神謂素戔嗚尊曰、汝猶有黑心、不欲與汝相見、乃入于天石窟而閉著磐戸焉、(中略)時有高皇產靈之息思兼神云者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象、而奉招禱也、故卽以石凝姥爲冶工、採天香山之金、以作日矛、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞴、(下略)

〔蝦夷國風俗記四〕產物

鹿皮　エゾ人冬中山ニ入、箭或ハ弓ヲ以射捕リ、肉ハ食ヒ皮ヲ衣トシ、其餘ヲ賣出ス、其數不少、以上七種、島中土產隨一ノ物也、

〔延喜式二十三民部〕年料別貢雜物

太宰府（筆一千一百廿管、兎毛〇中略、鹿毛各五百六十管、）

〔續修東大寺正倉院文書三十〕謹解　申買經師事（〇天平寶字二年七月十七日）

（紙背ニ）廿七日下鹿毛筆二管（料中略）〇又下錢三百卅文（二百四十文筆六管直、九十文墨三挺直、）

〔常陸風土記信太郡〕風俗諺曰、葦原鹿、其味若爛、喫異山宍矣、常陸下總二國大獵、無可絕盡也、

〇按ズルニ、本書印本頭書云、狩屋望之云、風俗之上恐有脫文、此一行不可解、甲本丙本若字作苦字、己本作苦字、不知孰是、今據乙本、諸本無常陸下總四字、今据丙本補之トアリ、姑ク附シテ後考ニ供ス、

〔三代實錄三十五陽成〕元慶三年正月三日癸巳、奏請、〇中略陸奧國鹿腊、莫以爲貢、奉充御膳、

〔扶桑略記二十四醍醐〕延喜廿年三月廿二日、遣官使於越前國、賜渤海客時服、　五月五日、召仰瀧口右馬允藤原邦良等、見客在京之間、每日可進鮮鹿二頭事、

〔春波樓筆記〕備前岡山より二里過ぎて、宮內と云ふ處に、茶屋あり、遊女ある處なり、夫より二里右の方へ入る、足守に至る、爰は木下侯の領地なり、留まる事數日、予〇司馬江漢鹿の生血を啜らん事を云ふ、領主俄に狩に出でられけるに、漸く鹿一疋を獲たり、則生きたる鹿の耳元を、小づかを以て衝き破り、血を啜りければ、人々懼れをなしける、予薄弱なれば、鹿の生血は至りて肉を養ふ良藥と聞く、然れども得がたき物なり、又ある時、鹿の肉を喰はんとて、料理人に云ひ付けゝるに、煙り臭くして、一向に喰ふ事能はず、何なる故と問ふに、此所は吉備津の宮あり、皆其神の氏子なるにより、獸類は穢とて之を忌み嫌ふ事なり、故に外に竈を造り、鼻に氣の入らぬ樣に、長き竿を以て煮たる故、あんばいあしゝと云ひければ、夫故に吾生血を呑みたる事を聞く者、如鬼思ふも尤ぞかし、

〔比古婆衣七〕鹿のちがへ

袋草紙に、吉備大臣夢違の誦文の歌とて、あらちをのかる矢のさきに立る鹿もちがへをすればちがふとぞきく、拾芥抄に夢誦とて、から國のその、みたけに鳴鹿もちがへをすればゆるされにけり、といふ歌見えたり、いかなる事をよめるにかと、年頃いぶかしくおもひつるに、この武藏の多摩郡松原村阿伎留神社の神主阿留多伎貞樹が、おのれ〇伴信友がもとに來かよひて、物かたらひちなみに語りけらく、前年吾里へ筑紫人某が歌などこのめるおもむきにて、諸國をめぐるなりとて、しばし人の家に來逗りてありけるが、あるじとものがたりするを、かたはらにてきゝをりつるに、さきに紀伊國熊野にものせし時、山路をふみまよひて、からくして谷蔭なるさゝやかなる一家を見つけて、たのみてやどりぬ、獵人の家なりけり、初夜過ぐるころ、若き男の鐵炮を持たるが歸り來て、今日は大鹿に逢ひつれど、え射とらざりつるこそくちをしかりしかとつぶやくを、父と見ゆる翁の、其はちがへせられたるめりとうちいひてあるに耳とまりて、そのちがへとはいかなる事をするにかと問ふに、鹿の獵人に遭たる時、此方に向きて前足をやりちがへてつき立て、見おこせてある事をするを、ちがへをすといふなり、かれが然して立向へるときは、いかによくしたゝめねらひても、いつも射はづしはべるなり、但し若き鹿は然ることせず、大なる老鹿には、おり〳〵さることしはべりとこたへたりとて、何とかや古歌を誦して、鹿のちがへをすといふ事、これにて知られたりといへり、さるはいかなる歌のあるにかと問ふに、かのあらちをの云々の歌なるべしといへば、さりけり〳〵といひて、さてかたりけるは、おのれが里わたりの山里人の、山深く入らむとするには、まづその山口に向ひ、左の足を上にやりちがへ、つき立て心をふとくもちて入るなり、しかすれば山中にて災に遭ふことなし、また山入ならでも、ことさらなる事ありて、ものへゆくときも、然するならひありといへり、あやしくめづらしきことなり、

〔萬葉集 八秋雜歌〕崗本天皇〇舒明御製歌一首

暮去者、小倉乃山爾、鳴鹿之、今夜波不鳴、寐宿家良思母、

〔萬葉集九相聞〕天平五年癸酉、遣唐使船發難波入海之時親母贈子歌、
秋芽子乎、妻問鹿許曾、一子二子、持有跡五十戸、鹿兒自物、吾獨子之、草枕、客二師往者、○中略忌日管、吾思吾子、眞好去有欲得、

〔古今和歌集四秋〕これさだの御子の家の歌合のうた　よみ人しらず
おく山に紅葉ふみわけなく鹿の聲きく時ぞ秋はかなしき

〔本草和名十五獸禽〕麋脂、一名宮脂、一名遁脂、陶景注云、其臍墮土中、經年人得之、名曰遁臍、麋茸一名麛、音各、牡也、一名麎、音辰、牡也、和名於。保。之。加。乃阿布良、

〔倭名類聚抄十八毛群名〕麋　四聲字苑云、麋、音眉、漢語抄云、於保之加、似鹿而大、毛不斑、以冬至解角者也、

〔箋注倭名類聚抄七獸名〕按説文、麋鹿屬、麋冬至解其角、四聲字苑蓋本之、又按麋冬至解角出月令、夏小正、仲夏曰鹿角解、仲冬曰麋角解、西山經、西皇之山多麋鹿作牛、注、麋大如小牛、鹿屬也、埤雅、麋水獸也、青黑色、肉蹄、一牡能十牝、鹿屬也、鹿以夏至隕角而應陰、麋以冬至隕角而應陽、李時珍曰、麋似鹿而色青黑、目下有二竅、爲夜目、今獵人多不分別、往々以麋爲鹿、牡者猶可以角退爲辨、

〔類聚名義抄七鹿〕麋、音眉、鹿屬、オホシカ、　麋俗

〔本草綱目譯義五十一獸〕麋　ヲヽジカ
鹿ノ類也、鹿ヨリ大也ト、和產モアリソウナ物、鹿ノ中ニ交リ居ソフナ者也、鹿ハ陽ニ屬ス、山ニイル、麋ハ陰ニ屬ス、澤ニ居ル、鹿ハ夏至ニ角落、本條ハ冬至ニ落、之デ考タラバシレソウナモノ也、唐デ茸ヲツカフ、麋茸遂言、兎角鹿茸ニテ僞ルト云、是モ膠トナス、麋膠ト云、

〔日本書紀七景行〕四十年、是歲日本武尊、初至駿河、其處賊陽從之、欺曰、是野也、麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、

馴鹿

〔日本書紀十應神〕二十二年九月丙戌、天皇狩于淡路島、是島者橫海在難波之西、〈〇中略〉麋鹿鳧鴈多在其島、

〔春波樓筆記〕間宮林藏と云ふ人、蝦夷の奧へ冬月行かん事を好みて、文化午年〈〇七年〉十一月、此地を發して、辛未正月にかへる、六月二日、予〈〇司馬江漢〉が家に來る、冬月は海川皆氷となる故に、其上を渡り行く、故に行きやすし、唐太の地に、トナカヒと云ふ獸あり、大さ大八車を引く牛程ありて、頭に大なる角あり、全體鹿の如し、蹄もわれてあり、如牛如馬畜ひて甚用をなすと云ふ、おらんだにてはレンシイルと云ひ、支那にては馴鹿と云ふなり、

麞

〔新撰字鏡鹿〕麞〈諸羊反、平、久自加、又於保自加、〉

〔本草和名十五獸禽〕麞骨一名白肉、〈陶景注云、正是麞不施於鹿、〉一名麕、〈楊玄操音九倫反、〉和名平之加乃保禰、

〔倭名類聚抄十八毛群名〕麞　唐韻云、麞〈居鴇反、字亦作麞、〉鹿屬也、本草音義云、麞〈音章〉一名麕、〈和名久之加〉

〔箋注倭名類聚抄七獸名〕按本草和名云、麞骨一名麕、楊玄操音九倫反、攷之、新修本草麞骨條、陶注云、又呼爲麕、則知一名麕出陶注、源君從本草和名引之、以爲楊氏音義文誤、說文、麞麋屬、李時珍曰、麞秋冬居山、春夏居澤、似鹿而小、無角黃黑色、大者不過二三十斤、雄者有牙出口外、俗稱牙麞、〈〇中略〉按久之可未詳、

〔類聚名義抄七鹿〕麞〈音章、俗獐、クジカ、シカ、〉　麕〈俗通、クジカ、〉

〔東雅十八畜獸〕鹿、シカ〈〇中略〉　又倭名鈔に、本草音義、爾雅注等を引て、麞一名麕クジカといひしは、此國に產するものとも見えず、クジカとは、似鹿而黃黑色なるをいひしと見えけり、〈中略、古語にクといひしは黑也、〇中略〉シヽとは萬葉集に、シヽクシロといふ事を、仙覺抄には、鹿實〈肉〉味すぐれしをいふと見えたれば、羚羊をカマシヽといひ、また俗に鹿をカノシヽなどいふも、並に其肉の美なるをいひしなるべし、

〔和漢三才圖會三十八獸〕麞〈獐同〉　麕〈音君〉　麏〈同〉　麌〈牡〉　麜〈牝〉　麆〈子〉　和名久之加　俗云美止利、〈〇中略〉

麂

按、麞皮自暹羅來、名美止利、或稱奈禮阿比者乎、以爲韈裘、軟美爲最上、

〔本草綱目譯義 獸五十一〕麞　ワナシ

和名抄ニ是モクジカト訓ズ、非也、朝センニテノロト云、此モ皮朝鮮ヨリ渡ルコピト皮ト云テ足袋ニス、唐皮ノ上品也、コピトハ國名也、　一名赤吏 抱朴子　麞ノ子ヲ獐 訓蒙字會

〔重修本草綱目啓蒙 獸三十四〕麞　ノロ 朝鮮　一名赤吏 抱朴子　黄羊 六書故　獐羔 訓蒙字會子ノ名

和産ナシ、舶來ノコピト韋ト呼ブモノ此ノ獸皮ナリ、柔軟ニシテ韈及衣服ニ製シ、韘ノ大指ノ處ニハ必此韋ヲ用ユト云フ、清商ハ末皮ト書ス、往歳水戸黄門公、朝鮮ノ産ヲ常州山中ニ放タルト言傳フ、形ハ鹿ニ似テ小ク、黄黒色角ナク、牙アリテ口外ニ出ルコト野猪ノ如シ、此ヲ獐牙ト云、然レドモ形ノミニシテ物ヲ害スルコト無ク、麂ノ牙アリテ物ヲ害スルニ異ナリ、老獐ハ牙愈見ハル、コレヲ牙麞ト云、牝ニハ牙ナシ、耳ハ形三ニ分レテ他獸ニ異ナリ、獐耳細辛ノ名ハ、葉ノ形此耳ニ似タルヲ以テナリ、

〔延喜式 治部二十一〕祥瑞

白麞 白鹿之流 ○中略　右上瑞

〔桃源遺事 五〕一西山公 ○徳川光圀 むかしより、禽獸草木の類ひまでも、○中略 この國 ○常陸 へ御うつしなされ候、○中略

獸の類　麞 ノロ 此領の山に御はなち候

〔和漢三才圖會 獸三十八〕麂 音己　俗云古比止

本綱、麂山中多有之、乃麞類也、似麞而小、牡者有短角、黧色豹脚、脚矮而力勁、善跳越、其行草莽、但循一徑、其口兩邊有長牙、好鬭、南人往々食其肉、然堅韌不及麞味美、其皮極細膩、靴韈珍之、爲第一、無出其右者、但皮多牙傷痕、其聲如撃破鈸、

一種有銀麂白色、一種有紅麂紅色、一種麖。（類麂而大者）

〔重修本草綱目啓蒙（獸三十四）〕麂

和産詳ナラズ古ヨリクジカト訓ズルハ、麂下ノ几ヲ九字ニ見誤リタルナリト云、此皮舶來アリ、インデントト云、又インデイトモ云、是應帝亞（インデヤ）ノ音轉ニシテ、天竺國ノ總稱ナリ、ソノ皮至テ柔軟ニシテ、佩具ニ製スルニ上品トス、唐山ニテ靴及襪ニ用レバ濕氣ヲ避ルト云、天工開物ニ、麂皮且禦蝎患、北人製衣、而外割條以緣衾邊、則蝎自遠去ト云フ、インデンヲ清商ハ烏羊皮ト書スル時ハ、應帝亞ヨリ出ル皮ハ、麂ノミニ限ラザルベシ、

〔和漢三才圖會（獸三十八）〕麈（しゆ）（音主）

三才圖會云、麈似鹿而大、群鹿隨之、皆視麈所往也、其尾辟塵、以置帛中、能令歲久紅色不黦、又以拂氈、令氈不蠹、

按禪家常搆麈尾（今呼曰拂子）、爲高僧、衆皆隨行、（詳見于佛器下）

〔本草和名（獸十五）〕麝香（楊玄操音食亦反）唐

〔倭名類聚抄（十二香名）〕麝香　爾雅注云、麝（食夜反）脚似麈而有香、

〔塵袋抄（五）〕唐繪ニ猫ノ姿シタル獸ヲ書ルヲ麝香ト云、字ノ作異ナリ如何、誠ニ不審ノ事也、然ニ江帥記ニ曰ク、麝香ハ非猫形、鹿ノ類也、仍文字モ鹿ヲ隨ヘタリ、麝ハ、カユガリテ足ニテカクニ落ル也、其落タル所ニハ草モ不生ト云々、眞ニ此麝香ハ希ナル者也、（中略）然ニ今繪ニカケル如ク猫ノ姿シテ香シキ獸ナバ靈猫ト云、又ハ蛤狸トモ云、其陰（フグリ）殊ニ其香麝香ノ如シ、（中略）昔シ麝香トテ日本ヘ渡ルハ皆是也、其別ヲ不知者ハ、偏ニ此靈猫ヲ麝香ト思ヘリ、

〔重修本草綱目啓蒙（獸三十四）〕麝　一名拔萃圖（輟耕錄）　射香（醫學正傳）　麝香（證治準繩）（金）

和産未ダ出デズ、本邦ニモ諸州深山ニ香氣アル獸屎アリ、奥州及蝦夷等ニハ殊ニ多シト云、然ド

モ麝ハ香ヲ別出シテ屎溺中ニ覆フト云テ、ソノ屎ニ香氣アルコトヲ言ハザル時ハ麝類ニ非ズ、舶來ノ麝香數品アリ、大都二ツニ分ツ、臍麝香トウツシトナリ、臍麝香ハ全形ナルヲ云、大サ一寸許、又微大ナルモアリ、形隋ナルモアリ、長キモアリ、外ハ皆毛アル皮ニテ包裹ス、新渡ニハ絲ニテ縫合タルアリ僞ナリ、毛ハ淡褐色ナリ、又他色モアレドモ、白毛ナル者ハ品良ナラズ、重サハ大抵五錢ヨリ八錢ニ至ル、形正圓ナルヲマルテト云、又ヤマダカト云、扁長ナルヲヒラデト云フ、先年ハマルデニ上品アレドモ今ハヒラデノ方ニ上品アリ、上品ハ體燥キテ細末トナスベシ、體濕フ者ハベタト名ヅケテ下品トス、細末トナラズ、カタマリテ紙捻ノ如ニナリテ色黑シ、燥ケルハ香氣少キ者ト雖ドモ、他藥ニ合シテ香多シ、濕フ者ニ香氣好キ品アリト雖ドモ、他藥ニ合シテ香少シ、況ヤ新渡ノ濕リテ惡臭ナルヲヤ、燥ケル者ヲ皮ヲ去テ、中ノ粉ヲ取ルヲコボレト云、上品ノ稱トス、通志略ニ、宕州散麝香ノ文アリ、又ウツシト云ハ、一名ウツリトモ云、他物ヲ麝香ノ中ニ入レ置テ、ソノ香氣ヲ移シ取ルヲ云フ、鯨糞或朽木ヲ粉ニシテ器ニ入、臍麝香ヲソノ中ニ入レ、二三年陰處ニ置ケバ、麝香ソノ粉ニウツルモノナリ、ソノ麝香ヲ拔去リテ、粉ノミヲ販グ、最下品ナリ、又鯨糞或朽木粉ノ中ヘコボレテ拌合スモアリ、唐山ニテモ雞子黄ヲ煮テ移スコトヲ本草原始ニ云、又荔枝核ニ移スコト、本草滙ニ云フ、又荔枝核燒灰入燒酒拌和充混ト、本經逢原ニ云フ、其色ハ赤黑シ、赤色多者ヲ上トス、アカフト云、色黑キ者ヲクロフト云、下品ナリ、ウツシモ色黑シ、麝香ニ酸臭ナル者、甘臭ナル者、辛臭ナル者、苦臭ナル者、烟臭ナル者、朽臭ナル者アリ、皆良ナラズ、コノ六臭ナクシテ香氣ツヨク鼻ヲ衝者ハ眞ナリ、臍麝香ヲ方書ニ當門子ト云フ、上品ノ麝香包ヲ開ケバ、赤黑粉ノ中ニ豆ノ如クナル圓塊アリ、大抵八分許ノ重サアリ、大ナル者ハ一錢餘ナルモアリ稀ナリ、質軟ニシテ幾重モ疊リテ鮓荅ノ如シ、是當門子ナリ、本草集要ニ、當門子麝香中如小豆作丸者是也ト云、東醫寶鑑ニ破看麝内有顆子者當門子也ト云ヘリ、又木實ヲ以僞ル者アリ、黑色ニ

シテ、堅シ、試法火ニ入レ燒ケバ、聲アリテ灰殘ラズシテ香氣好ク、後ニ微ク毛臭アルモノハ眞ナリ、燒ザル前ノ香ト、已ニ燒ク時ノ香ト異ナラザルヲ擇ブベシ、燒ザル前ハ香氣好クシテ、燒ケバ臭氣ニナリテ、灰殘ルモノハ僞ナリ、味ハ鹹苦ナルヲ良トス、眞僞倶ニ毛ヲ雜入スレバ、集解ニ、毛以在裹中爲勝ト、東醫寶鑑ニモ云ヘルハ非ナリ、ソノ已ニ香ヲ出シ去リタル殼モ香氣アリ、和劑局方ニ麝香空皮子ヲ用ルコトアリ、

〔百練抄 八高倉〕承安元年七月廿六日、入道大相國(〇平清盛)進羊五頭、麝一頭於院、(〇後白河)

〔土佐軍記 下〕土佐寄船之事

慶長元年九月八日、元親公居城長家ノ森種崎ノ麓、葛木濱浦戸ノ湊ヘ夥敷唐船ヨリ來ル、元親公軍兵ヲツカハシ、此船ヲ湊ヘ引ヨスル、是ハ南蠻ノ内延須蠻(ノビスパンヤ)ト云國ヘ通船也、(〇中略)右ノ趣ヲ元親公ヨリ秀吉卿ヘ言上アリ、時ヲ不移増田右衞門尉ヲ遣シ船中ヲ改ルニ、

一生タル麝香　一疋(〇中略)　一麝香入タル箱二人シテ持　數二ツ

〔本草和名 十五獸禽〕狐陰莖、和名岐都禰、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕狐 考聲切韻云、狐(音胡、和名木豆禰、)獸名射干也、關中呼爲野干、語訛也、孫愐切韻云、狐能爲妖怪、至百歲化爲女也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕按、輔行傳弘決云、狐一名野干、藏經音義隨函錄云、野干、妖獸也、俗云野狐也、竝以野干爲狐、與所引考聲切韻合、皇國古人多從是說、故現報靈異記、亦以野干爲狐、然子虛賦云騰遠射干、張揖注云、射干似狐、能緣木、飜譯名義集云、悉伽羅、此云野干、似狐而小、形色靑黃、如狗群行、夜鳴如狼、法華經譬喩品、竝載狐狼野干、基法師音訓云、禪經云、見一野狐、又見野干、故知二別、實積經音義亦云、狐野干之類也、則二物其實不同、台爲一非是、又按、周禮巾車射人注、禮記玉藻注竝云、豻胡犬、儀禮聘禮注、禮記檀弓注、淮南道應訓注、漢書司馬相如傳注引郭璞、竝云豻、胡地野犬、說

文亦云、豻、胡地野狗、爾雅疏引字林云、豻、野狗、似狐黑喙、皆是野干字、○中略 廣韻云、狐狐貉、說文曰、妖獸也、鬼所乘有三德、其色中和、小前豐後、死則首丘、與此不同、按、太平御覽引玄中記云、百歲狐爲美女、搽恤至百歲化爲女之說蓋本之、陶弘景曰、狐形似狸而黃、亦善能爲魅、蘇敬曰、鼻尖似小狗、惟大尾、全不類狸、

〔翻譯名義集畜生二〕悉伽羅 此云野干、似狐而小形、色大黃如狗、群行夜鳴如狼、郭璞云、射干能緣木、廣志云、巢於絕巖高木也、青論云、譬如野干、夜半遶城、深入人舍、求肉不得、避處睡息、不覺夜竟、惶怖無計、慮不自免、住則畏死、便自定心、詐死在地、衆人來見、有一人云、我須其耳、言已截去、野干自念、截耳雖痛、但令身在、次有人云、我須其尾、便復截去、復有人云、須野干牙、野干自念、取者轉多、或取我頭、則無活路、即從地起、奮其智力、絕踊間關、遂得自濟、行者之心、求脫苦難、亦復如斯、生不修行、如失其耳、老不修行、如失其尾、病不修行、如失其牙、至死不修、如失其頭、輔行記云、狐是獸、一名野干、多疑善聽、顏師古注漢書曰、狐之爲獸、其性多疑、每渡河冰、且聽且渡、故言疑者、而稱狐疑、述征記云、北風勁河冰合、要須狐行、此物善聽、冰下無聲、然後過河、說文云、狐妖獸也、鬼所乘、有三德、其色中和、小前大後、死則首丘、郭氏玄中記曰、千歲之狐爲婬婦、百歲之狐爲美女、然法華云、狐狼野干、似如三別、祖庭事苑云、野干形小尾大、狐即形大、禪經云、見一野狐、又見野干、故知異也、

〔類聚名義抄三犬〕狐 音胡、キツ子、野干、クツ子、

〔下學集上氣形〕狐クツ子 多疑之獸也、古之婬婦、其名紫紫、化爲狐也、　野干コツチ

〔八雲御抄三下獸〕狐　おい　わか　ひる　小　ふる、　又きつと云きつにはめなでといへり

〔東雅十八獸〕狐キツネ　○中略　キツネの義不詳、此俗にも狐を呼て、野干といふ事、こゝに出でしと見えたり(中略)キツネとは、キは臭なり、五辛菜をすべてキといふ是也、ツは語助也、子はエヌの轉也、エヌは犬也、

〔倭訓栞前編七〕きつね　狐をいふ、き。つ。に。ともいふ、伊勢物語のきつにはめなでを、花鳥物語にはきつねはめなでと書り、又万葉集に、狐にあむさむはきつとばかりもいへる也、けつねともいへり、靈異記にきつ寢よといふは舊き說なれど心得がたし、きは黃也、つは助辭、ねは猫の略なるべし、俗に狐を野干とす、佛經に射干と見えて狐とは異れり、字彙に豻同野犬、似狐而小、出胡地といへり、源氏にきつねのすみかといへるは、文集に狐藏蘭菊叢といへる是也、大和添上郡眉間寺の西北に七疋狐といふ所あり、聖武天皇母公の陵の地にして、立石に狐杖をつき踊る形を造る、も

と七狐ありしが、四个は谷に落て破碎し、三狐を存すといふ、其所以を詳にせず、

〔物類稱呼 二動物〕狐きつね　關西にて晝はきつね、夜はよるのと呼ぶ、西國にてはよるのひと
といふ、又關西にてすべてけつねとよぶ也、又歌にはきつとも詠じ、詩經にはくつねと訓たり、又
東國にては、晝はきつね、夜はとうかと呼、常陸の國にては白狐をとうかといふ、是は世俗きつね
を稻荷の神使なりといふ故に、稻荷の二字を音にとなへて、稻荷と稱するなるべし、又晝夜とか
はりて物の名をよびわくる事あり、予思ふに婦人兒女のものにをそれ、又は物いまひする人、か
かる迂遠の說を設たるなるべし、

〔萬葉集 十六有由緣并雜歌〕長忌寸意吉麻呂歌
刺名倍爾、湯和可世子等、櫟津乃、檜橋從來許武、狐爾安牟佐武、
右一首傳云、一時衆集宴飮也、於時夜漏三更、所聞狐聲、爾乃衆諸誘興麻呂曰、關此饌具雜器、狐聲
河橋等物、而作歌者、卽應聲作此歌也、

〔伊勢物語 上〕昔男みちのくにまですゞろに至りにけり、そこなる女、都の人はめづらかにやおぼ
えけん、せちに思へる心なん有ける、○中略さすがにあはれとや思ひけん、いきてねにけり、夜ふか
く出ければ女
夜もあけばきつにはめなんくだかけのまだきになきてせなをやりつる

〔壒囊抄 一〕狐ヲ命婦ノ御前ト云ハ何事ゾ、○中略狐ヲ祝フ社、女神ニテマシマサバ、女官ニ准ジテ命
婦ト云フ、吳音ニミヤウブト申セルニヤ、又元來其名アル神ノ使者ナレバ云歟、人ニ可被尊也、

〔東寺執行日記私用集 二〕一命婦事
或云、昔洛陽城ノ北、舟岡山ノ邊ニ老狐有リ、夫婦、夫ハ身ノ毛白クシテ、銀針ヲナラベタル如シ、尾
ノ端アガリテ、秘密ノ五古ヲサシハサミタルニ似タリ、婦ハ鹿ノ首、狐ノ身ナリ、又五ノ子ヲタナ

狐性質
狐形體

ビク、各異相セリ、〇下略

〔新猿樂記〕持物道祖祭似少應、野干坂伊賀專之男祭叩蚫苦本舞、

〔燕石雜志〕一〕佐刀禰（附九尾）

狐を野干といふよしは、和名抄云、狐（音胡、和名岐豆禰、）獸名射干也、關中呼爲野干、語訛也と抄せり、亦野干は狐に似て、好て樹に登るもの也といふ、（出于搜神記、）萬葉集に、野干玉と書てぬばたまと訓じたるは、狐は、陰獸にして夜をむねとすればなるべし、又きつねの異名を、ま。よ。は。し。鳥といふは、人を魅すものなれば也、又伊賀專ともいへるよし新猿樂記に見えたり、一說に伊賀にて白狐を專御前と唱る、といへり、是は伊賀といふ文字につきていふ歟、信じがたし、專は和名太字女、老女の一稱なるよし和名抄に見えたり、唐山の古說に、狐は千古の淫婦也、その名を阿紫といふといへれば、こゝにも專と呼にやあらん、河海抄に刀女は狐なりといへり、

〔百練抄〕五後三條〕延久四年十二月七日、藤原仲季勘罪名、配流土佐國、於齋宮邊依射殺白專女也、

〔山槐記〕治承三年正月十一日、齋宮自野宮退下、〇中略去年坐一本御書所之間、五月十三日見付白專女、（狐之（之恐也誤）齋宮號專女、）被射殺、〇下略

〔本朝食鑑〕十一獸〕狐（訓喜津禰、或稱喜化津禰、〇中略）

集解、狐之多疑、妖魅媚惑、衆人所常識也、有黃黑白駁、色白者尤稀、尾有白鏤文者亦稀、臉腹白者僅有、凡晝伏穴、夜出竊食、聲患如兒啼、聲喜如打壺、故民俗聞其鳴聲而卜吉凶、其氣極臊烈、其失氣亦惡臭不可當、若人驅犬逐之、窘迫必失氣、當其失氣、則人惱大迷不能近之、若夜行忽見野火、其青燃者狐尾放火也、或謂狐取人之髑髏馬之枯骨及土中之朽木以作火光、而未詳、〇中略自古流俗傳稱、狐者稻荷之神使也、天下之狐、悉拜詣洛之稻荷社、能超華表、能作妖魅、其妖術之長、從其長者、神授位階者有品、予〇平野必大昔聞老祝之言、曰稻荷神者素盞烏之子、稻倉魂之靈、上古有使狐之事乎、未詳所以然焉、惟

村村家家素有狐、常隱而不見、故村里家墅有間地、必構小祠、稱稻荷以祭狐神、而祈福禳災也、狐性善守死、今人生割狐腹取肝、調鳥犀圓、然狐剛直不動、不屑撓不目逃、刳盡臟腑而後死、此則首丘之理乎、狐雖多疑妖慧、不忍油鼠之臭、而被害可謂技而愚矣、本邦獵夫捕狐法、設弶于野叢、繫油炙死鼠以爲餌、狐技香餌不曉羅弶而斃、今人不好食狐肉、惟取脂煉膏、傅于瘡腫以得奇効焉、

〔本草綱目譯義獸五十一〕狐 キツ子獸ニ略シテキツ、詩經道春點ニクツ子、今アヤマツテケツ子ト云、 マヨハシドリ獸 イカダトメ同 京ニテ夜ハインヨルノトノト云、西國ハ夜ハヨルノヒト云、東國ニテ夜ハトウカト云、是稻荷ノ字ヲイミテ音ニテヨミタル也、是ハ多キモノ也、今ツキ、害ヲナス、形シルヽ物也、大和本草ニ四國ツシマ肥前ノ五島ニヲヲヌト云、是ハミナ茶色也、染色ニモ、キツ子色ト云狐、ハ年久シクナルト變ジテ白狐ニナルト云、時珍說ニ白色者尤稀云々、

〔和漢三才圖會獸三十八〕狐 音胡 ○中略 ○

按、本朝狐、諸國有之、唯伊豫、土佐、阿波、讚岐、四國無之耳、凡狐多壽經數百歲者多、而皆稱人間之俗名、如大和源九郎、近江小左衛門是也、相傳、狐者倉稻魂之神使也、天下狐、悉參仕洛之稻荷社矣、人建稻荷祠而祭狐、其所祭者、位異于他狐、凡狐患則聲如兒啼、喜則聲如壺敲、性畏犬、若犬逐之窘迫則必屁、其氣惡臭而犬亦不能近之、將爲妖、必戴髑髏拜北斗、則化爲人、見于陳眉公祕笈 惑人報仇、亦能謝恩、好小豆飯油煞物、

〔大和本草獸十六〕狐 ○中略 其性多疑善聽、信州諏訪湖冬冰堅凝、狐聽而先渡、自後人亦度、春狐聽冰、其後人不渡ト云、○中略 本草弘景曰、江東無狐、本邦ニモ四國及對馬、肥前之五島ニハ無狐ト云、

〔松屋筆記九十六〕狐は鼠の油揚を好

世鏡抄廿二丁ウに、まことに燒鼠につける狐のごとく、をどりあがりはしりつゝ、色をかへ品をかへて馳走也云々、

狐種類

〔運歩色葉集 比〕白狐(ビャクコ)

〔日本書紀 二十六 齊明〕三年九月、石見國言、白狐見、

〔續日本紀 三十七 桓武〕延曆元年四月乙丑、重閣門白狐見、

〔本草綱目譯義 五十一 獸〕狐

近年奥州カラ黑狐皮ノキタルアリ、松前ヨリ黑白交ル狐皮來ル、會津ヨリウス黑ノ皮モキタル、

〔東遊記 五〕秋田蕗

奥州の內にて黑き狐を見たり、上方には無きもの也、蝦夷地には有るよし兼て聞けり、純黑なる狐の皮は尤珍重する事なり、我見たりしは、あまり見事なる黑色にてはなかりし、

瑞狐

〔延喜式 二十一 治部〕祥瑞

九尾狐 神獸也、其形赤色、或曰、白色、音如嬰兒、○中略 白狐 岱宗之精也 玄狐 神獸也 ○中略 右上瑞 ○中略

赤狐 ○中略 右中瑞

〔松屋筆記 六十五〕白狐非瑞物

今俗白狐を瑞物とし、九尾狐を妖物とするは誤也、九尾狐の吉瑞なることは、延喜式にも見え、漢籍の所見おほかるは、已に六十四の卷にいへるがごとし、古微書十一春秋潛潭巴に、白狐至國、名利不至、下驕恣云々とありて、白狐は靈瑞の物にあらず、

〔續日本紀 六 元明〕靈龜元年正月甲申朔、遠江國獻白狐、

〔續日本紀 八 元正〕養老五年正月戊申朔、甲斐國獻白狐、

〔續日本紀 十三 聖武〕天平十二年正月戊子朔、飛驒國獻白狐白雉、

〔續日本紀 五 元明〕和銅五年七月壬午、伊賀國獻玄狐、　九月己巳詔曰、○中略 况復伊賀國司阿直敬等所獻黑狐、即合上瑞、其文云、王者治致太平則見、思與衆庶共此歡慶、宜大赦天下、其强竊二盗常赦所不

狐害

免者、並不ㇾ在二赦限一、但私鑄錢者降二罪一等一、其伊賀國司目已上、進二位一階一、出ㇾ瑞郡免ㇾ庸、獲二瑞人戸一給二復三年一、

〔世事百談〕九尾の狐

玉藻前の謠曲にて、那須野の殺生石の故事を世人のきゝなれ、かつ過ぎし年、妖狐傳といふ冊子なども印行したることありしからに、九尾狐といへば、惡狐とのみおもへり、ふるくも下學集、琉球神道記などにも、この俗説を載せたり、下野なる玉藻稻荷の社は、かの惡狐の靈を祭れりとかや、さかはあれど九尾狐はもと瑞獸にて、已に太平御覽に、山海經、竹書紀年、吳越春秋、白虎通、古今注、魏略、郭璞九尾狐贊等を引用せり、因に云ふ、官妓を九尾狐といへること侯鯖錄にあり、これは官妓の聲色のために、人の蠱惑せらるゝを、狐に魅さるゝに喩へしなるべし、

〔燕石雜志〕一佐刀禰附九尾

唐山演義の書に、九尾の老狐化して妲妃となり、紂王を蠱惑せしよしを作りしかば、こゝにも好事のものありて、近衞帝の宮嬪玉藻前といふ狐妖を作り出せしは、謠曲の滑稽なるが、何人か序あやしう綴りなして、三國傳來の怪談なりぬ、この草紙久しく寫本にて行れしを、近曾繪にかき板に鏤てます〳〵行れ、九尾の狐といへば、妲妃玉藻が事也と假子も合點せり、今按するに、九尾の狐は瑞獸也、呂氏春秋、禹年三十、未ㇾ娶行二塗山一、恐二時暮失一ㇾ嗣、辭曰、吾之娶必有ㇾ應也、乃有二白狐九尾一而造二于禹一、禹曰、白者吾服也、九尾者其證也、于ㇾ是塗山人歌曰、綏々白狐、九尾龐々、成二于家室一、我都攸昌、于ㇾ是娶二塗山女一、白虎通、狐九尾者何、狐死首ㇾ丘不ㇾ忘ㇾ本也、明二安不一ㇾ忘ㇾ危也、必九尾者何、

〔徒然草〕下狐は人にくひつくもの也、堀川殿にて、舍人がねたる足を狐にくはる、仁和寺にて、夜本寺の前をとをる下法師に、狐三飛かゝりてくひつきければ、刀をぬきてこれをふせぐ間、狐二疋をつく、ひとつはつきころしぬ、二はにげぬ、法師はあまた取くはれながらことゆへなかりけり、

狐狩

〔花月草紙四〕狐の恩

狐のよな〳〵くるを、かならず餌與ふる者ありけり、かれはけものゝうちにて、ざえあるものなれば、かくしなばかれも恩を志りて、むくゆることもありなんとて、日ごとに怠らずあたふれば、かれもなれになれてけり、ある日うま子生れてければ、いとことしげさに、二日ばかり餌あたふることをわすれにければ、きつねうらみいかりてや、そのうま子をくひてけりとぞ、

〔古今著聞集十七變化〕大納言泰通の五條坊門高倉の亭は、父侍從大納言の家にてふるき所也、相つゞきてすまれける程に、きつねおほく常にばけゝり、され共ことなる事など志出したる事もなければ、扨過られけるに、年をへてます〳〵にばけゝる程に、大納言いかり給て、きつねがりをしてたぬをたちてんと思て、侍共にみな其用を仰せてけり、あす下人共あまたぐしてひとりももれず皆參べし、面々につえ又弓矢など用意すべきよし仰つ、あす四方を能かためてついぢのうへ屋の上に人を立、又天井のうへに人を入てみな狩出して、出ん所を打ころし射ころさんとさだめてけり、去程に其あかつきがたに、大納言の夢に見給ふやう、年たけ志らが志ろき大童子のとくさのかり衣きたる一人、西向のつぼの柑子のもとにかしこまりて居たり、大納言あれは何ものぞととひければ、おそれ〳〵申けるは、是は年比此殿の御内に候もの也、われ二代迄相つぎ候ほどに、子共孫まであまたいできて候、をのづから狼藉をふるまひ候事など、心のをよび候ほどは制し仕候へ共、用ひ候はぬによりて、今かたじけなく御勘氣にあづかり候事、尤其いはれある事にて候、明日みな命をたゝれまいらすべきよしを承候、御さたのやう承及候に、まことにいかでか一人もにげのがるゝもの候べき、こよひばかりの命かなしく候て、おそれ〳〵うれへ申上候はんとて參候也、まげて此度の御勘當をばゆるし給はり候へ、今より後をのづからも志れごと仕候はゞ、其時いかなる御勘當も候べき也、わかく候やつばらに、此御氣色のやう申ふくめ候

なば、いかでかこり侍らず候べき、あやまりて御まもりと成て候はゞ、今より後は御内の吉事などをば、かならず告しらしめまいらすべく候といひて、かしこまりゐたるとみるほどに夢さめぬ、夜もあけてしらしらと成にければ、大納言をき給ひて、はしのやり戸をあけて見出されければ、夢にこれ大童子が居たると見つる木のもとに、老狐の毛なきが一疋有、大納言を見奉ておそれたるていにて、やをらすのこの下へはひ入にけり、ふしぎにおぼえて、其日のきつねがりはとどめてけり、其後はばけものながくなく成ぬ、家中に吉事あらんとては、かならずきつねないてつげゝれば、かねて思ひしりけるとぞ、

〔堺鑑中古跡〕釣狐寺

南荘少林寺ノ塔頭、永徳年中ニ耕雲庵ト云アリ、其住僧伯藏主ト云リ、此僧鎮守稲荷明神ヲ信仰シテ、毎日法施不怠、或時神感應有テ、森ノ中ニ三足ノ野狐アリ、抱歸テ養愛ス、此狐ニ有靈、達隨仕用、追賊難事アリ、其孫々三足ニシテ、今ニ至寺内ニ住居ス、稲荷靈驗新也、世ニ云傳、釣狐ノ狂言又吼噦共イヘリ、此寺ヨリ發リ、然ハ才覺ナリシ狐ノ謀ナレバ、其時大藏某狂言ニ作シヲ、彼狐感ジ、老翁ニ化シテ狂言ヲ見テ、猶野狐ノ骨髓動ヲ口傳セシトナリ、誠ニ狂言綺語トハ云ナガラ、道ニ逢シヌレバ、如是奇特モ有事ニヤ、尤家ノ大事トスル狂言也、

〔利根川圖志四〕稲荷藤兵衛　佐倉より一里餘り東の方墨村の百姓なり、この男常に狐をとる事に妙を得たり、故にたうか藤兵衛といふ、（物類稱呼に、世俗きつねをいなりの神使なりといふ、故に稲荷の二字を音にとなへてたうかと稱るなるべし、）藤兵衛常に自分居屋鋪の裏にブッチメ（狐を捕る仕かけ也）を拵らへ置、此所へつれ來りて捕と云、ある時用事ありて、常州水戸へ往し歸り、おなばけの原にて、狐に出逢し故、この狐を欺し誘して我が家へつれ歸り、裏山のブッチメにかけて捕しとなり、此道法十里あまり在て、その内に舟渡三ケ所ありといへり、また或日藤兵衛千葉野を通りける時、狐に出逢し故、身し來りてフッチメに懸ん

とゝたりしが、古狐ゆゑ、中々手安くかゝらず、一兩日過て、かの狐、隣家の忰に化て、夜半のころ、藤兵衛が家に來り、表の戸を叩き、藤兵衛〳〵、ブッチメへ狐がかゝつたり、はやく起よ〳〵と云けるゆゑ、藤兵衛ふと目をさまし云けるやう、今夜はブッチメを懸はぐつたり、狐のかゝるべきやうなし、欺しおるなといひすてゝ、偶然と寢て仕舞たり、翌朝藤兵衛が云けるは、夜邊隣の忰ブッチメにかゝつたり、行て見べしといひける故、家内の者起いでゝ、至り見るに、大なる古狐一疋かゝり居たりしとなり、（藤兵衛めざましにとなりの忰を狐なりとさとり、即智のあいさつ誠に名人と云べし、）また或村に狐多く住て、人家の鷄など捕り食ふゆゑ、村内の若者ども相談して、かの藤兵衛をたのみ來り、狐を捕る所見たきよし望みければ、いと心安き事なり、おもしろき仕方して捕て見すべしとて、まづ地藏堂の庭の隅にブッチメを仕かけ置、我は山に到り、此所へ狐を連來りてとる故、各々は此堂の内にて見物すべしと、表に竹のすだれをさげ、大勢この内に隱れ居たり、藤兵衛はやがて支度とゝのへて山に入、酒に醉たる聲色にて、大聲あげ、きつねはおらぬか、狐ヤアーイたうかにはやくめぐりあひたやなどゝ、さん〴〵に呼はりながら、山中をめぐりありくに、程なく藤兵衛狐をつれ、大醉の身ぶりにて、かの堂の前に出來りぬ、腰に二尋ばかりの繩をつけ、その先に鷄の死したるを結び付、よろよろ〳〵として引ずりありく〳〵、狐は是を捕らんとして、後になり前になり欠まはるやがて藤兵衛懷よりごまめを落す、コヽ大切の物を落したり、コノちくしやうめ、うぬに食れてたまるものか、ツウうまくはまゐるまいなどゝ、ひとり言して、かのごまめを拾ひながら、終にたふれ臥したり、狐はそろ〳〵そばへより、拾ひ殘しごまめをとり食ひ、又後の方へ廻りて、かの鷄を曳く、藤兵衛目を覺し、足をあげて是を追ふ、かくする事度々なり、狐は慣れて側のブッチメに近より、しばらくやうすを伺ひ、段々となかへ這入、幾度も匂ひをかぎ、終に餌をくはへて横とびに飛いだす、其拍子に刎木はづれてブッチメにかゝりぬ、其自由なること、實に座舖の猫を嘲哢するが如

し、予藤兵衛に逢し時、餌は何なる哉と尋たれば、鼠の油揚なりといへり、然るやいなや佐倉の儒臣窪田某、狐藤兵衛の傳あり、云、城之東墨村有獵者、名藤兵衛、善捕狐、人呼曰稻荷屋、稻荷司穀神也、或謂神卽狐也、或謂狐神所使、故謂狐亦曰稻荷、以藤兵衛捕狐、又轉曰稻荷屋云、○下略

〔北越雪譜初編中〕狐を捕る

我が里○越後魚沼郡にて、狐を捕る術さま〲あるなかに、手を懷にして捕る術あり、その術いかんとなれば、春陽の頃は、つもりし雪も、晝の内は軟なるゆゑ、夜な〲狐の徘徊する所へ、麥など舂杵を雪中へさし入て、二ッも三ッもきねだけの穴を作りおけば、夜に入りて、此穴も凍りて、岩の穴のやうになるなり、さてかれが好く油滓(かす)などをちらしおき、かの穴にも入れおく、さて夜ふけ、人靜りたるころ狐こゝにきたり、ちらしおきたるを喰ひ盡し、猶たらざれば、かならずかの穴に、あるをくらはんとし、身をしゞめ、倒になりて、穴に入り、いれおきたるものをくらひつくし、出んとするに、尾のすこしいづる程に、作りまうけたる穴なれば、再びいづる事叶はず、雪は深夜にしたがひてます〲こほり、かれがちからには、穴をやぶる事もならず、いでん〲として、終には性を勞らす、捕へんとはかりしもの、これを見て、水をくみきたりて、あなに入るゝ、こほりたる雪の穴なれば、はやくは水も漏ず、狐は尾を振はして、水にくるしむ、人は邊りにありて、かれ將に死せんとする時、かならず屁をひるを避る狐尾を搖さゞるを見て、溺死たるを知り、尾を採り、大根を拔がごとくして狐を得る、穴二ッも三ッも作りおくゆゑ、をりよき時は、二疋も三疋も狐を引拔事あり、是は凍りて岩のやうなる雪の穴なればなり、土の穴はかれが得ものなれば、自在をなして逃さるべし、されば雪國にかぎる事なれば、雪のついでにしるせり、

〔日本書紀二十六齊明〕五年、是歲、命出雲國造闕名修嚴神之宮、狐噛斷於友郡役丁所執葛末而去、

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜三年六月己巳、有野狐、踞于大安寺講堂之甍、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜五年正月乙丑、山背國言、去年十二月、於管内乙訓郡乙訓社、狼及鹿多、野狐一百許每夜鳴、七日而止、　六年五月乙巳、有野狐居于大納言藤原朝臣魚名朝座、　八月戊辰、有野狐踞于閤門、

〔日本紀略 桓武〕延暦二十二年十二月戊申、夜野狐鳴禁中、

〔日本後紀 十七 平城〕大同三年八月乙丑、野狐窟朝堂院中庭、常棲聽經十餘日而不見、

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁三年七月辛酉、有野狐見朝堂院、

〔日本紀略 嵯峨〕弘仁八年九月戊戌、有野狐登於殿上、

〔日本紀略 淳和〕天長四年十一月甲子、大内有狐鳴、仍遣使柏原幷後大枝山陵申告、其詞曰云々

〔三代實錄 三十九 陽成〕元慶五年正月、是月諸衞陣多恠異、右近衞陣、大將以下將曹已上座、狐頻遺屎、府掌下毛野安世宿侍陣座、狐溺其上、○中略近衞笠吉人胡籙緒、爲狐所嚙去、人執而引之、狐猶不放、遂嚙斷而將去、左兵衞陣有狐、嚙所納之劍而遁走、兵衞等追得取留、

〔今昔物語 二十六〕利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七

今昔、利仁ノ將軍ト云人有ケリ、若カリケル時ハ、□□ト申ケル、其時ノ一ノ人ノ御許ニ恪勤ニナン候ケル、越前國ニ□□ノ有仁ト云ケル勢徳ノ者ノ聟ニテナン有ケレバ、常ニ彼國ニゾ住ケル、○中略其殿ニ年來ニ成テ所得タル五位侍有ケリ、○中略此五位ハ殿ノ内ニ曹司住ニテ有ケレバ、利仁來テ五位ニ云ク、去來サセ給ヘ大夫殿、東山ノ邊ニ湯涌シテ候フ所ニト、五位糸喜ク侍ル事哉、今夜身ノ痒カリテ否寢入不侍ツルニ、但シ乘物コソ侍ラヌトイヘバ、利仁此ニ馬ハ候フトイヘバ、五位穴喜ト云テ、○中略關山モ過テ三井寺ニ知タリケル僧ノ許ニ行着ヌ、五位然ハ此ニ湯涌タリケルカトテ、其ヲダニ物狂ハシク遠カリケルト思フニ、房主ノ僧不思懸ト云テ經營ス、然ドモ湯有リ氣モ无シ、五位何ラ湯ハトイヘバ、利仁實ニハ敦賀ヘ將奉ル也ト云バ、五位糸物狂ハシカ

リケル人哉、京ニテ此ク宣ハマシカバ、下人ナドモ具スベカリケル者ヲ、无下ニ人モ无テ然ル遠道ヲバ何カデ行ント爲ゾト怖シ氣ニイヘバ、利仁疵咲テ、己レ一人ガ侍ルハ千人ト思セト云ゾ理ナルヤ、此テ物ナド食ツレバ急ギ出ヌ、利仁其ニテゾ胡錄取テ負ケル、然テ行程ニ三津ノ濱ニ狐一ツ走リ出タリ、利仁此ヲ見テ吉使出來ニタリト云テ、狐ヲ押懸レバ、狐身ヲ弃テ逃トイヘドモ、只責ニ被責テ否不逃遁ヲ、利仁馬ノ腹ニ落下テ、狐ノ尻ノ足ヲ取テ引上ツ、乘タル馬糸賢シト不見トモ、極キ一物ニテ有ケレバ幾モ不延サ、五位狐ヲ捕ヘタル所ニ馳著タレバ、利仁狐ヲ提テ云ク、汝ヂ狐、今夜ノ内ニ利仁ガ敦賀ノ家ニ罷テ云ム樣ハ、俄ニ客人具シ奉テ下ル也、明日ノ巳時ニ高島ノ邊ニ男共迎ヘニ、馬二疋ニ鞍置テ可詣來ト、若此ヲ不云バ汝狐只試ヨ、狐ハ變化有者ナレバ、必ズ今日ノ内ニ行著テイヘトテ放テバ、五位廣量ノ御使哉トイヘバ、利仁今御覽ゼヨ、不罷テハ否有ジト云ニ合テ、狐實ニ見返々々、前ニ走テ行ト見程ニ失ヌ、然テ其夜ハ道ニ留ヌ、朝ニ疾ク打出テ行程ニ、實ニ巳時許ニ二三十町許ニ凝テ來ル者有リ、何ニカ有ント見ルニ、利仁昨日ノ狐ノ罷著テ告侍ニケリ、男共詣來ニタリトイヘバ、五位不定ノ事哉ト云程ニ只近ニ近ク成テハラハラト下ルマヽニ云ク、此見ヨ實御マシタリケリトイヘバ、利仁頰咲テ何事ゾト問ヘバ、長シキ郎等進ミ來タルニ、馬ハ有ヤト問ヘバ、二疋候フトテ食物ナド調ヘテ持來レバ、其邊ニ下居テ食ツ、其時ニ有ツル長シキ郎等ノ云ク、夜前希有ノ事コソ候シカト、利仁何事ゾト問ヘバ、郎等ノ云ク、夜前戌時許ニ御前ノ俄ニ胸ヲ切テ病セ給ヒシカバ、何ナル事ニカト思ヒ候ヒシ程ニ、御自ラ被仰樣、己ハ狐也、別ノ事ニモ不候、此晝三津ノ濱ニテ、殿ノ俄ニ京ヨリ下ラセ給ケルニ會奉タリツレバ、逃候ツレドモ否不逃得テ被捕奉タリツルニ、被仰ル樣、汝今日ノ内ニ我家ニ行著テ云ム樣ハ、客人具シ奉テナン俄ニ下ルヲ、明日ノ巳時ニ馬二疋ニ鞍置テ、男共高島ノ邊リニ參リ合ヘトイヘ、若今日ノ内ニ行著テ不云バ、辛キ目見センズルゾト被仰ツル也、男共速ニ出立テ參レ、

遲ク參テハ我勸當蒙リナントテ怖ヂ騷セ給ツレバ、事ニモ候ヌ事也トテ、男共ニ召仰候ツレバ、立所ニ例樣ニ成セ給テ、其後鳥ト共ニ參リツル也ト、利仁此ヲ聞テ頰咲テ五位ニ見合スレバ、五位奇異ト思タリ、物ナド食畢テ急立テ行程ニ、暗々ニゾ家ニ行著タル、此見ヨ實也ケリトテ、家ノ内騷ギ喧ル、〇中略而ル間向ヒナル屋ノ檐ニ狐指臨キ居タルヲ利仁見付テ、仰覽ゼヨ昨日ノ狐ノ見參スルヲトテ、彼レニ物食セヨト云ヘバ、食ハスルヲ打食テ去ニケリ、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕承平の比、狐數百頭、東大寺の大佛を禮拜しけり、諸人これを追ひければ、その靈人につきていひけるは、久しく此寺にすむ、今尊像をいたましめやかんとするが故に、禮拜をいたす也とぞいひける、

〔日本紀略六圓融〕天祿三年二月四日乙丑、今日狐百餘頭鳴陣内、

〔日本紀略十一一條〕寛弘二年九月十六日辛酉、御卜、東大寺言上、去月十三日、白鷺烏與狐爭鬪、幷大佛殿内如聞夜、大佛面幷軀汗出之故也、

〔今昔物語二十五〕春宮大進源頼光朝臣射狐語第六

今昔、三條院ノ天皇ノ春宮ニテ御坐ケル時、東三條ニ御坐ケルニ、寢殿ノ南面ニ春宮行カセ給ヒケルニ、西ノ透渡殿ニ殿上人二三人許候ケリ、而ル間辰巳ノ方ナル御堂ノ西ノ檐ニ、狐ノ出來テ臥シ丸ビテ臥セリケルニ、源頼光朝臣ノ春宮大進ニ候ケルニ、此レハ多田ノ滿仲入道ノ子ニテ極タル兵也ケレバ、公モ其道ニ仕ハセ給ヒ、世ニモ被恐テ士有ケル、其レガ其ノ時ニ候ケルニ、春宮御弓ト、ヒキメトヲ給ヒテ、彼ノ辰巳ノ檐ニ有ル狐射ヨト仰セ給ケレバ、頼光ガ申ス樣、更ニ否不射候ハジ、異人ハ射□シテ候フトモ、緊クモ不候、頼光ニ至テハ射□候ヒナム无限リ恥ニ可候シ、然リトテ射宛候ハムニ於テハ可有キ事ニモ不候ハ、若ク候ヒシ時、自然ラ鹿ナドニ罷合テ墓墓シカラヌドモ射候ヒシヲ、今ハ絶テ然ル事モ不仕候ハネバ、此ノ樣ノ當物ナドハ、今ハ篇ノ落

ル所モ思エ不ﾚ候ト申テ、暫ク不ﾚ射事ハ此ク申サム程ニ逃テヤ去ヌルト思フ程ニ、惡サハ西向ニ居テ吉ク眠テ可ﾚ逃クモ非ズ、而ル間マメヤカニ射ヨト責サセ給ヘバ、頼光辭ビ申シ煩テ、御弓ヲ取テヒキメヲ番テ亦申ス樣、力ノ候ハヾコソ仕リ候ハメ、此ク遠キ物ハヒキメハ重ク候フ、征箭シテコソ射候ヘ、ヒキメハ更ニ否ヤ不ﾚ射付ﾆ候ラム、箭ノ道ニ落テ候ハムハ射殺シ候ハムヨリモ嗚呼奇候シ、此ハ何ニ可ﾚ仕キ事ニカ候ラムト、紐差乍ラ表ノ衣ノ袖ヲマクリ、弓頭ヲ少シ臥セテ、弓ヲ箭ツカノ有ル限リ引キ絡テ箭ヲ放タレバ、箭ノ行クモ暗クテ不ﾚ見エヌ程ニ、即チ狐ノ胸ニ射宛テツ、狐頭ヲ立テ轉テ逆樣ニ池ニ落入ヌ、力弱キ御弓ニ重キヒキメヲ以テ射レバ、極ク弓勢射ル者也トモ不ﾚ射付ﾆシテ、箭ハ道ニ可ﾚ落キ也、其レニ此狐ヲ射落シツルハ希有ノ事也ト、宮ヨリ始奉テ候フ殿上人共モ皆思ケルニ、狐ハ水ニ落入テ死ニケレバ、即チ人ヲ以テ取テ令ﾚ弃ツ、後宮極ク感ゼサセ給テ、忽ニ主馬ノ御馬ヲ召テ頼光ニ給フ、其ノ時ニ頼光庭ニ下テ、御馬ヲ給ハリテ拜シテナム上ケル、然ヲ申ケルハ、此レハ頼光ガ仕タル箭ニモ不ﾚ候ハ、先祖ノ恥セジトテ、守護神ノ助ケテ射サセ給ヘル也トナム申テ罷出ニケル、其後頼光親シキ兄弟骨肉ニ會テモ、更ニ我ガ射タル箭ニモ非ズ、此レ可ﾚ然キ事也トナム云ケル、亦世間ニモ此事聞エテ、極ク頼光ヲナム讃ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔曾我物語五〕みはらの、みかりの事

みかりの人々は、日のくるゝをも時のうつるをもしらずしてかりけるに、きつねなきてきたをさしてとびさりけり、人々これをとゞめんとて、やはずをとつてをつかけたり、君〇源頼朝御らんせられ、かれらをめしかへして、秋の野のきつねとこそいへ、夏の野にきつねなく事ふしぎ也、たれか候うたよみ候へと仰下されば、すけつねうけたまはつて、まことに源太がうたにはなるかみもめでゝ雨はれ候ひぬ、是にもうたあらばくる。しかるまじ、たれ〳〵もと申されければ、大名わ

れもわれもとあんじゑいじて見んとすれ共、よむ人なかりけり、こゝにむさしの國の仕人あいきやうの三郎ゐだけだかになり、うかべる色見えければ、源太左衞門いかさまあいきやうの仕りぬと見えて候、はや〳〵と申ければやがて、

よるならばこう〳〵とこそなくべきにあさまにはしるひるきつねかな、と申ければ君聞召れてしんべうに申たり、まことにきつねにおほせてきつけう有べからずとて、かうづけの國松えだといふところにて三百町をぞ給はりける、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年〇建保元年十月十三日己酉、入夜雷鳴、同時御所南庭、狐鳴及度々云云、

〔吾妻鏡四十〕建長二年十二月十一日壬寅、幕府南庭連夜狐吟、今夜大番衆中、筑後左衞門次郎知定代官男、以引目射之、仍走出於東唐門、吟聲到于比企谷方云云、

〔北條五代記六〕北條氏康和歌の事

聞しは昔、北條氏康公、近習に仕へし高山伊與守といふ老士かたりけるは、氏康は、文武の達人、弓矢を取て、關八州に威をふるひ、東西南北に敵有てたゝかひ、晝夜いくさ評定やんごとなく、寸暇をえ給はず、され共、すきの道にや、其内にも、和歌をこのましめ給ひたり、〇中略或夕つかた高樓にのぼり、すゞみ給ひける時に、其近邊へ狐來て鳴つるを、御前に候する人々、あやしみけれ共、兎角いふ人なし、梅窻軒と云者申けるは、むかし賴朝公、信州淺間見はら野の御狩に、狐鳴て北をさして飛さりぬ、〇中略誰か有、歌よみ候へ、と仰下されければ、〇中略武藏の國のぢう人愛甲三郎季隆、〇中略と申ければ、君聞召て、神妙に申たり、誠に狐におほせて吉凶有べからずとて、上野の國松井田にて、三百町を給はるとかや、愚老和歌の道をまなび、とくをよばぬまでも案じて見候べきをと申、氏康きこしめし、夏狐鳴事珍事なり、皆々歌を案じ、出來次第に一首仕るべしと仰有ければ、各各案ずる體見えけれ共、詠人なし、やがて氏康公、

夏はきつねになく蟬のから衣をのれ〳〵が身の上にきよ、とよみ給ひしに、夜明て見れば、其狐の鳴つる所に死て有けり、皆人奇妙不思議也と感じあへり、

狐馴人

〔半日閑話 十三〕安永五年三月

日光御社參御供行列御役人付、幷御山の繪圖うりあるく、此頃眞崎いなりの茶屋の老嫗に馴る狐有、嫗御出とよべば必出る、名付て御出狐と云、

〔鹽尻 三十五〕一駿河沖津の驛出はなれんとする茶店に、老婆ありて云、爰に狐あり、呼べば必來ル、旅人のあたふる食を取行と、試に白餅を買て呼に、老狐森の方より出ヅ、人にも恐れざるさま也、彼白餅を投しかば、やがてくわへて退き侍りし、狐は每々人を恐れ侍るに、いかでかくは近づき侍るらん、ところのものはいと怪しき事なんと語り侍る、里俗に此狐を今川新兵衞とよぶ〈賢按、今川殿の時分よりの狐か、〉

狐知義

〔東遊記 後編 二〕狐の義理

越後國村上の近在に、百姓夫婦に娘三人持てり、天明巳年〈〇五年〉の事なりし由、家内に鼠荒て物をそこないければ、マチンを飯にまじへ鼠に飼ひ、貳三疋も取りて庭先に捨たりしに、其夜近所の狐の子來りて彼鼠を食たるに、マチンをあたへたる鼠なれば、狐も其毒にあたりて死たり、親狐其家のあるじを大に恨み、姉娘に取付て色々とうらみ口ばしり、數日なやみてつひに死せり、又其次の娘にとり付て、只一月ばかりの間に三人の娘死しぬれば、父母甚歎き悲しみ、其夜庭先へ立出ていひけるは、鼠を捨たるは、汝が子にあたへ殺さんとの事にはあらざるに、汝が子むさぼり食ひて死したり、是元來汝が子のあやまりなるを、此方のまはざのやうに心得、此方の愛子三人までを取殺すとは、いかなる事ぞや、畜生とは云ながらあまりなる事かなと恨かこちけるに、彼親狐、此道理につまりしにや、其翌晩庭先に老狐貳疋死し居たり、百姓夫婦是を見て、昨夜此方

より恨をいひし道理にせめられ、かくみづから死したりと見えたり、不便のわざなりとなげき、つひにそれより無常を觀じ、夫婦とも剃髮し、田地を賣り家業を捨て、四國西國へ順禮に出たり、此春其者此邊へも來りしと、越後所々其はなしありけるまゝ、書付侍る、

〔海西漫錄初編二〕多磨川狐

武藏國多磨郡多麻川ぞひの村落に、夫婦の間に子ひとりもてる農民有けり、秋のすゑつかた、その夫田に出て稻を苅けるに、稻の間にいと可愛らしき狐子の晝寢してをるを見る、よく寢入てさめざれば、驚かすも便なきわざ也とて、其所の稻をば苅のこして、外の稻をぞ苅ける、かくて其田の稻をば苅盡しつるに、狐子はなほ熟睡してさめざれば、是非なく寢入たる狐子を兩手にて抱へ、邪魔にならざる所へ移し置き、さて其稻を苅終て家に歸るに、狐子はなほよくねてぞ有ける、かくて其夜夫婦のものは、中に小兒をねさせてふしけるに、夜あけて起出て見るに、中にねせたる小兒見えず、夫婦はいたく驚きて表の方に出て見るに、小兒は門口に血まみれになりて死てあり、母は其死骸をいだきあげ、こは何者の所爲ぞや、此樣に幾所もからだに瘡をつけたるは、なぶり殺にされたるのか、あな痛ましやかなしやと、歎き悲しむ事限なし、夫いふ、昨日田に出て稻を苅けるに、しか〳〵の事あり、吾は狐子を憐てこそ驚かせもせざりしに、親狐の疑ひて恩を仇にてかへしたるならん、憎き狐のしわざかなといへば、妻ははじめてかくと聞き、さては此在所の穴に住む狐のしわざに候や、憎き狐の所爲かなとて、小兒の死骸を抱きながら、かの狐の住む穴にゆきて、穴の口に小兒の死骸を投著て、おれ狐これを見よ、いかに四足なればとて、恩を仇にして吾子を殺したり、よくも〳〵むごたらしく此子の命を取たるぞ、おれ畜生こゝに出よ、おれが命は吾取んと、聲のかぎり、およそ半時ばかりも罵て、せんかたなければ、また小兒の死骸を抱て家に歸り、やうやく野べにぞおくりける、其夜は夫婦ともに愁傷て夜もねられず、曉がたにおき

いでゝみ見れば、昨日小兒のころされて有つる門口に、老狐め狐二疋、葛にて頸くゝりて死てぞ有ける、此二疋の狐はじめは、我子のたしなめられし事と心得、其恨を報ひつるに、たしなめられしにはあらで、いたはられし事を聞知り、其理にせまりて頸くゝりたるにやあらん、こは近き年ごろの事にて、此國府中の人の物語にて聞ぬ、

〔秋里隨筆 下〕孝狐死孝

肥前國養父郡小畑むらといへるに仁右衛門といふありきはめて家貧しければ、下作をして、漸ほそきけぶりをたてけるが、よはひ五十に傾ければ、農夫の業つとめがたく、竹の皮をもつて小笠をぬひ、老のわざとなして世を過しける、然にひとりの子を持けるが、生得農夫の業をきらひ、山ちかければ、平日に山ふかく入て、鹿兎の類をうち野外に出ては雉子うづらをとり、專殺生を好けるが、遂そのわざに長じ、許多の價を得けるされども父仁右衛門は其わざを嫌ひ、おりにふれて異見すといへどもさらに用ず、日終夜終山に入ける、頃は秋も末なりき狐をおとさんため、輪穴を工かけおきけるが、かならず狐を獲こと夜毎なりごよひも黃昏より出行ける、父なるものふかくもうれい、三更のころまでも念佛してありける折しも廿日月のかげいと薄くさしのはり、秋風薄衣を通して寒く、さながら夜いたく更ぬるよと思ふ時、誰となく外面より仁右衛門が名をさして呼聲頻なり、仁右衛門あやしみ、稱名を止、聞てけるに、まさしく我名を呼ぶ事たしかなりければ、誰なるやと頭をめぐらして見てあるに、こは人ならで障子の外面に狐のかたち忽然とうつりぬ、仁右衛門猶あやしく、汝我名をさして呼ぶ子細かたるべしといふ、野干うなづきて、我こよひ推參せし事、翁にひとつのねがひあり、あはれかなへたびてんやといふ、仁右衛門いらへて、その品によつてかなへ遣すべしといふ、野干禮をなして、そも我は此山僻に住る野狐なり、父なるものひさしく病にふして、今なを大事におよべり、よつて兄弟七疋の子狐、父が

狐與人婚

まくらによりて、一たび命を救ん事を庶幾するといへども、且て術なし、唯一品の良藥あり、則鼠の油揚なり、是を得ば完病治すべしと、扨こそ兄弟のものこれをもとめんと夜毎に出けるに、終かへり來らず、おの〳〵獵人のためにとらるゝ事六疋なり、こよひは是非我きてこれを得んとするに、命を失ふ事かならずなり、さもあらば此のち是をもとむるものなければ、父病のために死すこと眼前なり、よつて翁にねぎまゐらす事外ならず、何とぞかの良藥にひとしき品われにあたへたまはらば、一度父をすくひ申たしとわりなくも話ぬ、仁右衞門つく〳〵おもへらく、狐すらかくまで孝を思ふ、人間豈孝をわきまへざらんやと、野狐が孝を感じ、いかにもやすきねがひなりと件の油物を持出、汝苦此匂ひのたへがたく、輪穴の一物を得むとせば、かならず命を失ふべし、さあらば此品誰あつて父にあたえんや、其厚味をあぢはひえりて、いさゝか輪穴に心をかけず、此品父に與へ厄きを救ふべしと、今ひとつの油物をとり遣て食させける、野狐よろこびにたへず、九拜してうちくらひける、仁右衞門今一つの油あげを竹の皮に包み、野狐が首に結びつけ、早々かへしける、とかくして仁右衞門は臥間に入て寐、一睡の夢のさむる頃、倅なるもの獲うちかたげ家にかへり、父にかたりけるは、こよひ怪有のゑものをえたり見たまへと、かの獲を父が前に出しけるを見てあるに、竹の皮を首にまたふたる狐なり、仁右衞門大に嘆じ、ありしえかゑかの赴をかたりけるに、さすが情なき匹夫といへども殆感服し、忽其業を棄て父を伴ひ回國修行に出けるとなん、世にかゝる發心まゝすくなからず、

〔水戸烈公行實〕文政十一年戊子年二十九歲春正月、公以火災故徙居駒籠邸、邸中士人有汙稻荷祠者、尋爲狐所魅、公以世俗謂狐爲稻荷神使、乃遣使神祠、諭其宜宥赦罪過、狐魅立除、

〔日本靈異記上〕狐爲妻令生子緣第二

昔欽明天皇是磯城島金刺宮食國天皇天國押開廣庭命也御世、三野國大野郡人、應爲妻覓好孃、乘路而行時、曠野中遇於

姝女、其女媚壯訓睇之、壯睇之言、何行稚孃之、答言、將覓能緣而行女也、壯心語言、成妻耶、女答言、聽、即將於家交通相住、比頃懷任生一男子、時其家犬、十二月十五日生子、彼犬之子、每向家室而期尅睚皆嘷吠、家室脅惶、告家長言、此犬打殺、雖然患告而猶不殺、於二月三月之頃、年米舂時、其家室於稻舂女等將充間食入於碓屋、即彼犬子將咋家室而追、犬即驚誅、恐成野干、登籬上而居、家長見言、汝與我之中子相生、故吾不忘、汝每來相寐、故隨夫語而來寐、故爲岐都禰(キツネ)也、時彼妻著紅染裳(今之桃花裳也)而窕裳襧引遊也、夫視去容戀歌曰、(古非皮米奈、和我尸爾於知奴、多万可岐留皮呂可爾美縣氏、伊邏師古由惠爾也、)故其令相生子名號岐都禰、亦其子姓負狐直也、其人强力多有、走疾如鳥飛矣、三野國狐直等根本是也、

〔日本靈異記 中〕力女捔力試緣第四

聖武天皇御世、三野國片縣郡少川市、有一力女、爲人大也、名爲三野狐、(是昔三野國狐爲母生人之四繼孫也、)

〔扶桑略記 二十二 字多〕寛平八年丙辰、善家秘記云、余寛平五年、出爲備中介、時有賀夜郡人賀陽良藤者、頗有貨殖、以錢爲備前少目、至于寛平八年秋、罷居住本鄉葦守、其妻淫奔入京、良藤鰥居於一室、忽覺心神狂亂、獨居執筆諷吟和歌、如有挑女通書之狀、或時有與女兒通慇懃之辭、然而不見其形、如此數十日、一朝俄失良藤所在、舉家尋求、遂無相遇、良藤兄大領豐仲、弟統領豐蔭、吉備津彥神宮禰宜豐恒、及良藤男左兵衞志忠貞等、皆豪富之人也、皆謂良藤狂悖自捨其身、悲哽懊惱、求其屍所在、然猶無遇、俱發願云、若得良藤死骸、當造十一面觀世音菩薩像、即伐栢樹與良藤形體長短相等、向之頂禮誓願、如此十三日、良藤自其宅藏下出來、顏色憔悴如病黃癉者、又其藏无柱、唯石上居桁、桁下去地纔四五寸、曾不可容身、而良藤心情醒寤話云、鰥居日久、心中常念與女通接、於是女兒一人、以書著菊華云、公主有愛念主人之情、故奉書通慇懃、即開書讀之、艶詞佳美、心情搖蕩、如此往反數度、書中有和歌遞唱和、彼遂以飾車迎之、騎馬先導者四人、行數十里許、至一宮門、老大夫一人迎門云、僕此公主家令也、公主令僕引丈人、於是從家令入門屛間、其殿屋帷帳綺飾甚美、須臾薦珍饌未盡備、日暮即入燕寢、終成懷

好、意愛纏密、雖死無悋、晝則同筵、夜則併枕、比翼連理、猶如疎隔、遂生一男兒、兒聡悟狀貌美麗、朝夕抱持、未嘗離膝下、常念改長男忠貞爲庶子、以此兒爲嫡子、此爲其母之貴也、居三个年忽有優婆塞、持杖直昇公主殿上、侍人男女皆盡逃散、公主又隱不見、優婆塞以杖突我背、令出狹隘之間、顧而視之、此我家藏桁下也、於是家中大小大怪、即毀藏而視之、狐數十散走入山、藏下猶有良藤座臥之處、良藤居藏下、纔十三个日也、而今謂三年、又藏桁下纔四五寸、而今良藤知高門縮形出入其中、又以藏下令知大殿帷帳、皆靈狐之妖惑也、又優婆塞者、此觀音之變身也、大悲之力脫此邪妖而已、其後良藤無恙十餘年、年六十一死、(已上○又見今昔物語卷十六)

〔今昔物語十四〕爲救野干死寫法花人語第五

今昔年若クシテ形美麗ナル男有ケリ、誰人ト不知ズ侍ノ程ノ者ナルベシ、其ノ男何レノ所ヨリ來ケルニカ有ケム、二條朱雀ヲ行クニ、朱雀門ノ前ヲ渡ル間、年十七八歳許ナル女ノ、形端正ニシテ姿美麗ナル微妙ノ衣ヲ重子著タル大路ニ立テリ、此ノ男此ノ女ヲ見テ難過ク思テ、寄テ近付キ觸ルレバ、門ノ内ニ人離タル所ニ女ヲ呼ヒ寄セテ、二人居テ万ヅニ語云フ、男女ニ云ク、可然クテ如此ク來リ會ヘリ、同ジ心ニ可思キ也、君我ガ云ハム事ニ隨ヘ、此レ懃ニ思フ事也ト、女ノ云ク、此レ可辭事ニ非ズ、云ハム事ニ可隨シト云ヘドモ、我レ若シ君ノ云ハム事ニ隨ヒテハ、命ヲ失ハム事疑ヒ无キ也ト、男何事ヲ云フトモ不心得ズシテ只辭ブル言也ト思テ、強ニ此ノ女ト懐抱セムトス、女泣々ク云ク、君ハ世ノ中ニ有テ家ニ妻子ヲ具セルラムニ、只行スリノ事ニテコソ有レ、我レハ君ニ代テ戯レニ永ク命失ハム事ノ悲キ也、如此ク辭フト云ヘドモ、女遂ニ男ノ云フニ隨ヌ、而ル間日暮テ夜ニ入ヌレバ、其ノ邊近キ小屋ヲ借テ將行テ宿ヌ、既ニ交臥シテ終夜ラ行ク末マデノ契ヲ成シテ夜曉ヌレバ、女返リ行クトテ男ニ云ク、我レ君ニ代テ命ヲ失ハム事疑ヒ无シ、然レバ我ガ爲ニ法華經ヲ書寫供養シ後世ヲ訪ヘト、男ノ云ク、男女ノ交通スル事世ノ常ノ習ヒ

也、必ズ死ヌル事アラムヤ、然レドモ若シ死ナバ必ズ法花經ヲ書寫供養シ奉ラム、女ノ云ク、君我ガ死ナム事實否ヲ見ムト思ハヾ、明朝ニ武徳殿ノ邊ニ行テ可見シ、但シ注ニセムガ爲ニト云ヒテ、男ノ持タル扇ヲ取テ泣々ク別レテ去ヌ、男此ヲ實トモ不信ズシテ家ニ返ヌ、明ル日女ノ云シ事若シ實ニヤ有ラム行テ見ト思テ、武徳殿ニ行テ廻リ見ル時ニ、髮白キ老タル嫗出テ男ニ向テ泣ク事无限シ、男嫗ニ問テ云ク、誰人ノ何事ニ依テ此ク泣クゾト、嫗答テ云ク、我レハ夜前朱雀門ノ邊ニシテ見給ヒケム人ノ母也、其ノ人ハ早ウ失給ヒニキ、其ノ事告奉ラムトテ此ニ侍リツル也、其ノ死人ハ彼ニ臥シ給ヘリト、指ヲ差シテ敎ヘテ掻消ツ樣ニ失ヌ、男怪シト思テ寄テ見レバ、殿ノ内ニ一ノ若キ狐、扇ヲ面ニ覆テ死テ臥セリ、其ノ扇我ガ夜前ノ扇也、此レヲ見ニ、然バ夜前ノ女ハ此ノ狐ニコソ有ケレ、我レハ然バ通ジニケリト、其ノ時ニゾ始メテ思フニ、哀レニ奇異ニテ家ニ返ヌ、其ノ日ヨリ始メテ七日毎ニ法花經一部ヲ供養シ奉テ、彼レガ後世ヲ訪フ、未ダ七々日ニ不滿ザル程ニ、男ノ夢ニ彼ノ有シ女ニ値ヌ、其ノ女ヲ見レバ、天女ト云フラム人ノ如ク身ヲ莊タリ、亦同樣ニ莊レル百千ノ女有テ此レヲ圍繞セリ、此ノ女男ニ告テ云ク、我レ君ガ法花經ヲ供養シテ我ヲ救ヒ給フニ依テ、刧々ノ罪ヲ滅シテ今切利天ニ生レヌ、此ノ恩量リ无シ、世々ヲ經ト云ドモ難忘シト云テ空ニ昇ヌ、其ノ程空ニ微妙ノ樂ノ音有リト見テ夢覺ヌ、男哀ニ貴シト思テ、彌ヨ信ヲ發シテ法花經ヲ供養シ奉リケリ、男ノ心難有シ、誓ヒ女ノ遺言有リト云フトモ、懃ニ約ヲ不違ズシテ後世ヲ訪ハムヤ、其レモ前世ノ善知識ニコソ有ラメ、男ノ語ルヲ聞キ繼テ語リ傳ヘタルトヤ、

〔台記〕康治三年〇天養元年五月卅日庚辰、參院、新院侍所司治部丞親賴語曰、臣有僕生年十六、日〇日上恐脱二一字在納殿内之時、有一年若女著初者、親賴僕與之通、事訖、女去卽陰痛數日而臟腑遂落矣、先三四五許日、狐來軒間見此少男云々、奇異之甚、近代未聞事也、是大炊御門北高倉東亭也、此亭自本多狐也、

先年夏比狐晝見數日、禁之以弓矢、猶見無止、爰予備食量狐戶、自此之後狐不見焉、爰知狐有神靈乎、此亭郭內及乾角有古小神社、若其神之所致歟、加之此亭度々免四方火災、及家中放火之殃者乎、

〔信濃奇談上〕狐

むかしいづれの頃にや、坂井の里に、浦野氏なる男ありて、妻をむかへ子一人もてり、母添乳して晝寐しけるに、此子おき出て母さまこそ尻尾はえたり〳〵と高聲していひければ、この母おどろき、人に见られつる事の恥かしと思ひけん、いづ地へか走り行て再かへらず、その夜のうちにおのが田地に悉稻生たり、こは此母の植たるにやあらん、殊に其としは實のりて、穫もの多くして家さかへ、今この子孫多くなりしに、皆乳の下にまた乳の形あり、幾人となく必その见るし有けり、小笠原歷代記に、長時の妻は浦野彈正正忠が娘なり、狐の人に化して產る處なりと、さらば此浦野氏はかの正忠が子孫なるをかくいひ傳へけるにや、

〔消閑雜記〕狐はあやしきけものなり、常に人にばけてたぶらかし、また人の皮肉の內に入りてなやまし、あらぬ妙をなす事多し、抱朴子曰、狐壽八百歲也、三百歲後變化爲人形、夜擊尾出火、戴髑髏拜北斗、不落則變化人、これほど修行なり、功つみたるものなれども、一旦やき鼠の香くはしきを見て、たちまちにわなにかゝり、命をうしなふ、

〔安齋夜話一〕一狐妖、或問珍といふ書六冊あり、寶永七年、三州田原の學者兒島不求といふ者の著はす所にて、幾の奇怪を辨斷せる問答有之、其中に狐妖を怪みて問し答に、上略其妖怪をなす謂子は、草深き野原にて、靈天蓋サレカウベノコト也を拾ひ、己が頂に戴きて仰のき、小計の星を拜すとかれども仰のかんとすれば、頂の靈天蓋忽ち落し、又拾ひあげて頂に戴き、右の如くする事數年を積れば、後は北斗を拜し跳り廻りても、修煉して靈天蓋落さず、其時北斗を百遍禮して始て人の形に變化する也云々、貞丈云、右の狐のばけやうの傳授は、何か唐の書にて見し事ありしが、用にも

た、ぬ事なれば、其書名も忘れたり、右委細の傳授をば狐に聞て書きたる歟、又は靈天蓋を拾ふ時より數年を積て、北斗を百遍拜するまで狐につき從ひ、見覺えて書きたる歟、いぶかしき事也、學者と喚る、輩は、吾國の書に少しにても怪説あるをば一喫に云破り、唐の書に見えたる不稽の説をば、猥に信じて眞僞をも考へず、とにもかくにも隣の甚太味噌が好物なるぞをかしき、此類の事尙多し、

〔本朝續文粹 十一記〕狐媚記　江大府卿〇大江匡房

康和三年、洛陽大有狐媚之妖、其異非一、初於朱雀門前儲羞饌禮、以馬通爲飯、以牛骨爲菜、次設於式部省後、及王公卿士門前、世謂之狐大饗、圖書助源隆康參賀茂齋院、車在門前、入夜少年雲客兩三推駕其車、兼有偶女、乘月行々經鴨川、到七條川原、右兵衛尉中原家季相逢於途中、見其車中紅衣皎然、入夜有色、獨怪之、牛童不堪其苦、平伏道間、雲客給一張紅扇、倏忽而去、車前軾上有狐脚跡、牛童歸家明日見之、扇是璽〇璽一本作璽栗骨也、其後受病數日而死、其主大恐欲焚其車、夢有神人來曰、請莫焚之、將以有報、明年除書任圖書助、

主上依造御願寺、不滿卅五夜、有避方忌之行幸、忽有何人、騎馬扈從、擧左右袖自掩其面、其後有垂纓小舍人藏人大學頭藤原重隆怪而問之、不答子細、馳入於朱雀門、暫爾不見、

增珍律師、說法宗匠也、有一老嫗來曰、無賴婦人欲修法會、忝垂光臨、律師許諾臨其日夕、嫗重來屈律師赴請、到於六條朱雀大路人家、堂莊嚴如常、雖設僧供、無役送人、簾中拍手、偶出酒盃、律師怪之、敢不就饌、先登講座、打鐘一聲、燈色忽青、所儲之饌、亦是糞穢之類也、事々違例、心神迷惑、半死逋去、後日尋之、掃地無宅、有人買七條京極宅、其後壞此屋、到鳥部野爲葬斂之具、其所渡輿之直、本是金銀糸絹也、後日見之、皆是弊鞋舊履、瓦礫骨角也、嗟呼狐媚變異、多載史籍、殷之妲己爲九尾狐、任氏爲人妻、到於馬嵬爲犬被獲、或破鄭生業、或讀古家書、或爲紫衣公、到縣許其女屍、事在倜儻、未必信伏矣〇矣一本無今

於我朝正見其妖、雖及季葉怪異如古、偉哉、

〔今昔物語 二十七〕狐變大榲木被射殺語第卅七

今昔□□ノ比春日ノ宮司ニテ中臣ノ□□ト云フ者有ケリ、其レガ甥ニ中大夫□□ト云フ者有ケリ、其レガ馬ノ食失タリケレバ、其レ求ムトテ、其ノ中大夫從者一人ヲ具シテ、我ハ胡籙搔負テ出ニケリ、其ノ住ム所ノ名ヲバ、奈良ノ京ノ南ニ三橋ト云フ所也ケリ、中大夫其ノ三橋ヨリ出テ、東ノ山様ニ求メ入テ二三十町許行ケレバ、日モ暮畢テ夜ニ成ニケリ、オボロ月夜ニテゾ有ケル、馬ヤ食立ルト見行ケル程ニ、本ノ大キサ屋二間許ハ有ラムト見ユル程ノ、榲ノ木ノ長廿丈許有ケル、一段許去キテ立リケレバ、中大夫此レヲ見付テ其ニ突居テ、此ノ從者ノ男ヲ呼寄セテ云ク、若シ我ガ僻目カ、亦物ノニ迷ハサレテ不思懸ヌ方ニ來ニタルカ、此ノ立ル榲ノ木ハ和尊ノ目ニハ見ユヤト問ケレバ、男己モ然カ見侍リト答フレバ、中大夫然テハ我ガ僻目ニハ非デ、迷ハシ神ニ値テ不思懸ヌ所ニ來ニタルニコソ有ナレ、此ノ圖ニ取テ此許ノ榲ノ木有トハ、何コニテカ見タルト問ケレバ、從者ノ男更ニ思エ不侍ズ、其々ニゾ榲ノ木一本侍レドモ、其レハ小キ木也ト云ケレバ、中大夫然レバヨ既ニ迷ハサレニケルゾ、何カセムト爲ル極テ怖シ、去來返ナム、家ヨリ何町許來ニタルラム、六借キ態カナト云テ返ナムト爲ル時ニ、從者ノ男ノ云ク、此許ノ事ニ値テ、故モ无ク過シテムハ无下ノ事ナルベシ、此ノ榲ノ木ニ箭ヲ射立テ置テ、夜明テコソ尋テ御覽ゼメト云ケレバ、中大夫現ニ然モ有ル事也、去來然バ二人ジテ射ムト云テ、主モ從者モ共ニ弓ニ箭ヲ番テケリ、從者ノ男然ラバ今少シ步ビ寄テ、射サセ給ヘト云ケレバ、共ニ步ビ寄テ二人乍ラ一度ニ射タリケレバ、箭ノ尻答フト聞ケルマヽニ、其ノ榲ノ木俄ニ失ニケリ、然レバ中大夫然レバヨ物ニ値ニケルニコソ有ケレ、怖シ去來還ナムト云テ逃ルガ如クニシテ返ケリ、然テ夜明ニケレバ、朝ニ中大夫從者ヲ呼テ、去來夜前ノ所ニ行テ尋テ見ムト云テ、從者ト二人行テ見ケレバ、毛モ

无ク老タリケル狐ノ、榲ノ枝ヲ一ツ咋ヘタリケルガ、腹ニ箭ヲ二ツ被二射立一テコソ死テ臥タリケレ、此レヲ見テ、然レバコソ夜前ハ此ノ奴ノ迷ハシケル也ケレト云テ、箭打抜テ返ニケリ、此ノ事ハ只此ノ二三年ガ内ノ事ナルベシ、世ノ末ニモ此ル希有ノ事ハ有ケリ、然レバ道ヲ踏違バ不レ知ヌ方ニ行カムヲモ、恠ムベキ事也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

狐變二女形一値二播磨安高一語第卅八

今昔、播磨ノ安高ト云フ近衞舍人有ケリ、右近ノ將監貞正ガ子也、法興院（〇藤原兼家）ノ御隨身ニテナム有ケル、未ダ若カリケル時、殿ハ内裏ニ御マシケル間ダニ、安高ガ家ハ西ノ京ニ有ケレバ、安高内ニ候ケルガ、從者ノ不レ見エザリケレバ、西ノ京ノ家ニ行クトテ、唯獨リ内通リニ行ケルニ、九月ノ中ノ十日許ノ程ナレバ、月極ク明キニ、夜打深更テ宴ノ松原ノ程ニ、濃キ打タル袙ニ紫苑色ノ綾ノ袙重ネテ著タル女ノ童ノ、前ニ行ク樣體頭ツキ云ハム方ナク、月影ニ口テ微妙シ、安高ハ長キ沓ヲ履テコソメキ行クニ歩ビ並テ見レバ、繪書タル扇ヲ指隱シテ、顏ヲ吉クモ不レ見セズ、額頰ナドニ髮捻懸タル云ハム方无ク殿氣也、安高近ク寄テ觸這ニ薫ノ香極ク聞ユ、此ク夜深更タルニ何レノ御方ノ人ノ何コヘ御スルゾト、安高云ヘバ、女西ノ京ニ人ノ呼ベバ行クヤト答フ、安高人ノ許ヘ御セムヨリハ、安高ガリ去來給ヘト云ヘバ、女咲タル音ニテ誰・知テカハト答フル、極ク愛敬付タリ、此ク互ニ語ヒ行ク程ニ、近衞ノ御門ノ内ニ歩ビ入ヌ、安高カ思フ樣、豐樂院ノ内ニハ人謀ル狐有ト聞クゾ、若シ此レハ然ニモヤ有ラム、此奴恐シテ試ム、顏ヲツブト不レ見セヌガ恠キニト思テ、安高女ノ袖ヲ引ヘテ此ニ暫シ居給ベシ、聞ユベキ事有リト云ヘバ、女扇ヲ以テ顏ニ指隱シテカヾヤクヲ、安高實ニハ我レハ引剝ゾ、シヤ衣剝テムト云フマヽニ、紐ヲ解テ引編ギテ、八寸許ノ刀ノ凍ノ樣ナルヲ拔テ女ニ指宛テ、シヤ吭搔切テムト、其ノ衣奉レト云テ、髮ヲ取テ柱ニ押付テ、刀ヲ頸ニ指宛ツル時ニ、女艷ス𦚵キ尿ヲ前ニ散ト馳懸ク、其ノ時ニ安高驚テ免ス際ニ、

女忽ニ狐ニ成テ門ヨリ走リ出テ、コウ〳〵ト鳴テ大宮登ニ逃テ去ヌ、安高此レヲ見テ、若シ人ニヤ有ラムト思テコソ不殺ザリツレ、此ク知タラマシカバ必ズ殺テマシト、妬ク悔シク思エケレドモ甲斐无クテ止ニケリ、其後安高夜中曉ト不云ズ内通リニ行ナレドモ、狐戀ニケルニヤ更ニ不値ザリケリ、狐微妙キ女ト變ジテ、安高ヲ□サムト爲ル程ニ、希有ノ死ヲ不爲ズシテナム有ケル、然レバ人遠カラム野ナムドニテ獨リ間ニ吉キ女ナドノ見エムヲバ、廣量シテ不觸這マジキ事也、此レモ安高ガ心バヘノ有テ、女ニ強ニ不耽ズシテ不被□ヌ也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

狐變人妻形來家語第卅九

今昔、京ニ有ケル雜色男ノ妻、夕暮方ニ暗ク成ル程ニ、要事有テ大路ニ出タリケルガ、良久ク不返來ザリケレバ、夫何ト遲ハ來ナラムト恠ク思テ居タリケル程ニ、妻入來タリ、然テ暫許有ル程ニ、亦同顏ニシテ、有樣露許モ違タル所モ无キ妻入來タリ、夫此レヲ見ルニ奇異キ事无限シ、何ニマレ一人ハ狐ナドニコソハ有ラメト思ヘドモ、何レヲ實ノ妻ト云フ事ヲ不知ネバ思ヒ廻スニ、後ニ入來タル妻コソ定メテ狐ニテハ有ラメト思テ、男大刀ヲ拔テ後ニ入來タリツル妻ニ走リ懸リテ切ラムト爲レバ、其ノ妻此ハ何カニ我レヲバ此ハ爲ルゾト云テ泣ケバ、亦前ニ入來タリツル妻ヲ切ラムトテ走リ懸レバ、其レモ亦手ヲ摺テ泣キ迷フ、然レバ男思ヒ繚天、此彼騷グ程ニ、尙前ニ入來タリツル妻ノ恠ク思エケレバ、其レヲ捕ヘテ居タル程ニ、其ノ妻奇異ク臰キ尿ヲ散ト馳懸タリケレバ、夫臰サニ不堪ズシテ打免タリケル際ニ、其ノ妻忽ニ狐ニ成テ、戶ヲ開タリケルヨリ大路ニ走リ出テ、コウ〳〵ト鳴テ逃去ニケリ、其ノ時ニ男妬ク悔シク思ケレドモ、更ニ甲斐无シ、此レヲ思フニ、思量モ无カリケル男也カシ、暫ク思ヒ廻シテ、二人ノ妻ヲ捕ヘテ縛リ付テ置タラマシカバ、終ニハ顯レナマシ、糸口惜ク逃シタル也、鄉ノ人共モ來集テ見喤ケル、狐モ益无キ態カナ、希有ノ命ヲ生テゾ逃ニケル、妻ノ大路ニ有ケルヲ見テ、狐ノ其ノ妻ノ形ト變ジテ謀タリ

ケル也、然レバ此樣ノ事ノ有ラムニハ、心ヲ靜メテ可思廻キ也、希有ニ實ノ妻ヲ不殺ザリケル事コソ賢ケレトゾ人云ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

狐託人被取玉乞返報恩語第四十

今昔、物ノ氣病爲ル所有ケリ、物託ノ女ニ物託テ云ク、己ハ狐也、祟ヲ成シテ來レルニ非ズ、只此ル所ニハ自ラ食物散ボフ物ゾカシト思テ指臨キ侍ルヲ、此ク被召籠テ侍ル也ト云テ、懷ヨリ白キ玉ノ小柑子ナドノ程ナル取出テ、打上テ玉ニ取ルヲ、見ル人可咲氣ナル玉カナ、此ノ物託ノ女ノ本ヨリ懷ニ持テ、人謀ラムト爲ルナメリト、疑ヒ思ヒケル程ニ、傍ニ若キ侍ノ男ノ勇タルガ居テ、物託ノ女ノ其ノ玉ヲ打上タルヲ、俄ニ手ニ受テ取テ懷ニ引入レテケリ、然レバ此ノ女ニ託タル狐ノ云ク、極キ態カナ、其ノ玉返シ得サセヨト、切ニ乞ケレドモ、男聞キモ不入ズシテ居タルヲ、狐泣々ク男ニ向テ云ク、其ハ其ノ玉取タリト云フトモ、可持キ樣ヲ不知ネバ、和主ノ爲ニハ益不有ジ、我レハ其ノ玉被取ナバ極キ損ニテナム可有キ、然レバ其ノ玉返シ不令得ズバ、我レ和主ノ爲ニ永ク讎ト成ラム、若シ返シ令得タラバ、我レ神ノ如クニシテ和主ニ副テ守ラムト云フ時ニ、此ノ男由シ无シト思フ心付テ、然ラバ必ズ我ガ守ト成リ給ハムヤト云ヘバ、狐然ラ也必ズ守ト成ラム、此ル者ハ努々虚言不爲ズ、亦物ノ恩不思知ズト云フ事无シト云ヘバ、此ノ男此ノ搦サセ給ヘル護法證セサセ給フヤト云ヘバ、狐實ニ護法モ聞シ食セ、玉ヲ返シ得サセタラバ、慥ニ守ト成ラムト云ヘバ、男懷ヨリ玉ヲ取出シテ女ニ與ヘツ、狐返々ス喜テ受取ツ、其ノ後驗者ニ被追テ狐去ヌ、而ル間人々有テ其ノ物託ノ女ヲヤガテ引ヘテ不令立ズシテ懷ヲ搜ケルニ、敢テ其ノ玉无カリケリ、然レバ實ニ託タリケル物ノ持タリケル也ケリト、皆人知ニケリ、其ノ後此ノ玉取ノ男、太秦ニ參テ返ケルニ、暗ク成ル程ニ御堂ヲ出テ返ケレバ、夜ニ入テゾ内野ヲ通ケルニ、應天門ノ程ヲ過ムト爲ルニ、極ク物怖シク思エケレバ、何ナルニカト恠ク思フ程ニ、實ヤ我ヲ守ラムト云

ソ狐有キカシト思ヒ出テ、暗キニ只獨リ立テ狐々ト呼ケレバ、コウ〳〵ト鳴テ出來ニケリ、見レバ現ニ有リ、然レバコソト思テ、男狐ニ向テ、和狐實ニ虚言不爲ザリケリ、糸哀レ也、此ヲ通ラムト思フニ極テ物怖シキヲ、我レ送レト云ケレバ、狐聞知顔ニテ見返々々行ケレバ、男其ノ後ニ立テ行クニ例ノ道ニハ非ズ、異道ヲ經テ行々テ、狐立留マリテ背ヲ曲テ拔足ニ歩テ見返ル所有リ、其マヽニ男モ拔足ニ歩テ行ケバ、人ノ氣色有リ、和ラ見レバ、弓箭兵仗ヲ帶シタル者共數立テ、事ノ定メヲ爲ルヲ垣超シニ和ラ聞ケバ、早ウ盜人ノ入ラムズル所ノ事定ムル也ケリ、此ノ盜人共ハ道理ノ道ニ立ル也ケリ、然レバ其ノ道ヲバ經テ迫ヨリ將通ル也ケリ、狐其レヲ知テ、其ノ盜人ノ立テル道ヲバ經タルト知ヌ、其ノ道出畢ニケレバ狐ハ失ニケリ、男ハ平カニ家ニ返ニケリ、狐此レノミニ非ズ、此樣ニシツヽ、常ニ此ノ男ニ副テ多ク助クル事共ゾ有ケル、實ニ守ラムト云ケルニ違フ事无ケレバ、男返々ス哀レニナム思ケル、彼ノ玉ヲ惜ムデ不與ザラマシカバ、男吉キ事无カラマシ、然レバ賢ク渡テケリトゾ思ケル、此レヲ思フニ、此樣ノ者ハ此ク者ノ恩ヲ知リ虚言ヲ不爲ヌ也ケリ、然レバ自ラ便宜有テ可助カラム事有ラム時ハ、此樣ノ獸ヲバ必ズ可助キ也、但シ人ハ心有リテ因果ヲ可知キ者ニテハ有レドモ、中々獸ヨリハ者ノ恩ヲ不知ヌ不實ヌ心モ有ル也トナム語リ傳ヘタルトヤ。

高陽川狐變女乘馬尻語第卅一

今昔、仁和寺ノ東ニ高陽川ト云フ川有リ、其ノ川ノ邊ニ夕暮方ニ成レバ、若キ女ノ童ノ見目穢氣无キ立リケルニ、馬ニ乘テ京ノ方ヘ過ル人有レバ、其ノ女ノ童其ノ馬ノ尻ニ乘テ京ヘ罷ラムト云ケレバ、馬ニ乘タル人乘レト云テ乘セタリケルニ、四五町許馬ノ尻ニ乘テ行ケルガ、俄ニ馬ヨリ踊リ落テ逃テ行ケルヲ追ケレバ、狐ニ成テコウ〳〵ト鳴テ走リ去ニケリ、如此ク爲ル事、既ニ度々ニ成ヌト聞エケルニ、瀧口ノ本所ニ瀧口共數居テ物語シケルニ、彼ノ高陽川ノ女ノ童ノ、人

ノ馬ノ尻ニ乘ル事ヲ云出タリケルニ、一人ノ若キ瀧口ノ心猛ク思量有ケルガ云ク、己ハシモ彼ノ女ノ童ヲバ必ズ搦候ナムカシ、人ノ弊テ逃スニコソ有レト、口ノ瀧口共ノ勇タル此レヲ聞テ、更ニ否ヤ不搦ザラムト云ケレバ、此ノ搦メムト云フ瀧口、然ラバ明日ノ夜必ズ搦テ將參ラムト云ケレバ、異瀧口共ハ云立ニタル事ナレバ否不搦ジト固ク諍テ、明日ノ夜[ ]具ズシテ只獨リ極テ賢キ馬ニ乘テ、高陽川ニ行テ川ヲ渡ルニ、女ノ童不見エズ、即チ打返テ京ノ方ヘ來ルニ、女ノ童立リ、打過ルヲ見テ、童其ノ御馬ノ尻ニ乘セ給ヘト打咲テ不怖ズ云フ樣愛敬付タリ、瀧口疾ク乘レ、何チ行カムズルゾト問ヘバ、女ノ童京ヘ罷ルガ日暮ヌレバ、御馬ノ尻ニ乘テ罷ラムト思フ也ト云ヘバ、即チ乘セツ、乘スルマヽニ瀧口儲タリツル物ナレバ、指繩ヲ以テ女ノ童ノ腰ヲ鞍ニ結付ツ、女ノ童何ト此ハシ給フゾト云ケレバ、瀧口夕サリ將行テ抱テ寢ムズレバ、逃モゾ爲ト思ヘバ也ト云テ將行クニ、既ニ暗ク成ヌ、一條ヲ東樣ニ行ケレバ、西ノ大宮打過テ見レバ、東ヨリ多ノ火ヲ燃シテ列レテ、車共數遣次ケテ前ヲ追ヒ喤テ來ケレバ、瀧口可然キ人ノ御スルナメリト思テ、打返テ西ノ大宮ヲ下リニ二條マデ行テ、二條ヨリ東樣ニ行テ東ノ大宮ヨリ土御門マデ行ニケリ、土御門ノ門ニテ待テト云置タリケレバ、從者共ヤ有ルト問ケレバ、皆候フト云テ十人許出來ニケリ、其ノ時ニ女ノ童ヲ結付タル指繩ヲ解テ引落シテ、シヤ肱ヲ捕ヘテ門ヨリ入テ、前ニ火ヲ燃サセテ本所ニ將行タレバ、瀧口皆居並テ待ケレバ、音ヲ聞テ何ニゾト口々ニ云ヘバ、此ニ搦テ候フト答フ、女ノ童ハ泣テ今ハ免シ給ヒテヨ、人々ノ御マスニコソ有ケレト侘迷ケレドモ、不免ズシテ將行タレバ、瀧口共皆出テ立、並廻テ火ヲ明ク燃テ、此ノ中ニ放テト云ヘバ、此ノ瀧口ハ逃モコソ爲レ、否不放ジト云フヲ、皆弓ニ矢ヲ番テ只放テ興有リ、シヤ腰射居エム、然リトモ一人コソ射□ハヅサメトテ、十人許箭ヲ番テ指宛テ有レバ、此ノ瀧口然バトテ打放チツ、其ノ時ニ女ノ童狐ニ成テコウ〳〵ト鳴テ逃ヌ、瀧口共ノ立並タリツルモ、皆掻消ツ樣ニ失ヌ、火ヲ打消ツ

レバ、ツヽ暗ニ成ヌ、瀧口手迷ヲシテ從者共ヲ呼ブニ、從者一人モ无シ、見廻セバ何クトモ不思エヌ野中ニテ有リ、必迷ヒ肝騒テ怖シキ事无限シ、生タル心地モ不爲子ドモ、思ヒ念ジテ暫ク此ヲ見廻セバ、山ノ程所ノ樣ヲ見ルニ鳥部野ノ中ニテ有リ、土御門ニテ馬ヨリ下ツルト思フモ、馬モ何ニシニカハ有ラム、早ウ西ノ大宮ヨリ打廻ルト思ツルハ、此ヘ來ニケル也ケリ、一條ニ火燃テ從タリツルモ、狐ノ口ケル也ケリト思テ、然リトモ可有キ事ニ非子バ、歩ニテ漸ク返ケル程ニ、夜半許ニゾ家ニ返タリケル、次ノ日ハ心地モ亂レテ死タル樣ニテゾ臥タリケル、瀧口共ハ其ノ夜待ケルニ不見エザリケレバ、何主ノ高陽川ノ狐搦メムト云シニ、何ニカトロ々ニ云咲テ、使ヲ遣テ呼ケレバ、三日ト云フ夕方、吉ク病タル者ノ氣色ニテ本所ニ行タリケレバ、瀧口共一夜ノ狐ハ何ニナド云ケレバ、此ノ瀧口一夜ハ難堪キ病ノ罷發テ候ヒシカバ、否不罷ズ候ヒキ、然バ今夜罷テ試候ハムト云ケレバ、瀧口共此ノ度ハ二ツヲ搦メヨトゾ嘲ケレドモ、此ノ瀧口言少ニテ出ニケリ、心ノ内ニ思ケル樣、初被謀タレバ、今夜ハ狐ヨモ不出來ジ、若シ出來タラバ、終夜也トモ身モ放タバコソ逃サメ、若シ不出來ズバ、永ク本所ヘ不指出ズシテ籠居ナムト思テ、今夜ハ強ナル從者共數ヲ具シテ、馬ニ乘テ高陽川ニ行ニケリ、益无キ事ニ依テ、身ヲ徒ニ成サムズルカナト思ヘドモ、云立ニタル事ナレバ此ク爲ルナルベシ、高陽川ヲ渡ルニ、女ノ童不見エズ打返ケル度、川邊ニ女ノ童立テリ、前ノ女ノ〻ノ顏ニハ非ズ、前ノ如ク馬ノ尻ニ乘ラムト云ケレバ乘セツ、前ノ樣ニ指縄ヲ以テ強ク結付テ、京樣ニ一條ヲ返ルニ、暗ク成ヌレバ、數ノ從者共ヲ以テ、或ハ前ニ火ヲ燃サセ、或ハ馬ノ喬平ニ立ナドシテ、不騒テ物高ク云ツヽ行ケルニ、一人値フ者无シ、土御門ニテ馬ヨリ下テ、女ノ童ノシヤ髮ヲ取テ本所樣ニ將行ケレバ、女ノ童泣々ク辭ケレドモ、本所ニ至ニケリ、瀧口何々ニト云ケレバ、此ニ有ト云テ、此ノ度ハ強ク縛テ引ヘタリケレバ、暫コソ人ニテ有ケレ、痛ク責メケレバ、遂ニ狐ニ成テ有ケルヲ、續松ノ火ヲ以テ、毛モ无クセヽル〳〵ト燒テ口ヲ

以テ度々射テ、己ヨ今ヨリ此ル態ナセソト云テ、不殺シテ放タリケレバ、吉不步ナリケレドモ、漸ク逃テ去ニケリ、然テゾ此ノ瀧口前ニ被謀テ、鳥部野ニ行タリシ事共委ク語ケル、其ノ後十餘日許有テ、此ノ瀧口尙試ムト思テ、馬ニ乘テ高陽川ニ行タリケレバ、前ノ女ノ童吉ク病タル者ノ氣色ニテ、川邊ニ立チタリケレバ、瀧口前ノ樣ニ此ノ馬ノ尻ニ乘レ、和兒ト云ケレバ、女ノ童乘ラムトハ思ヘドモ、燒給フガ難堪ケレバト云テ失ニケリ、人謀ラムト爲ル程ニ糸辛キ目見タル狐也カシ、此ノ事ハ近キ事ナルベシ、奇異ノ事ナレバ語リ傳ヘタル也、此ヲ思フニ狐ハ人ノ形ト變ズル事ハ、昔ヨリ常ノ事也、然レドモ此レハ揭焉ク謀テ鳥部野マデモ將行タル也、然ルニテハ何ト後ノ度ハ事モ无ク道モ不違ザリケルニカ、人ノ心ニ依テ翔ナメリトゾ人疑ヒケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔宇治拾遺物語〕三今はむかし、甲斐國に、たちの侍なりけるもの、夕ぐれに館をいで、家ざまに行ける道に、狐のあひたりけるを、追かけて引目してゐければ、きつねの腰に射あてゝけり、きつねゐまろばかされて、鳴わびてこしを引つゝ草に入にけり、此おとこひきめをとりて、ゆくほどに、このきつねこしをひきてさきにたちて行に、又ゐんとすればうせにけり、家いま四五町にとみえて行ほどに、このきつね二町計さきだちて、火をくはへて走ければ、火をくはへてはしるは、いかなることぞとて、馬をもはしらせけれども、家のもとに走よりて人になりて、火を家につけてけり、人のつくるにこそありけれとて、矢をはげて走らせけれども、つけはてければ、きつねになりて、草の中にはしり入てうせにけり、さて家燒にけり、かゝるものもたちまちにあだをむくふなりこれをきゝて、かやうのものをば、かまへててうずまじきなり、

〔宇治拾遺物語〕四むかし物のけわづらひし所に、物のけわたしゝほどに、ものゝけ物につきていふやう、をのれはたゝりのものゝけにても侍らず、うかれてまかりとをりつるきつねなり、塚屋

に子どもなど侍るが、ものをほしがりつれば、かやうの所にはくひものちろぼう物ぞかしとて、まうできつるなり、しとぎばらたべてまかりなんといへば、しとぎをせさせて、一おしきとらせたれば、すこしくひてあなむまや〳〵といふ、この女のしとぎほしかりければ、そら物つきてかくいふとにくみあへり、紙給りてこれつゝみてまかりて、たうめや子共などにくはせんといひければ、かみを二枚引ちがへて、つゝみたれば、大やかなるをこしについばさみたれば、むねにさしあがりてあり、かくてをひ給へまかりなんと驗者にいへば、をへ〳〵といへば、立あがりてたうれふしぬ、しばしばかりありて、やがておきあがりたるに、ふところなる物さらになし、うせにけるこそふしぎなれ、

〔臥雲日件錄〕享德二年二月廿五日、林光院主脩山來、話次及射狗事、山曰、鳥羽院御宇、息所有美女、不知所出、名曰玉藻前、然爲帝所寵、能知天竺唐土之事言之、爾後帝不豫、卜之、則此女所使然也、遂禱之、女變成狐逃去、此狐在下野州那須野中、將獵之、然捷疾不可捕得、先命武士騎馬射狗、以習射狗、然后上總介者射而殺之、尾有雙針、上總輿之賴朝、賴朝得之、遂定天下、上總介亦源家之士也、凡今射狗本於此云、又曰、此狐乃周褒姒所化也、

〔源平盛衰記　一〕清盛行大威德法附行陀天幷清水寺詣事

清盛後憑モシク思テ、(中略)希代ノ果報哉ト怪處ニ、或時蓮臺野ニシテ、大ナル狐ヲ追出シ弓手ニ相付テ既ニ射ントシケルニ、狐忽ニ黄女ニ變ジテ莞爾ト笑ヒ立向テ、ヤヽ我命ヲ助給ハヾ、汝ガ所望ヲ叶ヘント云ケレバ、清盛矢ヲハヅシ、如何ナル人ニテオハスゾト問フ、女答テ云、我ハ七十四道中ノ王ニテ有ゾト聞ユ、サテハ貴狐天王ニテ御坐ニヤトテ、馬ヨリ下テ敬屈スレバ、女又本ノ狐ト成テ、コウ〳〵鳴テ失ヌ、清盛案ジケルハ、我財寶ニウエタル事ハ、荒神ノ所爲ニゾ、荒神ヲ鎭テ財寶ヲ得ニハ、辨才妙音ニハ不如、今ノ貴狐天王ハ、妙音ノ其一也、サテハ我陀天ノ法ヲ成就

スベキ者ニコソトテ、彼法ヲ行ケル程ニ、又返シテ案ジケルハ、實ヤ外法成就ノ者ハ、子孫ニ不傳ト云者ヲ、イカヾ有ベキト被思ケルガ、ヨシ〳〵當時ノゴトク貧者ニテナガラヘンヨリハ、一時ニ富テ名ヲ揚ニハトテ被行ケレ共、道ガ後イブセク思テ、兼テ清水寺ノ觀音ヲ奉憑、蒙御利生ト千日詣ヲ始タリ、

〔吾妻鏡 八〕文治四年九月十四日丁未、長茂(本名資茂○城)者、鎭守府將軍維茂(良盛朝臣弟也)男、出羽城介繁茂七代裔孫也、維茂男敢不恥上古之間、時人感之、將軍宣旨以前、押而稱將軍而以武威、雖爲大道、毎日轉讀法華經八軸、毎年一見六十卷(玄義文句止觀)一部、亦謁惠心僧都、談往生極樂要須、繁茂生則逐電、乍含悲嘆、經四箇年、依夢想告、捜求之處、於狐塚尋得之、持來于家、其狐令變老翁、忽然來授刀幷抽櫛等於嬰兒、於翁深窟、令密音云、可爲日本國主、於今者不可至其位云云、嬰兒者則繁茂也、長茂繼遺跡、彼刀令帶之云云、

〔徒然草 下〕五條内裏にはばけ物ありけり、藤大納言殿かたられ侍しは、殿上人ども黑戸にて碁をうちけるに、みすをかゝげて見る物あり、たそと見向たれば、狐人のやうについゐてさしのぞきたるを、あれ狐よとどよまれて、惑ひにげにけり、未練の狐、ばけ損じたるにこそ、

〔駿臺雜話 一〕妖は人より興る

むかし駿府の御城に、うは狐といひ傳へし狐あり、人是に手巾をあたふれば、それをかぶりて舞しが、こへのみして形は見へず、たゞ手巾空に飜轉して廻舞のやうを見せし程に、人々興に入けり、人手巾をあたふる時は受取る、形は見へねども、もたる手をもの丶すりて通るやうに覺へて、其まゝ取てゆきける、わかき人々わざと渡さじとあらがふに、なにほど堅く持ても、とられぬといふ事なしと語るを、大久保彥左衞門聞て、我はとられじとて、手巾をもちてこれとれといふに取得ず、さていふは、さても無分別の人よ、あなおそろしとてにげさりぬとぞ、彥左衞門は、手に覺

のある時に、わが手ともにきりておとさんと思ひつめけるを、狐さとりしなり、されば武士の心剛にして、一筋に直なるさへ其氣餒になき程に、狐も妖をなしえず、まいて正人君子においてをや、本より邪は正に敵せねば、正氣にあふては、氷の日にむかふて忽に消るがごとし、西域の妖僧、傳毅をいのり殺すとて自から暴死し、武三思が妾、狄仁傑にあふて藝を施しえず畏縮せしにて志るべし、

〔新著聞集俗入談〕鈍狐害をかふむる

筑前福岡の城下より一里あまり過て、岡崎村に馬乘の高橋彌左衛門といふ者あり、用事有て入逢の頃より城下に出ゆきしが、夜に入とひとしく歸りしかば、いかで早く歸りたまふと妻のとひしに、されば道今すこしになりて、かの方より用も足りとてとめ侍りし、餘りにつかれたるとて閨に入り、供の僕は物くふて臥りぬ、此家に年おひたる婆ありけるが、妻の袖をひき、主人常は右の目盲たまへるに、只今は左の目盲たるこそいぶかしと告ければ、妻おどろきさらば少し出し見んとて、姥が俄に腹痛しぬ、藥をあたへられよといひしかば、かく疲れていねたるにとつぶやき、漸くに出しをみれば左の目盲たり、さては疑もなき妖ものなりしかば、妻かい〳〵しくも、最早婆も快く侍りしまゝ、いねさせよとて、ねやの戸を志め、四方のかこみを嚴しくたてこめ、脇指を臥たる上より咽にあて、姥は後よりたゝみかけ打ければ、こん〳〵くわい〳〵と鳴し所をつき殺しける、又家來の者共は、供の狐をたゝき殺しけり、未熟の狐にや妖損じけるこそおかしかりし、

〔窻の須佐美追加下〕中川の家に傳て、疱瘡の藥を製せられしに、狐の生膽を取て調ずる事なりけり、延寶の頃とや、今年は國に歸たらば藥を調せんと有ける春、君歸らせ給なば、十五以上の兒の生膽をとらせ給なんと、誰とはなく國中にふれければ、子を持たる農商皆所を去て他國へ移り

仕、郡中人なきがごとし、やみがたくて其由をおほやけにもうつたへ、さてと云なる由をこまやかにふれければ、やう／＼にして民も歸りけり、是は狐のしわざよとて、其年は藥の沙汰もなくて事過けり、又の年になりて物頭の勇壯なるが申けるは、さきには狐のたゝりとて、藥をも調せられざりし、府下に居侍る狐の所爲とて、數代調せられたる藥の絶なんも、君威の薄きに似候間、某に命せられ候へ、狐狩してさやうの類こらしめ申べしと申ければ、然るべしと有て、まだ其事の外にはしれざりけるに、ある朝第一の重臣中川何がし、口の事有とて物頭の許に來しかば、渇仰して亭に請じ、さていか樣の御事にやと申しかば、わどのがむかしそゞろなりし事共、法の極にしがたき事共也、此書付を見て申披あるべしと一通を渡しければ、是を見るに、まだ若かりしより、年ざかりにてわかげにて有し、あやまちを書つゞけたり、ひらき終て云やう、是は皆わかき頃の血氣にて、しそんじたりしあやまちども也、只今の事にてはなく候へども、申ひらくべき樣なしと答ければ、さらば切腹候へとの命なり、とく／＼と有ければ、力およばぬ事なり、その用意いたすべし、しばらく御待候へとて奥に入て、此由を妻子に告ければ、驚入て思もよらぬ事にあひ、歎き悲事限なし、かくて早く事おへぬべし、沐浴の湯わかせよとて、其よそひするうちに、家のうちこぞりて、兎角の事はわかたず、絶入ばかりなりけるに、湯を燒く下部の亭の庭を見やるに、塀の上にあまたの狐、かしらをならべて睨居たり、亭のかたをむきて、今や／＼と云に、供にありける士、手をふりていまだしと答けり、此よしを見付て、急ぎ主人にさゝやきければ、是を聞てさこそあらめ、此上は立出て使者を切捨、もし事違なば、其時こそ我ともかくもならんと獨言して、今こそ自殺し侍らめとて、亭へ出ければ、はや其氣を知けるか、悉く逃失けり、頓て此よしを申て、山々を狩して多く狐をとりければ、何事もなくてやみけり、

〔泊洦筆話〕一橘枝直(はじめ爲直といへり、後枝直とあらたむ、)は、いとますらを心たくましき本性にて、いさゝかもめ

めしき事なかりし人なりき、若かしりほど、おほやけのおほせごと丶して、町のつかさの下づかさにめしあげられて、住みぬべき居處給へりしに、やがてそのかまへのうち見ありくに、たつみの角に稻荷のほこらあり、枝直おもふに、ほこらこ丶に有りて、家づくりせむにたよりあしく、所をかへばやと思へど、今までかく有り來りし事なれば、さておきぬ、かくて日比ふるに、朝ゆふこのみ飼へる小鳥、ともすればうする事幾度といふことなし、いといぶかしきことにおもひたるに、あるあした小鳥またうせたり、こめおける籠もくだけぬ、枝直いよ／＼いぶかしみて、庭のうちこ丶かしこ見めぐりみありくに、稻荷のほこらのあたりに尾羽ちりみだれたり、枝直怒りて、年久しくつかひならせる老つぶねを呼びて、とも／＼にほこらを取りのけつ丶見れば、狐の住所と見えて穴あり、親狐はをりあはせずして、生れ出で丶二日三日も經つるばかりの、子狐みつよつもこよひ居たり、枝直怒りて、にくきやつ哉、小鳥のうせたるは是の親狐がしわざなりけり、此子狐どもとく取り捨てよとて、彼老奴して、此子狐をみな近き川に流させ、穴をうめ、ほこらをこぼち、燒きすてさせけり、しかるに其夜より彼おいつぶね、身うちぬるみほとりて、物ぐるはしくなり、えもしれぬ事どもいひたけびて、あなにくのこの老奴や、わがいつくしむ子どもを流し殺して、わがすむ所をまどはし丶事よ、いかにせん／＼、こよひを過さずとりころしてんと、大聲にさけぶ、枝直聞きつけて、いよ／＼いかりたけびつ丶、かの老奴にむかひていふやうは、狐よいましこそことわりなけれ、こ丶の居處はおほやけより枝直に下し給へる所なり、枝直はあるじなり、さればほこらをおかむもおかじも、枝直が心なり、其あるじの好みかふ小鳥を奪ひはむは、ぬす人なり、やよことわりなのくち狐よ、子狐を流し捨て、ほこらをこぼたせしは、枝直がさせしなり、老奴が心よりなし丶にはあらず、うらめしと思はゞ、枝直にこそ訴へなげかめ、老つぶねに何の怨心殘さむ、とくはなれよ、さらずばなほいみじきめをみすべしとせためければ、ことわり

とやおもひけむ、やがてはなれにけりとぞ、そのを、しき本性、此一事にておもひやるべし、

〔閑田耕筆一〕南部七ノ戸に六里四方計の野あり、それに年々の二月の末に狐隊といふこと有、其邊の人はさゝえなど携へて見にゆく、およそ空薄曇たる日也、あらかじめ窺ふに、狐ども出て飛ありくさまあれば、必其日にて初に二三十の狐出るを、人々高聲に褒れば、頓て城郭の形顯はる、是は二丁計のかなたに見ゆ、さて甲冑を帶び馬にまたがり陣だてをなす、凡二百計にみゆ、又こなたより頻に聲をかくるほどに、やがて諸侯の行列をなすことふたゝび、一度は松前侯の行粧、一度は津輕侯のさまをまねぶ也、彼城郭陣立などは、厨屋川の戰の昔をまねぶ歟、此野の狐はわれらの事より外に見ゑることなければ也といへり、たゞこなたの見る人多くて、聲をかくるもゑげゝれば、かしこの人數も多く花々しく見え、人もこゑも少なければさびしとなん、是も重厚まさしくみしよしかたられぬ、

〔閑田耕筆三〕淡海八幡の近邑田中江の正念寺といふ一向宗の寺に住る狐有、其寺のために火災などふせぐことはもとよりにて、住僧他へ法事などに行時は守護して行とか、人の眼には見えねど、或時彼僧のはける草履にものをかけし人有しに、歸りて後もの陰より人語をなし吾草履の上にありしに汚せりとて大に怒りしを、住僧夫は人の眼に見えねばせんかたなし、怒は無理也とさとしければ、げにと理に伏せりとぞ、此狐の告し言に、凡吾黨に三段有り、主領といふは頭にて、其次を寄方(ヨリカタ)といふ、其下を野狐(ノギツネ)といふ、人に禍するは大かた野狐也、然れども吾下の野狐にあらざれば制しがたし、所々に主領有り、もし他の主領の下の寄方、もしは野狐にもあれ、是を制すれば怨をうくること深し、一旦の怨、永世忘れざること、人よりも甚しといへりとなん、是は狐つきのことを、彼寺にたのみてとはしめし時こたへし言とぞ、凡物とはんとおもへば、書付て本堂にさし置ば、其答をまた書ても見す、人語をなして答ることも有り、形は見せず、凡住僧を敬す

ることは君のごとくす、ある時官を進むために金の不足せるを、助力せられんことを乞ふ、住僧うけがひながら不審して、其もとの金はいかにしてもてるやとはれしに、本堂の賽錢の箱に入らず、こぼれたるを折々に拾ひ置し也とこたへしとか、常に本堂の天井に住りとなん、さて此狐に限らず、官に進むとて金を用るよしの話ども聞るにつきて、稲荷の神官達に其金の納る所をとひしに、かつて知人なし、彼等が黨にての所爲ありや、志られぬこと也、

〔半日閑話十四〕文政元年寅五月廿一日届書差出ス

御普請役町田相之助妹　あい

右愛義、四月二日より亂心樣に御座候處、得と相糺見候へば、大久保新田當山修驗大乘院に遣れ居候狐之由申聞候ニ付、右大乘院に遣われる狐にて、何等之譯を以乘移候哉、其段相尋候處、祈禱を賴れ、右布施料を申請度段、依之乘り移旨、大乘院差圖ニ付、乘移候段申聞不穩候間、家内之もの共、晝夜打懸り色々介抱仕、則大乘院觸頭之鳳閣寺江罷越、右之段始末相談候處、同寺申聞候は、大乘院義呼出、一通り承糺候上、挨拶可致旨申聞、同月七日、右鳳閣寺ゟ大乘院幷同人組合同道に而、鳳閣寺差圖のよしにて私方へ罷越、病人江問答致度旨申聞候ニ付、親類共幷私立會問答ニ及承候處、最初病人私共江申聞候通り、大乘院に遣われ候狐にて、則同人差圖ニ付、乘移り候段申聞候ニ付、大乘院義も一會之申披無之、組合之者共義も及赤面候次第ニ付、私幷親族共ゟ申達候者、大乘院差圖ニ而爲乘移候義に候はゞ、早々立去候樣可取計旨及懸合候所、右尋問之趣にては、何分大乘院身分難相立、此上心之及候丈者祈念致度段、同人申聞候ニ付、勝手次第祈念可致旨及挨拶候に付、大乘院は勿論組合一同祈念いたし候處、病人義も快樣子ニ付、此上再發之樣子ニ候はゞ、組合之內へ申聞與候樣申置、一同罷歸候、然ル所同月晦日ゟ、尙又再發之樣子ニ而、騷敷有之候ニ付、早速其段右組合江申達候處、猶又當月六日、大乘院其外組合一同罷越、病人江再應及尋問候處、

何分最初相答候通り之義にて、其節も猶又大乘院始組合一同、終日祈念致候得共、一向立去樣子も不相見、今以同篇に而、全快不仕候ニ付、此節出所之義、祈念品々手當等仕り、右大乘院義、御吟味筋之義者相顧不申候得共、同人狐遣候よし、外之方も私方同樣之義、所々ニ有之趣、風聞も承及候間、此後いか樣之義出來引合相成可申も難計奉存候間、此段申上置候、

御普請役　町田相之助

寅五月

右之通申聞候ニ付、申上置候、以上、

〔松亭反古嚢上〕狐の術

狐のことは、往昔より口碑に傳へ物に記して、その物語種々あり、蓋人に冠せられて、その恨みを報うがごときは、獸といへどもその理あり、然るに恩も恨みもあらぬ人に魅て惱ますは、悉皆何の爲なるぞ、たゞその食を貪る爲か、また彼が晒落なるか、更に解すべからざる所なり、玄中記にいはく、狐五十歳能變化、百歳爲美女、爲神巫、爲丈夫與女子交接、千歳能知千里外事、即與天通、爲天狐と見え、五雜俎に、云々、狐千歳始與天通、不爲魅矣、其魅人者多取人精氣以成内丹、然則其不魅婦人何也、曰狐陰類也、得陽乃成、故雖牡狐必托之女以惑男子也、然不爲大害云々、思ふにこれ謝肇淛何に因てかくいふにか、凡そ狐美女に化し男子を誑かして精氣を取る、その取らるゝもの必死す、夫のみならず狐に魅れ久しくして退かざるは、究めてその人死に至る、奚爲大害をなさずとせん、むかし余が相識る人五十に及びて淫虐なり、或夜一人酒樓に至るに、これより僅二十有餘の美人ありて獨酌をなす、彼人これを見て歡びつゝ、元來知る人にあらずといへど、盞を酌すにより、美人もまた悅びて膝を離へ、酒讌なし沈酔におよび其處を立出、夜のいたく更して駭て、美人のいはく、吾夫なし、他人の許に寄宿なせば、今さら歸り門を敲くは、いさゝか面伏なりとうち萎れたる景勢なるに、かの男はよき僥倖と、夫より相識方に伴ひ、二階に登りて諸共に臥す、かく

狐魅治法

て夜の明んとする時、眼覺て見れば女はをらず、偖は厠へや往たらんと思へども歸り來ねば、訝りて立出見るに、厠にもをらず、四方の戶は內より固く鎖しつゝ、人の出たる容はなし、こゝに於て大に訝り、その家內を呼起し、云々のよしをいひ家の隅々探せども、彼美人の影だに見えず、昉(はじ)めて知る、この男が淫虐の虛に乘じ狐の誑かしたりとは、夫より後かの男は心地あしとて籠り居しが、三十日も過ざるまに、竟に亡人の數にいりぬ、これ精氣を狐の爲に奪はれたる故なりと、その頃人のいひあへり、愼まずんばあるべからず、

〔嬉遊笑覽 十二 飮食〕秉穗錄に、遠州にてくだ狐の人につくことあり、其人なまみそを食して餘物を食せず、尾州にて云ふかまいたちと的對なり、

〔本朝食鑑 十一 獸〕狐〇中略 人病傷寒發狂、或每思慮勞心而發病、或產死之後作怪、或夜忤嬰兒之類、多是狐妖之所爲、而鬼之所乘也、大抵狐之所妖惑者、兒女及男性昏愚氣怯狂燥之人也、其遭妖怪而惑者輕淺、則巫祝禳而去、狐精入皮膚之間、作瘤塊狀、能察之者强握出刺針及小刀則去、又放田犬猛逸者、則犬識狐氣、頻吠欲嚙亦去、其深重則經年不去、爲廢人、其有宿怨而不去、竟至奪命、或曰、狐化作女與人通、則其人死、若其人不死則狐反死、然於理未詳、又曰、被惑狐妖者、先於疑似之際、煎檵葉令服之、則狐妖者太嫉忌爭而不服之、眞病者雖嫌臭味而能服之、是有此理爾、

〔大和本草 十六 獸〕狐〇中略 狐ノ人ニツキテ爲狂ニ、狼糞ヲタキテ鼻ヲフスベ、或薄茶一服ホド令飮之、又海鷂魚ノ尾ヲ用テ、病人ヲサスベシ、有效ト云、

〔和漢三才圖會 三十八 獸〕狐〇中略 試狐魅其邪氣入肩脇皮膚間、必有塊、診其脈浮沈不定、其拇指多震也、能察之者、刺火鍼則去、或先疑似之間、煎檵葉令服之、狐妖者不曾吃、眞病者雖嫌臭味而能吃、

狐巫

〔燕石雜志 五上〕俗呪方

避狐、魚鳥を獲て夜行せば發燈ツケギを魚籃の中に納べし、かゝれば狐の爲に奪るゝことなし、狐は硫黃をおそるゝもの也、

〔本朝食鑑 十一獸〕狐〇中略

近世本邦術家有使狐者、呼稱修飯繩法、其法先搜求狐之穴居、常牧孕狐以馴致、至生子時、逾勤而保護之、子既漸長、母狐携兒來而乞名、術者名于狐兒、母狐拜顙携兒去、爾後術者有事、密喚狐名、狐隱形至、譯問密事、無不知之、旁不能見狐形、術者談妙、則人以爲神、久而術者有些之穢行怠慢、則狐亦不長至、而術家竟亡矣、

〔嬉遊笑覽 八方術〕狐つかひ、狐の怪をなすこと、〇中略文德實錄に、席田郡有妖巫、其靈轉行噉心、一種滋蔓民被毒害、噉心とは、茶吉尼有二種、實類と漫茶羅となり、實類茶吉尼、名噉食人心、雖業通自在、祭者得福、名爲邪法、漫茶羅中茶吉尼者、如來應迹、故噉盡心垢、住大涅槃、所以名乘如、天龍八部、皆此義也、谷響集にみゆ、茶吉尼は噉盡の義歟、これ茶吉尼天の邪法なるべし、著聞集に、知足院殿だきにの法を祈らせられ、狐の生尾を感得せられたる事見えたり、

〔康富記〕應永廿七年九月十日丙子、今朝室町殿醫師高天被禁獄、父子弟等三人也云々、此間仕狐之沙汰風聞、然而昨日於御臺御方、仰驗者被加持之處、二疋自御所逃出、則被縛件狐之後被打殺、依此事高天ガ狐ヲ奉詛付之條露顯云々、仍今朝被召取云々、晝程亦被召取陰陽助定棟朝臣、是モ仕狐之由有虛說云々、末代之作法、淺敷々々、　十月九日甲辰、後聞囚人高天、昨日被流讃岐國、後經朝臣同國被流之云々、後經朝臣ハ於秋野道場出家云々、是等皆狐仕之輩也、

〔看聞日記〕應永廿七年九月十一日、抑聞、室町殿御風氣同體也、追日御窮屈增氣云々、醫師高間付狐露顯之間、管領畠山召捕、家人藥師寺召捕預之狐三疋捕之活置云々、陰陽師定棟同付狐、露顯之間、讃州細川召捕云々、不思儀事也、天下御祈禱只此事云々、驚入者也、　十四日、室町殿聊趣御減氣云々、高間侍所ニ

被渡、度々被礼問、就白杖狐仕同類共、昨日八人被召捕、醫師陰陽師有驗僧等也、此內左大將（執柄二條）候人諸大夫俊經朝臣、醫道を學、狐仕之由、日來有風聞、仍被召捕畢、（俊經朝臣息女比丘尼總得菴にあり、又兄弟行豐朝臣嫁之面々頻共、右往左往沒落、不便也、行豐朝臣妻忽離別云々、）此外大進松井、（目藥師）宗福寺長老、清水堂坊主等被召捕云々、自餘其名不聞、

十月十日、室町殿御所勞體有減氣未頻敷御事云々、狐仕人數權大夫俊經朝臣、醫師高間、陰陽師定棟朝臣、各配所へ下向、四國邊云々、後聞、藥師高間ハ、配所下向路次ニて被殺云々、

〔奧州波奈志〕狐つかひ

清安寺といふ寺の和尙は、狐つかひにて有しとぞ、橋本正左衞門ふと出會てより懇意と成て、をりをり夜ばなしにゆきしに、あるよ五六人より合てはなしゐたりしに、和尙の曰、御慰に芝ゐを御めにかくべしと云しが、たちまち座敷芝居の體とかはり、道具だての仕かけ、なりもの、ひやうし、色々の高名の役者どものいでゝはたらくてい、正身のかぶきにいさゝかたがふことなし、客は思よらずおもしろきことかぎりなく、居合し人々大に感じたりき、正左衞門は例のふしぎを好心から分て悅、夫より又習度と思心おこりて、しきりに行とふらひしを、和尙其內心をさとりて、そなたにはいづなの法習度と思はるゝや、さあらば先試に三度ためし申べし、明ばんより三夜つゞけて來られよ、これをこらへつゞくるならば、傳じゆせんとほつ言せしを、正左衞門とび立計悅て一禮のべ、いかなることにてもたへしのぎて、そのいづなの法ならはゞやといさみいさみて、よく日暮るゝをまちて行ければ、先一間にこめて、壹人置、和尙出むかひて、この三度のせめの內、たへがたく思はれなば、いつにても聲をあげてゆるしをこはれよと云て入たり、ほどなくつら〳〵とねづみのいくらともなく出來て、ひざに上り、袖に入、ゑりをわたりなどするは、いとうるさくめいわくなれど、誠のものにはあらじ、よしくはれてもきずはつくまじと、心をすゑてこらへしほどに、やゝしばらくせめていづくともなく皆なくなりたれば、和尙出て、いや御

狐狩

以狐爲神體

氣丈なること也と挨拶して、明ばん來られよとかへしやりしとぞ、あくるばんもゆきしに、前夜の如く壹人居と、此度は蛇のせめ也、大小の蛇いくらともなくはひ出て、袖に入、ゑりにまとひ、わるくさきことたへがたかりしを、是もにせ物とおもふ計にこらへとほして有しとぞ、いざ明晩をだに過しなば傳受をえんと心悅て、よくばん行しに、壹人有て待共〳〵何も出こず、やゝたいくつにおもふをりしもこはいかに、はやく別し實母の末期に著たりし衣類のまゝ、眼引つけ、小ばなおち、口びるかわきちゞみ、齒出て、よはりはてたる顏色やうぼう、髮のみだれそゝけたるまで、落命の時分身にしみていまもわすれがたきに、少しもたがはぬさまして、ふは〳〵とあゆみ出、たゞむかひて座したるは、鼠蛇に百倍して、心中のうれひ悲しみたとへがたく、すでに詞をかけんとするてい、身にしみ〳〵と心わるくこらへかねて、眞平御免被下べしと聲を上しかば、母とみえしは和尙にて、笑座して有しとぞ、正左衞門めいぼくなさに、夫より後二度ゆかざりしとぞ、

〔和漢三才圖會　三十八獸〕狐〇中略

狐有花山家能勢家之二派、相傳云、往昔有狐狩、老狐將捕、急逃隱花山殿乘輿中、乞赦遂得免矣、能勢何某亦雖時異而助死之趣相同、共狐誓曰、至子孫永宜謝厚恩也、自此于今有狐魅人、則以二家之狩、置閨傍乃魅去平愈、其固約人亦可愧也、

〔續古事談　二臣節〕古ヘ野干ヲ神ノ體トナシタル社ノホトリニテ、キツ子ヲ射タルモノアリケリ、コノモノトガアリナシノ事、陣ノ定ニ及テ、諸卿サマ〴〵ニ申ケル中ニ、帥大納言經信卿申テ云ク、白龍之魚勢懸預諸之密網ト計リウチ云テキラレタリケリ、イミジキ神ナリトテモ、キツ子ノスガタニテハシリ出タラムヲ射タラムハ、ナニノトガヽアラムト云心ナリ、此事ハ龍ノ魚ノスガタニナリテ、浪ニタハフレテウカビイデタリケルホドニ、預諸ト云モノヽアミヲヒキケルニカ

以狐聲卜吉凶

カリテ、カナシキメヲミテ、大海ニカヘリテ龍王ニウタヘケレバ、龍王コトハリヲ云ク、ナニシニカ魚ノスガタトハナリケル、サレバコソアミニハカヽレ、今ヨリノチサル事ヲスマジキナリト云ナリ、今カク云ハ此事也、又或人申テ云ク、射タリト云トモ、其野干マサシク死タルヲミズ、トガヲモカラズト申、此日ノ定文ハ、宰相中將隆綱ゾカキケル、此人ノカタチヲカクニ、雖聞飲羽之號、未見首丘之實、トイフ秀句ハイデクルナリ、後三條院ハコノ定文ヲ御覽ジテ、餘リニ感ゼサセ給テ、隆綱ガ宰相中將ヲ過分ニ思ケルハユヽシキ僻事也ケリ、伊勢大神宮正八幡宮イカヾオボシ召ケントゾ仰セラレケル、〈〇又見十訓抄〉

〔扶桑略記 二十九後三條〕延久四年十二月七日辛巳、前大和守藤原成資男三郎仲季、於伊勢齋宮邊、依射殺白靈狐之罪過、配流土佐國、

〔顯廣王記〕治承二年正月十二日、今夕於一本御書所、齋宮大番武者所瀧口源競、射殺靈狐了、門中倒臥了、

〔山槐記〕治承二年閏六月廿四日、今夜伴武道配佐渡國、去五月初齋宮御所一本御、射殺件狐、仍被勘罪名、去四日有陣定、被行此罪科也、權中納言齋宮上卿、宣下右志明基爲追使云々、武道者、前瀧口競郎等也、　三年正月十一日庚午、齋宮自野宮退下、昨日母堂逝去之故也、今年可有群行也、去年坐一本御書所之間、五月十三日、見付白專女〈狐之(之恐也誤)齋宮號專女〉之被射殺、勅別當隆盛奏聞、藏人左少弁兼光奉仰、問外記賴業、師尚、留〈〇留一本无〉大外記獻勘文、延久四年於齋宮寮、大和守成資朝臣三男藤原仲季射殺靈狐、依件事被勘罪名、有仗議、仲季配流土佐國之由勘申、同年天皇遜位、隨齋宮退下者也、就外記勘文、齋宮上卿權中納言實綱卿、奉勅、左少弁兼光傳宣、仰明法博士、令勘申所當罪名、章貞、基廣、以各別勘申也、宿直人源競從武道成仲犯也、其後左大臣以下參仗座、有定、被配流佐渡國、此事已彼徵歟、

〔拾芥抄 上本 野干鳴吉凶〕寅日鳴北南、人死三十日

寅日東鳴人死、南鳴財備、西鳴口舌凶、北鳴客人來、卯日東鳴事在、南鳴小吉、西鳴酒食、北鳴客來、辰日東鳴愁來、南鳴愁在、西鳴客來、北鳴愁在、巳日東鳴人死、南鳴愁在、西鳴客來、北鳴愁在、午日東鳴凶、南鳴愁事、西鳴金財得、北鳴愁在、未日東鳴人死、南鳴女愁事、西鳴客來、北鳴客來、申日東鳴酒食、南鳴大凶、西鳴吉、北鳴客來、酉日東鳴客來、南鳴客來、西鳴凶、北鳴家事在、戌日東鳴客來、南鳴事在、西鳴金財得、北鳴客來、亥日東鳴得財、南鳴事在、西鳴大吉、北鳴人死、子日東鳴官口舌事、南鳴人死三十日、丑日鳴北方里邑人死、大神必有二五日祟、

又云、子日官口舌事、丑日病事、寅日病事、卯日馬牛死、辰日火失事、巳日財物得、申日子死大凶、酉日病事、戌日水流死、亥日同上、

狐火

〔大和本草十六獸〕狐○中略、其口氣ヲ吹ケバ火ノ如シ、狐火ト云、

〔一宵話〕稻荷の狐

狐火の事、古より種々ある事なり、或人少年の頃、山中にて目前に見し事あり、七月二十五日の晩、隣村へ行んとする時、途中三四町隔て、山の麓に炬火のちらめくを見付、扨は狐火也、いで試んと稻田の畷道を稻葉がくれに逼ゆくに、狐はかゝる時人來べしとはしらで、大小二三十疋叢祠の廣前にて、逐つ逐はれつ、息を限りに戲れ居けり、遠くよりて見るに、火とみゆるものは、彼が息なりけり、ヒヨウト飛上ル時、口中よりフツト息吹出づ、其息火の如く、ヒウ〳〵と光る、大抵口より二三尺前にてひかる也、光りつゞけに光る事なし、勢にのりヒヨツと飛び出す時のみちらつく、遠方より見れば、明滅斷續するも理りなり、やがて人聲聞えたれば、それに驚き、ハウ〳〵ちりちりに山の奥へにげ入ぬ、擊レ尾出レ火などゝ古書にいひしは、口と尻との違ひなりと笑ひしも、今は昔の茶のみ話になれりと語る、此は吹二口氣一如レ火といふによく合へり、

狐雜載

〔建內記〕嘉吉元年二月七日、向二慶壽院一奉レ謁二海門和尚一、辛酉事等言談、和尚云、於二室町殿一女房髮近來切之恠異事、爲二何者之所爲一哉不審之處、近頃見二洛陽伽藍記一之處、狐之所爲也、及二百世一人切之事有二先例一也、狐者拜二北斗一如レ此變化歟、所詮北斗歟、尊星王歟、何樣就レ是被レ修二其法一、有二祈念一者可レ然哉、其物之所爲ト已ニ覺知ル時ハ、其物不レ成二變化事一者也、天狗なども不レ可レ盡と云事あり、肝要は就二其事一修二其法一、祓

狸名稱

哭可然歟之由有言談、尤可然博覽之人也、如此事尤有謂者哉、　廿九日、尊人妾爲狐之所爲事、太平廣記之所見、先日海門和尚被示之旨、無何示出之了、當時室町殿女中人々、面々列座之席、已有此事未休、珍事云々、已知其所爲之時其物難化、就北斗尤可有御祈禱歟之由、同示出了、

〔燕石雜志 一〕佐刀[illegible]附九尾

佐渡には狸のみありて狐なし、されば狸の人に憑事ありとぞ、四國へも狐は渡らずといふ也、但近國讃州へ白狐のわたりしといへり、是否はしらず、物の妖なる事狐にますものなし、しかれども物は異類を敵す、老狐の美女になる事はあり、人の妻となりて子を生ことはなし、狐狸は同種類なれども、狐と狸とまじはりて子を生る事を聞ず、犬(サイヌ)と矮犬(チン)とは同物なれども、形の小大短長に便なければ得尾(ツルハ)らず、鴻雁燕雀の類、その形の相似たるも、おのが雌雄に混合せざるは自然の理なり、

〔本草和名 十五獸禽〕狸骨 楊玄操音、力之反、 虎狸、猫狸、又有犼、楊玄操音信、 一名鷄材、一名貪豹、已上、出兼名苑、 一名鼠狼、出拾遺、 和名多々介、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕狸 兼名苑云、狸、音釐、和名太奴木、 搏鳥爲狸者也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕說文、狸伏獸、似貙、埤雅、狸似貙而小、文彩斑然、異於狸貉、爾雅翼云、狸者狐之類、狐口銳而尾大、狸口方而身文、黃黑彬々、蓋次於豹、本草衍義、狸形類猫、其文有二、一如連錢者、一如虎紋、李時珍曰、狸有數種、大小如狐、毛雜黃黑、有斑若猫、而圓頭大尾者爲猫狸、善竊鷄鴨、有斑如貙虎、而尖頭方口者、爲虎狸、善食蟲鼠果實、似虎狸而尾有黑白錢文、相間者爲九節狸、

〔類聚名義抄 三犬〕狸 音釐、タヌキ、タヽ、ケ、メコマ、イタチ、 〔同 四豸〕貍 狸正、タヌキ、タヽ、ケ、音釐、野猫、

〔干祿字書 平聲〕貍狸 上通下正

〔一切經音義 一〕新華嚴經音義

狸性質
狸形體

猫　狸（中略）狸狸也、又云野狸、倭言上尼古、下多々既、

〔下學集　上氣形〕狸（タヌキ）變則成豹

〔八雲御抄　三下獸〕狸　くさいなぎ　ふるたぬき

〔倭訓栞　前編十四〕たぬき（中略）狸をよめり、此皮手貫によろしきをもて名を得る成べし、

〔塵囊抄　五〕タヽゲノ筆ナンド云、タヽ毛トハタヌキノ毛歟、狸ノ字ヲタヽゲトヨム、又子コマ共ヨム、只子コト同事也、狸（タヽゲ）ヲ猯（タヌキ）ニ用ハ僻事也、サレバ帝範ノ審官篇云、瀌牛之昇不可處以烹雞、捕鼠狸不可使之搏獸ト云リ、是賢愚大小器異ナル事ヲ、狸（タヽケ）ノ鼠ヲ得テトレバトテ自餘ノ獸ヲ不可搏喩ヘタリ、可知猫也ト曰事ヲ、獸ヲ害スルヲバ搏ト云也、搏ハ補洛反、手撃ト註セリ、狸（タヽゲ）猯キハ各別也、狸ハ猫ナルベシ、サレバ大日經疏ニモ、六十心ノ狸心ノ下ニ如猫狸侍ベリ、明ケシ、猫ト狸ケ同類ト云事ゾ、

〔紀伊國續風土記　物產十下〕狸（タヌキ）本草、楳名、本草和名ニ多々介、和名鈔ニ太奴木、康賴本草に狸和名䆻已、又多々計、醫家千字文注に、狸和名多々毛、今按䆻古是也、とあるは、猫に狸、狸に野猫などの一名あるをもて混じ誤れるなり、○中略　各郡皆產す

〔新編常陸國誌　六十四土產〕狸（タヌキ、ムヂナ）○○○○○○タヌキトモムヂナトモ云、筑波郡狸淵村ハムジナフチトヨメリ、其性狐ニ類ス、人眼ヲ闇マシ形容ヲ變化スルニ工ミナルモノアリ、或ハ文字ヲ書スルモノアリ、

〔佐渡志　五物產〕狸ハ方言ジウモンヂ、稀ナリ、

〔本朝食鑑　十一獸〕貍

集解、貍處處有之、毛形似狐雜黃黑、有斑如猫、而圓頭大尾、善竊雞鴨鳧類、食百果穀粟、其氣臊臭、又有虎斑尖頭方口者、其肉不臭可食、予○必大平野未見之、大抵貍面似猫似狐、妖怪亦相似、常掘土窟而隱棲、冬春負暄攜子出穴、鼓腹而樂、故俗稱貍腹鼓、老者能變妖食人、若化作人容者、燒松杉葉而熏之、則露

貍陰嚢

本形、或入山家坐爐邊、偷人眼向火乘煖、而展陰嚢者、廣長四五尺、動然兒女、而迂之作害、或能馴入而作人語、卜陰晴告時變、亦怪物也、獵家捕之、敎田犬驅出而斃、復僵鶩鴨、今時臘月捕之、剝皮日晒去臭、造韈及席、甚温柔亡寒、野人愛之、

〔和漢三才圖會 獸三十八〕貍音里 野猫 貍子 和名太奴木

按、貍有數種、而淡黑色、背文如八字者名八文字貍、皆脚短而走不速、登樹甚速、其穴夏則奧卑下、冬則奧高上、老貍能變化妖恠與狐同、常竄土穴、出盜食果穀及雞鴨、與猫同屬、故名之野猫、或鼓腹自樂、謂之貍腹鼓、或入山家坐爐邊、向火乘暖、則陰嚢垂延廣大於身也、貍皮可爲鞴、

〔關の秋風〕貍の頭をやきて其灰を用ふれば、失心風を治すといへり、貍を得なばとく〳〵出だすべしと、國中へ觸れたりければ、二三疋打ち殺して出だしけり、みるもの兩の足をひらき、その毛をわけ、しばし頭をかたぶけて、こは雌なりとて笑ふ、貍のかくし所の袋は、席八つしくばかりもありといひたればなるべし、其後生ながら得たりとて、あやしき箱に入れて出だしたり、ひらき侍らずば見べきやうなし、いかゞはせんと戸おしかため、一間しつらひつゝ、いで此ふたあけよといへど、たれしもこゝろよからずとてあけず、豊田何がしをしてしひてひらかせたり、貍の足からめてありければ、蠢々のみにして出でもやらず、近づけばえならぬ匂ひたへず、寄合ふ人とてもなし、とく狩人へ返しあたへよとて、又ふたを覆ひ、此ふくろは見るべうもなし、むしろ八つしくばかりなりとも、かゝるがうちには、いかでその術をなしてんやとてわらひぬ、

〔兎園小説 五集〕老貍の書畫譚餘 ○中略

因にいふ、北峯子の末篇にしるされし貍庵には、予 ○瀧澤馬琴 も一兩度たいめんせしなり、渠が當時の本宅は中橋なりしか、よくもしらねど、年來芝新橋の橋づめに、さゝやかなる紙店を出だして、賣卜をもて活業にせしものなり、寬政中、予は伊東蘭洲に誘引せられて、そが店に赴きて、畜ひお

ける狸を見し事ありけり、この時は、狸二三頭を、前を竹簀子にせし箱に入れて、その座右に置きたり、毛いろのいさゝか異なるを、いかにぞやとたづねしに、一頭は玉面狸なり、その餘はよのつねなるものなりとて、ほこりがにとき示しにき、このゝち文化の初に、や有りけん、誰やらが書畫會の席上にて、又彼狸庵に面をあはせし日、渠が年來秘藏すと聞えたる狸石を携へ來て、予にも見せ、人々にも見せけり、その石はまろくして、長さは纔二寸に足らず、薄靑白なる石のうちに、黑く三四分ばかりなる狸のかたちあり、是天然のものにして、さながら畫けるに異ならず、見るものの嘆賞せざるはなし、只是のみにあらず、そが煙包(タバコイレ)の諸飾、紙囊(カミイレ)のかな物なんど、すべて狸にあらぬはなし、又好みて狸の寫眞をよくせり、予その畫きたる狸を見しに、形狀毛色分毫をたがへず、畫は唯狸をのみよくして、その他のものを畫かずといひにき、

〔本間游清書簡〕出雲町といふ所に、狸庵といふ卜者ありもとは中津の君の臣なりしが、彼家を出て、今は卜を以て世わたらひのたづきとす、性狸を愛して、家に二疋の狸を養ひ、己が子よりも深く愛し、食なども子には與へぬ時も、狸には與へぬ、狸の話を記せし書、十卷ほど有て、いづれも二三百葉づゝ有といふ、狸の話を知る人あれば、百里を遠とせず、行て聞也、一奇人也、

〔百家琦行傳三〕狸の卜者

是はいと／＼近き寛政の頃なり、江戸銀座二丁目西側に、狸の卜者といふもの在けり、名は何とか云けん、今忘れたり、這者いさゝかは學文もありて、會て語ときは十分おもしろき處あり、最一琦人にて、旦暮の行狀も人とは大いに異なる處あり、常に狸を好んで多く家に飼おき、朝暮これを愛する事、世の婦女子などが、猫を愛るに異ならず、牀室には狸の軸をかけ、壁には狸の繪をここかしこにはり著、夏の浴衣に狸のもやうを染、冬は狸の裘を躬にまとひ、簷端易の招牌にも狸をゑがけり、爰を以て世人狸の卜者と呼なしけり、

狸怪

〔古今著聞集十七變化〕後鳥羽院の御時、八條殿に女院わたらせ給けるころ、かの御所にばけもの有よし聞えければ、院の御所より庄田若狹前司頼慶がいまだ六位なりけるをめして、件のばけ物見あらはして參れと仰られて、彼御所へまいらせられにけり、頼慶すなはち八條殿に參りて、寢殿のきつねどに入て待けり、六ケ夜迄待たりけれども、あへてあやしき事なし、御所樣にも其程はさせる事なかりけり、七日にあたる夜、待かねて少まどろみたりけるに、かはらけのわれをもて、頼慶が頭にばら〳〵となげかけゝる、此時居なをりて、物は有けりと思て待ゐたるに、又さきのごとくばら〳〵となげかけゝり、され共目に見ゆる物もなし、しばしばかり有て、頼慶がうへをくろき物のつゝさきのやうなるがはしりこえけるを、下よりむずと取とゞめてけり、見れば古狸の毛もなきにてぞ待りける、やがてをしふせて、さしぬきのくゝりをぬきてしばりて、いきながら院の御所へゐて參りたりければ、御感のあまりに、御太刀一腰、宿衣一領ほうびに給はせけり、其後はかの御所にばけ物なかりけり

水無瀨山のおくにふるき池有、みづどりおほくゐたり、くだんのとりを人とらんとしければ、此池に人とり有ておほく人しにけり、源馬允仲隆、薩摩守仲俊、新馬介仲康、此兄弟三人、院の上北面にて、水無瀨殿に祗候の頃、をの〳〵相議して、かのみづどりとらんとて、もちなはのぐなど用意して行むかはんとするを、ある人いさめて、其池にはむかしより人とり有て、おほくとられぬ、はなはだむかふべからずといひければ、まことに無益の事也とてとゞまりぬ、其中に仲俊一人思ふやう、さるとても人にいひおどされて、させるみだら事もなきにとゞまるべきかは、きたなきこと也、我ひとり行て見んとて、小冠者一人に弓矢もたせて、わが身は太刀計打かたげて、闇の夜にて道もみえねど、しらぬ山中をたどる〳〵件の池のはたに行つきてけり、松の池へおひかゝりたるが有けるもとに居て待所に、夜ふくる程に、池の面しんどうして、なみゆばめきておそろ

しき事かぎりなし、弓矢はげて待に、しばし計有て、池の中ひかりて、其體は見えねども、仲俊が居たる所の松の上にとびうつりけり、弓ひかんとすれば池へとびかへり、矢さしはづせば又もとのごとく松へうつりけり、かくする事たび〳〵になりければ、このもの射とめん事はかなはじと思ひて、弓をうちおきて太刀をぬきて待所に、又松にうつりて、やがて仲俊がゐたるそばへ來りけり、はじめは只ひかり物とこそ見つ〇つ原脱、據一本補、るに、近付たるを見れば、光の中にとしよりたる姥の、ゑみ〳〵としたるかたちをあらはして見えけり、ぬきたる太刀にてきらんと思ふに、むげにまぢかきをよく見れば物がらあんぺいに覺えければ、太刀をうちすてゝむずととらへてげり、とられて池へ引入れんとしけれど、松のねをつよくふみはりて引入られず、しばしからかひて腰刀をぬきてさしあてければ、さゝれてはちからもよはりひかりもうせぬ、毛むく〳〵と有物さしころされて有を見れば狸なりけり、是をとりて其後御所へ參りて、つぼね所へ行てねぬ、夜あけて仲隆等來て、夜前ひとり高名せんとて行しが、いか程の事したるぞとて見ければ、すは見給へとて、古狸をなげ出したりけり、かなしくせられたりとて、見あざみけるとなん、〇中略

齋藤左衛門尉助康、丹波の國へ下向したりけるに、かりをして日くれたりけるに、ふるき堂の有けるに、內へ入て夜をあかさんとしけるを、其邊の子細しりたる者、此堂には人とりするもの、侍るに、さうなく御とゞまりはいかゞと云けるを、何事のあらんぞとて猶とゞまりぬ、雪ふり風吹て、きゝつるにあはせて世中けむつかしくおぼえて、正面のまに、はしらによりかゝりてゐたりけるに、庭のかたより物のきほひきたるやうにしければ、あかり障子のやぶれよりきと見れば、庭には雪ふりてしらみわたりたるに、堂の軒とひとしき法師のくろ〴〵として見えけり、さりながらさだかには見えず、去程にあかり障子のやぶれより、毛むく〳〵とおひたるほそきかいなをさし入て、助康がかほをなでくだしけり、そのをりきと居なをればひき入けり、其後あか

り障子のかたにむかひて、かたまりねて待程に、又さきのごとく手を入てなでける手をむづと取てげり、とられて引かへしけれ共、もとよりすくやか成物なれば、つよく取てはなさず、しばし取からかひける程に、あかり障子引はなちてひろびさしへ出ぬ、障子を中にへだてゝうへにのり居にけり、軒とひとしう見えつれど、障子の下に成てはむげにちいさし、手も又ほそく成にければ、いとゞかつにのりてへしふせてをるに、ほそ聲を出してきゝとなきけり、其時下人をよびて、火を打せてともしてみれば古狸也けり、あした村人に見せんとて、下人にあづけたりけるを、下人共いふかひなく燒くらひてげり、次日おきて尋ければ、かしら計を殘したりけり、正體なくて其かしらをぞ村人に見せけり、其後はながく此堂に人とりする事なかりけり、

三條の前の右のおとゞのしらかはの亭に、いづこよりともなくて、つぶてをうちけることたびたびに成にける、人々あやしみおどろけ共、何のしわざといふ事をしらず、次第に打はやりて、一日一夜に二輿〇輿一本作輿ばかりなどうちけり、蔀やり戸を打とをせども其跡なし、さりけれども人にあたる事はなかりけり、此事いかにしてとゞむべきと、人々さまぐ\に議すれ共、しいだしたる事もなきに、ある田舍さぶらひの申けるは、此事とゞめんいとやすき事也、殿原めんぐ\に狸をあつめ給へ、又酒を用意せよといひければ、此ぬしは田舍そだちのものなれば、さだめてやう有てこそいふらめと思ひて、をのぐ\いふがごとくにまうけてげり、其時此をとこさぶらひの、たたみをきたのたいの東の庭にしきて、火をおびたゞ敷をこして、そこにて此狸をさまぐ\調じて、をのぐ\能々くらひてげり、酒のみのゝしりて云やう、いかでかをのれほどの奴めは、大臣家をばかたじけなくうちまいらせけるぞ、かゝるしれごとする物共、かやうにためすぞとよくよくねぎかけて、其北は勝善提院なれば、そのふるついぢの上へほねなげあげなどして、よくのみくひてけり、今はよも別の事さぶらはじといひけるにあはせて、其後ながくつぶて打事なかり

けり、是更にうける事にあらず、ちかきふしぎ也、うたがひなき狸のしわざなりけり、

〔視聽草三集七〕古狸怪

龍吟ずれば雲を生じ、虎嘯ば風を起す、自然の妙なりと云べからず、爰に文政十一年三月中頃、雲峰の家に久敷仕ひし老婦有り、やちと云り、されども歳七十餘りになりければ、名を呼人もなく唯ばゞ〳〵と云れけり、然るにばゞが親族皆絶て、引取養ふ者もなく、賴るべきたよりも無れば、千秋を主人の家にすごせしと憐みおきける處に、其年の三月中頃より何の病もなきに氣絶して、暫くいきも通はざりしが、一時程過ければ漸く心付けれども、身體自由ならずして、唯日増に食事進み、常に十倍して其間に餅菓子を好みければ、好みのまゝにあたへ、老の身のあすもしらぬいたはしさに、老婦の云まゝに食物を好みに應じて與へし處、三度の食事の間に口の休む間なし、死に近き者なれば好みに隨ひ、云まゝに與へけり、手足不叶に、夜に入れば心面白げに唄謠、毎夜々々絶ゆく事なく、時には唄ふ友來れり迚、何か高らかた獨り言云て咄し、又はやし唄ひておもしろく聞へけり、友の名などいゝて、夫より聲高く小唄を夜半頃迄興に入り、酒に醉たるありさまにて、熟睡して朝迄靜に寢むりけり、かゝる病人もあるものかと、松本良輔なる醫師に脈伺はせしに脈絶てなし、少し有が如くなれども脈にあらず、奇なる病體にして藥法つかず、全く老もふつもりて心氣を失ひ、血道とぢて脈絡通せず、唯おぎなふの外なしとて、時々見舞をなして異病なりと申ける、かくて月日を經る間に、半身自然と減じ、後には骨出て穴明き、穴の所より毛のはへたる樣なもの見ゆると看病人申ける、次第に暑に向ひ、しうき付日々腰湯など致しゐたはりけれは、ばゞも其惡さを、知たるや、しきりに禮を申けり、食を養ひ遣すには小女を付置、食物を好めば應じて與へ、主人も憐れみ遣しけり、比も秋立冬に移りければ寒さにも向しゆへ著類まで取替、其著類を能々見るに、狸の毛色なる毛夥敷、また其香ひ毛ものゝ匂ひ高く鼻をとを

しあやしき事に知られたり、夫よりして折々狸ばゞの枕元に出來ば、老婦の寢所の内に尾など長々出したりとて、小女恐れ寄付ねども、次第〳〵に馴て、後はこわがる色なし、昨夜面白き事を狸が致したりとて、後々は小女も聊恐れず、夜々唄ふ文句を聞覺へ、其夜を待ぞおかしけれ、物になるれば初りの案ずるとは事違、かゝる事だに馴染れば、こはきを恐ず、却て今宵は何を謡ふやと待もゐかしきなり、ある夜狸の多く集りたるや、つゞみ笛太鼓三味線抔加へて拍子を能はやし、ばゞが大聲にて唄をうたひ、さも面白きさま聞へけるが、かゝる事有けるより、小女今宵も又聞たしとて、夜に入を樂しみ待も事馴ればこわきをかへて待ぞむべ也、心の持よふとこそ思はれける、またある夜ばゞ唄ひ初しかば、足音しておどりさもおもしろくぞ聞へけり、又ある夜ばゞが枕元に、何れよりか柿澤山に積置たり、ばゞにこれを聞しに、是は昨夜客が皆々樣江厚き御世話に成とて、其御禮にあげよと申もらいたりと申ければ、人々あやしみ馬のふんにてもなきやと能々洗ひ、又皮を引ても割ても核出て眞の柿也、皆小女に與へければ、恐れずあやしまずたべて仕舞けり、また其後切餅を只枕元に積て有、是も小女に與へけり、されども恐れあやしまず、誰人の持來るにもあらず、狸のおくり物と見へたり、かゝる毛ものと云ども、ばゞに憐みぬれば、またむくゆるの印をなし、鳥獸とても、仁にはむくゆる心有り、積善の家には餘慶有、不積善の家には餘快有と、憐遣したるをかんせし哉、折々それとは云ざれども、寸志を報るとの事、奇どく成ものとも思はる、全くばゞの死たるからを備に食しに體に入りたるなるべし、食殺したると云にはあらざるべし、また一夜火の玉、手鞠の如く頻りに上りたり下たりして、さはがしき事鞠をつくが如く、少女側近く寄、是を見るに、赤きまりの光りなるものにて、手にも取たらば取そふなと手を出し、つかまんとせしに、忽ちきへて影もなし、是を明日ばゞに聞しに、ばゞ答て申は、昨夜女子の客有て、久しぶりにて鞠をつきたりと申たり、又一夜火の玉ばゞの上に頻りに飛上り飛下

り面白見へたり、翌日是を尋るに、はごの子をつきたりと申けり、またある夜歌をよみし故書たしとて、筆墨紙を乞ければ、少女與へしに、さゝもせぬ手にて歌書ぬ、其歌に、

朝貌の朝は色よく咲なれど夕は盡るものとこそしれ、是のばゞ歌の道も知らざるに、字はいろはだによみえず、かゝる死前に歌などよみ、筆取て書は狸の爲す處也、又繪を書て小女に渡しけり、其繪もついに書たる事もなきに蝙蝠に朝日を書、其上に讃を書たり、その賛に、

日には身をひそめつゝしむかはほりの世をつゝがなく飛かよふ也、と認て小女に與ふ、皆古狸のなす事なるが、扨又食事は日増に進み、朝晩は八九膳、食後直に芳野團子五六本、直にきんつば三四十、又晝飯七八膳食し、其後もまた〳〵如此大食にて日を送りけれ共、病は聊も快復なく、ばゞの部屋の内に、一夜光明輝き、紫雲生じ、金花を降らし、三尊の阿彌陀佛顯れ、ばゞを連れて行樣子に見ゆれば、小女は驚き走り來り、其次第を告ければ、雲峰の妻早く參りて見れども、ばゞは能寢て居たり、靜にして聊何事もなし、小女夢にても見しかと尋れば、少しもまどろみは致し不申とて、色變じて恐入しなり、比は其年の十一月の三日の朝、昨夜の事を案じ雲峰の妻尋れば、老婦が枕元より古狸尾を出し、靜に出て座中を廻り、細き戸の透間より出去りぬ、老婦は其儘息絶て終りけり、其後小女の夢に入て、古狸は世話になりたる禮を謝し、一つの金のむくの盃をさゝげてくれよと賴むと見へて夜は明にけり、今に其盃金盃に萩の彫したるあり、全く老婦の引取べき人もなく、かいほうして辱を報る印に與へしなるべし、不思議の事なる故、ありしまゝに書つるものならん、

〔倭訓栞前編十四〕たぬき〇中略　老たるはよく變妖し人を食、又化して人となる、又よく人語をなす、阿波の家中は、市中の躍まはる事なりしに、明和年中に、兒女の中に交りて、ある家に至り酒食をたべ、風流を盡して、歸りがけ狸の化たる者、途中に死たり、衣服編笠の類もとの如くなりしと

ぞ、こは犬のしわざ也といへり、

〔嬉遊笑覽八方術〕狐狸のばける古跡人の知たるは、泉州堺の小林寺、釣狐寺、上野國館林茂林寺などなり、これは茶釜も筆跡も今にあれど、伯藏主は只狂言に傳ふるのみにて、其故事おぼつかなし、狐狸の書畫をかけること多く聞ゆ、其角が茶摘集、伊勢國にて狐の人につきて云出たる、仁あればな春もわかやぐ木の目哉、此狐つき、日比の田夫にてぞ有ける、狐いにて後は無事なりしとなり、其筆跡正しう狐にて侍れば、歌にあやしくたへなるためしにもと書付侍る、元祿元年七月のことにやと有り、此たぐひ又往々あり、予(喜多村信節)も其書畫どもを見しが、狐は書にて狸は畫をかける多し、

〔三養雜記一〕狐狸の書畫

予〇山崎美成かつて狐狸のかきしといへる書畫をこれかれ見たりしに、大かた狐は書、狸は畫なるものをかし、さて老狐幸菴が書をかきたる記事は、藍田文集に見え、蜺菴が般若心經は既に墨帖にありて、予も藏弄せり、狸の畫ける寒山拾得の圖を荻生氏の見せられしことあり、白雲子といふ狸の畫ける蘆雁の圖、寫山樓文晁の藏にあり、これらの書畫は縮寫して、耽奇漫錄中に載せたれば、こゝに出さず、

〔兎園小說五集〕古狸の筆跡　好問堂

世に奇事怪談をいひもて傳ふること、多くは狐狸のみ、狸狢猫の屬ありといへども、これに及ばず、思ふに狐の人を魅す事甚害あり、狸の怪はしからず、かくて古狸のたま〳〵書畫をよくすること、世人の普くしるところにして、已に白雲子の蘆雁の圖は、寫山樓の藏にあり、良恕のかける寒山の畫は、護國主人示されき、その縮本今載せて耽奇漫錄中に收めたり、これまさしく老狸の畫けるものにして、諸君と共に目擊する所なり、しかるにその書をかけることを予嘗て聞けるは、武州多摩郡國分寺村名主儀兵衞といふ者の家に、狸のかきたりし筆跡あり、三社の託宣にて、

篆字、眞字、行字をまじへ、文章も違へる所ありて、いかにも狸などの書たらんと見ゆるものなるよし、これは狸の僧のかたちに化けて、此家に止宿し、京都紫野大德寺の勸化僧にて、無言の行者と稱し、用事はすべて書をもて通じたり、邊鄙の事故、有り難き聖のやうにおもひて、馳走して留めたりといふ、その後武藏の内にて犬に見咎められて、くひ殺され、狸の形をあらはしゝとのことなりとぞ、その頃、此事を人々にも語りしに、友人鹿山の同日の談ありとていへらく、予往年鎌倉に遊びしとき、川崎の驛に止宿し、問屋某の家に藏する所の狸の書といふものを見たり、不壽不崩南山之壽と書けり、その書體、八分にもあらず、眞行にもあらず、奇怪いふべからず、いかにも狸の書といふべし、問屋の話に、鎌倉の邊の僧のよしにて、其あたりを勸化せし事、五六年の間なり、果は鶴見生麥の邊にて、犬に食はれしよし、此事はさのみ久しき事にあらず、予が遊びし十年も前の事なりといふ、此二條その年月を詳にせずといへども、今その墨跡の現にその家に存したれば、疑ふべからず、

因に云、五雜俎曰、狐陰類也、得陽乃成、故雖牡狐必托之女、以惑男子也といへり、吾邦にもむかしより、とかくに狐は婦人に化けたるためし多かり、しかるに狸はいかなる因緣かありけん、茂林寺の守鶴を始めとして、いつも〳〵法師の姿になれるもをかしからずや、(中略)

老狸の書畫譚餘

下總香取の大貫村、藤堂家の陣屋隷なる某甲の家に棲めりしといふ、ふる狸の一くだりは、予もはやく聞きたることあり、當時その狸のありさまを見きといふ人のかたりしは、件の狸は、彼家の天井の上にをり、その書を乞はまくほりするものは、みづからその家に赴きて、しか〳〵とこひねがへば、あるじそのこゝろを得て、紙筆に火を鑽りかけ、墨を筆にふくませて、席上におくときはしばらくしてその紙筆おのづからに閃き飛びて、天井の上に至り、又しばらくしてのぼり

て見れば、必文字あり、或は鶴龜或は松竹、一二字づゝを大書して、田ぬき百八歳と志るしゝが、その翌年に至りては、百九歳とかきてけり、是によりて、前年の百八歳はそらごとならずと、人みな思ひけるとなん、されば狸は天井より折ふしはおりたちて、あるじにちかづくこと常なり、又同藩の人はさらなり、近きわたりの里人の日ごろ親みて來るものどもは、そのかたちを見るもありけり、ある時あるじ戲れに、かの狸にうちむかひて、なんぢ既に神通あり、この月の何日には、わが家に客をつどへん、その日に至らば、何事にまれ、おもしろからんわざをして見せよかしといひにけり、かくて其日になりしかば、あるじまらうどらに告げていはく、其齋に戲れに狸に云々といひしことあり、さればけふのもてなしぐさには、只これのみと思へども、渠よくせんや、今さらに心もとなく、こそといふ、人々これをうち聞きて、そはめづらしき事になん、とくせよかしとのゝしりて、盃をめぐらしながら、賓主かたらひくらす程に、その日も中の頃になりぬ、かゝりし程に、座敷の庭忽廣き堤になりて、その院のほとりには、くさ〴〵の商人あり、或は葭簀張なる店を志つらひ、或はむしろのうへなどに物あまたならべたる、そを買はんとて、あちこちより來る人あり、かへるもあり、賣り物のさはなる中に、ゆでだこをいくらともなく箸にかけわたしゝさへ、いとあざやかに見えてけり、人々おどろき怪みて、猶つら〳〵とながむるに、こはこの時の近きわたりにて、六才にたつ市にぞありける、珍らしげなき事ながら、陣屋の家中の庭もせの、かの市にしも見えたるを、人みな興じてのゝしる程に、漸々にきえうせしとぞ、是よりして狸の事をちこちに聞えしかば、その書を求むるものはさらなり、病難利慾何くれとなく、祈れば應驗ありけるにや、緣を求めて詣づるものゝおびたゞ敷なりしかば、遂に江戸にもそのよし聞えて、官府の御沙汰に及びけん、有司みそかに彼地に赴き、をさ〳〵あなぐり糺し・かども、素より世にいふ山師などのたくみ設けし事にはあらぬに、且大諸侯の陣屋なる番士の家にての事なれば、さ

して咎むるよしなかりけん、いたづらにかへりまゐりきといふもありしが、虚實はしらず、是よりして、彼家にては紹介なきものを許さず、まいて狸にあはする事は、いよ〳〵せずと聞えたり、これらのよしを傳聞せしは、文化二三年のころなりしに、このゝちはいかにかしけん、七十五日と世にいふ如く噂もきかずなりにけり、此ころ、兩國廣巷路にて、狸の見せ物を出だし、とありしに、彼大貫村なる狸の風聞高きにより、官より禁ぜられしなり、

狸利用

〔延喜式二十三民部〕交易雜物

太宰府(中略)狸。皮十張

〔延喜式三十七典藥〕諸國進年料雜藥

太宰府十二種〇中略　狸。骨。二具

〔續修東大寺正倉院文書三十一〕食堂所解　申可〻請七月料點加仕丁事〇天平寶字三年六月二十八日

紙背二　錢五貫七百廿三文、〇中略　十文題料狸。毛。筆一管直

〔性靈集四〕奉〻獻〻筆表一首

狸毛筆四管　眞書一ツ　行書一ツ　草書一　寫書一　〇中略

弘仁三年六月七日　沙門空海進

〔屠龍工隨筆〕狸を汁にて煮て喰ふには、其肉を入れぬ先、鍋に油を引て、いりて後、牛房蘿蔔など入て煮たるがよしと人のいへり、されば蒟蒻などをあぶらにていためて、ごぼう大こんとまじへて煮るを、名付て狸。汁。といふなり、

狸腹鼓

〔倭訓栞前編十四多〕たぬき〇中略　狸の腹つゞみといふは、げに其音鼓のごとし、

〔夫木和歌抄二十七〕十題百首　寂蓮法師

人すまでかねも音せぬ古寺にたぬきのみこそつゞみうちけれ

〔燕石雜志 四〕兎大手柄

土舟、潛確類書云、滄州有流永渠、金石皆浮、洲人以瓦鐵爲船、といふ事あれば、かゝる流水には土舟をも浮ぶべし、亦ともすればとまりにまづむつち船のうきでし方ぞ戀しかりける、爲家卿の歌也、この土舟は土を積たる船なるべし、夫木集にはくちふねとありて、異本につちふねと傍注せり、いづれが是なるや、又潛確類書、舟師名黃頭郎、以土勝水故名とあれば、狸が土舟を造れりと作せしは、土もて兎の水德に勝ん爲歟、亦佐渡國雜太郡二ツ岩といふ山に、彈三郎といふ老狸あり、其處より一里ばかり山中に、勝々山土舟の林など唱る山林あり、土俗の說に、むかし兎に擊れたる狸は、彼彈三郎が親なりといひ傳へたるよし、曩に彼地に赴きたりし友人曳尾菴いへり、こは附會の說なり、證とするに足らず、彈三郎が事は次の卷にいふべし、

〔一話一言 四十一〕狸塚

上州館林茂林寺(禪宗)より一里ばかり西に、狸塚といふ村あり、一村狗を畜ふ事を禁ず、高源寺といふ寺あり、茂林寺の末寺也、かの文武火の茶釜は貳斗ばかりもいるべき大きなるもの也、蓋はなしと云、高源寺開山を正鶴といふ、今より二百八十年ばかりむかし也と、狸塚のもの丈助物語れり、

〔本草和名 十五獸禽〕猯膏(崔禹作猯、音他端反、)一名猯豘、(口似豘、極肥、出拾遺、)和名美。

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕猯　唐韻云、猯(音端、又音旦、和名美、)似豕而肥者也、本草云、一名猯豘、(端屯二音)

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕按廣韻及說文徐音並云、猯他端切、屬透母、不屬端母、此以端音猯、恐誤、廣韻又云、他畔切、在二十九換、旦在二十八翰、此云一音旦、亦恐誤、下總本有和名二字、本草和名、猯膏、和名美、新撰字鏡貉同訓、今俗呼美狸或万美、別有万美狸、或謂呼万米狸、是陶弘景所云猯狸也、莫以其名相似而混矣、○中略廣韻同、唯猯作貒、集韻、猯又作貒、按爾雅釋文引字林云、貒似豕而肥、孫氏蓋

依之、説文、猯獣也、本草衍義、猯肥矮、毛微灰色、頭連脊毛一道黒、觜尖黒、尾短闊、李時珍曰、猯即今猪獾也、穴居、狀似小猪㹠、形體肥而行鈍、其耳聾、見人乃走、短足短尾、尖喙褐毛、能孔地、食虫蟻瓜果、〇中略原書〇本草獣部下品有猯膏、不載一名、本草和名云、一名猯㹠、出拾遺、證類本草引陳藏器亦載之、則知獾㹠之名出陳氏本草拾遺、源君引單云本草非是、説文、獾野豕也、廣雅、猯獾也、方言、獾關西謂之猯、郭注、獾豚也、蓋或單呼獾、或累呼獾豚也、㹠俗豚字、又周禮草人注、貆貒也、淮南齊俗訓高注云、貆、貆豚也、皆借貆爲獾、

〔本草綱目譯義 獣五十一〕猯 ミ 古名和名抄 〇〇 マミ 今名 〇〇〇〇 ミダヌキ

京ニイズ、狸類也、カラダ肥テブタノ小ナル如シ、毛ノ色ウス黒シテ、ウス茶色ノ交リアリ、脊中一スヂ眞黒ク、首ヨリ尾マデトヲリ毛アリ、首ハヤセテアリ、鼻ガ長シ、鼻黒ク目ノ處白シ、タヌキノフノ如シ、四足ノ指分レテ人指ノ如シ、地ヲホリ穴居ス、穴ヲイガマズニホラズ、マガツテホル、鎗ノツカレヌヤウニスル也、

抱朴子、猯曲其穴以備徑至、錄云々、カリウドハ、其穴ヲフスベテヲイダス、肥タルユヘ走ルコトヲソシ、直ニ捕ラル、九州食用ニス、油多シテ野猪ノ味ノ如シ、一名 土猪訓蒙 五兒里村家方

〔和漢三才圖會 獣三十八〕猯音端 獾㹠 貒猪 獾子 和名美

本綱、猯、山野間穴居、狀似小猪㹠、形體肥而行鈍、其足蹯、蹯者足掌也 其跡凡、凡者指頭跡也、其耳聾、見人乃走、短足短毛、尖喙褐毛、頭連尾、毛一道黒、能孔地食蟲蟻瓜果、其肉帶土氣、皮毛不如狗獾、

肉甘酸平 治水脹久不瘥垂死者、作羹食下水大効、野獣中惟猯肉最甘美、益瘦人、

〔笈埃隨筆 八〕雜説八十ヶ條

猯マミは筑前山中にありて、穴居す、土人穴をふすべて捕也、味ひ野猪に似たりと、東武江戸麻布に猯穴といふ地あり、松平右近將監屋敷に□領□□□□は此邊所々に棲しといふ、豆州土肥眞鶴の

野山に多く有て、土人捕て煮て食す、

〔兎園小説二集〕まみ穴、まみといふけだもの、和名考、幷にねこま、いたち和名考、奇病、附錄

著作堂主人稿

江戸麻布長坂のほとりなるまみ穴は、いと名たゝる地名なれば、しらざるものなし、沾涼が江戸砂子には、雌狸穴と書きたり、雌狸をマミと訓ずるは、何に據れるにやしらず、こは記者のあて字なるべければ、論ずべくもあらねど、貝原が大和本草卷の十六獸の部猯をマミとす、○中略又本草綱目卷五十一獸之二獾の下に、稲若水、和名を竄入してマミとす、○中略益軒若水の兩老翁、或は猯をマミと訓じ、或は獾をマミと讀ませしは、訛をもて訛を傳ふ、世俗の稱呼に從ふのみ、今按するに、獾は和名鈔に見えず、猯は和名マミなり、○中略平野必大が本朝食鑑にのみ和名鈔を引きて猯をミと讀めり、○中略これらの諸說を合はせ考ふるに、近來世俗のマミといふけだものは、ミを訛れるに似たり、則猯なり、又田舍兒は是をミタヌキといふ、その面の狸に似たればなり、いづれにまれミとのみは唱へがたきにより、或はマミといひ、或はミタヌキといふにやあらむか、ゝれば麻布長坂なるマミ穴も、むかし猯の棲みたる餘波（ナゴリ）にて、その穴のありしにより、マミ穴と唱へ來れるなりといはゞいふべし、しかれども猯をミタヌキと云は、よりて來るあり、いかにとなれば、猯はその頭狸に似たり、ミとのみは唱の不便なるによりて、ミタヌキといふ歟、又猯をマミといへるは、よりどころなし、いかにとなれば、猯に眞僞のふたつなければなり、よりて再按するに、かの麻布なるまみ穴のマミは、元來猯の事にはあらで、鼯鼠をいふなるべし、

〔紀伊國續風土記物產十下〕猯（アナツボウ）本草 ○本草和名ニ美、在田郡にてツチカヒといふ、 貉（ムジナ）本草 推古紀ニウヲナ、和名鈔に無之、 右二種、在田日高兩郡にあり、多くはなし、

〔新編常陸國誌六十四土產〕猯（マミ）

今多カラズ、筑波郡ニ今西猯穴狸穴村アリテマミアナト訓ズ、依テ思フニ、狸ノ別種ト見エタリ、江戸ノ府下麻生ニモ猯穴ト云小地名アリテ、狸穴ニモ作ル、河内郡ニ東猯穴村アリ、茨城郡ニモ□□村ニ狸穴ト云地名アリ、大掾氏ノ族眞美穴林氏ノ起ル所ナリ、大掾傳記ニ見ユ、コレ皆猯ノ住ルヨリ起レル名ト見エタリ、其體狸ノ少シク大ナルモノニテ灰(ハイケ)毛色ナリ、大體タヌキニ相似タルモノナリ、又津輕ニテマミト云モノ一種アリ、其形猫ノ大サニテ、面丸毛色純黒ナリ、其肉アブラ多シ、奥州津輕ノ俗好テコレヲ食フト云、思フニマミト云ハ味實ノ意ト見ヘタリ、津輕ノ俗說ニ熊子ヲ生ム、二疋ノ内一疋ハマミナリト云、故ニ異名ヲ熊ノ落シ子ト云フ、笑ベシ、今本國ノ俗諺ニ虛誕ヲ好テ實情察シ難キ人ヲ猯遣ヒト云ナリ、コレハ狸ノコトヲ混合セシニヤ、

〔新撰字鏡犭〕狢下各反、綸也、貉、又牟志奈、

〔倭名類聚抄十八毛群名〕狢　說文云、狢音鶴、漢語抄云無之奈、似狐而善睡者也、

〔箋注倭名類聚抄七獸名〕原書豸部云、貈似狐善睡獸、此所引卽是、說文又云、貉北方豸種、是二字不同、按玉篇、貉蠻貉也、亦與貈同、廣韻、貈貉狢、並上同、故源君引說文作狢也、旣以蠻貉字為狐貉、故蠻貉、字作貊字以避之、貈字遂廢、爾雅翼、狢善睡之獸、似狐畜而養之、扣之卽悟、已而復寐、本草衍義云、狢形如小狐、毛黃褐色、李時珍曰、狢狀如貍、頭銳鼻尖斑色、其毛深厚温滑、可為裘服、埤雅、其營窟與貛皆為曲穴、以避雨暘、亦以防患、俗云、貛貉同穴而異處、貛之出穴以貉為導、

〔類聚名義抄三犬〕狢音鶴、ムシナ、正貉、

〔干祿字書入聲〕狢貉上通下正

〔本朝食鑑十一獸〕貍〇中略

附錄狢、狐貍類、(中略)必大按、其毛斑色深厚温滑、可造裘服、本邦未詳之、山人曰、貍之斑色有善睡者、山俗稱無之奈、性如鈍、不似貍狐之慧、須察其睡者則非眞睡、乃使耳而聽也、故雖似熟睡、見人則駭走而竄矣、此則與中華之狢同物也乎、

〔本草綱目譯義五十一獸〕貉　ムジナ

是ハ京ニイズ、他國ニ、多シ、勢州備前佐渡ニ多シト云、狐狸ハヲラズ、形狸ニ似テ黒シ、首ハヤセテ鼻ノ先尖ル嘴長シ、ヒル目ガウトシ、耳モキコヘズ、子ムルガ如シ、實ニ子ルニアラズ、夜ハ目ガ明ラカニシテ、人家ニユキミソヲ盗ミ子ブル、ミ。ソ。子。ブ。リ。ト云、此皮和ラカニシテ、多シキ皮ニヨシト云、

一名　貒子〔訓蒙字會〕

〔佐渡志〔五物產〕〕貉ハ方言ムジナ甚多シ、一種コ。ム。ジ。ナ。アリ、方言ト。ン。チ。ボ。ウ。、外海部村々ニ多シ、

〔延喜式〔二十一治部〕〕祥瑞

玄貉〔○中略〕右中瑞

〔日本書紀〔六垂仁〕〕八十七年、昔丹波國桑田村有ㇾ人、名曰甕襲、則甕襲家有ㇾ犬、名曰足往、是犬咋山獸名牟。士。那。而殺之、則獸腹有八尺瓊勾玉、因以獻之、是玉今有石上神宮、

〔日本書紀〔二十二推古〕〕三十五年二月、陸奧國有ㇾ狢、化ㇾ人以歌之、

〔兎園小說〔三集〕〕むじな、たぬき、　海棠庵記

ある人のいふ、むじな、たぬきは雌雄にて、雌をむじなといひ、雄をたぬきといふとかたりき、されどさだかならぬことにて、いと心得がたく思ひしに、このごろ羽州由利郡の農民與兵衞といふもの來にけり、この與兵衞は、むかし獵人にて、南部より出づるといふ、兎狀てふものまで所持して、をさ〳〵巨魁なりしと聞えければ、まねきよせて、むじな、たぬき、まみなど問ひしに、答へていふ、むじな、たぬき、まみ、皆よく似たるものなれど各別種にて、みな雌雄あり、まみとむじなとは、毛いろも肉の肥えたるも、わきがたきまでよく似たり、只その別なるところは、ま。み。は四足ともに、人の指の如く、方言に熊。の。あ。ら。し。子。〔落胤といふが如し〕といふ、む。じ。な。は四足犬に類す、狸。はあくまで瘦せて胴のわたり長し、やつがれ十七歳より山かつの業になれて、はや六十餘歳に及び、獸の事はよ

陰貉

くだ

しい

く知り侍るなどかたりぬ、和名鈔にも、狢、狸、猯おの〳〵わかちあれば、むじな、たぬき、雌雄なりといふ俗説は、固よりとるには足らねど、猶に曲亭ぬしのまみ考の因もあれば、そゞろに聞きしままにしるすのみ、

〔駿國雜志二十五〕陰貉

庵原郡山原村にあり、傳云享和年中、此地痘瘡流行して、小兒多く死す、時に一の奇獸あり、每度來りて其新葬の墓を發き、尸を喰ふ、僧俗これを悲み愁て、其邊りに嚴く圍ひすれば、又遠くより穴を穿ち、尸を引出し、食毀る事月を經て止す、後終に小炮を以て討斃せり、其形狸の如し村老此奇獸をさして陰貉(カゲムジナ)と云もの也と敎ゆ云々、按るに、古き百怪の畫卷物に、墓洗(ハカアラヒ)と云獸の圖を載たり、其形狸の如くにして、尾短く、四足とも三の指あり、爪赤く、口廣く目細して、後の方につき、總身胡麻斑の毛生たり、これまさしく陰貉の類にして、墓あらひは墓荒(ハカアラシ)の訛にはあらずや、

〔駿國雜志二十五〕くだ

止駄郡横内村朝比奈山にあり、里人云、當村朝比奈山の邊りにくだと云獸あり、其形及大さ鼬の如し、人是を生捕り、飼馴し遣ふ時は、金銀衣食自在にして、事のかくるなし、此獸味噌を以て常の食とすべく、食物はまづ初をとりくだに與へて後食ふ、恰も神に供するが如しもし誤て其扱ひ飼ふ事おろそかなれば、忽他につき、口ばしりて其尊信する志のうすきを詈り恥かしむしうねき物怪に似たり、くだ遣ひは天下の大禁にして刑をまぬかれざるを知るといへども、土俗やもすれば、是を遣ふて富をうるを庶幾す、もと欲に耽るにおこるならん云々、是尾さき狐の類にや、

〔和漢三才圖會獸三十八〕黒眚(シイ)

震澤長語云、大明成化十二年、京師有物、如狸如犬、倏然如風、或傷人面嚙手足、一夜數十發、負黑氣來、

俗名黑眚、

按、元祿十四年、和州吉野郡山中有獸、狀似狼而大、高四尺、長五尺許、有白黑赤皂彪斑之數品、尾如牛蒡根、銳頭尖喙、牙上下各二、如鼠牙、齒如牛齒、眼竪、脚太而有蹼、走速如飛、所觸者傷人面手足及喉、遇之人俯倒則不噬而去、用銃弓不能射之、用阱取得數十而止、〈俗呼名志於字〉蓋黑眚之屬乎、

〔重修本草綱目啓蒙〕〈獸〉三十四貛　アナホリ〈駿州〉　一名野豕〈說文〉　刀黃〈事物原始〉

頭ヨリ尾ニ至長サ三尺許、毛色黑黃、四足短クシテ爪長シ、尾大ニシテ短シ、目圓ニシテスルドナリ、體瘦テ走ルコト飛鳥ノ如シ、釋名天狗ハ同名多シ、窮奇〈事物紺珠〉陰山ノ獸〈山海經〉大荒赤犬〈同上〉魚狗〈カハセミ綱目〉ニモ天狗ノ名アリ、又史記天官書及五雜組ニ、天狗ト云ハ星ノ名ナリ、又本邦ニテ天狗ト呼モノハ、別ニ一種ノ魔類ナリ、海貛ハ詳ナラズ、海獸ナリ、廣輿記女直ノ土產ニ、海貛皮、海猪皮アリ、增、文政四辛巳年秋七月、阿州吉野川洪水ノ時、名東郡北新居村竹林中ニ穴居セシ者、濁水ノ爲ニ犯サレ出テ河中ニ入ル、漁人急ニ網罟ヲ下スコト凡テ三張ニシテ遂ニ、コレヲ繫ヒ獲タリ、里人其名ヲ知ル者ナシ、因テ余ニ鑑定ヲ請ヒ、且ツ其食物ヲ問フ、乃時珍ノ說ニ據テ、蚯蚓瓜菓ヲ食フコトヲ示ス、數日ノ後觀場ニ供ス、形狀コヽニ說ク所ノ如シ、

古事類苑

動物部六

獸六

熊名稱

〔新撰字鏡 連火〕熊 胡弓反、久萬、

〔倭名類聚抄 十八 毛群名〕熊 陸詞切韻云、熊 音雄、和名久萬、獸之似䐁而小也、

〔箋注倭名類聚抄 七 獸名〕説文、熊獸似豕、山居冬蟄、上林賦注、張揖曰、熊犬身人足黑色堅中、當心有白脂如玉、埤雅、熊似豕、本草圖經云、熊形類犬豕、爾雅翼、性輕捷、好緣高木、見人則顚倒、自投地而下、

〔類聚名義抄 火四〕熊 熊 音雄、クマ、今正、

〔東雅 十八 畜獸〕熊クマ ○中略 クマといふ義不詳、百濟の方言にも、熊をばクマと云ひけり、今の如きも、朝鮮の俗、熊を呼びてはコムといふ、クマの音の轉せし也、猶此にはウマといふ語轉じて、コマといふが如くなりと見えたり、

太古の俗、神を畏れてカミといひ、亦轉じてクマと云ひしは前に註せり、熊の如きも其猛なるを畏れて、クマと云ひし、猶大蛇をイカヅチといふが如くなりしと見えけり、熊鰐熊鷲熊鷹、また猫をネコマといひ、狻猊をコマイヌと云ひしが如き、又此義なる、○下略

〔古事記傳 五〕彼梟師どものいと建かりし故に、熊曾とは云なり、熊鰐、熊鷲、熊鷹なども、皆猛きを云稱なり、熊は獸ノ中に猛き物なれば、其に准へて猛き物をも云か、はた久麻と云は本より猛きを云言なるを、熊も名に負るか本末はしらず、

熊性質　熊形體

〔本朝食鑑 十一 獸〕熊

集解、熊類大豕、目皆高擧如竪、四肢似人而肥勁、全體黑色、其色黄白、謂白熊、黄赤者謂黄熊、倶居深山而希矣、凡熊春夏升木登巖、而引氣墜地自快、胸上有白處、如偃月、俗號月輪、常以手掩之而護焉、人不脅之、熊亦不敢、若欲害人、則必立、故獵人脅之、向彼而立、窺月輪而刺之則斃、若刺外邊、則挫刀鎗、或觸人、其剛猛不可當、以炮擊之、負玉子三四而遂死、然恐損外皮及膽血、毎窺月輪而刺之爾、冬月棲穴以禦寒、或孕育、獵欲取之、則先聚木片椓橛棘刺之類、而投于穴中、性惡穢物及傷殘、故自援投于穴奥、從投物之多、而穴中塡塞、熊居窮迫、次第出于穴口、獵人待斯時而斃之、大抵春夏者、膽微小而色透黄、秋冬者膽肥大而色深黄、晒乾則春夏微黑透黄、秋冬者深黑如漆、倶入藥用、其皮造泥障座褥軍韈、及矛鎗弓砲刀劍之鞘袋、而世以賞之、其黄白者最爲奇珍、

肉、氣味、古謂甘平無毒、肉硬人食者少、惟山人僅食之、主治、祛風補虛、

膽、氣味、古謂苦寒無毒、其說爲詳于李氏綱目、入水飛轉碎塵者、獸膽亦然、惟熊膽入水轉時、常曳一線黄縷而透明、獸膽亦雖曳黄、散亂如煙、以是爲證耳、主治、清心平肝退熱止痛、明目收瘡殺蟲、愈蟲牙痔瘡及小兒驚癇、餘詳于綱目、

發明、今本邦治諸痛疝積小兒驚癇、用返魂丹以療之、其方用熊膽爲主、又治癖塊諸痛急症、用熊膽、麝香、沈香、人參、金箔而療之、名曰奇應丸、最有驗矣、

〔本草綱目譯義獸五十一〕熊　クマ

是ハ毛ノ色黑シ、故ニ總體黑色ナル物ヲクマトツケテ云也、クマゼミ、クマ蜂ノ類ノ如シ、日本ノコト也、前アシノ力多シ、故ニ棒子ヂヲサスナリ、力ツヨシ、東國北國ヨリ皮ヲ多出ス也、大ナルハ長六尺餘、生テイル時ハ形ヲ長シ短フスルト云コト也、

〔熊志〕按本草所載、熊有三種、曰熊、曰魋、曰羆、熊魋二種大同小異、土民呼末久末、或呼志良賀者爲熊、呼伊志久末者爲魋、又爲赤熊、所謂末久末者、長毫黑稠密有光澤爲上品、背上毛短、毛根帶赤色、無光澤者、爲伊志久末、次末久末、羆未詳本邦所産之處、一曰黄熊、或曰猳熊、又爾雅翼所載猪熊馬熊人熊並

皆爲羆之別名、又或說爲牡熊毛色如熊白者、卽仙臺別封宇和島侯世子粧鎗鞘者是也、蓋世子所用以華渡熊毛乎抑出於封內乎、余〇難波義材未嘗聞南海山中獲白熊、又有奥東松前獲白熊說、而傳聞曖昧最不可信也、別錄曰、以十一月獲熊、今審本邦所獲、冬至之候、熊掘山中枯樹根若巖下地、設窟穴蟄伏、所謂熊館者是也、蟄時啗榛皮、取瀉下、絕飮啄、據窟口蹲踞如窺人狀者數日、乃更入窟熟寐、至春月而始覺、浪遊四方、然以亂山峭絕行步艱、春初冰雪稍泮時多獲之、不特十一月也、時珍曰、蟄時不食、饑則舐掌傳會甚矣、蓋本之於熊蹯有美味之稱、去窟數里、必別作一二處之窟、方其浪遊、彼此交棲宿、是以節候、或失其期、不能獲熊、亦認舊栖處、因索別窟、爲後圖、不出二三年、棲蟄故也、窟口徑僅一尺許、熊能屈伸其身、踊躍出入華元化稱熊經戲、非虛語也、

〔北越雪譜初編上〕熊捕

そもそも熊は和獸の王、猛くして義を知る、菓木の皮、虫のるゐを食として、同類の獸を喰ず田圃を荒す、稀に荒は、食の盡たる時也、詩經には男子の祥とし、或は六雄將軍の名を得たるも、義獸なればなるべし、夏は食をもとむるの外、山蟻を掌中に捺著、冬の藏蟄にはこれを舐て飢を凌ぐ、牝牡同く穴に蟄らず、牝の子あるは子とおなじくこもる、其藏蟄する所は、大木の雪頽に倒れて朽たる洞、なだれの事下にしるす又は岩間土穴かれが心に隨て居る處さだめがたし、雪中の熊は右のごとく他食を求ざるゆゑ、その膽の良功ある事、夏の膽に比ぶれば百倍也、我國にては、飴膽、琥珀膽、黑膽と唱へ、色をもつてこれをいふ、琥珀を上品とし、黑膽を下品とす、僞物は黑膽に多し、〇中略

白熊

熊の黑。は雪の白がごとく、天然の常なれども、天公機を轉じて、白。熊。を出せり、天保三年辰の春、我が住魚沼郡の內、浦佐宿の在大倉村の樵夫八海山に入りし時、いかにしてか、白き兒熊を虜り、世に珍とて飼おきしに、香具師江戸にいふ見世もの師の古風なるものこれを買求め、市場又は祭禮すべて人の群る

所へいでゝ看物にせしが、ある所にて、余〇鈴木牧之も見つるに、大さ狗のごとく、狀は全く熊にして白毛雪を欺き、しかも光澤ありて、天鵞絨のごとく、眼と爪は紅也、よく人に馴て、はなはだ愛べきもの也、こゝかしこに持あるきしが、その終をしらず、白龜の改元、白烏の神瑞、八幡の鳩、源家の旗すべて白きは皇國の祥象なれば、天機白熊をいだしゝも、昇平万歲の吉瑞成べし、

山家の人の話に、熊を殺こと二三疋、或ひは年歷たる熊一疋を殺も、其山かならず荒る事あり、山家の人これを熊荒といふ、このゆゑに山村の農夫は、需て熊を捕事なしといへり、熊に靈ありし事古書にも見えたり、

〔西遊記續編二〕熊膽

此地〇琉球に木熊。土熊。とて二種あり、土熊は土の穴の中に住て、其體大ひなれども鈍し、木熊は枯木のうつろに住、其體小さくして建かなり、よく樹木の上に登る、其故に木熊の膽は小さけれども、氣味猛なり、土熊の膽は大にして鈍しといふ、又木熊の膽の中に琥珀手といふ物有、是も又上品なり、京都にて撰む所は加賀の熊膽を最上とす、信濃は少し大也、蝦夷松前より出るは格別大ひなり、然れども皆加賀の膽にはおとるといふ、熊も又松前は甚だ大ひにして、就中羆などは殊に大ひにして、よく牛馬を摑裂て喰ふ、人を害する事大かたならず、猛勢あたるべからずとぞ、彼地より來る熊の皮をみるに、毛甚だ深く皮大にして、毛の色金色なるも有、毛至て厚きものは、人の手を五ッ重ねて、猶よく毛の中に隱るゝあり、皮の大きさも疊三帖を隱すもの有、虎の皮三枚の大さあり、他國にはかゝる熊はたへてなし、

〔筆のすさび二〕一熊茄子をいむ事

熊は茄子をいむ、深山の人、薪をこりにゆくに、かならず茄子を帶ぶことを見れば、熊必ずはしりさる、茄子野にあるときは熊膽小なり、茄子なき時は大なり、茄子を見せて、とりたる熊は、膽かな

瑞熊

らず小なりとぞ、又馬に恐る、猨は馬をころし、其猨は熊に制せらる、物性いかなればかくあるにか、

〔兎園小說 三集〕むじな、たぬき、　海棠庵記

彼利〇羽州由部農民興兵衞いふ、熊につきのわとて咽喉の下に、白き毛あり、形月。の輪。の。如くなれば、しかいふとなん、さるにそのつきの輪に不同あり、圓なるあり、半輪あり、纎月のごときあり、またつきのわのなきあり、こはその熊の生るゝ日十五日なれば輪圓なり、晦日なれば輪なし、餘は月の盈缺によりて、推知すべしといふ、一奇事なり、

〔夫木和歌抄 二十七 熊〕六帖題　衣笠內大臣

おく山に住あらくまの月。の。わ。に夜めこそいとゞくもらざるらめ

〔庭訓往來〕熊。掌。狸澤渡、〇中略氷魚等或買儥、或乞索令ㇾ進ㇾ之候、

〔庭訓往來諸抄大成〕熊掌、狸澤渡猿木取、いづれも皆手足の事也、

〔本草和名 十五 獸禽〕熊。脂。一名熊白、陶景注云、是背上膏也、一名猳熊音賈、熊似ㇾ熊而頭長脚高、猛憨多力、已上二名出ニ崔禹一、和名、久末乃阿布良、

〔倭名類聚抄 十八 毛群體〕熊。白。　本草云、熊脂一名熊白、和名久万乃阿布良、熊背上膏也、

〔箋注倭名類聚抄 七 獸體〕原書獸部上品熊脂條陶注云、此脂卽是熊白、是背上膏、則知此所ㇾ引陶注也、本草和名亦云熊脂一名熊白、陶景注云、是背上膏也、此有ニ一名字、似ㇾ從ニ本草和名一引ㇾ之、

〔類聚名義抄 四 火〕熊脂タマノアブラ　熊白訓同

〔延喜式 二十一 治部〕祥瑞

赤。熊。〇中略右上瑞〇中略

青。熊。〇中略右中瑞

〔古事記 中 神武〕故神倭伊波禮毘古命、從其地〔○紀伊國男水門〕廻幸、到熊野村之時、大熊髣出入卽失、爾神倭伊波禮毘古命、倏忽爲遠延、及御軍皆遠延而伏、〔遠延二字以音〕

〔扶桑略記 二十三 裏書 醍醐〕延喜二年九月七日庚戌、西京不意熊出來、咋損人、卽於淳和院北邊被射殺、

四年十一月六日丙寅、熊入來左衞門陣、卽捕繫、

〔窻の須佐美追加 上〕薩摩の獵師にや有けむ、山路を通るとてがけ道をふみはづし、谷底へ陷り、幸にあやまちはせざりけれど、絕倒しけるを、大なる熊出て、掌を口に當てすりければ、をのづから寤めけるが、甘き事限りなし、さて有て熊先に立てゆきけるに付て住ほどに、窟の中に入ぬ、草を置てその上にをらしめ、いたはる體に見へ、時々掌を出候て舐らするに、飢る事なかりけり、明日歸べきと思ひ、人に暇こふ如して出けるに、熊はなごりおしげに見へてのぼるべき路まで案內して別れ去けり、此者不仁なる者にや、其のち鐵砲を持つゝ、かの道よりつたひ下りて、かの窟にゆき、熊の臥居たるを打ころし、膽を取て奉行所に捧しに、そのしだいを尋られて、中將綱久朝臣聞たまひ、獸さへ人の難義を救ひいたはりしに、其恩を不知のみならず、是を害せしとて、人にして獸にをとれり、かゝる者は世のみせしめなりとて、其窟の前に磔に行れけり、

〔閑田耕筆 三〕山獸の中には熊は人に馴安きもの也、華山のさき牛尾道と三條への別路に、藥賣女のかり初に出居るが、熊の子をつなぎたるを、おのれ立よりて見て、其藥物を買て熊に與へたれば、女うまいと申せといふ聲に隨ひてうなりたる、いかにもうまい〳〵と聞ゆ、幾度も同じ、伊吹山よりいまだ乳をのむものを、人のとらへ來るを買て、初は物を嚙てあたへしに、今は三とせになれりといひしが、猶小なりし旅人來あひて是は大にして觀場の料に賣んとにやといひしに、女いなかく養ひて何かは賣べき、生涯飼ひぬべし、もとより是がために物買かふ人も多しといはれて、旅人は得ものいはざりき、殊勝のこたへ也と思ひてわすれず、

〔寛埃隨筆 一〕强勇

夫凡獸を見聞及びぬるに、熊ほど强力なる物はなしと覺ゆ、薩摩國にて、獵人は山の岨をねらひ歩きけるに、濱邊に大熊一雙子熊を連て蟹をとらせ居たり、傍へなる大石を引起し手して是を差上て、其下に子熊を入て、蟹をとらせける、子は只餘念なく喰居ける、親熊は大石を持上ながら、四方を見廻す處に、忍び寄て思ふ儘に月の輪をねらひ濟して打放す、何かは以てたまるべき、彼石を打落し、倒れて一箭に留りければ、村人歸りて人を集め親熊をば取得たり、扨子熊を取らんと十人計りして彼石を引起さんとするに、更に動きもやらず、追て人を増て三十二三人して漸に引起し見れば、子熊は打栗の如くひしげて砥の如し、是を以て計り見るに、左程の大石を輕々と引立て、大切に養育せる子を下へ入て置事を、容易く思ふ程にあらざれば、危き事はなすべからず、然ば先四五十人力は有べきかといへり、〇下略

〔北越雪譜 初編上〕熊捕

越後の西北は、大洋に對して高山なし、東南は連山巍々として、越中、上信、奥、羽の五ヶ國に跨り、重岳高嶺肩を並べて、數十里をなすゆゑ、大小の獸甚多し、此獸雪を避て他國へ去るもあり、さらざるもあり、動ずして雪中に穴居するは、熊のみ也、熊膽は越後を上品とす、雪中の熊膽はことさらに價貴し、其重價を得んと欲して、春暖を得て、雪の降止たるころ、出羽あたりの獵師ども、五七人心を合せ、三四疋の猛犬を牽き、米と鹽と鍋を貯へ、水と薪は山中在るに隨て用をなし、山より山を越、晝は獵して獸を食とし、夜は樹根岩窟を寢所となし、生木を燒て寒を凌ぎ、且明しとなし、著たまゝにて寢臥をなす頭より足にいたるまで、身に著る物悉く獸の皮をもつてこれを作る、遠く視れば猿にして、顏は人也、金革を衽にすとはかゝる人をやいふべき、此者らが志所は、我國〇越後の熊にありさて我山中に入り、場所よきを見立、木の枝藤蔓を以て、假に小屋を作り、これを居所

となしおの〳〵犬を牽き、四方に別て熊を窺ふ、熊の穴居たる所を認むれば、目幟(めじるし)をのこして、小屋にかへり、一連の力を併て、これを捕る、その道具は、柄の長さ四尺ばかりの手鎗、或は山刀を、薙刀のごとくに作りたるもの、鐵炮山刀斧の類也、刃鈍る時は、貯へたる砥をもつて自研ぐ、此道具も獸の皮を以て鞘となす、此者ら春にもかぎらず、冬より山に入るをりもあり、○中略

さて熊を捕に種々の術あり、かれが居所の地理にしたがつて、捕得やすき術をほどこす、熊は秋の土用より穴に入り、春の土用に穴より出るといふ、又一説に穴に入りてより穴を出まで、一睡にねむるといふ、人の視ざるところなれば信じがたし、

沫雪の條にいへるごとく、冬の雪は軟にして、足場あしきゆえ、熊を捕は、雪の凍たる春の土用まへ、かれが穴よりいでんとする頃を、程よき時節とする也、岩壁の裾、又は大樹の根などに藏蟄たるを捕には、壓といふ術を用ふ、天井釣ともいふ、その制作は、木の枝藤の蔓にて、穴に倚掛て、棚を作り、たなの端は地に付て、杭を以てこれを縛り、たなの横木に柱ありて、棚の上に大石を積ならべ、横木より繩を下し、繩に輪を結びて穴に臨す、これを蹴綱といふ、此蹴綱に轉機あり、全く作りをはりてのち、穴にのぞんで玉蜀烟草の莖のるゐ、熊の惡む物を焚、しきりに扇て烟を穴に入るれば、熊烟りに噎て、大に怒り穴を飛出る時、かならずかの蹴綱に觸るれば、轉機にて棚落て、熊大石の下に死す、手を下さずして熊を捕るの上術也、是は熊の居所による也、これらは樵夫も折によりてはする事也、

又熊捕の場數を踏たる剛勇の者は、一連の獵師を、熊の居る穴の前に待せ、己一人ひろゝ、蓑を頭より被り、(ひろゝは山にある草の名也、みのに作れば蓑よりかろし、獵師常にこれを用ふ、)穴にそろ〳〵と這入り、熊に蓑の毛を觸れば、熊はみのゝ毛を嫌ふものゆえ、除て前にすゝむ、又後よりみの毛を障らす、熊又まへにすゝむ、又さはり、又すゝんで、熊終には穴の口に至る、これを視て待かまへたる獵師ども、手鎗の鎗尖にか

けて突留る、一鎗失ときは、熊の一挨に一命を失ふ、その危を踏で熊を捕は、僅かの黄金の爲也、金慾の人を過事、色慾よりも甚し、されば黄金は道を以て得べし、不道をもつて得べからず、又上に覆ふ所ありて、その下には雪のつもらざるを知り、土穴を堀て蟄るもあり、然れどもこゝにも三五尺は吹積也、熊の穴ある所の雪には、かならず細孔ありて管のごとし、これ熊の氣息にて雪の解たる孔也、獵師これを見れば、雪を堀て穴をあらはし、木の枝柴のるゐを穴に插入れば、熊これを掻とりて穴に入る、かくする事しば／＼なれば、穴逼りて、熊穴の口にいづる時、鎗にかくる、突たりと見れば、數疋の猛犬いちどに飛かゝりて嚙つく、犬は人を力とし、人は犬を力として殺もあり、此術は椌木にこもりたるにもする事也、

〔日本山海名產圖會二〕捕熊　熊の一名子路（しろ）

熊は必大樹の洞中に住みて、よく眠る物なれば、丸木を藤かづらにて、格子のごとく結たるを以て洞口を閉塞し、さて木の枝を切て其洞中へ多く入るれば、熊其枝を引入れ／＼て洞中を埋、終におのれと洞口にあらはるを待て、美濃の國にては竹鎗、因幡にては鎗、肥後には鐵炮、北國にてはなたきといへる薙刀のごとき物にて、或は切或は突ころす、何れも月の輪の少上を急所とす、又石見國の山中には昔多く炭燒し古穴に住めり、是を捕に、鎗鐵炮にて頓にうちては膽甚小さしとて、飽まで苦しめ憤怒せて打取なり、　又一法には、落しにて捕るなり、是を豫州にて天井釣と云、（又チソとも云）阿州にておすといふ、（チスはチンにて在語也）其樣圖（〇圖略）にて知るべし、長さ二間餘の竹筏のごとき下に鹿の肉を穴に燻べたるを餌とす、又柏の實シヤ／＼キ實なども蒔也、上には大石二十荷ばかり置く（又阿州にて七十五荷置くといふなり）ものなれば、落る時の音雷のごとし、落て尚下より機を動かすこと三日ばかり、其止時を見て石を除き、機をあぐれば、熊は立ながら、足は土中に一尺許り踏入て死することみなしかり、　又一法に陷し穴あれども、機の制に似り、中にも飛驒加賀越の國に

熊利用

は大身鎗を以て追廻しても捕れり、迯ることの甚しければ、歸せと一聲をあぐれば、熊立かへりて人にむかふ、此時又月の輪といふ一聲に恐るゝ齒あるに、忽ちつけいりて突留めり、これ獵師の剛勇且手練早業にあらざれば、却て危きことも多し、

又一法に、駿州府中に捕るは、熊の窠穴の左右に兩人大なる斧を振擧持て待ちかけ、外に一兩人の人して、樹の枝ながらをもつて、窠穴の中を突探ぐれば、熊其樹を窠中へひきいれんと手をかけて引に、横たはりて任せざれば、尙枝の爰かしこに手をかくるをうかゞひて、かの兩方より斧にて兩手を打落す、熊は手に力多き物なれば、是に勢つきて終に獲る、かくて膽を取て皮を出すこと奥州に多し、津輕にては脚の肉を食ふて、貴人の膳にも是を加ふ、　熊常に食とするものは、山蟻、笋、ズカニ、凡木の實は甘きを好めり、獸肉も喰はぬにあらず、蝦夷には人の乳にて養ひ置ともいへり、

〔紀伊國續風土記物産十下〕熊(クマ)本草和名鈔ニ久萬日高牟婁兩郡の深山中に産す、年々官より鐵銃にて打獲しめて、膽を採りて用に備へ、又皮採りて馬具に製す、神祇式に紀伊國熊皮五張とあり、

〔但馬考二物産〕熊ハ養父七美二方ノ深山ニアリ、然レドモコレヲトルコトマレナリ、

〔本草綱目譯義五十一獸〕熊　クマ〇中略奥州津輕ニテハアシノ肉ヲ食用ニス、大守ヘ熊膽ヲ上グ、和俗クマノキト云、是ニ僞物ヲシ、是ヲ夏イ冬イト云二ツニ分ツ、其ノ取時節ニヨツテ名ヲチガフ、形モ亦異也、春夏ハ形小ク皮厚シテ、此トキトレバイスクナシ、其色赤黃少シ黑ミアリ、スキトホル、是ヲ琥珀手ト云、上品也、是ハ得ガタシ、

〔庖厨備用倭名本草首食巻〕熊ハ痼疾アル人、或ハ積聚寒氣アル人々ハ不レ可レ食、

〔延喜式三十七典藥〕諸國進年料雜藥○中略美濃國六十二種○中略熊膽四具○中略熊掌二具○中略信濃國十七種○中略熊膽九具○中略越中國十六種、○中略能膽四具

〔日本山海名產圖會二〕捕熊　取膽

熊膽は加賀を上品とす、越後、越中出羽に出る物これに亞ぐ、其餘四國、因幡、肥後、信濃、美濃、紀州、其外所々よりも出す、松前蝦夷に出す物下品多し、されども加賀必ず上品にもあらず、松前かならず下品にもあらず、其性其時節其居者の手練工拙にも有て、一槪には論じがたし、加賀に上品とするもの三種、黑樣、豆粉樣、琥珀樣是なり、中にも琥珀樣尤も勝れり、是は夏膽多膽といひ、取る時節によりて名を異にす、夏の物は皮厚く膽汁少し、下品とす、八月以後を冬膽とす、是皮薄く膽汁滿てり、上品とす、されども琥珀樣は夏膽なれども冬の膽に勝る、黃赤色にて透明り、黑樣はさにあらず、黑色光あるは是世に多し、

試眞僞法

和漢ともに僞物多きものと見へて、本草綱目にも試法を載けり、膽を米粒許水面に點ずるに、塵を避て運轉し、一道に水底へ線のごとくに引物を眞なりと云々、按するに是古質の法にして未つくさぬに似たり、凡て獸の膽何の物たりとも、水面に運轉こと熊膽に限べからず、或は獸肉を屠り或は煮熬などせし家の煤を、是亦水面に運轉することと試みてしれり、されども素人業に試みるには、此方の外なし、若□□□得水に點じて、水底に線を引を試みるならば、運轉飛がごとく疾く、其線至て細くして、尤疾勢物をよしとす、運轉遲き物、又舒にめぐりて止まる物は、皆よろしからず、又運轉速きといへども、盡く消ざる物も佳からず、不佳物はおのづから勢ひ碎け、線進疾ならず、又粉のごとき物の落るも下品とすべし、又水底にて黃赤色なるは上品にて、褐色なるは

極めて僞物なり、作業者は香味の有無を以て分別す、をよそ眞物にして其上品なる物は、舌上にありて、假に濃き苦味をあらはす、彼苦甘口に入て粘つかず、苦味設潤に增り、口中分然として清潔、たゞ苦味のみある物は僞物なり、苦甘の物を良とす、また羶臭香味の物は良らずといへども、是は肉に養はれし熊の性にして、必僞物とも定めがたく、其中初甘く後苦物は劣れり、又焦(こげくさき)氣物は良品なり、是試法數へて數べからず、必年來の練妙たりとも、眞僞は辨じやすくして、美惡は辨じがたし、

製僞膽法

黃柏、山梔子、毛黃連の三味を極細末とし、山梔子を少し熬て其香を除き、三味合せて水を和して煎じ詰むれば、黑色光澤乾て眞物のごとく、是を裹むに美濃紙二枚を合せ、水仙花の根の汁をひきて乾かせば、裹て物を洩らすことなく、包みて絞り、板に挾みて陰乾(かげぼし)とすれば、紙の皺又藥汁の潤入みて實の膽皮のごとし、尤冬月に製すれば、暑中に至て爛潤やすく、故に必夏日に製す、是は備後邊の製にして、他國も大抵かくのごとし、他方悉く知がたし、又俗說には、こねり柿といふ物味苦し、是を古傘の紙につゝむもありと云へり、或は眞の膽皮に僞物を納れし物もまゝありて、是大に人を惑はすの甚しき也、

〔西遊記續編二〕熊膽

肥後國球磨(くま)に遊びける頃、彼地の高き人病み給ふことのありて、余(〇橘南谿)に治療を求められけるに、熊膽を用ゆる藥なりければ、請求めて一具を拜領せり、其膽に紙札ありて皆越村新兵衛と書付たり、いかなるものぞと聞くに、獵師熊を取りたる時は、其旨を案內するに、役人來りて見分して、其熊を解かしめ、其膽に取得たる獵師の名を書付て獻せしむる事也、故に少しも贋物の氣遣ひなきなり、余が得たる膽重さ纔に壹匁三分、加賀などより出る膽とは甚だ下し、此地の產は皆

小さし、尤異物の事なれば、氣味は甚だ上品にして、賣買にある熊膽とは格別のもの也、

〔蝦夷國風俗記〕二ツクナイの事　日本の過料

松前家臣に、上乘といふ役目あり、獵虎皮鷹の羽、(松前にて鷲の羽を鷹の羽ともいふなり)海鱸(アシカ)、水豹(アザラシ)、熊皮、熊膽、エブリコ等の課を採るが主役なり、此役松井茂兵衛あたりて、アツケシに上乘し行たり、ときに同處の近村にビバセイ村といふ處あり、この村の乙名熊膽一ツ租税とす、鑑定役ありて目利をすれば、僞物に究む、よつて松井茂兵衛大きに憤り、アツケシの惣乙名イコトイを呼出し、吟味を究れば贋なり、贋を貢物に出すは、惣乙名の科也、日頃の敎爾の不埒なりと大に呵り威されたり、依てイコトイ彼熊膽の出處を委しく糺しければ、ビバセイ乙名クナシリ島へ渡海せし時に、交易して求得る熊膽なる事慥にしれたり、

〔蝦夷國風俗記〕二飼赤熊の殺禮の事

蝦夷村々乙名家に飼置く赤熊盛長し、大赤熊となりたるをゑらび、その乙名、赤熊にむかひ因果因緣を說しめして曰、大幸なる哉我熊よくきけ、此秋の氏神の犧牲に備ふなり、汝未來は人間と變生すべし、依て是を樂んでいさぎよく犧牲にたつべしといひふくめ、そのゝち其赤熊を縛縊し、一室にひき至り、前後左右よりつなぎとめ、土人大勢群集し、手枷せ足枷いれ、堅固にかこひて、さて首前に幣を建て、鉾太刀長刀、其外種々の長器をかざり、其後其村の乙名をはじめ、其親類及近鄕近村の乙名、及び長立たる者あつまりて、大祭禮の祝儀あり、このとき家格新古によりて、其席に先後上下ありて、其席々に急度著座あり、於是射禮あり、銘々次第をそろへて矢を放つ、蟇目の射法のごとし、其式禮終れば、赤熊猛勢起り、死にのぞまんとす、此ときをまち大勢群り、棒責にして殺すなり、ころし終りて後、其死骸に種々の供物をそなへ、佛家の百味の飮食をそなへ、施餓鬼供養するに似たり、此式禮終りて其供物をもて、近鄕近村の老若男女にわかちあたへ、賑恤す

る事甚し、其後其熊の皮を剝ぎ肉を料理て喰ふなり、さて皮は首を正面に向け、耳環をかけ、靈前にかざりおく、前庭には二行に旗幟を建、武具をかざり、嚴重にこそは見へにけれ、祝儀の大酒宴あり、赤熊の肉を肴とし、次に鹿肉狐肉魚肉澤山にして、終日終夜賑ふなり、是を毎秋乙名家豪富の名利とする也、此ときは衣服をあらため、器財寶物を披露し藝術をもて鳴り、才德器量を輝して、格式をとらん事をはかるとなり、才德爵祿を布くは此大祭禮の入用を一人にて度々するをもてなるなり、土人此大祭禮を號けてイヨウマンテといふなり、年中海上にて漁獵を無難にするの祝儀なりといふ、日本の大古則斯のごとし、その法遺り農民の秋祭是なり、

熊雜載

〔出雲風土記 意宇郡〕凡諸山野所在、〈○中略〉禽獸則有、〈○中略〉熊、〈○中略〉獼猴之族、

〔夫木和歌抄 雜二十七〕三百首御歌　後嵯峨院御製
あらくまのなれてすむなるしはつ山やまもいかにかはげしかるらん

羆

〔新撰字鏡 連火〕羆 〈彼宜反、平、志久萬、〉

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕羆 爾雅集注云、羆〈音碑、和名之久萬、〉似熊而黃白、又猛烈多力、能拔樹木者也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕釋獸云、羆如熊黃白文、郭注云、似熊而長頭高脚、猛憨多力、能拔樹木、毛詩斯干正義引舍人曰、羆如熊、色黃白也、則此所引或舊注、郭依之也、猛烈疑猛憨之誤、說文依爾雅、陸璣疏云、羆有黃羆、有赤羆、大於熊、其脂如熊白、而麁理不如熊白之美也、埤雅羆似熊而大、爲獸亦堅中從目、能緣能立、遇人則擘而攫之、爾雅翼、柳宗元羆說稱、鹿畏貙、貙畏虎、虎畏羆、羆之狀被髮人立、絕有力而甚害人、則羆之力非熊比矣、是條舊文、〈○天文本〉及伊勢本無、下總本廣本有之、今錄存、

〔類聚名義抄 四火〕羆 〈音碑〉シクマ　熊 〈或〉

〔大和本草 十六獸〕羆 本草ニ載タリ、順和名抄シクマト倭訓ヲ付タリ、上ニ皿ノ字アルユヘニシクマト訓ゼシニヤ、皿ハ网ナリ、四五ノ四ノ字ニ非ザレドモ、似タルヲ以稱ス、

〔南留別志二〕一羆をしぐまといふは、何ものゝつけたる訓ならん、

〔本朝食鑑獸十一〕熊〇中略附錄、羆音碑、和名訓之久萬、此熊之大者、色黃白頭長脚高、猛憨多力、亦倍于熊、能拔木轉巖、豺狼亦畏之、見人則立而攫破之、凡熊不食人、羆或食之、本邦希見之、世稱黃白熊者乎、

〔延喜式治部二十一〕祥瑞

赤。羆。神獸也〇中略　右上瑞〇中略

黃。羆。〇中略　右中瑞

〔日本書紀齊明二十六〕四年、是歲、越國守阿部引田臣比羅夫討肅愼、獻生羆二、羆皮七十枚、

〔日本後紀嵯峨二十〕弘仁元年九月乙丑、公卿奏言、〇中略去大同二年八月十九日、下彈正臺例云、〇中略獨射犴韋鹿澡羆皮等、一切禁斷者、〇中略伏望雜石及毛皮等、悉聽用之、〇中略並許之、

〔延喜式彈正四十一〕凡羆皮障泥、聽五位以上著之、

〔東遊雜記三〕此日は十里の行程しかも遠道故に戸切知歸宿夜の四ッ頃にて、人々湯へ入り食事などする内に、八九ッにもなりなんとおもひし頃、村中大に騷動して、山も崩るゝときの聲をあげ、上を下へと大勢ませかへす、御巡見使始メ何事やらんとおもふ所へ、松前より付添ひし役人來り、例の羆馬を取に來りし故に、かく騷動仕る、是より鐵炮も數挺うたせ候まゝ、御驚下され間敷よしの案内あり、夫よりして明松星の如く、鐵炮ひまなく打し也、漸く八ッ比に靜りし故に、聞ば羆二疋來り、馬を二ッ取歸りし也、御巡見に付ては、松前より來りし諸役案内者人足迄、都合千四五百人、馬も百餘疋も集りて賑々敷、中へはいかなる猛き惡虎なりとも、來るべきとはおもはざりしに、羆來りて馬を二疋も取りしと聞ば、何れも大に驚きし也、土人を呼出され尋有しに、羆は日本の熊に大概似たる形にて月の輪なく、前足短く後足長く、毛深く黑しといへど、底に赤色を帶て光りなく、日本の熊の色とは大に劣し也、顏は犬の子の如くかはゆらしく見ゆ、急に走ら

ざる時は、人の如くに立てあゆむ也、大ひ成るは立し形一丈二三尺餘、敷革にするに二疊敷と成る、小なる羆にても、日本の熊よりも大ひ也、力は何程ある事や、馬を取に頭と尻とをつかみ、中より折て夫を脊にかつぎて走るに矢の如し、馬にても人にても、骨までも喰ひ盡すもの故に、松前におゐては羆とはいはず、鬼熊と云、入里近くおれば、幾日も往來の止る也、其時には松前より鐵炮打に奉行添ひて幾組も來り、羆を打事なり、たま〳〵打取事もあり、鐵炮一人にては中々打るものにあらず、鐵炮の中り所あしければ、疵口に草の葉を取ておし入れ、其儘人を見かけて飛かゝるなり、刃物はつかみ取、羆にかぎり刀術など間に合ふものにあらず、鎗にて突の外なしといへり、此夜もとられざる馬所々へ逃走り、夜明迄に彼こに三疋、爰にて五疋と、漸々に尋ね歸りし也、羆は臭氣ありて、松前の馬は生レながら羆の臭氣は知りて、いかよふに強き綱にても、羆一二町も近づき來れば、臭氣をかぎ綱を切て逃走るよし、是故に松前にて羆を恐るゝ事、鬼神の如し、然るを蝦夷人は羆をとりて食事とす、山林に入りて羆に出合ても少しも恐れず、却て羆は夷人の服の異成るに、髭ぼう〳〵とはへしが、彼弓矢を携へし姿を見ては恐れ逃るよし、世に云、蝦夷人は羆に出合ても柴かくれといふて、一葉の影にもかくるゝ術有りと聞しに虚説也、夷人山中岩石の上にても、徒足にて嶮しき所も平地の如く走りめぐりて、高きよりも飛事、羆にも劣らず、丈夫なる故に、右の怪説を加へしならん、鮭の川々へ登る時節には、羆二三疋も川の瀬に伏し、鮭を取事人の如く、夫を藤かづらに幾つともなくつらぬき、山にかへる時は脊にかつぎて走るに、木の枝岩の角に引かけて、鮭のすたる事、己が力強きゆへか、覺へず知らずして穴に入時におよび、空しき蔓ばかりを見て、友羆の取りしとおもひ、喰合かき合大ひに爭といふ、寒中雪深き節はやゝもすれば、夜中海濱の數の子藏のある所へ來り、板を破り數の子を喰ふよし、夫故に海濱の藏は何れも念の入りて、厚板にて包まはして有り、或時松前近所の藏を破りて、數の子を喰ひ

野猪名稱

し羆二疋迄、浮川の谷川の邊りに伏し居たり、數の子藏の破れを見て、さては數の子を飽まで喰ひて水を呑に相違なしと、各鎗にて突殺せしに、服中にて數の子ふへ增して、腹大にふくれし故にうごき得ずして、安々と松前人にとられしと物語なり、奥路にも馬を取し事、數の子を喰し事、すべて同樣也、

〔西遊記 續編 二〕熊膽

松前邊にては乘馬にても、小荷駄馬にても野外に出て、其山の近きあたりに羆居れば、匂ひを嗅得て、その馬恐れ立すくみて、小便おのづから出て、一歩もあゆむ事能はず、斯のごとくなれば、武家などの乘馬は、多く南部の馬を用る事とぞ、奥州地には羆無きゆへ、南部生れの馬は知らざるゆへ羆を恐れず初にこれを試るに、馬場の眞中に羆の皮を敷て馬をすゝむるに、松前生れの馬は恐れてあゆまず、南部生れの馬は皮の上をもよくあゆむなりとぞ、

〔本草和名 十五獸禽〕猪一名豣、魚賴反、長過三尺者、曰豣一名老豬、又有豭、山甲反、牝猪大者名也、出崔禹猪、一名蒙貴、一名屬員、出兼名苑一名參軍、出古今注和名、爲乃○○之、○之下恐脱之字

野猪黃、和名久○○佐○○爲○○奈○○岐○、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕野猪　本草云、野猪、和名久佐井奈岐

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕原書獸部下品載野猪黃、此所引卽是、本草衍義云、野猪、形如家猪、但腹小脚長、毛色褐、作群行、獵人惟敢射最後者、射中前奔者、則群猪散走傷人、李時珍曰、野猪、其形似猪而大、牙出口外、如象牙、其肉有至二三百斤者、或云、能掠松脂、曳沙泥、塗身以禦矢也、是猪之在野者、可以充爲、今俗謂之爲乃志志、蓋轉猪肉之名呼之也、○中略 按八雲抄、狸訓久佐爲奈岐、則知久佐爲奈岐爲狸屬、而爾雅狸狐貒貈爲一類、廣雅、貒貛也、說文、貛野豕也、玉篇、貒野猪、故訓野猪、爲久佐爲奈岐、蓋輔仁載崔氏食經猪、訓爲乃志之、故本草野猪无可充者、而玉篇以野猪爲貒一名、於是訓久佐爲

奈岐也、其實崔氏所擧猪謂家猪、卽本草所載豚、今俗呼夫多者是也、本草野猪乃可訓爲、源君襲輔仁之誤、以本草野猪訓久佐爲奈岐、非是、而其久佐爲奈岐未詳、王念孫曰、豬有二種、或如猪、或如狗、皆穴于地中、夜出食人雞鴨、久佐爲奈岐、豈非豬一種耶、又按、爲乃志志、卽野猪肉也、本草和名引崔氏食經猪云、和名爲乃之之者、蓋謂猪肉也、今俗直呼猪爲爲乃志志者、轉訛也、

〔類聚名義抄 三犬〕野猪クサヰナキ

〔八雲御抄 三上獸〕猪　しながどり（白猪と云、能因說、俊頼云、雄略天皇ゐなのまでかりしたまひけるに、白しゝのみありて、猪のなかりければ、しながどりゐなのとは云り、かりぎぬのしりといふ事有、俊頼も不用、凡沙汰外事歟、）　ふすゐ（かるもをかきてぬるなり）　景行天皇御宇、日本武尊於信の國所見、白猪など云事もあれど、其も異說也、凡如此事說々多、皆不可決定、

〔冠辭考 四〕しながどり　ゐなあは

萬葉集卷七に、（攝津のうた）志長鳥、居名野乎來者、また（旅のうた）四長鳥、居名之湖爾云々、（集中に猶多し）こはにほ鳥の卒とつゞけて、卒とは雌雄ひきゐるをいふ、抑しながてふ事は、既神風の條にいへる如く、かの級長津彥、級長戸邊命は、大御神の息より成給へば、志長と息長と同じ事也、されば志長鳥と息長鳥とは同じ物にして、息長鳥は鸊鷉の事なる也、

〔日本釋名 中獸〕野猪　いかりしゝ也、しゝとは肉也、

〔東雅 十八畜獸〕野猪ヰ　倭名鈔に本草を引て、野猪はクサヰナキ、又彙名苑、方言註等を引て、猪一名彘一名豕ヰ豚亦作豘、豕子也と註せり、舊事古事等の記に、八十神其弟大國主神を殺さむとして、伯耆國之手向山の本に赤猪ありと云ひて、火をもて猪に似たる大石を燒きて、轉し落されしといふ事見え、古語拾遺には、大國主神の田、蝗のために枯損せしを、片巫肱巫して占はしめ、白猪白馬白雞をもて、御歲神に獻られしと見えて、猪幷に讀てヰといひ、また古語古歌にもヰと讀みし如きは、皆野猪の事にして、俗にもヰノシヽなどいひて、家猪をばブタといふなり、野猪をクサヰナ

野猪性質
野猪形體

きと云ひ、家猪をヰと云ひし、並に詳ならず、

〔物類稱呼動物二〕野猪いのしゝ　牡を四國にて、うのをとよぶ、牝をかるいといふ、兒を江戸にて瓜ぼうといふ、畿内にてこぶりことよぶ、

〔皇都午睡三編上〕猪鹿の肉を京攝にて鹿(ろく)と云ひ、山鯨と異名すれど、江戸にてはモヽンヂイ、又モモンガアと云ふ、文華日夜にひらけて、牡丹紅葉などゝ呼ことゝなりぬ、

〔本朝食鑑獸十一〕野猪和名久佐井奈岐、今稱伊乃之志、

集解、野猪處處山林多有之、狀似家猪而大、大者至四五斤、兩牙相對出口外、如象牙之小、春夏出園圃爲害、至冬入深山、構大窟、以蘆茅雚葦之類而覆穴、隱伏其中以禦寒、自古歌人稱之曰臥猪床(フスヰノトコ)、性多力沈剛、一猴一熊不能妄敵、若被小創、則奮激振牙、倒人拔樹、不可相當、怒則背上毛起如針、呼號志加利毛、疾奔如流、直馳不曲、所觸無不摧破、故稱人之直衝敵陣、不顧死者曰猪武者(イノシヽムシヤ)、今獵夫毎識猪之通路、能覘其脚蹤印痕而察一山中之猪數、潛迎所過而匿伏射之、或放炮而斃、但箭炮鎗劒傷猪之鼻柱、突腋下而入內必斃、其餘不屑、獵場放犬逐猪者、先群犬成陣、並吠不妄進、爲相挑狀、猪亦回頭含怒相對、若有窘窮就死之容、其中有犬之絕猛者而突出嚙彼、則群犬旋進、竟嚙伏之、凡人不脅之猪亦不敢害田圃者求食、毎好食蔬穀而不肉食、偶有食蛇蝎者、最爲希矣、野猪肉味太甘美、優牛鹿之肉、惟以肉硬爲恨、雌肉美雄肉不佳、或割股脛之皮肉、和醬炙過而食、俗稱燒皮、味絕佳然、俱純甘美、膩太過不能多食也、一種有白野猪、或有帶黃者、東北深山希得之、剝皮造兵器、映日發光、最可珍賞、故其價亦貴、

肉、氣味、古謂甘平無毒、野猪肉雖不爲毒宜百病而無毒、雖不發病而減藥力、但動微風耳、俗所謂有毒發百病者有故乎、主治、久痔下血、

膽、氣味、古謂苦寒無毒、主治霍亂蟲痛、

〔本草綱目譯義獸五十一〕野豬イノシ、クサイナギ古名　フスイ古歌　フスイドリ　シナガドリ

旨歟

此獸山中ニ多シ、ヨク茂タル處ノ谷ニ日中ニ隱テ、夜ハ外ニ出田畠ヲ荒ス、毎夜通ル道ガ定ル故ニ、シヽ道ト云テ深山ニ道スジアリ、人ノ通路ノ如シ、形ハブタニ似テ大也、

〔大和本草附錄二獸〕野猪　世俗往々以爲性不良、爲不益人、然今試ニ、少食ヘバ不發病、世人食其味美、喫過多、故損人而已、目野猪說曰、不發病、減藥力、與家猪不同、又曰、不發風虛氣、炙食腸風瀉血ヲ治ス、食醫心鏡曰、久痔下血、野猪肉二斤著五味、炙空腹食之、作羹亦得、　孟詵曰、脂令婦人多乳、治疥癬、今按ニ、癬瘡久不愈ニ野猪ノ肉ヲ食シテ愈、

〔熊志〕野猪膽、猿膽鑒法、

野猪膽、藥舖所藏僞物希、要之獲熊少、獲猪多故也、剖視之、茶褐色者常多、又有黃褐色相雜者、是所謂生黃者最爲佳品、孟同州曰、冬月野猪在林中食橡子、踰三年其膽生黃、今試所獲噉木實者、其膽柔軟如糊、而未必生黃、是非老猪也、時珍曰、出關西者、時或有生黃者固希、豈以土之出爲異哉、經焙乾者、稱之得一錢若一錢五六分、最大者至三錢若四錢餘、猿膽亦僞造希、而姦商或濫以狸膽貉膽、經焙乾者、形狀甚肖故也、試之奉膽於日下、如黯黮不明淨者、爲狸膽若貉膽、牡膽汁少、牝猿膽汁多、老猿膽汁或多或少、焙乾稱之得二三分、最大者至一錢餘、然甚罕、野猪膽猿膽、俱繫膽蔕、懸爐上謹焙乾、不復從製熊膽法、

〔日本書紀九神功〕伐新羅之明年〇攝政元年二月、麛坂王忍熊王、共出菟餓野、而祈狩之、〇中略赤猪忽出之登假庪、咋麛坂王而殺焉、

〔紀伊國續風土記物產十下〕白野猪シロキノシヽ　國中深山稀にあり、文化七年の春、在田郡湯淺莊寺杣山にて獲る物は、足の爪までも白く、遠望すれば白犬の如し、

〔古事記上〕於是八上比賣答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神、故爾八十神怒欲殺大穴

牟遲神、共議而至伯伎國之手間山本云、赤猪在此山、故和禮此二字以音共追下者、汝待取、若不待取者必將殺、

〔古事記傳十〕赤猪、書紀神功卷にも見ゆ、今は石を火に燒て欺むために、赤と色を云るなるべし、

〔古事記中景行〕於是詔、茲山神者徒手直取而、騰其山之時、白猪逢于山邊、其大如牛、爾爲言擧而詔、是化白猪者、其神之使者、雖今不殺、還時將殺而騰坐、於是零大氷雨、打惑倭建命、此化白猪者、非其神之使者、當其神之正身、因言擧見惑也、故還下坐之、到玉倉部之淸泉以息坐之時、御心稍寤、故號其淸泉謂居寤淸泉也、

〔古事記中仲哀〕息長帶日賣命功○神於倭還上之時、因疑人心、一具喪船、御子應○神載其喪船、先令言漏之御子既崩、如此上幸之時、香坂王、忍熊王仲哀皇子○二人並聞而思將待取、進出於斗賀野、爲宇氣比獵也、爾香坂王騰坐歷木而見、大怒猪出堀其歷木、卽咋食其香坂王、

〔播磨風土記揖保郡〕欟折山、品太天皇應○神狩於此山、以欟弓射走猪、卽折其弓、故曰欟折山、

○按ズルニ、野猪ヲ狩獵スル事ハ、產業部畋獵篇ニ在リ、

〔古事記下雄略〕一時天皇登幸葛城之山上、爾大猪出、卽天皇以鳴鏑射其猪之時、其猪怒而宇多岐依來、宇多岐三字以音故天皇畏其宇多岐、登坐榛上、爾歌曰、夜須美斯志、和賀意富岐美能、阿蘇婆志斯、志斯能、夜美斯志能、宇多岐加斯古美、和賀爾宜能煩理斯、阿理袁能、波理能紀能延陀、

〔日本書紀十四雄略〕五年二月、天皇狡獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如雀、尾長曳地、而且鳴曰、努力々々、俄而見逐、嗔猪從草中暴出逐人、獵徒緣樹大懼、天皇詔舍人曰、猛獸逢人則止、宜逆射而且刺、舍人性懦弱緣樹失色、五情無主、嗔猪直來、欲噬天皇、天皇用弓刺止、擧脚踏殺、於是田罷、欲斬舍人、舍人臨刑而作歌曰、下○略

〔日本書紀二十一崇峻〕五年十月丙子、有獻山猪、天皇指猪詔曰、何時如斷此猪之頸、斷朕所嫌之人、壬午、蘇我馬子宿禰、聞天皇所詔、恐嫌於己、招聚儻者、謀弑天皇、

猪怪

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、○中略淸麻呂脚痿不能起立、爲拜八幡神、○宇佐輿病即路、及至豐前國宇佐郡楉田村、有野猪三百許、挾路而列、徐歩前驅十許里、走入山中、見人共異之、拜社之日始得起歩、

〔近世畸人傳一〕樵者七兵衞妻　同久兵衞妻

享保三年戊戌十一月廿八日晡時、丹波國舟井縣に野猪傷をかふむりて怒走り、八木村より南廣瀨村に入、山本をめぐりて直に山室村に向ひ、鳥羽村を過、一人田かへしてありけるものを牙て、尙荒まさりぬ、樵者久兵衞なるもの年六十四、薪を負て歸るさにあひて、俄にさけかくれん所なく、そこにありける樹を攀、地を離るゝことはつかに三尺許、猪裳の端を啣て引落しければ、せんかたなく相敵すること久うして遂に崖下に墜、猪いよ〳〵猛りて喰ひ嚙て、あまた所やぶられしかば、頻にさけび呼といへども、答ふるものなし、是が妻某年五十四、聞つけてとみに走來て袂をもて猪の首におほひ、頸に跨て抱とゞむ、猪動くことを得ざる間に、頻に命を救へと呼、こゝにして村民貳人相繼て來り、短刀をもて刺、また一人來て、斧をもて其脚をうつ、既にしてあまた集り、其疲たるに乘て殪しぬ、樵者は終に活ことを得、月日をへて創も痊たり、其所龜山の領地なれば、その妻の烈を賞し給ひて、穀を賜ぬと、東涯先生の筆記に見ゆ、

〔今昔物語二十〕愛宕護山聖人被謀野猪語第十三

今昔、愛宕　ノ山ニ久ク行フ持經者ノ聖人有ケリ、年來法華經ヲ持奉テ、他ノ念无シテ、坊ノ外ニ出事无リケリ、智惠无クシテ法文ヲ不學ケリ、而ルニ其山ノ西ノ方ニ一人ノ獵師有ケリ、鹿猪ヲ射殺スヲ以テ役トセリ、然レドモ此ノ獵師、此ノ聖人ヲナム、懃ニ貴ビテ常ニ自モ來リ、折節ニハ可然物ナドヲ志ケル、而ル間獵師久ク此ノ聖人ノ許ニ不詣ザリケレバ、餌袋ニ可然菓子ナド入テ持詣タリ、聖人喜テ日來ノ不審キ事共ナド云ニ、聖人居寄テ獵師ニ云ク、近來極テ貴キ事ナム

侍ル、我レ年來他ノ念无ク法花經ヲ持テ奉テ有ル驗ニヤ有ラム、近來夜々普賢ナム現ムジ給フ、然レバ今夜モ留テ禮ミ奉リ給ベキ、獵師極テ貴キ事ニコソ候ナレ、然ラバ留テ禮ミ奉ラムト云テ、留ヌ、而ル間聖人ノ弟子ニ幼キ童有リ、此ノ獵師童ニ問テ云、聖人ノ普賢ノ現ジ給フト宣フハ、汝モヤ其普賢ヲバ見奉ルト、童然カ五六度許ハ見奉タリト答フレバ、獵師ノ思ハク、然ラバ我モ見奉ル樣モ有ナムト思テ、獵師聖人ノ後ニ不寢ズシテ居タリ、九月廿日餘ノ事ナレバ夜尤モ長シ、夕ヨリ今ヤ〳〵ト待テ居タルニ、夜中ハ過ヤシヌラムト思フ程ニ、東ノ峯ノ方ヨリ月ノ初メテ出ガ如ク白ミ明ル、峯ノ嵐ノ風吹キ掃フ樣ニシテ、此坊ノ内ニ月ノ光ノ指入タル樣ニ明ク成ヌ、見レバ白キ色□□ノ菩薩白象ニ乘テ漸ク下リ御座マス、其有樣實ニ哀レニ貴シ、菩薩來テ房ニ向タル所ニ近ク立給ヘリ、聖人泣々禮拜恭敬シテ、後ニ有獵師ニ云ク、何ゾ主ハ禮ミ奉給フヤト、獵師極テ貴ク禮ミ奉ルト答テ、心ノ内ニ思ハク、聖人ノ年來ノ法花經ヲ持チ奉リ給ハム目ニ見エ給ハムハ尤可然シ、此童我身ナドハ經ヲモ知リ不奉、又目ニ此ク見エ給フハ極テ怪キ事也、此ヲ試ミ奉ラムニ信ヲ發サムガ爲ナレバ、更ニ罪可得事ニモ非ズト思テ、鋭鴈矢ヲ弓ニ番テ聖人ノ禮ミ入テ低レ臥タル上ヨリ、差シ越シテ弓ヲ強ク引テ射タレバ、菩薩ノ御胸ニ當ル樣ニシテ、火ヲ打消ツ樣ニ光モ失ヌ、谷サケビ動テ逃ヌル音ス、其時ニ聖人此ハ何ニシ給ヒツル事ゾト云テ、呼ビ泣キ迷フ事无限シ、獵師ノ云ク、穴鎌給ヘ、心モ不得ズ怪ク思エツレバ、試ムト思テ射ツル也、更ニ罪不得給ハジト懃ニ誘ヘ云ヒケレバ、聖人ノ悲ビ不止ズ、夜明テ後菩薩ノ立給ヘル所ヲ行キ見レバ血多流タリ、其血ヲ尋テ行テ見レバ、一町許下テ谷底ニ大ナル野猪ノ胸ヨリ鋭鴈矢ヲ背ニ射通サレテ死ニ臥セリケリ、聖人此ヲ見テ悲ビノ心醒ニケリ、然レバ聖人也ト云トモ、智惠无キ者ハ此ク被謀ル也、役ト罪ヲ造ル獵師也ト云ヘドモ、思慮有レバ此ク野猪ヲモ射顯ハス也ケリ、此樣ノ獸ハ此ク人ヲ謀ラムト爲ル也、然ル程ニ此ク命ヲ亡ス、益无キ事也トナム語リ

傳ヘタルトヤ、

〔今昔物語二十七〕被呼姓名射顯野猪語第卅四

今昔□□ノ國□□ノ郡ニ、兄弟二人ノ男住ケリ、兄ハ本國ニ有テ朝夕ニ狩スルヲ役トシケリ、弟ハ京ニ上テ宮仕シテ時々ゾ本國ニハ來ケル、而ル間其ノ兄九月ノ下ツ暗ノ比、燈ト云フ事ヲシテ大キナル林ノ當リヲ過ケルニ、林ノ中ニ辛ヒタル音ノ氣色異ナルヲ以テ、此ノ燈爲ル者ノ姓名ヲ呼ケレバ惟ト思テ馬ヲ押返シテ其ノ呼ブ音ヲ弓手樣ニ成シテ、火ヲ焰串ニ懸テ行タレバ、其時ニハ不呼ザリケリ、本ノ如ク女手ニ成シテ火ヲ手ニ取テ行ク時ニハ必ラズ呼ケリ、然レバ構テ此レヲ射バヤト思ヒケレドモ、女手ナレバ可射キ樣モ无クテ、此樣ニシツヽ夜來ヲ過ケル程ニ、此ノ事ヲ人ニモ不語ザリケリ、而ル間其ノ弟京ヨリ下ダリケルニ、兄然々ノ事ナン有ルト語ケレバ、弟糸希有ナル事ニコソ侍ナレ、己レ罷リ試ムト云テ燈シニ行ニケリ、彼ノ林ノ當リヲ過ケルニ、其ノ弟ノ名ヲバ不呼ズシテ本ノ兄ガ名ヲ呼ケレバ、弟其ノ夜ハ其ノ音ヲ聞ツル許ニテ返ニケリ、兄何カニゾ聞給ツヤト問ケレバ、弟實ニ候ヒケリ、但シエセ者ニコソ候ヌレ、其ノ故ハ實ノ鬼神ナラバ己ガ名コソ可呼キニ、其ノ御名ヲコソ尙呼ビ候ヒツレ、其レヲ不悟ヌ許ノ者ナレバ、明日ノ夜罷テ必ズ射顯シテ見セ奉ラムト云テ其夜ハ明ヌ、亦ノ夜々前ノ如ク行テ火ヲ燃シテ其ヲ通ケルニ、女手ナル時ニハ呼ビ、弓手ナル時ニハ不呼ザリケレバ、馬ヨリ下テ鞍ヲ下テ馬ニ逆樣ニ置テ、逆樣ニ乘テ呼ブ者ニハ女手ト思ハセテ我レハ弓手ニ成テ火ヲ焰串ニ懸テ箭ヲ番ヒ儲テ過ケレ時ニ、女手ト思ケルニヤ前ノ如ク兄ガ名ヲ呼ケルヲ、音ヲ押量テ射タリケレバ尻答ヘツト思エテ、其ノ後鞍ヲ例ノ樣ニ置直シテ馬ニ乘テ女手ニテ過ケレドモ、音モ不爲ザリケレバ家ニ返ニケリ、兄何ニバト問ケレバ、弟音ニ付テ射候ツレバ尻答フル心地シツ、明テコソハ當リ不當ズハ行テ見ムト云テ、夜明ケルマヽニ兄弟摧列テ行テ見ケレバ、林ノ中ニ大キ

ナル野猪木ニ被射付テゾ死テ有ケル、此樣ノ者ノ人謀ラムト爲ル程ニ由无キ命ヲ亡ス也、此レ弟ノ思量有テ射顯カシタル也トテゾ、人讃ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

有光來死人傍野猪被殺語第卅五

今昔、□ノ國□ノ郡ニ、兄弟二人ノ男有ケリ、共ニ心猛クシテ思量有ケル、而ルニ其ノ祖死ニケレバ、棺ニ入レテ蓋ヲ覆テ、一間有ケル離タル所ニ置テ、葬送ノ日ノ遠カリケレバ、日來有ケル程ニ、自然ラ髴ニ人ノ見テ云ケル樣、此ノ死人置タル所ノ夜半許ニ、光ル事ナム有ル怪キ事也ト告ケレバ、兄弟此レヲ聞テ、此レハ若シ死人ノ物ナドニ成テ光ルニヤ有ラム、亦死人ノ所ニ物ノ來ルニヤ有ラム、然ラバ此レ構ヘテ見顯カサバヤト云合セテ、弟兄ニ云ク、我ガ音セム時ニ火ヲ燃シテ必ズ疾ク持來レト契テ、夜ニ成テ弟密ニ彼ノ棺ノ許ニ行テ、棺ノ蓋ヲ仰樣ニ置テ、其ノ上ニ裸ニテ髻ヲ放チ仰樣ニ臥シテ、刀ヲ身ニ引副ヘテ隱シテ持タリケルニ、夜半ニハ成ヌラムト思フ程ニ、和ラ細目ニ見ケレバ、天井ニ光ル樣ニス、二度許光テ後天井ヲ搔開テ下來ル者ノ有リ、目ヲ不見開テバ慥ニ何者トハ不見ズ、大キヤカナル者板敷ニドウト著スナリ、此ル程ニ眞サヲニ光タリ、此ノ者臥タル棺ノ蓋ヲ取テ傍ニ置ムト爲ルヲ押量テ、ヒタト抱付テ音ヲ高ク擧テ得タリウウト云テ、脇ト思シキ所ニ刀ヲ欛口マデ突立テツ、其ノ時ニ光モ失ヌ、而間兄ノ儲ケ待ツ事ナレバ、兄程无ク火ヲ燃テ持來タリ抱キ付乍ラ見レバ、大キナル野猪ノ毛モ无キニ抱付テ、脇ニ刀ヲ被突立テ死テ有リ、見ルニ糸奇異キ事无限シ、此ヲ思フニ棺ノ上ニ臥タル弟ノ心糸ムクツケシ、死人ノ所ニハ必ズ鬼有リト云フニ、然カ臥タリケム心極テ難有シ、野猪ト思ル時ニコソ心安ケレ、其ノ前ハ唯鬼トコソ可思ケレ、火燃シテ疾ク來ル人ハ有ナム、亦野猪ハ由无キ命亡ス奴也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

於播磨國印南野殺野猪語第卅六

今昔、西ノ國ヨリ脚力ニテ上ケル男有ケリ、夜ヲ晝ニ成シテ只獨リ上ケル程ニ、播磨ノ國ノ印南野ヲ通ケルニ、日暮ニケレバ、可立寄キ所ヤ有ルト見廻シケレドモ、人氣遠キ野中ナレバ可宿キ所モ无シ、只山田守ル賤ノ小サキ菴ノ有ケルヲ見付テ、今夜許ハ此ノ菴ニテ夜ヲ明サムト思テ這入テ居テケリ、此ノ男ハ心猛ク□也ケル者ニテ、糸輕ビヤカニテ大刀許ヲ帶テゾ有ケル、此ク人離レタル田居中ナレバ、夜ナレドモ服物ナドモ不脱ズ、不寢ズシテ音モ不為デ居タリケル程ニ、夜打深更ル程ニ髴ニ聞ケバ、西ノ方ニ金ヲ扣キ念佛ヲシテ、數ノ人遙ヨリ來ル音有リ、男糸恠ク思テ來ル方ヲ見遣レバ、多ノ人多ノ火共ヲ燃シ列テ、僧共ナド數金ヲ打念佛ヲ唱ヘ、只ノ人共多シテ來ル也ケリ、漸ク近ク來ルヲ見レバ、早ク葬送也ケルト見ルニ、此ノ男ノ居タル菴ノ傍糸近ク只來ニ來レバ、氣六借キ事无限シ、然テ此ノ菴ヨリ二三段許ヲ去テ、死人ノ棺ヲ持來テ葬送ス、然レバ此ノ男彌ヨ音モ不為デ不動デ居タリ若シ人ナド見付テ問ハヾ、有ノマヽニ西ノ國ヨリ上ル者ノ、日ノ暮レテ菴ニ宿レル由ヲ云ハムナド思テ有ルニ、亦葬送スル所ハ兼テヨリ皆其ノ儲シテ驗キ物ヲ、此レハ晝ル然モ不見ザリツレバ、極テ恠キ事カナト思ヒ居タル程ニ、多ノ人集リ立並テ然葬畢テゾ、其ノ後亦鋤鍬ナド持タル下衆共員不知ズ出來テ、墓ヲ只築ニ築テ、其ノ上ニ卒都婆ヲ持來テ起ツ、程无ク皆拈畢テ後ニ、多ノ人皆返ヌ、此ノ男其ノ後中々ニ頭毛太リテ怖シキ事无限シ、夜ノ疾ク明ヨカシト、心トモ无ク思ヒ居タルニ、怖シキマヽニ、此ノ墓ノ方ヲ見遣テ居タリ見レバ、此ノ墓ノ上動ク樣ニ見エ、僻目カト思テ吉ク見レバ、現ニ動ク、何デ動クニカ有ラム奇異キ事カナト思フ程ニ、動ク所ヨリ只出ニ出ヅル物有リ、見レバ裸ナル人ノ土ヨリ出テ、肱身ナドニ火ノ付タルヲ吹拂ヒツヽ、立走テ、此ノ男ノ居タル菴ノ方樣ニ只來ニ來ル也ケリ、暗ケレバ何物トハ否不見ズ、器量ク大キヤカナル物也、其ノ時ニ男ノ思ハク、葬送ノ所ニハ必ズ鬼有ナリ、其ノ鬼ノ我レヲ噉ハムトテ來ニコソ有ケレ、何樣ニテモ我身ハ今ハ限リナリケリト

思フニ、同死ニテ此ノ菴ハ狹ケレバ入ナバ惡カリナム、不入ヌ前ニ鬼ニ走リ向テ切ラムト思テ、大刀ヲ拔テ菴ヨリ踊出テ鬼ニ走リ向テ、鬼ヲフツト切ツレバ、鬼被切テ逆様ニ倒レヌ、其ノ時ニ男人鄕ノ近キ方様へ走リ逃ル事无限シ、遙ニ遠ク走リ逃テ人鄕ノ有ケルニ走リ入ヌ、人ノ家ノ有ケルニ、和ラ寄テ門脇ニ曲マリ居テ、夜ノ明ルヲ待ツ程心モト无シ、夜明テ後ニ男其ノ鄕ノ人共ニ會テ、然々ノ事ノ有ツレバ、此ク逃テ來レル由ヲ語レバ、鄕ノ人共此レヲ聞テ奇異ト思テ、去來行テ見ムト云テ、若キ男共ノ勇タル數男ヲ具シテ行テ見ケレバ、夜前葬送セシ所ニ墓モ卒都婆モ无シ、火ナドモ不散ズ、只大キナル野猪ヲ切殺シテ置タリ、實ニ奇異キ事无限シ、此レヲ思フニ野猪ノ此ノ男ノ菴ニ入ケルヲ見テ、恐サムト思テ謀タリケル事ニコソ有メレ、益无キ態シテ死タル奴カナヽトゾ皆人云喤ケル、然レバ人離レタラム野中ナムドニハ人少ニテハ不宿マジキ事也ケリ、然テ男ノ京ニ上テ語ケルヲ聞繼テ、此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔奧州波奈志〕上遠野伊豆

昔富士の御狩には、仁田の四郎、猪にのりしといふよりくふうにて、御山追の度每に、いつも猪に乘しと云傳ふ、正左衞門けい母は上遠野家より來りし人也、(この伊豆にはまたをいなり)この人のはなしに、伊豆は狐をつかひしならん、あやしきこと有と云しとぞ、手りけんと、猪にのるとのくふうなどあやうきこと也、さるをなるやならずやといふことをとひあはする物有て、思立しこと也と語しとぞ、されば正左衞門もいづなの法習はんとはせしなるべし、八彌若年の頃迄は伊豆も老年にてながらへ有しかば、夜ばなしなどには猪にのることを常に語りて有しとぞ、逃てゆく猪にはのられず、手追に成て人をすくはんとむかひ來る時、人の本にいたりては少したぬらふもの也、その時さかさまにとびのる也、猪はかたほねひろくしりのほそきもの故、しり尾にすがりて下はらにあしをからみてをれば、いかなる藪中をくゞるとてもさはらぬもの也、扨おもふまゝく

るはせて少し弱りめに成たる時、足場よろしき所にてわきざしをぬきて、しりの穴にさし通し、下はらの皮をさけば、けして仕とめぬことなしと云しと也、

〔著作堂一夕話中〕應擧が臥猪幷野馬の話

丸山應擧に臥猪の畫を乞ふものあり、應擧いまだ嘗野猪の臥たるを見ず、こゝろにこれをおもふ、矢脊(ヤセ)に老婆あり、薪を負てつねに擧が家に來る、應擧婆に問、儞野猪の臥たるを見たるか、婆云、山中たまたまこれを視る、擧云、儞かさねてこれを見ば、はやくわれにしらせよ、篤く賞すべし、婆諾す、一月ばかりありて老婆が家のうしろなる竹篁中に野猪來りて臥す、〇中略擧すなはち筆を探てこれをうつし、婆に謝してその夜家にかへり、そのゝちこれを淸畫して、工描既にとゝのふ、〇中略擧畫するところの臥猪をしめして云、この畫如何、翁熟視することやゝひさしくして云、この畫よしといへども臥猪にあらず、是病猪なりといふ、擧おどろきてそのゆゑを問、翁云、凡野猪の叢中に眠るや、毛髮憤起、四足屈蟠、おのづからいきほひあり、〇中略こゝにおいて擧さきの畫をすてゝ、更に臥猪を圖す、工夫もつはら翁が口傳によれり、四五日ありて矢脊の老婆來ぬ、擧さきに見たりし野猪をとへば、婆云、あやしむべし、彼野猪その詰朝竹中に死たり、擧これを聞て、いよいよ翁が卓見を感じ、ふたゝびそのおとづれをまつに、一旬ばかりを經て、翁又來ぬ、擧後に圖するところの畫幅をひらきて、これを見せしむ、翁驚歎じて云、是眞の臥猪なりと、擧よろこびて、あつく翁に謝す、その畫もつとも奇絶なり、今なほ京師某の家にあり、擧が畫に心をもちゐしこと斯のごとし、嘯風事話

〔秋齋間語三〕總別武具に猪目を明る事、猪は豪獸にて食レ苦不レ避之物也、兵士遇二辛苦強敵一不レ避之象にたとふ、松殿關白記に書れたり、又秋の寐覺下卷に云、院の御覺他に異なりとて、髙ぶる心おは

しなば、後の悔もはかりがたし、猪と申けだ物は猛なる上に、松の脂を以て身をかため候故、箭もたつ事候はぬよしなれば、其心を武士の眼として、猪の目すかす事になん覺候、よからんうへには世のそしり人のへんさうと申事、御用心候へかしなんと云々、是一條禪閤兼良公の御作なり、本草綱目五十一に、野猪能與虎鬪、或云能掠松脂曳沙石塗身以禦矢云々、此文を以て書給ひし物ならん、

〔後拾遺和歌集十四雜〕題しらず　和泉式部

かるもかきふすゐのとこのいをやすみさこそねられめ〇本れられめ、一本これざらめかゝらずもがな

〔和爾雅六畜獸〕豪猪(ヤマアラシ)

〔書言字考節用集五氣形〕山豕(ヤマアラシ)

〔本朝食鑑十一獸〕野猪〇中略

附錄、豪猪、俗稱山阿良志、近世來自外國、而官家有畜之者、予(平野必大)往年得見之、其狀類猪、而頭面稍短、細項背有棘鬣、長近尺許、怒則激發如矢、本邦之人未得食之、

〔本草綱目譯義五十一獸〕豪猪　ヤマアラシ　和產ナシ

蕃國ノ產、古ヘ日本ヘ渡ル見セ物ニ出、本朝食鑑、安永元年、紅毛人ジャガタラノ產ヲ持來ル、京師ニテミセモノニ出、エーヅルハール、コエヅルハルフトモ云、此ハ兎ノ如ニシテ耳ハ大ニアラズ、鼠ノ耳ノ如ク、頭ハ兎ヨリ細ク、體ハ毛長キ故ニ、兎ヨリ大ニミユル、毛長キ刺也、腹ハ常ノ獸ノ毛ト同ジ、見ラルヽ毛ハミナ刺ナリ、

〔兼葭堂雜錄二〕豪猪(がうちよ)俗云、也末阿良之、山猪、蒿猪、貆瑜(くわんゆ)、鸞猪等の名あり、安永元年阿蘭陀より薩摩國へ傳來し、翌二年巳の春、浪華に來りて觀物とす、其形猪の如く、頭兎に似て色白し、身毛長く平くして髮撓のごとく、恰も管を以て作し裝を著たるが如し、身を奮ひ動かす時は、鳴音金具を打合すがごとし、毛の色白き中に、所々茶色の斑あり、實に奇異の獸なり、一說に、唐土南陽の深山に生

豺狼

するサルマントウ是なり、又靈獸目鑑に見へたるは、身毛其年の氣によりて變ず、唐人其色を見て歳の運氣を考るといふ、當時の豪豬は咬𠺕吧國の産なるを、蘭人捕獲て持渡しといふ、本草綱目にいへる豪豬の説とは大同小異なり、略之、

〔桃源遺事 五〕一西山公〇德川光圀むかしより、禽獸草木の類ひまでも、〇中略この國〇常陸へ御うつしなされ候、〇中略
獸の類〇中略　豪豬（ヤマアラシ）山林へ御はなち候、

〔本草和名 十五獸禽〕豺皮、一名野犴、出兼名苑和名於保加美、

〔本草和名 二十本草外藥〕狼血、治久疥、和名於保加美乃知、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕豺狼附獥　兼名苑云、狼一名豺、音才説文云、狼、音郎、和名於保加美、似犬而銳頭白頰者也、爾雅注云、獥、音叫狼子也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕按爾雅云、狼、牡貛、牝狼、又云、豺、狗足、急就章云、豹狐離豺犀兕狸兎飛鼯狼麋麕、並豺狼彙擧、則非一物明矣、而説文云、豺、狼屬、狗聲、爾雅釋文引字林云、豺狼屬、狗足、並以豺爲狼屬、兼名苑以豺爲狼一名者、統之也、高誘注呂氏春秋季秋紀、豺似狗而長毛、其色黃、淮南子時則訓注、豺似狗而長尾、其色黃、玄應引蒼頡解詁云、豺似狗白色、有爪牙迅捷、善搏噬也、史記索隱引杜林云、豺似貊白色、埤雅豺似狗長尾白頰、高前廣後、爾雅翼、牙如錐、足前矮后高、瘦健、今人稱豺狗、郝懿行曰、豺瘦而猛健、俗名豺狗、群行虎亦畏之、牧誓云、如熊如羆、史記作如豺如離、其猛可知、〇中略貝原氏曰、狼、於保加美、豺、也末以奴也、本草拾遺狼大如狗、蒼色、作聲諸孔皆沸、李時珍曰、狼、豺屬也、其形大如犬、而銳頭尖喙、白頰駢脇、脚不甚高、能食雞鴨鼠物、其色雜黃黑、亦有蒼灰色者、毛詩正義引陸璣疏云、其鳴能小能大、善爲小兒啼聲、以誘人、去數十步止、其捷者人不能制、雖善用兵者、不能免也、郝懿行曰、按今狼全似蒼犬、唯目縱爲異耳、其腹直、故鳴則竅沸也、〇中略釋獸云、狼、牡貛、牝狼、其子獥、

郭無注、按毛詩正義引二舍人一云、狼牡名獾、牝名狼、其子名獥、此所引或是、

〔類聚名義抄 四 豸〕豺 正豺字 ホホカミ 〔同 三 犬〕犲狼 音才郎 オホカミ 豺狼 ノオホヤカミ

〔下學集 上 氣形〕狼ラウ、

〔日本釋名 中 獸〕狼 大咬ヲホカミ也、口ひろくして大にかむ也、

〔東雅 十八 畜獸〕狼 オホカミ 義未レ詳、○中略 狼をオホカミと云ひしは、これも熊をクマと云ふが如くに、其畏るべきを云ひし事、たとへば雄略天皇紀に、三諸山の蛇を神と云ひ、豐後國風土記に、直入郡球覃鄕の蛇を、オガミといひしが如くなるべし、さればオホカミとは大神也、

〔本朝食鑑 十一 獸〕狼

釋名、源順曰、狼一名豺、和名於保加美、爾雅注云、獥音呼、狼子也、必大(平野)按、源順以二豺狼一爲二一物一不レ然、豺狼相類、俱似レ犬、而狼肥豺瘦、毛色亦殊、其健猛不レ殊矣、

集解、狼似レ狗而大、豺屬、山野處處多有、銳頭尖喙、白頰駢脇、高前廣後、脚稍短、其色雜二黃黑或蒼灰一、其聲大而遠聞、口闊大拆而及レ耳、齒牙剛利而嚙二金鐵一、故一嚙レ物無レ不レ斷、一嚙レ物無レ不レ盡、其力亦强能負二人畜一、春夏夜夜出二山林一、至二村鄙一、竊食二牛馬鷄犬及兒女一、偶出覓二一村作一レ空、秋冬潛而穴居、性敏能知レ機、耇人欲レ獵、則預識深匿不レ出、四趾有レ蹼而能渡レ水、或觸二砲火繩之氣一、則遠辟而去、獵夫能謀取レ之、若斃二一二一、則其餘不レ久至、待二人之怠慢一而來、獵夫亦迎而擊レ之、或謂人不レ讎、則狼不レ害レ人、善遇レ彼則狼亦報以レ善、若人夜獨行二山野之幽蹊一、而狼見レ人、或前或後成レ列隨行、此俚俗謂二送狼一、人不レ敵レ彼、肅愼請レ命、則狼亦氐首而伏、反護二其人一、拒二盜豺狐狸之害一、或狼見二人屍一、必躍二超其上一者、一進一退尿レ之、而後食レ之、若レ斯者雖二猛獸之戾一、猶有二仁義之端一、然獸心之暴忍、及饑豈有二是非之情一哉、人之貪レ利害レ物、比二之虎狼一、故俚諺以二内猛外懦一如二狼之著一レ衲衣一焉、本邦素無二虎象一、但以二豺狼熊羆一爲二走獸之長一也、凡狼生レ子、必近二村里一而穴居、此爲レ覓二人之食餘一、若人知而弄レ之、則易レ處、江東山人好食レ狼、謂レ令二人勇悍一、然肉硬味䶀而不レ佳、惟寒疝冷積之人宜レ食レ之、

肉、氣味、古謂甘鹹熱無毒、主治、補中壯氣、寒疝冷積、及婦人氣滯癥瘕、屬寒者最宜、

豺

釋名、今俗呼稱山犬、或與狼相混互稱、

集解、豺大抵與狼同、故通俗互名、若細辨之、則其體細瘦而頗白、前矮後高而長尾、四趾無蹼而不能渡水、其氣臊臭可惡、其健猛多力勁牙大口與狼相同、豺狼食犬、反一犬不能制之、見犬輙跪亦相制爾、

肉、氣味、古謂酸熱有毒、主治未詳、或曰、損人之精神、又令人瘦、

〔本草綱目譯義 獸五十〕豺　ヤマノイヌ　ヤマイヌ　ヲヽイヌノトヲガラ　ヤマヲガラ

是ハ豺狼トツヾキテ似タルモノ猛獸也、人ヲ害ス、山居ス、常ハヲラズ、山ニ雪フリ、冬寒食物ナケレバ出ル、形イヌヨリ大ニシテヤセテ臭氣アリ、間々見セ物ニスル、狼ハ足ニミヅカキアリ、河ヲワタル、是ハミヅカキナシ、常ノ犬ト同ジ、河ヲ渡ラズ、狼ハ食用ニナル、豺ハ毒アリテ食用ニナラズ、足ノ爪堅ニスヂアリ、アサガラノ如クミユル故、ヲガラト名ヅク一說ニ、豺類ニヲガラト云獸アリト云、其似タル故山ヲガラト云フ說モアリ、本條一名豺犬入園祭獸、法言

〔本草綱目譯義 獸五十一〕狼　ヲホカミ　ヲヽカメ誤

山中ニ多シ、冬春ノ間雪多故、里ニ出テ食ヲ求ム、又病アツテ出テアレルコトアリ、形犬ノ如ニシテ、常ノ犬ヨリ大長ナリ、セイモ高シ、頭ハヤセテ嘴長シ、故ニ唯犬ヨリ大也、耳カツコウヨリ小也、目ノ形チ三角ニスルドシ、暗夜ニハ目ノヒカリ星ノ如シ、牙ツヨシ、故ニ犬ヤ猪鹿ヲ食フカミ切ル也、足ハ犬ヨリ高シ、爪モ長シ、指ニ水カキアリ、水中ヲハシル、聲犬ノ如シ、遠ク聞ユ、此糞山中ニアリ、ケモノヽ毛ヲ堅シタル如シ、コレヲノロシニ入ルハ眞直ニタツ也、風ニモユガマヌ也、

一名　滄浪君異名　當路君䌷珠

〔和漢三才圖會 獸三十八〕狼　〇中略

狽狽　狽前二足長後二足短、狽前二足短後二足長、狽無狽不行、狽亦無狽不行、若相離則進退不得、

按、二物相依賴者、蟨與蛩蛩、見鼠部、蝦與水母、見魚部、和母與黃栢、見木部、狽與狽亦然矣、而狽未知其何物、

〔延喜式治部二十一〕祥瑞

白狽。金精也。○中略　右上瑞

〔日本書紀欽明十九〕天國排開廣庭天皇、男大迹天皇嫡子也、母曰手白香皇后、天皇愛之、常置左右、天皇幼時夢有人云、天皇寵愛秦大津父者、及壯大必有天下、寐驚遣使普求、得自山背國紀伊郡深草里、姓字果如所夢、於是所喜遍身、歎未曾夢、乃告之曰、汝有何事、答云、無也、但臣向伊勢商價來還、山逢二狽相鬭汚血、乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神而樂麁行、儻逢獵士見禽尤速、乃抑止相鬭、拭洗血毛、遂遣放之、倶令全命、天皇曰、必此報也、乃令近侍、優寵日新、大致饒富、及至踐祚、拜大藏省、

〔續日本紀光仁三十三〕寶龜五年正月乙丑、山背國言、去年十二月、於管內乙訓郡乙訓社、狽及鹿多、野狐一百許每夜鳴、七日而止、

〔日本紀略桓武〕延暦二十一年七月丙寅、有狽走朱雀道、爲人所殺、

〔日本後紀嵯峨二十一〕弘仁二年八月戊寅、是日有狽入造兵司、爲人所殺、

〔扶桑略記醍醐二十三裏書〕寛平十年昌泰元年○閏十月十四日庚辰、狽入西獄所、鉗徒打殺云々、○又見日本紀略

〔日本紀略冷泉五〕安和元年三月廿六日己酉、狽自春宮坊西門入中院、爲瀧口武者被射殺、

〔左經記〕寛仁二年閏四月廿四日、參法性寺、人々被示云、內○禁內狽死定穢依藏人仰諸陣立札云々、是甚無故事也、不入六畜、何爲穢哉者、仍候內人々皆被入云々、不可爲穢之由、改定已了、

〔今昔物語二十九〕母牛突殺狽語第卅八

今昔、奈良ノ西ノ京邊ニ住ケル下衆ノ、農業ノ爲ニ家ニ特牛ヲ飼ケルガ、子ヲ一ツ持タリケルヲ、秋比田居ニ放タリケルニ、定マッテ夕サリハ小童部行テ追入レケル事ヲ、家主モ小童部モ皆忘

レテ不₂追入₁ザリケレバ、其ノ牛子ヲ具シテ田居ニ食行ケル程ニ、夕暮方ニ大キナル狼一ツ出來テ、此ノ牛ノ子ヲ咋ハムトテ、付テ廻リ行ケルニ、母牛子ヲ悲ガ故ニ、狼ノ廻ルニ付テ子ヲ不₂咋セジト思テ、狼ニ向テ防ギ廻ケル程ニ、狼片岸ノ築垣ノ樣ナルガ有ケル所ヲ後ニシテ廻ケル間ニ、母牛狼ニ向樣ニテ、俄ニハタト寄テ突ケレバ、狼其ノ岸ニ仰樣ニ、腹ヲ被₂突付₁ニケレバ、否不₂動デ有ケルニ、母牛ハ放ツル物ナラバ、我ハ被₂咋殺₁ナムズト思ケルニ、力ヲ發シテ後足ヲ強ク踏張テ、強ク突カヘタリケル程ニ、狼ハ否不₂堪ズシテ死ニケリ、

〔新著聞集四勇烈〕孀婦狼を害す

武州榛原郡ひかや村の庄左衛門といふが、耕作に出て狼にくひ殺されしを、二十歳ばかりの妻いか計口惜き事におもひ、いかにもして狼をうちとらんと、九尺柄の手鎗を提げ、方々と尋ねしに、ある畔に大なる狼ふし居たるを、これぞ夫のかたきぞと悦びいさみ件の鎗をとりなをし、咽より上につき立しに、狼奮ひ怒て起あがらんとせしかど、中々鎗を放たずして聲をたてければ、人あまた馳來り、つゐに打殺してけり、舅その志の貞節なるを感じ、聟を取て家をつがせけるとなり、

童子狼を害す

丹後峯山領の內にて、子ども草をかりに行しに、狼の出しかば、みな〳〵逃さりしに、八歳になる女の子逃かねて狼にとられしを、十一歳になる兄竹藏、逃ながらこれをみて取てかへし、持たる鎌を狼の眉間にうちこみ引けるに、鼻柱かけて切さき〳〵、狼は啖へし子を一ふり振てすて、竹藏が頰さきにくらひ付し時、鎌をとりなをし咽にうちこみ引しかば、狼たちまちに死す、竹藏絕死し居けるを、人々走り來て藥を與へしかば蘇りし、疵平愈して後、守護の京極主膳正殿きこしめして、奇特の者なりとて召出されしとなり、

〔續視聽草 三集 四〕婦人擊狼

天保四巳年三月

私支配所

飛驒國大野郡宮村百姓彦助母
より 巳七十三歳
同人妻 はち 巳四十八歳
同人娘 よね 巳二十三歳

右之者共、狼を仕留候段風聞御座候ニ付、支配所飛驒國高山陣屋江右之者共呼出始末相糺候處、彦助儀無高ニ而、農業之間、杣木挽等之渡世仕、家內四人暮ニ而、去辰十二月中、他國江稼ニ罷越留守中、當正月十二日夜四半時頃、彦助母より儀、當年六歳ニ相成候孫を召連、居宅裏口より四五間程も離居候雪隱江參り候處、狼壹疋何方よりか駈來り、右孫江可飛懸體ニ付、より儀驚、孫を構ひ側に有合候薪ニ而狼を敲き候處、右狼振返り、よりの左の腕江喰付候を振放し、猶又薪にて可追拂と存候處、可喰體ニ而前後左右江飛廻り候ニ付、種々相防候得共、極老之後ニ付氣力も疲れ、三ヶ所程手を負候處、彦助妻はち娘よね、右物音に驚、一同裏口江立出候處、右の次第ニ而老母危相見候ニ付、兩人共驚駈付候處、狼兩人を見付、よりを捨置、はちに飛懸り肩江喰付、猶又よね江飛掛り候ニ付、よね儀祖母並母に怪我無之様ニト存、其身ハ一向ニ不相厭、狼ニ組付仰向ニ押倒し、咽を〆付居內、はち儀臺所ニ有之候山鉈を取來り、狼の天窓を散々に切碎仕留候儀ニ而、よね儀所所疵請候得共淺疵ニ而、老母幷はち疵所も格別之儀ニ者無御座、三人共追々平愈いたし、小兒は老母之働にて少しも怪我無之旨申候ニ付、猶又村役人共相糺候處、村役人共者、餘程住居も隔り罷在、翌朝右之趣及承候ニ付、早速罷越、仕留候狼等見請、始末承り候儀ニ而、三人之者共申立候通相違無御座候處、右はちよね共、平日老母江孝養相盡し、家內睦敷相暮候儀ニ而、畢竟老母を大切ニ存居、右體危急之場合ニ臨、必死に相成相防候儀ニ付、女子之働ニ而猛獸をも仕留候儀ト相見

候段、村役人共申聞候ニ付、近村之風聞等相糺候處、右申立之趣無二相違一、村役人共申立候、右はちよね儀、平日トモ老母江孝行いたし候心底より、其身を不レ厭相防、老母を救ひ、其上狼を仕留、村内は勿論、近村迄害を除、母儀も極老の身ニ而最初ニ手強相支候ニ付、小兒にも怪我等無レ之、三人共女子之働ニハ稀成儀ニ御座候間、可二相成一儀ニ御座候ハヾ、三人共相應之御褒美被二下置一候樣仕度奉レ存候、此段奉レ願候、巳上、

巳三月　大井帯刀

同年九月　生涯貳人扶持被レ下　より

銀拾枚ヅヽ　はち

よね

右之通御褒美被レ下候

〔萬葉集　八雜歌〕舍人娘子雪歌一首

大口能、眞神之原爾、零雪者、甚莫零、家母不レ有國、

〔萬葉集　十三相聞〕三諸之、神奈備山從、登能陰、雨者落來奴、雨霧相、風左倍吹奴、大口乃、眞神之原從、思管、還爾之人、家爾到伎也、

〔冠辭考　十〕おほぐちの　まがみのはら

萬葉卷八に、〇中略卷十三に、〇中略こは狼の事にて、よに猛き獸なれば、かしこみて眞神といひならひ、且かれが口は殊に大きにしあれば、大口の眞神の原とはいひかけたり、大口と書たるは、卽おほかみと訓ぬべくおぼゆれど、古事記に、口大之尾翼鱸ともあれば、字のまゝによむ、

〔出雲風土記　意宇郡〕凡諸山野所レ在、〇中略禽獸則有、〇中略狼、〇中略獼猴之族、

〔新編常陸國志　六十四土產〕狼

國誌云、倭訓於保加美、俗曰₂山狗₁、按俗間多クハ山狗ト云、タマタマオホカメト云モノアリ、大神ノ意ナリ、凡國中深山大原ノ間ニハ、所トシテ住セザルコトナシ、

古事類苑

動物部七

獸七

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕師子 兼名苑云、師子、一名狻猊〈酸倪二音〉穆天子傳云、狻猊日行五百里、以虎豹為粮者也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕按爾雅云、狻麑如虦貓、食虎豹、說文同、郭注云、卽獅子也、廣韻云、猊、狻猊、𪊨上同、西京賦薛注、狻、狻猊也、一曰師子、一曰猶、云一名、兼名苑蓋本之、又按說文無獅字、虓字注云、虎鳴也、一曰師子、釋潮音曰、師子梵言宗伽、見梵語雜名、狻麑卽宗伽之一轉、師亦宗伽之下略、然則狻猊也、師也、皆梵語之譌略、非漢名、其謂之師子者、漢人所加呼、〇中略穆天子傳六卷、晉郭璞注原書卷一云、狻猊口野馬走五百里、注云、狻猊、獅子、亦食虎豹、此蓋併引注文也、按爾雅郭注引、作狻猊日走五百里、初學記、太平御覽同、皆有日字、與此合、後漢書順帝紀、陽嘉二年、疏勒國獻獅子、注引東觀紀云、疏勒王盤遣使文時詣闕、獻獅子、似虎正黃、有頵耏、尾端茸毛大如斗、漢書西域傳、烏弋國有師子、似虎正黃、尾端毛大如斗、太平御覽引東晳發蒙記曰、師子五色而食虎、唯畏鉤戟、

〔本草綱目譯義 五十一獸〕獅 カラシヽ 獅子トモ
和漢トモナシ、未本朝ヘハ不來、集解西域諸國ニ出トアリ、吾學編ノ內四夷考撒馬兒罕發國、里迷、同吟烈、同于闐、同是等ノ諸國ニ產ストアリ、

〔鹽尻 五十四〕一獅子の胡語は、僧伽彼と云、頭極めて大に尾長き事身と等しといふ、我國獅子の繪

虎

は似ざる形なるべし（賢按、近年紅毛本草に獅子ノ圖あり、是正眞なるべし、）

〔三代實錄（清和八）〕貞觀六年正月十四日辛丑、延曆寺座主傳燈大法師位圓仁卒、圓仁、俗姓壬生氏、○中略圓仁住大華嚴寺涅槃院、經過一夏、垂至北臺、雲霧滿山、徑路難尋、霧氣開霽、乃看路前見一師子、形甚可怖畏、圓仁却走、二三里許、經於小時、更復進路、見彼師子猶在前路、蹲居不動、更復却走二三里許、彌增驚恐、數剋之後、亦漸進行、師子猶在不去、遙見人來、卽便起立入重霧中、無復所見、○下略

〔牛馬問（一）〕近年或僧、長崎にて大淸の人と度々出會し、或時獅の事を話するに、華人の曰、獅は天竺のみにかぎらず、中夏へも折節は出る事有、其かたち和漢繪に見るとおなじからず、毛彩不潔、大概尨に似て、大サも又大なる犬ほど有、此もの若出る時は、虎の猛といへども、總身をちゞめ地に仆れて、四足を空にし、口をあき、目をふさぎ、死せる者のごとくにして、動く事なし、獅是を見來て、開たる口の中へ小便をして、徐に歩み他に行、虎すこしも不動、凡そ道の五六町ばかりも行つらんとおもふ比、眼を開て、獅の後かげを見て、いよ〳〵他に行を見て、則起て逃去事、尤見苦しき有樣也、虎さへも如此、況や其餘をや、故に今淸の代にて、溲瓶（シビン）の事を虎口といふとなん、

〔倭名類聚抄（十八毛群名）〕虎　說文云、虎（平古反、和名止良、）山獸之君也、

〔箋注倭名類聚抄（七獸名）〕按、宣四年左傳云、楚人謂虎於菟、方言、虎江淮南楚之間、或謂之於䖘、王念孫曰、今江南山邊、呼虎爲䖘、則知於䖘之於發語、猶謂越爲於越也、然則和名止良之止卽䖘、良助語也、○中略原書同、說文又云、虎从虍、虎足象人足、象形、按虎虎文也、亦見說文、李時珍曰、格物論云、虎狀如猫而大如牛、黃質黑章、鋸牙鉤爪、鬚健而尖、舌大如掌、生倒刺、頂短鼻齆、

〔類聚名義抄（七虍）〕虎（呼古反、トラ、和コ、）

〔干祿字書（上聲）〕虎虎（上通下正）

〔日本釋名（中獸）〕虎　とらはとらゆる也、人をとらゆる獸也、

〔東雅 十八 畜獸〕虎トラ　義不詳、虎もとこれ此國の獸にあらず、貂をテンといひ、黑貂をフルキといひ、又水豹をアザラシといひ、羊をヒツジといふが如き、並に海外の方言に依りしも知るべからず、

〔本草綱目譯義 五十一 獸〕虎　トラ　和ナシ

朝鮮ニ多シ、中華ニモ多、朝鮮ヨリ皮ヲ剝テ貢ス也、全身其儘ニ剝タルモ來、又中華ヨリモ來ル、一通ノ虎、黃質黑色、黃ニシテ黑斑長シ、中華ニ品類多シ、本草彙言ニ黃モ白モ變リタルアリト云、本朝ニ來ルモノハ、皆黃質黑章バカリ也、又運虎ト云フ虎アリ、猛ト云コト也、黑者最猛白者最鈍、或云、黃是虎幼弱者、黑適壯、白則老矣、未詳、

〔倭名類聚抄 十八 毛群〕獸產　淮南子云、〇中略 虎七月而生、

〔延喜式 四十一 彈正〕凡五位以上聽用虎皮、但豹皮者、參議以上及非參議三位聽之、自餘不在聽限、

〔萬葉集 十六 有由緣幷雜歌〕乞食者詠

伊刀古名兄乃君、居居而、物爾伊行跡波、韓國乃、虎云神乎、生取爾、八頭取持來、其皮乎、多々彌爾刺、八重疊、平群乃山爾、〇下略

〔和漢三才圖會 三十八 獸〕虎〇中略

虎膽。　治小兒驚癇疳痢等、虎睛、虎魄、虎爪、虎牙、皆効同、能辟鬼魅、虎皮、緊衣服亦佳、

〔異制庭訓往來〕三者書色紙者可用夏毛、若唐筆羊毛、虎毛也、但依料紙可用之歟、

〔日本書紀 十九 欽明〕六年三月、遣膳臣巴提便使于百濟、　十一月、膳臣巴提便還自百濟言、臣被遣使、妻子相逐去、行至百濟濱、濱海濱也 日晚停宿、小兒忽亡不知所之、其夜大雪、天曉始求、有虎連跡、臣乃帶刀擐甲、尋至巖岫、拔刀曰、敬受絲綸、劬勞陸海、櫛風沐雨、藉草斑荊者、爲愛其子令紹父業也、惟汝威神、愛子一也、今夜兒亡、追蹤覓至、不畏亡命、欲報故來、旣而其虎進前、開口欲噬、巴提便忽申左手、執其虎舌、右手刺殺、剝取皮還、

〔日本書紀二十四皇極〕四年四月、高麗學問僧等言、同學鞍作得志、以虎爲友、學取其術、或使枯山變爲青山、或使黃地變爲白水、種々奇術不可殫究、又虎授其針曰、愼矣、愼矣、勿令人知、以此治之病無不愈、果如所言、治無不差、得志恆以其針隱置柱中、於後虎折其柱取針走去、高麗國知得志欲歸之意、與毒殺之、

〔今昔物語二十九〕鎭西人渡新羅値虎語第卅一

今昔、鎭西□ノ國□ノ郡ニ住ケル人、商セムガ爲ニ、船一ツニ數ノ人乘テ新羅ニ渡リケリ、商シ畢テ返ケルニ、新羅ノ山ノ根ニ副テ晝行ケル程ニ、船ニ水ナド汲入レムトテ、水ノ流レ出タル所ニテ船ヲ留メテ、人ヲ下シテ水ヲ汲スル程ニ、船ニ乘タル者一人、船ニ居テ海ニ臨ケルニ、山ノ影移タリ、其レニ高キ岸ノ三四丈上タル上ニ、虎ノ縮リ居テ物ヲ伺フ樣ニテ有ケレバ、其ノ影ノ海ニ移タリケルヲ傍ノ者共ニ此レヲ告テ、水汲ニ行タル者共ナド急ギ呼ビ乘セテ、手毎ニ櫓ヲ取テ、忩ギテ船ヲ出ケル時ニ、其ノ虎岸ヨリ踊下リテ、船ニ飛入ラムト爲ルニ、船ハ疾ク出ヅ、虎ハ落來ル程ノ遲ケレバ、今一丈許不踊著ズシテ虎海ニ落入ヌ、船ニ乘タル者共此レヲ見テ恐レ迷フ、船ヲ漕テ急ギ逃ルマヽニ集テ、此ノ虎ヲ目ヲ懸タリケルニ、虎海ニ落入テ暫許有テ浮テ陸ニ上タルヲ見レバ、汀ニ平ナル石ノ有ル上ニ登ヌ、何態爲ルニカ有ラムト見レバ、虎ノ左ノ前足膝ヨリ下切レテ无シ、血出ヌ、海ニ落テ入リツルニ、鰐ノ咋切タルナメリト見ル程ニ、其ノ切タル足ヲ海ニ浸シテ平ガリ居リ、而ル間、奥ノ方ヨリ鰐此ノ虎ノ居ル方ヲ差シテ來ル、鰐來テ虎ニ懸ルト見ル程ニ、虎右ノ方ノ前足ヲ以テ、鰐ノ頭ニ爪ヲ打立テ、陸樣ニ投上レバ、一丈許濱ニ被投上テ、鰐仰樣ニテ砂ノ上ニノタメクヲ、虎走リ寄テ、鰐ノ項ノ下ヲ踊リ懸テ咋テ、二三度許打篩テ鰐□□ル際ニ、虎肩ニ打懸テ、手ヲ立タル樣ナル巖ノ高サ五六丈許有ルヲ、今三ツ足ヲ以テ、下坂ナド走リ下ル樣ニ、走リ登テ行ケレバ、船ノ内ニ有ル者共此レヲ見ルニ、半バ皆死ヌル心地ス、然レバ此ノ虎ノ爲態ヲ見ルニ、船ニ飛入ナマシカバ、我等ハ一人殘ル者无ク皆咋ヒ被殺テ、家ニ返テ妻

子ノ顔モ否不レ見テ死ナマシ、極キ弓箭兵仗ヲ持テ、千人ノ軍防グトモ更ニ益不レ有ジ、何況ヤ狹キ船ノ内ニテハ、太刀刀ヲ拔テ向會フトモ、然許彼レガ力ノ强ク足ノ早カラムニハ、何態ヲ可レ爲キゾト各云合テ、肝心モウセテ、船漕グ空モ无クテナム、鎭西ニハ返リ來タリケル、各妻子ニ此ノ事ヲ語テ、奇異キ命ヲ生テ返タルヿヲナム喜ビケル、外ノ人モ此レヲ聞テ、極クナム恐ヂ怖レケル、此レヲ思フニ鰐モ海ノ中ニテハ猛ク賢キ者ナレバ、虎ノ海ニ落入タリケルヲ、足ヲバ咋切テケル也、其レニ由无ク倚虎ヲ咋ハムトテ、陸近ク來テ命ヲ失ナフ也、然レバ万ノコト皆此レガ如ク也、此レヲ聞テ餘リノ事可レ止シ、只吉キ程ニテ可レ有キ也ト、人語リ傳ヘタルトヤ、

〔宇治拾遺物語十二〕いまはむかし、壹岐守家行が郞等等を、はかなきことによりて、主のころさんとしければ、小舟にのりてにげて新羅國へわたりて、かくれてゐたりけるほどに、新羅のきんかいといふところの、いみじうのゝしりさはぐ、なにごとぞとゝへば、とらのこうに入て、人をくらふ也といふ、この男とふ、虎はいくつばかりあるぞと、たゞ一あるが、にはかにいできて、人をくらひて、逃ていき〳〵するなりといふをきゝて、この男のいふやう、あの虎に合て一矢を射てしなばや、とらかしこくばともにこそしなめ、たゞむなしうはいかでかくらはれむ、此國の人は兵の道わろきにこそはあれといひけるを、人きゝて國の守にかう〳〵の事をこそ、此日本人申せと、いひければ、かしこき事かな、よべといへば、人きてめしありといへばまいりぬ、〇中略おのこ申やう、さてもいづくに候ぞ、人をばいかやうにてくひ侍るぞと申せば、守のいはく、いかなるおりにかあるらん、こうの中に入きて、人ひとりを頭をくらひて、かたにうちかけて去なりと、この男申やう、さてもいかにしてかくひ候とゝへば、人のいふやう、とらはまづ人をくはんとては、ねこのねずみをうかゞふやうにひれふして、しばしばかりありて、大口をあきてとびかゝり、頭をくひてかたにうちかけてはしりさるといふ、とてもかくてもさばれ一矢射てこそはくらはれ侍ら

め、そのとらのありどころをさしへよといへば、これより西に卅四町のきてその畠あり、それになんふすなり、人おぢてあへてそのわたりにゆかずといふ、をのれたゞしり侍らずとも、そなたをさしてまからんといひて、調度をひていぬ、新羅の人々日本の人ははかなし、とらにくはれなんとあつまりて云けりかくてこの男は、とらのありどころきゝて行てみれば、まことに畠はるばるとおひわたりたり、そのたけ四尺ばかりなり、その中をわけ行てみれば、まことにとらふしたり、とがり矢をはげて、かたひざをたてゝゐたり、とら人の香をかぎて、ついひらがりてねこのねずみうかゞふやうにてあるを、をのこ矢をはげてをともせでゐたれば、とら大口をあきて、おどりて、をのこのうへにかゝるを、をのこ弓をつよくひきて、うへにかゝるおりに、やがて矢をはなちたれば、をとがひのしたよりうなじに七八寸ばかり、とがり矢を射出しつとらさかさまにふしてたをれてあがくを、かりまたをつがひ二たび腹をいる、二度ながら土に射付て、つゐにころして矢をもぬかで、國府にかへりて、守にかう〳〵射ころしつるよしいふに、守かんじのゝしりて、おほくの人をぐして、とらのもとへ行てみれば、まことに箭三ながら射とをされたり、見るにいといみじ、まことに百千のとらおこりてかゝるとも、日本の人十人ばかり馬にておしむかひて射ば、とらなにわざをかせん、この國の人は一尺ばかりの矢に、きりのやうなる矢じりをすげて、それに毒をぬりていれば、つゐにはそのどくのゆへにしぬれとも、たちまちにその庭に射ふすことはえせず、日本人は我命死なんをも露おしまず、大なる矢にていれば、その庭にいころしつ、なを兵の道は日本の人にはあたるべくもあらず、さればいよ〳〵いみじうおそろしくおぼゆる國なりとておぢけり、さてこのをのこをばなをおしみとゞめて、いたはりけれど、妻子をこひてつくしにかへりて、宗行がもとに行て、そのよしをかたりければ、日本のおもておこしたるものなりとて、勘當もゆるしてけり、おほくのものども祿にえたりける、宗行にもとらす、おほ

くの商人ども、新羅の人のいふをきゝてかたりければ、つくしにもこの國の人の兵は、いみじきものにぞしけるとか、

〔吾妻鏡 四〕元暦二年〇文治元年六月十四日乙丑、參河守範頼、幷河内五郎義長等、受二品〇頼朝命、渡使者於高麗國之間、對馬守親光歸著彼島云云、〇中略去三月四日、令越渡高麗國之時、相伴姙婦、仍構假屋於曠野之邊、產生、于時猛虎窺來、親光郎從射取之訖、高麗國主感此事、賜三箇國於親光、已爲彼國臣之處、有此迎歸朝、件國主殊惜其餘波、與重寶等、納三艘貢船、副送之云云、

〔羅山文集 四十五銘〕南山刀銘 幷序

日者豐臣相國之討高麗、包茅不共之罪也、黑田筑州刺史從命而刊朝鮮之壘、一日會虎食人、見者聽者無不恐懼而犇殪踐踏、當是之時、刺史之從事菅忠利與其卒二人自當之、一人乃虎嚙肩而擲之、一人又噉其腕而倒之、於是乎菅忠利乃前奏刀擊斬虎、虎嘷而斃、遂爲兩、是行也、若非其人之壯勇、其刀之利銛、幾不免虎口哉、由此寶其斬虎之刀而藏之、往歲使人需余其名、因號之南山、蓋取諸晉周處殺白額矣、今亦价人索其銘、余敢不諾、价者固請愈謹、至再三不止、余雖未識忠利、因价者之懇到、以作銘且序所聞於右、銘曰、

節彼南山、山惟劒鋩、苛政除去、酷吏逃藏、截邪斬佞、惟刀在箱、惟其言虎失色、有若異傷、傳之萬世、爲子孫常、

〔常山紀談 十〕朝鮮にて何れの所にてか有けん、清正の陣大山の麓なりけるに、虎夜來りて馬を中に引さげ、虎落の上を飛出けり、清正口惜き事なりと怒られけるに、小性上月左膳をも虎來て咥殺せり、清正夜明ると山を取卷て、虎を狩たるに、一疋の虎生茂りたる萱原をかきわけ、清正を目がけて來る、清正大なる岩の上に在て、鐵砲を持ねらはるゝに、其間三十間計、虎清正を睨みて立止る、人々鐵炮を揃て搏んとするを、清正下知して打せられず、自打殺さんとの志なり、斯て虎間

近く猛り來り、口を開きて飛かゝる處をうたれしに、咽に打込當ればそこに倒れ、起上らんとせしかども、痛手なれば終に死しぬ、

〔窻の須佐美追加上〕薩摩の士の語しは、義弘朝臣、朝鮮在陣の時、足輕馬草を刈んとて、山涯へ出しに、虎一つ來て、頸もとを輕く喰へ、山深く入、手玉に取て慰こと、猫の鼠を玩がごとく、久しく成て、眼くらく心きへ入しに、虎は其上へ横たはりて眠ぬ、時移りぬるにや、此男正氣付て見れば、己が上に眠居る程に、靜に彼が腹を撫ければ、鼾出けり、其時己が腰に附置ける細引を臥ながらひき出し、虎の淫囊をまとひつゝ、さて靜に口になを眠て居ければ、その繩を大木に固く結付置、早く歸て同列引つれ往て、それを驚しければ、虎怒て前なる岨へ飛けるに、淫囊切れはなれければ、即死ける、其皮を剝て國君に奉りし、今に重器の蓋になりてあるよし語ぬ、

〔寬永諸家系圖傳宇多源氏龜井〕永綱

茲矩

はじめの名は新十郞、武藏守、後龜井とあらたむ、〇中略、翌年〇文祿二年二月廿一日、茲矩獵遊す、大虎ありて進來る、茲矩みづから鐵炮を放、虎これにあたり痛ますして驚きたる、茲矩又鐵炮をもつてこれをうちたをす、そのはなはだ大なるをもつて、牧彥十郞をつかはし、これを名護屋に獻ず、秀吉かくのごときの大虎、日本においてはじめてみるとのたまひて、すなはち牧彥十郞をめして御羽織を給はる、その後叡覽にそなへられ、車にのせて洛中をわたす、

〔駿府政事錄〕慶長十九年九月朔日、阿蘭陀人御目見、耶揚子出御前、虎子二疋引之來、内一疋尾之根上毛生、有生風字、世以爲奇、江戶幕下若公達可進之由申上、

〔續近世畸人傳五〕熊斐安永元年十二月廿八日死、六十、

熊代彥之進初は神代と云、後改む、名は斐、字淇瞻、號は繡江、世間俗名をいはず熊斐をもてしらる、肥前長崎

の小譯官にて、爲レ人膽氣ありて俠者也、淸人沈南蘋に畫を學び世に名高し、一時台命を蒙り、虎を畫くに、折しも蠻人虎を持來りしかば、紙筆を携へ、虎の檻ちかく居たりしに、虎踞りて頭を擧げずはたらくけしきを見ばやと思ふによしなければ、みづから竹にて虎をたゝくに、やがて頭を擡ぐ、見る人皆大きに懼れて走り去る、あたりに人なくなりたるに、斐獨自若として其さまをうつせり、其逃さりたる人かたらく、虎頭を擡る時、其眼のうへより丸き光りもの出て、人を追かくるやうにおぼえて堪ざりしに、斐が大膽不敵いふべからずと、舌をふるひしとなん、

〔柳菴隨筆 七〕虎

文政十年丁亥、今度朝鮮國より差渡商人共買請申候虎の子、自然御內上覽被レ遊候御儀も可レ被レ爲レ有者、商人共より取上げ、御當地え差廻し申段、奉レ伺二御內慮一候處、上覽被レ遊間敷候間、御當地え差越候に不レ及との御事被二仰達一候、就レ夫商人共折角買入候儀と申、追々諸雜費等も有レ之、甚難澁仕罷在候間、元來異獸には御座候へ共、人家へ相育、人害を成候程の獸子にも無レ之、旁九州上方筋、可レ相成は御當地迄も差出し、一通り諸人見物致度旨願出申候、依レ之最早御不用の獸故、買請候商人共願望の通差免、一通り見物爲レ致候上は、早々對州へ取歸候段申付度奉レ存候處、日本に無レ之獸子□□を差免申候儀、如何に付、各樣迄無二急度一申上候、不レ苦候儀に御座候はゞ、願の通り申付候樣仕度、御序の刻御內慮御伺被レ下候樣致度候、乍レ然右樣の儀、御內慮を得、却て御差圖も難レ被二成下一、一通り無二急度一入二御耳一候迄にて、可レ然思召候はゞ、書面御下被レ下樣致度、何れ共宜敷御勘考奉レ希候、以上、

閏六月　　宗對馬守內　仁部郡右衞門

御書取

覺

書面、虎の子商人共買請候共、九州限り、尤其場所々々に差支も難レ計候間、領主地頭へ懸合の

上取計、其餘の國々へは無用に可ㇾ致候事、

傳聞する處は、當歲の虎子、對州人、釜山浦の倭館にて獲たりしを、商人金十兩に買請しを、又々陪雍して、大坂の商人は、七十金に買入しとぞ、一人前二十四錢の積りにて、一萬八千四百八十人に見せざれば、まづ七十金を聚むるに足ず、其餘の雜費を加へては、十餘萬人に見せずば、購ひがたからん、彼いかにせしや、更に聞ことなし、

〔倭名類聚抄十八毛群體〕嘷　玉篇云、嘷胡刀反、與ㇾ豪同、虎狼聲也、

〔箋注倭名類聚抄七獸體〕今本云、左氏傳云、豺狼所ㇾ嘷、嘷咆也、與ㇾ此所ㇾ引不ㇾ同、所ㇾ引左傳襄十四年文、說文云、嘷咆也、咆嘷也、互相訓、按戰國策、兕虎嘷之聲若ㇾ雷霆、說苑、逢蒙撫ㇾ弓、虎豹嘷嘷、招隱士、獲狖群嘯兮、虎豹嘷、故云ㇾ虎豹聲也、

〔萬葉集二挽歌〕高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首幷短歌、

挂文、忌之伎鴨、〇中略吹響流、小角乃音母、敵見有、虎可叫吼登、諸人之、恊流麻低爾、〇下略

〔嬉遊笑覽八方術〕醒睡笑鈍なるものゝ條に、人くらひ犬も虎といふ字を手の內に書てみすれば、くらはぬと敎られ、後に犬を見て、虎といふ字を書すまし、手をひろげてみせけるが、何の詮もなくほかとくふたり、悲しく思ひ、ある僧にかたりければ推したり、其犬は一圓文盲にあつたものよといへり、この呪もと漢土の法なり、博物類纂十、遇ㇾ惡以二左手一起ㇾ自ㇾ寅吹一口氣輪至ㇾ戌掐ㇾ之、犬卽退伏、掐宜ㇾ作ㇾ搯、字書に、爪掐也とありてつかむことなり、

〔萬葉集十六有由緣幷雜歌〕境部王詠ㇾ數種物ㇾ歌

虎爾乘、古屋乎越而、青淵爾、鮫龍取將來、劒刀毛我、

〔古今和歌六帖四戀〕

ひとつけにとらのまだらはわきつとも人の心をいかゞたのまん　凡河內のみつね

〔本草和名〕（十五獸禽）豹肉、和名奈加都加三、

〔倭名類聚抄〕（十八毛群名）豹 說文云、豹、（補教反、日本紀私記云、奈賀豆可美、）似虎而圓文者也、

〔箋注倭名類聚抄〕（七獸名）原書豸部無而字及者也字、埤雅、豹花如錢、黑而小於虎文、本草衍義、豹毛赤黃、其紋黑如錢而中空、比々相次、

〔類聚名義抄〕（四豸）豹（百孝反、豹正、ナカツカミ、或豹字、）

〔東雅〕（十八獸）豹ナカツカミ 義不詳、陰陽家に豹尾神あり、其位中宮にあるなり、されば豹を呼びて、中津神と云ひしに似たり、豹は尾を貴しとすといふ事は、陶弘景が說にも見えけるなり、

〔南留別志〕（二）一豹をなかつかみといふは、歌書にもいはず、むつかしき詞なり、何ものゝ作りいでたる事ならん、

〔本草綱目譯義〕（五十一獸）豹 ナカヅカミ（古訓）朝鮮ニ多ク、中華ニ少シ、舶來ノ皮朝鮮產也、形ハ虎ノ如シ、紋異也、虎ハ黃質黑章也、異文長シ、豹ハ白質黑章ト云也、黃質黑章モアリ

〔延喜式〕（四十一彈正）凡五位以上聽用虎皮、但豹皮者、參議以上及非參議三位聽之、自餘不在聽限、

〔延喜式〕（二十一治部）祥瑞

赤豹（〇中略）右中瑞

〔日本書紀〕（十九欽明）十四年十月己酉、百濟王子餘昌（明王子、威德王也、）悉發國中兵、向高麗國、築百合野塞、眠食軍士、（〇中略）會明有著頸鎧者一騎、插鐃者（鐃字未詳）二騎、珥豹尾者二騎并五騎、連轡到來、（〇下略）

〔日本書紀〕（二十二推古）十九年五月五日、藥獵於兎田野、（〇中略）是日諸臣服色、皆隨冠色、各著髻華、（〇中略）大仁小仁用豹尾、

〔日本書紀〕（二十九天武）朱鳥元年四月戊子、新羅進調從筑紫貢上、（〇中略）虎豹皮及藥物之類、并百餘種、

犀

〔吉川家譜〕文祿四年四月二十二日乙丑

秀吉公ヘ豹ヲ獻ゼラレケレバ、廣家公ヘ御朱印ヲ賜フ、

虎之儀被仰遣候處、豹狩取之到來、初而上覽條悦思召候、誠入精之通被聞召屆候、辛勞之至候、猶淺野彈正少弼木下大膳大夫可申候也、

卯月廿二日　御朱印

羽柴吉川侍從どのへ

木下大膳大夫、淺野彈正少弼ヨリ、廣家公ヘ奉書ヲ進ズ、

御狀拜見申候、仍最前虎之儀被仰遣之處、豹被狩取御進上、一段被成御悦喜候、虎ハ數疋到來候、豹ハ初にて候、則被成御朱印候、尙能々可申入由候、隨而其表長々御在番御苦勞共候、然者於此方御用之儀候ハヾ可被仰越候、恐惶謹言、

卯月廿二日　木下大膳大夫隆判　淺野彈正少弼長吉判

羽柴吉川侍從殿　吉川家什書全

〔本草和名 十五獸禽〕犀角、通天犀、(御報夜露不濡)一名水犀角、(出水中)駭鷄犀、(陶景注、遠鷄驚厗不敢啄)兕犀、(楊玄操音似)雌犀也、一名斑犀、駭鷄、一名駭禽、(通天犀也、出兼名苑)鼻上角、一名奴角、一名食角、(已上出拾遺)出唐、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕犀(雄犀附)　爾雅集注云、犀(音西、此間音在)、形似水牛猪頭、大腹有三角、一在頂上、一在額上、一在鼻上、脚有三蹄、黑色、本草云、雌犀一名兕犀、(楊玄操曰、兕音似)

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕釋獸、犀似豕、郭注云、形似水牛、猪頭大腹庳脚、脚有三蹄、黑色三角、一在頂上、一在額上、一在鼻上、鼻上者卽食角也、小而不橢、好食棘、亦有一角者、與此所引少異、或是舊注、說文云、犀南徼外牛、一角在鼻、一角在頂、似豕、劉逵吳都賦注、犀狀如水牛、頭似豬、四足類象、倉黑色、一角

當額上、鼻上角亦墮也、又有小角、長五寸、不墮、性好食棘、口中灑、春秋正義引交州記云、犀出九德、毛如豕、蹄有三甲、頭似馬、有三角、鼻上角短、額上頭上角長、(○中略)新修本草獸禽部中品犀角條、陶隱居注云、又有光犀、蘇敬等注云、光是雌犀、本草和名云、光犀雌犀也、按、光俗兕字、見爾雅釋文、及干祿字書、然則兕犀出陶注、雌犀出蘇注也、證類本草引、兕皆作特、蓋假借也、說文彖、如野牛青色、其皮堅厚、可制鎧、象形、與禽离頭同、又載兕字云、古文从儿、爾雅、兕似牛、郭曰、一角青色、重千斤、海內南經、兕其狀如牛蒼黑、一角、南山經、禱過之山多犀兕、注、兕亦似水牛青色、一角、重三千斤、毛詩正義引、某氏曰、兕牛千斤、與郭注爾雅合、則南山經注三字恐衍、春秋正義引劉欣期交州記云、似出九德、有一角、角長三尺餘、形如長鞭柄、楊玄操音見本草和名、

〔類聚名義抄 四牛〕犀(音西、此間音サイ、)　屖(正)　犀(俗)　〔同 七尸〕屖(音西、此間音サイ、)　屖犀屖屖(俗)　屖(俗歟)

〔干祿字書 平聲〕犀犀(上俗下正)

〔東雅 十八畜獸〕犀サイ　倭名鈔に犀音西、此間音在と註せり、此餘獅子、麒麟、猩々の如きも、亦皆其字音をもて呼びしなり、

〔延喜式 四十一彈正〕凡白玉腰帶、聽三位以上及四位參議著用、玳瑁、馬瑙、斑犀、象牙、沙魚皮、紫檀、五位已上通用、(○中略)

凡烏犀帶、聽六位以下著用、但有通天文者、不在聽限、

○按ズルニ、角帶ノ斑犀、烏犀ト稱スルモノニハ、牛角若シクハ水牛角ヲ用キシモノアリ、事ハ服飾部帶篇ニ在リ、參看スベシ

〔延喜式 二十一治部〕祥瑞

駭雞犀及載通(有白理如綫、又其角有光通天、雞見之驚駭、故一名通天犀、○中略)　右上瑞

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕奴角　本草云、奴角一名食角、(和名犀乃波奈豆乃)犀鼻上角之名也、

〔箋注倭名類聚抄 獸七體〕原書獸部中品有犀角、不載所引文、按本草和名犀角條云、鼻上角、一名奴角、一名食角、已上出拾遺、證類本草亦引陳藏器本草云、其鼻角、一名奴角、一名食角、則知奴角食角之名、出本草拾遺、源君單云本草非是、伊勢廣本、之名也、作者也、

〔類聚名義抄 三角〕奴角 犀ノハナツノ　食角 同

〔塵袋 四〕犀角水遠去云フハ實事歟、ナベテノ角去事ナシ、通天犀角云ニ去德有ニヤ、角本ヨリサキマデ白、ホソ筋通リテチリ糸ヲ引ケルガ如ナルヲ通天角云フ、是水ヲ去ル事三尺ト云ル也、鳥是見必驚、犀角生ヤウニ三不同アリ、一鼻上アリ、馬鼻ノサキニ爪ノ生タル樣ナル事也、二ハ額上アリ、三ハ頭上ニアリ、藥頂角用、物登タガル物也、ノケニ倒ヌレバ起キアガル事ナシ、サレバ朽ヨハキ木土立置ケバ、犀是登朽木折落テ起モエアガラズ、足手ヲアガク時、大杖ニテ打殺也、ムハラヲ好食故、常口切血タル山犀トテ二種類アリ、善犀角水去ノミニ非水底テラス、唐太平州云、國牛渚トマリト云所アリ、水深ハカリ難、晉温嶠ト云人アリテ、犀角其水入タルニ水底曇ナク見、異類水族ガ無隱レ皆見ケルニ、其夜温嶠夢此淵底ノ生モノドモ來恨ケリ、幽明途異何故我等栖顯トゾ云ケル、晉書見タリ、群書治要ノセタリ、人秘事聞顯見顯スルヲバ禍招中タチ也ト誡タル次此事云ヘリ、エセノ〳〵シキ人爲身知無用事ヲモ顯サントスル也、隱ルベキ物顯ハナル物各別ナレバ、顯ハナル物モ必シモ不可隱、隱ス物ヲモ押不可顯、ヲノガ好隨幽明途異也云是也、幽カクレタル物、明アラハナル物ト云心也、

〔本草綱目譯義 獸五十一〕犀　和產ナシ

越後ニ犀川ト云所アリ、此所ニ昔犀アリ、故ニ名ト雖、疑クハ外物ナラン、舶來ニ犀角犀皮アリ、犀ノ形狀大概如牛ノ角三アリ、鼻上一尺餘ノ角アリ、額ニモアリ、此ハ短シ、其上ニ又アリ、此ハ小也、次第ニ上ホド小ナリ、眞中ノ筋ニ並ビ、牛ノ如ク横ニ並テハナシ、此角ニ三角二角ノ說アリ、三角ノ

說良シ、

〔夫木和歌抄 二十七犀〕十題百首　寂蓮法師

うき身にはさいのいき角えてしがな袖のなみだもとをざかるやと

〔明良洪範 十六〕遠州濱松ノ城ハ、駿州今川家ノ臣鈴木兵庫助ガ築キシ城也ト云、此ノ西ノ方ニ犀ガ堀ト云堀有リ、土俗ノ說ニ、昔此堀ヘ犀ガ落テ溺死セシ故、犀ガ堀ト云ト云リ、此說取リ難シ、犀ハ異國ノ獸ニテ、日本ニハ居ズ、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕象　四聲字苑云、爲（詳兩反、上聲之重、亦作象、和名岐佐、）字、獸名似水牛、大耳長鼻、眼細牙長者也、

〔箋注倭名類聚抄 七獸名〕玉篇、象爲古文、按象爲篆跡小異耳、玉篇以爲爲古文非、（略）○按說文云、象長鼻牙、南越大獸、三年一乳、象耳牙四足之形、南山經、禱過之山多象、注、象獸之最大者、長鼻、大者牙長一丈、左傳正義、引南州異物志云、象身倍數牛、面目則如豕、與此云長鼻眼細牙長合、李時珍曰、象有灰白二色、形體擁腫、面目醜陋、大者身長丈餘、高稱之、大六尺許、肉倍數牛、目纔若豕、四足如柱、無指而有爪甲、行則先移左足、臥則以臂著地、其頭不能俯、其頸不能回、其耳下嚲、其鼻大如臂、下垂至地、鼻端甚深、可以開合、中有小肉爪、能拾針芥、食物飮水、皆以鼻卷入口、一身之力皆在於鼻、故傷之則死、耳後有穴、薄如鼓皮、刺之亦死、口內有食齒、兩吻出兩牙、夾鼻、雄者長六七尺、雌者纔尺餘耳、

〔干祿字書 上聲〕象爲（上通下正）

〔類聚名義抄 四〕象（キサ）

〔日本釋名 中獸〕象（キサ）　きばさし出る也、牙の長くして、さし出たるけもの也、

〔東雅 十八畜獸〕象キサ　象は西南夷の獸也、古の時此國に來れりとも聞えず、然るを呼びて、キサと云ひしは、其牙によりて覓に獸の名の如くなりしと見えたり、倭名鈔に、木部に唐韻を引て、橒は木文也、漢語抄にキサといふ、或說にキサは蚶之和名也、此木文、與蚶具文相似、故取名、と註せり、さら

ば古には、凡そ物の文あるものを呼びて、キサと云ひけるなり、象の如きも亦其牙の文あるに因りて此名あるなり、

〔南留別志二〕象をきざといふは、舟に刻みめをつけて、おもさをしりたるよりいふといへるは、異國の古事なり、いぶかしき事なり、

〔倭訓栞前編七〕きさ○中略 象をよむも、牙の欅に似たる文あれば稱する成べし、梵語に伽耶といふも近し、

〔本草綱目譯義獸五十一〕象 キサ キザトモ云古訓也、今ハ通名、

此ハ蕃國又天竺ノ物、中華ハ嶺南ニヲル、牙ハ口ノ左右ノキバ也、占城、カボチヤ、ジヤガタラ、コレイスノ國ヨリ來ル、享保十三年戊申六月七日、南京人長崎ヘ連來、雌ノ方ハ崎陽ニテ死ス、京師ヘ雄來、享保十四年己酉四月二十六日京著ス、寺町通淨華院ニ滯留ス、御所ヘ上ル、其後江戸ヘ行テ後大ニナル也、又已前ハ畫カキナドスル甚アヤシキモノ也、其後ハヨク彫物、又畫ニモ書、象志ト云テ、其トキノ事ヲカキタル書アリ、

〔倭名類聚抄十八毛群體〕牙 山海經云、象牙大者長一丈、

〔拾遺和歌集七物名〕きさのき　すけみ

いかりゐの石をくゝみてかみこしはきさのきにこそおとらざりけれ○中略

きさのきのはこ　すけみ

よとゝもにおほやくあまのたえせねばなきさのきのはこがれてぞちる

○按ズルニ、きさのきハ、象之牙、又きさのきのはこハ、象之牙之箱ナリ、

〔延喜式彈正四十一〕凡內命婦三位以上、聽用象牙櫛、○中略

凡白玉腰帶、聽三位以上及四位參議著用、玳瑁、馬腦、斑犀、象牙、沙魚皮、紫檀、五位已上通用、

〔延喜式二十一治部〕祥瑞
白象（其形皎身六牙、○中略）　右大瑞
〔日本書紀二十七天智〕十年十月、是月天皇遣使、奉袈裟、金鉢、象牙、沈水香、栴檀香、及諸珍財於法興寺佛
〔日本紀略桓武〕延暦十九年四月庚寅、勅象牙陰陽、（○二字恐有誤脱）之外、親王以下不得服用
〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁六年十月壬戌、勅、親王內親王女御及三位已上嫡妻子、並聽著蘇芳色象牙刀子
〔若狹國守護職次第〕一色修理大夫滿範（應永八年冬月に出家有之、號法名道範、○中略）
同（○應永）十五年六月廿二日に、南蕃船著岸、帝王御名亞烈進卿番使々臣（問丸本阿）彼帝より日本の國王への遣物等、生象一疋（黒）、山馬一隻、孔雀二對、鸚鵡二對、其外色々、彼船同十一月十八日、大風に中湊濱へ打上られて破損之間、同十六年に船新造、同十月一日出濱ありて渡唐了、
〔象志〕本朝享保十三年戊申六月七日、象牝（ヒン）牡（ボ）二頭南京人持來ル、同十九日、長崎十善寺唐人旅館ニ入ル、是南京人從國廣南ニ渡リ、此象ヲ求來レリ、
牡（ボウ）象七歲　頭長二尺七寸　鼻長三尺三寸　背高五尺七寸　胴圍一丈　長七尺四寸　尾長三尺三寸　壽命最長　背筋有毛餘無之、人ヲ乘ニハ前足折乘之、五十歲ニシテ筋骨備（ツナハル）、逮百歲白象トナル　鐵ノ鈎ヲ以テ驅使　芭蕉ノ葉、竹ノ葉ヲ食フ、飲水一タビ二斗計、鼻ヲ以テ捲飲之、其行水陸共馬ヨリモ速疾、水ヲ渉ニ水底ヲ踏テ行ク、
牝象五歲　頭長二尺五寸　鼻二尺八寸　長五尺計　高四尺七寸　胴圍八尺六寸　此親象ハ七間餘リ有リト、廣南人語之、
此牡象去年長崎ニ於テ斃ナリ、菓子ノ甘物ヲ多ク食フ、舌ノ上ニ物ヲ生ズ、象奴療治スルニ適ズ、長崎ニ豪氣ナル者有テ、舌ノ上ノ病ヲ濯取ニ、象快然トシテ振尾、喜ブガ如シ、然レドモ此ニヨツ

テ遂ニ斃ル、ナリ、

〔閑窓自語〕廣南國貢象事

享保十四年、廣南國より象をわたし、術をき、しに、このけものきはめて鼠をいむゆゑに、舟のうちにほどをはかり、はこのごときものをこしらへ、ねずみを入れ、うへにあみをはりおくに、象これを見て、ねずみを外へいださじと、四のあしにて、かのはこのうへをふたく、これに心をいるるゆゑに、數日船中にたつとぞ、ゑからざればこのけもの、水をもえたるゆゑに、たちまちうみをわたりて、かへるとなむ、さて象本朝にきたる事、應永十五年、南蠻よりくろき象をわたす、この外例見えず、黑象別種なり、このたびの象は灰色なり、白象にはあらず、

召覽象於內院事

同年四月、象を宮中にめし入れて、中御門院御覽あり臺盤所のまへに引くとき、象まへあしを折りける、ちくく類といへども、帝位のいとたつときをゑりけむ、やむごとなき事なり、御製和歌に、時しあれば人の國なるけだものもけふ九重にみるがかなしさ、のちにこの御詠草、故殿(光臣の卿)にたまはりて、もちつたふるなり、又この日靈元院法皇の御所にひかせて、御覽ありけるに、このたびは象かしらをたれて、恐れけるかたち見えけるとなん、御製やまとうた二首、

めづらしくみやこにきざのからやまと過ぎしの山はいくちさとなる

なさけあるきざのすがたよから人にあらぬやつこの手にもなれきて

〔江戸名所圖會十一〕中野寶仙寺(當寺に、享保十四年、交趾國より貢獻する所の馴象の枯骨あり、)

馴象之枯骨

享保十三年戊申、交趾國より、鄭大威なる者、廣南に產る、所の大象、牝牡二頭を率ゐ來て、本邦に貢獻す、(林信言の事物權輿には、大泥國より來るとあり、牝象は同中年九月十一日長崎に於て斃せり、)同年六月十三日、長崎に著す、(同十九日上陸す、象奴二

人日潭載潭綿、譯官二人日李錫明、廣南陳阿卯等各從ひきたる、翌十四年己酉三月十三日、崎陽を出て、四月十六日、大坂に至り、同二十六日、伏見より京花に入、同二十八日、禁掖に朝して天覽を蒙むる、官位なくして禁闕に參入の例なければとて、獸類といへ共、從四位に叙せられ、廣南從四位白象と稱へられたりといへり、同五月二十五日、江戸に迎へ給ひ、同二十七日、營中に於て上覽あり、其後中野に象厩を建て、是を飼せられたりしが、二十餘年を歷て、寛延の頃斃せりといふ、當寺に存するものは、其牡象の枯骨なり、

牡象七歳總身灰色にして、頭の長さ二尺七寸、頭は術さす、又顧する事あたはず、鼻の長さは四尺程、或は三尺三寸とも云、同圍一尺五寸、末の方にては六寸許ありといふ、鼻孔二ツ、端ふかく凹にしてよく開闔す、中に小き肉の爪ありて、よく針を拾ひ芥子をつまむ、水を飲、酒を啜るにても又鼻を以てし、食する時も鼻を以て捲入る、一身の力は皆悉く鼻にあり、起て行んとするときも先鼻を以て地を柱へて後、おしを延す、口は頭にかくれて地なり、去事遠く、常にはみゆる事なし、牙の長一尺二寸程、或は一尺四寸、圍は元の方にて一尺六寸計ありといへり、眼の長さ三寸、或は一寸五分、形は篠の葉の如しと云、耳の幅八寸餘、或は一尺三寸とも、形は蝙蝠の翅、又銀杏葉の形に似たりともいふ、胴の長さ七尺四寸、同圍一丈、背の高さ五尺、或は五尺七寸ともいへり、足の長さ二尺二寸、同圍一尺五寸、或は三尺五寸、圍二尺五寸ともいへり、足の形は圓柱の如にして、指なく爪は五枚ありて、栗の形に似たりといふ、總身ふくよかに、擁腫すれども、峻嶺にのぼり、羊腸を下るに、電の如く、深き水を渉る事捷く、其性能人に馴て其意を解す、故に象奴たる者、其頭すぢに跨り、鐵鉤を以て鉤、進退曲折左右すといふ、尾の長さ三尺三寸、或は二尺七八寸とも、形牛尾に似たりとなり、

牝象五歳總身灰色にして、頭の長さ二尺五寸、鼻の長さ二尺八寸、胴の長さ五尺計、同圍八尺六寸、背の高さ四尺七寸、或は四尺なりと、牙の長さ五寸程ありて、其餘は牡象に等しといへり、此牝象は長崎にありし頃斃したり、江戸へ來りしは牡象のみなり、飼料、一日の間に新菜二百斤、篠の葉百五十斤、青草百斤、芭蕉二株、根を省く、大唐米八升、其内四升程は粥に焚て冷し置て是を飼、湯水一度に二斗計、あんなし饅頭五十、橙五十、九年母三十、又折節大豆を煮冷して飼ふ事あり、青草の中、殊に俗間角力取草と稱するものを好みて食ふ、青草なき折には、籾を塗穗ともに飼、或は蕪大根のたぐひも食ふとなり、又好んで酒飲といへり、

〔武江年表十一〕文久三年癸亥四月、兩國橋西詰にて、異國渡來の牝象を見せものとす、灰毛九尺計あり、三歳と云

麒麟

〔倭名類聚抄 十八 毛群名〕麒麟　瑞應圖云、麒麟、(其鄰二音、亦作騏驎、)仁獸也、牡曰麒、牝曰麟、

〔箋注倭名類聚抄 七 獸名〕論衡講瑞篇用騏驎字、孝德紀同、按麟或作驎、見左傳及穀梁傳釋文、故麒亦連驎字從馬、遂與騏馬字混無別、演繁露云、唐以騏驎名馬廐、驥者馬之有德者也、騏則馬之毛色也、名廐之意、蓋兼取祥麟德驥、以重其事也、字既改而從馬、則失其本意矣、不獨唐廐之誤如此、世凡援麒麟以比者、皆書爲騏驎、人亦不察也、○中略 隋書云、瑞應圖二卷、瑞圖讃二卷、梁有孫柔之瑞應圖記、孫氏瑞應圖贊各三卷亡、唐書云、孫柔之瑞應圖記三卷、熊理瑞應圖讃三卷、崇文總目、有顧野王瑞應圖三卷、今並無傳本、不知此所引何氏書、按宋書符瑞志云、麒麟者仁獸也、牡曰麒、牝曰麟、其文與此全同、則彼蓋依瑞應圖也、說文、麒仁獸也、麋身牛尾、一角、哀公十四年公羊傳、麟者仁獸也、上林賦張注、雄曰麒、雌曰麟、皆即此義、又按說文又云、麐、牝麒也、麟大牝鹿也、麐麟二字不同、爾雅亦云、麐麕身牛尾一角、而經典多借麟爲麐、故玉篇廣韵皆以爲一字、

〔延喜式 二十一 治部〕祥瑞

麟(仁獸也、麕身、羊頭牛尾、一角、端有肉、○中略)　右大瑞

〔日本書紀 二十九 天武〕九年二月辛未、有人云、得麟角於葛城山、角本二枝、而末合有宍、宍上有毛、毛長一寸、則異以獻之、蓋麟角歟、

駱駝

〔倭名類聚抄 十一 牛馬〕駱駝　本草駱駝(洛駝二音、良久太乃宇萬、)周書云、驝駝(駝即駞字也、驝音卓、字亦作馲、即駱駝也、)有肉鞍、能負重致遠者也、

〔箋注倭名類聚抄 七 牛馬〕原書獸禽部下品載六畜毛蹄甲云、駱駝毛尤良、此蓋引之、○中略 駝俗駞字、驝同、馲並見廣韻、按駱駝、古作橐佗、後從馬作橐駝、上林賦注、韋昭曰、背上有肉似橐、故曰橐駝、或作驝駝、慧琳音義引古今正字、驝駝二字並從馬、驝音託、故或從託省聲、作馲駝、爾雅釋文引字林云、馲駝似鹿而大、肉鞍、其音轉訛爲洛、廣韻、馲他各切、又盧各切、故又從洛省聲、作駱駝、遂與白馬黑鬣之駱

字、混無別、○中略逸周書十卷、撰人缺、原書王會解云、正北空同、大夏、莎車、姑他、且略、豹胡、代翟、匈奴、樓煩、月氏、孅犂、其龍、東胡、請令以橐駞白玉野馬騊駼駃騠良弓為獻、只有橐駞字、無有肉鞍以下文、按慧琳音義云、周書王會、正北以橐駝為獻、顧野王云、背有肉鞍、能負重、善行致遠也、蓋慧琳源君、倶就玉篇引周書、源君又誤併顧氏之言、為周書之文也、

〔本朝食鑑 十一獸〕駝○中略

集解、源順曰、有肉鞍、能負重致遠者也、必大○平野按、近世阿蘭陀獻之、其形色與李時珍說同、然未試負重行遠也、

〔百品考 下〕獨峯駝

本草綱目、李時珍曰、土番有獨峯駝、西域傳云、大月氏出一封駝、脊上有一峯、隆起若封土、故俗呼為封牛、亦曰犝牛、

文政四年蠻船雌雄ヲ載來ル、形チ牛ニ似テ大ニ、高サ八尺許、頸至テ長シ、羊首ニ似テ恰好ヨリ小ナリ、目上ニハ毛長ク聚テ髻ノ如シ、口ハ下唇微シク長シ、前齒ハ下ノミニシテ、上齦ハ齒ナシ、奥齒ハ上下共ニアリ、草食シテ牛ノ如ク齝(ニシカム)モノナリ、全身蒼褐色ニシテ、各別長毛ナシ、尾ハ豬ニ似テ本ハ短毛ニシテ、末ニ長キ毛アリ、脚ハ三節ニシテ他獸ニ異ナリ、背ニ肉峯一ツアリ、大ナル瘤ノ如シ、峯上ニ長毛アリテ四方ニ垂ル、蹄ハ肉ニシテ指頭ニ小爪アリ、牛馬ノ足ニ異ナリ、性至テ柔順ニシテ、能人ニ馴ル、糞ハ至テ小ニシテ圓ク、枇杷ノ大サナリ、卽獨峯駝ナリ、異ノ駝ハ背上ニ肉峯二ツ隆起ス、自然鞍ノ形アリト云、

〔橐駝考〕橐駝(たくだ)　駱駝(らくだ)　馲駞(たくだ)　又犦牛(ほくぎう)　犎牛(ほうぎう)　封牛(ほうぎう)封は音峯、また犎に作る、　犝牛(やうぎう)

橐駝は正名なり、駱駝の駱は橐(たく)と聲ちかきが故に訛(あやま)れるなり、馲は橐と同じけれども俗字なり、犦牛以下は同物異名なり、其名の出るところは、下文の引證を得て知るべし、橐はもと橐囊の橐

にて、鄭玄が詩箋に、小なるを橐といひ、大なるを囊といふの橐なり、橐裝と連言すれば、直に旅の行裝荷擔の事になる、公劉の于橐于囊とある則旅行の事なり、駝は汎く六畜に物を負はするの稱なり、漢書には駝を佗に作り、一馬を以て自ら佗負す（趙充國が傳に）とあり、されば橐駝の名は、此獸に（牛に非ず、馬にあらず、別に一種也、）もと健勁の性質ゆへ、遠方へ物を負はせて搬運せしむるの義と云るべし、駝とはかりにて橐駝のことなり、ずへに掲るを見て知るべし、いま荷物を幾駄（則駝の字）といふも、橐駝よりきたるなり、駱は絶て駝と關からず、（唐の懿宗咸通十二年同昌公主を葬る時に、其柩を舁きたる人夫に、酒餅餤四十橐駝を賜りし事あり、是俗世稱謂の起りなるべし、）

〔武江年表　八〕文政四年辛巳六月、長崎より百兒齊亞國の産、駱駝二頭を渡す、閏八月九日より、西兩國廣小路に出して看せ物とす、（壹名カメエル、又トロメテリスと云とぞ、（中略）肉峯は一ツにして、しかも高し、足は三ツの節ありて、三ツに折る、高九尺長二間、牡八オ牝七オといへり、）○下略

〔視聽草　初集二〕駱駝　一名カメエル

凡長サ三間、高サ九尺、總身黃色、亞面利迦船積渡、（船主姓名ステワルト○圖略）右ノ獸ハ紅毛國ニテ、百姓家ニ飼置、田畑ノ用ニツカウ、或ハ官人遠見ノ車ヲヒイテ、足ハ三ツニヲレリ、道ヲ行事一日ニ百里ヲ走ル、荷ヲ積時、初膝ヲ折、重サ千斤ニ及ビ足ヲ立ツ、食スル時一度ニ大食シ、四五日ハ物ヲ食セズ、ヤサシキケモノナリ、享和三年癸亥七月來リケレドモ、コンハヤア手印無キニ依テ、彼國へ積返シ、文政四巳ノ年江戸ニ來ル、○中略

狂歌　加茂季鷹

首はつるからだは龜にさも似たり千秋らくだ萬ざいらくだ○中略

眞顏

からうたを出てらくだもたんざくの三つにおれたるあしはらの國

獺

〔雲錦隨筆 三〕文政四年辛巳六月下旬、阿蘭陀國より駱駝牝牡を持渡る、同五年浪花難波新地に於て觀物とす、實に往昔より未だ渡らざる珍獸なり、一說に、亞辣比亞國の內黑加の產なりといふ、牝四歲牡五歲、高さ九尺長さ二間、其頭羊に似て頂長く耳垂れ、脚に三の節ありて三に折れ、背に肉峯ありて瘤のごとし、其聲圖(かつ)と曰ふ、其物喰ふこと一度に飽まで喰ひ、四五日食せず、其性寒を喜び熱を惡む、其糞烟直くに上つて狼烟の如し、其力よく重きを負ふこと千五百斤に至る、一日に百里行事最安し、又よく土中の水脈を知るといふ、本草綱目に云、駱駝は西北番の界にあり、野駝、家駝あり、其色、蒼、褐、黃、紫、數品あり、其性寒に耐へ熱を惡む、故に夏至に毛を退く、盡るに至つて毛を氈に作るべし、能く泉源水脈風候を知る、凡伏流して人の知らざる所を、駝泉脈を知て足を以て地に跑す、これを掘れば必ず水ありと云々、

〔槖駝考〕序

書云、珍禽奇獸不育于國、是概指無用異物、苟有所用、則夫夏翟大龜熊羆狐狸儼然列禹貢之典、聖人固不賤焉、國家盛德、遠夷時貢厥方物、客歲窩蘭舶、載駱駝牝牡各一隻至于長崎、今茲來之江戶、觀者爲群矣、蓋其性馴善負重行遠、又能知水脈風候、乳汁可以充藥物、而其矢焚之煙氣直上、可以爲烽火、有用如此、其孰賤之、故余抄出古人言及此者若干、則欲以示世、書賈某聞之、乃持槖駝考者一卷來請余訂正、余乃校閱、又書所得於上標、更辨以蘭子圖及吉雄子所贈余番篆題字、促之上木、是豈特爲一異獸哉、亦竊所以欲昭國家之德之致于天下後世也、

文政七年歲次甲申秋九月之日　　　　　　　　　譔于好問堂中北窻下北峯山崎美成

〔本草和名 十五獸禽〕獺肝(仁諝音、他末反)、獱獺(仁諝音頻、出陶景)、猵(貌如狐、出崔禹)、和名乎曾、

〔倭名類聚抄 十八毛群名〕獺　兼名苑注云、獺(音脫、和名乎曾)、水獸、恒居水中食魚爲粮者也、唐韻云、獱(音頻)獺之別名也、

〔箋注倭名類聚抄七獸名〕今俗呼加波宇會、○中略 按説文云、獺如小狗也、水居食魚、文選羽獵賦注、引三蒼解詁云、獺似狐青色、居水中食魚、彙名苑注蓋本之、埤雅、獺似狐而小、青黑色、膚如伏翼、本草衍義、獺四足俱短、頭與身尾皆褊、毛色若故紫帛、大者身與尾長三尺餘、居水中、出水亦不死、亦能休於大木上、○中略 廣韻同、孟子注、呂氏春秋孟春紀注、淮南主術訓注、並云、獺獱也、廣雅、獱獺也、皆與此義同、按説文、猵獺屬、又載獱字云、或从賓、云屬則類獺而異者也、太平御覽引博物志云、獱頭如馬頭、腰以下似蝙蝠、毛似獺、大可五六十斤、上林賦、踏獱獺、李善注、引郭璞三蒼解詁曰、獱似狐青色、居水中食魚、陶隱居曰、獺有兩種、有獱獺、形大頭如馬、身似蝙蝠、然則廣雅以下諸書統言之、説文本草注析言之也、漢書楊雄傳注云、獱小獺也、又與陶説異、

〔類聚名義抄三犬〕獺音脫、チソ、　獱俗

〔下學集上氣形〕獺（カワウソ）老而成河童者

〔日本釋名中獸〕獺（カハウソ）　河にありておそろしき物なりと云意

〔東雅十八獸〕獺ヲソ　義不詳、倭名鈔に彙名苑を引て、獺ヲソ水獸、恒居水中食魚者也と注せしは、即今俗にカハヲソといふ是也、カハヲソとは即水獺也、海獺に對しいふ也、古語にチスシといひしは、可長之謂也と見えたり、長憶なチソルといひし則是也、チスシといひ、カスシといひ、チソといふ、並に語の轉じたりける也、水獸の長ろべき者なるをいひしと見えたり、

〔本朝食鑑十一獸〕獺

釋名源順曰、和名乎曾、唐韵曰、獱獺之別名也、今俗呼加和字曾、

集解、獺狀似小狐及狗、而短頭與身尾皆平褊、毛色青黑、膚如伏翼、長尾四足、水居食魚、川岸塘邊或巖石間爲穴、毎遊水上、時獵人以砲而斃、若放犬而逐之、獺性捷勁、牙齒堅鋭、而反囓殺犬者亦多、又設一匱于水際、匱之一口綴銅線、如網而塞之、一口作機、獺入則鎖之、機之前後置魚爲餌、謀以捕之、此法民間輕易有便捕之、春時生子、相引遊岸、凡魚冬春不倚岸、不泛波而入深淵、入潭底者怕寒也、夏秋不潜

穴、不沈池而躍流浪、泳潮波者喜暖也、故獺亦多春江海無食湖池求餌而易棲、夏秋江海求餌、湖池無食而不便、於是捕獺之人可詳察之、水邊之人常有能察獺之來居、而捕之者、先預緩歩獺之棲處、細窺獺之通路曰、此地有獺三頭或四五頭、而入夜潛行捕獺、必應所先言之數、一無漏脫、其精巧可謂妙爾、或曰、鯔魚老化爲獺、其狀亦相似、鯔魚腹中有臼子、獺胸下亦有臼子、是其證也、然雖未詳之、物之變化無窮、則非無此理焉、

〔和漢三才圖會 三十八獸〕水獺かはうそ　水狗略○中

獺肉甘鹹寒　治疫氣溫病及牛馬時行病、女子經脈不通、大小便秘、但熱症宜、冷症不佳、

獺肝甘溫有毒、但肉寒肝溫、　諸畜肝葉皆有定數、惟獺肝一月一葉、十二月十二葉、其間又有退葉、用之者須驗、治虛勞咳嗽傳尸病、以肝一具陰乾爲末、水服方寸匕、日三、以瘥爲度、

獺膽苦寒　治眼翳黑花飛蠅上下、視物不明、入點藥中也、又以獺膽塗盃唇、使酒稍高于盞面、

按、獺溪澗池河之淵灣、或巖石間爲穴、出食魚、遊水上時以砲擊取之、性捷到牙堅、故鬪犬却嚙殺犬、或云、老鯔變成獺、故獺胸下亦有肉臼、又鮎變成獺、但鯔變者口圓、鮎變者口扁也、人有見其中分變者、鯔則海魚、若謂江海獺乃鯔之變、溪湖獺乃鮎之變、則可矣乎、恐俗說也、

獺皮　作襖及履屧、產母帶之易產、毛甚柔軟微似海虎而毛短、形小不堪用、

〔本草綱目譯義 五十一獸〕水獺　カワヲソ　カワウソ訛　ヲソ和名抄　カふブソ周防

是ハ水邊ニイル魚ヲ食フ、泉水ニツキ害ヲナス、側ニ木芙蓉ヲ植レバ害ヲサクト云、諸魚ヲ食フ也、別テボラヲ好テ食フ、シクチボラヲミルトキハ、處ヲサケズ之ヲトルト云、ヨク形ボラニ似タリ、シクチボラガ水獺ニ化スルト云ハ俗說アリ、毛和ラカニシテ害也、裘ニシテ、上品、アカツカズト云テ唐ニ貴ム、藥用ニハ肝ヲ用ユ、癆瘵藥ナドニ用ユ、　一名　採菱女法言　獱　猵通雅

〔延喜式 三十七典藥〕諸國進年料雜藥

下總國卅六種〈〇中略〉獺肝二具〈〇中略〉美濃國六十二種〈〇中略〉獺肝三具〈〇中略〉越中國十六種〈〇中略〉獺肝二具〈〇中略〉播磨國五十三種〈〇中略〉獺肝二具〈〇中略〉備中國卅二種〈〇中略〉獺肝三具〈〇中略〉備後國廿八種〈〇中略〉獺肝三具

〔紀伊國續風土記 物產十下〕水獺〈ヲソ〉〈本草和名乎曾、康賴本草加和於曾、和名二字疑ふべし、〉 各郡川澤池溏に多し

〔嬉遊笑覽 十二 禽蟲〕嘉多言に、獺をかはうそと云は、苦しかるまじき歟、をそのたはれ尾とよめり、此けだ物、尾をふりて人をばかすといへり、世俗に僞をうそといふこと葉も是より起れりと云り、今うそつき彌二郎歟の中で屁をひつたと、童のいふことも是よりなるべし、嘉多言に、をそのたはれ尾とよめりとは、萬葉をいへるなんめれど、それは於曾の風流士とよみて、おそは癡鈍の義にて、オヲとかなもたがひたり、たはれをは風流士にて、獺の尾にはあらずされども今の諺は件の間違ひたる說を取べし、

山獺

〔重修本草綱目啓蒙 三十四 獸〕山獺 ヤマヲソ 陰莖、一名山獺莖、〈本經逢原〉 插翹春〈廣東新語〉

和產詳ナラザレドモ、字ニヨッテ從來ヤマヲソト訓ズ、今能州ニヤマヲソト呼ブモノアレドモ、水獺ノ一種虎斑アルモノニシテ、別ナリ、山獺ノ陰莖ヲ藥用トス、一枚直金一兩ト云、華夷鳥獸考ニ、一枚直黃金數兩、人得其一、則立可致富ト云フ、廣東新語ニ、其以猿爲雌者、插翹山獺也、語曰、猿鳴而獺候、莊子曰、猿猵狙以爲雌、言非獺爲牝牡也、鄺氏云、山獺性淫而無偶、猺女采樵歌歗爲猿聲以誘之、山獺聞之、卽躍抱猺女、因扼殺之ト云フ、

海鹿

〔倭名類聚抄 十八 毛群名〕葦鹿 本朝式云、葦鹿皮、〈和名阿之加、〇〇見于陸奧出羽交易雜物中、本文未詳、〉

〔箋注倭名類聚抄 七 獸名〕延喜民部式下、載交易雜物、陸奧出羽二國並有葦鹿皮、今本式誤衍、作鹿革鹿皮、日本後紀弘仁元年公卿奏言、引大同二年下彈正臺例、有獨射犴葦鹿豲䝙皮等一切禁斷之文、〇中略 按本草拾遺云、海獺、大如犬、脚下有皮、如人胼拇、毛著水不濡、是可以充葦鹿也、

〔書言字考節用集 五 氣形〕海驢アシカ 海獸、見二博物志一、海鹿 同 俗字、順和名作二葦鹿一、海獱 同 俗又用二此字一、謬乎、宜レ考二博物志一、

〔東雅 十八 畜獸〕鹿シカ　倭名鈔に、○中略 また本朝式を引て葦鹿はアシカ、陸奥出羽交易雜物中に見ゆ、本文未詳といひしは、左思呉都賦に見えし潛鹿、異物志に見えし鹿魚の類、其形鹿の如くなる海岸蘆葦之間にあるをいひし也、卽これは海獱といひしものと見えたり、葦鹿といふもの、東北海中にあるのみにも限らず、西南海中にもある也、出雲國風土記に、葦鹿社葦鹿坂等ありと見えたり、海獱は博物志に、頭如レ馬、自レ腰以下似二蝙蝠一、其長似レ獺、大者五六十斤と見えたり、舜水朱氏も、アシカは海獺也といひしといふ也、海獱は卽海獺の大なる也、是等の外東海海中にある水獸尙多かり、

〔倭訓栞 中編 一 阿〕あしか　本朝式に葦鹿と書り、されど海鹿の義なるべし、正德の韓使に一醫此物を尋けるに、彼國にいふ海鹿也とことふとぞ、呉都賦にいふ潛鹿、博物志にいふ海獱也といへり、駢驪騮駁の數品ありといへり、島嶼に出てよく眠るもの也、群中に一は眠らずして護ること、雁奴の如しといへり、紀の日高郡西南の海中に葦荒島あり、年ごとに秋より冬に至り、多く波島に來りて岩上に眠るといへり、

〔本朝食鑑 十一 獸〕葦鹿 訓如レ字
集解、葦鹿亦水獸也、出レ自二奥之南部津輕松前及蝦夷一、狀類二狗狐屬一、頭面亦似レ狗、其色黃赤帶二青黑一、遍身有二短毛一、眼淺青鼻尖黑、有二硬鬚數莖一、長六七寸、上下臉黑、身小如レ猫、前足在二臆後一、而似二大鰭一、後足在二尾前一、色黑赤、如二木筆花片一、其走輕疾、入レ水食レ魚、性好レ眠、每居二巖頭一而鼾睡、故以二人之好睡者一比二葦鹿一、狀大者爲レ雄、小者爲レ雌、土人以二鋒刺一之而煮食、其味亦稍佳、豆相房上總之海濱亦希有レ之、
肉、氣味、古謂 甘熱無レ毒、主治未レ詳、

〔和漢三才圖會 三十八 獸〕海獺うみうそ　川獺海獺山獺之三種有レ之　卽是此云海鹿也、重二出于後一、○中略
按、海獺處處有二海中一、狀獸與レ魚相半者、其大者六七尺、頭面至レ肩類二牝鹿一、而耳小眼大、有二利齒一、背身毛細密而短、微赤土器色美、兩鬐末黑似レ手、是以下腹大肥、尻窄有レ尾、長二寸許、似二龜尾一而黑、夾レ尾有レ鬐、黑色

縱有五跱、近耑前一寸許處、有黑刺瓜、欲立行則開擴之以爲足、出肩以上於水面則似獸也、欲潜遊則窄伸之如魚尾然、〇中略

海鹿 阿之加

按、海鹿卽海獺也、但本草謂頭如馬者差耳、紀州有海鹿島、多群居、每好眠上島上鼾睡、唯一頭擡四方、若漁舟來則誘起悉轉入水中、潜游甚速而難捕、其肉亦不甘美、唯熬油爲燈油耳、西國處處亦有之、其聲略似犬、如言於字、蓋海獺海鹿一物重出、備考合、

〔本草綱目譯義 五十一獸〕海獺 ウミヲソ　ウミウソ誤　ツミカブヵ　アシカイヨ筑前　トヽノトミチ紀州、古訓日本紀、

是海中ノ獸也、水獺ニ似タリ、細長クシテ丸クコヘテアリ、大テイ長サ四五尺、又一丈ニナルモアリ、多ハ四五尺、頭モ水獺ノ如ク口尖リ出、全身短キ毛アリ、和ラカ也、青黑シ、シキ皮ニスル、耳小也、口ワキニ長毛アリ、犬也、アタマノ次、左右ノヒゲアル處ニ長キヒレアリ、長サ一尺巾四五寸厚キモノ、尾ハ獸ノ尾ノ如ク至テ小也、夫故カクレテ見ヘズ、其下ニヒレ左右三ツアリ、前ノヒレト同シテ、巾廣シテ末ニ爪五ツナラビ、其末指ノ如ク五ツニ分ル、此獸爪ヨリ先ニ指ノ形ノモノアリ、此獸ハ海中ヨリ群リ上ル、石上ニチムル也、其內ニ一疋寢ズノ番ヲスル、舟近ヨレバ鳴テワキヲヲコシテトビ込也、海中ニテヲヨグハ、カラダ半身以上水上ニ出テオヨグ、夫故浪立也、冬ハ鹽ニヒタシ持來リテ、松前ノヲツトセイト僞ル、奧州ニテハヲツトセイハ希也、

〔日本後紀 二十一嵯峨〕弘仁元年九月乙丑、公卿奏言、〇中略去大同二年八月十九日下彈正臺例云、雜石腰帶、畫飾大刀、及素木鞍橋、獨射犴韋鹿猣麂皮等、一切禁斷者、〇下略

〔延喜式 二十三民部〕交易雜物

陸奧國 葦鹿皮、獨犴皮數隨得、〇中略　出羽國 熊皮廿張、葦鹿皮、獨犴皮數隨得、

〔紀伊國續風土記 物産十下〕海獺(アシカ) 本草、和名抄に阿之加、又引本朝式葦鹿、形膃肭獸に似て小なるは長サ五六尺、大なるは一丈二三尺に至る、頭小く口尖り、齒牙犬の齒牙に似たり、目は大にして、耳至りて小く、吻に鬚巨く長し、全身短毛アリ、常品は其毛茶褐色なり、又白色黑白雜色蒼黑色等もあり、左右の前鬐に爪あり、末に岐あり、尾は獸尾の如く至りて小く、尾を挾みて又兩鬐あり、これにも爪五ツありて、末は分れて指の如し、皮は韉とし、或は馬具に用ひ、或は荷包の類に製す、肉は脂くして味佳ならず、本草綱目に主治を缺く、時珍食物本草に、味鹹甘平無毒、食之消腫及瘰癧邪氣結核といへり、又皮肉の間に脂膏多し、よく金瘡を治す、

海部郡衣奈庄大引浦の海中に、周百四十間餘の小島あり、往年より葦鹿島といふ、此島へ海獺每年秋の土用前後に來り、春の土用前後には何所にか歸る、每に人なきを窺ひて、此島上に出て、十四五尾より多きときは二三十尾も群遊す、若人を見れば忽鳴て群集りて海中に飛入る、海中を行く時は半身を水上に顯はし、疾く潮を飛し行く、甚畏るべき狀あり、官より命じて鳥銃をもて打捉しむ、世人慢りに獲る事許さず、

〔夫木和歌抄 三十三 船〕家集寄舟獸　えぞふね　源仲正
わが獸はあしかをねらふえぞ舟のよりみよらずみ浪間をぞまつ

〔書言字考節用集 五 氣形〕魚 毛詩註、獸名、似猪、東海有之、其皮背上有斑文、胡獱 同

〔本朝食鑑 十一 獸〕膃肭臍 ○中略
附錄、登止(トヽ)、土人所謂葦鹿之大者也

〔和漢三才圖會 三十八 獸〕胡獱　海驢 夫木集 別有海驢與此不同　胡者夷之名、獱者大獺之名也、俗云登土
按、胡獱松前海中有之、形色氣味、共似膃肭獸而大也、但以齒辨之、膃肭下齒二行、胡獱齒如尋常、好眠、常寢於水上、亦奇也、本草所謂海獺出於前一種乎、蓋海獺膃肭、阿茂悉平、胡獱之四種、同類異物也、特以膃肭人賞之、故以胡獱僞充膃肭獸、

〔蝦夷島記〕蝦夷島より出るもの品々
一トヽノ皮

〔釋日本紀八述義〕海驢皮

大問云、此何物哉、先師申云、驢者海馬也、

〔古事記上〕豐玉毘賣命〇中略白其父曰、吾門有麗人、〇彥火々出見命爾海神自出見云、此人者天津日高之御子虛空津日高矣、即於內率入、而美智皮之疊敷八重、亦絁疊八重敷其上、坐其上、而具百取机代物、爲

御饗、

〔古事記傳十七〕美智ノ皮、書紀に海驢と作て、此云美知とあり、釋に海馬也と注し、（海馬は漢名なり、本草に、陳藏器曰、海驢海馬等皮毛在陸地、皆候風潮、則毛起、）口決には、海驢之皮在陸、而潮滿則自起、毛とのみ云て、其物のさまは云ず、建長八年百首に、衣笠內大臣、我戀は海驢の寐流れ寤やらぬ夢ながら絶やはてなむ、（夫木集に出ヅ）紀ノ國人の云く、今紀の海に阿志加と云物あり、其處にて昔より字には海馬と書來れるよし、日高郡の海中に阿志加島と云島のあるに、年每の秋冬のころ多く來て岩上に睡り、又波上に浮びながらも熟睡て、凡て寤ることの遲き物なり、大きなるは長さ一丈許なるもあり、足は無くて水搔の如くなる物あり、此物西國の海にもあるなり、和名抄に葦鹿と云物を載て、本文未詳と云るせり、思ふに是海驢なるべしと云り、（或人は、阿志加は本草綱目に海獺とある物なりと云り、）或書には、山東志曰、海驢出文登海中、狀如驢、常於秋月登島產乳、其皮製爲雨具、水不能濕、今按に海中に登臘と云物あり、岩屋の內に上り、よく睡る物なり、皮は馬具に用ふ、其首馬に似て、大さは小馬ばかりなり、これ海驢なるべし、陸奧松前蝦夷、又國々の海邊にも稀にあるなりと云り、（本草綱目に、東海島中出海驢、能入水不溺、）又或人の云く、今も北海に海驢あり、其皮潮滿れば柔に、潮干れば枯る、今も敷皮にするなりと云り、右の說どもの內、何れか正しく美智に當るべき、（かの紀ノ國人の云る阿志加と、或書に云る登臘とは、一ツ物の地によりて名の異なるか、はた別物か、なほよく尋ぬべし、相違からぬ物とは聞えたり、又近き年西國の海にて獵れりとて、水豹と云物を觀せ物にしたる、長さ三尺許ありて、阿志加のたぐひなる物と見えたり、こは已に正しく見たる物なる故に云なり、水豹と云名は新にみだりに著たるなるべければ、依るに足らざることなり、）今世にも美智と云名の遺れる地

海馬

水豹

ねつふ

は無きにや、尋ねて定むべし、

〔日本書紀二神代〕一書曰、〇中略是時海神自迎延入、乃鋪設海驢皮(ミチノカハ)八重、使坐其上、〇中略

一云、〇中略海驢此云美知、

〔夫木和歌抄三十六雜〕建長五年百首　衣笠内大臣

わが戀は海驢のねながれさめやらぬゆめなりながらたえやはてなん

〔南島志下物產〕亦多鱗介、則海出白魚、亦名海馬、馬首魚身、皮厚而青、其肉如鹿、人常喫之、

〔倭名類聚抄十八毛群名〕水豹　文選西京賦云、搤水豹、和名阿佐良之

〔類聚名義抄四獸〕水豹アサラシ

〔運步色葉集阿〕水豹(アザラシ)

〔本朝食鑑十一獸〕膃肭臍〇中略

附錄、〇中略水豹(アザラシ)源順訓阿佐羅志、此亦葦鹿膃肭之類歟、小笠原家以皮爲射韝之具、松前蝦夷海上有之歟、

〔和漢三才圖會三十八獸〕水豹　和名阿左良之

本綱、豹有水陸二種、而海中豹名水豹、文選西京賦謂搤水豹者是也、

按蝦夷海中有水豹、大四五尺、灰白色有豹文、剝皮販于松前、其皮薄、毛短而不堪用、

〔奥州後三年記上〕永保三年の秋、源義家朝臣陸奥守になりてにはかに下れり、眞衡まづ戰の事を忘れて、新司を饗應せん事をいとなむ、三日厨といふ事あり、日毎に上馬五十疋なん引ける、其外金羽、あざらし、絹布のたぐひ、數しらずもてまいれり、

〔台記〕仁平三年九月十四日庚子、去々年厩舍人長勝近貞、爲使下向奥州、先年可增奥州高鞍庄年貢之由、禪閤〇藤原忠實被仰、基衡〇中略水豹皮五枚、

〔本朝食鑑十一獸〕膃肭臍〇中略

膃肭臍

附錄、登止、中略別有覇津不者、此亦大抵類于登止、葦鹿、自古剝皮去毛、作革而販之、遺弓馬之飾、本朝式奥羽貢葦鹿皮、亦此類乎、

〔和漢三才圖會獸三十八〕覇豆布

按此亦蝦夷海中有之、大四五尺、黑色毛短疎、其皮薄不堪、爲鞾、止爲毛履、或爲鞍飾、亞熊障泥、然不上品、

〔大和本草獸十六〕海豹〇中略　チツフト云モノアリ、是海豹ノ類ナルベシ、

〔蝦夷島記〕蝦夷島より出るもの品々

一チツフノ皮

〔書言字考節用集氣形五〕膃肭臍海狗外腎也、連臍而取之、故云爾、詳本草、　膃肭一統志、海獸似狐脚高如犬、走如飛、其腎名膃肭臍、骨狗本草　海狗同上

〔本朝食鑑獸十一〕膃肭臍

釋名俗訓乙土世伊、然本邦未用臍、事詳于下、

集解、奥之松前海上取之、南部津輕海上亦有、狀似葦鹿而色灰黑、有大小雌雄、雌多雄少、其牙齒有內外二重、常棲海底最深處、或遊淺海、時獵乘小舟、謀而捕之、在水底者、以鋒刺而獲之、若居巖上者、弓砲而斃之、或謂每棲海底金多處、潛匿難得、此惡暖好冷之故乎、夏月最然、若欲捕之、用長繩著鐵鉤、搜覓而懸得之、膃肭性甚過淫、雌最多慾、故世俗專爲助陽之物、而貪嗜之、凡雌雄同形色難辨、捕之以其陰莖之有無、知雌雄之別、五六月產子、此時必乘北風而泛于海上、每食潮泡及小鰯爾、本邦惟知採陰莖、未知取臍、是據與陽壯氣也、其臍之功亦不可劣乎、予平野必大常欲得臍、而覓松前南部之人、未能得之、頃聞土人謂、膃肭獸臍兼陰莖甚迥、故取陰莖時必損臍全無、予謂是雄也、其雌必有臍矣、今食肉者、生食味尤美多脂、臆食則腥臊不佳、但病家與未醬同煮啜其汁也、

肉、氣味、古謂甘大温無毒、腰者甘鹹有微辛、　主治、陰痿精冷、腰痛脚弱、小便頻數、

〔和漢三才圖會獸三十八〕膃肭臍　骨豽　海狗　肭豽貀三字同、胡人呼之曰阿慈勃他佣、

本綱、膃肭臍、諸説匾多、女直國、撒馬、兒罕、朝鮮、突厥國等北海有之、又如三佛齋國、南海亦有之、毛色似狐、尾形似魚、足形似狗而無前兩足、呼其外腎曰臍者、連臍取之也、

膃肭臍 甘大温 補中、益腎氣、暖腰膝、又治驚狂癇疾、

按膃肭奥州松前海中有之、大者二三尺、全體魚類而有毛、乃此魚與獸半者矣、頭似猫而口尖、有眼鼻而無耳垂、止有小孔、其齒上一行、下二行、相雙長短齟齬、其尾有岐如金魚尾、而黑色耑各有五岐、其表中間有三針而堅似爪、其毛色似鼬毛而根稍黑、無手足而近尾兩脇有鰭蹼、而黑色宛如足然、此鰭而非足、本草諸註爲有足而無前足者、未見生者、臆見之誤也、有牡牝難辨、以外腎有無別之、其外腎長四五寸、大如小指、陰乾黑色、性好睡眠、土人以小者最美賞之、五六月生子、此時泛海上食小鰯、蓋外腎連臍取之、説亦不然矣、凡狗食之則毛脱、皮爛至死、以可知性大温也、其小者名阿毛悉平、虚寒人食其肉暖腰足、松前人以爲美饌、猶是肥前人嗜鼈也、

〔蝦夷志〕臨海志云、海狗頭似狗長尾、毎日出卽浮在水面、卽是膃肭獸、夷方所謂ヲットサイ、

〔本草綱目譯義〕獸五十一 膃肭獸

日本デアヤマリ、ヲットセイト云、奥州松前津輕ノ方ヨリ出、蝦夷ノ生也ト云、丸口鹽ヅケニ出スガ、松前ノ問屋ニアリ、形海獺ニ似テ四足ヒレ也、集解ノ説トハチガフ也、犬ノ如キ足ニアラズ、其向歯二重ニナルヲ膃肭獸トシ、一重ヲ海獺トス、冬ノ中ニヲットセイヲウル、多ク歯一重ニシテ皆海獺也、眞物奥州ニモ稀也、唐ニハ猶少シト云、集解、東海水中ニ出ト云ハ、先朝鮮日本ヲサス也、藥ニ膃肭獸外腎ヲ以テスルト云、故ニ一名海狗腎ト云、睾丸ノコトカ、必讀ヤ集解ノ説ニ云テアリ、然レドモ外腎ナリ、然ルニ日本ニハタケリト云テ、陽莖ヲ乾テ遣フコトニシテアリ、唐デハ外腎ヲトルニ臍ヲツケテトル也、故膃肭臍ト云フ、卽外腎也、膃肭ガ獸名也、ヲットセイト云テ、日本デハケモノヽ名ニスルアヤマリ也、本草ニハ外腎ノコトバカリアリ、肉ノコトナシ、日本デハ、藥

喰ニ、多ク內肉ヲ食フ、五福全書ニ、海狗、肉味鹹、性熱、無毒、主虛勞云々、此主治アレバ、食用ニシテモヨシトミユ、唐デハ膃肭獸ニアザラシヲ以テ僞ルコト必讀ニアリ、形ヨク似タリ、毛ノ斑點ニヨリ見分ルト云、アザラシハ毒アリ、海豹ガ和名アザラシノコト也、奧州カラ出ル、膃肭獸ノタケリト云ニ眞僞アリ、(メケリト云ハ陰莖ノコト也)眞物ハ一方ニ毛附テアリ、至タイ小也、七八寸、小ナルハ五寸バカリアルモアリ、

〔採藥使記 上 奧州〕照任曰、東海松前津輕南部ノ海中ニ膃肭臍ヲ產ス、其形面ハ猫ニ似タリ、口ノ兩方ニ鬚アリ、長サ三四寸バカリ、是亦猫ノ鬚ニ似タリ、齒ハ二行ニ生ジ、前足蹼アリ、後足ハ魚ノ尾鰭ノ如ク一所ニ節アリ、是髦ヲ鐵毗ト名ヅケ、土人常ニ食フ、他國ノ鯗鰹節ヲ用ユルガ如シ、背ノ毛ハ微黑色ニシテ虎斑アリ、頭上ニ穴アリ、毛ニテ陰シテ見ヘズ、陰莖ノ長サ二寸餘、是ヲ專ラ藥ニ用ユ、總長大抵二尺以來アリ、此外オットセイニ似タル物數多アリ、一ニ曰大面ハ狗ニ似タリ、二ニ曰ドンダリ、三ニ曰レップ、四ニ曰アザラシ、前足後足トモニ肉ヒレ如ク、其色黑シ、五ニ曰アジカ、卽是レ海獺ナリ、六ニ曰獵虎、ソノ形膃肭臍ニ似テ色黑赤シ、

光生按ズルニ、オットセイノ類アマタアリ、源君美ノ蝦夷志ニモ略アラハセリ、海狗トイフ物卽チ是レ膃肭臍ナリ、臨海志ニ曰、頭ハ狗ニ似テ每日水面ニ浮ブトイフ、

〔蝦夷國風俗記 四〕產物

膃肭獸 〇中略 膃肭ハエノ地、ヲシマ、マツマヘノ海中ニ在、夷人舟ニ乘テ射取ル最乏シ、諸國エ出ル物眞僞不可辨、

〔和漢三才圖會 三十八 獸〕獵虎(らつこ)　正字未詳

按獵虎、蝦夷島東北海中有島、名獵虎島、此物多有之、常入水食魚、或出島奔走、疾如飛、大如野猪、而頸短亦似猪頸、脚矮、島人剝皮待蝦夷人交易、其毛純黑、甚柔軟、左右摩之無順逆、有黑中白毛少交者、爲

一角

官家之禱、其美無比之者、價最貴重也、其全體無見生者、人以皮形察之耳、其皮送長崎、而中華人爭求、疑此本草綱目所謂木狗之屬也、木狗見于前、

〔蝦夷國風俗記四〕產物

蠟虎皮　松前ノ俗海驢ヲ魚ト云然ルニ字彙ニ魚、牛居切、音愚鱗物、其類多、又獸名似猪在東海、其皮可造弓鞬矢箙、詩象弭魚服、貴キ物ト聞レバ、若ハ唱違ニテ魚ハ蠟虎ノコトナルカ、蠟虎ハ火ヲ恐ル、人家アル所ニ不居、エゾ人年々ウルップ島エ行捕來、肉ハ食ヒ、皮ハ賣出ス、尤乏シ、

〔和漢三才圖會三十八獸〕一角はあた　うんかふる　巴阿多、宇無加布留、共蠻語也、疑此稱犀之通天者乎、

按宇無加布留、俗用一角二字、阿蘭陀市舶偶來而爲官物、尋常難得、其長六七尺、周三四寸、色似象牙而微黃、外面有筋畾畾如竿𥳑、至末一二尺、細尖而筋亦無之、微曲斜也、內有空穴、其穴徑四分許、價最貴、故以白犀角充之、其白犀角從交趾來、近年是亦希也　其色白不潤、長者尺餘、破之如竹、有禾理、外面無筋、見其全體則大異矣、

〔秇苑日涉十二〕獨角獸

紅毛蠻互市貨物、有烏爾鼓縷、此譯云一角、能解百毒、即獨角獸也、金鰲退食筆記、有獨角獸補子、南懷仁坤輿外記曰、印度國產獨角獸、形大如馬、極輕快、毛色黃、頭有角、長四五尺、其色明、作飮器、能解百毒、其銳能觸大獅、若悞觸樹、角不能出、反爲獅斃、又曰、印第亞其地多毒蛇、泉水染其毒、人畜飮即死、有獸名獨角、每日以角攪其水、人畜方敢飮、熙按犀之類有一角者、有二角者、一角者謂之兕犀、或謂之獨角犀、止似今一角矣、本草綱目曰、爾雅云、兕似牛、郭璞云、兕一角、嶺表錄異云、犀有二角、一在額上爲兕犀、一在鼻上爲胡帽犀、牯犀亦有二角、皆謂之毛犀、而今人多傳一角之說、時珍云、兕犀即犀之牸者、亦曰沙犀、止有一角在頂、洪武初、九眞曾貢之、謂之獨角犀、通雅曰、西域謂犀爲蝎伽、角爲咄沙犁、言一角也、或以爲骨咄犀、唐書地理志、河北道營州土貢、麝香、豹尾皮、骨咄志、雅堂雜鈔曰、伯幾云、今所謂骨咄犀乃蛇角也、以至毒能解毒、故云蠱毒犀、兩鈔摘腴作骨堀犀、輟畊錄、作骨咄犀、曰蛇角也、其性至毒、而能解毒、蓋以毒攻毒也、故曰蠱毒犀、唐書有古都國、必其地所產、今人訛爲骨咄耳、松漠紀聞曰、骨咄犀、不甚大、紋如象牙、帶黃色、作刀靶者、已爲無價之寶也、格古要論、作骨篤犀、曰色如淡碧玉、稍有黃色、文似角、扣之聲清越如玉、嗅之有香、燒之不臭、最貴重、能消腫毒、歷代小

雷獸
木狗

史、元劉郁西使錄曰、骨篤犀大蛇之角也、解諸毒、遼史、國語解、作骨咄犀、曰千歲蛇角、又曰骨篤納犀、未知然否、〓曰見紅毛蠻所畫一角圖、乃海魚而有角、前俯額上、狀頗奇異、姑記以備攷覽、

〔玄同放言　一〕雷魚雷雞雷鳥 並異形雷獸圖

雷獸は今も目擊するものあらん、その狀、小狗に類して灰色なり、頭は長く、喙半黑し、尾は狐の如く、利爪鷲の如しといへり、雷震記に圖するもの、信濃地名考に說くところ、大抵相同じ、又一說に、首尾は獺に似て、狀鼯鼠の如く尾と共に長サ三尺に過ぎず、全體鎌狐の如しといへり、種類一同ならぬものにや、越後名寄 天象一 參補亦云、安永中、雷隕于村松城之士家、而獲獸、大如猫、其形亦略相似矣、其毛灰色而有光、日中之後、帶黃赤色、如金、腹毛逆生、毛末有岐、天晴則終日垂首如眠、陰晴風雨之日、則有可恐之勢矣、此獸打傷足、而不能升騰、是以被獲焉、瘥之後、土人放之矣、按蓋雷隕之處、往往見此獸、此獸在於三國嶺、河內山中、飯豐山之中、雲下掩山中、則乘之升騰、而奔走雲中、從雷墜隕地、土俗名之謂雷獸といへり、これらは見聞のひとしからざると、おの〳〵譬を取るのおなじからざるにもやあらん、此に墜つるもの小狗の如く、彼に獲らるゝもの獺の如く、猫に似たらんは、いよいよいぶかし、深山の怪獸、臆度をもて辨じがたし、姑く異同を擧げて、後勘の爲にす、唐山にも〓 音雷 といふ獸あり、正字通 巳集上 〓字下云、俗鼺字、舊說引說文、鼠形云々、一名鼯鼠、一名飛生といへり、鼺、玉篇 音壘 非、これに由るときは、鼺は和名むさゝびといふものなり、されども續字彙補 巳集 補音義云、〓力追切、音雷、獸名、其形似狸といへり、かゝれば、是國俗の所云雷獸の類なるものか、亦その雷に從ひて昇降するや否をしらざるのみ、又一種、雷獸の首、鼠に似たるものあり、そはある人の藏弄せる臨本にて見き、寫眞なりといへり、又近ごろ越の後なる一友人より、異形なる雷獸の畫圖一頁を獲たり、その圖說に云、元祿年間、夏六月中旬、越後國魚沼郡、妻有つまりの近村、伊勢平治村なる觀音堂の邊、深田の中に陷りつゝ、竟に斃れし雷獸ありけり、當初袖の澤の里人、豐與といふもの、年十

五のとき、觀音詣のかへるさ、雨を長德寺(この寺觀音堂の邊にあり)に避けて、住持と共に、目擊せしといひ傳ふ、こはよに異なる雷獸なり、その形六足(前二足後四足)三尾なり、首は野猪に似て、長き牙あり、啄の長さ七八寸、尾の長さ啄とおなじ、足の長さ六寸餘許、爪は水晶の如く、鮮にして水搔あり、狼の如し、毛鬣三寸、その色蕉茶といふものに似たり、すべては身長狐とおなじ、眼するどく、形體にくむべし、今の畫圖は、小千谷(をぢや)なる法橋玉湖といふ畫工が總角のとき、(寶曆年間)祖父の話說に就きて圖したるを、復摸寫せしなりといふ、(○提要、文略)越後鹽澤なる鈴木牧之(通稱義三二)は素より好事の人なれば、余が爲に、件の圖說をうつしとりて、附郵して見せらる、牧之云、目今の事といふともそら言は多かるに、況て百とせあまりの事なれば、證とすべき人もなし、只彼玉湖は豐與が孫なり、畫をもて僕と、友垣結ぶこと久しくなりぬ、渠が總角のとき、祖父の云々といひしまゝに〳〵、圖したりとかいふめれど、虛實は定かならずといへり、牧之は老實人なれば、左か思ふこそことわりなれ、げに信けがたき事なれども、因にこゝに謄寫して、兒曹の觀に充つるのみ、よしやこの物よにありとも、その形みなこれならんや、六足三尾は、復あるべくもあらずかし、余これらの畫圖を見て、更に思ふよしあり、これ唐の李肇が所云、雷州の雷公と同類なるべし、

〔隨意錄 一〕或問雷何如物也、予(○冢田虎)曰、不知也、古人以陰陽之理論之、皆未以爲無疑也、謝肇淛云雷之形、人嘗有見之者、大約似雌鷄、肉翅、其響乃兩翅奮撲作聲也、此肇淛說尤怪誕耳、我方雷擊之時、有獸隨而墜、其所擊之處、壁牆樹木、多爬壞之、人每見之、嘗有捕之以畜者、予亦觀之、其獸大如犬、其狀似鼺昂鼻短尾、四足蹇而三爪、晴日則柔懦、雲雨則剛猛、又聞伯耆出雲二州、及日光之民、有獵雷獸、多獵之歲、則雷鳴少云、又寬政二年夏、江都西郊高井戶村、有雷擊、獸隨而墜、村中丁壯數輩、直持挺棒、以驅逐焉、終擊殺之、剝其皮、需之、其村民來語焉、

〔甲子夜話 八〕コノ二月十五日ノ朝、俄ニ雷雨シタルガ、鳥越袋町(○江戶淺草)ニ雷落タリ、處ハ丹羽小左

衞門ト云、人石千ノ屋敷ノ門ト云フ、其時門番ノ者見居タルニ、一火團地ヘ墜ルトヒトシク、雲降リ來テ火團ハ其中ニ入リテ空ニ昇レリ、其後ニ獸殘リ居タルヲ、門番六尺棒ニテ打タルニ、獸走ニゲ門續ノ長屋ニユキ、又ソノ次ノ長屋ニ走込シヲ、ソレニ住メル者、有合フ者ニテ抛打ニ爲タレバ、獸其男ノ頰ヲカキサキ逃失タリ、因テ毒氣ニ中リタルガ、此男ハ其マヽ打臥タリト、又始メ雷落タルトキ、カノ獸六七モ有タルト覺ヘシト、門番人云ケルガ、猫ヨリ大キク、拂林狗ノ如クニシテ、鼠色ニテ腹白シト、震墮ノ門柱三本ニ爪痕アリ、此事ヲ聞キ、行人群集シテ常々靜ナル袋町モ忽一時ノ喧噪ヲ爲シトナリ、其屋敷ハ同姓勢州ガ隣ニテ、僅ニ隔リタル故、雷落シ頃ハ別テ雨強ク、門内敷石ノ上ニ水タヾヘタルニ、火光映ジテ門内一面ニ火團飛走カト見エシニ、激聲モ烈シカリシカバ、番士三人不覺ウツ伏ニナリ、外向ニ居シ者ハ顏ニ物ノ中ル如ク覺ヘ、半時計ハ心地惡クアリタリト、勢州ノ家人物語セリ、

〔駿國雜志五十一〕雷獸

傳云、益頭郡花澤村高草山に雷獸と云獸あり、生温柔にして、よく晝寢し、覺るといへども眼見えざるが如し、雷鳴暴雨の日、雲に乘り、空中を飛行し、誤て落る時は、木を擘き人を害ふ、其猛勢當るべからず、其形猫の如く、鼬に類せり、總身の毛は亂生して薄赤く黑みを帶び、腹より股の邊りうす黃色の毛あり、髭はうす黑に栗色の毛交り、眞黑の斑ありて長く、眼は圓にして尖く、耳は少く立て鼠に似たり、爪は尖りて其先裏に曲り、尾は殊に長く四足の指前四、後に水かきの指一あり、頭より尾に到る長さ二尺餘、尾其半を過ぐ、是を撫れば甚臭氣あり、此獸聲なきにや、終に鳴を聞者なし、文化年中、狩人某火炮を以てうち獲る事あり云々、又云、雷獸は不二山及七郡の高山秀嶺にあり、悉く大ならず、

〔秇苑日渉三〕聽雷

下野相馬地方、有獸如狸、秋日伏地中、郷民入山發掘獲之、謂之驅雷(カミナリカリ)、獲獸多則明年雷少、按唐國史補曰、雷州春夏多雷、無日無之、雷公秋冬則伏地中、人取而食之、又云、與黄魚同食者、人皆震死、嶺南雜記曰、雷出英靈岡、秋日伏地中、狀如彘、或取而食之、五雜組曰、今嶺南有物、雞形肉翅、秋冬藏山土中、掘者遇之、轟然一聲而走、土人逐得殺而食之、謂之雷公、余〇村瀨栲亭謂此獸也、以其似雷故名之耳、彼天上雷公人得而食之耶、論衡曰、圖畫之工圖雷之狀、纍纍如連鼓之形、又圖一人若力士之容、謂之雷公、使之左手引連鼓、右手推椎、若擊之狀、其意以爲、雷聲隆隆者連鼓相扣擊之音也、其魄然若敝裂者、椎所擊之聲也、其殺人也、引連鼓相推並擊之矣、世人信之、莫謂不然、如復原之、虛妄之象也、因樹屋書影曰、雷澤有雷神、龍首人身、鼓其腹則雷、見山海經、軒轅游于陰浦、有物焉、龍身而人頭、鼓腹而遨遊、問于常伯、常伯曰、此雷神也、有道則見、見奚囊橘柚、此祖山海說耳、搜神記曰、扶風楊道龢、田中値雷雨霹靂擊之、因以鋤格、折其左股、遂落地不得去、色如丹、目如鏡、毛角長二尺餘、狀如六畜、頭似獮猴、世謂雷神、即雷公也、又代州雷公取乖龍擊樹、樹裂急合被夾、狄仁傑命匠破得出、國史補云、雷州春夏日無日無雷、至秋伏地中、其狀如彘、人皆取食、青溪暇筆云、霹靂中有物、如猴而小、尖嘴肉翅、雷收聲後亦入蟄、山行之人、往々多于土穴中得之、謂之雷公、不畏者恒啗之、本草則謂之震肉、無毒、止小兒夜驚、大人因驚失心、亦作脯與食之、此畜爲天雷所霹靂者是、番禺雜記云、村民鑿山爲穴、多品供雷、冀雷享之、名曰雷藏、民家女或爲神所依、即呼雷郎、得子曰雷子、則雷公信有之矣、楚詞云施入雷淵而不可止些、注、雷公之室、亦必有據、若雷郎雷子、必邪神假雷號耳、未可信也、

〔甲子夜話 二〕出羽國秋田ハ、冬ハ雪殊ニ降積リ、高サ數丈ニ及テ、家ヲ埋ミ山ヲ沒ス、然ニ雷ノ鳴コト甚シク夏ニ異ラズ、却テ夏ハ雷鳴アルコト希ニテ、其聲モ強カラズ、冬ハ數々鳴テ聲雪吹ニ交リテ尤迅シ、又挺發スルコト度々アリテ、其墮ル毎ニ必獸アリテ共ニ墮ツ、形猫ノゴトシト、コレ先年秋田ノ支封壹岐守ノ叔父中務ノ語シナリ、又語シハ秋田侯ノ近習某性強壯、一日霆激シテ

屋頭ニ墮雷獸アリ、渠卽コレヲ捕獲、煮テ食ズト、然バ雷獸ハ無毒ノモノト見エタリ、

〔本草綱目譯義 獸五十一〕木狗　クロンボウ

備中土佐ニアリ、犬ノ形ノ大サニ似タリ、足ツヨシ、木ヲノボリ壁ヲノボル、紅毛人ノツレ來クルクロンボウトハチガウ也、黒キ故名ク、集ニ元世祖有足疾、取以爲袴、人遂貴重之、此所前未聞云々、然レドモ、便覽ニ始皇取皮爲補愈足疾云々、之ヲミレバ、元ヨリ以前ニアリトミユ、

〔紀伊國續風土記 物産十下〕木狗（コンボウ）本草、俗に雷獸といふ、大抵形小狗の如し、體細く尾長く、全身黒色にして、咽の下より胸に至りて、一道の赤黄色あり、齒爪甚堅利にして飛走甚疾し、天氣陰晦し、又風雨の時は其勢猛烈し、其糞香ありて麝香の如し、

先年より高野山奥、及在田郡山保田庄山中にて捕へ獲る事間まゝあり、日高牟婁兩郡の山中にも亦あるべし、土佐には他色のものを産すといふ、いまだ見當らず、

〔書言字考節用集 五氣形〕水虎（カハツハ）時珍云、如三四歳小兒、甲如鯪鯉、常沒水出膝示人、川童（カハラウ）又云川郞、土俗常云、老獺所變者、

〔物類稱呼 二動物〕川童がはたらう　畿内及九州にて、がはたらう、又川のとの、又川童（かはつぱ）とよぶ、九州に多し、わきて筑後の柳川尤多し、周防及石見又四國にて、えんこうといふ、

土佐の土民はぐはたらう、又かだらう、又えんこうともいふ、其手の肱よく左右に通りぬけて滑なり、猨猴に似たるが故に、河太郞もえんこうといふ、

東國にかつぱと云、川わつぱのちゞみたる語也、小兒をしかるにもかつぱともいふ、越中にて、がはらと云、伊勢の白子にて、がはら小僧といふ、

其かたち四五歳ばかりのわらはのごとく、かしらの毛赤うして、頂に凹なるさら有水をたくはふる時は、力はなはだつよし、性相撲を好み、人をして水中に引入んとす、或は恠をなして婦女を姦婬す、其わざはひを避るには、猿を飼にしかずとなん、

〔和漢三才圖會 四十寓類 恠類〕水虎（すいこ）本草蟲部附錄出水虎、蓋此非蟲類、今改出于恠類、

本綱、水虎、襄沔記注云、中廬縣有涑水、注沔中、有物如三四歲小兒、甲如鯪鯉、射不能入、秋曝沙上、膝頭似虎掌爪、常沒水、出膝示人、小兒弄之便咬人、人生得者摘其鼻可小便之、

按水虎形狀、本朝川太郎之類、而有異同、而未聞如此物有乎否、

川太郎（かはたらう）　一名川童（カハラウ）　深山有山童、同類異物也、性好食人舌、忌見鐵物也、

按川太郎、西國九州溪澗池川多有之、狀如十歲許小兒、裸形能立行爲人言、髮毛短少、頭巔凹可盛一匊水、每棲水中、夕陽多出於河邊、竊瓜茄圃穀、性好相撲、見人則招請比之、有健夫對之先俯仰搖頭、乃川太郎亦覆仰數回、不知頭水流盡、力竭仆矣、如其頭有水則力倍於勇士、且其手肱能通脫左右、滑利、故不能如之何也、動則牛馬引入水灣、自尻吮盡血也、涉河人最可愼、

〔本草綱目譯義蟲四十二〕溪鬼蟲

附錄、水虎　ガワタロ　ガワタロウ九州　ワワツハ九州越後、佐渡、　カワラ越前、播州、讃州、　カッハ古歌、江戸、仙臺、　カワノトノ九州　カワコ雲州、　カワコボシ勢州山田　カワラコゾウ勢州白子　カタロ土佐　グワタロウ同　カウコ備前　カウラワロウ筑前　テガワラ越中　エンカウ周防、土佐、伊豫、　エンコ豫州松山

是ハ大川筋ニ居ル、京ニハ至テ少シ、能ク人ヲタブラカシ、川ニ引込テ取ル也、兎角相撲ヲトリテ深キ處ニ引込ントス、大和本草ニ委ク出タリ、黃瓜、西條柹ヲ好ム、アサノ灰、トウキビヲ惡ム也、美濃越後ニ至テ多シ、形ハ人ノ如ク顏異ニシテ、目丸ク黃色、鼻ハ尖テ先エ出テ、狗ノ鼻ノ如シ、下ニ口アリ、是モ狗ノ口ノ如シ、齒ハ龜ノ如ク多クナラビ付ク、奥齒尖テ上下ニ四ツアリ、頭ニ短キ髮アリ、色赤シ、額ニ小穴アリ、大サ蛤ホドアリ、深サ一寸グライ、是ニ水アレバ力強シ、水減ト力ヨワシ、頭ノ色青黑、背ニ甲アリ、龜甲ノ如シ、色モ同ジ、腹ニモ板アリ堅キモノ也、然レドモ龜ノ如ク筋ナシ、黃色ニシテ少シ黑ミアリ、脇腹ニ白キヤワラカナ筋アリ、窮處ニテ握ルト動カズ、手足モ人

ト同ジ、至テ長シ、手ハ膝ヨリ下ル、形ハ丸クシテ小ク、青黒シテ黄ヲ帶ル、指モ人ノ如ニシテ短シ、爪ハ至テ長シテ、指四ッ宛アリ、手足ニモ水カキアリ、手足ヲ縮ルト甲ノ内ニ入ル鼈ノ如シ、伸ルト肱膝トモニ曲ル、全體甚ダ腥臭アリテ、チバルモノ也、故ニトラマヘ惡シ、是ハヘクソカヅラヲ手ニ巻トラヘル、又相撲ヲ取ルモ勝ト云傳フ、

〔善庵隨筆〕水中にて人を捕り殺すもの三つあり、一は河童、或は河太郎と云ふ、貝原翁の大和本草に、本草綱目、溪鬼蟲附錄の水虎に充つ、通雅に、水虎即水唐也、鼻厭其陰也、水經注曰、沔水逕黎邱故城、又南與疎水合、疎水出中廬縣西南、東流至即縣北界、東入沔水、謂疎口也、水中有物、如三四歲小兒、鱗甲如鯪魚、射之不可入、七八月中、好在磧中、自曝膝頭、似虎掌爪、常沒水中、出膝頭、小兒不知、欲取弄戲、便殺人、有生得者、摘其皐厭、可以小便、名爲水唐者也、後漢郡國志注、引盛氏荊州記云、生得者、摘其鼻厭、可少小便、名爲水蘆、十道志引襄沔記云、或有生得者、摘其鼻、可小便之、名曰水虎、孫汝澄云、皐厭者、水虎之勢也、可爲媚藥、善使內也、皐厭與鼻相訛、物類相感志訛爲水唐、而疎水作涑水、とあれば、河童の水虎たる知るべし、然し水唐のこと、僅に此に出づるのみにて、他書に所見なし、西土には水虎の害、至りて罕なる樣に思はる、〇中略今この三屍〇河童、鼈、水蛇、を撿視するに、河童に捕られたるは、口を開きて笑ふが如く、水蛇は齒を喰ひしばり、向ふ齒二枚かけ墜ち、鼈は臍腹章門邊に、爪を入れし痕ありて死す、これを以て分別すべし、何れも肛門は開く、世人肛門より入りて、臟腑を食ふと云ふは非也、すべて溺死は、肛門開くものなり、何となれば、死する時口より押し入る水、肛門より出づる故に、肛門爛開せざることを得す、

〔駿國雜志二十五〕河童

傳云、庵原郡巴河にあり、里人號て河童（カッハ）と稱す、其形五六歲の小兒の如く、總身生臭く滑りて鯰の

如し、眼圓く、瞳子尖く光り、手足の指水かきありて鰭に似たり、常は水底に潜て形を顯さず、偶陸に出て人に敵する時は、力つよく、走るを追へば、早ふして捉がたし、或は組て勝事を得るあれば、其身發熱して煩ふ、もし是が爲に害せらるゝ者は、必肛門より臟腑を引出されて、死を免るゝ、なし云々、河童の說何方も同じかるべし、

〔閑窻自語〕近江水虎語

近江なりけるものゝかたりしは、湖水にかはら(水虎俗にかはたらう、あるひはかつはなどいふなり)、おほくあり、人をとり、あるはかどはかし、又はよふけて、人の門戸にきたりて、人をよびなどするなり、これをさくるには、麻がらをおけばきたらず、又さゝげ(大角豆)をいむ、これを帶ぶる人にちかよらず、又舟に鎌をかくるも、これをさくるまじなひといへり、

肥前水虎語

肥前のしまばらの社司某かたりていふ、かの國にもかはたらう多くあり、年に一兩度ばかりは、かならず人を海中に引き入れて、精血をすひてのち、かたちをかならずがへすなり、いかなるものゝさとりしめけるやらん、かの亡屍を棺に入れず、葬らず、たゞ板のうへにのせ、草庵をむすびて取り入れ、かならずしも香花をそなへずおけば、この屍のくつるあいだに、かの人をとりしかはたらう身體らん壞して、おのづから斃る、しらざればかはたらう人間の手にとらふべきものにあらず、いはんや、いつれのとりしといふ事をもしりがたし、いと奇術なりとぞ、かはたらう身のらんしするあいだ、かの死がいをおくやのほとりを、かなしみなきめぐる、人そのかたちを見ず、たゞこゑをきくとなん、もしあやまちて香花をそなへしむれば、かはたらうかの香花をとりかへり、食すれば、その身らんしせずといへり、棺に入れ葬れば、これも斃るゝにおよばずとぞ、およそかはたらう身をかくす術をえて、死せざれば見る事あたはず、多力にして姦惡の水獸なり

といへり、

〔日本山海名物圖繪三〕豐後河太郎

形五六歲の小兒のごとく、遍身に毛ありて猿に似て眼するどし、常に濱邊へ出て相撲を取也、人を恐るゝことなし、され共間ちかくよれば水中に飛入也、時としては人にとりつきて、水中へ引入レて其人を殺す事あり、河太郎と相撲を取たる人は、たとへ勝ても正氣を失ひ、大病をうくると云、しきみの抹香(まつかう)水にてのましむれば、正氣に成と也、河太郎、豐後國に多し、其外九州の中所々に有、關東に多し、關東にては河童(かはわらは)と云也、

〔水虎考略後編〕釜淵川猿

毛利大江の元就の士荒源三郎元重は、藝州高田郡吉田に住す、天文三年八月、吉田の釜が淵より化生のものいで候、近邊の男女わらんべを捕て淵へかけいり、民家商家門を閉て、吉田郡は城下往來絕たり、元就是を聞たまひ、荒源三郎に下知し給ふ、源三郎は本名井上にて、信濃源氏の末裔也、其形容七尺に餘り、力量凡七拾人力あり、神力魔法を行はゞ、大蛇にても鬼神にてもたまるまじと、萬民雲霧のごとく集り、見物の貴賤市をなす、時に源三郎元重はだかになり、下帶に大太刀十文字にさし、淵の淺みにたち、大音に訇りけるは、いかに此淵の化生慥に聞け、汝人民を取喰、其科によつて只今殺害の爲、荒源三郎來りたり、出て勝負をせよと呼りければ、淵の底とゞろき逆波立て、水岸にあふれて流れ出て、元重の兩足を水中よりひしと捉て引込んとす、源三郎きつと見て、やさしやと、足をとりたる兩手を握りて、ゑいと引、化生も下へひく、互に引合、おどり出しが、化生の力は百人力もあるべし、山のごとくにしてうごかずおもてを水中より差出したるをみれば、鬼にはあらず、淵猿なり、(俗に云ふ川太郎といふ者ならん)されば こそ頭くぼき處ありて、水あれば力つよく、水なければ力なしと兼々聞およびければ、頭を捉へんとすれば忽すべりてとられずして揉合

しが、終に頭を捉てさかしまになし、ふり廻しければ、頭の水こぼれて、淵猿忽ち力おとろへければ、提てきしにあがり、化生取たりとよばゝりければ、見物の貴賤、取たり〱と、一同におめき、暫く鳴もしづまらず、かくて元重件のものをなわにてしばりて、提て城中へ歸り、釜が淵の化生生どり候と訴けり、元就感悅し給ひて、誠に源三郎は天地鬼神にも增りたりとて、加恩五十貫、來國行の太刀を玉はりければ、源三郎うけずして、かゝる畜類をとり候へばとて、御恩賞に預り候事、却て迷惑仕候なりとて打笑ひつゝ、太刀かたな御前に差置、我屋にさして歸りける。(老媼茶話)

〔信濃奇談上〕河童

羽場村に天正の比、柴河內といふ人住ぬ、ある時馬を野飼にして、天龍川の邊にはなち置けるを、河童といふもの、此馬取んと手綱とらへて牽けるに、さながら自由にもならず、かなたこなたへ行を、かの河童繩をとらへかねてや、おのが腰に卷て川へ引入んとするに、馬はひかれじとあらそひいどみけるが、河童かくてはかなはじとや思ひけん、かの手繩をだん〱におのが身にまとひつけて、力のあらんかぎりあらそひ引て、今少し此水の中へ引入たらんには、いかに大きなる馬なりとも、とらでやは置べきといどむうち、時うつり日くれたり、寔や小は大にかなひがたく、終に馬は走り出しておのが家へはしり來る、河童は繩をいく重も身にまとひたれば、とくにいとまなくひかれ來るさま、人々はしり出て、あなめづらし希有の事哉と、集ひよりてきびしくしばりつなぎて、廐の柱にくゝりつけ置ぬ、あるじ仁心ある人にて、無益に殺すもさすがにあはれみて繩解てはなちけり、その後その恩を報せんにや、川魚など取て、戶口におきし事度々ありしと、小平物語に見へたり、今も猶里老は語り傳ふ、近き比にも、河童の小兒など取ける事多くあり、河童とかきてかつはとよぶは、かはわつはの略なり、本草溪鬼蟲の附錄に水虎といへるは、此たぐひにやと貝原翁いへり、私にいふ、是水獺の老たるものにや、貝原翁又いふ、淮南子に、魍魎狀

如三歳小兒、赤黑色赤目長耳長鬚、左傳注疏に、魍魎は川澤の神なりと見えたる、この河童に似たり云々、

〔水虎考略後編〕筑後國竹野郡德堂村　勝平當丑六十六才

右之もの、天明五巳之夏、おこけ島幷清宗渡瀬と申所、貳箇所にて、三拾六歳にて、かつはと相撲を取候始末、勝平より直に承り候樣子、左之通りに御座候、尤何月何日と申義承落し申候、

但おこけ島と申は、吉井川より凡拾丁程西九十九瀬川之南竹重村と申所にて御座候、右村の小名にて御座候、清宗渡と申もの、長崎御奉行道吉井町より拾丁程下り道の南に流れ候處、則九十九瀬川筋にて御座候、

一右勝平義、同村百姓三郎右衞門と申もの方へ奉公仕居、奉公のかたてに、竹重村之内に、自分之受作を仕置候由、然る處、半左衞門より、吉井町齒細工人次右衞門と申もの丶かたえ、右細工額之儀に付、使に遣し候に付、勝平申候者歸りがけ、自分の受作所も序に廻り見歸り度、暫際取可申間、御許被下候樣申達參候而、次右衞門方用向相仕舞、直樣竹重之方ニ罷越候而、自分之受作所江參り候道、おこけ島の西に北南に流れ候井手溝御座候、井手上水面三四間四方も水を湛候處御座候、その所百姓往來之小道二すじ御座候、右井手へ勝平參掛り候得ば、七ッ八ッ位の子どもの樣なるもの貳人、溝ぎわに出居、角力を取べしと申かけ候に付、十番計も取候歟と覺申候、勝平申候者、右子どもの樣成もの相手に仕、相撲を取候義、其節者氣分バッと成り候歟と見申候、右にて勝平申候者、もはや不取、至て遲く歸り而は、旦那どのより叱られ候、其の上自分の受作も序に見廻り不歸候ては難相成、旁可參と申候得ば、先作所見廻り參候樣、此下に相待居可申旨、かつは申候に付、勝平申は、おこけ島に市三郎と申もの居申候、此もの知人にて、此もの方へ立寄、一通之咄もそこ〳〵にて自分と作所へ參り、見廻り候義も、そこ〳〵に取いそぎ、九十

九瀨川すじ清宗渡瀨と申所へ渡掛り候處、此渡瀨の渡り上りに、濱御座候、その所へ、かつは十人あまり集て相待居申候とて、また〳〵數番取候由、かつば勝候得者大に皆々悅び、負候得ばすきまなく取掛り取候處、晝八ッ時分より日入相迄取候故、最早可ㇾ歸、左のみ延引候ては、旦那に申わけなしと申候得者、實に尤のことなり、さらば送るべしとて貳人者德堂村迄送り參り、三郎右衞門へ晝之使之用向申達、夫より又々相撲取場所へ參る積りにて出浮候得共、勝平が樣子常の體と替り候摸樣に付、三郎右衞門より勝平やど元へ申遣し候に付、同人親類共被ㇾ支遣不ㇾ申、漸爲ㇾ休候よしの處、二日半ほど前後不覺寢申候由申候、

一言語は人之申通に御座候哉之旨相尋候得者、隨分人之樣に申位之義者御座候、私より申候も聞分、右之通送り參り申候、夫共ニ脇より承り候ては、何分にも可ㇾ有御座哉、脇のもの丶耳へも相分り候ものと、其品者存不ㇾ申候段申候、

一いか樣の姿のものに候哉之旨尋候得者、頭之方太く、裾小き人之樣覺申候段申候、

一面者猿に似候ものにて御座候

一眼ざしはとくと覺へ不ㇾ申、常の人の目よりも短き樣覺へ申候、兎角相撲取候時分者、此方の氣分もバンバト仕候哉、又よく形ち見屆置べき氣付一向無御座候、ひたすら心安く相なり、友達之樣成心持に相成候段申候、

一頭は毛打かぶり居申候段申候

一色合は栗色にて、總身毛生居候樣には覺へ不ㇾ申段申候、

一ぬめり候義、何分にもとりとめがたき樣ぬめり申候、其身より油など出候樣子とも見へ不ㇾ申候、又濡れ候ても居不ㇾ申、とかくするり〳〵仕候由申候、

一頭に皿の樣なるものは見へ不ㇾ申、只々四方に赤毛垂れ、うち被り居申候、

一足の樣子は、大體人之通に御座候段申候、

一勝平正氣に相成候後、腰さしは櫨之木之枝にかけ置候樣をぼへ居申候段、宿元のもの共へ咄候得者、相撲取候晩より、此方に來り居候段、宿元之者え申候旨申候、

一別紙かつはの圖、入二御上覽一申候、

右始末、小市勝平兩人とも、私方へ呼出、直に承り候通之趣書付差上申候、以上、

丑二月　長崎御廻米海川船請負人筑後國吉井町　佐々木源吾〇中略

丑二月　豐後國日田豆田町二丁目　嘉吉

河童之緣御尋ニ付申上候事

一寛政七年卯七月廿日、私儀、中城村又吉と申者、一同深更に出立仕、玖珠郡森之町江綿打に罷越候砌、宿元より二里ばかり隔、馬原村大淸水と申地名水有之、大道之外に、家一二軒有之、泉水涌出候所迄參り候得者、既に夜も明懸り候頃に相成候、私儀は淸水を呑候半と思ひ立、泉に差懸り候處、薄之袖垣有之、水の中に物の音相聞候に付、窺見候處、猿之如きもの二ッ、何か拾ひ取喰ひ候體、無餘念相見え候間、心付、河太郎にて可有之と、氣を留て見候處に、果して猿に甚よく似候得共、頭の形ち中窪き樣に有之、目より上短く、直にうなじにつゞき、面の色赤黑く、眼丸く光り、總身澀紙のいろのごとく、肉もなき體にて、腕などの細き事、杖などに相見候、身の丈は三四才の小兒ほどにも可有之歟、水中に立居申候、其間やう／＼二間たらずに見受候、依て密に立退き、同伴又吉へ見置候樣申聞候處、同人礫を打かけ候半と立騷ぎ候內に、いづかたへ參るとも不知相成申候、則其形畫かせ差上申候、以上、

一髮毛はかたのあたり迄さがり居申候事　　一かたの中に棒など通し候樣に骨御座候事

一總身まばらに毛はへ居申候事　　一足のうら形、圖の通り、〇圖略

一頭は今は少しほそきかた　　一總身はやせ候かた　以上

〔水虎考略後編〕分類故事要略云、封ハ小兒ノ形ノ如クナルモノトアレバ、カワラフノ類ニヤ、關東ノ人ハカハッパト云也豐後國多アリ、人ヲモ牛馬ヲモトルナリ、形三歲ノ小兒ノ如ク、面ハ猿ニ似テ、身ニ異毛アリ、頂クボクシテ、水アレバ且強シ、水無レバ力ヲ失フ、或人トラヘテコレヲ殺ス、キレドモツケドモ通ラズ、麻穰ヲケヅリテサセバ能通ルト云傳フトアリ、安按、封ハ是ニ非ズ、或ハ水虎ニ當ツ、亦是未、吾本州ニテ川小僧或ハカパランベト云フ、コレニ捕レタル者適有リト傳フレドモ、正ク其形狀ヲ見タル人無シ、大和本草ニ河童ヲ載、カハタラウト旁命ス、而云、此物好テ人ヲ相抱キテ角力、其身涎滑ニシテ、捕捉シ難シ、腥臭滿鼻、短刀ニテ欲刺不中、角力人ヲ水中ニ引入テ殺スコトアリ、人ニ勝コト能ハザレバ沒水而見エズ、其人忽恍惚トシテ如夢而歸家、病コト一月許、其証寒熱頭痛、遍身疼痛、爪ニテ抓タルアト有之云々、今此說ノ詳ナルヲ觀レバ、西土ニハ適コレニ逢フ者有リト見フ、コレニ逢テ病ムニ、シキミヲ煎ジテ飲メバ愈フト、一書ニ見ル、中華ノ何ニ中タルヲ知ラズ、

右尾人山本格安ガ續和言獸纂編時令部ニ載ス、

〔善庵隨筆〕當六月朔日、水戶浦より上り候河童丈三尺五寸餘、重十二貫目有之候、殊の外形より重く御座候、海中にて赤子の鳴聲夥敷いたし候間、獵師共船にて乘り廻り候へば、海の底にて御座候故、網を下し申し候處、色々の聲仕候、夫よりさしあみを引き廻し候へば、鰯網の內へ、十四五疋入候ひておどり出だし逃げ申候、船頭共棒かひなどにて、打ち候へども、ねばり付、一向にきゝ不申候、其內一疋船の內へ飛び込み候故、とまなど押しかけ、其上よりたゝき打ち殺し申し候、其節迄やはり赤子の鳴聲致し申し候、河童の鳴聲は、赤子の鳴聲同樣に御座候、打ち殺し候節、屁をこき申し候、誠に難堪にほひにて、船頭など、後にわずらひ申し候、打ち候棒かひなど、青くさきには

ひ、未だ去り不申候、尻の穴三つ有之候、總體骨なき樣に相見え申し候、尻の音はスッ〱と計り申し候、打ち候へば、首は胴の內へ八分程入り申し候、胸肩張出し、脊むしの如くに御座候、死候ては、首引き込み不申候、當地にて度々捕へ候へ共、此度上り候程大きなる重きは、只今迄見不申候、珍敷候間申進候、已上、

六月五日　　東濱　權平治

浦山金平樣

これ享和元年辛酉歲のことなり

〔諸國里人談 二 妖異〕河童歌

肥前國諫早の邊に、河童おほくありて人をとる、

ひやうすへに川たちせしを忘れなよ川たち男我も菅原、此歌を書て海河に流せば、害をなさずとなり、ひやうすへは兵揃にて所の名なり、此村に天滿宮のやしろあり、よつてすがはらといふなるべし、又長崎の近きに澀江文大夫といふ者、河童を避る符を出す、此符を懷中すれば、あへて害をなさずと云、或時長崎の番士海上に石を投て、其遠近をあらそひ賭して遊ぶ事はやる、一夜澀江が軒に來りて曰、此ほど我栖に日每石を投て、おどろかす、是事とゞまらずんば、災をなすべしとなり、澀江驚き、これを示す、人皆奇なりとす、

〔書言字考節用集 五 氣形〕山𤢖(ヤマヲトコ)〔神異經、深山有人、長丈餘、曰山𤢖〕　山丈 同又云 巨靈

〔和漢三才圖會 四十 寓類 恠類〕山𤢖　俗云、也末和呂、

神異經云、西方深山有人、長丈餘、袒身捕蝦蟹、就人火炙食之、名曰山𤢖、其名自呼、人犯之則發寒熱、蓋鬼魅耳、惟畏爆竹煏熚聲、

按九州深山中有山童(ワロ)者、貌如十歲許童子、遍身細毛柿褐色、長髮蔽面、肚短脚長、立行爲人言而訛

也、杣人互不怖、與飯雜物、喜食助斫木之用、力甚强、若敵之則大爲災、所謂山𤢖之類小者乎、川太郎曰ニ川童、是曰ニ山童、山川異同類別物也、

〔本草綱目譯義 獸五十一〕狒々

附錄、山𤢖、 ヤマヲヂ 筑前　ヤマヂヾ 阿州　ヤマヂイ 駿州　九州又四國ニ多シ、山深クツヾク處ニヲル、木曾ニモアリ、常ノ人ヨリモ小ニシテ、男ノ形裸也、人ノ心中ニ思フコトヲサトル故、鐵炮ヲ知ドモ打コトナラズ、杣人山中ニ入トキ火ヲ燒バ、傍ニ來テ、蟹ナドヲヤキテ食、何事モ害ヲセヌモノ也、竹ヲ燒バ其節ノ音ニテヲソルヽナリ、人ノ思コトハサトレドモ、不意ニ音スル故逃ル也、正月十四日鶯朝トテ竹ヲ燒モ、此ノ鬼ヲ除ク意ナリト俗傳也、

〔西遊記 三〕山童(わろ)

九州極西南の深山に、俗に山わろといふものあり、薩州にても聞しに、彼國の山の寺といふ所にも、山わろ多しとぞ、其形大なる猿のごとくにして、常に人のごとく立て步行く、毛の色甚黑し、此寺などには每度來りて食物を盜みくらふ、然れども鹽氣あるものを甚嫌へり、杣人などは山深く入りて、木の大なるを切り出す時に、峯を越へ谷をわたらざれば出しがたくて、出しなやめる時には、此山わろに握り飯をあたへて賴めば、いかなる大木といへ共、輕々と引かたげて、よく谷峯をこし、杣人のたすけとなる、人と同じく大木を運ぶ時に、必うしろの方に立て、人より先に立行事を嫌ふ、めしをあたへて是をつかへば、日々來り手傳ふ、先使終りて後に飯をあたふ、はじめに少々にても飯をあたふれば、飯を食し終りて逃去る、常には人の害をなす事なし、もし此方より是を打ち、或は殺んとおもへば、不思儀に祟をなし發狂し、或は大病に染み、或は其家俄に火もへ出など、種々の災害起りて、祈禱醫藥も及事なし、此ゆへに人皆大におそれうやまいて手さす事なし、此もの只九州の邊境にのみ有りて、他國に有ることを聞かず、冬より春多く出るといふ、

冬は山にありて山操(わろ)といひ、夏は川に住みて川太郎といふと、或人の語りき、然れば川太郎と同物にして、所により時によりて、名の替れるものか、

〔北越雪譜 二編 四〕異獸

魚沼郡堀内より十日町へ越る所七里あまり、村々はあれども山中の間道なり、さてある年の夏のはじめ、十日町のちゞみ問屋、ほりの内の問屋へ、白縮なにほどいそぎおくるべしといひこしけるゆゑ、その日の晝すぐる頃、竹助といふ剛夫をえらみ、荷物をおはせていだしたてけり、かくて途も稍々半にいたるころ、日ざしは七ッにちかし、竹助しばしとて、みちのかたはらの石に腰かけ、燒飯をくひゐたるに、谷間の根笹をおしわけて來る者あり、ちかくよりたるを見れば、猿に似て猿にもあらず、頭の毛長く脊にたれたるが半ばしろし、丈は常並の人よりたかく、顏は猿に似て赤からず、眼大にして光りあり、竹助は心剛なる者ゆゑ、用心にさしたる山刀を提、よらば斬んと身がまへけるに、此ものはさる氣色もなく、竹助が石の上におきたる燒飯に指し、くれよと乞ふさまなり、竹助こゝろえて投與へければ、うれしげにくひけり、是にて竹助心をゆるし、又もあたへければ、ちかくよりてくひけり、竹助いふやう、我はほりの内より十日町へゆくものなり、あすはこゝをかへるべし、又やきめしをとらすべし、いそぎのつかひなればゆくぞとて、おろしおきたる荷物をせおはんとせしに、かのもの荷物をとりて、かる〳〵とかたにかけ、さきに立てゆく、竹助さてはやきめしの禮にわれをたすくるならんと、あとにつきてゆくに、かのものはかたにものなきがごとし、竹助は嶮岨の道もこれがためにやすく、およそ一里半あまりの山みちをこえて、池谷村ちかくにいたりし時、荷物をばおろし、山へかけのぼる、そのはやき事風の如くなりしと、竹助が十日町の問屋にてくはしく語りしとて、今にいひつたふ、是今より四五十年以前の事なり、その頃は山かせぎするもの、をり〳〵は此異獸を見たるものもありしとぞ、

前にいふ池谷村の者の話に、我れ十四五の時、村うちの娘に機の上手ありて、問屋より名をさして、ちゞみをあつらへられ、いまだ雪のきえのこりたる窓のもとに、機を織てゐたるに、窓の外に立たるをみれば、猿のやうにて顏赤からず、かしらの毛長くたれて、人よりは大なるが、さしのぞきけり、此時家内の者はみな山かせぎにいでゝ、むすめ獨りなれば、ことさらに懼れおどろき逃んとすれど、機にかゝりたれば、腰にまきつけたる物ありて、心にまかせず、とかくするうちかのもの立さりけり、やがてかまどのもとに立、しきりに飯櫃に指して欲きさまなり、娘此異獸の事をかねて聞たるゆゑ、飯を握りて二ツ三ツあたへければ、うれしげに持さりけり、そのゝち家に人なき時は、をり〳〵來りて飯を乞ふゆゑ、後には馴ておそろしともおもはずくはせけり、

〔書言字考節用集 五 氣形〕山女(ヤマヲンナ)　野婆(ヤマウバ)　事見事言要玄　山姑 同 本草綱目、嶺南有物、一足反踵、手足皆三指、雄曰山丈、雌曰山姑、

〔和漢三才圖會 四十 寓類恠類〕野女(やまうば)　俗云山嫗乎、蓋猩猩之類、

本綱、野女、日南國有之、狀白色、徧體無衣襦、黃髮推髻、裸形跣足、儼然若一嫗也、皆牝無牡、上下山谷如飛猱、自腰已下有皮、蓋膝、群行覓夫、每遇男子則必負去求合、嘗爲健夫所殺死、以手護腰間、剖之得印、寸方瑩若蒼玉、有文類符篆也、雄鼠印有文、如符篆、治鳥腋下有鏡印、則野婆之印篆亦非異、

〔本草綱目譯義 五十一 獸〕狌々

附錄、野女、　山ムバ　深山ニ居テ婦人形、稀ニハ本邦ニモアルカ、諸ニモ山姥アリ、一種ヲトコモアリト云、山ヲトコト云、狒々ノ條下ニ出タリ、

〔重修本草綱目啓蒙 三十五 寓類怪類〕猩猩 ○中略

附錄、野女、　ヤマウバ、深山ニ有リテ、婦女ノ形ナルモノナリ、廣西通志ニ、力敵數壯夫、喜盜人子女、然性多疑畏、人家知爲所竊則移鄰里、大驚不絕口、往往不勝罵者之衆、則挾以還之ト云フ、

〔醍醐隨筆 上 末〕一土佐の國の人奥山に入て、鹿をとらんとて鹿笛(しかぶえ)を吹ぬれば、俄に山なりさはぎ

て風の吹ごとく、一筋のほど茅葦左右へ分れ、何者やらん來ると見えし、樹間にかくれ居て鐵炮さしあげ待ぬるに、むかふのふし木の上へ頭ばかりをさしあげたる、色白く髪うるはしく、眉目はれやかにてかほよき女也けり、されどつねの女の頭三つ四つ合たるほど大きなるが、頭より下は出さゞれば見へず、かぎりなくすさまじかりける、あはや鐵炮はなたんと思ひけれど、もしうちはづしたらんは大事なるべしと、やはらうごかざれば、かのくびまばし見まはして引こみぬるに、又風吹ごとく茅左右へわかれて、本の路筋にかへりぬと見ゆ、我もあとをさへ見ずにげたりけると語りぬ、山海經にいひけん䳺馬腸、奢尸、燭陰のたぐひのものにやあらん、ふかき山にはつねならぬ禽獸も多かめれ、

〔百練抄七近衛〕久安六年七月、近日京土訛言、近江美濃兩國、山内有奇獸、夜陰群入村閭、食損兒童、俗號之猫狗云々、此事見小野右府記、俗言不違也、

〔駿國雜志二十五〕怪獸

有渡郡小鹿村の山中にあり、里人云、當村小鹿山に一怪獸を生ず、其面猫の如く、手足は猿に似たり、其たけ犬に等く、兩の翼三尺餘也、文政九年二月七日、深山の積雪に堪ず、村中に出て、農夫某に捕らる云々、是何と云獸にや、未其名を知る者なし、

〔本草綱目譯義獸五十一〕獏　和ナシ

中華ニモ稀ニアルト云、此骨至テ硬シ、故ニ佛舍利ニ僞スルト云、集解ニモ出、本邦ニハ惡夢ヲ食ト云、節分ノ寶船ニ獏ト云字ヲ書テ惡夢ヲ食ムト和俗ノ説也、大和本草ニモ見ヘタリ、中華ノ書ニハ未見也、

〔重修本草綱目啓蒙獸三十四〕貘　一名貘象典籍便覽　青豹通雅　黃熊唐類函

和産ナシ、唐山ニモ稀ナリ、爾雅ニ貘白豹ト云ハ豹ノ白質ナルモノニシテ此條ト別ナリ、骨至テ

堅キ者故、此骨ヲ以佛舍利ニ僞ルト云、本邦ニテハ惡夢ヲ食フト云傳ヘテ、節分ノ寶舟ノ畫ノ帆ニ獏ノ字ヲ書タルヲ枕下ニ襯ス、此事唐山ニハ無キ事ナリ、然ドモ交趾燒ニ獏枕アリ、虎頭ヲ用テ枕トスルハ和漢共ニアリ、

○按ズルニ、獏ノ事ハ、尙ホ歲時部年始雜載篇初夢條ヲ參看スベシ、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事

後白河院第一御子ヲバ、二條院トゾ申ケル、○中略平治二年ノ夏ノ始ヨリ御不豫ノ御事マシ〳〵ケリ、○中略東三條ノ森ヨリ黑雲一聚立來、南殿ノ上ニ引覆、鵼ト云鳥ノ音ヲ鳴時ニ、必振ヒタマギラセ給ヒケリ、○中略德大寺左大臣公能ノ被申ケルハ、目ニ不見物ナラバ可祈祭、是ハ目ノ當リ也弓ノ上手ヲ以テ射サスベキ歟、○中略關白殿ノ仰ニ、賴光ガ末葉、賴政器量ノ仁ニ當レリトテ、源兵庫頭ヲ召レケリ、○中略賴政水破ト云矢ヲ取テ番テ、雲ノ眞中ヲ志テ、能引テ兵ト放ツ、○中略其時ニ兵庫頭源賴政、變化ノ者仕ツタリヤ〳〵ト叫ケレバ、唱○渡邊ツト寄テ得タリヤ〳〵トテ懷タリ、○中略早太寄テ繩ヲ付テ庭上ニ引スヘタリ、叡覽アルニクセ物也、頭ハ猿、背ハ虎、尾ハ狐、足ハ狸、音ハ鵼也、實ニ希代ノクセ物也、苟ニ禽獸モ加樣ノ德ヲ以テ、奉惱君、事ノ有ケル事ヨ、不思議也トゾ仰ケル、○中略彼ノ變化ノ物ヲバ、淸水寺ノ岡ニ被埋ニケリ

〔閑窻自語〕和泉海獸語

和泉にすみし人のかたりけるはかいづかの邊りの海邊には、とき〴〵海坊主とかやいへるものいぞちかくよる事ありて、家ごとに子どもをいださずもしあやまちていづれば、とり□□いひておそる事とぞ、兩三日ばかりして沖のかたにかへるそのかたち人に似て、大きに總身くろくうるしの如し、半身海上にあらはれたちてゆく、かたりしものうしろより見けるゆゑ、かほゝばしらずとぞ、

古事類苑

動物部八

鳥一

鳥總載 名稱

鳥ハトリト云フ、卵生ニシテ二足ヲ有シ、羽翼アリテ、空間ヲ飛ビ、嘴アリテ求食ノ用ニ供ス、其生息スル所ニ山林アリ、原野アリ、水澤アリ、其食餌トスル物ニ穀類アリ、蟲魚アリ、或ハ他禽ヲ搏チ、小獸ヲ捕フルアリテ一ナラズ、

〔倭名類聚抄十八羽族〕鳥 文選注云、羽族謂鳥也、爾雅集注云、二足而羽者曰禽、(和名與鳥同、土里、)一説飛曰鳥、(都了反、)走曰獸、總謂之禽、(訓與獸同)

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按二足而羽者曰禽、爾雅釋鳥文、郭璞無注、據下引一説不載出典、疑是舊注、併引經注也、(中略)楚辭自悲注云、飛者爲鳥、走者爲獸、白虎通云、禽者何、鳥獸之總名、並與此所引同、曲禮正義云、語有通別、別而言之、羽則曰禽、毛則曰獸、通而爲說、鳥不可曰獸、獸亦可曰禽、故鸚鵡不曰獸、而猩猩通曰禽也、按說文云、禽走獸總名、从内象形、今聲、禽离兕頭相似、又云、内獸足蹂地也、象形、九聲、爾雅曰、狐狸貛貉醜其足蹯、其迹内、禽字從内字、則本義走獸總名無疑、以爲羽屬名、或爲鳥獸總名、並轉注、唯曲禮猩猩曰禽獸者本訓也、(中略)所引(毛詩注文)小雅白華篇鄭箋文、按爾雅、鳥之雌雄不可別者以翼、右掩左雄、左掩右雌、是鄭氏所本、但本草雄鵲陶弘景注、舊云、其翼左覆右是雄、右覆左是雌、與爾雅鄭箋相反、或曰、今驗之、陶氏所載爲是、余未能窮之、(中略)說文云、鳥長尾禽總名也、象形雄鳥父也、雌鳥母也、然經典亦有通稱、獸爲雌雄、鳥云牝牡者、毛詩雄狐綏綏、尚書牝雞無晨、爾

[illegible]別

雅鵜雄鷵牝庳是也、

〔段注說文解字四上鳥〕鳥、長尾禽總名也、(釋鳥音義引、長尾羽禽總名也、按全部云、禽走獸總名、此不同者、此依釋鳥二足而羽謂之禽也、短尾名隹、長尾名鳥、析言則然、渾言則不別也、)象形鳥之足佀匕从匕、(鳥足以一誤二匕、鹿足以二誤四、都了切、二部、)凡鳥之屬皆从鳥、

〔段注說文解字四上隹〕隹、鳥之短尾總名也、(短尾名隹、別於長尾名鳥云、總名者、取數多也、亦鳥名、翩翩者鵻、夫不也、本又作隹、)象形、(職追切、十五部、)凡隹之屬皆从隹、

〔安齋隨筆前編十四〕一鳥隹字　玉篇に鳥丁了切、說文ニ長尾禽總名とあり、鶏鶏等は長尾なるゆへ鳥ニ从フを正とすべし、隹字、玉篇ニ之惟切、鳥短尾之鶏名とあり、雁雀等は短尾なるゆへ隹に从フを正とすべし、又鳥字ノ注飛禽總名とあり、是は尾の長短に拘らず、羽有て飛ぶ鳥の總名を鳥と云、依之短尾なる鳩雁鷹をも鳥に从て鳩鷹に作る也、

〔類聚名義抄九〕禽(音琴、トリ、)　〔同九〕鳥烏島(通今正、トリ、)

〔圖珠庵雜記〕鳥は、人のとりてかひもし、くひもすれば捕か、

〔日本釋名中鳥〕鳥　とは飛也、りはかける也、るとりと通ず、とびかけるなり、

〔東雅十七禽鳥〕禽鳥の類をトリといふ、古語にはまたトとのみもいひしかば、そのリといひしは詞助也とこそ見えたれ、飛翔をトブといひ、捷疾をトシといふ、是等の語、鳥によりていひし所なるにや、又其捷くして、飛びぬれば、鳥といふ名のありけるにや、今はた其詳なる事を知るべからず、(今朝鮮の方言に、鳥讀てチヨといふが如きも、トといふ聲の轉ぜしに似たれど、鳥等は彼國の方言にもあらず、其の字を讀むの音なれば、此のことばのかしこに傳はれる所とも聞えず、)

〔倭訓栞前編十八登〕とり　鳥をいふ、飛集の義にや、俗にとりはくふとも、どりくふなともいふは、胷のあたりに、いたつて赤き肉のあるをとりといへり、とを濁り呼り、

〔海人藻芥〕大鳥ハ白鳥鴈、雉子、鴨、此外者不備供御ナリ、小鳥ハ鶉、雀、鴫、此外者供御ニ備ヘズト云云、

〔扶桑略記二十三裏書醍醐〕昌泰四年〇延喜元年十一月十八日丙寅、近來小鳥如雲凝、朝西方飛向、暮東方飛歸、

〔和漢三才圖會四十一水禽〕時珍曰、凡二足而羽曰禽、〇中略山禽岩棲、原鳥地處、林鳥朝嘲、水鳥夜啾、山禽咮短而尾修、水禽咮長而尾促矣、

〔源氏物語四若菜〕明ゆく空はいといとう霞みて、山のとり共も、そこはかとなくさえづりあひたり、

〔書言字考節用集五氣形〕鴋音昔水鳥同

〔萬葉集十九〕壬申年之亂平定以後歌

太王者、神爾之座者、水鳥乃、須太久水奴麻乎、皇都常成都、　作者未詳

〔萬葉集七雜歌〕羈旅作

浪高之、奈何梶取、水鳥之、浮宿也應爲、猶哉可榜、

〔萬葉集八秋雜歌〕三原王歌一首

秋露者、移爾有家里、水鳥乃、青羽乃山能、色付見者、

〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年十二月七日丁巳、天皇幸神泉苑、放鷹隼、拂水禽、

〔紫式部日記〕あけたてばうちながめて、水鳥どもの思ふことなげにあそびあへるをみる、

水鳥を水の上とやよそにみん我も浮たる世を過しつゝ、かれもさこそ心をやりてあそぶとみゆれど、身はいとくるしかんなりと、思ひよそへらる、

〔源氏物語二十二玉鬘〕豐後のすけといふたのもし人も、たゞ水鳥のくがにまどへるこゝちして、つれづれにならはぬ有さまの、たづきなきをおもふに、〇下略

〔拾遺和歌集四冬〕題しらず　よみ人しらず

水鳥のしたやすからぬ思ひにはあたりの水も氷らざりけり

鳥冠

〔續錦舍隨筆上〕ちひさき水鳥

寛政六年の夏、下總の國銚子浦に遊びけるに、その浦人寺井節之がいひけるは、八とせばかり先つ年の秋、この川口えめなれぬ鳥あまたむれ來りぬ、其形はまたく鴫のやうにて、羽のいろあひも鴫にことなることなく、首あをきもまだらなるもありて、足はすこし長きかたにて、大きさは雀などよりはちひさし、波の上にあまたうきゐたるを、人々とらへ來て、或は池にはなち、あるひは水舟などにいれおきて、もてあそびものとせり、さて廿日ばかり有つるに、ひと日雨つよう降て風はげしく吹ければ、いづれの家なるも、いづち行けん皆なくなりぬ、年老たる人などにたづねけるに、昔よりかゝる鳥の來けんことはいひもつたへずとなんかたりける、

〔甲子夜話九十四〕林曰、我ガ宅ハ城溝ニ接スル故ニ、冬春ノ間ハ園池ニ水禽ノ來ルコト、日々ニ百ヲ以テ數フ、夏秋ノ交東池ヲ穿擴メ、益々多ク來ルヲ謀ル、然ルニ去冬ヨリ此頃マデ、丁亥十二月（文政十年）日日凡四五十計、多キモ七八十ニ止リテ、遂ニ百ヲ超ルコト一日モナシ、何故ニヤト不審ニ思シニ、頃日管絃ノ友ナル人來リ庭ヲ觀テ云、年來某ノ許ニ玉川ノ郊ヨリ來ル老農アリ、其者窃ニ水鳥ヲ捕テ鬻グ、去冬ノ初某ノ許ニ到テ、今年ハ水鳥少シ、必大雪アルベシト云、コレ水鳥ノミナラズ、秋渡レバ小鳥モ甚少シ、幾十年前ニカヽルコト有シガ、久シブリニテ同ジサマ也ト、果シテ去臘大雪二回、今正月六日ハ雪深サ二尺ヲ過グ、此都ニハ珍シキコトナリシ、園池ニ水禽ノ少キハ宜ナル哉ト云レシニゾ、始テ心ヅキケル、禽鳥ハ氣ノ先ヲ得ル者ナレバ、雪深カルベキヲ、豫メ悟リテ、我邦ヨリハ赤道ニ近キ度數ノ地ニ渡レルナルベシ、是マデ一向ニ心得ザリシコト也、

〔倭名類聚抄十八羽族體〕冠　文選射雉賦云、朱冠、（師説、冠、訓二佐加一、）

毛冠　野王按云、鵁鶄頭上有二毛冠一、

毛角　爾雅注云、木兎毛レ鴟而毛角、（今按、毛冠毛角、和名皆與レ冠同、但獨立謂二之毛冠一、雙立謂二之毛角一耳、）

觜　　毛

〔箋注倭名類聚抄鳥體七〕按冠、弁冕之總名、鳥之有毛冠、如人之有冠、故轉注謂之冠也、

〔和爾雅禽鳥六〕毛冠トサカ　毛角トサカ 獨立曰毛冠、雙立曰毛角、

〔書言字考節用集氣形五〕朱冠トサカ 雉雞所言、鳥幘同

〔新撰字鏡角〕觜 之髓反、上、啄也、久知波志、

〔段注說文解字角四下〕觜、雉舊頭上角觜也、角觜雈下云、毛角是也、毛角頭上毛有似角者也、觜猶銳詞也、角毛銳、凡羽族之咮銳、故鳥咮曰觜、俗語因之、凡口皆曰觜、其實本鳥毛角之偁也、鳥口之觜、廣雅作觜、郭爾雅注云、山鵲觜脚赤、葉抄釋文不誤、一曰觜遠觿也 別一義 从角此聲、按當子髓遵爲二切、十五十六部、

〔倭名類聚抄羽族體十八〕觜 附喙字 說文云、觜、音斯、和名久知波之、鳥喙也、

〔箋注倭名類聚抄鳥體七〕觜 按鳥喙也之訓、出字書、見玄應音義、又出韻英、見慧林音義、段玉裁曰、觜猶如㭰、銳詞也、毛角銳、凡羽族之咮銳、故鳥咮曰觜、鳥口之觜、廣雅作㭰、然則以觜爲鳥喙者轉注也、中略○按蕪城賦云、飢鷹礪吻、李善引鄭玄周禮注曰、吻、口邊也、是文選所載礪吻、非礪喙、源君所見本誤作礪喙、故此引之、其久知佐岐良、亦是吻字之訓、見形體部鼻口類、則此引作礪喙、訓久知佐岐良、並誤、中略○按易說卦傳、爲黔喙、左傳、深目豭喙、皆非鳥口、此有鳥字、恐非、其謂鳥口爲喙、亦口之一端耳、

〔類聚名義抄角三〕觜 音斯、クチハシ、　觜 正　嘴 俗觜字　〔同雑十〕㭰㭰 子維反 又觜 クチハシ 鳥口 今陳

〔和漢三才圖會鳥之用四十四〕㭰 音酔　觜 音斯俗字　嘴 和名久知波之　喙 音諱、和名久知佐木、　啄 音提、和名都以波無、　噣

按、㭰鳥喙也、鳥獸之口也、　鳥口取食曰啄、凡鳥欲啄食謂求食、阿左留 鷹梟聚食之聲曰啖喋、

〔夫木和歌抄水鳥十七〕御集冬夜　花山院御製

くちばしもこほりとぢてやをし鳥のさむけき夜半におとなかるらん

〔倭名類聚抄羽族體十八〕毳 附毦 考聲切韻云、毳 川芮反、訓爾古計、 細弱毛也、四聲字苑云、毦 所劣反、文選、毦讀、波都久呂比、漢語抄云、毦 毛、阿布耳比岐、 鳥理毛也、

羽翼

〔箋注倭名類聚抄 七鳥體〕按爾古與爾岐同、謂柔耎也、〇中略按說文、毳獸細毛也、从三毛、轉爲鳥獸通稱、後漢書烏桓鮮卑傳注、鳥之耎毳者爲毳、

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕襹褷　文選海賦云、鳧雛襹褷、襹褷二音、師說、布久介、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥體〕原書襹作離、按諸字書不載襹字、獨皮日休詩云、袖香襹褷風、蓋俗連褷字增衣傍也、又作襹褷、韓愈詩、覗物隔襹褷、又作䍦褷、西京賦、被毛羽之䍦褷、又作襹纚、甘泉賦、襹庳襹纚、海賦、被羽翮之襹纚、皆一聲之轉、下總本、徙作師、廣本同、按廣韻、褷、所宜切、在平聲五支、師、疏夷切、在平聲六脂、並屬審母、徙、斯氏切、在上聲四紙、屬心母、而支脂常通、且褷與徙平仄輕重皆不同、則作師似勝、

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕淋滲　文選海賦云、鶴子淋滲、林滲二音、師說、豆豆介、張銑曰、襹褷淋滲、皆毛羽始生貌也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥體〕所引張銑注文、似源君誤引、然今所傳文選注、間有經後人改竄者、則不得據今本定爲誤也、那波本作張銑曰、蓋係校改、

〔倭名類聚抄 十八毛群體〕氄毛　尙書云、中冬鳥獸氄毛、上音如勇反、和名不由介、孔安國注云、鳥獸皆生細毛自溫也、

〔類聚名義抄 八毛〕毛 音旄、ケ、　毿毿 力主反、力干反、ニコゲ、　氄毛 フユゲ　毨 先善反、毛更生、トヽノホル、鳥毛、オヒ　毻 ケカハル　毿 音散、ニコゲ、　毹 ユコゲ、　毶毶 ケブクム　〔同 九又〕叙蕩 ハブタロヒ 鳥理毛　叙毛 アブラヒキ 鳥

〔同 十雜〕氉 ニコケ　毾毿 同、又音毛、ニコケ、

〔新撰字鏡 羽〕翮 壑革反、豆波佐　翢 尸妾反、於之波、翅羽也、

〔段注說文解字 四上羽〕翮、羽莖也、莖枝柱也、謂衆枝之柱、翮亦謂一羽之柱、莖六翮雙翼鷹鳳鷞鵠行、毛曰、行翮也、亦於雙翼求之、上文云鶴羽、鶴翼、故不得以行列釋之也、从羽鬲聲、下革切、十六部、

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕羽 書字附　唐韻云、羽、音禹、和名波、鳥翅也、

〔段注說文解字 四上羽〕羽、鳥長毛也、長毛別於毛之細縟者、引伸爲五音之羽、晉書樂志云、羽舒也、陽氣將復、萬物孳育而舒生、漢志曰、羽宇也、物聚臧宇覆之、爾雅、羽謂之

柳、象形、(長毛必有耦、故並羽、卂部曰、卂新生羽而飛也、从並、王矩切、五部、)凡羽之屬皆从羽、

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕翼　唐韻云、翅(施智反、去聲之輕、和名都波佐、)鳥翼也、翼(與職反)羽翼、又助也、𦐂(音零、和名上同、)鳥羽也

〔箋注倭名類聚抄 七鳥體〕説文、翼翄也、翼、篆文翼从羽、玉篇、翅也、助也、按助也、轉注義、非此用、宜刪去、

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕翮　爾雅集注云、羽本曰翮、(下革反、字亦作𦑑、和名八羅、)一云羽根也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥體〕按説文云、翮、羽莖也、徐音下革切、又云𦑑、翅也、徐音古翮切、二字不同、玉篇、廣韻、亦是別字、集韻、𦑑有古伯下革二音、並訓翅也、無羽本之義、則源君以翮𦑑爲同字誤、○中略按爾雅釋器云、羽本謂之翮、郭注云、鳥羽根也、此所引蓋舊注、然羽本羽根、既是一義、此云一云者、恐有誤、按説文、翮、羽莖也、䎐、羽本也、段玉裁曰、莖、枝柱也、謂衆枝之柱、翮亦謂一羽之柱、羽本謂入於皮肉者、然則許意與爾雅不同、鄭玄注周禮羽人云、翮羽本、則亦與爾雅同、

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕翐　唐韻云、翐(胡甲反、與匣同、和名加佐木里、)翮上短羽也、

倍羅麽　日本紀私記云、倍羅麽(師説、鳥乃和岐乃多乃介乎、爲倍羅麽也、麽謂眞實也、言鳥掩羽乃古止、掩藏之周也、案奧區也、今俗謂保呂羽是也、)

〔日本靈異記 中序〕羽(鳥也)　翮(ツバサ)

〔類聚名義抄 八羽〕羽(今正、音禹、ハ、ハネ、)　翼(音弋、ハネ、ツムサ、)　翮翮(今正、戸革反、ツバサ、ハネ、)　翮(ツバサ)　翅䎐(今正、施鼓切、ツバサ、ハネ、)　翮𦐂(俗正、音零、ツバサ、)　翐(音匣、翮音、短毛、)　翄(古翼字、ツバサ、ハネ、)　𦑑(カザキリ)　䪿𦐂(俗正、音零、ツバサ、)

〔同 九支〕翅翄(今正、施智反、ツバサ、ハネ、)

〔下學集 上氣形〕翅(ツバサ)、

〔日本釋名 中鳥〕翼(ツバサ)　鳥をはさむ也、とつと通ず、鳥の兩わきをはさむなり、

〔武家調味故實〕一雁切事、一の刀に二の羽ぶしをて　切てさしかさねて後、一の羽ぶしをそし重て可切事、大事成べきなり、

〔延喜式 一四時祭〕大神社一座 ○中略　羽二翼 ○中略

狹井社一座（中略）○　羽二翼（下略）○

〔日本書紀（雄略十四）〕七年八月、官者吉備弓削部虛空、趣急歸家、（中略）○　虛空被召來言、前津屋（中略）○　以小雄鷄呼爲天皇鷄、拔毛剪翼、

〔萬葉集（雜歌九）〕見武藏小埼沼鴨作歌一首
前玉之、小埼乃沼爾、鴨曾翼霧、己尾爾、零置流霜乎、掃等爾有斯、

〔萬葉集（古今相聞往來歌十二）〕寄物陳思
蘆邊往、鴨之羽音之、聲耳、聞管本名、戀渡鴨、

〔萬葉集（十九）〕見飛翻翔鴫作歌一首
春儲而、物悲爾、三更而、羽振鳴志藝、誰田爾加須牟、

〔古今和歌集（夏三）〕題しらず　よみ人しらず
さつきまつ山時鳥うちはぶきいまもなかなんこぞのふるこゑ

〔古今和歌集（秋四）〕題しらず　讀人しらず
白雲にはねうちかはしとぶ鴈のかずさへみゆる秋の夜の月

〔古今和歌六帖（鳥六）〕ひな鳥　業平
雛鳥の風きりよわみとばれねばすごもりながらねをのみぞなく

〔木工權頭爲忠朝臣家百首（雜）〕鬪鷄　木工權頭爲忠
春雨にみのげあらしてねる鳥のふせごをかさにきてかへる哉

〔傍廂（後篇）〕鳥羽變文
師翁の云く、大鷲も小わしも羽に變文あり、切文、爪黑、爪白、中白、中黑、本白、本黑、雪白、黑津羽、護田鳥文（俗にうすべといふ）尼面などは定りたる變文なり云々、常になき變文たまく出來る事あり、予が家

の門上に烏二つやどりし、一は兩羽に白文交りたるを見たり、又予が同僚なる成瀨某が土藏の屋の間に雀巢くひて、子產みし雛の中に、白雀一つありきと語りき、又先つ年、予柳營に上りし日、田舍にて白雁に黑文あるを生捕りにして、籠にこめて鳥見司の奉りしを見たり、常に變文あるまじきものに變文あれば、鷹鷲などは常に變文ある物なれば、さま〴〵無量なるべきなり、天生自然の變化にて定りなければ、奇怪の文又再ありともいひがたく、なしとも定めがたし、以上良文叢矢羽文考の文といはれたり、これうきたる事にあらず、下總葛飾郡茨木村勘藏といへる者、白黑斑文なる鴨を生捕にしてもて來たり、我○齋藤彥麻呂にみせて、さて芝のほとりの大厦へ持ち行きたるを、まのあたり見たり、其者今にながらへあり、又大名小路の上屋敷の吾徒の詰所の庭へ頭尾白き雀の白腹なるが群雀に交りて、二三日來りつれど、其後ふづに見えず、人や捕りつらん、我若年の頃の射術の師なる、岡崎侯の御内川來十郞左衞門方に、秘めもたる八幡鷹といへる羽一枚あり、大わしの中黑變文なるべし、岡崎は故ありて弓術免許の地なれば、武士はさらなり、農民商人神司法師醫師にいたるまで、的射せざるはなし、さる故に染羽の巧みなること江戶も及ばず、されど實の變文と染羽とはたがへる處あり、彼八幡鷹は實の變文なり、

〔經濟要錄六〕羽毛第十一

鳥羽ノ雅ナル者ハ、以テ箭ニ剏ベク、且其尾ノ麗シキ者ヲ以テ、武器ノ華彩ヲ壯嚴ニスベク、或ハ文房ノ美觀ニ供フベシ、又毛ノ軟ニシテ鮮明ナルハ、以テ鶴氅ノ類ヲ織ルベク、毛ノ極テ細小ナルハ、以テ海ノ綿ト爲シ、斑文花ノ代リニ用ユベシ、白鶴ノ翅ノ羽ヲ本白ト稱ス、箭削羽ノ最上ナリ、黑鶴ノ翅ノ羽ヲ本黑ト稱ス、第二等ノ羽トス、此二種ノ羽ヲ白蒲呂、黑蒲呂ト名テ、弓箭家ノ甚ダ珍重スル所ナリ、或ハ鵠ノ羽ヲ白蒲呂トシ、鸛羽ヲ黑蒲呂トスル有レドモ、此ハ僞物ノミ、鷲ノ羽ト鷹ノ羽ハ、白黑ノ蒲呂ニ亞ギタル貴品ナリ、其次ハ白鷺、朱鷺、鶴雞、青鵁、鶴雉、雉子等ノ羽ナリ、

歛矢ヲ削(ハグ)ニハ、雁、鵰、鴟等ノ羽ヲモ用ユ、鳥羽ハ調伏ノ箭ニ削グト云フ、

尾

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕尾　野王按、尾（讀鬼反、和名乎）、鳥獸尻長毛也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥體〕今本玉篇作尾鳥獸蟲魚皆有之、按說文、尾、微也、从到毛在尸後、古人或飾系尾、西南夷亦然、按鄭玄注韍云、古者佃漁而食之衣其皮、先知蔽前、後知蔽後、後王易之以布帛、而獨存其蔽前者、不忘本也、所謂蔽後、卽說文飾系尾也、又後漢書西南夷傳云、槃瓠之後、好五色衣服、製裁皆有尾形、說文云、西南夷亦然者謂之也、然則尾者古人服飾爲其本義、釋名云、尾、微也、承脊之末、稍微殺也、載在釋形體部、不專屬鳥獸、以爲鳥獸蟲魚尾者、轉注也、

〔和漢三才圖會 四十四鳥之用〕尾（音尾）　尾（和名乎）　翹（音喬）　臎（音翠、和名止之利(トシリ)、俗云阿布豆之利、）

按、尾鳥獸尻長毛總名也、鳥之尾曰翹、大抵有十二枚、鳥尾肉曰臎、

〔日本書紀 二十二推古〕十九年五月五日、○中略是日諸臣服色皆隨冠色、各著髻華、○中略大體以下用鳥尾、

翹

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕翹　四聲字苑云、翹（渠遙反、今按、俗云翡翠是、）鳥尾上長毛也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥體〕按謂鳥尾長毛爲翡翠未聞、

〔段注說文解字 四上羽〕翹、尾長毛也、（班固白雉詩、發皓羽兮奮翹英、射雉賦、斑尾揚翹、按尾長毛必高擧、故凡高擧曰翹、詩曰、翹翹錯薪、高則危、詩曰、予室翹翹、）从羽堯聲、（渠遙切、二部、）

𦑣

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕𦑣　文選射雉賦云、靑𦑣（音秋、師說、乎不佐、）李善曰、𦑣夾尾之間也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥體〕所引徐爰注文、此引李善注恐誤、按𦑣本馬鞦字、謂鳥夾尾間爲𦑣者、轉注也、

〔丹後守爲忠朝臣家百首 冬〕晚頭鷹狩　散位藤原爲盛

かりくらすましろのたかのゆくかたをおぶさのすゞのをとにしる哉

臎

〔倭名類聚抄 十八羽族體〕臎　遊仙窟云、雉臎（音翠、師說、比太礼、）說文云、臎（今按、如許愼說者、俗所謂阿布豆之利是、）鳥尾肉也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥體〕原書不載臎字、按玉篇云、臎、鳥尾上肉也、疑源君誤引之、而廣韻亦云尾上肉、

則此似脫上字、按膵古只作翠、內則舒鴈翠、鄭注、翠尾肉也、呂氏春秋本味篇、肉之美者嶲燕之翠、高誘注、翠厥也、按厥與臎同、廣雅、臎、髁䏶也、或通作橛、素問骨空論、灸橛骨、王冰注、尾窮謂之橛、

〔厨事類記〕調備故實〇中略

雉ハ生鳥トモイフ、鳥ノ右ノヒタレヲツクリカサチテモルベシ、

〔武家調味故實〕一鳥のれうり庖丁の事、付水鳥　羽ぶしあへとは、はぶしをこまかにたゝきてひつたれの身をほそく身とりて、まろめて、うすく作て、わさびをもてあへてまいらすべし、

吭

〔倭名類聚抄〕十八羽族體　吭　唐韻云、吭、胡郎反、又去聲、和名鳥乃布江、鳥喉嚨也、

〔箋注倭名類聚抄〕七鳥體　廣韻無嚨也二字、爾雅、亢鳥嚨、玉篇、吭、鳥嚨也、卽此義、說文、亢、人頸也、从大省、象頸脈形、按說文大字注云、天大地大人亦大、故大象人形、則知亢从大省者、卽從人故云人頸也、其爲鳥嚨者、轉注耳、

膍胵

〔倭名類聚抄〕十八羽族體　膍胵　本草云、膍胵、毘鵄二音、和名鳥乃和太、鳥胃也、

〔箋注倭名類聚抄〕七鳥體　新修本草獸禽部上品丹雄鷄條、有肶胵裏黃皮、無鳥胃也之文、按本草和名云、丹雄雞肶胵、仁諝音上毗、下蚩、鳥胃、則知此所引仁諝音義文、源君單引本草非是、按說文膍牛百葉也、一曰、鳥膍胵、又載肶字云、膍或从比、又云、胵、鳥胃也、仁諝蓋依之、

〔類聚名義抄〕二肉　胵　昌脂反、トリノワタ、　膍胵　口蚩二音、ワタ、トリノワタ、

胣

〔倭名類聚抄〕十八羽族體　胣　唐韻云、胣、章倫反、與春同、漢語抄云、無無木、鳥臓也、

〔箋注倭名類聚抄〕七鳥體　按胣屬照母、春屬穿母、其音不同、此云與春同、恐誤、牟牟豉、見厨事類記、又作毛毛豉、今俗呼毛毛計、〇中略　按玉篇胣、鳥臓也、孫氏蓋依之、又按說文、胣、面頯也、以爲鳥臓、蓋假借也、

〔厨事類記〕調備故實〇中略

牟々豉裏、雉ノモヽキヲ皆ニシテ、ツクリテモルベシ、

膆

〔倭名類聚抄羽族十八體〕膆　文選射雉賦注云、膆、(音素、師說、毛乃波美、)鳥受食處也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥體〕徐爰注鳥作嗉、爾雅釋獸、鼳屬云、鳥曰嗉、郭注、咽中裹食處、釋鳥、亢、鳥嚨、其粻嗉、郭曰、嗉者受食之處別名、今江東呼粻、郝懿行曰、嗉者素也、素、空也、空其中以受實、

〔類聚名義抄肉二〕膆(音素、餌ハミ、)

媯

〔倭名類聚抄羽族十八體〕媯　唐韻云、媯、(音委、又音嫈、和名曾曾呂、)鷙鳥食已、吐其毛如丸也、

蹼

〔倭名類聚抄羽族十八體〕蹼　爾雅集注云、蹼(音卜、和名美豆加木、)鳧雁足指間有幕、相連著者也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥體〕釋鳥、鳧雁醜其足蹼、郭注、指脚間有幕、蹼屬相著、按說文無蹼字、古葢用撲字、鳧雁屬、足指間有幕肉、以之撲水而行、故云撲也、

〔類聚名義抄足五〕蹼(音卜、水カキ、)

〔運步色葉集見〕水攪(ミツカキ鴨)

〔和漢三才圖會四十四鳥之用〕蹼(音卜)　和名美豆加木(○中略)

按水禽皆有蹼、以能游水上也、

距

〔新撰字鏡足〕距　岠同、(其呂反、上、足角也、阿古江、)

〔倭名類聚抄羽族十八體〕距　蔣魴切韻云、(音巨、訓阿古江、)雞雉脛有岐也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥體〕今俗呼介豆米、又今信濃俗呼跟爲阿古、葢此語之轉也、(○中略)說文、距、雞距也、漢五行志注、距、雞附足骨、鬪時所用刺之、

〔段注說文解字二下足〕距、雞距也、(左傳李氏介其雞、郈氏爲之金距、服曰以金沓距也、按、鳥距如人與獸之又、此距與止部之歫、異義、他家多以距爲歫、)从足巨聲、(求許切、五部、亦作距、作䶢、)

〔倭訓栞前編阿二〕あこえ　脚小肢(アコエ)の義也、今いふけづめ也、

〔和漢三才圖會四十四鳥之用〕距(音巨)　和名阿古江　俗云介豆女(○中略)

鳥性 啄

鳴

按、凡刀鋒倒刺者曰距、而鳥脚脛之後、略勾尖指爪亦曰距、俗呼曰蹶爪、

〔木工權頭爲忠朝臣家百首 雜〕鬪鷄　備後守爲經

おぼつかな何れの鳥かかけにけんあこえのかねとはねのからしと

〔新撰字鏡 口〕啄 丁角反、食也、歠也、口也、久不、又波牟、又須不、

〔倭名類聚抄 十八 羽族體〕觜 〇啄字附 〇中略 喙 音衞、和名久知佐木乃、文選蕪城賦云、飢鷹礪喙是也、 鳥口也、四聲字苑云、啄 丁角反、訓都以波無、又用噣字、 音闘、鳥口取食也、

〔箋注倭名類聚抄 鳥七體〕說文、噣、喙也、徐音陟救切、轉爲用噣啄食字、爾雅、生噣雛、注、能自食、釋文、竹角反、義當作啄、按廣韻、噣鳥口、都豆切、音闘、又噣、鳥生子、自能食、竹角切、音斵、二義其音不同、此音闘誤、〇中略 按古俗啄或作喙、後魏中岳嵩陽寺碑、異禽巡獸、飲喙相鳴、〇中略 又素問玉機眞藏論、如鳥之喙、新校正云、別本喙作啄、難經如雀之啄、素問新校正引作喙、聚惠方同、急就章鳥喙王應麟曰、一本作啄、夢溪筆談云、陸龜蒙作藥名詩云、烏啄蠹根迴、乃是烏喙、皆喙啄通用、干祿字書、喙啄、上許穢反、下丁角反、是喙啄二字多混用、故顏氏正之也、

〔新撰字鏡 口〕噂 知戀反、鳴也、左戸豆留、

〔倭名類聚抄 十八 羽族體〕鳴 唐韻云、鳴 音名、訓與啼同、鳥啼也、囀 音轉、訓佐閉都流、 鳥吟也、文選蕪城賦云、寒鴟嚇鶵、 嚇音呼格反、師說、寒鴟讀古伊太流止比、嚇讀加加奈久、

〔箋注倭名類聚抄 鳥七體〕按廣韻鳴在十二庚、名在十四清、其音不同、此以名音鳴恐誤、〇中略 廣韻云、鳴嘶、鳴與此不同、說文、鳴、鳥聲也、〇中略 按說文無囀、蓋古只用轉字、〇中略 按說文無嚇、古單用赫、詩大雅、反予來赫、箋云、口拒人謂之赫、釋文赫亦作嚇、

〔下學集 上氣形〕囀 サエヅリ

〔倭訓栞 前編十 佐〕さへづる　新撰字鏡に蝹又嚶をよみ、萬葉集にさ。ひ。づ。る。と見え和名抄に囀をよ

めり、囀出るの義、鳥にいふ辭也、公冶長はいざ志らず、鳥語はさはりて通じがたければいへり、日本紀に、韓語をからさへづりとよみ、源氏に、海人の物いふを聞志らぬ事さへづりてと書り、今も聞分がたき人の言ばを、さへづるといふめり、侏儷鴃舌の意なり、萬葉集に、言さへぐとも、韓ことさへぐとも見えたるこれなり、

〔本朝月令六月〕朔日内膳司供忌火御飯事

高橋氏文云、挂畏卷向日代宮御宇大足彥忍代別天皇景行〇五十三年癸亥冬十月、到于上總國安房浮島宮、〇中略此時太后詔磐鹿六鴈命、此浦聞異鳥之音、其鳴駕我久々、欲見其形、〇下略

〔萬葉集十四東歌〕相聞

筑波禰爾、可加奈久和之能、禰乃未乎可、奈岐和多里南牟、安布登波奈思爾、

右常陸國歌

〔古今和歌集一春上〕題しらず　よみびとしらず

もゝちどりさえづる春は物ごとにあらたまれども我ぞふりゆく

〔輶軒小錄〕禽言之事

釣舟、格磔、喚起、査且、泥滑々、浦餅焦、不如歸去、鳳凰、不如我如き鳥の聲、人言に片どること多し、依之四禽言、五禽言の詩あり、明の張祥鳶が詩和禽言、成樂府、寬哉荷葉製衣裳と群芳譜にこれを載す、日本にも高野山に佛法僧と鳴く鳥ありと云ふ、亦三光にて慈悲心となく鳥ありと云ふこと、昔より和歌に詠じ、人々傳誦することあり、是も唐にもあり、百川學海中蜀都襍抄に、峨眉山に佛光といひて、時に依りて光の現ずることあり、其前に鳥あり、施主發心菩薩來到と呼ぶ、光のあとに施主不施菩薩去了と呼ぶに似たり、亦云、鳥聲只三字佛現了と云ふ、雀に似て只三枚有りとなり、此等のこと合せ案ずべし、〇下略

飛翥

〔閑田耕筆三〕飼鳥を好む人は非にして飼る、鳥のやうを知る人にきけば、奇特なるものなり、巣ながらに畜れて、籠の內をおのが所とし、山野の廣莫なるをしらず、子鳥の時は付親の音を大事と聞うけんとす、親鳥と呼れては、子鳥あまたつどへるを、門弟子のおもひをすらん、先音をたてんとしては能餌をあたへ、めて後、あるはしばし休らひ心をしづむるさまにて鳴出るが、甚つゝしみて引色まで、まさしくくり返し〳〵敎る趣なりとぞ、人は敎るもまなぶも利欲といふものの病になりて、其正を得ざるも多きに、小鳥の振舞愧せざらんや、

〔風俗文選三〕百鳥譜　支考

三光は囀時に月日星といふなるよし、むつかしとも思はめや、佛法僧と囀鳥ありて高野の山にのみ住なる、是をも三寶とこそいはめ、しかるに鶯の法華經と唱ふる、さるは世さらに老めきたるわざ也、提壺(トウコ)の美酒をかひ、布穀の袴をぬげよといふは、皆おのれがゆゑならねど、世の人のしからしむるものなるか、蜀魄の不如歸と囀は、きはめて托物の聲ならくのみ、秋の鴈の江夫におくれ、時鳥の曉の雲にさけぶ、いづれにかさだめ侍らん、鴈はあはれに、ほとゝぎすは悲し、鸚鵡は恩をわすれぬよし、此國にはまれ〳〵なればよくもしらず、むかし蔡君が鸚鵡は、琵琶が身まかりし跡の名を呼つたへしに、心をいたましむ、瀟江のほとりおなじくあそべども、おなじくかへらずといへる、配所の詩ならば、さもあるべし、我國の鳥も、物はえいはずして、萬里の別をしたひ行けるとかや、(扶桑十寅志八、有飼鳥渡海慕主君之故事、)是さへおもひかけぬ事なるべし、

〔新撰字鏡羽〕翥(止遮反、擧也、翔也、波不利、止比伊奴、)

〔段注說文解字四上〕翥、飛擧也、(方言曰、翥擧也、楚謂之翥、郭云、謂軒翥也、西京賦、鳳騫翥於甍標、)从羽者聲、(章庶切、五部、)

〔倭名類聚抄十八羽族體〕羽○中略　翥、(章恕反、字亦作䎋、文選射雉賦云、軒翥、波布流、俗云波豆豆、)飛擧也、

〔日本靈異記上〕嬰兒鷲所擒以後國得逢父緣第九

雌雄

飛鳥川原板葺宮御宇天皇〈○皇極〉之代、癸卯年春三月頃、但馬國七美郡山里人家有嬰兒女、中庭匍匐、
鷲擒騰空、指東而翥、〈○中略〉
翥〈波不利、又云加介利伊久、〉

〔日本靈異記〈中序〉〕翔〈カケル〉

〔倭名類聚抄〈十八羽族〉〕雌雄　毛詩註云、鳥之雌雄不別者、以翼知之、右掩左雄、〈音熊、和名乎○土里、〉左掩右雌、〈音斯、和名米○止○利、〉陰陽相下之義也、

〔段注説文解字〈四上隹〉〕雄、鳥父也、从隹厷聲、〈羽弓切、古音在六部、〉雌、鳥母也、从隹此聲、〈此移切、十五十六部、〉

〔類聚名義抄〈九鳥〉〕鴫〈メトリ〉　〔同〈九隹〉〕雄雌〈俗正、音熊、ヲドリ、〉雌〈音斯、メドリ、〉雈〈俗〉

〔壒囊抄〈一〉〕知雌雄法事
於鳥雌雄易知アリ、其別不見アリ、如何シテ可辨哉、誠ニ鳥ノ雌雄易知、鴛鴦山鷄雉等也、其難辨ヘ鳥雀以下ノ類歟、於其知法アリ、爾雅云、以翼右掩左ヲ雄也ト云リ、以之可知、

〔諸禽萬益集〈中〉〕小鳥雌雄をわかつ事
鳥の雌雄をみる事、毛いろの美醜による、夫深色にして美なるものは雄、淺色にして醜なるものは雌なり、雄に囀り有、雌に囀りなし、雄のうちにいろの淺深あり、深きものは囀りよし、淺きものは囀りよろしからず、色艶これを照といふ、雌雄見分がたきものは、雀さゝい、鶯、めじろ、山雀、ゑながの類なり、色の深淺少しのかはりにて、俗眼の見分る處にあらず、これを知ること、其鳥の大小による、大なるものは雄、小なるは雌なり、足はし太きは雄、細きは雌也、てり美なるは雄、醜は雌なり、こゝをもつて雄の善惡且雌雄を見るべし、衆鳥みなかくのごとし、心を用ゆるにあらずんば、いかでかこれをゑることを得ん、愚者は一鳥を百見すともうべからず、智者百鳥を一見すとも得て知るべし、

或人云、大小萬鳥、廣頭太觜美羽、大形にして太足、潔健なるものは雄なり、淫聲小頭細足細口穢毛、小形にして柔弱なるものは雌なり、禽獸は雄壯大形にして、雌牝小形なり、虫魚はめん大にしてをん小なり、又曰、雌雄大小なく羽毛のいろ同して見分難きものは、呼を以て其輕重をはかり見るべし、雌は輕く雄は重し、

孳尾

〔倭名類聚抄 十八 羽族體〕孳尾　尙書云、鳥獸孳尾、孔安國注云、乳化曰孳、疾置反、與字同音、今按、謂鳥産也、交接曰尾、鳥交接、俗云都流比、

〔箋注倭名類聚抄 七 鳥體〕按孳謂乳化、則爲鳥産非是、

〔和漢三才圖會 四十四 山禽之用〕巢○中略

凡鳥乳化曰孳、鳥産也、

卵

〔倭名類聚抄 十八 羽族〕卵　陸詞切韻云、卵、音嬾、和名加○比○古、鳥胎也、

〔箋注倭名類聚抄 七 鳥名〕按加比古、殻子之義、謂卵有殻也、殻訓加比、見羽具體、

〔段注說文解字 十三下〕卵、凡物無乳者卵生、乚部曰、人及鳥生子曰乳、獸曰産、此云凡物無乳者卵生、(中略)羽蟲鱗蟲介蟲及一切昆蟲皆無乳汁、其子卵生、故曰凡物無乳者卵生、○中略　象形、此象上䖒象形、言之卵、未生則腹大、卵陰陽所合、天地之襍也、故象其分合之形、盧管切、十四部、糸部綰下云、讀若雞卵、蓋古卵讀如管也、

〔諧聲品字箋 轉聲 四十九〕卵　羽族之蛋曰卵、凡卵中黄爲陰、白爲陽、魂魄相待也、

〔類聚名義抄 十 雜〕卵　今正盧短反、鳥觳、カヒコ、和ラン、

〔日本釋名 中 鳥〕卵(カヒコ)　鳥の玉子也、かへる子也、かへるとは玉子の變(カハ)りて、ひよことなるを云、

〔和漢三才圖會 四十四 山禽之用〕卵　音嬾　卵　和名加比古　孚　音敷　孵　同、訓加倍留、　毈　音段、訓須毛里、

卵鳥胎也、凡物無乳者卵生、凡鳥之孚卵皆如期、故曰孚、孚者信也、鳥抱恒以爪反覆其卵、故从爪、卵不孵者曰毈(モスリ)、呂氏春秋云、雞卵多毈、楊子曰、雌之不才其卵毈矣、

按白花蛇鱣魚無乳而胎生焉、以爲異、鶴鵰角鷹鳩之屬卵二、鷹鳶烏鵲告天子及小鳥卵四、雞雉鴨

山雞之屬、卵十二三、皆夏月則十八日、冬月則二十二三日而孚化、後七十五日而能自鳴矣、蓋卵形如玉、故俗稱玉子、卵中黃曰鷇、音黃

凡雞卵忌山椒、誤貯於一處、則卵盡腐爛、

鷇卻 鳥卵空也、本綱曰、吉弔之膏至輕利、以銅及瓦器盛之則浸出、惟雞卵鷇盛之不漏、又云、其脂以琉璃瓶盛之、更以樟木盒貯之、不爾則透氣失去也、吉弔蛇屬、琉璃硝子、

〔萬葉集九雜歌〕詠霍公鳥

鶯之、生卵乃中爾、霍公鳥、獨所生而、己父爾似而者不鳴、己母爾似而者不鳴〇下略

〔日本靈異記中〕常鳥卵煮食以現得惡死報緣第十

和泉國和泉郡下痛脚村有一中男、姓名未詳也、天年邪見不信因果、常求鳥卵煮食爲業、天平勝寶六年甲午春三月、不知兵士來告中男言、國司召也、見兵士腰負四尺杜、卽副共往、纔至郡部內於山直里、押入麥畠、畠一町餘、麥生二尺許、眼見熾火、踐足无間、走廻畠內、而叫哭曰、熱哉々々、時有當村人入山拾薪、見於走轉哭叫之人自山下來、執之而引拒不所引、猶强追捉、乃從籬之外牽之而出、躃地而臥、嘿然不曰、良久蘇起、然病叫言痛足矣云々、山人問言、何故然也、答曰、有一兵士召我將來、押入熾火燒足如煮、見四方者皆衞火山、無間所出、故叫走廻、山人聞之褰袴見脛、脛肉爛銷、其骨璅在、唯逕之一日而死也、誠知地獄現在、應信因果、不可如烏之慈己兒而食他兒、無慈悲者雖人如烏矣、涅槃經云、雖復人獸尊卑差別、寶命重死、二俱无異云々、善惡因果經云、今身燒煮鷄子者、死墮灰河地獄者、其斯謂之矣、

〔空穗物語藤原の君〕宰相、めづらしくいできたるかりのこにかきつく、

かひのうちに命こめたるかりのこは君がやどにてかへさゞるらん、とてひごろはとてこれなかのおとゞにて、君ひとりみ給へ、人にみせ給なとて、とらせ給へば、兵衞うちわらひて、かばかりにおやうみつくらん、人のやうにもこそつかうまつれば、いでかばかりぞかし、御心はとの給、

兵衞たまはりてあて宮にすもりになりはじむるかりのこ御らんせよとて奉ればあて宮くる
しげなる御ものねがひかなとの給、

〔空穂物語藏開上〕宮にまいり給へば、宮、
かへりてぞちよもみるべきかいのなかにこもれるたづはいくよふべきぞ

〔伊勢物語下〕むかし男ありけり、うらむる人をうらみて、
鳥の子をとをづゝとをはかさぬとも思はぬ人をおもふ物かは

〔古今和歌六帖六鳥〕かひ
あしたづのかひこめくつるすごもりのつひにかへらぬ身とや成なん
鳥の子はかへりて後ぞなかれける身のかひなきを思ひしりつゝ

〔守貞漫稿六生業〕江戸ニ在テ京坂ニ無キ陌上ノ賈人○中略湯出鷄卵賣、
鷄卵ノ水煮ヲ賣ル、價大約廿文、詞ニタアマゴ〳〵ト云、必ズ二聲ノミ、一聲モ亦三聲モ云ズ、
因ニ云、四月八日ニハ鷄トアヒルノ玉子ヲ賣ル、江俗言傳フ、今日家鴨ノ卵ヲ食スル者ハ、中風ヲ
不病ノ呪ト、京坂無此事也、

〔倭名類聚抄十八羽族〕卵○中略　野王案孵○音孚、俗云加倍流、卵化也、
毈　呂氏春秋云、雞卵多毈、音段、和名須毛里、野王按、毈者卵不孵也、

〔箋注倭名類聚抄七羽族名〕按須毛利、巣守之義、謂壞卵不孵長在巣中如守巣者然也、

〔段注説文解字十三下卵〕毈、卵不孚也、爪部曰、孚者卵卽孚也、从爪子、不孚者卵坼不成、樂記曰、卵生者不殈、鄭曰、殈裂也、今齊人語有云殈者、按殈卽毈也、呂氏春秋雞卵多毈、管子五行篇羽卵者不段、段段爲之、从卵段聲、徒玩切、十四部、按當讀如鍛、

〔類聚名義抄十雜〕毈○音段、鳥卵不孚、スモリ、　孵音孚、カヘル、

〔倭訓栞前編六加〕かへる　倭名抄に卵のかへるは鵖といふ、鷹のかへるは鷂也、二歳をふるをいふ、

蠶のかへるは蛻也、皆かはる意也、

〔倭訓栞前編十二須〕すもり　倭名抄に毈をよめり、巣守の義也、

〔百千鳥下〕玉子開りの事

先小鳥の類、虫餌を喰ふ物は、玉子十三日にて開ル、又から餌計喰て虫類を喰ぬ鳥は、十六日にて開る、鳩の類も皆十六日也、又大鳥に至りては其鳥々々にて日數違、日數のびるも有、よく開時もあり、先たいがいの日取を印す、孔雀は玉子廿八日にて開、からくんも廿八日にて開、鵝三十日にて開、高麗雉子は廿四日にて開、錦鷄は廿三日にて開ル、白鷴は廿五日、又六日かゝる也、ばりけんは三十四五日にて開る物にて長し、總體かくのごとくと言共、寒き年は日數延る事あり、夏氣に成ては又早く開る事有、然ども此日取を用ひて違ひなし、○中略

玉子むきやうの事

是は幾度も手がけざれば知れぬもの也、玉子開日の前日、玉子の頭のかたの横の所、内より觜の當るところに押出したるやうに穴出來る也、右の觜の穴之所を見るに、上のから取れば、内革計あり、時に此内皮黃いろに成たるは、觜へとち付、其子は開割かねる物也、右氣を付てよく〱見るがよし右のごとく黃色になりたるは、此方にてむくがよし、口の明たる其夜か、又翌朝むく也、大分此所見樣むきやう、度々手懸ざれば知れぬ物なり、むく折血多出る事あり、少しもくるしからず、又素人はむきかけて、半分にして巣鳥の腹へ入る事あり、是は猶々惡し、皆むき中より子を出し、其まゝ巣鳥の腹へ入るがよし、しばらくは首をなげてよはりたる樣に見ゆる物なれども、二時計立時は、毛かはき隨分達者に成る物也、此むく玉子むかざる玉子にて、大分子を落す事有もの也、くはしくは口傳すべし、書取がたし、先此趣にて考る時は、好人はおのづから覺ゆ物也、小鳥にはなし、大鳥の巣鳥にて玉子かへす類ひ計の事也、又玉子むきたる時、臍の緒いまだ納ざる

子あり、少しむきやうの早き時は、右のごとし、それもさしてかまいなし、毛かはきて臍の緒もか
たく干あがる物也、其時臍の緒長く干たる時は、子歩行にじやま成るによつて、干あがりて後そ
つと邪魔にならぬ様に、はさみ切ておくがよし、二三日たつうちに、いつともなく干て、肉際より
落る也、かまひもなき物なれども、少しむきやう早き時は、右のごとしむく時節をよく考べし、
〔嬉遊笑覧十二禽蟲〕錦雞、孔雀、紫鴛鴦、雁、鳧等の卵、みな雞に抱かせてかへすに、大かた雞と同く、三七日
にてかへるものなり、その内孔雀は一月を經ざればかへらず、錦雞は卵四ッばかりならでは生
ず、孔雀は十四五も生む、島ひよどりは二ッ三ッに過ず、凡雞ほど卵多く產ものなし、大かた一月
の内に十二ばかりは生べし、飼ふに費多きものは丹頂の鶴なり、一日の料饅頭銀三匁、泥鰌三匁
五分、玄米二升なり、一年に積りて凡金二十二兩許り、飼料にのみかゝる、是も卵は二ッ產み、伏す
る事四十四五日五十日にてかへるといふ、
〔空穗物語藤原の君〕兵衛つねにみしらぬやうなりと聞ゆれば、例のことのたまへがしなどのた
まひて、かきつけ給、
　はま千鳥ふみこし浦にすもりこのかへらぬ跡はたづねざらなん、とこそは、君の御ことにて
は、のたまへるなれとの給、
〔古今和歌六帖二野〕きじ
年をへてかへりかた野のすもりこの君にしあへば飛立ぬべし
〔拾遺和歌集七物名〕いぬかひのみゆ
鳥の子はまだひなゝがらたちていぬかひのみゆるはすもりなりけり　よみ人しら
〔兼輔卿集〕人のはらからの、物へゆきけるにかはりて、
ひとつすにかへりはゐれど濱千鳥しばしもたえばわびしかりける

〔新撰字鏡 品字樣〕[illegible] 比奈

〔倭名類聚抄 十八 羽族〕雛 爾雅云、鳥子生、須其母而食、謂之㲉、音穀、一音顒、和名與雛同、鳥子生能啄食、謂之雛、音蒭、字亦作鶵、

和名比奈、嘀音國、見下文、

〔箋注倭名類聚抄 七 鳥名〕釋鳥云、生哺、㲉、郭注云、鳥子須母食之、釋鳥又云、生噣雛、郭注云、能自食、則此所引蓋舊注也、文選陳琳檄吳將校部曲文注、引爾雅曰、生而自食曰雛、待哺曰㲉、亦是舊注、而郭依之也、說文、㲉、鳥子生哺者、爾雅釋文、鳥子須哺而食者、燕雀之屬也、史記云、趙武靈王探雀鷇而食之、是也、鳥子生而能自啄者、禮記云、雛尾不盈握弗食、是也、王念孫云、㲉之言𣪊也、說文、𣪊乳也、按說文、雛、雞子也、淮南子注、雛、新雞也、呂氏春秋注、雛、春雞也、郭璞曰、今呼少雞爲雛、皆說文本義也、雞子生啄、故轉謂凡鳥子生自能食者爲雛、然又有㲉鶵通稱者、方言、爵子及雞雛謂之㲉、是謂雞雛亦爲㲉、易林訟之睽云、秋冬探巢、不得鵲雛、是謂鵲㲉亦爲雛也、郝懿行曰、噣者啄之假借、說文、啄、鳥食也、愚按說文、噣喙也、喙口也、轉注爲鳥口、鳥食以喙、故再轉謂鳥食爲噣、非借噣爲啄也、集韻爲啄噣同字、亦誤、○中略 按說文云、雛从隹芻聲、又云、籀文雛从鳥、龍龕手鑑云、雛正、鶵鶵鷄三俗、又云、雛正、鶵俗通、雛雛二俗、故鶵亦或作鶵也、

〔段注說文解字 四上 隹〕雛、雞子也、雞子、雞之小者也、淮南天子以雛嘗黍、高曰、雛新雞也、呂覽注云、雛春鷇也、郭景純言、今呼少雞爲雛、以鷇釋雛、則二注正同、王制春薦韭以卵、鄭[illegible]少雞、古者少雞亦曰鷇、方言雞雛、徐魯之間謂之鷇子、按雛引伸爲凡鳥子細小之偁、釋鳥曰、生哺鷇、生噣雛、从隹芻聲、士于切、古音在四部、䳑、籀文雛从鳥、雛、鳥大雛也、此與鷇別、而俗通用、鷇、高注呂覽曰、雛春鷇也、吳都賦、鷇音無驗、按爾雅音義、文選李注、引說文同、鉻本作天鷄誤、从隹翏聲、力救切、三部、一曰雉之莫子爲雛、釋鳥字作雛、郭云晚生者、

〔干祿字書 平聲〕鶵雛 通正

〔類聚名義抄 九 殳〕㲉 音穀、一音顒、ヒナ、〔同 九 鳥〕鶵鶵 通正、雛正、仕于反、ヒナ、〔同 九 隹〕雛雛雛 俗今正、音口、亦雛、ヒナ、

〔倭訓栞 前編 二十五〕ひな ○中略 和名鈔に、雛をよめり、ひゝなともいへり、ひゝと鳴義なるべしと

いへり、〇下略

〔日本靈異記 上〕嬰兒鷲所擒以後國得逢父緣第九

家主答言、其年其月日之時、余登于柿鳩之樹而居、鷲擒嬰兒從西而來、落巢養鶵、慓啼、彼鶵望之驚恐不啄、〇中略

鶵比ナ尓コノ

〔本朝世紀〕天慶五年四月七日庚申、神祇少祐大中臣正直奉白鳥雛於藏人所、入籠、是件正直宅樹作巢所生也、

〔藤原元眞集〕人の子うみたる七夜

雲井にも今ぞまつらんあしべなる聲ふりたつる鶴のひなどり

〔延喜式 治部 二十一〕祥瑞

比翼鳥狀如鳧、一翼一目、不比不飛、 同心鳥、永樂鳥、五色成文、丹喙赤頭、頭上有冠、鳴云天下太平、 富貴、鳥形獸頭 吉利、鳥形獸頭〇中略 右大瑞〇中略

小鳥生大鳥、〇中略 右中瑞

〔續日本紀 八 元正〕養老五年正月戊申朔、尾張國言、小鳥生大鳥、

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁三年六月癸丑、小鳥生大鳥、

〔享保集成絲綸錄 二十〕享保三戊年七月

覺

一御拳場幷御留場殺生御制禁之儀、依致中絕候鳥無之、御用に難立に付、今年ゟ子年迄三ヶ年之內、左之通被仰出候事、

一鶴、白鳥、菱喰、雁、鴨なま鳥、鹽鳥共に、三ヶ年之內は、獻上候儀無用に可仕候、此外之鳥上ゲ來候は不苦候事、

捕鳥制度

但初鶴、初菱喰は獻上可ㇾ仕候事、

一鶴、白鳥、菱喰、雁、鴨、なま鳥、鹽鳥、三ヶ年之内は、音物幷振廻之料理に遣ひ候事無用に候、此外の鳥は、音物料理等にも遣ひ不ㇾ苦候、雁鴨爲ㇾ養生ㇾ給料に相用候儀は勝手次第之事、〇中略

右之趣堅可ㇾ相守ㇾ候、以上、

七月

享保五子年四月

覺

一去々年より當年中、鶴、白鳥、菱喰、雁、鴨獻上、且又音物仕間敷由相達候得共、鶴は自今も相用申間敷候、白鳥、菱喰雁、鴨者、當冬より獻上、幷音物に可ㇾ仕候、左候得者獻上者、二ッ宛、音物には二ッ或は壹ッ可ㇾ爲ㇾ勝手次第ㇾ事、

但前より右之鳥壹ッ獻上候分者、尤其通に可ㇾ相心得ㇾ候、

一鶴、白鳥、菱喰、雁、鴨振舞之料理に出し候儀は、去々年觸候通に相心得、重而相達候迄者可ㇾ爲ㇾ無用ㇾ候事、〇中略

四月

〔德川禁令考殺生禁止四十四〕寶永七寅年六月十八日、江戸近邊ニ而鳥をさし候儀停止之事、

覺

一頃日江戸幷近邊ニ而鳥をさし候ものこれあるよし相聞候、前々より御餌差之外、江戸近邊ニは鳥指候儀、停止ニ候處、猥成儀ニ候間、彌停止たるべき事、

一魚鳥取候儀、御堀廻り幷停止之場所、殺生仕間鋪事、

以上

〔享保集成絲綸錄二十〕享保七寅年十一月

餌鳥請負掟書

一札之事〇中略

一鶴、白鳥、菱喰、鴈、鴨類、鷺、白鷺、へら鷺、五位鷺、梅首鷄、川烏、鶉、雲雀等一切不ㇾ可ㇾ取、鶇、烏、鵯ハ四月より七月、晦日迄可ㇾ取ㇾ之、此外先年より御法度之鳥一切取申間敷候事、〇中略

享保七年寅十一月　　桃町平川町二丁目　五郎左衛門〇下略

元文二巳年十一月

相摸國　三浦郡　鎌倉郡　高座郡　武藏國　久良岐郡　都筑郡　橘樹郡

右之所々、今年ゟ來午年中、村々百姓はいふに不ㇾ及、殺生人たり共、不ㇾ可ㇾ取ㇾ雉子ㇾ事、

右之趣、可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、

十一月

〔享保集成絲綸錄三十六〕寛保二戌年六月

覺〇中略

一あいくろ　三月節より　一ぼとゝぎ　七月節より　一がん　十月節より　一かも十月節より　一きじ　九月節より　一つぐみ　九月節より〇中略

右品々、貞享年中、元祿年中にも相觸候通心得、此書付之通、來正月より商賣可ㇾ仕候、初而出候節も、直段高く商賣仕間敷候、前方も相觸候通、獻上之品たりといふ共、各別高直ニ商賣仕間敷候、

右之趣、相背もの於ㇾ有ㇾ之は、可ㇾ爲ㇾ曲事ㇾ者也、

十月

○按ズルニ、捕鳥ノ事ハ、産業部畋獵篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

〔和漢三才圖會 四十四 鳥之用〕養小鳥

凡小鳥數未能啄餌者、先取小蟲哺之、子子及黑小蜘蛛最佳、而後用研餌、如畫眉鳥、四十雀等、用粟稗育者、不及研餌、其研餌造法、忌鼠屎及鹽、誤入用則死、

稗(ハツタ)九兩 朱舂米(アロゴメ)一兩 炒、但忌精、小鮒 炙研三兩、鰷鰻亦佳、謂之魚餌(ナマエ)、 各細末和調、蕪菁或芹葉入研合、令色淡青、水煉用、

如鶯、駒鳥、鷦鷯者、用魚餌六兩亦佳、最隨時宜、 晴天令鳥浴水、可以避羽蟲、浴後中於日、暑則三日一度、寒則十日一度、 四五月有鳥膨脹、謂豆和留、急用番椒、浸水令呑之、如無効、取常山(クサギ)木蟲餌之、螻蛄亦佳、 有鳥脛脚生小瘡、謂阿之介、徐刮去瘡痂、令呑番椒水則治、緩則畢家鳥皆傳染至死、若養閉者呑番椒水可也、 病鳥不食餌者、安于厠中則乍愈、鳩飛不還者、燒奇楠(キヤラ)於樊中則遠喜香氣歸來、其所喜淨不淨不可得曉、 七八月之際、諸鳥羽毛漸脫易、謂之毻(ケカエル)、音安、訓介加由流、 毛落更生整理曰毨、音先、 鳥無所以而有卒死、急拔頭毛二三條、如入之身柱(チリケ)之穴跡灸一壯則活、

〔諸禽萬益集 序〕此書たるや、諸鳥を飼の秘をあらはし、まさに死せざるの神を知らしむ、けだし鳥をそだつることは飼のかげん、且水と虫とのかいやう其時に隨ひ應變するにあり、然るに其應變は寒中は鳥を內に置て、風雨雪霜の寒をしのぎ、暑中は鳥を涼しきに置て、その暑をいとひ、若性氣おとろふるときは、あるひはむし、あるひは卵を飼て、其性を養ひ、其性のよはきものには、つよきをしがひ、其性のつよきものには、よはきをしがふ、常に籠をあらひぬぐひて、其羽のよごれ腐るをいとふなり、鳥の命數凡十有餘年なり、まさに是を飼えざれば、かはざるにしかず、まさに是をかひえて、其死せざるの神をしれば飼て可なり、是をかへども死せざるの妙をしらざる、是をかひえざるものといふべし、飼て死せざるの妙をしる、是をかひ得るものといふ、予○左馬介童稚の頃より數万の鳥をかひ、一月に死する鳥いく百千といふことをしらず、遂に其死すべからざるをしる、予おもふに、性あるもの、死をよろこぶものなし、何ぞこれを楽しむに、死をたのしむこ

とあらん、是をあはれまざるは不仁なり、故に此書其神をしらしめ飼ものをして、其鳥を死せざらしむ、予に同じき鳥飼あらば、これを信ぜよ、おそらくは其妙をうるにちかゝらんと云、

〔喚子鳥上〕ゑがひこしらへ用の事

一すりゑといふははいざこをやき、ほし米とぬかのいり粉、青葉の汁にてこねたるものなり、又その鳥により生ゑはつたい多少のかげんあり、またくるみ入も有、いさい左りにしるしあり、

一なまゑははいざこ小ぶなまじり、その外何にても川魚いろ〳〵まじりたるもくるしからず、しかしはいざこをよしとす、

一はつたいはくろ米壹升、ぬか壹升五合のつもりにて、両方ともいり、粉にひきふるひ、はつたいにするなり、此はつたいは何鳥にても右のかげんよし、

一あをみはせり、又大こんば、又はなのは、又ははうきゞよし、

一くるみは、火にてあたゝめたるがわりよし、

一すりゑの仕用は、すりばちにて、さきへあをみをすりて、其後なまゑを入、よくすり、のりのごとくなりたる時に、はつたいをいれ、せつかいにてよくこねませてよし、又くるみ入るゝ鳥は、なまゑ入るゝ時くるみ入するべし、はつたいを入、まづ水すこしづゝ入て、こねませてよし、はつたい壹匁に、なまゑ四分いるゝを四分ゑといふ、五分いるゝを五分ゑといふなり、はつたい壹匁に、生ゑも壹匁入を當分ゑといふ、はつたいより生ゑをおほく入るを、さゞいゑとも、つよゑともいふなり、つよゑこのむ鳥を、さゞいと申ゆへ、さゞいゑといふなり、

一あはせ粉といふ仕用あり、是はすりゑむつかしき時に仕る事なり、小鳥少々かふ者のために、こゝろやすくよき事なり、仕用はまづ七分ゑの鳥ならば、生ゑ七匁にても七拾目にても、粉にはたき、右のはつたいなまゑ七分に、壹匁のつもりに合せ、よくませて、うすにてひきふるひ、何ほど

成ともあをばのもみ汁にて、入用ほどこねくはせてよし、右のあはせ粉、當分ゑのくらゐに仕をく時は、うすゑの鳥にはつたいをまぜて、五分ゑ四分ゑ、そのぶんりやうなにほどのかげんもなるべし、

一つみゑといふは、あはひゑ、きび、米、ゑのごま、くるみ、此類にてかふ鳥なり、つみゑの鳥は何にても水をかふなり、其の外木のみ、草のみ、むしるい、このむ鳥あれども、むつかしき事なれば、こゝろやすきゑにてかひつけるなり、

一ゑらゑといふは、すりゑにあをみを入ずして、生ゑと粉とくるみ、此三色ばかりをいふ、さしゑとは、ちいさき間はひとりぐいせざるゆへ、へらのさきにゑを付、くゝめくはする事をいふ、

小鳥煩ふに藥の事

一諸鳥ゑをくはぬ事あらば、成ほどからきとうがらしをきざみ、水につけ、その水あかくなる水を、とうがらしともにちよくに入かふべし、其みづをすいてゑにつくなり、○下略

〔諸禽萬益集上〕粉仕方の事

粉は黒米壹升、糠壹升五合、これを煎粉に挽、毛水嚢にてふるひ用ゆ、よき鳥はこまかき水嚢にてふるひ、あしき鳥はあらきをもつてふるふ、しらざるものは米三合、糠一升と心得たり、是には鳥屋の傳にしてとるに足らず、米は勢つよし、糠はよはし、然るにぬかあまりに多すれば、甚諸鳥によろしからず、

餌摺樣の事

生餌は常にあらくこなしをくべし、摺る時にいたりて、これをほうろくにてかはく迄煎、夫より擂盆に入て砂のごとくにすり、菜を入てまたすり、水にて和らげ、粉を入交て飼なり、粉を入てよりすることなかれ、胡桃の入る餌は、粉を入て後又摺べし、胡桃未らずして粉すりかへば、必糞け

つして死す、

白餌の事

白餌は菜を入れざるをいふ、是に二品、胡桃入と入ざるあり、胡桃いらざるものは魚を摺、粉を入る計りなり、胡桃いるものは第一魚を砂のごとくすり、次に胡桃を入て摺、水を入てとき、扨粉を入交て又よくするべし、しかふしてこれをかふ、

胡桃餌に菜を入摺事

第一に魚を摺、菜を入てまた摺、くるみを入、夫より粉を入、又摺なり、かくのごとくしてこれをかふ、

青葉の事

青葉は菜を第一とす、蕪菜を第二とす、大根葉も用ゆ、其外芹、芙蓉葉、蘩、地膚、右の七種を用るなり、此他用ゆべからず、はこべ、ひゆ、など用るものあれどもよろしからず、なのほかははゝきゞをよしとす、

水の事

水は井水川水を用ゆ、猪口は焼ものを用ゆ、暑中は一日に三度水を替て可なり、寒中は替ることなし、

蒔餌の事

粟、黍、稗、米、餌胡麻、麻實、胡桃、此七種なり、其鳥によりて各好と好ざるものあり、〇中略

乗鳥水洗する時の事

水洗とは水をあびせることなり、世人水あぶせ籠とて、小なる籠を作り、たらいの中に水の深さ六七分入て鳥を其籠に入、其籠を水中に漬し水洗をす、此法しかなりといへども、水をきらふ鳥

あり、水多きときは其水を恐れて水洗せず、故に予〈左馬介〉が工夫する處は、深さ一寸ほどなる燒もの〈の〉にして、渡り常の籠に入べき大さの豬口を調へ、大なる鳥には水一盃に入、小なる鳥には其形によつて水を淺く入、これをかごの中に入て、水洗せしむるに、あびずといふことなし、かくのごとくして水洗せざるものには、其鳥に含水をかくべし、鶸、鶯、菊頂、小雀、柄長、駒鳥のごとき、上品の鳥には、水をあびること、三ふるひあびて、これを日向にてほす也、中品は四度水ぶるひして、これをほす、下品は六七度水ぶるひして、これをほす、夏は早朝に起五ツ半迄に水洗すべし、冬は日中晴天をみて水洗すべし、夏はながく日向に置べからず、上品は水洗すること一日をき、しかれども冬は三日をきほどにすべし、中品は二日置、下品は三日をきにすべし、かくのごとく其日を定むといへども、晴天にあらずんば、水洗することなかれ、毛をかはす頃、又切々はよろしからざること、水洗の事、一樣のことにあらざれば、言語に盡しがたく、此意を以て深く察すべし、

〔日本書紀仲哀八〕八年正月、幸筑紫、時岡縣主祖熊鰐聞天皇車駕、〈〇中略〉參迎于周芳沙麼之浦、〈〇中略〉皇后〈〇神功〉別船自洞海〈洞此云久岐〉入之、潮涸不得進、時熊鰐更還之、自洞奉迎皇后、則見御船不進、惶懼之、忽作魚沼鳥池、悉聚魚鳥、皇后看是魚鳥之遊、而忿心稍解、

〔日本書紀雄略十四〕十一年十月、鳥官之禽、爲菟田人狗所囓死、天皇瞋、黥面、而爲鳥養部、於是信濃國直丁與武藏國直丁侍宿、相謂曰、嗟乎我國積鳥之高、同於小墓、旦暮而食尙有其餘、今天皇由一鳥之故、而黥人面、太無道理、惡行之主也、天皇聞而使聚積之、直丁等不能忽備、仍詔爲鳥養部、

〔飼鳥必用中〕鳥飼

薩州上之紅屋町と云所に、有馬太兵衞といへる鳥數寄あり、疊をさす事を職として、子共餘多あり、身上不如意なれ共、鳥は家の中にならべ置、身の置所なきほど籠をかざりて暮し、折から明和年中、町家に大鷄シヤム、或は蜀鷄の類時行、のぞむといへ共、貧家故に手に入事不叶、其節筑前の

國よりシャム鷄のよろしき持來り、前文の太兵衞、湯水程懇望なれ共、あたへ高料なれば調達する事難成、子供のうちの二男なるを奉公に遣して、其給金を以シャム鷄を求て秘藏せり、世の噺に、子にかへての數寄といふは、此太兵衞ならめと、後に隱居して別宅に有りて、一生鳥と物語りして、七十餘にして身まかりぬ、尤鳥ともの語りする事はなけれども、飼鳥能く啼ば、扨も能く啼たりとほめて、少し餌食惡敷ければ、すり餌は氣に入らぬかと、獨事をいふて餌を直し、鳥のそばにて一日獨り言をいふて暮す、故に鳥と物語りするとやいわん、

〔飼鳥必用下〕此書は薩州御鳥方比野勘六と云人作之、尤勘六三ケ津は不及申、諸國步行し、長崎出島屋敷迄も參り、諸鳥飼方、病鳥の藥餌、幷產巢生立方等能覺へ、萬事諸國の鳥、我が工夫を以飼置也、勿論是迄鷹の書は有之候へ共、諸鳥之書無之、右勘六鳥數寄功者成人故、此書を作、〇下略

〔百千鳥下〕諸鳥病氣の事

風はれとて、急に首筋のあたりはれ上り、餌もくわず、身體自由ならず、かたまりたる樣になりて目をねむり、さのみ元氣も落ず、急病也、其時は早く其鳥を手に取て能々見べし、はたして風はれ有物也、尤身へ當らぬやうに皮を切也、卽時に直るもの也、人のまめなどの樣に、たちまちに直り、餌も喰ふ也、急に出る病氣ゆへ、丈夫なる鳥にても油斷ならず、折々庭籠杯へはなしおく時も、鳥には心を付て見る事、第一の心得也、

諸鳥ともに筋つまる病ひあり、とかく脊中をつよくはねて打時は、皆此病ひに成もの也、鳩の類に多く有、直りがたし、十に九は落る、又直にも落ず、長引て落る物也、むねを突たるといふは俗言なるべし、頭をつよく打ても、右の病となる也、

口氣咽氣といふも同じ事也、諸鳥にあり、然共先錦鷄しまひよ鳥に多く有煩ひ也、直りがたし、さして命に障る物にてもなし人の病氣などの樣成る物也、鼻つまりて顏のはれる事も有、强き口

氣は落る物也、兎角熱してのぼるゆへ也、内をすかすやうに飼てよし、諸鳥ともに内を冷す様にすべし、

羽虫わく病ひ有、鳥の煩ひ也、又籠の内きたなき時はわく物也、大羽むしは虱の細きやうなる有、又丸きあり、何も鳥の身のわき毛の間を、くゞり歩行、早き物なり、中々取つくす事もなりがたし、其時は何鳥にても水を度々あびせてよし、又ウズをせんじさまして、其水にて洗ふべし、羽虫には妙なり、

又羽虫とも付ず、糠をまきたる様に、こまか成虫、巣に付たる鶏にわく物也、是はあしき物にて、其巣を新しく取かへても又出る、前はたま〳〵巣鶏の内に、此むしわきて捨る事有しが、明和七寅とし、同八卯年、巣鳥残る所なく、此むし多わきて、玉子ゟひやし捨る事多し、又としに寄てかくのごとくの事有、心得の為是をしるす、人の身へうつりても、こと〳〵くさして悪虫也、塩湯又は火をもやして、焼ころすがよし、此明和の七八両年は、大日照ゆへ、かくのごとく虫も春より出し歟、

弁薬之事、くんろくをせんじ、さまして洗ふもよし、右何にても洗わんと思ふ時、其鳥を手に持、毛を逆に撫て、毛の間々へ先たばこの煙を吹込べし、虫浮て毛へ散亂するもの也、其所を早く右の水にて洗ふべし、羽むしには妙なり、

又右のごとくなるこまかなるむし、座鋪中へちる時は、外の鳥へもうつり、人へもうつる物なり、畳のうへに落たるには、火のしに火をつよくして、其散たるあたりへかけるがよし、みな火にあたりて死す也、

〔飼鳥必用上〕總體諸鳥に用る妙薬

一伏龍肝　但しかまどの古き焼土也、是第一内をすかす薬也、　一人參　元氣をいだす　一ウニコヲル　熱をさます

一堅紅　血の熱をさます　一とふがらし　餌のもたへたるすかして内をめぐらす

一ぼれい　痃餌鳥の餌をすかして内をとゝのふ　一サフラン　氣血をめぐらし内調也　一箱根草　熱をさまし、餌をおし、万病によし、　一弟切草　翅をえぼりあしく足の不叶よし　一熊の膽　諸鳥目病ニ大妙藥　一遠志　諸鳥の病によし　一古き壁の土　羽に油のいでたるに用て妙也　一鱧の油　羽に虫の出來たるに功有也　一火取雀　肉の落たるに用、功能有、　一海老釣虫　一柳虫　一はだか虫　一米虫　一綿虫但しわたの實の内より出る赤きいろのむし　一青葉虫但し青葉を合せ、其内にあろ虫、いろもあかし、　一蚓

右虫の類、此外にも鳥に見せ好む虫ならば、病鳥は勿論、平生にも用てよし、甲のある虫幷長く生じたる虫は不宜、就中鰹節に出來候毛虫、且又甲虫別而毒也、

〔續日本後紀二十仁明〕嘉祥三年二月庚戌朔、聖躬不豫、　甲寅、御病殊劇、〇中略放諸鷹犬及籠鳥、唯留鸕鷀、

〔白石紳書二〕一新太郎少將〇池田光政ある時、春秋傳をよまれしが、魯の君十九にして童心有といへる所にて申されしは、我身に甚だ耻しき事有、唐鳥やうの類、翫び計りにして、無益の物は丈夫の心を養ふべきものにあらず、是亦童心をまぬかれざる也とて、悉く鳥をはなち、翫びものを捨られしとぞ、

〔續近世叢語五規箴〕河野恕齋事蓮池侯、爲大坂邸守、聞侯有籠鳥之玩、曰、不樂和諧自然之音、而悅號哭悲哀之聲、用此而助興、用此而侑酒、其忍不亦已甚乎、夫以樂號哭悲哀之心、而臨群黎、其能有不忍人之政乎、玩好之事、至微也、至細也、然由微而致大、自細以致巨、履霜之漸、實可懼焉、作樊禽賦以諷、侯覽而悅之、立命破樊籠、樊禽賦曰、夫何小禽之來多、分羽毛以各有儀、育蒼莽而逍遙、擇園池焉追隨、啄秋實之垂纍、弄春葩之委蕤、飲不過滿腹、安寧踰一枝、交柯蔑陸平林迤邐、嚶和熙之瓦屄、樂烟景之已美、雖雖咻咍、纖柳條以遷徙、喈喈其鳴、擒芳樹而決起、沒群友、載飛載止、襄和樂之攸洽、豈孫桐之可擬、附乃設網羅、陳置罘、駭之掩之、擊之俘之、籠之絡之、收而拘之、飾雕籠以居之、縶彩絲以紆之、絕侶何慘、離群何孤、誠生意之不存、豈香餌之便無、延頸以悲號、斂羽翼而哀呼、目睒睒兮其疑懼、容瞿瞿兮其悽感、樊籠豈不懐兮、桎梏何益、纆條豈不拘兮、束縛甚厄、振羽無地、運身安適、思莊生於步啄、悲林公之鍛翮、

解鳥語

嗟呼、雖禀體之各殊、豈中情之嘗換、滿坐之不樂、一人之發嘆、何世主之甚忍、唯樊籠之是玩、執一和諧之能、塵實竊愍以叫風、乃樂號呼之悽惋、娛悲哀之憤觀、仁心安在、至理何拂、雖聖王之御世、實一覩以同恤、澤及蠕動、恩逮微物、胡此強忍之行、豈異狡童之狂、翫物作樂、以哭助康、損德、實有甚於荒亡、想義豈無、闕子得喪、殰卵不毀、鳳鳥來翔、胔骨未掩、賢者遠藏、惡之萌也、巨以纖致、善之成也、大以小至、修己省身、實在矜細、存心自防、惟其合義、慮大於小、厥德不累、著始於終、厥功何墜、是乃大保旅獒之至訓、獻臣司原之篤志、

〔當世武野俗談〕深川藝子米蝶

或時此米蝶、幷辨天おかん、木綿やおきりなどいふ名題者三人連立て、八幡町を靜にあゆみける時、仲町小鳥やの前にて、三人の藝子たゝずみ、小鳥を見て居たり、往來の人々も大勢立どまり是を見る、時に鳥やの亭主さも美しき鳥籠に入たる鳥を出し、いざ君達へ御覽に入べし、此鳥籠はかたじけなくも銀の箱にて、去やんごとなき御方ゟ預りの籠なり、中の鳥は朝鮮渡りの鳥ひよどり、あたひ金三十兩なりと、少し自慢にて見せけり、人々見とれて居たる時、此米蝶はつと走り寄、誠に見事に美敷鳥なり、されども此鳥のためには、此いみじき籠の中ゟ、廣野をこひ敷思ふべし、此鳥此やうにかたち美敷生れずば、かゝる牢中のくるしみは有まじきぞかし、價三十兩は塵芥のごとし、小鳥の命は萬金より重し、其代金は米てうが拂可申とて、頓て鳥を取て大空へ飛せければ、雲井はるかに飛さりけり、鳥やを初め見物して居たりし人々、其大氣に肝を消しけり、終に其代金米蝶が拂ひけるとなり、誠に希有の者と、人々此沙汰世上に廣がりしとなり、

〔閑窻自語〕通鳥語女語

前對馬守藤原祐良(家入〓書家)かたりけるは、萬里小路前大納言尙房卿、としひさしくつかはれける女の、鳥のこゑをよくきゝ、ゑるよし、かねて聞きおき侍りしに、ある日かの家にまゐりて待ちゐけるあいだに、からすのいとうなきければ、かの老女おくの方よりいできて、あしきからすなきかな、人にけがあやまちあるにこそといひしほどに、ゑばしありて臺所に下仕の女の、庖丁にて手のゆびをきりしとてなきさわぐ、さてこそかの鳥の音をしるとき、しに、つゆたがはざりけ

りと感せしにこそ、公冶長のためしもおもひいで丶、ふしぎなる事なり、

公冶長幷百鳥語書事

少納言藤原通憲入道信西の所持の書目錄あり、めづらしき書ども多し、そのうちに公冶長幷百鳥語一卷と志るせり、むかしはか丶る書もわが國にわたりけむ、今は人の國にものこりしやきかまほし、

〔甲子夜話二十三〕或燕席ニテ某云シハ、木オロシ在郷ニテ左兵衞ト云農夫、ヨク鳥ノ聲ヲ解ス、曰鳥ノ鳴聲ニ六十八ノ別アリテ、皆ソノ意アリ、譬ヘバ美飾セル婦女來レバ、乃豫メコレヲ告鳴ク、出テ見レバ果テ來ル、或ハ又コノ路ノサキハ水潦アル由ヲ鳴ケバ、行クニ果テアリ、能ク其末來ヲ告ルモノナリト語レリ、其人今在リト、又コノ如ク鳥語ヲ解スル、既ニ論語集解皇侃義疏ニ見ユ、然レバ昔ヨリ世ニ無キ事ニモアラズ、今時ノ事以テ計ルニ、異域千載ノ疑ヲ去ベシ、

〔視聽草五集九〕雀合戰

森町 大洞寺

右境內奥八町計之間、雀合戰有之、其有樣誠ニ珍事ニ御座候、右合戰去月廿九日ゟ今日迄ニ〇原書文化十一二頃かトアリ、六日之間、日々あつまり、東西ニ別レ戰ひ申候、西方之雀者鳩程も有之、東方之雀ハ平生之雀也、凡町數五六丁の間を隔、此方又鳶鳥集り居、打死之雀をくらわんとす、勢ひ強く不叶體ニ而、一昨日ニ合戰ニ東方之雀を取らんとする一羽の雀鳶の頭ニ喰ひ付、其間ニ又々十羽程雀一むれ來り、たちまち鳶を追散し、一羽の鳶既にあやうき所江、西方之大雀七八羽飛來り、漸々鳶を助けたり、誠に珍敷、見物之人夥鋪、十町程の間者爪も不立、先荒増申上候、

二月五日

猶以合戰初りハ晝七時過ゟ、入相の鐘を限りて戰ひ申候、大洞寺江御參詣御見物御出待入候、

見附宿 銀藏

濱松宿御問屋中樣

〔宮川舍漫筆〕四〕椋鳥と雀合戰

同年〇文政七年七月廿五日より日々七時過より夜に入まで、むく鳥と雀と合戰有、處は小石川馬場と與光寺と金性院と、又加州侯の屋敷の森とにて喰合、殊に湯島金性院にては、數人見物夥しく、鳥の死骸多く、誠に一奇事なりとて、弟三右衞門も金性院江見物に罷こし候、見物の人々群集にて、寺内に容易に入る事成難しとなり、右に付本妙寺格定といえる僧、左の戲章なしたりとて見せぬ、

雀入海中成蛤と、此節に及んで如何𛂞たりけん、數萬の椋鳥幾群となく四方より飛集り、湯島なる金性院の境内にて、兩三日むく鳥と戰ひ、其害せられし者數を𛂞らず、鶯、蛙抔の合戰をば、噺にも聞しかど、その戰は古今に稀なるよし、人の語りけるを、傍に聞居て、口すさびける、

小鳥などゝ我をあざむく鳥ならば羽たゝきさせじすゝめものども

右むく鳥雀の合戰はいまだきかず、往年予が父〇宮川政運實父志賀理齋の門人小林金之助なるもの、御代官手附にていづれの國にてか、處は忘れしが、狐合戰有て、野原に狐ども數多死して有之趣を、書狀に申越たりき、是又奇代の事のよし、父なるものゝ噺に聞ぬ、今此椋鳥すゞめの合戰も奇ならずや、

〔燕居雜話〕三〕湯島根生院群雀

天保四年癸巳の七月半の比より、湯島根生院の境内樹木喬々然として、蔚茂したるが中に、黃昏より雀幾百千といふことを知らず群集りける、凡一月ばかり、皆二隊に分れて、鬪ひつゝ地に墜て死するも有るなどゝて、見に集る者多かりき、瑜〇日尾も講書の歸るさに立寄て須臾見たりしが、雀の幾群も〳〵飛來ることは、度々なりしかども、鬪ひけるさまにはあらざりき、或は云東叡

鳥害

山燒失し、また土木を經營すとて、喬木の枝ども多くもぎおろしたれば、小鳥共が棲にまどひて、斯くは集るなどいへり、案ずるにこはまさしく雀にはあらで、あとりといへるものなるべし、

〔日本書紀神代一〕一書曰、〇中略大己貴命與少彥名命、戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴、

〔延喜式祝詞八〕六月晦大祓十二月准之

國津罪止八〇中略昆虫(ハフムシ)乃災(ワザハヒ)、高津神乃災、高津鳥災、畜仆志蠱物爲罪、〇下略

鳥巢

〔倭名類聚抄羽族體十八〕巢　孫愐切韻云、鳥巢在穴曰窠、音科在樹曰巢、音曹、訓須、一云須久不、一穿垣栖雞曰塒、音時、和名止久良、

〔段注說文解字六下〕巢、鳥在木上曰巢、在穴曰窠、穴部曰、穴中曰窠、樹上曰巢、巢之言高也、窠之言空也、在穴之鳥如鶉鴿之屬、今江蘇語言通名禽獸所止曰窠、从木象形、象其架高之形、鉏交切、二部、凡巢之屬皆从巢、

〔類聚名義抄三木〕栖棲二正、音西、鳥ノス、桭俗　巢士交反、ス、スクフ、トリノス、　塒音時、トクラ、カラキシキ、〔同六土〕塒音時、トグラ、

塒トグラ　〔同七穴〕窠音和、トリノス、　邁俗

〔和漢三才圖會四十四山禽之用〕巢音曹　窠音科　和名須　一云須久不

五雜組云、羽族之巧過於人、其爲巢只以一口兩爪、而結束牢固甚於人工、大風拔木、而巢終不傾也、雖木枯枝縱橫重疊、不知何以得膠固無恙、此理之不可曉者、凡鳥將生卵、先雌雄營巢、巢成而後遺卵、伏子及長成飛去、則空其巢不復用矣、

按、巢之綿密也、鷦鷯燕最勝焉、杜鵑不能自營、而假用鶯巢亦一智也、如鳥鵲、文鳥、鴿者孳於樊中、

〔百千鳥下〕諸鳥巢癖之事

鳥ひよ鳥は、巢くせいろ〳〵有物也、玉子產て捨る事、每年同じやうなる日取に捨る物也、又子かへりて直に捨るも有、二三日置て捨る有、一度くせ有時は、例年かはらず捨る物也、用立ず、癖なき

子育のよき鳥は調法す、年々能子出來るもの也、又鳥は春子出來たる鳥にても、二番巣にいたり、色々癖出て巣も捨、又は子かへりても捨る、夫ゆへ又巣くせあしき鳥も、又其時によりすら〳〵とよく子育上るも有、捨られぬ物なり、能かゝる男鳥は秘藏すべし、すくなし、十姉妹たんどくは、隨分巣癖なく能出來る物なり、此類巣捨たり、又子を捨たるは、とかく何か障りあるもの也、おどろくやうの事有と知るべし、ハヽ、鳥、相思鳥、巣にかゝりては、度々見る事惡し、氣荒き物にて、直に巣を捨たがる物也、玉子二ツ程產たらば雄を上ゲてよし、朝鮮目白も玉子二ツ三ツ產て、男鳥をあぐべし、常に庭籠の内にて餌を置所を、此類の所は鳥籠の口廣く作りて、其内にて餌を喰せならはせて置事よし、上る時にむぞうさに取れるなり、

〔飼鳥必用下〕かつかう鳥　一名大虫喰と云

此鳥春より五月頃迄、江戸在にて產巣して囀なり、勿論子も親も其節出るもの也、籠の内にては、野にて鳴やうには囀ざる鳥也、よつて人々あまり賞翫せざる鳥也、尤頰白の巣へ玉子落し、頰白に生立さするなり、〇下略

〔甲子夜話三十〕東行記ニ、備前國カヽ戸ト云ヲ行ケバ長堤アリ、高シテ右左芝生ヒ、其上ヲ往來ス、右ハ吉井川ナリ、川幅廣ク底モ深シ、ソノ左見ワタシノ丘ニ神祠アリ、四面松生テ皆喬木ナリ、其木末ニ鵁鶄鷺群棲シテ鳴聲至テ噪シ、路祠相去ルコト數町餘ニシテ、其聲ヨク聞ユ、又二禽倶ニ巣ヲ成シ、子ヲ育スルサマ殊ニ奇ラシ、鷺鵁黑白ノ混棲可ㇾ咲、サレド共ニ水禽ナレバ、濵土ノ鳥鼠同穴ヨリハ、類ヲ同ストモ云ベキナリ、此鳥糞條幹ニ被リテ、白色景雪ニ似タリ、サシモノ大木皆コレガ爲ニ枝葉剝落シ、枯木ノ如シ、又コノ神祠ハ長船明神ト云テ、鍛冶ノ神ナリト傳、

〔甲子夜話四十八〕林話ス、時鳥ハ自ラ巣ヲ結ブコトナク、鶯ノ巣ニ卵ヲ產デ鶯ニ温サセテ、雛トナルコトハ、人ノ能知ル所ナリ、此頃聞ニ、鷺モ其如ク我巣ハナク、鵜ノ巣ニ卵ヲナシテ、鵜ニカヘサ

スルトゾ、是ハ新聞ナリ、

〔筆のすさび 四〕一鳥の巣より火出づる事

鳥の巣より火出づることあり、或は野にある燒土などの、たきさしの竹木をくはえ來りて、屋上におとすことあり、筑前には村落の近きあたりに巣をつくらんとするをば、かならず追ひちらせよと、胥吏より觸れ知らせることありと、竹田器甫が話なり、

〔享保集成絲綸錄 二十〕享保五子年四月

屋舖之內ニ鳶、烏、鵜之巢有之候ば、勝手次第とらせ可申候、〇中略

右之趣、向々江可被致物語候、尤例年右之通候旨可被達候、以上、

四月

享保十四酉年三月

屋敷之內ニ鳶烏鵜之巢有之候はゞ、見當り次第、早速爲取可申候、向後は右之通可被相心得候、

三月

〔新撰字鏡 木〕榤〇巨列反、雞栖杙、止久良、

〔和漢三才圖會 四十四 鳥之用〕榤 音傑 桀 詩經、止末利木、 塒 和名止久良

榤、雞棲杙也、如脚細弱小鳥之榤、用接骨木枝佳、

塒穿垣栖雞也、凡鳥宿曰栖、禽經云、陸鳥曰栖、水鳥曰宿、獨鳥曰止、衆鳥曰集、隹在于木上也

〔萬葉集 二 挽歌〕皇子尊〇草壁宮舍人等慟傷作歌二十三首〇中略

〇〇鳥塒立、飼之雁乃兒、栖立去者、檀崗爾飛反來年、

〔萬葉集 十九〕八日〇天平勝寶二年三月詠白大鷹歌

安志比奇之、山坂超而、〇中略枕附、都麻屋之內爾、〇〇鳥座由比、須惠氐曾我飼、眞白部乃多可、

〔拾遺和歌集 十八 雜賀〕ある人の産して侍ける七夜　元輔
まつがえのかよへる枝をとぐらにてすだてらるべきつるのひなかな

〔運歩色葉集 登〕鳥屋（トヤ）

〔倭訓栞 前編十八 登〕とや○中略 雞塒をいふ、鳥屋の義也、

〔肥前風土記 養父郡〕鳥樔郷 在郡東
昔者輕島明宮御宇譽田天皇○應神 之世、造鳥屋於此郷、取聚雜鳥、養馴貢上朝廷、因曰鳥屋郷、後人改曰鳥樔郷、

〔運歩色葉集 登〕鳥籠（トリカゴ）

〔嬉遊笑覽 十二 禽蟲〕昔の鳥籠は今の丸き虫籠に似たり、鶯うけ取渡しの事、貞順故實集 天文永禄頃の記 鶯の事、右にすゑ候て置、挾間を人の前になし、先緒をとき蓋をあけ左の方にあふのけ置、籠を右にて上へ登ッ足の方を人の前へなし、蓋に据候てこおひを取、我前に置、さて蓋共に鶯を桶の上に据上候て見せ申、扱こおひかつけ鳥を桶に入、蓋をして緒を結渡し候、又緒を不結して渡候も能候、請取候人、緒を結候ても能候、少略儀にて候といへり、籠丸くして鞠の如く、下の臺に足三ッあり、虫籠の臺の如し、曲物（ワゲ）の外家（ソトイヘ）あり、桶といふは是なり、蓋あり、身まろき透しあり、狹間といふは是なり、緒は諸の箱の緒の樣に、かた〳〵は輪になり、端は二つなり、圖は職人盡に見えたり、

〔とはずがたり〕小鳥のいろねいみじきを求めて、めでたき籠にいれて、くれなゐの糸をかけてもてあそぶは、鳥をいとおしむか、いとおしむにあらず、にくむなり、

〔百千鳥 下〕庭籠之事
庭籠はむかしより飼來たる鳥好、皆屋根をして夜は前へ戸をたてたる物也、明和二酉年より、予が庭籠は天井皆かな網にして、總體も又鐵網にして内へ木を植、片々に小屋根を付て、其内へ巣

鳥商

箱いえみの類を釣る、しまひよ鳥を放すときは、巣ざるを其下へ釣る、夜も戸なし、野に住心にておく時は、子もかへり能、子數も多く、古鳥とても隨分かまひなく子出來る也、右の庭籠にしてより、へき鳥も先年子かへし、隨分育てたり、へき鳥の巣は、十姉妹におなじ、子餌立もやはり文鳥十姉妹同樣なり、子巣立ても赤黑き物也、朝鮮目白も此庭籠にして、年々巣をなしたり、愚案の傳なり、

〔元祿五年萬買物調方記〕と　大坂之分　鳥かごや　びんご町二丁目　かごや治兵衛

〔人倫訓蒙圖彙四〕小鳥や　諸の飼鳥を商、其外鶯鶉等の鳴鳥を持ば、諸方の鳥に音付をする也、

〔我衣〕諸鳥前々ハ緣類方ヨリ鳥ヲ送レバ問屋仕タリ、元文二年ノ比ヨリ、鳥屋十間ニ極メ、其外ニテ賣買曾テ不致、諸買上、右十間問屋ニテ調ル、手形取テ來ル、

鳥店、カヤバ町裏通リ藥師ノ側ノ方ニ七八軒アリ、瀨戶物町二丁目ノ横町、麴町、神田須田町ニモアツシガ、十軒ニキワマリ、後小田原町ヘ引ク、

〔元祿五年萬買物調方記〕と　京之分　鳥や　にしきのかうぢ　と　江戶之分　鳥や　本町がへ町　と　大坂之分　鳥や　備後町一丁め

〔享保集成絲綸錄二十〕享保三戌年七月

覺〇中略

一於江戶鳥商賣仕候儀、三ケ年之內は町中に鳥問屋十人相極雁鴨は不及言、小鳥飼鳥に至迄、右之者之外に而は、鳥商賣仕間敷候、且又相極十人之者ゟ、御鳥見判鑑を申受、十人之者添判致、鳥差越候者方へ渡置、鳥數之儀は、其在々の名主ゟ證文相添可申候、右判鑑幷證文無之鳥一切商賣仕間敷候事、

但御鳥見幷野廻り之者共も、鳥を持出候者に出合候はゞ相改、若判鑑持不申者在之候はゞ

留置可遂吟味候事、〇中略

右之趣堅可相守候、以上、

七月

享保五子年四月

覺〇中略

一只今迄は鳥屋拾軒に而候、向後者鳥屋先規之通可爲勝手次第候、若御停止之場所より出し候鳥抔商賣仕候はゞ、鳥屋取上げ可申事、

但田舍より鳥取寄候判鑑札も、武家方幷町方共に御鳥見組頭方江可相返候事、

四月

享保十巳年正月

一在々所々御留場ニ而致盜鳥候もの有之、江戸表へ差出、猥に致商賣候ニ付、今度水鳥問屋六人、岡鳥問屋八人、別紙之通相極、其外は中買を初メ脇店小賣之者共迄、一切鳥商賣停止候間、急度可相守候、然上は町々名主家主共懸吟味、書面之者之外鳥商賣堅く爲仕間敷候、右之鳥問屋共方ゟ致吟味筈ニ申付候條、其旨可相心得候、外ゟ後日ニ相知候共、當人は勿論其所之家主五人組名主迄、急度可申付候、以上、

正月

水鳥問屋

瀨戸物丁家主　甚兵衛

同丁九右衛門店　喜兵衛

長濱丁元右衛門店　三郎左衛門

本小田原丁壹丁目善六店　七兵衛

室丁貳丁目小右衛門店　七左衛門

小田原丁　小左衛門

合六人

岡鳥問屋

鳥類載

鶴名稱

下富坂丁家守
利右衛門
同丁家守
三郎兵衛
同丁七郎右衛門店
半九郎
同丁六郎兵衛店
佐兵衛
同丁家守
清兵衛
上富坂丁久右衛門店
又七
小石川仲丁家持
十右衛門
淺草八軒丁半右衛門店
源右衛門

合八人

〔天保十一年武鑑〕御小鳥類

さくらだ
伏見丁　濱松屋善藏　本郷一丁メ　越前屋彥四郎

〔雍州府志土產六〕鶏鷀（アトリ）〈○中略〉凡生捉之謂落鳥、又謂執之、入籠而畜之謂飼鳥、於山林原野捉之、則以手殺之謂縮（シメル）、又謂野縮、縮取命根之謂也、

〔常陸風土記久慈郡〕郡東七里太田鄕、〈○中略〉東大山謂加毗禮之高峯、卽有天神、名稱立速日男命、〈○中略〉神祟甚嚴、〈○中略〉凡諸鳥經過者、盡急飛避、無當峯上、自古然、爲今亦同之、

〔日本紀略平城〕大同二年三月庚戌、群鳥數千翔鳴空中、

〔續日本後紀仁明十七〕承和十四年閏三月戊寅、群鳥億萬、繞日上下、自日中到黃昏、仰看空中、不知何鳥、是月數々有群鳥、遲明自西方度東方、其夕覆天終始不見、訪諸故老、皆云、未曾聞之者、

〔三代實錄光孝五十〕仁和三年四月十三日丙辰、是日夜分有鳥、无萬數、飛鳴於大極殿上、

〔安齋隨筆前編九〕一古今三鳥傳　古今集三鳥傳は、よぶこ鳥、いなおほせ鳥、ちなが鳥の三と云、春ノ上よみ人しらず　をちこちのたつきもしらぬ山中におぼつかなくもよぶこ鳥かな　秋の上よみ人しらず　我かどにいなおほせ鳥のなくなへにけさふく風にかりはきにけり、ちなが鳥は古今の歌には見へず、拾遺集神樂歌にあり、古今三鳥の傳と云は誤也、古今には二鳥也、一說にも、古今も、ちどりを入て三鳥也、ちとりあり、〈○中略〉古今榮雅集に、古今三鳥の一也とあり、吳竹抄にも傳受ある鳥のよし見へたり、

〔新撰字鏡鳥〕鶴〈佐支、又豆留、〉

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鶴　四聲字苑云、鶴〈何各反、和名豆留、〉似鵠長喙高脚者也、唐韻云、鶬〈音倉、楊氏抄一名〇〇今按、俗謂鶴爲茶〉

鶴也是鶴別名也。

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕按、都流以其聲得名、○中略說文、鶴鳴九皐、聲聞于天、陸佃曰、鶴形狀如鵝、青脚素翼、常夜半鳴、其鳴高亮、聞八九里、雌者聲差下、羅願曰、脚青黑高三尺餘、喙長四寸、○中略按萬葉集鵠字鶴字訓多豆、多豆見古事記、葦鶴見萬葉集、其他所見猶多、多豆田鶴之省、田鶴以其所在之處得名、猶濱千鳥之稱、葦多豆、顯昭曰、鶴或在蘆葦之中、故有是名、猶蘆鴨之得葦名也

〔段注說文解字 四上鳥〕𪇰、鶴鳴九皐、聲聞于天、(鶴字今補、此見詩小雅、毛曰、皐、澤也、言身隱而名著也、爾雅無鶴、故傳詩後人鶴與鵠相亂、)从鳥隺聲、(下各切、古音在二部)

〔類聚名義抄 九鳥〕𪇰(河各反、ツル、)　鶴(上俗下正)　𪇰鶴(上俗正、音零、タヅ、鶴別名、)　鴌(同)　鵠(ツル)

〔干祿字書 入聲〕鶴鶴(上俗下正)

〔下學集 上氣形〕鶴(ツル)(呼名仙客、又名丹歌、見類說、)

〔運步色葉集 多〕多頭(ツ)(鶴名)

〔同 鳥名〕眞鶴(マナヅル)

〔和爾雅 六禽鳥〕鶴(ツル)(鶴同、或名仙客、仙禽、)　玄鶴(クロヅル)(同灰鶴)　白鶴(シロヅル)　鶬鶏(マナヅル)(鶬鶴同、亦但稱鶬、又名鶬麋、鶬鴰、鴰鹿、)

〔八雲御抄 三下鳥〕鶴　たづ　まなづる(一說白鶴也)　ひなづる　ゑら鶴　ゑらたづとも　あしたづ　霜のつる　くろづる　万十一、たづのとゞろといふ、是なくこゑをよそにきく心也、　たづがねとも云　霜さむくてなくと云、古歌にもおほし、又本文なり、　古歌、あしのはにおくゑら露やさむからんさはべのたづのこゑのきこゆる、　かける　とぶ

〔日本釋名 中鳥〕鶴(ツル)　つるはつらなる也、おほくつらなりとぶ鳥也、雁もつらなりとべども、次第にさがる、つるはすぐにつらなる也、或曰すぐる也、すとつと通ず、中を略す、諸鳥にすぐれて大なる鳥也、

〔東雅 十七禽鳥〕鶴ツル○中略ツルといひ、タヅといふ義並に不詳、(萬葉集歌に、鶴群よみてツルムラと云ひけり、ツルといひ、ツラといふは

轉語なり、ツルとは其飛止共に群列あるをや云ひぬらん、また一にはタヅとは田鶴とゐるせり、その平田に降り止るをいふにやあるらん、

〔倭訓栞前編十六都部〕つる〇中略鶴は鳴聲もて名くる成べし、田づも同じ、歌に蘆鶴(アシ)、ひな鶴、よるの鶴などよめり、鶴は千年にして蓋松に安すといふ、えそにさるゝといふ、今丹頂、眞鶴、白鶴、黒鶴あり、朝鮮鶴は對馬人の釜山浦にて捕る所也、朝鮮西土には食品とせずといひ、又琉球には鶴なしといへり、〇中略明和九年の秋、伊勢一志郡にて鶴多く飛かけり、戰ひながら二羽落ぬ、つるくびは鵝首也、寶永の主上、新内裏へ遷幸ならせ給ふ、鳳輦の上はるかに、鶴の舞かけりけるを、諸臣千年のためしとて、賀し物し奉られけるに、從一位前内大臣源通茂公、

和歌のうらとしへてすめるあし田鶴の雲井にのぼるけふのうれしさ、〇中略日光山に豐太閤の放たれし鶴二三羽、野に四季ともに居て他に行かず、齊諧記に、仙人子安乘二黄鶴一而來と、伊勢安濃郡の西郊に、黄鶴雌雄五七年が間來り下る、その後見えず、最美觀なりしと、家父の物がたりなりき、

〔本朝食鑑水禽五〕鶴和名可各反、訓二豆流一、

釋名、䴇音零葦鶴(アシタヅ)和名丹頂俗稱、源順曰、唐韻、䴇鶴、鶴別名也、楊氏抄多豆、今按倭俗呼レ鶴爲二䴇鶴一是也、必大按、歌人呼二稱葦鶴、雛鶴、鶴毛衣、今俗號二丹頂一、以分二黒白眞鶴一也、

集解、鶴大者高五六尺、長三四尺餘、嘴長六七寸而蒼黒、丹頂朱頰、赤目蒼脚、修頸凋尾、白羽玄翮、翅裏小羽本白末黒、呼號二鶴之本白一、而造二箭羽一、或作二茶會之帚一、人人愛レ之、膝粗節高、指纖爪尖、天氣晴朗、和煖清爽則舞レ空、而鳴聲唳二雲霄一、以聞二十里一、常啄二稻粱禾麥及根苗一、或小魚蛙鰕菜草之根莖亦食、故歩二于隴畝一、繞二于水田一、以宿二水中一、以棲二野叢一、其聲變而乳、乳時恐二膝脚之損傷一、而輕輕折レ膝立時亦然、莊子所レ謂脛雖レ長斷レ之則悲者是也、覺二巣于野叢一、其卵如二椰子大一、一孕生二四五子一、或八九子、初黄毛白嘴、短翼長脛、而淺蒼色、漸長以作二父母形一、此呼號二雛鶴(ヒナヅル)一也、別有二黒白眞鶴(マナヅル)者一、黒鶴者白頸赤頰、蒼黒脚蹠、其餘悉純黒也、白鶴者鵝赤嘴黒、玄翮赤脚、其餘悉純白也、眞鶴者頂頸皆白、頰赤嘴青、嘴後至二胸腹一悉黒、背至二尾前一灰

鶴種類

色帶青、尾白翮羽皆黑、大抵所賞者、黑白眞而謂黑者味最美、亦肉血俱有香臭、與他禽殊矣、丹頂者肉硬味不美、雖外國之物亦不好、故食之者少、但官家養於籠中、或貯庭池之間、或有作巢者、其性有智、育卵於池島、避狐犬之害、而雄雌代護之、初欲生卵之時、雄先卜其島、以喙刺地、寸寸試之、不使蟲蛇伏于地中、然後雌至生卵、其性自然如此、本邦賞鶴爲上饌者、未知何時始、今江都官府放鷹而捕之、鶴之脩脚太强、不可漫當於茲、鷹擊之者鮮、能擊之者號鶴鷹、以愛之倍常焉、近代禁裏每歲始例有鶴庖丁者、庖人所秘、妄不傳其儀也、秋後冬初、摯者稱初鶴、公侯獻之江都、江都官府鷹師亦摯而獻之、倶以初摯者奉上于京師、其餘賜于宗室公侯、宗室公侯設大饗會群賓、以居所賜之鶴而拜賞之、是僉以仙禽之上瑞多壽、故冠昏賀祝之供、無不爲先務焉、凡鶴之多壽變止千六百年、形定體尙潔、此李浮丘伯之言不爲虛誕、本邦亦有此類矣、我神大君之養鶴、放在武野之田澤、經六七十年尙飛翔、源二品之放鶴亦暨五六百年、來往于駿遠之田澤、偶觀之者謂、翼間有金札、記年號支干云、世以爲奇寶羽族之宗長、仙人之騏驥也哉、此鳥以千年之物、中華之人不爲食品、朝鮮俗呼爲斗祿、以禽言名之、亦不食之、然對馬人在釜山浦捕之、或獻江都曰朝鮮鶴、

〔本朝食鑑 六華和異同〕鶴

鶴有丹頂玄白、而與本邦所有同、李時珍曰、有灰色、未詳、鶬鴰者今之眞鶴(マナヅル)而灰青色者多矣、鄂州黃鶴山上有鶴樓、齊諧記、仙人子安乘黃鶴而來、本邦未見黃色者也、蓋鶴集喬松、或巢木、故今古畫工皆描樹上之鶴、白帖曰、鶴千歲棲於偃蓋松、唐姚合探松華詩、不覺傾飜仙鶴巢、此外言之者不少矣、今本邦未見鶴之棲樹巢木者、惟棲居洲渚田隴之間、故李浮丘伯相鶴經云、鶴陽鳥也、而遊于陰、行必依洲渚、止不集林木、李時珍亦不曰棲樹巢木之言、其賦詩描畫者、恐是謬於鸛歟、爾來以誤傳訛、至於今也矣、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二水禽〕鶴　○○○○ヲヒトリ万葉集　○○丹頂和名抄　○○○○アシタヅ同上　タヅ古歌　ツル

一名九皐君典籍便覽　九皐處士淸異錄　灌陽公　軒郎共同上　仙客群芳譜　露鳥　胎仙共同上　九皐

介鳥（事物紺珠）　仙騎　露禽（共同上）　露鶴（卓氏藻林）　阜禽（同上）　仙驥（事物異名）　玄裳道士　鶴鳥　寄鳥

長身客　還丹使　青田翁　飛客（共同上）　丹歌（名物法言）　仙鶴（日食方物）　陰羽（通雅）　獨春（同上）　紅頂

鶴（廣西通志）　陰骷（正字通）　仙子（採蘭雜志）　沈尚書　蓬萊羽士（共同上）

今畫ニ用ル所ノツル、卽仙人ノ騎ル所ノ鳥ナリ、故ニ仙鶴ト云フ、形大ニシテ白色、ソノ頂深紅色ナリ、故ニ丹頂ノツルト云フ、背ハ青綠色、脚ハ蒼黑色、翼下ノ弱毛色黑シ、羽翼ヲ斂レバ後ノ方ニ垂出テ、黑尾ナルニ似リ、大和本草ニ、丹鳥ハ全身足共黑クシテ頭紅ナリ、松前ニ產スト云、是玄鶴ナルベシ、又花頂鶴ハ全身黑ク腹白ク頭ニ黑勝アリ、レンジヤクバトノ如シ、目ノメグリ頰色赤シ、是モ亦玄鶴ノ屬ナルベシ、　白ヅルハ一名ソデグロ、筑前ニ多シ、形大ニシテ頂ニ紅色ナシ、全身白色、翼端六七枚色黑シ、然レドモ翼ヲ開カザレバ見ヘズ、頂ヨリ目ヲメグリ淡赤色、觜脚共ニ同色ナリ、味ハ下品ナリ、凡食用トスル鶴肉ハ皆鶬鶏（マナヅル）ナリ、次ニ本條アリ、　一種黃鶴往年播州ニ出タル者ハ黃紅色ナリ、又白鶴ノ子モ初ハ黃色ナリ、　一種遲羅（シヤムロ）ヅルハ、頂色白ク頰ヨリ頸項ノ半朱色ナリ、是桂濱廣衡志ノ灰鶴ナリ、（同名アリ）　一種遲羅ヅルハ形小ニシテ紅黑色、頭全ク朱色、項ノ半マデ同色ナリ、　一種アネハヅルハ、陽鳥（クロヅル）ヨリ甚小ク、形色鶬鶏ニ似リ、觜ノ本淡綠色、末ハ黃色ヲ帶ブ、脚ハ淡黑色、背ハ淺黑色、腹ハ深黑色ニシテ長毛垂ル、頭ニ灰色ノ長毛アリ、又色白キモアリ、　一種琉球ヅルハマナヅルニ似テ、頭ハ丹頂ノ如シト、大和本草ニ云ヘリ、○中略

鶬鶏　マナヅル　ナベヅル（水戸）　子ズミヅル　一名雨落母（廣東新語）　灰鶴（余曾三百鳥圖）

鶴ノ類ニシテ丹頂白鶴ヨリ小ク、陽鳥ヨリ大ナリ、頂頸肩皆白色、額頰赤色、觜ハ淺黑微青黃色、喉白シ、ソノ下ヨリ胸腹ニ至リ悉ク黑色、背ヨリ尾前ニ至マデ灰色微青、尾ハ灰色、翼白色、脚ハ淡赤色、鳴聲短シ、雄鳴則雌和ス、此ニ二品アリ、筑前、伊豫、三作、備前、加賀ノ產ハ、青蒼色ニシテ時珍ノ說ニ合フ、水戸ノ產ニ背灰色、腹ハ微青アリナベヅルト呼、江戸ノ產ハ灰色ナリ、亦有灰色者ト云是

瑞鶴

鶴飼養法

ナリ、チズミヅルト呼ブ、卽百鳥圖ノ灰鶴ナリ、今食用ノ鶴肉ハ皆此鳥ナリ、然ドモ味ハ黒ヅルニ次グ、中品ナリ、○中略

陽鳥　クロヅル　キヌカヅキ

形鶬鶴ヨリ小ク、頂ハ赤褐色、頂背白色、胸ヨリ全身尾脚皆淡黒色、觜ハ微短青黄色、鳴聲ハ丹頂ニ似タリ、肉味佳ナリ、鶴類中ノ上品トス、一種色淡者、ヲウスヾミト云フ、一種奥州ノシモフリ鶴モ、陽鳥ノ屬ナリ、

頂、キヌカヅキハ陽鳥ノ一種ナリ、形鶴ト同ジ、頭ヨリ頸マデ黒シ、咽ヨリ腹ニ至リ、茶色ニシテ微シ白斑アリ、頭ニ黒色ノ絹ヲ被リタル如シ、背ヨリ尾ノ末マデ正黒ナリ、喙青黒クシテ足淡青色、頰ノ赤ミアルト無トアリ、九州邊ニ多シ、文化元甲子年、阿州城南ヘモ來レリト云フ、

〔東雅十七禽鳥〕鶴○中略　又一種青蒼色のもの、俗に眞名鶴(マナヅル)といふあり、舊說にまなづるは、一說に白鶴也と云ひけり、鹽藻草に上古の俗、眞名井眞名鹿など云ひし語に依らむには、白鶴を呼びて云ひしも知るべからず、此物は爾雅に鶬鴰と見えしもの、宋玉招魂に煎鴻鶬といひ、景差大招に炙鴰蒸鳧といひしものにて、古人多く食ひし所と見えたれば、マナとは櫛八玉神の天之眞魚咋(アメノマナグヒ)と云ひしが如く、その食ふべきを云ひしも知るべからず、亦俗に黒鶴といふ者の如きも、鶬鴰の類と見えけり、

〔延喜式二十一治部〕祥瑞　玄鶴○中略　右上瑞

〔百千鳥下〕丹頂　餌かい　米ひへ、粟、もみ米類よし、

大きさ眞那鶴より又よほど大にして、毛色總體世に玄る所ゆへ略す、古鳥に成ては子も隨分出來る物なれども、大鳥ゆへ常體の場にては飼がたし、きれゐなる物也、子にはどせう又川魚を飼ふ、玉子は二ツ產也、

〔飼鳥必用 中〕丹頂

本朝江飛行いたす鳥にてなく、唐方より長崎江持渡り、日本の地にて玉子產たるを生立候得共、世に數羽飼たる者も無之、東都御城之內に產巢ありて、年々雛生立候共聞傳へし計り、奥州會津の城主の飼鳥ひな相生立の由、外にも玉子かへれども雛にて落、玉子產候てもかへる事なし、何れにもふへかね候は、名鳥ゆへか、親鳥にて雌雄も分り兼候得共、朝夕啼立の節、雄はつばさを割、少し羽廣ゲ、頭をあげ少し聲に口有り、是を雄とす、雌は啼迄には羽をつかはず、此所にて雌雄に目をつけると、會津の鳥方物語りに、丹頂の雌雄塒の折、雄は早く羽を揃へ、雌は遲く塒仕舞しとの事を聞、此人餘り功なき哉、會津の鶴產巢には玉子を落、雛生立しゆへ塒にも遲くかゝり可申也、雌雄相揃產巢にてなき鳥ならば、其差別なく同樣に塒も仕舞可申事に候、○中略就中江戶表にて丹頂放レ場の內に、少し田面をあらば、玉子產飼方麁抹なりとも生立可申候、玉子產そろへ暖候日より三十三日の日數にて、いづれの鶴もかへり候也、けら虫はさみ虫の類にて飼立、饘餡の類喰せ、雛大くなるに付、飼方宜敷し、餌は親鳥の拾ひくれ候故、つかはすに不及、尤親鳥は米籾と饘餡のるい、毎日飼事は鳥飼の知ル所也、乍去爰に記す、

姉和鶴

本朝にまれに飛來りて多く不渡、寛政年中、大坂鳥や丸屋四郞兵衞方へ番飼置たりしを初て見たるに、總羽薄鼠色大羽、背の邊には黑羽あり、胸に長羽ありて、黑鶴より少し小形にて、鶴の形よりは鴻の形似たり、餌物常の鶴に同じ、至て目出度鶴と、古人の物語りを聞し也、

眞那鶴　白鶴一名袖黑鶴共云、是は大羽先キ黑き故也、　黑鶴

何れも飼方米籾饘餡常に飼也、眞那鶴の產巢は世に多かりし、黑鶴の產巢をば未聞す、此鳥手馴ざるものにて、人に便り手虫にても取よふなるおだしきはなきもの也、世に多ゆへ飼方に手入

鶴奉讀

薄く、飼人麁略にて馴兼可申哉、何鳥にても手馴候よふに仕立、日々一トこと宛相教、心長く恐氣なきよふに相心得、其鳥と遊ぶ心持ならば、おのづから鳥も心まかせに相馴れ可申、急におだしくなしたく思ひ、手入致すにおいては、面部羽節足指等も、かならず痛付候事多、心得有べき事、

〔倭姫命世記〕廿七年〇垂仁戊午九月、鳥鳴聲高聞氐、晝夜不止囂、此異止宣氐、大幡主命止舍人紀麻呂良止差使遣、令見彼鳥鳴處、罷行見波、島國伊雜方上葦原中、在稻一基生、本波一基爾爲天、末波千穗茂也、彼稻白眞名鶴咋持廻作鳴支、此見顯、其鳥鳴聲止志止返事申支、爾時倭姫命宣久、恐志、事不問奴鳥須氐、田作皇太神奉物止乎詔氐、物忌始給氐、彼稻伊佐波登美神乎爲天、拔穗爾令拔天、皇太神乃御前爾懸奉始天、則其穗大幡主女子乙姫爾酒令作、御饌爾奉始支、千稅奉始事因茲也、彼稻生地千田止號支、在島國伊雜方止、其處伊佐波登美之神宮造奉、爲皇太神攝宮、伊雜宮此也、彼鶴眞鳥乎號、大歳神、同處祝定奉也、又其神皇太神之坐朝熊河後之葦原中、石仁志天坐、彼神小朝熊山嶺社造奉祝定令坐、大歳神稱是也、又明年秋之頃、眞名鶴皇太神宮當天翔、從北來天、日夜不止翔鳴支、時當日早支也、爰倭姫命異給、差足速男命使令見、罷到見波、彼鶴佐々牟江宮前之葦原中還行鳴、使到見波、葦原中生稻本波一基爲天、末八百穗茂也、咋捧持鳴支、爰使到見顯時鳴聲止天、天翔事止支、于時返事白支、爾時倭姫命歡詔久、恐皇太神入坐波、鳥禽相悅、草木共相隨奉、稻一本千穗八百穗茂禮利詔天、竹連吉比古等爾仰給天、先穗拔穗令拔、半分大稅令刈、皇太神御前懸奉、拔穗波號細稅、號大刈太半氐、御前懸奉、仍天都告刀、千稅餘八百稅餘止稱白氐仕奉也、因茲其鶴住處爾八握穗社造祠也、

〔土左日記〕九日〇承平五年正月のつとめておほみなとよりなはのとまりをおはんとてこぎいでにけり、〇中略かくて宇多の松ばらをゆきすぐ、その松のかずいくそばくいくちとせへたりとしらず、もとごとに波うちよせ、枝ごとにつるぞとびかよふ、おもしろしと見るにたへずして、ふなびとのよめるうた、

みわたせばまつのうれごとにすむつるは千世のどちとぞおもふべらなる、とや、このうたは、ところを見るにえまさらず、

〔榮花物語六かゞやく藤壺〕人の家に、ちひさきつるどもかひたる所を、花山院、

ひなづるをやしなひたてゝ松がえのかげにすませんことをしぞ思ふ

〔台記〕久安七年正月廿七日己亥、今日重日也、今朝鶴飛落東三條、車副延興捕之、卽切翅、與本所飼之鶴倶飼之

〔大友興廢記十〕藍澤兵部丞鶴を買取事

豐後府内の仕人藍澤兵部丞と云者は、佐伯惟眞の高家の侍也、平生白地たる事をつくす、故にさまざまの咄し多き者なり、〇中略或時府内の町見世棚に、鶴と鴉を出しをく、兵部たち寄り鶴かわんと云て、雅をとりあげて、頭より尾までなでゝ、此黑鶴はいかほどにうるぞと云、亭主此人は聞へ有件の藍澤なり、鴉を賣てよきあきなひせんと思ひ、其黑鶴は五百文と云、兵部此黑鶴は何れよりもちとちいさきほどに、二百文にうれと云、からすのねにはよきと思ひ、さらばまけて二百文にうらんといふ、代物二百を渡し、鴉をば投のけ鶴を取て草履取にもたせ出る、亭主是は狼藉なり、此くろき鳥をこそうりて候へとて、押とめんとする、其時兵部鶴と鴉を我見しらぬ事の有べきか、我は鶴のねをしてかふたるぞ、是非我を狼藉者といはゞ、奉行所へつれ行て穿鑿を遂、首をきらん、にくき奴が云分なりと、瞋りければ、町人理にまけて押留る事叶ず、樽肴色々を調へ、所司代寒田所へ持參し、狼藉の押買にあひ、藍澤殿に鶴をとられ候、立置るゝ御法度の札にも押買狼藉の事は、初條に御座候、急度仰付られ候べしと申、則寒田藍澤をよび、其子細をきけば、慥に鶴の直段をとげ、かひ取たると、對談に申によつて、藍澤が理に成ぬ、町人が藍澤を侮て鴉を鶴にしてうらんとせし非道に付て、三十日牢者す、其後町人のわび言によつて、牢者をゆるさる、

〔大猷院殿御實紀 三十四〕寛永十四年四月五日、二丸の御宮經營せらる、地にならせ給ひしに、雙鶴雲中より舞降り、その地にとゞまり、しばらくして東をさして飛さりしかば、御感なゝめならず、大僧正天海祝詞を奉り、澤庵は頌幷序を獻じ、烏丸大納言光廣卿も折ふし在府ありければ、國字の記幷和歌二首を詠じて奉らる、また儒臣林道春信勝に命せられ、その記をつくらしめらる、

〔一話一言 十三〕鶴郡鶴羽記

鶴郡屬峽中、乃在富士嶽之北、當初人王第七世孝靈帝七十二年、秦始皇遣徐福、發童男女數十人、入海求仙、其所謂蓬萊者、蓋吾富士嶽是也、徐福既至、而知秦之將亂也、留而不歸、遂死于此矣、後有三鶴、蓋福等魂之所化云、其鶴常在於郡、故名焉、郡分上下二郷、上者曰大原庄、下者曰羽置庄、又有九山八湖、皆仙境也、元祿十一年春三月二十九日、一鶴死於大原吉田村之民以白官、官遣川井渡部二吏撿看之、以其肉及兩翼獻東都、葬其骨於村之福源寺、謚曰淨鶴、客歲寛政甲寅春三月、雙鶴下吉田村、自以猜拔羽、翩々乎如白蓬之墜落、犬群吠之、人集觀之、則聯翩冲天去、而不復下、後遍求諸九山八湖之間、遂失其所在、蓋登仙去耳、今歲乙卯春正月、州之等力村萬福寺主得其一羽、以珍之、請之記、予聞、晉太元中、武陵漁者入桃源、逢避秦人、傳以爲奇事也、然而重往、則遂迷不復得、亦蕉鹿之夢哉、今秦人之所化鶴、亦雖既登仙去而不可復見、其羽依然而存、則實是奇事、實是奇物、豈可不診焉乎、豈可不記焉乎、

寛政乙卯夏六月甲辰　　黑浦靈松龍鮮菴義端撰

右ノ記及羽甲州等力村萬福寺主三車上人携來

〔夫木和歌抄 十四〕家集中宮御歌合、翫菊といふことを、　　權大納言長家卿

雲のうへにきくほりうへてかひのくにつるのこほりをうつしてぞみる

此歌注云、風土記に甲斐國鶴郡有菊花山、流水洗菊、飲其水人、壽如鶴云々、

〔甲子夜話 四十八〕又話ス、久留米侯ノ高縄ノ別業ニ招カレテ往キシガ、ソノ園中ニ丹頂ノ鶴、卵ヲアタヽメテ居タリ、去年ノ雛モ見タリ、因テ其人ニ問フニ、年々一雙ヅヽ必雛出來ルトナリ、日數幾日ニシテカヘルト問ヘバ、三十六日目ニ乾トカヘルコトナリト云、

〔幕朝年中行事歌合 中〕二十九番　右　鶴御狩

すべらきの千世のおもの、ためしとや鶴の御狩に君が出らむ

鶴の御狩は、內、仙洞、東宮へ參らせられんがために、御身づから狩に出させ給ふ也、意を得させ給ふまでは、御供の少老はせ參りて悅びをのぶ、是も霜月師走ごろにありこの日從ひ參らせし輩にも、鶴の血をまためる酒を賜ふときけり、

〔桃源遺事 四〕一西山公御隱居後、御山莊にて御放ち飼になされ候御秘藏の鶴あり(丹頂雌雄)然るに西山の御近邊の百姓(天神林村の者也、名は長作と申候、)あやまつて彼鶴を一つ殺候、此科にその者籠舍仰付られ候、尤御秘藏といひ、右のもの乾と死刑に仰付られ候半と人皆存候處に、西山公那珂湊寅賓閣(寅賓閣は亭の名也)へ御入被遊候節、かの鶴殺しを御手自御せいばい有べきよし、御目付五百城茂大夫嘉忠に仰付られ候に付、茂大夫承て是を下知仕り、彼罪人を御庭へ引出し、土壇を拵せ生けさのしかけに仕候、西山公御出被遊、御刀をぬかせられ、彼鶴殺しがそばへ御立寄、にくきやつ哉、鶴を殺したるがよきか、是がよきかと仰候て、四五度御刀を渠が肩に御あてなされ、つと御刀を振上られ候間あはや最後と人みな守り罷在候處に、ふと御見かへり、中村新八願言に仰候は、斯まではしけれど、此者を殺して候迚、鶴も生返り申まじ、禽獸故に人を殺し候事道にあらず候まゝ、たすけ可申やと仰ける、新八を始相詰候御近習のもの一同に感じ奉り、口々に難有覺し召の由申上候得ば、さらばゆるす迚、死刑を御なだめ、御追放被仰付候、扨御存なき分にて、役人に御さし圖ありて、御內證より、當分彼者何方へも落著候はん迄のたくはへとして、飯米路錢等くだされ候、其子細

はかやうなる者は食物無之候はゞ、早速又いかやうなる惡事を可仕もしれざるものなれば、當分飢申さず候樣にとの御事也、扨御座敷へ御著座なされ候せつ、相詰候者共、重々御慈悲の至り言語に絶し、有がたき義に奉存候よし申上候へば、西山公仰せられ候は、鶴をころし候もの丶義は、天下にも我家にも大法の刑あり、殊に西山にて秘藏して飼候鶴を敢なく殺候段、重々の大罪甚だにくき奴、刻てもあきたらず候へ共、是は我が身ばかりにかゝりし事にて、我が腹立をさへ忍び候へば、助け候ても法度の妨げにも成申まじく、人獨殺候事は大切なること也、況や禽獸のゆへに人を殺す事をやと存る念、忽ち心中にうかみ候やいなや、頻りに不便になり助候と仰られ候、是等の趣は、不知甚深のおぼしめし有ての御事にや、

〔政談四〕水戸ノ義公ノ時、水戸ニ鶴トリ有テ、御耳ニ立タレバ、重キ御法ヲ破リタル者ナレバ、御自身御成敗可被成トノ上意有シヲ、夫ヨリ折々申上レドモ、何カト隙入ニテ延引ス、後ニ頻ニ伺タレバ、サラバ切ン御庭ニ引廻セト有テ、御自身刀ヲ取テ二三度切ントシ玉ヒシガ、刀ヲ捨テ内ヘ入セ玉フヲ、其後又伺ヘバ、兎角御自身切セラル可トノコトニテ、延々シタル内ニ、彼者何方ヘヤ遁レテ、コト止ヌト承ヌ、英雄寛仁ノ君ノ所爲、各別ノ御事哉ト奉感、

〔常憲院殿御實紀十二〕貞享二年十二月廿三日、牧野備後守成貞もて、大目付、目付、町奉行に仰下されしは、このころ官鷹もて鶴とりたる鷹匠同心の事糺されしに、僉議心とゞかざるさまなれば、咎らるべけれど、先こたびはゆるされ、後來いましむべしとなり、日記

〔江戸舊事考四〕捕鶴者の刑　　小宮山綏介

德川氏のとき、庶人鶴を捉ることを禁じ、犯すものは極刑に處せしといふこと、世人の普く知る所なれども、其禁條は記錄に曾て概見せず、偶、嚴有公の生母七澤氏の父のことあるを以て、僅に其事あるを徵するのみなり、されど物氏の政談に、鶴取ヲ張付ニ掛ルト云ハ、大形ハ太閤

秀吉公ナドヨリ起リタルコトナルベシ、年始ニ禁裏へ鶴獻上ト云コトアルナリ、重キ取捌ニナルト見ヘタリ、サレドモ非法ノ刑ナリ、嚴有院様御袋様ノ御事アレバ、彼御代ニ此法ハ停止アルベキコトナリシヲ、御老中ナドノ了簡ノ付ヌナルベシ云々とあれば、其頃までは其律猶存せるなり、按ずるに、此禁は享保以降漸くこれを弛められ、寛保に律を定めらるゝに至て、是等の例は全く删除かれしにや、其故は享保三年七月の令に、御拳場並御留場鳥殺生御制禁之儀、依ㇾ致二中絶一候鳥無ㇾ之、御用に難ㇾ立に付、今年ゟ子年迄三ヶ年之內、左之通被二仰出一候事、一鶴白鳥菱喰雁鴨生鳥鹽鳥、三ヶ年之內は音物並振舞之料理に遣ひ候事、無用に候、此外之鳥は音物料理等に遣ひ不ㇾ苦候云々とあり、此令に白鳥雁鴨と並稱せし趣、已に其等差なきに似たり、又其律を删除かれしにやと思ふことは、稍々近代のことなれど、左の一例あり、

天保十三年六月勘定奉行戸川播磨守掛りにて

武州下小合村百姓
善五郎

同上小合村百姓
長五郎

下總國金町村百姓
要吉

下總國柴又村百姓

右三人之者共儀、鳥殺生可ㇾ致旨發意に一同同意致シ武州猿ヶ又村は御留場之段乍ㇾ辨、同村畔地へ黐繩を張、鶴殺生致シ、其上善五郎長五郎外一人被二召捕一候趣承り、一旦欠落致候始末不屆に付中追放、

常右衛門

右之者、武州下小合村善五郎外二人、御留場内にて殺生いたし候鶴と乍存買取賣拂候段不屆に付、賣拂候代金錢幷所持致候肉共取上げ、江戶十里四方追放、

右の裁判を見るに、只留場に於て殺生したるまでの刑にて、鶴を捕りしことは別に其咎めなし、是を以て鶴を捕るものを極刑に處すること、近代には其例なきことを知るべし、然れども民間に於ては、鶴を捕ること重き禁令と知て、畏れて敢て犯すもの丶なかりしは、蓋し舊令の餘烈なるべし、

天保元年に幕下の士伊藤主膳、柳島にて鶴を銃殺したる罪にて、永預けとなりしとき、其宣告には雁となり、是も鶴を殺したることを憚りて、雁と申立し故、其まゝ雁と申渡せしなるべし、

〔光豐公記〕慶長十五年六月十四日、板倉伊賀守黑鶴一羽進上、予一人披露、女房奉書被出郎道、

〔文恭院殿御實紀附錄三〕大內へ進らせらるゝ御物數は更なり、去ゝあてし御鷹のかぎりは、一寄も寄をきることなかりし、鶴三羽まで御拳ありしときは、御膳所へ渡らせられて、御側より外班の者どもまでも、鶴血酒たまはる定例なるが、御物數多き事少かりし時は其事なし、かく御物數多く成行ば、年每に鶴血酒たまはらぬことなきやうになりにき、

〔光臺一覽一〕十八日月○正鶴之庖丁、抑此鶴の庖丁と申は、前度の從關東將軍樣御手自の御鷹の鶴を獻上有之、其鳥を今日清涼殿の庭上にて、內膳司則御膳番高橋釆女正、大隅某、各隔年に大役にて眞の庖丁仕、尤晴之家業也、

〔政談四〕鶴取ヲ磔ニ掛ルト云ハ、大形太閤秀吉公ナドヨリ起タルコト成ベシ、年始ニ禁裏ヘ鶴獻上ト云コト有ヨリ、重取捌ト成シト見ヘタリ、サレドモ非法ノ制也、嚴有院樣ノ御母公樣ノ御事

紋鶴

鶴利川

モ有レバ、彼代ニ此法ハ御停止可レ有コトナリシヲ、御老中抔ノ了簡ノ著ヌ可レ成、〇下略

〔寛政四年武鑑〕尾張大納言宗睦卿〇尾張名古屋　時獻上十二月鶴　紀伊中納言治寶卿〇紀伊和歌山　時獻上寒中鶴　水戸宰相治保卿〇常陸水戸　時獻上寒中鶴　松平出羽守治郷〇出雲松江　時獻上十月後鶴
松平肥後守容頌〇陸奥會津　時獻上八九月中初鶴　松平陸奥守齊村〇陸奥仙臺　時獻上暑中初鶴

〔三養雜記〕四賴朝卿放たまふ鶴

鎌倉由比が濱にて賴朝卿の鶴を放たまふこと、世にあまねくいひ傳ふれど、吾妻鏡をはじめ正き記錄にかつて見えたるものなし、予〇山崎美成が管見にては、本朝食鑑に、源二品之放鶴、亦暨二五六百年一、來二往于駿遠之田澤一、偶觀レ之者謂、翼間有二金札一、記二年號支干一云、〇中略これらのこと、もしは後人の俗說によりて、傳會したることにやともおもはれて、其實はいかにかあらんと疑をりしに、過し頃、賴惟柔の此鶴を詠る詩を、石田醒齋がもとにて見たり、彥根侯嘗射二一鶴一、足有二金牌一、認二其年紀一、源右大將所レ放、侯視而感悼、瘞二之湖北某邸一、有二鶴塔一、余聞二此事一、爲作二長句一、江州刺史田獲二鶴鶴繫一二金牌一、在二左脚一、題曰建久某々年、刺史覩レ之忽愴愕、爲營二兆壙一刻二誌銘一云々、この詩によりて年來の疑ひ一時にとけたり、世人のいひつたへたるも、故なきにはあらず、賴朝卿眞蹟の日記とて、影鈔本を藏する人あり、その中に放鶴のことと見えたり、その日記は近頃ある人の作し僞書なり、

〔倭訓栞〕前編十六つる〇中略　日光山に豐太閤の放たれし鶴二三羽、野に四季ともに居て他に行かず、〇下略

〔桃源遺事〕五西山公〇德川光圀、御山莊は、取分侘たる御事也、〇中略御門田には鶴二ッ鍋鶴放させ給ふ、かの鶴も西山公へ能なつき奉り、御門を御出候得ば、遠方にあたり候ても、忽ち御側へ飛來り候、

〔宜禁本草〕坤諸禽鶴血　鹹平無毒、有レ玄有レ黃有レ蒼有レ白、白者爲レ良、益二氣血一補二勞乏一去レ風益レ肺、

〔本朝食鑑〕五水禽鶴和名可各反、訓二豆流一、

肉、氣味、甘溫無毒、〈本草綱、血卵鹹平、則肉亦爲平乎、必大按、血氣盛者好食之、則招患嗽血、下血發瘡發熱之病、年老及虛弱之人、必得補益之功、然則爲溫而可矣、〉主治、益氣力、補虛乏、逐風、煖肺、除濕、健脾、暖寒、益腎、壯腰膝、強筋骨、專調婦人血暈脫血及一切之血症、

發明、或曰、白鶴肉血最宜人、是據穆天子傳、巨蒐二氏獻白鶴血云、益人氣力之說乎、今通俗所謂黑鶴專調血虛、故婦人每嗜之、予〈○平野必大〉平生考試之、白者益氣入心肺、黑者調血入肝腎、眞鶴者兼治之、然四十以前之人血氣方剛、故食之動發走血發熱之病、四十以後之人血氣自半、故食之治冷痺脚氣痼疝虛汗、煖腰膝、厚皮膚、此悉甘溫之所爲、壽命之所系、而仙禽之名亦相當、然雖年老亦壯熱肥實之人可愼之爾、

附方、婦人血風、〈及血暈一切冷症血虛者、黑鶴一隻黑燒爲霜、而服則愈、或去肉血亦可也、〉

血、氣味、鹹溫無毒、主治上同、

集解、諸禽血生猶不能嚥、但鶴血入溫酒而嚥、則味鹹甘有香氣、最可益氣血者乎、

骨、集解、近世采聚諸骨、入白壘、黑燒爲霜、呼號黑壘、以治婦人血暈及金創折傷之氣絕、最妙、

脛骨、集解、揩磨造器、最宜婦人之枡(サシタシ)、解蜈蚣及諸蟲毒、

腸肝腕、氣味、三者甘溫無毒、主治、倶能溫中調虛痢久瀉、

卵、氣味、與肉血同、主治、李時珍曰、預解痘毒、予未試之、雖卵解痘毒之類歟、惟治久痢而可也、

〔食物和歌本草三〕鶴血

鶴の血は氣力をもまし風を去肺氣をまして虛乏補ふ

〔食物和歌本草四〕黑鶴

黑鶴は平に毒なし藥性も白鶴と同じよく調味せよ

〔古老故實傳〕一舊記云、神官不食鶴也云々、

〔古事記下允恭〕故其輕太子者、流於伊余湯也、亦將流之時、歌曰、阿麻登夫登理母都加比曾多豆賀泥能、

岐許延牟登岐波、和賀那斗波佐泥、

〔萬葉集 雜歌 六〕神龜元年甲子冬十月五日、幸○聖武于紀伊國時、山部宿禰赤人作歌一首幷短歌、

若浦爾、鹽滿來者、潟乎無美、葦邊乎指天、多頭鳴渡、

右年月不記、但偁從駕玉津島也、因今撿注行幸年月以載之焉、

〔萬葉集 雜歌 三〕高市連黑人羇旅歌八首

櫻田部、鶴鳴渡、年魚市方、鹽干二家良進、鶴鳴渡、

礒前、擠手回行者、近江海、八十之湊爾、鵠佐波二鳴、

〔續日本後紀 仁明 十九〕嘉祥二年三月庚辰、興福寺大法師等、爲奉賀天皇寶算滿于四十、奉造聖像卌躯、○中略長歌詞曰、○中略澤鶴、命乎長美、濱爾出氐、歡舞天、滿潮乃、無斷時久、萬代爾、皇遠鎭倍利、○下略

〔催馬樂〕席田

むしろ田のや、むしろ田の、いつぬき川にや、すむつるの、いつぬき川にや、すむつるの、

すむつるのや、すむつるの、ちとせをかねてぞ、あそびあへる、よろづ代かねてぞ、あそびあへる、

〔古今和歌集 雜 十七〕題しらず　讀人しらず

なにはがた汐みちくらしあま衣たみのゝ島にたづ鳴きわたる

〔躬恒集〕朱雀院の鶴のはかなくなるを

蘆たづのよはひはかなく成にけりけふや千年の限なるらん

〔枕草子 三〕鳥は　つるはこちたきさまなれども、なくこゑ雲ゐまできこゆらん、いとめでたし、

〔西遊記 二〕渡り鶴

琉球近き島に屋久島といふ島、大なる島にて、むかしは日本の外なる一ヶ國として、國史などにも、屋久國人來朝するなど、見えたり、此島に八重嶽とて、高さ十三里の高山あり、○中略すべて南

鶴

國の鶴、春に至り北方に渡らんとする時は、數千里の北海を一飛に越へ行事ゆへに、羽つかれて海中に落んことを恐るゝゆへにや、此屋久島の八重嶽を廻りて、空高く飛上り、虛空に至りて、それより北に向ひて飛渡るなり、中途にて羽つかれて、次第に落るといへども、高くより、飛事ゆへに、容易に海面まで落る事なくして、朝鮮の地方へ付く事とぞ、此八重嶽の絶頂より蹌々舞々して虛空に入事なれば、人の目も及ばざる高くに入りて、はじめて北に向ふなり、

〔武江產物志〕水鳥類　鶴本所千住品川

〔本草和名 十五獸禽〕鶴骨、白鶴似鵠巢樹者陽鳥鶴、黑色頸曲者也和名於保止利。。。。、

〔段注說文解字 四上鳥〕𪇰鷜專逗畐蹂句如誰短毛、射之銜矢射人、見釋鳥、釋鳥作鶂鶨鶌鵝、廣韵作鶂鶨、按畐蹂蓋其一名、郭云、又名嬰鶨、釋文襲古以爲權情字、言此鳥捷勁難羿之善射、亦權情不敢射也、鄭注周禮設其鵠云、謂之鵠者取名於鳱鵠、鳱鵠小鳥而難中、按當是此鳥、鳱音近、鵠呼鶴鵠、此鳥狀如鵠故亦謂之鳱鵠、从鳥雚聲呼官切、專徒端切、疊韵、十四部、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鶴　本草云、鶴音館、和名於保止利、水鳥似鵠而巢樹者也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕新修本草獸禽部中品鶴條注云、鶴亦有兩種、似鵠而巢樹者爲白鶴、黑色曲頸者爲陽鳥、鶴本草和名引同、此所引即陶注、又水鳥字本草注所無、恐是源君依毛詩東山篇鄭箋增益也、中略○說文作雚、云雚小爵也、詩曰、雚鳴于垤、按東山鄭箋、鶴水鳥也、李善張華情詩注、引韓詩亦云、鶴水鳥也、說文小爵、疑水爵之誤、太平御覽作說文雚雀也、埤雅鶴形狀略如鶴、天將雨則長鳴、而喜作巢、大如輪、卵如三升杯、爾雅翼鶴似鴻而大、長頸赤喙、白身黑尾翅、別名黑尻、皂裙、胸釜、背竈、以背尾翅黑爲名也、木上作巢、性好旋飛、必以風雨、本草衍義云、陸璣曰、鶴頭無丹、項無烏帶、身如鶴者、是彖不善戾、但以喙相擊而鳴、此禽多在樓殿吻上作窠、

〔類聚名義抄 九鳥〕灌鶴俗通、雚正、水鳥、音館、オホトリ、　鸛鵰今正、莫伏反、又力幼反、天鵝、似鵝多聲、オホトリ、　鵠オホトリ　天鵝オホトリ　䳄鵝

鶴二或、下正、灌音二音、オホトリ、

〔東雅十七禽鳥〕鸛オホトリ〇中略オホトリとは大鳥也、即今俗にコフヅルとも、コフノトリともいふなり、鵠に似たる謂なるべし、

〔庖厨備用倭名本草十水禽〕鸛　倭名抄ニオホトリ、多識篇ニカウノトリ、元升井〇向曰、カウトハ鵠クヾヒノ本名也、後世俗ニ誤リテ此鳥ヲカウト云、考ニ本草、鸛ニ兩種アリ、鵠ニ似テ樹ニ巢ツクルモノハ白鸛トス、黑色曲頸ノモノハ烏鸛トス、白キモノヨシ、身ハ鶴ノ如シ、但シ頭ニ丹ナク項ニ烏帶ナシ、善ク唳ス、只喙ヲ以テ相擊チテ鳴ク、多クハ高木ニ巢アリ、其飛ブハ層霄ニ奮フ、旋遶テ陣ノ如シ、天ニ仰ギ號鳴スレバ、必ズ雨アリ、其卵ヲ抱ハ影ヲ以テス、或云、聲ヲ以テ聒之、禽經云、鸛三子ヲ生ズレバ、一ハ鶴トナル、

〔本朝食鑑五水禽〕鸛訓古布

釋名、鴻、本邦俗借用此字、鴻者今之菱喰ヒシクヒ也、漢語抄用鵠字訓古布誤焉、源順曰、和名訓於保止利、本草曰、鸛水鳥似鵠而巢樹者是、陶弘景之說而似鵠者未詳、必大按、鸛者今之古布也、

集解、鸛似白鶴而長頸、頂不丹、翅黑而端羽黑、中羽長淡白有光、比霜之布地、呼號霜降、而造箭羽、眼淡青、目邊及觜根色赤、觜太長六七寸、而黑脚赤爪、指似鶴之爪指、尾純白色、常潛于翅羽而不見、能巢居于高木及臺觀之上、其飛也奮於層霄、旋遶如陣、仰天號鳴、必主有雨、其鳴者非聲、以觜相鳴、性無聲舌亦短小、或立于田澤河海之岩洲、以與鶴鷺爲伍、惟據其肉味粗硬羶臭、而人不欲捕之、

肉、氣味、甘冷無毒、或曰微溫主治、中風、濕熱、脚氣、赤白痢疾、及久瘡者宜用之、專調婦人諸病、

〔重修本草綱目啓蒙三十二水禽〕鸛　コウ　コウノトリ　コノトリ秋田　シリグロ詩經名物辨解　ヘラハ
ズシ後筑久留米　クヾヒ大和本草　コウヅル　一名鸛雀毛詩疏　負金典籍便覽　旱群　冠雀　背雲共同上
皁群名物法言　瓦亭仙淸異錄　背竈事物異名　竈君事物紺珠　胸釜同上　烏尾鸛泉州府志　老鸛盛京通志　皀
鵔廣雅　大隱鳥鄉藥本草　鸛鶴陸疏廣要　墮羿禽經　鵾雞　老雚　鸑鳥　雚兒　烏童雚　灰鶴共同上
大サ丹頂ニ類ス、全身白色、頂ニ紅色ナシ、觜青褐色、目黃色、目ノメグリ黃赤色、脚ハ淡紅色ニシテ

褐ヲ帶、ソノ翼ノ本ノ方ホロノ所ヨリ黒羽ヲ生ズ、翅ヲ斂レバ、黒尾ノ如ク見ユレドモ尾ニハ非ズ、翼ヲ開ク時ハ、短白尾自ラ現ハル、此鳥舌短小ニシテ聲ナク鳴クコトナシ、只喙ヲ撃ナ音ヲナス、柝(ヒヤウシギ)ノ音ニ以タリ、常ニ靜ナル地ノ喬木上、及ビ寺院屋背上ニ巣フ、晝ハ田澤ニ遊ビ稻蘆及ビ小魚蝦ヲ食ヒ、又好テ蛇ヲ食フ、故ニクヾヒト云、クチナハクヒノ略ナリト大和本草ニ云ヘリ、然レドモ古書ニ載ルトコロノクヾヒハ、鵠ニシテ鸛ニ非ズト云フ、此書ニ鸛肉ノ味ヲ言ハズ、味亦佳ナラズ、食フベカラズ、

〔續日本紀 十四 聖武〕天平十三年三月辛丑、攝津職言、自今月十四日始至十八日、有鸛一百八來、集宮内殿上、或集樓閣之上、或止太政官之庭、毎日辰時始來、未時散去、仍遣使鎮謝焉、

〔空穗物語 初秋〕兵部卿たまはり給ふとて

おほとりのはねやかたはになりぬらんいまはおとやにしものふるらん、おもほえぬことかなとて、太上の宮に奉り給ふ、とり給ふとて、

夜をさむみはねもかくさぬおほとりのふりにし霜のきえずもあるかな

〔有德院殿御實紀附錄 十四〕葛西の邊にわたらせ玉ひし時、松の枝に鸛のとまりたるを御覽あり、鐵砲にて打玉はんとし玉ひしが、鸛がかまびすしくはしをならしければ、さてはこの梢に巣あると見えたりと仰あり、近習の人々近くよりてみるに、はたして巣あり、さらば打せ玉ふまじとて、鐵砲を侍臣にわたし玉へり、そのほとりに鷲の居しかば、御かたはらのものこれをこそと申しけるに、鸛の巣に近ければ、鐵砲の音に巣中の雛ども驚くべしと仰ありて、これをも打せ玉はざりし、誠に御仁心の禽獸にまで及べることよと、みな感じ奉りける、

〔甲子夜話 十七〕青山新長谷寺 曹洞宗 ノ屋上ニ、鸛巣ヲ構ヘテ雌雄常ニ居ル、住持コレヲ憐テ日々餌ヲ與ヘテ馴タリ、後鸛卵ヲ生ゼシガ、或時雌雄トモ何レヘカ往キ、住持モ他行セシ折カラ、奴僕カ

鶺鴒

ノ屋脊ニ上リ、卵ヲ取リ煮テ食セントスル中ニ、住持歸タレバ、二羽トモ庭中ニ立テ哀訴スル體ナリ、住持異ミテ彼是ト思惟シ、遂ニ其僕ヲ糺テ、卵ヲ取ノ狀ヲ聞得タリ、乃ソノ煮タル卵ヲ見ルニハヤ熟シタリ、住持曰、コノ如クナレドモ、カノ鳥ノ心ヲ慰ルニハ足ラントテ、卵ヲ元ノ如ク巢ニ入レタルニ、鶺喜タル體ニテ、又コレヲ煖メ居シガ、是ヨリ後三四日モ一羽見ヘズ、人疑ヒキタルニ又歸來ル、然ニ一草ヲ啣ミ來レリ、而ソノ後卵遂ニ雛トナル、人以テ不思議トス、其草實屋上ヨリ落テ庭中ニ生ゼシヲ見ルニ、イカリ草漢名淫羊藿ニテアリシト云、人評ス煮卵ノ雛トナリシハ、此草ノ功能ニハアラジ、彼鳥ノ至誠ナラント、

〔甲子夜話二十三〕鶺ハ靈識アル鳥カ、御藏前西福寺ノ堂ノ棟瓦ノ上ニ、以前ヨリ巢ヲ構フ、予〇松浦清退隱ノ後、淺草ノ邸ニ往來ノ路、シバ〳〵彼寺ノ邊ヲ過グ、時ニ巢ヲ望見ルニ、鶺或ハ雙棲シ、又ハ雛ヲ育フ、然ルニソノ空巢ヲ見ルコト兩三日ナリ、乃從行ノ人ニ問フ、鶺ナシ、何ナル故ヤト云ヘドモ、從行モ知ルベキニアラザレバ、不審ナル由ヲ答フ、然ニ俄ニ彼地ノ溝西失火シ、寺風下ニ在テ遂ニ燒亡ス、然レバ鶺ハ已前ニコレヲ知タルナラン、因ニ云フ、本所五目羅漢寺ノ堂脊ノ瓦上ニモ鶺巢クフコト久シ、頃ロカノ住持ニ予シバ〳〵値フ、渠云フ、鶺年々卵ヲ生ジ雛トナリ、コレヲ育シ終レバ、父鳥ハ飛去テ住所ヲ知ラズ、コノ後ハ雛鳥成長シテ又如此ト、コレモ又奇ナリ、

〔甲子夜話四十九〕或人曰、鶺ノ巢ニ雛ヲ生ズルトキハ、雀其雛ノ餌ヲ運ブ、大小類別ノ鳥ニテ、イカナル故ニ親シキヤ、鶺モ雀ヲ害セズ、雀モ　ヲ恐ルヽコト無トナリ、

〔武江產物志〕水鳥類　鶺萬四

〔多識編四〕鶺鴒　志毛乃登利

〔大和本草十五小鳥〕鶺鴒　酉陽雜俎第十六卷曰、鶺鴒狀如燕稍大、足短、趾似鼠、未嘗見下地、常止林中、偶失勢控地、不能自振、及舉止凌靑霄出涼州、今案ズルニ、本邦ニ風鳥ト云鳥アリ、又風切ト云、燕ノ類

禿鶖

ナリ、アマツバメトモ云稀ニ有之、若狹國遠敷郡外面ト云處、海邊洞ノアタリニモ多シ、燕ニ似テ大サモ亦同、足ナシト云足甚短シ、高ク飛ンデ地ニ下ル事マレナリ、是鷸鶏ナルベシ、本草綱目、鷸鶏附錄有鷸鶏、水鳥雁ノ屬也、與酉陽雜俎所載不同、三才圖繪亦引段成式說曰、與此水鳥者異、三才圖繪作鷸鵊、コレ同名異物ナリ、

〔重修本草綱目啓蒙水禽三十二〕鷸鶏略〇中

鷸鶏　典籍便覽三才圖會ニ鷸鵊ニ作ル、三物同名、一ハ鷸鶏、一ハ鳳凰ノ品、一ハ酉陽雜俎十六巻ニ出ル鷸鵊、大和本草ニ引トコロナリ、〇中略　此鳥ハ紀州熊野海中ノ巖上ニ巢ヲ作ル、方言カリガ子、形狀ハ胡燕ヨリ大ニシテ兩翼尾ヨリ長シ、全身黑色、足短小ニシテ腹毛ニ隱ル、天曇ル時ハ、空中ニ群飛シテ蟲ヲトル、故ニアマツバメト云、若狂風ニ遇時ハ吹落ル、コトアリ、大和本草ニコレヲ風鳥ト云フ、然レドモ連鵲ノ類ニハアラズ、同名ナリ、

〔多識編四禽〕鶖鷲食物異名、扶老古今注

〔和漢三才圖會四十一水禽〕鶖鷲扶老　鵚鶖

本綱、水鳥之大者出南方、有大湖泊處、其狀如鶴而大、青蒼色、張翼廣五六尺、擧頭高六七尺、長頸赤目、頭項皆無毛凡鳥至秋毛脫禿、此鳥頭禿如秋毨、其頂皮方二寸許、紅色如鶴頂、其喙深黃色而扁直、長尺餘、其嗉下亦有胡袋、如鵜鶘狀、其足爪如雞、黑色性極貪惡、能與人鬪、好啖魚蛇及鳥雛、有三種白者黑者花者、名爲胡鶖鵚、其肉色亦不同也、世謂鳥之大者禿鶖、小者鷦鷯是也、禿鶖若飛來近市、則人怪駭、

肉氣味鹹微寒補中強氣力益人

〔重修本草綱目啓蒙水禽三十二〕鶖鷲　オホトリ　ウシマツドリ江戶　一名青鶴揚州府志

水鳥ナリ、偶海濱ニ來ルコトアリ、先年備前岡山ノ海邊百間川ト云地ニ來リ、五六日ノ後飛去ルト云傳フ、高サ六尺許ト云、一說ニ一丈許ト云フ、形鶴ノ如ク、灰色ニシテ青色ヲ帶ブ、鳴聲ボウボ

ウト云フガ如シ、故ニ土人ホウ五郎ト稱セシト云、房州及肥後ニモ來リシコトアリ、筑前ニモ時時來リ、翼ヲ張レバ二三間モアルヨシ、貝原翁稻氏ニ答ル書ニ見タリ、

蠓艟

增、文政三庚辰夏、阿州那賀郡中ノ庄村ノ江中ニ來ル、コレモ鵜鶘ノ如ク、觜下ヨリ咽ニ至リ、嚢ノ如キモノヲ垂ル、卽胡ナリ、水ヲ飮ムニ胡中水ヲ留ルコト一斗ノ大ナリ、コレヲ鶬鶴ニ比スレバ、鶬鶴ハ小鳥ノ如シ、暮ニハ鳴門ノ邊ニ住キ、朝ニハ必ズソノ江中ニ飛來ル、コレヲ生捕ント欲シテ、大網ヲ製スレドモ、恐レズシテ是ヲ破ルコト塵埃ヲ拂フガ如ク、惟自若トシテ其處ヲ去ラズ、國君コレヲ殺スコトヲ惜ム、故ニ窺天鏡ヲ用テコレヲ寫生ス、數日ニシテ去ル、

〔多識編四禽〕蠓艟（モウトウ）香蒙童　綱目　異名、越王鳥、綱目

〔和漢三才圖會四十一水禽〕蠓艟　越王鳥　鵜鵰

本綱、蠓艟出於交趾、水鳥大如孔雀、狀如烏鳶、而足長、喙長尺餘、黃白黑色、光瑩如漆、口勾末如冠、可受二升許、以爲酒器、極堅緻、足長不踐地、不飮江湖、不啖百草、不食魚、惟啖木葉、其糞似薰陸香、得之以爲香、

鵜鶘

〔多識編四禽〕鵜鶘（ナイコ）宋嘉祐　異名、逃河（ナウカ）、

〔和漢三才圖會四十一水禽〕鵜鶘　梨鶘　鴮鸅　逃河　淘鵝俗云加良宇乃鳥、或云納鳥、○中略

按鵜鶘、俗云伽藍鳥、冬月來、余月不見、肉硬不佳、羽爲帚甚重之、

〔重修本草綱目啓蒙三十二水禽〕鵜鶘　オホトリ　ガランテウ　コンガラテウ　レンドテウ　ナツテウ和漢三才圖會　一名、洿澤爾雅注　淘澤鳥彙苑詳註　沙月鳥鄕藥本草　突鶘事物紺珠

江州攝州ニ偶來ル、城州淀川ニモ來ルコトアリ、京師ニテハ毎毎觀場ニ供ス、形鵚（トウガン）ニ似テ大ナリ、白色、觜ノ長サ一尺許、濶サ三四寸許、末ハ尖レリ、觜ノ下ヨリ咽ニ至リ、一尺許ノ嚢ノ如キモノ垂ル是胡ナリ、水ヲ入ルヽ時ハ皮ノビテ數升ヲ入ル、小池ノ水ヲカヘ出シ、魚ヲ取リ食フト云、故ニ

淘河ノ名アリ、鵜鶘ノ油、膓ヲ治スト云、藥舗ニ賣ルモノアリ、鵜ノ字古ヨリウト訓ズルハ非ナリ、ウハ鸕鷀ナリ、後ニ本條アリ、

〔飼鳥必用中〕カラン鳥一名海老スクイと云

此鳥總羽薄白にて、鳥の形白鳥に似たり、至て大鳥也、咽に袋ありて、海中にて魚を餌にし、雜魚鹽水共呑喰、咽の袋に入、魚計を呑込み、鹽をば後吹出す、觜大キク長ク、觜の上にさのぎ有り、袋に水五六升も入程有り、餌飼候節は、雜魚三四升一度に袋に呑込、漸々餌を押候よし、足みじかく水かき有り、尤南海の荒海に住鳥也、

〔桃源遺事五〕一或とき江戸小石川の御屋形のひあはひへ、見馴ぬ鳥落ける所に、翼大にしてせばき所故、飛びあがる事を得ず、西山公〇徳川光圀人をして其吭を見せしめ給ふ、吭大にして俗のごとし、人みなその名をしらず、西山公御覽なされ、是は陶河一名は鵜鶘といふ鳥也と被仰候、

〔閑田耕筆三〕年毎に洛北今宮の御旅所、四條河原の納涼などに出る、奇獸異鳥の類さまぐ也、浪華はまして是を賣買もの多しとぞ、其人語につきて伎をなすこと、見ぬ人に語らば、うけがはじとおもふ計也、〇中略がらん鳥と名付て、鵜鶘を見せしが、頷下に袋有りて、數升の水をのましむるに能收む、たゞし面赤くなり、眼をはたらかして頗苦しむさま也、川澤にてかく水共に呑て魚を取となん、其水は吐出せり、指揮せるもの、言に從ひ、進退せる抔、敎ればをしへらるゝもの也と感じぬ、

雁名稱

〔本草和名十五獸禽〕鴈肪、一名鶩肪、鴻、大鴈、小野鵝、一名鴐鵝、已上四名、出陶景注、一名陽鳥、出蘇敬注、一名傳書、一名送故、已上二名、出兼名苑、一名鴚、東人名之、出七卷食經、和名加利。

〔干祿字書去聲〕雁鴈上通下正

〔段注説文解字四上鳥部〕鴈、鵝也、鴈與雁各字、鵝與鴚鵝各物、許意、隹部雁爲鴻雁、鳥部鴈爲鵝、鴚鵝爲野鵝、單呼鵝、鵝爲人家所畜之鵝、今字雁鴈不分久矣、禮經單言鴈者皆鴻雁、

也、言舒鴈者則鵝也、爾雅舒鴈鵝是也、李巡云、野曰鴈、家曰鵝、鵝謂之舒鴈者、家養馴不畏人、飛行舒遲也、是則當作舒雁、謂雁之舒者也、雁在野號爲家雁也、儀禮出如舒雁、不言如雁、內則舒鴈翠別於舒下文、鴈胥號之名、舒鴈顯然、而某氏注爾雅云、在野舒翼飛遠者爲鴈、以爾雅舒鴈爲一物、鵝爲一物、非是、號固有單呼鴈者、如莊子命豎子殺鴈而烹之、謂號也、王褒僮約云、鴈鶩百餘者爲號、鴨別於上文云、鵝鴈彈鶩者爲雁鳧、蓋雁鴈不分久矣、詩當云、鴈舒雁也、舒雁號也、文乃備、从鳥人、鴈依人故、同雁從人、厂聲、厂呼旱切、鴈五晏切、十四部、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鴻鴈 毛詩鴻雁篇注云、大曰鴻、小曰鴈、洪岸二音、和名加利、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕鴻鴈篇在小雅、所引毛傳文、原書經文作雁、注作鴈、釋文經文亦作鴈、按說文云、雁鳥也、徐鉉曰、雁知時鳥、大夫以爲摯、昏禮用之、說文又云、雁鵝也、莊子命豎子殺鴈而烹之、王褒僮約、鴈鶩百餘、晏子春秋云、君之鳧鴈、食以菽粟、本草經有鴈肪、一名鶩肪、混言鴈鶩爲一物、名醫別錄誤謂鴈肪是鴻雁、乃別出鶩肪、鴈鶩析言、則是以鴈爲鴻雁、非是、曰鶩曰鳧者家鴨、曰鴈者家鵝、乃非鴻雁、又非野鵝、是雁鴈二字不同、雁宜訓加利、鴈者家鵝、不得訓加利、然儀禮禮記言鴈者皆鴻雁、又玉篇云、鴈、大曰鴻、小曰鴈、廣韻云、鴈禮曰、孟春之月、鴻鴈來賓、漢衡方碑云、鴈門太守、皆以鴈爲鴻雁字、蓋古隹旁鳥旁多通作、鷄或作雞、雞作鷄、雛作鶵、雕作鵰、雎作鴡、雚作鸛、雇作鳸、雒作鵅、琟作鳿之類是也、俗亦有變隹从鳥者、雅作鴉、雉作鴙、雀作鴌之類是也、故雁亦變隹从鳥、遂與訓鵝之鴈字混、陶弘景誤以本草鳥肪爲鴻雁、引毛傳證之、是陶所見毛詩亦作鴈、故此亦從鳥作鴈也、段玉裁曰、說文鴻鵠也、鵠黃鵠也、是一擧千里之大鳥、豳風詩所謂鴻飛遵渚者是也、經傳又有謂大雁者、如曲禮前有車騎、則載飛鴻、易鴻漸于磐是也、此鴻當作琟、說文、琟鳥肥大琟琟然也、故謂雁之肥大者爲琟、其作鴻者假借也、中略〇本草和名鴈肪、和名加利、蓋從別錄也、中略〇今俗呼雁音讀、呼鴻爲菱食、

〔隨意錄 八〕鴻雁二字、大者曰鴻、小者曰雁、然稱雁曰鴻雁者古之通稱耳、小雅鴻雁之詩、月令春秋鴻雁歸來、皆通稱之也、猶烏與鵲一類通稱曰烏鵲也、

〔類聚名義抄 七厂〕鴈鳫 正或、吳諫反、 雁カリ 〔同 九鳥〕鳱カリ 鴻 音洪、カリ、〇〇〇オホカリ、 鶣 翩二正、匹文反、飛貌、カリ、 鵝鵞 音峨、形如鴈、人家所畜、カリ、ノセ、タツヒ 〔同 九隹〕雁カリ

〔伊呂波字類抄（動物）〕鴈（カリ、亦作鴻）　鴻（小）一　鴻（大）　鴈（小）
〔八雲御抄（三下鳥）〕鴈　八月柳のすゑに風ふく時、とこよの國より來て、二月にかへるといへり、つばくらめにかはるよし、見萬葉、　万につまよふと云　ふみつかひといへり　朝には海邊にあさる、夕されば山べをこゆるかりとよめり、まことにも玄かり、　あさなきてゆきしかりがねと云　万、きなく、　はつ　歸はつたかりがね　万にそのはつかりの使と讀り、初五字に九月とあり、九月もなをはつかりとはいふべし、　凡かりの使は蘇武事よりおこる、たがたまづさをかけてきつらんなどいへる此心なり、又うすゞみにかくたまづさに似は、雁の飛たる也、　ことぢにも寄　つばさ　おほゐは　あまとぶや　かりがねは　雁聲也、只雁を云にあらず、かりのとも、雁かともよむ同事也、　又あめわかひこの射ころされたるをり、はやかせをやりて、かばねをそらへのぼせけるに、かり、　すゞめ　かやぐきなど、もろ〳〵の鳥を爲使と云、　是は不限雁使也、
〔藏玉和謌集（春）〕二季鳥　雁（春秋歸來物なり）
何方を故鄕とてか二季とり年に二たびゆき歸るらむ
〔大上臈御名之事〕女房ことば　一がん　くろおとり、またがんとも、
〔日本釋名（中鳥）〕雁（カリ）　かへり也、春は北にかへる中を略せり、北にかへる鳥多しといへ共、就中雁のかへるは鳴わたりていちじるし、又雁は北にかへりて、秋は此地にてもとの所にかへるもの也、
〔東雅（十七禽鳥）〕雁（カリ）　天稚彥の死せし時に、河雁、鷺、翠鳥、雀、雉、鷦鷯、鵄、烏等をして、葬事に從はしめしといふ事、舊事紀古事記、日本紀等に見えたり、〇中略　是等の鳥の名、既に其代に聞えて、其名づけ云ひし所の義の如き、今は隱れて知るべからぬ事多かり、河雁といふ者の如きは、其羂（ワナ）にかゝりしを、火々出見尊の放ちやり給ふとも見えけり、舊說には鳧雁の類をいふなりとのみ見えて（纂疏）其物も不詳、（中略）仁德天皇の御歌にも、武内宿禰の歌にも、カりと見えたり、玄かるをカハかりといふもの、二たびまでみえしは、カりといふものに、異なる物にや詳ならず、或人の說に、カ

りといふは、カヘリ也、カヘリとは歸也といふなり、カルといふ鳥も、萬葉集の歌に見えて、抄には鴨の類也と註しぬ、これもまた歸るをや云ひぬらん、鴨をカモといひ、鷗をカモメといひし如きは、水にすむもの、多くはカといふ詞をもて呼びしなり、必其故あるべけれど、世すでに久しくなりて、其義の隱れしなり、強て其説を得べからず、〇下略

〔倭訓栞前編加六〕かり　鴈は歌にもかり〳〵と鳴とよめば鳴聲成べし、萬葉集にも、幾世をへてかおのが名をよぶとよめり、伊勢物語にはよると鳴ともいへり、一說に歌にも假によせてよめり、秋來りて春かへり、假の住居する鳥なれば名くといへり、蝦夷島の深山の沼には、鶴鴈鴨ともに春夏の間群居す、又五十里おくなる常磐島より渡るとぞ、旅鴈などいへる意也、今俗音をよべり、源氏にかりのつらねて鳴聲かぢの音にまがへと書り、所謂鴈櫓也、歌にいくつらなどよめるは鴈行也、詩に鴈陣ともいへり、唐鴈とよぶは鵞也、野鴈とよぶは鴇也、海鴈は頸に環の如き白毛あり、ひしくひと呼ものは鴻也、常にまだらとよぶもの鴈也、俗に眞鴈と呼り、又腹白あり、琉球には鴻鴈來らずといへり、〇中略

かりがね　鴈が音也、さるを直に鴈の事になしていへり、後世一種の小鴈の名とするは俗說也、一說にねはめと通す、むれ反め、鴈がむれ也、萬葉集に、かりがねの聲とよめる歌あり、新勅撰伊勢が歌も同じ、

〔松の落葉一〕雁がね

雁がねはかりが音なる事、古今集の歌に、さよ中と夜はふけぬらしかりがねのきこゆるそらに月わたる見ゆ、といへるにてしるし、音のきこゆるとつゞきたる詞なり、又同集の歌に、霞ていにし雁がねはといへるは、たゞに雁をいへるやうなれど、末に今ぞ鳴なるとあれば、これも雁が音なることさだかなり、萬葉集の歌にも、雁鳴、雁泣、雁音とぞかきたる、新古今集の定家卿の歌に、霜まよふ空にしをれし雁がねのかへるつばさにはるさめぞふる、とよみたまひしは、たゞ雁のこと、心えたまへるさまなれば、あやまりなり、

〔倭訓栞前編六加〕かりのこ　西宮記に鴨子をよめり、續千載集に、いくつづゝいくつかぞへてたのまゝしかりのこの世の人の心は、累卵の危殆をよめる也、

〔蜻蛉日記上〕三月〇康保四年つごもりがたに、かりのこのみゆるを、これとをつゞかさぬるわざをいかでせんと、手まさぐりに、すゞしの糸をながう結びて、ひとつ結びてはゆひ〳〵して、ひきたてたれば、いとようかさなりたり、〇下略

〔源氏物語三十一眞木柱〕かりのこのいとおほかなるを御らんじて、かむじたち花などやうにまぎらはして、わざとならず奉り給ふ、御ふみはあまり人もぞめだつなゝどおぼして、すくよかにて、〇中略おやめきかきたまひて、

おなじすにかへりしかひのみえぬかないかなる人か手ににぎるらん、などかざしもなど心やましうなんなどあるを、大將も見たまひて、〇中略御かへりこゝにはえきこえじと、かきにくくおぼいたれば、まろきこえんとかはるも、かたはらいたしや、

すがくれてかずにもあらぬかりのこをいづかたにかはとりかくすべき

〔河海抄十一眞木柱〕かりの子のいとおほかるを御らむじて　鴨子西宮記伊勢物語にかりの使とあり、あしねはふうきねにすだく鴨の子はおやにまさるときくはたのもし、是はかりのこと云々、然ば此源氏にはかもの子、かりの子のなど二樣の本あり、只かもとかりもかりの子なりと心得よと、御說に承所也、

〔本朝食鑑五水禽〕雁和名訓加利、或如字

釋名、眞(マ)雁、俗稱　雁金(カリガネ)者、上同、眞雁者、別白雁之稱、雁金者、自古言雁、雖然其義未詳、

集解、鴈蒼黑而腹有黑斑、觜脚黃者號眞鴈也、全體蒼黑、腹無黑斑而白者號腹白也、全體蒼黑、額白眼邊黃者號鴈金也、全體白而翅翮黑、觜脚紅者白鴈也、白者味薄脂少而佳、蒼者味厚脂多而美、鴈金者

肉軟脂少而不美、是新雛不長故也、大抵秋來鴈者肉瘦膏微、至冬春而體肥、味亦太美、秋八月白鴈先至、次鴈金來、而眞鴈末至、春二月末眞鴈先歸、三四月白鴈後歸、來歸倶雌雄相並、數對行列、若雌雄一失偶、則再不相配、一隻來歸爾、凡鴈類夜夜水宿、毎更易居、故謂打更也、近世江都官鷹始鷙之鴈、稱初鴈、先獻于禁內、次賜公侯百官有品、公候拜賜以設大饗、此號鴈披、於是本邦賞鴈者、次于鶴鵠也、鴻鴈以關東之產爲上品、海西之產不爲美、關東諸州多捕白鴈、野之上下州民俗、於野田曠處、設鳥踏及糊擌而放媒鳥、媒鳥能誘之、喚呼推捐、使羅踏擌、因其媒鳥之智愚、而一日獲數百箇、悉是白鴈也、最得媒鳥之智者稀、其價亦貴、然眞雁者敏捷能避媒鳥、不羅踏擌、但作稻粱之媒而捕之、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二 水禽〕雁 フタキドリ古歌 ニキドリ クモドリ イナオホセドリ ツヽナハセドリ共同上 カリ今ハ通名 マガン 一名鴐爾雅 鴐鵞同上 野鵞爾雅註 陽鳥小爾雅 義鳥典籍便覽 陽雁 朱鳥共同上 朔禽卓氏藻林 出塞禽 殊翁共同上 書空匠清異錄 福德長同上 霜信事物異名 羽書使者 何老安共同上、蒙古名、 候雁行厨集 征禽同上 翁雞通雅 沙鶉 倉鴻共同上

マガンハ鴻ヨリ形小クシテ、頭ヨリ胸背皆淡紫褐色、胸下ヨリ腹色白シテ、黑ト褐トノ斑アリ、翅尾共ニ黑色、觜根額ニ連テ起リ、脚ト共ニ黃赤色ナリ、味厚ク脂多クシテ美ナリ、コレヲヨモギマダラ仙臺ト云フ、又一種全體蒼黑色、腹ニ黑斑無シテ色白者ヲハラジロト云フ、一名シラハラ仙臺、味劣レリ、一種カリガネハ、雁ヨリ形小ニシテ、全體蒼黑色、額白ク眼邊黃色、腹ニ黑斑アリ、是卽雁ノ子ナリ、肉軟ニ脂少シテ味美ナラズ、又歌ニカリガネト讀モノハ、雁ガ音ナリ、鴈兒ヲ指スニ非ズ、一種白雁ハ古以テ瑞物トス、通雅 雁ヨリ形小ニシテ、全體白クシテ翅翮黑ク、觜淡紅色ニシテ末微白シ、脚淡紅色、味薄ク脂少クシテ佳ナリ、コレヲキリメキ仙臺ト云フ、此鳥雁ヨリ早ク來ル、通雅ニ、今霜降前十日來者曰白雁、卽候雁、故曰霜信ト云フ、尾州相州ヨリ東及北國ニ多シ、京師ニハ絕テ來ラズ、上下野ノ民俗、於曠野放媒鳥誘羅之、日獲數百ト野必大云リ、李時珍、白鴈ヲ

以テ鴈トスルモノハ誤レリ、凡雁、冬ハ北ヨリ南ニ來リ、春ハ南ヨリ北ニ歸ル、其飛コト必序アリ、相並デ次第ニ退キ飛ブ、故ニ雁行詩經ト云、雁陣典籍便覽ト云フ、秋八月ニ白雁先至リ、次ニカリガ子來リテ、マガン後ニ至ル、春二月ノ末ニマガン先歸リ、三四月ニ白雁後ニ歸ル、〇中略此外カリガ子、新潟ガン、一名蘭ガン、一名唐カリガ子、一名ウガン、ヒガン、唐ガン、一名犬ガン、一名四十カラガン、青ガン、ナベガン、ノ類猶多シ、

〔武江產物志〕水鳥類　雁　白雁あり、千住、淺草、

〔本朝食鑑六華和異同〕鴻　鴈大者曰鴻、鴻大也、多集江渚、故從江、李時珍曰、今人以白而小者爲鴈、大者爲鴻、蒼者爲野鵞、亦曰鴚鴈、爾雅謂之鵱鷜也、今本邦以鴈蒼而大者號菱喰、卽鴻也、白而大者、白鴈之大而不爲鴻也、菱喰類多詳于本條、

〔飼鳥必用下〕絑雁　此鳥、總羽薄丹色にて、頭薄白尾羽黑く、觜足黑し、胸に薄墨の輪あり、是雄也、これを雁といへど鴨に似たり、何國ゟ出るものかいまだ志らず、大坂名古屋ゟ度々持來る、餌は稗粉にて飼なり、

〔新撰字鏡鳥〕鴻　厚功反、字加利、

〔段注說文解字四上鳥〕鴻逗、此疑舉字之未刪者　鵠也、黃鵠一名鴻、豳風鴻飛遵渚、毛曰、鴻不宜循渚、鴻飛遵陸、毛曰、陸非鴻所宜止、按鄭箋云、鴻大鳥、不言何鳥、學者多云鴈之大者、夫鴻鴈遵渚遵陸、亦其常耳、何以毛云、不宜以喩周公未得禮、正謂一擧千里之大鳥、常集高山茂林之上、不當循小州之渚、高平之陸也、經傳鴻字、有謂大鴈者、如曲禮前有鴻、易鴻漸于磐是也、有謂黃鵠者、此詩是也、單呼鵠、絫呼黃鵠、鴻鵠、黃言其色、鴻之言瑝也、言其大也、故又單呼鴻、鴈之大者曰鴻、字當作鳿、而假借也、从鳥江聲、戶工切、九部、

〔下學集上氣形〕鴻雁コウガン　大曰鴻、小曰雁、菱食ヒシクヒ、

〔倭訓栞中編二十一比〕ひしくひ　俗に鴻をよべり、菱喰の義なりといへり、文選の點におほかりと見えたり、えとうひしくひなる者あり、一名逆頬、一名沼太良、眼上に淡白條あり、觜脚黑色なり、

瑞雁

雁事蹟

〔本朝食鑑 水五 禽〕鴻 和名通稱加利

釋名、菱喰、俗稱、鴻集湖池、好食菱實、故名、又近俗有下稱恵登菱喰者上、或稱招太郎、又曰酒顆、大抵與菱喰同、而眼上有淡白條、嘴脚皆黑、其名義未詳、

集解、古曰大者鴻、小者鴈、鴻類鴈而大、背頸俱蒼黑、翮亦深黑、有腹淡白者、有腹黑斑者、此亦似鴈、但無有如白鴈者爾、味亦不減鴈、膏脂亦多而肉覺有些硬、其臭似鶴肉、是菱喰之所以賞也、

肉、氣味、甘温無毒、主治、與雁同、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二 水禽〕雁〇中略

鴻ハヒシクヒ、マヒシクヒ、マヒシ、此鳥湖澤ニ集リ、好テ菱實ヲ食フ、故ニヒシクヒト名ク、ソノ形鴈ヨリ大ニシテ背頸淺黑微褐、羽ゴトニ白邊アリ、翅ハ深黑色ニシテ白邊、腹ハ白色ニシテ微褐ヲ帶、又黑斑アリテ雁ノ如ナル者アリ、脚ハ赤黃色、野必大曰、味不減雁、脂亦多、肉覺些硬、其臭似鶴肉、故賞之ト、一種エトウヒシクヒ、一名ヌマタロウ、サカボウ、大抵マヒシニ同クシテ、眼上ニ淡白條アリ、觜脚皆黑シ、一種サカツラヒシ、一名サカツラ、仙臺カヅラヒシ、濃州形微小、ソノ觜、嫩鳥ハ本黑クシテソノ末紅黃、端ハ黑色ナリ、老スレバ漸ク黑クナル、脚ハ黃赤色、味ハ劣レリ、兩翼ノブレバ六尺アリ、

〔武江產物志〕水鳥類　鴻ひしくひ 須田

〔延喜式 二十一 治部〕祥瑞

朱鴈、五色鴈、〇中略　右中瑞

〔古事記 上〕故天若日子之妻下照比賣之哭聲、與風響到天、於是在天天若日子之父、天津國玉神、及其妻子聞而降來哭悲、乃於其處作喪屋而、河鴈爲岐佐理持、自岐下三字以音〇中略如此行定而、日八日夜八夜以遊也、

〔日本書紀 神代二〕天稚彥之妻下照姬、哭泣悲哀、聲達于天、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彥已死、乃

遣疾風、擧戸致天、便造喪屋而殯之、即以川鴈爲持傾頭者及持帚者、一云、以雞爲持傾頭者、以川鴈爲持帚者、〇中略

一書曰、兄火酢芹命能得海幸、故號海幸彦、弟彦火々出見尊能得山幸、故號山幸彦、〇中略時兄謂弟曰、吾試欲與汝換幸、弟許諾因易之、〇中略時弟已失鉤於海中、無因訪獲、〇中略是時弟往海濱、低徊愁吟、時有川鴈、嬰羂困厄、即起憐心解而放去、

〔古事記下仁德〕天皇爲將豐樂而行幸日女島之時、於其島鴈生卵、爾召建內宿禰命、以歌問鴈生卵之狀、其歌曰、多麻岐波流、宇知能阿曾、那許曾波、余能那賀比登、蘇良美都、夜麻登能久邇爾、加理古牟登、岐久夜、於是建內宿禰以歌語白、多迦比迦流、比能美古、宇倍志許曾、斗比多麻閉、麻許曾邇、斗比多麻閉、阿禮許曾波、余能那賀比登、蘇良美都、夜麻登能久邇爾、加理古牟登、伊麻陀岐加受、

〔日本書紀十一仁德〕五十年三月丙申、河內人奏言、於茨田堤雁〇雁原本作鴈、今據一本改產之、即日遣使令視、曰既實也、〇下略

〔奥州後三年記上〕將軍〇源義家のいくさ、すでに金澤の柵にいたりつきぬ、雲霞のごとくして野山をかくせり、一行の斜鴈雲上をわたるあり、鴈陣たちまちにやぶれて四方にちりてとぶ、將軍はるかにこれをみて、あやしみおどろきて、兵をして野邊をふましむ、あんのごとく草むらの中より三十餘騎のつはものをたづねえたり、これかくしをけるなり、將ぐんのつはものこれを射るに、數をつくして得られぬ、〇下略

〔古今著聞集十八飲食〕ある人のもとに、わかきさぶらひ共よりあひて、大鴈をくはんとて、またゝぬける所へ、年寄たるさぶらひ一人來たりければ、いかゞして此鴈をくはせじとおもひて、殿へめされ給に、いそぎ參り給へと、わかき侍共いひければ、老たる侍、この鴈をわれにくはせじとて、かくいふとは思ながら、其座を立てかた〳〵にて、かくぞよみける、

こゝろえつ鴈くはんとてわかたうが老たる物をはじきだすとは

雁進獻賜與

〔閑窻自語〕雁再活事
同じみかど〇桃園の御時、一條前關白道香公、雁をたてまつらる、すなはち龍池にはなちおかる、この雁外より前關白もらひて、庖丁せんとて、まづ膳棚におくにぞ、せいしてとびあるきけるゆゑに、めづらしきことなれば、たてまつるよし奏せられぬ、寶曆九十年のあひだのことなり、

〔一話一言三〕白鴈
天明七年丁未正月、尾州鎌島佐藤周平より申來候書中に、
去冬は朔旦冬至にて、禁中御節會等、四百年前之舊禮式被レ爲レ行、殊之外美々敷御事ども御座候由、去十二月の始、大佛妙法院宮樣御境内ニ白鴈飛來候由、宮樣御家中へ被二仰付一生取に相成、禁中へ御獻上被レ遊候由、白鴈出候は古より甚吉瑞と申來候、扨々珍敷御事御座候、

〔甲子夜話四十四〕林子曰、雁ノ北歸ハ諸書ニモ見ヘ、且先年魯西亞國ニ漂到セシ者、彼國ニ夏月雁ノ居シヲ目ノ當リ見キ、雁ハ翼ノ強キ者ユヱ、其通リナレドモ、鴨ハ翼弱ク、殊ニ小鳧ハ別テ弱シ中々大洋海ヲ越ヘ去ルベキニ非ズ、夏月ハ其モヨリ人知ラヌ深山ナドニモ蟄スルヤ、訝シヤ者ト思シニ、松山伊豫ノ人ノ話ニ、夏月農民田ヲ耕シケルトキ、田ノクロニ穴アリテ、鳧ノ蟄セシニ鍬打カケテ、鳧ヲ捕シコト有シト云、暖地ニテハ地中ニ蟄スルコトモ有ニヤ、珍キ話ナリ

〔日本書紀十四雄略〕十年九月戊子、身狹村主靑將呉所レ獻二鵝一到二於筑紫一、是鵝爲二水間君犬一所レ囓死、〇註略由レ是水間君恐怖憂愁、不レ能二自默一、獻二鴻十隻與二養鳥人一、請三以贖二レ罪、天皇許焉、

〔續日本紀五元明〕和銅五年三月戊子、美濃國獻二木連理幷白鴈一、

〔殿中申次記〕八月朔日
禁裏樣へ參
一初雁　一　例年進上之　朝倉彈正左衞門尉
一初雁　一　例年進上之　武田伊豆守

雁利用

何も式日は不定

〔親元日記〕文明十五年正月十一日乙巳、伊庭六郎左衛門尉（貞隆）方より、貴殿へ年始御禮百濟寺進之、○菱食一、鳥六、海老百、梅十荷、三月二日甲午、土岐殿よりがはりの鴻進上之、翌日備上覽之處、無御用之由、被仰出之間、同四日ニ返遣之、

〔幕朝年中行事歌合〕（中）三十番　右　賜雁

誰もみな君にこいろのよると鳴たのむの雁は是にや有らん

判云、（○中略）賜雁はもと寛永の頃有て中絶しを、享保の頃に起させ給ふとかや、城主の輩には御使して給ふ也、さなきはべちにとの、、中におひて、雁の美給ひし事も有しとか、皆君と人との親み深き御誼なるべし、（○中略）

賜雁は三家三卿のかた〴〵をはじめ、國主城主にいたるまで鳥飼の雁を賜ふ也、

〔寛政四年武鑑〕尾張大納言宗睦卿（○尾張名古屋）　時獻上（十二月）雁　紀伊中納言治寶卿（○紀伊和歌山）　時獻

上（歸國御禮）雁　水戸宰相治保卿（○常陸水戸）　時獻上（寒中）雁　松平越前守重富（○越前福井）　時獻上（在國之節）

（拜領之御鷹捉飼）雁鴨　松平肥後守容頌（○陸奥會津）　時獻上（五月）水漬雁　松平陸奥守齊村（○陸奥仙臺）

時獻上（暑中）初菱喰（重陽）菱喰

〔香取神宮古文書集〕（五）木本彌次右衛門方之飛翰令披見候、爲年頭之祝儀、菱喰壹羽饋給候、誠以遠路之所、御心入別而令滿足候、猶期永日、恐々謹言、

正月廿三日　　松出雲守　勝隆（花押）

香取大禰宜殿（御宿所）

〔宜禁本草〕（坤諸禽）鴈（大曰鴻、小曰鴈、）冬南翔夏北征、甘平無毒、主風擊拘急偏枯氣不通利、長毛髮、六七月勿食傷神、其（知陰陽之升降、分長少之行序、）得中和之氣、（熱則即北、寒則即南、）所以爲禮幣、（一以取其信、二以取其和、）肪生髮治聾、

〔本朝食鑑 五水禽〕鴈〇中略

肉、氣味、甘温無毒、俗謂、六七月勿食、傷人神、本邦六七月少生肉、但有醜、醜者不至傷神乎、主治、諸風、麻痺、補腎、益胃、

發明、本草所謂性平也、予〇平野必大常疑之、故試患疔瘡之人食鴈、則腫脹焮痛、或毎嗜多食之者、必不免衂血面瘡等病也、此等症非温何哉、高翥連空則陽熾外而輕、湖宿水浴則陽蘊内而重、此亦非温何哉、天寒則自北而南、是性不寒、著寒之和者喜温也、天熱則自南而北、是性不熱、著熱之和者喜温也、温而和則無毒者可知、然雖和而温、若偏勝則不和反生熱、於是多食之者患温毒之理明矣、李時珍曰、解丹石毒、是温和而然焉、日華子曰、久食動氣、是偏勝生熱而然焉、縱雖治諸風、而常嗜食之者、不免動氣生熱之害也、近俗言益胃氣則似有理、言補腎水、則温何有滋陰之理爾、

肪、氣味、甘温無毒、按、肪者膏脂也、肉外白皮皆爲肪脂、主治、風攣、拘急、偏枯、血氣不通利、久服益氣不飢、輕身耐老、長毛髮鬚眉、殺諸石藥毒、及治耳聾、補勞痩肥白人、塗癰腫耳疳、

發明、往昔、一公家之令嗣五六歳時、偶見祖父公啜鴈羹而仍欲之、祖公與一白脂皮、大嚼而喜、從玆日日欲白脂皮、祖公召侍醫而問之、侍醫曰、令君稟賦虚白、眉髮不長、鴈肪能可調之、今幸嗜之、時時供膳而可矣、一醫曰、不然、眉髮不長者、腎氣不升也、稟賦肥白者、胃氣不運也、此以參蓍歸地之類專可滋補之、何借犢脂之温燥乎、凡小兒未痘者宜預防温毒、今令君常供鴈肪之温、則縱使眉髮美、肌膚潤、而積温蘊于内、胎毒溢于外、是膏薪之戒、可懼可懼、然祖公不聽、常薦令君以鴈肪臭脂、至十五六歳患痘、稠密如蠶種、紫黑隱晦、變症交作、竟殞命焉、此食據甘平之證、不省積温之遺毒、故陶弘景曰、鴈肪人不多食、亦應好誠可謂能深察之、然本經久服、益氣不飢、輕身耐老者何謂乎、陶氏默不斷之者有故乎、故道家謂之天厭亦宜矣、外臺秘要製鴈肪湯、治結熱胸痞嘔吐、以温制熱、得從治之法、取其膩滑通利于鬱氣耳、

腸、氣味、與肉肪同、主治、虚痢久洩、按、諸腸倶可用之、但臊者胃也、然種臊不可食、臎者尾肉、此亦臊氣可厭耳、

雁雜載

肫、氣味、主治、與肉肪同、源順曰、唐韻云、肫章倫反、鳥藏也、漢語抄云、無、無木、必大按、是今毛毛介也、考字書及諸書、但曰鳥藏、未曰何藏、凡鳥肫者腹內倚大骨、故割脇肋而取之、其色外皮紅內肉青、其形圓、恐是膍乎、或謂心胃亦可、然味甘不苦、硬固與肉殊、嚼之有聲、此亦鳥腹中之佳味也、

〔食物和歌本草 二〕鴈

鴈はよく陰陽升降さるゆへに、秋は南へ春北に行　鴈はよく丹石の毒解する也中風手足の引つるによし

〔食物和歌本草 七〕鵠

鵠は小兒の疳に藥なり氣力をもます臟腑をも利す　鵠を多く食すな血熱し年月食し癩風をやむ

〔萬葉集 十秋雜歌〕詠鴈

野干玉之、夜度鴈者、鬱、幾夜乎歷而鹿己名乎告、

〔萬葉集 十五〕引津亭舶泊之作歌七首

安麻等夫也、可里乎都可比爾、衣氐之可母、奈良能彌夜古爾、許登都碍夜良牟、

〔萬葉集 十九〕見歸鴈歌二首

燕來、時爾成奴等、鴈之鳴者、本鄉思都追、雲隱喧、

春設而、如此歸等母、秋風爾、黃葉山乎、不超來有米也、

〔伊勢物語 上〕むかし、男むさしの國まどひありきけり、その國なる女をよばひけり、○中略母なんあてなる人に心つけたりける、○中略此むこがねによみてをこせたる、すむさとはむさしのくにいるまのこほり、みよしのゝ里なり、

みよしのゝたのむのかりもひたぶるに君がかたにぞよるとなくなる、かへしむこがねかへし、

我かたによるとなくなるみよしの、たのむのかりをいつかわすれん

〔古今和歌集四秋〕はつかりをよめる　在原元方

待人にあらぬ物からはつ雁のけさなくこゑのめづらしき哉

題しらず　よみ人しらず

春霞かすみていにしかりがねは今ぞ鳴なる秋霧の上に

〔後撰和歌集七秋〕題しらず　よみ人しらず

行かへりこゝもかしこも旅なれやくる秋ごとにかり〳〵となく

〔枕草子三〕鳥は

かりのこゑは、とをくきこえたるあはれなり、

〔金槐和歌集雑〕まな板といふもの丶上に、雁をあらぬさまにして、置たるを見てよめる、

あはれなる雲ゐのよそに行雁のかゝる姿に成ぬと思へば

〔採薬使記上奥州〕重康曰、奥州ソトガ濱アタリニハ、毎年秋雁ノ來ル比、此所ニテ羽ヲヤスメ、嘴ニ一尺計ノ木ノ枝ヲ含ミ來ルヲ捨テ置キ、又南方ヘ飛去ル、來春歸ル頃、捨置キタル木ヲ又一本ヅヽフクミ北海ヘ歸ル、然レドモ歸ル鴈ハ稀ニシテ、右ノ木枝殘レル數ヲヽシ、彼所ノナラハシニテ件ノ木枝ヲトリ聚メ、風呂ヲ燒キ諸人ニ浴ミサセシム、他國ニテ多ク人ノ爲ニ捕レタル雁ノ、供養ナル由、毎春ノ例トセリ、是ヲ俗ニ外ガ濱ノ雁風呂湯ト云、

光生按ズルニ、求林齋ノ性異辨斷ニ曰、日本渡海ノ唐人語テ云フ、唐土ノ北方山西國ノ北邊ニ、毎年鴻雁ノ來レル時、枯木ノ細枝ヲ嘴ニクハヘタルヲ落ス所アリ、土人ソノ枝ヲ集メテ薪ニ賣ル者アリ、其値毎年白銀五萬兩ニ及ベリト云フ

〔北越雪譜初編地〕雁の總立

およそ陸鳥は夜中盲となり、水鳥は夜中眼明也、ことに雁は夜中物を見る事はなはだ明也、他國はしらず我國○越後の雁は、おほくは晝は眠り夜は飛行く、眠る時ば人に遠き處にて集り眠る、此時は首をあげて四方を見てゐる雁二羽あり、人これを番鳥といふ、求食にもしか也、飛に列をなすは雁行とて、兵書にもいへり、人のしる處也、されど居るにも位列をなして漫ならず、求食時は衆あさり、遊ぶ時はみなあそぶ、雁中に一雁ありて、所爲衆これに隨ふ、大將と士卒とのごとし、人のきたるか、又はあやしきを見れば、かのばん鳥羽たゝき、をなす、餘のとりこれをきゝ、いかに求食ともねぶるとも、此羽たゝきをきゝ、あやまらず、幾羽も亂て飛あがり、さて列をなして去る、里言にこれを雁の總立といふ、雁の備ある事軍陣の如し、餘の鳥になき事也、他國の雁もしかならん、田舍人には珍しからねど、都會の人の話柄にいへり、

〔三養雜記四〕がん〳〵みつ口

童子の口ずさみに、鴈々みつくち、あとの鴈が先になつたら、こうがひとらしよ、といへることあり、筑紫がたにてもはらいふことゝぞ、その詞のわけは、鴈々みつくちとは、鴈々見盡せといふことなり、遙に飛行を見つくすといふ意なり、さて鴈といふ鳥は、おのが子を先へたてゝ、親鳥はそのあとより飛行ものなれば、親鳥先へ立ならば、子を奪取るゝであらふといふこゝろにて、こうがひは子をうばひをいひ訛れるなるべく、とらしよは、とらりよの轉訛なりと、鍋田晶山いへり、筑紫がたにての唱も、事はおなじけれど、となへはいさゝか異なれば、そのまゝのまゝを左にしるす、

がん〳〵、しつちやうがん、しつちやう、あとのがんなさきになれ、さきのがんなあとになれ、ゆみのをれたやのをれた、はやういたてみづかけろ、

〔嬉遊笑覽十二禽〕棹になれ鈎になれとて、雁の連りて飛を興ずるは、卜養狂歌、春の頃歸の雁を、おほ

鵠

くさほにかけてとをるをみて、歌よめとあれば、かんかりやうつかりかねとはしたかにとられて後も棹になれ〳〵、犬子集、舟にのれ棹になりつゝかへる雁、重頼 狂歌咄、棹になりて夜すがらわたるくらかりの空に云々、松の落葉、近江八景、ひら〳〵とむれゐる雲に、さほになりてとをろ、あとながさきへ、さきながあとなら、かうがいとらしよ、〇中略 仲實の歌に、そらいろによそへることのはしらをばつらなる鴈とおもひけるかな、江戸の童は、がん〳〵みつくちといふ、みつ口とは琴柱の形になるをいひ、かうがいは釵をもいふ、是も琴柱の形なる物故、取出ていへるにや、

〔就狩詞少々覺悟之事〕一射まじき鳥の事、〇中略 鴈、

〔雍州府志 六土產〕鴻雁 洛外於所々羅執之賣市中、黑鶴亦飼之、應人之需而賣之、

〔新撰字鏡 鳥〕鵠 胡穀反、黃鵠、久。久。比、又古。古。比、

〔段注說文解字 四上鳥〕鵠、黃鵠也、黃各本作鴻、今依元應書李善西都賦注正、戰國策、黃鵠游於江海、淹乎大沼、其六翮而陵清風、賈生惜誓曰、黃鵠一擧兮知山川之紆曲、再擧兮知天地之圜方、凡經史言鴻鵠者、皆謂黃鵠也、或單言鵠、或單言鴻、从鳥告聲、胡沃切、三部、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鵠 野王按、鵠、胡篤反、漢語抄云、古布、日本紀私記云、久久比、大鳥也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕新撰字鏡、鵠、久久比、又古古比、按古布古比一聲之轉耳、〇中略 景行紀、仲哀紀、孝德紀所云白。鳥。蓋是、今俗呼白鳥、音讀、貝原氏以久久比爲鶴、本居氏以古布古比爲鵠者、並非、〇中略 按說文、鴻、鵠也、鵠、黃鵠也、毛詩九罭、鴻飛遵渚、鄭箋云、鴻、大鳥也、不宜與鳧鷖之屬飛而循渚、是詩所謂鴻、卽許氏所謂黃鵠、非鴻雁之鴻、故鄭云爾、顧氏訓鵠爲大鳥、卽謂黃鵠、則不得訓古布、久久比、又按莊子天運篇、夫鵠不日浴而白、漢書司馬相如傳、弋白鵠、顏注、鵠、水鳥也、其鳴鵠鵠、李時珍曰、鵠大於雁、羽毛白澤、其翔極高而善步、是可以訓古布、久久比、源君引玉篇者誤、

〔類聚名義抄 九鳥〕鵠 胡穀反、コフ、ツル、クヾヒ、 鵠 クヾヒ

〔下學集 上氣形〕鵠 クヾヒ 又云天鵝クヾイ、又俗云白鳥鵝、

〔運歩色葉集　鳥名〕白鳥（クヾヒ）　鵠（同）

〔日本釈名　中鳥〕鵠（クヾヒ）　順和名云、こふ、又云くゞひ、今案鵠の音はこく、こふは其音を訓とせしにや、くゞひは、くちなはくひなるべし、此鳥このんでくちなはをくふ、今本草を案ずるに、鵠はこふにあらず、白鳥（ハクテウ）なり、こふと訓ずるは、あやまりにや、こふは鸛なり、されどこふと訓せしは、鵠の音を用、くゞひとは、こふの鳥の事也、

〔庖厨備用倭名本草　十水禽〕鵠　倭名抄註ニ漢語抄云、カウ、日本紀私記云、クヽキ、多識篇、今案ニハクテウ、元升（井〇向）曰、ハクテウトイヘルハ、此鳥羽毛ミナ白澤ナル故ニ、後世本名ヲ遺テトイヒナラハセル俗称也、本名ハカウト云、クヽキト云、考ニ本草ニ、一名天鵞、雁ヨリ大也、羽毛白澤、其カケルコト極メテ高シ、然ドモヨク歩ム、鵠不浴而白、一挙千里ト云是也、亦黄鵠丹鵠アリ、湖海江漢ノ間ニ皆アリ、海青鶻ヲ畏ル、鵠ノ皮毛ハ服飾ヲツクルベシ、是ヲ天鵞絨ト云、

〔本朝食鑑　五水禽〕鵠（訓久伊）

釈名、白鳥、（今俗之称、源順曰、野王案鵠胡篤反、大鳥也、日本紀私記云、久久比、即今之白鳥也、又江東有赤旺者、而希見之、或曰此為眞久久比、然未詳、）

集解、鵠似白鴈而大、項頸長而肥大、眼前觜上黄赤、觜脚倶黒、羽毛白澤、其翔極高而善歩、鷹鶻撃之者少、其俊逸者雖一鷹而能鷙、若不俊逸者雖附腰而不屑、遠翔高擧、鷹既労則為之被搏、鵠之翅骨甚強、一搏則鷹昏迷而斃、故鷹常恐鶴鵠、然二鶻更撃、或同攫前雖大鵠不能敵而覚獲、鵠之腹毛太柔厚、製之作革、造襯衣及巾䡈、前温燠能禦寒、是天鵞絨之類乎、翅之裏羽附脇、有羽之細長潔白、而羽莖中正者、俗呼號君不知、此造楊弓之箭羽者也、甑楊弓之人捜索四方、以甚愛惜之、凡鵠者常奥二州之產尤好、其肉肥美為上品、其羽亦勁厚足用、餘州之產者、肉味不美、其羽亦軟弱不足用之、關西江南亦多、然小而似鴻鴈、近世海西諸州、雖養江東鵠、而未蕃息也、一種有俗称大鳥者、狀似鵠而甚肥大、亦白色、頭上有白冠毛、觜青黒而末微赤、頷毛黄紫斑、翅白交黄紫花斑、羽毛黒有白處、而帶黄色、脚指青、而指間

皴皮、及指端爪邊帶二微赤色一、飛翔有レ響、而一擧千里、戻二于九霄一、近頃西北島上捕レ之、常見レ之者稀、故其肉味不レ可レ知、但采羽以飾二翫器一耳、江都湖邊偶見者、大家養而放者乎、必大掖、指間皴皮者蹼也、源順訓レ蹼曰二美豆加木一、爾雅注曰、蹼音卜、鳧鴈足指間有レ幕、相連著者也、是泛二水之禽皆有二水掻一焉、

肉、氣味甘大温無レ毒、多食レ之則令三人吐衂血、下血、或發二眼疾頭熱之病一、主治、煖二冷痺、腰膝寒痛一、調二久泄下痢一、

〔本朝食鑑 六 華和異同〕鵠

鵠一名天鵞、卽本邦之白鳥也、黄鵠者老白鳥也、丹鵠未レ詳、天鵞絨者以二鵠之皮毛一而織、是今之比呂宇登也、

〔和漢三才圖會 四十一 水禽〕天鵞 鵠 音斛 鳴晧晧故名鵠 凡物大者皆以レ天名、故曰二天鵞一、〇中略

按天鵞、一名鵠、俗云白鳥也、〇中略

鵠 音谷 和名久々比 〇中略

按鵠大似二水雞一、而頭背灰色、腹白、翅及脚灰黒色、觜黒、飛捷難レ捕也、蓋鵠同名異鳥有、胡谷切、音斛、大鳥白鳥、古祿切、音谷、小鳥久比、久人以相混雜矣、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二 水禽〕鵠 ハクテウ クヾヒ 古書 一名白鵠 穆天子傳 鴻 急就篇注 鴻鵠 毛詩

頭鵞 三才圖會 烏孫公主 嫏嬛記 遙翮 同上 鳳隱 清異錄黄鵠 金衣郎 名物注言同上

形鴈ヨリ大ニシテ鵞ニヨク似タリ、唐山ニ黄鵠、丹鵠アリ、本邦ニハ白キ者ノミアリテ他色ハナシ、頭長ク喙ノ本、上ノ方額ニ近クシテ赤色ノ瘤アリ、喙ハ黒褐色、足ハ淡黒色、皮ヲ剝テ烟袋ト爲ベシ、ソノ聲至テ大ナリ、羽潔白ニシテ光リアリ、羽箒ニ作ル、關東及奥州ニ多シ、食用トス、脂多シ、此毛細クシテ柔軟ナリ、用テ天鵞絨ヲ織ル、唐山ニテハ綿羊ヲ用ユルモノアリ、本邦ニテモ製ス、京師ニテ絲ヲ以テ織ルモノハ、烟袋等ニ用テ甚敗レヤスシ、

〔延喜式 二十一 治部〕祥瑞 黄鵠 〇中略 右中瑞

〔古事記中垂仁〕是御子、〇本牟智和氣御子八拳鬚至于心前、眞事登波受、此三字以音故今聞高往鵠之音、始爲阿藝登比、自阿下四字以音爾遣山邊之大鶙、此者人名令取其鳥、故是人追尋其鵠、自木國到針間國、亦追越稻羽國、即到旦波國多遲麻國、追廻東方、到近淡海國、乃越三野國、自尾張國傳以追科野國、遂追到高志國而、於和那美之水門張網、取其鳥而持上獻、

〔古事記傳二十五〕鵠之音は、多豆賀泥と訓べし、遠飛鳥宮恭〇允段、輕太子の御歌に、多豆賀泥能とあり、なほ萬葉などにも多かり、上代には、鶴をも鵠をも鸛をも共に總て多豆と云るなり、久具比意富登理など分れたる名あるは、やゝ後のことなるべし、萬葉三三十九丁に、近江海、八十之湊爾鵠佐波二鳴、とある、此も多豆に鵠字を書り、鵠と鶴とは別なれども、漢國にても、鵠の事を鶴と云る例も多く、又字音も其鳥も似たるから、混れつることもあり、五雜組と云書には、鵠即是鶴とも云り、さて又鵠は、秋の末より春までならでは、此國には居ぬ物なるに、萬葉に、夏又秋初などの歌に、多豆の鳴ることをよめり、是鵠又鸛などを多豆と云るなり、さて此は鶴なるを、通はして鵠とは書るか、はた久具比なるを、多豆と云るか、其差は辨へがたし、何れにまれ、訓は多豆なるべし、和名抄に、〇中略野王按、鵠、大鳥也、漢語抄云、古布、〇中略字鏡に、鵠、久々比、又古比とあり、漢語抄の古布と、字鏡の古比とは通ひて一ッ名なるべし、さて今右の三ッを字にて云は、鶴は都流、鵠は白鳥と云物、鸛は許布と云物なり、然るに右の書どもに、鵠を古布とも古比とも云るは、違へるに似たり、今許布と云物は、鸛に當れり、さて又久具比と云しは、鵠のことなりとも云、鸛のことなりとも云、鶴なりと云は、誤なるべし、神樂歌淺田に、美奈上多仁、久々比也、也川乎利也云々、東遊駿河舞乃行に、加乃由久波、加利加久々比加云々、師(賀茂眞淵)云、久々比は、今白鳥と云物なり、古布には非ず、古布はたゞ雄雌一つがひのみ居る物にして、群居る物にあらざれば、八居と云るにかなはず、白鳥は多く群集る物なりと云れたるが如し、又雁かと見まがへたるも、白鳥にてこそ然るべけれ、

〔常陸風土記香島郡〕郡北三十里白鳥里、古老曰、伊久米天皇〇垂仁之世、有白鳥、自天飛來、化爲童女、夕上朝下、摘石造池、爲其築堤、徒積日月、築之築壞、不得作成、童女等唱曰、志漏止利乃、芳我都々彌乎、〇〇〇都々牟止母、安良布麻目右疑波古叡□□□□斯呂唱歌昇天、不復降來、由是其所號白鳥郷、

〔日本書紀七景行〕四十年十月、日本武尊〇中略既而崩于能褒野、〇中略仍葬於伊勢國能褒野陵、時日本武

鵠

尊化白鳥、從陵出之、指倭國而飛之、群臣等因以開其棺櫬而視之、明衣空留而屍骨無之、於是遣使者追尋白鳥、則停於倭琴彈原、仍於其處造陵焉、白鳥更飛至河內、留舊市邑、亦其處作陵、故時人號是三陵、曰白鳥陵、然遂高翔上天、徒葬衣冠、

〔日本書紀 八仲哀〕元年十一月乙酉朔、詔群臣曰、朕未逮于弱冠、而父王〇日本武尊既崩之、乃神靈化白鳥上天、仰望之情一日勿息、是以冀獲白鳥、養之於陵域之池、因以視其鳥、欲慰顧情、則令諸國俾貢白鳥、閏十一月戊午、越國貢白鳥四隻、於是送鳥使人宿菟道河邊、時蘆髮蒲見別王視其白鳥而問之曰、何處將去白鳥也、越人答曰、天皇戀父王、而將養狎、故貢之、則蒲見別王謂越人曰、雖白鳥而燒之則爲黑鳥、仍强之奪白鳥而將去、爰越人參赴之請焉、天皇於是惡蒲見別王無禮於先王、乃遣兵卒而誅矣、蒲見別王、則天皇之異母弟也、時人曰、父是天也、兄亦君也、其慢天違君、何得免誅耶、

〔續日本紀 九聖武〕神龜三年二月辛亥、出雲國造從六位上出雲臣廣島齋事畢、獻神社劒鏡幷白鳥鵠等、

〔神樂歌〕湊田

本みなと田に、くゞひやつをりや、とろちなや、とろちなや、やつながら、とろちなや、

末やつながら、ものもはずをりや、とろちなや、やつながら、とろちなや、とろちなや、

〔夫木和歌抄 十七水鳥〕冬歌中古來歌合　資隆朝臣

くれかゝる沼のねぬなはふみしたきかり田のくゞひ霜はらふらし

〔殿中申次記〕正月十日

一鵠　一　判門田進上之、是は御末より申入之、

〔武江產物志〕水鳥類　鵠(はくてうの池 溜池)

〔多識編 四禽〕鵠(多〇宇〇)異名、獨豹(トクハウ)、

〔段注說文解字 四上鳥〕鵠、鵠鳥也、(鵠見詩、禮記陸疏未聞、按內則鵠鴞胖、謂骨側薄肉也、鵠或白、連蹄性不樹止、)肉出尺截(爲鵠、鵠胖在不利人之列、此云出尺截者、)

鴇

膏、謂去二尺餘不食、其餘可食、从鳥午聲、博好切、古音在三部、

〔本朝食鑑　五水禽〕野。鴈。

集解、狀似鴈而水鳥也、常好居于曠野、時遊水邊、頭頸灰白、背端黑、背翅尾黃赤紫、或交稍黑白色、胸項赤有黃斑、翮深黑、腹明白、脚掌蒼黑、無后趾及蹼、不木止而能飛、其味雖稍美有臊氣、惟九州捕之、肥筑最多、餘州未見之、近世以羽美作楊弓箭羽、或作茶會之帚、　肉、氣味、主治、未試之、

〔本朝食鑑　六華和異同〕野鴈

野鴈者鴇也、羅願以有豹文名獨豹、此亦然焉、其無舌無雄激糞之說未詳、江東無之、海西有之、

〔和漢三才圖會　四十一水禽〕鴇　音保　獨豹　以有豹文名　性羣居如鴈有行列、故字從𠂤、𠂤音保、相次也、　俗云野雁　○中略

按、鴇俗云野鴈也、○中略　三才圖會云、鴇性淫而無定匹、故今指老妓曰老鴇、據此則非全無雄者、而性多淫者、

〔重修本草綱目啓蒙　三十二水禽〕鴇　ノガン　一名鴻豹　正字通

水禽ニ非ズ、曠野ニ群飛シテ列ヲナス、陸鳥ナリ、長頸短尾ニシテ鴈ノ形ニ似タルニ因テ、ノガント名ク、背ハ雉ニ似テ色黑シ、頭ト肩ノ端トハ灰色ナリ、背ヨリ尾ニ至マデ、赤褐色ニシテ横黑斑アリ、雌雄ノ色ノ如シ、胸ハ灰色、腹ハ白シ、頰ニ淡白ノ長鬚アリ、脚ハ雞脚ニ似テ色黑シ、三指前ニ向ヒ後ニ出タル指ナシ、集解　無后趾ト云リ、野必大肥筑最多ト云、江州ニモアリ、

〔岡島必用　下〕野雁

但し此鳥至て拂底成鳥也、毛色虎府也、つぐみの色に少し薄鼠をかけたる如し、足は鷄の足也、水かきなし、背も鷄の背に似て大きし、雁とはいへど岡鳥也、但し何國に居ると云共なし、九州にて取れし事有、

〔毛吹草　三〕筑前　野雁　肥後　野雁

〔倭名類聚抄　十八羽族名〕鴇　兼名苑注云、鴇音保形如鴈、人家所畜也、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕按持統六年紀、越前國司獻白蛾、疑白鵝之誤、今俗音讀、或呼唐雁、爾雅、舒鴈、鵝、郭曰、今江東呼鴚、禮記聘禮云、出如舒鴈、正義引李巡云、野曰鴈、家曰鵝、陸佃曰、鵝類如鶩、長脰善鳴、又善轉旋其項、卞子曰、鵝性頑而傲、蓋鵝峨首似傲、羅願曰、鵝鳴自呼、性絶警、每更必鳴、李時珍曰、有蒼白二色、及大而垂胡者、並綠眼黃喙、紅掌善鬭、按說文云、鴈鵝也、鵝、䲨鵝也、䲨或作駕、子虛賦上林賦、及離騷南都賦、皆作駕鵝、張揖上林賦注云、駕鵝、野鵝也、則知單呼鵝者家養、一名鴈、一名舒雁、䲨鵝者鴻雁屬、似鵝而在野者也、然則舒鴈當作舒雁、舒雁者家養馴不畏人、飛行舒遲也、鴈即鵝、不得謂鵝爲舒鴈、

〔釋日本紀 十七秘訓〕鵝 音可讀也、○チ○ホ○カ○リ、

〔和爾雅 六鳥〕鵞 カ タウガン 鵝同、亦名舒雁、家雁、

〔宜禁本草 坤諸禽〕鵝肉 甘涼無毒、蒼食虫有毒、發瘡腫、白食草解五藏熱、止渴、 利五藏、益氣止消渴、久食霍亂發瘡癤、

〔本朝食鑑 五水禽〕鵝

釋名、唐雁 俗稱、狀類鴻雁、近世自華來、故稱唐雁、

集解、鵝有蒼白二色、今本邦家家所養者、大抵白鵝也、形大於鴻而垂胡、頂前脊後高起如瘤、綠眼黃啄紅掌、脚近脾而能步、傳稱鵝能知夜盜之至而鳴、此所以家家養之、然予 必大平野 未試之、本邦食鵝者少、故未知其氣味、則主治亦難辨耳、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二水禽〕鵞 トウガン　オホカリ　ガ 筑前　ガ○ア○ 筑後　ホ○オ○ア○ヒ○ル○ 水戸

一名長頸 事林廣記　羽衣郎 名物法言　義禽 事物異名　義愛　羽衣道士　䳑䳑 上共同　兀地奴 通雅、奴、正字通ニ擧ニ作ル、　草鴨 南寧府志　右軍 同上　家居有 鄉藥本草

此鳥原漢渡ナレドモ、今ハ蕃息シテ世ニ多シ、形鴈ニ似テ大ナリ、蒼鵞ハ京師ニハ稀ク白鵝最多シ、全身白色ニシテ尾脚共ニ短ク頸長シ、ソノ歩スルコト鴨ノ行ガ如シ、嘴大ニシテ黃色、上ニ瘤

アリ、頭ハ深黑色、ヨク人ニ馴ル、頭ヲ押ユレバ愈頭ヲ擧ゲ、人言ヘバ鵞モ亦言フ、然レドモ鶺鴒類ノ如クニ語ハ分ラズ、此鳥毛柔ニシテ性冷ナリ、小兒ヲ掩ニ用ルニ良ナリ、

〔百千鳥下〕鵝　餌かい　黍米木に入栗

大きさ世に知るごとし、白と鷹ふと二種有、しろのかたは大ぶり也、聲高くやかましき物也、玉子三十日又は廿九日にて開る、子は殊之外きれゐなる物にてよし、粟小米を水に漬飼ふ、へら杯にて能折々餌を廻して飼ふ時はよく喰ふ也、捨置時は餌くひ少し、蚯蚓を飼ふべし、子の內はよく喰ふ、親に成ては虫を一向喰ず魚も喰ず、たゞ粟米ばかり也、子は開りて一兩日はふら付飼立るに手の入るものなり、

〔食物和歌本草二〕鵞

鵞の肉は五臟の熱を解しにけり煮汁は消渴止こそすれ　鵞の膏皮膚をうるほす物ぞかし手足のひゞに付てよき也　鵞の肉は多食べからず霍亂や又は痼疾の發るもの也、

〔日本書紀十四雄略〕十年九月戊子、身狹村主青等、將呉所獻二鵞、到於筑紫、是鵞爲水間君犬所囓死、別本云、是鵞爲筑紫嶺縣主泥麻呂犬所囓死、

〔日本書紀三十持統〕六年九月癸丑、越前國司獻白鵝、○鵝原作蛾、據一本改、

〔日本紀略嵯峨〕弘仁十一年五月甲辰、新羅人李長行等、進羖䍽羊二、白羊四、山羊一、鵞二、

〔日本紀略一醍醐〕延喜三年十月廿日、大唐人獻羊白鵞、

〔日本紀略十二三條〕長和四年二月十二日癸亥、今日太宰大監藤原藏規、進鵞二翼、孔雀一翼、

〔本朝世紀〕康和元年八月十六日丙戌、近曾鵞鳥一雙、返給本主宇佐大宮司公信許云々、自去年獻置京極殿云々、家有大凶之故歟、

古事類苑

動物部九

鳥二

鴨名稱

〔新撰字鏡 鳥〕鴨鴾鵯 閘於〇甲反、加〇毛、

〔本草和名 十五獸禽〕鶩肪、楊玄操音木 一名鴨 楊玄操作鴭、於甲反、屎名鴨通、一名舒鳥 出兼名苑 和名加毛、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鴨 爾雅集注云、鴨 音押 野名曰鳧 音扶 家名曰鶩 音木 楊氏漢語抄云、鳧鷖 加毛、下音烏啓反、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕禮記曲禮正義引李巡注云、鳧野鴨名、鶩家鴨名、此所引蓋是、按本草拾遺引尸子云、野鴨爲鳧、家鴨爲鶩、爾雅注蓋本之、爾雅、舒鳧鶩、郭璞注、鴨也、說文、舒鳧鶩也、从鳥从几、几亦聲、几、鳥之短羽飛几几也、象形、鶩舒鳧也、春秋正義云、謂之舒鳧者、家養馴不畏人、故飛行遲、別野名耳、郝懿行曰、謂之舒者、以其行步舒遲也、周禮大宗伯、庶人取鶩、注、鶩取其不遷、說苑脩文篇、鶩者鶩鶩也、鶩鶩無他心、故庶人以鶩爲摯、詩義疏、鳧大小如鴨、青色卑脚短喙、水鳥之謹愿者也、按鴨家養者、今俗呼阿比呂、蓋足廣之義、鳧鶩之在野者、訓加毛爲允、鴨乃通名也、本草和名、鶩肪、和名加毛、蓋從別錄統言鳧鶩也、又按鴨字、說文所無、蓋古統言鵝鶩曰鴈、後人多以鴈爲鴻雁字、故作鴨字爲之、鴨字專行、鴈字遂廢矣、○中略 按詩大雅、鳧鷖在涇、傳、鳧水鳥、鷖鳧屬、說文亦云、鷖鳧屬、故漢語抄連二字訓加毛也、然云鳧屬、則非即鳧也、毛詩釋文正義並引蒼頡解詁云、鷖鷗也、　名水鴞依之鷖即下條所載鷗是也、而周禮王后之五路、安車彫面鷖總、鄭司農云、鷖總者、青黑色、以繒爲之、今鷗有白黑斑白者、有茶褐色者、未見青黑者、則又非鷗也、段玉裁曰、鳧屬者似鳧而別、其釋名之鷁沈鳧乎、

〔隨意錄　三〕鴨字方言訓加毛、非與鶩一類、所謂阿比留也、郭璞云、鶩鴨也、毛氏云、可畜而不能高飛曰鴨、野生高飛曰鶩、又風俗通云、雞伏鴨卵、雛成入水、而不隨母者異類故也、是應知鴨者、此方所謂阿比留也、所謂加毛者、鳧字也、然又禮記疏云、野鴨曰鳧、家鴨曰鶩、依此則其通名也已、鴨亦鳧類、

〔干祿字書　平聲〕鳬鳧　上通下正

〔倭名類聚抄　十八羽族體〕鴨通　本草云、鴨通、和名加毛乃久曾　鴨屎名也、

〔類聚名義抄　九鳥〕鴨卵　今正、音卵、カモ、　䳄　正鴨　䳄髡鳧　俗　鴨通　カモノクソ、　鳧鷖　カモ　鴻鵴　俗正、音浮、鴻鴨、カモ、

〔下學集　上氣形〕鴨カモ　鳧　二字義同

〔和爾雅　六禽鳥〕鳧カモ　野鳧、鶩、野鴨、野鶩、並同、○冠鳧アイガモ

〔東雅　十七禽鳥〕鴨カモ　略○中　李東壁本草に據るに、鴨は鶩の俗にアヒロといふもの、鳧はカモといふものなり、されど古より此かた鴨をカモと讀むは、我國の方言也、鷗は今もタカベと云ひて野鳧の類也、略○中　舜水朱氏は、鳧は此にいふマカモ也、飛鳧、水鳧、水鴨、野鴨、皆同じ、頭及び頸に赤毛あるあり、或は黑く、或は蒼く、或は黃黑、これを深鴨といふ、深水甚多をいふなり、水胡盧はコガモ、栗鴨はクロカモといふと云ひしなり、其稱類特に多くして、此俗よぶ所も名品亦多かり、カモの義、今知るべからず、

〔倭訓栞　前編加六〕かも　略○中　鳧鴨の屬をよむは實は野鴨也、歌に山かけの鴨とよむは、鷹の如く遠き國へはわたらず、夏山のかけを求め、涼しき水に隱れ居る故也、上品靑首と稱するものあり、史記楚世家注に出たり、詩疏にも綠頭者爲上味と見えたり、小鳧を萬葉集にをかもとよめり、

〔本朝食鑑　六和華異同〕鴨　本邦之鴨者華之鳧、而野鴨、野鶩、鷿沈鳧也、中華之鴨者、本邦之鶩、而舒鳧家鴨家鳧鵁鶄也、本邦自古以鷿爲小鳧、中華未見有小鳧說、冠鳧本邦有二種、羽白鴨、巫阿伊佐、未詳、石首魚之所化也、

〔倭訓栞中編四加〕かも　まかもは卽靑頸也、二種あり、黑かもにも二種あり、赤頭と稱するは鳧の類也、是も二種あり、日光山中禪寺の湖に眞鴨すめり、甚小也といへり、又小かもあり、其靑くびは綠信鳧也、黑かもは烦鶩也、赤かしらは冠鵜也、小かもは奚鳧也、僧かもあり冠鳧也、羽白鴨あり、又口鴨といふ、うなと稱するは海の義成べしといへり、

〔玉勝間十三〕鴨の類くさぐ〵の名

同人田中道麻呂の語りけるは、鴨に大かた四種有、第一大きなるを、まがもといひ、次に大きなるを、ひどりといひ、次をあぢといひ、もとも小きを、たかべといふ、みな同じ鴨にて、たゞ形の大き小きによりて名の異る也、あぢ、たかべなど、萬葉の歌によめり、又あいさといふ一くさ有、こは鴨のたぐひながら、いさゝか異也、萬葉七の歌に、あきさとある此物也といへり、

〔本朝食鑑五水禽〕鴨訓加毛

釋名源順曰、爾雅註云、鴨野名曰鳧、家名曰鶩、漢語抄鳧訓加毛、必大按、鷖音衣、或音醫、鷗也、詩大雅鳧鷖、鳧鷖在涇、注鳧好没、鷖好浮、然則鷖非鳧者明矣、

集解、鴨之種類太多矣、頭頸深紅、喉下白、胸紫有黑點、腹毛灰白帶淡紫色、有黑小斑、背灰色有黑斑、翅蒼黑而翮純黑、翮上小羽深綠交白、蒼觜短啄、紅掌卑脚、俗呼稱眞鴨(マカモ)、其雌者淡黃赤色、交蒼黑毛而作斑、翅翮蒼黑、蒼觜短啄、紅掌卑脚、大抵諸雌鴨相同而有小異耳、凡鴨數百成群、晨夜蔽天、聲如風雨、所至稻粱一空、八月鴻鴈來後而至、春三四月鴻鴈歸後而歸、其中殘留不歸亦有、或剪羽養池者、自乳而育子、其羽生長而後去亦有、大抵眞鴨者、味最美脆多肪、是爲上品、有輕(カル)鴨者、全體黑色、頸後帶靑有光、眼上有淡白條、觜黑而啄端淡赤、腹淡赤白色而有黑縱紋一條、脚掌倶赤、其味亦佳、次于眞鴨者也、有尾永(ヲナガ)鴨者、頭頸淡紫色、自眼邊至腹白色、背灰色帶碧而黑毛、脇有淡赤白條、觜黑而兩邊靑白、尾永者二三寸許、脚掌倶黑、其味亦佳、有羽白(ハ)鴨者、全體黑而兩脇白、頭上有黑長毛如冠、翅羽灰白、觜碧脚黑、其味稍佳、有赤頭(アカカシラ)鴨者、俗稱緋(ヒ)鳥、頭赤額有淡赤條、背碧色帶赤、兩脇白至腰、觜碧脚蒼、其味稍好、有葦(ヨシ)

鴨者、頭背深灰色、腹淡白、翅間交青羽、脚黃赤、其味稍好、有蘆(アシ)鴨者、頭灰色帶赤、眼上有小黑條小白條、頂上赤有、胸間赤黑、腹灰白、背灰碧、有白條赤黑條黑毛、翅交青羽、觜脚俱黑、其味最佳、次于眞鴨者也、有口(クチ)鴨者、頭頸青黑、頸有白環紋、背上至尾一條黑色、翅有綠羽赤羽相交、兩脇赤腰白、觜黑脚赤、能出沒于水、數百成群相從、廻泳轉泛、故稱車(クルマ)鴨、其味與羽白赤頭同者也、眞鴨歸後、輕鴨、蘆鴨、羽白被賞、此三鴨亦至四五月尚不去、或秋去冬來亦有、或夏秋不去而經歲、倶常棲于野水田溝、或孕或不孕亦有矣、諸鴨種雖夥、而每食者此數品、以城和河攝泉及九州之產為上品、參尾次之、關東諸州雖多、味不及于關西也、

〔重修本草綱目啓蒙三十二水禽〕鳧　アヲハドリ古歌　カモ　マガモ　一名少卿採蘭雜誌　水鳧行廚集
水鴨泉州府志　匹居事物異名　蜆鴨廣東新語　水鳥翁事物紺珠

種類甚多シ、マガモト呼ブモノ、肪多ク味美ニシテ上品トス、雄ヲアヲクビト云、即集解綠頭者為上ト云是ナリ、頭頸ノ毛深紫色ニシテ綠光アリ、喉下白色、胸ハ紫ニシテ黑點アリ、腹ハ淡白微紫色ニシテ小黑斑アリ、背ハ灰色ニシテ黑斑アリ、翅ハ蒼黑色ニシテ、深綠深黑雪白ヲ雜ユ、觜ハ黃ニシテ扁シ、雌ナル者ハ淡黃赤色ニシテ黑斑アリ、翅ハ蒼黑色ナリ、本邦古ハ翅中ノ綠羽ヲ以テ物ノ飾トス、南都東大寺什物鴨毛屏風ハ、七言ノ詩ヲ書シテ、此羽ヲ以字上ニ糊スルナリ、鳧ハ八月鴻雁來リシ後來リ、三四月鴻雁歸リテ後歸ル、江州沖ノ白石ハ、湖中ヨリ出ル大石ナリ、石ノ色原白キニ非ズ、鳧屎ニヨリ正白ニ見ユルナリ、毎年群鳧窠ヲナス、日光山中禪寺ノ湖ニマガモスム、甚小ナリト大和本草ニ云ヘリ、此條品類ヲ載セズ、只尾尖者次之ト云、ソノ尾尖ト云ハ、盛京通志ニ尖尾トアリテ、尾長ガモ一名サキガモノコトナリ、頭淡紫色、頸ニ白道アリ、眼ヨリ腹ニ至テ白色、背ハ灰色微碧ニシテ黑毛アリ、脇ニ淡赤白條アリ、觜ハ黑シテ兩邊青白色、尾長サ二三寸許、脚ハ黑、ソノ味亦佳ナリ、刀鴨(コガモ)モ筑前ニテ尾長ガモト云同名ナリ、又盛京通志ニ黃脚ト云ハ、ヨシ

ガモノコトナリ、頭背灰色、腹ハ淡白色、翅間ニ青羽ヲ雜ユ、脚ハ黄赤色、其味稍好シ、此外カルガモ、羽白ガモ、一名ホジロガモ、澳津羽白、一名ビンナガ羽白、赤ガシラガモ、アシガモ、一名アジガモ、又ヲカヨシトモ云、クチガモ、一名クルマガモ、又マヒガモトモ云、ハシビロガモ、クロガモ、淺深二種、キンクロガモ、一名キンクロ羽白、ビロウドキンクロ、ウガモ、モガモ、スヽガモ、シマアヂガモ、ハナガモ、ハシビロ一名マンガモ、ドロガモ、ウカルガモ、ダイメウガモ、ヲシガモ、アイサガモ、萬葉集ニ秋紗ト云、小アイサ、ミコアイサ、黄黑アイサ、一名スヾガモ、ウバアイサ、ウアイサ、ドウナガアイサ、ウミアイサ、カハアイサ、キツヽアイサ、クマサカアイサ等ノ品アリ、本朝食鑑大和本草及諸書ニ出、一種小ガモハ一名タカベ、タカブ南部タカボ越後アジ同上ヲナガヾモ筑前此鳥マガモヨリ少ク、雄ナル者文彩美ク、雌ナル者文彩ナキコトマガモ類ニ同、此ニモ數品アリ、味ハ極テ美ナリ、マガモニ次テ上品トス、秋來ルコトハマガモヨリ早ク、春歸ルコトハマガモヨリ後レリ、皆數多ク群飛シテ、大風ノ聲ノ如シ、寒氣嚴ナル春ハ度度來ルコトアリ、集解ニ、一種冠鳧ノ文アリ、鳧頬ノ冠アルモノハビンナガ羽白、ヲシガモ、ミコアイサ等ナレドモ、何レヲ指スカ詳ナラズ、正字通ニ、方言齊宋間、凡物盛多謂之冠、郭注、今江東有小鳧多無數、俗謂之冠鳧、蓋借多鳧釋物盛之義、非鳧有冠名ト云時ハ、冠鳥ハ小ガモノコトナリ、又鸊鷉ノ下刀鴨モ小ガモノコトナリ、鸊鷉ノ一名トスルハ非ナリ、

〔武江產物志〕水鳥類　鴨○まがも、○あをくび、○あゐさ、隅田川、千住、

〔新撰字鏡鳥〕鳧補俱反、太○加○戶、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鸍爾雅集注云、鸍音彌、一音施、漢語抄云、多加閉、一名沈鳧、貌似鴨而小、背上有文、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕今越後曰多○加○保○、南部曰太○加○布○、皆多加倍之譌也、万葉集所謂阿○治○、卽是、越後或謂之阿治、今俗通呼小○鳧○、(中略)釋鳥、鸍、沈鳧、郭注、似鴨而小、長尾、背上有文、今江東亦呼爲鸍、一

名沈鳬四字非郭注、

〔類聚名義抄九鳥〕鴂鴦或正、又央音、タカベ、　鶩音木、鳬屬、タカベ、野名鳬、家名鶩、和又フン、カモ、　鷿鷈闢施二音、沈鳬、タカベ、　鳧鳬鳬鳬通上、
大今、下二正、音浮、鴨屬、カモ、野名タカベ、　旁梟鳬俗　沈鳬タカベ

〔和爾雅六禽鳥〕刀鴨タカベ、コガモ、

〔萬葉集三雜歌〕鴨君足人香具山歌一首幷短歌略○中

返歌二首

人不榜、有雲知之、潛爲、鴦與高部共、船上住、

〔運歩色葉集鳥名〕安持歌云、鴦、又云安持村　鴨

〔八雲御抄三下鳥〕鴨　あしかもすゝ　かもとり　みかも万　を　かものはがひ古はかひ人說違來抄、
かものはいろ春山いろ也　万八、水鳥のかものはいろの春山といふ、　ともねせぬかものうはけ
のと云式部　かもと云舟と云は、船のかもに似也、略○中
安持　あちむら　とをよるといへり万　山のはにあぢむらさはぎいぬなれど万　あぢのむ
らとり

〔和漢三才圖會四十一水禽〕鸍音施　沈鳬　勆音カ　和名多加閉略○中
鈴鳬一名黃黑鳬　似鸍而全體黑色、目邊黃稍青、兩脇淡白、背碧、脚黑帶黃、其鳴聲似鈴音、略○中
味鳬名義未詳
桉、味鳬似鳬而小、大於鸍、頭靑綠帶黃赤、其背脚共黑、翅灰色、胸黃赤色有小黑點、腹明白、背灰白有赤
黑毛、數百群飛、肉味類鸍、雌者頭灰色、全體灰白有小黑點、

〔萬葉集三雜歌〕鴨君足人香具山歌一首幷短歌
天降付、天之芳來山、霞立、春爾至婆、松風爾、池浪立而、櫻花、木晚茂爾、奥邊波、鴨妻喚、邊津方爾、味村左

和伎、百磯城之、大宮人乃、退出而、遊船爾波、梶棹毛、無而不樂毛、己具人奈四二、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思

味乃住、渚沙乃入江之、荒磯松、我乎待兒等波、但一耳、

〔堀河院御時百首和歌冬〕水鳥　　中宮權大進仲實

なるみがた沖にむれゐるあぢむらのすだく羽風のさはぐなる哉

〔運步色葉集鳥名〕秋沙河鳥也

〔八雲御抄三下〕秋紗。　山きはにわたるあきさといふ万　かはにゐる鳥なり万

〔倭訓栞中編一〕あいさ　萬葉集に秋沙とかけり、鳧の類也といへり、秋早く出るをもて名を得し成べし、又胴長あいさ、神子あいさ、小あいさ、黃黑あいさ、蝙あいさ、鵜あいさなどの品あり、

〔萬葉集雜歌七〕詠鳥

山際爾、渡秋沙乃、往將居、其河瀨爾、浪立勿湯目、

〔散木弃謌集雜九〕恨躬耻運雜歌百首　　沙彌能貪上

すがしまを渡るあきさの音なれやさゞめかれてもよをすぐす哉

〔物類稱呼動物二〕刀鴨こがも　越後にてあじと云、奥州にたかぶと云、關西關東にてたかべといふ、則和名なり、

〔本朝食鑑水禽五〕小鴨

釋名、鳨、古源順曰、爾雅注云、鸍音彌、一音施、一名沈鳧、貌似鴨而小、背上有文、漢語抄云、多加閉、今世俗鸍、以小鳧號多加閉、或稱阿伊佐、而有多品、字彙曰、鳨林直切、音力、似鳧而小、故自古用此字亦多矣、

集解、小鴨似鴨而小、雄者頭頸紫色、目後有青色、背蒼帶赤有花紋、兩脇碧有白條、胸黃有赤黑點、腹淡蒼兩腰白、翅蒼交綠白黑羽、脊脚黑帶赤、雌者淡黃淡赤交黑毛、頭深灰色、大抵其種類雄殊雌同、常先

鴨飼養法

鴨而來、後鴨而歸、晨夜成群高飛、性能半沈水、或全沒水、而食泥及水草根、其味極美不減于鴨、故世所貴赤次于鴨也、又有似小鴨而頭淡赤、全體帶赤色、觜脚黑者、呼號小阿伊佐、又有似小鴨而全體稍白、頭有碧黑冠毛、觜脚黑者、呼號巫阿伊佐、又有似小鴨而全體黑、目邊黃稍靑、兩脇淡白、觜碧脚黑者、呼號黃黑阿伊佐、又有眼上有黑條翅上交黑羽者、呼號鱷阿伊佐、又有觜長如鵜鶘之觜、頭如巫阿伊佐者、呼號鵜阿伊佐、此五種亦小鴨之匹、而種類尚多、其種類雖多、所食者不過數品、然常好食小魚、而味不佳、最劣小鴨肉、

肉、氣味、甘平無毒、主治、補中益氣、調脾胃、通水腫、

〔百千鳥下〕花鴨　氣紫鴨　　餌かい　米、ひへ、栗、むきみよくすゝぎさらして飼ふ、生魚もよし、

大きさ眞鴨に大ぶりにて、觜赤く足桃色にて、頭黑く、ひたひに少し赤きこぶあり、總身白に黑とかきいろの大ぶち有、雌は總體色淺し、よほど小ぶり也、子はなしたる沙汰なし、

白鴨　餌かい　米、ひへ、栗、

大きさ眞鴨同前にて白し、あひると合せて取たるもあれども、觜太し、本白鴨は當時すくなし、子もなす物也、

〔飼鳥必用下〕華鴨

此鳥、九州柳川の荒海ゟ出る鴨にて、形眞鴨ゟ少し小ぶりにて、黑と樺色と白のぶちにて、觜の上に菊形のさか有、餌飼はゆで柔にて飼也、左ゝみ蛤蜊の類を見計ひ、夜通し飼也、但し蚫を飼へば宜候得共、餘りつめて飼候へば、目に障り候に付、右の品々飼也、右鴨水鳥故に、暑中はむつかしき故、飼人心をつけ飼べし、

沖の見鴨

此鳥、奧州の荒海ゟ出ると云、大さ小鴨に少し大振にて、形羽白に似たり、總羽鼠色にて、淺黃をか

鴨事蹟

けたる如し、頭に栗色の色有、觜足黑し、餌飼ゆで黍どじやう小ぶなの類にて飼也、
三芳鴨〈ヨシ〉　一名頰白羽白とも云
此鳥至てきれいなる鴨にて白黑のぶち也、頭に靑き連雀有、目黃色、觜足淺黃、此鳥何國〻出る共しらず、大坂名古屋〻まゝ持來と有、

〔常陸風土記〈行方郡〉〕自無梶河達于部陲、有鴨飛渡、天皇〈○倭武命〉躬射、鴨迅應弦而墮、仍名其地謂之鴨野、
〔播磨風土記〈賀毛郡〉〕賀毛郡　所以號賀毛者、品太天皇〈○應神〉之世、於鴨村雙鴨作栖生卵、故曰賀毛郡、
上鴨里、〈土上中〉下鴨里〈土中中〉右二里號鴨里者、已詳於上、但後分爲二里、故曰上鴨下鴨、所以品太天皇巡行之時、此鴨發飛、居於條布〈スフキ〉井樹、此時天皇問云何鳥哉、侍從當麻品遲部君前玉答曰住於川鴨、勅令射時、發一矢中二鳥、卽負矢從山岑飛越之處號鴨坂、落斃之處者仍號鴨谷、

鴨進獻爲瑞

〔古今著聞集〈二十魚虫禽獸〉〕天福の頃、殿上人のもとに、もろこしの鴨をあまたかはれける中に、みめはよけれ共、片目つぶれて有けり、その鴨行がたをしらずうせたりければ、いか成もの丶ぬすみたるやらんと、もとめられけれども見えず、四五日計有て此鴨出來にけり、其はねにふだを付たりけるを、あやしくて取て見れば、かくなん書たりける、
ふるさとにめぐりあへとてをぐるまのかたはのかもをかへしやるかな
〔吾妻鏡〈二十六〉〕承久四年〈○貞應元年〉四月廿六日、近日前濱腰越等浦々、死鴨寄來之間、依彼祚於前濱被行七座百怪祭、國道朝臣、知輔、親職、忠業、重宗、文元等奉仕之、
〔吾妻鏡〈七〉〕文治三年十二月七日甲戌、梶原平三景時獻靈鴨、背與腹白似雪、自美濃國出來云云、景時者彼國守護也、二品〈○源賴朝〉殊賞翫給、是可謂吉瑞歟、
〔香取神宮古文書纂〈五〉〕家內之方迄飛札令披覽候、殊眞鴨二鐀給之候、遠境之所、深志之段、欣悅至候、此方之屋方類火候而、不自由成事候、猶期后音候、恐々謹言、

二月十四日　松出雲守
勝隆花押
大番宜殿

鴨利用

〔寛政四年武鑑〕松平越前守重富〇越前福井　時獻上在國之節拜領之御鷹捉飼、鴨　松平肥後守容頌〇陸奥會津
時獻上在國時計寒中鴨　加賀中將治脩卿〇加賀金澤　時獻上十一月鴨

〔宜禁本草坤諸食〕鶩肪　甘冷、綠頭者佳、主風虛寒熱、利水道、治十水、
白鴨補虛消熱毒、利水消瘡腫、治水脹浮腫尿少、
黑鴨冷不可多食、腸風下血脚氣忌之、治十種水病、
野鴨名鳧、涼無毒、不動氣、全勝家鴨、九月後立春前中食、大補、忌木耳胡桃、補中益氣、消食去熱、治諸熱瘡久不愈、多食則瘥、殺一切虫、
刀鴨甚小、味最重補虛、

〔本朝食鑑五水禽〕鴨〇中略
肉、氣味、甘微温無毒、古曰、不可合胡桃、木耳、豆豉同食、今本邦俱犯之而合食、然未聞中毒者、又曰、黑鴨者生脚氣、此亦不然、主治、補中益氣、平胃消食、止泄痢、除諸蟲、愈久瘡及惡瘡、治水腫、
發明、本草言涼言寒、予每疑之、治瘡殺蟲者、非温物之所為、然今經年患膝脚冷痛及寒痺者、日日嗜食之而痊、是焉寒涼之所為乎、鴨性能逐水氣、故通引腸胃之惡熱、以瘡蟲之毒相隨而去矣、
肪及腸腌、氣味、主治、同上、其味最勝于諸禽耳、
卵、氣味、相同、主治、不減雞卵、然性平軟、尙可人、預防痘疹亦好、

〔武家調味故實〕一くわい人の間にいませ給べき物　かも

〔雍州府志六土産〕鴨　所々來者其種類多、其中眞鴨風味為勝、

〔筆のすさび上〕早春一夜水野氏の夜宴にまかるに、鳧肉を饗せらる、其味至て美なり、一座おのおの新鮮なるを感賞して、かの小倉の宵捕などゝいふたぐひならんと各いふ、主人曰、例年の冬、故郷加州金澤より饋り來す、當年は舊臘遲く發せし故、十六日ぶりにて則今日到著せしなり、總じて鴨は寒半過る時は、雄鳥は肉瘦なり、雌鳥は肉少しも瘦ざるなり、因て當年は雌鳥を登し、殊に收藏の法よくて、觜の內及び兩翼幷に苞苴の內までも大なる山葵をつめてこしたり、故に味減せずと云へり、

〔食物和歌本草二〕鳧

鳧はひへ中をおぎなひ氣力ます食をけしつゝむしころす也　鳧はたゞこまがさいやし小便をつうじこそすれすいしゆにもよし

〔食物和歌本草四〕黑鴨。

黑鴨は冷にて十種の水病の腫ひかざるにつねにもちゆる　黑鴨は五淋に用ゆ、温熱の赤白痢にもきどく成けり、

〔食物和歌本草六〕綠頸。

あをくびは甘く冷也寒熱の虛風や水腫小便をやる　あをくびは金瘡產後に用るな血もうきめまひ吐逆せしむる

白鴨。

白鴨は冷なり腫物瘡に吉熱毒水腫虛勞にも吉　白鴨は風濕を去身のうちもおもくあがらず黃にはれる治す

〔古老口實傳〕一鴨諸小鳥飼事禁之

一齋宮院內禁制如式文〇中略　鴨子不供進之、貞觀以後禁制也

けり

〔古事記 上〕爾豐玉毘賣命、(〇中略)附其弟玉依毘賣而獻歌之、其歌曰、(〇歌略)爾其比古遲、(〇日子穗穗出見命)答歌曰、意岐都登理、加毛度久斯麻邇、和賀韋泥斯、伊毛波和須禮士、余能許登基登邇、

〔萬葉集 八春相聞〕笠女郎贈大伴家持歌一首
水鳥之、鴨之羽色乃、春山乃、於保束無毛、所念可聞、

〔日本書紀 十應神〕二十二年九月丙戌、天皇狩于淡路島、是島者、橫海在難波之西、(〇中略)麋鹿鳧雁多在其島、

〔續修東大寺正倉院文書 四十七〕謹白　進上鳥等
　右件物以月廿一日可用者、乞照此趣、不論晝夜、佐官高屋宅、仍具狀、謹白、
　　　　　　　　　　七年(〇天平二月廿日上馬養狀)
一進上鴨二翼(直一百卌文)
　右御料買求進上如件
謹上　吉成尊(侍者)

〔倭訓栞 前編九〕けり　鮮のけりに鳧字を書は、鳧の類にけりといふ鳥あれば、借用たる成べし、鳴聲けり〳〵ときこゆるをもて名く、山げり、川げり、海げり、又犬げりあり、なべげりあり、川げりは水雞、犬げりは鵁鶄、なべげりは䴇鳧也といへり、海げりは藥功多し、山げりとちがひ水かきあり、

〔本朝食鑑 五水禽〕計里鳥(如字)
集解、此亦水禽也、頭背灰白帶淡青黃、褐黃赤而末黑、胸淡赤有黑斑、翮末黑腹白、短尾有黑斑、脛長而黃青、常宿水而鳴、能捕魚、而其味極美、可供上饌、八九月味最美、俗謂不減于鶴肉也、
肉、氣味、甘微溫無毒、主治、膈噎、調脾胃、療婦人帶下諸血症、

〔大和本草 十五水鳥〕ケリ　大サ鳩ノ如シ、其羽灰色ニテ羽サキ黑シ、觜ト足ト黃也、冬間味最ヨシ、上饌

鶩

トスヨク捕魚、ナベケリ、モケリノ類也、關東ニテ犬ケリト云、頭ニ勝(カザシ)アリ、ケリハ鹽藏シテ喘咳勞嗽ヲ治ス、又不食ノ病ニ食シテ有効ト云、

〔和漢三才圖會 四十一 水禽〕計里 正字未詳 萬葉集用集字、爲歌助語、然集者不擧鳥之名、與此大異者也、

按、計里鳥大似鳩、而頭背灰黑、而胸腹共白色、翮末黑、尾短而有黑斑、觜黃赤而末黑、脚脛長而黃、常鳴水邊、能捕魚、其肉味甘美、秋月賞之、能治膈噎、

山計里　狀似計里、而頭背翅共靑黑、而翅裏帶淡赤色、胸腹白、嘴黑脚赤黑、

〔多識編 四 禽〕鶩 安○比○呂○、古人云加毛非也、家(カ)鳧(フ)、鴨(カウ)、鵱同

〔段注說文解字 四上 鳥〕鶩、舒鳧也、几部曰、舒鳧鶩也、與釋鳥同、舍人李巡云、鳧、野鴨名、鶩、家鴨名、許於鳧下當云、鳧、水鳥也、舒鳧鶩也、文乃備、左傳疏云、謂之舒鳧者、家養馴不畏人、故飛行遲、別野名耳、某氏注云、在野舒飛、遠者爲鳧、非是、飼章家鳧亦呼鶩、此如今野人鴈亦呼雁鵝也、春秋繁露、張湯問、祠宗廟或以鶩當鳧、可用否、仲舒曰、鶩非鳧、鳧非鶩也、以鶩當鳧、名實不相應、以承大廟不可、此舒鳧與鳧之別、廣雅云、鳧鶩鴨也、此統言而未析言之也、从鳥孜聲、莫卜切、三部、

〔和爾雅 六 禽鳥〕鴨(アヒロ) 鶩、鳧、舒鳧、家鳧、並同、今按、倭俗以鴨字爲鳧者誤、

〔東雅 十七 禽鳥〕鴨カモ ○中略 アヒロとはアは足也、ヒロは濶也、その濶歩するを云ひしと見えたり、

〔庖厨備用倭名本草 十 水禽〕鶩(ボク) 倭名抄ニ和名ナシ、多識篇ニアヒル、元升 井○向 曰、按倭名抄云鴨和名カモ、野ナルヲ名付テ鳧トイヒ、家ナルヲ名付テ鶩ト云ト、古ニハ鳧ト鶩トワカチナク、トモニカモト云ケラシ、鴨字モ本ハアヒルナリ今俗ニ皆鳧ト名ニ用ルハ誤レリ、考本草、一名鴨、一名家鳧、雄ハ緑頭文翅、雌ハ黃斑色、タヾシ純黑ノモノ純白ノモノアリ、又白シテ烏骨ノモノアリ、藥ニモ食ニモヨシ、鴨ハ雄瘖ニシテ雌ハ鳴ク、其ノ聲タカシ、重陽ノ後ハ肥腯ニシテ味ヨシ、清明ノ後ハ卵ヲ生ジテ肉滿タズ、

〔本朝食鑑 五 水禽〕鶩 俗訓阿○比○留○

釋名 源順曰、鴨家名曰鶩、香木、

集解、鶩似鴨而大、雄者綠頭文翅紅掌、雌者黃斑色、又有純黑純白者、有白而烏骨者、凡雄多瘖、偶雖有聲不喧、雌常鳴而喧、能泛水能步地、但舒緩不能捷飛、雖飛漸不過一步、常食泥土、啜穢水、生卵漫落不定其處、故不能抱伏、而人拾取之、使雞伏卵、如梅都官之詩、古曰、聞礱磨之聲則毈而不成、是未詳之、大抵市中日不有無礱磨之聲、雞能預知卵之孵與毈而伏之、不孵者棄而不伏、其卵重不至十錢者皆毈而不孵也、本邦家家養家鴨而食之者少、性每食穢物之故乎、偶有食之者、言有泥氣、近有華客而需之、前五六日別畜樊籠、而食之以禾粟生蔬、飲之以清水、先拔毛剝皮去腸以炮烙之、去骨采肉而作羹、則無泥穢之氣、然不爲上饌、一種有鴨鶩者、狀全似鴨、其態全似鶩、其飛捷似鶩、家々畜之、以號鴨鶩、能孕生卵、然不能孵之、此亦使雞而伏育、故其類蕃多、或曰、此鴨雄鶩雌之所生、未知其眞也、

肉、氣味、甘冷無毒、主治、補脾胃、通水腫、

附方、十種水病 及腹滿鼓脹、以白鶩一隻、煮鼓汁、和薑椒食最妙、 鴨頭丸 治陽水暴腫、面赤煩燥、喘急小便澀、用甜葶藶炒二兩、防己末二兩、猪苓末一兩、綠首鴨頭一箇、燒爲霜、丸梧桐子大、每七十丸、木通湯日三服、其效如神、

卵、集解、卵大於雞卵、而殼白、煮卵則黃帶青色、黃白俱有泥味、亦不美、一說強煮之、則悉爲泥而未試之、今有雞子索麪者、用雞子黃滴于砂糖湯中作索麪、或曰、和之不以鶩卵則不成、麪亦未詳之、氣味、甘冷無毒、主治、專調泄痢、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二 水禽〕鶩　アヒル　アヒロ　一名減脚鵞 清異錄　家鶩 事物異名　煩鶩　田鳧

綠頭 　禿刺 蒙古ノ名　青頭道士 共同上　綠衣郞 名物法言　末匹 通雅　乙 同上　鴨子 訓蒙字會　鳥鴨 通雅同

古ヨリ鴨ヲカモト訓ズ、非ナリ、鴨ハアヒルニシテ即家鴨ナリ、野鴨ト云時ハカモノコトナリ、アヒルハ足ニ蹼アリテ濶シ、故ニアヒロトモ云フ、形鳧ニ似テ大ナリ、雄ナル者ハ綠頭紅掌、身ニ文采アリテ、綠頭鳧ニ似タリ、雌ナル者ハ黃斑ニシテ文采少ナシ、又純白色者アリ、又純黑色ナル者アリ、全ク白クシテ烏骨ナルハ鳳ト云、南寧府志ニ出、藥食倶ニ上品トス、附方ノ白鳳膏ハコレヲ

用ユルナリ、又雜色ノ者數品アリ、雄ナル者ハ多瘂ス、聲アル者モ喧シカラズ、汀州府志ニ、雄者聲小ト云、雌ナル者ハ常ニ鳴テ喧シ、或ハ水面ニ泛遊シ、或ハ地上ニ舒步ス、翼アレドモ高飛スルコト能ハズ、〇中略一種カモアヒルハ形狀家鴨ニ異ナラズ、只能高飛スルコト野鴨ノ如シ、家鴨ノ驚飛ベドモ、一二步ニ過ザルニ同カラズ、人家ニ畜ヒテモ馴ヤスシ、一種ヲランダアヒルハ一名バリケン、是ベルゲ山エンテ鴨ノ轉ナリト云、薩州ニテクハンドウアヒルト呼、卽廣東鴨ノ訛言ナリト云フ、ソノ形常鴨ヨリ大ニ、シテ短冠アリ、彩色一ナラズ、蒼黑斑白、猪淡黑色、足ハ黃或黑色ニシテ蹼アリ、尾ハ鴨ヨリ長シ、常ニ喘スルニ似テ聲ナシ、卵ノ味鴨ヨリ美ナリ、是字貫ノ洋鴨ナリ、又南京アヒル、朝鮮アヒル等ノ品アリ、

〔農業全書 十 生類養法〕家鴨。

あひるは池河など水邊にて多く畜べし、水草も多く稗など多く作るべき餘地ある所尤よし、其邊りに小屋を作り內に棲(トヤ)を作りて、狐狸などの災なき樣に、いかにも堅くかこひて、雌鳥十あれば、雄鳥二つか三つの積りにて、土地と手前の分量によりて、いか程多くも畜べし、雜穀粃は云に及ばず、浮草を多く入れ、又は野菜のゑりくづをいか程もおほく入る事一入よし、晝は水中に遊び、夕方悉くむらがり集り來り、塒(トヤ)に入やうに常にならはしをくべし、他の仕事のならざる下人童、などある物なれば、是をして餌を求め、朝夕の出入を守らすべし、此外其者の少は得たる事をつとめさすれば、其口すぎは必ある物にて、年中の玉子は利分となるべし、一鴨一年に百五六十の卵は產物なれば、百雌鴨の卵、凡一万五六千、此價やすくとも一貫目餘はあるべし、三分一は飼料萬の費となりても、過分の利潤なり、池澤など人家に近き所あらば、才覺ある人は見立て多く畜べし、手足の不具なる者、農事のあらく强き働らきなりかぬる者に守り飼すべし、第一は其者の困苦を助け、慈仁ともなるべし、

〔飼鳥必用中〕唐家鴨　一名大家鴨と云

此鳥羽色種々有り、形は雁金ゟ少し小さく、常の家鴨とは違ひ格別大鳥也、唐人食物に長崎へ持渡る也、

スタエントウ　一名立チ家鴨也

天明年中、紅毛人長崎へ持渡、初薩州へ廻る、京都上方江も手廣く相生立、近年不珍候へ共、初て長崎江渡る折は、珍敷云ふらしけり、形常の家鴨にて、頭をあげ立行也、宜敷鳥は後へ反り、至て珍敷あゆむものにて、面白きもの也、

口黒家鴨

此家鴨、觜足眞黒にて總羽白し、此家鴨より先に、トンコク家鴨出る、右トンコク家鴨、總身黒にて烏のごとく、口黒家鴨は琉球國の産にて、上方東都へ一向不見也、

バルケン　一名クワントウ家鴨と云

此鳥常の家鴨ゟ格別大きくて、赤きとさか有り、鷄の柘榴さかの如くあるをよしとする、雌は頭迄少し赤し、此バルケンの雄に、常の家鴨の雌を掛け合生立しを、大家鴨と云へ共甚間違、是は掛合ものにて、東都においてイギリス共名を付る事に候へ共、誠のイギリスにてはなし、和名にて不珍也、

〔食物和歌本草六〕鶩（アヒル）

鶩こそ虚を補ひて客熱を除臓腑を和するものなれ　鶩こそ驚癇に吉丹毒や水道を利し熱痢とゞむれ

家鴨卵

あひる玉子多く食せば身も冷て心みじかくせなかもだゆる　あひる玉子瘡氣ある人くひぬ

れば身より悪用まひあがる也

〔武江產物志〕水鳥類　鸊昌平橋外

〔新撰字鏡鳥〕鸊浦覓反、爾保、○C　鷉他奚反、爾保、　鳰爾保

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鸊鷉　郭璞方言注云、鸊鷉、辟低二音、和名爾保、野鳧、小而好沒水中也、野王按、鸊鷉其膏可以塗刀劒者也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕方言卷八云、野鳧其小而好沒水中者、南楚之外謂之鷿鷉、無注、此注一字恐衍、下總本鷉作鷉、那波本同、與原書合、南都賦作鸊鷉、與舊合、說文作鐴鷈、按鷉即鷉字、䴘或作鵜、䴘或作䴘、故鷉亦作鷉、又題肩俗作鷉鷉、遂混無別、新撰字鏡亦鸊字鷉字、並訓爾保、則此作鷉、恐係後人校改、非源君之舊也、○中略今本原書玉篇只云、鸊鷉水鳥、無載此所引文、按爾雅郭注、鸊鷉似鳧而小、膏中塗刀、後漢書馬融傳注引方言曰、野鳧也、甚小、好沒水中、膏可以塗刀劒、與此略同、蓋古本玉篇引之、今本逸脫也、○中略陳藏器曰、鸊鷉、水鳥也、如鳩鴨脚連尾、不能陸行、常在水中、人至即沈、或擊之便起、

〔類聚名義抄九鳥〕鷿鷉ニホ　鸊鷉辟低二音、ニホ、　鷉鷉通正、鷉字、他奚反、野鴨小者、　鳰ニホ　鷉ニホ

〔下學集上氣形〕鳰ニホ生子於浮巢、日本之鳥歟、

〔壒囊抄一〕鳥類字　鳰ニホ　鸊カイツフリ○

〔八雲御抄三下鳥〕鳰　にほとり　うきすはうきてすをくうなり　たまもにあそぶ　水底をくゞるゆへに下道と云　万、にほとりのふたりならびてかたらひし、

〔藻鹽草十鳥〕鳰

鳰鳥　鳰のうきす○略　註　あしの葉つなぐうきす　鳰鳥のふたりならびてかたよびし　鳰の下道水底なくぐる故也　鳰のかよひぢ　氷にすだく鳰の村鳥　鳰鳥ぞなく　水の堀江にすむ鳰鳥

霜のうへにとびかふ鳰　鳰のひな鳥　かづく鳰鳥　たまもにあそぶ　鳰鳥のあしのいとなき　鳰鳥の氷の澪にとぢられて　うきすにそだつ　すだく鳰鳥の浮ゝ沈も　波の下道水くぐる

〔和爾雅　六禽鳥〕鸊鷉（カイツブリ〇ニホ〇イヨメ〇コガモ〇鳰）字彙云、鶘（カイツブリ）好入水食、似鳧而小、

〔物類稱呼　二動物〕鸊鷉かいつぶり是和歌に詠ずるにほどり也、俗にいよめといふ、畿内及中國東武共にかいつぶりといふ、上總にてみほといふ、長崎にては鳰（にほ）といふ、土佐國にてすいちつぶり、又いよめといふ、遠州にて、めうちんといふ、東國にてむぐつ鳥、武の神奈川にてでつてうむぐつてうといふ、上總かはぐる、まといふ、信州にてめうないと云、駿河にひやうたんごといふ、仙臺にてかはきじといふ、（中略）

今按に、鳰はにほひ鳥の意也、（中略）にほふとは香のことにあらず、艶色のこと也、光源君のことを、桐壺の巻に、此御にほひにはといへり、又法橋昌長翁のいはく、研師刃を研上て、それに色を付るを、にほひをつけるといふ、則鳰の脂を引となり、

〔東雅　十七禽鳥〕鴨（カモ）（中略）鸊鷉の如きは、楊子方言に據るに、野鳧之小而好沒水中者也と見えしは、鸕保昇が說に、刀鴨といふもの、即今俗に小鴨といふものと見えたり、（中略）ニホとは湖をいひぬれば、ニホトリとは、湖中にあるの義にやあるべき、（中略）イヨメといふは、ニホメの轉せしなり、カイツブリといふは、京畿の俗カイといふは、猶乍（タチマチ）といふが如し、ツブリとは、その水に沒する音をかたどりいひしなり、鳰の字を用ひ、ニホと讀むは、我國の俗、創造りし所と見えたり、

〔本朝食鑑　五水禽〕鸊鷉（訓仁保）

集解、鸊鷉似鴨而小、大於小鳧、頭背翅尾蒼而帶赤、似鶹色、頰及頷下頸前紫赤、胸黃有紫斑、腹白、嘴黑而短、紅掌、好泛游出沒于水、或相對相伴旋廻于波上、故歌人賞詠之、其味有臊而不佳、其膏塗刀劍不

鏽、或曰雖不鏽還鈍刃、則不足用耳、

肉、氣味、甘冷無毒、主治、能醒酒解酲、消積鬱之痼熱、專療痔瘡、炙食宜之奇驗、或取皮及血傅之亦好、

附方、痔瘡漏瘻、(用鸊鷉肪傅之而妙、食肉亦宜、)

〔和漢三才圖會 四十一 水禽〕鸊鷉　水鸑　鸊鳿　須鸁　油鴨　刀鴨　和名邇保、俗云玆保、又云加以豆布利、(中略)

按、鸊鷉俗用鳰字、但鴆字之誤矣、(鴆音冬)好入水食、似鳧而小、(和名邇保)其頭赤翅黑而羽本白背灰色、腹白觜黑而短、掌色紅也、雌者稍小頭不赤爲異、肉味有臊氣不佳、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二 水禽〕鸊鷉　ニホ(和名鈔)　ミホ(上總)　ミヨ(濃州)　ムグッチャウ(關東)　デッチャウムグッチャウ(武州神奈川)　カイツブリ(京)　ヅブリコ(備後)　イッチャウツブリ(阿州)　イヨメ(土州)　イチツブリ(同上)　イッチャウムグリ(仙臺)　カハキジ(同上)　ミヤウナイ(信州)　ハンコ(備前)　ヒヤウタンゴ(駿州)　イジユツヽブシ(越後)　カハグルマ(上野)　ミヤウチン(遠州)　ニッコベ(勢州)　一名鷉(爾雅)　鴆(字彙)　水胡盧(食物本草會纂)　水鷉(興化府志)

形鳧ニ似テ小ク刀鴨(コガモ)ヨリ大ナリ、(中略)好テ相並テ水上ニ浮遊シ、時ニ出沒ス、古歌ニ鳰鳥ト云是ナリ、鳰ハ和字ナリ、水上ニ多ク藻ヲ集テ浮巣ヲカケ、風ニ隨テ漾フ、大小二種アリ、大ハ二郎ト云ト大和本草ニ云フ、是鸊鷉ナリ、鸊鷉本書ニ鸊鷉ニ作ル、華夷考ニ、大者謂之鸊鷉、俗呼爲冠鳧ト云フ、鸊鷉ハ肉ニ臭氣アリテ食ベカラズ、然ドモ痔ヲ病ム人ハ寒中ニ腸ト血トヲ避テ治シ食フ、若腸ト血トニ觸レバ、惡臭アリテ食シ難シ、(中略)釋名ノ刀鴨ハ小ガモナリ、カイツブリニ非ズ、

〔飼鳥必用 下〕海つもり

此鳥毛色いろ〳〵有、海中自由にする鳥也、尤此鳥功能は痔の大妙藥也、

〔食物和歌本草 二〕鸊鷉(カイツブリ)

かいつぶり中を補ひ氣をませり膏は聞えぬ耳に滴でよ　かいつぶり甘く冷にて泄瀉によし
五痔の腹の下やまぬに

〔古事記中仲哀〕於是其忍熊王、與伊佐比宿禰共被追迫、乘船浮海、歌曰、伊奢阿藝、布流玖麻賀、伊多氐淤波受波、邇本杼理能、阿布美能宇美邇、迦豆岐勢那和、卽入海共死也、

〔古事記中應神〕於是天皇、任令取其大御酒盞而御歌曰、許能迦邇夜、伊豆久能迦邇、○中略美本杼理能、迦豆伎伊岐豆岐、志那陀由布、佐佐那美遲袁、須久須久登、和賀伊麻勢婆夜、○下略

〔萬葉集五雜歌〕筑前守山上臣憶良挽歌一首
大王能、等保乃朝廷等、○中略宇良賣斯企、伊毛乃美許等能、阿禮乎婆母、伊可爾世與等可、爾保鳥能、布多利那良毗爲加多良比斯、許々呂曾牟企氐、伊弊社可利伊摩須、

〔萬葉集十五〕屬物發思歌一首并短歌
安佐散禮婆伊毛我手爾麻久、○中略安左奈藝爾、布奈氐乎世牟登、船人毛、鹿子毛許惠欲妣、柔保等里能、奈豆左比由氣婆、○下略

〔萬葉集二十〕三月○天平勝寶八歲七日於河內國伎人鄉馬史國人之家宴歌三首
爾保杼里乃、於吉奈我河波半、多延奴等母、伎美爾可多良武、己等都奇米也母、
右一首、主人散位寮散位馬史國人、

〔冠辭考七〕にほどりの　おき長川　ふたりならびぬ
かづしかわせ　なづさひゆけば
𪀚鳥の水底に入て、さてうかみ出ては、長く息つぎて鳴故に、息の長き意にて、息長川につゞけしなるべし、

〔古今和歌六帖三〕鳰
逢ことのなぎさによする鳰鳥のうきにえづみて物を社思へ

〔袖中抄十三〕にほのうきす

あふことのなぎさによするにほのすのうきみしづみ丶物をこそおもへ

顯昭云、にほのうきすとは、にほといふとりの巢は波のうへにつくりをきてあるなれば、頼政卿も、にほのうきすのゆられきてとよめり、此義につくべし、まさしく池などにあるは、あちこちゝいもてありくと人々申せり、又十郎藏人行家が申けるは、にほのうきす、波にゆられてうかれありくことなし、蘆のくきをたよりにて、つくりつけたれば、水にしたがひてふかくなれば、したがひてうきのぼり、あさくなれば、したがひてしづみくだる、されば、うきすとは云也、此六帖のうたは、なぎさによするといへるほどは、ゆられてありく心ときこえたり、末のうきみしづみ丶といへるは、あしをたよりにて、うきしづむときこえたり、又このしづむと云は、水のしたへしづむにや、さらばうきすといふにたがひぬべし、うきすのことゞもかうもあるべし、故左京亮の申されしは、にほはあからさまにもくがへのぼらぬ鳥とぞはべりし、されば巢を水のうへにうきてつくるにや、又伯母の集には、にほは氷におつる鳥なりとかけり、高陽院歌合雪歌に、

ふみみけるにほの跡さへおしきかなこほりのうへにふれるしら雪

〔無名秘抄上〕おなじたび(○建春門院殿上歌合)水鳥近馴といふ題におなじ人(○源頼政)

子を思ふ鳰のうきすのゆられきて捨じとするやみがくれもせぬ、此歌めづらしとてかちにき、祐盛法師これを見て、大に難じていはく、にほのうきすのやうをえしらぬにこそ、かのうきすは、ゆられありくべきものにもあらず、うみのしほは、みちひるものなれば、それをしりてにほのすをくふには、あしのくきを中にこめて、しかもかれをばくつろげて、めぐりにくひたれば、汐みてばかみへあがり、汐ひればしたがひてくだるなり、ひとへにゆられありかんには、風ふかばいづくともなくゆられいでゝ、大浪にくだかれ、人にもとられぬべし、されどその座にしれる人の

鴛鴦、

なかりけるにこそ、かちにさだめられければ、いふがひなしとぞ申侍し、

〔新撰六帖　三〕鳰

ふかき江のうきすにすだつ鳰どりの定なき世に身はふりにけり、　家良

鳰どりの波の下道ともすればうき世のほかとゆきかくれつゝ、　知家

〔武江産物志〕水鳥類　鸊鷉（かひつむり　本所丸池）

〔本草和名　十五歌禽〕鴛鴦（音於袁反）　一名頚（音武俱反、出崔禹）　一名匹鳥（雌雄未嘗相離、故名之、出古今注）　和名乎之、

〔倭名類聚抄　十八羽族名〕鴛鴦　崔豹古今注云、鴛鴦（寃央二音、和名乎之、楊氏抄云、溪鷘其音溪勅）、雌雄未嘗相離、人得其一、則其一思而死、故名匹鳥也、

〔箋注倭名類聚抄　七鳥名〕呉都賦注云、鸂鶒水鳥也、色黄赤有斑文、按證類本草引嘉祐本草、鴛鴦溪鷘並載、又李時珍曰、溪鷘其形大于鴛鴦而多紫、亦好並遊、故謂之紫鴛鴦也、是鴛鴦溪鷘不同可見也、本草和名以鴛鴦為乎之、漢語抄以溪鷘為乎之、二説不同、源君混引為一條非是、按爾雅翼、鴛鴦其質杏黄色、頭戴白長毛、垂之至尾、尾翅皆黒、今婦人閨房中飾以鴛鴦黄赤五采者、有纓者皆鸂鶒耳、然鸂鶒亦鴛鴦之類、其色多紫、嘉祐本草云、溪鷘五色、尾有毛如船柁、小於鴨、今乎之其色多紫、有羽如船柁、謂之思羽、無頭長毛至尾者、依之乎之非鴛鴦、以充溪鷘為允、

〔類聚名義抄　九鳥〕鴛鴦（今正、ヲシ、）　鴪鴦（或正、又央音、タカベ、）　鴛鴦（宛鴦二音、ヲシ、名匹鳥、上ヲシ、下メヲシ、）　鴐（俗ヲシ）　鵁鶄（今正、音頌、又研、似鳬高脚毛冠、ヲシ、）　鵜（音米、鳩、ヲシ、）　溪鷘（同上正文、溪勅二音、ヲシ、）

〔下學集　上氣形〕鴛鴦（ヱンアフ）此鳥尤異者也、養雛於土窟、能使狐護之、雌雄不暫離、杜子美句、鴛鴦不獨宿、

〔運歩色葉集　鳥名〕鴛鴦（生子則狐守之）

〔多識編　四禽〕鴛鴦（於志登里、異名、黄鴨（ワウカウ）、綱目、匹鳥（ヒツテウ）、）

鸂鶒〈於保於志登里、異名、溪鴨、(ケイカウ)異物志〉

〔八雲御抄 三下鳥〕鴛鴦　をしのけ衣〈定〉　ひとりね　池にすむ〈夫妻契寄之祝物なり〉　うきね

〔藻鹽草 十鳥〕鴛鴦〈夫妻契寄之祝物〉

をしの毛衣　鴛鴦のひとりね也、〈これはことさらひとりねもの也、ちぎりふかき物也、然るをかくいへるをしはかりてこひしからん心也、〉　つがはぬ　鴛鴦〈池水につがはぬをしの思心をとよめり、是等みなかなしき心なるべし、〉　池にすむ鴛鴦　鴛鴦のうきね　うきねのとこ　鴛鴦のなく　かくれぬにすむ鴛鴦鳥のなく　とびかよふ鴛鴦の羽風〈いけ水にをしのつるぎばそばだてゝつまあらそひのけしきはげしも〉　玉もの床

〔日本釋名 中鳥〕鴛鴦(ヲシドリ)　此鳥雌雄相をもひて、いとをしみふかき故名づく、上下を略せり、又崔豹古今注と云書に、此鳥雌雄はなれず、人其一を得れば、其一おもひてしぬる、今案ずるにおもひしぬる故に、をしと名づけしにや、

〔東雅 十七禽鳥〕鴛鴦ヲシ〈○中略〉　陳藏器本草に據るに、此にいふヲシは、卽鸂鶒なり、楊氏が說の如し、されど唐人の詩に、紫鴛鴦と賦せし則此物なれば、鴛鴦の字用ひむも、あしかるべきにもあらず、ヲシといふ義不詳、〈舜水朱氏も、ヲシは鸂鶒也、此國にして鴛鴦をば見ず、本草綱目に鸂鶒、形大于鴛鴦と云ひしは、誤れるなりと云ひけり、東壁が鴛鴦の註を見るに、此に云ふヲシに同じからず、藏器本草には、形小于鴨と見えたり、舜水の說誣ふべからず、此物の名は、上古の時には聞えず、さらば後の人其雌雄未嘗相離の義によりて、雄雌の音をもて呼びしなるべし、〉

〔宜禁本草 禽部〕鸂鶒　鹹平、食肉患大風、夫婦不和、作臛私食之立愛、主諸瘻疥癬、酒浸炙熱傅瘡上、此禽雌雄暫時不捨、失其一則朝夕思慕、憔悴而死、

〔庖厨備用倭名本草 十水禽〕鴛鴦　倭名抄ニヲシ、多識篇ニヲシドリ、考本草、一名匹鳥、鳧類也、南方湖溪ノ中ニアリ、土穴ノ中ニスム、大サ小鴨ノ如シ、其形杏黃色ニシテ文采アリ、紅頭翠鬣、黑翅黑尾、紅掌也、頭ニ白長毛アリ、是ヲ垂テ尾ニイタル、頸ヲ交ヘテフス、其交再セズ、元升〈○向井〉曰、此說ヲ見レバ今俗ニ云ヲシドリハ鴛鴦ニアラズ、今云ヲシドリハ頭ヨリ尾ニ至ルホドノ白長毛ナシ、又

オモヒ羽ト云モノアリ、下ニ云鴛鴦スナハチ今ノヲシドリ也、倭名抄ニ、鴛鴦ト鸂鶒ト同條ニ載タリ、是ニヨリテ鴛鴦鸂鶒ワカチナク、倶ニヲシドリト云、後世オモヒ羽アルヲヲシドリト云テ、異ノ鴛鴦ヲシラズ、多識篇ニ鴛鴦ヲヲシドリト云、鸂鶒ヲオホヲシドリト云、ヨロシク是ノ説ニシタガフベシ

〔本朝食鑑五水禽〕鴛鴦(訓於志止利)

集解、形小似鴨、毛羽有五采、頭有玄纓、頸有紅絲、尾前有小羽、如船柁、或如摺扇之半邊、俗稱銀(ツルギ)羽、是據世談之謔以名乎、家家養之、以愛雌雄不相離、群伍不亂、似有式度、及采色之麗、而放于庭池、然與鳧鴨同居、動逐拒于鳧鴨、毎食小魚稻麥、雌者蒼色、目後斜有白條、翅尾黑、腹黃赤黑紋、能交孕生卵、而抱伏于菰葦間及枯木之朽穴、故養之家、摸小亭之形、置樹上、而令伏卵也、自古歌人賞之、詠寒池水鳥、則必以鴛鴦偶爲佳趣、其肉味最佳、略似鴨肉焉、

肉氣味、甘平無毒、(冬月用之)主治、去驚邪、

〔本朝食鑑六華和異同〕鴛鴦

南方湖溪中有之、棲于土穴中、大如小鴨、其質杏黃色有文采、紅頭翠鬣、黑翅黑尾、紅掌、頭有白長毛、垂之至尾、交頸而臥、其交不再、必大按、本邦未見若斯者、本邦自古稱鴛鴦者鸂鶒也、一名溪鴨、又曰紫鴛鴦、然食短狐之説不詳、

〔重修本草綱目啓蒙三十二水禽〕鴛鴦　詳ナラズ　一名珍禽(事物異名)　文禽　昴急兒(共同上)　斫迦羅婆(事物紺珠)　證隱鴦伊(郷藥本草)　節木鳥(通雅)

ヲシドリト訓スルハ非ナリ、ヲシドリハ紫鴛鴦ナリ、鴛鴦ハ杏黃ニシテ柁形ノ羽ナキコト、集解ニ見ヘタリ、

〔飼鳥必用下〕鴛鴦

此鳥、春木の上へ箱を釣、野の鳥を玉子を產せ、鷄にかへさせ、是を生立、子飼とす、此子飼、庭などへ放し、庭籠にてもかへば產巢するもの也、此鳥のいじけたるを生立、岩おしなど、名付る事、大きに間違也、

〔食物和歌本草二〕鴛鴦(ヲシドリ)

をし鳥を酒付あぶり疥癬や瘡に傅べし冷ば取かへ　をし鳥を夫婦の中のよからぬに名いはでくはせ相おもふ也

〔日本書紀二十五孝德〕大化四年三月、皇太子〇天智妃蘇我造媛、聞父大臣〇蘇我倉山田石川麻呂爲鹽〇物部二田造所斬、〇中略造媛遂因傷心而致死焉、皇太子聞造媛徂逝、愴然傷怛、哀泣極甚、於是野中川原史滿進而奉歌、歌曰、耶麻鵝播爾、鳥志賦拕都威底、陀虞毗預倶、陀虞陛屢伊慕乎、多例柯威爾雞武、

〔出雲風土記島根郡〕法吉陂、周五里、深七尺許、有鴛鴦、

〔續日本後紀五仁明〕承和三年五月庚戌、鴛鴦飛來、雙集辨官廳南端、

〔萬葉集二十〕二月〇天平寶字二年於式部大輔中臣淸麻呂朝臣之宅宴歌十首

伊蘇能宇良爾、都禰欲比伎須牟、乎之杼里能、乎之伎安我未波、伎美我末仁麻爾、

右一首、治部少輔大原今城眞人、

〔古今和歌六帖三〕をし

君が名も我名もをしのひとつがひ同じ江にこそ住まほしけれ

〔枕草子三〕鳥は

水どりはをしいとあはれなり、かたみにゐかはりて、はねのうへの霜をはらふらんなどいとをかし、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕みちのくに田村の鄕の住人、馬允なにがしとかや云おのこ、鷹をつかひけ

るが、鳥を得ずしてむなしく歸りけるに、あかぬまといふ所にをし鳥一つがひゐたりけるを、くるりをもちていたりければ、あやまたず、おとりにあたりてけり、其をしをやがてそこにてとりかひて、ゑがらをばゑぶくろに入て、家にかへりぬ、其次の夜の夢に、いとなまめきたる女のちいさやかなるまくらにきて、さめ〴〵となきゐたり、あやしくて何人のかくはなくぞと問ければ、きのふあかぬまにて、させるあやまりも侍らぬに、としごろのおとこをころし給へるかなしびにたへずして、參りてうれへ申也、此思ひによりて、わが身もながらへ侍まじき也とて、一首の歌をとなへてなく〳〵さりにけり、

　日くるればさそひし物をあかぬまのまこもがくれのひとりねぞうき、あはれにふしぎに思ふほどに、中一日ありて後ゑがらを見ければ、ゑぶくろにをしの妻とりのはらをおのがはしにてつきつらぬきて死にて有けり、これをみてかの馬允やがてもとゞりを切て出家してけり、この所は前刑部大輔仲能朝臣が領になん侍也、

〔文恭院殿御實紀附錄三〕白。鴛。鴦。とて、鴛鴦の全身白毛にて、頭腹の邊などいさゝの赤黑の斑文ありて、觜と足は淺紅色にて、美しく珍らかなるが有けり、享保の頃、鴛鴦の胸のあたり白毛にかはりたるに、白鴨の雌をかけ合せられしかば、其父鳥よりも白毛多くなりしを、再度白鴨雌をかけたりしとき、今の種とはなりぬるよし、有德院殿〇德川吉宗御好にて、この一種出來せしとぞ、其後年年に雛を生じ、內庭にも吹上の苑中にも數十羽飼せらる、人間になき種なれば、目撃せぬ者も多かり、春夏の交、雛を生るときは、餌飼番の者に至るまで嚴に命せられ、たま〳〵おちたる鳥あれば、丸。む。き。にしてひめ置る、日頃仰ありしは、鳥の爲に番の者等勞するもいかゞなれど、享保の御遺愛なれば、今もかく御扱ひありしと宣ひし、前にいへるごとく、雛を生せしとき、餌飼見守に命せられし者共には、歲杪に至りて御ねぎらひとして、物たまはる事なりとぞ、

〔寛埃随筆 八〕雜説八十ケ條
白鴛鴦は江府吹上の大苑にあり、尾州公の御苑中にも此種有と、
〔庖厨備用倭名本草 十水禽〕鸂鶒　倭名抄ニ鴛鴦同條ニ載テ、和名ヲ倶ニヲシト云、多識篇ニオホヲシドリ、考、本草ニ、南方短狐アル處ニ多アリ、性ヨク短狐ヲ食ス、居スル處ニ毒氣ナシ、人家ニモ畜ベシ、形小クシテ鴨ノ如シ、毛ニ五采アリ、首ニ纓アリ、尾ニ毛アリテ船柁鬣ノ如シ、元升曰、今俗ニ云ヲシドリハ是也、尾ノ兩邊ニ毛アリ、船柁鬣ノ如シト云ハ、俗ニ云オモヒ羽也、鴛鴦ニハ此羽ナクシテ頭ニ白長毛アリテ、長ク垂テ尾ニ至ル、猶鴛鴦條下ニ詳ナリ、
〔重修本草綱目啓蒙 三十二水禽〕鸂鶒　カホドリ　古歌　ヲシドリ　カシドリ　一名溪鷘(事物紺珠)　只音伏只(郷藥本草)　水札(河間府志)
冬月池澤ニ集ル、京師龍安寺金閣寺ノ池及大澤等ニ、冬多ク夏ハ少シ、雄ナル者毛色美ナリ、故ニ家ニモ畜フ、形ハ鴨ニ似テ小ク刀鴨ヨリ大ナリ、頭ニ紫黑色ノ長毛後ニ垂ル、集解ニ首有纓ト云者ナリ、身ノ文采ハ家鷄ノ如シ、翅尾ノ間ニ鴨脚樹葉ノ形ノ如ナル羽左右各一アリ、茶褐色ニシテ一邊深黑ニシテ翠光アリ、コレヲヲモヒバ京ト云、一名イチヨウバ防州ツルギバ(本朝食鑑)集解ニ如船柁形ト云、此鳥大小アリ、大ナルハ身長サ一尺二寸、家ニ畜フモノハ小ナリ、シマヲシト云、身長サ一尺アリ、最小ナルヲイハヲシト云、長サ八寸、胸ニ月形アリ、雌ハ首ニ纓ナク、ツルギバナク、灰黑色ニシテ腹白シ、
〔甲子夜話 二十三〕コレニ就テ林子ガ話ニハ、鸂鶒ノ子ヲ生ズルモ、カハリタルモノナリ、義兄岩村侯(松平能州)ノ西丸下ノ邸地ニ、年々鸂鶒雌雄一雙來リテ子ヲナス、數少キトキハ七八ヨリ十一二、多キトキハ殆ンド二十ニ及ベリ、アノ如キ小キ鳥ノイカナルコトニテ、カク多ク卵ヲ温ルカ不審ナリ、扨ソノ雛水ニ浮遊ブ頃ハ、雄去テ雌ノミニナル、雛生長スレバ雌モ去リ、雛モ皆飛去リテ一

鷺名稱

雙モ殘ラズ、來春又雌雄來リ年々長ク如此、

〔飼鳥必用下〕岩鷺

此鳥、駿府邊ゟ出る鳥也といへ共、未現鳥はみず、功者成人に尋しに、大さ鴨程にて有之由、勿論おし鳥とはいへ共、至てきたなき鳥のよし、尤現鳥を見ざる故、くはしくは記さず、

〔新撰字鏡鳥〕鷗（烏侯反、水鶏、白佐支、又潦加毛、）　鷺（來故反、佐岐、）　鷺鴒（皆白佐支）　鵉蔦（同、與專反、鵝、比、又左支、）　鵻、鷺、鵠、鶃、鶓（五字同、五畫、牛歷二反、佐支、）　鳥（佐支、又豆留、）　鴉（佐支、鵜同、）

〔段注說文解字四上鳥〕鷺、白鷺也、（傳曰、鷺春鉏、周頌毛傳曰、鷺白鳥也、按、大雅白鳥翯翯、白鳥謂鷺、不言者人所共知也、漢人謂鷺爲白鳥也、於鷺則以人所知說其所不知、此傳注之體也、陸氏疏云、好而潔白、故謂之白鳥、此白鷺當作白鳥、許之例多因毛傳也、春鉏者、謂其狀俯仰如春如鉏、）从鳥路聲、（洛故切、五部、）

〔本草和名十五禽獸〕鷺（音洛故反、色白、其音似人呼喚者也、出崔禹、）一名鸞鷺、一名春鋤、（已上二名、出雜名苑、）一名太一之鳥、（出太清經）和名佐岐、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鷺　唐韻云、鶞鶵（春鋤二音）白鷺也、崔禹錫食經云、鷺（音路、和名佐支、）色純白、其聲似人呼喚者也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕廣韻云、鶞鶵鳥、白鷺也、按爾雅、鷺、春鉏、注、白鷺也、孫氏本之、說文、鷺、白鷺也、按鶞鶵即春鉏俗字、鷺求水中魚、其狀如春如鉏、故有是名、○中略郭璞爾雅注云、頭翅背上皆有長翰毛、毛詩振鷺宛丘正義引陸璣云、鷺、水鳥也、好而潔白、青脚高尺七八寸、尾如鷹尾、喙長三寸、頭上有毛十數枚、長尺餘、毿毿然與衆毛異、好欲取魚時則弭之、埤雅云、鷺步於淺水、好自低仰、故曰春鋤也、今鷺之集、每至水面數尺、則必低佪少盤、其勢與飛之時徑起特異、

〔類聚名義抄九鳥〕鶂鷺（或正、音路、サギ、シラサギ、ミトサギ、）　鷁（同）　鵠（サキ）　鶬（仙羊反、サギ、）　鶞鶵（春鋤二音、白鷺、）

鵅（サギ、カハラ）

〔下學集上氣形〕鷺（サギ）呼名雪客、

〔塵壒草十鳥〕鷺

鷺種類

しら鳥(さてさぎさかと云也と云々)　しら鷺　あを鷺(なぐろにたてるなど)　あま鷺　みと鷺　鷺の蓑毛(うなげ共讀り)　みなくちまほり(さぎとなけれ共さぎの事也)　とぶ鷺　ゐる鷺　鷺年ふる　をぐろにたてる白鷺(小岬也)　ほそひれの鷺さか山といへり(さぎの頭のけ、一むら立たるは、女房の頭にひれとてさがりたる物あり、それに似たると也と云々、)　鷺のくびはとろんと(神樂也、いはれは神樂の所に注す、)　則　打廻鷺(萬)　鷺す、(只鷺まてか)　鷺の村鳥

〔日本釋名中鳥〕鷺(サギ)　いさぎよき也、上下を略す、白くしていさぎよし、

〔東雅十七禽鳥〕鷺サギ〇中略　サギといふ義不詳(或人の説に、サギとはイサギヨキ也といふなり、此物の名、後の代より聞えたらんには、さもこそあらめ、其物の太古の時より見えし所、前にしるせし事の如く、其代には後の代に、イサギヨシなどいふ詞をば、ユともいひ、スガとも云ひたり、古語にサと云ひしには、喧しく騒しき義ありと見えたり、古事記に、日神天磐屋戸にこもり給ひしかば、常夜往て、萬神の聲狹蠅(サバヘ)なすと見え、又天忍穗耳命、天浮橋に立し、豐葦原の水穗國は、伊多久佐夜藝氐(イタクサヤギテ)有祁理(アリケリ)とのたまひしとも見えたり、其サバヘといふも、サヤギといふも、並に騒しき義にて、日本紀に譁讀てサワメクと註せられ、喚讀てサケブといふが如き、并に其サといふは、喧しく騒しき義なり、太古の俗に、鷺を呼てサギと云ひしは、其聲のサヤギぬるをもて、かく名づけしなるべし、倭名抄にも、食經を引て、其聲似人呼喚などいふも見えたり、中略太古の語に出し所の如きは、今に於ても、如何にとも知るべからず、)

〔本朝食鑑五水禽〕鷺(和名訓佐木)

釋名、舂鋤(中略必大按、春鋤者鷺歩于淺水、好自低昂、如春鋤之狀、)

集解、鷺有大小、林棲水食、潔白如雪、細頸長脚、高翹遠飛、啄黑而長、頂有長毛、如絲毿毿然、身毛散垂如蓑、故歌人號蓑毛、每窺魚鰕而食、飽則拳足立眠、唐雍陶所謂一足獨拳寒雨裏是也、或群飛而下、則如花之亂落、杜牧所謂一樹梨花落晚風是也、能倶形容之、其小者俗稱一盃鷺、肉少漸滿一盃之謂乎、又一種大於鷺而頭無絲、脚淡黃色、呼號大鷺(ダイ)、凡白鷺肉味輕淺、脂少最足食、夏月宜食之、大抵夏月水禽食品全少、故鷺類充上饌矣、

〔重修本草綱目啓蒙三十二水禽〕鷺　サギ　シラサギ　一名巖栖叟(典籍便覽)　潔鷺(同上)　篁栖叟(事物異名)　雪衣兒　碧繼翁　風標公子　荻塘女子(共同上)　帶絲禽(正字通)　碧綠翁(名物法言)　昆明(秘傳花鏡)　胡王　忽眞(事物紺珠、蒙古ノ名、)　鷺絲(滑稽類書)

此鳥略○中全身潔白ニシテ、長毛數莖頂上ニアリ、略○中一種頂ニ長毛ナキ者ヲダイサギト云、白鶴子ナリ、又尋常ノ鷺ニ大小ノ分アリ、大ナル者ヲシマメグリ大和本草ト云、一名ガラリサギ同上形大ニシテ脚黑色ナリ、小ナル者ヲコサギ同上ト云、形小ニシテ脚黄色ナリ、最小ナル者ヲ一盃サギ本朝食鑑ト云、肉少ク僅一盃ニ滿ベキナリ、一種アマサギハ一名猩猩サギ播州ナハシロサギ、形常鷺ヨリ微小ク、頭頂黄赤色、後ニハ白色ニ變ズ、是臨桂雜識ニ、有黄毛如鷺、背有黄毛ト云モノナリ、一種セグロサギハ、頭ヨリ胸ニ至マデ褐色、翅ト腹トハ白色ニシテ背ハ黑シ、脚黄ニシテ觜黄黑色ナリ、一種クロサギハ、全身黑色、觜ノ端黑ク本黄褐、中ハ灰色ナリ、目黄ニシテ青環アリ、脚青茶褐色、脂爪共ニ黑シ、一種カマサギ勢州ハ一名ナベカベリ、ドウサギ、ドウ備前クロトキ江戸頭及背脚深黑色、觜下ヘ曲リテ鎌ノ形ノ如シ、翅ノ端ニ淡黑色アリ、自餘ハ皆白色ナリ、

〔武江產物志〕水鳥類　鷺あをさぎ、ごいさぎ、へらさぎ、行德、

〔新撰字鏡鳥〕護田鳥於須女鳥

〔倭名類聚抄羽族名十八〕鸔鷎鳥　唐韻云、鸔鷎澤虞二音、楊氏漢語抄云、護田鳥於須審止里、護田也、爾雅集註云、鳵音舫一名澤虞、卽護田鳥也、常在澤中、見人輒鳴、有似主守官、故以名之、

〔箋注倭名類聚抄鳥名七〕爾雅、鶭澤虞、郭注、今媼澤鳥、似水鴞、蒼黑色、常在澤中、見人輒鳴喚不去、有象主守之官、因名云、俗呼爲護田鳥、按太平御覽引孫炎注、鳵鳩或謂鶭、澤虞其別名也、常在澤中、見人輒鳴不去、有主守之官、是郭所本、所引文、與郭略同、而有少異、蓋是舊注而郭依之也、略○中按爾雅注云、有象主守之官者、釋澤虞之意、謂若周禮之澤虞也、說文鶭澤虞也、李時珍曰、鳵一名方目、西人謂之蝦蟆護水鳥也、常在澤中、形似鴨鷺、蒼黑色、頭有白肉冠、赤足、見人輒鳴喚不去、漁人呼爲烏雞、閩人訛爲姑惡、郝懿行曰、今澤中有此鳥、形狀悉如注說、今俗呼溝五位、又呼械口守者是也、

〔類聚名義抄鳥九〕護田鳥オスメトリ　鷎鶭音娛、鸔鷎、鳵、　鸔鷎オスメドリ澤虞二音ウスメ　鳵音方、又舫、

オスメトリ、

〔東雅 十七 鳥〕護田鳥オスメドリ 〇中略 オスメの義不詳、後俗ウスベといふは其語轉せしなり、鷹羽(タカノハ)にウスベフといふ名あるは、其文此鳥に似たるをいふなり、或人の說に、方目本草綱目に見えたり、鷭目又名澤虎、護田鳥とも云ふ、此にバンといふ者なりといへり、李東璧が云ふ所の方目の如きは、此にいふバンに似てけり、もし其物ならんには、バンといふは、鷭の字の漢音を轉じて呼びしなり、古語拾遺に天鈿女神をウスメと云ひしは、古語にオスシと云ひしは長るべきの義也、此神女神なれど、おそろしき神なれば、かく云ひしと見えたり、古語に鳥をよびてオスメとも、ウスベとも云ひしは、その方目長るべき義にやありけむ、又今の俗に鷭の字を用ひて、バンといふは、誤るべしとも思はれず、鶴は鷸の一名なりと見えたり、舜水朱氏は、此にバンといふもの、竹雞には似たれども非也、竹雞をヤマシギといふも亦非也と云ひけり、漢人の繪がきし竹雞を見しに、朱氏の說の如くにぞありける、

〔扶桑略記 二十四 醍醐〕延長六年六月十八日、白。女鳥。集南殿版位南、令陰陽助氏守占、其占云、可有御藥事及火災、

〔貞信公記〕天曆二年九月二日、午時碓。女鳥。九、集宜陽春興殿間、

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕蒼鷺。 崔禹錫食經云、鷺又有一種、相似而小、色蒼黑、並有水湖間、漢語抄云、蒼鷺美。止。佐。木。

〔箋注倭名類聚抄 七 鳥名〕按蒼鷺美止佐伎、並未詳、當是五位鷺之類、

〔類聚名義抄 九 鳥〕蒼鷺。ミトサギ

〔本朝食鑑 五 水禽〕蒼鷺。古訓美豆佐木、今世稱阿於佐木、

釋名青鷺 今世俗用此名〇中略

集解、蒼鷺似鷺而大、頭背翅蒼黑、頂有冠毛亦蒼黑、頸上至頸胸黑毛斑斑、翅之端翮鶂黑、觜外黑內黃、腹白脚赫、形態悉類鷺、每步水中而捕魚蝦食、飛則能高擧遠翔、靜則傍蘆荻而挙足立眠、其味最美、勝于白鷺、夏月賞之、

肉氣味、甘平無毒、主治、止汗利小水、

〔親元日記〕文明十五年五月廿五日丁巳、兵庫殿御進上、青鷺二、鯛一折、以上長谷へまいる、

〔嬉遊笑覽 十二 鳥獸〕貞享四年發句合、續の原、桃靑が判詞に、判士よたりに乞て、我も其一にまたがふ、まことや樂にゑらるゝ、もの笛をぬすむに似たりといはむ、されども靑。鷺。の。目。を。ぬ。ひ。あふむの口を戸ざゝむ事あたはず云々、今水鳥屋にては鷺の目を縫ふなり、

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕鵁。鶄。　唐韻云、鵁鶄、（交青二音）鳥名也、辨色立成云、鵁鶄、（伊微）住海邊、其鳴極喧者也、

〔箋注倭名類聚抄 七 鳥名〕廣韻云、鶄、鵁鶄鳥也、音精、又云、鶄、鶄鶴鳥、出南海、音靑、二音其義不同、此以靑音鵁鶄、恐誤、呉都賦注、鵁鶄鳥也、似鳧頭上總毛羽、（中略）廣韻云、鵁、鵁鶄鳥也、按爾雅鵁鶄、注、似鳧脚高、毛冠、太平御覽引異物志云、鵁鶄巢於高樹顚、生子未能飛、皆銜其母翼下地飲食、說文、鵁鶄也、證類本草載陳藏器云、鵁鶄水鳥、似鴨綠衣、馴擾不去、出南方池澤、李時珍曰、似鴨長喙好啄、其頂有紅毛如冠、翠鬣碧斑、丹嘴靑脛、養之可玩、邵晉涵曰、後世養鵁鶄者多於池渠、其物不詳、（中略）按諸書載鵁鶄、雖水禽似非在海邊者、又不云其聲喧噪、辨色立成所言伊微、恐非鵁鶄也、

〔庖廚備用倭名本草 十 水禽〕鵁鶄（カウセイ）　倭名抄ニイビ、多識篇或云アヲサギ、考本草水鳥也、南方ノ池澤ニ出ル、鴨ニ似テ綠衣ナリ、人家ニ是ヲ畜フ、ナレテ去ルコトナシ、火災ヲ厭（マジナ）フベシ、李時珍曰、鵁鶄ハ大サ鳧鶩ノ如クニシテ、脚ノ高キコト鷄ニ似タリ、長喙ニシテ喙ム、其ノ頂ニ紅毛アリテ冠ノ如シ、翠鬣碧斑、丹嘴靑脛、是ヲヤシナヒテ玩ブベシ、元升曰、余長崎ニヲイテ、大明人持來シ鳥ヲミルコトアリシニ形色本草註ノ如キアリ、是鵁鶄ナランカ、其名ヲシラズ、倭名抄、多識篇ハ、本草註ト同ジカラズ、猶タヅヌベシ、

〔雍州府志 六 土產〕鵁鶄（アヲサギ）　倭俗所謂靑鷺也、幷白鷺五位鷺所々捉之、於魚店賣之、（中略）一說中華所謂鵁鶄、本朝所有之五位鷺也、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二 水禽〕鵁鶄（中略）

旋。目。ハホ。シ。ゴ。イ。ナリ、（中略）又一種ポ。ン。ノ。ウ。サ。ギ。、一名ヨ。シ。ゴ。イ。（同名アリ）ム。マ。ヲ。ヒ。ド。リ。（仙臺）モ亦旋目ノ

鳥ニシテ、五位サギノ品類ナリ、形鷺ノ如ク、色ハ青莊(アヲサギ)ノ如シ、目傍ノ長毛メグレリ、方目ハミゾゴイナリ、一名ヒノクチマモリ、〇下略

〔本朝食鑑 五水禽〕五位鷺

釋名、鳽、鵁鶄、源順、本草亦同、和名訓伊微、辨色立成曰、鵁住澤邊、其鳴極喧者也、是今之五位鷺乎、〇中略

集解、狀似蒼鷺而小、灰白色有碧光、頂有紅毛如冠、翠鬣碧斑、丹觜青脛、巢于高樹、宿于樹杪、飲于水中、能捕魚鰕、其味雖甘鹹、夏味似蒼鷺稍佳、冬有臊氣而不佳、凡五位夜飛、則有光如火、月夜最明、或大者立于岸邊、如巨人、若人不識而遇之、驚懼爲妖怪而斃、此非爲妖、人驚爲妖也、或謂、若誤夜暴小兒之衣服、五位糞其衣上、人不知之令著小兒、則驚啼不止、竟發奇病、是未詳其證也、

肉、氣味、甘鹹平無毒、主治炙食解魚鰕毒、

附錄、星(ホシ)五位、狀似五位鷺、而頂黑毛如冠、深目、目旁毛長而旋、頰頸白、而淡紅斑淡黑斑相交、胸臆以下至腹脇、淡紅斑稍大、背翅蒼白、翎羽黑、俱有小白圓紋如星、故俗曰星五位、背脚俱青、每棲水中、或升樹梢、與五位鷺同態也、溝五位、常棲田澤之小水間、故名、窺田壟之小溝、立樋口之水中、而捕小魚食、故俗號樋口護、即護田鳥也、狀似五位鷺而小、蒼黑色、頭有如白肉冠者、脚掌黃赤、亦不懼人、源順和名曰、鴋鵑、護田也、楊氏漢語抄云、護田鳥、於須實止里、爾雅集注云、鴋一名澤虞、即護田鳥也、每在澤中見人鳴、有似主守官、故以名之、

〔本朝食鑑 禽六和異同〕五位鷺

五位鷺者鵁鶄也、李時珍載禽經云、交目而孕、又曰、交目其名鳽、觀其眸子而命名之義備矣、說文、謂之交矑、亦目矑子也、俗呼茭雞、云多居茭菰中、而脚高似雞、必大技、旋目者星(ホシ)五位也、方目者溝(ミゾ)五位也、鳥目似方故名乎、見人輒鳴喚不去、漁人呼爲鳥雞也、

〔親元日記〕文明十七年七月廿五日甲戌、兵庫殿御進上、五位鷺三、鱸三、以上、東山殿、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二水禽〕鴉鵑(ダイサギ)

藏器似鴨ト云ハ未詳ナラズ、時珍白鶴子ト云ハ、今ノダイサギナリ、形白鷺ヨリ大ニシテ、頂ノ長毛ナシ、觜ハ黑色、秋ニ至レバ黃色ニ變ズ、脚ハ黑色又淡黃色ナルモアリ、秋後食用トス、

鷺巣談

〔本朝食鑑　五水禽〕篦鷺（訓部羅佐木）
釋名（鷺、觜長黒色、其末圓、如黒木篦、故名、）
集解、篦鷺、似白鷺無冠毛、而不純白、帶微灰色、長啄黒觜、其端圓薄、如匙如篦、性能成群、終日以觜畫水、淘泥求魚、無一息之停、飽則立石宿樹、亦巢于林杪、人未食之、故不知其氣味也、

〔本朝食鑑　六華和異同〕鷺
鷺鷥絲禽雪客白鷺是也、又有白鶴子、汪機會編、似鷺而頭無絲、脚黄色、是今之大鷺訓多比佐木者乎、
、篦。鷺。
篦鷺者信天緣也、晁以道云、鵜之屬有漫畫者、以嘴畫水求魚、無一息之停、終日凝立不易其處、俟魚過乃取之、俗名青翰、又名青莊、必大技、以道雖不曰篦嘴而漫畫者、今之篦鷺也、

〔重修本草綱目啓蒙　三十二水禽〕鵜。鶘。（中略）〇
集解、漫畫ハヘ。ラ。サ。ギ。、一名シ。バ。ヲ。コ。シ。、勢州形ハ鷺ニ似テ淡灰色、嘴扁クシテヘラノ如ク、長サ五寸許、端ハ廣ク一寸許、杓子ノ形ノ如シ、中ニ袋アリ、此鳥水中ニテ漫ニ魚ヲ尋求メテ止マズ、（中略）〇
青莊ハアヲサギ、一名ミトサギ（和名鈔）ナツガン、石見一名鶬鶊（事物紺珠）青鶴（宮崎縣志）青椿（同上）青鶴（康熙字典）青鶬（河同府志）鶬鶄同字ナリ、（下略）〇

〔播磨風土記　揖保郡〕越部里　鷺（サギ）住（スミ）山所以號鷺住者、昔鷺多住此山、故因爲名、

〔古事記　上〕故天若日子之妻下照比賣之哭聲、與風響到天、於是在天天若日子之父天津國玉神、及其妻子聞而降來哭悲、乃於其處作喪屋而、河鴈爲岐佐理持、（自岐下三字以音）鷺爲掃持（ハヽキモチ）、

〔古事記　中垂仁〕是御子（〇本牟智和氣御子）八拳鬚至于心前、眞事登波受、（此三字以音、〇中略）於是天皇患賜而、御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮、如天皇之御舍者、御子必眞事登波年、（自登下三字以音）如此覺時、布斗摩邇々占相而、求何神之心、爾祟出雲大神之御心、故其御子令拜其大神宮將遣之時、令副誰人者吉、爾曙立王食卜、故

鷺利用

科二畧立王一、令二宇氣比一白、〈宇氣比三字以音〉因拜二此大神一、誠有レ驗者、住二是鷺巢池之樹一鷺乎、宇氣比落、如レ此詔之時、宇氣比、其鷺墮レ地死、又詔二之宇氣比活一爾者、更活、

〔日本紀略〈桓武〉〕延暦二十一年七月丁卯、白鷺集二于朝堂院一、

〔日本紀略〈醍醐一〉〕寛平九年七月廿二日乙未、豐樂殿并左近衛府屋上、鷺鳥集、　八月七日庚戌、太政官西廳鷺聚集、

〔源平盛衰記〈十七〉〕藏人取レ鷺事

延喜帝〈〇醍醐〉ノ御宇、神泉苑ニ行幸アリ、池ノ汀ニ鷺ノ居タリケルヲ叡覽有テ、藏人ヲ召テ、アノ鷺取テ參ラセヨト仰ケレバ、藏人取ラントテ近付寄ケレバ、鷺羽ヅクロヒシテ既ニ立ントシケルヲ、宣旨ゾ、鷺マカリタツナト申ケレバ、飛去事ナクシテ被レ取テ、御前ヘ參リケリ、叡覽アリテ仰ケルハ、勅ニ隨ヒ飛去ズシテ參ル條神妙也トテ、御宸筆ニテ鷺ノ羽ノ上ニ、汝鳥類ノ王タルベシト遊バシテ、札ヲ付テ放タレケレバ、宣旨蒙リタル鳥也トテ、人手ヲカクル事ナシ、其鳥備中國ニ飛至テ死ニケリ、鷺森トテ今ニアリ、

〔日本紀略〈一條十一〉〕寛弘二年九月十六日辛酉、御卜、東大寺言上、去月十三日、白鷺鳥與レ狐爭鬪、并大佛殿内如二闇夜一、大佛面并軀汗出之故也、

〔仲資王記〕承元元年八月九日、昨日辰刻、白鷺降居□□家庭占家之告、各子息可□病事之故云々、

〔帝王編年記〈龜山二十六〉〕文永四年八月十二日、午時内裏内侍所上白鷺一羽居之、大番者追レ之、次居二殿上一、云々、　十三日、依二鷺居一皇居上一事、於二藏人所一有二御卜一、

〔本朝食鑑〈水禽五〉〕鷺〈〇中略〉

肉、氣味、甘平無レ毒、〈或曰鹹平〉主治、虛瘦益レ脾補レ氣、專止二自汗盜汗一、

附方、自汗不レ止、〈白鷺一隻、牡蠣及肉一箇、燒爲レ霜、酒調下、〉

蒼鷺○中略

肉、氣味、甘平無毒、主治、止汗利小水、

五位鷺○中略

肉、氣味、甘鹹平無毒、主治、炙食解魚鰕毒、

〔食物和歌本草 五〕五位鷺(ゴヰサギ)

五位鷺は甘温也毒もなし氣力をもまし汗をよくとむ　五位鷺は脾胃に藥腹中の赤白利してやまざるに吉

〔食物和歌本草 六〕鵁鶄(アヲサギ)

あを鷺をあぶりてくへばもろ〳〵の魚の毒をば解しにけるとぞ　あを鷺は夏の泄瀉や五色や脾胃の虚泄も奇特也けり

鷺

鷺こそは虚痩補ひ脾を益てあぶり食せよ氣をも補ふ　鷺のふん面上の疵瘡に吉よく水飛してひねりかけかゆ

白鷺

白鷺は温也脱肛下虚を治す久痢やまぬに是を用る　白鷺は脾胃をとゝのへ氣力まし煩のうち強てこのむな

〔古老口實傳〕一神宮佐異事

殿舍上鷺鵄居事、○中略即注進之處、被行御占、下祈謝宣旨、仰諸社司等、御祈禱之間、神宮爲吉也、近代依无奏聞不被祈謝、因茲神宮爲凶之由、雅繼光胤神主等申之、

〔萬葉集 十六〕長忌寸意吉麻呂歌八首

詠白鷺啄木飛歌

池神力士儛可母、白鷺乃桙啄持而飛渡良武、

〔枕草子三〕鳥は

さぎはいとみるめもみぐるし、まなこゐなどもうたてよろづになつかしからねど、ゆるぎのも

りにひとりはねじとあらそふらんこそをかしけれ、

〔新撰六帖六〕さぎ　　知家

いりゑほのひかたにきゐるみとさぎをいさりに出るあまかとやみん

〔夫木和歌抄水鳥十七〕水鳥を　　前大納言忠良卿

霜むすぶ入江のまこもすゑわけてたつみとさぎのこゑもさむけし

〔鹽尻四〕尾州北中島郡熱田宮地花池村に、三明神の社あり、○中略士俗古へより鷺を白鳥と呼て、一村の男女食はず、

〔新撰字鏡鳥〕鷸 陀骨反、志支、

〔倭名類聚抄羽族名十八〕鷸 玉篇云、鷸音聿、楊氏抄云、之木、一云田鳥、野鳥也、

〔箋注倭名類聚抄鳥名七〕按廣雅、鷸䳍也、集韵、鷸、小鴡也、則知鷸是鴡屬、非之歧、又按漢五行志注、張晏曰、鷸鳥赤足橫文、陳藏器曰、鷸如鶉、觜長色蒼、在泥塗間、爲鷸鷸聲、人取食之如鶉、蘇秦云、如鷸蚌之相持也、說文云、鷸知天將雨則鳴、故知天文者冠鷸、李時珍曰、今田野間有小鳥、未雨則啼者是矣、是可以充之伎、

〔類聚名義抄九鳥〕鴫 シギ　鷸 音聿、シギ、

〔下學集上氣形〕鴫 鳥羽搔也 シギハネガキ

〔壒嚢抄一〕鳥類字 鷸 シギ

〔藻鹽草十鳥〕鷸　名所あさかの沼、鹽がまの浦、まのゝ浦、伏見田ゐ、高瀨のよど、深草の里、かたの、くろと山の原、ゐなのさゝ原、是等よめり、

〆ぎのたつ澤　鷸のふす　鷸のゐる　鷸のはねがきもかくと云曉の事也、しげきことによめり、是につきさまぐ〵あり、人倫部雜物の書の所に有、又鴨いひしきと云り、　鷸のふしど田也、　のたの草ねにふす鷸　羽わびしきそへてよめる也　鷸がはねをとおもしろき　門田の鷸かり小田のしぎのうはけにふるあられ玉して鳥を打歟とぞみる

〔東雅十七禽鳥〕鷸シギ　舊事紀に鷸山祇(シギヤマツミ)神といふ見えしを、古事記には、志藝山津見神に作り、日本紀には舊事によりて、鷸此にシギといふと註せられけり、又神武天皇、大倭菟田(ウダ)之兄猾(エウカシ)を斬給ひて、御軍を勞饗し給ひし時の御歌にも、此鳥の事をばよみ給ひたりけり、倭名抄に玉篇を引て、鷸は野鳥也、漢語抄に抄シギ、一に田鳥といふと註したり、後俗田に從ひ鳥に從ふ、字創造りて、讀てシギといふは、楊氏の說によれるなり、シギの義不詳、萬葉集抄に、古語にシギと云ひしは、繁しといふ詞なりと云ひけり、舊事紀に鷸山と見えしも、後にシゲヤマといふが如くに、其木立の繁きを云ひしを、鷸の字を借用ひて〆るされたるなり、されど又是に因りて、鷸こゝにシギと名づけしは、繁の義ありとも知られたるなり、舊說に古歌にシギのはねがきも、はかくといふは、曉の事なり、〆げきことによむも見えたり藻鹽草　さらばシギとは、其羽音の繁きに因れるにぞあるべき、爾雅に鷸は鴿母といふ註に、鴿也と見え、正字通に、鷸は鶏鷃也、說文本作鷸、俗作鷸非と見えたれど、其形の如き詳ならず、唐人陳藏器本草によりて、鷸をもてシギとす、其說の如きは鷸似鶉、色蒼喙長、在泥塗間、作鷸々聲、亦鷸鶉類也と見えけり、其形狀は似たる所なきにあらず、舜水朱氏、此にいふシギは本國にも甚だ多し、されど其名なければ知らず、鷸は海上にある鳥なりと云ひしなり、爾雅には、古傳に見えし鷸冠の鷸は、海上にある物、爾雅に翠鷸といふ是也、說文に見えし知雨の鷸は、李時珍が田鳥の小者といふ、蕭楽が鷸鮮といひし是也と見えたり、是等の外にまた廣雅に鶅鷸にも鷸子見えたり、されば鷸といふもの、一名にして三物ありけり、舜水執一之說、必より隨ふべきにもあらず、唯いづれにもあれ、鷸讀てシギと云ふは、本朝の國史に見えし所也、楊氏の說によりて田鳥となしなんも、我國の方言なり、鷸讀てシギといふが如きは、いまだ其據を見ず、

〔本朝食鑑六禽和異同〕鴫

鴫者鷸也、陳藏器曰、鷸如鶉色蒼嘴長、在泥塗間作鷸鷸聲、村民云、田鷄所化、亦鵪鶉類也、是則本邦之

鳴、而蘇秦所謂鷸蚌相持之鷸也、李時珍曰、說文云、鷸知天將雨則鳴、故知天文者冠鷸、今田野間有小鳥、未雨則啼者是矣、此亦本邦之鴫也、山鴫者竹鷄也、或名山菌子、鷄頭鶻泥滑滑、陳藏器曰、狀如小雞、無尾、李時珍曰、形比鶉鵪差小、褐色多斑赤文、兩說倶形容之、

〔本朝食鑑 五 水禽〕鴫 訓志木

釋名、鷸 源順 鴫 多識、鴫者古俗字、歌人用之、或云田鳥、楊氏漢語抄、亦稱田鳥、源順曰、鷸音聿、野鳥也、林羅山先生多識篇、鷸訓志岐、此亦古俗多用之、陳藏器、李時珍、論鷸者詳焉、

集解、鴫之種類最多、狀似鷸而長觜長脛、倶蒼黑、頭背翅蒼而白黃赤斑、翮黑、胸有黃赤黑斑、腹白尾黃赤有黑紋、呼號母登鴫(ボトシギ)、頭背翅尾、黑有黃斑、胸灰黑有黑斑、腹白、觜短於母登、脛長於母登、倶蒼黑、呼號胸黑鴫、此二種鴫中之所最賞、而味不減鳧鴫也、常居田澤、能鳴能飛、夜深鳴、翅爲閑寂之趣、故歌人賞詠之、稱鴫羽掻(ハネガキ)、夏秋最多、至冬而不見、一種頭白有灰斑、眼前有黑條、觜根有白圓紋、觜黑而大、頸後胸間、有赤條黑條而成列、自頭後至背後黑毛相續、背上翅間赤色、翮羽黑腹白、尾白有黑紋、脛赤掌赤有黑斑者、呼號京女鴫、是言美色乎、一種頭背翅灰色有黑斑、翮尾黑觜蒼黑、而長於種類、頷頰胸腹皆白、脛蒼黑者、呼號觜長鴫、一種頭頸背翅灰碧、眼大、外有白圈、頸後有白條、翮尾黑脛觜灰黑者、呼號目大(メダイ)鴫、一種頭頸胸背翅、皆灰白帶淡靑、頷下及腹白、觜黑脛深黃者、呼號黃足(キアシ)鴫、一種頭頸赤色、眼之四邊白如弦月紋、胸前有二黑條、夾白條、背黑有白紋、如ム樣、翮羽黑有黃圓星紋、尾淡紫有黃圓紋、腹白觜脛綠者號羽斑(ハマダラ)鴫、一種大如鳧鴫、頭背翅灰白黑斑、腹灰白、尾有淡黑紋成列、略似鷹尾、脛掌純黑、其觜蒼黑而最長、末反曲向上、如匙杓之形、故號杓(シャク)鴫、一種大似杓鴫、而頭脛胸背淡灰紫色有黑斑、翅尾色亦同有黑纖紋、腹白觜長而黑、脛灰色、常居山田溪澗者、呼號山鴫、是則竹雞乎、以上七種、味劣於母登胸黑、然亦稍佳、

肉、氣味、甘溫無毒、主治、補虛煖人、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二 原禽〕鷸 シギ 一名水札子 訓蒙字會

鳴飼養法

此鳥夏秋多ク田澤ニ集リ、冬ニ至レバ去ル故、古ヨリ歌人鳴字ヲ用ユ、卽和字ナリ、或ハ田鳥ノ字ヲ用ユ、ソノ性能鳴能飛、夜深翅ヲ鳴ス、コレヲ鳴ノ羽掻ト云、歌人賞詠ス、ソノ品類甚多シ、ソノ中尾白シギト呼ブモノ、此條ノ文ニ合ス、形秧雞ニ似テ目淡黒色、觜淡黒色ニシテ細長ナリ、脚ハ灰黒色、頭ヨリ翼マデ茶褐色、背ハ灰黒色ニシテ小白斑點アリ、目上及喉下ニ白條アリ、胸ハ灰色、腹ハ白色、腋ニ淡黒小斑アリ、尾ハ白色ニシテ淡黒文アリ、此外ニマシギ、ムナグロシギ、ボトシギ一名カヤクヾリ、カヤグキ、ハマダラシギ、同名二種、京女シギ、ハジナガシギ、メダイシギ、一名キビシギ二種、キアシシギ、カシハシギ、クビダマシギ二種、大タビシギ、小タビシギ、ムシバミシギ、クサシギ、コシギ、ウスヾミシギ、シヤクシギ三種、一ハ大杓シギ、一名ダイサクシギ、一ハ中杓シギ一名ツルシギ、一ハソリハシシギ一名小ツルシギ、ウパシギ一名山シギ、銅シギ一名カナシギ、金シギ、ヲハシギ、尾羽シギ、大膳シギ、田シギ、ヒバルシギ、ビイ〳〵スシギ、セウドウシギ、テリカ子シギ、ムギワラシギ、ガンドウシギ一名アシサシ、ドウ子ゴシギ一名ドウ子ギシギ等ノ類尙多シ、

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る、

どうねぎ志ぎ　ゑがひ　生ゑ入分あなみ入飼壹匁

大きさすゞめのごとく、總身ねずみ色、せにこいねずみ色のふ有、はしとあしくろし、

大くび志ぎ　ゑがひ　右同斷

大きさひばりに大きし、鼠色に白き首玉入、頭に黒きふ有、○小くび志ぎ、むしばみ鳴、きびしぎ、くさ志ぎ、はまだら鳴、そりばし鳴、きやうぢよ鳴、啻咯、

右鳴の類あらまし如此、さしてかひ鳥に用る事なし、籠がひよろしからず、にはこ又ははなしがひよし、ゑがひは、魚又はむしにて飼なり、すりゑに付かふべし、

〔飼鳥必用下〕山鳴

鴫事蹟

此鳥大さ鳩ほども有、鶉の毛色也、空に飛行する時はかすかにみへる、總羽すさまじく聞ゆるもの也、嘴長く目至て大きく、飼鳥には好ざるものにて、〆鳥にはある也、

〔親元日記〕文明十五年正月廿五日己未、兵庫殿御進上、毎月御精進解分、鴫一折卅鍋三、以上長谷へまいる、

〔醒睡笑八〕頓作

大坂にて鳥屋町を逸興なる男、鴫といふ鳥かはう〳〵といふてありく、珍らしき買てやとおもひよびよせ、雲雀を、これこそ鴫なりとて賣りぬ、山家に歸り見すれば、なか〳〵鴫にはあらず、うつけたりと叱られ、又はる〳〵大坂にもちゆきもどさんといふ時、鳥賣、それは物を知らぬ人の申す事よ、鴫は一いろならず、二色ならず、百しぎとて百色あるぞと、實にとおもひ、又とりて行きたり、

鴫利用

〔宜禁本草坤諸禽〕鷸蜎　如鶉嘴長色蒼、在泥塗間、食之如鶉、補虚甚暖、村民云、田雞所化、鵪鶉同類、無餘功、

〔雍州府志六土産〕鷸　鷸多品、其狀圓而肥者味堪調和、是謂保土志義、自夏末至新秋特賞之、○下略

〔食物和歌本草六〕鴫

鴫は泄瀉赤白痢にも藥也五臟おぎなひ熱結を去　鴫はよく腎水を益精汁の盡るにつねにたえず用る

鴫雜載

〔古事記中神武〕弟宇迦斯之獻大饗者、悉賜其御軍、此時歌曰、宇陀能多加紀爾志藝和那波留、和賀麻都夜、志藝波佐夜良受、伊須久波斯、久治良佐夜流、○下略

〔三代實錄一清和〕天皇諱惟仁、○中略　嘉祥三年十一月二十五日戊戌、立爲皇太子、于時誕育九月也、先是有童謠云、大枝乎超天、走超天、走超天、騰躍加止利超天、我那護毛留田仁耶、搜阿左理食無、志岐耶雄々

伊志岐耶、

〔萬葉集一雜歌〕太上天皇〇持統幸于難波宮時歌

旅爾之而、物戀之伎乃鳴事毛、不所聞有世者、孤悲而死萬思、

右一首、高安大島、

〔萬葉集十九〕見飛翻翔鳴作歌一首

春儲而、物悲爾、三更而、羽振鳴志藝、誰田爾加須牟、

〔神樂歌〕井奈野

本しながとりや、ゐなのふし原、あいぞ、とびてくる、しぎが羽音は、おとおもしろき、しぎが羽おとは、

末しながとりや、ゐなのふし原、あいぞ、あみさすや、わがせの君は、いくらかとりけん、いくらかとりけん、

脇母古

本わぎもこにや、一夜はだふれ、あいぞ、あやまちせしより、鳥もとられず、鳥もとられずや、

末しかりともや、わがせの君は、あいぞ、いつゝとりむつとり、七つ八つとり、こゝのよ、とをはとり、とをはとりけんや、

〔袖中抄十八〕しぢのはしがき〇しぎのはねがき〇中略

又云、〇歌論義、中略、昔あだなる男をたのむ女有けり、こぬよのかずはおほく、くる夜のかずはすくなかりければ、かのこぬよかずをかく事なん、曉のしぎと云鳥のはねかくよりもおほかると云なるべし、

〔古今和歌集十五戀〕題しらず　よみ人しらず

曉の鴫のはねがきもゝはがき君がこぬよは我ぞかずかく

〔古今和歌六帖 六鳥〕しぎ

曉に羽かくしぎの打しきりいくよか君に戀わたるらん

〔新古今和歌集 四秋〕題しらず　西行法師

心なき身にもあはれはしられけり鴫たつ澤の秋の夕ぐれ

〔武江產物志〕水鳥類　鴫 不忍の池

〔風俗文選 三譜〕百鳥譜　支考

鴫はましてたつ時のあはれなるに、馬糞(マグソ)といふ鷹の風にひるがへりたる、なまうかひにていとにくし、彼澤の夕暮は、江山の風情をそなへたれば、もろこしの雲夢ときこえし澤は、いかなる澤にかあらむ、

〔本草和名 十五獸禽〕鼁鳥、音戶蝸反、能食鼁、故以名之、貌似水雞、一名瘨鳥、苦瘨人、以血遏面卽蘇、故以名之、出崔禹、和名久比奈、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鼁鳥　崔禹錫食經云、鼁鳥、和名久比奈、漢語抄云、水雞、貌似水雞、能食鼁、故以名之、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕按食經云、鼁鳥似水鷄、則明鼁鳥水鷄不同也、本草和名以鼁鳥爲久比奈、日本紀、漢語抄、以水鷄爲久比奈、其說不同、食經鼁鳥、非卽日本紀漢語抄水鷄也、按河間府志、姑丁、狀如鷄、又名水鷄、漢語抄所云水鷄、或是、又卓氏藻林、庸渠、鳥名似鳬、卽今水鷄也、與此又不同、○中略按李時珍曰、秧鷄、大如小鷄、白頰長觜、短尾、背有白斑、多居田澤畔、夏至後夜鳴達旦、秋後卽止、是可以充久比奈也、

〔類聚名義抄 九鳥〕鼁鳥 クヒナ　鶁鶄 音羊、鶁鶄鳥、鶄鳥、一足鶄上、クヒナ、　水鷄 クヒナ　〔同 十鳥〕鼁鳥 クヒナ

〔下學集 上氣形〕水鷄(クヒナ) 其聲如扣戶

〔物類稱呼 二動物〕秧鷄 くゐな　仙臺にて、なまず鳥と呼、

〔八雲御抄 三下鳥〕水鷄　たゝくはこゑの似なり、又誠にもたゝくと云、源氏にくゐなのうちなきた

ると云、夏物なり

〔日本釋名中鳥〕秧鶏（クイナ）　くいの反はき也、なは鳴也、きなく也、人のやどに來りなく鳥也、くいなのた、くなど云も、人のかどに來りなく也、

〔東雅十七禽鳥〕水鶏クヒナ　略○中　クヒナの義幷に詳ならず、或人の説にクヒナは秧鶏、居二田澤畔一、夏至後、夜鳴達レ旦といふ者、クイはキといふ音を開き呼ぶなり、ナは鳴くなり、來鳴と云ふ義也といふなり、いかにやあるべき、倭名抄に食經を引て、クヒナの註とせしは、食雞の義に取れるなり、東壁本草に註せし秧雞の如きは、此にいふクヒナに似たる事は似たれど、舜水朱氏は、秧雞は此にいふクヒナにはあらずと云ひけり、

〔本朝食鑑五水禽〕雇鳥訓二久比奈一

雇鳥似二計里鳥一、而頭背翅有二蒼黑斑一、帶二淡黃赤色一、眼上有二白條一、觜蒼而長細、頷白頸內胸間白有二黑小斑一、尾短脛長而靑、夜鳴達レ旦而息、其聲如二人之敲一レ戶、故歌人詠レ之成レ趣、毎宿二水邊一告レ晨、故有二水雞之名一乎、又俗稱二緋水雞一、夏末多在二田澤溪川之間一、人未二常食一、仍不レ知二氣味一、或曰、味美而有レ臊、亦未レ試レ之、一種有二鼠雇（ネズミクヒナ）鳥一者、色相似而有二黑斑一、見レ人則竄二岸塘之竄一、如二鼠之逃竄一、故名レ之乎、又形小如レ雀、色稍蒼灰、呼稱二雀水雞一、又形大似レ鶉者、稱二大水雞一、三種俱無二敲レ戶之聲一、

肉、氣味、甘溫無レ毒、主治、鼠瘻痔漏、

〔大和本草十五水鳥〕秧鶏（クヒナ）　小ヲ黑鳥（クロドリ）ト云、クヒナトハ大ナルヲ云、大小共ニワタリ鳥ナリ、目足赤シ、雞ニ似タリ、故ニ日本紀皇極紀ニ、水雞ヲ俱比那ト訓ズ、クヒナノタヽクハ黑鳥ナリ、夜ナキテ其聲人ノ戶ヲタヽクガ如シ、歌人詠レ之、是黑鳥ナリ、夏初ヨリ秋初マデ居二此地一、夏間ヤブノ內ニスクフ、鼠グイナ小也、黑斑アリ、人ヲ見テヨク隱ルヽ故ニ名ヅク、ツルグヒナハ形鶴ニ似タリ、鼠グイナニモ似タリ、黑鳥ヨリ大也、夏秋不レ居、本草時珍秧雞、集解所レ謂鷭ハクロドリカ、色褐トアリ、地ニヨリ色ハカハレルニヤ、

〔重修本草綱目啓蒙三十原禽〕秧鶏　クヒナ　ナマスドリ仙臺　カネウチドリ同上　カネタヽキ

讀後

四五月ヨリ秋マデ、田澤蘆荻ノ中ニ居リ、夏ハ竹林中ニ巣ヲ爲ス、數種アリ、形小ナルヲクロドリト云、晝夜鳴ク聲人ノ戸ヲ叩クガ如シ、故ニ和歌ニクヒナノタヽクト讀メリ、源氏物語ニハ、クヒナノウチナキト云、全身淡黑色ニシテ、白文アリテ、赤褐毛ヲ雜ユ、翼黑シ、觜淡黑色、目上ヨリ頰ヲ匝リ、灰赤色ニシテ淡黑横文アリ、毛脛淡黑色ニシテ黑白横文アリ、脚淡黑色ニシテ微赤ナリ、一種オホクヒナハ、形微ク大ニ頸微長シ、故ニツルグヒナ共云フ、觜細長ク、上ハ灰色下ハ赤シ、脚ハ赤色、高クシテ微大ナリ、內淡黑ニシテ爪赤シ、頭背翅茶褐色、目赤ク郭淡青色、目ノ前後微黑色、目邊及ビ頰淡白色、腹ハ灰色ニシテ淡黑斑アリ、尾短ク灰色ノ斑アリ、胸黃褐斑アリ、凡クヒナハ皆形鷄雛ノ已長ジタル者ニ似テ脚長シ、故ニ日本紀ニ水鷄ト云フ、漢名ノ水鷄ハ同名多シ、河間府志ニ、姑丁狀如鷄、又名水鷄ト云ハ、クヒナニ近シ、卓氏藻林ニ、庸渠鳥名似鳧、卽今水鷄也ト云ハ詳ナラズ、又蛙ニモ鼈ニモ水鷄ノ名アリ、一種チズミグヒナハ、形小クシテ雀ノ如シ、毛茶褐色ニシテ黑斑アリ、人ヲ見レバ遁レ隱ル、故ニチズミグヒナト名ク、此外ヤブクヒナ、ヤブチヤクヒナ、チゴクヒナ、緋クヒナ一名アカクヒナ、ヒメクヒナノ類尙多シ、

〔食物和歌本草四〕水鷄

くゐな寒甘く毒なし脾胃を損じかはきの病泄瀉よくとむ　くゐなこそ久しき痢病赤白のとまりかぬるに奇特成けり　くゐなをば黑やきにして常にのみ淋病うみのやまざるに吉

〔古今和歌六帖六鳥〕くひな

水鷄だにたゝけば明る夏のよを心みじかき人やかへりし

〔源氏物語十三明石〕はる〴〵とものゝとゞこほりなきうみづらなるに、中々春秋の花紅葉のさかりなるよりは、たゞそこはかとなうしげれるかげどもなまめかしきに、くゐなのうちたゝきたる

鷭

は、たが門さしてとあはれにおぼゆ、

〔徒然草上〕五月あやめふく比、早苗とる比、くゐなのたゝくなど、心ぼそからぬかは、

〔東都歳事記二五月〕秧鷄立夏より四月始頃十日頃迄也、橋場　佃島　寺島　根岸　標茅が原邊少しく曇りたる日よし、五月中頃より九

〔書言字考節用集五氣形〕鷭

〔倭訓栞中編二十〕ばん○中鳥の名によべるは鷭字を用うれども、彙名苑に鷭の一名とせり、鷭の轉語なるべし、即護田鳥なり、又俗に守護する事を番といへば、その意にてよべるにや、本草にも見人輒鳴喚不去とみえたり、小番とよぶ鳥あり、鳩に少し大なり、

〔本朝食鑑五水禽〕鷭附河烏

集解、鷭水禽也、似小鳥稍小、黑色大嘴、嘴根紅嘴末黃、短尾長脛而青、常棲田澤水畔而鳴、庭池養之、能馴于人、孕而伏卵、其雛可愛、其味亦美、夏初鴨類去盡、以鷭爲上饌、捕其田澤川湖者供之、一種似鷭而大、嘴青黑腹灰白、足青白而短、呼號川鴉、或稱大鷭、其味比鷭則不爲佳、亦常居田澤川湖者也、一種有鷭之大者、狀與鷭同、頷下鼻上有白肉瘤、其掌如木葉、又似鷿鷉之掌、其味亦佳、

肉、氣味、甘平無毒、主治、未詳、

〔本朝食鑑六華和異同〕鷭

中華未知有斯鳥也、或曰鸀鳿也、鸀鳿者長脚紅冠是稍相似、然大如鷄、雄大褐色、雌小有斑、則非鷭也、

〔重修本草綱目啓蒙三十二水禽〕鶏䳂　詳ナラズ　一名交精典籍便覽　鶏鶕同上

バンニ充ル說ハ穩ナラズ、バンニ大小二種アリ、小ヲコ。バ。ン。ト云、一名梅首雞、仙臺形鳩鴿ノ如ク色黑クシテ光リアリ、觜上ヨリ目上ニ至マデ、紅色アリテ冠ノ如ク見ユ、初ハ靑クシテ後コノ色ニ變ズ、脚蹼ナクシテ、指最長シ、夏月食用ス、小バンヲ勝レリトス、淸俗田雞ト云、臺灣府志ニコノ

河鳥

名アリ、又舶來ノ青雞、小バンノ形ニシテ大ナル者ナリ、大バンハコバンヨリ大ニシテ、全身黑ク頭毛短シテ色白シ、脚ニ蹼アリテ指濶ク青黑色ナリ、百鳥圖ニ骨頂ト云フ、〇中略方目ハオホバンナリ、形鵁鶄ヨリ大ニシテ、冠ノ處剃髮ノ痕ノ如ク、毛短シテ微シ低シ、喙淡赤色、全體鼠色ニシテ褐色ヲ帶ブ、足ハ青黑ニシテ蹼アリ、共ニ水鳥ニシテ夜啼クモノナリ、小バンハ其一種ナリ、

〔雍州府志六土産〕鷭　鷭於中華書未見之、夏初在澤邊者有大小之異、其大者謂大鷭、又稱水鳥、羽毛偏黑而風味鹿惡也、其小者謂小鷭、又號梅首鷄、其頂有赤毛點、故稱之、羽毛淡黑而兩脚淡黃、其味爲佳、是又夏初之珍味也、與等幷伏見澤多、一說中華所謂秧雞是也、

〔武江產物志〕水鳥類　田雞（本所ばんば）

〔大和本草十五水鳥〕河鳥　山カハニアリ、其大サツグミホドアリ黑シ、人ヲ見テ河ニシタガヒテ遠ク去、小兒ノ疳ヲ治スル妙藥ナリ、漢名未詳、

〔和漢三才圖會四十一水禽〕河鴉（正字未詳）

按河鴉大似鵯鵊而全體觜脚共黑、深山谷川有之、飛不甚高、而捷速難捕、丹波及和州吉野山中多有之、又以大鷭爲河鴉、（河鴉黑燒有入小兒藥方上用者、宜選之、）

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕慈鳥〇中略增、河鳥ハ山中溪側ニアリ、慈鳥ノ類ニ非ズ、黑色ニシテ大サツグミホドアリ、人ヲ見レバ流ニ從ヒ低ク飛テ遠ク去ル、小兒ノ疳ヲ治スル妙藥ナリ、先師コレヲ通雅ノ嘵鳥ニ充ツ、

〔飼鳥必用上〕川鳥の巢子飼立候事甚六ケ敷、立春三十日計も致候得者、早子者かへり候、川の岸の穴、又は川中の大石に穴ある處（江）巢を懸、其外、瀧の落る脇抔（江）、石岸瀧水の露懸る所へ、巢を靑ごけを巢草にして巢組する也、巢より取揚十日計は日增に盛長いたし能く生立候得共、それより

かごの內にて狂ひ出し、無體に籠のひごをかぞへ、口を不ㇾ開、何れもわり餌にて三四日も飼候內、都而相落、勿論餌のかげんは色々手をかへ、虫の類種々、餌に生鱸等小海老等を飼候而も、一向ひとり餌迄は飼候事無ㇾ之、熱氣の煩ひと思ひ、夜々泉水の中へ杭を立、それに籠を釣し留ても、又每日日に三度計宛水をあびせ生立試候而も、皆々同じ煩にて巣より取揚、十日計にて巣數皆落候ゆへ、親鳥にて餌付飼より外はなきと思ひしに、然る所寛政九年午夏、江戸麹町の鳥やへ、駿河町田中屋善四郎と言者、川鳥の巣子生立候持越、至宜敷飼立、餌もホトにして常の鳥のごとく、籠にて飼置候ゆへ、度々右の善四郎の旅宿へ參、川鳥の飼立よふを習候得共不ㇾ教、依而揣旅館に相招、得と相頼、教くれ候樣申候處、右善四郎も度々巣子を相落し、飼留メ候事不ㇾ叶、夫より工夫にて鱸に十分餌を堅く合せ（○中略）丸め、夫にもくほうつきといふ虫を、丸めたる餌にぐる〳〵つけて飼しと也、是にて無口能生立上ルとの事を教し也、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕𪀚　唐韻云、𪀚（徳后反、漢語抄云、久呂止利、）黒色水鳥也、

〔類聚名義抄 九鳥〕𪀚（徳口、大口二反、水鳥、クロトリ、シナヘシラ、）

〔土左日記〕廿一日、（○承平五年正月）うの時ばかりに船いだす、（○中略）くろとりといふ鳥、いはのうへにあつまりをり、そのいはのもとに、浪しろくうちよす、かぢとりのいふやう、くろ鳥のもとに、しろきなみをよすとぞいふ、

〔吾妻鏡 五十〕文應二年（○弘長元年）六月三日癸巳、申剋御所北對西端與㆓臺所東間㆒、海黒鳥（海𪀚云云、又異本云云、其名非一、）飛落、和泉前司行方郎從等獲ㇾ之、即被ㇾ放㆓海邊㆒、　六日丙申、爲㆓和泉前司奉行㆒、昨鳥怪事、於㆓御所㆒被ㇾ行㆓御占㆒、晴茂朝臣已下病事火事之由勘申、此鳥貞應元年四月、死㆓寄前濱廳越等㆒、同年八月、彗星出現云云、

〔黒鳥考〕天保十五年二月、我亡父（○本居大平）の教子なる、伊豫國宇和郡野田村にすめる、二神重兵

衞永世といふより、黒鳥の鹽漬にしたるをおくりおこせたり、此あたり伊〇紀には見聞知らぬ鳥なれば、人々にも見せめではやすに、海邊などにをり〳〵行通ふ人のいへるは、こは本國にて磯鵯と浦人などのいふ鳥の雌にいと能く似たり、されどそは足短きを、是は足いと長くて異なりといへり、まづ黒鳥といふ名、すべて鳥の黑きをいふやうなれど、さにはあらで一種の鳥名なり、土佐日記正月廿一日の所に、〇中略其頭も黒鳥と云名あり、〇中略亡父は致子なる小原良直幷田伴存は、物產のまねびをたて、する人なれば、もたせやりて見せたるに、良直はこれは秧鷄の屬の形小なるにて漢名未考へず、四國九州邊にありて、くろ鳥といひて外に名なし、毒はなきものなり、痔疾などに用ゐる事あり、土佐日記和名抄などにも、名は見えたれど、形狀をいはざれば、それぞとは定め難しといひおこせたり、伴存よりも、これは漢名秧鷄なり、本草に肉味、甘溫無毒、治蟻瘻とあり、四國の產の黒鳥はヒクヒナにて、今鹽に漬たる故さは見えねど、生る時は、これよりや、足赤しと、いひおこせたり、〇中略さて此鳥南方暖國にのみありて、海邊にすむと見ゆれど、うちまかせたる水鳥にてはなし、水面にはおりたゝずとおぼしくて、足に水かきはなし、〇下略

〔新撰字鏡 鳥〕䴉 似會反、桑飛、又巧婦、豆〇支、　鴾鵇 二字豆〇支、又云太〇字、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鴇 玉篇云、鴇、音嘲、和名豆〇木、赤喙自呼之鳥也、楊氏漢語抄云、紅鶴、和名上同、俗用鴾字、今按所出並未詳、

日本紀私記云、桃花鳥、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕今本玉篇鳥部云、鴇鴇鵻、剖葦似雀青斑、居葦、即上文所載蘆虎、此所引恐有誤、〇中略按食物本草鷺條云、紅鶴、相類色紅、又毛詩正義引陸璣云、楚威王時有朱鷺、合沓飛翔而來舞、孔穎達曰、鳥名白鷺赤者少耳、

〔類聚名義抄 九鳥〕紅鶴 ツキ、未詳、　鴾 タウ　ツキ　䲹䳄鵫鴇 二或二正、音保、大鳥、　鳲 音尸、鳲鳩、布穀、〇コ〇クツ〇キ、　鴇 音嘲、ツキ、

〔伊呂波字類抄 動物部〕鳭ツキ亦タウ　桃花鳥ツキ　紅鶴同　鴾同俗用之、

〔碩鼠漫筆 五〕稻負鳥考○中略

按に鳭は字書どもに見えず、恐らくは鵃を鴾に誤り、再び鳭に誤れるなるべし、鵃は字彙に鳥老切、鳥名也、鵃或作と見えて、實は鵃(ツミ)とも決めがたし、太宇はもし鳭の音か、或は豆岐を訛れるにも有べし、鳭は今本玉篇を見るに、鳭丁幺切、又作幺切云々、又竹交切とありて、鳭字に作りたれど、宋本爾雅に、鳭鷯剖葦と見えたれば、鳭に作れるも誤りならじ、龍龕手鑑はた鳭と見えたり、但爾雅の郭璞註に、好剖葦皮食其中蟲、因名云、江東呼蘆虎、似雀青斑長尾とあれば、こは鷦鷯(サヽキ)にて鴾には當らず、紅鶴は所謂朱鷺にて、是はた鴾とせしは違へり、本草綱目巻四十七、水禽類鷺の註に見えたり、桃花鳥は所出詳かならねど、鷦鷯を桃雀ともいふ事、本草綱目巻四十八、原禽類に見えたれば、是も夫等よりまぎれたる名ならん、但安寧天皇紀、諸陵式等に、桃花鳥田、垂仁宣化兩天皇紀に、桃花鳥坂とあるは、古事記中巻の衝田、神武天皇紀の築坂と同じければ、これを鴾としたる事も、いと古くよりのならひと見えたり、鵃鮑鳭鴇は實に同じかるべし、玉篇に鳭布老切、鳭性不止樹、鵃同上、集韻に鴇鵃鮑鴇、說文鳥也、肉出尺胾、或作鵃鮑鴇、亦書作鳭、字彙に鴇博考切、鳥名、似鴈而大、無後趾など見え、本草も水禽類に載たれば、是ぞよく都岐には當れる、鴈は鴈鳩にて鳩類なれば、こは誤なる事いふまでもなし、鴾は玉篇に、莫侯切、鴾母、卽鴽也、郭璞云、青州呼鴾母とあれば、鶉ならん事論なるを、其字體鴇に似たれば、おのづから誤れるなるべし、

〔東雅 十七 禽鳥〕桃花鳥ツキ　日本紀に桃花鳥讀てツキと云ひけり、倭名抄には玉篇を引て鳭はツキ赤喙自呼之鳥也、楊氏漢語抄の紅鶴、名上に同じ、俗に用鴾字、今按所出並未詳と註せり、鳭の字爾雅に鳭鷯といふ名は見えたれど、此にしてツキといふものとは見えず中略○註　楊氏が云ひし紅鶴

は、食物本草に、紅鶴は鷺の類にして色紅、禽經所謂朱鷺是也と見えしもの卽是也、國史に桃花鳥と玄るされしは、我國の方言に出しも知るべからず、鴇の字の如きは、我國の俗の創造せし所なるべし、ツキの義不詳、又俗にトキと云ひしは、其語の轉なり鴇の字年に從ふにはあらず、詩經に見えし鴇也といふ說あり鴇は今俗に野雁といふもの、紅鶴にはあらず、

〔本朝食鑑 五水禽〕鴟 訓豆木、或曰登木、

釋名紅鶴 漢語抄 鴇古俗字 桃花鳥 日本紀私記、必大按、漢語言紅鶴者、李時珍所謂紅鶴、或曰朱鷺是也、鴇者古俗字、今亦用之、或馬色相似者亦號鴇毛、桃花鳥亦以毛色相似而名之、鴟、源順曰、玉篇云音嘲、赤喙自呼之鳥也、和名訓豆木、

集解鴟似白鷺、無冠毛而帶紅、翮莖最紅、能高飛、能宿水、能巢樹、能懸梢、能捕魚、其形態悉不殊于鷺類、其味雖美、有臊氣、煮之則脂肪如紅玉之浮水、故食之者少、亦不為上饌、惟湖澤蘆荻之間偶見之、為佳麗之禽、然欲畜之、全不知馴人也、

肉、氣味甘微溫無毒、主治、能調婦人之血症、

〔本朝食鑑 六華和異同〕鴟

汪機曰、紅鶴相類色紅、禽經所謂朱鷺是也、本邦自古作鴇字、馬毛白而帶赤者號鴇毛ツキゲ也、

〔和漢三才圖會 四十一水禽〕朱鷺 紅鸛 鴟音嘲 鴇所出未詳 唐鳥 桃花鳥日本紀私記、和名豆木、○中略

按、朱鷺俗云止木、一云唐鳥、東北海邊多有之、似鷺而無冠毛帶紅、翮莖最紅、其觜黑長而末勾、頰亦有紅色、脚赤翅白皂色、能高飛、巢樹宿水、肉有臊氣、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二水禽〕鷺○中略

一種ツキ古名ハ一名トウ上同トウノトリ、トキ、桃花鳥日本紀ハナクタ、江州ダヲ、奧州是紅鶴ナリ、盛京通志ニ、紅牙背白翅微紅故名、其羽可作箭翎ト云モノ同物ナルベシ、形白鷺ニ似テ、頂ニ長毛ナシ、背ハ灰色、翅裏ノ羽淡紅色、翮莖最紅ナリ、飛ブ時下ヨリ望見レバソノ色美ハシ、羽ヲ楊弓ノ箭ニ

鷗

用ユ、常ニ深林ニ集ヒ、朝ニ遠去テ申後魚ヲ含ミ歸ル、群鳴甚喧シ、群鳥鵄ノ如クシテ濁ル、棲トコロノ樹下草木生ゼズ、糞ニ毒アル故ナリ、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕神寶二十一種〈○中略〉
須我流横刀一柄〈柄長六寸、鞘長三尺、其鞘以金銀泥畫之、柄以鴾羽纏之、〉

〔古今著聞集 九弓箭〕此むつるの兵衞尉懸矢をはがすとて、とうの羽を求けるが、不足しければ、郎等共に、もしや持たるとたづねければ、上六大夫といふ弓の上手聞て、此邊にとうやはみ候、見よといひければ、下人立出てみて、只今河より北の田にはみ候といふを聞て、則弓矢を取て出たるに、とう立て南へとびける、〈○中略〉成所に的弓射けるに、晩に及ければ、明日や勝負すべきなど、人々いひける所、源三左衞門尉翔來りけり、〈○中略〉左衞門尉平助綱は、つや〳〵弓引はたらかす事叶はざりけるもの也けり、家の棟にとうの飛きてゐたりけるを、是はいむなる物をと思て、立出てみるほどに、下人左右なく弓矢をとりて、あたへたりければ、なほざりにとりて、いたりける程に、あやまたず射おとしてけり、

〔大塔物語〕長秀〈○小笠原〉其日出立、〈○中略〉鴾焦羽作矢負者百人、〈○下略〉

〔武江產物志〕水鳥類　紅鶴〈とき〉千住

〔新撰字鏡 鳥〕鷗〈烏侯反、水鷄白佐支、又海〇加〇毛〇、〉

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鷗　唐韻云、鷗〈烏侯反、和名加〇毛〇米〇、〉水鳥也、兼名苑云、一名江鷖、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕按玉篇、鷗、水鳥也、孫氏蓋依之、說文、鷗、水鴞也、山海經云、鷗水鴞也、吳都賦注、引蒼頡篇曰、鷗大如鳩、列子黃帝篇借漚字、李時珍曰、鷗生南方江海湖溪間、形色如白鴿及小白鷄、長喙長脚、群鷗耀日、〈○中略〉江鷖之名未聞、李時珍曰、江夏人訛爲江鵝、

〔類聚名義抄 九鳥〕鷗〈音謳、水鳥、カモメ、〉　江鷗〈カモメ〉

〔下學集上氣形〕鴎カモメ日本所謂都鳥者歟

〔藻鹽草十鳥〕鴎

かもめゐるふぢゑのうらや　かまめ かもめの事也　鴎うかぶ　おきの鴎　鴎なく　鴎むれゐて

〔和爾雅六禽鳥〕鴎カモメ水鴞、鷖、並同、　江鴎カハカモメ　海鴎ウミカモメ

〔物類稱呼二動物〕鴎かもめ　中國にうはみと稱す、肥前にてねこどり、又大雁かはがんといふ、沖にすむ鴎は大なるもの也土佐國にてかごめ共いふ、上總及武の品川にてうみねこ、本牧にて濱ねこ、とも呼ぶ近江にて苗代鳥、又ねこさぎといふ、

鴎の鳴く聲猫のなくに似たり、故に異名とす、萬葉集に加萬目、又鴨妻と書り、鴨妻とは鴨のごとくにして、小すこしきなるをいひしなるべし、一説に、沖にあるをかもめ、磯に集をいそちどり、河に詠合するを都鳥といふと、直龍翁の說なり、未詳、

〔東雅十七禽鳥〕鴎カモメ　萬葉集には加萬目としるして、カマメと讀み、また鴨妻としるして、カモメと讀みけり、カマメといひ、カモメといふ、只其語の轉せしにて、異れる物とは見えず、カモメといふ義の如きは不詳、カモメとは、即鴨妻の義にて、鴨の如くにして小しきなるをいひしなるべし、

〔庖厨備用倭名本草十水禽〕鴎タウ〇中略　元升〇向井曰、余長崎海邊ニテ海鴎ハ常ニ目ナレヌ、其形狀ハカモニ似テ、毛ナミフクヤギ、色白クシテ雪ノ如シ、カモヨリホソク頸長カラズ、喙ト脚トモ長カラズシテ色赤シ、常ニ海上ニアリテ浪ト浮遊ス、時ニ洲渚島嶼ニ休ス、飛コト急々ナラズ、其性靜也、或人曰、江州湖水邊ニ鴎アリ、常ニ田澤中ニアリ、其色蒼黒ニシテ脚アカシ、海鴎湖鴎ノカハリナルニヤ、

〔本朝食鑑五水禽〕鴎加毛米和名訓ニ

集解、鴎者輕漾如漚、海者曰海鴎、江者曰江鴎、湖河溪川亦居、然非不通江海處而居者少矣、頭背灰白、

腹白觜脚紅、毎群集漁浦、以貪腥鮮而喧譟、不然則汎泛于萬里清波、閑如忘機、江東最多、人未食之、又一種有大鷗者、其羽翮黑白相交作斑、取之造瓶器、南海間有之、

〔本朝食鑑 六禽 和異同〕鷗

鷗之形色華和相同、然輕漾隨潮往來、或沙上閑眠、則有忘機靜盟之心也、在其漁浦與烏鳶爭腥、則不殊鵜鶘之貪性耳、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二水禽〕鷗　カモメ萬葉集　カマメ同上　ナハシロドリ江州　ミヤコドリ伊勢物語

一名漚鳥列子　白鷗揚州府志　婆娑兒清異錄　忘機友花鳥爭奇　知機叟事物異名　江鷹訓蒙字會　閑客潛確類書

江湖ニ多シ、常ニ漁浦ニ群聚シ魚ヲ貪リテ喧シ、網ヲヒク時、魚ノ水上ニ跳上ルモノヲ接シ食フ、形鳩ヨリ大ニシテ觜尖リ長シ、脚ト共ニ赤色ナリ、頭背灰色腹白シ、家庭ニ畜ヒ、乾小魚ヲ食シムレバ善ク馴ル、然ドモ夕ニ至リテ自樹ニ入ルコトヲ解セズ、是江鷗ナリ、海鷗ハオホカモメ、一名シミカモメ、コブ、佐渡ゴメ、奥州カゴメ、土州オホガン、肥前子コドリ、筑前ウハミ、中國子コサギ、筑後ウミ子コ、上總ハマ子コ、武州本牧シホコヒドリ、泉州是海中ノカモメナリ、形江鷗ヨリ大ニシテ茶褐色、又黑白斑駁ナル者アリ、潮來ル時必群飛シテ鳴ク、ソノ聲コブ〳〵ト聞ユ、潮ヲ呼ノ意ニテ、シホコヒドリト云フ、海鷗一名、海猫兒訓蒙字會　隨波海翁名物法言　碧海舍人典籍便覽　潮鳧廣東新語　一種ワシカモメハ、形鷗ヨリ大ナリ、白灰色ニシテ黑斑アリ、目觜脚共ニ黄色翅ハ灰白色ニシテ端黑シ尾ハ長クシテ白色、首ハ鷲ニ似タリ、一種大灘カモメハ大鳥ナリ、翼ヲ張レバ六尺許アリ、目ハ黄赤色、觜ハ同色ニシテ青ヲ帶ブ、末曲リテアイサノ觜ノ如シ、脚ハ黄黑色、三指ニシテ蹼アリ、頭ハ黄色、胸腹ハ白色、

〔食物和歌本草 二〕鷗カモメ

都鳥

鷗たゞあまく毒なしかはきとめおもはず物にくるふにぞよき

〔萬葉集一雜歌〕天皇〈○舒明〉登香具山望國之時御製歌
山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山、騰立、國見乎爲者、國原波、煙立籠、海原波、加萬目立多都、怜國曾、蜻島、八間跡能國者、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年二月辛未、是夕當于禁中之上、有飛鳴者、其聲似世俗所謂海鳥鳴女者、其類數百群、或言非海鳥、是天狐也、宿衞人等、仰天窺望、夜色冥朦、唯聞其聲、不辨其貌焉、

〔日本紀略五冷泉〕安和元年四月一日癸丑、午刻鷗數百群飛宮中翔鳴、向北往、

〔催馬樂〕紀伊國
きのくにの、きのくにや、しらゝの濱に、眞しらゝの濱に、おりゐるかもめ、はれ、その玉もてこ、かぜしもふいたれば、なごりしもたてれば、みなぞこきりて、はれ、その玉見えず、

〔十六夜日記〕はまなのはしよりみわたせば、かもめといふ鳥、いとおほくとびちがひて、水のそこへもいる、岩のうへにもゐたり、
かもめ居る洲崎のいはもよそならず浪のかけこす袖にみなれて

〔武江產物志〕水鳥類　鷗〈隅田川みやこ鳥也〉

〔下學集上氣形〕鷗〈日本所謂都鳥者歟〉

〔八雲御抄三下鳥〕城鳥、すみだがはならでも、たゞ京近き河にも有、白鳥のはしあしあかきなり、

〔藻鹽草十鳥〕城鳥
すみだ河によめり〈又すみだ河ならでも、只の河にもあり、白鳥のはしと足あかき也、〉　堀江にもよめり〈ふなきほふ堀江の河のみなぎはにきゐつゝなくはみやこ鳥かも〉
わだのみ崎にも　みなぎはさらぬみやこ鳥　城鳥聞もしられぬ音をぞなく

〔十六夜日記殘月抄一〕輿清按に、都鳥の說あまたあれど、契沖阿闍利、季吟法印、眞淵翁などの伊物

の注に、鷗といはれしが、千古不易の確論なるべし、○中略さて都鳥のミヤは雅によりておほせ、コドリはよぶこどり、みさごどりなどの小鳥に同じく、大鳥に對へし稱なり、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二 水禽〕鷗

都鳥ハカモメノ屬ナリ、ソノ名始テ萬葉集ニ出ヅ、又伊勢物語ニモ見ヘタリ、コレニ數說紛紛タリト雖ドモ、阿州ニテ都鳥ト云ヒ、紀州ニテ紅カモメト呼モノヲ眞物トスベシ、春月ハ香魚子(アユ)ヲ追テ、潮ノ往來スル川上ニ登リ、水邊沙上ニ群ヲナス、形鷗ニ似テ背ハ灰色ヲ帶ビ、腹ト翼下ハ白色ナリ、故ニ飛ブ時ハ白ク見ユ、捕ヘ見レバ紅色ノウツリアリテ、至テ美麗觀ルニ堪ヘタリ、伊勢物語ノ文ニ能合ヘリ、又淸ノ周櫟園ガ閩小紀ニ、莆田九鯉湖中歐作鷗粉紅色嬌艷異常ト云ヘルモ此屬ナルベシ、ミヤコドリハ鷗ト雜リ居ル者ナレバ、鷗トヒロク見ル說モ穩ナレドモ、鷗ハ古ヨリカモメト云和名アリテ、都鳥トハイハズ、形狀ベニカモメニ似タレバ、即都鳥ナルコト疑ナシ、和歌者流秘事口傳ナドコトゴトシク云故ニ、今詳ニ辨ズト、桃洞遺筆ニ見ヘタリ、

〔萬葉集 二十〕布奈藝保布(フナギホフ)、保利江乃可波乃(ホリエノカハノ)、美奈伎波爾(ミナギハニ)、伎爲都々奈久波(キヰツツナクハ)、美夜故杼里香蒙(ミヤコドリカモ)、

右三首江邊作之○作者大伴宿禰家持

〔空穗物語 吹上之下〕なぎさより、都鳥つらねてたつをりに、はまちどりのこゑ〳〵なくをきゝて、あるじの君、

みやこ鳥ともをつらねてかへりなばちどりははまになく〳〵やへん、まゞうわか君をばまさになどて、

くもぢをばつらねてゆかんさま〳〵にあそぶ千鳥のともにあらずや、少將、

都鳥千鳥をはねにすゑてこそはまのつとゝて君にとらせめ、ゆきまさ、

きみとはゝいかにこたへん濱にすむちどりさそひにこしみやこ鳥などて一夜あそびあか

す、

〔伊勢物語上〕むかし男ありけり、○中略あづまのかたにすむべき所もとめにとてゆきけり、○中略むさしの國としもつふさの國とふたつが中に、いとおほきなる河あり、その河の名をばすみだ川となむいひける、その河のほとりにむれゐておもひやれば、かぎりなくとをくもきにけるかなとわびをれば、わたしもりはやふねにのれ、日もくれぬといふに、のりてわたらんとするに、みな人物わびしくて、京に思ふ人なきにしもあらず、さるおりしも、しろき鳥のはしとあしとあかきが、しぎのおほきさなる、水のうへにあそびつゝいをゝくふ、京には見えぬとりなれば、人々みしらず、わたしもりにとへば、これなん都鳥と申といふをきゝて、

名にしおはゞいざことゝはん都鳥我思ふ人はありやなしやと、とよめりければ、舟人こぞりてなきにけり、

〔後拾遺和歌集九羈旅〕いづみへくだり侍けるによる都鳥のほのかになきければ、よみ侍ける、

和泉式部

ことゝはゞありのまに〳〵みやこ鳥都のことを我にきかせよ

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕院御随身右府生秦頼方、みやこどりを或殿上人にまいらせたるを、成季にあづけられて侍りくゐ物などもしらで、萬の虫をくはせ侍も、所せく覺へて、ゆゝしきものかいなるによりて、小田河美作茂平がもとへやりてかはせ侍しを、建長六年十二月廿日、節分の御かたゝがへのために、前相國○藤原兼經の富小路の亭に行幸なりて、次日一日御逗留ありし、相國みやこ鳥をめして叡覽にそなへられけり、返歌つかはすとて、少將内侍紅のうすやうに歌を書て、鳥につけて侍ける、

春にあふ心ははなのみやこどりのどけき御代のことやとはまし、おとゞ又女房にかはりて、

檀紙にかきておなじくむすびつけゝる、

すみだ川すむとしきゝしみやこ鳥けふは雲井のうへに見るかな、此事兼直宿禰つたへ聞て、本主に申こひて見侍て返すとて、

都鳥芳名、昔聞萬里之跡、微禽寄體、今遂一見之望、畏悦之餘、謹述心緒而已、

前三河守卜部兼直上

にごりなき御代にあひみるすみだ川すみける鳥の名をたづねつゝ、

〔十六夜日記〕廿日、（〇中略）鳴海の潟を過るに、しほひのほどなれば、さはりなくひかたを行、（〇中略）すみだ川のわたりにこそありときゝしかど、みやこどりといふ鳥の、はしとあしとあかきは、此うらにもありけり、

ことゝはんはしとあしとはあかざりしわがすむかたのみやこどりかと

〔廻國雜記〕十月（〇文明十八年、中略、）隅田川のほとりにいたり、（〇中略）猶ゆき〳〵て川上にいたり侍りて、都鳥たづね見むとて、人々さそひけるほどに、まかりてよめる、

ことゝはむ鳥だに見えよすみだ川都戀しと思ふゆふべに

思ふ人なき身なれども隅田川名もむつましき都鳥哉

〔有德院殿御實紀附錄十六〕寬保のはじめ、冷泉大納言爲久卿參向ありし時、靈元上皇うち〳〵御所望ありしは、都鳥の事古說分明ならざれば、叡覽有たしとなり、公（〇德川吉宗）聞召れ、都鳥は墨田川にのみすめるもの、やうにいひ傳ふるといへども、實は今も彼所に多く群ゐる鷗の事をいひしなるべし、鐵砲にて打とり、其さまをよく〳〵うつして、爲久にみすべしと仰ありしかば、小納戶松下伊賀守當恒うけたまはりて、たゞちに墨田川にゆき、綾瀨のほとりにて、大小の鷗ふたつ打取て來りしを、岡本善悅豊久（同朋格）に、其眞をうつさせ、爲久卿の旅館に賜りぬ、其後成島道筑和

歌の事により、かの旅館にまゐりしついで、家司中川右近清基に逢て、かの都鳥はその日たゞちに鐵砲にて打ころし、露たがはず寫して進らせられしなりとかたりしかば、爲久卿はさらなり、同じく參向ありし顯胤卿をはじめ、つきそひきたりし京人までも、これをきゝ、舌をふるつて、武備おごそかなるを畏れしありさまなりとぞ、のち爲久卿、巨勢大和守利啓について、謝恩の和歌をたてまつらる、

都鳥うごくばかりのうつし繪にこめけむ筆の心をぞしる

〔類聚名義抄 九鳥〕鵆チトリ

〔饅頭屋本節用集 知畜類〕千鳥チドリ

〔藻鹽草 十鳥〕千鳥冬の物也、但秋にもよめり、

さ夜千鳥　友千鳥友まとふなども、又ともよびかはしなども、　ともなし千鳥　むら千鳥　河千鳥、浦千鳥　はま千鳥　ゆふ千鳥　夕なみ千鳥ないくなと云り　いそ千鳥又さしでのいその濱千鳥共云り　なく千鳥の聲〇註略　あかしの浦によめり　千鳥のあそぶさは河　すたく千鳥集也　河千鳥すむ澤萬　島わたれ讀也　なぎさにきゐる夕千鳥　ともよばふ千鳥　千鳥足　島千鳥　さ夜千鳥とをよる奥　やちよと鳴　千鳥ともくして　むれゐる千鳥

〔東雅 十七禽鳥〕鷗カモメ〇中略　其類にして小なる潮に隨ひて、往來ふものを千鳥といふ、此物の名は火火出見尊の御歌にも見えて、万葉集には、乳鳥とも知鳥とも智鳥とも志るせり、其義不詳、漢物異名記に、鷗の別類、群鳴喧噪隨潮、謂之信鷗と見え、泉州府志に、質小而輕迅、謂之信鳥と見えて、李東璧本草には、信鳧と云ひしもの、即此にチトリといふ是也、チトリとは其群の多きをいふ事、猶百千鳥などいふ事の如くなるべし、

〔本朝食鑑 五水禽〕鵆訓知止利

釋名、千鳥、俗稱、鴴、字書曰、昔衡、荒鳥又飛鳥未詳、千鳥者此鳥百千爲群、飛鳴于水上、故名、歌人用此名、萬葉集作乳鳥、又作智鳥、此皆據音假字乎、

集解、鴴類鴎似春令而微小、頭蒼黒頰白、眼後有黒條、背青黒翅黒、俱無斑紋、腹白胸黒、嘴亦蒼黒、尾短略黒、脛黄青而細長、百千成群、飛鳴呼侶、常居江海川澤之邊、冬月最多、故歌人詠寒夜之悲鳴也、其味最美、而供上饌、通俗以形味之相似、爲鴎之種類、亦可也、一種有頭背翅俱黒、腹白尾黒似燕有岐、或如飛魚之尾者、常群飛于江上、身輕翔翻如流、甚迅疾如不能見、亦稱千鳥、播之海上、遠之江中、毎多有之、剪紙作片、以擲于彼、則喜飛而弄之、其氣味未詳、

肉、氣味、甘温無毒、主治、能補氣血、

〔和漢三才圖會 四十一 水禽〕鴴 音衡　千鳥 俗、萬葉集爲乳鳥、又爲智鳥、○中略

凡鴴種類甚多、有四十八品云、皆有少異、蓋諸鳥脚三指皆有前、杜鵑三指前、二後一、鴴四指前三後一、唯此二物異他鳥矣、

〔飼籠鳥 十四〕千鳥 歌書　古歌に千鳥と詠るは、諸鳥の群を指して云、又川風寒み千鳥鳴くなりとよみしは、江河の鳥を云といふ説あれども、古人は其鳥の事にあづからず、只意を寄るのみなり、又鴴の字を用るは、今の江河の千鳥を云物なり、此鳥の水邊を行歩ずる事、其波の去來に隨て歩むより出たるなり、俗に是を千鳥歩みと云も、此鳥の行歩より出たる語なり、鴴の字は字書に荒鳥又飛鳥とありて、此鳥の名とするに明しがたし、又冬燕に當つ、これも據なし、則鶺鴒の一種なるべし、諸州とも海邊及池沼の邊に來る、其形白鶺鴒に似て尤も大に、背上は灰色にて、腹は白し、尾短く觜黒く細長し、足は至て高く、其歩む事人の行歩を移すが如し、冬夜飛て啼く、甚寒鄉の意ありて靜なり、五月に水上の藻中に巢を作りて卵をなす、雛を取て虫飼にて飼ふべし、折々聲を出すことの水邊にて鳴がごとし、常に片足を擧て獨足鳥のごとし、飼法虫飼にて鶺鴒の類のごとし、

〔食物和歌本草 二〕鴴(チドリ)

千鳥冷久しき泄痢とまりかね小便もぶり足のはるゝに　千鳥よく五疳の藥精をます久敷行歩叶はぬによし

〔古事記上〕此八千矛神、將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、〇歌略　爾其沼河比賣、未開戶、自內歌曰、夜知富許能、迦微能美許等、奴延久佐能、賣遠志阿禮婆、和何許許呂、宇良須能登理叙、伊麻許曾婆、知杼理遠阿良米、能知波、那杼理爾阿良牟遠、伊能知波、那志勢多麻比曾、伊斯多布夜、阿麻波世豆迦比、許登能、加多理碁登母、許遠婆、

〔古事記傳十一〕宇良須能登理叙は、浦渚之鳥ぞなり、萬葉六四十六丁に、汭渚爾波千鳥妻呼〇註略　とよめる類を云、又七十四丁に、直方之、湊之渚鳥、浪立巳、妻唱立而、邊近著毛、十一四十三丁に、大海之、荒磯之渚鳥〇中略　これらの渚鳥は、一ツの鳥ノ名の如くも聞ゆれど、みさごのことなりといふは、推當の說なるべし、今此の歌ノ詞と照して見れば、たゞ洲に在ル鳥なるべし、〇中略　伊麻許曾婆、知杼理遠阿良米、〇註略　千鳥は、書紀瓊々杵尊の大御歌にも、播磨都智耐理とよみ賜ひ、日代宮段歌にも見えて、古歌に常多くよめる鳥なり、然るを字鏡にも和名抄にも、此鳥の見えぬはいぶかし、　さて此は上の浦渚の鳥ぞを承たるなれば、今こそは浦渚ノ鳥ならめと云意なるを、歌の調さは云難き故に、言をかへて千鳥とは云り、

〔日本書紀二神代〕一書曰、〇中略　豐吾田津姫恨皇孫〇彥火瓊瓊杵尊不與共言、皇孫憂之、乃爲歌之曰、憶企都茂播、陛爾播譽戾耐母、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽、播磨都智耐理譽、

〔古事記中神武〕爾大久米命、以天皇之命、詔其伊須氣余理比賣之時、見其大久米命黥利目而、思奇歌曰、阿米都々、知杼理麻斯登々、那杼佐祁流斗米、

〔古事記中景行〕於是化八尋白智鳥、翔天而向濱飛行、智字以音　爾其后及御子等、於其小竹之苅杙、雖足䟺破、忘其痛以哭追、此時歌曰、〇中略　又飛居其礒之時歌曰、波麻都知登理、波麻用波由迦受、伊蘇豆多布、

〔古事記傳二十九〕此御歌は、先濱つ千鳥とは、下に濱云々礒云々を云む料に、かの白智鳥を、千鳥

に譬へてよみ賜へるなり、千鳥は、濱磯にむれと在る鳥なればなり、されば、此歌に依て、彼白智鳥を千鳥ぞと心得るは非なり、彼鳥、千鳥なる故に如此よみ給へるには非ず、彼白智鳥は、何れの鳥にまれ、此はたゞその千鳥に譬へたるなり、よくせずはまぎれぬべし、

〔萬葉集三雜歌〕柿本朝臣人麻呂歌一首

淡海乃海、夕浪千鳥、汝鳴者、情毛思努爾、古所念、

長屋王故鄕歌一首

吾背子我、古家乃里之、明日香庭、乳鳥鳴成、島待不得而、

〔萬葉集十九〕十二日、〇天平勝寶五年正月侍於内裏聞千鳥喧作歌一首、

河渚爾母、雪波布禮々之、宮之裏、智杼利鳴良之、爲牟等己呂奈美、

〔拾遺和歌集四冬〕題しらず　貫之

おもひかねいもがりゆけば冬の夜の川かぜさむみちどりなくなり、

夕さればさほの川原の河霧にともまどはせる千どりなく也　紀友則

〔枕草子三〕鳥は

川ちどりは、友まどはすらんこそ、

〔十六夜日記〕廿日、〇中略鳴海の潟を過るに、しほひのほどなれば、さはりなくひがたを行おりしも濱千鳥いとおほくさき立て行も、しるべがほなる心ちして、

濱千鳥なきてぞさそふ世中にあとゝめんとはおもはざりしを

〔常山紀談一〕太田左衛門持資は上杉宣政の長臣也、〇中略宣政下總の廳南に軍を出す時、山涯の海邊を通るに、山ノ上より箭を射かけられんや、又潮滿たらんやはかりがたしとてあやぶみける、折ふし夜半の事なり、持資いざわれ見來らんとて馬を馳出し、やがて歸りて、潮は干たりといふ、い

かにして去りたるやと問ふに、遠くなり近くなるみの濱千鳥鳴音に潮のみちひをぞ去るとよめる歌あり、千鳥の聲遠く聞えつといひけり、

〔筆のすさび 中〕萬葉集に、出雲守門部王思京歌、

飫海乃、河原之乳鳥、汝鳴者、吾佐保河乃、所念國とあり、和名抄に出雲國意宇郡國府とあり、この時世の王政は郡縣なれば、門部王出雲の任に往きて、奈良の京を懐ふてよみ給へるなれば、歌の心自ら明らかなり、されば先年出雲松江の大守疾篤きとて、京醫畑柳安法印を招て治せしむ、法印松江に滯留間、種々の饗應ありし中に、ある夜庭前沙上にて千鳥を鳴かせきかさんとて、數千羽の千鳥を庭上に放ちて啼さしめ給ふ、古今の佳興いふべくもあらぬ嘉饗にてありしよしなり、是珍しき饗應のみにあらず、深き趣ありてなり、出雲の洲には古くよりこのごとく千鳥をよみて旅況によせた古實に愜ひて風流の趣、文雅の趣、まことに嘆賞すべき事にてありし

〔武江產物志〕水鳥類 信鳥(ちどり) 佃島、洲崎、中川邊、 ○○○○○なきのかもめともいふ、

〔風俗文選 三譜〕百鳥譜 支考

星月夜のおぼつかなき比は、磯のちどりのおほくあつまりゐて啼は、心もきゆべくてかなし、ただ人の別墅なる所に、水の湛もいと淺くて、晝は來馴てあそぶらん、戶などかゐやりたる音に驚て、忽二三聲のすみ行は、其あとも遙に見送られて、河風寒しと思ひ出たるは、またるゝ人もなくて何にかはせむ、

〔書言字考節用集 五 氣形〕鴗(ウトフ) 未詳 善知鳥 同

〔藻鹽草 十 鳥〕やすかた。

子をおもふ涙の雨の笠の上にかゝるもわびしやすかたの鳥、太神宮へ勅使下てうとふやすかたと云鳥を取て、三角柏と云樋に備て、神供にたてまつると也、此鳥取物は表笠をきてとる也、其

故はすなの中に子をうみてかくしたるを、母鳥のうとふがまねをして、うとふ〳〵とよべば、やすかたと云てはい出るを取と也、其時母空にかなたこなたへつきありきて、鳴涙雨のごとくにちにてふる間、其涙かゝりて身のそんずる故に、みのかさをきる也、

〔大和本草水鳥十五〕善知鳥(ウトフ)　若水曰、奥州ノ津輕外(ソト)ノ濱ノ邊ニ多シ、其形バンニ似テ味(クチハシ)脚モバンニ似タリ、頭ハ鳧ノ如シ、嘴ノ上ニ肉角アリ、赤色也、脚赤シ、背ノ毛淡黑、腹ノ毛白色、是バンノ類ナルベシ、漢名未詳、善知鳥ハ國俗ノ所稱ナリ、

〔和漢三才圖會水禽四十一〕善知鳥　正字未詳　俗云宇止布

按善知鳥鷗之屬、形色似鷗而背黃末勾、脚淡赤色、奥州卒土(ソト)濱有之、特津輕安潟浦邊多、

信鳧　本綱、鷗之屬、隨潮而往來、謂之信鳧、

按隨潮來往形小於鷗、脚赤背末亦微赤者、俗呼曰由利鷗、恐是信鳧矣、善知鳥亦近于此、

〔本草一家言鳥四〕善知鳥　津輕靑森村安方町有池、池中有鳥、狀如鳥、而翅黑腹下白嘴赤色、且尖脚長四五寸色黃、名之曰善知鳥、其聲如云鳥登宇、故得名、俗間謠曲有善知鳥謠、卽指此物也、

〔烹雜の記前集上〕多湊(さはと)ぶり

佐渡國雜太郡相川の鎭守を善知鳥大明神ト號す、（[illegible]官市[illegible]津）神明春日の兩社同所に相並て立せ給ふ、これを相川の三社と稱せり、土俗の說に、善知鳥の神社は周景王のおん女を祭るといへり、○中略祭る神こそ定かならね、善知鳥は出崎といふがごとし、陸奥の方言に、海濱の出崎をうとふといふ、外濱なる水鳥に、背は大くて眼下肉づきの處、高く出たるあり、故にこれをもうとふといふ、彼鳥の背に喩て出崎をうとふといふか、出崎に比て彼鳥をうとふといふ歟、何にまれさし出たる處をうとふといふは、東國の方言なり、美濃の御嶽驛の東にうとふ村あり、信濃にうとふ坂あり、いまは鳥頭と書、これらみなさし出たる處なれば、うとふといふなるべし、さてうとふを善知

鳥と書なしは、此鳥甚しく人をおそれ、又よくその友を愛す、もしその一隻を獵師に捕る丶ことあれば、もろ鳥そのほとりを翔めぐりて鳴こと甚く、涙を落す事雨の如しとなん、故に善知の二字を當たる歟、又鵆とも書り、その義詳ならず、予〇瀧澤解曩に善知鳥の寫眞一張を獲たり、その丶ち又善知鳥の腸を脫て、乾たるを見しに、前に獲たりし圖と大かた違ず、鳥の大サ小鴨に類して、羽はうす黑色なり、羽の色すべて雉子鴿といふものに似たり、觜は太くして前尖り、横に𤓰如此に陷たる處ありてすぢの如し、觜よりつゞきて、眼下肉づきの所高くさし出たるが、その色本は薄紅、すゑは黃に黑色を帶たり、鴛にすこし似たるやうなれども、大に同じからず、眼下に白毛垂て髯の如く、足に水搔ありて、腹はすこし白し、水鳥の足は大かた後へよりてつくものなれど、この鳥はわきてその足臀にありて尾はいと短し、今つばらにこ丶に圖す〇圖略舊說に、善知鳥は親をうとふといひ、子をやすかたといふといへり、一書に、此鳥砂中にかくして子をうむなり、獵師おやのまねをしてうとふ〳〵といへば、やすかたとこたへてはひ出るといへり、これによりて、みちのくの外が濱なるよぶ子鳥なくてふ聲はうとふやすかた、といふ歌はいできにたれと、いとおぼつかなきことなり、この鳥は、荒磯の中にて、安かるべき干潟をたづねて子をうむゆゑに、親を出崎に比てうとふといひ、子を干潟に喩てややすかたといふといはゞ、おだやかに聞ゆべし、しかれども邊境近塞のことは、傳聞の悞多かり、今推量をもて說べからず、秘藏抄に、

　ますらをのえむひな鳥をうらふれて涙をあかく落すよな鳥

これによりて、善知鳥の異名を、よな鳥といふ、その子をえむひな鳥といふよし、注に見えたり、これ又悞なるべし、一書に、これをことわりて云、えんひな鳥とは、その名にはあらじ、將獲雛の義歟、しからずばますらをのえんひな鳥とつゞくことといかゞ、よな鳥のなは助字にて、涙をあかくおとすよ鳥とよめる歟、只うとふのことを詠るのみにて、異名にはあらざるべしといへり、又一說

に、よな鳥は善知鳥の異名なり、この鳥子を捕られ、友をとらるゝときは、必よゝとなく故に、よな鳥といふといへり、人のかなしきにこそ、よゝともなかめ、鳥のかなしむ時、よゝとなくといふは、いよ〳〵受がたき事なり、むかしより外が濱にては、うとふとも呼つらめ、みやこ人はその名だにしかとしらざる鳥にやありけん、なほ考ふべし、

〔當代記〕慶長十二年六月、宇都宮主奥平大膳大夫家綱ヨリ、善知鳥ト云鳥ヲ、父美濃國加納奥平美濃守信昌エ進獻、此鳥謠ニ有間、日來有レ見物度ト依レ存分如レ此、前ヨリ鹽ニ漬來彼鳥ノ體、觜ハ鴿ノ箸ノチイサキ物也、頭ハ猪ノシカリ毛ノ如シ、トサカ有レ之、水鳥ノ如シ、水カキ有、但カケ爪ナシ、鳥ノ大サハアヂト云水鳥ノ少長キ物也、生タル時鳴聲千鳥ノ聲ノ高キ物也ト云々、子ヲ平砂ニ生捨ケルガ、我トソダチケルト也、生立ケレバ親ヲ養アルト也、此レ善知鳥也、

〔謠曲〕善知鳥

後シテ下 陸奥の、そとのはまなる、よぶこ鳥、なく成聲は、うとふやすかた、〇中略 上シテ中に無慙やな此鳥の、同をろかなるかなつくばねの、木々の梢にもはをしき浪のうきすをもかけよかし、平砂に子をうみて落雁の、はかなや親はかくすと、すれどうとふと呼れて子はやすかたと答へけり、

信天翁

〔和爾雅六禽鳥〕信天翁(アホウドリ)(ライ)一名漫畫、見ニ潛確類書一、

〔物類稱呼二動物〕信天翁らい　九州にてらいと云、土佐國にてとうくらうと呼、丹後にてあほう鳥と云、長門國にては沖のたゆふと云、此鳥うす青く白し、嘴長く脚赤し、海邊にあり、

〔大和本草十五水鳥〕信天翁(ライ)　鵰ニ似タリ、淡青白色ニシテ喙長ク少ソレリ、脚赤シ、海邊ニアリ、雁ヨリ大也、〇中略 本草綱目鵜鶘ノ集解ニ信天翁ト云者即是也、食ヲ不レ食鳥ナリ、又漫畫ト云鳥アリ、終日食ヲ求メ貪ル、此二物其性貪廉異リ、潛確類書、事言要女、群談採餘、瑯琊代醉等ニモノセタリ、ライ

ハ、一名信天縁ト云、此鳥羽ヌクル時アリ、飛事アタハズ、往々人ノタメニ得ラル、又食ヲ求ルコト
アタハズ、故ニウヱテ死ス、味不好、陶九成錄、瀛漠二州之境、塘濼之上、有禽二種、其一類鵠、色正蒼而
喙長、凝立水際不動、魚過其下則取之、終日無魚亦不易地、名曰信天縁、其一類鶩、奔走水間腐草泥沙、
唼唼然盡索乃已、無一息少休、名曰漫畫、信天縁若無能者、乃與漫畫均度一日無饑色、而反加壯大、二
禽稟性不同如此、或曰泥晃(ドロガモ)ウカル、觜廣(ハシヒロ)此三種皆晃ノ類ナリ、終日食ヲ求テ不休、漫畫ハ此内ノ一
種ナルベシ、

〔八丈物產志二〕シ。ラ。プ。ハ沖ノカモメ、又馬。鹿。鳥。トモ云、南海ニ多住ムヨシ、鳥ノ形大ヒニシテ、羽ヲ
廣グレバ六尺餘モアリテ、シラプハ白ク、ク。ロ。プ。ハ黑シ、此ノ島ノ辰巳ニ當リ無人島アリ、其島ニ
多クスムヨシ、先年松兵衞ト云船乘漂流シテ其島ニ著タリ、再ビ國地ヘ出ントテ小舟ヲ作リ乘
出シ青ケ島ニ著ス、船夫ヨリ島ヘ渡リ物語セシヨシ聞傳フ、此鳥ノ味ヒ愚村〇大某モヨクシレリ、鷄
ノ如クニシテ惡シキニホヒアリ、骨ハカタク食シガタシ、或云、是ハ唐山ニテ信天翁ト云モノニ
テ、方言澳ノホウコラウトモ云ヘリ、肉ニ毒アルモノナリ、

〔笈埃隨筆八〕雜說八十ケ條
伊豆海上に每年春夏の交ひに、鵜に似て大き成鳥來る、土人其鳥の來るを候として種を下す、號
て沖。小。僧。と稱す、此鳥極東南の大洋にありて群をなすと、無人島に住故に人を恐れずといへり、

鸕鷀

〔新撰字鏡鳥〕鸕耶都反、鵜、字、　鷀才資反、字、
〔本草和名十五獸禽〕鸕鷀仁諝盧茲二音一名蜀水華、一名鷁、出兼名苑和名字、
〔倭名類聚抄十八羽族名〕鸕鷀　辨色立成云、大曰鸕鵜、盧茲二音、日本紀私記云、志萬豆止利、小曰鸕鶘、啼胡二音、俗云字、爾雅注云、
鸕鷀水鳥也、觜頭如鉤、好食魚者也、
〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕神武戊午年紀御歌云、之摩途等利、宇介譬餓等茂、字雖異其讀同、則此所引

卽神武紀文、非私記文、恐源君誤引、釋日本紀云、之摩途等利、島津烏也、私記曰、欲讀鷀之發語也、按津助辭耳、欲言鸕鷀、先言島烏、猶欲言雉先言野烏、欲言雞先言庭烏、以調歌章、後世所謂枕詞是也、而萬葉集歌、或指雉爲狹野津鳥、後俗呼雞爲庭鳥、故源君亦以島烏爲鸕鷀之和名、安嘉門院宮女四條歌、亦咏鸕鷀爲志麻都止利、和泉式部歌、省云志麻都、並見夫木集、皆後世轉枕詞爲其名也、今土佐俗謂鸕鷀海產者爲志麻都、謂江產者爲加波都、鸕鷀說文作䴐鷀、按其鳥黑色故曰盧曰玆、盧如文侯之命盧弓盧矢、玆說文云黑也、从二玄、春秋傳曰、何故使吾水玆、今本說文誤从玆作鷀、後漢書馬融傳注引楊孚異物志云、能沒於深水、取魚而食之、不生卵、而孕雛於池澤間、既胎而又吐生、多者生八九、少者生五六、相連而出、若絲緒焉、水鳥而巢高樹之上、其意謂鷀字从艸部玆字、說文玆、艸木多益、从艸絲省聲、遂生相連而生、若絲緒之說、陶弘景陳藏器從之、皆云吐生子、其言謬妄可笑、蓋不知鷀字从二玄之玆字之所致也、冠宗奭曰、嘗官于澧州、公宇後有大木一株、其上有三四十巢、日夕觀之、既能交合、兼有卵殼布地其色碧、豈得雛吐口中、是可破吐生之謬說、程瑤田亦辨不卵而吐生之非、甚詳、見通藝錄、中略○按爾雅云、鷀、鷧、郭云、卽鸕鷀也、南都賦注引蒼頡、鸕鷀、似鶂而黑、埤雅、鸕鷀水鳥、觜曲如鉤、食魚入喉則爛、爾雅翼、鷀、水鳥、色深黑、鉤喙、善沒水中逐魚、亦名盧鷀、老則頭翼漸白、或曰、白黑自是兩種、隋書、倭國水多陸少、以小鐶掛盧玆項、令水捕魚、日得百餘頭、今蜀中尤多、臨水居者、多畜養之、以繩約其吭、纔通小魚、其大魚不可得下、時呼而取之乃復遣去、指顧皆如人意、有得魚而不以歸者、則押者喙而使之歸、比之放鷹鶻、無馳走之勞、而利有差厚、魚者養數十頭、日得魚數十斤、然魚出咽、腥涎不美、出水之後、好自張其翅、就石上暴之、李時珍亦曰、鸕鷀處處水鄉有之、亦如鶂而長喙微曲、善沒水取魚、日集洲渚、夜巢林木、久則糞毒多、令木枯也、南方漁舟、往往縻畜數十、令其捕魚、依此諸家所云鸕鷀、訓字爲允、爾雅、鵜、鴮鸅、郭注云、今之鵜鶘也、好群飛、沈水食魚、故名洿澤、俗呼之爲陶河、鵜鶘說文作鷞、云鷞鶘、污澤也、又載鵜字云、鷞或从弟、則知鶘俗字、淮南子齊俗訓、

鵜胡飮水數斗、而不足、東山經郭注云、今鵜鶘足頗有似人脚形狀也、毛詩正義引陸璣云、鵜、水鳥、形如鶚而極大、喙長尺餘、直而廣、口中正赤、頷下胡大如數升囊、若小澤中有魚、便群共抒水滿其胡而棄之、令水竭盡、魚在陸地、乃共食之、故曰淘河也、嘉祐本草云、鵜鶘、大如蒼鵝、頤下有袋、胸前有兩塊肉、列如拳、郝曰今此鳥黑色高脚、垂胡、食多肉少、是俗呼伽藍鳥者是、鸕鷀鵜鶘二鳥不同、爾雅亦彙載鸕鷀、亦可證其不同、而鵜鶘亦能捕魚、莊子外物篇云、魚不畏網而畏鵜鶘、故皇國古書多以之爲宇、古事記云櫛八玉神化鵜、又以鵜羽爲葺草、又如鵜浮於河、萬葉集云、鵜養、日本後紀云、盜官鵜讃岐郡名有鵜足、其他尙多、今俗亦用之、與日本紀以鸕鷀爲宇、其說不同也、辨色立成謂鸕鷀鵜皆訓宇、然其物不同、遂云大曰鸕鷀小曰鵜鶘者互誤、又按、宇介譬餓等茂見神武天皇御歌、則是鳥名宇、自古而然、源君以志麻都止利爲鸕鷀古名、以宇爲其小者俗名、亦誤也、

〔倭名類聚抄十八羽族體〕蜀水華　本草云、蜀水華、和名宇乃久曾鸕鷀矢名也、

〔類聚名義抄九鳥〕鸕力吾反、ウ、鸕鷀、　鸕鸕俗　鸕鷀盧玆二音、ウ、大曰鸕鷀、シマツドリ、　水鴉ウ　鷀慈音、ウ、シマトリ、サクナキ、　鷀鷀ウ　鷗鷀俗　鵜鶘或正、徒號又、ウ、ツフリ、ヌエ　鴮鸅音烏宅、ウ、

〔東雅十七禽鳥〕鸕鷀ウ○中略　倭名抄には辨色立成を引て、大曰鸕鷀、日本紀私記に云ふシマツドリ、小曰鵜鶘、俗にいふウと註したり、此註せし所の如きは、其大なるをシマツドリと云ひ、小なるを俗にウといふなり、されど上世より云ひつぎし所は、ウとこそいふなれ、シマツドリといふ事は、神武天皇の御歌にウといふ事のたまひ出むための御詞なりしを、後には其名となりしと見えたり、シマツドリとは、其島に棲みぬるを云ふよし萬葉集抄にも見えたれど、ウといふ義は詳ならず、ウとは浮の義なるに似たり、神武天皇の御歌に、シマツドリと讀み給ひしは、下句にウとのたまひ出すべきための枕詞也、されば日本紀私記にも、欲讀鵜の發語也とは云ひけり、たとへば火火出見の御歌に、鴨とのたまひ出すべきために、上句にオキツトリと讀み給ひし事の如し、鴨の一名をオキツトリといふよしは聞えれど、鵜をばシマツトリといふ事になりて、又其大なるをシマツトリといひ、小なるをウなどいふ事も出來しと見えたり、立成に小曰鵜鶘の說も心えられず、毛詩曹風にいひし鵜は陸璣疏には、鵜水鳥、形如鶚而極大、喙長尺餘、直而廣、頷下胡大如數

升鏖と見え、留那に鴇は鶚鵜と見えて、郭璞註には今は鵜鶘也と見えたり、其鳥のむかし此にも飛來りしを、人皆大鳥などいひて集り見るほどに、我もまさしく見てけり、陸璣疏に見えし所の如く、極めて大なる白き鳥の鶘鵜には似るべくもあらず、古事記に鵜字讀てうといひしが如き、其字借用ひしのみにて、正訓にはあらず、

〔倭訓栞前編四字〕う　鵜また鸕鷀をよむは產の義なり、萬葉集に水鳥を義訓せり、其羽をもて產屋をふくこと神代紀に見え、口訣に今も產婦執之易生と見えたり、されど胎生にて口中より吐といふは謬也、雛を吐は鶂也、能風能水故舟首畫之、うに似たりといへり、鵜は鵜鶘にて伽藍鳥と呼者也、

〔宜禁本草坤諸食〕鸕鷀屎　去面黑皯、頭微寒主鯁及噎、燒服之、不卵生、口吐雛爲一異、如兎吐兒、屎一名蜀水花、療面瘢疵湯火瘡痕、就石上刮取、色紫如花、治疳蚘、濃州大木有三四十巢、日夕觀之能交合、卵殼布地、吐雛之言誤也、

〔本朝食鑑水禽五〕鵜訓字

集解、鵜處處水鄉有之、全體黑色如鴉、惟頷下及翅裏脇邊有白色、觜長啄微曲、善沒水取魚、日集洲岸沙石之上、好曝西照、夜宿林木城壘之邊、營巢亦林木也、其棲久則糞白粘于石壁、如霜雪、或積毒令木枯也、本邦自古山川溪澗之魚舟、往往豢畜數十、放于水中而令捕魚、魚未下咽時、漁父推鵜喉則自出、鵜常馴之、不俟漁手而吐魚、呼稱使鵜、其漁曰鵜飼、其舟曰鵜舟、〇中略肉、氣味、酸鹹冷微毒、其味多臊氣、不可食、若欲食肉者、先剝皮削肉而炙煮食、使刀不可當皮膓、少當皮膓則臊羶不可言、洛西俗謂治婦人血暈、主治、鼓脹利水道、膈噎骨硬最宜、按李時珍暨明詳論其性也、頭及諸骨、啄嗉翅羽、主治、俱燒爲霜、能療骨硬膈噎、蜀水花、源順曰、鸕鷀矢名也、和名訓字乃久曾、按白色粘石、如花者也、主治、面上黑䵟䵳痣瘢疵及疔瘡湯火瘡痕之類、臘月取之、和脂傳患處爲宜、

〔本朝食鑑華和異同六〕鵜

本邦呼鸕鷀爲鵜、卽爾雅曰、鶘冬月羽毛落盡號鵜頭冠、宗奭曰、水老鴉也、按鵜、鵜鶘也、或曰、犁鶘鴮澤逃河淘河一作淘鵞狀似鶚而甚大、灰色如蒼鵞、喙長尺餘、直而且廣、口中正赤、頷下胡大如數升囊、好群飛、沈水食魚、亦能竭小水取魚焉、本邦希見、若許者也、又按畜鸕鷀捕魚之事、隋以前不知之乎、隋書曰、倭國草木冬青土地膏腴、水多陸少、以小環挂鸕鷀項、令入水捕魚、得百餘頭以充食、杜甫詩、家家養烏鬼、頓頓食黃魚、然則至唐有斯事乎、近世尙有之、李時珍曰、南方漁舟、往往縻畜數十、令其捕魚、又曰、一種頭細身長項上白者、名魚鮫者未詳、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二水禽〕鸕鷀　シマツドリ和名鈔　マトリ古歌　ウ　一名鷧爾雅　烏頭網事物紺珠　鷀鶿同上　納腤場小尉淸異錄　摸魚公事物異名　慈老正字通　盧茲揚州府志　摸魚鳥類書纂要

水中ニ在テ能魚ヲ捕ル、色黑キ鳥ナリ、大抵鴉形ノ如クシテ、背肩ハ微褐色ヲ帶ブ、長喙ニシテ末微曲リ、脚ニ蹼アリ、老スル時ハ頂白シ、晝ハ水ニ入リ魚ヲ飮、夜ハ山林樹上ニ宿ス、棲コト久トキハ、遺屎石壁ニ粘シ、霜雪ノ如ク落花ノ如シ、草木皆枯槁ス、是蜀水花ナリ、和名抄ニウノクソト訓ズ、此鳥江海共ニアリ、食用ニハ海產ヲ上品トス、土州ニテシマツト呼、古名ノ殘レルナリ、江產ハ性惡シ、土州ニテカハツト呼、濃州岐阜ニテ、數十ヲ縻畜ヒ、夜カヾリ火ヲ焚キ、舟上ヨリ鸕鷀ヲ放テ、香魚ヲ捕ヘシム、其漁ヲ鵜飼ト云、ソノ舟ヲ鵜舟ト云、精功ナル者ハ一人ニテ鸕鷀十四五隻ヲ使フモノアリ、他州ニモ此漁アレドモ、岐阜ノ巧ナルニシカズト云、岐阜ニ用ユル所ノ鸕鷀ニ、ウンザウ、ホウジロ、ガンウ、キンチヤクヅケ、ゴマバラ等ノ名アリ、香魚ヲ捕シムルモノハゴマバラナリ、川ニ居ルモノハ用ルニ堪ヘズト云フ、大和本草ニシマウハ毛羽ニホシアリト云、コレヲ癡器ノ說ノ魚鮫トスルハ穩ナラズ、古ヨリ鵜ノ字ヲ用テウト訓ズルハ非ナリ、鵜ハ鵜鶘ニシテ別物ナリ、

○按ズルニ、鵜飼ノ事ハ、產業部漁業篇ニ詳ナリ、

〔食物和歌本草四〕鸕鷀

鵜の鳥は水道利する物なれば服の脹しをよくいやしけり　鵜の鳥を黒燒にして用ゆれば咽に鯁の立たるをぬく

〔飼鳥必用下〕鵜

但朝鮮鵜とて、胸より頭腹迄白く、背の下ゟ頭白く、鳥鵜ゟ少々大形也、同じ友に列なるなり、

〔古事記上〕水戸神之孫、櫛八玉神、爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而、櫛八玉神化鵜、入海底、咋出底之波邇、此二字以音作天八十毘良迦、此三字以音

〔日本書紀神代二〕一云、○中略所以兒名稱彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊者、以彼海濱產屋、全用鸕鷀羽爲草葺之、而甍未合時兒卽生焉、故因以名焉、

〔日本書紀雄略十四〕三年四月、阿閉臣國見、更名磯特牛譖栲幡皇女與湯人廬城部連武彥曰、武彥奸皇女、而使妊身、湯人此云臾衞武彥之父枳莒喩、聞此流言、恐禍及身、誘率武彥於廬城河、使鸕鷀沒水捕魚、因其不意、而打殺之、　十一年五月辛亥朔、近江國栗太郡言、白鸕鷀居于谷上濱、因詔置川瀨舍人、

〔續日本紀元正八〕養老五年七月庚午、詔曰、○中略宜其放鷹司鷹狗、大膳職鸕鷀、諸國鷄猪、悉放本處、令遂其性、○下略

〔續日本紀聖武十六〕天平十七年九月癸酉、天皇不豫、○中略令諸國所有鷹鵜、並以放去、○下略

〔萬葉集十九〕贈水鳥越前判官大伴宿禰池主歌一首并短歌

天離、夷等之在者、彼所此間毛同許己呂曾、離家等之乃經去者、宇都勢美波、物念之氣思、曾許由惠爾、情奈具左爾、○中略叔羅河、奈頭左比泝、平瀬爾波、左泥刺渡、早湍爾波、水鳥乎潜都追、月爾日爾、之可志安蘇婆禰、波之伎和我勢故、○短歌二首略

〔日本後紀桓武十三〕延曆二十四年十月庚申、佐渡國人道公全成配伊豆國、以盜官鵜也、

〔三代實錄 五十光孝〕仁和三年五月廿六日己亥、太宰府年貢鸕鷀鳥、元從陸道進之、中間取海道、以省路次之煩、寄事風浪、屢致違期、今依舊自陸道入貢焉、

〔保元物語 一〕新院被召爲義附鵜丸事
鵜ノ丸ト云御劒ヲゾ被下ケル、此御ハカセヲ鵜ノ丸ト名附ラルヽ事ハ、白河院神泉苑ニ御幸成テ、御遊ノ次ニ鵜ヲツカハセテ御覽ジケルニ、殊ニ逸物ト聞エシ鵜ガ、二三尺許ナル物ヲカヅキ擧テハ落シ、カヅキ上テハ落シ、度々シケレバ、人々恠ミヲナシケルニ、四五度ニ終ニ喰テ上リタルヲ見レバ、長覆輪ノ太刀也、諸人奇異ノ思ヲナシ、上皇モ不思議ニ思召、定テ靈劒ナルベシ、是天下ノ可爲珍寶トテ、鵜丸ト被付テ御秘藏有ケリ、鳥羽院傳ヘサセ給ヒケルヲ、故院又新院〈○崇德〉ヘ被進タリシヲ、今爲義ニゾ給ケル、

〔十六夜日記〕いとしろきすさきに、くろきとりのむれゐたるは、うといふ鳥なりけり、
しら濱にすみの色なるしまつ鳥ふでもおよはゞゑにかきてまし

〔毛吹草 三〕美濃　岐阜鵜

〔武江產物志〕水鳥類　鸕鷀〈王子邊、荒川、〉

〔常陸國誌 六十土產〕鸕鷀〈常用鵜字〉
多珂郡石師濱ニテ古來コレヲトル、スベテ鵜ハ多ク海巖ニ集ルモノナリ、コヽノ海汀ニ巖石海中ニ差出テ島ヲナセルアリ、鵜取島ト云、土人稅ヲ出シテ鵜ヲトル、中世稅ヲ停ム、元祿十五年、田尻村土人再國君ニ請テ稅ヲ出シテトルコトヽナレリ、其トラフル法ハ、彼ノ島ニ鵜ノ集ルトキ、其邊ニ萓等ノ物ヲ以垣ヲツクリテ隱レ居リ、穗ノ先ヲ二尺バカリツキタル竿ニテ、海中ニ落スヤウニサスナリ、鵜ニアタレバ彼穗ハヌケテ鵜ノ羽ニ粘シ、海ニ落テ漂フヲ捕ヘ、又波ニ打ヨスルヲモ捕ルト云、

鴗
水乞鳥

〔風俗文選 三譜〕百鳥譜　支考
世に人を葬る者ありて、常は顏など見合すべきにもあらねど、なすべきわざあれば、呼て酒のませ、價をもやりつ、かゝるに鵜といふものは、詮なき鳥なるべし、早川に魚などかづきあげたる、己れならずとも、網しても得つべし、さるものならば、わきまへぬ事もあるべきに、人の手にかはれて追はみたる魚をも、白地に吐せて、それをめでたしとさゝめかし、笹の葉打きせて、おくりもおくられもする人は鳥よりは一しほもおとり侍らんか、鷹は羽の下に鳥をくみ敷て、譽れを人にも見られむと思ふはせめて名の爲にもなさばなりぬべし、さらば此ふたつのものを、我友となさば、打をきたる心のいとまもなからん、

〔新撰字鏡 鳥〕鴗 曾○比○

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鴗 爾雅集注云、鴗音立、和名曾○比○、日本紀私記、用此字、文德天皇諱、魚虎鳥三字、今按魚虎見兼名苑等、 小鳥也、色青翠而食魚、江東呼爲水狗、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕爾雅、鴗天狗、郭注同、原書翠上有似字、按翠青羽雀也、出鬱林、無似字、非是、說文、鴗天狗也、陳藏器曰、魚狗、今之翠鳥也、有大小、小者名魚狗、大者名翠、亦有斑白者、俱能水上取魚、故曰魚狗、穴土爲窠、李時珍曰、魚狗處處水涯有之、大如燕、喙尖而長、足紅而短、背毛翠色帶碧、翅毛黑色揚青、亦翡翠之類、李時珍又曰、翡翠飲啄水側、穴居生子、亦巢于木、似魚狗稍大、按今俗呼山小髮者是、

〔類聚名義抄 九鳥〕魚虎鳥 ソヒ　鴗 音立、水狗、ソヒ、

〔下學集 上氣形〕翡翠 ヒスイ 又名碧玉、亦名雪姑、

〔壒嚢抄 一〕鳥類字　少微 セウビ

〔物類稱呼 二動物〕魚狗かは○せ○み○ 一名少微　中國にす○ど○り○、京都及東武にてかはせみ、武州及下野に

てそな、奥州仙臺にてすなむぐり、出羽國にてるり、下總にてじよな、甲斐にてそびな、駿河國沼津邊にてゐびとり、加州にてむぐり、美作及備前にてしよに、伊勢及出雲、肥州、四國にてしやうび、或はしやうびん共いふ、薩摩國にてひすいと稱す、

かはせみといへるは深山(みやま)そびと云物あるに對しての名なり、薩州に深山ひすいとよぶ、東國にて深山しやうびん共、或は所によりては、水乞鳥と云、又淸盛など、異名す、○中略 關西にて雨乞鳥と稱するも此鳥なるべし、舊事紀古事記日本紀ともに翠鳥(そび)と有、

〔東雅十七鳥〕鴗ソビ　舊事古事等に、翠鳥讀てソビと云ひしを、日本紀には鴗の字を用ひて讀む事は同じ、○中略 ソビの義不詳、今俗にショウビといふは、ソビといふ語の轉せしなり、又カハセミともいふは、ミヤマソビといふ物あるに對していふなり、カハとは川也、ミヤマとは深山也、セミとはソビの轉せしなり、ソといひセといふは轉語也、ソビとは其小しきなるをいふに似たり、古語に鳥を呼びてヒといひし事は下に見えたり、ミヤマソビといふものは、其形ソビに似て大きに、毛冠も大きくして、毛羽に白黒斑文あるなり、東國の俗に呼てキヨセリなどいふなり、其故を聞ふに、此鳥よく渇して水を好むによりて、淸盛といふなりといふ、さらば古歟に奥山に水こふなどよみし水乞鳥といふものゝ類にや、詳なる事は知らず、

〔老牛餘喘初編上〕鴗　鴗を、神代ノ卷にソビと訓、和名抄にも曾比、壒嚢抄に少微、古事記に蘇邇杼理、字鏡に曾爾と有、これみな音通ひてしかいへるなり、方言に、ショニといふは、少微に同じ、また川セミといふ、こは此鳥河のべの杭、あるは木の下枝などにゐて、魚をうかゞひ、また水のうへを飛はしりて、川瀬を見る物なれば、河瀬見といへるなり、ソミもセミの轉りたる也、ソビ、ソニ、ショニも、また音通ひて轉れるなり、背ビラをソビラ、背肉(セシヽ)をソジヽ、背面(セトモ)をソトモなどいへるに同じ、しかるに、ソビ、ソミは、蘇邇の訛なりといふ説あるは裏表なり、さては蘇邇はいかに解べきやさるは、ソミを心得かねていへるにこそ、古事記には、訛れる詞なしとかたく思へるによりて、中々にまどへるものなり、ソミは訛れるにあらず、正しき語なり、されば蘇邇杼理は、すなはちソミドリ

にて、色のミドリと云も彼鳥の色よりいふ言にて、ソの音のはぶかりたるなり、これにてソミといふがもとなるを知べし、

〔宜禁本草坤諸食〕魚狗（カハセミ）　鹹平無毒、主魚骨入肉不出痛甚者、燒令黑末服、煮汁飲亦佳、

〔庖厨備用倭名本草十水禽〕魚狗（ソヒ）　倭名抄ニ魚狗ナシ、多識篇ニカハセミ、元升曰、按倭名抄云、鴗ハ和名ソヒ、爾雅ヲ引テ云、鴗ハ小鳥也、色青翠而食魚、江東呼爲水狗、又按細註云、文德天皇錄、用魚虎鳥三字、此說ヲミレバ魚狗ハソヒ也、考本草、一名魚虎、是スナハチ翠鳥也、土ニ穴シテ窠ヲ作ル、大ナルヲ翠鳥ト名ヅク、小キハ魚狗ト名ヅク、青色ニシテ翠ニ似タリ、其尾ハ飾ヲナスベシ、亦斑白ノモノアリ、倶ニヨク水上ニ魚ヲトル、（中略）、翡翠（ヒスイ／セウビ）（中略）○元升曰、水涯ニ穴シテスミ、水上ニ魚ヲトルハ和名ソヒ、今俗云カハセミ也、本ハソヒト云ナルヲ、ソトセト齒音相通ジ、ヒトミト開合相叶ヒタルニヨリ、遂ニ俗舌轉訛シテ、今ハソヒト云モノナシ、皆アヤマリテセミト云、サテセミト云ハモトムシノ名也、彼レ是レイヒワカチガタキニヨリテ、魚狗ヲバカハセミトイヘリ、タトヘバ獺ノ和名ハヲソト云ニ、ヲトウト五音相通ズルニヒカレテ、近世俗ニ誤リテウソトイヘバ、ウソトハ本ヨリ鳥ノ名ナレバ、獺ニハ河ノ字ヲ付テ、カハウソト云ガ如シ、又此翡翠ハ倭名抄ニ和名ナシ、俗ニセウビト云、本名タルベシ、カハセミト云ベカラズ、魚狗ト形色相似タル故ニ、翡翠ヲカハセミト云ハ、俗間ノアヤマリ也、

〔本朝食鑑五水禽〕翡翠（訓加波世美）

釋名、鴗、（源順）少微（壒囊）、源順曰、爾雅注云、鴗小鳥也、色青翠而食魚、江東呼爲水狗、鴗音止、和名曾比、日本紀私記用此字、文德天皇錄、魚虎鳥三字、今按魚虎具兼名苑等、必大按、源順言魚虎水狗、倶李時珍所謂魚狗之別名也、僧行譽言少微、今俗稱之、鳥形微少之謂乎、翡翠者別一種、今之翡翠者魚狗也、詳華和異同、

集解、處處水涯有之、大如燕子、喙尖而長赤、足紅而短、頭背毛碧色翠斑、翅交青黑、尾亦翠色、眼邊有黑紋、頰黃頷白、腹色黃赤、其掌有三指而前指有枝、常止水上之樹枝草上、窺魚之浮、忽沒水捕魚、十一無

不得之、其捷不減魚鷹之疾、其形美麗然不能養之、

肉、氣味、甘鹹平無毒、燥臨氣多不可食 主治、專宜魚骨硬、燒服煎服俱可、今去腸燒黑爲霜而服之、

〔本朝食鑑 六禽 和異同〕翡翠

說文曰、翡赤羽雀、翠青羽雀、出鬱林、增韵曰、赤羽曰翡、青羽曰翠、翠小如燕、毛青黑色、翎深青有光彩、飛水上食魚、翡大如鳩、毛紫赤、翎點點青、不深無光彩、林棲不食魚、貫山至言、格物總論、及諸書皆言之、李時珍曰、翡翠、爾雅、謂之鴗、飲啄水側、穴居生子、亦巢于木、似魚狗稍大、或云、前身翡、後身翠、或云、雄爲翡、其色多赤、雌爲翠、其色多青、必大按、說文、增韵、俱難解得、李時珍、翡翠者似魚狗稍大、爾雅、謂鴗與冠鴗同名異物也、此說以爲當、後二說亦難爲異、然則今之翡翠者魚狗乎、爾雅曰、鴗天狗水狗、禽經曰、魚虎魚師、或曰、翠碧鳥南產志曰、釣魚翁皆一物也、陳藏器曰、大者名翠鳥、小者名魚狗、亦有斑白者、俱能水上取魚、此亦相當、翡翠鴗魚狗悉是取魚之禽也、近俗所謂山少微者、似魚狗而稍大、嘴最大如鵜嘴、每棲山川、疑是華之翡翠乎、未詳、

〔大和本草 十五 水鳥〕魚狗(カハセミ)　大小二種アリ、小ハカハセミト云多シ、大ナルヲミゾゴイト云フ、五位鷺ノ類ニハ非ズ、是翡翠ナルベシ、綱目ノ魚狗ノ附錄ニノセタリ、魚狗ヨリ稀ナリ、山セミトモ云、ツチノ川セミニ似テ大也、尾短シ、色紅黃ナリ、或碧紫ナリ、觜脚赤色ナリ、觜大ニシテ長シ、大小トモニ其肉腥シ、不可食、黑燒ニシテ魚骨鯁ヲ治ス、煎服スベシ、埃嚢抄ニ少微ト云、今ノ俗モ亦セウビト云、倭名本名ソビト云シヲアヤマツテセウビト云、又或セミト云、此鳥川ニアルユヘ川ノ字ヲ加ヘテカハセビト云、

〔和漢三才圖會 四十一 水禽〕鴗(音立)　魚狗　天狗　水狗　魚虎　魚師　翠碧鳥　(和名曾比、壒嚢抄云、少微、俗川世比、○中略)

按鴗(俗云川世比)形小在池川捕魚、翡翠(俗云山世比)形大在山溪捕魚、世比者少微之假名相通也、其穴窠也橫入一尺許、雛於其中、

〔重修本草綱目啓蒙三十二水禽〕魚。狗。ソビ古事記日本紀 和名抄舊事紀 カ。ホ。ヨ。ド。リ。藻鹽草 少微埃嚢抄雲州 四國勢州
シヤウビン四國 セビ大和本草 セミ同上 カハセミ京 シヨニ備前作州 シ。ヨ。ニ。シ。伯州雲州 シヤ
ウニン播州 ソナ仙臺 スナムグリ カハキジ共上同 ジヨナ下總 ソビナ甲州 ルリ羽
州 スドリ中國防州 エビトリ駿州沼津 ヒスイ薩州 ムグリ加州 カハシヤウビン濃州 一名
釣魚翁閩書泉州府志 翠雀事物異名 碧衣同上 水翠江南通志廣東新語 翠孥正字通 金鳥郷藥本草
流水ノ傍閑カナル林下ニ多シ、常ニ水上ニ飛鴉シ、或ハ水上ノ樹枝ニ止テ、魚ノ浮出ヲ窺ヒ、水ニ沒シテ含食フ、十ニ一ヲ失セズ、大サ雀ノ如ク、頭頰ハ綠色ニシテ青文雜リ、背ハ綠褐色、翼ト兩覆ハ白青色、尾ハ短クシテ灰色、眼邊ニ黑紋アリ、眼ノ左右淡紅色、喉ハ白色、腹ハ赤褐色、喙ハ長大ニシテ黑色、脚赤黑クシテ短シ、肉ハ臊腥ニシテ食フベカラズ、此鳥水岸土中ニ於テ巢ヲ作ルト云、
一種キセミハ形雀ヨリ小ク、色淺青黑ニシテ白斑アリ嘴長シ、
翡。翠。 カホドリ吳竹集 ヤマシヤウビン ヤマシヤウビ ミヤマソビ、ミヤマシヤウビン
ヤマヒスイ薩州 ヤ。マ。ゾ。ナ。仙臺 アカヒスイ ミ。ゾ。ヨ。ロ。城州山大 ヤマセミ大和本草 ミゾゴ
イ同上同名アリ ミゾゴヒドリ キヨモリ ト。ウ。ガ。ラ。シ。コ。マ。野州殿村 ア。マ。ガ。ヘ。ル。同上同村 ヤ。マ。
ス。ベ。同上波山 ミ。ゾ。ホ。シ。ド。リ。同上野村栗 コ。マ。ド。リ。同上同村 一名翠碧埤雅、紺翡同上 翠鴗通雅
鴗雀名物注音 翠雀訓蒙字會 山翠江南通志廣東新語 魚翠廣東新語
此鳥常ニ深山幽溪ニ飛翔シ、市井ニ出ルコト稀ナリ、形魚狗ニ似テ大サ鴿ドバトノ如シ、全身赤色ニシテ光リアリ、目ハ淡青色腹ハ赤色、尾ハ短ク喙長大ニシテ、本淡黑末赤シ、脚モ黑色ナリ、雨中ニ必鳴ク、聲コマ鳥ニ似テ長シ、故ニ野州ノ方言アリ、此鳥ト魚狗トハ飼ニ生魚ヲ以テス、故ニ畜モノ稀ナリ、魚ヲ食ヘバ暫クシテ骨ヲ吐出ス、蚯蚓ヲ食ヘバ後泥丸ヲ吐出ス、白頭鳥ヒヨドリノ木實ヲ食ヒ、暫クシテ核ヲ吐出スルト同ジ、筑前ノヤマシヤウビンハ、色紫ニシテ、首ニ冠毛アリ、夜ハ光アリテ

火ノ如シ、一種青黃色ニシテ腹紅ナリ、一種形魚狗ノ大サニ倍シテ、紫色腹紅ナルヲカラシヤウ。ピント云フ、

〔喚子鳥下〕せうびんこがひのゑがひ かはせみともいふ 生ゑ壹匁五分 粉壹匁
大きさすゞめの大ぶり、かしらより尾までるり色にひかり、はら赤くはしながく尾みじかし、子がひもすりゑに付がたし、あら鳥はどせうにてかふべし、

からせうびん ゑがひ 右同斷
大きさせうびんのばいに大きし、總身こいかき色にあかし、はしながく尾みじかく、かたちはせうびんにゝて大きなり、河魚をくらふ、

山せうびん 山せみともいふ ゑがひ 生ゑ壹匁あなみ入 粉壹匁
大きさせうびんとからせうびんのあいなり、總身きにあをく、はらくれなゐにて見事なる鳥なり、玄かしかひ鳥になりがたし、

〔食物和歌本草二〕魚狗
かはせみは魚の骨喉に立たるに煮て食たるも黑燒も吉 かはせみの寒の中なる鹽づけはあか腹とまりかぬるにぞよき

〔食物和歌本草七〕翡翠
ひすいこそのんどにほねの立たるにくろやきもよし煮て食も吉

〔古事記上〕日子遲神、〇八千矛神、中略 歌曰、〇中略 蘇邇杼理能、阿遠岐美祁斯遠、麻都夫佐遲、登理與曾比、〇下略

〔古事記傳十一〕蘇邇杼理能は鴗鳥之にて青の枕言なり、〇中略 天若日子段に、翠鳥とあるも、書紀には鴗とあれば此鳥なり、こは今世に川世美と云物にて、壒嚢抄に少微と云り、曾比、少微、世美などは、みな蘇爾の訛れるなり、綠色と云も、翠鳥色の曾を省るなるべし、

鵜鶘

〔古事記上〕故天若日子之妻、下照比賣之哭聲、與風響到天、於是在天天若日子之父、天津國玉神、及其妻子聞而降來哭悲、乃於其處作喪屋而、河鴈爲岐佐理持、〈自岐下三字以音〉鷺爲掃持、翠鳥爲御食人、

〔日本書紀神代二〕天稚彦之妻下照姫哭泣悲哀、聲達于天、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彦已死、乃遣疾風、擧尸致天、便造喪屋而殯之、卽以川鴈爲持傾頭者、及持帚者、〈一云(中略)以鷄爲尸者〉

〔續日本後紀仁明二〕天長十年八月丙申、天皇御紫宸殿下、供常膳間、有鵜虎鳥、〈鵜虎鳥、今從一本補、〉飛入集殿梁上、羅得之、

〔文德實錄一〕嘉祥三年四月癸丑、有魚虎鳥、飛鳴於東宮樹間、何以書之、記異也、

〔伊勢集上〕夏のいとあつき日ざかりに、同じ人、

夏の日のもゆる思ひのわびしきに水こひ鳥のねをのみぞなく

〔狹衣一〕あつさのわりなきほどは、水こひ鳥にもおとらず、心ひとつにこがれ給ふを、亡る人もなし、

〔散木弃謌集八戀〕寄鳥戀

君を丶きてことこひするかおく山にみづこひ鳥のみづこふがごと

〔武江產物志〕水鳥類　魚狗〈やませうびん、王子、道灌山、〉

〔新撰字鏡鳥〕鵊〈七餘反、鳩、彌左古、又万奈柱、〉　䳭〈立音、加利、又万奈柱、〉　鵜〈求魚反、豆万奈柱、〉

〔本草和名十五獸禽〕鵜鶘〈貌似鶚而色白、上音作席反、下力丁反、〉　天鸈〈音刀柔反、貌似鵜色似鶘而高飛作聲、出崔禹、〉一名連錢、一名鶘鸈、〈已上二音集〉一名錢母鳥、〈已上出兼名苑、〉和名爾波久奈布利、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鶺鴒　崔禹錫食經云、鶺鴒、〈積靈二音、字或作鵜鶘、和名爾波久奈布里、日本紀私記曰、止豆木乎之閉止里、〉貌似鷲而高飛作聲者也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕爾雅䳭鴒、雝渠䳭鴒、詩作脊令、爲正字、玉篇、䳭鴒同上、邇波久奈布利依補仁、

按邇波、庭也、久奈、數搖也、與蟣蠓和名萬久奈岐之久奈同、古謂交接爲久奈久、靈異記、婚合訓久奈加比須、亦與是同、布利、觸也、是鳥數搖尾觸庭中、故得是名、私記云、交接教鳥、亦依之名、今俗音讀積靈、〇中略按鶺鴒、邕渠也、天鶏天鸙也、鶺鴒天鶏二鳥相類、故並擧也、源君以天鶏形狀、爲注鶺鴒者誤、但似鷩作似鷚不同、按凡本草燕字、千金翼方皆作鷃、或是避唐太祖嫌名也、又此所引無色似鶉三字者、源君纂節、或傳寫偶脫、今不能詳、常棣詩、脊令在原、毛傳、脊令、雝渠也、飛則鳴、行則搖、不能自捨耳、鄭箋、雝渠、水鳥、正義引陸機云、大如鷃雀、長脚長尾尖喙、背上青灰色、腹下白、頸下黑如連錢、故杜陽人謂之連錢、

〔類聚名義抄八金〕金母鳥類ニハクナブリ　〔同九鳥〕雝鶏ニハクナブリ　鶺鴒或正、作席反、鶺鴒、鳥名、トツギチシヘドリ、ニハクナブリ、

鶺鴒積零二音、ニハクナブリ、トツギチシヘドリ、

〔伊呂波字類抄仁動物〕鶺鴒ニハクナフリ、トツキチシヘトリ、

〔下學集上氣形〕鶺鴒セキレイ毛詩、鶺鴒在原、兄弟急難、日本所謂稻負鳥イナオホセトリ云者歟、

〔運歩色葉集鳥名〕鶺鴒名雪姑背黑鶺鴒

〔壒囊抄一〕鳥類字　〇鶺イシタヽキ

〔釋日本紀十六秘訓〕鶺鴒爾ハクナフリ、トツキナシヘトリ、トツキトリ、ツツナハセトリ、ツツマナハシラ、已上有五說之中、第一之說可爲先、

〔物類稱呼二動物〕鶺鴒せきれい和名にはくなぶり、日本紀私記、とつぎをしへどり、播磨にてかはらすゞめと云、西國及四國又は奥州にてはいしいたゝきと呼、伊勢白子にて、はますゞめと云、遠江及上總常陸にて麥まき鳥と云、東國にてせきれいと云、薩摩にては青黄色なるものをいしいたゝきと云、黑白なるものをせきれいと云、

〔東雅十七禽鳥〕鶺鴒ニハクナブリ　舊事紀に、陰陽二神此鳥を見て、人の道の事を知り給ひしと見えたり、さらば此國の鳥の名聞えし、是よりさきなる者もあらじ、されど總てかゝる事の如きは、太

古朴陋の俗の云ひつぎしまゝに志るされし所也、○中略舊事紀に、此鳥搖其首尾と見えしを、日本紀に搖讀てタゝクといふと見えたり、ニハタゝキとも、イシタゝキともいふが、如きは、卽此義によりて、ニハクナブリといふも、ニハタゝキといふが如くなるべけれど、總て其詳なる事は知らず、

〔本朝食鑑　五水禽〕鶺鴒訓仁波久奈不利

釋名、鶺鴒源順曰、崔禹錫食經云、鶺鴒貌似燕而高飛作聲者也、鶺鴒音積令、字或作鶺鴒、日本紀私記曰、止豆木乎之閉止里、必大按、諸本草及李時珍未言之、然自古有鶺鴒之名者久矣、本邦亦神代鶺鴒飛來搖其首尾、二神見而學之、卽得交合、故後世賞美之、

集解、脊令狀類鴒而青灰色、頸下眼後有黑條、長脛長尾嘴尖、腹白胸有黑文、每居水邊、鳴而求匹、能搖首尾、一種有交黃色者、呼稱黃脊令、俱世人畜于樊中、樊中貯水石以弄之、亦能馴人焉、或曰、萬葉集稻負鳥者脊令也、未詳、

肉、氣味、甘冷無毒、主治、助陽益精、

〔本朝食鑑　六華和異同〕鶺鴒

詩小雅常棣篇、脊令在原、陸機疏曰、大如鷃雀、長脚長尾大咮、背上青灰色腹下白頸下黑如連錢、或曰、雪姑也、閩書南產志曰、雪姑兒毛羽黑白相間、物類志卽鶺鴒、然李時珍未言之也、

〔大和本草　十五小鳥〕鶺鴒イシタヽキ　頭小ニ尾長シ、順和名ニトツギヲシエトリト訓ズ、其事日本紀第一ニ見エタリ、又稻負鳥ト云說アリ、未詳、黃セキレイハ少青シ、又一種背黑ク腹白ク、形少シ短キアリ音ハ同ジ、

〔和漢三才圖會　四十二原禽〕白頭翁　脊黑鶺鴒セクロセキレイ○中略

按有脊黑鶺鴒者、頭腹白而背黑、有原野池沼、乃水禽鶺鴒屬也、疑所謂白頭翁是乎、

〔喚子鳥　上〕きせきれい　みがい　生ゑ八分あをみ入　紛壹匁

大きさうぐひすに大ぶり尾ながし、總身あをくろく、むねはら黃色、尾づゝのうら又きなり、さへ

づりよし、あらとり秋のすゑにいづる、子がいよし、子は夏のはじめに出る、

胸黒せきれい　ゑがひ　右同断

大きさせきれいいづれもかはる事なし、むねはらのきいろひとしほ見事にて、胸の上に黒き毛、月の輪なりに有、きせきれいのひね鳥ならんか、

せ黒せきれい　ゑがひ　右同断

大きさゝせきれいに又大ぶり、是又尾ながし、首せぐろく羽はら白し、囀り高音にてよし、新鳥春多出る、す子は春の末に出る、子がいよし、此鳥足を煩ふ事多し、廣きかごにいれ、水たび〳〵あびせ、かごのそうぢきれいにかふべし、子がいはわづらひすくなし、

白せきれい　ゑがひ　生ゑ七分あをみ入　粉壹匁

大きさせぐろに同じ、毛色せぐろに白き所おほし、さへづりよし、秋のすゑ出る、春又少しあり、子はなつのはじめに出る、尤子がいよし、

うす墨せきれい　ゑがひ　右同断

右白せきれいの内なり、黒き所ねずみ色、その外はかはる事なし、白せきれいの若鳥成べし、せきれいの類世に来りびきといふ、又石たゝきともいふ、

み山せきれい　ゑがひ　生ゑ八分あをみ入　粉壹匁

此鳥はくせきれいのひねたるをいふ、又いはみせきれいをみやませきれいとおぼへたるも有、又むなぐろせきれいを、右の名におぼえたるもあり、みやませきれいぶんみやうならず、

いはみせきれい　ゑがひ　生ゑ壹匁あをみ入　粉壹匁

大きさゝせきれいに少し小ぶり、かたちきせきれいにて、毛色せはあをくろく両羽に黄色とくろのまだらふ有、むね白く、黒きふ丫如此おりて見事なる物なり、此鳥石見のくにより初て出

る、仍て名付る、せきれいは尾を上下へうごかしむ、此鳥は尾を左右へうごかし、めづらしき鳥なり、さへづりよし、

〔飼鳥必用 中〕朝鮮鶺鴒 一名砂雲雀と云

此鳥黄鶺鴒似て形白鶺鴒程あり、鳥の妻は頭薄黒、脊は鼠、羽類より腹へ極黄色足は眞黒、常の嘴雖雲雀に似たり、掛ケ爪雲雀の如く至而長し、奇麗なり、此鳥は九州へ間々風に寄流る鳥也、薩州の内西海に宇治島と言島に見ゆる、西北の風に飛來る、何れにも朝鮮國の鳥と相違あるよし、

〔日本書紀 神代一〕一書曰、〇中略陽神〇伊弉諾尊先唱曰、美哉善少女、遂將合交、而不知其術、時有鶺鴒、飛來搖其首尾、二神見而學之、即得交道、

〔古事記 中 神武〕爾大久米命、以天皇之命、詔其伊須氣余理比賣之時、見其大久米命黥利目、而、思奇歌曰、阿米都々、知杼理麻斯登々、那杼佐祁流斗米、

〔古事記傳 二十〕都々は鶺鴒の一名（または阿米都々は、千鳥の枕詞にもあらむか、されど其意は未思ひ得ず、）

〔古事記 下 雄略〕天皇坐長谷之百枝槻下、爲豊樂之時、〇中略天皇歌曰、毛毛志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣氐、麻那婆志良、袁由岐阿閉、爾波須受米、宇受須麻理韋氐、祁布母加母、佐加美豆久良斯、多加比加流比能美夜比登、許登能加多理碁登母、許袁婆、

〔古事記傳 四十二〕麻那婆志良は、鶺鴒の一名と云り、和名抄には、此名に見えず、（和名爾波久奈布理、日本紀私記曰、止豆木乎之閉止理とのみあり、）字鏡に、鶺鴒左古、又万奈柱、また鵼加利、又万奈柱、また鶺豆々万奈柱などあれど、皆詳ならず、

〔日本紀略 嵯峨〕弘仁五年二月甲午、鶺鴒萬數、集陰陽寮枇杷樹、觀人異之、

〔續千載和歌集 七 物名〕にはたゝき　入道前太政大臣

さ夜衣かへすかひなき身にはたゝ君を恨みて袖ぞぬれぬる

〔實隆公記〕文明十五年八月廿八日戊子、昨夕於庭上擒鶺鴒(黑脊)今朝令進禁裏了、自愛之由被仰下、多々幸多幸、

〔兢狩詞少々覺悟之事〕一射まじき鳥の事○中略 鶺鴒、

〔武江產物志〕水鳥類 鶺鴒 御堀端邊

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕稻負鳥 萬葉集云、稻負鳥、(其讀以奈於保世度里、)

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕稻負鳥原書無載、按新撰萬葉集卷上一見、則似傳寫誤脫新撰二字也、然伊呂波字類抄亦無是二字、或源君誤引、按稻負鳥、卽鶺鴒也、擧鶺鴒搖首尾得交道見神代紀、故日本紀私記謂鶺鴒爲止都岐乎之倍止利、而歌云、遇事乎、稻負鳥乃、不敎波、人乎戀路爾、迷萬之也波、則知稻負鳥之爲鶺鴒也、

〔倭名類聚抄 序一〕或漢語抄之文、或流俗人之說、先擧本文正說、各附出於其注、若本文未詳、則直擧辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記、或擧類聚國史、萬葉集、三代式等所用之假字、水獸有葦鹿之名、山鳥有稻負之號、○中略 是也、

〔類聚名義抄 九鳥〕稻負鳥 イナオホセトリ

〔綺語抄 下動物〕いなおほせどり、或人云、にはたゝきをいふとぞ、

〔奥儀抄 下ノ上〕古歌云

逢事をいなおほせどりのをしへずば人をこひぢにまどはましやはとあり、是につけてにはたゝきと申人もあれども、本草和名、圖名苑などいふ文こそは、よろづの物の異名かたちをさへあかしたるに見えたることもなし、又順が和名、にはたゝきをも、鶺鴒又鶺鴒などかきて、注には日本私記云、とつぎをしへ鳥とかけり、又別に稻負鳥と書て、注にそのよみいなおほせどりとかきて、萬葉集を引文にいだしたれば、ことゝりと見えたり、順しらざらんやは、たゞしかの古歌に

てはにはたゝきとぞ見えはべれど、順がわきまへざらんことを、今の世に定めがたし、

〔八雲御抄三下鳥〕鶺鴒　いなおほせ鳥と云、異說すゞめを稻負鳥と云非說なり、　大和物語云、さよふけていなおほせ鳥のなくと云、庭たゝきの條如何、　庭たゝきはよるなどいとなかぬか、古今、いなおほせとりのなくなべにけさふくかせにかりはきにけりといふ、是もいづれのとりとこゝろえがたし、〇下略

〔古今和歌集餘材抄四秋〕堀河院初度百首に、公實卿、板倉の橋をばたれもわたれども稻負鳥ぞ過がてにする、これは馬なりと心得てよまれたるとみえたり、これはもし古詩に、胡馬依北風といへるにより、此歌のけさ吹風にとよめるを、鴈は北よりくるなれば、北風と心得て、馬には稻をおほせる物なれば、よまれたるにや、下の忠岑が歌に、秋のかりほにおく露はいなをほせ鳥の涙とよみ、山鳥有稻負鳥名とて、鳥部に順は載られけるものを、萬葉には稻負鳥はよまれざるを、引文に出されたるは順の誤也、〇中略　兼盛集に、九月田かる所におきなあり、からくしていそぎかりつる山田かな稻負鳥のうしろめたさに、足引の山田のこすげあすまでといなおほせ鳥をおもふも手ゆたし、〇中略　或抄云、定家卿近年好士安藝國にまかれりけるに、宿處より立出けるに、庭たゝきのをりゐて鳴けるを、女の有けるが見て、いなおほせ鳥よといひけるをきゝて、など此鳥をいなおほせ鳥とはいひけるぞと問ければ、此鳥來り鳴時田より稻をおひて、家々にはこびおけば申なりといひけり、國々田舍の人は、かやうの事をやすらかにいひ出す、おかしく聞ゆ、偏におしていはむよりは、國々の土民の說用ゆべくや、但人の心にしたがふべし、源仲正歌に、しづの女がいなぼこなぐるからさをに打はへてくる庭たゝき哉、鶺鴒を庭たゝきといへば、右の說と此歌とかなひたれど、兼盛集の歌は稻をはむ馬ときこゆるに、鶺鴒はさもなければこと鳥にや、又或抄、秀能は水鷄といへりと有、これは俊子の歌に、君がたゝくともいへるにおもひよれる歟、夏と秋

と時節相違せり、

〔碩鼠漫筆五〕稲負鳥考〇中略古今集秘註卷四云、いなおほせどりとは、萬葉に稲負鳥とかけり、是にあまたの儀あり、一は雁、一は、山鳥、一は鴿、一は鵠、一は雀、一は鶺鴒などを云へり、此中まづ雁と申事は、今の歌に、(春村曰、我門に云々の歌を指たるなり、)各別の鳥に讀合たれば、儀にも叶はず、次に山鳥とは、稲を負へる姿ありと申せども慥ならず、次に鴿と申事は、鴿につきて稲負のひゞき有に依て也、家隆の歌に、秋の田の稲負鳥のこがればも木の葉催す露やそむらむとあるは、鴿と聞えたり、此歌につきて、人のそれかと知侍るにや、又はくひなと申說もあり、此鳥の姿山鳥の尾の如にて、稲を負たる心也、故に云傳ふ、又雀と申事は、狹衣に稲葉の風も耳近くは聞ならひ給はぬに、稲負鳥のおとなふも、さま〴〵さまかはりたる心ちして、心細げなりと侍るは、雀かと申せり、古歌にも、雀てふ稲おほせ鳥のなかりせば門田の稲を誰かおほせむ、狹衣の詞は此歌をおもへるか、〇中略いまだ必定の說見えねば、猶當否を論ふべし、〇中略稲負のひゞき近ければ、鴿なめりといへるなどは、假字違をもおもはざる物にて、無下に拙き謬說なりけり、此他雁なり、馬なり、田夫なりなどは、論ふまでもなかるべし、かゝれば此鳥延喜の頃は、夫と慥に知られけむを、天曆頃には知る人なくて、順朝臣も詮方なければ、たゞ和名をのみ載られたりしなるべし、奥儀抄袖中抄をはじめ、後々の諸說にも、何とも知られぬ鳥なりとあるは、中々に心にくし、されどさてのみ云てあらむには、かく取出たる所詮なければ、僻按をもしるしそふべし、按ふにこは舊說の中なる鴿といふに従ふべし、鴿は和名豆岐なれど、後には止伎と訛り、(今も猶然呼べり、)又一名を太宇と呼べり、此鳥は水禽の屬にて、(和名抄の序に、稲負鳥を山鳥とあるは、推當にいはれたるなるべし、かれに泥みて今水禽といふを疑ふべからず、)晩夏より秋に至り、水邊の田野にすみ、宵曉によく飛翔りつゝなく、其聲かゝと叩くに似たり、大和物語に叩くと詠るも則是を云へる事しるかり、又稲負鳥と

名づけし義は、此鳥の羽色は所謂とき色にて、殊に其焦羽は(俗に云焦茶色なり)稻の赤みたる色したるをもて、田野といひ、時節といひ、束ねたる稻を負懸たるさましたれば、玄かは名に負へるにこそあめれ、かゝれば諸說區々なりといへども、鴇を以て正說とすべし、○中略猶鴇の異名と決むべき本據は、彼大和物語のみならず、寬喜元年八月十九日、明月記に、此三四日鶺鴒(小鳥)來鳴、炎暑無如盛夏、時節自至歟、鶯不見、古今歌稻負鳥有說々(事不切事也)予(○藤原定家)用此小鳥之說、家隆卿多捨(赤羽用矢鳥也)口見之由披露云々、未知其證、其鳥尋常近邊不可來、此鳥來鳴之時、賓鴈必計會、尤叶此鳥之歌也、只以節物慰心緖故記之、(按に多捨の捨は誤字にして、疑ふらくは多捕などなるべし、赤羽用矢鳥也とあるにて、おのづから明らけし、)と見えたる鶺鴒の說は、京極黃門(定家卿)こそうけばりて云はれたれ、(餘材抄にも此卿の說とて、鶺鴒としたる事、上件にあり合せみるべし、)こは信がたき事既に辨たるが如し、壬生二品(家隆卿)は所據ありて、鴇と治定せられしなるべし、されば卿の自詠にも、秋の田の稻負鳥のこがれ羽も木葉催す露やそむらむ、(壬二集上、及夫木抄秋三に見えたり、)又色葉和難卷一に、清少納言が枕草子に、稻負鳥はたうと云へり、昔鴈に稻を負たり、秋返さむと云て、さてやみぬ、是によりて秋になれば稻負と鳴て是をこふ、鴈は又かり〳〵と鳴也、(按に此事、今本枕草紙には見えず、もしさる異本もありけるにや、)家隆義云々、或云、鴇とは、常世國より鴈にまじりて來る鳥也、其毛中に稻を一穗はさみて此國に落す、是を取てうゑはじむと云事あり、扨稻負鳥と云也と見ゆるも、云ふにたらぬ俗說ながら、彼郭公が沓代乞ふと云る類にて、やゝ古くより云ふ事と見ゆれば、稻負鳥は鴇なりといふ一證に備ふべし、又砂石集卷五、連歌事とある條に、彼入道、(按に前條には東入道と見えたれば、東中務丞胤行入道素暹か、或は同男下野守行氏入道素道か考ふべし、此人々は倶に勅撰にいりし作者なり、)ソノカミ毘沙門堂ノ連歌ノ座ニ有ケルガ、ウス紅ニナレル空カナト云句、難句ニテ多ク、カヘリテ興モナカリケルニ、アマトブヤイナオフセ鳥ノカゲ見エテなど見えたるは、何れも鴇なる明文なり、猶この鳥の鳴聲をも聞とめ、形狀をもよく〳〵見とめて、稻負鳥は鴇といふが正說なる事を了知すべし、

〔古今和歌集四秋〕題しらず

わが門にいなおほせどりの鳴なべにけさ吹風にかりはきにけり、　よみ人しらず

〔古今和歌集五秋〕これさだのみこの家の歌合のうた

山田もる秋のかりいほにをく露はいなおほせどりの涙成けり　忠岑

〔能宣朝臣集〕九月ゐ中の家のいねをとるに、かりする人のまうできたる、女ども侍るに、

かりにとて我宿のへにくる人はいなおほせ鳥にあはんとや思ふ

〔大和物語上〕としこちかぬをまちけるよ、こざりければ、

小夜更ていなおほせ鳥の啼けるを君がたゝくと思ける哉

〔狭衣四中〕ゐ給へる所と見ゆるは、寺よりはすこしのきてぞありける、略〇中軒をあらそふ八重むぐらも、げに人こそみえね、秋のけしきはとくしられぬべかりけり、いなばのかせもみゝちかくはきゝならひ給はぬに、いなおほせ鳥さへをとなふも、さま／＼にさまかはりたる心ちして物心ぼそげなり、

〔新撰六帖二〕いなおほせどり　家良

霜しろき朝けの風のさむけきになくや門田のいなおほせどり

〔新續古今和歌集十二戀〕寳治百首歌に寄鳥戀　入道二品親王道助

逢ふ事はいなおほせ鳥の鳴しより秋風つらき夕暮の空

〔多識編四禽〕蚊母鳥、今云、豆豆登利、異名吐蚊鳥、

〔和爾雅六禽鳥〕蚊母鳥　同䳄

〔和漢三才圖會四十一水禽〕蚊母鳥　吐蚊鳥　䳄音田

本綱、蚊母鳥江東多之、生池澤茹蘆中、大如鷄黑色、其聲如人嘔吐、毎吐出蚊一二升、夫蚊乃惡水中蟲

羽化所ㇾ生、而江東有ㇾ蚊母鳥、塞北有ㇾ蚊母樹、嶺南有ㇾ蚊母草、此三物異類而同功也、
蚊母鳥（郭璞曰、似ㇾ烏鸓而大、黄白雜文、鳴如ㇾ鴿聲、異物志云、吐ㇾ蚊鳥大如ㇾ青鷁、大觜食ㇾ魚物、）時珍曰有ㇾ數說也、豈各地之僅差異耶、
按二說所ㇾ比鶉鴿並鷓鴣之種類、而與ㇾ雞不ㇾ甚遠ㇾ者也、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二 水禽〕蚊母鳥　○カスイ（水戸）　○（防州）　一名、呼蚊鳥（河州府志）
形大抵大頭鷹(ヅク)ノ大サニシテ、全身淺黄色ニシテ白星アリ、翼ニハ黄赤色ノ星點アリ、頭ヨリ背ニ至リ、黑道竪ニ多シ、腹ハ黄赤黑色、目ハ大ニシテ青黑色、觜ハ至テ小ク、其本ニ鼻孔アリ、口ハ深クキレテ大ナリ、口邊ニ黑色ノ勁鬚アリ、脚ハ魚狗ニ似テ赤黑色ニシテ鱗ナシ、鳴ク聲蝦蟇(クツガヘル)ノ如ク、グウグウト聞ユ、集解ニ鳴如ㇾ鴿聲ト云ニ近シ、此鳥夜出テ蚊ヲ吸食ヒテ、蚊ヲ吐スルニ非レドモ、呼蚊鳥ノ名ニモ符セリ、

さくなぎ

〔新撰字鏡 鳥〕鵃 左久奈支

〔藻鹽草 十〕鵃
あやしくも風におるてふさくなぎのはしばみよりもながくみゆらん

〔大和本草 十五 水鳥〕シヤクナキ　海邊ニアリ、大中小アリ、大シヤク、小シヤク、中シヤクト云、形ハ相似タリ觜長シ、羽異黑白マダラナリ、味ヨシ無毒補ㇾ益於人、又一種ソリト云アリ、觜上ニソリテ形ハ小シヤクト同、

海雀

〔大和本草 十五 水鳥〕海雀(ウミスヾメ)　俗所ㇾ名也、漢名未ㇾ知、カイツブリニ似タリ、其大如ㇾ刀鳴(タカベ)、海鳥也、觜尖如ㇾ雀、頭及背淡黑色、胸腹白ク、ムチハラノ四旁之毛黑白相雜レリ、翼其身ニ比スルニ甚小也、尾ナシ、足黑ク其趾三ッニワカレ水カキアリ、其肉脂多クシテ不ㇾ堪ㇾ爲ㇾ饌、具婦人ノ血ノ道ノ藥ナリト云未ㇾ知ㇾ然否、

〔飼鳥必用 下〕海雀
此鳥大さ鶉ほど有、毛色常の雀に似たり、荒海に澤山むれ居るもの也夜分は島々にのぼり泊る

鳥也、

〔甲子夜話八十〕コノ頃聞ク、予ガ城下(○松浦清領地肥前平戸)ノ邊鄙ニハ、(平戸島モトヨリ邊邑、然レドモ城下ハ人集會ス、因テカク稱セリ、)海雀(ウミスヾメ)ト呼ブ鳥アリ、其形鳩ヨリハ小ニ、鶉ヨリハ稍大ナリ、羽毛淡黒ニシテ、翼下ヨリ腹ニ至テ白シ、長翼短尾、晩秋ヨリ春後ニ至ルマデ數百連行、海波ノ上ヲ飛旋ルコト幾回ニシテ、其中潮ニ沒スル者多々、然ラズシテ飛行スル者ハ僅ニ百ノ三四ナリ、沒スル者良久シテ復海面ニ出顯レ、飛回スルコト始ノ如シ、コレ謝氏ノ所云ト異ナラズ、正ニ此鳥ナラン、我邑海雀ト呼ブ者ハ、群飛ノ狀雀ノ如クニシテ、海上ニ翔ルヲ以テ謂ヘドモ亦漢土ノ所稱モ義同キ故ナリ、又コノ鳥、春後ヨリ夏ニ及ンデハ、海島巖穴ノ間ニ巣クヒ卵ヲ生ズ、故ニ山ニ居テ海ニ在ルコトナシ、

古事類苑

動物部十

鳥三

鷄名稱

〔本草和名十五獸禽〕丹雄雞、肶胵、仁諝音上吡下嶲、鳥冑、雞白蠹、陶景注云、白蠹不知是何物、雞、一名翰音、一名時夜、一名燭夜、一名伺時之禽、一名反翅、一名金距、一名五指、一名金骹、已上八名、出兼名苑、一名戴丹、出養性要集、和名爾波止利、

〔干祿字書平聲〕鷄雞並正

〔類聚名義抄九鳥〕鳴ニハトリ　鶏鷄俗鷄雞正、ニハトリ、　鷄ニハトリ　〔同九隹〕雞鷄並正、ニハトリ、

〔下學集上氣形〕雞ニハトリ一名司晨、此鳥有五德一云、日本云木綿付ユフツケ鳥、或云白邊ウスヘ鳥也、

〔八雲御抄三下鳥〕鷄　ゆふつけとり付木綿相坂に祓故也　庭つとり萬　八こゑのとり　くたかけ。かけ伊勢物語　かけろ　かけのたれをのみだれおといふ　かけ　鳥のそらねは函谷關にて鳥のまねをして、人に夜あけぬと、おもはせたる事也、　あけつげ鳥清抄　大和物語に、曉になくゆふつけ鳥のわび聲と云り、ゆふつけとりともよむべし、

〔藻鹽草十鳥〕雞　ゆふつけ鳥世中さはがしき時、四境祭とて、おほやけせさせ給に、鷄に木綿を付て四方關にいたりて祭と云々、又曉になく夕つけのわび聲にとよめり、鳥となけれ共、又たつ田にかも讀り、又立田によむ事は奈良京の儀也、　庭津雞　八聲の雞　には雞是常の事也、　くたかけ雞又只くたかけ共ばかりにて、鳥となけれ共云り、但小には鳥を云也と云々、異說云、東國には家をくたと云也、在家のくたくたしきを云、かけとは家のには鳥と云と云々、たゞしこれいかゞ、　かけろなく聲也、さればかけろとなく共よめり、　かけかけのたれをのみだれなと云　雞のそらね函谷關にて鳥のまねをして、人に夜あけぬとおもはせたる事也、そられはそらごと也、鳥のそらねははか

るともとよめるも、たばかる也、はかり事也、　雞のね是庭鳥也、ことに夜にそへたらんはぜひにをよばず、　去は雞後になく鳥也　とこよの雞あさくらや昔をかへす神がきに常世の。鳥もなくかとぞきく、とこよの鳥とは、日神、天の岩戸にこもらせ給し時、神樂をして出したてまつらんとせし時、龍宮の鶏を取て夜はあけたると云心になかせしと也、　ねざめ雞藏玉にあり　逢坂のゆふつけになく雞のね後撰　空なきしつる雞の聲一深夜にまづちきり聲　たていゝ夕つけとりは又れしてけり

〔袖中抄二十〕ゆふつけどり

逢坂の夕付鳥にあらばこそ君が行來をなく〳〵もみめ

顯昭云、夕つけとりとは、にはとりを云也、よの中さわがしき時、四境ノ祭とて、おほやけのせさせ給に、鶏に木綿をつけて、四方ノ關にいたりて祭也、逢坂は東の關なれば、かく讀り、

〔東雅十七禽鳥〕雞ニハツトリ　日神、天磐屋戸をさしこもり給ひし時、思兼神、常世長鳴鳥を集めて、鳴しめられしと見えしは、舊事、古事、日本紀等に、鷄をいふと云ひ傳へしなり、さらばニハツトリとは、齋場の鳥なるを云ひしなるべし、一に木綿付鳥などいひしも、此事にや因りぬらん、〇中略　又唯よのつね人家の庭に棲む鳥なれば、かく云ひしも知るべからず、萬葉集に、雞の字讀てカケと云ひしは、東國の方言といふなり、仙覺抄には、カケとは啼聲に因りていへりと見えたり、古歌にカケロと鳴くなどよみし、これなるべし、古の俗その啼聲によりて、名づけ呼びし鳥もありとは見えたり、家雞の字讀てカケといふなどいへど、凡そ事には依りぬれど、古の方俗の言に、夫等の字義に因りし事あるべしとも思はれず、

〔圓珠庵雜記〕には鳥をば、たゞ鳥。ともかけともよめり、かけは、かけろとなくこゑよりつけたる名なり、

〔倭訓栞前編十八〕とり〇中略　雞は平生人家に在をもて、とりの名を專にせり、戀の歌に多くよめるは、天寶遺事の、名妓劉國容が歡寢方濃恨二雞聲之斷一愛といへる意也、

〔古事記 上〕天照大御神見畏、閉天石屋戸而刺許母理此三字以音坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、○中略是以八百萬神、於天安之河原神集集而、訓集云都度比高御產巣日神之子思金神令思訓金云加尼而、集常世長鳴鳥令鳴、

〔古事記傳 八〕常世長鳴鳥とは鷄をいふ、常世は常夜にて、常世とは本より別なり、されど言の同きまゝに通はして、字には拘ず書るは古の常なり、こは今かく常世往時に集へて鳴せし鳥なるをもて、後に負し稱なるを、其始へ廻して、如此云るなり、○中略長鳴とは、凡て鷄は他鳥よりも鳴聲の絕て長き物なる故にいふなり、から書にも長鳴鷄と云る見えたれど、そはなべての鷄を云にあらざれば、今と同じからず、書紀にすなはち使互長鳴とあり、

〔古事記 上〕八千矛神、將婚高志國之沼河比賣、幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、○中略遠登賣能、那須夜伊多斗遠、淤曾夫良比、和何多々勢禮婆、○中略爾波都登理、迦祁波那久、宇禮多久母、那久那留登理加、許能登理母、宇知夜米許世泥、○下略

〔古事記傳 十一〕爾波都登理、迦祁波那久は、○中略庭鳥雞者鳴なり、此鳥の本名は迦祁なるを、人家の庭に住む故に、庭つ鳥と枕詞に云ること、野ッ鳥と同じ、然るを後には、庭鳥とのみ呼て、迦祁てふ名は失ぬ、契沖云、迦都を家雞の字音と思ふは誤なり、

〔冠辭考 二〕いへつとり　かけ　又にはつとり○中略
神樂歌に、庭とりはかけろと鳴ぬとうたふに依に、彼が鳴こゑもてかけとは呼也、かり〳〵と鳴まゝにかり、から〳〵と鳴故にからすてふ如き類ひ、他しものにも多し、此かけを家鷄の字音の樣にいふ人あり、こいのいと上つ代に、漢の字音もていふこと無をだに思はぬ人のわざ也、萬葉に可鷄と書しは只假字也、それはやなぎの事を楊奈伎、うめを烏梅と樣に書る如く、字によりて來たる借たるのみ也、

〔神樂歌〕酒殿歌

○○○にはとりは、かけろとなきぬなり、おきよおきよ、わがひとよづま、人もこそ見れ、人もこそ見れ、

〔古今和歌集 雜十八〕題しらず　よみ人しらず

たがみそぎゆふつけどりか唐衣たつたの山にをりはへてなく

〔堀河院御時百首和歌 雜〕曉　前齋院肥後

さしぐしのあかつきがたになりぬとや八聲の鳥もおどろかすらん

〔千載和歌集 戀十五〕隔關路戀といへる心を讀る　前中納言雅頼

思ひかねこゆる關路に夜をふかみ八聲の鳥に音をぞそへつる

〔袋草紙 四〕鷄鳴時歌

○○○○よみつどりわがかきもとになきつとり人みなきゝつゆくたまもあらし

〔和爾雅 六 禽鳥〕鷄(ニハトリ) 鷄同、一名翰音、　○○丹鷄(アブラトリ) 朱鷄同　○○黃鷄(カンハドリ)　○○長鳴鷄(ナガナキドリ)　○○荒鷄(ヨイナキドリ) 見二千本草綱目一　○○矮鷄(チヤボ)　○○烏鷄(クロニハトリ)　○○鶤鷄(トウマル) 倭鷄同　○烏(ウ)

○○骨鷄(コツケイ)

〔宜禁本草 坤 諸禽〕烏雄鷄○○○　甘温補レ中、止レ痿折骨痛痿痺、肪主二耳聾一、腸主二遺尿一、肝及左翅毛主レ起レ陰、膍胵裏黃皮微寒、主二泄痢遺溺一、除二煩熱一、屎白微寒、主二消渴石淋一、利二小便一、止二遺尿一、滅二瘢痕一、

○○丹雄鷄 毛紫赤色 甘温、主二女人崩漏赤白一、補レ虛温レ中止レ血、諸鷄有レ毒、發二腸風痔瘻瘡癬一皆忌、蒜薤同食氣滯、小兒未レ斷二乳食一之生レ虫、瘡後忌レ之、姙人食子腹生レ虫、

○○白雄鷄 純白 酸微温、六爪者殺レ人、下レ氣安二五藏一、治二狂邪消渴一、利二小便一、獺同食作二鬼疰一、

○○黑雌鷄　甘温、主二風寒濕痺一、安レ胎益レ血、補レ形、補レ新 産後虛羸乳少食、頭白殺レ人、腸治二遺尿一、

○○黃雌鷄(カシハノメンドリ)　酸甘平、主二傷中消渴尿數不禁腸澼泄痢一、補二益五藏絶傷一、益レ氣添レ髓補レ精、助二陽氣一、暖二小腸一、止二泄精一、補二水氣一、五色具鷄、食レ之致レ狂、

〔本朝食鑑 五 原禽〕鷄 訓二仁波止利一、古訓加介、

釋名、庭鳥俗稱　家鷄古俗、俱俗稱而歌人亦言之、其訓同上、

集解、家家村村畜養之、有黃白丹黑烏骨、或有丹黑、有黃白、有丹白、有黃丹、有白黑、有黃黑、又有三色四色駁雜者、烏骨亦有雜色者、大抵平生所養者俗呼稱地鳥。。、大者稱唐麻呂。。、是素自華來之謂乎、麻呂者古男子之通稱也、唐麻呂之中有冠如大鋸齒者、呼稱大鋸。。、近時以大鋸唐麻呂之純白無脛毛者爲勝、家家珍之、此等者蜀之鵾雞、楚之傖鷄乎、小者稱知也保。。。、狀不殊尋常之雞、而脛漸一二寸許、其最小者號南京。。。知也保、以大不過三四寸而純白者爲勝、好事之家爭畜之、是近世自華之南京來者而矮鷄乎、烏骨亦近世至自華者不過五六十年、今處處多有之、自古作鬪雞之戲者久矣、故畜唐丸大鋸以當其用、然地鳥之勁剛、能勝唐丸大鋸者多矣、養小者惟愛形之微美耳、今食鷄者、惟以黃雌鷄爲上、烏骨鷄次之、或問野人曰、鷄有文武勇仁信之五德、或曰翰音、或曰司晨、文王問安、孟子爲善、然則賢者可愛之物、今爲村村家家之畜是何謂哉、野人曰、僕等未識爲賢者之徒者、民間所養者有三利、一曰、山中田家風雨之日、不知晝夜之時、但鷄鳴報時、二曰、場庭穀菽漏脫混土砂、但鷄啄不遺、三曰、多蓄雞則生卵亦多、故時時販市以得不時之利、此三者民間之貨也、世俗所謂凡雞過夜半而鳴者常也、不過夜半而鳴者不常、呼稱宵鳴ヨヒナキ、以爲不祥、是荒雞乎、其家主不吉政禳之、捕其雞投水則免災也、亦吉則相逖起舞之類乎、其矮雞者不知時、故妄鳴不可卜之耳、別有反毛鷄。。。、老鷄。。。、詳于本草、

肉、氣味、甘溫無毒、本草食忌所謂五色者、玄鷄白首者、六指者、四距者、鷄死足不伸者、並不可食、害人、閹鷄能鳴者有毒、四月勿食抱鷄肉、令人成癰成漏、男女虛乏、小兒五歲以下食鷄生蚘蟲、鷄肉不可合葫蒜芥李食、同兔食成痢、同魚汁食成心瘕、同鯉魚食成癰癤、同獺肉食成遁尸、同生葱食成虫痔、同糯米食生蚘蟲、必大按、最非無此理、然不可盡信之、可從時之宜爾、

主治、補肝肺腎、調脾胃、除風逐濕益氣溫血、凡諸瘡諸傷不瘥者最宜、五勞七傷無不調理、婦人諸病、產後崩中漏下無不治療、能祛邪惡、惟多食動風耳、又據鷄之毛色而有治、詳于李時珍綱目、

發明、鷄屬巽而風木之象、是陽中之陰、故能生熱動風、風火相扇、乃成中風、不可不愼戒也、丹者火、白者金、黑者水、黃者土、而配之所主、可以斟酌也、獨無青色者鷄之本性、屬木分之故也、烏骨者得水木之精

氣、故陰分虛熱者宜之、今本邦專用黃雌雞者、黃者土色、雌者坤象、坤者土主脾胃、土者爲萬物之母、脾胃者爲五臟之主、先保養脾胃之土、脾胃實則心肺肝腎俱受保養、土實則木火金水皆得其處、故以養脾胃爲本矣、或疑之曰、本邦以禽類爲食者多、然唯以雞爲脾胃之補何哉、予曰、諸禽皆有一二之性、入一二之臟腑、故以所主爲用、雞有五色以入五臟、然丹白黑青雞、有各治、而不得精明、唯黃入脾胃、所其治用最有驗、於是專用黃者、朱丹溪所謂雞屬土者、當指此雞、而發他雞不得伴此、亦此之謂也、今用雌不用雄者、黃雌氣和者不烈、黃雄氣烈而不和、氣烈者不宜脾胃、氣和者宜脾胃而已、○中略

雞屎白、(雄雞屎乃有白、臘月取之、烏骨者更良、內經曰、雞矢也、)氣味、微寒無毒、主治、諸風傷寒下氣消積通大小便、療心腹鼓脹、破癥瘕、解金銀蜈蚣蜒蚰毒、○中略

烏骨雞肉、氣味甘溫無毒、(本草曰平)主治、女人諸病一切虛損、及久無子者宜用之、或補男子虛勞羸弱遺精陰痿等症、(李時珍曰、有白毛黑毛斑毛者、有肉白骨烏者、肉骨俱黑者、但觀雞舌黑、則肉骨俱烏、入藥更良、)發明、烏骨者受水木之精氣、故入肝腎二經之血分、男用雌、女用雄、專主婦人之病、古人製烏雞丸是也、以治婦人諸病、就中久無子者服此丸、久則螽斯詵詵焉、今本邦試之者多矣、

〔和漢三才圖會〕四十二原禽　雞(鷄同)　鴂七(陀音)　燭夜　和名加介　又云久太加介　又云木綿附鳥(ユフツケ)　俗云庭鳥、○中略

按、雞家家畜之馴於庭、因稱庭鳥、又稱家雞、以別野鷄、其種類甚多、尋常雞俗呼名小國、能鳴告時、而丑時始鳴者稱一番鳥、寅時鳴者稱二番鳥、人賞之、丑以前鳴者爲不祥、俗謂之宵鳴、所謂荒鷄盜鷄之類矣、呼鷄重言之聲曰喌、(音祝)(トヽ)俗云止止止止、

○蜀雞(トウマル)○(俗云唐丸)　形大而尾短、其中有冠如大鋸(ダイギリノハ)齒者、呼曰大鋸、初自中華來、爲鬪雞最强、

○暹羅雞(シヤムトリ)○(之夜無)　形大於蜀雞、而尾殊微少、大抵高二尺餘、肩張距大距(ケヅメ)尖而長、身毛多兀而冠小、性勁剛能鬪、雖倒不欲逃、是初自暹羅來焉、

南京雞　初來於中華南京、形似和雞而純白、有尨毛、脚瘠黒、冠亦黒色也、其冠赤者名地南京、○中略凡經百八十日始鳴、告時未亮亮、如人啊呻、又可二十日聲大定、能爲各曷課之聲、其鳴也唯先啄卯雄翅令知其時、則雄發聲、蓋此陰陽相待之義乎、

韓詩外傳曰、雞有五德、頭戴冠、文也足搏距、武也敵在前敢鬪、勇也見食相呼、仁也守夜不失時、信也葛洪云、凡古井及五月井中有毒、不可輒入、卽殺人、宜先以雞毛試之、毛直下者無毒、回旋者有毒也、感應志云、五酉ノ日以白雞左翅燒灰揚之風立至、以黒犬皮毛燒灰揚之風立止也、相傳、如有人溺于池川、未尋獲屍骸、則乘鷄於板筏泛水上、鷄能知所在而鳴、於是探獲其骸焉、

矮雞　俗云知也保　矮鳥楷切、短也、不長也、

本綱、矮雞出江南、脚纔二寸許也、

按、矮鷄嘴脚黃色者爲上、但脚有毛者不佳、尾長勾屈頸後、復曲垂者謂之佐志尾、翅闊張者並佳、

南京矮鷄　初來於南京、最小而脚及眼色黃、甚賞之、

同白矮雞　純白有尨毛、冠黒者最勝焉、其冠赤者呼曰地南京、次之、

加比丹矮雞　眼色黒脚亦帶黒、又次之、

凡矮雞不能高飛、聲亦小、然告時不異諸雞也、矮雞交于和雞所生者、形小而脚不甚矮、曰之半矮、爲下品、

〔重修本草綱目啓蒙三十二原禽〕鷄　ニハツドリ古歌　ヤコヘノトリ　チザメドリ　アケツゲドリ　ナガナキドリ　トコヨノトリ　クダカケドリ　ユウツケドリ共ニ同上　ウスベドリ下學集　カケ伊勢物語　カケロ　ニハトリ　一名翰音禮記曲禮　䳭䳌揚子方言　割鷄　䳌共同上　會稽公典籍便覽　戴官郞同上　戴冠郞名物法言　燭夜卓氏藻林　羹本清異錄　德禽事物異名　巽羽　窻禽　時夜　赤幘勇士　忽魯花蒙古名　司晨郞共同上　司晨行厨集　穿籬同上　穿籬菜白脊全書　鑽籬菜事物紺珠　家

雉　介羽　花冠　長鳴都尉共同上　五德禽本草原始　鵾鷄楊州府志　積陽通雅　天鷄廣東新語　巽木禽傷寒論條辨註

凡人家ニ畜ヒ食用ニ供スル者ヲ家鷄秘傳花鏡ト云、伊勢物語ニ多クカケト書セリ、即古俗名ナリ、今ハ地鳥ト云ヒ、或ハカシワト呼ブ、讃州高松ニテニホント云フ、黄丹黒白アリ、又丹黒、黄白、丹白、黄丹、白黒、黄黒アリ、又三色四色駁雜ナル者アリ又弱クシテ闘フコト能ハザル雞ヲ草雞秘傳花鏡ト云、強キ雞ヲ見レバ逃去ル、故ニ草雞雞雄多望風而靡同上ト云フ、又形大ニシテ能闘フモノヲシヤムト云フ、即闘雞秘傳花鏡ナリ、シャムノ小ナル者ヲ通事ト云フ、小國ハシャムノ次ナリ、又至テ大ナルヲトウマルト云、即鶤鷄ナリ、一名蜀鷄釋名下倫鷄集解トウマルノ中ニ冠ニ大鋸齒アル者アリ、ダイギリトウマルト呼ブ、又至テ小者ヲチャボト云、矮雞ナリ、一名羅夷鷄雲南通志形狀常雞ニ異ナラズシテ、脛僅ニ一二寸、其最小ナル者ヲ、南京チャボ或ハ地スリト呼ビ、上品トス、只其小ニシテ美ナルヲ愛スルナリ、又烏骨雞ハウコケイ、一名ヲコッケイ筑前ヲゴッケイ讃州ヲケラ石州ヲケラコウ同上ムツユビドリ、後ヘ出タル指數多シ、八指ノ者ヲ上トス、萬病回春ニ烏骨白鷄ト云フ、羽毛細クシテ白ク食犬(ムクイヌ)ノ形ノ如シ、冠ハ紫黒色ニシテ高カラズ簇生ス、嘴脚俱ニ黒シ、藥餌ノ用ニ入、又雜色ナル者アリ、又反毛鳥ハサカゲノ雞ナリ、筑前ニテキクチャウト云フ、毛ハ順ニ生ジテ末白、反シテ前ニ向フ、數色アリ、脚ハ六指ナリ、

〔嬉遊笑覽十二禽蟲〕左やむとはもと暹羅より渡りし鷄なり、暹羅は南天竺の内にて唐山より西南の方に當れり、莫臥爾(モウル)の屬國といへり、これをシャム又シャモとも呼、こゝにいつの頃わたりしか定かならず、外國は鷄を常に食料とすれば、いつも船上に載來る故、この鷄も早く渡りしにや、されど古書には見えず、大和本草に、暹羅鷄、紅毛鷄は外國より來れりとのみいへり、西鶴が大鑑に、むかしの芝居若衆坂田沓之丞などにや左やむの鷄合を好みたることを載たり、若衆歌舞妓は、明暦二年に停止せらる、それより

以前の事なり、

〔百千鳥下〕てんけい鳥。　餌かい キビ、粟、玄米、

大きさ高麗雉子に大ぶり、是はかうらいときんけいと合せたる物のよし、能出來たるは至て紫の毛など見事に成物のよし、むかしは折々有けるよし、今は一向なし、

〔飼鳥必用中〕シヤム鶏。

此鳥大鶏也、とさかくるみさかに垂なし、胸に赤はだ見ゆる、羽色は種々あり、

唐丸。

此鳥出島十善寺筋二種有り、出島は紅毛出也、とさか垂迄八寸程にてせいたかく、鳥の股扇を立にして通行なる程也、至て身ほそく鶴の形したるを上とする、勿論十善寺種は唐方にて紅毛程はなし、せいひくゝして身太なり、とさかも小サく、尤毛色いろ〳〵あり、紅毛筋萬端よろし、

烏骨鶏。

此鳥とさか柘榴さかにて色黒み、足の指六ツありと見へ、また此上も有をよしとす、渡鳥は白鳥のもの也、和にて出來は、毛色いろ〳〵あり、とさかも赤し

逆毛鶏。

此鳥明和年中、初て紅毛より東都へ渡る、油鳥幷白鳥貳番渡來る、夫より東都におゐて段々子出來、今にてはちやぼ鶏にても有之也、

紅毛鶏。

此鳥半鶏より大きく方にて、とさか三枚さかにてれん玄やく有り、羽色種々有り、尤大小あり、

〔飼鳥必用下〕半鶏。　大地鶏。

右鶏羽色さま〳〵有、とさかくるみさか三枚さか共云、玄やくろさか、大切りさか、此三品有、尤鶏

鷄とて、のどの下頬にも毛のはへたるもあり、これを髭と云、

矮鷄（雄羽の色好む處を記す）

いこう黑（是は頬の邊りとさかまで少し黑み出る）　岸黑（是は頬とさかに黑みなし、からす黑の鷄になり、）

此二品の黑は老鳥に成候ても、首に油毛の羽出ず、

白毛、碁石、猩々、（是には三品有、こい猩々、薄毛猩猩、玉にては赤きはかびたんと云、）　鈴波碁石（是は鶏羽白黑の波のかたち有を云）　淺黃耳白（是は耳白く輪をかけたるを云）　桂尾（是は白に尾羽黑きを云、是に首にさし尾あるは惡し、但しとさかに二品有、ちりめんさかよろしぬめさかは惡し、雉たいのこぎりさかなよしとする、）　車尾（是は尾を巻ささげたるを云）　丸羽（是は尾のつけれと、首の羽なしめんに尾な付たる樣也、）　菖蒲尾（但しさし尾と云、柳尾共云、け爪なきなしなんきん鷄と云、）

〔武江產物志〕山鳥類　鷄（○ちやぼ○とうまる、等有、○しやむ○は下谷堀本に圖鷄の會あり、）

〔甲子夜話 三〕岸和田ノ岡部氏、今ノ三四代モ前ノ主、殊ノ外鷄ヲ好テ數百番畜養セリ、ソノ內ヨリ羽毛ノ常ト替リシモ往々出シトゾ、世ニ玩ブ淺○黃○矮○雞○ト云テ、縿素色ナルモノハ、其家ヨリ新ニ生ゼシ種子ニテ、別ニ一種ヲ成シ、今ハイヅ方ニモアルヤウニナリタルナリ、

瑞鷄

〔日本書紀 二十九 天武〕四年正月壬戌、是日大倭國貢瑞雞、　五年四月辛丑、倭國添下郡鰐積吉事貢瑞雞、其冠似海石榴華、

鷄飼養法

〔農業全書 十 生類養法〕鷄

には鳥は人家に必なくて叶はぬ物なり、鷄犬の二色は田舍に殊に畜置べし、是大小色々あり、唐丸とて甚大きあり、近來ちやむと云て一種あり、是又大なり、是皆體おもくして、高き所に上りかねて、狐狸にそこなはるゝゆへ、雛も生立がたし、時を作る事も正しからず、唯中鷄の毛のあかき脚の黃なるをかふべし、又雌鳥はかたちさのみふとからず、毛淺くて脚細く短きが、卵を多くうみて、雛をよく生立る物なり、又雄鳥は聲の小きは子少なし、黑き鷄、頭の白き、六指のもの四距のもの、死して足の申ざるもの、皆人を害すとあり、料理をするに心を用ゆべし、又五歲以下の小兒

鷄を食すれば、あしき虫を生ずると見えたり、多く畜はんとする者は、廣き園の中に、稠しくかきをし廻し、狐狸犬猫の入ざる樣に堅く作り、戸口を小さくしたる小屋を作り、其中に塒を數多く作りて、高下それ〳〵の心に叶べし、尤わらあくたを多く入置て、巣を作らすべし、園の一方に粟黍稗を粥に煮てちらし置、草を多くおほへば、やがて虫多くわき出るを餌とすべし、是時分によりて、三日も過ずして虫となる、其虫を喰盡すべき時分に、又一方かくのごとく、年中絶ず此餌にて養へば、鷄肥て卵を多くうむ物なり、園の中を二つにしきりをくべし、又雜穀の粃、其外人牛馬の食物ともならざる物を多く貯へて、はみ物常に乏しからざる樣にすべし、卵も雛も繁昌する事限なし、甚利を得る物なれども、屋敷の廣き餘地なくては、多く畜事はなり難し、凡雄鳥二つ雌鳥四つ五つ程畜を中分とすべし、春夏かいわりて廿日程の間は、ひな巣を出ざる物なり、飯をかはかして入れ、水をも入れて飼立べし、甚多く畜立るは人ばかりにては、夜晝共に守る事なり難く、狐猫のふせぎならざる故、能き犬を畜置てならはし守らすべし、但かやうにはいへども、農人の家に鷄を多く飼へば穀物を費し、妨多し、つれのもの是をわさとしてもすぐしがたし、しかれば多くかふ事は、其人の才覺によるべし、

〔源平盛衰記 三十二〕四宮御位事

七條修理大夫信隆卿ハ、白鷄ヲ千羽飼ヌレバ、必其家ニ王孫出來リ御座ト云フ事ヲ聞テ、白雞ヲ千羽ト志シテ飼給ケル程ニ、後ニハ子ヲ生孫ヲ儲テ、四五千羽モ有ケリ、夥ナドハ云計ナシ、鳥羽、田井、西ノ京、田ナドニ行テ稻ヲ損シ麥ヲ失フ、懸リケレバ、信隆ノ雞トテ人モテアツカヘリ、此コ彼コニシテ打殺ケレ共、生子ハ多シ、七條八條ニ充滿テ、盡ベキ樣モ不レ見ケリ、誠ニ其驗ニヤ有ケン、四宮〇後鳥羽位ニ卽セ給フ、

〔宜禁本草 坤 諸禽〕雞卵　甘微寒、葱蒜同食氣促生レ瘡、鱉同食異病、韭子同食節風、和ニ魚肉一食心瘕生、卵白微寒、治ニ目熱赤痛一除ニ心熱煩滿一、主ニ小兒下泄、產難胞衣不一レ下、卵黃除レ熱治ニ火灼爛瘡一、卵中白皮、主ニ久欬結

氣、和麻黃紫菀服之立止、

〔本朝食鑑 五 原禽〕雞

卵、氣味甘平無毒、（白者性寒、黃者性溫、合則性平也、長醸醋、多食令人腹中有聲、動風氣、和葱蒜食之氣短、同韮子食成風痛、共鼈肉獺肉兎肉食損人、姙婦以鷄子鯉魚同食令兒生瘡、同糯米食令兒生蟲、小兒患痘疹忌食鷄子、及聞煎食之氣令生翳膜、必大按、此等食忌悉於理然乎、細辨之則無理亦有、宜斟酌之耳、）主治、鎭心止癇、潤肺補肝、滋腎調脾胃、安胎及姙娠、天行熱疾、狂走赤白痢、小兒痞痢、男子陰囊濕痒、婦人陰瘡亦宜、或除火灼熱瘡、或療白虎風病三十六黃症、

發明、李時珍以黃白分氣味寒溫之治、可爲至論、又曰、小兒患痘疹者食之則氣令生翳膜、何哉、然痘疹預防用之、其法載蚯蚓附方、此兩說似相齟齬、若得地龍畫便厠氣之類、以除鷄子之毒歟、而未解得之、予每令患痘疹之兒而食之、未見遇眼翳之疾者、惟時珍論鷄白荊芥治產後血運、鷄黃髮煎治小兒胎瘡、是予亦試之、尤有奇効、載之在後、大抵世俗瘡疥家、妄忌鷄子、稱有溫毒、此未詳其性也、若多食之雖性平和、而蓄積作溫熱、則生害者必矣、此是不惟鷄子、而人間飮食皆然、於是聖人以不多食爲鄕黨之戒爾、

〔和漢三才圖會 四十二 原禽〕雞〇中略

雞卵（中有黃肉白汁、白者性寒、黃者性溫、）筑前豐前多出之、而不及於畿內之卵味、（長山椒、如藏之同器、則卵腐爛、）煮之則白汁包黃肉爲塊、譬之天地兩象、殼乃象總廓無星天、（如初投熱湯煮之、則殼肉不可離、）

〔雜談集 二〕或上人、鷄ノ卵（カヒコ）ヲ取テ、ユデヽクヒケルガ、小法師ニカクシテ、茄子漬ト名ヅケテ食シケル、小法師コレヲ知テ、事ノ次デニ云ヒタク思テ、鷄ノ曉鳴ヲ、御房々々、ナスビヅケノ父ノ鳴候、キカセ玉フカト云ケル、

〔食物和歌本草 三〕卵白（タマゴノシロミ）

玉子白み小兒の泄瀉難產の胞衣のをりぬに藥成けり　右幷ニ生にてのむなり　玉子白み赤

鷄雛

小豆の粉をばかきませて一切の熱毒腫やむにぬれ

卵黃（タマゴノキ）

玉子の黄生にて數をのみぬれば小便通せぬ人によきなり

卵

玉子酒身うちあたゝむ寒き夜は醉ざる程にねるたびにのめ　玉子こそやせたる人にことによし肝氣やしなひ骨をつよふす　玉子こそ久しうくへば氣をまして身をかるくして力をぞつく

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事〇中略

次取吉日山口神祭用物幷行事、〇中略　雞卵十丸、

〔先哲叢談後編　三〕細井廣澤

廣澤以學擊劍於堀內源太左衞門、與赤穗堀部武庸、通稱安兵衞、堀部彌兵衞金丸義子、爲同門、情交尤密、〇中略嘗其襲吉良氏邸之先夜、赤穗遺臣大石良雄等四十六人、皆會源太左衞門家、源太左衞門家在二子神田紺屋街一、廣澤爲武庸避其奴僕、獨趣離筵、齎鷄卵數十箇、良雄在樓上、武庸及其他之士五人與廣澤傾盃酣暢、武庸以廣澤所贈雞卵、碎破之、曰、明夜碎破敵警、亦若此、廣澤壯其言、

〔和漢三才圖會　四十二原禽〕雞〇中略

凡雞多淫生數子、每日生一卵、人潛取之、唯遺一卵、則逐日生卵數不定、始終不取則十二而止矣、母雞伏卵於翅下二十日許而稍溫煖、中子欲出吮聲曰啐、母雞亦啄乎、其雛不待哺自啄粟稗、謂之鷇（コヽ）、鶵（ヒヨコ）、鶵有御則不交鶴取遺則生卵、

〔菅家文草　一詩〕感源皇子養白鷄雛聊叙一絕

治氷殘片雪孤團、佐問雞雛子細看、養得恩容交杵臼、因君一到五雲端、

〔枕草子 六〕あはれなる物
にはとりの子いだきてふしたる

〔枕草子 八〕うつくしきもの
鷄のひなのあしだかに、しろふおかしげにきぬみじかなるさまして、ひよ〳〵とかしかましくなきて、人のしりにたちてありくも、又おやのもとにつれだちありく、見るもうつくし、

〔沙石集 八上〕雞子殺酬事
尾州ニ若キ女房、子ニクハセントテ、雞ノカイ子ヲアマタ殺シテケリ、或時夢ニ、女人一人來テ、我子ノ臥タル枕モトニウチキテ、子ハイトオシキゾカナシ〳〵トイヒテ、ヨニ恨メシゲナル氣色ニテ、ウチナキ〳〵スルト見テ、コノ子ナヤミテ、ホドナクウセヌ、オトヽノアリケルガ、又ナヤミケル時モ、サキノ女人スコシモタガハズ、サキノヤウニイフト見テ、ソノ子モウセニケリ、當時有人也、

雌鷄化雄

〔日本書紀 天武二十九〕五年四月辛丑、倭國飽波郡言、雌雞化雄、

〔三代實錄 清和十六〕貞觀十一年十一月十三日丙寅、隱岐國言、雌雞化爲雄、

異形鷄

〔扶桑略記 應神二〕四年、雞生鵠巢中、生子四足、

〔日本書紀 天智二十七〕十年、是歲讃岐國山田郡人家有雞子四足者、

〔日本書紀 天武二十九〕十三年、是年倭葛城下郡言、有四足雞、

〔扶桑略記 朱雀二十五〕承平四年三月十一日、山城國進子雞雛一翼、其體自頸下相分二體、有四翼四足二尾、

〔兎園小說 九集〕一足の鷄
文化十一年の夏の比、飼鳥あきのふもの、鷄の雛の一足なるをもて來て、これ買ひ給はずやとい

ひしかば引きよしてよく見るに、げに一足なることは、寔に一足なるものから、その足らざる左の足は、皮肉の間にありとおぼしく、運動にしたがうて腹の皮うごもちたり、これ尫弱不具にして眞の一足なるものならず、

〔甲子夜話八十九〕予〇松浦清淺草ノ邸ニ往ク、途次ニ花鳥屋ト云店アリ、看板ヲ掛ケ四足雞ヲ圖ス、予思フ、錢ヲ募ル爲ニ作ル物ト、一日人ヲ遣シテ視セシム、返テ曰ク、實ニ四足ヲ生ズ、信濃國ノ所産ト云、雞二脚ハ尋常ノ如シ、二脚ハ前足ノ後臀ノ左右尾毛ノ下ニアリ、但々脚後ニ斜ニシテ指屈シテ開カズ、又地ヲ踏コト能ハズ、ソノ視シ者ノ所圖ヲ後ニ載ス、圖略

〔日本書紀一神代〕天照大神、〇中略乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、故六合之內常闇、而不知晝夜相代、于時八十萬神會合於天安河邊、計其可禱之方、故思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、

〔日本書紀二神代〕天稚彥之妻下照姬哭泣悲哀、聲達于天、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彥已死、乃遣疾風、擧尸致天、便造喪屋而殯之、卽以川鴈爲持傾頭者、及持帚者、一云、以雞爲持傾頭者、以川鴈爲持帚者、

〔古語拾遺〕昔在神代、大地主神營田之日、以牛宍食田人、于時御歲神之子至於其田、唾饗而還、以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫志止止鳥肱巫今俗竈輪及米占也占求其由、御歲神爲祟、宜獻白猪白馬白鷄、以解其怒、〇中略仍從其敎、苗葉復茂年穀豐稔、是今神祇官以白猪白馬白鷄、祭御歲神之緣也、

〔儀式一〕二月四日祈年祭儀

其日卯四剋、〇註略所司辨備庶事、神祇官陳幣物於齋院、京職貢白鷄一隻、近江國豚一頭、

〔日本書紀十四雄略〕七年八月、官者吉備弓削部虛空輒急歸家、吉備下道臣前津屋或本云、國造吉備臣山、留使虛空經月不肯聽上京都、天皇遣身毛君大夫召焉、虛空被召來言、前津屋以小女爲天皇人、以大女爲己人、競令相鬪、見幼女勝、卽拔刀而殺、復以小雄雞呼爲天皇鷄、拔毛剪翼、以大雄雞呼爲己雞、著鈴金距、競

令闘之、見禿鷄勝、亦拔刀而殺、天皇聞是語、遣物部兵士三十人、誅殺前津屋、幷族七十人、

○按ズルニ、闘鷄ノ事ハ、遊戲部物合篇ニ詳ナリ、

〔萬葉集十九〕三日、〇天平勝寶三年正月會集介〇越中内藏忌寸繩麻呂之館宴樂、〇中略于是諸人酒酣、更深鷄鳴、

因此主人内藏伊美吉繩麻呂作歌一首、

打羽振、鷄者鳴等母、如此許、零敷雪爾、君伊麻左米也母、

守大伴宿禰家持和歌一首

鳴鷄者、彌及鳴杼、落雪之、千重爾積許曾、吾等立可氐禰、

〔枕草子七〕頭弁のしきにまいり給ひて、物がたりなどし給ふに、夜いとふけぬ、あす御ものいみなるにこもるべければ、うしになりなばあしかりなんとてまいり給ひぬ、つとめて藏人所のかうやがみひきかさねて、後のあしたはのこりおほかる心ちなんする、夜をとをして昔物語もきこえあかさんとせしを、とりのこゑにもよほされてと、いといみじうきよげに、うらうへに事おほくかき給へる、いとめでたし、御かへりに、いと夜ふかく侍ける鳥のこゑは、まうさうくんのにやときこえたれば、たちかへりまうさうくんのにはとりは、かんこくくはんをひらきて、三千のかくわづかにされりといふは、あふさかのせきの事なりとあれば、

夜をこめて鳥のそらねははかるとも世にあふさかのせきはゆるさじ、心かしこきせきもり侍るめりときこゆ、たちかへり、

あふさかは人こえやすき關なれば鳥もなかねどあけてまつとか、とありし文どもを、はじめのは僧都のきみのぬかをさへつきてとり給ひてき、のちのちのは御まへにて、さてあふさかのうたはよみへされて、返しもせず成にたる、いとわろしとわらはせ給ふ、

〔枕草子十二〕大納言殿〇藤原伊周まいり給ひて、ふみの事などそうし給ふに、例の夜いたうふけぬれ

ば、〇中略うへ〇一條のおまへのはしらによりかゝりて、すこしねぶらせ給へるを、かれ見奉り給へ、今はあけぬるに、かくおほとのごもるべき事かはと申させ給ふ、げになど宮のおまへにもわらひ申させ給ふも、しらせ給はぬほどに、おさめがわらはの、庭鳥をとらへてもちて、あす里へいかんといひて、かくしをきたりけるが、いかゞしけん、犬の見付てをひければ、らうのさきににげいきて、おそろしうなきのゝしるに、皆人おきなどしぬや、うへもうちおどろかせおはしまして、いかにありつるぞと尋させ給ふに、大納言殿の、聲めい王のねぶりをおどろかすといふ詩を、たかう打出し給へる、めでたうおかしきに、ひとりねぶたかりつる目もおほきになりぬ、

〔和漢朗詠集下雜〕禁中

雞人曉唱聲驚明王之眠、鳧鐘夜鳴響徹暗天之聽、都良香

〔伊勢物語上〕むかし男みちのくに、すゞろにいたりにけり、そこなる女、京の人をばめづらやかにかおもひけん、せちにおもへるけしきなん見えける、〇中略さすがにあはれとやおもひけん、いきてねにけり、夜ふかく出にければ女、

夜もあけばきつにはめなでくだかけのまだきになきてせなをやりつる

〔伊勢物語新釋二〕立入信友字仲州五郎と云人の、江戸よりいひおこせけるは、〇中略歌の意きつは、吾友平田篤胤がもの語に、己がうまれし國の出羽の秋田のあたりにては、木もてつくれる大なる箱を、家々にすゑおきて、水を畜ふる器とせり、其器の名をきつといふ、老人のものがたりに、此きつ昔はおしなべて家ごとにありしものなりといへるが、ちかき比は、大かた瓶を用ふる事となりて、きつをすゑおく家は少く、其名を知るものも多からず、これ古き東語にて、きつにはめなんの歌は、雞をきつと云器の水中へ、うちはめんといへる成べしといへりとは、いとめづらしき證ある考なるにつきて、なほ考るに、今も雞の宵鳴するをにくみて、しかさせじ

鷄利用

とするには、雞の腹を水にひたし冷せば、其事止むもの也、(そは腹の熱をさますの術なりとぞ)はめなんは水に投る、事なり、はめははませにて、すべてもの、中へこなたより入る事をいふ詞にて、今水中へ物を投る、をもはめはむるなど云是也、女此雞の又宵鳴せん事をにくみきらひて、ゑかせんといへる也、くだかけのくだは腐(クダ)にで、雞をふかく惡みての、しりたる言也、(此歌をおきて、鷄をくだかけといへることときこえず、)一首の意は、夜あけなば、きつにうちはめなん腐雞よ、汝が宵鳴せしゆゑに、曉ぞとおもひて夫をかへしやりつるが、くやしく悲しき事、かさねてしか宵鳴はせさせじといへる也といひおこせき、いとめづらしき說にぞありける、

〔三國傳記〕十 依二一首歌一盲鷄眼開事

和云、中比伊豆ノ三島ノ大明神之社頭ニ、鷄多ク有リケル中ニ、盲雞一隻アリ、自餘ノ鳥共ハ虫類ヲ啄ミ、全口米ヲ拾ヒテ、嗉(ソノハミ)ノ中ニ肉飽テ、肥滿シテ聯翩セリ、此ノ盲鳥ハイツモ晴夜ノ如クナレバ、時ナラヌ時ヲ作リ、食ナラヌ食ヲ嗜、或ハ爲二童子一打擲セラレ、或ハ爲二猫犬一驚キ鳴ク、無レ知二南北一偈二往還一、不レ辨二朝夕一、苦二風霜一、爰ニ修行者ノ有ケルガ、此盲鳥ノ疲瘦飢渴セルヲ見テ、物ヲ哀マバ是ニ過タル事有ベカラズ、穴カハユヤトテ硯ヲ乞ヒテ、其鳥ノ頸ニ短冊ヲ付タリケレバ、鳥眼忽ニ開ヒテ物ヲ見ル事自在ナリ、社人等佐ミテ是ヲ見レバ、一首ノ歌ニテゾ有リケル、

鷄ノ鳴ク音ヲ神ノ聞キナガラ心ヅヨクモ目ヲ見セヌ哉、此ノ歌神感ニ達シケル故也、靈神ノ感應歌道ニアル事ハ不レ珍イヘドモ、纔ニ三十一字ヲモテ神慮ニ達スル事、誠ニ新タナル奇特也、

〔日本書紀〕二十九 天武 四年四月庚寅、詔二諸國一曰、(中略)莫レ食二牛馬犬猿鷄之完一、以外不レ在二禁例一、若有レ犯者罪レ之、

〔和漢三才圖會〕四十二 原禽 雞(中略)

按、雞家家畜レ之、馴二於庭一、(中略)能鳴告レ時、而丑時始鳴者稱二一番鳥一、寅時鳴者稱二二番鳥一、人貴レ之、丑以前鳴者爲二不祥一、俗謂二之宵鳴一、

〔常山紀談拾遺二〕輝政公〇池田武將の重寶とすべきは、領分の百姓と譜代の士と鷄と三品なり、それを如何と云ふに、〇中略目に見ゆる相圖、耳に聞ゆる相圖は敵の耳目にかゝることゆへに、たやすく敵國にてなしがたし、鷄鳴は誰もその相圖ぞと知らざるゆへに、卽ち敵國の鷄鳴にて、一番鳥にて人衆を起し、二番鳥にて食し、三番鳥にて打立などゝ、相圖を究て、敵もその相圖を知らざるの德あり、この三ッの重寶なり、是を三の重寶と立しと宣ふなり、

〔沙石集七上〕眠正信房事
和州菩提山ノ本願僧正御房ニ、忠寛正信房ト云僧有ケリ、アマリニチブリケレバ、チブリノ正信トゾ申ケル、〇中略或ル夜、九番鳥ノ鳴ケルヲ、眠耳ニ御所ニ忠寛々々ト召スト聞ナシテ、事々シク御イラヘ申テ御前ヘ參ル、イカニナニ事ゾト被仰レバ、召ノ候ツルト申ス、サル事ナシト仰アリケレバ、鳥ノ猶空ニ聲ノスルヲ指サシテ、アレニ召ノ候ツルトゾ申ケル、

〔備前老人物語〕一吉田久左衞門、雞をもとめて陣屋に飼置たり、家康公ある夜、雞の聲を聞召れ、これは多分吉田久左衞門が雞を飼をきたる物ぞとて、たづねさせ給ひしに、久左衞門にてありけり、時を忘るべきとの心懸奇特也とて、御感有しなり、

〔雲萍雜志一〕ある人、時剋を知らん爲にとて、自鳴鐘を求めんとするを、その妻是をとゞめていひけるは、明くれにかくる世話のみにあらず、くるひたる折からには、その隙を費し、自鳴鐘のためにかへりて時を失ふこと多からん、やめ給へといへば、さあらば庭鳥を飼ふべしといふに、その妻、又とゞめて云けるは、時剋は人のうへにあり、汐の滿干もこれとおなじかるべし、自鳴鐘雞を便りとするは、勤めに怠るもののいたすことなりと、夫を諫めつひに雞をも飼ずなりにき、

〔日本書紀二十七齊明〕七年九月、勾大兄皇子〇安閑親聘春日皇女、於是月夜淸談、不覺天曉、斐然之藻、忽形於言、乃口唱曰、〇中略伊暮我堤鳴、倭例儞魔柯施毎、倭我堤鳴磨、伊暮儞魔柯施毎、磨左棄逗囉、多多企阿

雉名稱

藏播梨、矢自矩矢廬、于魔伊爾矢度備、備播都等咧、柯稽播儺具儺梨、奴都等咧、枳蟻矢播等余武、婆施稽矩謨伊麻嫏以幡𪗶底、阿開備啓梨倭蟻慕、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事

取吉日、山口神祭用物幷行事、○中略雞二羽、雄一雌一一雞卵十丸、○中略次取吉日、爲正殿心柱造奉、奉宇治大内人一人諸内人等戸人等入杣、木本祭用物注左、○中略雞二羽、雄一羽雌一羽卵子十丸、○中略次取吉日、宮地鎭謝之用物幷行事注左、○中略雞二羽、雄一雌一雞卵二十丸、

〔延喜式三臨時祭〕霹靂神祭○中略雞二翼

〔萬葉集七挽歌〕雜挽

庭津鳥、可鷄乃垂尾乃、亂尾乃、長心毛、不所念鴨、

〔鷹狩詞少々覺悟之事〕一射まじき鳥の事、○中略庭鳥、

〔本草和名十五禽獸〕雉肉、一名疏趾、一名華虫、一名鷸、音遴一名顚諸、一名鷩、音鼈、已上五名出兼名苑和名岐之、

〔段注說文解字四上隹〕雉有十四種、見下文盧諸雉、張揖上林賦注曰、盧白雉也、○中略鷮雉、各本作鷸誤、鳥部曰、鷮走鳴長尾雉也、卜雉、各本作鳪誤、鳥部無鳪、釋鳥作鵫、郭云、黃色鳴自呼、鷩雉、鳥部曰、鷩赤雉也、又曰、鵔鸃鷩也、秩秩海雉、郭云、如雉而黑、在海中山上、陸曰、秩秩、本又作失失、翟山雉、見羽部翰雉、郭與鶾雉爲一、許爲二、陸云、翰字又作鶾、卓雉、卓今爾雅作鵫、郭云今白鵫也、江東呼白翰、亦名白雉、伊雒而南曰翬、雒各本作洛誤、釋鳥曰、伊洛而南、素質五彩皆備成章曰翬、見羽部、江淮而南曰搖、釋鳥江淮而南青質五彩皆備成章曰搖、夫人揄狄、○中略南方曰𠷎、賈逵杜預注左傳、𠷎作翯、○中略東方曰甾、今爾雅作鶅北方曰稀、今爾雅作鵗西方曰蹲、○中略注从隹矢聲、直几切、十五部、按雉古音同夷、周禮雉氏掌殺艸、故書作夷氏、大鄭从夷、後鄭从雉、而讀如鬀、今本周禮作薙者俗製也、左傳五雉爲五工正、夷民者也、楊雄賦辛雉即辛夷、漢地理志南陽雉縣、晉音弋爾反、江夏下雉縣、如淳音羊氏反、皆古音也、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕雉　廣雅云、雉、音智、上聲之重、和名木々須、一云木之、野雞也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按玉篇云、直理切、在上聲六止、廣韻直几切、在上聲五旨、雉其韻少異、並屬澄母、智知義切、屬知母、在去聲五寘、音韻皆異、此以智音雉、恐誤、又澄母是舌音定母之輕、知母亦端母

之輕、此云重、未詳、○中略 按古云岐藝斯、見古事記八千戈神歌、及繼體紀御歌、皇極紀童謠、萬葉集武藏國相聞歌、六帖以下歌詠皆云岐岐須、云岐岐須者岐岐之之轉、岐之者岐岐之之急呼耳、皆以鳴聲爲名、○中略 漢書高后紀云、高皇后呂氏、注、荀悅曰、諱雉之字曰野雞、廣雅本之也、說文雉有十四種、李時珍曰、形大如雞、而斑色繡翼、雄者文采而尾長、雌者文暗而尾短、其性好鬪、按史記封禪書、文公獲若石于陳倉北阪城祠之、其神從東南來、集于祠城、則若雄雞、其聲殷云、野雞夜雊、集解引如淳曰、野雞、雉也、呂后名雉、故曰野雞、漢書郊祀志、雄雞作雄雉、雊作鳴、顏師古注云、野雞亦雉也、避呂后諱、故曰野雞、上言雄雉、下言野雞、史駁文也、王念孫曰、史記殷本紀有飛雉登鼎耳而呴、屈原傳、雞雉翔舞、淮南王安傳、守下雉之城、皆不爲呂后諱、不應于封禪書獨諱之也、漢書五行志、有飛雉集于庭、又云、天水冀南山大石鳴、壄雞皆鳴、一篇之中、既言雉、又言野雞、與郊祀志同、不應駁文如是之多也、今按、易林睽之大壯云、鷹飛雉遽、兎伏不起、狐張狼鳴、野雞驚駭、則野雞之非雉明甚、又按急就篇說飛鳥云、鳳爵鴻鵠鴈鶩雉、其說六畜則云、豭豶狡犬野雞雛、則野雞爲常畜之雞矣、謂之野雞者、野鄙所畜之雞、野雞夜鳴者、猶淮南泰族訓云雄雞夜鳴耳、郊祀志之雄雉野雞、五行志之野雞飛雉、皆判然兩物、謂野雞避呂后諱者、不得其解而爲之辭也、廣雅云、野雞、雉也、亦誤矣、顏師古急就篇注又云、野雞生在山野、鸐雞鶡雞天雞山雞之類、如此則非復常畜者、何以急就篇數六畜及之哉、

〔類聚名義抄九鳥〕鷂鷂今正、羊照反、雉名、キ○シ○ノ○メ○ト○リ○、雉名、キキシ、　䳌キシ　鴙キシ　鵗鵗遡俗、ア○チ○キ○シ○　鶮鶮今正、髙鶮二音、キジ、　鷸鴫俗正、直流反、南方雉、　鵗音希、北方

〔同佳九〕雉音知、キヾス、一云キジ、　翟徒歴反、キシ、

〔下學集上氣形〕鴙𦏧キジ二字義同　山梁サンリヤウ雉異名也、見論語也、

〔玉海〕壽永三年○元暦元年十二月廿一日丙子、右近府生下毛野忠武持參雉付枝、中略○此間自簾中押出衣、基輔朝臣取傳給、○中略 先々近衞舍人雪朝持來山梁之時、給御衣爲故實、

〔拾遺和歌集七物名〕きじのをとり　すけみ

河きしのをとりおるべき所あらばうきにしにせぬ身はなげつべし

〔八雲御抄三下鳥〕雉　さをとるきゞすと云（おとる由）　かた山きゞす　やたけのきゞす　やみねともつまよぶとも　あさのゝきゞす

日本紀曰、ななしきじ、是たかむすびの使、あめわかみこの家の、かつらのきにゐる、天わかみこ射之、とかり、とたちなどいへり、皆きじの事也、　あさるきゞす

〔藻鹽草十鳥〕雉

きゞす（異名にあらず、きゞしと云をきゞすと云也、しとすと同五音也、日本紀にきゞしと云り、雉子とかく、）　さをとる雉（狩野にまをとる雉いちしくいれさしもなかん）

かた山雉　やたけの雉（八峯也、又やみれのきゞす共云り、又やたけのきじとは、れたけき雉をやれたけの雉と云共云り、雉は春のたけき也、）　つまよふあ

さの雉　あさる雉（食物もとむるかほ也と云々、さの字をすみてよむ也、駒にも云也、仍食獣に云り、）　はしる雉のかたあと（狩也）　きじ

のはね音（重々）　雉鳴とよみ（萬）　なゝしきじ（○註略）　かほよ鳥（雉男鳥也、藻玉にあり、但又別の鳥共云、）　うつはり鳥（春也、みよしのゝ山のうつはりなく聲にことしも春のたつかとぞおもふ、是不審也、歌様も藻鳥かときこえたり、）　御幸鳥（狩にする歟）　きじのほろゝとかな

く　志ばうつりして鳴雉　さわらびあさり雉なく　なくきじのきじのほろ〳〵なみだこぼるゝ　野火けつ雉のはねの志づく　きゞすのひな

〔東雅十八禽鳥〕雉キシ（○中略）此物の名、太古の頃聞えて、其義既に不詳、則今俗に、凡そ事のはげしきをケゞシといふ事あり、もし古の遺言ならんには、ケゞシとは、キゞシといふ語の轉せしにて、キゞシと云ひしは、此鳥の性の勇み烈しきを云ひしも知るべからず、

〔碩鼠漫筆十五〕雉の名義

此名義を古事記傳卷十三（廿二左）に、伎藝志と云名は、其鳴聲を以負たる物なり（凡て鳥蟲獸などに、其鳴聲を以名とせる例多し、）云々（以上）と見えたれど、おぼつかなし、伎藝は其聲ともいふべけれど、斯は如何にとも解べき由なし、さるに依て春村按ふに、こは聞知鳥（キヽシリトリ）の義にて、そを下略せし名なるべし、（但し次の岐を藝と濁るは、名と成

雉種類

て後の音便なるべし、原は必清音なりけむ事、下に猶云をも見るべし、今かくおもひ得たるもまた同じ傳の十三廿四右なる、無名雉を明せる條に、此度の御使に、かく雉鳥をしも撰びて遣はせしは、如何なる所以にか測難けれども、漢籍どもを見るに、雉は物聞こと聰く、又よく耿介を守る鳥なりと云へれば、さる由にぞ有けむかし、禮記月令に、季冬之月云々、雉雊、注に、謂陽動則雉鳴而句其頸也、前漢書五行志に、雉者聽察、先聞雷聲、故月令以紀氣、また禮記に、士相見之贄各執雉、注に、取其守介不失節などいへり、以上とあるに據れば、漢書の聽察は、キヽシルとも訓べき事を思ふべし、かゝれば岐藝志は正しき名なるを、萬葉集卷三卅右に、淺野之雉、卷八十九右に、安佐留雉、卷十十右に、春鷄鳴、卷十二四十一右に、片山雉、卷十三廿五右に、野鳥雉動、卷十九十左に、左乎騰流鴙、また八峯之鴙等見えたるは、傍假字を誤れるなり、此事も記傳卷十一十二左に、萬葉十四七丁にも吉藝志とあり他卷に雉とあるも、皆如此訓べきを、今本にキヾスと訓るは、古を知ぬ誤なり、と見えたるが如し、但し如此誤れる原は、倭名抄卷十八羽族類に、廣雅云、雉音智、上聲之重、和名、木々須、一云木之、野雞也、古本には、鴙亦作雉、また鷸居苗反、鴙音ト雉也、とあるよりなるべし、其所以は如何にといふに、須はスの音拗音シュなる事云までもなけれど、撲虞韻と支脂之韻とは、互に通ふ古音の例にて、シの假字とせしもの此彼見ゆれば、木々須も實はキヾシならむを、ふと通音に呼なれたるなるべし、○下略

〔本朝食鑑五原禽〕雉訓木之、古訓木木須、

集解、雉處處有之、東北最多、常之秋田、奥之仙臺、南部、津輕、岩城、羽之庄内、信之諏訪爲上、三越、飛州次之、狀類鷄、而雄者頂有雙角毛、頭頸胸腹、翠黑有光、眼頰紅猪蒼而尖、背翮采斑色、腰有長綠毛、尾長有文采、翅短而蒼黑斑、脛掌亦似雞而勁、雌者黃赤黑斑而文不鮮、尾短、其雌雄性狡躁好鬪、其飛勁捷不能翔舞、其鳴則必鷕聲高響而短、呼曰鷕鷕、音杳、雉本屬離火、應胃土、故陽動震、則必鳴而勾其頸也、其味最美、以供上饌、通神以尊廟祀、冬月可食、春後肉臞脂少而不佳、月令曰、仲冬雉始雊、至春二三月而伏卵、其卵褐色、白亦有、比鷄卵則稍小、味亦不減鷄卵也、雌伏卵時潛伏于叢中、雄不離近境、狐狸猫犬或人至、則頻鷕而鳴、是雄愛惜雌及卵之故乎、春月山人燒野、火既欲至雉之伏卵處時、雌先張翅而仰

瑞雉

臥于地、雄啣數卵、來置雌之翅內、而後雄啣雌之背、急引去以辟火、是雉之性慧自然如此者、不劣鶴之有智矣、若人欲捕雌及連卵、則先挾樵不見伏卵處、周巡而獲之、若陽見伏卵處、則雌驚去、大抵雉之潛人者藏首見尾、故世俗以人之隱形露迹者、譬雉潛草叢也、雉至三四月食蛇、有毒不宜人、雉啄蛇頭、蛇捲雉頸者數回、雉急翥而驚、則蛇身自斷落、而後悉食之、其勢若斯矣、○中略

高麗雉（狀類雉而光彩最麗、頸有白環紋、此亦自朝鮮來、雖有雌雄、而伏卵、然其類不多、）

〔重修本草綱目啓蒙　三十二原禽〕雉（和名鈔）　キジ同上　キヾシ古歌　キヾスヘドリ　ミユキドリ　カホヨドリ　カホドリ一說雉　ヤマノウツバリ　ウツバリ　サノツドリ　ノットリ共同上　一名鳩（食經）　原禽（典籍便覽）　良游（事物異名）　夏翟　戸魯還（共同上古名、）　媉雉（事物紺珠）　錦衣　史芳卿　義鳥（共同上）　積陰（通雅）　陳寶（故事成語考）

山野ニ多レドモ人ニ近ヅカズ、雉ヲ取テ畜ヘバ、善馴レドモ、長ズレバ自逃レ去ル、雄ハ頂ニ小紅冠アリテ時々コレヲ出ス、冠出ルトキハ、耳邊ニモ小ク赤キ冠ノ如キ者ヲ出ス、大和本草ニ、攝州能勢郡神山村及大和長谷山ノ雉ハ、冠ナシト云ヘリ、○中略春夏ニハ更ニ應ジテ鳴ク、必二聲高ク響テ短シ、ソノ肉味美ニシテ上膳ニ供ス、然ドモ秋冬ノミ食フベシ、毒アリ、春後ハ肉瘦脂少クシテ佳ナラズ、且毒アリ食ベカラズ、東北州最多シ奥州ニテハ玉造郡岩出山ノ雉ヲ上品トス、玉造キジト云、又南部三戸郡田子ノ雉ヲ名產トス、獻上アリ、

〔延喜式　二十一治部〕祥瑞

白雉（岱宗之精也）　雉白首、○中略　右中瑞

〔本朝食鑑　五原禽〕白雉

狀全似雉而純白、頰色純紅、此亦雖有雌雄伏卵、其種不多、孝德帝大化六年、長州獻白雉、帝甚喜、大召百官于朝而視之、百官爲上瑞以拜賀、故改大化爲白雉元年、爾後爲祥瑞之物、而今代惟愛其美、

耳、

〔日本書紀推古二十二〕七年九月癸亥朔、百濟貢、略〇中白雉一侯、

〔扶桑略記推古三〕七年八月、百濟國貢白雉一隻、是鳳類也、

〔日本書紀孝德二十五〕白雉元年二月戊寅、穴戸國司草壁連醜經、獻白雉曰、國造首之同族贄、正月九日、於麻山獲焉、於是問諸百濟君、曰、後漢明帝永平十一年、白雉所在見焉云云、又問沙門等、沙門對曰、耳所未聞、目所未覩、宜赦天下使悅民心、道登法師曰、昔高麗欲營伽藍、無地不覽、便於一所白鹿徐行、遂於此地營造伽藍、名白鹿園寺、住持佛法、又白雀見于一寺田莊、國人僉曰休祥、又遣大唐使者、持死三足烏來、國人亦曰、休祥、斯等雖微、尙謂祥物、況復白雉、僧旻法師曰、此謂休祥、足爲希物、伏聞、王者旁流四表、則白雉見、又王者祭祀不相踰、宴食衣服有節則至、又王者淸素則山出白雉、又王者仁聖則見、周成王時、越裳氏來獻白雉曰、吾聞國之黃耇曰、久矣無別風淫雨、江海不波溢三年于茲矣、意中國有聖人乎、盍往朝之、故重三譯而至、又晉武帝咸寧元年、見松滋、是則休祥、可赦天下、是以白雉使放于園、甲申、朝庭隊仗、如元會儀、左右大臣百官人等、爲四列於紫門外、以粟田臣飯虫等四人、使執雉輿、而在前去、左右大臣乃率百官及百濟君豐璋、其弟塞城忠勝、高麗侍醫毛治、新羅侍學士等、而至中庭、使三國公麻呂、猪名公高見、三輪君甕穗、紀臣麻呂岐太四人、代執雉輿、而進殿前、時左右大臣就執輿前頭、伊勢王、三國公麻呂、倉臣小屎、執輿後頭、置於御座之前、天皇卽召皇太子、略〇天共執而觀、皇太子退而再拜、使巨勢大臣奉賀曰、公卿百官人等奉賀、陛下以淸平之德治天下之故、爰有白雉自西方出、乃是陛下及至千秋萬歲、淸治四方大八島、公卿百官及諸百姓等、冀磬忠誠、勤將事、奉賀訖再拜、詔曰、聖王出世、治天下時、天則應之、示其祥瑞、曩者西土之君、周成王世與漢明帝時、白雉爰見、我日本國譽田天皇之世、白烏樔宮、大鷦鷯帝之時、龍馬西見、是以自古迄今、祥瑞時見、以應有德、其類多矣、所謂鳳凰麒麟、白雉白烏若斯鳥獸、及于草木、有符應者、皆是天地所生、休祥嘉瑞也、夫明聖之君、獲斯祥瑞、適其宜也、

朕惟虛薄、何以享斯、蓋此專由扶翼公卿臣連伴造國造等、各盡丹誠、奉遵制度之所致也、是故始於公卿及百官等、以清白意敬奉神祇、並受休祥、令榮天下、又詔曰、四方諸國郡等、由天委付之故、朕總臨而御寓、今我親神祖之所知、穴戶國中有此嘉瑞、所以大赦天下、改元白雉、仍禁放鷹於穴戶境堺、賜公卿大夫以下至于令史、各有差、於是褒美國司草壁連醜經、授大山、幷大給祿、復穴戶三年調役、

〔扶桑略記 五天智〕七年五月日、自常陸國進白雉幷生角馬、

〔日本書紀 二十九天武〕二年三月壬寅、備後國司獲白雉於龜石郡而貢、乃當郡課役悉免、仍大赦天下、

〔扶桑略記 五天武〕十五年丙戌、大倭國進赤雉、仍七月改爲朱鳥元年、

〔續日本紀 六元明〕和銅六年十一月丙子、但馬國獻白雉、　十二月乙巳、近江國言、慶雲見、丹波國獻白雉、仍曲赦二國、

〔扶桑略記 六元正〕和銅八年〈○靈龜元年〉同月〈○九月〉丹後國進白雉、

〔續日本紀 十三聖武〕天平十二年正月戊子朔、飛驒國獻白狐白雉、

〔續日本紀 二十九稱德〕神護景雲二年六月癸巳、武藏國獻白雉、勅、朕以虛薄、謬奉洪基、君臨四方、子育黎元、善政未洽、每兢情於負重、淳風或虧、常駭念於馭奔、於是武藏國橘樹郡人飛鳥部吉志五百國、於同國久良郡獲白雉獻焉、卽下群卿議之、奏云、雉者斯良臣一心忠貞之應、白色乃聖朝重光照臨之符、國號武藏、既呈戢武崇文之祥、郡稱久良、是明寶曆延長之表、姓是吉志、則標兆民子來之心、名五百國、固彰五方朝貢之驗、朕對越嘉貺、還愧寡德、昔者隆周刑措、越裳乃致、豐碕〈○孝德〉升平、長門亦獻、永言休徵、固可施惠、宜武藏國天平神護二年已往正稅未納皆悉免除、又免久良郡今年田租三分之一、又國司及久良郡司各敍位一級、其獻雉人五百國、宜授從八位下、賜絁十匹、綿廿屯、布卅端、正稅一千束、

〔續日本紀 三十稱德〕寶龜元年七月戊寅、筑前國嘉麻郡人、財部宇代獲白雉、賜爵人二級、稻五百束、

〔續日本紀 三十一光仁〕寶龜二年三月戊午朔、太宰府獻白雉、　閏三月乙巳、壹伎島獻白雉、授守外從五位

下田部直息麻呂外從五位上、賜絁十四、綿廿屯、布卅端、稻一千束、目從七位下〈○下原作上、據類聚國史改、〉笠朝臣猪養從七位上、賞賜半之、除當島田租三分之一、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜六年四月丁丑、山背國獻白雉、

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜八年十一月丙寅、長門國獻白雉、

〔續日本紀 三十九 桓武〕延暦六年四月庚午、山背國獻白雉、

〔類聚國史 百六十五 祥瑞〕延暦十一年三月乙亥、美作國獻白雉、

〔類聚國史 七十一 歲時〕延暦十五年正月甲午朔、長門國獻白雉、

〔類聚國史 百六十五 祥瑞〕弘仁五年二月己卯朔、陸奥國獲白雉、

天長四年五月庚午、武藏國獻白雉、

〔文德實錄 十〕天安二年七月甲子、是日武藏國上白雌雉一、

〔三代實錄 二十八 淸和〕貞觀十八年正月廿七日乙巳、越中國獲白雉而獻、

〔三代實錄 三十 陽成〕元慶元年正月三日乙亥、是日但馬國獻白雉一、

〔日本紀略 二 朱雀〕承平七年二月一日甲申、太宰府獻白雉、

〔日本紀略 八 花山〕寬和元年五月十七日辛酉、信濃國獻白雉、　廿日甲子、今日兵部少輔藤原忠輔獻白雉勘文、　廿一日乙丑、白雉令置藏人所之間、一足折畢、被放北山靈威谷畢、

〔日本紀略 九 一條〕正暦二年九月十日丙午、尾張國〈○國下恐脫獻字、〉白雉、

〔日本紀略 十一 一條〕長保三年十二月廿七日甲子、今日右衞門少尉源忠隆獻白雉純白、

〔一話一言 二十一〕攝州白雉

當正月廿八日、攝州西成郡九條村字本村と申所に而、白雉捕候よし、當月四日、大坂町人過書町にて伊賀屋長次郎と申方へ、代錢三十七貫三百文にて、同村百姓市兵衞下男藤七より賣渡候段、村

役人共申聞候に付、早々先方へ懸合、白雉取戻し可差出旨申渡、爲掛合候所、追日飼付入用等も相懸り、其外同仲間も有之儀に付、相談之上可及挨拶旨申聞、追々掛合候得共、相對に而は難行屆、依之右白雉賣主へ差戻候樣御達之義、大坂町奉行佐久間備後守殿へ御懸合、今廿五日村方へ請取、御役所へ差出候よしにて、御書上本紙繪圖とも、仲之間御組頭中へ御狀一封、六日限を以差立之、二月三日過書町著いたし、同四日御殿へ持參、當地へ差送り候ては、道中手當、此度長崎表より鳥獸御用に付、高木作左衛門手代相添、當地へ罷出候風聞有之候間、御同人江戶御役所へ振合聞合、其外早川八郎左衛門殿、稻垣藤四郎殿より、白牛差出候類例等爲聞合、取計候積り、

一右白雉野鳥を捕へ候儀に而、殊之外衰候由之所、先買手長次郎功者之ものにて追々飼付、此節は凡八九分通肉付、丈夫に相見へ候得共、人馴付不宜、大坂御役宅內に庭籠補理移し入、晝夜兩人宛番人付置、朝夕長次郎罷越、餌飼いたし候義に御座候、右に付當地へ差立候に付而は、手附手代足輕幷飼付人差添、道中之義も、漸平均六里步行位ならでは難相成よし、左候へば凡廿日餘も可相掛、然所道中八十八夜に懸り候ては、鳥痛候よし、右長次郎申聞、遲くも三月十日比迄に、當地著いたし候樣、右日積りにて來月廿日前、大坂表差立候樣、道中籠用意等もいたし候に付、來月十四五日比迄には、御下知到著不致候而は、間に合不申候、右之心得を以申上候積り、右長次郎儀も幼年より飼鳥相好み、鍛錬いたし候者に付、諸鳥遠國へ差送り候義も、度々手掛候趣に御座候、當時之飼餌は小麥五分、玄米二分、大麥壹分半、外一分籾、外大根之葉水にひたし置飼付申候、右白雉總羽色白く脊薄靑く、目の上下、幷頰之邊赤く、足薄鼠色にて、通例之雉よりは少々小き方に御座候、

右は閏正月廿五日朝御書上にて、二月三日著致シ候事、

享和三亥年

右は篠山十兵衛御代官所に付、右同人手代口達之趣、

右白雉、享和三年亥三月、御城へ來候由、

〔宮川舍漫筆　四〕白雉

同〇天保八酉年の事なりしが、駿州にて白雉を捕候事、いと目出度祥瑞なりとの噂あり、

公儀江さし上候事

岸本何某御代官所

駿州北安東村にて、白雉を差上候者江、御手當之儀申上候書付、

書面願之通、爲御手當

金壹兩被下置候旨被仰渡、　矢部何某

奉承知候、

酉五月廿八日

岸本某御代官所駿州安倍郡北安東村百姓源太郎義、同州庵原郡山中にて捕候白雉差上御留に相成候に付、可相成も御座候はゞ、相應之御手當被下候樣仕度旨、十輔相願候旨相糺候處、前前々右體之品指上候者江は、御手當被下置候旨、源太郎江も相應之御手當被下置候樣仕度奉存候、以上、

酉五月〇下略

〔嘉永明治年間錄　九〕万延元年十一月十九日、織田兵部少輔白雉子ヲ幕府ニ獻ズ、

私領分、羽州天童陣屋前城山と唱へ、又は鶴の舞候形に似寄申候迚、舞鶴山とも申來候場所にて、當申の五月頃、卵生と相見え候、白雉子雛鳥八月中相見候に付、取獲候樣申付、去九月十日手に入、追々飼付、健に生立申候、然る處白雉子の義は、古來稀成靈鳥の由傳聞、此節當表へ取寄相成候處、此度御本丸へ御移徙も被爲濟、誠に以て恐悅折柄に付、此上の吉祥にも相成候樣、何卒獻上仕度

怪雉

雉飼養法

夲存候に付、此段夲伺候、以上、十二月朔日に至り内獻上に成る、

(續日本後紀十七仁明)承和十四年三月己酉、放˚雉˚於北野、高飛遠去、

(百千鳥下)尾長雉子　餌かい　前同○キビ、粟、玄米、

大きさ高麗きじより大きく、尾長し、今ふつていなるものにてわたらず、子もなすべし、追而考べし、當時なか〱巣のところへゆかず、一向なし、それゆへにりやくす、

白雉子　餌かい　前同

大きさ高麗きじにおなじやう、かうらいのまろきものなり、耳もあり、本しろ雉子すくなし、異白のうち尾のかたへかゝりたる簑毛のはしすこし黃にかばいろなるを、本性のしろ雉子とす、是は時の度、だん〱常の雉子になるものにてたのみなし、大かたはとやにてほん毛へもどる物なり、本性の白雉子はすくなし、子もずい分出來る也、飼かた錦鷄におなじ、

高麗雉子　餌かい　前同

大きさ和の雉子に少し大ぶり、頭黑く茶色の毛変り光あり、脊も常の雉子のごとく、胸黑くむらさきいろに光、脇腹にかき色の毛あり、毛の末に黑き玉のふ有、尾常の雉子のとふり、見事成首輪切ざるを上とす、眼もぶどう目をよしとす、かし目はあしゝ、雌雄ともに眼を吟味すべし、玉子は廿四日にて開、子は錦鷄より又飼立にくき物なり、筋つまる病出て、十羽に五羽は落たがる物にてかいにくし、中子に成まで、上籠にて飼立るがよし、庭籠へ早く放す時は怪我多し、其うへ上籠にて久しく飼ふ時は、能馴れてよし、うづらより大きく成たる頃、庭籠へ放すべし、子のうち首の上より脊へかけて、赤く照出るは女鳥也、まらけたるは男鳥也、總たい飼方錦鷄におなじ、其年の內とやを上、見事に成る物也、

(飼鳥必用中)高麗雉子

朝鮮國の地雉子にて、我朝の地雉子に同じ、胸より腹迄赤紫にて、首白輪有り、飼方何れ地雉子同樣、地雉子懸合の高麗諸國より流布して紛敷有り、白輪大キク赤實宜敷を上する、肥前の國平戸の内放島へ放シ飼の高麗ふへ、此鳥宜敷、乍去國の掟きびしく、取出シ他國へ出ス事を近年禁ず、同國博多町の鳥や、長崎より尾長雉子とて唐人持渡、長崎より江戸へ相廻ル、尾羽ながく三尺餘りにて、鳥のようす則山鳥の大方有り、其國其所にて同じ鳥にも、鳥のようすにて餘多有るものゆへに、一方に思ふべからず、勿論雉子と鷄は年越雌かんと成高麗も右同樣飼方米にては悪し、粈そば諸干麥黍を、右の品にて飼べしよろし、

〔古事記上〕故爾天照大御神高御產巢日神、亦問諸神等、天若日子久不復奏、又遣曷神以問天若日子之淹留所由、於是諸神及思金神答白、可遣雉名鳴女(キジナナキメ)、時詔之、汝行問天若日子狀者、汝所以使葦原中國者、言趣和其國之荒振神等之者也、何至于八年不復奏、故爾鳴女自天降到、居天若日子之門湯津楓上而言委曲如天神之詔命、爾天佐具賣(アマノサグメ)(此三字以音)聞此鳥言而語天若日子言、此鳥者其鳴音甚悪、故可射殺云進、即天若日子、持天神所賜天之波士弓、天之加久矢、射殺其雉、爾其矢自雉胸通而逆射上、逮坐天安河之河原天照大御神、高木神之御所、是高木神者、高御產巢日神之別名、故高木神取其矢見者、血著其矢羽、於是高木神告之、此矢者所賜天若日子之矢、即示諸神等詔者、或天若日子不誤命、爲射惡神之矢之至者、不中天若日子、或有邪心者、天若日子於此矢麻賀禮(此三字以音)云而取其矢、自其矢穴衝返下者、中天若日子寢胡床之高胸坂以死、亦其雉不還、故於今諺曰雉之頓使本是也、故天若日子之妻下照比賣之哭聲、與風響到天、於是在天天若日子之父、天津國玉神、及其妻子聞而降來哭悲、乃於其處作喪屋而、河鴈爲岐佐理持(自岐下三字以音)、鷺爲掃持、翠鳥爲御食人、雀爲碓女、雉爲哭女(ナキメ)、如此行定而、日八日夜八夜以遊也、

〔古事記傳十三〕名鳴女には二ッの考あり、一ッには先、伎藝志(キギシ)と云名は、其鳴聲を以負たる物なれば、

凡て鳥虫獸などに、其鳴聲を以て名とせる例おほし、己が名を呼て鳴意にて、名鳴女とは云なり、さて此は、雉とのみ云ても事足れるを、又かく名鳴女としも云るは、御使に遣す處なる故に、人めかしき名を擧たる物なり、かくはかなだちたるが、古傳のめでたきなり、後世のなまさかしき心には、如此云を、淺はかに思ふ人もありなんか、又思ふに、次にはたゞ鳴女とのみあれば、此も名者鳴女と訓べきにや、名鳴女ならんには、名を鳴てたゞ鳴女と云ては、聞えぬことなればなり、下ノ段に、雉爲哭女と云ることもあり、されど書紀に無名雉とあると合せて見れば、必名鳴とつゞくべきなれば、此は只鳴女には非じ、さて此記と照して、書紀の無名をも、那々伎と訓べし、此考へによるときは、此記の名鳴は正字、書紀の無名は借字なり、二ッには、書紀の無名を正字として、此記の名鳴をも、那々志と訓べし、物を鳴すを、古言に那須と云り、笛を吹なす、琴をかきなすなどいふが如し、されば無の借字に、鳴とは書るなり、巻首に、畫鳴、註訓鳴云那志とあるに同じ、又無名女の意として、那々伎賣と訓むもひがことならじ、さて書紀に、遣無名雉伺之、また一書に、使雉往候などある、伺ノ字候ノ字を思ふに、此ノ御使には、名ある神をば遣さずて、故に雉ノ鳥をしも擇びて遣すは、天若日子が狀を、伺ひ覗しめむが爲なる故に、名も無き微賤者を遣すと云意にて、無名女とは云か、右二ッの考、人々好まむ方を取てよ、さて女と云は、書紀一書に、乃遣無名雄雉往候之、此雉降來、因見粟田豆田、則留而不返、故復遣無名雌雉、此鳥下來、爲天稚彥所射中其矢而上報、ともあるに依らば、雌雉の意ともすべけれど、凡て雌雄にかゝはらず、魚鳥などの名をば、某女と云ぞ古の常なる、○註略さて此度の御使に、かく雉鳥をしも擇びて遣はせしは、如何なる所以にか、測難けれども、漢籍どもを見るに、雉は物聞こと聴く、又よく耿介を守る鳥なりと云れば、さる由にぞ有けむかし、○下略

〔塵袋　八〕一シヅノヲダマキヲヘソトイフハ、人ノヘソニニタル歟、○中略常陸國記ニ、昔兄ト妹ト同日田ヲツクリテ、今日ヲソクウヘタランモノハ伊福部神ノワザハヒヲカブルベシト云ケルホドニ、妹ガ田ヲオソクウヘタリケリ、其時イカヅチナリテ妹ヲケコロシ

ツ、兄大ニナゲキヽテウラミテ、カタキヲウタントスルニ、其神ノ所在ヲシラズ、一ノ雌雉トビ來リテ、カタノウヘニキタリ、ヘソヲトリテ、雉ノ尾ニカケタルニ、キジトビテ、伊福部岳ニアガリヌ、又其ヘソヲツナギテユクニ、イカヅチノフセル石屋ニイタリテ、タチヲヌキテ、神雷ヲキラントスルニ、神雷オソレヲノヽキテ、タスカラン事ヲコフ、子ガハクハキミガ命ニシタガヒテ、百歳ノノチニイタルマデ、キミガ子孫ノスヱニ、雷震ノヲソレナカラント、是ヲユルシテコロサズ、キジノ恩ヲヨロコビテ、生々世々ニ德ヲワスレジ、若シ違犯アラバ、病ニマツハレテ、生涯不幸ナルベシトチカヘリ、其故ニ其所ノ百姓ハ、今ノ世マデ雉ヲクハズトカヤ、

〔扶桑略記六聖武〕神龜四年四月丁卯日、飄風忽來、吹折南苑樹二株、即化成雉、

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年十一月壬子、大隅國司言、從今月二十三日未時至二十八日、空中有聲如太鼓、野雉相驚、地大震動、

〔日本紀略桓武〕延曆十三年正月癸未、有雉集主鷹司垣上、　十六年五月戊戌、有雉集禁中正殿、　十月庚辰、雉止兵衞陣、入禁中閑房被獲、

〔日本紀略淳和〕天長七年十月庚戌、一雌雉來、集左衞門陣建春門以北垣欄中、衞士射而獲、

〔三代實錄四十二陽成〕元慶六年九月十八日丁亥、有雄雉集淸涼殿上、須臾飛入東宮、勅遣使求之、遂無所獲、

〔扶桑略記二十三醍醐〕延喜七年七月八日、雌雉集桂芳房北墻上、

〔大鏡二太政大臣基經〕太政大臣基經のおとゞは、長良中納言の三郎におはす、〇中略よしふさのおとどの大饗にや、むかしはみこたち、かならずつかせ給事にて、わたらせ給へるに、雉足はかならずする物にてありけるを、いかゞしけん、そんじやの御前にとりおとしてけり、

〔大鏡五太政大臣兼通〕この殿〇藤原兼通には、後夜にめすばうすの御さかなには、たゞ今ころしたる雉

雉進獻貢典

子をそまいらせけるに、もてまいりあふべきならねば、よひよりぞまうけてをかれけるなりとをのゐしの、まだ六位にて、はじめてまいらるゝ夜、御くつびつのもとに、いられたりければ、ひつのうちに、物のほと〳〵としけるがあやしさに、くらきまぎれなれば、やをらほそめにあけて見給ひければ、きじのおどりはかゞまりをる物か、人のいふ事はまことなりけりと、あさましくて、人のねにけるおりに、やをらとりいでつゝ、ぶところにさし入れて、冷泉院の山にはなちたりしかば、ほろ〳〵ととびてこそいにしか、ことしえたりし心ちはいみじかりしものかな、それにぞ我はかう人なりけりとは、おぼえしかとなんかたられける、

〔左經記〕寬仁四年十月七日甲申、人々云、敎書殿東砌上有雉云々、召陰陽師於藏人所有御卜、火事、兵亂、

〔延喜式三十九內膳〕節料

參河國正月三節各三擔、〇中略　右參河國進雉

〔扶桑略記二十五裏書朱雀〕承平三年四月一日、若狹國貢進雉雛四足卵子等、

〔源氏物語二十九行幸〕藏人の左衞門の尉を御使にて、きじ一枝たてまつらせ給ふ、おほせごとにはなにとかや、さやうのをりのことまねぶに、わづらはしくなん、

雪ふかきをしほの山にたつきじのふるき跡をもけふは尋ねよ

〔大和物語下〕おとこ、女のきぬをかりきて、いまのめのがりいきてさらに見えず、このきぬをみなきやりて、返しをこすとて、それにきじ、かり、かもをくはへてをこす、人の國にいたづらに見えける物どもなりけり、さりける時に、女かくいひやりける、

いなやきじ人にならせるかり衣我身にふればうきかもぞつく

〔安東郡專當沙汰文〕元德元年己巳十一月注之

一每年二月亥子日、鍬山神事之時、山鳥雄一羽宛、政所大夫、出納所大夫方各一羽宛進之、號亥子之鳥、〇中略

一毎年十二月廿七八日比、號節料鳥、但元三之饗時料被用之 山鳥雄一羽、長御館進之間、出納請取之云々、但近代檜垣東長官御時、依被精好、雉雄一羽進之、雉新儀也

〔本朝食鑑 五原禽〕雉〇中略 肉、氣味、甘温無毒、秋冬宜食、春夏有毒、發五痔諸瘡疥、與胡桃同食、發頭風眩運及心痛、與菌蕈同食、發五痔、立下血、同蕎麥食、生肥蟲、卵同葱食、生寸白蟲、自死爪甲不伸者殺人、必大按、以上數語、應不應在時宜、不可一槩論之、其菌蕈蕎麥之同食、而不中多多矣、

主治、温中益氣、止瀉痢、除蟻瘻、

發明、李時珍論別錄發痔痢治痢瘻者詳矣、曰久食或非其時則有毒、此亦相當、然本經曰、酸微寒何不論之、謂雉屬火則不温何哉、今嗜食雉者、必發惡瘡衂血下血、患痔瘻、是温蓄火毒、而不拘非時非月之故也、

〔雍州府志 六土産〕雉 洛外山林執之賣市中、凡雉在寒谷而不飲海潮者、形小而脂多、其味爲良、

〔藝備國郡志 下備後 土産門〕

雉鳥 俗傳雉生山谷之間者、其形雖小其味大勝也、凡物生北方之寒國者、其性強健、雉亦在山谷者、其形小其肉實而有脂、不如此則不堪寒、其味亦厚、又曰不飲海潮者又佳也、凡鳥獸飲潮、則其肉柔軟而無脂、其味亦薄、 三谷郡東條山深海遠、故雉之產于此地者爲上品、

〔渡邊幸庵對話〕一片羽道味駿府の人也、名醫にして異人也、〇中略 或時水戸頼房卿、雉子を上り候て、御食傷被成御苦み甚し、其時道味を被招候處に、殺生方直に鐵炮かたげ、草鞋をはきながら御寢所へ伺公、御様子を聞、よくして可進と申、生姜一味煎じて上る所に、忽吐ありて御本復也、道味は夫方直に殺生に出る夫方雉子の食傷に生姜を用る事、皆人知りけり、總て諸鳥の食傷に能といへり、

〔古事記 上〕八千矛神、將婚高志國之沼河比賣、幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、〇中略 遠登賣能、那須夜伊多斗遠、淤曾夫良比、和何多々勢禮婆、〇中略 佐怒都登理、岐藝斯波登與牟、〇下略

山鷄

〔日本書紀十七繼體〕七年九月、勾大兄皇子〈安閑〉親聘春日皇女、○中略口唱曰、○中略矢自矩矢盧、于魔伊禰矢度儞、儞播都等利、柯稽播儺倶儺梨、怒都等利、枳蟻矢播等余武、○下略

〔日本書紀二十四皇極〕三年六月、是月國內巫覡等、折取枝葉、懸掛木綿、伺大臣度橋之時、爭陳神語入微之說、其巫甚多、不可具聽、老人等曰、移風之兆也、于時有謠歌三首、○中略其二曰、烏智可拕能、阿婆努能枳枳始、騰余謀作儒、倭例播禰始柯騰、比騰曾騰余謀須、

〔塵袋三〕一雷鳴ト地震トニハ雉ナク事アリ、其ノ心如何、
洪範五行云、正月雷微動而雉雊、雷ハ諸侯之象也、雉モ亦人君之類也ト云ヘリ、コレニテ思ニハ、同類ヲ感ジテナク心ナリ、地震ニハカナラズナク、是ハヲソレオドロク歟、伯耆國ノ風土記ニ云ク、震動之時ハ、鷄雉悚懼シテ則鳴、山鷄ハ踰嶺谷、卽樹羽蹬踊也ト云ヘリ、鷄雉ヤマトリ、コレラハミナ陽ノ氣ヲウケタルトリナリ、地震ハ陰陽フサガルトキ、必ズアル事ナリ、サレバ陽ノ精ナルニヨリテ、イタミオドロク歟、

〔三內口決〕一同鷹鳥事
鳥トハ雉ノ事候、禁野片野名物候、就此儀故實繁多候、此鳥必付鳥柴候、〈切候刀目、口傳有之候、〉或鳥柴之代、其木不相定候、○下略

〔古今和歌集十九俳諧〕題しらず　平貞文
春ののゝしげき草ばの妻戀にとびたつ雉のほろゝとぞ鳴

〔武江產物志〕山鳥類　雉〈王子、駒場、地震の前に鳴、〉

〔本草和名十五獸禽〕山鷄〈此鳥有美采、終日映水、目眩而溺死、出七卷食經、〉和名也末止利、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕山鷄　七卷食經云、山鷄一名鵕䴊、〈峻儀二音、和名夜萬土利、今案、山鷄鵕䴊種類各異、見漢書注、〉地理志云、山雉形如家雞、雄斑雌黑者也、

〔箋注倭名類聚抄 鳥名 七〕按藝文類聚引南越志云、曾城縣多鵕鸃、鵕鸃、山鷄也、利距善鬪、光色鮮明、五采炫燿、史記索隱引司馬彪曰、鵕鸃、山鷄也、皆與所引食經合、釋名云、鷩雉之憋惡者山鷄是也、說文云、鵕鸃、鷩也、然則釋名所云亦與食經同、漢書司馬相如傳顏師古注云、鵕鸃、鷩鳥也、似山鷄而小冠、背毛黃、腹下赤、項綠色、其尾毛紅赤、光采鮮明、今俗呼爲山鷄、其實非也、注所引漢書注卽是、按郭璞注爾雅鷩雉云、似山鷄而小冠、背毛黃、腹下赤、項綠色鮮明、據云鷩似山鷄、以山鷄鵕鸃爲別物、顏氏蓋本之、李時珍曰、鸐與鷩同名山鷄、故或以爲一、或以爲二也、本草圖經云、江淮伊洛間、有一種尾長而小者、爲山鷄、人多畜之樊中、則爾雅所謂翟山雉者也、李時珍曰、山鷄似雉、而尾長三四尺、是可以訓夜末止利、陳藏器曰、鷩雉、如雉五色、李時珍曰、鸐大而鷩小、是卽錦鷄、或曰、錦鷄之類、皆與夜末止利不同、然則輔仁引鵕鸃一名山鷄誤、源君從之非是、○中略所引文、○地理志漢書晉書地理志並不載、未詳所出、按如家鷄雄斑雌黑之山鷄、不詳其物、吳都賦注、山鷄如鷄而黑色、樹棲晨鳴、今所謂山鷄者鷩蛦也、

〔類聚名義抄 鳥 九〕鵫鶥 俗或正、晉鳧、狀如鶴而大、ヤマトリ、　鵕鸃 後儀二音、ヤマトリ、今按別、　鸐 ヤマトリ　嶌 ヤマトリ

〔多識編 禽四〕翟雉、也末登里、

〔和爾雅 禽鳥 六〕山鷄 ヤマドリ 山雉、鸐雉並同、　鷩雉 テホヤマドリ 山雞之大者

〔書言字考節用集 氣形 五〕鸐雉 ヤマドリ 郭璞云、似雉而大、長尾者、　鵕鸃 同、格物論、　山鷄 同　山雉 同　翟 同

〔八雲御抄 鳥 三下〕山鷄　をろのはつをは、たゞの尾也　はつをのかゞみ 有因緣、有他卷、　ひとりぬるは、夫妻山のを、へだて、ぬる也、さてひるはゆきあふなり、　萬、やまどりこそはをの上につまこひすてふ、家持短歌

〔庖廚備用倭名本草 原禽 十〕鸐雉 中略　元升曰、山雞ハ其一名ナリ、多識篇ノ翟字鸐字トオナジ、考本草、一名山雉、一種小シテ尾長ヲ山雞トス、人多クコレヲ樊中ニ畜フ、爾雅ニイヘル鸐ハ山雞ナリ、

四種アリ、名同ジウシテ物異ナリ、雉ニ似テ尾ノ長サ三四尺ナルバ鸐雉也、鶴ニ似テ尾ノ長サ五六尺、又ヨク走リテ鳴クモノハ鷸雉也、此外二ツハ鷩雉ト錦雞ナリ、鷸鸐ハミナ勇健也、自ラ其尾ヲ愛シテ叢林ニ入ズ、雨雪ニハ岩ニフシ木ニスミテ下リテ食ヲ求メズ、往々ニ餓死ス、師廣禽經云、雪封枯原文禽多死ト是也、○中略元升曰、此註ヲミレバ、鸐雉ハヤマドリ疑ナシ、山ドリハ雉ニ似テ尾長ク、雪雨ニハ岩ニ伏シ木ニトマリテ食ヲ求メズ、餓死スルモノ也、

鸐雉肉味甘性平小毒アリ、五臟氣喘シテ息シガタキヲ治スルニ、羹臛ニシテ食ス、炙テ食スレバ中ヲ補ヒ氣ヲマス、

食禁、痔アル人ハ食スベカラズ、多食スレバ痔ヲ發ス、久食スレバ瘦ヲイタス、合食禁、蕎麥、豆豉、卵ハ葱ト同食スベカラズ、此外皆雉トオナジ、

〔本朝食鑑 五原禽〕山鷄 訓夜萬止利

釋名、鸐、近俗用此字、尤昔、山鷄之名不當、源順爲鸐鷄、此亦異矣、

集解、鸐狀類雉而黃色、帶赤黑斑、首有冠毛、尾長黃黑成文而有列、性愛其黨、若有被侵者、直往赴鬪、雖死不置、常粗暴、若有所獲、應手摧碎、又能逐邪、故本邦自古爲箭羽、射邪鬼、凡穢産屋及邪病之家、以蟇目鏑射邪鬼之法、必用鸐尾箭、或武官箙鏃中表指箭、必鸐尾交鷹鷲羽以造箭羽、此皆取鸐之性毅而耿介鬪不知死、能驅邪氣乎、中華古者、虎賁戴鸐冠、此亦取鸐性毅剛也、其味美不減雉肉、然大抵雌肉味美、雄肉白味不佳、東北處處最多、出于野之那須大田原二荒山中者、味尚爲勝、常奥之産亦佳、

肉、氣味、甘平無毒、或曰微温 主治、令人肥健、或曰令人勇剛、此因鸐之性然歟、未詳、

〔本朝食鑑 六華和異同〕山鷄

本邦呼鸐鷄曰山鷄者倘矣、山鷄本鷩鷄之名也、

〔和漢三才圖會 四十二原禽〕山雞　鸐雞　山雉　和名夜万止利、○中略

按、鸐形大於雉而尾長二三尺、頭背尾皆赤、羽端有白圈文、頂與兩頰有紅毛如冠、腹淡赤而毛端有白彪、背黑而末赤、脚黑色、其尾數二十六中最長者二、俗呼曰引尾、歌所謂絲垂尾是也、有黑橫紋白纖紋相雙爲文、亦如虎彪、其彪凡十一二、(有二十三者爲珍)白彪中有黑點者爲常、(無點鮮明者爲眞羽)爲箭羽以射邪魅、或爲楊弓箭亦佳、

鷸者黑色帶赤而腹略白、其尾短五寸許、端白而頂無冠、形色遙劣也、深山中皆有之、丹波之產形小於東北者、出於薩州者極大、而有尾三四尺者、所謂鵜雉是矣、肉脂多、然有酸味、劣於雉、凡山雞性乖巧而難捕、人緩則禹步、急則暴飛、爲之終日費人力、非鐵銃不可獲、偶獲者養于樊中、飼以芹、性愛尾、令尾不礙于物也、相傳云、鸐雌雄日則在一處、夜則隔溪谷、視有雌影寫于雄尾而啼、謂之山鳥鏡、(萬葉集、枕雙紙、夏材集等)載之、歌人爲口弄、

〔重修本草綱目啓蒙 三十(原禽)二〕鸐雉　ヤマドリ(和名鈔)　ヒトリヌルトリ(古歌)

形雉ニ能似タリ、全體黃赤色ニシテ黃赤斑アリ、頭ニ冠毛アリ、尾ハ雉ノ尾ヨリ長ク、黃赤色ニシテ黑斑アリ、斑ハ雉ヨリ粗ニシテ、斜ニ左右ニ排シテ十二アリ、十三アルモノハ、俗ニ人ヲ魅スト云、(○中略)此鳥ハ鷸ノ尾モ長クシテ雉ニ異ナリ、ソノ肉味美ニシテ雉肉ニ減ゼズ、雌肉最勝レリ、古ヨリ白雉ヲ瑞物トス、今モ間コレアリ、鸐雉ノ白キモノモ稀ニアリ、雉ヨリ尾長ク、脚ノ色黑カラズ、

〔食物和歌本草 五〕鸐雉

山鳥を久しく食ば痔を發す人のしゝをもをとすもの也　山鳥と蕎麥と同食蟲を生ず頭(なとう)とくへば人を害する

〔出雲風土記 意宇郡〕凡諸山野所在、(○中略)禽獸則有、(○中略)山鷄、

〔日本書紀 二十七 天智〕十年六月、是月、(○中略)新羅遣使進調、別獻水牛一頭、山鷄一隻、

錦鷄

〔日本書紀 三十持統〕八年六月庚申、河内國更荒郡獻白山鷄、賜更荒郡大領小領位人一級、幷賜物、以進廣貳賜獲者刑部造韓國、幷賜物、

〔萬葉集 十一古今相聞往來歌〕寄物陳思

念友、念毛金津、足檜之、山鳥尾之、永此夜乎、

或本歌曰、足日木乃、山鳥之尾乃、四垂尾乃、長永夜乎、一鴨將宿、

〔萬葉集 十四東歌〕相聞

夜麻杼里乃、乎呂能波都乎爾、可賀美可家、刀奈布倍美許曾、奈爾與曾利鷄米、

〔扶桑略記 二十三裏書〕延喜十二年九月十九日癸亥、午刻山鷄自丑寅方飛來、集左衞門陣上卿座上、飛去北方、

〔日本紀略 十一一條〕寛弘三年十月十一日庚辰、山鷄飛入一條院、瀧口宣輔射之、給祿、

〔枕草子 三〕鳥は

山どりは友をこひてなくに、かゞみを見せたればなぐさむらん、いとあはれなり、谷へだてたるほどなどいとこゝろぐるし、

〔左經記〕長元元年十月三日甲子、臨昏黑參宮、人々云、未刻許山鷄起從御師家飛渡宅上、居老室高藏宅、被追下人、又歸入宮中、居南庭樹木上、不幾又起飛入南宅、爲下人被取云々、　四日乙丑、頃之殿下出給、余(〇源經賴)申昨日鷄事、仰雖被追入下人等、頗不快事也、可有御卜者、參宮召守道朝臣令卜云々、可愼御火事者、則參啓殿仰云、御物忌日々能可謹愼火事、兼又以陰陽師三人可令行火災御祭者、

〔多識編 四禽〕鷩雉、阿加岐志、又云仁志岐鳥、

〔和爾雅 六禽鳥〕錦鷄、鷩雉、鵕鸃、采鷄、並同、

〔本朝食鑑 五原禽〕錦鷄

近世自外國來、而官家畜之樊中、狀似雉而五色、頂白冠毛亦白、兩頰黃頂白有黑細文、胸腹純朱、背綠翅黑、腰帶細白毛、尾長四五尺、上二尾最長、黃黑紫斑、下四五尾長二三尺、純朱色、觜淡紅脛灰黑、利距善鬪、世愛其采美、無食之者、故不知其氣味、價貴而畜之者少矣、一種稱柹雉者、狀類錦雞、頭背尾紅如紅柹色、帶黃有光彩、此亦外國產、而雌雄俱至者希、偶雖有雌而孕不能伏育之、故其類不多、

〔本朝食鑑 六禽 和異同〕錦雞

凡雉類曰雞者、漢書注、呂后名雉、故改曰野雞、錦雞小於鷩而背文揚赤、膺前五色炫燿如孔雀羽、此乃爾雅所謂鷩大雞者也、逸周書謂之文鷩、音汗、山雞如小雞、其冠亦小、有黃赤文、綠項紅腹紅嘴、利距善鬪、此乃爾雅所謂鷩山雞者也、逸周書謂之采雞、禽經曰、首有采毛曰山雞、腹有采色曰錦雞、今本邦所有之錦雞者、與前之二雞異矣、初來於本邦時、中華之產歟、蠻戎之產歟、未知其出自、則難明辨耳、或曰、有似家雞之錦雞者、予〇平野必大未見其形狀、則不可論之、又曰、吐綬雞自外國來長崎、此亦未知眞僞焉、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二原禽〕鷩雉　キンケイ 通名　一名丹鳥 左傳昭十七年　山鷩 埤雅　啞瑞 清異錄　赤雉 說文　鵔鸃 典籍便覽　山鳳凰 江西通志　鸐 通雅　鷩雉 同上

原舶來ナレドモ、今ハ蕃息シテ世上ニ多シ、形雉ニ似テ、冠毛及ビ頸頂ノ長毛、金黃色ニシテ深黑斑アリ、背ハ黑色ニシテ綠光アリ、翅ハ風キリ黑クシテ褐斑アリ、ホロツケ白ク、ホロ栗殼色ニシテ黑文アリ、腹ハ深紅色ニシテ朱ノ如シ、尾長クシテ雉ノ如シ、上ニ並ベル長羽ハ、茶色ニ黑ミアリテ、淡茶色ノ小圓斑アリ、下ニアル短羽ハ、深紅色ニシテ腹ノ色ト同ジ、觜脚俱淡黃色、性至テ強ク他鳥ヲ畏レズ、

〔百千鳥 下〕錦鷄　餌かい　キビ、粟、玄米、

大きさ世に知るごとし、飼かた又白鷴にかわることなし、子は白鷴よりすこしよわきもの也、玉子は二十三日にてかへる、開て十日ばかりの內、手入第一なり、子は十日ばかり過て、庭籠へは

吐綬鷄

なすべし、子あがり、おとりは、翌年とやをして見事に成、女とりは直に𪄲をする也、

〔飼鳥必用中〕錦鷄

いつの比渡しとゆふ事不知、紅毛持渡にて、何レ外國鳥と相見へ目色不常、生立方白鷴と同じ、雛の内雌雄も分り兼候得共足の色も少シ替り、總羽赤實出候は雄也、雌は目の色違ひ、産巣ならば雄壹羽に雌三羽付置、羽をばこき園の内放飼にて、夜々庭籠へ留候得者、玉子落しよふ宜敷、かならず高キ所へ登りたがり、玉子産み候山にては、木の上へ巣組、玉子産かへり候へば、土地にて生立候ものにはあらず哉、氣を付候得者、其樣子相見へ申候、地鳥水鳥にも木のうへゝ巣組の鳥多有之物也、功者へ尋度思ひしかど、外國鳥にてしる人なし、庭籠の内へ飼詰には、雌雄引放し差置、盛りの時節掛ヶ合、一度掛り候得者不殘かへる事無相違、雄盛りの時隨分氣付、雌の不痛よふに計べし、四季とも盛り有る鳥にて心得可有事、熱氣强鳥鼻のつまる事有り、早速療治するべし、〇中略

天鷄

唐紅毛の渡鳥にもあらず、錦鷄と高麗雉子懸合せ、玉子落し生立、天鷄と名附、錦鷄と地雉子と懸合せも有之、右善悪毛色いろ〳〵あり覺べし、鷄と雉子と懸合、雁鷄(ガンケイ)と名附、毛色善悪有り、此類盛薄く、玉子かへり兼候もの也、飼方雉子之通り、

〔多識編四原禽〕吐綬雞、異名避株、禽經

〔和爾雅六禽鳥〕吐綬鷄(トシュケイ)錦鷄、綬鳥、吐錦鳥並同、

〔重修本草綱目啓蒙三十二原禽〕鷩雉〇中略

吐綬雞　和産ナシ、稀ニ舶來スルコトアリ、長崎ニテ吐。錦。雞。ト云フ、一名吐綬鳥、禽經註 功曹、古今注 綬鳥、埤雅 錦心繡口鳥、王會新編 錦帶功曹、廣東新語 孝鵲、綬鷄、吐綬、共上同 形鷄ノ如ク、首ハ雉ニ似テ白色、頰赤ク

頸黄ニシテ黒文、春夏天晴明ナル時ハ、先ヅ首ニ兩翠角ヲ出シ、漸ク咽下ヨリ胸邊マデ、肉綬左右ヘ開キ出、綠色ニシテ碧點朱斑アリ、時ヲ踰テ盡ク斂マル、晝ニハ此ノ肉綬ヲ出セルトコロヲ晝ク、觜黒ク胸綠色ニシテ朱ノ點アリ、腹黄色ニシテ淺黒ノ波文アリ、背綠色ニシテ黒斑、端ニ金色ノ圈アリ、尾淡黒ニシテ黒點アリ、脚青黒色ナリ、

〔多識編四禽〕白鷴、志。頁。岐。志。異名閑客、

〔和爾雅六禽鳥〕白鷴一名閑客、又作白鸐、

〔庖厨備用倭名本草十原禽〕白鷴、倭名抄ニ白鷴ナシ、多識篇ニシラキジ、考本草云卽白雉也、江南ヨリ出ル、白色ニシテ、背ニ細黒文アリ、畜ベシ、其ノ肉ハ食スベシ、李時珍曰、鷴ハ山雞ニ似テ色白シ、黒文アリテ漣漪ノ如シ、尾ノ長サ三四尺、體ニ冠ト距トアリ、紅頰赤嘴、丹爪、其性耿介也李太白曰、其卵ハ雞ニテ伏スベシ、元升曰、余長崎ニ住セシトキ、大明ヨリ白鷴ノ來ルヲミツ、形狀雉ノ如クニシテ色白シ、本草註ノ說ノ如シ、其鳴モマタ雉ノ鳴ガ如シ、是モタヽカヒヲ好ム、

白鷴肉味甘性平毒ナシ、中ヲ補ヒ毒ヲ解ス、

〔本朝食鑑五原禽〕白鷴

此亦頭白、中華來、不過三四十年、狀似錦鷄而色白、有細黑文如漣漪、尾長三四尺、體備冠距、紅頰黑腹、赤觜丹爪、其性耿介、其雌蒼赤色、頰紅觜微赤、脛亦淡紅、尾裏白而有細黑文、生卵不伏、以雞伏之、故種類未多、其所啄之食亦多、於是世俗未能多蓄、最不知氣味、惟官家畜之樊中、以爲珍賞也、

〔重修本草綱目啓蒙三十二原禽〕白鷴　カ。ノ。コ。ド。リ。　シラキジ　一名越禽事物異名　鷴鳥典籍便覽　玄素先生事物紺珠

此鳥和產無レドモ、カノコドリ、或ハシラキジノ和名アリ、廣東新語ニモ、白鷴者南越羽族之珍、卽白雉也、周武王時、越裳貢白雉、建武中、南越徼外蠻獻白雉、唐肅宗時、日南徼外蠻究不事、人獻白雉、皆

白鷴也ト云ヘリ、然ドモ白鷴ハ全身白色ナルニ非ズシテ嶺南ノ產ナリ、白雉ハ本邦ニモ稀ニアリテ別種ナリ、白鷴ハ今世上ニ多シ、雉ノ類ナリ、雄ハ首ニ黑色ノ冠毛アリ、頰ハ紅色、胸腹深黑色、背及翅ハ灰白色ニシテ、黑キ細斑アリテサヾナミノ如シ、時珍有黑文如漣漪ト云是ナリ、尾ハ至テ長シ、觜ハ白色、本ハ淡黃色ニシテ末ニ黑ミアリ、雌ハ頭灰色、長毛ノ端黑文咽ハ灰色、咽後腹背淡綠ニシテ赤褐文、尾ハ短クシテ同色、裏ハ灰色ニシテ白章アリ、脚赤色ナリ、

〔百千鳥下〕白鷴　餌かい前におなじ(きび、米、蕎麥、粟、菜をきざみ水を入)もろこしもよし、

大きさきんけいに餘ほど大ぶりにて頭黑く咽より下はら迄くろし、背は白くくろきもくめのふありて、見事なるもの也、正月中のせつより、よくさかるものなり、朝のうちの事なり、よくこゝろをつけて見るがよし、當時ふつていなり、めとりは總身茶いろに、こまかきふ黑くあり、たいがい世に知るところゆゑ略す、玉子は二十五日廿六日にてひらく、子もつよくかひたてよき物なり、きんけいとちがひ、口氣もなくかいよし、すり餌よわくして、餌のうちへきざみたる菜、またばうふりむしを、箸にてませて飼ふべし、其外はさみ虫あをむし類ずいぶんよし、過ぬやうに飼ふべし、蜆のむしたるを、よくあらひきりてかふ、是も好なる物也、おほくはあしゝ、いさいの飼かたまた外に志るしあり、

〔飼鳥必用中〕白鷴

本朝へ渡初未一百年を不過、世に無多事鳥にて、夫長甚高軒にて下賤の家に飼置事不叶、三拾年已前迄は玉子かへり候而も、生立方薄く、近世庭鳥の子同様に歸り、數羽皆とも無事に相生立、是は鳥數寄の心得可有事、無多事鳥、念に念を入過し、雉子同樣の鳥に、小鳥生立之心得にて、朝夕の仕事にも人を不近付、餌は至而重く拵へ羽も不切、おのれと生立に仕立、肉強く鳥は荒く人おじして胸を打、羽足を痛まして、いぬ猫を除ケ用心有りて、かへつて足指に痛を生じ、夫故落鳥多し、

鷓鴣

今にては粒餌に輕きすり餌にて、さまで活餌をも不飼、羽を切り廣キ庭へ放し、猶さわぐは儘にして差置、所相應にて皆不事に生立、鷄を料理するに牛刀を用ルとは是なるべし、何レ鳥に氣を付るには、先嵜を能く見極メ、たとへ孔雀大鳥なれども平嵜にて、野山にても活餌勝相立、夫故に飼方六ヶ鋪、白鷴は丸嵜にて雉子鷄の嵜と同じ平生粒餌而已にて生立たる鳥ならず哉、さあらば差而摺餌其外入念ては惡敷あるべし、諸鳥是に等シ、雛の内鳩より小く、鶉位にて雌雄わかり兼候はゞ、足へ氣を付、頭の處へ目を付、能く見分べし、鳥に心有ル人は自然と分るべし、地籠之内あまり地のかたきは惡し、少〻やわらかにしてよろし、堅き方は足指痛まがり候もの、左とり氣有ルよふに心懸ケ、水を引餌にて飼立、夏より秋迄稻子を飼候事宜敷、夏終日日の當り候は不宜、親鳥玉子落し候とも、二才迄はかへり薄し、三才より玉子皆かへり申候、雄は古鳥よろしきとの事は、諸事右之通、玉子は二十五ロにてかへる、雛鳥の内に、早く泊り木へとめならわせ候得ば、指まかり候事無之、滿足に生立、折角大振りに出來候鳥を上とする、君命屋久島〔薩摩〕○之内尾間村にて神山へ錦鳥、原村神山へ白鷴、志戸子村住吉山〔江〕白鷴放シ飼を被仰付、村近く一圓の山にては候得共、大山引續にて候ゆへ、飛去深山へ飛住は案中にて、後年彼島へ相見へ、其節志シのものあらずんば、屋久島自然と生ずるとも云べし、

〔下學集上氣形〕鷓鴣(シャコ)鳴而自呼、常好南飛、縱雖向東西、開翅之始、必先南向也、

〔藏玉和謌集雜〕鷓鴣

鷓鴣といふ鳥のうはげの紅に散し紅葉の殘る也けり

鳥のうは毛の紅とは、鷓鴣と云鳥は、さむがりをするなり、仍秋の末になれば、もみぢのちるを、せなかにおひかさねて、霜雪の寒をふせぐなり、深山にあり、鳴聲すごく淋しといへり、此鳥に山がら似たりといふ說有、

〔庖厨備用倭名本草十原禽〕鷓鴣○中略 考本草、江南ニ生ズ、カタチ母雞ニ似テ、鳴テ鈎輈格磔ト云モノ是ナリ、形相似テ此鳴ヲナサヾルモノハ非ナリ、蘇頌曰、カタチ母雞ニ似テ、頭ハウヅラノ如ク、ムネニ白圓點アリテ眞珠ノ如シ、背毛ニ紫赤浪文アリ、李時珍曰、鷓鴣ハ霜雪ヲ恐ル、早晩ニハ出ルコト稀也、夜栖ニハ木葉ヲ以テ身ニオホフ、今俗云、其鳴ハ行不得哥也ト、元升曰、是ハシギノ類ナルベシ、形母雞ノ如クトイヘバ、ウバシギニテモアランカ、鷓鴣ヲシル人ナシ、

鷓鴣、肉味甘性温毒ナシ、嶺南野葛菌子毒生金毒ヲケシ、温瘧久病死セントスルニハ、毛トモニ煞酒ニ漬シ服ス、或ハ生ニテツキシボリテ、汁ヲ服シテ最ヨシ、ヨク五臓ヲ利シ、心力ヲマシテ聰明ナリ、食禁、自死ノモノハ食スベカラズ、多食スベカラズ病ヲ生ズ、合食禁、竹笋ト合食スベカラズ、

〔本朝食鑑五原禽〕鷓胡

形似母雞、頭如鶉、臆前有白圓點、背毛有紫赤浪文、性畏霜露、故以稻草煖之、未聞其啼聲、近頃自華來、一公家畜之、此亦最希、而予○平野必大未見之、

〔大和本草十五異邦禽〕鷓鴣 昔年日本ニ渡ス、矮雞ノ雌ニ似テ頭ハ鶉ノ如シ、

〔飼鳥必用中〕鷓鴣

此鳥の形ちやぼの雌位にて、形鶉に似たり、雄は首より胸脊黒羽にて、丸き白大小の星シ入たるごとき府合也、啼こへは鷄の啼ならいのよふなるもの、本朝の歌人時鳥を詠しごとく、唐にては詩に賞美して唱よし、唐人長崎江持渡事なし、琉球國より間々持渡り、世に稀成もの、若キ人はよく見覺へて、後世の人に言傳へべし、輕キすり餌に粒餌、菜の葉細ク割み飼立べし、雌は雉子雌の府合せに少シ黒みあり、雌雄揃ふたらば、子も生立そふなものと、兼て思ひしかども、公侯身にあらねば飼事不叶して、むなしく世を過ル事の殘念さよ、

〔西遊記續編二〕鷓鴣

九州には珍らしき鳥多し、〇中略肥前肥後邊の海上に、脛高く口ばし長く少し鼠色にて、翼に白き點紋ある鳥あり、舟人にとへば、しやくといふ鳥也といふ、余〇南谿肥後の隈本にて、ある醫家を訪たりしに、折ふし彼家へ鳥を送り來れり、主持出て余に此鳥をしり給ふやととはる、先に此邊の海上にて見し鳥にて、上方にては見侍らざる鳥なりといへば、あるじ笑ふて、此鳥は唐土の南方にありといふ鷓鴣なり、船人などは言ひ誤りて、しやくと覺えたり上方の人にはめづらしかるべければ、料理すべしとて、やがてあつものとなしぬ、其味誠に美にして、いと珍らしかりき、又其翼をこひて歸りしに、旅の日永くて、途にて鼠の爲に奪はれぬ、此鳥いよ／＼鷓鴣なりや、唐土にては南國のみにある鳥にて、多く詩に作りて、皆都遠く離れたる情を述たり、日本に鷓鴣有事を聞ざることにていぶかしけれど、彼醫家も博物の人なれば、考ふる處もあるにや、

〔多識編四禽〕竹雞多計乃登里 異名山菌子藏器

〔和爾雅六禽鳥〕竹鶏(ウバシギ、ヤマシギ)山菌子、泥滑滑並同、或云山和尚亦同、

〔庖厨備用倭名本草十原禽〕竹鶏 倭名抄に竹雞ナシ、多識篇ニタケノトリ、訓蒙圖彙ニヤマシギ、或云ウバシギ、考ニ本草ニ此鳥多ハ竹林ニヲレリ、其形鷓鴣ニ比スレバヤヽホソシ、褐色ニシテ斑オホク赤文アリ、好テ啼鳥也、其儔ヲミレバ必ズタヽカフ、又好テ蟻ヲ食ス、元升曰、此說ノ如キ鳥アラバ竹雞ナルベシ、ヤマシギ、ウバシギ、イヅレナルラン、〇中略

竹雞、肉味甘性平毒ナシ、野雞病ヲ治シ蟲ヲコロス、

解毒、鷓鴣ト竹雞トハ、常ニ好テ半夏苗ヲ食ス、又烏頭苗ヲ食ス、故ニ人多ク此二鳥ヲ多食シテ、其毒發シタルニハ、生薑ヲ用テヨシ、其說本草註ニミエタリ、

〔大和本草十五雜禽〕竹雞(ウバシギ) ツグミヨリ大ニ、鳩ヨリ小也、頭小ニ尾短シ、背ト翅ノ毛黃褐黑色マダラ也、ワキニ白黑ノ文アリ、觜少長シ、味ヨシ、本草ニ載タリ、

〔重修本草綱目啓蒙(三十二原禽)〕竹雞　一名四大八(興化府志)
和產ナシ、稀ニ舶來アリ、形矮雞ノ雌ニ似テ尾下ニ垂ル、目ハ淺赤黄色、觜淺黒色、頬咽黄赤色、胸下左右同色ニシテ黒文アリ、腹漸ク白クシテ黒斑アリ、頂ヨリ尾ニ至マデ、茶色ニシテ緑色ヲ帶ブ、羽ゴトニ半片ハ黒文ト白圏トアリ、半片ハ小黒漣文アリ、目ノ通一條及胸ニ小黒文アリ、翼一二羽ハ灰色ニシテ波文アリ、カザキリハ淡黒色、尾ハ淡緑色、端赤色ヲ帶テ小黒波文アリ、雌モ形相類シテ色淡ク、背ニ赤小點アリ、脚淡黒色ニシテ距アリ、古ヨリ竹雞ヲウ。パ。シ。ギ。ト訓ズルハ非ナリ、ウバシギハ一名ヤマシギ、シ。バ。シ。ギ。、ア。マ。シ。ギ。ニシテ、鷸ノ品類ナリ、(中略)
增、竹雞ヲヤマシギニ充ツル說アリ、一名ウバシギ、又シバシギ、アマシギトモ云フ、此ハシギノ品類ニシテ、竹林ニ棲ムモノナリ、常ノシギヨリ大ニシテ、鳩ホドアリ、形雞ノ鶵ニ似テ喙長ク、尾至テ短クシテ頭小ナリ、全身黄褐色ニシテ黒キ斑文アリ、翅ノ下兩脇ニ白黒ノ斑文アリ食用ニ上品ナリ、豫州伯州ナドニ居ルハ、形大ニシテ雌雞ホドモアリ、

〔飼鳥必用(中)〕竹雞
此鳥形鶉より大きくして、脊薄黒色に赤き府合あり、胸は淺黄にて腹赤し、近年東都表にて子を取、貳番巢迄は產生立候ゆへ、產巢親鳥さへあらば、澤山子は取れべし、飼方鶉鳩に同樣、此鳥何ぞ案事不及、唐方にては竹雞のこへ聞ゆる所(江)は、家村に虫つかぬとて、家々に飼置よし、本朝にては其事を不知、此鳥のこへにむし恐るゝとや、試度は思ひしが、未其事を不計、

鶉名稱

〔新撰字鏡(鳥)〕鶉(同常倫反、鴿字。豆。支。)　鴿鵪(同於含反、字豆支、)　鶛(何諧反、字豆支、)　鶉鴿鶉鵪(四字字豆支)
〔本草和名(十五獸禽)〕鶉肉、鵪鶉(說似蝦蟇、而其音勅々者也、上奄驗反、下市倫反、)　一名鸗鳥(蝦化爲鶉鳥、故以名之、出崔禹、)和名宇都良、
〔倭名類聚抄(十八羽族名)〕鶉　淮南子云、蝦蟇化爲鶉、(市倫反、和名宇都良、)
〔箋注倭名類聚抄(七鳥名)〕所引齊俗訓文、原書無化字、李時珍曰、鶉大如雞雛、頭細而無尾、毛有斑點、甚

肥、雄者足高、雌者足卑、其性畏寒、其在田野、夜則群飛、晝則草伏、人能以聲呼取之、郝懿行曰、鶉黄黒雜文、大如秧雞、說文作䳺、云䳺屬、隸變从鳥作鶉、與鷻省作鶉混、○中略 按、宇都良亦以鳴聲爲名、按鶉鵪之鶉、古從隹、說文䳺、䳺屬也、隸變从鳥、毛詩伐檀縣鶉、禮記內則鶉羹、爾雅釋鳥、鷯鶉、又鶉子鴽、莊子天地篇、鶉居、列子天瑞篇、田鼠之爲鶉也、及此所引淮南子皆是也、又說文、䳺、雕也、徐音度官切、隸省亦作鶉、毛詩四月、匪鶉匪鳶、毛傳、鶉、鵰也、釋文鶉徒丸反、字或作鷻、說文引是詩、即作匪䳺、說文隼字注云、一曰鶉字、是亦䳺字之省、一曰鶉字猶言一名䳺、考工記輈人、鳥旟七斿、以象鶉火、周禮司常釋名並云、鳥隼爲旟、則鶉火之鶉、即䳺字、然則鶉首鶉尾亦是䳺字、左傳僖五年、童謠鶉之賁賁下、擧鶉火證之、則毛詩鄘風鶉之奔奔、當亦是䳺字、並非鶉鵪字、經典釋文爾雅釋天鶉火、音純、左傳鶉之賁賁、音逃春反、又常倫反、毛詩鶉之奔奔、音純、云鵪鶉鳥者、皆誤、須讀焦循毛詩補疏、亦有是說、與此印合、

〔類聚名義抄 九 鳥〕鶉 正 今、或鶉、音淳、ウヅラ、 鵪 今鵪、正、鳥合反、鶉鵪鶉、ウヅラ、 䳺 音皆、鵪鶉 ウヅラ、 鴽 鶉鴽、ウヅラ ノコ、ウヅラ、 鶉 ウヅラ

鶉 同 〔同 九 隹〕雜鶉 通正、音純、ウヅラ、

〔下學集 上 氣形〕鶉(ウヅラ) 田鼠化爲鶉、日本俗作鶉、大誤也、

〔壒嚢抄 一〕鳥類字 鶉(ウヅラ) 鶉 同

〔和爾雅 六 禽鳥〕鶉(ウヅラ) 鴽(ウヅラノコ)

〔庖厨備用倭名本草 十 原禽〕鶉 ○中略 元升曰、鶉ト鴽ト和名ヲトモニウヅラト云、本草ニ大小形色ヲアラハサズ、人常ニ養ヒヨクシル故ナルベシ、四時常ニアルハ鶉ト云、ウヅラ夏アリテ冬ナキハ鴽ト云、ウヅラ、是ヲ以テワカチシルベシ、

〔本朝食鑑 五 原禽〕鶉 訓宇都良

釋名、鶉、字彙、居卿切、音京、鶁鶁鳥、今俗借用、或曰、以字似而誤用也、

鶉種類

集解、鶉狀如雞雛之雞、頭小而短尾、羽毛有蒼黑黄赤白斑、甚肥、平旦能鳴、其聲高有長短、雄者有聲而足高、雌聲微而足卑、其性畏寒、常在田野、見人則疾入叢間、細尋不見、夜則群飛、晝則草伏、張網設擭(ハゴ)而捕之、或以雌爲媒誘而取之、鶉亦能鬭、其味極美、炙食最宜、好事者多養之竹漆畫籠、而誇聲之美、以競之、其聲高大圓亮而長者爲勝、或遊富士野、那須野、信州之田朧、及攝州、播州、濃州之山野、而且聽聲以媒捕之、三四月田麥長時取之者、呼號麥鳥、冬月雪中取之者、呼號雪鳥、凡鶉以甲信野之下州之產爲上、攝播濃之產次之、

〔本朝食鑑（六華和異同）〕鶉（附鴽）

鶉、崔禹錫引列子及楊億談苑曰、蝦蟇所化也、李時珍曰、交州記、南海黄魚九月變爲鶉、蓋始化成、終以卵生、故四時常有之、又鴽釋名以鴾（一作鵪）鶉鴽屬爲一物、又云、鴾與鶉兩物、而今人總以鴾鶉名之、夏小正云、三月田鼠化爲鴽、八月鴽化爲田鼠、註云、鴾也、始由鼠化、終復爲鼠、故無斑、而夏有冬無焉、必大按、鴽、予（○平野必大）未見其終始也、鶉者、予少時畜駿之富野麥鳥伏卵者、卵生得二雛、養二雛、而既長、後過三年以屬人、然則卵生之後不化者明矣、其始化之始者何時之始乎、化生之鶉者以何狀爲證矣、

〔重修本草綱目啓蒙（三十二原禽）〕鶉　イトラ（萬葉集）　コハナドリ（古歌）　ウヅラ（和名鈔）　一名循（食經注）　長生網（清異錄）　族味（同上）　賓卜胡兒（事物紺珠、蒙古ノ名）　毛次羅只（郷藥本草）

體肥テ首小ク短尾、全身褐色ニシテ黑白斑アリ、其味美ナリ、炙食最宜シ、○中略

增、鶉ノ形狀ハ衆人知ル所ナレドモ、コヽニ說ク所ハ甚略文ナリ、其形雞ノ雌ノ如シ、全身甚肥テ丸ク頭ハ不相應ニ小ナリ、頭ノ樣子ハ告天子(ヒバリ)ニ似タリ、尾ハ至テ短ク、全身茶色ニシテ黑白ノ斑文アリ、晝ハ草間ニ隱レテ夜多ク連飛、鳴聲スハチヽクヲハヽクヲト聞ユ、冬夏共ニ食用ニス、夜ヨクナク、聲尤大ナリ、晝ハ鳴カズ、希ニ鳴クトモ高ク聲ヲ發セズ、

〔和漢三才圖會（四十二原禽）〕鶉（音純）　鴳（鶉之子）　羅鶉（鶉初生卵）　早秋（至秋初者）　白唐（中秋已後者）　和名宇豆良　○中略

鶉飼養法

按、鶉處處原野多有レ之、甲州、信州、下野最多、畿內之產亦勝矣、色有二黃赤而黑白斑彪一、如レ有二珍彪一者、人甚賞レ之、其聲如レ曰二知地快一、(今如此聲者希有而不レ好)有二數品一、(帳吉古、吉機利快、畿比快、勅快等聲皆不レ佳也、)嗶嗶快爲レ上、(聲轉而永引大圓亮爲レ珍、)每早旦日午夕暮鳴、凡春二三月始鳴、至二芒種一止レ聲、六月又更發レ聲、至二中秋一止レ聲、人養レ之、其籠最美麗、而此與レ鶯相並弄レ之、其雌者小足卑不レ囀、(呼曰二阿布一、)如二雄鶉未一レ發レ聲、則置二雌籠於側一則發レ聲、

〔飼鳥必用 中〕朝鮮鶉　琉球國にては、三守鶉又は三足鶉とも云、此鳥の様子、和の鶉の形にてちいさく、頰の邊は淺黃、胸に黑み有るも有り、又黑みなきもあり、雌雄分り兼候もの也、琉球國渡る鳥也、

〔喚子鳥 下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

鶉　餌飼　きび、粟、ひゑ、米、

大きさ毛色世に知る鳥なれば、志るすにおよばず、こゑ大きに善惡あり、よき鳥まれに有時は大きに調法す、あら鳥多おほくいづる、此かご上はあみをはり、下には砂を入かふべし、うなぎの生ゑにて夜がひなどする時は、冬もふける物なり、お鳥にはすりゑを用ゆ、

鳥うづら（りうきううづらともいふ）　ゑがひ　あは　きび　すりゑは生ゑ七分粉壹匁

大きさうづらにちいさし、かたちうづらにてせい高し、毛色あを黑く、うづらににたるふありめづらしきるいにて、遠國よりまれに來る、

〔嬉遊笑覽 十二飲食〕鶉は歌に多くよめども、飼鳥にする事、古へは聞えず、後世慶長より寛永の頃、鶉合大に行はれし事、其ころの草子どもに往々見えたり、犬子集に、籠もちつれてかへるさの袖、暮るより鶉合やみてぬらん、又發句帳(貞德)詰籠ても志くはくはひとなく鶉かな、(詩歌會の心にや、然らばしかくわいと書べし、)又鶉の啼聲に、七ッさがりといふ事あり、籠耳に、大藏といふ能の狂言師、鶉をすきて飼ける、ある時江戶へ下る道中、はたごやの門に、籠に入て鶉の掛てあるを、ふと聞ければ、なく聲ふとく七

ッ下がりの名鳥なり、大藏聞といなや、此鳥ほしくなりぬ云々、岩翁が若葉合、第二介我やくそくも二處なり、月二夜鶉合は金ほどの聲、麥うづらと稱するは、麥秋の頃、諸方より取て出す、江戸には南部より多く來る、近年明和安永の頃、鶉合の事流行て、大諸侯競ひて是を飼はれける、鳥籠は金銀を鏤め、唐木、象牙、螺鈿、高蒔繪にて、皆一雙ヅヽに作らせ、裝束は足かけ天幕金襴猩々緋のたぐい、用ひざるものなし、其會日には、江戸中鳥好のものは、是また件のごとく美を盡し、よき鳥をえらび持出て、勝負をなす、鶉は朝をむねと啼ものなれば、必朝早く會あり、飼鳥屋は江戸中のものみな集り、よしあしを聞わけ、甲乙をさだめ、角力番付の如くに東西を分ち、一二を以てしるす、大奉書を横につぎて書付、東西の壁上に貼付、もし一となれば、鳥屋共に祝義として、目錄を遣す、此費許多なり、凡鶉はよき鳥ありても、其音を移す付子などする事ならぬものにて、鶯などのごとく、其類出來ず、其うへ何ぞ驚さわげば、忽胸をうちて死する事あり、高價をもて買ふは、かはりたる物ずきにて、鶯飼をいやしむとかや、（近頃は鶉な子を生せて、そだつるとなり、）鶉の雌をあひふといふ、懷子、草枯やあひ夫うづらも床はなれ、（政巴）鶉を飼ふ者、よく其聲をまねて口笛に吹ば、是を聞て雄なく、同集、なければなく眞似の入江のうづら哉、（宗治）西土には鬪鶉とて、鷄のごとく戰はしむ、五雜爼云、江北有鬪鵪鶉、其鳥小而馴出入懷袖、視鬪雞、又似近雅云々、鶉雖小而馴、然最勇健善鬪、食粟者不過再鬪、食稗者尤耿介、一鬪而決、故詩言鶉之奔々、言其健也、また花鏡に、凡鳥性畏人、惟鶉性喜近人、諸禽鬪則尾竦、獨鶉其足而舒其翼、人多畜之使鬪、有鷄之雄、頗足戲玩、また小き布袋に納れ、身邊に近づけ、放ちて養ことなども記したり、此戲はこゝにてせざる事なり、唯放し飼にすることもなし、此外の鳥は放ち飼にする事、古くもありしなるべし、

〔飼鳥必用上〕巾著鶉とて袋に入腰に提、座敷にて袋ゟ出し啼する仕込方、

荒鳥を野移にして雙の羽をこき、厚きれにて六七寸廻りなる巾著を拵へ、口は如常緒にて〆、能

拵へ、巾著のそこに六七寸廻りの丸き板を入、それにて右の鶉を入置、晝は其儘にて、夜分は燈の元にて、初には鶉の面計巾著の口よりいだし、粟稗の類、手に入、是を飼候て、毎夜々々其通りにして、だん〲總身を巾著より出し啼せる也、又もとの巾著に入、腰に提て、常々右のとをりに取扱ひにて、自然と手馴候、此仕込、鳥の手馴ざるも有り、能く手馴るもあり、二三羽も同樣に仕立、其內に思ふ通り不參もあり、子鶉は不宜、老鳥は荒く、野鳥の若鳥を見計り仕込方宜、鶉に不限、放し飼の仕込、何れ若鳥の方宜敷、鳥を手馴よふに夜飼いたし、段々相馴れ、外に仕方無之、夜飼にて晝は水をして、人近き所へ居置候得ば自ら人馴いたして、聲もはやく出るもの也、

〔飼鳥必用下〕鶉

此鳥啼出しにクワ頭、チヨ頭、コキ頭三品有、鳥の形に海老脊、盤脊、山形脊と三品有、脊、豆脊、椎脊、扁脊とて三品有、首に鶴首雌鷄首、猪首とて是も三品有、尾にさし尾、半さし尾、海老尾とて三品有、府合に白府、赤府、ホケ府とて是も三品有、駿河、甲州、信州奧州南部より鶉江戸へ來る、諸國鶉を好、啼方の吟味同前也、クワ頭にて聲大きく靜に長く引、結びに玉を付、聲に光ある鳥ならば、何國にても上とする、音には色々の音をふくみ鳴故、先々の鳴方變化し、下音にて能聞人はまれ也、鶉の鳴樣くわしく書記し度は思へ共、口に語り筆に認る通には、下音より高聲まで鳴ざる鳥のみにて、何れ世の人に、わらひ草の種ならん事をおそれて筆を止る、

〔鶉書〕一問ていはく、鶉の見鳥はいかやうなるがよく候や、答ていはく、見鳥のめきゝさま〲ありといへども、あたる事不定なり、さりながら、かしら大きくながくして、はしねくゝらず、すゝめはし、くびながくむねいでゝ、かたいかり、くちひろくどうあいながく、大小によらず、いろはほうよりむねまでかきいろにて、あかふよし、いかにもふだんかごのうちまづかにして、とらへて見れば、鳥やはらかなるが上の鳥なり、かやうのとりには、ふとねおほきものなり、　問ていはく、鳥

見やうはいかゞ候や、答ていはく、くびたちのびて、かしらはちいさくとも、ながみあり、はしほそくくゝらずして、どうあいながく、せなかひしげて地びきなるが引鳥(ひきとり)なり、このほかいろ〳〵ありといへども、この二色第一よき鳥おほきなり、　問ていはく、上のこゑとはいかやうなるを申候や、答ていはく、上のこゑとは、大ごゑにどうよりいだし、第一ひやうしよく、いろにほひこれあり、あとをはりあげひくなり、〇中略　問ていはく、やまひ鳥さま〳〵あり、見やうまたくすりやうじやううけたまはりたく候、答、〇中略

一とやのときのゑには、あわ、ひゑを等分に合せ用候て、第一すりゑのこには、あわを粉にして、せりにてもなにてもあをみに合なり、とやのうちすなをかへまじく候、たゞしかごのうちあしきにほひ出候はゞ、かへてもよし、目のわきはり出候はゞ、そのとりはとやゑまひ候とゑるべし、

一とやまへにつめはしつくる事、ならひ口傳あり、

一春夏のかひやうは、すな十日に二度づゝかへべし、すな水にはくろ土を一ヶ月に四五度ほどあびせ、二ヶ月に一度づゝ鶉を小雨にうたせて、ゑにはあわ、ひゑを等分にしてかふべし、春ははさみむし一日に二ッほどかひ、せりはこべおり〳〵用、夏はいなご一日に一ッ二ッ、せりくこのはとき〳〵よし、冬はあぶらゑ、あわ、ひゑ等分にしてかふべし、はさみむし、はだかむし、さい〳〵かふべしとりわけいなご、はさみむしは、あるがなかにもくすりなり、とやにかゝりてよりこれにゑくはなし、また見鳥の口傳、ゑたのねあごに大事あり、ひすべし〳〵とかたりたまふ、さて老人もわれもまた鳥のふる巣にかへりける、たちざまに鶉ぶゑとてあり、ゑのだけを一寸六分にきり三本ならべあはせ、吹口のあな三ッあり〇■略　鶉のひゝなき、又はふけるこゑも、ゑたのまはし、いきのつかひやうにて、いかやうにもまねるものなり、野の鶉きゝとるにも、またつねにも用

鶉事蹟

ひ侍るなり

〔大館常興日記〕天文九年十月廿八日、及晩爲御使祐阿來臨、御鷹の鳥にて候由被仰て、うづら一さほ、五被下之、畏て令頂戴之、一段忝畏存旨言上仕也、

〔奧州波奈志〕貞山公〈○伊達政宗〉昔軍の有し頃、京におはせしに、鳥屋のみせに立よらせ給て、よきうづらの有しを、これはいかほどのあたひぞと問せられしかば、鳥やのをとこ、今ぞ高直に申べき時とや思つらん、五十兩也と申上たりしを聞せ給て、

立よりてきけば鶉の音はたかしさてもよくにはふけるものかな、とたゞごとにのたまはせしを、鳥や聞て大にはぢて、あたひなしに奉りしとぞ、

〔窻の須佐美追加下〕忍侍從忠秋朝臣、鶉を好みて多く集めをかれたり、その比富商世上第一と聞ふる鶉を持しが、朝臣の御許にまいらせたきよし、立入る御旗本衆に申置けるを、或時おりよかりしにや、其事を申出られたるに、其いらへはなくて、よも山の物語時を移して後、近侍の者を呼て、聚おける鶉の籠を持來てならべよと有しかば、悉くかいつらねし時、其戸を皆開候へとてあけし程に、鶉は不殘飛さりぬ、そこにて朝臣の云、重職の人は物を好む事大なる誤にて有を、今まで心づかで、鶉數多あつめおきしに、さきの富商のよき敎をきゝて、今より鶉を好む事はやめぬ、彼に此禮詞をよく傳へてたべと有しかば、申せし人詞なくして出られけり、

〔近世崎人傳一〕河内清七

河内の國日下の里に樵を業とする、貧者清七といへるものあり、母は富人の家の乳母たりしかば、貧しき世を經ても、口腹のことに儉することあたはず、〈○中略〉或日母鶉のあぶりものをのぞみたりしに、其日は暮たれば、明日朝とく起て、市に行てもとめんと用意したる時、窻にあたるものの音せしかば、童どもが戯に、土くれなどうちけるよとおぼえながら、いでゝ見るに、鶉二羽落て

鶉利用

有ければ、喜びてとくすゝめけり、

〔宜禁本草坤諸禽〕鶉　甘平、小豆生姜同食能止泄痢、四月以前不堪食、猪同食生小黒子、菌同食發痔、蝦蟆化爲也、補五臟、益中續氣、實筋骨、耐寒温、消結熱、治小兒疳痢、

〔武家調味故實〕一うづらひばり可付樣、但鶉は祝言の所へは不可出候、荻を二すぢゆひあはせて、ゆひめより下一尺ばかりより置て可付、式には鳥七付るよし有といへども、いくつにてもあれ付る時は、鳥をあふのけて、うちちかへ〱荻にはさみて、あをつゞらにて可付、兩方のはがへをはさみ出して、かしらをはがへの下にかきはさむべし、すゝきにてもくるしからず、うすやうにてする事あり、すゝきもよし、口傳あり、

〔雍州府志六土産〕鶉幷鷃雀　凡一切魚鳥水草清潔地、其風味大勝、故洛邊所有、其風味與他郷之所産爲異矣、鶉幷鷃雀其餘雜禽、其形小者總稱小鳥、自秋至冬賣之、

〔食物和歌本草四〕鶉

鶉こそ五臟補ひ中をまし筋骨つよめ氣をもつけける中略　鶉には蝦蟇變化して生ずれば疳痢をとめて奇特也けり

鶉雜載

〔古事記下雄略〕天皇坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時、中略　天皇歌曰、毛々志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣氐、麻那婆志良、袁由岐阿閉、爾波須受米、宇受須麻理韋氐、祁布母加母、佐加美豆久良斯、多加比加流、比能美夜比登、許登能加多理碁登母、許袁婆、

〔伊勢物語下〕むかし男ありけり、ふかくさにすみける女を、やう〱あきがたにや思ひけん、ものへいてたちて、

　年をへて住こし宿を出ていなばいとゞ深草野とや成なん、女かへし、

　野とならば鶉となりて鳴をらんかりにだにやは君はこざらん、とよめりけるに、いでゝゆか

鴳

んとおもふ心うせにけり、

〔萬葉集二挽歌〕高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首幷短歌

挂文、忌之伎鴨、○中略烏玉能、暮爾至者、大殿乎、振放見乍、鶉成、伊波比廻、雖侍、○下略

〔萬葉集四相聞〕大伴宿禰家持贈紀女郞歌一首

鶉鳴、故鄕從、念友、何如裳妹爾、相緣毛無寸、

〔千載和歌集四秋〕百首歌奉ける時、秋歌とてよめる、　皇太后宮大夫俊成

ゆふざれば野邊の秋風身にしみて鶉なくなりふか草のさと

〔就狩詞少々覺悟之事〕一ふせ鳥と云事、雉と鶉と二ならでは、ふせ鳥とはいはず、ふせて射事と云事、此二ならでは有まじき事也、能々可心得事也、○中略一矢開にせざる鳥の事、うづら鷺二ツなり、殊人無存知事也、昔より用ざると云々、しさいは秘事也、

〔武江產物志〕山鳥類　鶉四ケ原、駒場、

〔風俗文選三譜〕百鳥譜　支考

深草に住なる鶉は、其聲すみやかにして、世をはゞからず、山にもちかく水にも遠からず、粟の穗の靜なる時は、こゝにも出てあそぶなるべし、

〔新撰字鏡鳥〕鴳上字加也久岐　鷃聊音、鷃、加也久支、又左々支、　鴇張交反、黃鳥、加也久支、　鷃可也久岐

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鷃　唐韻云、鷃晏、和名加夜久木、雀鷃、小鳥也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按加也、萱茅也、久岐、漏也、與古事記自手俣久岐斯子也、萬葉集伯勞鳥之草具吉、保登等藝須木際多知久吉之久岐同、是鳥好潛飛萱茅之間、故以名之、輔仁擧本草拾遺蒿雀、訓加也久岐、○中略廣韻云、鴳、爾雅曰、鳸鴳、郭璞云、今雀鴳、鷃、上同、無小鳥也之注、按晉語注云、鷃雁、小

鳥也、小鳥之解出於此、今本爾雅注、今雀鴳作今鴳雀、莊子釋文引司馬彪注亦云、鴳、鴳雀也、孫氏引作雀鴳者、蓋誤倒也、按說文云、鴳、雇也、又云、老雇、鴳也、老雇、九雇之一、莊子斥鴳即是、高誘注呂氏春秋明理篇云、鴳一名冠爵、玄應音義引纂文云、關中有鴳濫堆、是也、顏師古急就篇注、亦有鴳爛堆、郝懿行曰、今鴳爛堆、如雀而大、東齊謂之阿鷃子、色如雜鶉、善鳴多聲、一種有毛角者、高誘所謂冠雀、今俗呼老兒角、其物未詳、而鶉鴳正作鶉雛、說文、雜、雛屬也、雛、雜屬也、是也、後或作鶉鴳、內則云、雉兎鶉鴳是也、蓋俗變隹為鳥、又變酓為晏、遂與鴳一作鴳混也、雛又作鵪、李時珍曰、鵪與鶉兩物也、形狀相似俱黑色、但無斑者為鵪也、郝懿行曰、今鶉黃黑雜文、大如秧雞、無尾、鵪較長大黃色無文、又長頸長觜則知鵪是雜之無斑文者、今亦有之、源君訓加夜久岐者、恐鶉鴳之鴳非斥鴳字、則引唐韻雀鴳小鳥之解、非是、小野氏曰、加夜久岐、今俗呼加夜久々利、一名菩登之伎、鵪之一種、漢名未詳、然則訓鶉鴳之鴳、為加夜久岐亦不允、

〔類聚名義抄 九鳥〕鴳 音晏、安、カヤツキ、小鳥、　鳭ツキ　カヤクキ、鵹黃鳥、　鵯草クキ

〔伊呂波字類抄 加動物〕鴳 カヤクキ、音晏、作鷃、　鵯　鷃　鴳已上同

〔壒囊抄 一鳥類字〕鴳カヤクキ

〔饅頭屋本節用集 加生類〕萱潛カヤクグリ ○○

〔和爾雅 六禽鳥〕鴳カヤクキ ホトシギ 者小而黑色無斑、爲鶉鷃、鴽同、　鷃カヤクキノコ

〔本朝食鑑 五原禽〕鴳 訓加也久幾、或訓加也久久利、狀似鶉而小、蒼黑背有黑斑、腹灰白翅黑、脚細而高、人未食之、故捕者少矣、氣味甘平無毒、主治諸瘡去熱、

〔大和本草 十五水鳥〕鴳 カヤクキ ○○○○ ホトシギ　大如鶉、身少ホソ長シ、觜長シ下觜二寸バカリ、上觜少短シ、ウヅラヨリ足長シ、毛ハウヅラニ似テマダラナク、クビ長ク頭ホソシ、腹白ク尾短シ、味美ナリ、七八月味最

蒿雀

美シ、鶉ノ類ナリ、中夏ノ書ニ鶉鷃トツヾケリ、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二林禽〕鷃 フナシウヅラ　一名黄鴇 盛京通志　石鷃 千金翼

ウヅラノ類ニシテ斑文ナキモノナリ、從前ボトシギト訓ズルハ非ナリ、ボトシギハ鷸ノ品類ナリ、

〔喚子鳥 下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

かやくゞり 大さゝいともいふ　ゑがひ　ゑのごま すりゑ四分ゑよし

大きさすゞめに少し大ぶり、毛色赤黒く、さゞいの色ににたり、さへづり有、鳥きやしやにて、かごの内よし、

〔拾遺和歌集 七物名〕かやぐき　すけみ

なにとかやくきのすがたはおもほえであやしく花の名こそわするれ

〔夫木和歌抄 二十七鷃〕正治二年百首　正三位經家卿

をく霜にかれもはてなでかやくきのいかで尾花のするになくらん

〔本草和名 二十本草外藥〕蒿雀、似雀青黑、在蒿間、和名加也久岐、

○按ズルニ、加也久岐ハ鷃ナリ、宜シク上文鷃條ヲ參看スベシ、

〔物類稱呼 二動物〕蒿雀 あをじと、遠江にて青ちゝんと云、東國及四國にてあをじと云、美作にて青じやうと云、鵐に似て青色なるものなり

青じとゝを略してあをじと云、鵐は山林に在て原野にいです、青じとゝは藪林にすむものなり、

〔和漢三才圖會 四十二原禽〕蒿雀　青鵐 俗稱　俗云阿乎之 ○中略

按、蒿雀似鵐而帶青黃色、故俗呼曰青鵐、阿乎之止々略曰阿乎之、常棲山中、秋冬出原野蒿篁間、大如鵐及雀、而頭

いはくゞり

青黄有₂縦紫斑₁、眉頬稍黄色、上觜眼邊黒、胸脇淡黄、有₂黒斑₁、翅有₂黄赤與₁黒縦斑紋、腹淡黄、脚脛赤、指爪淡白、性急躁、聲亦短小、鷄見₂于林食₁

肉（甘温）燒存ㇾ性能止ㇾ血、有₂神効₁、又能解ㇾ毒治₂食傷₁、

〔重修本草綱目啓蒙三十二原禽〕蒿雀　アヲシトヾ　アヲジ京　アヲジヤウ作州　アヲチヽン遠州　シイ。。薩州　一名草雀三才圖會　蒿溜兒盛京通志　讃雞嘉興縣志

形狀ノジコニ似テ微大ナリ、頭背ハ黒羽褐綠、眉ハ淡黄褐色、脇同色ニシテ微黄ヲ帶テ黒斑アリ、腹ハ微黄色、翼ハ黒色褐綠ニシテ白色ナシ、尾黒色、裏ノ羽ハ白色、觜ハ黒色、脛ハ淺檀子(ウスヒユズイ)色ナリ、秋中多ク來ル、取テ食用ニ供ス、鳴聲ノジコ及ホジロノ如シ、春ニ至レバ囀鳴聲亦ノジコニ似タリ、和方ニ臘月蒿雀ヲトリ、腸及羽翅ヲ去リ、燒灰シ末ト爲シ、凡一切血ヲ止金瘡ニ傳、下血吐血衂血崩漏血暈ニ用テ妙ナルコト、食療正要ニ載ス、又眼藥ニ用ユ、凡雀ニ似タル小鳥ヲ總ジテシトヾト云、ノジコ、ホジロ、ミヤマホジロ、カシラダカ、ホアカ、ノジロ等、皆シトヾナリ、皆眼ニ菊坐ノ如キ圈アリ、今腰刀ノ飾ニシトヾメト云ハ、シトヾ目ノ義ナリ

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

あをじ　ゑがひ　きび、あは、ひゑ、米、すりゑ五分ゑよし、

大きさすゞめに大ぶり、毛色きにあをし、さゑづりよし、冬おほくいづる、

くろじ　ゑがひ　きび、あは、ひゑ、米、すりゑ五分ゑよし、

大きさあおじに大ぶり、毛色總身こいねずみにくろし、さゑづりほそく、諸事あおじににたり、冬いづるすこしすくなし

〔武江產物志〕山鳥類　蒿雀(あをじ)高田穴八幡

〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

鳩名稱

いはくゞり　はぎとも、いはさゞい共いふ、　ゑがひ　ゑのごま　すりゑ四分ゑよし

大きさ雀にばいせり、せはかやくゞりにて、かしらくろじににたり、咽に白きふ有、さへづり有、近國にすくなし、

〔本草和名十五獸禽〕鳩、鴿、〈頭短灰色、音古答反、〉䳇、〈頭細斑々駁、音夫有反、〉鸋、〈頭大足赤、音古豪反、〉䲦、〈頭長脚短、音路唐反、〉鶇、〈頭短色五采可愛、音東蒐反、〉鵩〈頭大尾長、音伏僵反、〉如此之例不少、鳩其總名耳、出崔禹、和名波止、

〔段注說文解字四上鳥〕鳩、鶻鵃也、〈按今本說文奪譌、鳩與雉雁、皆本左傳、鳩爲五鳩之總名、猶雉爲十四雉之總名、雁爲九雁之總名也、當先出鳩篆、釋云、五鳩鳩民者也、乃後云、鶻鵃鳩也、祝鳩也、桔鸐尸鳩也、鴡王鴡鴡鳩也、鷹鳩鷙鳥、故別爲類廁之、而鷹爲爽鳩、已見於隹部矣、度說文古本當如是、今本以鳩名專系諸鶻鵃、則不可通矣、毛詩召南傳曰、鳩尸鳩秸鞠也、衞風傳曰、鳩鶻鳩也、月令注曰、鳩搏穀也、經文皆單言鳩、傳注乃別爲某鳩、此可證鳩爲五鳩之總名、經傳多假鳩爲逑、爲勼、辵部曰、逑斂聚也、勹部曰、勼聚也、〉从鳥九聲、〈居求切、三部、〉鴿、鳩屬也、〈鳩之可畜於家者、狀全與勃姑同、〉从鳥合聲、〈古沓切、七部、〉

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鳩　野王按、鳩〈音丘、和名夜萬八止、〉此鳥種類甚多、鳩其總名也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕本草和名單訓波止、無夜末波止、伊閉波止之別、源君亦引以鳩爲總名之說、訓夜末波止非是、古所云夜末波止、今俗呼岐之波止、別呼青鵻爲夜末波止、仙臺今猶謂岐之鳩、爲夜末波止、〈中略〉○所引文、今本玉篇不載、按本草和名引崔禹錫食經、載鳩、鴿、䳇、鸋、䲦、鶇、鵩云、如此之例不少、鳩其總名耳、源君豈非誤引之耶、說文、鳩、鶻鵃也、

〔類聚名義抄九鳥〕鶌〈君物反、似土鶻而小、短尾、青黒色、多聲、カヤクキ、ヤマハト、〉　鳩禍〈家ハト〉　鴢〈音腰、狀如山雞長尾、赤如丹火、青喙、山ハト、〉　鳩〈音丘、イヘハト、ハト、ヤマハト、〉　駈鳥〈俗〉　鴿〈音合、イヘハト、ヤマバト、〉　鳺〈音廝、鴿鳩、〉　鵓鴿〈イヘハト〉

〔伊呂波字類抄波動物〕鳩〈ハト、山鳩〉　鴿〈同、家鴿〉

〔和爾雅九禽鳥〕鳩〈ハト、雄同、總名也、〉　斑鳩〈ツチクレバト、錦鳩、祝鳩皆同、〉　鶉鳩〈ハトノコ、鶆鳩同〉　鴿〈イヘバト、タフバト、鵓鴿、飛奴並同、〉　青鵻〈ヤマバト、黄褐鳥、青鵻並同、〉

〔八雲御抄三下鳥〕鳩　はとふくは鳩をまねびて人のふく也、〈あきのはじめよりなくゆへに、はとふくといふ、範兼說、〉はとふくと云、れうしの所爲也、戀のこゝろにいふは、まぶしさすゑづのをのみにもたへかねてといふ

鳩種類

歌心也、

〔東雅十七禽鳥〕鳩ハト 中略 日本紀に斑鳩讀てイカルガといふ 中略 舜水朱氏はヤマハトは青鵻なりイヘハトは海鴿子、則物鳩なり、ツチハトは斑鳩也と云ひしといふ、もし又斑鳩の字によらんには、斑鳩とも錦鳩ともいひて、此俗ツチハトといふものは、斑鳩なり、

〔新撰字鏡鳥〕鷃於濫反、鴿也、也万波止、　鴀夫有反、乳鶵鳩、鳩也、伊倍波止、　鶌屈音鶻鳩、伊戸波止、　鴭他口、太口二反、伊戸波止、　鳺方于反、伊戸波止、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鴿 本草云、鴿古沓反、和名以倍八止、頸短灰色者也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕原書不載鴿、按本草和名載鳩下載鴿頸短灰色出崔禹、則知輔仁以本草不載鳩類、依食經録載、源君從彼引之、誤以爲本草文也、說文、鴿、鳩屬、李時珍曰、鴿處々人家畜之、亦有野鴿、名品雖多、大要毛羽不過青白皁綠鵲斑數色、眼目有大小黃赤綠色而已、

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鶻 中略 兼名苑注云、斑鳩和名上同、(伊加流加)見日本紀私記觜大尾短者也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕毛詩鄘風氓篇云、于嗟鳩兮、無食桑葚、正義引陸機云、斑鳩也、小雅小宛、宛彼鳴鳩、釋文亦引草木疏云、鳴鳩斑鳩也、左傳云、鶻鳩氏、司事者也、正義引舍人曰、鶻鳩一名鶻鵃、今之斑鳩也、嘉祐本草、斑鵻一名斑鳩、本草衍義云、有斑者、有無斑者、有灰色者、有小者、有大者、李時珍曰、今鳩小而灰色、及大而斑如梨花點者、並不善鳴、惟項下斑如眞珠者、聲大能鳴、今俗呼數珠掛鳩、八幡鳩者是也、訓以加流賀非是、按本草和名以鶻爲以加流賀、日本紀私記以斑鳩爲以加流賀、其說不同也、源君混爲一條非是、方言鳩其大者謂之鳻鳩、郭璞注云、鳻音班、是鳻鳩即斑鳩、爾雅所謂鶌鳩、鶻鵃也、舍人注云、鶌鳩一名鶻鵃、今之斑鳩、孫炎云、鶻鵃一名鳴鳩、引月令云、鳴鳩拂其羽、小雅小宛傳云、鳴鳩、鶻鵰也、雕與鵃通、義疏云、斑鳩也、杜陽人謂之斑隹、似鵓鳩而大、項有繡文斑然、故曰斑鳩、高誘注呂氏春秋季春紀云、鳴鳩、斑鳩也、是月拂擊其羽、直刺上飛數十丈乃復者、是也、王念孫曰、諸書以鶻鵃爲斑鳩、乃是鳩之大者、而方言云、其小者或謂之鶻鵃、爾雅釋文引字林亦同、鶻鵃小種

鳩也、不與諸書所言同、

〔本朝食鑑五原禽〕鴿。。訓以倍八止

集解、鴿家鳩也、今家家畜之能馴不恐人、與鷄犬相侶覓食、惟猫鼬鷙鳥爲害耳、屋上構棲、局局開竅而出入、匹偶常守一局、拒不入他匹偶、性淫易合、生卵亦荐、伏卵能育、故種類蕃多、傳稱、若欲招近隣之養鴿、則營新棲燒香設米菽、即來居、然予○平野必大未試之、凡鴿之毛色、不過青白黃赤紫黑皂綠鵲斑數色、又有野鴿。。俗稱堂鳩。。源順曰、頸短灰色者乎、本邦食鴿者少、故未知氣味也、或曰、山人僅有食鴿者、謂甚有臊氣、未詳之、

〔本朝食鑑六林禽〕鳩訓波止

釋名、壤鳩ツチクレバト。。古俗雉鳩。。今俗、以上皆俗稱、壤字未知以何稱、雉鳩者毛羽有斑似鳩、故名之、

集解、鳩者此類之總名也、先以壤鳩爲第一、其狀蒼灰與紫赤相交如錦、啄脚淡赤而鳩類中之最大者也、常棲山林而不近人家、其聲短其味美、大抵海西之產爲勝、九州之產味不減鳬鴈者多矣、性慈孝而拙於營巢、纔架數莖、而粗俺不密、往往墮卵、故詩鵲巢曰、維鳩居焉、天將雨則逐婦、天既晴則呼婦、或雄呼晴雌呼雨、或俱呼雨呼晴、雖鳩類皆然、最聲多者八。幡。鳩。、而壤鳩、家鳩、布。穀。之類、皆聲短矣、○中略

附錄、南。京。鳩。狀頂背紫青成斑、頸有黑紋、眼邊微紅、頰臆青、胸腹紫紅、羽黑尾碧白、觜脚蒼、近世自華之南京來長崎、世畜樊籠以愛翫之、

山。鳩。

集解、山鳩居山中而不移村里、其色美其聲短、謂如小兒吹竽者也、狀如壤鳩而頂背深綠、目前背後至臆黃色、臆有綠斑毛、腹白有綠文、羽毛黑、啄蒼脛掌紅、本邦天子服、有山鳩色御衣者、綠黃色而即此鳩也、

肉、氣味、甘平無毒、味不佳有臊主治、大抵與壤鳩而排膿活血、療一切瘡癤癰瘻、

附錄、頂。小。鳩。是鳩類最微小者也、頂亦尤小、而遍身蒼色帶紅、蒼觜紅距、其聲高而圓轉亮滑、故畜于樊中、以弄之、近世自外國來于長崎、以及諸國、性淫能孕、故易蕃息、然生卵時動難澀欲斃、急

煎箱根草而用之則安、又頗用之亦可也、箱根草狀似燈心草、極細莖、有小節細葉、生相州箱根山中、世稱能婦人難產、中華未聞之、南蠻、阿蘭陀、常用之、

八幡鳩

釋名、數珠懸○俗稱老來○トシヨリコヒ上同、本邦俗稱、白鳩者八幡神之使也、故以男山一名鳩峯、亦此類乎、數珠懸者項下有斑、如珠之連、或云、似浮屠頸懸念珠、故名、老來訓登志與利古比、言鳩聲如呼老也、

集解、老來小於壤鳩、遍身灰白、項下有黑斑如連珠、其聲高亮如喚老、或曰喚子、歌人稱喚子鳥亦此類乎、又或曰、呼雨呼晴、常棲林篁野藪而不近城市、最閑寂之賞也、其味不佳、故不食之、俚俗稱神使亦不捕之、

〔本朝食鑑　六和華同異〕鴿

家鳩也、張九齡爲飛奴、孟詵、張鼎爲鵓鴿、俱一種也、李時珍曰、人家畜之、亦有野鴿、又曰與鳩爲匹偶、必大按、不然也、人家畜者與野鴿一種非別類、雖野鴿棲于農屋及堂舍古社佛寺之間、而不棲山林野處、今放家鳩于林野、則必棲社寺農屋而野鴿也、捕野鴿而畜之、則棲于簷梁間而家鳩也、能馴人與不馴人者、俱經日自可識而已、予平野必大○往年棲遲于郊外野處、見群鴿逐斑鳩而拒之不留、又遊天台山下山王社、見野鴿拒山鳩而追去、然則與鳩爲匹偶者如何哉、○中略

壤鳩

本邦稱壤鳩雉鳩者、華之錦鳩祝鳩乎、今稱南京鳩、亦錦鳩之類、李時珍曰、鳩小而灰色、及大而斑如梨花點者、並不善鳴、然則非錦鳩、是野鴿乎、

山鳩

青鶻、黃褐侯、綠鳩、俱一種也、其白者未詳、李時珍謂夏月出、一種糠鳩、微帶紅色、小而成群者、近代自外國來、頂小鳩之類、然亦未詳、

八幡鳩

李時珍曰、項下斑如眞珠、聲大能鳴者是也、

〔大和本草十五雜禽〕鳩　本邦四品アリ、斑鳩、トシヨリコヒ、山バト、鴿ナリ、ツチクレバトハ斑鳩ナリ、山バトハ青鵻ト云、トシヨリコヒハ腹ノ毛淡白、背ノ毛淡灰色、ツバサノ端黒シ、筑紫方言ヨサフジハト、本草ニ、宗奭曰、斑鳩而有無斑者、有灰色者、有大者、有小者、コレヲ以テ見レバ、トシヨリコヒモ、斑鳩ノ無斑シテ灰色ニテ小ナル者也、然レバ斑鳩ノ類ナルベシ、

〔和漢三才圖會四十二原禽〕鴿音閤　鵓鴿　飛奴　和名以倍八止〇中略

按、鴿有數品、頭短而有小冠、胸隆脹脚脛亦短、今家家畜之、頭有斑文者名遅羅鴿、頭背灰黒色、腹灰白有鷹彪者名朝鮮鴿、背上有金紗者名金鴿、有黒白柹三色、鮮明美者最珍也、並觜短眼金色爲上品、價貴爭養之、遅羅朝鮮二種、小於常鴿、皆能馴與雞犬相伴、屋上構棲、局局開窻而出入各居、匹偶拒不入他鴿、可謂貞節者矣、其生卵也、先生一雄卵、隔一兩日出一雌子、共是匹偶、二十日而孚、毎日從午至酉雄鴿伏之、從酉迄午雌鴿伏之、十日許止、羽翅未備而不能自求食、母亦觜甚短不能哺之、故人嚙碎蕪菁子、以竹箆開雛觜令食之、如此經二三日、乃自開口受餌、人安餌於舌頭哺之、大抵兩月一產、毎二卵也、上品者一歳不過二產四卵、而多難伏育、是不惟鴿、草木亦人所重者子稀、諺所謂稗柹之核多、可笑矣、凡鴿終夜鳴聲如曰偶々、

野鴿一名堂鴿　與家鴿同類異種也、多灰色無冠爲異、能飛舞、常棲堂社寺楼、故俗呼曰堂鴿、畜鴿之家亦必畜堂鴿、如鴿去不歸則使堂鴿若干飛舞誘歸之也、堂鴿肉、味甘有泥氣、人不食之、

〔百品考下〕鵓鴿　一名白鳩一名洋鴿　和名クジヤクバト

百鳥圖賛有圖　張廷玉詩、毆爵叢中鵓最猛、飛奴底事亦同名、寄書可有張丞相、介壽何來輩大卿、嫩羽潔清紅吐暈、頂毛披拂黒留睛、雪衣號汝應相稱、位置金籠好對鳴、

臺灣府志、白鳩毎當風雨、無翅盤旋、霜衣雪襟、可爲近玩、或呼爲洋鴿、云自咬𠺕吧來者、初開臺時、一雙

不レ下二二十金一、近飼養將レ雛者多、價不レ及二十分之一一、白鳩能知二氣候一、每交一時、卽連鳴數聲、元外國ヨリ來ル、今世上ニ飼者多シ、形チ鴿ヨリ微大ナリ、全身潔白ニシテ、尾ヒロガリテ孔雀ノ如シ、故ニ孔雀バトト云、籠中ニテ能ク子ヲ育ス、

〔重修本草綱目啓蒙三十二原禽〕鴿　イヘバト和名鈔　フタコヱドリ古歌　フタコヱノトリ同上　ハト　トウバト筑後　カヒバト播州讃州　ドバト京　一名波羅越佛國記覺名　弥陀里雞林類聚　人日鳥清異錄　插羽佳人　半天嬌人共同上　半天嬌事物紺珠　鳳髻　增朋共同上　插羽家人玄亭涉筆

野鴿家鴿ノ別アリ、本ハ一鳥ナリ、野ニ在テ人ノ畜ザルモノハ野鴿ナリ、ノバト、云フ、人畜フモノハ家鴿ナリ、カヒバト、云、今寺社ニ群集スル者是ナリ、形ハ鳩ニ同ジクシテ小ナリ、毛色數十品アリ、鴿ハ主人ノ家ヲヨク覺ヘヲル者ユヘ遠方ニ行クト雖ドモ、放ツ時ハ必ソノ家ニ還ル、

〔重修本草綱目啓蒙三十三林禽〕斑鳩　ジユヅカケバト　ジユヅバト　ハチマンバト　トシヨリコヒ　一名啅晥廣志　鵓鳩格物論　雛與雅便覺　鳴鳩詩傳　淸鴻名物方言　貫珠鳩南寧府志

斑鳩ヲイカルガト訓ズルハ非ナリ、播川ニ斑鳩寺アリ、イカルガ寺ト讀ム、又地名ニモ斑鳩アリ、然レドモイカルガハ斑鳩ノ訓ニ非ズ、桑鳸(マメハシ)ノ古名ナリ、又ツチクレバト、訓ズル說アリ、亦非ナリ、斑鳩ハ市中ヘハ稀ニ來ル、山村ニハ此鳥多クシテ鴿ハ無シ、ソノ形狀鴿ニ同ジクシテ微小ク、羽色數十品アルコトモ鴿ニ異ナラズ、皆頸項ニ白斑文アリ、數珠ヲ挂タル狀ニ似タリ、鳴ク聲トシヨリコイト云ガ如シ、京ニテ鳩(キジバト)ヲトシヨリコイト云フ同名ナリ、然レドモ其聲ニ小異アリ、鳩ハ聲濁リテ、トシヨリコイ〳〵ト鳴、九州ニテ與總次コイ〳〵ト鳴ト聞テ、與總次バト、呼ブ、奧州ニテハ、テ、イポウポウカ、アポウポウト鳴ト聞ユ、皆後コイコイト重子鳴ク、斑鳩ハ聲高ク淸ミテ、トシヨリコイトノミ鳴テ、コイコイト重子ズ、凡ソ鳩鴿形同ケレドモ、鳩類ハ皆巢ヲ木ニ構フ、鴿類ハ巢ヲ堂塔ノ簷或ハ土庫中ニ構フ、

青鵤 ヤマバト讃岐 アヲバト京 シマバト備前 日向バト 一名黄鵤侯通雅 青鳩大倉州志

橄欖雛廣東新語

市中ニ來ラズ、常ニ山中ニ棲ム、形狀鴿ノ如ニシテ大ナリ、全身綠色ニシテ黑ヲ帶、胸ハ微黃ニシテ綠色ノ斑毛アリ、腹ハ白色ニシテ綠文アリ、背ハ蒼色、翼尾共ニ黑ク、脚ハ紅色ナリ、

〔百千鳥上〕金鳩緋鳩とも 餌かい キビ、黑米、ゑごま、菜のくきの所をきざみて用ゆ

大きさ白子鳩に少し大きく、鳥の風總たひみじかく太し、頭淺黃鼠に白き眉有、雄は肩に白き毛少し計有、背の色青光に金色あり、胸より腹までみなむらさきにて、背朱のごとく、足は白子鳩に同色也、尾こい鼠色にて甚短し、巢もなす物なり、雌は總體色あしく白き眉、頭の淺黃も少し、むね腹茶色にて少し紫の心持有、見事成物也、玉子は十六七日の內に開る、鳩の類の玉子は何も二ッ充產物也、

長莊鳩。 餌かい キビ、ゑごま、黑米、

長莊鳩は文字いろ〳〵に書、大きさ銀鳩の半分より餘程ちいさく、毛色鼠に赤みあり、羽子每に薄黑きふ有、能キ子そだての鳥少き物なり、子は二ッ充能開す物なれども、兎角捨て又外に巢をなす、盛り至て強ゆへなり、若鳥は玉子の生よわく、其上巢も猶捨る物にて、とかく古鳥程よく出來る也、此秘事は跡に書印ごとし、二月頃より九月まで巢にかけ、夫よりは寒き故、子育ッ事なし、雌雄わけおくべし、

銀鳩。 飼かい 右同斷

大きさ白子に同じ、總身至て白く奇麗にて、背薄桃色に足赤し、能子出來る物なり、子上りに煩ひ有、跡に書ゑるすごとく手入有、よき銀鳩の筋は今少し、鳥至てちいさく、首に輪の心持なく白し、兎角ゑりに珠數かけの心有り、又白子に合たるは、薄がき色に珠數毛有ものなり、あしゝ、子は年

中なす、冬寒きかた結句子は能なす物也、

白子鳩　飼かい　右同断

大きさ銀鳩に同じ、毛いろ薄がき色也、女鳥のかたは少しかき色こく、雄はしらけたり、しかし銀鳩白子ともに雌雄分りがたく似たる物也、盛り付て知るなり、巣も又銀鳩同事、年中子をなす、

南京鳩　飼かい　右同断

大きさ白子鳩によほど小ぶりにて、毛色又白子に似て、總身かき色につよし、頭淺黄にてきれゐなり、巣も随分なす物也、春より秋の内計巣をなす、冬は不產、

しやむろ鳩　ゑかい　同断

大きさ白子に少し小ぶり、又同じくらいのもあり、總身きじ鳩の毛色に似て、黒きふあり、ゑりに黒白のごまふの毛多く有、これをしやむろ毛と云、巣もなす物なり、聲かわりたる物にて面白く淋しき物也、

べんがら鳩　ゑかい　同断

大きさ白子鳩に似て、毛色は白子に同じ、首に黒き毛、白子のごとく珠數かけ有、巣もなす物なり、

孔雀鳩　ゑかい　同断

大きさ土鳩によほど大ぶり、毛は土鳩のごとくさま〴〵有、子能出來る物なり、兩羽をはさみ置なり、尾羽を押て尾のひらきあしく成ゆへ、兩羽を切也、又巣親にする鳥は、番共に尾數多は、片はしの尾を、四五枚ツヽ、兩羽をはさみ、中を五六枚殘し置がよし、女も同じ、右にてつがひくち格別よし、

しやがたら鳩　ゑかい　同断

土鳩に同じ、土鳩のすぐれて大き成物にて、さして替りもなし、不宜品也、此外に又日光より出る、

瑞鳩

青鳩よわき物なり、小豆を喰ふ、すりゑに付て飼がよし、尺八鳩抔といふも、此類にて同じ物なるべし、聲至て淋しき物にて面白し、又山鳩に白子鳩に似たるあり、聲かわりあり、

大鳩○○　餌かい　同斷

大きさ鳥に少し小ぶりにて、總身濃ひ鼠、首長く鱗立毛あり、嘴青くして足鳩のごとく赤し、ゑりに白き毛少し有、めづらしき類也、

〔八丈物産志〕二クロバト○○○ハ形チ慈鳥ニ似テ、首ノ廻リ青光ノ色アリ、山中ニ多クシテ椿ノ實ヲ好ム、是ヲ捕テ食スルニ味ヒ鴨ニ類ス、

シヨバト○○○ハ國地ノキジバトニテ、島人詞タラズシテシヨバトヽ云、是ハシロハトノツマリタルナルカ、村々ニ多クシテ、タミト云木ノ實ヲ好ム、味ヒクロバトニ及バズ、

〔源氏物語四夕顔〕夕暮のしづかなるに、そらのけしきいと哀に、おまへの前栽かれ〲に、むしの音もなきかれて、もみぢやう〱色づくほど、○中略竹の中に家ばとゝいふ鳥の、ふつゝかになくをきゝ給て、かのありし院に、このとりのなきしを、いとおそろしと思ひたりしさまの、おも影にらうたくおもほしいでらるれば、○下略

〔内安錄〕一山鳩○○は繪にて見る計なるに、越前屋彥四郎本郷一丁目の飼鳥を見て、珍敷ものと思ひしに、桑山修理が咄には、修理の知行大和國にては食物にするよしを聞けり、石清水臨時祭後度の出御、桐竹鳳凰の御袍を遙拜し、極臈の袍を見れば、いかにも山鳩色とは、よく名付たるものと思はる、又肥前大村領民家の庭に、山鳩色なるものを笊に入て並べたるを見、何ぞと尋しに、醬油の麴也といふ、麴屋の色奇妙也、越前屋の飼鳥、大村領の麴を見て、漸發明せしはをかしかりき、關東もの衣文などをものしり顔にいふは、僻事多かるべし、

〔延喜式二十一治部〕祥瑞　白鳩○中略　右中瑞

〔續日本紀 文武 一〕三年三月甲子、河内國獻白鳩、詔免錦部郡一年租役、又獲瑞人犬養廣麻呂戸給復三年、又赦畿内徒罪已下、

〔續日本紀 文武 三〕慶雲三年五月丁巳、河内國石川郡人河邊朝臣乙麻呂獻白鳩、賜絁五疋、絲十絇、布二十端、鍫二十口、正税三百束、

〔續日本紀 元明 六〕和銅六年正月戊辰、備前國獻白鳩、

靈龜元年正月甲申朔、是日、○中略 丹波國獻白鴿、

〔續日本紀 元正 八〕養老四年正月甲寅朔、太宰府獻白鳩、

〔續日本紀 稱德 二十九〕神護景雲三年五月癸未、伊勢國員辨郡人猪名部文丸獻白鳩、賜爵二級、當國稻五百束、

〔菅家文草 讃 七〕省試當時瑞物讃六首 毎首十六字、已上自第一至第六、依次而賦之、貞觀四年四月十四日試、五月十七日及第、

禮部王獻白鳩第二

鳩呈瑞色、質已如霜、羽毛皎皎、日德分光、

鳩飼養法

〔百千鳥 下〕諸鳥餌飼并藥之事

鳩の類何も薬を飼ふがよし、すりゑに遣ひたる跡の薬のくきの所よし、葉くひがたし、とかくくきの所をきざみ飼ふべし藥也、又孔雀鳩などには、肉の落たる時、燒味噌をして丸め、少し計飼ふがよし藥也、肉上る也、

鳩之類煩ふに藥之事

鳩の類煩ひは、多くは餌も喰ながら、ふら〳〵と煩ふて、肉段々に落て、三十日、四十日も煩ひて落るもの也、右のをりはうなぎをきざみて、當分餌にすり、米の粉のかわりに豆の粉を入ねり交、青みも強く青きほどよし、かたくねりて一日に四五度ヅヽ、わり餌にすべし、一まわり程の内に肉

あがり直る物也、又子あがりの鳩の、右のごとく煩ふには、予が案事の療治あり、銀鳩白子鳩に多く、右のとふりの煩ひ、子あがりに有、其折は子を取出し、右のすりゑを飼、さて水を飼入か猪口などへ入、口へおし付て呑せてよし、水を呑ならはぬ鳥、子上り多く此煩ひ有、殊のほか其時よろこび水を呑もの也、一日に三度ほどヅヽ呑せたるがよし、尤銀鳩白子鳩の類、此わずらひにて落したり、六七年以前不計案事て如斯する時、一羽も落る事なく育なり、愚案の秘事也、

〔吾妻鏡十九〕承元二年十月廿一日丁亥、東平太重胤(號東所)、遂先途自京都歸參、即被召御所、申洛中事等、○中略 去月廿七日夜半、朱雀門燒亡、常陸介朝俊(朝隆卿末孫、弓馬相撲達者、)取松明昇門、取鳩子歸去之間、件火成此災、凡近年天子(○土御門)上皇(○後鳥羽)悉令好鳩給、長房保教等本自養鳩、得時兮殊奔走云々、

〔日本紀略淳和〕天長七年十月戊申、一小鳩、飛入永明門西廊、

〔日本紀略六圓融〕天延三年三月十七日、夜亥時許、鴿滿天飛、其鳴聲似童子泣、

〔陸奧話記〕武則(○清原)遙拜皇城、誓天地言、臣既發子弟、應將軍(○源頼義)命、志在立節、不顧殺身、若不苟死、必不空生、八幡三所照臣中丹、若惜身命、不致死力者、必中神鏑先死矣、合軍擢臂一時激怒、今日有鳩、翔軍上、將軍以下悉拜之、

〔台記〕康治二年三月九日丙寅、參高陽院、新院(○崇徳)進鴨䳄、報之以家鳩、(長頭白色、頭有冠、足有毛、性能馴人、)

〔吾妻鏡十七〕建仁三年六月卅日丙寅、辰剋鶴岡若宮寶殿棟上、唐鳩一羽居、頃之頓落地死畢、人奇之、

七月四日庚午、未剋鶴岡八幡宮自經所與下廻廊造合之上、鴿三喰合、落地一羽死、　九日乙亥、辰剋同宮寺閼伽棚下、鳩一羽頭切而死、此事無先規之由、供僧等驚申之、

〔太平記五〕中堂新常燈消事

其比都鄙ノ間ニ、希代ノ不思議共多カリケリ、山門ノ根本中堂ノ內陣ヘ、山鳩一番飛來テ、新常燈ノ油錠ノ中ニ飛入テ、フタメキケル間、燈明忽ニ消ニケリ、此山鳩堂中ノ闇サニ、行方ニ迷フテ、佛

壇ノ上ニ翅ヲ低テ居タリケル處ニ、承塵ノ方ヨリ、其色朱ヲ指タル如クナル、鼠狼(イタチ)一ツ走リ出テ、此鳩ヲ二ツナガラ食殺テゾ失ニケリ、

〔桃源遺事五〕一西山公(○德川光圀)むかしより禽獸草木の類ひまでも、(○中略)この國(○常陸)へ御うつしなされ候、(○中略)

禽之類(○中略)　青鷺(御領内の山林に御はなち候○中略)　テウセウ鳩(俗云朝鮮鳩○下略)

〔香取神宮古文書集十六〕覺

戌七月廿八日、下總國香取大明神鳥居之外、於町屋近所鳩めん鳥三百廿六羽、内雉子鳩一羽御散被成候處に、壹羽も無別條成程快飛行仕候、此上私共心を付、念を入可申旨奉畏候、以上、

寶永三(戌)年七月廿八日　　大禰宜讃岐代　香取内膳

大宮司　香取丹波

〔幕令拔抄二〕相模屋又一相願、聞屆置候米市場へ、堂島米相庭之高下を、飛脚ニて取來候處、拔商ひと唱、右高下を記、鳩之足ニ括付相放し、又は手品仕形等ニ而、相圖いたし候もの有之趣相聞、不埒之事ニ候、右體之者有之ば召捕、急度遂吟味候條、心得違無之樣可致候、右之趣、先達而も相觸候へども、年數相立、心得違之もの可有之哉ニ付、尚又三郷町中可相觸候、

天明三年卯三月十四日

〔文恭院殿御實紀附錄一〕いつの頃なりけむ、表方より彩羽の家鴿を獻せしが、いと麗しければ、殊に御寵愛ありし、其明る年この家鴿雛せしに、かの彩羽翠翼かはりて、尋常の山鴿となる、これは全く僞作のものと思ひたどられたり、このこと掛りの者より聞え上しに、頓てそこに至り見玉ひて、是にて實の鴿なりと仰ありしと、こは有難き寛仁の御深慮なり、たてまつりしものは、いかばかり慙愧の事にやありし、

鳩利用

〔宜禁本草坤諸禽〕白鴿　鹹平無毒、翔集屋間、久疥人食立愈、解藥毒、療主馬疥、

斑鳩　甘平無毒明目、多食益氣助陰陽、

春分後鳩化爲黃褐侯、聲如小兒吹竽、秋分後黃褐侯化爲斑鳩、衍義曰、數年養之並不見春秋分化、有

有斑小大者、久病虛損人食之補氣、雖有數色其用卽一也、安五藏助氣虛損、排膿血痞癖、

〔本朝食鑑六林禽〕鳩〇中略

肉、氣味、甘平無毒、主治、益氣補腎、令人不噎、能明目、

發明、今俗每製鳩酒鳩羹、冬月食之、或臨臥每食、而謂能溫中壯氣、久病虛羸者最宜肥健、老人常食則令長生、是鳩之性溫故也、必大按、鳩性不溫、溫何有補腎水乎、既假酒氣則然焉、平而助陰陽、用久病虛損者、益氣養血、用老人者、助氣滋血而不噎、鳩性亦不噎、周禮、仲春養國老、仲秋授鳩杖是也、

〔大和本草十五雜禽〕鳩〇中略　鳩ノ性食ニムセズ、故ニ杖頭ニ鳩ノ形ヲ作リ、老人ニツカシム、老人ハ食ムセヤスケレバ厭禳ナリ、青鵻肝苦シ不去之餘肉亦苦、

〔甲子夜話三十七〕鳩ハ咽ザル鳥ナリ、老人ハ痰セマリ氣ヨハクシテ咽ブ者ナリ、故ニ呪咀トス、續漢儀志曰、仲秋月八九十ノ老人ニ杖ヲ賜フ、杖端ニ鳩ヲ造テ著タルニ因リ、鳩杖ト云ト、又云、噎ニ咽タルトキ、掌ニ鳩字ヲ指畫シテ嘗レバ、卽治スト云、

鳩雜載

〔武家調味故實〕一くわい人の間にいませ給べき物　はと

〔延喜式三十九內膳〕諸國貢進御贄中宮准此

旬料　大和國吉野御厨所進鳩、從九月至明年四月、

〔日本書紀十三允恭〕二十四年六月、有人曰、木梨輕太子奸同母妹輕大娘皇女、因以推問焉、辭既實也、太子是爲儲君、不得罪、則流輕大娘皇女於伊豫、是時太子歌之曰、〇歌略　又歌之曰阿摩儀霧箇留惋等賣、異哆儺介應、胥等賫利奴陪瀰、皤舍能夜摩能、波刀能、賫哆儺企邏奈勾、〇又見古事記

〔就狩詞少々覺悟之事〕一射まじき鳥の事（中略）○鳩

〔嬉遊笑覽（十一乞子）〕仲間六部、下手談義に、年中江戸に住居しながら、日本回國とまか〳〵しき顏つき、是を仲間六部といふ、昔はかやうのものを、鳩のかひといへり、（中略）○浮世ばなし（寬文十年板）鳩の戒とありて、鳩は鶯の巢をよく作るを見て、それを學て巢を作れども、木の枝などを組て、その上に卵をうむ故、枝の間をもれて碎く、それ故物ごと心得がはにふるまふものを、鳩の戒といへり、（浮世物語見合べし）浮世物語、二京にも田舍にも鳩の戒と云もの有て、萬のことの間を合せ、さながら其根に入たることは、ひとつもなけれども、又えらぬ事もなし、あれ是に成りかへ〳〵、うそをつきて世を渡る、是を鳩の戒と名付る事、鳩は人里近くすむものにて云々、鶯の巢をならひて作らむと、作りやらを見るに、はゝき竹きれ柴の類を下にしき、その上に巢をかくる、それまでも見とゞけず、もばや心得たりと思ひ、木の枝に柴の折四五本を渡し、其上に木葉をしきて卵をうむに柴のあひだよりもれ落て打くだく、口傳も師傳もうけずして、只見及び聞及びたるに任せて、根に入らぬわざどもを、えらぬことなく覺がほなるは、鳩の巢にたとへたり、又秋になれば、鳩すなはち鷹となりて、鷹のまねするものなれば、時に隨ひ折によりて、色々になりかはり、世を渡る業をいたし、人をへつらひだますものを、鳩の戒とは申すとなり、

雀名稱

〔本草和名（十五禽獸）〕雀卵、一名鳸（音戶）一名黃口、一名𪀚（音晏、已上三名出兼名苑）一名嘉賓、（常栖集人家、如賓客、故名之、出古今注）矢名育丹、（出拾遺）和名須々美、

〔段注說文解字（四上）〕雀、依人小鳥也、（今俗云麻雀者是也、其色褐、其鳴節節足足、禮器象之曰爵、爵與雀同音、後人因書小鳥之字爲爵矣、月令鴻鴈來賓、爵入大水爲蛤、高注呂覽曰、爵老爵也、棲宿於人堂宇、有似賓客、故謂之賓爵、又有似雀而色純黃者、曰黃雀、戰國策云、俛啄白粒、仰棲茂樹、詩所謂黃鳥也、）从小隹、讀與爵同、（小亦聲也、卽略切、古音在二部、）

〔倭名類聚抄（十八羽族名）〕雀　漢書陳勝傳云、燕雀安知鴻鵠之志哉、（雀音且略反、古字與爵通、和名須須女、）

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按須須其鳴聲、米群之義、須須美轉語耳、說文、雀依人小鳥也、埤雅、雀賦曰、頭如顆蒜、目如擘椒、李時珍曰、雀處々有之、羽毛斑褐、頷嗛皆黑、尾長二寸許、爪距黃白色、躍而不步、其視驚瞿、其目夜盲、其卵有斑、

〔類聚名義抄九隹〕雀音爵、スヽミ、

〔伊呂波字類抄須動物〕雀スヽメ、スヽミ、禮云、雀入大水爲蛤也、

〔和爾雅六禽鳥〕雀同爵　黃雀小曰黃雀、黃口雀同、　雀子也　白丁香

〔八雲御抄三下鳥〕雀　むら　すゞめいろといふは、夕のそら也、

〔藻鹽草十鳥〕雀

むら雀　雀色ゆふべのそら也　雀かくれ眞木の目の出て、いまだ葉ならぬを云也、　破車といふ事すゞめのよりあひの家なうがつとも、いへり、うがつとは破事也、　とまり雀　雀なく　雀のこゑ　雀かたよる　羽をわかみ　雀のひなのてなれぬ　ねぐらもとむるむら雀

〔日本釋名中鳥〕雀　此鳥の性おどりてすゝみ行、故にすゝみと云、

〔東雅十七禽鳥〕雀スヾメ　古事記に、天若彥の身まかりし時、雀を碓女となせしといふ事あり、スヾメとはウスメといふ語の轉せしに似たり、されど舊事紀には碓春女と𦾔るされ、日本紀には春女とも見えたれば、其云ひつぎし所、同じからずと見えたり、或はスヾとは猶サヽといふが如く、其小しきにして小きを云ひしも知るべからず、メといひしは、古俗鳥を呼てメと云ひしこと少からず、鵺をヒメといひ、鵲をシメといひ、鷗をカモメといひ、燕をツバクラメといひしが如き是也、

〔閑田耕筆三〕雀字、大雀尊と古事記に書れしごとく、さゝは古訓なるべし、さゝとは少き事也、本草綱目時珍說、上ノ少は其容につき、隹は短尾の鳥を稱する字なれば、合せて雀字を作るといへり、後世さゝと稱へず、すゞめと訓ても少き事に用ゆ、すゝめうりはひめうりともいひて、王瓜の類也、

雀種類

すゞめの鐵炮といふは、看麥娘(カンバクジヤウ)といふ草にて、皆少きもの也と、一友人話せりき、

〔本朝食鑑五原禽〕雀

集解、雀處處有之、無所不相集、羽毛斑褐、眼下兩頰黑、白圈中有黑圓文、頷下淡黑腹白、觜翅尾黑帶赤色、爪趾黃赤色、惟常躍而步者少、顧視驚懼、成群喧躁、能鬪不止、相噬墜地、其目夜盲、迷宿入座不知捕之、大抵禽類皆然、不獨雀而已、雀性最淫、春二三月、秋八九月孕而生卵、其卵有斑、巢于瓦甍檐間之虧隙、堂社之破竅、朽木之空穴而伏卵、小者號黃雀、雛口黃未黑故名、八九月群飛于田間、拾啄雜穀之遺棄、或近于宮廈村郭者、竊食飯粟之餘殘、貪覓倉廩之遺漏、體甚肥、背有脂如披綿、性味皆同、炙食最佳、今養官鷹之家、令課役夫捕小鳥每給之、役夫日擁黏竿、周巡于村郭田園以捕雀而供之、是雀於禽中最多之故乎、或雀性和足養鷹者也、一種雀白而明者、又有白斑者、雖希而間有之、人人珍賞之、爲其瑞應所感者拙哉、○中略

附錄紅雀、訓俗仁須須女、狀小於雀、遍身純紅、頭頸腹下有黑點、翅羽純黑有白點如雪、尾亦深黑、觜脚倚紅、其聲清而幽艷、近世自外國來、官家畜之籠樊、以爲奇翫耳、

〔本朝食鑑六華和異同〕雀

李時珍曰、有白雀、緯書以爲瑞應所感、今本邦儘有、不足爲瑞也、雀屎或名白丁香、靑丹、雀蘇、雷斅曰、坐尖在上是雄也、兩頭圓者是雌也、此雖爲證、今畜雀見其屎、則雄屎有上尖下直者、有兩頭圓者、雌屎亦然、於茲難分蓄之雌雄耳、

〔重修本草綱目啓蒙三十二原禽〕雀　スヾメ　イナヲホセドリ古歌　一名馬婦鳥彙苑詳註　青喜清異錄

小蟲本草原始　家常膃肭劑同上　賓雞林類聚　家雀盛京通志　佳賓名物法言　家賓大倉州志　奸雀事物紺珠　厝雀

同上

雀ノ老タル者ハ、背ノ斑文分明ナリ、コレヲ麻雀ト云、親ドリナリ、卵ヲ出テ未久カラザル者ハ吻黃色ナリ、コレヲ黃雀ト云、子トリナリ、○中略一種入內スヾメ、俗ニ訛テミヤウナイスヾメト云フ、

昔實方中將奥州配所ニテ終ル、再ビ禁庭ニ歸ラント欲スル念アリテ、雀ニ化シテ殿上ノ大盤ノ飯ヲ食フト、俗ニ言傳テ入内スヾメト云フ、然レドモ別ニ一種ナリ、首ノ色常雀ヨリ深ク、背モ黄色微青ニシテ形稍小ナリ、此モ黄雀ト云、集解ニ出、又浙江通志ニモ見タリ、雀ハ和漢共ニ藥食ノ用ニ入ル、ソノ糞ヲ白丁香ト云、雄雀ノタチフンヲ用ユ、飛ントスル時ノ糞、上立シテ上細ク下ヒロシ、今賣者雌雄ヲ混ジ、臥屎モ雜ハル、宜ク撰ブベシ、雀頭ヲ用ルヲ雀腦ト云、一名首陽、本草滙雀卵ヲ和方ニ雀石子ト云、眼科ノ書ニ雀貝ト云フ、時珍曰、又有白雀云云、シロスヾメハ稀ニアリ、全身白色ナリ、唐六典ニハ、白雀中瑞ト云、遁甲圖ニハ王者爵祿均則至ト云、然レドモ飼ヤウニヨリテモ、白雀ト爲ルコト、黒客揮犀ニ見ヘタリ、曰、雀有色純白者、有尾白者、構巣人家、多爲祥瑞、余嘗見賣藥老人育白雀數枚、問何從得之、答云、雀方出殼未羽時、以蜜和飯飼之乃然ト、本邦ニモ尾白キ者アリ、又全身白斑アル者、頭ノミ白ヲワタボウシト呼者アリ、皆變生ナリ、此外ニベニスヾメ、シマスズメ、カハラスヾメ、キスヾメ等ノ品アリ、

增、ベニスヾメハ背白赤シテ、喉ノ下ヨリ羽ノ方ニ黒斑アリ、羽ハ黒シテ白斑アリ、尾ハ黒シテ觜足ハ甚赤シ、胭脂ヲ塗タルガ如シ、常ノ雀ヨリ形小ナリ、マシコニ近キモノナリ、舶來ノ品ニシテ禽肆ニアリ、又シ。マ。ス。ヾ。メ。、一名クロスヾメハ、形狀尋常ノモノト同シテ赤黒シ、目ノ旁ト胞トニ白毛ヲ雜ユ、足ハ赤黄色ニシテ爪ハ甚白シ、此レ亦奇品ナリ、

〔百千鳥 上〕べに雀　餌がい　キビ、小米、アワ、

大きさ玄やがたらによ程小ぶりにて、赤く茶色の毛も変りたり、兩羽に白き星こまかに有、見事なる鳥也、口觜赤く足黄也、雌は茶色にて赤みも少し有、よわき鳥なり、觜よりくさり出落る、とかく觜あしくなる物也、又寒氣にもいたみ飼にくし、巣もなす鳥有、きびは皮をさり、又引割て飼ふべし、多引割ておく時はあしくなる、其折々少宛こしらへ置て飼がよし、

べんがら雀　餌がい　前同

右紅雀のうち也、よほど鳥大き成物也、諸事紅雀同事、○中略

ゑやがたら雀　餌がい　前同○キビ、ロミ、米、アワ、

大さ和のさゞいに似て、總身かき色に、むねより脇はらの下まで鱗のふ有、又あしきはうろこの形なく、かきいろにてあし、ゝ、上觜黑く、下觜紺色にて太し、足も紺色なり、腹うす白し、巣もなす鳥也、文鳥のごとく春秋に子をなす、ゑかし巣をなす鳥は、十姉妹と違まれ也、横に口を明たるふごを釣べし、○中略巣ぐさはところの毛、ゑゆろの毛多く入置べし、又かれ芝、笹の落葉、わらは九寸位に切て、はかまみご共に入べし、子はかへりても文鳥のごとく、きび、あわのもやしを飼ふ也、ゑごまもよし、

せうき雀　餌がい　前同

大さ總たひ鳥の形、きんばら碧鳥に同じ、諸事似たる物也、總身とび色のこき色にて、頭よりむねのうへまで黑く、觜鼠色にて太し、薄く紺いろなるもあり、巣はなさず、よろしからぬ物なれども、めづら鋪類なり、此類の鳥、巣はみなくゝ能作る物なれ共、巣計作て其内へ入、一日あまり出ざるものにて淋し、

〔飼鳥必用〕中紅雀

此鳥唐鳥にては秋の頃にも候哉、群立渡來ルよしなれども、日本江澤山に不渡、餘多のうちには巣組に、宜敷鳥も可有に、無多事故思ひつきて庭籠に放し不申、夫故日本にて子をとつたる事未不聞、拙○比野勘六案ずるに、長崎江相渡たる歳若鳥を見極メ、直に庭籠に巣組に還しなば、手前に飼置て慥成所を見極メ、夫より庭籠へ放シ候故、年後になり子出來兼可申哉、何れ十姉妹類の小鳥は、四五才以上は產巣には不用立、貳才年第一宜敷聞傳へ、思ひ付ては居たれども、求得ざれば無

詮事哉、此鳥の病ひ口に白キ粉のよふなる物付たらば、早く用心して療治すべし、小キ鳥には病ひ多發るもの、兼而氣を付可レ飼事、寛政年中、本郷邊にて子出來候事も有り、比鳥至而寒にまけ候間、夫故塒は秋する也、但春巣より秋の巣子出來候鳥也、第一弱キ鳥にて六ヶ敷もの也、

〔飼鳥必用下〕岩雀。。

此鳥春秋、日光ちゝぶより出る鳥也、雌雄よくわかるなり、荒鳥は荏胡麻にして、後摺餌につける也、

。石。殘。雀(セキザン)

此鳥石殘雀とて上方より來る事有、尤唐方とてもなし、和鳥にも澤山なし、形大ましこに似て、頭ゟ總羽上への照りましこの如く、背黄色足は黒し、雌は靑し、塒して何れも靑くなる、飼方ゑごまにて、後すりゑにつけるなり、

〔玉勝間三〕に。ふ。な。ひといふ雀

尾張國人のいはく、尾張美濃などに、秋のころ、田面へ廿三十ばかりづゝ、いくむれもむれ來つゝ稻をはむ、にふなひといふ小鳥あり、すゞめの一くさにて、よのつねの雀よりは、すこしちひさくて、背の下に、いさゝか白き毛あり、百姓はこれをいたくにくみて、又にふなひめが來つるはとて、見つくればおひやる也、此すゞめ春夏のほどは、あし原に在て、よ。し。は。ら。す。ゞ。めともいふといへり、のりながこれを聞て思ふに、入內雀(ニフナイスヾメ)といふ名、實方ノ中將のふる事にいへる、中昔の書に見えたり、されどそれは附會說にて、にふなひは、新嘗(ニヒナヘ)といふことなるべし、新稻(ニヒシネ)を、人より先キに、まづはむをもて、左か名づけたるなるべし、萬葉の東歌にも、新嘗をにふなみといへり、又おもふに、稻負鳥(イナオホセドリ)といふも、もし此にふなひの事にはあらざるにや、古き歌どもによめる、いなおほせ鳥のやうよくこれにかなひて聞ゆること多し、雀はかしかましく鳴物也、庭たゝきは、かなへりとも聞えず、

〔延喜式治部二十一〕祥瑞

赤雀〇中略　右上瑞〇中略

白雀〇中略　右中瑞〇中略

神雀五色者也、又大如鷃雀、黄喉白頸黑背腹斑文也、　冠雀黄冠者也〇中略　右下瑞

〔日本書紀皇極二十四〕元年七月丙子、蘇我臣入鹿豎者、獲白雀子、是日同時有人、以白雀納籠、而送蘇我大臣、

〔日本書紀天武二十九〕九年七月癸未、朱雀在南門、　十年七月戊辰、朱雀見之、　十一年八月甲戌、筑紫太宰言、有三足雀、　十二年正月庚寅、百寮拜朝廷、筑紫太宰丹比眞人島等貢三足雀、　乙未、親王以下及群卿喚于大極殿前而宴之、仍以三足雀示于群臣、　丙午、詔曰、明神御大八州日本根子天皇勅命者、諸國司國造郡司及百姓等諸可聽矣、朕初登鴻祚以來、天瑞非一二多至之、傳聞、其天瑞者、行政之理、協于天道則應之、是今當于朕世、每年重至、一則以懼、一則以嘉、是以親王諸王、及群卿百寮、并天下黎民、共相歡也、乃小建以上、給祿各有差、因以大辟罪以下皆赦之、亦百姓課役、並免焉、

〔帝王編年記天武十〕十二年、今年太宰府貢三足雀、又曰三足烏、

〔續日本紀聖武十〕神龜四年正月丙子、天皇御大極殿受朝、是日左京職獻白雀、

〔續日本紀聖武十一〕天平四年正月乙巳朔、御大極殿受朝、天皇始服冕服、左京職獻白雀、

〔續日本紀稱德三十〕寶龜元年五月壬申、先是伊豫國員外掾從六位上笠朝臣雄宗獻白鹿、勅曰、〇中略今年得大宰帥從二位弓削御淨朝臣清人等進白雀一雙、乾坤降祉、符瑞駢臻、〇中略於是左大臣藤原朝臣永手〇中略已下十一人奏、臣等言、〇中略白鹿是上瑞、白雀合中瑞、伏望、〇中略進白雀人、叙位兩階、賜稻一千束、〇中略伏請付外施行、制曰可、

〔續日本紀桓武三十八〕延暦四年五月癸丑、先是皇后宮赤雀見、是日詔曰、朕君臨紫極、子育蒼生、政未洽於、

南薫化猶闕、於東戸、尊得參議從三位行左大辨兼皇后宮大夫大和守佐伯宿禰今毛人等奏云、去四月晦日、有赤雀一隻、集于皇后宮、或翔止廳上、或跳梁庭中、貌甚閑逸、色亦奇異、晨夕栖息、旬日不去者、仍下所司、令撿圖諜、孫氏瑞應圖曰、赤雀者瑞鳥也、王者奉己儉約、動作應天時、則見是知、朕之庸虛、豈致此貺、良由宗社積德、餘慶所覃、既叶舊典之上瑞、式表新邑之嘉祥、奉天休而倍惕、荷靈貺以逾兢、思敦弘澤以答上玄、宜天下有位、及内外文武官把笏者、賜爵一級、但有蔭者、各依本蔭、四世五世、及承嫡六世已下王、年二十以上、並叙六位、又五位已上子孫、年二十已上、叙當蔭階、正六位上者免當戸今年租、其山背國者、皇都初建、既爲輦下、慶賞所被、合殊常倫、今年田租、特宜全免、又長岡村百姓家、入大宮處者、一同京戸之例、　六月癸酉、勅曰、去五月十九日、緣皇后宮有赤雀之瑞、普賜天下有位爵一級、但宮司者是祥瑞出處也、當加褒賞以答靈貺、宜宮司主典已上、不論六位五位、進爵一級、　辛巳、右大臣從二位兼中衛大將臣藤原朝臣是公等、率百官上慶瑞表、○中略詔報曰、乾坤表貺、休瑞荐彰、白鵲構巣於前春、赤雀來儀於後夏、寔惟宗社攸祉、群卿所讃、朕之庸虛、何應於此、但當與卿等勉理政化、上答天休、省所來賀、誕懼兼懷、是日授皇后宮大夫從三位佐伯宿禰今毛人正三位、亮從五位上笠朝臣名末呂正五位下、大進從五位下藤原朝臣眞作、少進從五位下安倍朝臣廣津麻呂並從五位上、大屬正六位上阿閉間人臣人足、少屬正六位上林連浦海、並外從五位下、

〔續日本紀四十桓武〕延暦十年七月辛巳、伊豫國獻白雀、詔國司及出瑞郡司進階一級、但正六位上者廻授一子、其獲雀人凡直大成賜爵二級并稻一千束、授國守從五位上菅野朝臣眞道正五位下、介從五位下高橋朝臣祖麻呂從五位上、

〔類聚國史百六十五祥瑞〕延暦十三年六月壬戌、肥前國獻白雀、

〔類聚國史七十一歳時〕延暦十五年正月甲午朔、皇帝○桓武御大極殿受朝賀、石見國獻白雀、

〔日本後紀五桓武〕延暦十六年正月戊子朔、皇帝御大極殿受朝賀、太宰府獻白雀、宴侍臣已上於前殿賜

雀飼養法

祿、
〔類聚國史百六十五祥瑞〕延暦十六年六月辛酉、三品朝原内親王獻白雀、御監及家司等賜物有差、初見者伊勢直藤麻呂、獲者曾生朝臣魚麻呂叙位一階、　二十一年八月壬辰、豊後國獻白雀、賜獲者稻五百束、
〔類聚國史七十一歳時〕延暦二十二年正月癸丑朔、廢朝雨也、　甲寅、受朝賀、〇中略　豊後國獻白雀、宴侍臣於前殿、賜祿、
〔日本後紀十二桓武〕延暦二十三年正月丁丑朔、御大極殿受朝賀、〇中略　近江國獻白雀、宴次侍從已上於前殿賜祿、　四月壬申、右兵衛大初位下山村日佐駒養獻白雀、　五月丙申、齋宮寮獻白雀、
〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁五年閏七月癸卯、美作國獻白雀、賜獲人稻四百束、
〔三代實錄二清和〕貞觀元年五月十三日戊辰、備前國獲白雀一而獻之、
〔菅家文草七賛〕省試當時瑞物賛六首每首十六字、已上自第一至第六依次而獻之、貞觀四年四月十四日試、五月十五日及第

備州獻白雀第四

新呈白雀、已異衡環、鷹鶻莫畏、近見龍顏、
〔三代實錄三十三陽成〕元慶二年四月二十六日辛卯、備中國獲白雀一、
〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年七月十四日丙申、西寺獻白雀一、
〔喚子鳥下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

すゞめ　ゑがひ　きび、あは、ひゑ、米、すりゑ四分ゑよし、
大きさ毛色世にあるごとし、

島すゞめ黑すゞめともいふ　ゑがひ　きび、あは、ひゑ、米、
大きさすゞめにて、かたちまたすゞめなり、毛いろ總身あかぐろく、目の邊のどのあたりに、白

雀落巢

きけいろまじりたり、あしすゞめよりきれいにてつめ志ろし、さゑづりすこしあり、めづらしきるいなり、

にうないすゞめ　ゑがひ　きび、あは、ひゑ、米、すりゑ四分ゑよし、

大きさすゞめににて、かしらのあかみ色よく多し、其外すゞめににたり、さへづり諸事すゞめに同事、

〔閑田耕筆三〕雀の子飼はよく人に馴るものにて、放飼にするに安し、或は人の肩に登り懷にも入り、又庭の樹木にも遊ぶ、苦しげも見へず、よきものなれども、あまりに馴て人の足もとにまとひ、あやまちて踏殺すことのあるがかなしと人いひき、此飼雀にふと酒糟を喰せたれば、頓て死たりとか、さらば雀には限らず、鳥類には大毒なるが、人の心つかぬこと也、

〔日本書紀二神代〕天稚彥之妻、下照姬哭泣悲哀、聲達于天、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彥已死、乃遣疾風擧尸致天、便造喪屋而殯之、卽以川鴈爲持傾頭者、及持帚者、又以雀爲舂女、

〔三代實錄四十三陽成〕元慶二年七月甲午朔、是日立秋、早旦雷聲隱々、至未一刻、忽發一聲、其勢非常、○中略大藏省奏、霹靂於倉前障木、有黃雀、含口蒼虫而死、腹毛燋爛、

〔左經記〕長元四年八月四日己卯、侍從中納言移著南座、召吏仰曰、依宇佐宮恠異、可有軒廊御卜也、○中略傳聞、自去五月二日至于晦比、宇佐神殿上雀群集、或作栖云々、仍有此御卜、卜而官申云、本所火事疾疫云々、寮申云、天下疾病、若御藥云々、

〔續世繼十敷島の打聞〕實方中將の御はかは、みちのおくにぞ侍なるとつたへきゝ侍し、まことにや、藏人頭にもなり給はで、みちのおくのかみになり給て、かくれたまひにしかば、このよまでも、殿上のつきめのだいばんすへたるをば、すゞめののぼりて、くうおりなどぞ侍なる、實方の中將の、頭になり給はぬ、おもひののこりておはするなど申も、まことに侍らば、あはれにはづかしくも、

すゑのよの人は侍ことかな、

〔台記〕天養元年九月十二日庚申、今春中門廊軒際雀生子、其子成長有斑毛、常飛來此亭、余欲取之不得、左近府生秦公春取之獻、余〇藤原頼長見之頭及上喙羽白、背如常雀、足赤、愛賞殊甚、

〔宇治拾遺物語三〕今はむかし、春つかた日うらゝかなりけるに、六十計の女のありけるが、虫うちとりてゐたりけるに、庭に雀のしありきけるを、童部石をとりてうちたれば、あたりてこしをうちをられにけり、羽をふためかしてまどふほどに、烏のかけりありきければ、あな心う、からす取てんとて、此女いそぎてとりて、いきしかけなどして物くはす、小桶に入てよるはおさむ、明ればこめくわせ飼薬にこそけてくはせなどすれば、子ども孫など、あはれ女なとじは老て雀かはるるとて、にくみわらふ、かくて月比よくつたへば、やう〳〵おどりありく、雀の心にもかくやしなひいけたるを、いみじくうれし〳〵と思けり、あからさまに物へいくとても、人に此すゞめみよ、物くはせよなどいひおきければ、子まごなど、あはれなんでう雀かはるゝとて、にくみわらへども、さばれいとおしければとて、飼ほどに、飛ほどに成にけり、今はよも烏にとられじとて、外にいでゝ手にすへて、飛やするみんとてさゝげたれば、ふらふらとびていぬ、女おほくの月比日比、くるればおさめ、明ればものくはせならひて、あはれや飛ていぬるよ、又來やするとみんなど、つれづれに思ていひければ、人のわらはれけり、さて廿日ばかりありて、此女のゐたるかたに、すゞめのいたくなくこゑしければ、すゞめこそいたくなくなれ、ありしすゞめのくるにやあらんと、思ていでゝ見れば、此すゞめ也、あはれにわすれずきたるこそ、あはれなれといふほどに、女のかほをうちみて、くちより露ばかりのものを、おとしおくやうにしてとびていぬ、女なにゝかあらん、すゞめのおとしていぬる物はとて、よりてみれば、ひさごのたねをたゞひとつおとしてをきたり、もてきたる樣こそあらめとて、とりてもちたり、あないみじ、すゞめの物えて寶にし給とて

子どもわらへば、さばれ植てみんとて、うへたれば、秋になるまゝに、いみじくおほく、おいひろごりて、なべての杓にもにず、大におほく成たり、女悦けうじて、さと隣の人にもくはせ、とれどもとれどもつきもせずおほかり、わらひし子孫もこれをあけくれ食てあり、一里くばりなどして、はてにはまことにすぐれて、大なる七八は、ひさごにせんと思ひて、内につりつけておきたり、さて月比へて、いまはよく成ぬらんとて見れば、よくなりにけり、とりおろしてくちあけんとするに、すこしおもし、あやしけれどもきりあけてみれば、物ひとはた入たり、なに、かあるらんとてうつしてみれば、白米の入たる也、思かけずあさましとおもひて、大なる物にみなをうつしたるに、おなじやうに入てあれば、たゞごとにはあらざりけり、すゞめのしたるにこそと、あさましくうれしければ、物にいれてかくしをきて、のこりの杓どもをみれば、おなじやうに入てあり、これをうつし／＼つかへば、せんかたなく多かり、さてまことにたのもしき人にぞ成にける、〇下略

〔藩翰譜 松平二〕或時若君〇徳川家光大殿の御寝殿の屋の軒端に、雀の巣をくひ、子を生みたりしを、こなたより御覧じて、欲しがらせ玉ひ、長四郎〇松平信綱とりて參らせよとあり、長四郎年十一才のときなれば、いかにも叶ふまじきよし辭しければ、君は驚きて、飛去ることもありなん、巣くひし所よく見置て、日暮てこなたの屋の軒の端さして登り、彼處に忍び行て取べし、おとなは身重く、足音もしなん、たゞ汝取てまゐらせよと、候ふ人々の敎へしかば、力なく日暮てこなたの屋よりして、つたひ／＼行く、既に御寢殿の軒に至りて、取らんとせしに踏損じて、御坪の内へどうと落つ、將軍家〇徳川秀忠御刀取て障子引あけ玉へば、御臺所燈火とつて出させ玉ひ、御覽ずるに、長四郎にて在けり、將軍家不思儀に思召して、汝は何しに爰には來りぬるぞと御尋ありしに、今日の晝、この御殿の屋の軒端に、雀の子うみたるを遙かに見て、餘り欲しさに參りて候と申、將軍家いや／＼、おのれが心にはあらじ誰がをしへけるぞと、いろ／＼に御推問あれども、幾度も初め申し、言

雀利用

葉にかはらず、○下略

〔百家琦行傳一〕唐齋

江戸麻布雜式といへる處に、氏を忘れたり唐齋といへる儒者ありし、書を能し、もつとも博覽の人なり、○中略此人つねに雀を愛し、朝飯を喰をはりて後、また一椀の飯をもらせ、庭上にこれを蒔、はたはたと手を拍ければ、たちまち數百の雀むらがり來り、彼飯をはむ事なり、小時ありて亦手をはたはたと鳴しければ、彼雀いづこともなく飛さりて、一羽も居ずなりにける、晝も猶斯のごとく、都て日に三度づゝ食をあたへけるとなり、

〔百家琦行傳四〕河内屋太郎兵衛

大坂備後町堺筋に河内屋太郎兵衛といふ者ありけり、世人略して河太郎と呼ぬ、商家にして家もつとも富り、○中略河太郎思ふやう、彼岸の茶の子、何れも同じ物をやつたり貰たり、不益の事なり、何ぞ跡にのこりて要にたつものを配んと思ひ、○中略ある秋の彼岸八月十五日、中日に當りけるとき、河太郎また工風をめぐらし、五六寸ばかりの小さき笊を多く求め、裡に雀を一羽づゝいれて、上を白紙にてはりつめ蓋とし、夫に彼岸の志河太郎と書著てくばりけり、貰たる家には不審におもひ、彼笊(いかき)東國にてざると云なりの中にて、何かばたばたと音のする故に、紙を扯(ひき)はなし看ば、忽ち裡より雀一羽とび出て、客次(ざしき)中をとび廻り、竟には外面へ舞いでゝ、那里(いづこ)ともなく去行ける、是彼岸八月十五日に中りたれば、放生會の意なり、然して跡に笊ひとつ殘り、永く庖湢(だいどころ)に調寶して、をりをり河太郎が事を云いでけり、

〔本朝食鑑五原禽〕雀○中略

肉、氣味、甘温無毒、不可與李食、妊娠之人不可與豆醬食、服白朮之人忌之、主治、壯陽益氣、煖腰膝、縮小便、療寒疝偏墜及久痢、冬三月宜食之、或治婦人血崩帶下、

發明雀之淫慾過他之禽類、是因陽氣熾而陰氣溢也、故能起人之陽道陰精、而令男女有子、然春夏秋者雀多淫而妄泄精、精泄則陰陽動躁、食之不宜人、至冬三月者、雀無慾而陰陽靜定、氣不泄外、此可食之時也、今人常服驛馬丸雀附丸、漫耽簾帷之樂、而不顧陽氣外竭陰水內涸、穢歸咎於無情之飛禽、飛禽不幸無所逃罪、嗟乎可憐爾、○中略

卵、氣味、酸温無毒、取第一番者可用、或五月宜取之、主治、大抵與肉同、

雄雀屎一名白丁香、凡屎色白或青或淡黑、以白者為上、今用立糞、雀立而屎、則尖挺向上、下平直如丁子頂、是白丁香也、其居屎者平圓橫臥、本邦不論雌雄而用立糞、若用雄之立糞則尚可矣、氣味、苦温微毒、主治、疝瘕積脹痃癖、及目瞖努肉癰疽瘡癤咽喉齒齲、或中風口噤、女人乳腫、小兒驚癖、

〔古事談三僧行〕仁海僧正ハ食鳥之人也、房ニ有ケル僧ノ雀ヲエモイハズ取ケル也、件雀ヲハラ〳〵トアブリテ、粥漬ノアハセニ用ケル也、雖然有驗之人ニテ被坐ケリ大師之御影ニ不違云々、

〔矢開之記〕一矢開には一ニ鹿、二ニ雀と申義也、

〔武家調味故實〕一くわい人の間にいませ給べき物　すゞめ

〔古事記下雄略〕天皇坐長谷之百枝槻下、為豐樂之時、○中略天皇歌曰、毛々志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣氏、麻那婆志良、袁由岐阿閉、爾波須受米、宇受須麻理韋氏、祁布母加母、佐加美豆久良斯、多加比加流、比能美夜比登、許登能、加多理碁登母、許袁婆、

〔源氏物語五若紫〕すゞめの子をいぬきがにがしつる、ふせごのうちにこめたりつるものをとて、いとくちをしと思へり、

〔枕草子八〕うつくしきもの

すゞめの子のねずなきするにおどりくる、またべになどつけてすへたれば、おやすゞめの虫などもてきてくゝむるもいとらうたし、

〔梅園日記 三〕勸學院雀

勸學院雀囀蒙求といへること、寶物集、八幡愚童訓等に出たり、富樫の舞、頼政の謡にもいへり、曾我物語にも、勸學院の雀とかや申ければ、などあれば、久しき諺なり、日本國風、勸學院雀の一條に、開窻倭筆を引て云、雀とは、勸學院に仕れて、水を汲、薪を運ぶ小女の名也、其女此勸學院にて、朝夕學問する人の蒙求を誦を聞て、常に口まねをする故に、雀の名にたよりて囀といふ也、按に勤勵讀書の聲を、雀も聞覺えて、王戎簡要などゝ囀やうに、きかるゝなるべし、（以上日本國風）按ずるに、開窻倭筆に、又云、古來蒙求抄の題注にいへる、蒙求の作者の李瀚がつかふ女の名を雀といふ、それまでが、此蒙求を囀と云とあり、甚非也（古來の抄とは蒙求聽塵にや、彼書に此說見えたり、）とあり、今考るに、蒙求の開卷に載たる、李良が薦蒙求表に、李瀚撰古人狀跡、編成音韻、名曰蒙求、瀚家兒童三數歲者、皆善諷誦とあり、瀚家兒童云々をつゞめて、瀚が家の兒童は蒙求をさへづると、ふるき諺にいひしなるべし、唐人などのものいふをば、さへづるといへれば也、さるを後に瀚が家を、勸學院と誤り、さへづるといへるより、兒童を雀と誤たる也、又宋の方岳が詩に、黃鸝を教得て書を讀ことを解せしめ、能蒙求中の一句を記せしむと、いへる句などをも混じたるにや、（方岳秋崖集癖立詩に、村夫子挾兔園册、教得黃鸝解讀書、能記蒙求中之一句、百盤嬉鈍可憐渠、自注に、蓋俗以其聲爲呂望非熊、此詩こゝに早く傳はりしなるべし、月舟が鶯囀蒙求詩、翰林五鳳集に見えたり、）されば倭筆に引たる古抄の說や、是に近しといふべし、

〔山陽遺稿 十雜著〕捕雀說

雀、小黠善畏、望食而不敢下、鴉多智、善就利避害、鴉之所在、雀則下之、故捕雀者、以鴉爲招、縶鴉之足、撒散粟、而隱網其傍、鴉俯啄粟也、群雀望視之、嘖嗜然、蓋相告曰、彼在焉、我可以往也、連翼而下、百啄喧爭、而網已掩之矣、嗚呼彼自謂智且巧、莫或敢侮予、而爲食縶其手足、貪戀不能自脫、而視之者不以爲可憫、而以爲可與歸、胥溺於禍機、而兩不悟也、可不哀哉、

〔柳亭筆記 上〕雀 鳥

雀といひ鳥といふは、その鄕に馴、又その道に馴たる者をいふ、旅烏は旅行になれたる者なり、吉原雀は遊廓の吉原に馴し者なり、他はおして知るべし、書名に吉原雀寛文七年印本 京雀寛文 宮雀、江戸雀、延寶 茶屋雀、元祿 などあるも、其意によりて題しなり、〇下略

〔武江產物志〕山鳥類 雀市ケ谷御門外、淺草御藏、

頬赤鳥

〔和漢三才圖會 四十三林禽〕頬赤鳥 正字未詳 保阿加止利

按、頬赤鳥形似雀、而背色亦如雀、其頬赤胸白、有雌鶉文、聲似青鵐而細高、常棲高間、爲原禽之屬、對白頬鳥出于此

〔喚子鳥 下〕粒餌小鳥の分 何にても水を入る

ほあか あかしとゝ共いふ ゑがひ あは、ひゑ、きび、米、すりゑは四分ゑよし、

大きさすゞめに大ぶり、毛色すゞめにあをみ有てうすし、目の下に赤き所少し有、仍てほあかといふ、さへづりよし、むね白く黒きごまふみだれて、すぐれたるは見事なるもあり、冬おほく出る、

雨乞鳥

〔大和本草 十五小鳥〕雨乞鳥 其形如雀、其毛如火焰之赤、性好水、天欲陰雨則仰天飛鳴、山中人占之以爲雨兆、

このは

〔大和本草 十五小鳥〕コノハ 其大如雀淡黑ナリ

よしかや

〔喚子鳥 下〕粒餌小鳥の分 何にても水を入る

よしかや ゑがひ きび、ゑごま、すりゑ七分ゑよし、

大きさすゞめにて、毛色すゞめに色あさく赤し、さへづりあしく、めづらしきるいなり、

突厥雀

〔多識編 四禽〕突厥雀、衣〇比〇須〇寸〇寸〇米〇 異名冠雉、

〔庖厨備用倭名本草 十原禽〕突厥雀 倭名抄ニ突厥雀ナシ、多識篇ニエビススヾメ、今本草一名鷃鳩、

巧婦鳥

李時珍曰、案唐書云、唐高宗時、突厥犯塞、有鳴鵽群飛入塞、邊人驚曰、此鳥一名突厥雀、南飛則突厥必入寇、已而果然、又云、郭璞曰、鵽鳩ハ北方沙漠地ニ生ズ、大サ鴿ノ如クニテ形雌雉ニ似タリ、鼠脚ニテ後距ナシ尾ハ岐アリ、元升曰、本草注如件、サテ倭名抄ニ鵽鳥ノ和名ヲタドリトイヘリ、其註ニ陸詞切韻ヲ引テ云、鵽ハ小鳥似雉也、此說ヲミレバ、本草註ノ說ニ似タリ、然レバ突厥雀ハ鵽鳥ニテ、タドリナルベシ、今ノ人タドリヲシルモノナシ、多識篇ニエビススヾメト和名セルハ、本草ノ名字ニヨリタル今案ナルベシ、

〔本草一家言 四鳥〕突厥雀　和名麻之古、此者有麻之古天理麻之古二種、見通鑑唐記、元主突厥國、其狀如雀羽翼、翅緣赤百千入寇已而果然、猶言邵康節行天津橋、忽聞杜鵑之聲、而地勢南也、天理麻之古、似麻之古、文采極美、突厥雀、本草綱目及諸州府志出之

〔重修本草綱目啓蒙 三十二原禽〕突厥雀　一名鵽雀（救野食鑑）　番雀（通雅）
和產詳ナラズ、往年舶來アリシヲ、仙臺侯ニ賜リシ寫眞ヲ見ルニ、雀類ノ小鳥ニ非ズ、身肥長ク首小クシテ赤褐色、嘴喉俱ニ黃紅色、胸ハ赤褐色ニシテ少黃羽アリ、背モ同色、以下漸ク淺クシテ皆黑斑アリ、肩ハ褐色ニシテ端ニ少白毛アリ、翼ノカザキリ黑色、尾ハ赤褐色ニシテ黑斑アリ、二羽甚長クシテ身ニ等シ、ソノ末長サ五寸許細クシテ鍼ノ如ク色黑シ、翼ニモ左右各一羽長クシテ、末細ク綠ノ如クナルアリ、脛ハフトク黑褐色ノ長毛アリテ獸足ノ如シ、指ハ鼠足ノ形ノ如クシテ毛アリ、稻若水翁陳藏器ノ說ニ據テ、マジコト訓ズルハ穩ナラズ、マジコハ雀ヨリ微小ク、嘴淡黑色頭圓、目ノ狀チ猴ノ如シ、身ハ色赤クシテ淡黑淡白相間ハル、赤毛ノ少キ者ヲサルマジコト云、下品トス、赤毛ノ多キ者ヲベニマジコ、一名テリマジコト云、上品トス、喉下ニ白毛アリテ、菊花ノ如ク見ユルヲ、キクマジコト云フ、

〔新撰字鏡 鳥〕鷯（似嘗反、桑飛、又巧婦豆支、）

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕巧婦 兼名苑注云、巧婦、和名太久美○止○里○○ 好割葦皮、食中虫、故亦名蘆虎、

〔箋注倭名類聚抄 七 鳥名〕按是名似因巧婦工雀之名命之、可以訓鷦鷯、不可訓割葦也、○中略 按爾雅云、鳭鷯剖葦、郭注、好剖葦皮、食其中蟲、因名云、江東呼蘆虎、似雀、青斑長尾、兼名苑注蓋本之、說文、鷯、刀鷯剖葦、食其中蟲、是郭注所本、○中略 又按爾雅又云、桃蟲、鷦、郭注、鷦䳏桃雀也、俗呼爲巧婦、說文、鷦䳏、桃蟲也、方言云、桑飛、自關而東謂之工爵、或謂之過羸、或謂之女鴎、郭注云、卽鷦鷯也、今亦名爲巧婦、禽經注云、鷦鷯、桃雀也、狀類雀而小、燕人謂之巧婦、亦謂之女鴎、關東人呼曰巧雀、亦謂之巧女、毛詩義疏、鴟鴞似黃雀而小、其喙尖如錐、取茅莠爲巢、以麻紩之、如刺襪然、縣著樹枝、或一房或二房、幽州人謂之鸋鴂、或曰巧婦、或曰女匠、或曰巧女、是巧婦者鷦鷯之一名、非剖葦之別稱、鷦鷯鳭鷯其名相似、故玉篇謬混云、鷦鷯或作鳭、兼名苑以巧婦爲剖葦者、襲是誤也、剖葦今俗呼蘆原雀、蘆鳥、蘆切者是也、飛驒俗呼須賀鳥、或曰、萬葉集所咏管鳥亦卽是、李時珍亦謂、剖葦爲一種鷦鷯、然剖葦鷦鷯非一類也、鷦鷯造巢以人髮或馬尾綴蘆花、其形如襪、巧緻可愛、是所以有巧婦之名、剖葦則不然、稻稈縛蘆以爲巢而已、絕不足觀、然則太久美止利、可以訓鷦鷯、不得訓剖葦也、

〔類聚名義抄 二 女〕巧婦 タクミトリ○ツ○ク 鳥類

〔本朝食鑑 五 水禽〕葦原雀 訓如字

釋名、巧婦、源順蘆虎、上同、(中略)必大按、葦蘆雖相似、非一物、然生同處而相混乎、巧婦者鷦鷯之名相似而別一種、詳于華和異同、

集解、葦雀似雀而青灰斑色長尾、好食葦中之蟲、其聲高長清亮、日晴風靜囀于水叢而喧、故世諺呼多語喧囂者稱葦原雀、或曰、葦雀能知歲有大風、而有風之歲避之不至、是未詳其眞也、人未食之、故不識氣味矣、

〔本朝食鑑 六 華和異同〕葦原雀

爾雅曰、鳭鷯剖葦、郭璞曰、好剖葦皮、食其中蟲、因名云、江東呼曰蘆虎、似雀青斑色長尾、李時珍曰、青灰

斑色亦鷦類也、源順和名號巧婦、巧婦者鷦鷯之名、燕人謂之、必大按、葦雀爲鷦類、則巧婦之名亦不遠耳、

〔大和本草十五小鳥〕ヲゲラ　腹白ク尾長シ、背ノ毛色ウグヒスニ似タリ、ヨシ鳥トモ云、又ヨシ原雀ト云、ツグミヨリ小ナリ、筑紫ノ方言ギヨ〳〵シト云、其ナク聲ギヨ〳〵シト云ニ似タリ、麥熟スル時ナク、其聲晝夜不止、甚シゲクカマビスシ、漢名シレズ、僧玄蘇仙巢稿葦雀序ニ、斯禽也、筑後肥前最夥シト云ヘリ、小兒言遲キニ、コレヲ炙食ヘバ言フト俗説ニイヘリ、未知然否、

〔重修本草綱目啓蒙三十二原禽〕巧婦鳥〇中略集解、一種鴗鷯ハヨシハラスヾメ、一名ゲラ、ヲゲラ仙臺、筑前、四國、ヨシドリ加州ヨシキリドリ江戸、水戸、ギヤウギヤウジ越中ギヤウ〳〵シ、西國、四國、ギヨ〳〵シ、筑前、肥前、コヽチン、播州、赤穗、ケヽシ若州ムギウラシ共同上、雲州、ムギカラシ、土州ケヽス、阿州、丹波、カラ〳〵ジ仙臺、南部、夏月蘆葦中ニ居リテ、莖中ノ蟲ヲトリ食ヒ、晝夜鳴クコト喧シ、ソノ聲ケヽシ〳〵ト云ガ如シ、即麥秋ノ時ナリ、形ハ柴鷄鴒ニ似テ大ナリ色モ相似タリ、腹下白ク尾微長シ、一種小ヨシキリハヨシキリニ半分小ク、形色ハ異ナラズ、南部ニテハコレヲヨシドリト云、大ヲカラ〳〵ジト云フ、聲ハ同ジト云フ、爾雅ニ鴗鷯ハ別種ナルヲ、時珍引テ鷦鷯ノ一種トスルハ非ナリ、一名葦雀通雅蘆鷃鎮江府志蘆虎爾雅註

〔喚子鳥上〕よしきり ぎよぎやうしとも、又げらともよしはら雀ともいふ、　ゑがい　生ゑ壹匁五分、粉壹匁、あをみ入、
大きさうぐひすに大きし、毛色鶯ににたり、囀り大をん、あら鳥、かい鳥になりがたし、子は夏出る、かん氣になればかならず落る、たまにとしをこすは、つよくかいよきものなり、

小よしきり　ゑがい　生ゑ壹匁五分、粉壹匁、あをみ入、
大きさよしきりに半分ちいさし、毛色諸事よしきりににたり、さへづりよし、飼にくき類、よしきりに又々よはき鳥なり、夏す子出る、あら鳥かいがたし、

鷦鷯

〔飼鳥必用〕下小よしきり

此鳥、本所筋に澤山居鳥也、此邊に巢子有之、巢子にても來る親鳥ともに取也、至て弱鳥也、飼方鈔にて六分餌、右の處にて子を生立、土用に入ると何國へか歸る也、

大よしきり

此鳥、川筋に澤山に居也、よしの中へ巢組し子をうむ也、但シ三月より六月迄多く居鳥也、土用に入といづくへか歸る、飼方鈔にて五分餌、勿論此鳥を取候時は、まづ壹羽取て、右の鳥の鼻へ糸を通し、さしさほの目つぶしより五六寸さげ、右の鳥を糸にてながさ壹尺程さげて、よし切の居たる處へしづかにさし出し候へば、さほのもちへとまる也、これを釣と云也、

〔食物和歌本草〕三葭原雀(ヨシハラスヾメ)

葭雀平なりちごの五六歲物をいひかねくちのおもきに　葭雀諸病にさして毒もなし鬱氣を散し聲出す也　葭雀常に用ひて氣力まし血をもしづむるくすり成けり

〔散木弃謌集〕十隱題 たくみどりのす

ひめこまつねたくみどりのすがたをばたちへだてける春のかすみか

〔甲子夜話〕五十七 成島東岳ノ話ニ、俗ニ巧婦鳥ヲミソサヾイキトスルハ誤ナリ、官庫ニ沈南蘋ガ繪タル百鳥圖アリ、未ダ一覽ハセザルガ、人ノ話ニテ聞ニ、迺ニ違タル鳥ナリト云、コノ頃南部ニテ取リシト云フ巧婦鳥ノ巢ヲ見タリ、蘆花ヲ以テ作リ、其形襪ニ少シモカハルコトナシ、精細巧緻ハ目ヲ驚ス計ナリ、コノ鳥一名ハ刺襪、又女匠トモ云、其巢ヲ見ザレバ其名解シ難シトナリ、南部ノ方言ニテハ、高見鳥(タカミ)ト云トゾ、木ノ至テ高キ所ニ巢ヲ挂クルヨリ斯ク云トナリ、

〔武江產物志〕水鳥類　剖葦(小よしは大野邊、淺草たんぼ、)

〔新撰字鏡〕鳥 鴹(上同、非、左々支、)　鷦(聊音、鷦、加也久支、又左々支、)

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕鷦鷯　文選鷦鷯賦曰、鷦鷯(焦遼二音、和名佐佐木、)小鳥也、生於蒿萊之間、長於藩籬之下、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕毛詩正義引陸機疏云、桃蟲今鷦鷯是也、微小於黃雀、陳藏器曰、在林藪之間爲窠、窠如小嚢、埤雅云、其喙尖利如錐、取茅秀爲巢、巢至精密、以麻紩之、如刺襪然、故又一名襪雀、李時珍曰、灰色有斑、聲如吹噓、王念孫曰、鷦鷯鷦䳜一聲之轉、皆小貌、小謂之樵、一目小謂之眇、亦中小蟲謂之蟭螟、剖葦謂之蘆鷦、聲義並同、郝懿行曰、今鷦鷯青黃色、眉間有白如粉、

〔類聚名義抄 九鳥〕鷦鷯(サヽギ、集遼二音、)　鷦(正、遼力鳥反、鷦鷯小鳥、カナクキ、ツクミ、コトリ、アトリ、サヽギ、)　鷯(音堯、又徒反、鷦鷯、サヽギ、)

〔伊呂波字類抄 左動物〕鷦鷯(サヽギ、小鳥也、)　反舌(サヽイ)

〔壒嚢抄 一〕鳥類字　鷦(サヽイ)

〔運歩色葉集 鳥名〕鷦鷯(ミソサヽイ)　清(和)三歳

〔日本釋名 中鳥〕鷦鷯(ミソサヾイ)　みぞにすむ小鳥なり、さゞいとは、さゝやかなる意、ちいさき也、

〔東雅 十七禽鳥〕鷦鷯サヽギ　倭名抄に、鷦鷯はサヽギ小鳥也と註せり、古語に細にして細かなるを狭(サ)といひけり、キとは古語鳥を呼びし語也、其義は不詳、鷺をサキといひ、鵄をツキといひ、雉をシギといひ、鵲をカヤクキといひしが如き是也、即今俗にミソサヾイといふ此也、ミソといふも、其細かなる事を重ね云ひしと見えたり、

〔本朝食鑑 五原禽〕鷦鷯(訓佐佐美曾佐佐伊、今訓佐佐木、一訓佐佐伊、)

釋名、鷈(晋訓佐佐伊、按字書、徒計切、音地、山海經、鳥狀如鳧、然則爲鷦鷯之名者誤焉、)

集解、處處近人家而多有、故張華賦生蒿萊之間、居藩籬之上、是固然矣、狀似小雀而小、灰赤色有斑、其聲圓亮細碎、喙如利錐、取茅葦毛毳爲窠、大如雞卵、繫之麻髮、紩之如刺襪、至爲精密、懸于樹上、或一房二房、故巢林不過一枝、今人畜之、以弄形之至微與聲之巧大耳、

肉、氣味、甘温無毒、主治、膈噎、專與陽事、

發明、近世製二一方一號二鷦鷯(サヽイ)薬一、以興二廢陽一、日勤二房闈一、外掛二求嗣之名一、内娛二探春之遊一、不レ俟二求嗣一而速發二薤露
之嘆一、悼哉、縱使雖レ有二尩瘠之慶一、亦及二鄭衛之淫一乎噫、
附方、陽事衰縮、世有二獻(サイ)薬者一、而家家秘レ之、
〔重修本草綱目啓蒙三十二〕巧婦鳥　サ○ヾ○キ○日本紀　タクミドリ和名鈔　ミ○ゾ○サ○ン○ザ○イ○　ミ○ソ○サ○ヾ○
ロ○イ○京　サ○ヾ○イ○同上　ミ○ソ○パ○ヘ○　ミ○ソ○ヌ○ス○ミ○奥州　ミ○ス○ク○ヾ○リ○仙臺　ミ○ソ○ツ○グ○野州　ミ○ソ○
ツ○チ○ヤ○ウ○防州　ミ○ソ○チ○ヤ○ウ○薩州　セ○ン○チ○ン○長州　一名工雀楊子方言　雙飛　桑飛　鷦鷯　過
鸁共同子　鷦鷯倉經注　女鴎　鷦雀共同上　鷦鷯説文　扛鼓八閩通志　桑鍵通雅　訪蒙鳩事物異名　女
工同上　巧匠秘傳花鏡　蒿啣啣説叢　襪雀留青新集　十姉妹鳥江村歸田集　相思廣東新語　相思仔同上
極小ノ鳥、長サ僅ニ一寸許、冬月多シ、雪降ル時ハ人家ニ近ヅキ、厨邊ニ來リ食ヲ索ム、冬ハ鳴ク聲
柴鷯鴿(ウグヒス)ニ同シテ高シ、身ハ褐ト黒トノ細斑アリ、又黒白ノ斑アルモノヲタカフト云、又鳴ク時尾
ヲ開キ舞ハスモノヲ、尾マワシト名ケ、上品トス、其外斑色品類多シ、春ニ至レバ囀ル聲繡眼兒(メジロ)ニ
似テ高シ、性甚弱ク、寒暑共ニ畏レテ畜ガタシ、

〔喚子鳥上〕さゞい　みそさゞい共いふ　ゑがい　生ゑ壹匁五分、粉壹匁、あをみ入、
大きさ雀半分にちいさし、毛色赤ぐろく、總身にこまかきふ有、さゑづりいろねよく、たかねにて、
おもしろきものなり、かごのうちに、へうたんに錢ほどなる穴をあけ釣べし、其内にとまる、あら
鳥冬より春まで出る、子は夏出る、尤子がいを調法す、飼にくき類にて毛をかはす時分、おほく落
るなり、あら鳥はくるみ壹ついれ、ゑらゑにてかふべし、
大○さ○ゞ○い○　ゑがひ　生ゑ壹匁五分、あをみ入、粉壹匁、くるみ入、
大きさゞいにばい大きし、毛色さゞいににたり、又かやくゞりといふ鳥を大さゞいともいふ
なり、本大さゞいめづらしきるいなり、さゑづりよし、

鷦名稱

鳥○さ○ゞ○い○　ゐがい　右同斷

大きさ さゞいほど有て、毛色又さゞいににたり、さへづりよろしからず、又一名道くすべともいふ、

〔武江產物志〕山鳥類　巧婦鳥(みそさゞい)本所竪川邊

〔日本書紀一神代〕一書曰、初大己貴神之平國也、行到出雲國五十狹々之小汀、而且當飲食、是時海上忽有人聲、乃驚而求之、都無所見、頃時有一箇小男、以白蘞皮爲舟、以鷦鷯羽爲衣、〇中略此卽少彥名命是也、〇中略鷦鷯此云娑娑岐、

〔日本書紀二神代〕天稚彥之妻下照姬、哭泣悲哀、聲達于天、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彥已死、乃遣疾風、舉尸致天、便造喪屋而殯之、卽以川鴈爲持傾頭者、及持帚者、一云、(中略)以鷦鷯爲哭女(ナキメ)、

〔日本書紀十一仁德〕元年正月己卯、大鷦鷯尊卽天皇位、〇中略初天皇生日、木菟入于產殿、明旦譽田天皇〇應神喚大臣武內宿禰、語之曰、是何瑞也、大臣對言、吉祥也、復當昨日臣妻產時、鷦鷯入于產屋、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子與大臣之子、同日共產、兼有瑞、是天之表焉、以爲取其鳥名、各相易名子、爲後葉之契也、則取鷦鷯名、以名太子、曰大鷦鷯皇子、取木菟名、號大臣之子、曰木菟宿禰、　四十年三月、納雌鳥皇女欲爲妃、以隼別皇子爲媒、時隼別皇子密親娶、而久之不復命、〇中略俄而隼別皇子、枕皇女之膝以臥、乃語之曰、孰捷鷦鷯與隼焉、曰隼捷也、乃皇子曰、是我所先也、天皇聞是言、更亦起恨、時隼別皇子之舍人等歌曰、破夜步佐波(ヘヤブサハ)、阿梅珥能朋利(アメニノボリ)、等弭箇慨利(トビカケリ)、伊菟岐餓宇倍能(イツキガウヘノ)、娑弉岐等羅佐泥(サザキトラサネ)、天皇聞是歌而勃然大怒之、

〔新撰字鏡鳥〕鳭於乙反、鷦、豆○波○比○夏○古○、　鷦房久反、上、鵃、豆波比夏古、　鷯鳥見反、去、鴟、豆波比夏古、　鵤平利反、豆波比夏古、　鵝豆波比夏古
鵝豆波比夏古　鵊豆○波○比○夏○々○古○

〔干祿字書去聲〕鷦燕並上通下正

〔段注說文解字燕十一下〕燕燕元鳥也、(各本無燕燕二字、今補、乙下曰、燕燕乙也、齊魯謂之乙、佳部巂下曰、巂周者燕燕也、邶風傳曰、燕燕乙也、商頌傳曰、元鳥乙也、釋鳥曰、巂周、燕燕乙也、古多段燕爲宴安宴享、)籋口、(故以廿象之)布翄、(故以北象之)枝尾、(與魚尾同、故以火象之、)象形、(於甸切、十四部、)凡燕之屬皆从燕、

〔本草和名獸禽十五〕鷰矢、越鷰、(紫胸輕少者也、)胡鷰、(胸斑黑聲大者、)一名夏候、(俗名也、出陶景注、)一名玄鳥、一名天女、一名鷙鳥、一名朱鳥、一名乢、(已上五名出兼名苑)和名都。波。久。良。女。

〔倭名類聚抄十八羽族名〕鷰　爾雅集注云、鷰、(烏見反、和名豆波久良米、)白脰小鳥也、

〔箋注倭名類聚抄七鳥名〕按、都波久良、以鳴聲名之、米是牟禮之急呼、羣也、○(中略)　按爾雅云、燕燕鳦、郭注、詩云、燕燕于飛、一名玄鳥、齊人呼鳦、說文、乙、玄鳥也、齊魯謂之乙、取其鳴自呼、象形也、或从鳥作鳦、燕、玄鳥也、籋口、布翄、枝尾、象形、鄭注月令云、燕以施生時來、巢人堂宇而孚乳、夏小正、二月來降、燕乃睇、九月陟、玄鳥蟄、郝曰、今燕蟄多於海濱坻岸及深山古木中、蟄則毛羽解脱也、是我邦所謂豆波久良米也、陶弘景曰、鷰有兩種、有胡有越、紫胸輕小者是越鷰、胸斑黑聲大者是胡鷰、然則今所多有者越鷰也、爾雅又云、燕白脰烏、郭注云、脰、頸、此引云白脰小鳥者、蓋舊注、邵晉涵曰、後世所謂燕烏也、小爾雅云、白項而羣飛者、謂之燕烏、郝曰、今此烏、大於雅烏而小於慈烏、李時珍曰、似雅烏而大白項者、燕烏也、是烏我邦所無、源君引之爲豆波久良米者、其名同而誤也、

〔類聚名義抄八鳥〕燕(音宴、ツバクラメ、)　鷰(ツバクラメ、與上通用、)　〔同九鳥〕玄鳥ツバクラメ　鳦(乙二正、英物反、ツバクラメ、)　鳺ツバクラメ　鴂ツバクラメ　鷰(烏見反、ツバクラメ、)　鷃同　鵲ツバクラメ　鵯同

〔壒嚢抄一〕鳥類字　鷰(ツバクラ)

〔八雲御抄三下鳥〕鷰　つ。ば。め。　つばくらめ　ならびゐたる事によむ、ふたりのめもたざるよし、在古歌本文なり、　かりにかはりて來る物也、夫妻之間祝言物也、　ならびすむ

〔日本釋名中鳥〕鷰(ツバメ)　つばめは土をはみて巢を作る、つちばみ也、みとめと通ず、

〔東雅十七禽鳥〕鷰ツバクラメ　倭名抄に爾雅註を引て、ツバクラメといふと註せしは、即今俗にツバ

燕種類

メといふ是也、兼名苑を引て、燕に胡越二種あり、漢語抄に、胡燕子アマドリといふと註せし者、即今もナマドリとかいふなり、義並に不詳、或人の說に、ツバクラメとは土食(ツチクヘ)なり、アナガラヌバメといふは胡燕也といふなり、古語にはツバクラメとこそいひつれ、ツバメとは後の人其語を省きて呼びし名也、古語にツバと云ひし語は、前の海石榴の注にしるせし如くに、凡物の光り澤へるを云ひしなり、クラとは黒也、メとは古俗に鳥を呼びし語也、其毛色の光りて黒みたれば、ツバクラメといひしなり、アマドリといふものは、藏器草に、和名には胡燕とかきて、アマドリとよめり、此鳥は雲の中にすみて、大かた人にも知られぬ鳥也(中略)と見えたり、もし此說に依らむには、アマドリといふは、アマとは天なり、天にすむ鳥と云ふ義なるべし、されど此鳥は東海の地方にて、雨を占ふ鳥なり、雨ふりなむとするに、此鳥虛中に翻り飛て啼く也、その大きなるは、鳩よりは小くして、燕の如くなるなり、アマとは雨の義とこそ見えたれ、

〔本朝食鑑五原禽〕燕訓豆波久良米、或曰豆波米、

集解、燕大如雀而身長、玄衣白腹、紫頷岐尾、身輕翼捷、反轉上下無不自由、春社來秋社去、其來也啣泥巢於屋宇之下、其去時伏氣蟄於窟穴之中、凡一營巢之家、年年依舊而不相忘、若一年不營巢、則其家必殃、燕比于雀亦似有智、能識人情而馴近、預擇鷙鳥不至處而營巢、然雛出巢後羽翮軟弱、爲鷙鳥被摯、其既長而羽翼固定後、鷹鶻亦不能鷙之、或曰、鷹鶻食燕則死、予〈○平野必大〉未詳之、又有白燕最希、然未足爲祥瑞也、

〔本朝食鑑六華和異同〕燕

京房易占曰、人見白燕主生貴女、故燕名天女、今偶見白燕未有其應、還使網捉而捕之、竟鎖籠以待價之貴、或爲貴人之弄耳、是據史記所謂簡狄祠於高禖、有玄鳥遺卵呑之生契之言乎、凡春來秋去、世有渡海之說、是據拾遺謂王樹至烏衣國之言乎、文昌雜錄曰、昔年因京東開河、岸崩見蟄燕無數、晉郗鑒爲充州刺史、鎮鄒山、百姓饑饉、或掘野鼠蟄燕而食之、乃知燕亦蟄爾、蓋蟄後中氣乃出、非渡海也、苕溪集曰、余羅歲冬閒、吳興山中營先隴闢一山路、路傍有數巨石、其穴頗深、試令僕輩斵之、見蟄燕蟄於其間者甚衆、急掩之曰、驗文昌之言爲是、而拾遺之說爲非也、李時珍亦以渡海爲謬談、或語予曰、僕秋末遊海西時、舟泊備前之海岸、日既欲夕、揭蓬窻望岸上、見數百燕並頭于巖窟口、驚問舟子、舟子曰、是燕

之蟄穴、而海岸之暖地也、此兼二文昌胡仔之說一合、則燕之蟄者不レ可レ疑矣、

〔重修本草綱目啓蒙三十二原禽〕燕　ヒ。メ。ス。ド。リ。古歌　ツバクラメ和名鈔　ツバメ　ツ。バ。ク。ラ。　ツ。バ。ク。ロ。　ツ。バ。ヒ。ゴ。播州　ヒ。イ。ゴ。備後、但州、　一名鳦埤雅　時鳥典籍便覽　玄乙車氏藻林　社君事物紺珠　遏里紫車　朱鳥共同上　社公事物異名　烏衣郎　遏里葉車共同上　意而鄉環記　意怠庶物異名疏　燕子訓蒙字會　社燕格物論　嶌周通雅　黑燕涼州記　越燕一名紫燕函史　含鶵兒事物紺珠　拙燕訓蒙字會　胡燕一名焉舍胡大倉州志　蛇燕函史　巧燕訓蒙字會

時珍云、春社來秋社去ト、此說ノ如ク春社立春後五戊日前後ニ市中ニ來リ、子ヲ生育シ、秋社立秋後五戊日前後ニ歸ル、二種アリ、人家ニ入リ巢ヲ結モノハ、形小ク腹下白色、胸紫色、俗コ。ツ。バ。メ。ト云、同名アリ弘景說トコロノ越燕是也、又堂社ノ兩椽(タルキ)ノ間ニ、土ヲ以テ長ク底ヲコシラヘ、巢ヲ結ブモノハ、形大ニシテ胸紫ナラズ、告天子(ヒバリ)ノ如クナル斑文アリ、腹下黃色、雨前ニハ必群飛ス、俗オ。ホ。ツ。バ。メ。ト云、一名アマドリ和名鈔　ヤ。マ。ツ。バ。メ。大和本草　ト。ウ。ツ。バ。メ。ア。マ。ツ。バ。メ。共同上　アナグラツバメ、勢州　ミ。ヤ。マ。ヒ。イ。ゴ。備後　妙見ヒイゴ、但州　キ。ヤ。ウ。ド。ツ。バ。メ、雲州　朝。鮮。ツ。バ。ク。ラ。羽州　ミ。ヤ。マ。ツ。バ。ク。ヲ。防州　是弘景說トコロノ胡燕ニシテ、藥用ニ入ルヽ者ナリ、總テ寒氣ヲ畏ル、故ニ春社ヨリ此地ニ來リ、秋社ヨリ南方暖國ニ渡ル、中山傳信錄ニ、七月玄鳥來、注ニ燕至二此月一始來ト云、又燕七月來不レ巢二人屋一ト云、此文ニ據レバ、實ニ南國ニ歸去ルト見ヘタリ、然レドモ攝州六甲山ノ嶺ニハ、土中ニ穴シテ蟄シ、正月ニテモ天氣晴暖ナル時ハ、數萬出テ飛翔スト云、時珍、伏レ氣蟄二於窟穴之中一ト云ニ合ヘリ、然ル時ハ燕一々皆南歸スルニモ非ザルナリ、

〔喚子鳥上〕つばめ　ゑがい　右同斷、○生ゑ壹匁　あをみ入、粉壹匁、

つばくらなり、毛色總身くろく、のどうす黃にはらしろし、あら鳥かい鳥に成がたし、子がいともにかいにくき類なり、さへづりよし、

みねつばめ　ゑがい　右同斷

大きさ、つばめに大きし、さへづりよし、

小つばめ　ゑがい　右同斷

大きさ、つばめにちいさし、總身くろく、羽に少しゑろき毛あり、き色のまゆ有て、咽胸までかばきいろにあかし、さへづりほそし、此鳥羽づかい面白し、ひろきかごにとまり木壹本入よし、多またはるのするに出る、すくなし、

同こむしくひ　ゑがい　生ゑ壹匁、あをみ入、粉壹匁、

小つばめの若鳥なり、毛色小つばめの色にそうたいうすきものなり、諸事小つばめにかはる事なし、秋のするふゆいづる、

〔飼鳥必用下〕小つばめ

此鳥京大坂名古屋より出る、雛の內牢なれとてあり、塒あけて本毛となる、此鳥を飼時は、小つばめ籠とて、丸籠にて山がらもんどり籠の通りにて飼也、さかりの節は中にて舞ながら囀もの也、餌飼鈔にて五分餌也、○中略

つばくら

此鳥三月前後江戸にて子を生立候て、秋の節何國へか飛かへるなり、

鶯つばめ

此鳥も秋巢組するに、へうたんの形に巢を懸る也、

雁金つばめ

此鳥江戸にて巢をせず、空計まひ、下たには下ざる鳥也、

〔延喜式治部二十一〕祥瑞

赤鷰、〇中略 右上瑞

〔日本書紀 二十七 天智〕六年六月、葛野郡〇山城獻白鷰、

〔日本書紀 三十 持統〕三年八月辛丑、詔伊豫總領田中朝臣法麻呂等曰、讃吉國御城郡所獲白鷰、宜放養焉、

〔續日本紀 一 文武〕三年八月壬寅、伊豫國獻白鷰、

〔續日本紀 三 文武〕慶雲元年七月丙戌、左京職獻白鷰、

〔續日本紀 九 聖武〕神龜二年正月丙辰、山背、備前國獻白鷰各一、

〔續日本紀 三十八 桓武〕延曆三年五月甲午、攝津職史生正八位下武生連佐比乎貢白鷰一、賜爵二級并當國正稅五百束、

〔日本後紀 十七 平城〕大同三年五月丙申、播磨國獻白鷰二、

〔三代實錄 十三 清和〕貞觀八年六月十四日丁亥、丹波國獻白燕一、

〔三代實錄 三十八 陽成〕元慶四年七月五日丁巳、伯耆國獲白鷰一而獻、

〔菅家文草 七 讃〕省試當時瑞物贊六首 毎首十六字、已上自第一至第六、依次而獻之、貞觀四年四月十四日試、五月十五日及第、

美州獻白鷰 第三

美州白鷰、羽翼惟奇、初知政理、廉潔相移、

〔梅園日記 一〕燕巢

三國塵滴問答云、民間ノ占ニ、紫燕來巢ハ主ノ家富ヲ益ト云ヘリ、温故要略云、燕巢ツクルハ家ノ嘉瑞ト云傳事、抱朴子云、燕知戊巳者其日巢ヲツクリソムルニヤ、又事林廣記擧燕巢遠書戊字卽燕不來などいへり、されども嘉瑞の證なし、按するに、蟲天志 八巻 に、陶隱居曰、燕有二種、紫胸輕小者是越燕、胸斑黑聲大者是胡燕、俗呼胡燕爲夏候、其作窠喜長、人言有容一疋絹者令家富、珍珠船 一巻 に、俗傳燕巢入人家、巢戸內向、及長過尺者吉祥也、集賢張公、毎歲燕巢正寢、其長可容疋練、戸悉內向、數年

燕事蹟

遂登廡焉、

〔甲子夜話 三十〕燕ノ巣ニサマ〳〵アリ、江都ハ鴨居又ハ梁ナドニ、狀指ノ如キ形ニ、泥土ヲモテ造ル、又小板ヲ棚トシテ置バ、ソレニ巣クフ、諸國モ大率コノ如シ、ソノ中奇ナルハ、備後ノ鞆浦ニテ見タリ、彼處ニ大ナル神祠アリ、ソノ軒ノウラニ、垂木或ハツカ梁等ニ所々巣アリ、其形壺ノ如シ、入口ハ向ノ方又ハ上ノ方ニアルモ有リ、ソノ狀騾蛤ノ居ニ類ス、垂木ニアル者ハ、ソノ形乳房ノ如シ、下方ニ口アリ最奇ナリ、又筑前ノ民家ニアリシハ、方板五寸計ナルニ、四隅ニ繩ヲツケテ屋中ニツリ置ク、其中ニ巣クフ形竈ノ如シ、又藁ヅトノ小ナル六七寸ナルヲツリ設ク、コレモソノ中ニ巣クフ、カク土風ニヨッテ別異ナルモ奇ナリ、又聞備中吉備津宮ノ燕巣モ壺ノ如ク、祠ノ軒ウラニ多シト、又同國足守邊ノ人云フ、燕ニヒウゴト云一種アリト、然レバカノ異形ノ巣ハヒウゴノ巣ナルカ、餘

〔今昔物語 三十〕夫死女人後不嫁他夫語第十三

今昔□□ノ國□□ノ郡ニ住ケル人、祖有テ娘ニ夫ヲ合セタリケルニ、其ノ夫失ニケレバ、祖亦他ノ夫ヲ合セムト爲ルニ、娘此レヲ聞テ母ニ云ク、我レ男ニ具シテ可有キ宿世有ラマシカバ、前ノ男コソ不死ズシテ相具シテ有マシカ、男ニ不具マジキ報ノ有レバコソ彼レモ死タラメ、譬ヒ夫ヲ儲タリトモ、身ノ報ナラバ亦モ死ナム、然レバ此ノ事可被止シト、母此レヲ聞大キニ驚テ、父ニ此ノ由ヲ語ケレバ、父ノ云ク、我レ年既ニ老タリ、事近キニ有リ、汝ヂ其ノ後ハ何ニシテカ世ニハ有ラムト爲ルトテ、倘合セムト爲ル、娘父母ニ云ク、然ラバ此ノ家ニ巣ヲ作テ子ヲ産メル鷰有リ、雄鷰ヲ相具セリ、其ノ雄鷰ヲ取テ殺シテ雌鷰ニ注シヲ付テ放チ給ヘ、然テ明ケム年其ノ雌鷰他ノ雄鷰ヲ具シテ來タラム時ニ、其レヲ見テ我レニ夫ヲ合セ給ヘ、畜生ソラ夫ヲ失ヒツレバ、他ノ夫ヲ儲クル事无シ、況ヤ人ハ畜生ヨリモ心可有シト、父母現ニ然モ有ル事トテ、其ノ家ニ巣ヲ咋

燕利用

テ子ヲ產タル鶯ヲ取テ、雄鶯ヲ殺シテ、雌鶯ニハ頸ニ赤キ糸ヲ付テ放ツ、然テ明ル年ノ春鶯ヲ待ツニ、其ノ鶺鶯他ノ雄鶯ヲ不具ズシテ、頸ニ糸ハ付乍ラ來レリ、巢ヲ咋テ子ヲ產ム事无クシテ飛去ヌ、父母此レヲ見テ實ニ然ル事也ケリト云テ、娘ニ夫合セムノ心无クテ止ニケリ、然テ娘此ナム云ケル、

カゾイロハアハレトミラムツバメソラフタリハ人ニチギラヌモノヲ、トゾ云ケル、此レヲ思フニ昔ノ女ノ心ハ此ナム有ケル、近來ノ女ノ心ニハ不似ザリケルニコソ、鶯メモ亦他ノ雄无ケレバ子ハ不產テドモ、家ニ來リケムコソ哀ナレトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔牛馬問 二〕予〇新井白蛾が類縁に、宇松貞といへる醫あり、一とせ夏鍼をならべ置たるに、鍼を紛失せり、尋れども終に不得して止ぬ、翌年の夏のはじめ、徒然して座し居たるに、椽の上へ血走たゝり落、不思議に詠め見る所に、大なる蛇落て死にける、此由を審にするに、燕來て年々此家に巢を作るといへども、此蛇のために卵をとられ、生育する事なかりしに、去年の鍼を巢に貯、今年終に敵をとりぬ、物おのづから此理有、是予親しく聞所なり、

〔隨意錄 三〕嘗聞焉、大阪道頓堀、鍋屋道味者宅、有雙燕來巢三年、生雛四、一朝雄夙起、巢宅未開戶、乃頡頏宅中、猫捕食之、雌乃獨能養雛、後有一雄燕、來欲棲其巢、寡雌拒之不容、雄猶欲來棲、可二十日、而雌遂許之、相與哺雛、一朝雌不處、時雄含蒺藜哺雛、而殺其二、爾後雌頻搏追其雄、又不復還焉、獨育二雛、元元貞二年、雙燕巢于柳湯佐者宅、一夕家人擧燈照巢、其雄驚墜、猫食之、雌悲鳴不已、朝夕守巢、哺諸雛、成翼而去、明年雌獨來復巢其處、自是春來秋去獨六稔、目爲貞燕云、禽獸之性、彼此有相同者、如斯之類、不一而措、

〔本朝食鑑 五 原禽〕燕〇中略 肉、氣味、甘平有毒、本草言酸、然未覺酸、略覺苦味耳、主治、殺蟲利水腫蠱脹瘵痔漏、

燕雜載

屎、氣味、辛平有毒、主治、蠱毒瘧疾、逐邪通淋、利小水、祛目翳、愈突眼、治口瘡、

〔甲子夜話三十〕加賀ニハ年々夏ノ中ニ、燕ヲ夥ク取リ鹽漬ニシテ貯ヘ、兵食ノ料ニ備フ、前田家ノ古法ト見ヘテ、昔ヨリソノ如クシテ、前年ニ鹽漬シタルハ弃テ新ト引換置クコト、年々違フコト無ト云、或云、息合ノ藥ナル歟ト、尚ソノ國人ニ問ベシ、林話

〔竹取物語〕中納言磯のかみのまろたりは、家につかはるゝをのこどものもとに、つばくらめのすくひたらば、つげよとの給ふを承て、何の用にかあらむと申、こだへての給ふやう、つばくらめのもたるこやすのかひをとらんれうなりとの給ふ、をのこどもこたへて申、つばくらめをあまたころしてみるにだにも、腹になき物也、たゞし子うむ時なんいかでかいだすらん、はう〳〵かと申、人だにみればうせぬと申、又人申やう、おほいつかさのいひかしぐやのむねに、つくのあなごとに、つばくらめは巣をくひ侍る、それにまめならんをのこどもをゐてまかりて、あぐらをゆひあげてうかゞはせんに、そこらのつばくらめ、こをうまざらむやは、扨こそとらしめ給はめと申、中納言よろこびたまひて、おかしき事にも有哉、尤えしらざりけり、けうある事申たりとの給ひて、まめなるをのこども廿人ばかりつかはして、あなゝひにあげすへられたり、とのより使隙なくたまはせて、こやすのかひとりたるかととはせ給ふ、つばくらめも人あまたのぼりゐたるにおぢて、すにものぼりこず、かゝるよしの御返事を申たれば、聞給ひて如何すべきとおぼしめし煩ふに、彼つかさのくわん人、くらつまろと申翁申やう、こやすのかひとらむとおぼしめさばたばかり申さむとて、御前に參たれば、中納言額を合てむかひゐたまへり、くらつまろが申やう、此燕めこやすのかひは、あしくたばかりてとらせ給ふ也、扨はえとらさせたまはじ、あなゝひにおどろおどろしく、廿人のひと〳〵ののぼりて侍るなれば、あれてよりまうでこず、せさせ給ふべきやうは此あなゝひをこぼちて、人みなしりぞきて、まめならむ人をあらこにのせすへて、つな

をかまへて、鳥のこうまん間に、つなをつりあげさせて、ふとこやすのかひをとらせ給なん、よき事なるべきと申、中納言の給ふやう、いとよき事なりとて、あなゝひをこぼし、人みなかへりまうできぬ、中納言くらつまろにの給はく、つばくらめはいかなる時にか、子うむとしりて、人をばあぐべきとのたまふ、くらつまろ申やう、つばくらめ子うまむとする時は、をゝさげて七度めぐりてなんうみおとすめる、扨七度めぐらんをり、ひきあげてそのおりこやすの貝はとらせたまへと申、中納言喜て、よろづの人にもしらせ給はで、みそかにつかさにいまして、をのこどもの中にまじりて、夜をひるになしてとらしめ給ふ、くらつまろかく申をいといたく喜ての給ふ、こゝにつかはるゝ人にもなきに、ねがひをかなふることのうれしさとの給ひて、御ぞぬぎてかづけ給つ、さらによさり此司にまうでことの給ひてつかはしつ、日暮ぬれば、かのつかさにおはして見給ふに、誠につばくらめ巣つくれり、くらつまろ申やう、おうけてめぐるに、あらこに人をのぼせてつりあげさせて、つばくらめの巣に手をさし入させて、さぐるに物もなしと申に、中納言あしくさぐればなきなりと腹立て、たればかりおぼふらんにとて、われのぼりてさぐらむとの給ひて籠に入てつられのぼりて、うかゞひ給へるに、つばくらめ尾をさげて、いたくめぐりけるにあはせて、手をさゝげてさぐり給ふに、ひらめる物さはりけるとき、我物にぎりたり、今はおろしてよ、おきなしえたりとの給ひて、あつまりてとくおろさんとて、綱を引すぐして、つなたゆるときに、やしまのかなへのうへに、のけざまにおちたまへり、○中略からうじて御心ちはいかゞおぼさるゝととへば、息の下にて物はすこしおぼゆれど、こしなむうごかれぬ、されどこやすのかひをふとにぎりもたれば、嬉敷おぼゆれ、まづしそくさしてこゝのかひかほ見むと、御ぐしもたげ御手をひろげ給へるに、つばくらめのまりおけるふるくそをにぎり給へるなりけり、

〔拾遺和歌集物名七〕つばくらめ　　　すけみ

石燕

なにはつはくらめにのみぞ舟はつく朝の風のさだめなければ

〔風俗文選〕三譜百鳥譜　支考

燕もゆかりはわすれぬ鳥也、終日にひるがへり、終日に囀りて、餌にほかならず身をつくさずや、いはゞ江湖の僧の一夜二夜にちぎり捨て、身を雲水にまかせたるが、年を經て後は見しらぬ人もおほかる、されば行脚の身の、人にもおくられ、おのれもおくりたらんに、涙のこぼるゝはいかなる時にかあらん、かの法師の、宿かし鳥とよみつゞけぬるより、孤村に出て夕陽を啼盡せば、誰が家にか今宵もおくらんと、あぢきなき事もおもはるゝなり、

〔笈埃隨筆八〕雜說八十ヶ條

予〇百井塘雨備前の沖なる鵜の瀬といふ所に汐待せしに、大巖二ツある所也、夫に燕。の。樣。な。る。鳥。夥しく群がりたり、舟人に問へば、かりがねといへり、人に遠ければさのみ恐れず、手にてとらへたり、脊黒く、嘴尖りたり、京には見馴ぬものにて、彼紋所に付るかりがね也、かりがねといへば、鴈の事と計思ふは非なり、

〔多識編四禽〕石燕、豆。知。豆。波。米。異名土燕エン綱目

〔本朝食鑑五原禽〕石燕豆。訓阿。波。末。米。

釋名胡燕源順　雨燕俗稱胡燕者欲雨而飛故名、詳于異同、

集解、石燕卽土燕、乳于巖穴者也、大於燕而黑色、胸有黑斑而不紫、每棲于山上巖穴之中、天陰則群飛必雨、故唐許渾詩、石燕拂雲晴亦雨、是也、今海西及近州濃州之山中多有、江東亦間有之、

肉、氣味、甘温無毒、主治、壯陽益精、煖腰膝、縮小水、能禦山嵐瘴氣邪疫、

〔本朝食鑑六華和異同〕石燕

石燕者雨燕土燕、而非石中之石燕也、一名胡燕、源順和名載兼名苑曰、燕有胡越二種、楊氏漢語抄、胡

燕訓阿萬止利、陶弘景曰、紫胸輕小者是越燕、有斑黑而大者是胡燕、必大技、越燕者尋常之燕子也、胡燕者與本邦之雨燕同、然陶氏所謂胡燕、作窠長能容二疋絹者、令人家富也、此與雨燕異、雨燕者棲山上之巖穴而作窠耳、

〔重修本草綱目啓蒙 三十二原禽〕石燕

柄ノ說ハ琉球カハホリ、形伏翼(カハホリ)ヨリ大ニシテ淡紫色、好テ樹枝ニ倒懸ス、前足ハ毛ナクシテ一ノ胸アリ、後足ハ毛アリテ五指アリ、時珍ノ說ハ百鳥圖ニ符ス、即酉陽雜俎ノ鷂鳩ニシテ、カザキリナリ、巳ニ鶺鴒ノ附錄、鶻鵃ノ下ニ詳ニス、又石部ニ石燕アリ、石ノ形栗介ニ似タルモノニシテ、舶來和產俱ニアリ、此條ト同名ナリ、

增、石燕ヤマツバメ、此レハ乳石ノアル岩穴ニアリ、形狀伏翼ニ似タル鳥ナリ、富士ノ人穴、大峯蟷螂ノ岩屋、近江風穴、丹州大江山等、巖窟中ニ產ス、常ニ窟中ニ在テ飛行シ、外ヘ出デズ、

〔日光山志 四〕岩燕　華嚴瀑の峻谷に巣(すく)ひ、常に谿間を回翔ス、常の燕より殊に大にして、尾二ツにさけず、尾先に針の如きものあり、

〔西遊記 三〕一足鳥

肥後の國八ツ代の求麻川をさかのぼる事八里にして、神(かう)の瀨(せ)の岩戶といふ所あり、天下の奇所なり、〇中略南向にて高さ廣さともに十四五間ばかりもや有らん、上よりは石鐘乳の甚大にして柱の如く、或は人の如くなるが、つらゝの下りたるやうに、口より奥に至るまで、透間なく下れり、其石鐘乳の間に鳥有りて飛ありく、背中黑く腹白く尾みじかく、全體燕に似たり、此鳥只一足なり、世界の中に、只此岩戶の中ばかりに生ずる鳥なりといふ、奥より口にいたるまで數百羽むらがり飛て、程近くまでも飛下る、されど甚すみやかにして、いかなる形としかと見定めがたし、

〔新撰字鏡 鳥〕鷀竹嗣反、山烏、又阿万止利、

鷄鳥

〔倭名類聚抄 羽族名 十八〕胡鷰　兼名苑注云、鷰有胡越二種、楊氏漢語抄云、胡鷰子阿萬止里、
〔箋注倭名類聚抄 鳥名 七〕按證類本草引陶隱居云、鷰有兩種、有胡有越、兼名苑注蓋本之、陶又云、胷斑黑聲大者是胡鷰、其作巢喜長、人言有容一匹絹者、令家富、本草和名、鷰矢條、載越鷰胡鷰、別無和名、新撰字鏡、鷰、阿萬止利、袖中抄載詠阿萬止利之歌、今俗呼雨燕、又山燕、又唐燕、又大燕、
〔類聚名義抄 鳥 九〕胡鷰アマトリ　鳩鴷(或鵟、音知、音勸、田鼠化爲鴷、即鴾鳴、アマトリ、)　胡鷰アマトリ
〔伊呂波字類抄 安 動物〕胡鷰アマトリ 鷰有胡越二種　鴿鷄　鴿 已上同
〔古事記 中 神武〕爾大久米命、以天皇之命、詔其伊須氣余理比賣之時、見其大久米命黥利目、而思奇歌曰、阿米都々(アメツヽ)、知杼理(チドリ)、麻斯登々(マシトヽ)、那杼佐祁流斗米(ナドサケルトメ)、
〔古事記傳 二十〕阿米都々、四音一句なり、知杼理麻斯登々、此二句甚解り難し、されど例の試に強て云ば、鳥の名四歟、そは阿米は詳ならねど、若くは和名抄に、胡鷰子阿万止利とある、是を阿米とのみも云るにや、
〔袖中抄 十九〕あまどり
あまたゆひゆたひたゆたふ雲まよりきこえやすらんあまどりの聲
顯昭云、あまどりとは空の雲の中にすみて、おほかた人にもしられぬ鳥也、その鳥六月つごもり七月になるほどに、雲の中にすをつくりて子をうむが、風など吹て雲いたくさはぎて、そのすのやぶれぬべければ、わびてなくなり、その時ばかりぞ、よの人なくこゑをもきくと、或書にかけり、まことゝもおぼえねど、ふるさうしにしるしたれば書のする也、但和名には胡鷰とかきてあまどりとよめり、又あとり共よめり、
〔新撰字鏡 鳥〕鴰　古活反、比波利、又太止利、
〔倭名類聚抄 羽族名 十八〕鷄鳥　陸詞切韻云、鷄(古活反、和名多土利、)小鳥似雉也、

雲雀名稱

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕按玉篇、鵽知括切、廣韻丁刮切、屬舌音知母、古屬牙音見母、其音不同、而諸從叕字皆屬舌音、無有屬牙音者、則此云古活反、恐誤、○中略 今俗呼田雲雀、蓋雲雀之一種、漢名未詳、○中略 按爾雅、鵽鳩寇雉、郭璞注云、鵽大如鴿、似雌雉、鼠脚無後指、岐尾爲鳥憨急、群飛出北方沙漠地、陸詞蓋本之、說文、鵽、鵽鳩也、玄應音義引爾雅注云、俗名突厥雀、陳藏器曰、塞北有突厥雀、身赤、以是充多止利非是、

〔類聚名義抄 九鳥〕鵽鵽 或正、音啼、玉眞刮反、大如鴿似雌雉、メトリ、ヤマトリ、アマトリ、二小、小鳥似雉、

〔新撰字鏡 鳥〕鵽 古活反、比波利、又太止利、　鵳 古賢反、比波利、　鶊 古衡反、比波利、

〔倭名類聚抄 十八羽族名〕雲雀　崔禹錫食經云、雲雀似雀而大、和名比波里、　楊氏漢語抄云、鶬鶊、倉庚二音、和名上同、

〔箋注倭名類聚抄 七鳥名〕按說文、鷚、天龠也、爾雅、鷚、天鸙、郭璞注、大如鷃雀、色似鶉、好高飛作聲、今江東名之曰天鷚、後世名曰告天子、曰噪天、三才圖會云、告天子似鶉而小、褐色、海上叢草中多有之、黎明時遇天晴霽、則且飛且鳴、直上雲端、其聲連綿不已、常熟縣志云、噪天、麥熟時有之、亦名告天子、郝懿行曰、今此鳥俗謂之天雀、毛色全似阿鷚、而形差小、高飛直上、鳴聲相屬、有如告訴、或謂之告天鳥、卽此也、是可以充比波利、○中略 按爾雅、倉庚、黧黄也、毛詩七月、春日載陽、有鳴倉庚、毛傳、倉庚、離黄也、鶬鶊卽倉庚俗字、好色賦、爾雅郭注、左傳杜注、皆从鳥、是可訓宇久比須、鴬條詳之、又按雲雀於他書無見、雖形狀難知、然依其名則知、蓋爾雅所謂鷚也、則雲雀鶬鶊非一物、本草和名以雲雀爲比波利、萬葉集、漢語抄以鶬鶊爲比波利、其說不同也、源君兩引混爲一、非是、

〔類聚名義抄 九鳥〕鴰 音括、鶬鴰、一身九頭、ヒバリ、タトリ、　鶊 ヒバリ、　鶬鶊 俗正、音寀、鶬鶊以春分鳴、立秋去、　鶬 或鶬、音倉、鶬鶊鳥、ヒバリ、　鶬鶊 倉庚二音、ヒバリ、上ヒバリ、下同、　鸝 音眉、鶬鳩、ヒバリ、　鵳 ヒバリ　〔同 九隹〕雒 或雒字、音倉、ヒバリ、　雲雀 ヒバリ

〔和爾雅 六禽鳥〕告天子 ヒバリ 叫天子同、出三才圖會、　噪天 ヒバリ 常熟縣志云、麥熟時有之、亦名告天子、

〔日本釋名 中鳥〕告天子 ヒバリ　ひばりは日のはれたる時、そらに高くのぼりてなく鳥なり、ひはる也、雨天

にはのぼらず、

〔本朝食鑑 五原禽〕雲雀(訓比波里)

釋名、倉庚(源順曰、楊氏漢語抄、鶬鶊、和名比波里、必大按、今古訓比波里、然大抵倉庚者鶯之名也、)

集解、崔禹錫食經曰、雲雀似雀而大、必大按、雲雀處處多有、淡黃毛有黑赤斑、腹類略黃而白、羽翮輕捷而疾、脛細長而健、故飛翔高遠而步亦急速、其鳴圓吭睍睆、其聲喧啾高響、春二三月野潤日暖、高擧戾天、舞鳴上下、倦則飛下入草叢、夏四五月伏卵時、尙飛舞頡頏、性能多疑有智、直不下吾棲、先下數十步之外、而疾步入常宿、於是避網擭難、羅捕之不多、故令犬逐出、放鷹鷲之、則多得之、至六七月易毛改舊、俗呼稱練(ネリヒバリ)雲雀、或曰、飛舞勞身、麥菽養肉、如修煉於物之謂乎、至冬鳥肥極倦、而羽老脛弱、故網擭捕之者多、雪中尙易獲耳、其味甘脆肪淺骨軟、脛掌亦可食、以具上饌、近世官家賞之至重、不減于鶴鴈、江都官鷹擊之以奉獻于上都、其餘次第賜于列侯、公家鷹亦擊餽送四方、家家甚賞美之、或畜之樊籠、但恐脛掌細弱易折、故籠中盛砂鋪艾以備之、若羽中生蟲則令砂浴之、鶉亦同、此竹籠上設張于長網、籠之高數十尺、網之長亦應之、雲雀能馴、則舞鳴頡頏于網籠中、而終日囀吭圓亮不倦、以爲宮中之翫弄也、

〇中略

附錄、田雲雀、氣味、甘溫無毒、(或曰、微溫、狀類雲雀而稍大、頭背淡蒼帶青、翅尾黑、臆前後黃色有黑點、常居田澤流水之間、鳴聲飛舞亦難似雲雀、而性不捷、勢亦稍微、其味難美劣雲雀耳、)

〔本朝食鑑 華和異同六〕雲雀

崔禹錫食經、雲雀似雀而大、雲雀之名、食經之外未見之、故不知其字義、此鳥飛上入雲、其狀類雀、仍名之乎、雲雀者鷚也、爾雅、鷚天鷚、郭璞曰、大如鷃雀、色似鶉、好高飛作聲、韻會曰、今江東名之曰天鷚、亦雲雀也、三才圖會、有告天子者、褐色似鶉而小、海上叢草中多有之、黎明時遇天晴霽、則且飛且鳴、直上雲端、其聲連綿不已、一云、叫天子、此亦雲雀之類也矣、

〔喚子鳥 上〕たひばり　いぬひともみそひばり共いふ　ゐがい　生ゐ七分、あをみ入、粉壹匁、

大きさ鶯に大ぶり、尾ながくうごかし、せきれいのごとし、せの色あを黒くむね白く、くろきごまふ有、さゑづり少し有形ちはひばりににたり、冬出る、

木ひばり　びんずい共たにはいともいふ　ゐがい　生ゐ七分、あをみ入、粉壹匁、

大きさひばりに少し大ぶり、毛色たひばりにおなじ、むねのごまふ、たひばりよりあらし、さゑづりよし、たひばりとよくにたるものにて、まぎらはしきものなり、たひばり同時に出る、

〔喚子鳥 下〕粒餌小鳥の分　何にても水を入る

ひばり　ゐがひ　きび、あは、すりゐは生ゐ四分、粉壹匁、あをみ入、

大きさすゞめに大きし、毛色さへづり世に志るごとし、子がひ重寶す、さへづり善悪あり、又まひひばりとて、せい高きかごの内にてまひ上り、さゑづるなり、まひひばり世にまれなり、夏の初にす子出る、

おにひばり　きつともいふ　ゐがひ　きび、あは、すりゐは生ゐ四分、粉壹匁、あをみ入、

大きさひばりに大ぶり、諸事ひばりにかはりなし、

〔飼鳥必用 上〕放シ雲雀を仕込仕様

春八十八夜の日、野にて啼雲雀を取移し、尤若鳥をゑらみ、七年程も飼馴し、此鳥を二月末ゟ仕込、常の雲雀籠より大なる籠を調て、口も廣く明け、家の内明り宜敷座舗にて、度々手にて虫を喰せ、毎日座舗へかごを居へ置て如此、夫ゟ籠の戸口を明け、此戸口ゟ鳥の面を出して虫を喰るよふに仕付、是を喰時、ごみ拂のよふ成ものを拵へ、白紙にてばれんを付、不開柄の方へ結び付、其先きへ虫を乘て喰せ、暫は是に驚候得共、段々と蜘を喰馴はせ、それゟ座敷之内にて引出し、かごに入る時も蜘にて引入、日々右之仕込も相馴候はゞ、障子を少し宛切破り、外を段々と見せ、八十八夜

過にもなり候はゞ盛り氣つよく、手に喰付よふに成、其時分籠を外庭へいだし、虫にて引出し、是も座敷と庭との違ひにて、座敷のよふには手なれずよし、是も日々相馴候ば、ばれんにつけ候節庭江引出し、不レ舞して虫にて籠に入、度々一ッ事宛仕込候へば、自然と舞上り、暫くも舞也、總て舞下る折、ばれんを見せ候得ば、其所直ぐに下る也、右の通舞せ候事、度々は惡敷、一日に朝と晝後二度程宛舞候事、盛氣ぬけ候得ば、ばれんにも不レ添、方々舞下るよし、春の内盛り廿日計り舞候事、子飼は鷹鳥におち氣有り、思ふ儘に仕付不二相成一もの也、野鳥にて七年巳上飼置たる鳥ならでは、仕込がたきのよし、日數廿日餘も仕込方取懸り、是のみの仕事に致仕付候よし、中々もつてまいり兼る仕よふ也、まづあらまし聞傳へし事を記す、

〔飼鳥必用中〕告天子。。

此鳥唐人持渡し鳥にて、唐の雲雀也、日本の雲雀より格別大形、頭少し平み、府合薄赤、墨色にて首に白輪の府有り、足の跡爪鳥の鳥に同じ、地鳥にてひばり籠に入てよし、天明の比、琉球國より相渡候得共、囀音を不レ聞、唐にては此鳥にて會を催シ、囀かち候を上ときわめて、鳴まけたるを勝の方へ渡し候よし聞傳へし、一體鳥の樣子雲雀に似たり、

〔飼鳥必用下〕雲雀

此鳥野方の鳥は黑斑（クロフ）也、砂場の鳥は赤斑也、尤所々よりも出る也、但し雌雄見分の義は、ひかへの爪長くそりなきは雄也、雌は少しそりあり、子の雌雄も右の處にて見分る也、勿論子飼は諸鳥のまねをするゆへに人々きろふ也、荒鳥三年過たる至てよし、

りう雲雀。。　一名大雲雀。。と言

此鳥駿府より出る、荒鳥を取、三年ほど飼へば宜しく鳴也、尤鳴方常の雲雀より大口也、餌飼鈔にて三分餌也、

雲雀事蹟

〔古事記仁徳下〕其夫速總別王到來之時、其妻女鳥王歌曰、比婆理波、阿米邇迦氣流、多迦由久夜、波夜夫佐和氣、佐邪岐登良佐泥、天皇聞此歌、卽興軍欲殺、

〔萬葉集十九〕二十五日〇天平五年二月作歌一首

宇良宇良爾、照流春日爾、比婆里安我里、情悲毛、比登里志於母倍婆、

春日遲々、鶬鶊正啼、悽惆之意、非歌難撥耳、仍作此歌、式展締緒、但此卷中、不偁作者名字、徒錄年月所處緣起者、皆大伴宿禰家持裁作歌詞也、

雲雀進獻賜與

〔親元日記〕文明十五年正月九日癸卯、兵庫殿御進上、雲雀五十、鯉二、鯛五、以上長谷へまいる、

〔大館常興日記〕天文九年七月十日、巳上刻爲御使與阿來入、ひばり一さほ拜領仕候、面目至忝次第也、

〔幕朝年中行事歌合中〕二十三番　右　賜鶴

我きみのみことかしこみ門を明て雲雀の使今や待らん

賜鶴とは七月の頃、小鷹にてとりしひばりを、三家三卿のかた〴〵、國主の面々、在府の家がらの人々に、わかち賜ふ也、

〔守國公御傳記五〕將軍家御鷹捉飼ノ雁ト雲雀トヲ、三家三卿溜詰國主等ニ、每年恩賜アリ、冬ノ雁ハ昔ヨリ鹽ニ漬タレドモ、夏ノ雲雀ハ生ニテ數十羽ヅヽ賜フ例ナレバ、鷹匠近村ニ出テ捉飼シタル雲雀ヲ、炎天ノトキ遠カニ奉ルトテ、夜ヲ籠テ運ビ、其村々ノ農民ハ、豫テ其用意ヲナシ、數十人待設ル故、農民ノ勞少カラザリシニ、公〇松平定信執政ト成玉ヒシヨリ、雲雀モ雁ノ如ク鹽漬ニナリ、日ヲ經テ奉リケレバ、農民ノ勞ナク、且鷹匠近圖ノ鷹場ニ出テ、農民ヲ惱ス事モ、此頃ヨリ絶テ止タリトゾ、

雲雀利用

〔宜禁本草坤諸禽〕鷚雀　甘溫無毒、益陽道、美於諸雀、補益人、

雲雀雌歟

〔本朝食鑑五原禽〕雲雀〇中略
肉、氣味、甘温無毒、主治、久泄虚痢、
發明、今俗通言、雲雀性平肉淺而不中病、故令病人食之、必大抜、雲雀翼強而輕、距細而捷、飛戻天歩則疾、是雖體微小而勢健之故也、凡體輕勢健者陽而能升、得春氣長、過冬氣衰、則雲雀之升陽可知、故令氣升提能調泄痢之虚極、然則氣實之病而食之、則發熱動血、暗生不治之病、氣虚之病而食之、則據症可治焉、凡禽類馴家游水者、雖有毒而不烈、棲山宿野者、有毒彌熾而遺害也、
腸脆、氣味、俱甘温無毒、近世醃腸脆歴掌及諸骨以作醢醬、或和麴亦有、俱味甘鹹香美、其美不可言、世以爲珍肴、然多食則温毒莫害乎、

〔萬葉集二十〕三月〇天平勝寶七歳三日撿校防人勅使、并兵部使人等、同集飲宴作歌三首、
阿佐奈佐奈、安我流比婆里爾、奈里氐之可、美也古爾由伎氐、波夜加弊里許牟、
右一首、勅使紫微大弼安倍沙美麻呂朝臣、
比婆里安我流、波流弊等佐夜爾、奈理奴禮波、美夜古母美要受、可須美多奈比久、〇一首略
右二首、兵部少輔大伴宿禰家持、

〔神樂歌〕閑野
本 しづやのこすげ、かまでからばおひんや、おひんやこすげ、
末 あめなるひばり、よりこやひばり、とみくさ、とみくさもちて、

〔武江產物志〕山鳥類　告天子鳴尾

〔風俗文選三譜〕百鳥譜　支考
雲雀は終日に囀暮して、はては空にもふすにかあらむ、此ものは小春の空をよくおぼへて、鳥羽の田づらなどに、ふと囀出たるに、かゐつれて囀る鳥もなければ、あはれさびしきものかなと、お

鶡鴠

もふ時もある也、

〔倭名類聚抄 十八 羽族名〕鶡鴠　四聲字苑云、鶡鴠(獨春二音、漢語抄云、獨春鳥、佐夜豆木土里、)鳥黄色、聲似春者相杵也、

〔類聚名義抄 九 鳥〕鶡鴠(獨春二音、獨春鳥、サヤツキトリ)

〔本朝食鑑 五 原禽〕鶡鴠

集解源順曰、四聲字苑云、鶡鴠鳥、黄色聲似春者相杵也、今無若許之鳥、未聞春聲之禽、且待博識之人耳、

〔本朝食鑑 六 華和異同〕鶡鴠

獨春者寒號蟲也、一名鶡鴠、屎名五靈脂、李時珍曰、鶡鴠、夜鳴求旦之鳥、夏月毛盛、冬月裸體、晝夜鳴叫、故曰寒號、曰鶡旦、古刑有城旦春、謂晝夜春米也、故又有城旦獨春之名、月令云、仲冬曷旦不鳴、蓋冬至陽生漸暖故也、必大按、和名所言獨春者黄色、春聲似尋常之禽、而無狀如小雞、四足肉翅、夏月毛采、五色、冬毛落如雛、然則本邦之獨春別一種哉、

明治四十三年九月二十七日印刷
明治四十三年九月三十日發行



神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和九年十一月一日印刷
昭和九年十一月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所　古事類苑刊行會
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
振替東京三一七〇〇番

發賣所　內外書籍株式會社
東京市小石川區竹早町三十二番地
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(86)　一〇五四番
　　　　　　　　三二六九番

單式印刷株式會社印刷